

191

朝鮮の聚落

前篇

裏

附

朝鮮の聚落

통계청 도서실



B0025556

311.9
조54
V.1

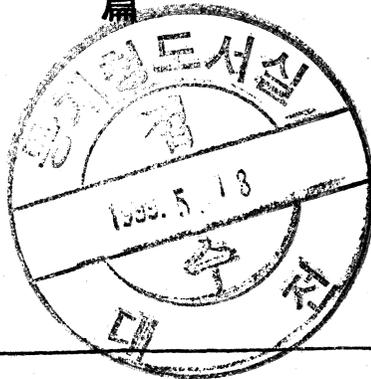
調査資料
第三十八輯

生活状態調査(其五)

朝鮮の聚落

前篇

朝鮮總督府



序

本書は豫ねて囑託善生永助をして調査せしめつゝある生活状態調査の一部たる「朝鮮の聚落」の前篇にして、主として朝鮮の聚落に關する總括的の調査及び研究の結果を收録したもので、朝鮮に於ける聚落の歴史地理行政自治經濟等の特質を闡明するに努めて居るから、これを繙くに於ては執務上研究上多少の参考となることゝ信ずる。

昭和八年二月

朝鮮總督官房文書課長 萩原彦三

は し が き

太古以來、人類は聚落生活に終始し、その影響感化を受けることが最も大である。従つて生活状態の調査上聚落の實體を明かにすることは極めて大切である。聚落には數戸乃至數十戸の部落より、數千戸乃至數十萬戸の都會に至る迄、種々の階級があるが、いづれも國家・社會の根幹を爲し、經濟・文化の基調となり、行政・自治の目標に置かれて來た。然かも我國に於ける聚落の研究は、一部地理學者の間に於て、或は理論上より、或は一地方に就いて、その地理的研究が行はれて居るに過ぎず、未だ聚落の歴史・地理・經濟・行政・自治等、各方面の調査研究を行つたものはない。

筆者は上司の命を受け、數年來繼續して朝鮮の生活状態調査に従事して居るが、元來この生活状態調査は、地域的調査と總括的調査を併せて行ふもので、地域的調査に於ては、既に報告書を刊行したものに、水原郡・濟州島・江陵郡・平壤府があり、近く慶州郡の調査報告も上梓されんとして居り、更に義州郡及び統營郡の調査にも着手し、大體各道一箇所を指定して、順次に調査を爲して行く計畫である。而して總括的調査は、聚落・衣食住・冠婚葬祭・生計費・社會組織・家族制度・文化及思想・經濟機構などを順次に調査して行く方針である。

今回發表した「朝鮮の聚落」は即ち前記總括的調査の一部門を爲すものであり、既に昭和四年頃より、これが編纂の計畫を樹て、資料の蒐集に着手し、傍ら各種の文獻に就いて研究調査して居たものである。報告書は編纂の便宜上、前篇・中篇・後篇の三冊に分ち、前篇たる本冊に於ては、朝鮮に於ける聚落の總括的記述を主とし、聚落の發生・聚落の名稱・聚落の種類・聚落の大小・聚落の高度・聚落制度・農村・山村・漁村・都邑に就いて叙述した。頁數の關係上、蒐集執筆した資料及び寫眞の中で、止むを得ず割愛したのも頗る多く、部分的説明としては尙ほ盡さざる點が尠くないのは、筆者の窃かに遺憾とする所である。

人口地理學と聚落地理學とが相關聯して深き交渉を有する如く、この「朝鮮の聚落」は、先年出版したる拙著「朝鮮の人口現象」調査資料 第二十二輯と密接不離なる關係を有し、本書中には同書を引用した所が尠くないから、本書の讀者は併せて同書をも参照されんことを希望する。

調査資料
第三十八輯
朝鮮の聚落 前篇

目次

第一章 聚落の發生……………	一
第一節 聚落の發達……………	一
聚落の意義……………	一
聚落の發生及發達……………	四
聚落關係の古文獻……………	一七
第二節 聚落の分布……………	三六
聚落分布と人口密度……………	三六
聚落分布と位置地勢……………	四五
第三節 聚落の構成……………	五一

目	口	家	水	通	業	育	生	仰	役	同
.....
五	一	五	五	八	六	一	六	七	七	四

第二章 聚落の名稱

第一節 聚落名の由來

行政區劃に關するもの.....	地形に關するもの.....
八一	九三

位置に關するもの	一三四
官衙・建築に關するもの	一三八
産業經濟に關するもの	一五三
其の他のもの	一七一

第二節 部落名の分類……………一七三

位置・地勢を現はす部落名	一七四
官衙・建築物を現はす部落名	一八六
道德・信仰に關する部落名	一八九
産業・經濟に關する部落名	一九〇
姓氏に關する部落名	一九一
景勝に關する部落名	一九二
動物に關する部落名	一九二
植物に關する部落名	一九三
形容に關する部落名	一九四

第三節 地名の變遷……………一九五

第三章 聚落の種類……………二二一

第一節 位置に依る分類……………二二一

京城近郊の小市街……………二二一

平壤附近の村落……………二二二

島嶼部……………二二五

沿海部……………二二六

沿河部……………二二八

沿河市街……………二二九

背山臨流……………二三〇

山間聚落……………二三一

國境都市……………二二三

第二節 地勢に依る分類……………二二五

盆	地	聚	落	二二五
高	原	聚	落	二二七
臺	地	聚	落	二二八
谿	間	部	落	二三〇
濕	地	部	落	二三一
池	沼	部	落	二三三

第三節 形態に依る分類……………二三五

集	村	二三六		
散	村	二三九		
單	線	路	村	二四三
十	字	路	村	二四四

第四節 性質に依る分類……………二四五

市	場	聚	落	二四六
驛	村	二四八		

目次……………五

寺院聚落……………二五一

迷信聚落……………二五三

渡船場聚落……………二五七

山城聚落……………二五九

水營聚落……………二六一

兵營聚落……………二六一

鎮營聚落……………二六三

第四章 聚落の大小……………二六七

第一節 部落の性質別大小……………二七〇

第二節 部落の地勢別大小……………二七三

第三節 里洞及び部落の戸口……………二八五

平野……………二八五

鐵道沿線……………三〇三

沿河地	三二六
臨海地	三二八
山間	三五五

第五章 聚落の高度……………四一一

第一節 著名聚落の眞高……………四一一

第二節 聚落の高距限度……………四一五

第三節 高地聚落の戸口……………四二二

第六章 聚落制度……………四九七

第一節 聚落制度の變遷……………四九七

坊里制……………四九七

村里制……………五〇二

行政區劃……………五〇四

郷 吏……………五〇五

郷 廳……………五一三

五 家 統……………五一八

甲午前の面洞組織……………五二一

甲午の面洞制改革……………五二三

甲午後に於ける面洞……………五二六

第二節 地方自治制度……………五三三

府 郡 の 廢 合……………五三三

地方制度の沿革……………五三七

地方制度の改正……………五五一

地方制度に關する制令……………五六〇

府 制……………五六〇

邑 面 制……………五六八

道 制……………五八三

第三節 同郷團體……………五八九

契	五九〇	
郷	六〇七	
参考	内地の村里制	六二八
郷	里	六二八
村	字・組・坪・分	六三四
字・組・坪・分	庄	六三六
庄	保	六三八
保		六四〇
第七章 農 村		
第一節 村落の發達		
村落の地勢別戸口		六四三
村落發達の動向		六五六
第二節 農業人口と耕地		
		六六〇

第三節 農村部落の分布……………六六四

第四節 農村部落の經濟……………六六六

第五節 農村の團體活動……………六七四

農業團體……………六七五

金融組合……………六八五

水利組合……………六八七

産業團體……………六八九

第八章 山村……………六九三

第一節 火田及び火田民……………六九三

第二節 火田の農業方法……………七〇〇

火田耕作の順序……………七〇一

作付の方法……………七〇四

地力維持に關する措置……………七〇七

休 閑 及 廢 耕 七二〇
火 田 耕 作 と 耕 牛 七一四

第三節 火田部落の生活 七一七

第四節 火田民の經濟狀態 七三九

第五節 火田民指導と森林保護 七四六

第九章 漁 村 七五七

第一節 臨海地の部落 七五七

第二節 著名なる漁村部落 七六二

第三節 通漁部落の盛況 七七三

第四節 漁村部落の經濟 七八三

朝鮮 水 産 會 七八四

漁 業 組 合 七八五

第十章 都 邑……………八〇一

第一節 都邑の變遷……………八〇一

都 邑 の 沿 革……………八〇一

都 邑 の 發 達……………八四一

都 邑 の 機 能……………八四三

都 邑 の 形 態……………八四八

第二節 都邑の分布……………八五一

李朝末葉の市街地……………八五一

併合當時の市街地……………八六八

市街地の位置・性質……………八七〇

第三節 都邑の戸口状態……………八七五

都邑の人口増加率……………八七五

都邑の職業別戸数……………八七九

都邑の戸口消長……………八八四

第四節 人口の都邑集中…………… 八八九

最近の人口移動…………… 八八九

都邑の膨脹ミ村落の衰微…………… 八九一

聚落盛衰の理由…………… 九〇六

第五節 都邑附近の聚落…………… 九〇九

市街地附近の發達…………… 九〇九

開城地方の聚落…………… 九一二

第六節 都邑の經濟勢力…………… 九三〇

市街地の經濟狀況…………… 九三〇

市街地不振の原因…………… 九三七

都市の文化施設…………… 九四一

寫 眞

農 村

裡里より見たる全州平野の聚落 京畿道高陽郡碧蹄面碧蹄里 全羅北道長水郡長水面松川里 京畿道高陽郡森島面

君子里 京畿道振威郡平澤面平澤里 忠清南道天安郡天安附近の聚落 人蔘畑の多い開城郊外の聚落 京城東大門外に於ける山麓の聚落 江原道高城赤壁江上より見たる外金剛附近の聚落 京畿道金浦郡富平水利入口附近の聚落 慶尙北道漆谷郡倭館面倭館洞 忠清南道天安郡成歙附近の聚落 京畿道水原郡安龍面培養里 京畿道高陽郡靈島面諫島 全羅南道濟州島山間部の聚落 京畿道水原郡安龍面梧木川里 京城郊外西水庫の沿河地聚落 平安北道寧邊郡龍山面球場 平安南道江西干拓地に於ける排水開門 江西干拓地に於ける餘水吐溢流堰工事 慶尙南道密陽郡下南水利組合區域内の聚落 全羅南道靈光郡法聖浦川時農場附近の農村

山村

荒漠たる火田と火田部落の遠望 咸鏡南道三水郡自西面開雲城里一字峰部落 平安北道熙川郡南面圓明洞火田部落 江原道平昌郡大和面大和里に於ける火田の遠景 普天堡事業區南陽洞の火田と火田部落 火田開墾の状況 火田化しつつある森林地帯(其一) 火田化しつつある地帯(其二) 廢耕近き火田 火田耕作の状況(其一) 火田耕作の状況(其二) 火田民畜牛飼養の状況 普天堡附近に於ける火田民の馬鈴薯收穫 普天堡保興里に於ける火田民の水碓 平安北道熙川郡南面圓明洞火田民の養蠶 圓明洞火田民の圓明紙製作 火田民のシラカンパ剥皮 火田民の澱粉製造 火田民家(其一) 火田民の家(其二) 火田民の家(其三) 火田民の家(其四) 火田民の大家族 普天堡事業區保興里に於ける火田民家の漬物用鹽製造 火田民家の炊事場 平安北道慈城郡閭延面晚興洞烏首禮に於ける火田の概観

漁港

江原道三陟郡遠德面遮湖港 江原道江陵郡望祥面墨湖津港 江原道江陵郡江東面安仁津港 江原道高城郡梧笠面巨津港 黃海道長淵郡大牧面九美浦 慶尙北道慶州郡陽北面甘浦港 黃海道海州郡西邊面龍塘浦港 江原道高城郡高城面烽燧里漁村 全羅南道濟州島城山浦港 全羅南道濟州島濟州山地港 慶尙南道蔚山郡東面方魚津港 咸鏡北道寧輦郡蘇基の京畿道開豐郡無教面領井里 慶尙北道盈徳郡盈徳面江口港 慶尙南道蔚山郡東面方魚津港

港 江原道蔚珍郡平海面厚浦港 江原道三陟郡三陟面汀羅港 江原道江陵郡新里面汶文津港

都 邑

京城 平壤 大邱 大田 咸興 興南 仁川 清津 水原 鐵原 開城 羅南 會寧 鍾城 新寧坡鎮 滿浦鎮
蔚山 江景 龍巖浦 价川 瑞興 永登浦 鎮安 平康 光州 木浦 江界

朝鮮の聚落

前篇

朝鮮總督府囑託

善

生

永

助

第一章 聚落の發生

第一節 聚落の發達

聚落の意義

「朝鮮の聚落」を記述するに當り、先づ聚落の意義を明かにして置かねばならぬ。即ち「史記」五帝本記の「一年而所居成聚」の註に「聚謂村落也」と誌し、「辭源」には「聚村落也、爲人所聚居、故曰聚」とし、「說文」には「聚會也」と云ひ、「前漢平帝紀」に「鄉曰、庠聚曰、序」とある註に、「張晏曰、聚邑落名也」と記し、「綱目集覽」も落を説明して、「人所聚居、故謂之村落屯落聚落」と云ひ、「博雅」には「落居也」とあり、前記「辭源」は「落所聚居之處如部落墟落聚落村落」として居り、また「後漢書」王扶傳には、「扶少修節行、客居琅邪、所止聚落化其德」とあり、要するに聚落は村落類の意に用ひられて居る。古來支那に於ては、聚落の語の外に、村落を意味するものとして、尙ほ屯落・部落・里落・邑落・種落・墟落・區里・村邑・村墟・郊墟・村巷・里巷・村郊・村坊・村野・田里・邑里・鄉里・閭里等、多くの語が用ひられて居り、從つて朝鮮に關する、後漢書東夷傳・三國志魏志東夷傳・魏書勿吉傳・隋書東夷傳・南史夷貊傳東夷・北史・舊唐書・唐書・通典・高麗圖經等の記事にも、邑落・村落・部落等の用例が隨所に見られ、また文獻備考にも聚落・部落の語があり、「積苑日涉」には、

支那及び朝鮮より日本に歸化したる歸化人部落の記事中に『唐土三韓之民來歸者、國史不絶記、姓氏錄所載、蕃部氏族之繁、可_レ以概見、己、其陋者、當時分置之諸國、各自爲郷、不與土著者相雜、故謂其種落爲餘戶』として種落の語を用ゐて居る。而して前掲聚落を現はす各語には、もとそれと多少異なる意義を有したらしいが、北沃沮に就きて「後漢書」東夷傳には、『每夏輒藏於巖穴、至冬船道不通、乃下居邑落』と誌し、「三國志」魏志東夷傳には、その同じ記述を『夏月恒在山巖深穴中、爲守備、冬月氷凍、船道不通、乃下居村落』とし、邑落、村落を同義に用ひたることもあり、これ等各語の意義には、必ずしも常に確然たる區別はなかつたやうに思はれる。

内地に於けるムラ（村・邑）の原義は、『日本古語大辭典』にメ・ムレ（群）とし、群集の義から轉じて邑落の意となり、景行紀、神功紀に、村にフレと訓したのはムレの音便で、朝鮮語ではブルともブルとも稱へたやうであると述べ、小川博士も村（ムラ）は人家の若干の群即ちムレに通じ、朝鮮語と語源を同じくすると斷じ、（小川琢治著人、
文地理學研究）金澤博士は村の古音はPureにして、朝鮮語 Por（村）と一致することを説き、（金澤庄三郎著日鮮
古代地名の研究）更に坪井博士は他の立場より國語ムラ（村）が、朝鮮語と同系語なることを論じて居るが、（坪井九馬三著我、
が國民國語の嚆）その他これ等と類似の説をなすものが少くない。

現在聚落なる語は、頗る漠然たるもので、各種の意義を有し、『例へば民家の群集せる村落を意味し、或は小邑を指し、また或は小は一軒家から大は都市に至る總ての人類の住所を示し、時に夏季聚落・臨海聚落・林間聚

落などにも用ひられ、(石橋五郎、村松繁、樹共著聚落地理學)、また此の聚落なる語に該當する外國語に於ても其の意義が一樣でない。即ち英語ではセトルメント Settlement 獨逸語ではシーデルング Siedlung 或は Siedlung なる語を用ひ、共に居住を意味し、佛蘭西語ではエタブリシユマン・ユメン etablissement humaine であるが、これは『人間が自分自身や其の所有物を入れる爲めに、一時的にまた永久的に役立つやうに建てたあらゆる築造物——それが離れた一軒家でもまた多く集つて居るものでも——を意味』(小田内通敏、著聚落地理)して居り、前二者に比すれば、その意味が遙かに廣くなつて居る。

人類生活の歴史には種々の段階があり、野蠻人と文明人との聚落構成は一樣に論じ難いが、凡そ人類が雨露寒暑を凌ぎ、安穩なる生活を營む爲めには、その活動の根據として、先づ屋舎を作り住宅を作ることが必要となり、勢ひ彼等は土地の占有乃至使用を爲し、その定住が永續し、更に數戸乃至數十戸の集團生活が行はるゝに至れば、それを中心とする土地の占有使用、及び利用開發が擴張され、人類と土地との最も緊密なる關係を生じ、これより諸種の人文事象が起つて來ることとなる。『今日、聚落地理學に於ける聚落なる語は、其の原義若くは各國語の稍々異なるものあるにか、はらず、孤立した一軒家から、其の聚合より成る部落、村落、或はそれより發達した居住型式である都市まで、苟くも天然を背景とした人類の居住ならば、之を總括した頗る廣汎なるものである』(石橋五郎、村松繁、樹共著聚落地理學)が、此の『居住に於て注意さるゝ所の家屋の構造、聚落の形狀、土地の占有及び使用法等の如き要款は、土俗上、經濟上、農政上等に各相當の意義あるのみならず、人文地理學上には、

民族の體格・容貌・習慣等よりも遙かに重大な意義を有するものである。（小川琢治著人）
（文地理學研究）

聚落の意義は大體上述した通りであり、本書中には、朝鮮に於ける各種の聚落即ち村落及び郡邑に就いて、その歴史・地理・經濟・行政等、各方面に亙る調査研究を試みんとしたものである。朝鮮に於ては嘗て小田内通敏氏が、朝鮮總督府の囑託として部落調査に着手したことがある。けれども、大正十四年行政整理の爲めにこれが中止され、未だその完成を見るに至らずして終つたのは洵に遺憾である。その後、右の部落調査とは全然別個の目的で、私が生活状態調査を擔當し、水原郡・濟州島・江陵郡・平壤府・慶州郡などの調査報告に當り、各地方の聚落に就いて若干記述したのもあるが、要するにこれ等は一地方の調査に過ぎず、全鮮的に聚落に關する纏まつた文獻としては、不完全ながらも本書が最初のものである。

聚落の發生及び發達

金海・東萊・平壤・雄基等各方面に於ける貝塚の分布や、各地方に於ける石器時代遺跡の地形を見ても、半島に於ける原始民族の聚落構成が、共同性を有し、食物・風土・要害等の點に重きを置かれたことが窺はれ、更に文化が進み、農耕生活が營まるゝに至つては、耕地は聚落發生上重要な條件となり、飲料水及び燃料を容易に得易く、日向の風當り少き所が選ばれ、更に交通の便利な所は聚落の發達を大ならしめて居る。勿論人類の文化の程度と生活様式の相違に依りて、聚落發生の條件は同一でなく、例へば野蠻時代には要害の地を必要としたが、文明時代にはその必要が無く、これに反して交通の便利を條件とする如き、または同じ時代に在り

ても、農村と漁村、村落と都邑とでは、それと異なる地に聚落が構成され、その盛衰消長が行はるゝのである。

文化の發達した今日に於ては、聚落發生及び發達は頗る複雑なる條件に依りて左右せられて居るが、未開時代に於てはその條件は比較的單純である。されば現在の聚落を調査研究するに先ち、朝鮮に於ける古代の聚落發生及び發達の狀態を明かにすることは、學問上並に實際上大切なことである。しかしながら、文献の乏しい朝鮮に在りては、古代に於ける聚落の狀態はこれを明かにすることは困難であるが、聚落の發生及び發達はその地名と最も密接なる關係を有して居るから、文學博士坪井九馬三氏著「我が國民國語の曙」中の三韓古地名考に現はれたる地名を、その地名の有する意義に依りて、大體左の諸項に分類して見ること、した。勿論古地名の意義を正確にその含著する性質に従つて分類することは困難であり、同一地名にして、例へば位置地形と動物又は植物若くは信仰或は經濟等、二様の意義を有するものもあるが、假にその一方を採ることにした。これに據りて見ると、三韓時代より發達して居た著名なる聚落名稱の有する意義は、總數四百六十六中、位置地形に關するもの、二百十五が最も多く、官衙建築に關するもの四十、思想信仰に關するもの四十、産業經濟に關するもの三十、行政區劃に關するもの十八、形容に關するもの九、其の他百十四となつて居る。この外にも大小の聚落が多く存在して居たことは想像されるが、三韓時代の聚落が如何なる方面に發生し發達して居たかの一斑はこれに據りて略ぼ察知し得られるであらう。

三韓時代の聚落名稱分類表

	新羅	百濟	高句麗	計
位置地形に關するもの	四九	六九	九七	二一五
産業經濟に關するもの	一四	一四	二	三〇
思想信仰に關するもの	一六	一一	一三	四〇
官衙建築に關するもの	八	六	二六	四〇
形容に關するもの	三	三	三	九
行政區劃に關するもの	五	一一	二	一八
其他	五一	三八	二五	一四四
計	一四六	一五二	一六八	四六六

位置地形に關するもの

新羅 根乃停 (kam, kuh, "hand-signature"), 栗港 (港口で蔚山の), 于火 (蔚山の出發), 藩己 (または多己。kam tali, "to, lo"), 知乃彌知 (知乃は東方の), 水酒 (kam, retu, "good line"), 近品 (kam kaun, "inhabited river-bank"), 古陞耶 (古時ツタル), 熱分 (熱は一に泥に作る。kam yuk, "west", "below", "low"), 召文 (文は勿に同じ), 甘文 (甘はkam kam, "inclined"), 今勿 (後の陸), 知品川 (契語はkam taban, hi, "natural swamp"), 茂山 (茂はkam mt, "filler's earth", "goaty earth"), 吉同 (契語はkam tar, "mountain"), 助比川 (kam jhuk, khm, thop, "to re"), 召羅 (古川を), 古山 (古は古, 二山の), 所利山 (契語はkam sri, "to sym-"), 三年山 (谷なりしか), 薩買 (薩はbah, slat, mon sah, "to clean"), 屈 (turk ghul; mong-pahize, "compassion"), 三年山 (谷なりしか), 薩買 (薩はbah, slat, mon sah, "to clean"), 屈 (turk ghul; mong-pahize, "compassion")

朝鮮語に(細流)、()、冠文(後の山)、答達(または香達。若し山を達七母、母とるひたる方言ありとせば、答)、居知火(古戸と同じく、もと大川を云ふ)

間の峽地、()、屈自(後の義安。屈は海邊を謂ふか)、漆吐(後の漆堤。漆は此、隴と訓通。)、骨浦(後の合浦。海濱の義)、推火(後の密城。tam mal, "in"を謂ふ)

(山城)、竹山(または推浦、後の密津。竹は tam tok, "mountain")、鷲山(後の) 率巴山(後の蘇山。蘇は唐の俗語。各蘇の路、落蘇は國語ナク)

()、多斯只(または查只。海の義なれども大水の意にも用) 竹長伊(後の長嶺。jar. tik; rad. tuk; tam tok) 屈村(türk ghyul; "lake")、轉也山(後の南海山) 内浦(後の瀾浦。内瀾通す)

()、平西山(後の平山。平は tam pum; khm phum; sik) 韓多沙(韓は大の義。小多沙に對して)。後の河東なり。多沙は tam) 蚊火良(蚊は勿、文に同じ。火良は tam pulan = pu hulun, "my" (astik; rade asti, "sea"; "ocean". 此處には韓津江口を指す)

史勿(後の泗水。史は mon sah; tam sak, "depth"; "pure" 勿は mon) 蚊(後の巨濟。蚊は加背の義譯なり。加背はもと marg. Ghol murem; mank, make; oroc. mh. 韓語。海水。谷。川の意) 菱(後の巨濟。菱は加背の義譯なり。加背はもと marg. したるものなり。巨濟は鎮海灣を渡る意ならむ)

巨老(後の鵝洲。tam kulku, kaliku; mal, pulat, "island") 買珍伊(後の溟參。鵝は方言りき tam kaliku に相近く、洲は海島なり) 閼支(後の閼城。tam khul; bahm. khul) 知品川(後の山陰。"swamp"; tam kuyon, "to step over" jak, "water" 川口に跨るか)

閼支(後の閼城。tam khul; bahm. khul) 狄山(後の都山にして狄は) 耽羅(sem, pangan tom, tom, "that part of river") 南内(後の餘善。tam lam nam) 狄山(後の都山にして狄は) 耽羅(sem, pangan tom, tom, "numerous"; bahm. lo, "many"; "numerous"; central nicobar jak, "many"; kango, rade lu; chreai lo.)

百濟 稷山(稷は山) 熱也山(熱也は川の意) 大木岳 其買(一に林川) 馬山 翰山(大) 寺浦(または) 馬尸山(または伊) 牛見(または目牛、北を謂ふか) 今勿(川)に兼ね用ひたるか) 伐首只(名犯斤乃は荒川の義) 沙平(または新平。平は平地より坪)

井博士は之を譯して tam) 珍惡山(または) 烏山(または) 黃等也山(または) 眞峴(嶺) 雨述(または比魯) 所比浦 pum, "village" とす)

(赤島) 結己(または瀉城の義) 一牟山(燕の意) 未谷 湯井 牙述(牙は川) 屈旨(または屈直、那梁の意) 仇智山(または仇知只、金海。口と) 高山 古龍(新羅の南原) 大戸山(新羅の大山) 井村(新羅の井邑) 辟骨(または城、骨) 欣良買(漢譯する古次に同じ) 進乃(または進仍乙。進乃川は谷) 勿居(勿は骨、水) 赤川 屎山(または折文) 甘勿(甘はkam kam, "inclined" + mola) 豆乃山(新羅の萬頃。豆乃はkam kuh, "woody") 仍利阿(mant. "large river" 此處) 樂坪(原名傳はらす。kam yathu, ia thu) 埃坪(廣野の意) 于召渚 伯伊(伯に二に海に作る。kam palk, "large river" 此處) 樂坪("dry river" 近く近き語なりしならむ) 屈支(屈旨に同じ) 伏忽("hand" 忽はmant. holo, "mountain-valley"; orocco. holo, "mountain") 雨坪(kam a. "rivulet" 山) 居斯勿(御川といふ) 屈支(屈旨に同じ) 古戸伊("fine" 韓語去(脚) 二山の間の峽地をいひ、新羅の古戸、居知に同じ) 季川(季はkam kei, "youth") 栗支(新羅の栗) 古戸伊("fine" 韓語去(脚) 二山の間の峽地をいひ、新羅の古戸、居知に同じ) 丘斯珍芳(芳は一に今に作る、丘斯は古戸伊に同じ) 歎平(またに) 突山(群山の意) 欲乃(欲乃は韓津江の名) 仍利阿(mant. ula "large river" 此處に於ては榮山江を指す) 發羅(に等し) 水川(水入川) 古西伊(古戸伊に同じく二山) 冬音(新羅の耽津、sem. "er"; kam thau) 投濱(または寤琴。投濱はkam tubai, "sea" 即ち河尻を謂ひたるものか) 屈乃(屈は此處にて"day"; "creek") 猿山("swamp" 海南の沿海地に鹽沼ありしか) 黃述("son"; hoi, "river" + kam di) 屈乃(屈は此處にて"day"; "creek") 因珍島(因はkam im) 猿山(猿村の猿と同じく海岸線の屈曲するを) 買仇里(買は此處にては海を指す) 榮山江なる入し) 阿老(河老または谷野。谷野は漢譯にして河老是 mant. ala) 居知山(または安陵と云ふ。居は二に屈に作り、屈は仇里と同じにして野島を野陵と云ふは其の例なり) 帶方(帯は大の意) 南買(または南川、後の黃武。買は川にして南は kam) 未乙答

高勾麗 漢山(後の漢州。漢はもと nicolar han, "one") 南買(nam. aphesis of ramam, "dear"; "beloved") 未乙答

(または龍長城、後の國原、中原なり、未は tam mu, "in"; "interior"; khm. sôv.)、仍斤内 (後の槐葉 kam in aui, "tree-
 good"; "beautiful"; best; to worth most." 而して未は省は mlr so 事と讀みたるか) 省知買 (または述川、後の涪川、省は khm. sôv, "good"; "bean")、今勿奴 (後の黒
 "river"; "fluvial plain" 朝鮮と槐多く) 或はもと槐 sophora を仍斤と云ひしか) 奴 (奴は一に内を作る。省は音の餘字か、奴は orocco na 内、壤は tam nai と同じ) 奴音竹 (奴は orocco na と同じ昔は助詞、付は inr. êk; "natural swanop")、皆次山 (皆は kam, kai, "dignity"; "function"; "employment")、奴音竹 (奴は orocco na と同じ昔は助詞、付は inr. êk; "mountain")、
 買忽 (買は tam) 松村活達 (引く山、釜山は松山の義なり) 濟次巴衣 (巴衣は吐詞) 古斯也忽次 (忽次は頃口にして skt. of gate; samoa gutu, "mouth (of human-body)"; marg. kutu, "beak"; "mouth") 主夫吐 (新羅の長堤。吐は堤) 黔浦 (黔は溲を) 仇斯波衣 (または童子忽、禮山。仇は body; "marq. kutu, "beak"; "mouth") 平唯押 (または別史波衣。平は tam puri; khm. phum (= skt. bhumi), "village"; "hamlet"; "only 助詞に、意義は 田衣に同じ) 押は坤の譚字にて國語ヤ (山) に同じ。また別は音耶 mal. baroh, "low"; "sea-coast"; "sea" form. pala, "plain"; tam pala plain) 北漢山 (または) 骨衣奴 (奴は一に内を) 波善平史 (史は一に吏を作る。波善は tam "village"; "country"; "region") 於買串 (または泉井口。於買は kam yur nai して源) 達省 (省は khm. sôv, "beautiful"; "best") 民族の忘田の類か) 内買 (または内余米、後の沙州。此處には) 梁骨 (梁は地の義、骨は na) 夫如 (後の富平、如) 於斯内 (または斧壤、kam 内) 烏斯含達 (新羅の兎山、烏斯含) 阿珍押、伊珍買 (後の伊川。伊はもと yak, "water" なる) 首知衣 (または) 古斯 此の漢) 他勿 (または璋項、後の臨江。忽次は古次、口、串に同じ) 耶々 (または夜牙、若くは長離城、後の臨) 扶蘇岬 (後の) 若只豆恥 (または若豆恥、朔頭、 衣頭、後の如羅、若豆 紅西、後の江陰、紅は江の誤、屈は屈) 冬音奈 (または休陰、後の江陰 sem; pangan tom, "water"; kam) 買日忽 (または kam 阿と同じ、江は此處には穩成江を指す) 屈於押 (または 屈)

第一章 聚落の發生

"gulf", "gul", 國) 德頓忽 (または十谷城, 德は語タリ) (谷) (同じ) 冬音忽 (または冬忽, 鼓號, sem tom, "wa") 内米忽 (または池城, 若くは内米は語タリ) (谷) (同じ) 泉城 (息は "happy", "content", "satisfactory", 乃は kam n. i. "river" の) 租波衣 (または鶴城, 鶴) 千次 (當る) 泉達 (または新達, 今) 加火押 (押) 夫斯波衣 (仇史峴) 仇乙峴 (または屈邊, 仇乙は屈なり) 板麻串 (板串は主食物の義) 栗口 (または栗川) 烏根乃 (または首次若, 牛首, 牛頭, 後の朔州, 烏根乃は琉球格カナヤ lancholy "kam") 伐力川 於斯買 (後) 砥峴 (後) 平原 (後) 奈吐 (後) 赤山 買谷 (後の善谷) 及伐山, 並平 (または斤平) 伏斯買 (または深川) 要隱忽次 (楊口) 密波兮 (三峴) 也尸買 (独川) 藪狝川 (藪川) 斤尸波兮 (または文峴) 沙非斤乙 (または赤木, kam sap puyan, "all") 烏生波衣 (峴・猪守峴) 比列忽 (または淺城, mank, pira, "river" of "a") 昔達 (または菁山) 於支吞 (翼谷) 於乙買 (泉井) 夫斯達 (後) 加知斤 (東墟) 東吐 (または支山, 穴山 (後) 伊火兮 (伊は jak i, "wa") 青己 ("river-day") 千尸 (orooco asi, nank) 千珍也 (もと大河の意は海を) 波豐 (または波且, 波豐は kam pabun) 悉直 (または史直, kam thi) 奈生於 (または竹峴) 滿若 (または汀兮) 羽谷 波利 (後の海利, kam pali) 所忽達 (俗山) 伊文 (または岡の義) 烏斯押 (または竹山) 平珍波衣, 休壤 (または習比吞 (習比谷) 吐上 (後) 助乙浦, 関口, 栗口 (一に栗川)

産業經濟に關するもの

新羅 毛只停 (kam nŏ, anheresis of hand "rice-field") 西兄山 (兄音勢又母 kam kak, "traffic") 毛火 (または敷伐, "yellowish" colour of ripe rice-car) 國語トキ(尙) (同じ)

meri; khmus, mprti) 生西良 (西は助詞、生良は kam, khm. sāle, pāi, sāia, "public hall"; "caravan-serial"). 甲火良谷 (bahn. etc. bri, "forest") gkt, cāia. 市場の義、蔚山の取引所で國史に草羅、匝羅とあるもの即ち是なり

(航海運漕業の盛) 阿火屋 (または井屋。kam ahank; mal. prahu; sem.) 爾同今 (kam ni, ni, "this" + thūi, tūi; thai, thoy (たなを) 指す) 刀良 (良は度道指す。kam tōa; ann. chūa, "to give hospi") 水陸の宿驛を謂ふ、

地を指す) 刀良 (良は度道指す。kam tōa; ann. chūa, "to give hospi") 水陸の宿驛を謂ふ、

して、更に神文王が城を築きたる商港 八居里 (または北恥長里、仁里、後) 舌火 (後の花園、kam s ōi; khm.) 功也火 (後 取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

取引所にて今の梁山伽倻津の商港なり) 赤火 (未詳なるも漢譯治羅より推) 功也火 (後

か。仇道は王城、神域、大) 比自火 (または比斯伐、後の下州または火王。も) 比火 (比斯伐、東仍音 (後の神光、電光即ち) 城の意。烏丘山は烏岳の誤) 辟骨 (の宮ある川の意なり) 欣良買 (日ノ神の宮) 豆戸伊 (または富戸伊。豆富音通) 德近

斤鳥支 (後の臨汀。大湯を意味し) 阿尸良 (または阿羅、阿那、後の威安。Cam aia, nia, "serpent") 大良 (または大耶、後の江

塔、"heaven", zenich, "a star") 一利 (または里山、後の星山。星の出) 百濟 熊川 (または熊津、熊を神靈とし) 臂城 (雷神即ち火の神) 比衆 (庇仁、星の神) 比自火 (または比斯伐。雷神即ち火

完山、全州の完は金官の官) 辟骨 (の宮ある川の意なり) 欣良買 (日ノ神の宮) 豆戸伊 (または富戸伊。豆富音通) 德近

(神社の所) 奴只 (一に武珍と云ふ、日ノ神の) 夫奈夫里 (此の地は今の木浦にして、地勢が狹隘なるか、或) 巴老彌 (新羅の布

く望月を祭) 未冬夫里 (未は末の誤か、Cam midonh. "marine monster, whale"?) 高勾麗 馬忽 (新羅の臂城。雷神 kari) 非勿 (または倍梁、後の禮梁、梁は地の義) 熊閃山 (または、功木達) 夫如 (神社の)

斧壤 (または於斯内) 泥沙波忽 (または麻田淺、後の臨淵、Cam nigal "benevolence", "cordial", Cam moton, "marine") 奈吐 (後の奈堤、奈) 奈已 (日ノ神の鎮座) 伊伐支 (自伐支、Cam ekhar, "garden", ekhar) 馬斤押 (または大楊管、馬斤も大

を申すらしく、押(坤)は鎮ります) 奈生 (後の奈城、日ノ) 楊岳 (神社あり) 付珍伊 (神社あり) 山、管はとどまります宮を指す) 奈生 (神の鎮座地か) 楊岳 (神社あり) 付珍伊 (神社あり)

官衙建築に關するもの

新羅 斯盧 (または斯羅、新羅等とも) 道品令停 (道品は棚の) 仇火 (仇は Cam ku, ka) 金官 (khum, sov' + Cam

(大官家) 骨大 (後の臨川。川) 仇刀 (刀は道に音同じ、即ち王) 居随 (後の普州。tel, kof'a, skt, kot'a) 居烈 (または居随、

ならむ) 骨大 (傍の營の義) 仇刀 (城、神域大城の意なり) 居随 (kot'a mal, kota, "fort") 居烈 (普州の居随に

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

に高地、山村築城の義) 道品令停 (意ならむ) 仇火 (honorable predicate) 金官 (khum, sov' + Cam

同じ、居隨)
居烈同じ)

百濟 金馬(都城の意)、尉禮(本宮所在地即ち都城の意)、樸城、珍同(同は a fort)、奴斯只(城備)、武斤村(*Kam ni-kam*, "sepulture")。

高句麗 仍忽、奈兮忽(奈兮は *son nahia*, "early in the morning"; *sak-kerb nahye*, "greeting"; "good day")、沙伏忽(沙伏は *Kam sabour*; *khm. sambar*)、買

忽(後の水城)、唐城(唐は *Kam tam*, *aphersis*)、上忽(または車忽)、買召忽、首爾忽(首は *Kam su*, *sa: khm*)、述爾忽(または首

sa: khm su, sa: khm)、冬比忽(冬比は *Kam*)、烏阿忽(または津臨)、帶方(帶は大、方、は港なり)、用比古次(または六口、後の海口、

soy, "beautiful"; "best")、(*Locksmith's grasping machine*)、anat、也次忽(または母城)、冬斯忽(または岐城)、買伊、首乙吞(首乙は首、殺倉の意)、屈火(後の城)、也

戸忽(後の野城、也は *Kam in*)、加阿忽(または逆城)、達忽(後の高城)、燕子忽、波戸忽、非達忽、烏列忽、安寸忽。

形・容・に・關・する・もの

新羅 刀冬火(後の道同。 *Kam takam; bahm. tohm*, "to stamp with pas")、史丁火(後の新寧。 *Kam sutian*, "resolved";

か)、貫熱次(後の眼白。眼は蛙の類、白は言と同じく川に蛙の鳴くを云ふ。貫達は *Kam nai*, "river"; *tyoldan*, "to recite"; の意に解す)。

百濟 豆陵尹(錦江の美事に流れ下るを云ふ、一名豆串を数川合、流して錦江となるを云ふ、悦には河の義なるべし)、碧骨(新羅の金堤、堅牢なる堤、を形容したるものならむ)、猿村(新羅の海邑にして、猿は海岸線の屈曲著

調(しきん)しきん)。

高句麗 刀臚(または維嶽城、後の維澤。刀臚は *Kam talap*; *khm*)、于冬於忽(または忽忽、後の取城)、助利非西(縣崖の上に高く聳ゆるを云ひ天險の

山城)。
なり)

行政區劃に關するもの

新羅

加羅 (伽耶、加奈等も同じ。もと山畑の義)。

鷄林 (または始林、鳩林。國の義なり)。

屈阿火 (後の河西縣。屈阿は加羅と同語なり、河西の西は助詞にして、河は音譯、港役場、接客所

の義)、押梁 (または押骨、後の嶺山、梁)。

大加耶 (後の高靈、加耶)。

百濟

古良夫里 (古良は加)。

加知奈 (または加乙乃。加奈、加乃河)。

甘勿阿 (勿阿は kam nuta にし、加羅または國語ムラ(村)と同語)。

羅(同じ) cleared)。

金馬渚 (kilm, sov + sandw, mala, 萬頃江の中流に)。

所力只 (kam, srauk; khm, sork, ground の意)。

馬斯良 (馬西)。

牟羅(同じ) 烏次 (orooco usi; mank, usin)。

毛良夫里 (村が發達して城と)。

馬老 (馬西良)。

勿阿兮 (mal, tang)。

高句麗

河西良 (または河羅羅、kam)。

助欖 (後の鎮安、加途の橋を云ふ)。

其他

新羅

任那 (部落名が地方名)。

辰 (または秦、部落名)。

才 (または舟、部落名)。

馬慕 (モン・タムル、系の部落名)。

惡支 (kam adk, "to")。

停 (kam talah, "scattered")。

居差 (kam kashu, "game" (play) 神事用)。

大飢 (kam tathon "to re")。

沙伐 (沙は海、音)。

里火 (kam kaih, "ye")。

下枝 (海邊の里)。

赤牙 (kam khoh, bahn, gik, "happy")。

一直 (kam ik chik, "evening", "night")。

漆巴 (kam labi; bat, bis, day, mak, tag)。

阿戸兮 (kam akhu, atsh, "shar")。

古冬驚 (kam hatram "to")。

加寔 (kam kai; am, cai)。

兮 (部落の名)。

阿冬兮 (kam akhu, atsh, "shar")。

古冬驚 (kam hatram "to")。

加寔 (kam kai; am, cai)。

虎側 (Cam hahhak, "dignity", 魏志東夷傳の邑側) 指良火 (または三良火、後の玄驥。住民の皮膚の黒ま) 哨火 (部落の)

句火 (後の大丘。Cam taku) 雉省火 (または美里、後の解州。占領) 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih) 奴斯火 (後の蘇山。stien, nuh, "heart"; bahh nuh) 退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

退火 (退は Cam tai, "thin") 只咨 (後の壽立。palang seka, "tail"; "heart"; "courage"; cran. nuh, "heart") 麻彌良 (彌は上に珍た作れ、おちちり Cam manis, manih, "sweet"; "agreeable"; "fresh"; rō, "food")

餘村、所夫里(または)、任存(または任城、kam im "swee")、新村(邑)、豆仍只、基(または齊、城、男の義)、省大號(蘇)、知六

(地)、豆伊(要處の意なり、一名姓式、は完と同義、即ち官廳)、也西伊(新羅の、野西)、古沙夫里(新羅の、古阜)、皆火(新羅の、高寧)、只良省(錫杖)、只伐只、夫

夫里(新羅の、滄尾)、難珍阿、任實(kam im, "swee", 十)、馬突(突は一に、珍に作る)、伏龍(内地の馬浦)、分峽、月奈、古彌(蒙

の意)、武戸伊(我君と)、仇次禮(古良)、介陵夫里(または竹樹夫里、若くは仁夫里)、波夫里(kam p, "divinity", 獨、立の加羅なりしなる)、多只(新羅の、多岐)

kam ta, tah, "difu")、道際、古祿只、未冬夫里(未は末の誤か、kam nodon, "marine monster, whale")、古馬赫知(古馬は我が國語、(コト)に同じ)、菓支(または、菓令)

kam pakaiy (pr. pake)、豆夫只(kam tap, tryonix ornatus (鼈、メシヤン)の各産地なりしか)、松彌知(松は恐らく訓讀、は國語、メシヤンに同じ)

高(楊)の誤り、骨乃斤(後の黃驥、kam kornun, "bee's wax")、去斯斬(または楊根、後の濱臨、kam kaehain, bahh, köten, "Dra-

仍忽(仍、kam im, "swee")、仍伐奴(仍、kam im, "swee", yum, "health", 伐仍、purund (skt. pūrana), "hite", "existence")、皆伯

皆(kam kai, "dignity", "function", paik, 買省、(または馬忽、後の來蘇なり、眞百)、難隱別(または七重、後の重城なり、國

助詞(この意義なし)、毛乙冬非(鐵山)、所色豆(後の朝邑、所は khm s'ov, "food", "beauti")、達之斬(高木、(または)新

知、kam cut, "gen")、古所於(または薩察、anku kasat)、沙熱伊(熱は義なく、沙は、(鳥)に相當す)、皆次丁(または三鏡、(または)mon)

加今牙(または客連、kam kahia, "to")、薩婆(薩婆、(または)意)、仍買、阿令(kam ah, ah, ahaj, skt, 阿令、(in general))、呵且(day, "fine

weather, "mant. orocco")、于息(または都息、kam yo, 滅鳥、(または)駒城、新羅の巨黍、朝鮮語、甲即ち甲早、現在の、古斯

sim, "sun", "day")、于息(または都息、kam yo, 滅鳥、(または)駒城、新羅の巨黍、朝鮮語、甲即ち甲早、現在の、古斯

馬(後の玉馬、國語コマに同じ)、烏斯廻(または猪足)、多知忽(または大谷。多知、大谷は通音として用ふ、もし動物の名にあらずとすれば接觸の義)、齡耕伊(新羅の南。垂に同じ)。

聚落關係の古文獻

朝鮮に於ける古い時代の聚落の發生及び發達の状態は、右の三韓古地名の研究に依りて略ぼ知ることが出来るが、更に古文獻に現はれたる朝鮮關係の聚落に就いての資料を涉獵して見ると、日本側のものには殆んどこれに關しての記述なく、朝鮮側のものには、僅に「三國遺事」に新羅六村の記述があるに過ぎない。支那側のものには、諸書に聚落の状態を彷彿し、併せて當時の民族の分布、城堞及び民居、政治の組織、風俗及び生活等の一斑を窺ふに足るやうな記述が散見して居るから、これらを左に拔萃することにした。尤も當時の文獻は記述極めて不完全であり、類似のものも頗る多いけれども、これ等の古文獻を通じ、靡げながら古い時代の朝鮮の都邑及び村落の様子は看取し得られる。高麗時代以降に於ては、文化の沈滞と、國力の衰微せる期間が甚だ長かつたので、聚落の發達は實に遅々たるものであつたらしく、これが李朝末期即ち併合前まで繼續したことは、その間に於ける、災害疾病の流行甚だしく、人口の増加力が極めて微弱であり、國民の大多數は生活に苦しみ、國內の交通は不備にして陸上に於ける道路・橋梁等の設備に缺け、産業の發達に見るべきものなく、住民は原始的農耕生産に甘んじ、貨幣及び交換の發達せず、幼稚なる市場取引が舊態依然として存続したる等、各種の事實より推測して大體立證されるのである。

古朝鮮 其(鮮)田民飲食目蓬豆。(中)都邑頗放效吏及内郡賈人。往々目杯器食。(師古曰。都邑之人。目竹曰蓬。目。前漢木曰豆。若今之葉也。葉音其敬反。書二

（十八下地理）
志第八下

東九夷 王制云。東方曰夷。夷者柢也。言仁而好生。萬物柢地而出。事見風（中）夷有九種。竹書紀年曰后芬發即位二年九夷來御也。曰

吠夷。干夷。方夷。黃夷。白夷。赤夷。風夷。陽夷。竹書紀年曰。后泄二十一年。命吠夷。白。原。原。赤。夷。玄。夷。風。夷。陽。夷。后相即位二年。征黃夷。七年。干夷來賓。後

少康即位。方（後漢書東夷來賓也。）夷列傳

東夷白虎通云。夷者踣也。言無禮樂。或言。夷者柢也。言仁而好生。萬物柢地而出。故天性柔順。易以道禦。有九種。曰吠夷。方夷。干夷。黃夷。白夷。赤夷。玄夷。風夷。陽夷。率皆土著。通略（通典邊防）

夫餘國（中）曰六畜名官。有馬加。牛加。狗加。其邑落皆主屬諸加。（後漢書東夷傳）

夫餘（中）其民土著。有宮室倉庫牢獄。多山陵廣澤。於東夷之城最平敞。（中）國有君王。皆以六畜名官。有馬加。牛加。豬加。狗加。大使（○犬，宋本誤）。犬使者。使者。邑落有豪民。民（○民，宋本）。下戶皆為奴僕。諸加別主

四出道。大者主數千家。小者數百家。（三國志魏書東夷傳）

夫餘國。在玄菟北千餘里。南接鮮卑。北有弱水。地方二千里。戶八萬。有城邑宮室。（晉書）

夫餘國。（中）有戶八萬。上宜五穀。不生五果。有宮室倉庫牢獄。多山陵廣澤。其人性強勇謹厚。不寇。（○寇，原

魏志）鈔。以六畜名官。有馬加。牛加。豬加。狗加。犬使。犬使者。使者。邑落有豪民名。下戶皆為奴僕。諸

加別主四出道。大者數千家。小者數百家。（中）作城柵皆圓。有似牢獄。（通典邊防）

門東夷）

把婁 把婁古肅慎之國也。在夫餘東北千餘里。東濱大海。南與北沃沮接。不知其北所極。土地多山險。人形似夫餘而言語各異。有五穀麻布。出赤玉好貂。無君長各有大人。處於山林之間土氣極寒。常爲穴居。以深爲貴。大家至接九梯。好養豕食其肉衣其皮。冬以豕豪塗身厚數分。以禦風寒。夏則裸袒。以尺布蔽其前後。其人臭穢不潔。作廁於中園之而居。(後漢書 東夷傳)

挹婁 在夫餘東北千餘里。濱大海。西與北沃沮接。未知其北所極。其土地多山險。其人形似夫餘。言語不與夫餘句麗同。有五穀牛馬麻布。人多勇力。無大君長。邑落各有大人。處林之間。常穴居。大家深九梯。以多爲好。土氣寒劇於夫餘。其俗好養豬。食其肉。衣其皮。冬以豬膏塗身。厚數分以禦風寒。夏則裸袒。以尺布隱其前後。以蔽形體。其人不潔。作溷在中央。人圍其表居。(三國志魏志東夷傳)

肅慎氏。一名挹婁。在不咸山北。去夫餘可六十日行。東濱大海。西接寇漫汗國。北極弱水。其土界廣袤數千里。居深山窮谷。其路險阻。夏則巢居。冬則穴居。父子世爲君長。(晉書四夷傳)

挹婁。魏時通焉云。卽古肅慎之國也。(中)其國在不咸山北。在夫餘東北千餘里。濱大海。南與北沃沮接。不知其北所極。廣袤數千里。委莫侯反土地多山險。車馬不通。人形似夫餘。而言語各異。(中)無君長。邑落各有大人。處於山林之間。土氣極寒。常爲穴居。以深爲貴。大家接至九梯。(通典邊防門東夷)

濊 濊(中)無大君長。其官有侯。邑君。三老。(老原作者。據宋本南本脫本改)耆舊自謂。與勾驪同種。言語法俗大抵相類。其人性愚。(愚。魏志作愿)慤。少嗜欲。不請句。(不請句。集解校補曰案三字通志同魏志作不請句。乃謂句爲句因衍出一麗字也)男女皆衣曲領。其俗重山川。山川

各有部界。(○界、集解校補曰)不得妄相干涉。同姓不婚。(○婚、宋)多所忌諱疾病死亡。輒捐棄舊宅。更造新居。

(中略)邑落有相侵犯者。輒相罰責生口牛馬。名之爲責禍。(後漢書)

(中略)無大君長。自漢已來。其官有侯・邑君・三老。統主下戶。其耆老自謂。與勾驪同種。其人性慤。

少嗜欲有廉恥。不請勾驪。言語法俗。大低與勾驪同。(中略)其俗重山川。山川各有部分。不得妄相涉入。同姓不

婚。多忌諱。疾病死亡。輒捐棄舊宅。更作新居。(中略)其邑落相侵犯。輒相罰責生口牛馬。名之爲責禍。(三國志魏

書東夷傳)

濊。亦朝鮮之地。(中略)無大君長。自漢以來。其官有侯・邑君・三老。統主下戶。其耆老自謂。與高麗同種。

言語法俗大抵相類。其人性謹愿。少奢慾。有廉耻。男女衣皆著曲領。男子繫銀花。廣數寸。以爲飾。其俗重

山川。山川各有部分。不得輒相干涉。同姓不婚。多所忌諱。疾病死亡。即棄舊宅。更作新居。(中略)其邑落有

侵犯者。輒相罰責生口牛馬。名之爲責禍。(通典邊防)

東沃沮。東沃沮。在高句麗蓋馬大山之東。(蓋馬縣名。臨玄菟郡。其山在今平壤城西。平壤即王儉城也)東濱大海。北與挹婁夫餘。南與濊貊接。

其地東西夾。南北長。可折方千里。土(○土下、餘苑所引有)肥美。背山向海。宜五穀善田種。有邑落長師人。性質

直彊勇。使持矛步戰。言語食飲居處衣服。有似句驪。(後漢書)

東沃沮在高句麗蓋馬大山之東濱大海而居。其地形東北狹西南長。可千里。北與挹婁夫餘。南與濊貊接。戶五

千。無大君主。世世邑落有長帥。(中略)沃沮諸邑落。渠帥皆自稱稱三老。則故縣國之制也。國小迫於大國之間。

遂臣屬勾麗。勾麗復置其中大人爲使者使相主領。(三國志魏志東夷傳)

東沃沮。後漢通焉。初衛滿王朝鮮。時以其地爲玄菟郡。後爲夷貊所侵。徙郡於高勾麗西北。至光武。以其渠率爲縣侯。不耐。華麗。沃沮諸縣。皆爲侯國。後漢末猶置功曹主簿。諸曹。皆漢民作之。其諸邑落渠帥皆自稱三老。則故縣國之制也。(中)戶五千。土肥美。背山向海。宜五穀。善田種。無大君主。有邑落長帥。人性質直強勇。便持矛步戰。言語飲食居處衣服有似勾麗。(通典邊防門東夷)

北沃沮。又有北沃沮一名置溝婁。去南沃沮八百餘里。其俗皆與南同。界南接挹婁。挹婁人喜乘船寇鈔。北沃沮畏之。每夏輒臧於嚴穴。至冬船道不通。乃下居邑落。(後漢書東夷傳)

北沃沮一名置溝婁。去南沃沮八百餘里。其俗南北皆同。與挹婁接。挹婁喜乘船寇鈔。北沃沮畏之。夏月恒在山巖深穴中爲守備。冬月水凍船道不通乃下居村落。(三國志魏志東夷傳)

宮又奔北沃沮。一名置溝婁。去南沃沮八百餘里。其俗南北皆同。與挹婁接。挹婁喜乘船寇鈔。北沃沮畏之。夏月常在山巖深穴中。爲守備。冬月水凍。船道不通。乃下居村落。(通典邊防門東夷)

馬韓。馬韓人知田蠶。作綿布。出大栗如梨。有長尾鷄。尾長五尺。邑落雜居。亦無城郭。作土室形如冢。開戶在上。不知跪拜。(中)諸國邑各以一人。主祭天神。號爲天君。又立蘇塗。建大木以懸鈴鼓。事鬼神。其南界近倭亦有文身者。(後漢書東夷傳)

馬韓在(○在下、輪施)西。其民土著種植。(○植、輪施)知蠶桑。作縹布。各有長帥。大者自名爲臣智。其次爲邑

借。散在山間。無城郭。（三國志魏志東夷傳）

景初中。明帝密遣帶方太守劉昕。樂浪太守鮮于嗣。越海定二郡。諸韓國臣智加賜邑君印綬。其次與邑長。其俗好衣幘。下戶諸郡朝謁。皆假衣幘。自服印綬衣幘千有餘人。（中）韓其俗少綱紀。國邑雖有主帥。邑落祭居。

不能善相制御。無跪拜之禮。居處作草屋土室。形如冢。其戶在上。舉家共在中。（中）國邑各立一人。主祭天神。名之天君。又諸國各有別邑。名之爲蘇塗。（三國志魏志東夷傳）

馬韓居山海之間。無城郭。凡有小國五十六所。大者萬戶。小者數千家。各有渠帥。俗少綱紀。無跪拜之禮。居處作土室。形如冢。其戶向上。舉家在其中。（中）國邑各立一人。主祭天神。謂爲天君。又置別邑。名曰蘇塗。

（晉書四夷傳東夷）

馬韓。後漢時通焉。有三種。一曰馬韓。二曰辰韓。三曰弁辰。馬韓在西。五十有四國。其北與樂浪。南與倭接。辰韓在東。十有二國。其北與濊貊接。弁辰在辰韓之南。亦十有二國。其南亦與倭接。凡七十八國。或云百濟是其一國焉。大者萬餘戶。小者數千家。各在山海間。地各方四千餘里。東西以海爲限。皆古之辰國也。馬韓最大。共立其種爲辰王。都目支國盡王三韓之地。其諸國王先。皆是馬韓種人焉。馬韓人知田蠶。作綿布。出大栗如梨。又出細尾鷄。其尾皆長五尺餘。邑落雜居。亦無城郭。作草屋土室。形如冢。開戶在上。不知跪拜。無長幼男女之別。少綱紀。國邑雖有主帥。不能相制御。其莽有棺無槨。（中）諸國邑各以一人主祭天神。號爲天君。又立蘇塗。蘇塗有似浮塗。建大木以懸鈴鼓。事鬼神。（通典邊防門東夷）

辰韓 辰韓耆老自言。秦之亡人避苦役適韓國。馬韓割東界地與之。其名國爲邦。馬爲弧。賊爲寇。行酒爲行觴。相別爲徒有似秦語。故或名之爲秦韓。有城柵屋室。諸小別邑各有渠師。大名臣智。次有儉側。次有樊磈。

次有殺奚。次有邑借。皆其(後漢書)官名(東夷傳)

辰韓(中略) 諸小邑各有渠師。大者名臣智。其次有儉側。次有樊磈。次有殺奚。次有邑借。皆其(通典邊防)官名(門東夷)

辨辰 辨辰與辰韓雜居。城郭衣服皆同。言語風俗有異。(後漢書)

弁(○弁、翰苑所引作下同) 辰亦十二國。又有諸小別邑。各有渠師。大者名臣智。其次有儉側。次有樊磈。次有殺奚。次

有邑借。(中略) 弁辰韓合二十四國。大國四五千家。小國六七百家。總四五萬戶。其十二國屬辰王。辰王常用馬韓

人作之。世々相繼。辰王不得自立爲王。(三國志魏書東夷)

辨辰與辰韓雜居。亦有城郭。衣服居處。與辰韓同。言語法俗相似。祠祭鬼神。有異施。龜皆在戶西。其瀆盧

國。與倭界。十二國亦有王。其人形皆大。衣服潔清。長髮。亦作廣幅細布。法俗特嚴峻。(魏志東夷傳)

辨辰與辰韓雜居。亦有城郭。衣服居處。與辰韓同。言語風俗相似。(通典邊防)門東夷

高句麗 高句麗。在遼東之東千里。南與朝鮮・濊貊。東與沃沮。北與夫餘接。地方二千里。多大山深谷。人

隨而爲居。少田。業力作不足目自資。故其俗節於飲食。而好修宮室。東夷相傳。目爲夫餘別種。故言語則多同。

而跪拜一脚。行步皆走。凡有五族。有消(消魏志作涓、下同)奴部・絕奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部。按今高麗五部。一曰

部桂婁部也。二曰北部。一名後部。(○後部。翰苑曰一名黑部。又曰左部一名上部一名青部。又曰前部一名赤部)即本消奴部爲王。

稍微弱。後桂婁部代之。其置官有相加・對盧・沛者・古鄒大加。古鄒大加。高麗掌賓（○黃、宋 主簿（○簿原作部、據

改本）優臺・使者・帛衣。先人武帝滅朝鮮。巨高句麗爲縣。前書。元封中。定朝鮮爲四（○部、後漢書）

勾驪。一名貂耳。（○耳、翰苑所引無、集解校補曰案）有別種。依小水爲（○爲、翰苑）居。因（○因、韓

好弓。所謂貂弓是也。魏氏（○氏、原作志、據宋本南本殿本改）春秋日。遼東郡（後漢書）

高句麗在遼東之東千里。南與朝鮮濊貊。東與沃沮。北與夫餘接。都興丸都之下。方可二千里。戶三萬。多大

山深谷。無原澤。隨山谷，以爲居。食澗水。無良田。雖力佃作。不足以實口腹。其俗節食好治宮室。於所居之

左右。立大屋祭鬼神。又祀（○祀、宋 靈星社稷。其人性凶急喜寇鈔。其國有王。其官有相加。對盧・沛者・古繼

加・主簿・優臺・丞・使者・阜衣。尊卑各有等級。東夷舊。以爲夫餘別種。言語諸事，多與夫餘同。其

性氣衣服有異。本有五族。有涓（○涓、翰苑所引魏略作）奴部・絕奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部。本涓奴部爲王。

稍微弱。今桂婁部代之。（中 略）後稍驕恣。不復詣郡。於東界築小城。置朝服衣幘其中。歲時來取之。今胡猶名此

城爲幘溝瀆。溝瀆者勾驪名城也。其置官。有對盧則不置沛者。有沛者則不置對盧。王之宗族。其大加皆稱古繼

加。涓奴部本國主。今雖不爲王。適統大人。得稱古繼加。亦得立宗廟。靈星社稷。絕奴部世與王婚。加古繼之

號。諸大加亦自置使者・帛衣・先人。名皆達於王。如鄉大夫之家臣。會同坐起。不得與王家使者・帛衣・先人同

列。其國中大家不佃作。坐食萬餘口。下戶（○下戶云々、翰苑所引）遠擔米糧魚鹽供給。其民喜歌舞。國中邑落。暮

夜男女羣聚。相就歌戲。無大倉庫。家家自有小倉。名之爲杼京。（中 略）又有小水貂。勾麗作國。依大水而居。西

安平縣北有小水。南流入海。勾麗別種依小水作國。因名之爲小水狍出好弓。所謂貌弓是也。(三國志魏書東夷傳)

勾麗地。方可二千里。中有遼山。遼水所出。其王都於九都之下。多大山深谷。無原澤。百姓依之以居。食澗水。雖土著無良田。故其俗節食。好治宮室。於所居之左。立大室祭鬼神。(中略)本有五族。有消奴部。絕奴部。

慎奴部。灌奴部。桂婁部。(中略)其俗喜歌儻。國中邑落男女。每夜羣聚歌戲。(梁書諸夷傳)

其地東西二千里。南北一千餘里。民皆土著。隨山谷而居。衣布帛及皮。土田薄瘠。蠶農不足以自供。(中略)其

官名有謁奢·太奢·大(○大、南本作太)兄、小兄之號。(魏書高勾麗傳)

高麗者。(中略)大官有大對盧。次有大大兄·太兄·小兄·意侯奢·烏拙·大大使者·大使者·小使者·擗奢·

翳屬·仙人并擗薩。凡十三等。分掌內外事焉。其大對盧則以孺弱相陵奪。而自爲之。不由王之署置也。(周書異城傳)

其(高麗)國東西二千里。南北千餘里。都於平壤城。亦曰長安城。東西六里。隨山屈曲。南臨浪水。復有國內

城漢城。並有都會之所。其國呼爲三京。與新羅每相侵奪。戰爭不息。官有大(○大、南本作太)大兄。次大兄。次小兄。

次對盧。次意侯奢。次烏拙。次大大使者。次大使者。次小使者。次擗奢。次翳屬。次仙人。凡十二等。復有

內評·外評·五部擗(○擗、舊唐書作擗)薩。(隋書東夷傳)

高勾麗在遼東之東千里。其先所出事詳北史。地方二千里。中有遼山。遼水所出。漢魏世。南與朝鮮獮狍。東

與沃沮。北與夫餘接。其王都於九都山下。地多大山深谷。無原澤。百姓依之。以居食澗水。雖土著無良田。

(中略)本有五族。有消奴部。絕奴部。慎奴部。灌奴部。桂婁部。(中略)俗喜歌儻。國中邑落。男女每夜羣聚歌戲。

南史夷貊傳東夷

其高勾國東至新羅。西度遼二千里。南接百濟。北鄰靺鞨。一千餘里。皆土著隨山谷而居。衣布帛及皮。土田薄瘠。蠶農不足以自供。故其人飲食。其王好修宮室。都平壤城。亦曰長安城。東（○東下、周）六里。隨山屈曲南臨浪水。城內唯積倉儲器備寇。賊至日。方入固守。王別爲宅於其側。不常居之。其外復有國內城及漢城。亦別都也。其國中呼爲三京。復有遼東・玄菟等數十城。皆置官司。以統攝。與新羅每相侵奪。戰爭不息。官有大對盧・太太兄・大兄・小兄・竟侯（○竟侯、周）奢・烏拙・太大使者・大使者・小使者・擗奢・翳屬仙人。凡十二等。分掌內外事。其大對盧則以強弱相陵奪。而自爲之。不由王署置。復有內評（○評下、證書）三部擗薩（此史高）（有外評二字）其高官大者號大對盧。比一品。總知國事。三年一代。若稱職者。不拘年限。交替之日。或不相祗服。皆勒兵相攻。勝者爲之。其王但閉宮自守。不能制禦。次曰太太兄。比正二品。對盧以下官總十二級。外置州縣六十餘城。大城置擗薩一。比都督。諸城置道使。比刺史。其下各有僚佐。分掌專事。衣掌服飾。唯王五綵。以白羅爲冠白皮小帶。其冠及帶咸以金飾。官之貴者。則青羅爲冠。欲以緋羅。挿二鳥羽及金銀爲飾。衫筒袖。袴大口。白韋帶。黃韋履。（中）其高所居必依山谷。皆以茅草葺舍。唯佛寺神廟及王宮官府及用瓦。其俗貪饕者多。冬月皆作長坑。下燃熅火以取暖。（中）俗愛書籍。至於衙門廝養之家。各於街衢造大屋。謂之扁堂。子弟未婚之前。晝夜於此讀書習射。（中）高麗國。舊分爲五部。有城百七十六。戶六十九萬七千。乃分其地。置都督府九。州四十

一。縣一百。又置安東都護府。以統之。擢其會渠有功者。授都督漢刺史及縣令。與華人參理百姓。(舊唐書 東夷傳)

高麗(中略)居依山谷。以艸茨屋。惟王宮。官府。佛廬以瓦。竄民盛冬作長炕。焜火以取煖。(中略)執藏。男建等。

收凡五部 百七十六城。戶六十九萬。溝瀆者勾麗名城也。(通典邊防 門東夷)

高勾麗(中略)多大山深谷。無原澤。隨山谷而為居。(中略)凡有五族。有消奴部。絕奴部。順奴部。灌奴部。桂婁

部。本消奴部為王。稍微弱。後桂婁部代之。其置官有相加。對盧。沛者。古羅大加。主簿。優台。使者。阜衣。

先人。其俗淫。皆潔淨。國中邑落男女每夜群聚為倡樂。(通典邊防 門東夷)

大唐武德四年。遣使朝貢。其國建官有九等。其一曰吐粹。昨設 反。舊名大對盧。摠知國事。次曰太太兄。次鬱折。

之悅。華言主簿。次太太夫人使者。次皂衣頭大兄。東夷相傳所謂皂衣先人者也。以前五官掌機密謀政事。徵發兵

馬。選授官爵。次大使者。次大兄。次收位使者。次上位使者。次小兄。次諸兄。次過節。次不過節。次先人。

又有狀古羅加。掌賓客。比鴻臚卿。以大夫使者為之。又有國子博士。大學博士。舍人。通事。典書客。皆以小兄以

上為之。又其諸大城置倅。內屋 反。薩。比都督。諸城置處閭近支。比刺史。亦謂之道使。其武官。曰大模達。比衛將軍。

以皂衣頭大兄以上為之。次末路。比中郎將。以大兄以上為之。其次領千人。以下各有差等。又其國有五部。皆

貴人之族也。一曰內部。即後漢時桂婁部也。二曰北部。即絕奴部也。三曰東部。即順奴部也。四曰南部。即灌

奴部也。五曰西部。即消奴部也。(通典邊防 門東夷)

百濟 號所治城曰固麻。謂邑曰檐魯。如中國之言郡縣也。其國有三十二檐魯。皆以子弟宗族分據之。(梁書 夷傳)

百濟國。其先出自夫餘。其國北去高句麗千餘里。處小海之南。其民土著。地多下濕。率皆山居。有五穀。其衣服飲食與高句麗同。（魏書百濟傳）

百濟者。其先蓋馬韓之屬國。夫餘之別種。有仇台者。始國於帶之故。（○故下、隋書有地字）其地界東極新羅。北接高句麗。

西南俱限大海。東西四百五十里。南北九百餘里。治固麻。（○固麻、翰苑注。所引東夷記曰百濟治建曆。狄城本馬韓之也。接居狄恐居拔之誤。）城。其外更有五方。

中方曰古沙城。東方曰得安城。南方曰久知下城。西方曰力先城。北方曰熊津城。王姓夫。（○夫、原作大、據南本殿本改）餘氏。

號於羅瓊。民呼爲韃吉支。夏言竝王也。妻號於陸。夏言妃也。官有十六品。左平五人一品。達率三十人二品。

恩率三品。德率四品。扞率五品。奈率六品。六品已上。冠飾銀華。將德七品。紫帶。施德八品。皂帶。固德

九品。赤帶。李。（○李、南本作李）德十品。青帶。對德十一品。文督十二品。皆黃帶。武督十三品。佐軍十四品。振武十

五品。克虞十六品。皆白帶。自恩率以下官無常員。各有部司。分掌衆務。內官有前內部。穀部。肉部。內掠部。

外掠部。馬部。刀部。功德部。藥部。木部。法部。後官部。外官有司軍部。司徒部。司空部。司寇部。點口部。

客部。外舍部。綢部。日曲官部。都市部。都下有萬家。分爲五部。日上部。前部。中部。下部。後部。統兵五

百人。五方各有方領一人。以達率爲之。郡將三人。以德率爲之。方統兵一千二百人以下。七百人以上。城之內

外民庶。及餘小城成分肆。（○肆、恐當作肆。城傳）焉。

其。（○百）都曰居拔城。官有十六品。長曰左平。次大率。次恩率。德率。次扞率。次奈率。次將德。服紫帶。次

施德。皂帶。次固德。赤帶。次李德。青帶。次對德。以下皆黃帶。次文督。次武督。次低軍。次振武。次克虞。

皆用白帶。其冠制並同。唯奈率以上。飾以銀花。長吏(○史、南本)三年一交代。畿內爲五部。部有五巷。士人居焉。五方各有方領一人。方佐貳之。方有十郡。郡有將。其人雜有新羅·高麗·倭等。亦有中國人。其衣服與高麗

略同。(中)厥田下濕。(中)國西南人島居者十五所。皆有城邑。(隋書東夷傳)

號所都城曰固麻。謂邑曰擔魯。如中國之言郡縣也。其國土有二十二擔魯。皆以子弟宗族分據之。(南史夷貊傳)

(其白)都曰居拔城。亦曰固麻城。其外有更五方。中方曰古沙城。東方曰得安城。南方曰久知下城。西方曰刀

先城。北方曰熊津城。王姓餘氏。號於羅瑕。(○瑕、殿)百姓呼爲韃吉支。夏言竝王也。王妻號於陸。夏言妃也。官

有十六品。左平五人一品。達率三十人二品。恩率三品。德率四品。杆率五品。奈率六品已上。冠飾銀花。(○花、南本殿

本作)將德七品。紫帶。施德八品。皂帶。固德九品。赤帶。季德十品。青帶。對德十一品。文督十二品。皆黃帶。

武督十三品。佐軍十四品。振武十五品。剋虞十六品。皆白帶。自恩率已下官無常員。各有部司。分掌衆務。內

官有前內部·穀內部·內掠部·外掠部·馬部·刀部·功德部·藥部·木部·法部·後宮部。外官有司軍部·司

徒部·司空部·司寇部·點口部·客部·外舍部·綱部·日宮(○宮、南)部·市部。長吏(○史、隋)三年一交代。都

下有方。分爲五部。曰上部·前部·中部·下部·後部。部有五巷。士庶居焉。(○焉、原作馬。據隋書册

百人。五方各有方領一人。以達率爲之。方佐貳之。方有十郡。郡有將三人。以德率爲之。統兵一千二百人以下

七百人以上。城之內外庶及餘小城。咸分隸焉。其人雜有新羅·高麗·倭等。亦有中國人。(中)土田濕。氣候溫

暖。人皆山居。(中)西南人島居者十五所。皆有城邑。(此史百濟傳)

其國舊分爲五部。統郡三十七。統郡三十七。城二百。戶七十六萬。至是乃以其地分置熊津・馬韓・東明等五都督府。各統州縣。立其會渠爲都督・刺史及縣令。命右衛郎將王文度爲熊津都督總兵以鎮之。（舊唐書）

五部。三十七郡。二百城。戶七十六萬。乃析置熊津・馬韓・東明・金健・德安五都督府。擢會渠長治之。命郎將劉仁願守百濟城。左衛郎將王文度爲熊津都督。（唐書）

其（百濟）人士著。地多下濕。率皆山居。其都理建居拔城。王號於羅瓊。百姓爲韃吉支。（韃吉音）夏言竝王也。王妻號於陸。夏言妃也。（中）國西南人島居者十五所。皆有城邑。（百濟）舊有五部。分統三十七郡。二百城。七十六萬

戶。至是以其地分置熊津・馬韓・東明等五都督府。仍以其會渠爲都督府制史。（通典邊防門）東夷

新羅 其（新羅）俗呼城曰健牟羅。其邑在內曰啄評。在外曰邑勒。亦中國之言郡縣也。國有六啄評。五十二邑勒。

新羅國。（中）其官有十七等。其一曰伊罰干。貴如相國次伊尺干。次迎。（迎、翰苑所引隋書）干。次破彌。（破彌、同上）干。次大阿尺干。次阿尺干。次乙吉干。次沙咄干。次及伏干。次奈摩。（奈摩、同上）干。次奈摩。次大舍。次小舍。

次吉土。（土、北史作土）次大鳥。次小鳥。次造位。外有郡縣。（隋通鑑）新羅。（中）其俗呼城曰健牟羅。其邑在內曰啄評。在外曰邑勒。亦中國之言郡縣也。國有六啄評。五十二邑勒。

（南史夷貊傳）東夷

新羅者。其先本辰韓種也。（中）辰韓之始有六國。（國下御覽所引有後字）稍分十二。新羅則其一也。（中）其王本百濟

人。自海逃入新羅。遂王其國。(中略)以隋開皇十四年。遣使貢方物。文帝拜真平上開府樂浪郡公新羅王。其官有

十七等。一曰伊罰(○罰、野本作罰)干。貴如相國。次伊尸干。次迎(○迎、翰苑所引隋東藩風俗記作迎)干。次破彌(○破彌同上作波珠)干。次大阿尺。

(○尺、同上無、下同)次阿尺干。次乙吉干。次沙咄干。次及(○及、同上作及)伏干。次大奈摩干。次奈摩。次大舍。次小舍。次吉

士。次大鳥。次小鳥。次造位。外有郡縣。(北史新羅傳)

新羅國。本弁韓之苗裔也。其國在漢時樂浪之地。東及南方俱限大海。西接百濟。北鄰高麗。南西千里。南北

二千里。有城邑村落。王之所居曰金城。(舊唐書東夷傳)

新羅(中略)謂城爲侵牟羅。邑在內曰啄評。外曰邑勒。有啄評六。邑勒五十二。(唐書東夷傳)

新羅國。魏時新盧國焉。其先本辰韓種也。辰韓始有六國。稍分爲十二。新羅則其一也。(初曰新盧。宋時曰中。日新羅。或曰斯盧。略)其

俗呼城曰健牟羅。其邑在內曰啄評。(喚呼變反)在外曰邑勒。亦中國之言郡縣也。國有六啄評。五十二邑勒。(中略)官有

十六等。其一曰伊罰干。貴如相。次伊尸干。次迎干。次破彌干。次大河尺干。次河尺干。次乙吉干。次沙咄干。

(咄都骨反)次及伏干。次大奈摩。次大舍。次小舍。次吉。次大鳥。次小鳥。次達位。外有郡縣。(通典邊防門東夷)

駕洛 開闢之後。此地未有邦國之號。亦無君臣之稱。越有我刀干汝刀干彼刀干五刀干留水干留天干神天干五天

干神鬼干等。九干者是酋長。領總百姓。一百戶七萬五千人。多以自都山野。鑿井而飲。耕田而食。(三國遺事鴻洛國記)

儂羅 龍朔初。有儂羅者。其王儒李都羅遣使入朝。國居新羅武州南島上。俗朴陋。衣豕皮。夏居草屋。冬

窟室。(中略)又有建末婁·達妬二部。(唐書東夷傳)

契丹國 契丹國。在庫莫奚東。異種同類。俱竄於松漠之間。登國中。國軍大破之。遂逃迸與庫莫奚分背。經數十年稍滋蔓。有部落。於和龍之北數百里。多爲寇盜。（魏書契丹傳）

契丹之先。與庫莫奚異種而同類。竝爲慕容氏所破。俱竄於松漠之間。其後稍大。居黃龍之北數百里。其俗頗與靺鞨同。好爲寇盜。（中略）當後魏時爲高麗所侵。部落萬餘口求內附。止于白貌河。其後爲突厥於暹。又以萬家寄於高麗。（中略）其後契丹別部出伏等背高麗。率衆內附。高祖納之。安置於渴奚那頡之北。開皇末。其別部四千餘家背突厥以降。上方與突厥和好。重失遠人之心。悉令給糧還本。敕突厥撫納之。固亂不去。部落漸衆。遂北徙。逐水艸。當遼西正北二百里。依託紇斤水而居。東西亘五百里。南北三百里。分爲十部。兵多者三千。少者千餘。逐寒暑隨水艸畜牧。有征伐則酋帥相與議之。與兵動衆合符契。突厥沙鉢略可汗遺吐屯潘埜統之。契丹之類也。其南者爲契丹。在北者室韋。分爲五部。不相總之。所謂南室韋・北室韋・鉢室韋・深末恒室韋・大室韋。竝無君長。人民貧弱。突厥常以三吐屯總領之。南室韋在契丹北三千里。土地卑濕。至夏則移向西北。貸勃・欠對二山。多艸木。饒禽獸。又多蚊蚋。人皆巢居以避其患。潔分爲二十五（五、南本）部。每部有餘莫弗瞞咄。猶酋長也。（中略）遷餘爲屋。如突厥能車之狀。（中略）寢則屈爲屋。以遷餘覆上。（中略）部落共爲大棚。人死則置屍其上。（中略）南室韋北行十二日。至北室韋。分爲九部落。繞遷紇山而居。其部落渠帥號乞引莫賀咄。每部有莫何弗三人。以貳之。氣候最寒。雪深沒馬。冬則入山。居土穴中。牛畜多凍死。（中略）又北行千里。至鉢室韋。依胡布山而住。人衆多。北室韋不知爲幾部落。用樺皮蓋。其餘同北室韋。從鉢室韋西南四日行。至深末恒室韋。因水爲號也。冬月穴居。

以避太陰之氣。又西北數千里。至大室羣。徑路險阻。語言不通。尤多貂及青鼠。(隋書北狄傳)

契丹國。在庫莫奚東。與庫莫奚異種同類。竝爲慕容晃所破。俱竄於松漠之間。登國中。魏大破之。遂逃迸與庫莫奚分住。經數十年稍滋蔓。有部落。於和龍之北數百里爲寇盜。眞君以來。歲貢名馬。(中)於是東北羣狄聞

之。莫不思服。悉萬丹部。何大何部。伏弗郁部。羽陵部。日連部。匹潔部。黎部。吐六千部等。各以其名馬

文皮獻天府。遂求爲常。(略中)其後契丹別部出伏等背高麗。率衆內附。文帝見來憐之。上方與突厥和好。重失遠

人之心。悉令給糧還本部。敕突厥撫納之。固辭不去。部落漸衆。遂北徙逐水草。當遼西正北二百里。依託紇臣

水而居。東西百(百上、隋書)里。分爲十部。兵多者二千。少者千餘。逐寒暑隨水草畜牧。有征伐則酋帥相與議

之。與兵動衆。合而符契。突厥沙鉢略可汗遣吐屯潘垓統之。(北史契丹傳)

契丹居黃水之南。黃龍之北。鮮卑之故地。(中)地方二千里。逐獵往來。居無常處。其君長姓大賀氏。勝兵四萬

三千人。分爲八部。若有徵發諸部。皆須議合。不得獨舉。獵則別部。戰則同行。本臣突厥。(隋書北狄傳)

契丹。本東胡種。其先爲匈奴所破。保鮮卑山。(中)阻冷陁山以自固。射獵居處無常。其君大賀氏。有勝兵四

萬。析八部。臣于突厥。以爲俟斤。凡調發攻戰。則諸部畢會。獵則部得自行。(唐書北狄傳)

契丹之先。與庫莫奚異種而同類。竝爲慕容氏所破。俱竄於松漠之間。(中)後魏初大破之。遂逃迸與庫莫奚分背。

經數十年稍滋蔓。有部落。於和龍之北數百里。和龍。今柳城郡。多爲寇盜。魏太武帝眞君以來。歲貢名馬。於是東北羣狄

悉萬丹部。阿(阿、魏書)大何部。伏弗郁部。羽陵部。日連部。匹黎部。比六千部。各以其名馬文皮入獻。(中)隋

開皇末。有別部四千餘家。背突厥來降。文帝方與突厥和。重失遠人之情。悉令給糧還本。勅突厥撫納之。固辭不去。部落漸衆。逐水草。當遼西正北二百里。依回紇臨水而居。東西亘五百里。南北三百里。亦鮮卑故地。分爲十部。多者三千。少者千餘。隨水草畜牧。（通典邊防門北狄）

勿吉國。勿吉國。在高勾麗北。舊肅慎國也。邑落各自有長。不相總一。（中略）國有大水。濶三里餘。名速末水。其地下濕。築城穴居。屋形似塚。開口於上。以梯出入。其國無牛。有車馬。（魏書勿吉傳）

靺鞨。在高麗之北。邑落俱有酋長。不相總一。凡有七種。其一號粟末部。與高麗相接。勝兵數千。多驍武。每寇高麗中。其二曰伯咄部。在粟末之北。勝兵七千。其三曰安車骨部。在伯咄東北。其四曰拂涅部。在伯咄東。其五曰號室部。在拂涅部東。其六曰黑水部。在安車骨西北。其七曰白山部。在粟末東南。勝兵並不過三千。而黑水部尤爲勁健。自拂涅以東。矢皆石鏃。卽古之肅慎氏也。所居多依山水。渠帥曰大莫弗瞞咄。東夷中爲強國。有徒太山者。俗甚敬畏。上有熊羆豹狼。皆不害人。人亦不敢殺。地卑濕。築土如堤。鑿穴以居。開口向上。以梯出入。（隋書東夷傳）

勿吉國。在高勾麗北。一曰靺鞨。邑落各自有長。不相總一。（中略）所居多依山水。渠帥（鮑、南本作帥）曰大莫弗瞞咄。（北史勿吉傳）

靺鞨。蓋肅慎之地。後魏謂之勿吉。在京師東北六千餘里。東至於海。西接突厥。南界高麗。北鄰室韋。其國凡爲數十部。各有酋帥。或附於高麗。或臣於突厥。而黑水靺鞨最處北方。尤稱勁健。每恃其勇。恒爲鄰境之

患。俗皆編髮。性凶悍。無憂戚。貴壯而賤老。無屋宇。竝依山水。掘地爲穴。架木於上。以土覆之。狀如中國之塚墓。相聚而居。夏則出隨水草。冬則入處穴中。父子相承。世爲君長。(舊唐書北狄傳)

黑水靺鞨。居肅慎地。亦曰挹婁。元魏時曰勿吉。直京師東北六千里。東瀕海。西屬突厥。南高麗。北室韋。

離爲數十部。會各自治。其著者曰粟末部。居最南。抵太白山。亦曰徒太山。與高麗接。依粟末水以居。水源於山西北。注它漏河。稍東北曰洺咄部。又次曰安居骨部。益東曰拂遼部。居骨之西北。曰黑水部。粟末之東曰白山部。部間遠者三四百里。近二百里。白山本臣高麗。王師取平壤。其衆多入唐。洺咄・安居骨等皆奔散。淩微無聞焉。遣人迸入渤海。唯黑水完孺。分十六落。以南北稱。蓋其居最北方者也。(中略)居無室廬。負山水坎地。

梁木其上。覆以土。如丘冢然。夏出隨水草。冬入處。以溺與面。於夷狄最濁穢。死者埋之。無棺槨。殺所乘馬以祭。其會曰大莫拂瞞咄。世相承爲長。(唐書北狄傳)

勿吉。後魏通焉。在高勾麗北。亦古肅慎國地。邑落各自有長。不相摠一。凡有七種。其一號粟末部。與高麗相接。二曰洺咄都勿反部。在粟末之北。三曰安居骨部。在洺咄東北。四曰拂遼部。遼音鼻在洺咄東。五曰號室部。

在拂遼東。六曰黑水部。在安車骨西北。七曰白山部。在粟末東南。勝兵各數千。而黑水部。尤爲勁健。自拂遼以東。矢皆石鏃。長二寸。所居多依山水。渠帥帥原作師。據隋書改曰大莫弗瞞莫干反咄。東夷中爲強國。諸國皆患之。其國有大水。闊三里餘。名速末水。其地東下濕。築堤鑿穴。居室形似塚。開口於上。以梯出入。無牛。有車馬。(通典邊防)

門東)
夷)

渤海 渤海。本粟末靺鞨附高麗者。姓大氏。高麗滅。率衆保挹婁之東牟山。地直營州東二千里。南北新羅。以泥河爲境。東窮海。西契丹。築城郭以居。（唐書北狄傳）

安東都護府 新城州都督府。遼城州都督府。哥勿州都督府。建安州都督府。

南蘇州。木底州。蓋牟州。代邦州。倉巖州。磨米州。積利州。黎山州。延津州。安市州。凡此十四州。竝無城池。是高麗降戶散此諸軍鎮。以其會渠爲都督。刺史羈縻之。天寶領戶五千七百一十八。口一萬八千一百五十六。

自燕以下十七州。皆東北蕃降胡散諸處。幽州・營州界內。以州名羈縻之。無所役屬。安祿山之亂。一切驅之寇。

寇遂擾中原。至德之後。入據河朔。其部落之名無存者。今記天寶承平之地理焉。（舊唐書卷三十九志第十九地理二河北道四）

高麗（前略） 自京市司至興國寺橋。由廣化門以迄奉先庫。爲長廊數百間。以其民居隘陋參差不齊。用以遮

蔽。不欲使人洞見其醜。東南之門蓋溪流至巳方。衆水所會之地。其餘諸門官府宮祠道觀僧寺別宮客館。皆因地勢星布。諸處民居十數家。共一聚落。井邑街市無足取者。總其建國大概而圖之。（高麗圖經）

以上に於て、朝鮮の古い時代に於ける聚落、竝に聚落に關する古文獻に就いては大體叙述したが、更に李朝時代以後に於ける聚落の發生及び發達に關しては、本書の各部門に於て、順次詳説することにして居る。

第二節 聚 落 の 分 布

聚 落 分 布 と 人 口 密 度

凡そいかなる國に於ても、いづれの時代に在りても、人類は生活し易き地を求めて定住する性質を有し、従つて地勢・地形・氣候・天然資源の先天的條件、及び政治・産業・交通・警察・衛生・文化・要害等の後天的條件の良否は、人口密度の濃薄に直接の影響を及ぼすものである。されば或る地方に人口が集中して部落を發生し、またはそれが發達して都市を形成し、更にその部落若くは都市の人口が或は益々増加し、或は次第に減少するに就いては、必ずやそれ相當の原因を見出すであらう。斯くの如く一國一地方の人口密度は、各種の條件によりて濃薄を生ずるのであるが、就中、地勢及び地形の如何は、氣候・政治・産業・交通・衛生・文化・要害等に影響する所が極めて大なるものであるから、朝鮮の人口及び聚落の分布を考察せんとせば、先づその地勢別の人口密度を觀ることが捷徑であり、その上で各種の推斷を下すことが適當であると信ずる。

由來、朝鮮に於ては、住民の約八割が農業に従事して居る關係上、その人口は大部分地方農村に散布し、都會地としては、僅に京城・仁川・開城・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津の十四府を算し、尙ほこの外に四十餘の邑、及びその他の小市街地を數ふるに過ぎない。大正十四年十月一日現在の國勢調査の人口に就いて、地勢別の人口密度を調査した結果に據ると、都會地は別として、都會接續地・平野・河川流域・沿海地方・島嶼・山地帯・鐵道沿線の各一方里の平均人口は左表の如くなつて居る。

都會接續地の人口密度

朝鮮の聚落(前篇)

府名	包含面數	人口數	面積	一方里平均人口
京城府附近	一五	一八六、九六二	三七・四	四、九九五
仁川府附近	七	四一、二五八	一五・六	二、六四二
群山府附近	一三	一一二、五九六	三一・〇	三、六二七
木浦府附近	七	六四、〇七八	二二・〇	二、九〇八
大邱府附近	一四	一三〇、一〇六	四八・七	二、六六九
釜山府附近	九	八七、六五九	二五・〇	三、四九七
馬山府附近	一一	一〇三、〇七二	三四・〇	三、〇二四
平壤府附近	一二	一三三、五八一	四五・七	二、九一八
嶺南府附近	一〇	八一、一一八	四五・七	一、七七三
新義州府附近	八	七七、二九七	二四・一	三、二〇五
元山府附近	八	六七、〇三三	四〇・九	一、六三六
清津府附近	四	二五、三二五	五二・一	四八六

備考

各府の中心より三里に跨る面をその接続地とせり。
新義州府の接続地の人口及び面積は滿洲國側の分を除かず。

平野の人口密度

區域	所在道名	包含府面數	人口數	面積	一方里平均人口
漢江平野	京畿道	九	四七八、六二七	一七・〇	二八、一五五
益山平野	忠清南道	一八	一四四、六三六	三一・七	五、四九四
全州平野	全羅北道	八	九一、三八五	一四・九	六、一一七
金海平野	慶尙南道	六	六〇、九八五	一七・一	三、五四七

第一章 聚落の發生

洛東江流域		鴨綠江流域						
密陽	南江	本流	三計	忠橋	禿滿	厚魯	長州	本津
九八	一七	八一	五五	五	三	九	一	三七
七八六、五五六	一〇四、〇七六	六八二、四八〇	四三八、五一六	四八、六六四	一六、二七八	六六、〇〇二	九、七二八	二九七、八四四
三一四・七	三七・八	二七六・八	六四〇・三	一七・三	三六・三	一三二・九	一五・九	四三七・八
三九		二、四六五	六八四					六八〇

河川流域の人口密度

區域	本支流別	包含府面數	人口數	面積	一方里平均人口
高平野	同		五	四一、三三三	三、〇四六
咸興野	咸鏡南道		八	八九、五一一	五、一五九
安州野	平安北道		七	六一、七五五	二、九八九
平壤野	平安南道		一	一九八、〇八七	六、八〇七
龍岡野	同		六	七二、九九一	三、四二七
延白野	同		一〇	六四、六〇三	二、四五五
沙里院野	黃海道		一三	一〇七、八八一	三、二七二

朝鮮の聚落 (前篇)

四〇

流域	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
豆滿江流域	西	本	計	頭	水	流	二	三	一〇四、三〇八	一九〇・六	五四七	
漢江流域	北	本	計	陽	漢	江	二五	二	六一、一一七	二二四・九	二六七	
		本	計	陽	漢	江	七二	一	八六五、五〇〇	四一五・五	二六七	
		本	計	陽	漢	江	一	一	九、四四九	二七八・〇	三、一三三	
大同江流域	南	本	計	流	江	江	一五	一	一〇六、九二〇	一〇八・七	二、七九一	
		本	計	流	江	江	九三	五	一、〇一八、九九八	四二六・九	二、三〇一	
		本	計	流	江	江	四七	三	四、五二、四一二	一九六・六	二、三〇一	
錦江流域	本	本	計	流	江	江	一〇	三	二五、三二六	二三五・五	一、九〇五	
		本	計	流	江	江	六〇	〇	六二、四一〇	六三・三	一、九〇五	
		本	計	流	江	江	三四	四	五、四〇、一四八	二八三・五	一、九〇五	
臨津江流域	本	本	計	流	江	江	三四	四	二九二、六七六	九〇・一	三、二四七	
		本	計	流	江	江	二四	二	一三四、四三六	八三・七	一、六〇六	
		本	計	流	江	江	二	二	一、二、六六六	九・四	一、六〇六	
韓津江流域	本	本	計	流	江	江	二六	二	一四七、一〇一	九三・一	一、五七九	
		本	計	流	江	江	九	九	六九、六九二	三八・九	一、七八八	
		本	計	流	江	江	二一	一	一八九、二一八	一六六・〇	一、一三九	
清川江流域	本	本	計	流	江	江	二一	一	一八九、二一八	一六六・〇	一、一三九	
		本	計	流	江	江	二一	一	一八九、二一八	一六六・〇	一、一三九	
禮成江流域	本	計	流	江	江	一一	一	六八、一三八	四四・三	一、五三九		

備考 一、本表は舟筏を通ずる上端地を有する面の内より本流及び支流に分ちて作りたり。
二、國境河川たる鴨綠・豆滿兩江流域には外國の面積人口を含まず。

沿海地方の人口密度

區域	所在道名	包含府面數	人口數	面積	一方里平均人口
黃海方面(北部)	平安南道	九六	六八一、八三一	三六五・一 ^{方里}	一、八六八
黃海方面(南部)	京畿南道	一〇二	七一二、五三五	二八〇・一	二、五八〇
多島海方面	全羅南道	八二	六九〇、一一〇	二五二・三	二、七三五
對馬海峽方面	慶尙北道	七四	七四九、九四七	二一九・一	三、四二三
日本海方面(南部)	江原道	四〇	二九〇、七〇二	二五六・〇	一、一三五
日本海方面(北部)	咸鏡北道	六二	六四〇、一八三	五〇五・五	一、二六六

島嶼の人口密度

島名	道名	郡島名	人口數	面積	一方里平均人口
濟州島	全羅南道	濟州島	二〇一、四三八	一一〇・一 ^{方里}	一、六七六
巨濟島	慶尙南道	統營郡	七〇、二八二	二六・七	二、六三〇
珍島	全羅南道	珍島郡	四三、一六四	二二・二	一、九三七
江華島	京畿南道	江華郡	五七、四九七	二〇・九	二、七五〇
南海島	慶尙南道	南海郡	六七、六三〇	一九・七	三、三七八
莞島	全羅南道	莞島郡	一三、八六〇	六・〇	二、二七八

第一章 聚落の發生

安眠島	身淵島	鬱陵島	白翎島	椒島	慈恩島	荏子島	喬桐島	岩泰島	郁草島	席毛島	永宗島
忠清南道	平安北道	慶尙北道	黃海道	全羅南道	全羅南道	京畿道	京畿道	全羅南道	同	京畿道	同
瑞山郡	宣川郡	鬱陵島	長淵郡	松禾郡	務安郡	同	江華郡	務安郡	同	江華郡	富川郡
八、七四五	一〇、三〇一	九、九九二	六、一〇四	六、八三五	六、〇四五	五、七六八	七、六二五	六、七六九	六、八六一	五、四二七	五、四二九
五・九	五・五	四・七	四・一	三・七	三・四	三・〇	二・八	二・八	二・七	二・六	二・六
一、四七〇	一、八五〇	二、一四	一、四六八	一、八一	一、七六九	一、八八一	二、六四二	二、三五五	二、五一八	二、〇三七	二、〇七五

山地帯の人口密度

長白山地帯	妙香山地帯	秋驗山地帯	太白山地帯
咸鏡北道	咸鏡南道	咸鏡南道	咸鏡北道
鏡鏡北道	鏡鏡南道	鏡鏡南道	鏡鏡北道
四	二八	一六	一九
四四、〇二二	二七九、〇五六	一一一、一二三	一五九、九一八
三七七・二	九七〇・一	二八〇・八	三三〇・二
一・一七	二・八八	三・九六	四・八四

第一章 聚落の發生

區域	幹支線別	包含府面數	人口數	面積 ^{方里}	一方里平均人口	鐵道沿線の人口密度
京釜沿線	幹線	七八	一、一五一、九一一	二二六・八	四、八六四	鐵道沿線の人口密度
	馬山線	七	八四、五八八	二一・七		
	嶺海線	三	三四、七七一	九・三		
	京仁線	五	八〇、八七五	九・二		
	慶南線	一三	九九、六六九	二六・三		
	慶東線	一一	二二七、三〇〇	八七・八		
	忠北線	一〇	一〇一、七八七	三七・九		
	忠南線	七	七四、八五七	二一・七		
	安南線	一四	一〇八、九〇三	三四・六		
	安城線	五	三二、四八五	一〇・六		
計	一六三	二、〇〇七、一四六	四九六・二	三、二三九		
小白山地帯	慶全道	五三	三八六、六一三	三三七・九	一、一四四	鐵道沿線の人口密度
	全羅北道					
	全羅南道					
	忠清北道					
	忠清南道					
	江原道					
	平安北道					
	平安南道					
	咸鏡南道					
	咸鏡北道					
	江界道					
	黃海道					
彦眞山地帯	安南道	一〇	五六、七〇〇	九五・四	五九四	
	鏡南道					
	安海道					
馬息山地帯	安海道	二三	一三三、三一〇	二四〇・八	五五四	
	平海道					
	京畿道					

咸鏡沿線		京元沿線		京義沿線							湖南沿線								
咸南線	幹線	金剛山線	幹線	計	价川線	黃海線	博川線	勝湖里線	平南線	瓮二浦線	幹線	計	全南線	全北線	群山線	幹線			
六	一四	九	三九	三四	九	二五	一二三	四	一三	二	四	九	二	八九	七三	九	四	一六	五四
四七、三七二	一五三、八一六	一一三、〇八〇	三六四、四一二	三二八、九〇四	六〇、九七七	二六七、九二七	一、一五〇、二八七	四二、四五九	八四、〇七六	一八、二二六	三四、五五〇	九一、七五〇	一六、〇八七	八六三、一三九	六八九、二一三	七七、四三六	五七、二二五	七三、三一八	四八一、二三四
五六・一	二四九・六	九五・六	一六一・八	二二三・〇	六六・五	一五六・四	四一四・四	二〇・五	三二・五	六・二	一六・一	二六・〇	四・二	三〇八・六	一四〇・七	一三・三	六・四	一一・七	一五九・〇
	六一六	一、一八二	二、二五二	一、四七五		一、七一三	二、七七六						二、七九七	四、八九八					四、四一五

一々地勢別に就いての人口密度に関する説明は試みないが、聚落の分布は通常人口密度に比例して居る。例へば人口密度の高い南鮮地方は、聚落の分布も多く、各地に大小の市街が點在して居るが、これに反して人口

密度の低い西北鮮地方は、聚落の分布も多からず、概して市街地の數も少いのである。また聚落の分布の多少は市場の分布と比例して居ることは拙著「朝鮮の市場經濟」を参照されなば明瞭にして、南鮮地方の如き人口密度の高い聚落の多い地方では市場の分布も極めて多いが、人口密度の低く聚落の少い西北鮮地方には市場の分布も自然多くないのである。大市街の發達は交通の便が良くなければ不可能であるが、農村聚落は耕地の多い所に容易に出現し、また耕地面積の割合は比較的多くないにしても、氣候溫暖にして地味が肥沃で且つ水利の便があり、集約農法の行はるゝ地方殊に畜の多い二毛作に適する南鮮では、聚落の分布が眼立つて多いのである。

聚落分布と位置地勢

地勢別の人口密度に關しては、前掲の統計によりて明かであるが、聚落の分布も大體これに比例して居ることと言ふまでもない。朝鮮の主要市街地百七十一箇所に就いて、その地勢別分類をした所に據ると、平野地百七箇所、臨海地二十九箇所、沿河地二十四箇所、山岳地十一箇所となつて居り、平野地が市街發達に好都合であることを示し、これに亞いで臨海地、及び沿河地の順序となつて居り、山岳地に於ける市街の數は極めて少く、その規模も亦大なるものは殆んど無いが、これに就いては聚落の高度の部に於ても説明してある。

同族部落の位置 從來私の調査した各種の聚落に就いて、その地勢別の分類をした所を綜合して見るに、同族

部落に在りては、一千六百八十五部落中、山麓に位置せるもの六百二、平野に位置せるもの三百五十六、背山臨流に位置せるもの二百七十七、沿河に位置せるもの九十八、谿谷に位置せるもの九十七、沿海に位置せるもの六十二、丘陵に位置せるもの五十四、山陰に位置せるもの五十一、沿道竝に盆地に位置せるもの各四十四となつて居る。農民が人口の約八割を占めながら、山麓に位置せる聚落の方が平野に位置せる聚落よりも多いことは、朝鮮に於ける村落發生の特殊性を示すものであるが、特に同族部落の如き古き歴史を有するものに在りては、風水思想の影響を受けて背山臨流に位置せるものが多いのである。通常沿河地は聚落の發達を來し易きものであるが、朝鮮の河川は山脈の斷層を縫つて流るゝもの多く、平地は舟運の利に乏しく、降雨續けば洪水の害を及ぼし従つて沿河地聚落の數は比較的少いのである。市街地は別として沿道村落の多からざることは、交通機關の發達しない結果でもあるが、同族部落の存在が、社會的に經濟的に他と交渉の少いことを示すものであるまいか。

同族部落地勢別調

道名	山陰	山麓	背山臨流	谿谷	丘陵	平野	盆地	沿河	沿海	沿道	計
京畿道	三	七	六	一〇	三	二	一〇	一三	二	三	三三
忠清北道	一	四	八	三	一	六	九	七	一	二	一四
忠清南道	×	〇	一	二	×	三	×	二	×	×	三

全羅北道	六	四	一〇	一	五	一六	五	一	三
全羅南道	一〇	一三	二	一	二	四	二	一	三
慶尙北道	八	七	七	二	八	三	五	六	三
慶尙南道	二	五	三	一	三	七	一	二	二
黃海道	一	四	八	七	四	六	一	三	二
平安南道	二	三	九	七	三	三	二	一	三
平安北道	一	二	四	四	二	一	二	一	四
江原道	二	三	七	六	一	四	一	九	九
咸鏡南道	一	七	一〇	五	三	六	三	一	六
咸鏡北道	一	八	一〇	一	二	一	二	一	五
計	三	六〇	二七	七	三六	四	六	三	一、六五

模範部落の位置 朝鮮の村落中、最近に至り經濟的に社會的に教育的に自覺したものは模範部落であるが、この模範部落二百五十七に就いて、その地勢別分類をして見ると、山麓の平地及び傾斜地に位置せるもの八十四が最も多く、平地及び平地沿道に位置せるもの七十がこれに亞いで居る。以下盆地、傾斜地、背山臨流、沿河、沿道竝に谷間等の順序となつて居り、丘陵及び丘陵裾、臨海及び島の少いことは、模範部落の性質より見て止むを得ないことであらう。

模範部落地勢別調

道名	平地	平地沿道	沿道沿河	臨海	背山	山麓	山麓平地	背山	丘陵	丘陵	傾斜地	盆地	谷間	計
京畿道	4	2	2	1	1	1	4	1	1	1	2	2	3	33
忠清北道	3	3	1	1	1	1	10	1	1	1	1	2	2	33
忠清南道	3	2	1	1	1	3	3	1	1	2	2	1	1	33
全羅北道	7	4	1	1	1	1	10	2	1	1	2	2	1	36
全羅南道	5	1	1	1	1	3	9	2	1	1	4	1	1	33
慶尙北道	2	2	1	1	1	2	2	7	1	1	2	2	2	33
慶尙南道	4	1	1	1	1	3	2	1	1	1	2	2	1	33
黄海道	5	1	3	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	36
平安南道	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	33
平安北道	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1	30
江原道	4	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	30
咸鏡南道	5	1	1	1	1	7	7	1	1	1	1	1	1	36
咸鏡北道	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	34
總計	56	33	22	33	37	37	77	33	33	36	36	36	22	377

移民部落の位置 茲に謂ふ移民部落は、併合後の發達に係り、その成立の歴史が極めて新らしく、大體に於て開墾・干拓等に依る新開地であるから、他の部落とは性質を異にして居るが、試みに七十七の移民部落に就いてその地勢別分類をして見ると、平地に位置せるもの三十七が大部分を占め、これに亞ぐは臨海に位置せるも

の十二、沿道に位置せるもの七にして、農業經營を目的とせる新開部落としての特色が、その分布の上に最も能く現はれて居る。

移民部落の位置

道名	平地	沿河	臨海	山上	山麓傾斜地	山麓平地	背山	丘陵	丘陵裾	傾斜地	盆地	沿道	計
京畿道	三												三
忠清北道													
忠清南道													
全羅北道	二												二
全羅南道	二												二
慶尙北道	五												五
慶尙南道	五												五
黄海道			九										九
平安南道													
平安北道													
江原道													
咸鏡南道													
總計	三	二	三	一	四	四	三	一	一	四	一	七	廿

新興部落の位置 茲に新興部落と謂ふのは、最近數年間に著しく發展を來したる聚落にして、その數八十三を地勢別に分類すると、臨海、並に沿道に位置せるもの各十が最も多く、平地に位置せるもの七これに亞ぎ、沿

河・山腹・山麓傾斜地・山麓平坦地・沿河平地各六、鐵道沿線六、沿河沿道平地五等となつて居り、地勢上の分類を正確に區別することは困難であるが、市街地附近の住宅地の如きは例外なるも、概して交通の便よき平坦地に多くの新興部落が形成されつゝあることを認め得るのである。

新興部落地勢別調

道	平地	沿河	山腹	山麓傾斜地	山麓平坦地	臨海	臺地	谷間	盆地	傾斜地	沿道	沿河平地	鐵道沿線平地	鐵道沿線	鐵道沿線	鐵道沿線	鐵道沿線	沿河平地	計	
京畿道	二	四	四	二	一														二	
忠清北道																				一
忠清南道																				一
全羅北道																				三
全羅南道																				三
慶尙北道																				一
慶尙南道			二	二																八
黃海道	四																			三
平安南道	一																			六
平安北道																				五
江原道																				五
咸鏡南道																				四
咸鏡北道		一																		七
總計	七	六	六	六	六	一〇	一	四	一	四	一〇	六	四	二	二	一	一	四	六	八七

第三節 聚落の構成

人口 聚落構成の主體たる朝鮮の人口に關しては拙著「朝鮮の人口現象」(調査資料第(二十二輯))に詳説してあるが、文化の普及・經濟の發達・及び衛生の改善等に伴ひ、近來朝鮮に於ける人口の増加は大なるものがあり、これに伴つて聚落の發達は著しき勢ひを示し、新市街地及び新部落の發生も多くなり、また古い聚落の膨脹にも注目すべきものがある。即ち併合當時の明治四十三年末には、現住戸口總數は戸數二百八十萬四千百三戸、人口數一千三百三十一萬三千十七人であつたが、昭和六年末には戸數三百六十一萬二千六百四十八戸、人口數六萬二千九百五十八人にして、この中、内地人五十一萬四千六百六十六人(總數千人に對し二十五人)、朝鮮人一千九百七十一萬百六十八人(總數千人に對し九百七十三人)、外國人三萬八千二百二十四人(總數千人に對し二人)である。

各道別現住戸口表 (昭和六年末現在)

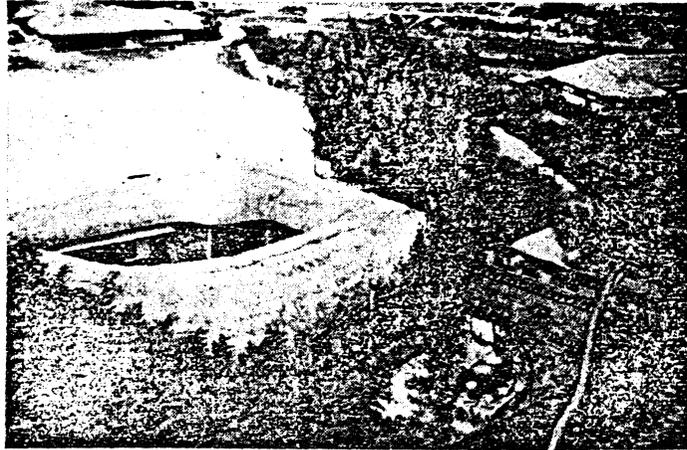
道名	面積	戸			人口				
		内地人	朝鮮人	外國人	計	内地人	朝鮮人	外國人	
京畿道	八三三 <small>方里</small>	三六、六七三	三三、五九三	一、二九四	三九、九六一	三九、九六一	一、九三三	六、六六八	二、〇〇〇、一七〇
忠清北道	四八一	一、九三三	一、四四四	一、四四	一、九三三	一、九三三	八、五七七	四、七四	六、三六八
忠清南道	五三三	五、七七三	三、三三七	一、四四	一、九三三	一、九三三	八、五七七	四、七四	六、三六八
全羅北道	三三三	一、九三三	一、四四四	一、四四	一、九三三	一、九三三	八、五七七	四、七四	六、三六八
全羅南道	三〇〇	一、九三三	一、四四四	一、四四	一、九三三	一、九三三	八、五七七	四、七四	六、三六八

慶尚北道	1,131	107,100	813,311	813	3,336,088	1,281	2,236,088
慶尚南道	768	191,341	3,010,000	1,988	3,673,333	2,000	2,200,000
黄海道	1,004	404,000	1,301,324	870	1,773,333	2,233	1,800,000
平安南道	968	388,000	1,317,333	808	1,773,333	1,868	1,800,000
平安北道	1,288	512,000	1,311,333	1,333	1,773,333	1,000	1,800,000
江原道	1,400	510,000	1,378,333	1,378	1,773,333	1,361	1,300,000
咸鏡南道	2,080	918,000	3,070,000	2,800	3,673,333	3,478	1,800,000
咸鏡北道	1,311	697,000	1,071,333	1,311	1,773,333	3,300	733,333
總計	12,311	4,673,333	12,673,333	7,673	12,673,333	12,311	12,673,333

備考 昭和五年十月一日現在國勢調査の結果に據ると、内地人五十二萬七千九百四人、朝鮮人二千四十三萬七千二百十九人、其他日本人二十二、中華、民國人九萬一千四百六十六人、其他外國人一千三百五十八人となつて居る。現住戸口調査の行はるゝ十二月末は、毎年支那人が舊正月の爲め、故國へ歸るので、その數は最も減少して居るのである。

而して現住人口の男女の割合は、總數男百人に對して女九十六人弱で、内地の男百人に對し女九十九人餘に比し、著しく男の數が超過して居る。凡そ文明國に於ては男女の數が普通均衡を保つてをるが、之に反し未開の農業國に於ては、男の數が女の數より遙かに超過してをるを例とする。朝鮮に於ては出生數を見ても、男の出生率ゝ女の出生率よりも幾分高く、未だ農業地帯の人口状態を明かに示して居る。昭和六年末の人口密度は一万里千四百十五人にして、内地の二千四百十五人（大正十四年國勢調査による）に比し著しく人口密度が低く、これを内地の統計區劃に依る各區に比すれば、人口最も稀薄なる北海道の約三倍に當り、東北區の千四百二十人に略ば匹敵

し、その他の區に比しては約半數乃至四分の一に過ぎない。人口密度は概して平野の多い經濟狀態の發達した



水原地方の中民家

朝鮮地方が高くなつて居り、山地帯の多い産業の開發が遅れて居る北鮮地方は人口密度が低く、最も稠密なるは全羅北道の二千六百三十三人にして、最も疎薄なるは咸鏡北道の五百五十五人である。朝鮮の人口密度は、現在に於ては内地及び臺灣に比して遙かに低いのであるが、その人口収容力から云ふと、内地に較べて、地勢上山地帯の面積が多くして、氣候も寒暑の差が甚だしく、冬期酷寒の地方が多い上に、地質及び地味に於ても遙かに劣つて居る關係上、内地と同程度に人口を收容することは困難であり、既に今日に於ても朝鮮の人口は、年々十四五萬人乃至二十萬人内外づゝ増加して居るから、將來大に産業の開發を計らぬと、遠からずして朝鮮自體が内地と同様に、人口問題及び食糧問題の解決に苦しむ時代が来る虞れがある。

り、従つて聚落の大部分は農業聚落である。昭和六年末の現住人口に就き、内鮮外人の職業別人口數を見ると

左表の如く、總人口に對する各職業の割合は農林牧畜業約七八%、漁業及製鹽業二%、工業二%、商業及交通約七%、公務及自由業約四%、其他の有業者五%、無職業及職業を申告せざる者二%である。而してこれを内鮮外人別に就いて見るに、内地人は大部分都會地に分布し、公務及自由業の三五%最も多く、朝鮮人は農林牧畜業の七九・八%が大多數を占め、これに次ぐは商業及交通業六%で、その他のものは極めて少く、また外國人は商業及交通業四三%で半を占め、農林牧畜業二四%がこれに次で多く、外國人の大部分は支那及び滿洲國人であるが、如何なる山間僻地にも入り込み、彼等がその商業上及び労働者として活動して居ることは、これに依つても窺はれるのである。

現住戸口職業別 (昭和六年末現在)

種別	内地		朝鮮		外國	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
農林牧畜業	6,288	18,270	2,767	1,720,260	2,120	9,100
漁業及製鹽業	2,228	3,331	331	303,260	4	22
工業	2,271	14,141	200	33,620	171	4,124
商業及交通業	1,171	12,121	1,000	1,127,260	2,222	12,124
公務及自由業	1,171	12,121	70	33,620	111	4,124
其他の有業者	1,171	12,121	100	1,000,000	22	22
無職業及職業を申告せざる者	500	3,330	22	100,000	11	22
合計	21,171	21,171	3,868	1,970,124	2,727	12,124

民家 住居の型式は、氣候の關係、民族の移動、文化の影響等を現はすものであるが、朝鮮の建築方式を平



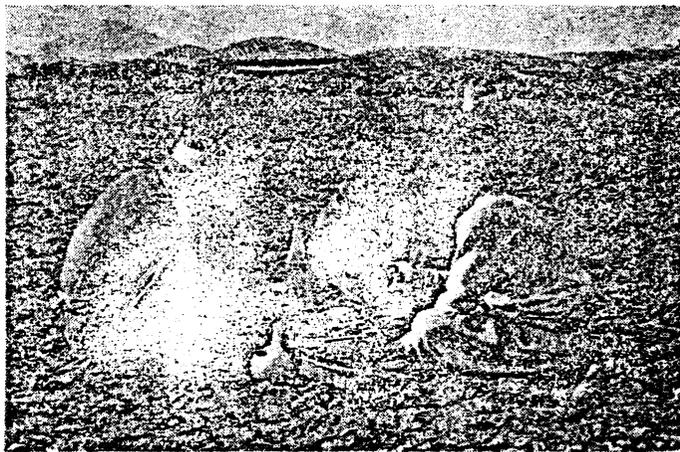
慶州地方の民家

面的に觀察すると、一形・三形・二形・一形・一形・一形・一形・一形・一形を基本として、地方に依り、貧富に依り、階級に依り、商家と農家の別に依り、または地形の拘束を受けて色々の様式が行はれて居る。朝鮮の住宅系統には、大體五つの異なりたる方式があり、その一は即ち北朝鮮型と稱するもので、鴨綠江沿岸から、咸鏡南北道、及び脊梁山脈以東の江原道地方に行はれ、所謂四つ目式を成して居り、母屋にあたる普通の家の間取の方式は、四つ目型に温突室が四個配置され、それに温突の廣間と土間とが附隨して居る。この四つ目式住宅形式は、内地農家の住宅形式と餘程接近して居る。更にこの四つ目式と目せらるゝ住宅形式は濟洲島にこれを見るが、元來濟洲島の住宅形式は、わが九州地方の住宅形式と琉球地方の住宅形式に、半島陸地部の温突が混合した形式である。二は即ち西朝鮮型で平壤地方を中心

を普通とする。三は即ち京城型にして棟は必ず曲げて作り、三間以上の家では大廳を必ず設け、舎廊は必ず別棟に取る。この京城型は、各地方の兩班の住宅に用ゐらるゝ形式である。四は即ち朝鮮型にして、大體の配置は京城型に則つて居るが、小住宅には大廳を設けず、中流以上の住宅で大廳を設けるときは、これを南方に取らず、西又は東に設け、大きさも一間以上にせず南方に内房を取る。五は即ち朝鮮型で、大體朝鮮型と同じ配置であるが、大廳を重要な室として必ず南面せしめ、普通その大きさが二間或は三間である。

朝鮮住宅の原型は温突と臺所とより成り、それに板間が加はり、室數により種々の形式に分れて居る。試みに中部及び南鮮地方の中流以上の住宅の構造を見るに、家屋は外舎と内舎に區別され、外舎は中門の外に置きこれを舎廊と稱し、男子の居室として客室にも充て、傍らに婢僕の居室を設けたものもある。

内舎は中門の中に在り、内庭を控へ、婦人の居室とし、その傍らに厨房・庫間（物置）等あり、内舎の温突は普通内房と越房を有し、その間に板の間を置きて大廳と稱し、食



濟州地方の民家

事の用意・夏時の食事・女子の裁縫・或は慶弔の儀式を行ふ所となつて居る。生活の程度に依つて斯くの如き



開城に於ける水汲と洗滌

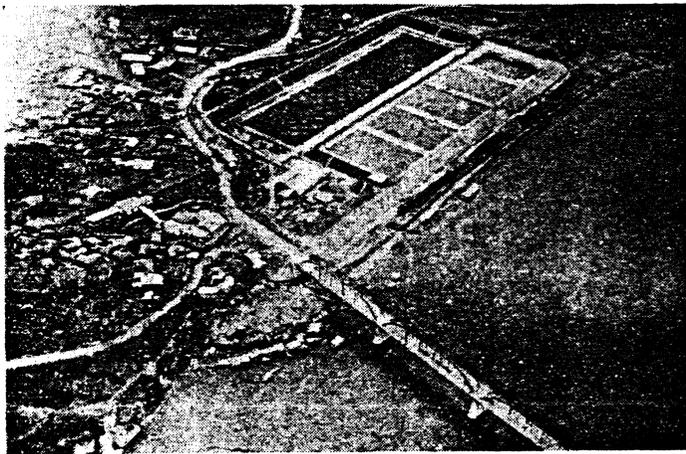
て床と爲し、その床に土を塗りて平にし、更にその上に幾重にも紙を張り、最後に油紙を張りて絶対に煙の洩

間取を有しないもの、多いことは言ふ迄もなく、貧民に在りては温突一間・二間の小住宅に住んで居るものが多く、寒氣の強い北鮮地方に行くと、人家の中に牛舎を設けて居るのが普通農家の住宅様式である。市街地及びその附近には土幕・土窓の掘立小屋式又は穴居式不良住宅も多い。住宅の建築方式は木造の平家建が多く、外側は土と石とを一緒にして壁を塗り、内壁は土のみを塗り、室内は紙を張り、屋根は普通葦葺であるが、上流住宅は瓦を葺き、西鮮地方では石板石に類した石を以て屋根を葺きたるものあり、國境地方では屋根の上に石を置き、山地帯には板葺屋根の地方も尠からず、また海岸地方にはトタン屋根も見受け、火田民や樵夫の多い山地帯では積木式の家屋もある。朝鮮民家の特色は、如何なる家にも一室乃至數室の温突を有し、温突の床下は數條の火坑を築き、その上に、板石を列べ

る、を防ぐのである。焚口に燃料を投じて火を入るときは、火氣が火坑を通じ煙突に逃れ行く際、石床を暖め、室内の温度を適度に保たしめるものである。

朝鮮には内地人・支那及び滿洲國人・西洋人の移住するものが多いので、固有の朝鮮住宅の外に、純西洋式・種々の純日本式・和洋折衷式住宅が多く行はれ、國境地方及び平壤・京城・仁川等の市街地に於ては支那式の加味せられた煉瓦建築もあり、地方農村には、内地移民により、九州・中國・東北地方の農家に見るやうな住宅もあり、また支那移民により、支那の山東地方の農家型式に近い住宅も建てられて居る。氣候の關係から、内地人の住宅にはその建築様式の如何に拘らず、一室乃至數室の温突を取つて居る。朝鮮の住宅の型式、間取、附屬建築に關しては、既刊の生活状態調査、水原郡・濟州島・江陵郡・平壤府に記述してあり、また別に衣食住の調査の際に研究することにしてあるから、詳しい説明はそれに譲つて置く。

飲用水 飲用水の良否と、その自由に得らる、か否かは、聚落の發生及び發達に最も大なる關係を有し、聚



（津梁黨）地源水道水川仁

落の地名を見ても、泉・井・水などのついたものが頗る多い。朝鮮の聚落が山麓に多いのは、飲用水と燃料とを自由に得らるゝことに原因して居ることが大である。山地帯に於ては火田民聚落の形成せらるゝものが尠くないが、飲用水が悪かつたり、これを得るに不自由な所では、住民は他に轉じて行き長く定着しないやうである。朝鮮の井戸には種々の形があり、蒙古井戸と稱するものも各地に存在し、内地人の移住により内地式の井戸が各地に掘鑿され、地下水の利用も行はれて居る。近來主要市街地に於ては、上水道及び簡易水道が漸く普及しつゝあるが、市街地も村落も井戸の数が概して少く、従つて水道及び井戸水以外の河川・自然湧水・灌漑用水・池沼水などを飲用するものが極めて多く、衛生上洵に寒心すべき状態に在る。

江原道警察部衛生課に於て、道内の飲用水を調査した所に據ると、調査面數百七十六、二十六萬七千五百七戸中、水道使用戸數一千百四十七戸、井戸數一萬三千三百四十四、井戸水使用戸數十一萬六千八百三十四戸、河水使用戸數七萬二千六十一戸、自然湧水使用戸數六萬九千二百一戸、灌漑用水使用戸數七千三百三十一戸、池沼水使用戸數一千九百五戸となつて居る。

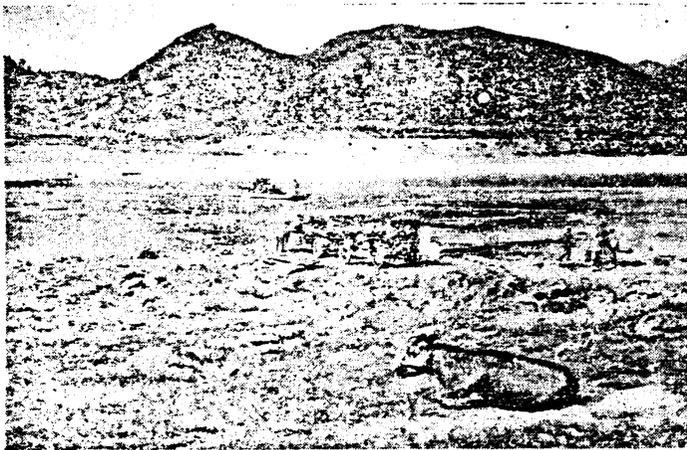
飲用水の全鮮的調査は未だ出來て居らぬが、江原道の數字を見ればその一斑を推測される。而して山地帯の方に於ては比較的清潔な飲用水を容易に得られるが、平野部に於ては地質の關係もあるが、概して井戸の数が尠く、それが爲め井戸水以外の不良飲用水を使用するものが多く、殊に灌漑の發達して居る南鮮地方に於てはその傾向が甚だしい。昭和六年の衛生試験成績では、飲用水一萬六千五百四十七件中、飲用に適するもの八千

二百八十四件、適せざるもの八千二百六十三件であるが、全羅南道では、適するもの六百五十三件に對し、適せざるもの二千八百八十五件、全羅北道では、適するもの一千二百四十七件に對し、適せざるもの二千三百三十三件に達して居り、チブス菌や赤痢菌のある井戸水は尠くないのであるから、灌漑水や池沼水の使用は最も危険である。近時共同井戸の普及と改良とは盛んに行はれて居るが、飲用水に次いで朝鮮では洗濯水を得ることが困難である。白衣を用ふる習慣上、洗濯は婦人の重要仕事であり、河川・谿流・溝渠など苟くも流水のある處に於ては朝鮮婦人が集まつて洗濯して居るのを見受けるが、結氷期に入つては洗濯の困難は一層甚だしいのである。そこで府及び面に於て、公營の共同井戸、及び共同洗濯場を設けて居る地方もある。朝鮮では沐浴は古來河又は谿に於て水浴を行ひたる習慣あり、現今でも餘程上流の家庭にあらざれば浴場の設備なく、大抵は湯や水で顔面・手・足などを洗ふに過ぎないが、近時市街地に於ては湯屋及び共同浴場が設置され、これを利用するものが増加して居る。

江原道内飲用水調 (昭和八年四月)

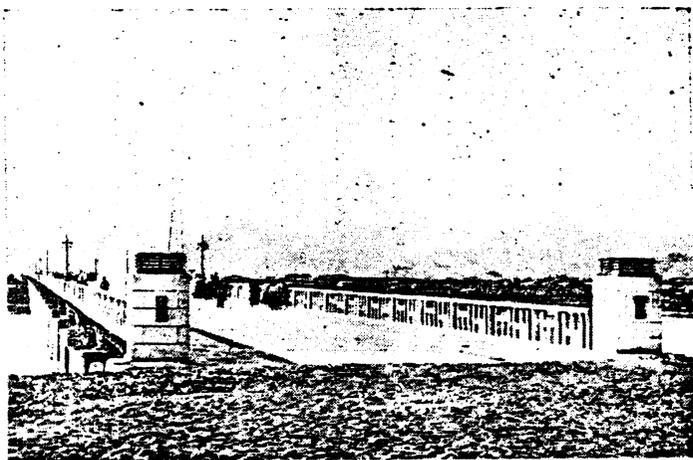
郡名	調査面數	總戸數	水道使		井戸及井戸使用戸數		其の他の水使用戸數			
			井戸數	井戸使	井戸數	井戸使	河水	自然湧水	灌漑用水	池沼水
春川	一三	一五、六二	六七	〇一〇	四、九三	三、八三	五、二七	三三	三六	
麟蹄	六	二、三六八	—	四三	一、七一	三、七三	三、六三	八三	五六	

び軌道の總延長、開業線一千二百餘軒、未開業線三百餘軒、専用鐵道既設線百餘軒に達し、將來益々延長を見
 んとしつゝあり、鐵道の開通が聚落の發展と人口の集中を助け
 たることは夥しきものあり、停車場所在地は遽かに市街地を形
 成しつゝある。道路は朝鮮總督府の設置さるゝや、交通上先づ
 道路の根本制度を樹立すると共に道路網を確定し、國費を以て
 築造すべき一等道路三十八線、延長三千二百二十軒、二等道路
 八十八線、延長九千五百五軒を測定して主要路線となし、別に
 地方費を以て築造すべき三等道路四百一十一線、延長一萬一千七
 百九十四軒を以て地方的脈絡を完ふすることを期したのであ
 る。爾來道路修築及び改修・架橋等を行ひ、最近に於ける一・
 二等道路改修済延長は、國庫補助又は夫役施工に依るのを加
 へ、一萬五百軒に達し、三等道路八千九百八十五軒に上つて居
 る。更に右の外北鮮地方中鴨綠・豆滿兩江の上流地帯に於ける
 天與の資源を開發し、其の利用厚生の途を講ずべく北鮮開拓事
 業を企畫し、これに伴ひその目的を達する爲め、必要なる事業の一部として、重要道路改修を決し、昭和七年



清川江熙川街道の渡船

度より工を起して居る。近年各地方に於ける産業の發達に伴ひ、貨物の出入、旅客の來往益々頻繁を加へ、荷



釜浦と金海を繋ぐ東江橋

牛馬車・自動車等著しくその數を増加し、沿道の聚落は急速なる發達を遂げて居る。昭和六年末に於ては朝鮮内の運搬具は、人力車二千七百三十三臺、荷車三萬四千三百七十二臺、荷牛車十一萬一千六百七十六臺、荷馬車三千三百六十三臺、自動車四千三百三十一臺を算するに至り、自動車運輸の利用は頗る發達して居る。港灣は統監府時代、釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所に對し、夫々應急の施設を行つたけれども、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半途にして併合となつたので、總督府に於てその殘工事を施行すると共に、更に規模を擴大して水陸聯絡設備を大成するの計畫を樹て、元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島・雄基の各港を修築し、目下仁川・鎮南浦の擴築を工事中である。また地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て

施行し、總督府はその緩急を計り相當の國庫補助金を支給して、これが完成に努めて居るので、地方港及び漁

港の發達も近年著しきものがあり、従つて港灣及び漁港所在地の聚落は急速に發展して居る。海運は昭和六年末現在の船舶數、汽船六百二十九隻、五萬七千五百六十八噸、帆船九千九百七十二隻、十二萬五千二百二十四噸、合計一萬六百一隻、十八萬三千九十二噸に達し、昭和七年七月一日現在航路百三十四線、二百三十隻、十萬二千六百九十八噸に及び、海上は勿論河川の交通も圓滑に行はれ、従つて水運の發達が沿岸聚落の膨脹に影響する所は極めて大である。朝鮮の沿河地には、古來渡船場聚落として著名なものも尠くないが、鐵道の開通及び架橋により聚落の盛衰に影響したことが尠くない。通信事業は、昭和七年三月末現在に於て、郵便局八十五、同分室七、電信局七、電話局一、同分局二、郵便所六百七十七、郵便電信取扱所十二、電信電話取扱所十一、鐵道電信取扱所九十二、同出張所一、郵便切手賣捌所四千百五十を算する。しかしながら未だ郵便所及び郵便切手賣捌所の數は甚だしく、地方の村落に行くと、郵便所の無い面、郵便切手賣捌所の無い部落は極めて多く、これが爲め大に不便を感じて居る。以上の如く近年長足の進歩を以て交通機關の普及を見て居るが、鐵道沿線・港灣所在地・又は沿道以外の村落に於ては、その交通の不便なることは想像の外に在り、山地帯に於ては今も尙ほ原始時代の獨木舟が使用せられ、國境地方に於ては降雨の爲め屢々交通が杜絶し、往々食料の缺乏を來すことがある。

商業 古來朝鮮人の商業取引は、大部分物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はれ、常設店舗に於て營業するものは極めて尠く、その取引方法も甚だ幼稚で、また賣買高も至つて僅少であつた。近時漸く市街の

發達に伴ひ、常設店舗を設けて商業を営むものが増加して來た。而して市街地に於ては、會社・銀行・商店・



場市の内邑華江

取引所・市場など殆んど内地と同様な機關が備はつて居るが、村落に於ける商業取引は殆んど大部分在來の市場に於て行はれて居る。市場の數は人口及び聚落の多く、且つ經濟力の富んで居る南鮮地方に分布が多く、市場の開市日は、主要市街に設置されて居る公設市場及び魚菜市場の如きは毎日開市さるゝが、從來の普通市場は大抵一六・二七・三八・四九・五十と云ふやうに五日目毎に開市され、中には毎日開市又は月三回或は附近市場と交互に定期開市のものもあり、藥合市の如きは秋期又は冬期に一箇月乃至二箇月間一回開市さるゝものである。市場中にはその沿革の古いものが多く、數百年前より同一場所に於て開市して居るものも尠くないが、或ひは交通機關の變遷、都邑の發達、地勢の關係等で、位置を變更したり、または市日の變つたものもあり、或は廢止・合併・新設されたものもある。市場は路傍等の空地を利用して居るものも今尙ほ尠なからず、中には

墓地の附近などに設けて居るものも多いやうであるが、郡廳の設置以後に開設されたる市場の数が甚だ多い。

市場の分布は一郡四、五箇所より十箇所内外に及ぶものもあり、市場の大小竝に季節に依りて、商人及び購買者の出場数は一定しないが、數百人より數千人の多きに達し、秋の收穫後は市場の最も繁昌する時で、春より夏に掛けては一般に取引閑散の時である。市場の利用範圍は、市場の大小、附近の地勢等の關係上多少の廣狹はあるが、附近三四里より七八里に及ぶ。出場商人は附近の者及び近郷の生産者が多く、この外に市場巡回の行商者も出店するのである。市場の取引は現金賣が多いが、また多少の掛賣も行はれ、市日を利用して金融も行はれる。大體に於て朝鮮在來の普通市場は、殆んど何等の設備なき野天に於て賣買される爲め、交通竝に衛生上より見て遺憾の點が多く、また雨天の際には開市されない不便があり、その取引方法も概ね幼稚にして、原始的經濟狀態の域を脱し得ない觀がある。（拙著「朝鮮の市」（場經濟）参照）



成川牛市場

往時朝鮮には官有建物を借用し、座して商業を営む座賣と、地方巡回して商業を営む行商とあり、また行商にも船舶を利用して商業を営む水商と、陸路を巡回して商業を営む陸商とがあつたが、陸商は襍負商とも稱する。襍負商とは襍商及び負商の二者を云ふのであつて、共に行商者の意である。襍負商はまた襍商とも稱し、吳服・反物・冠具・小間物・雜貨等の貨物を風呂敷に包み、これを背負ふて三々五々隊を爲し、各地の開市日を逐ふて市場商業を営む旅商人で、負商とは、陶器・漆器・草鞋・乾魚等の日用雜貨を、チゲと稱する内地で樵夫が薪を負ふに用ふるやうな粗製の木器にて背負ひ、各地の開市地及び村落を巡回行商するものである。古來この襍負商の本場は開城であつて、夙に同地の商人は内地の近江商人や富山の賣藥商の如く朝鮮全道に行商し、尙ほ金貨にも非常に活動して居る。(拙著「朝鮮人の商業」参照)

教育 朝鮮に於ける舊時の教育は京城に成均館及び四學ありて一國の最高學府とし、各府郡に郷校、各地方に書堂ありて、學問は經學の研究を主とし、科擧に應じこれに登第するを以て唯一の目的としたのである。明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育の制度を樹立し、小學校・中學校・師範學校・外國語學校を設置し、更に明治三十八年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府の開かれらるや、その指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設し、併合と同時に總督府に於ては各般に亙り教育制度の改革を行ひ、明治四十四年八月初めて朝鮮教育令を發布し、爾來數度の改正を行ひ、普通教育に於ては國語を常用する(主として内地人) 官立小學校二、公立小學校四百七十三、公立中學校十一、公

立高等女學校二十四、私立高等女學校一、國語を常用せざる(主として朝鮮人)官立普通學校二、公立普通學校一千八

百四十一、公立高等普通學校十五、公立女子高等普通學校七、

私立普通學校八十一、私立高等普通學校十一、私立女子高等普

通學校十を算し、殊に主として朝鮮人教育を目的とする普通

學校(内地の小學校に相當)は今や一面(内地の一村に相當)一校の實現を見んとして居

る。また實業教育・専門教育・大學教育・師範教育等も、略ぼ

完備して居り、社會教化・兒童保護施設も漸次發達しつゝ、あ

る。書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、

一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、その教師は大部分儒

生にして、極めて不宗全なる教育を施して居るが、その數各道

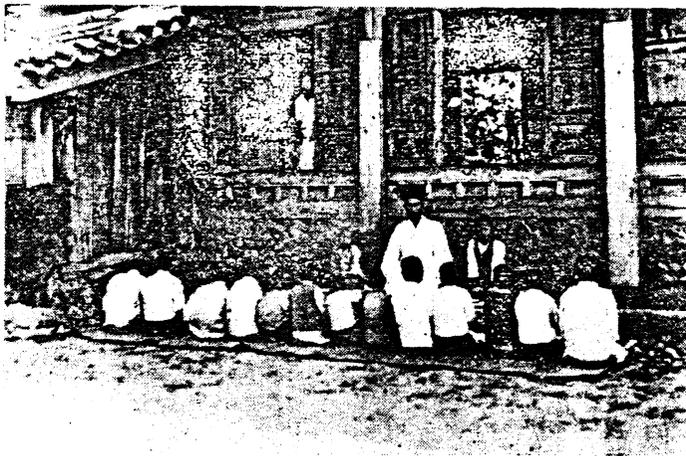
に亙りて頗る多く、遽かに廢止する能はざる實情に在るので、

弊害なき限りこれを存置して來たのである。近來普通學校の普

及に伴ひ、往々普通學科をその教科に加ふるものあるに至り、

大正七年書堂規則を公布し、更に昭和四年これが改正を行ひ、

道知事の認可を受けしめることとし、その督監及び指導に努めつゝある。民度の低い朝鮮に於ては書堂は普通



江陵地方の書堂

教育の補助機關として活動し、昭和七年三月末に於ける書堂數は實に九千二百八に達して居り、邊陲の地方で

は書堂は唯一の教育機關である。

院 書 山 陶

儒教教育の影響を受け、朝鮮には儒生の數極めて多く、昭和三年の調査に従へば、總數一萬五千餘人に達して居る。而してこれ等の儒生は概ね各地方に於ける名望家にして、書院・祠院・郷校を中心として儒林團を組織し、先賢の享祀を行ひ、經學を講習し、地方風教の維持に努めて居るもの尠らずあり、中には民風の刷新、生活の改善に貢獻するものも相當にあるが、地方制度改正に際して、選舉權者の教育程度調査した所に據ると、各面を通じ無筆等の三四割に達する地方が尠くない。普通教育の發達に伴ひ、朝鮮人にして國語を解するものも次第に増加し、昭和六年末現在に於ては、稍や解し得るもの、男八十四萬七千四百八十人、女十七萬九千九十八人、計百二萬六千四百九十八人、普通會話に差支なきもの、男五十八萬九千三百八十九

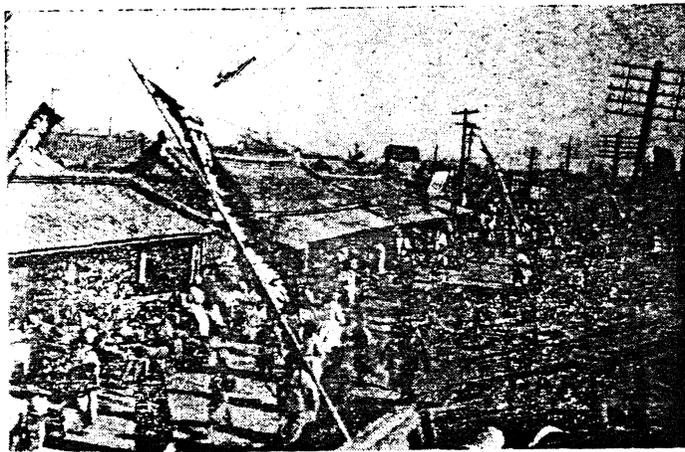
人、女十萬八千三百二十二、計六十九萬七千七百一十一人、合計男百四十三萬二千八百六十九人、女二十八萬

七千三百四十人、總計百七十二萬四千二百九人となつて居る。

衛生 朝鮮に於ける醫療機關は昭和六年末現在では、官立病院四、道立病院三十四、公私立病院八十九、計百二十九、醫師一千八百五、醫生四千四百七十二、限地開業醫二百六十五、齒科醫四百八十九、藥劑師二百六十六、産婆一千二百六十二、看護婦一千二百六十一、傳染病院四、隔離病舎二百二十二にして、醫師一人に付人口約一萬一千三百二十人に當り、その多數は市街地に集中せるを以て、朝鮮人の大部分は在來の醫業者たる醫生の診療に俟たねばならぬ状態にあり、山地帯に行くと十餘方に醫師一人といふ所は珍らしくない。従つて怪しき民間療法・迷信療法が盛んに行はれて居る。

しかしながら近時醫療機關の普及と醫學教育の進歩は實に著しきものあり、各種の救療施設も大に普及して來た。朝鮮にはコレラ・痘瘡の流行甚だしく、赤痢・腹チフス・バラチフス・

發疹チフス・猩紅熱・チフテリア・流行性腦脊髄膜炎の發生も多く、昭和六年にはこれ等傳染病の患者數一萬



大邱の薬令市

五千百六十八人、その死亡者二千五百三十五人に達して居る。この外、地方病として、肺ヂストマ・十二脂腸蟲・アメーバ赤痢・マラリア・再歸熱が多く、これ等地方病の特に多く流行せる部落が各地に分布して居る。また癩患者の多いことは驚くべきもので、その病狀顯著なるもの、ムにて一萬名以上に達し、これが實數は夥しきにのぼると思はれる。そこで當局は朝鮮癩豫防協會を設立し、小鹿島全島を買収し、二千人乃至三千人の患者を收容し、現に浮浪徘徊して居る患者の跡を絶つ計畫の下に準備を進めて居る。更に朝鮮にはモルヒネ・阿片・ヘロインの中毒者も相當多いので、その濫用防止と救療に就いて當局は大に苦心して居る。朝鮮に於ては醫療機關の不完全な上に、一般の衛生思想が幼稚なので、農民の如きは寄生蟲の保有者が非常に多い。されば直接人糞を肥料とする關係上、便所の改良を行ふことは急務であり、また蠅の驅除方法を講ずることは傳染病豫防上大切なことに屬する。朝鮮に於ては醫療機關の發達が未だ不充分なので、各種の漢法藥が盛んに用ゐられ、大邱、其他に於ては、毎年一定の時期に藥令市が開市され、莫大な取引が行はれる。藥草の需要が多い上に、その栽培に適する山野が多い所から、最近に於ては農家及び山農の副業として、藥草栽培が盛んに獎勵されて居る。

信仰 朝鮮に於ては、新羅・高麗時代には佛教が盛んであつたが、李朝になつてから排佛崇儒の政策を執つたので佛教の勢力は地に墜ちたのである。現在朝鮮内で行はれ居る宗教としては、佛教に内地派の佛教と朝鮮派の佛教とあり、内地派の佛教は、眞宗四派・古義眞言宗・新義眞言宗二派・淨土宗・曹洞宗・法華宗・日蓮宗・本門法華宗・臨濟宗・黃檗宗及び天臺宗の二十二派の諸宗派が朝鮮に於て布教に従事し、傍ら學校・幼稚

園・慈善救済事業を行ふものあり、寺院一百十、布教所三百九十五、布教者五百三十五、信徒二十七萬五千餘人に達して居る。朝鮮派の佛教は禪宗に屬する曹溪宗・總南宗・天臺宗、教宗に屬する華嚴宗・慈恩宗・中神宗・始興宗を數へ、現在本寺(本山)三十一、末寺一千三百十三、布教所一百二十、僧侶五千五百九十四、尼僧一千四十四、僧徒十四萬一千八百餘人あるが、僧侶の社會的地位低く、多くの寺院は概ね民衆の信仰と没交渉であり、佛教は形骸のみを留むる有様である。神道に在りては天理教・金光教・神理教・神習教・大社教・神道・黒住教・實行教・扶桑教・御嶽教の諸派が布教者を派出して布教に従事して居り、以上各派を通じ、布教所二百二、布教者三百八十三、信徒八萬八百餘ある。基督教は明治十六年朝鮮政府と英國との通商條約に依りて、その禮拜堂を設け宣布を許されて以來、各國はこれに倣つて布教に従事し、現に日本メソヂスト教會・日本基督教會・日本組合基督教會・東洋宣教會・ホーリネス教會・朝鮮耶蘇教長老會・朝鮮公衆基督教會・聖公會・救世軍・露國正教派・天主教・天主教朝



軍將大下天け除魔の口入落部

鮮聖芬道會・南監理教會・美監理教會・第七安息日耶蘇再臨教等があり、以上新舊各派を通じ、現在布教所四



(回河) 木神るた象對の拜崇民落部

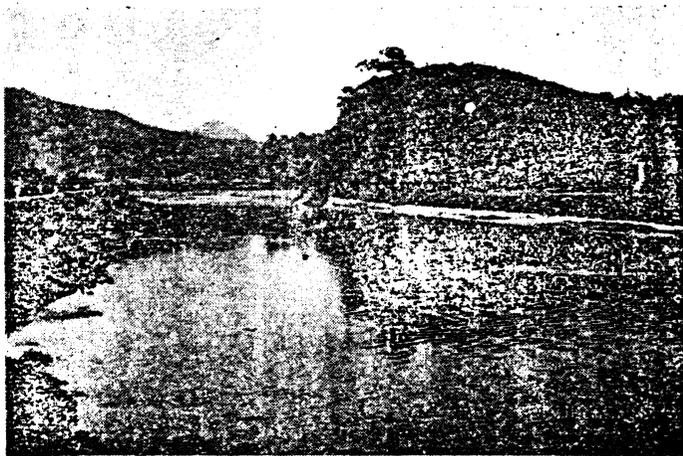
千二十八、布教者二千五百六十六、内外國宣教師三百二十八、信徒三十四萬五千二百餘人に及び、その勢力は實に隆々たるものあり、内地の宗教團體が主として在住内地人を相手に布教せるに反し、歐米人の基督教宣教師等は、朝鮮人の布教に力を注ぎ、特に知識階級の青年男女に多くの信者を有し、布教の傍ら學校・病院・慈善事業等に向つて活動し、朝鮮人の教化救済に竭したる効績は尠少でない。

以上は公認せられたる宗教であるが、朝鮮人の間に於ては宗教類似の各種の信仰團體あり、天道教はその中に在りて最も勢力を有し、侍天教・普天教これに亞ぎ、その外、青林教・太極教・人道教・太乙教・檀君教・太侖教・孔子教・箕子教・大華教・濟愚教・濟世教・吽哆教・覺世教・龍華教・仙道教・白白教・人天教・崇神人組合・崇神教會等があるが、朝鮮人の大多數は鬼神を信仰し、巫覡の言を聽きて祈禱に依頼し、吉凶禍福を卜ひ、開運出世を冀ふことが盛んである。教

育の普及せざる爲めもあるが、迷信の流行は驚くべきものあり、
居る。今も尙ほ各部落の入口には悪魔を拂ふ天下大將軍や地下
女將軍の像の列べてある地方もあるが、巨樹老木が神聖視され
て信仰の對象となり、城隍祠の祭つてある部落もある。京城に
は官幣大社朝鮮神宮が南山の中腹に奉祀されてあるが、内地人
の多い市街地及び村落には必ず神社が祀つてあり、内地流の祭
祀が行はれ、都邑には各宗各派の寺院・教會・布教所等がある。

夫役 朝鮮に於ては古くより夫役に依り土木工事の行はる、
こと多く、殊に道路に就きては、その築造及び維持修繕とも舉
げて夫役に依るの風習があつたので、總督府設置以來もこの美
風の活用には特に意を致し、これにより道路網の急速なる普及
を見ることを得た。夫役は道路に關するもの外、山火防止・
松蝨蠶驅除・公立普通學校の建設及び擴張・面有財産造成及び
手入・其他産業・教育・衛生に關するもの等種々の用に供せ
られて居るが、道路の維持及び修繕に用ひらるゝことが最も多い。

道路夫役には慣行夫役と賦課夫役とがあり、



(州全) 社神るれさ祀奉りよに人地内

醫療衛生上にも危険なる迷信療法が行はれて

慣行夫役は關係部落（大字）に對し道知事が擔當區域を定め、一・二・三等道路の輕微なる常時の維持修繕及



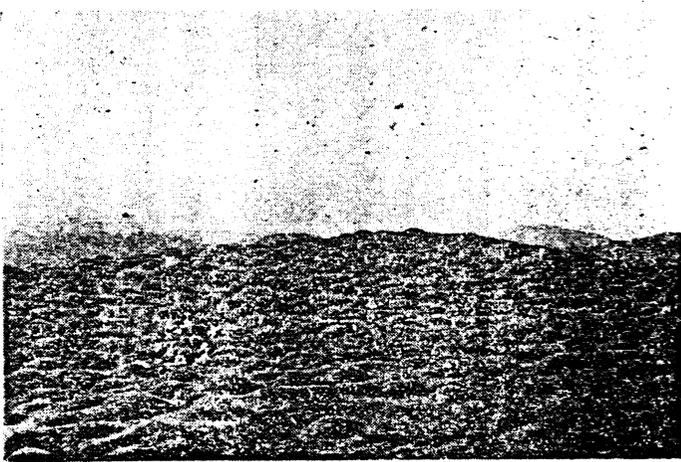
部落の民夫の役

び天災其他非常の場合に於ける道路の保全に任せしむる制度で、關係部落民が自發的に出役するを立前とし、而して各道では毎年數郡を單位とする道路品評會を開催して、成績優良なる部落を表彰する等の方法を探つて居る。賦課夫役には、地方費令に依るものと、邑面制に依るものがあり、地方費令に依るものは、沿道二里以内の居住者に對し、一年一戸當五人を限度として賦課するものにして、主として一・二・三等道路の常時の維持修繕に使用し、若し五人の限度に於て尙ほ餘裕ある場合は、改修工事にも使用することを得、邑面制に依るものは賦課に對する制限なく、一・二・三等道路、等外道路の築造及び維持修繕共に使用するものである。道地方費令に依る夫役は、道内一部の府・邑・面、又は一部の地方税納稅義務者に對し、金額に算出してこれを賦課し、その公平を期するが爲め、賦課の總べて戸税の例に準じて取扱はしめる。而して賦課に付ては事

標準・告知・督促・滯納又は減免等の手續を、

前に道評議會（昭和八年四月一日道制實施の上は道會）に附議したる上總督の認可を受けしめ、邑面制に依る夫役も、大體地方費の場合と同様で、事前に邑會又は面協議會に附議し、郡守又は島司の認可を受けさせることになつて居る。夫役は努めて農繁期を避け、賦課員數は出役距離の遠近により等差を附し、一地域に各種の夫役輻輳連續し部落民をして負擔苛重を感せしむることなき様特に留意されて居る。右の夫役を賦課せられたる者は、金錢を以て夫役に代ふることを得る。一箇年の夫役人員は一千四百餘萬人、外に夫役代納金二十四萬五千餘圓に達したこともあるが、當局は昭和四年以來、成るべく夫役の負擔を輕減せしむる方針を取つて居る。

共同 部落には組合・契・郷約などがあり、部落民は一致團結して居るが、部落民はこれ等の團結規約により、或は共同して耕作その他の仕事を行つたり、古來の慣習によりて婚葬具を共同使用したり、共同の墓地を所有して居たり、或は倉庫・井戸・水車・消防機・石臼・唐臼の如き生活上の必要具や、娛樂



京城郊外の朝鮮人共同墓地

前に道評議會（昭和八年四月一日道制實施の上は道會）に附議したる上總督の認可を受けしめ、邑面制に依る

機關たる弓射場・樓亭・集會場などを部落民又は契員などの共有にする場合が多い。前述の如き部落團體にはそれ／＼財産を有して居るが、この外部落には洞里内の財産を有し、洞里内の共同事業に支出して居る。財産を有する洞里數は全鮮を通じ、現在五千九百八洞里に達する。

洞里 有財産 現在 調 (昭和七年度末)

種 別	面 積	價 額	收 入 額
畜	一、六七四、七五六	四二二、九八三	二五、四二一
田	三、〇八二、八一	二二三、六八五	一四、三九一
空	二七八、〇五九	六四、九五三	二、七八八
山 林	三七三、一六九、三六二	一、一三一、八九五	五、五一〇
雜 種 地	八四六、九五三	九、八二〇	六〇一
庭 物	一六、二三八	一一七、四八〇	三、四九二
穀 物	七一、四四七五	二、七七四	一三三
池 沼	一〇〇、二五六	一、六一二	六四
社 寺 地	一一、四三三	三四〇	—
墳 墓 地	八一三、六五四	一一、〇八五	—
現 金	—	一三二、四五一	一一、三三六
其 他	四、八一三	七五八	一五五
合 計	—	二、一一〇、八四二	六三、七七八

朝鮮に於ける在來の娛樂としては、部落又は共同のものとして、儒生達の間には射契の加入

者によりて行はるゝ、弓射、陰曆正月の男子の風揚げ遊び、端午の節句に於ける女子の鞦韆遊びの如きものもあるが、部落的の競技としては、東萊・全州・其他の地方に於ける繩引、晋州地方の鬪牛、安東の車戦の如きは古來著名であるが、昔は京城に於ても、城内と城外の青年の間に石戦が行はれた記録があり、部落民は共同團結すると共に、他の部落との間に盛んに競争が行はれ、時には嫉妬反目する例も尠なからず、同族部落の多い關係上この傾向は特に濃厚であつた。近來はこの心理を行政上に巧みに善用し、道路・衛生・勸業等の競技會を行ひ、指導部落・優良部落・模範部落を設置して奨勵を行つて居る。

第二章 聚落の名稱

第一節 聚落名の由來

聚落の名稱は、多くの場合に於て、聚落の特色を最も能く明示し、その起源及び變遷を究むるときは、聚落の發生及び發達の跡を知ることが出來、併せて民族の分布、文化の發達、道德の普及、信仰と迷信、政治の推移、社會の變化等をも窺ひ得べく、文化史の研究としても興味あることに屬する。大體に於て朝鮮の聚落名は、市街地に在りては、府・州・城・邑等の行政關係のもの、及び山・川・海・浦・津等の地形關係のものが多く、部落の名稱には、位置地形を現はしたものが最も多く、邑内里・東部里・西部里・山壇里・盆地里・古里内・内洞・遠洞・間洞・陽地里・前坪・地境洞・上里・中里・下里・南館洞・北館といったやうなもの、や、山・峴・峙・旨・岡・邱・德・阜・嶺・項・堤・溪・谷・池・井・泉・淵・塘・沼・澤・潭・湍・湖・海・島・石・岩・巖・串・端・末・角・遷・崖・別・九味・浦・津・渡・函・灘・坡・坵・臺・台・野・原・坪・平・川・沙・砂・隅等の字を附したる各種の名稱がある。これに亞いでは官衙・建築物に關するものが多く、貞陵里・土城洞・馬墳里・女妓墓(慶北奉化郡奉陽面)・書堂里・沙里院・驛里・城隍洞・社倉里・兵營・烽燧洞・塔洞・校洞・老溫寺里・祭廳里・佛堂里・松亭里等を始め、驛・站・院・鎮・堡・屯・伐・營・烽燧・陵・墓・

墳・堂・亭・校・宮・館・倉・幕等に因むものも少くない。この外道徳信仰に關する隱德里・君臣里・懷墓里・孝悌里・彰義洞・孝子洞・處士洞といったもの、姓氏に關する張村・洪村・崔村・金村・趙村洞・韓村・趙哥洞・孫哥亭・劉哥峰等の如きもの、産業經濟に關する典農里・營繕洞・蔘圃洞・馬場村・桑田契・沙店里・自作里・南市・紙匠里・青山場市・漁村里・粉場洞・鑄洞等の如きもの、景勝に關する仙遊里・清涼里・白鶴洞・龍舟里・鳳鳴里・龍泉里・月谷里・玉江洞等の如きもの、動物に關する虎里洞・鶴里・鳳凰里・牛馬洞・大鳥里・雁洞里等の如きもの、植物に關する梧野里・杏木里・棠樹里・木洞・盤松里・蘆洞・桃洞・梅洞・梨洞・栗枝里・八柳里・梧柳里・柿村・舊含林等の如きもの、形容に關する牛耳里・鉢山洞・龍頭里・鳩項里・龜沒洞・獐項里・琴峴・馬口形里の如きものもかなりある。全鮮に於ける部落名を一々分類することは不可能であるから、試みに朝鮮總督府に在る資料、及び朝鮮總督府の五萬分の一圖幅に據りて、數種の例を左に示して見たいが、それに先ちて朝鮮の地名を、一般的东西と特殊的东西とに分ちて、説明を加へて見よう。朝鮮に於ては地名の考證に資すべき資料が乏しいので、各種の古文獻に據り、併せて左の諸書を參考とし、また先輩鮎貝房之進氏・小田省吾氏等の示教を得て執筆した。

編著者

書名

編著者

書名

坪井九馬三

我が國民國語の嚆

金澤庄三郎

日鮮古代地名の研究

坪井九馬三

南方系韓語集(大正十四年二月朝鮮掲載)

金澤庄三郎

日鮮同祖論

小藤文次郎
金澤庄三郎

朝鮮地名字彙

臨時土地調査局

地圖(二十萬分一及)
び五萬分一)

小倉進平

南部朝鮮の方言

同

臨時土地調査資料

小倉進平

平安南北道の方言

朝鮮總督府

地方行政區域名稱一覽(各
年)

小倉進平

咸鏡南道及び黃海道の方言

越智唯七

新纂
對稱 朝鮮全道府郡面里洞名
稱一覽

前間恭作

韓語通

中村新太郎

朝鮮地名の考説

以下各種の聚落名稱を、行政區劃に關するもの、地形に關するもの、位置に關するもの、官衙・建築に關するもの、産業經濟に關するもの、其の他に大別して、重なるものに就き説明を試みることにした。

行政區劃に關するもの

行政區劃に關する聚落名稱中、その一般的なものとしては、府・邑・面・郡・縣・州・里・洞・谷・村の如きあり、特殊のものとしては、坊・社・郷・莊・契・加羅等がある。

府もミ大都護府又は都護府若くは府は、牧・郡・縣ミ共に行政區域に用ひられて居たが、現在の地名には此の府字の殘存して居るものは極く稀で、僅に面名として府内面・府東面といふが如きものがあるに過ぎない。京城近郊の議政府里(京畿道楊州郡榮苞面)は、李朝太祖が豐壤宮(現在の楊州郡椽接面内閣里)に在る時、諸大臣が假廳を設けて政務を奏上したのに因つて生じた地名である。現在鮮内著名の都市たる京城・仁川・開城・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・

咸興及び清津の十四を府と稱し、郡島と共に、道の下に於ける行政區域となつて居り、府に府尹を置き、官廳事務の執行者たらしむると共に、また公共團體の事務を執らしめ、行政區劃たる府の區域に府制を施行し、地方公共團體としての機能を發揮せしめて居る。

邑 都邑又は聚落を意味することは、支那及び日本内地に於けると同様で、現在朝鮮の都邑を呼んで邑(읍)・邑内(읍내)・邑底(읍저)・邑中(읍중)・邑下(읍하)等と云ふ。現在の地名としても此の字を用ひたものは相當に多く、例へば郡名として井邑郡があり、面名にも邑内面(京畿道安城郡)があり、併合當時面名に邑内を用ひたものは頗る多かつた。部落名として用ひられたもの、數例を示すに、邑前里・邑後里・邑内里・邑東里・邑西里・邑外里・邑下洞・舊邑里・邑城里・破邑・罷邑・古邑里・邑内洞等の如くであるが、一方現在は郡島の下に於ける行政區域に用ひられ、例へば水原邑・江景邑・裡里邑・濟州邑・興南邑等、其の數四十九に上つて居り、これは大體内地に於ける町に相當するもので、邑に邑長を置き、官廳事務の執行者たらしむると共に、又公共團體の事務を執らしめ、行政區劃たる邑の區域に邑制を施行して居る。尙ほ「梁書」新羅傳に「其邑在内曰啄評、在外曰邑勒」とあるを、金澤博士は「愚案するに、邑勒も亦 por の音譯なるが如し。邑勒の字音はイフロクなれども、入聲字は佛典の對注にも多く其の韻尾を失ひて短呼せらるゝ例なれば、これをイフロ、更に約して、フロ即ち por の音譯と見るに、必ずしも不當なりとすべからず」と解し、坪井九馬三博士は、邑勒(在外邑)を *can apuh-jo. apuh. "field". + jo. ro. "numerous"* に相當し、數多の田舎の義であるとして居る。(我が國民國語の嚆参照)

面 内地の村に相當する行政區劃に用ひられる。「康熙字典」に「向也」「又(韻會)方面當四方之一面也」「(註)面猶鄉也」とあり、朝鮮に於ても方位・方面を指すことより起れる名稱である。當時の行政官廳たる邑内を中心として東西南

面・北中面・南西面・上北面・下北面・南四面・左面・右面等方位を示せるものが少くない。日韓併合當時面數(當時の面は現在の面をも含み、内地に於ける町村に相當す)四千三百九十二なりしものが、其の後の廢合に依りて、現在は二千三百九十七に減少した。面に面長を置き、官廳事務の執行者たらしむるに共に、又公共團體の事務を執らしめ、行政區劃たる面の區域に面制を施行して居る。尙ほ李朝初期に於ては、現在の咸鏡南北道を東北面、現在の平安南北道を西北面と呼んで居た。

郡 三國時代より既に、州・縣等と共に、郡の名を用ひて居るが、李朝時代に於ては府・大都護府・都護府・牧・縣と共に、道の下に於ける行政區劃に用ひられ、其の數七十三に上つた。明治二十八年には更に府・牧・郡・縣の號を改めて悉く郡と稱し、現在ではこれが更に府・郡・島の三種に分れ、道の下に於ける行政區劃となつて居る。郡の數は二百十八、島は濟州・鬱陵の二島で、郡に郡守を島に島司を置き、官廳事務の執行者たらしむるに共に、又公共團體の事務を執らしめて居る。各地に郡内面・郡内里等の名稱があるが、これはもて郡治の所在地であり、また邑または邑内(邑は代りに郡または郡内にも稱することがある。尙ほ「龍飛御天歌」卷二粟村の註にcho-ye-rye-ryeあり、Kangunは村で、Kaは大の義、從つてKangunは大村、即ち我が國語の郡に相當する語であるが、金澤博士に據れば、朝鮮では古く郡村をおしなべてpōr-rye-ko-pōr-ryeも稱し、其間に判然たる區別を設けて居なかつたらしい。また坪井九馬三博士に據れば、郡(古音)は南方系の語で'am khoul; bahm. khul, "companion, troupp, band; the whole, totality" 'am Khoul, ibid. に相當するものである云々。

縣 李朝時代には府・大都護府・都護府・郡・牧と共に、道の下に於て政區域に用ひられ、其の數百五十四あつた。現在隱縣面(京畿道楊州郡)の如く面名として、或は古縣里(全羅北道金堤郡聖德面)の如く部落名として用ひられて居るのは、もて縣治の在りたることを示したるものである。慶尙北道永川郡知谷面三昌洞の古縣里・慶尙南道居昌郡渭川面揚基里古縣・江原道

淮陽郡蘭谷面縣里・金化郡通口面縣里・京畿道加平郡下面縣里に於ては共に市場が開かれて居る。

州 三國時代にも既に漢山州（高句麗）・熊川州（一云熊州、百濟）の如く、行政區域名稱として用ひて居るが、現在地名の中には、市街地にして州を附したるもの誠に多く、清州・公州・全州・光州・尙州・晉州・海州・忠州・羅州・濟州・慶州・黃州・鹽州・榮州・義州・安州・定州・原州・吉州等は即ち其の例であるが、これは即ち古い呼稱の名稱を止めて居るものである。州西面・州北面（咸鏡南道咸州郡）・孟州里（平安南道孟山郡葛田面）の如く、面名・里洞名中にも、州を附したるものがある。

里 支那に於ける意義は、「周禮地官遂人」五家爲鄔、五隣爲里（前漢刑法志）在壘曰廬、在邑曰里（風俗通）五家爲軌、十軌爲里、里者止也五十家共居止也なきとあるも、現在朝鮮に於ける里は、單に聚落の意で、一面に屬する行政區劃の名稱として洞と共に用ひられ、戸數に嚴密なる制限なく、都邑にも村落にも區別なく附せられて居る。里と洞との間には、必ずしも大小の關係はないが、里中に大なる戸數を有する部落が多く見受けられ、また里を大字とし洞を小字とするものが多い。例へば黃海道靈津郡興岫面月溪里槽川洞といふが如くである。一方また里を小字として、大字たる洞の下に於ける小集落名として用ひたものも見受けられる。西碧里（慶尙北道率化郡春陽面）・命吉里（忠清北道丹陽郡佳谷面）・官山里（京畿道高陽郡碧蹄面）等、音を以て讀むのを普通にするが、陣基里（京畿道高陽郡元堂面元堂里）・柴谷里（京畿道坡州郡廣灘面）の如く、マルを用ひたものもある。

洞 洞の元義は谷（幽壁）で、それが谷地に在る聚落名となり、更に平地に散在するものにも附せらるゝに至り、現在里と共に、面の下に於ける行政區域の名稱として用ひられて居るが、里の如く多く用ひられず、却つて都會地の區域名に洞字を附したものが多し。洞は行政區域としての公稱よりも、里洞の下に於ける小員として最も普遍的である。丁若鏞の「雅言覺非」に、「洞者空也洞穴者空穴也今俗以里爲洞里中日洞内里甲日洞長里會日洞會無攸據也石鍾乳生於洞穴名曰乳洞吳軫詩云又如鍾乳洞此雷開巖谷陸游詩云山深乳洞藥城冷 吾東黃海道多洞穴遊山者引燭繫繩而入 願況詩云引燭窺洞穴 又風穴謂之風洞 一統志云風洞在剗石 洞者空穴

也又洞者幽壑也華陽洞白鹿洞小有洞仇池洞皆幽壑之名豈殺華腴之地本無幽壑而京城五部其里巷衙衛都以洞稱桂山洞安國洞會賢洞長興洞不可勝數意三清洞白雲洞在北山本以幽壑得此洞名其非幽壑者亦皆冒稱也』として洞を説明して居り、洞はトング又コル等と讀み、前問恭作氏に據れば、新羅の谷を意味する Kor は、元來地形上の谷の義に限つて用ひられて居たが、高麗・李朝に降つては、稍々廣い意味に使はれ、町村の義にも用ひて洞の字を附するに至つたのであり、また坪井博士に據れば、町村の義なる Kor は、'eam Khuul, bahnar Khuul, "companion, troupe, band"; "the whole, totality" にして、南方系の言語で、洞の字を宛てるのは侍の原義の名残ではあるまいか云ひ、更にトング (se tong, dong) は洞の字昔に非ずして、'Mon dong, dung; 'eam don 同語つて、また besisi dong; sun. dong; tareng, su'e, tung; suk dung; manhang cuoi, kontu dong; samre, por kong; old khn, samre, kong tong "house." を擧げて居る。今現在地名に用ひらるゝ二三の例を擧ぐれば、道藏洞(京畿道始興郡南面)・九水洞(慶尙北道奉化郡才山面)・昌樂洞(慶尙北道榮州郡豐基面)等の如くであり、洞の字を附するも後洞(京畿道坡州郡廣難面、後洞はまたフリードントも讀む、例へば高陽郡碧蹄面後洞の如し)・後洞(慶尙南道河東郡玉宗面)・尺洞(全羅北道南原郡王峙面)・紫芝洞(江原道美羅面)・山城洞(慶尙南道河東郡玉宗面)等、洞字の音、訓に關係なく種々に讀まれて居るものがあり、これ等の洞・洞・洞・洞等は夫々、村(ムル)、村(마을)、約して畷(밭)・坪(평)・谷(골)・曲(곡) (又は仇非)・底(닥) 等で、もこれ等の字を用ひて居たのであるが、地名の變更が行はれ、部落名としては普通に里、若くは洞の字を劃一的に附するに至り、公稱ミ實際の呼稱との間に相違を來したものであつて、これはたゞ洞の場合に於てのみならず、朝鮮の地名に於ては、最も屢々遭遇する處であるから、特に留意を要する。

谷 漆谷郡(慶尙北道)・谷城郡(全羅南道)の如く、郡名に用ひられたものがあるが、一般に小地名に多く、里洞名の下の小員として廣く各地に散在し、尙明谷・幕谷・李侍郎谷・二郷谷・小隅谷・中臥谷・洪首谷・寺谷等は其の例であるが、また連谷

里・池谷里・双谷里・月谷里・道谷洞・金谷洞の如く、谷の下に里或は洞字を附して里洞名とするこゝが多い。「禮祭法」に「山林川谷丘陵、民所取財用也」と誌せる如く、谷は山・川・丘陵等と共に、生活資料の豊富なるに因り、聚落の發生には都合よく、殊に朝鮮は山地帯に富む關係上、谷間の部落頗る多く、咸鏡南道豊山郡・甲山郡・長津郡及び三水郡を中樞とする、所謂蓋馬臺地の火田民部落に就きて見るも、谷間に介在するもの最も多きを占めて居る。谷は洞ミ其の意を同じくし、音は洞をトング(音 Tong)・谷をコク(音 Kok)ニ云ひて相異なるも、訓は共にコル・コリ・シルにして相同じ。炭谷(音 Tan)・栗谷(音 Ri)・蕪谷(音 Wu)・鹿谷(音 Lu)・熊谷(音 Xun)等は其の例である。

谷は高勾麗に於ては谷字の外、忽(音 Hu)・骨(音 Gu)・吞(音 Tun)・堂(音 Tang)・吞忽(音 Tun Hu)・頓(音 Tun)の如き字を用ひた。例へば高勾麗大谷縣(即ち新羅の永豐山府なり)は別稱を多知忽ニ云ひ、翼谷(即ち新羅の翅縣)は於支吞縣、原谷縣(新羅・高麗)は一に首乙吞ミ稱し、羽谷縣(即ち新羅・高麗)の別名は玉堂である。また高勾麗の五谷郡(一に弓火と云ひ、新羅の五閭郡)を一に于次吞忽ミ稱し、水谷城縣(新羅の懷溪縣)の別稱は買日忽にして、十谷城縣(また谷城或は古谷郡とも云ひ、新羅の)は之を德頓忽ミも稱して居る。而して坪井博士に従へば吞・旦・讀・頓は、何れも Can tan, "abyss"; "gul" 國語タニ(谷)ニ同語で、谷間・溪谷の意であり、高勾麗地名梁骨の音は、音 mané. holo, "valley" の意である。

村 村の呼稱は早くより用ひられ、例へば辰韓の六村を閔川楊山村・突山高墟村・茂山大樹村・弊山珍支村・金山加利村・明活山高耶村ニ云つて居り、降つて併合當時にも坪村・石虎村・佳坪村・大峙村等の如く、里及び洞と共に、行政區劃の名稱として多く用ひられて居たが、其の後に行はれた行政區域の廢合又は名稱變更の結果、村字を附したる地名は次第に減少し、現在は坪村里・中村里・堂村里・島村洞・院村洞等の如く、里・洞の字を下に附して用ふるか、又は平安南道大同郡斧山面壽山里鮮于村ニ云ふが如く、小字として用ひらるゝに至つた。村は音をチョン、訓をマウル約してマル

に於ては。例へば西陽村・酒村(全昇世)・陰支村の如くである。また江原道寧越附近の漢江支流沿岸に在る風村(卍哥早司)の如く、城邑・集落の意を表はせる三韓の古言を其のまゝに用ひたものもある。

尚ほ邱村(京畿道始興郡東面)・内村(全羅北道南原郡大山面水亭里)・連村(慶尙南道居昌郡大知面)・倉村(黄海道鳳山郡靈泉面嶺谷里)・峴底村(江原道橫城郡井谷面上安興里)の村・村・村・村は、夫々もミ基又は場・洞・幕・隅・谷又は洞の意であり、此の外、村字を附して他の語の呼稱を用ふるものゝ多いのは、地名研究上留意を要する所である。

坪井博士に據れば、牟羅・毛良・馬良は、bat, bis, jab, mak, mal, sund, tag, mula; cam mola; sandw. mala, "field"; maori mava, "farm"; "plot of ground under cultivation." 國語(トナ)村)・トナ(羅)にトナ skt mlla, "clearing"; "plantation" より出で加羅に同意であり、百濟の馬西良沃の馬良は、牟羅と同じく skt. mal, sandw, etc. mula=cam mola. に解せられ、原義 skt. mlla, "cleared ground" で、チャム民族は灌漑の爲めに格別の準備を爲すが、これを沃溝と漢譯したのは至當であることされ、また『韓語彙(抜・伐・煉・泚・夫里・火)は Skt. pur, "fort" より出でしに明らかである』と言はれて居る。

坊 もミ京城に於ては、五部の下に於ける行政区劃に用ひて居たが、地方に於ては面の代りに坊を用ひた處があり、殊に黄海・平安兩道に多かつたが、現在は皆な面に改められた。明治三十八年農商務省抄譯の「韓國誌」(もと韓國大藏省の(保)中、地方自治制度の章下に於て『最近十年の改革に於ても、郡内の小區分は猶ほ保存せられ、其自治團體を平安道に於ては「バン」を稱し、咸鏡道に於ては「シャ」を稱し、其他の各道に於ては「シヨ」(註シヨンはシヨンの誤記なるべし)を稱す)とある。「バン」は「バン」(坊)の意である。坊は現在面の代りとして用ふることはなくなつたが、里洞名又は里洞の下に於ける小員として、處々に散見する。これが二三の例を示せば、寶坊里(平安南道平原郡青山面)・京坊(平安南道江西郡咸從面)・周坊洞(慶尙北道盈徳郡達)

山）・社坊（慶尙北道善山郡善山面）・小坊（全羅南道谷城郡木寺面）・於耳坊（咸鏡南道北青郡德城面）等の如きであるが、これ等部落名中には、前述のものゝ別個の意を有して用ひられて居るものもあらう。

社 「北塞記略」孔州風土記の章下に、「面謂之社」ミあり、「韓國誌」には「最近十年の改革に於ても郡内の小區分は猶ほ保存せられ、其の自治團體を平安道に於ては「バン」ミ稱し、咸鏡道に於ては「シャ」ミ稱すミあるが如く、もミ面の代りに社を用ふるは咸鏡道に多く、明治初年頃の作ミ推察せらるゝ小田省吾氏所藏の「地圖」を見るミ、咸鏡道に於ける面名には殆んゞ總べて社を用ひ、例へば現在の咸鏡南道咸州郡の地に就きて見るに、元川社・東川社・東元平社・高遷社・甫青社・東溟社・徳川社・宣徳社・雲田社・連浦社・朱地社・世社・三平社・朝陽社・州北社・川原社・川西社・下潮陽社・坡川社・加平社・元平社・州東社及び元王社の如きがあり、また豊山郡熊耳面をもミ熊耳社ミ呼んで居る。

現在に於ても場社面（咸鏡北道吉州郡）・三社面・延社面（ともに咸鏡北道茂山郡）の如く面名中に名残りを止め、北社洞（南道江西郡）・南社洞（南道江西郡）の如き部落名も、主として平安道・咸鏡道地方に之を見るミが出来、また雪社川は咸鏡北道明川郡上雪北面東部を流るゝ小川にして、山名にも咸鏡南道には一、七八七米の南社山がある。

郷 新羅時代末期に邑宰の任命なき部落を郷・部曲及び處ミ言つたが、前開恭作氏に據れば、郷・部曲は Ka-tur ヲ呼び、處は Ho-tu-mi 申したミある。郷の字を用ひた地名は、他地方にもあるが、現在には特に咸鏡北道の東南部、即ち鏡城郡及び明川郡に於て多く見られ、檜郷洞・元郷洞（共に鏡城郡檜村面）・仲郷洞・六郷洞・八郷洞・蓮郷洞・一郷洞・初郷洞・次郷洞・大郷洞（以上同郡）・七郷洞・二郷洞・三郷洞（朱南面）・橋郷洞（同郡漁郎面）・松郷洞・龍郷洞（以上同郡）・三郷洞（明川郡西面）・中郷洞（同郡上雲北面）等の如きは其の例であるが、併合當時には更に多くの郷字を附したる里洞名が存して居た。尙ほ丁若鏞の「雅言覺非」には郷を説明して次の如く述べて居る。

「郷者郷也王京左右部之相郷也今郡縣閭里謂之郷村本地曰故郷客地曰他郷山曰郷山園曰郷園儒曰郷儒此曰郷叱郷曲之俗郷亭之職其與京都聲穀之地別而遠之也久矣然古者匠人營國畫爲九區畫之如井田王宮處中宗廟社稷在其中而朝後市又二左右六郷兩兩相對郷者郷也五家爲比五比爲閭二十四閭爲族五族爲黨五百五黨爲州五州爲郷萬二千五郷爲邦五邦爲都萬二千王京之有六郷如我邦之有五部其有州黨如五部之有四十八坊郷大夫者六郷之大夫也州長黨正者六郷之教官也各掌其所屬郷飲酒者王京之飲酒也郷射禮者王京之射禮也郷八刑者王京之律令也孔子在郷黨者在京城之內也孟子友一郷之善士者友京城之士也今以郡縣爲郷方言云故郷飲郷射只令郡縣行之郡守縣令爲郷大夫京城五部之内莫之議到斯皆不敷之過也」

莊 「東國輿地勝覽」卷七廣州牧の條下に、『高麗時、又有稱所、(中)又有稱處者、又有稱莊者、分隸于宮殿寺院及内莊宅、以輸其稅』とあるが、前問恭作氏に従へば、新羅末期の郷・部曲・及び處を置いたのに次いで、高麗に入り、矢張邑宰の任命なき村邑として所々共に莊が出来て居る。現在の部落名にも上明莊・内明莊等が北鮮地方に稀にあるが、更に同地方には庄の字を用ひたものが相當に多く、例へば古き里洞名にしても、長津郡々内面には、迎秋庄・西門上庄・紅門庄・南門庄・長城庄・龍坪庄・西洞初庄・西洞中庄・周坡庄・東沙庄・靈館庄の如きものがあつたが、現在これ等の里洞名は總べて統一が行はれ、長城里・龍坪里の如く、里を以て改められた。

契 契に關しては、聚落制度の部に於て説明してあり、詳しくは拙著「朝鮮の契」を参照されたいが、契の名稱は、支那にも内地にも無い朝鮮特有のものにして、恰も産業組合の如く、數人若くは數十人より多きは數百人が相合して、一の組合を作り、互に多少の金錢を據出して資本となし、或は經濟上の福利を増進し、或は社會共同の利益を圖る等、種々の事業を經營するものである。一面また「多人數の集りを指して云ひたるが如く、「六典條例」に、京城五部を分て部坊契の順次を爲し、例せば、南部十一坊七十一契と稱し、更に泥峴契・鱒字洞契といへる如き、共に町の義にして、洞と契を

同義に使用し、從て之を重用或は單用（經濟大辭書所載）（契〔河合弘民〕）して居るものもある。京城府の行政区劃として坊の下に契の存したこゝは、正祖時代の編纂に係る「東國輿地便攷」の部坊中に左の記述があるが、惜むらくは寫本の爲め筆寫に誤りあり、特に東部十二坊中に七坊の脱漏があるのは遺憾である。

部 坊

- 中部 澄濟坊 史曹内契・漢城府内契・漢城府後洞契・戶曹内契・戶曹後門契・古禮曹契・板井洞契・典監司契・卞宗堅契・豆錫洞契・備邊司契・審通坊 審進宮契・審進宮行廊契・彌洞契・松峴契・濟用監下契・司僕寺前契・司僕寺川邊契・蓋井洞契・相思洞契・清城君契・鍾懸屏門契・上魚物廳契 ○以上竝屬訓右 ○上米廳契 ○屬訓後 堅平坊 ○義禁府内契・義禁府後洞契・典醫洞契 ○以上屬訓後 ○中魚物廳一牌契・中魚物廳二牌契 ○以上屬督中 長通坊 水標橋東邊契・琵琶洞契・咸平主人契・廣州主人契・石井洞契・曹世弘契・朴戒孫契・方宗契・笠慶契・昌慶行廊契・昌慶中路契・義城正契・粉塵中路契・河傾元契・朴乃宗契・履慶契 ○以上屬禁前 ○白笠慶契・丁萬石契・紙慶契・張萬戶契・張仇談契・清州主人契・徐千守契・鹽慶契・辛李孫契・朴巳守契・貫子洞契・俞七益契・原州主人契・黑笠慶契 ○以上屬禁左 瑞麟坊 捕盜廳契・日影臺契・古索井契・鷄兒慶契・砂器慶契・朴井契・典獄内契・典獄後洞契・鐘樓西邊契 ○上屬禁後 寬仁坊 大寺洞一牌契・大寺洞二牌契・大寺洞三牌契・大寺洞四牌契・忠勳府内契 ○以上屬督中 慶幸坊 布慶契・漢源東邊契・宮内契・吳慎德契・四巨里契 ○以上屬督中 貞善坊 非老慶契・林巳孫契・金萬年契・水門洞契・古兵曹契・敦寧府上契・敦寧府下契・把子慶契・下米慶契 ○以上屬督中 ○大廟洞契・衣慶一契・衣慶二契 ○以上屬督右
- 東部 崇教坊 成均館契・崇教一契 ○列朝優待賢 故巡卒及禁吏不敢入泮村 ○以上屬督前 蓮花坊 蓮池洞契・北二契 ○以上屬督前 ○宗廟洞契・連一契・連二契・金衆契・中路契 ○以上屬督左 ○川邊契・分六契・連二契 ○以上屬督中 建德坊 於義洞契・建德坊契 ○以上屬督左 彰善坊 彰善坊契・東學洞契 ○以上屬督左 彰善二里契・東學内契・山川邊契 ○以上屬督中 柳自濟弟自漢自汾其妹婿金謙光辛仲珩并爲議政府舍人故世號其居爲五舍人洞 仁昌坊 仁昌坊契 ○屬督中 城外 祭基里契・典農里契・伐里契・中梁浦契・陵洞契・加五里契・長位里契・安岩洞契・牛耳契・沙阿里契・清涼里契・水踰村契 ○以上屬督前 ○往十里驛契 ○屬督左 ○往十里私契 ○屬督右 ○新設契・踏十里契・馬場里契 ○督中

南部 樂善坊 禁營倉契 ○屬禁前 ○瓦有豆里契 ○屬營右 ○眞梳里契・倭縮洞契 ○以上屬營後 誠明坊 石橋上契・石橋下契 ○以上屬禁前 ○運城尉契 ○屬營右 蕪陶坊 鑄字洞契・政丞契・朴井契 ○以上屬禁前 ○竹鹿洞契・惠民署契・下邳之坊契・鼎井契・泥規契・芋鹿洞契 ○以上屬禁左 大平坊 韓守堅契・甫十內契・甫十外仇里規契・善山契・下紅門契・水下洞契・虛扉門契 ○以上屬禁左 廣通坊 東行廊契 ○屬禁左 ○軍器寺越邊契 ○屬禁右 ○毛鹿契・孫福同契・大多坊北邊契・山多坊南邊契・小多坊北邊契・寬空里門洞成川契・西行廊上契・西行廊下契・小川邊契 ○以上屬禁後 ○司譯院正洪純彥家俠好義少時赴京欲視一世國色袖數百銀往花房尋問第一名妓有一女容姿絕世服素而帶蓬容怪問之對曰妾是十族客中連失怙恃且喪一兄三嫂方在淺土而歸葬無策不獲已欲從楚漢的賣身以謀營室矣公問曾經人否對曰今日始初來未曾經人耳公惘然即以袖銀與之曰此足以返觀深身歸葬好婢七族我君私汝而付此非義士也不顧而去其女人銘恩刻骨問知姓名因實銀返葬後嫁爲石尙書星夫人欲報其恩每歲躬蠶手織爲緞緞首羅報恩緞三字如履積年每我國使至必探公行止及公從宗糸辨誣使赴 京石星時爲禮部侍郎乃其職掌快許竣事一日遊公至第盛具以饋有一處粧婦人拜禮庭下因升堂進爵公惶孩欲走避侍郎止之令受爵因細陳本末及露將渡江有人擊進侍郎夫人手札及禮單乃報恩緞數千匹及其他珍玩不可勝數或恐其不受置之江而去公不得已持歸以竣事功策光國勳封唐城君官知中樞後人以此名其所居巷爲報恩緞洞後壬辰倭亂石星方爲

明禮坊 掌樂院內契 ○屬禁左 ○明禮洞契・部契 ○以上屬禁中 好賢坊 好賢洞契・長興洞契・松規契・宜城尉契・本宮內契・小公洞契・部越邊契 ○以上屬禁中 ○西小門越邊契 ○屬禁右 ○二間扉門契 ○屬禁後 明哲坊 水口門內契・御營倉契 ○以上屬營右 ○南小門洞契・雙里門洞契・青寧尉契 ○以上屬營後 屯之坊 西水庫一契・西水庫二契・之於屯契・瓦署契・利泰院契・青坡契 ○以上屬禁前 ○典性署內契・典性署外契 ○以上屬禁左 ○以下并城外 豆毛坊中村里契・神堂里契 ○以上屬營中 ○箭串一契・箭串二契 ○以上屬營右 ○新村里契・水鐵里契・豆毛浦契 ○以上屬營後 漢江坊 夢雲亭契・漢江契・鑄成里契 ○以上屬營後 西部 餘慶坊 新門內契 ○屬訓前 ○長生洞契・豆錫洞契・繕工監內契・海豐君契・東嶺洞契・西學洞契・西學內契・毛鹿契・刀子洞契 ○以上屬禁後 積善坊 夜畫規契・唐皮洞契・筆鹿契・工曹後洞契・司譯院契・律學廳契・都染洞契・司憲府內契・兵曹內契・刑曹內契 ○以上屬訓前 ○壽城宮越邊契・司禮洞契・中樞府內契・鐘閣契・禮曹內契・十字閣契 ○以上屬訓中 仁達坊 分繕工監內契・社稷洞契 ○南師古管社稷洞有王氣當有太平之主出於其坊 宜廟自社稷潛邸入承大統 ○內需司契・內行廊契・內贍寺內契・奉常寺內契 ○以上屬訓中 ○壽城宮內契・○屬訓中 養生坊 倉洞契・松規契 ○以上屬禁中 ○太平箱契 ○禁右 阜華坊 西小門內契・聚賢洞契・小貞洞契 ○以上屬禁右 ○神德王后貞陵初在阜華坊北原 太宗九年遷奉于楊州盤松坊 地下契・京營庫契 ○以上屬訓前 ○曹判府事契・水芹田契・盧僉正契・權政丞契・青城君契 ○以上屬訓左 ○阿規契 ○

屬禁中 ○箇匠里契 ○屬禁右 ○車子里契 ○屬禁後 ○以下并城外 盤石坊 四百里契・桃渚洞契・石橋契・租廬契 ○以上屬禁左 ○蓮池契・藥田契、○以上屬禁中 ○古巡廳契・西小門外契 ○以上屬禁右 ○米廬上契・米廬下契・成朔州契・俞判府事契 ○以上屬禁後龍山坊 麻浦契 ○屬訓前 ○孔德里契・土亭里契 ○以上屬訓左 ○瓮里上契・瓮里下契 ○以上屬訓中 ○新村里契・沙村里契 ○以上屬禁前 ○青坡一契・青坡二契・青坡三契・青坡四契・青坡五契 ○以上屬禁左 ○萬里倉契・東門外契・御營廳倉契・賑恤廳契・新倉契・兄弟并契・海項契・榔契・桃花洞契 ○屬禁右 西江坊 黑石里契・栗島契・新井里契 ○以上屬訓中 ○新水鐵里契・舊水鐵里契・倉前里契・下中里契・水溢里契・唐人里契 ○以上屬訓右 ○尹民新家在青坡灼々洞教課五子五年內並隔大科至今稱五子登科基

北部 順化坊 司宰監契 ○屬訓左 義通坊 王井里契・後洞契 ○以上屬訓左 ○延秋門契 ○屬訓中 俊秀坊 俊秀坊契 ○屬訓中 觀光坊 觀光坊契 ○屬訓中 ○中學內契 ○議政府內契 ○以上屬訓右 鎮長坊 鎮長坊契 ○屬訓右 廣化坊 廣化坊契 ○屬訓後 陽德坊 陽德坊契 ○屬訓後 嘉會坊 嘉會坊契 ○屬訓後 安國坊 安國洞契 ○屬訓後 城外 合正里契・望遠亭一契・望遠亭二契・汝矣島契・細橋里契 ○以上屬訓右 ○阿峴契・延禧宮契・城山里加佐洞契・甌山里契・新寺洞契・葛古介契・驛契・私契・佛光里契・水岩里契・水生里契・造紙署契・經理廳契・宜憲廳契・梁普里契・舊里契・末屹山契・洪濟院契 ○以上屬訓後 ○久庵韓百謙家居水生里開書齋講學遂改村名爲勿移村作記以見志

尙ほ大正三年頃の京城府内の里洞名中にも、新設契・往十里一契・往十里二契・下馬碑契・東幕上中契・東幕下契・甕里上契・甕里中契・甕里下契・青坡一契・青坡二契・青坡三契・青坡四契・西水庫一契・西水庫二契・巖島一契・巖島二契・藥田契・藥田中契・細橋里一契・細橋里二契・加佐洞一契・加佐洞二契・極政函契の如きが見え、また全羅北道全州には一契里・二契里があつた。

加羅 坪井九馬三博士に據れば、「加羅は、韓・干・迦羅・加良・呵囉・伽落・駕洛・伽耶・加奈にも書き、*cam kala*, "cleared plain"; *sandw. kula*, "country"; "cleared plain"; "field." 内地のウラキ(開)・ニイバリ(新治)・イアンリ(今治)と同じ。國語ハリ(治)・ハラキ(開)は *cam pala, pula, palah, palei*, "to plant" 農作物を栽する義。

senoi, cerak"; "plantation on high ground" 山畑の意に相當する。太古の時代に於ては、幾分か農作を營み、未だ施肥の術を知らないが、土地廣く餘りがあるから、年々歳々代地を求むるこゝに至りて易く、また野生の菜根・果實、山海の魚貝鳥獸の類を以て主要食物と爲すこゝであるから、人口の寡き割合に、土地は廣きを要するが、絶対に申さば、さまで廣きに及ばず、先づ方一二里もあればよろしかつた、是れが即ち一加羅であつて、一國を爲し、普通に高地を擇びて防備を具へ、これを夫里(火) skt. pur, "fort" と稱したのである。]

國名の加羅・鵜浴は即ち此の意より附せられた名稱で、百濟の地名に烏次鳥次見があるが、同博士に従へば、oroeco tai; manc. usin, "fold" 國語ウ(生・畑)に同じく加羅と云ふに等しと爲し、新羅の屈阿火も、屈阿は、sandw. kula, "country"; "cleared plain"; "field." 加羅と國語であるのに、特に狗邪干と屈阿を固有名と思ひたるは、ホリネシヤ系の移民が居住したる村の稱であつたこゝが察せられ、また百濟の古良夫里の古良も、新羅の屈阿、狗邪と國語のものに解して居られる。

更に『今西龍博士に據るに、カラは古くはカンナ又はカンナラといひ、其のカンの假字に韓字を用ひた。而してカンは大又は神の義でカラ即ちカンナは大國又は神國であるとされて居る。丁若鏞も夙に韓は大の義である云ひ、那珂博士は韓は數多の首長があつて、旱岐又は干岐と云つたから、即ち干岐の國である云はれて居る。(小田省吾氏朝鮮上世史參照)現在の地名にも、平安北道熙川郡には熙川江支流に加羅江があり、熙川面に加羅之洞があり、殊に南鮮地方には、里洞名若くは小集落名として、加羅の字を附したるものが屢々見受けられるが、明治初年の作と思はると、小田省吾氏所藏の「地圖」を見るに、江原道麟蹄にも加羅里がある。

地形に關するもの

地形に關する一般的东西としては、山・峯・峙・嶺・岩・巖・岳・石・岡・嶼・登・邱・丘・阜・垆・臺・台・坡・頭・坪・平・島・海・港・江・河・水・川・井・泉・溪・堤・沼・湖・淵・灘・池・塘・浦・津・沙・砂・地・原・野・隅等の如きものがあり、特殊のものとしては、達・旨・高介・古介・古价・徳・徳・項越・踰・遷・崖・別・串・端・末・角・九味・吐・屈・梁・吞・伊・勿・温水・洲・渚・汀・介・尾・於口・洞口・渡・囿・合江・合水・麓・直・曲・斗・四街里・四巨里・三巨里・巷・路等の如きものがある。

山 音サン (san), 訓メ (moi) 時にこにして、舟山(黄海道載寧郡三江南面)・獨山(平安南道江界郡普林面)・内飛山(京畿道始興郡西二面)・馬山(畿道金浦郡三江南面)・亭子山(京畿道金浦郡月串面歸田里)・國恩山(京畿道金浦郡館城面)・達山洞(慶尙北道軍威郡召保面)の如く、音訓何れにも用ひられる。山はもて達を書き、タルを讀みたることは別に説明してあるが、古代建國の始め、都城は多く山上に於て營まれ、山を意味する朝鮮地名中のタラは、國又は都邑の義にも用ひられたるなるべし(金澤博士)と言はれ、現在山字を附したるものは、郡名にも、兩名にも散見し、栗山里・槐山里・大山里・末山里・造山里・熬山里・南山里等、部落名としては枚擧に遑がない。而して市街地中にも釜山・群山・馬山・元山・槐山・禮山・瑞山・錦山・論山・慶山・善山・鐵山・蔚山・谷山・楚山・惠山鎮・茂山等、山を附したるものが頗る多い。

尙ほ坪井博士に據れば、押梁・押督の押は坪の誤らしく、sem. yena, "forest"; "jungle"; "wilderness"; sak. rima, "forest"; cam ram; an. ram; bakn. röm, "forest"; "wilderness"; "solitude". 國語ヤム(俗語のヤム(山))に同じものであり、また竹長伊集原は jar. cik; rad. cuk; cam öök "mountain" + cam car, "mountain" (竹長)と同じく山を意味するものであり、百濟の黃等也山黃澤 soman hon, "river" + kenaboi tunjak, "mountain" に解

し、錦江の支流を出だす山脈なるより命名せられたものであらう、稜山の稜も、音で、*jar. sik; rad. yuk, "mountain"* 山の義で、モン・クメール民族は山住ひのものであるから、居村は従つて山にして、稜山はも固有名詞ではない、屎山・忻文^山の文、山は同意であるに断じて居る。

峰 音ボン(音)、訓ボン(音)、略してアリ(音)である。丁若鏞の「雅言覺非」に「東俗訓蒙山只有峰方音曰(中)嶽者山之宗也如泰山 嶽者山之脊也嶽者山之頂也嶽者山之穴也嶽者山小而高也字各異義唯山銳作鋒者爲峰今並訓不伊(略)之爲峰可乎 比調云」にあり、も山が突屹として鋒の如く聳え立てるを、峯または峰と稱するのである。

遮日峰(平安北道寧邊郡と咸鏡南道定平郡との境、咸鏡南)に云ふのは日を遮るが如く高く聳立せる意であるが、圓峰(例へば咸鏡北道北青郡・咸鏡南道豐山郡と新興郡との境にある)の如きは蓋馬臺地に多く見る鈍形の圓い峰である。頭山(仁面)・頭雲峰(例へば咸鏡南道豐山郡)・冠頭峰(咸鏡南道)の如きは蓋馬臺地に多く見る鈍形の圓い峰である。頭流山・斗流峯・斗里峯・頭理峰のトリは、渤海語で外を意味するに云ひ、(中村新太郎著朝鮮地名の考説参照)金澤博士は此のトリは山の古語達から轉じたものであるに云ふ。小田省吾氏所藏の「地圖」(明治初年のもの)を見るに咸鏡南道端川に吐羅山(二つ)・都羅和山・豆里山があるが、これ等も前掲と同義のものなるべく、部落名として咸鏡北道鏡城郡朱北面には、杜里安地・前杜里安地があり、朱南面には頭里安地があるが、これ等の杜里・頭里も、斗流・斗里等と同語、同義のものと思はれる。形容の意味を持つたものには、此の外、蠶頭峰・枕峰・臥獅峰・覆蓋峰・飯峰・笠峰の如きものがある。

烽火峰(江原道麟蹄郡北面に)・烽守峰(咸鏡南道甲)・烟頭峰(咸鏡北道)の如きは、烽燧臺に因める名稱であり、國望峰(例へば京畿道抱川郡と加平郡)は、日本上代の國求と同じく、此の山より四方を望んでよき地を擇んだものと思はれる。また國師(子)は高僧に對して王の賜與する號であるが、國師峰の名を有する峰は「朝鮮地誌資料」に掲げたるものよみでも十六の多きに達して居り、其の他國祀(子)・國士(子)・國司(子)・國祠(子)・國守(子)・

國師クニシ(子今)・國秀クニヒコ(子今)の如く、國師クニシを音を同じくするもの、若しくは之レ類音の語を用ひた峰が散見するが、これ等は國師を祀つた堂より起れる名稱であらう。京城南山(靈頭峯)にも國師堂があり、これに就き「五洲衍文」には、左の如く誌して居る。「京城木覓山靈頭峯之國師堂淫祀。以木覓山神享祀時。典祀廳私稱國師堂。掛高麗恭愍王。本朝僧無學高麗僧懶翁。西域僧指空像。及他諸神像。又有盲者像。女兒則以爲痘神云。神前詣脂粉之屬甚褻。祈禱頗盛。國不禁焉。」また金剛山(江原道)・妙香山(安平北道)・俗離山(忠清北道)の如く、寺刹を置いた山の峰には、毘盧峰(金剛山・妙香山・俗離山)・地藏峰・勢至峰・文珠峰・世尊峰・彌勒峰(共に金剛山)・觀音峰(俗離山)・般若峰(智異山)等に見るが如く、佛教に因んだ名稱が多いのである。

部落名トクとしても峯・峰の語を用ひたものが頗る多く、ことに二三の例を示すニ、德峰(全羅北道鎭安郡富貴面)・安峰(慶尙南道居三峯江原道寧越郡水周面)・苜峯(江原道橫城郡隅川面)等の如く、一般に其の音ボン、ボンを用ひて居るが、全羅南道濟州島に於ては、峯離洞(濟右)に見るが如く、峯をオルムオルムと讀んで居るものもある。此處では山岳を一般にオルム(오름)と呼んで居り、山名にも岳オクを附して居るものが多い。

峯ヒョン(包)・訓コケ(古)で、小嶺・坂或は峠の意である。百濟の地名にも、眞峴縣(眞は一に貞に作る、新羅の嶺峯郡)あり、高句麗時代にも仇乙峴(一に屈遷と云ふ、高麗の豐州・李朝の豐川郡なり)の如きがあるが、當時峴は波衣又は波兮ハエとも云つた。例へば平珍峴縣は一に平珍波衣ハエと云ひ、猪鬮峴縣は烏生波衣の別名あり、夫斯波衣縣は一に仇史峴ハエと云ひ、三峴縣は一に密波兮ハエと云ひ、文峴縣は之を斤戸波兮ハエとも云つた。

現在の地名を見るも、峴の字を附したるものが頗る多い。例へば面名中にも鳳峴面(慶尙北道慶尙北道)の如きがあり、殊に僧峴(京畿道高陽郡神道面)・桃峴(京畿道開陽郡臨義面)・桃李峴(京畿道富川郡蘇來面)・鬼山峴(平安南道江西郡甑山面歌豐里)・月峴洞(西郡新井面)・柴峴(平安南道順川郡舍人面)

等小部落名は實に枚擧に違がない。而して峴を讀みてチエー・ヂエ・ヂエーと讀むものもあるが、これは峙(才)の意であり、峙・嶺を附した部落名も亦頗る多い。尙ほ現在京城の繁華街たる本町はもと寂寞たる陋巷で、殊に二丁目附近は泥峴と呼び、泥濘歩行に耐へ難き處であつた。

岩・巖 音アム(岩)・訓パウ(岩)である。全羅南道には靈巖郡があり、龍岩浦は龍川郡(平安)慶の所在地である。冠岩(全羅北道鎭安郡馬蓋面)・上白岩(全羅南道鎭安郡鳳巖天那黃田面)・奇巖洞(慶尙北道盈徳郡丑山面)・赤巖洞(同上郡南亭面)・内月岩(江原道平昌郡大和面)・窟岩(同横城郡井谷面)等數ふるに違がないが、部落附近に在る岩の名稱を部落名稱として借り用ひたものが多いであらう。休岩は往來の人の休息所となつて居る大石である。高勾麗の巴衣は新羅に於ては巖となつて居る、例へば齊次巴衣縣は孔巖縣(高麗の孔巖縣李朝の陽川郡)に改名せられた。

尙ほ前間森作氏に従へば、波衣・波兮は pa-ti 又 pahai と音讀され、新羅語の pa-hoi に對比すべき高勾麗の語で、「衣」「兮」の用字から考へるに、新羅語の pa-hoi の音は全然は一致せず、また租波衣(嶺平珍波衣嶺)濟次巴衣(嶺)などは巖の義で、新羅語 pa-hoi と同義であるが、夫斯巴衣(嶺)密波兮(嶺)三斤戸波兮(嶺)などは峴と書かれてゐる所よりするに、高勾麗では新羅語よりその意義が廣いやうである。』とされて居る。

岳 嶽と同じく音アク(岳)で、總督府裏に在る俗稱三角山は白嶽或は白岳であるが、山岳名稱に岳を用ひたものは少い。たゞ濟州島の山名には一般に岳の語を用ひ、音アク(岳)を以て呼ぶものも多いが、靈阿伊岳・於點伊岳・雄岳・米岳・瀛川岳・葛岳・體岳・鼓岳・敏岳の如く、オラム又はオロムに、此の地特有の呼稱を用ふるものもある。從つて部落名に在つても、一般の地方に於ては、岳沙(慶尙北道安東郡吉安面)・上甘岳・下甘岳(共に慶尙南道居昌郡神院面)等に見る如く、音を用ひて居るが、濟州島に於ては、魏時岳洞(西中)の如く音を以てする外、天城岳洞(嶺右)・榮瑞岳(西中)等、特有の呼び方を

爲すものがある。尙ほ新羅の烏也山はまた烏丘山とも誌してあるが、坪井博士に據れば、烏丘山は烏岳の誤で、モンクメール民族の居住地であると言されて居る。

石 天然の露岩または砂礫からでなく、築造物から命名された呼稱が尠くない。石井里(京畿南金浦郡大串面)・上支石里・下支石里(京畿渭坡州郡瓦石面)・石柱院里(長湍郡長湍面)・城石里(高陽郡碧蹄面)・石寺里(平安南大同郡南串面)・石橋里(平安南道順川郡殷山面)・立石里(同郡厚灘面)等はその例で、支石シ云ふのは、高句麗時代に於ける墳墓の封土漆喰が剝落して、立室の四壁に用ひた大石が顯はれ出たものであるが、平安南道江東郡四佳面支石里よりはドルメンが一個發見された。(民俗學第五卷第六號孫晉泰朝鮮の Dolmen に試いて參照)立石里は諸處にあり、古碑其の他舊時の築造物の址がある處である。また中村新太郎氏に據れば、白石里は硯石イットルを産出した處といふ。尙ほ平安南道江西郡には、花石里・石橋里・美石里・安石里の如く、石を附した里洞名に富み、殊に赤松面には石一里・石二里・石三里・石四里・石五里・石六里・石七里の如きものがある。尙ほ百濟の珍惡山チンア石の珍惡は、坪井博士に従へば、*puntang kapot*: *čə-ot, čə-ut*; 'stone'; *čəot* 'iron'; *čən-ot* 'iron'; 'stone'; 'tin'; *sem. seok*, "stonechisel" *čičə* は 'čən-ot' の同語にて、*čən-ot* の原義は石なるに、錫鑛石の義に移り、遂に鐵の義を得たものである。

岡 新羅の地名閭韶郡はもろ召文國であつたが、坪井博士に據れば、文は勿に同じく、岡の義であり、甘文開の甘は *can ham*, "inclined," に相當し、甘文は緩傾斜の岡の義であり、蚊火良未詳の蚊も、文・勿開同義に用ひられて居り、現在の地名にも岡の字を用ひたものは相當に多い。

嶺・登 登は嶺の略にして何れも音をツン(三)に發音し、小坂・坂道或は山嘴の頂を謂ふ。京畿道抱川郡内村面には長登チンデンあり、全羅北道全州郡九耳面には芝登チヂン、南原郡朱川面には旌門嶺チンムンあり、主要部落として平安南道江東郡に三登チンデンの如きがある。尙ほ二三の例を示せば、長嶺チンリョン(全羅南道麗水郡華陽面)・淵嶺ユンリョン(全羅南道高興郡占岩面)・池嶺チリョン(全羅南道高興郡道化面)・牛登里ウデンリ(平安南道龍岡郡金谷面)・登埜デンヤ(江原道洪

川郡)・馬登洞(咸鏡北道明川郡下等面)・酒登洞(慶尙北道盈徳郡盈徳面)等である。山岳名として、咸鏡北道明川郡上等北面には一、二五一米の登壁山がある。尙ほ百濟第一の嶺路の稱ある盧嶺の峰の半登新羅古歌の方等山は、坪井博士に従へば、半登は、方等と共に、*can* *puhan, pu-tan; ochin, pante; jar, pukao, "king"* 最秀の峰なる故に、かく名づけたものであること云々。

邱・丘・阜 丁若鏞の「雅言覺非」に「丘阜一類也土山」あり、共に丘陵の意である。此の字を用ひたる部落名も稀に見える。陶邱里(慶尙北道安東郡)・下佳邱(慶尙北道安東郡臥龍面佳邱洞)・良邱里(慶尙南道河東郡玉宗面)・池邱里(江原道橫城郡井谷面)・上草邱(江原道原州郡紫陽面龍山洞)・阜境洞(慶尙北道盈徳郡南亭面)等其の例である。市街地名として大邱あり、李朝時代には大邱郡、高麗時代には大邱縣を置かれ、更に遡つて高句麗に於ても大邱縣を稱した。高句麗の地名にはまた高丘縣がある。(高麗顯宗の時安王縣を置き、後また義城縣に入る) 慶尙北道英陽郡立岩面山海洞には新邱、迎日郡東海面には都邱洞、江原道襄陽郡縣南面には仁邱里、蔚珍郡北面には富邱里、慶尙北道榮州郡長壽面には盤邱里があり、何れも市場所在地である。

台・臺・台 小丘・丘陵又は臺地を指して言ふ。部落名に此の字を用ひたるもの散見し、松台(全羅北道鎮安郡上田面)・東台洞(平安北道江界郡蓮台里)・蓮台里(咸鏡南道端州郡何多面)・慕蓮臺(京畿道坡州郡青石面)・台里(慶尙北道金海郡大徳面)・五臺(慶尙南道河東郡青岩面)・開花臺(江原道江陵郡東後面)・葦台里(慶尙南道河東郡青巖面)・豆彦台里(咸鏡南道端州郡福貴面)・蘇台里(江原道蔚珍郡温井面)の如き其の例である。

坡 「説文」に「阪也、滇俗稱山嶺曰長坡、其峻峻高峻者曰相見坡」また「雅言覺非」に「大阪曰隨長阪曰坡」あり、阪・坂にして、また臺地・丘陵・小山を謂ふやうである。二三の例を擧ぐれば、長坡(全羅北道全州郡九耳面)・東坡(慶尙北道安東郡臨北面)・黃鐵坡(平安北道江界郡公北面)・梁坡站(同)・梨坡里(咸鏡南道豐山郡仁仁面)の如くである。而して濟州島新左面に在る石坡は一、三三八米の沙羅岳城板岳・御後岳・石岳・土赤岳に包まれたる臺地である。市街地にして此の字を附するものには鴨綠江岸の新架坡嶺がある。頭 物の頂上、突端または頭を意味する。津頭(京畿道江華郡三山面石浦里)・弓頭(全羅南道谷城郡木寺洞面)・魚頭(全羅北道全州郡上關面)・道頭里(全羅南道濟州島濟州郡上關面)

州) (石頭里ソクド (全羅南道濟州島嶽子面)・龍頭リョウド (慶尙北道安東郡臥龍面)・加士頭カシト (江原道平昌郡道巖面)・上直頭ウソジト・中直頭チュソジト・下直頭ヘソジト (何れも咸鏡北道鐵城郡六乙温面) 等其の例である。而して龍頭・龍頭里は各地に在りて最も多い。

坪・平 音ピョン、訓ツル・ツェル・トル・ボル・ポリ・ボル等にして、「龍飛御天歌」卷五、徳山洞院平の注に、「大野曰平、徳山洞院、在咸興府之北」にあり、「訓蒙字會」上卷には、「大野曰坪、通作平」に誌し、必ずしも大平地に限らず、山間溪谷中の小さきひら地に坪を附したる地名が頗る多い。されば里洞名のみならず、里洞名の下にありて小員にしても廣く用ひられて居る。内地に於て見る野又は平に該當し、田畠または原野の何れたるを問はず、總べて平地には此の字を用ふるこゝが多い。今二、三の例を示せば、大坪テヨピョン (慶尙北道安東郡東臨面)・普賢坪ポヒョピョン (江原道江陵郡城山面)・廣大坪グァンデピョン (江原道寧越郡水周面)・梨坪リピョン (咸鏡北道明川郡上零北面)・仲坪洞チュンピョンドン (咸鏡北道明川郡上零南面) の如くである、而して大坪・廣大坪の如きは、其の地に於て比較的廣く開けたる地の謂に用ひられたるものであらう。また田坪テヨピョン (慶尙南道居昌郡南上面) の坪は元來基、或は場の意なりしを坪字をなしたるもの推察せられる。市街地としては、蓋馬臺地の中樞地に仲坪場チュンピョンマ (咸鏡南道三水郡郡廳所在地) がある。また坪字を附したる地名は列兒坪リョニピョン (三國誌秦)・桑坪サンピョン (北魏宗本)・坪ピョン (國朝)・林原坪リンウォンピョン (憲宗)・蓮花坪リョンハピョン・白溝坪バクコウピョン (紀略)・康家坪カンガピョン・金漆坪キンシツピョン (同) 等の如く、支那の地名にも散見し、内地に於ける村の下に在る小地名を坪名と稱した。尙ほ「北塞記略」白頭山考中に、「白山以東長坡以西、虛項以北角峰以南、廣開大野、一望無際、所謂天坪。』「自長坡至分水嶺、地勢平夷、通謂之天坪、而天坪之上、已見高山大嶽皆在膝下、自分水至絶頂、又直上八九里、其高也既如此、天坪之在我地者、無慮數百里、且豆江土門之北、鴨綠波瀾之西、混同左右之地、無非天坪、而天坪無非白山、其廣也又如此、往往大池散布於天坪四面、臨望燦燦若星宿之羅列。』こゝある天坪は、高原・臺地、即ち所謂徳を謂つたものである。

百濟の地名にも埃坪縣埃坪一に漢に作る、新羅・高麗の九阜縣なり・礫坪縣新羅・高麗の赤城縣なり・雨坪縣新羅の高澤縣・高麗の李朝の長水郡なり の如き郡縣名があり、

同じく百濟の地名に發羅^{錦山}があるが、坪井博士に従へば、發羅は現在朝鮮地名に多く見る坪(世)を謂つて居る。尙ほ又梁書新羅傳を見るに、啄評の語があるが、金澤博士に據れば、この評は坪、平と同義に用ひられ、更に三國史記卷三十四新羅九州所管郡縣、無慮四百五十訪、或は欽明天皇十三年紀に牛頭方・尾彌方の訪、方は何れもヒヤウの略ハウにして、坪の普通の故を以て代用せられ、當時 *poŕ* 即ち村の意に用ひられたものに相違ないといふ。(金澤庄三郎著 日鮮同祖論) 啄評は更に坪井博士に據る *to + pol* *poŕ* *pol* *te ami pala* "plain"; *ʔam pala*, *palaŕ*; *miŕ*; *pula*, "to plant"; *ʔam pala*; *paletŕ*; *jar. polai*; *poley*, "land"; "village"; "region"; *mal* *baroh*, "low ground"; "sea-coast"; "sea"; *jak*. *daruh*, "sea". 國語ハラ・ハロ・ハル・バルと同系語であるといひ、即ち現在用ひらるる前掲の坪(世)である。而して坪の略が平である爲め、坪が平に變更されることは勿論多いが、一方略字平の字を附した地名を更に坪に變更する場合もあり、兩者の交替は屢々行はれて居る。例へば馬坪が馬平、上坪里が上平里、新坪が新平洞、安坪洞が安平洞となり、また舟平里が舟坪里、新平里が新坪里、月平洞が月坪里、安平里が安坪里となつた如きである。郡名にも此の字を附したものがあり、加平郡・楊平郡・咸平郡・定平郡は其の例である。

百濟の地名に沙名^{平新}があるが、坪井博士は、沙は *ʔam*, *mal*, *sa*, *satu*, "one." 國語ハツ(初)等より見て、新の意であらう、また平は新羅の平西山^{平山}、高句麗の平唯押の平(同)に、音 *ʔam*, *ʔam*, *ʔam* *puŕ*; *km*, *phum* [= *skt*. *bhumi*], "village"; "hamlet" の同語であるに述べて居る。

島 音ト(三)・訓ソム(世)にして、鉛島^{ソム}(京畿道江華郡三山面石浦里)・樺島里^{ソム}(全羅南道莞島郡金日面)・項島洞^{ソム}(同)・忠島^{ソム}(同)の如く、音訓何れにも用ひられ、臨海地方の聚落名に多きも、必ずしも海際のみならず、沿河地にもある。沿河地に於ける島は、洲にして、京城の南東には森島^{ソム}があり、黃海道鳳山郡楚臥面に沙島^{ソム}あり、内島^{ソム}(黃海道鳳山郡土城面)は、瑞興江の迂曲せる半島形の地形

に形成せられたる部落である。島はまた時に黃海道安岳郡西河面中島里に在る芝島里の如く、平地中に突起せる小丘に用ひらるゝこことがある。尙ほ島字を附した二三の例を示せば、島村（黃海道信川郡蘆月面）・鵲島里（黃海道載寧郡西朔面）・島板（黃海道鳳山郡靈泉面）・上島・下島（ともに黃海道載寧郡載富面）の如くである。

而して島なる地名が沿河地、または平地中の小丘等にも用ひらるゝは、獨り朝鮮のみならず、内地に於ても「富士川や手取川の扇狀地をはじめ、多くの氾濫原の上の聚落の名によく島といふ地名がある。島といふ地名は、湖沿の周圍の植出し、原野、山麓の切添、川荒の跡地を再び島にしたところに見られる地名である。」（佐々木彦一郎著「村の人文地理」）尙ほ新羅の地名に轉也山海があるが、此の「山」は、坪井博士の説に據るに、海島の義であり、巨老（嶺）は Yam kula; mal pulau, "island" に相當し、鵝は韓方言기을 Yam kula に音近く、洲も亦海島の義である。

海 古來地名に此の字を用ひたるものが多い。百濟の地名に陰海（一に道際縣または大峰と云ふ、新羅・高麗時代には海際縣と稱す）があり、新羅の地名に金海小京（高麗時代の金州、李朝時代の金海郡なり）・南海郡（高麗に於て南海縣、李朝に於て南海郡となる）・海曲縣（高句麗時代の波朝縣なり）・海利縣（高句麗に於ては波利縣と稱しなり）の如きがあり、降つて高麗、李朝時代に於ても廣く諸處に用ゐられ、現在の郡名中にも海南郡（全羅南道）・金海郡・南海郡（共に慶尙南道）・海州郡（遼海）が臨海地方にある。部落名にしても海坪海川・海月・海岩（共に全羅北道）・海洞（全羅南道濟州島新左面の海濱）・海坪洞（咸鏡北道咸興郡中面）の如く其の例が多い。しかしながら海の字は、必ずしも臨海地名にのみ用ひらるゝものではない。例へば仁可海（平安北道江界郡公北面）の如く、海に最も遠き地方に於ても多く用ひられたのを見る。殊に外東海（全羅南道求禮郡良文面）の東海の如きは、濶（Moat）の當字であるといふ。

鎮海灣の入口に横はる巨瀆島は、坪井博士に據れば、も「加背」ニ云ひ、現在此の島に加背の地名があるが、この「カベ」は marquis の kapai で、sea shore 海濱・海岸の義を有し、南方系のものであり、此の島は、馬（驛）

・(下)井)・辰(兼)の三部族移住當初の根據であつたらうことはされて居る。また新羅の地名背浦浦合は *ʔam kai; bahn. kel*, "low"; "little elevated." の相通じ、海濱の義であり、百濟の地名に牙述^餘も坪井博士の説に従へば、*oam, "water"; ʔil, "sea."* の解せられ、南方系文法の韓語で、原義通り述は海に解し、從つて牙述は川尻の意であり、屈言・屈直^鄭の義は音上で屈に通じて用ひ、新羅の屈自に同じく、海灣の意を有し、冬音^就も *sem, panggan tom, "water"; ʔam ʔhuh, "bay"; "creek"* の意である。買は時に海の義に用ひられ、百濟の買仇里^諺の買は海を指し、買仇里は海島の義とられて居る。

濟州島はもつ耽羅の言ひだが、これも坪井博士に據れば、*sem, panggan tom, ʔom, "water" + ʔam lo, ro, "numorous"; bahn. lo "many"; "numorous"; central nicobar lak, "many"; kan'eo, rade lu; chreai lo, "many"; "much."* に相當し、*lo, ro* は、國語ヲレラ(我等)、カレラ(彼等)のラニ同じく、複數の印で、物の總稱を云ふ。故に耽羅 *tomlo, tomro* は、大洋を原義とし、轉じて大洋中の島になつたのである。

港 釜山港・馬山港・清津港等の如く、海港の呼稱として用ひらるゝものは勿論であるが、港の語が里洞名或は里洞の下に於ける小字に用ひらるゝものが稀にある。例へば京畿道開豊郡臨漢面には港洞^{イリ洞}があり、仁川には港町がある。而して港字を附する地名必ずしも臨海地のみでなく、例へば咸鏡南道端川郡新福場西方の梨木港^{イマツツツ}は、海拔一、一四〇米の高度を有し、新福場より惠山鎮に至る道路の北に在り、附近一帯は臺地を爲し、全くの山間僻地に在る部落である。尙ほ坪井博士に據れば、新羅の東津縣、即ち栗津は *ʔam* の *lieok "to haul taught"* の相通じ、港口即ち蔚山の港口を意味して居るのであり、高句麗の地名帶方の方は、薩摩の坊の津と同じく、*ʔam bon, "port"* 即ち港の義であるらしい。また新羅の地名に河西縣があり、此の河音^ハは、*khm. hau; ʔam hau "audience"; "to be called up."* 港

役場・接客所の義で、太古より存せし港町、魏志の所謂狗邪で、今日の蔚山、毛火を経て慶州に入る表支那に當つて居る。

江・河・水・川 朝鮮に於て大河には江を用ひ、十大河を稱せらるゝ鴨綠江・洛東江・豆滿江・漢江・大同江・錦江・臨津江、蟾津江、清川江及び禮成江は、何れも江を稱して居り、小川に普通川を用ふるのである。郡名にして江及び河を用ひたものは川の如く多くないが、江華郡（京畿道）・江東郡・江西郡（共に平安南道）・江界郡（平安北道）・江陵郡（江原道）・河東郡（慶尙南道）の如きがある。而して河回洞（慶尙北道安東郡豐南面）・發河洞（咸鏡北道明川郡東面）・臨江里（平安南道順川郡殷山面）・江亭里（黃海道平山郡金山面）・江陰里（黃海道金川郡西北面）・臨江洞（咸鏡北道茂山郡西下面）・長河里・大江里（共に黃海道載寧郡北粟面に在り）等の如きは里洞名にして用ひられたるものゝ數例である。

水は清水里・藥水里・溫水洞の如く、水或は泉の意を有するこゝは勿論であるが、川の意味に用ふるこゝが頗る多く、現在川名にしても豆滿江支流に小紅湍水・西頭水・延面水・城川水・德立洞水の如きがあり、もゞ鴨綠江を鴨綠水、大同江を洎水（漢代に於ては鴨綠江を云ふ）、漢江を冽水、洛東江を潢水、臨津江を帶水、豆滿江を滿水等と稱した。従つて聚落名中に見ゆる水にも川の意を有するものが頗る多い。郡名にしては水原郡（京畿道）・長水郡（全羅北道）・麗水郡（全羅南道）・三水郡（咸鏡南道）の四あり、三水郡は「東國輿地勝覽」三水郡の條下に、『有三大水。一出白頭山下馬竹洞。經惠山鎮暨仁遮外。與崔天已洞水合流入郡界。一出古城縣北長白山西北堡。經雲龍堡。與虛川江合。至江岐入郡界。一成興府黃草嶺・赴戰嶺・平安道江界府五萬嶺等水。合爲魚面江入郡界。三水合流入鴨綠江。故曰三水。或曰。郡在魚面江鴨綠江三水洞水三岐之間。故名三水。』とあるによりて明らかなる如く、此の水は川の意に用ひられ、三水郡はもゞ三江とも稱した。

川は音チヨン（起）、訓ネー（中）で、音訓共に用ひられ、小川を意味する。普通に大なる川は江（カンダガ）と云ひ、小川細流をケウル（刈倉）と云ふ。川を附したる府郡は其の數三十一に達し、一面里洞名にも多く、更に里洞の下に於け

る小員に用ひらるゝこゝが頗る多い。今これが二三の例を示すに下竹川（江原道麟蹄郡麒麟面）・華川洞（慶尙北道盈徳郡玉山面）・道高川（京畿道始興郡西面）・細川（慶尙北道安東郡臨北面）・星川（慶州郡内南面）・釜川（慶州郡内南面）・廣川（江原道平昌郡道殿面）・泉川（同上平昌郡美灘面倉里）等の如くである。

河・江・川、或は水にはも買の字を用ひたものが多く、「東國郡縣沿革表」に依りて、當時の地名を辿つて見るに、高句麗時代の於て買申はまた泉井口縣と稱し、新羅時代にはこれが交河郡となり、高句麗時代の深川縣は、一に伏斯買と云ひ、今の水原郡は當時買忽郡とも水城とも稱し、泉井郡は一に於て買の別稱があつたのである。

高 勾 麗 新 羅 高 麗 李 朝

内乙買縣 沙川縣 沙川縣 利川府

南川縣一云南買 荒武縣（高麗王島南川州） 利川郡 利川府

泉井口縣一云屈大郡又於乙買申 交河郡 交河郡 交河郡

買召忽縣 邵城縣 仁州 仁川府

買忽郡一云水城 水城郡 水州 水原府

述川郡一云省知買 沂川郡 川寧郡

深川縣一云伏斯買 浚水縣水一作川 朝宗縣

薩買縣改名清屬尙州 青川縣

横川縣 一云於斯買

横川縣

横川縣

横城郡

狂川縣 一云也尸買 尸一作口

狼川郡

狼川縣

狼川縣

伊珍買縣

伊川縣

伊川縣

伊川府

水谷城縣 一云買且忽

檀溪縣

恢溪縣

泉井郡 一云於乙買

泉井郡

宜州

德源府

前間恭作氏に従へば、高句麗で「川」は *mai* に云つたらしく、別體として *nai* に云ふことも古くから存し、新羅語では川は *nai* で *mai* は稱して居ない。

新羅の河濱縣は、もろ多斯只縣、一に沓只も云つたが、坪井博士に依れば、この多斯只、沓只漢河は、*rad*, *etc.* *tasi*; *ʔam tasi*, *tasiik* "sea"; "ocean." 國語タテ(盾・立・蓼)と同系の語にて、元來海の義、韓語では大水の意に用ひたやうで、此處では洛東江を指稱したものであるといふ。また、河東郡はもろ韓多沙郡と云つたが、韓は社即ち大の義で、小多沙に對したるもので、多斯と同じく、大水即ち此處では蟾津江口を指したものであり、新羅の地名薩買清川は *Dahn-shat*; *non sah*, "to clean." に相當し、買は *ʔam nai* "river." に相通じ、また百濟の地名辟骨、賓屈城は、*rad-pui*; *mal. api* "fire" + *ʔurk ghyul*; *mong. ghol*; *mand. ula*, "expense of water." 韓語方言名(細流)等より見て、雷火(雷神)の宮ある川の意であらう。欣良買喜安も、*ʔam huriya*, *hariya*, "sun"; "day"; "luminary." に相當し、日の神の宮ある川の義であり、更に同博士に據るに、川を古く乃しも書し、乃は *ʔam nai*, "river" で、百濟に於ては蟾津

江を欲乃ミ云つたらしく、屈乃^威の乃も同じく川で、屈は此處で川の名として用ひられ、榮山江を言ひも母も云つた。新羅の地名召羅^黃洞は、*‘cam calah, “separated”; “dispersed”; “left behind.”* 古川の意であらう云はれて居る。唐津の舊名犯斤乃は、*‘cam pamokhum nai; pamokhum, khm. bankham, “to do violence.”* 荒川の義云はれて居る。

新羅の八里縣はも八居里縣で、一に北恥長里、または仁里云ひ、景德王の時之を改めたのであるが、これは *‘cam pekai; day, mal, sund. pakal, “to stop leakage; ‘cam ‘al, “water (of the trench in the rice field).”* の同系にて、田の用水を謂ふ。高勾麗の地名に於新買川^橫があるが、於は *‘cam u, “revulet”; sem. on; sak. hon; khasi tum; rumai, rian om; khmus, lemnet hom, “water”* の意^なて居る。(坪井九馬博士著我が國語の嚆矢)

井・泉 音チョン(老)訓ウムル(平聲)にして、音訓何れも用ひられる。井戸又は泉の意であるが、泉を意味するものが多い。慶尙北道の金泉・醴泉の如きは著名な市街地であるが、泉を附したる地名甚だ多く、就中、龍泉里は到る處に在る。忠清北道清州には天然炭酸水に名を得たる椒井里があり、諸處に見ゆる温井里が温泉湧出地所在の部落なることは別に説明した如くである。椒井里はまた黄海道安岳郡西河面にもある、尙ほ二三の例を示せば、唐井洞^{黃海道股栗}、冷井洞^{黃海道鳳山}、寒井洞^{同郡德}、東溪井^{黃海道黃州}等、諸處に散在して居り、温泉里と稱する地名は、温井里、または温水里と共に、温泉場の地名によく見る處である。

溪 音ケ(刈)である。朝鮮には山間地多き爲め、溪の字を附したる部落も屢々見受けられる。二三の例を示せば、玉溪^{慶尙北道盈}、華溪洞^{慶尙北道盈}、上阿溪^{共慶尙北道安東}、下阿溪^{郡東後面に在り}、龍溪^{全羅北道金堤郡水流面}、金溪^{全羅北道全州郡上關面}等の如くである。平安北道江界郡化京面には、大溪洞なる小流に沿ひて大溪と稱する部落がある。

堤 音チエ(堤)である。堤は三國時代に於て吐・土を用ひたことは、別記の如くで、例へば高句麗の大堤郡はまた奈叶郡にも云つた。全羅北道には定只堤(扶安郡)・菱堤(金堤郡)・米堤池(沃溝郡)・蓮堤(沃溝郡)の如き堤がある。郡名にも金堤郡があり、部落名として、景堤里(全羅北道金堤郡月村面)・蘇堤里(金堤郡竹山面)・堤内里(金堤郡)・堤月里(金堤郡)・堤辛里(金堤郡)・堤内里(金堤郡)等(沃溝郡)の如く金堤附近に多く散在する。

沼 音ソ(全)である。部落名として此の字を附したるものが散見し、斧沼(江原道平昌郡大和面)・老姑沼(江原道寧越郡水周面講林里)等の如き其の例である。

湖 ホ(互)と讀み、元來大陂即ち大なる池・溜池を謂ふ。朝鮮に於ては大なる湖に乏しきも、周圍十八町以上の湖池は其の數六十に達し、臨盆水利組合貯水池たる、全羅北道沃溝郡の腰橋湖は、周圍七里三十三町、面積八百三十三町にして、最長徑一里十二町である。部落名にも此の字を用ひたものが多く、二三の例を擧ぐれば、平湖洞(慶尙北道軍威郡召保面)・錦湖洞(慶尙北道盈德郡盈德面)・架湖洞(黄海道慶津郡加川面)・南湖里(黄海道長湍郡候南面)・西湖(江原道麟蹄郡麒麟面)・石湖洞(咸鏡北道咸鏡北道津州郡鶴東面)の如くである。地理學上所謂湖池の外、海又は河川の灣入、迂曲したる所をも猶湖と稱するところがある。丁若鏞の「雅言覺非」に湖を説明して、『湖者大陂也(陂者澤也)水形如鳥獸之有胡囊故曰湖也(詩疏云鵝鴨有胡囊幽風云狼跋其胡)五湖太湖洞庭湖青草湖皆大澤曰湖特與江水相通相溢耳西湖鏡湖之等皆如吾東之大堤蓄水以溉田非流水之名俗儒錯認以湖爲江用湖如浦蘇州曰東湖水庫曰水湖銅雀曰銅湖麻浦曰麻湖西江曰西湖凡注海之濱臨水之地悉名爲湖而義林池空骨池合德池督骨堤景陽池南大池眞是湖也而詩人墨客臨汎遊覽終不敢用一箇湖字豈不疏哉肅慎古地有鏡泊遼東外徵薛芋樂(二字本相同)猶之爲雅馴矣或曰忠清道稱湖西者以在義林池之西也全羅道稱湖南者在碧骨堤之南也不知然』と誌し、湖が時に浦の如く用ひらるゝを指摘して居り、従つて湖が船著場の意を有するところが往々ある。されば湖字を附したる聚落名は沿河地、殊に臨海地に多く、日本海岸に遮湖・呂湖・三湖、黃海岸に前揚南湖

里・龍湖烏里の如き著名部落がある。新羅に屈村縣(三國志今未詳 與覽載晉州)があるが、坪井博士に據れば、此の屈は *tirk ghyul*;
monghol ghol, "lake" に相通するものとされて居る。

淵 新羅の地名古同水同は、坪井博士に據れば *van kuldion, "a slai, a deep."* に相當し、淵をいふのであらうといふはれて居るが、現在の地名にも淵の字を用いたものは多い。

灘 音タン(旦)、訓ヨウル(ヨウ)である。訓ヨウル(ヨウ)は、小倉博士の調査に據れば、江原道の高城・襄陽・注文津・江陵・蔚珍に於てはヨトウル(ヨト)を發音する。淺瀨を意味し、峽谷を成せる河中の淺瀨にして「水中多石而急流處」である。「北塞記略」の、『淺灘曰膝』とある膝は、小倉博士の調査に據れば、咸鏡北道に於ては皆發音し、更に同博士著「咸鏡南道及び黃海道の方言」を見るに、咸鏡南道では、「急流の箇所を皆いふのは惠山・咸興のみである。「北塞記略」の膝(音倉)は此の語に宛てたものである。而して單獨には倉なる語は用ひぬにしても、前述と同様な箇所を永興・高原・文川・德源地方では皆發音、新高山では皆發音、安邊では皆發音、又黃海道瑞興では皆發音、遂安・金川では皆發音と云ふ。此の皆發音・發音・皆發音等に於ける皆・發音は何れも本條の皆根原を同じうするものと考へる。』とあるも、一般に淺灘はこれを皆發音と稱する。

灘は音訓何れにも用ひられ、音を以て呼稱するものは、例へば大靑灘・小靑灘(共に京畿道廣州郡南終面水青)・松灘里(京畿道廣州郡南終面水青)・九灘里(黃海道松禾郡運芳面)・東灘・西灘(黃海道載寧郡西湖面)・浦灘(平安南道寧遠郡寧遠面)・月灘洞(平安北道厚昌郡厚昌面)の如く、石灘(黃海道鳳山郡德在)・倉灘(同)・上矢灘(黃海道黃州郡黑橋面黑川里)等は訓讀の例である。慶尙北道聞慶郡の犬灘は洛東江の一支が峽谷を成せる個所で、二疊紀植物化石を産し(朝鮮地名の考説)著名聚落として黃海道には皆灘・燕灘がある。

池 漢字の意義通りにして、池の字を附したる部落名多く、二三の例を擧ぐれば、金桂池(京畿道開豐郡臨漢面)・武池(全羅北道全州郡九

耳)・蓮池(全羅南道谷城郡立西面)・朱池洞(全羅南道濟州島南右面)・碧池谷(慶尙北道安東郡臨北面)の如くである。

塘 「築土邊水曰塘」にあり、池である。二三の例を擧ぐれば、元塘(京畿道開豐郡臨漢面丁串里)・池塘(全羅南道順天郡黃田面)・蓮塘(上)同。

兩塘(慶尙南道山淸郡矢川面)・新塘(共慶尙北道安東郡臨河面)等の如くで、市街地になりたるものには龍塘浦(黃海道)がある。

浦 音をボ、調をケミ言ふ、例へば揮羅浦(江原道江陵郡沙川面)・木浦(京畿道江華郡三山面)・三星浦(江原道橫城郡井谷面)・貢浦(京畿道江華郡三山面)の如くである。船つき、浦口、港を意味し、それが遂ひに聚落名になるものである。従つて浦のつく聚落は、臨海地及び沿

河地に多い。臨海地に在るものとしては、足利時代より日本の爲めに開港したる齊浦・鹽浦・富山浦の如きを始め、洪湖

浦・獨長浦・箭浦・鱒浦・石浦・馬上浦・聖日浦等枚擧に遑あらず、沿河地に在るもの二三の例を擧ぐれば、炭浦・興

天浦・龍津浦・濕浦等の如くである。また次第に發達して市街地を爲せるものも尠からず、鎮南浦・龍岩浦・莒浦・甘

浦・九龍浦・永登浦・麻浦・兼二浦・木浦・榮山浦・金浦・龜浦等がその例である。

尤も沿河地に位置するものの中には、舟運の便なく渡船の行はれない、小川、或は溪流に沿うて居るものが少くない。

例へば間浦(咸鏡北道明川郡阿間面)・小浦(咸鏡北道明川郡上古面)・漢三浦(咸鏡北道明川郡上古面)は小川に沿ひ、風雲浦(咸鏡北道明川郡上古面)は溪谷に在る小部落で、これ等は

單に水邊を表はしたものであらう。

津 音をシン、調をナルまたはナリニ云ひ、港又は渡場にして、浦と同じく船着きの聚落名に多い。清津・羅津・漁大

津・臨院津・魏津・獨津・温大津・汝海津・城津・蔚津・浦外津里・西湖津・注文津・方魚津の如きは臨海地の聚落即ち

海港にして漁業聚落として著名なるもの尠からず、沿河地に在るものとしては、漢江沿岸の營梁津、鴨綠江支流たる長津

江沿岸の長津を始め、恩津・熊津・竹津等があり、沿河地の津は即ち渡船場を意味し、渡船を呼びて津船と稱する。

沙・砂 京仁線の一驛素砂、全羅南道高興郡浦頭面の臨海地に長砂里等があるが、砂よりも沙字を附したるもの多く、

平沙里は全羅北道沃溝郡玉山面・金堤郡下離面或は全羅南道麗水郡突山面の突山島西北海岸等、諸處に散見し、下離面の平沙里には、金堤砂金鑛山事務所がある。沙岬セツツを稱するのは、概ね甚だしく鬱亂したる花崗岩の露出せる低き岬（地名）である。沙村サムを稱するは河縁りの沙地にして、全羅南道長興郡安良面に沙村里、高興郡占岩面に沙里がある。尙ほ二三の例の考）でを擧ぐれば、沙田里（全羅北道沃溝郡米面）・離沙二里（同上）・沙只洞（慶尙北道軍威郡召保面）・沙川洞（慶尙北道義城郡比安面）・墨沙洞（平安北道寧海郡百敏面）・沙泥村（咸鏡南道新興郡上元川面）・沙得（咸鏡北道明川郡西面）・沙洞（咸鏡北道明川郡上等面）等の如くである。

地 音チ（口）で、場所を意味する語である。陽地（例へば全羅南道高興郡浦島面）を稱する地名多く、また陰地、或は陰地洞の如きものもある。平地（全羅北道鎮安郡壽善面新基里）・平地（慶尙北道安東郡臨東面）・平地洞（慶尙北道軍威郡召保面平海洞）等に見る平地は、別に述べた平或は坪に相當し、東口地（麗水郡南道）の如きは部落の入口を意味する。其他二三の例を擧ぐれば、土古地（全羅北道任實郡新德面五弓里）・山地（全羅南道濟州島濟州邑）・月古地（江原道橫城郡井谷面）・台五地（同上）等の如くである。

原 「爾雅」釋地に「大野曰平廣平曰原」説文に「高平曰原人所登」なごみあり、野・平よりも更に廣き平野を意味し、また臺地・高原の意を有することがある。此の字は古くより朝鮮の地名に用ひられ、新羅時代に西原京（高句麗時代の高句麗時代の濟州郡）、高麗時代に迷原縣、李朝時代に南原郡（高句麗時代の古龍郡、新羅時代の南原小京、高麗時代の南原府）の如きがあり、現在水原・南原・豐原・洪原・原州等は、何れも平野地または高原地に發達したる郡邑である。また郡面名として用ひらるゝ外、川原里（全羅北道井邑郡笠巖面）・鳥原里（江原道橫城郡隔川面）・原坪里（咸鏡南道利原郡南面）の如く、里洞名にも用ひられて居る。

野 野は坪・平と同じく平地を意味する。坪・平の如く多からざるも、大野（全羅北道鐵州島嶺義面蘭山里）・中佳野（慶尙北道安東郡臥龍面佳野洞）・山野洞（同上）・瓦野（慶尙北道安東郡臥龍面）・野頭里（黃海道鐵寧郡南栗面）・内野里（黃海道鐵寧郡南栗面）・芳野（黃海道海西里）・黃野洞（黃海道鐵寧郡三江南面）・大野洞（平安北道渭原郡和昌面）等各地に散在する。黃海道海州郡茄佐面翠野里に於ては、陰曆三・

八の日に市開け、昭和六年の賣買高八十萬九千六百四十五圓に上つた。野字は古代地名にも見え、新羅時代の沃野縣(百濟時代の所力只縣、高麗時代の沃野縣なり)・高麗時代の巨野縣(百濟時代の也西伊縣、新羅時代の野西縣なり)の如き其の例である。また沙里院附近、載寧江流域平野の一部をも棘城野とも稱した。

隅・毛老 角又は曲の意にして、迂曲したる地形に生じたる聚落名に此の字を用ひたものが多い。音をウ、訓をモルミ云ひ、各地に石隅・堂隅と稱する地名あり、例へば平安北道龍川郡東下面石隅・黃海道載寧郡載寧面堂隅の如くである。また京畿道高陽郡神道面に鷄卵隅(ニエウル)なる部落があり、此プリは角(吾)の意である。此の外、京畿道坡州郡炭縣面に萬隅里、金浦郡々内面に沙隅里、咸鏡北道鏡城郡梧村面城北洞に道直隅、城津郡鶴東面に巨隅ある等、全鮮各地に散在する。而して同じく松隅の字を用ふるも、平安南道孟山郡智德面に於ては松隅、黃海道長淵郡龍淵面に於ては松隅洞の部落ありて音訓兩様あり、隅の字を附した地名には市場・宿場を有するこゝが多い。尙ほ慶尙北道軍威郡召保面の小川近くに毛老洞、咸鏡南道北青郡良家面の眞毛老(マロ)又はモノは隅の當て字として用ひたのである。

達 朝鮮に於て古くは山をタル(Tar)と云ひ、金澤博士に據れば、智異山(頭流・豆流・頭留)のチリは山の意なりと云ふ。達は即ちタルと讀み、山を意味し、また高きこゝを形容するが爲めに用ひられる。高句麗時代の地名中には達の字を附したる縣名見え、新羅景德王の世に改稱せられたる際、これ等は多く山に改められた。昔達縣を龜山縣、烏斯合達縣を兔山郡、加支達縣を菁山縣、夫斯達縣を松山縣、買尸達縣を蒜山縣としたる如きが其の例である。新羅の地名に荅達七・荅達化の地名があるが、坪井博士に據れば *dam tap*, "to deornicate corn," *dam yó*, "to raise on both hands to offer," *dam yar*, "mountain," 等より見て、若し山を達と云ふ・説くはひたる方言ありしならば、荅達七は柶を磨く山、荅達は兩手に捧げて供へ奉る山の義なるを論じて居る。

現在慶尙北道に達城郡あり、其の他嚴達(慶尙北道安東郡)・東達(慶尙北道安東郡)・達目洞(慶尙北道軍威郡)・嚴達洞(江原道麟蹄郡)・達洞(咸鏡北道吉州郡東海面)・乾達(慶尙北道盈徳郡寧海面)の如き小聚落名に此の字を附したるものは頗る多い。達山洞・達山里ミ稱する地名多く、また山名に朴達山・雲達山・高達山等あるのは、達本來の山の意義が忘れられたが爲めに出來た名稱であらう。

尙ほ濟州島新右面の南部に在る山に多栗岳(シヨムン)があるが、此の多栗タシも達タシと同様、山を意味するものでなからうか。

旨 高勾麗の地名に命旨(馬忽郡、新羅に於ては堅城郡、高麗に於ては抱川郡、李朝に於ては抱川郡なり)、高麗の地名に梨旨縣がある。金澤博士に據れば、現在朝鮮語では山を *moi* ミン *ぶ* が、古語は *mori* であつて、「龍飛御天歌」卷四の椴山に *P-i-moro* の註があり、濟州島では平地に孤立せる山をマルミ稱へ、旨の字を充て居る。(中村新太郎著朝旨をマルミ訓する例は、朝鮮の各地方に尠く、)

「今其の二三を擧げて見れば、忠清北道懷仁郡西面の晚旨洞 (*man-maru*)、慶尙南道陝川郡栗津面の九旨洞 (*Kur-mori*)、慶尙北道仁同郡文良面の中旨洞 (*chung-maro*)、江原道蔚珍郡下郡面の旨老洞 (*maru*) などミがそれである。』(金澤庄三郎著「日鮮同祖論」また同博士に據れば、「三國遺事」卷二「禰洛國記の龜旨ノ峯の旨の字も亦 *maru* を訓じて、山の義ミすへきであらう云はれて居る。)

「三韓古地名考」に於て、坪井九馬三博士は『古地名なり、現行普通語なりに類に用ひらるゝ語調を整ふる爲に加へまする、ム・シ・ス・シ・ロ・阜ナの音に、知・珍・珍伊・都・豆・突・支・池・旨・之・只・替・直・渚・杖・吐・自・子・次・耽・寸・史・斯・師・尸・市・多・神・生・西・閃・蘇・瑟ナ、勝手に種々雑多の字を充てゝも宜しいわけです。是れは *mal*, *ti*, *stg*, *di*, *xam di*, *locative*, *ablative*, *instrumental*, *frequentative particle*, *て*, 國のチ・ヂ・ツ・ツ (千・路・津) ミ 同じく、原語の如く語格を示しませぬが、*もん*・クメール系移民の用語であります。高勾麗の地名には、之れに換りて往々、熱・乙・唯・隱・音・爾・泥を用ひてありますのは注意すべきことである』ミ云ひ、古地名の旨は、語調を整ふる爲めの助詞だミ述べて居る。

現在南鮮地方の部落名に此の字を附するもの散見し、二、三の例を示せば、堂旨(全羅北道 谷城郡)・長旨(慶尙南道 居昌郡 熊陽面)・井旨(慶尙南道 山淸郡)、或は山旨里・丈旨里(共に慶尙南道 靈山郡 丈加面)・南旨里(慶尙南道 靈山郡 道沙面)等の如くである。濟州島舊右面には楮旨岳(楮旨岳 中村里)と稱する二八〇米餘の小山畑地中に突起し、その東麓に楮旨里と稱する部落がある。此の島には旨の地名甚だ多く、上榷旨(新榷旨洞)・靈旨洞(靈旨洞 共ニ東)・古旨洞(細草旨 共ニ左)・鳥旨(西中面 新禮里)・墨旨(西中面)・黄鷄旨(新左)の如きが其の例で、即ち音デ、訓マル・ムウル・モル何れにも用ひられて居る。

高介・古介・古价 何れも峴(立刈)即ち小嶺の音借にして、部落名中此の字を附したるものが處々にある。高介洞(平安南道 寧遠郡)・甲高介(平安南道 寧遠郡 大興面 仁處里)・高介洞(平安北道 江界郡 龍林面)・高介洞(咸鏡南道 北青郡 上車書面)の如きは高介の例にして、古介を用ひたるものには、古介里(平安南道 江界郡 新井面)・古介洞(平安北道 江界郡 立館面)・古介站(平安北道 熙川郡 東倉面)・价古介洞(平安北道 熙川郡 北面)の如きがあり、城洞古介は平安北道熙川郡の東倉面と北面との境界をなせる五七〇米の峠である。また平安北道江界郡化京面には古价洞があり、更に山名としては、平安北道江界郡從南面に一、一八三米の古介山がある。

德・禮・嶋 女眞語にして、トク・テキ・テキ・ドク等と讀む。丁若鏞の「雅言覺非」に『東俗訓蒙地只有原方言曰 言德

略)岸岸一類也(巖者山之窟也 岸者水之干也)隴阪一類也(山脊也大阪曰 丘阜一類也 也)陵阿一類也(大阜 田間 阜者澤之岸也 阪者澤之障 也 字各異義今並訓之爲原可乎 德見與地志京畿謂之言德)」と誌し、崖・岸・隴・阪・丘・阜・陵・阿・阡・陌・阜は皆言德の訓み、北沃沮の古地方言にては隴阪之れを德と謂ひたるを擧げ、東國名山記には『凡山峻遙高而上平者北人謂之德』とあり、「北塞記略」白頭山南條の條には、『豆里山左右嶺峰頂上高平皆爲大坂北人以平坂爲德北路諸山多以德爲名者以此也』と誌し、また同書中孔州風土記の章下に『高埠曰德』とあり、文學博士小倉進平氏の調査報告に據れば、平安南

道・咸鏡南北道に於ては、何れも德には弓の音が通用し、而して『地名なきに古くから山・岳等を弓といひ、德の字を

宛てたものが可なり澤山にある。咸鏡南道方言にて木枕(목침)を一般に목대이(又号)고이(德源・安邊・新高)・眼險(山にては言はず)을(小倉進平著咸鏡南道及黃海道の方言參照)に用ひられる。

斯くの如く此の德は、平坡・高埠または山上の平地を謂ひ、『片麻岩や石灰岩の高原が溪谷の爲めに分離して上の平らかなメーサ状の地形を呈した』(中村新太郎著朝鮮地名の考説)ミころで、平安道・咸鏡道の高山地帯に於ける玄武岩臺地に多く見る部落名である。

この地方に於ては、火田の火入れの行はれたる最初の一年を火德(早叫)ミ稱する。高飛德(江原道寧越郡水周面)・九崇德(咸鏡南道豐山郡)・宿所德(同)を初め、在隅德・困德・梨德・虎德嶺・虛項德・女眞德・黃錢德・朱雀幕德・虎君德等、德・德の字を附したる部落は、其の例に乏しくない。而して咸鏡北道會寧の西方に在る、女眞族に依つて築かれた雲頭城一名元顔城は、實に此の德に形成せられた玄武岩板の斷崖を利用したものミされて居る。(小川琢治著支那歴史地理研究)尤も德の字を附したものであつても、德興里・昌德里・望德里・厚德里の如きは、即ち漢字の字義通りの意を有せるものであるから、彼此別個の解釋を要する。また德・德は滿洲の地名にも見受けられ、例へば平安北道厚昌郡東新面の對岸には淵德(ハクニョ)の如き部落がある。

項 音をハン、訓をメキ・モク・メギ・モキ等ミ云ひ、部落名に此の字があるのは、地形より來たものである。河川の屈曲甚だしき處に於ては、路は流れに沿ふことなく、其の地に形成せられたる頸を越し、また流れに沿ふ。(朝鮮地名)かゝる處に發生したる聚落名には項の字を附したものが多し。高句麗時代の地名にも獐項口縣(新羅に於ては障口郡、高麗に於ては安山縣、李朝に於ては安山郡)・獐項縣(新羅・高麗に於ては臨江縣)あり、獐項ミ稱する地名は、現在に於ても諸處に在り、例へば江原道江陵郡江東面の獐項の如くである。尙ほ二三の例を擧ぐれば石項(慶尙北道安東郡臨東面)・多項洞(慶尙北道善山郡桃開面)・鳥項(江原道江陵郡江東面)・鳥項(江原道平昌郡平昌面)・龍項里(江原道平昌郡平昌面)である。

昌郡平) 等である。麻田項(江原道麟蹄郡内面)のギョンは頸の音讀である。

越 音ナル(置)にして踰に大體等しい。山を越ゆるあり、河の場合にもある。郡名にしては江原道に寧越郡があり、奈越(黄海道鳳山郡楚臥面)に在り、瑞興江の支流に跨れる部落で、また平安南道平原郡漢川面には、小橋越(江原道漢川郡内面)があり、漢川に仁義里一洞との間に架せられたる橋の東方に位して居る。これ等は川ごえの越である。鴨綠江及び豆滿江を渡りて滿洲に入るを越江(江原道)と稱する。黄海道鳳山郡岐川面の馬越洞(平安南道平)の如きは即ち峴・峙の意であらう。尙ほ越字を附したる二三の例を示せば、越村(京畿道抱川郡内面)・越三洞(原郡漢川面)・越巨洞(黄海道長湍郡樂道面)・防越庄(咸鏡南道端川郡波道面)等の如くである。

踰 音ユ(兪)、訓ノムル(ヨム)にして、略ぼ越と同じく、水踰村(江原道洪川郡東面)の如きは、川を渡る意にして、山口踰(江原道洪川郡北方面)・山踰洞(京畿道加平郡南面)の如きは峴・峙の意である。平安北道には車踰嶺(五二〇米餘)・大車踰嶺(三七九米)・小車踰嶺(三二七米)の如き峠があり、山名にしては一、五五九米の車踰峯があり、狄踰山派がある。

才里・尺里 帖・峴・峙等の當字である。全羅北道金堤郡竹山面には丙才里(トナエリ)あり、京畿道廣州郡彦州面に良才里、京畿道振威郡松炭面及び水原郡八灘面に佳才里、全羅南道濟州島舊右面には狹才里(ヒソナエリ)あり、其の他獨才里・巨才里・壯才里・聖才里等が諸處に散見する。尺里も多いが、これも才里と同じであらう。

遷・迂・淺 丁若鏞の「邪言覺非」に「水出兩峽中其兩崖追水之路東俗名之曰遷(遷在通)登遷(遷在通)免遷(遷在聞)斗尾遷月給遷(遷在通)無攸據也此等土語未嘗不雅必揚雄載之於方言孫瓌錦之於類事徐兢之記資越之賦已經收入然後方得用之於詩文矣(遷方言)」あり、峽流に沿へるがけ道を遷(遷)と曰ふ。而して前問恭作氏に據れば、遷・迂は新羅人が *pi-ro* 又は *pye-ra* といふ語に用いた漢字で、「東國輿地勝覽」廣州渡迷津の註記に「其北岸號渡迷遷新羅方言多以水崖石路稱遷」あり、「龍飛御天歌」卷三に、淵遷(遷)といふ名を諺字で斗明(斗)と訓し、鮮初には水崖を *pi-ro* 又 *pi-ro-i* と普通に語り、また *pye-ra* とも *pi-noi*

ながらも云ひ、今では *Pyeon* といふ通語で遷・迂の字を襲用して居る。この *Pireo* 又 *Pyeon* は新羅語であるが、高句麗の地名にも同義同音で多く見られるから、共通の語（或は新羅人が後に採用したか）であつた。また高句麗の地名比列忽城を初めとして、三國史記に、卑列城・卑列城道・卑列道等の地名見え、此の比列・碑利・卑列・比列は *Pireo* の對音字で、比列忽は漢江上流の峽地といふので名を得たもので、同氏はその位置を鐵原の南方孤石亭水崖であるとし、また波害平史は平史が正しく、これも同じく *Pireo* 又 *Pyeon* を寫した音字だといはれて居る。更に坪井九馬三博士に據れば、比列忽城・長茂城長茂論麻田茂縣の茂も同様、遷は *Sam beon han*, "precipitous strand of river" で、遷を水崖石路に註したのミ符節を合し、比列は *han*, *pira* 河・川である。この遷・茂は比列は、何れも巖のごちくした川べりをいふ語で、前者は南方系に、後者は北方系に屬し、兩立して現存して居るのは、民族の所屬を決定する一つの基準になるに云つて居られる。

遷・迂を附したる地名は、京畿・忠清・慶尙・江原の諸道の峽地にも稱すべき形の處によく見られ、前間氏は、これ等の地名は高句麗の残したるものミ新羅人の命名したものミ兩方が相混じて居るに云つて居られる。明治初年頃の作ミ推察せられる、小田省吾氏所藏の「地圖」を見るに、江原道麟蹄には反昌遷・九壯迂の地名があり、更に現在、江原道洪川郡北方面には遷坪ムツツなる部落があり、洪川江右岸に位置し、江に沿ひて巖嶺續ける中を、一條の小路が東西に走つてゐる。而して前記慶尙北道聞慶郡に在る兎遷に就きては、松田甲氏の「朝鮮叢話」に興味ある記事があるから、左に掲記しよう。

予は曾て此の間慶の兎遷につきて次の如き話を聞いた。

◎今を距る約一千年、新羅・百濟の末期に當り、威勢天下を震動し、當時に並びなかりし大英雄、高麗の太祖王建は、多くの猛士を率ゐ、旗幟堂々として南方を征せんとするの途次、日の暮れ方に此の處に至つた。然るに道路全く

絶えて、目前に峙つものは險巖削壁、これを掩ふは婆娑たる蔦蘿、生茂れる榛荆は寸地もあまさはびこりて、歩を移すべき隙もなく、王の一行は進まんとして進み得ず、空しく逡巡するのみであつた。

◎然るにころ、雪をも欺むく真白な一疋の兎、いづこよりか走り來て、王の足許に近寄つた。王は不思議の腫を放ち凝視するの瞬間、兎は忽ち奔り出し、十歩行きて振り返り、二十歩行きては振り返り、嗟嘆たる巖崖にそひつゝ遠く彼方に過ぎ去つた。王は莞爾として微笑んだ。そして快げなる大音で叫んだ。嗚呼可憐なる兎よ、天に代りて我れに路ある方を教ゆるかこ。

◎即ち部下に命じて、兎の過ぎ去りし方を捜しめた。二三の斥候は、果して崖に緣りて一條の細道あるを發見した。そして各々劍を抜きて榛荆を切り拂ひつゝ難無く次の驛に到るを得た。折りしも碧空雲無く、皎々たる月宮殿には、一疋の兎が踊つてゐる。平素鬼神をも叱咤する英雄王建も、此の時ばかりは感涙をこぼしつゝ天を仰いで、可憐の兎を三拜九拜した。

◎王は翌日多くの土民を集め、其の險崖の上に城壁を築き、兎の恩を永久に傳ふべく守備の兵さへ常備した。

◎叙上は乃ち兎遷の稱の由緒である。地點は慶北聞慶を南に距る四里、串岬の邊である。併し今や坦路開通、昔時の險を想ふ人も無く、只其の城趾のみが残つてゐる。

尙ほ高勾麗の仇乙呪(高麗の豊州、李朝の豊川府なり)を一に屈遷(新羅の偏險縣)と云ひ、高勾麗の于珍峴(高麗の雲巖縣)はまた遷峴とも稱したが、これららの遷も或は峽流に沿へるがけ道の意を有するものではなからうか。

崖「雅言覺非」に「崖岸一類也崖者山之埒也」あり、遷・別と同じく、崖はがけ道の意である。黃海道黃州郡黑橋面に崖村フニナラシ、咸鏡南道豊山郡里仁面には苗崖里チムネリがあり、尙ほ二三の例を擧ぐれば、牟崖里ムウネリ(江原道春川郡北山面)・沙崖屯地サアネチ(咸鏡南道端川郡福

面)・九重崖(成鏡南道北
青那徳城面)の如くである。崖路は普通飛脱(トビ)云ひ、また圪橋・仄岸・遲達・學橋等を當て用ふる。沙汰は山崩れの急斜地であるが、沙汰谷(サタヤ)の如き部落名がある。(朝鮮地名の
考説参照)

別 ビヨル・ベル・ベリ等(讀み遷)、崖ミ共に、崖道の意である。坪井博士に據れば、高勾麗の別史波衣の別は音寫、mal. baroh, "low"; "sea-coast"; "set"; form. pala, "plain"; sam pala palei, "village"; "country"; "region." の同系語である。成鏡南道豊山郡安面陽坪里には斜陽別(サヤ)があり、長津郡には山羊別(ヤンヤン)があるが、山羊別は獵夫の歩く崖道の意を表はして居る。(朝鮮地名の
考説) また全羅南道濟州島濟州邑禾北里には、別刀(ビョル)があり、其の西に在る小山を名づけて別刀峰(ビョル)云ふ。また平安北道熙川郡東倉面には、清川江支流たる我弄川に沿ひて、河別洞(ハコ)と稱する部落があり、また平安北道江界郡立窟面には別于洞(ビョル)、江界郡龍林面には積別于(チヨク)の如きがあるが、これ等に見ゆる別も亦、崖道の意を有するものでなからうか。別の字を用ひた部落名は崖、遷に比し少いやうである。尙ほ高勾麗の地名を見るに、七重縣(新羅の重城縣、高麗の積城縣、李朝の積城縣)は、一に之れを灘隱別(ナ)とも稱して居たのである。

串 前間恭作氏の説に據れば、串 (Kox) は、新羅で半島又は岬なごのやうに、水で交通の限られた地形の土地を稱し、現在これが、全鮮到る處に残つて居り、また島嶼であつても、例へば輿地勝覽に安眠島を安眠串(ア)云ひ、陸地に接した島ならば、やはり Kox と呼んだ如く、更に高勾麗に於ては河流に夾まれた地形の處をも Kox といつたらしく、新羅語の Kox は高勾麗では、古斯也忽次(コシヤ)、(項) 嬰隱忽次(ウイ)、(項) 忽次の語を用ひ、Kox と云つたらしく、新羅の甲比古次、於乙買串はもミ甲比忽次、於乙買忽次(ウイ)と書かれてゐたらしいと云はれて居る。更にまた同氏は、「史讀便覽」に「輿地勝覽皆作申今史文或作屬即處之方言也」とある串の解釋の誤を指摘して、これは二の語を混淆したもので、また輿地勝覽云々は事實でなく、勝覽に串は山川の項に限り、古蹟の項の郷の名にはみな處の字で書かれ、串を用ひた所なく、處 (Kob) は郷・

部曲と共に、新羅末期に邑宰の任命のない村邑を謂ひ、串の *kos* は全く別語に屬するものにして居られる。

更に坪井九馬三博士に據れば、古次(忽次・口)は國語シテ(口)に同じく、*sanon gutu*, "mouth of human body"; *mori ngutu*, "tip"; "beak"; "rim of a vessel"; "mouth of a cave"; *marquises kutu*, "beak"; "mouth". で、國語にある百ばかりのポリネシヤ語の一種、國語のクチは、人體の口に限らず、諸動物・諸器具の口、地理・建造物の入口をも云ひ、*skt. kuti* の同系なる *gam kati*; *khm. kader* は漢語にて闕即ち門柱の義、*skt. kuti*, *kuti*, "low" は低し、即ち居住する高地より見て「低し」にて、*kor* のこゝ、即ち高地の上り口であり、串は國語地名、串・久志・越・古志と同じく、備前・讃岐・長門・豊後・肥後・薩摩に存するもの顯著で、埼を謂ひ、越(古志)の國名は越前埼より起つた名である。

「北塞記略」海路考中にも、督串・方下串・金良串の如き臨海地名があり、現在に於ても、臨海地及び沿河地に多く見らる地名にして、面名としても西串面(京畿道 富川郡)・南串面(平安南道 大同郡)など見え、また、長山串・貴林串・都致串・登山串・柳串・防頭串・竹岩串・勿岩串等、地名中に串を附したものは尠くない。京畿道抱川郡に捲灘里(コッタ)がある捲は串と同義で、(朝鮮地名の考説) また全羅北道沃溝郡米面に在る石花里(トルコッタ)のコツチもまた串の意であらう。此の地はもみ海岸に在つたが、不二農村産業組合が干拓事業を行つた結果、現在海岸より東四軒を距る水田中の部落(オムッリ)となつた。(蔚海道鳳山郡西鐘面)は瑞興江右岸の川隈に在る。

因みに内地の串字を附する地名數例を擧ぐれば、和歌山縣の串本、山口縣佐波郡の串、福岡縣八女郡の串毛、福岡縣糸島郡・長崎縣南高來郡に在る串崎、鹿児島縣日直郡の串木野、同縣鹿兒島郡の瀬々串、八代海獅子島の南端に在る幣ノ串、熊本縣天草郡及び長崎縣南松浦郡に在る小串、長崎縣南松浦郡の立串、小串開、串島、同縣西彼杵郡の名串島等の如きが

あり、これ等は何れも朝鮮に於て臨海地方に散見する串即ち岬・崎に相當するものである。

端・末・角 何れも同じく岬の意である。従つて臨海地に此の字を附したる地名が往々ある。徳端(咸鏡北道鏡城郡龍城面)・松端(咸鏡南道利原郡南面)の如く、東海岸の北部地方に多く、舞水端は其の著しきものである。また平安北道昌城郡大倉面には、上端・下端の如き小地名もあるも、岬の意ではない。末は訓クツにして東海岸の南部地方にあり、また稀に角の字を附したる部落名があるが、これも岬の意である。

九味 川の屈曲したる部分を謂ひ、九味の外、仇味・九美・鳩飛・貴碑・口井・口味・邱味・仇非・九非・仇併・口尾・九尾・楯・龜尾・九末の如き字を當て、クミ・クビ・クビ・グミ・クイミ等の發音を爲すも、何れも同意である。中村新太郎氏は串が仇智(クツチ)となり、再び轉じて九味(クツチ)なるものであらうと言はれる。慶尙北道安東郡南先面には九尾洞(クツチ)・同郡臨北面の洛東江左岸には九尾・慶尙北道盈徳郡盈徳面には九美洞(五十川左岸)を稱する小部落名あり、また慶尙北道善山郡には龜尾面あり、山清郡矢川面の徳川江上流には龜尾を稱する地名もあるも、概して言へば朝鮮地方よりも北鮮地方に多く、下仇併(平安北道厚昌郡東新面)・福徳仇味(咸鏡南道漢川郡福貴面)・葛口味(咸鏡南道利原郡南面)・下禮口味(咸鏡北道明川郡下委面)・青魚楯里・柳楯里・方楯里・魚隱楯里・地富楯里・楸楯里(何れも咸鏡南道文川郡明孝面に在り)・龜尾浦(咸鏡南道北青郡徳城面)等其の例である。而して九味はまた海岸の出入をも指し、九味浦(黃海道長淵郡)・加馬九味(全羅南道莞島郡)・青魚口味・望陽口味(共に咸鏡北道富寧郡連川面)・伐九末(全羅南道麗水郡華井面)・含九味(全羅南道麗水郡華井面)・九美浦(黃海道長淵郡大救面九美里)がある。「北塞記略」海路考にも、倉仇味・彌造仇味・鑿城新無於仇味・被仇味・船仇味・茂山坂判九味・基道仇味・鏡城巖盆仇味・獨仇味・露積仇味・運船仇味・沉菜仇味・色仇味・馬仇味・大仇味・雄造仇味・彼仇味・人仇味の如き地名を掲げられて居り、臨海地方に此の字を附したるものが多いが、海路交通の衝に當る處は、岬灣の出入著しいこゝを必要とするに因るのであらう。また京畿道楊平郡青雲面には、黒川上

流の屈曲した處に彦凡非があるが、此の凡非も亦九非に等しいものと思はれる。

吐・土 高勾麗時代には堤には吐または土を用ひた。例へば「三國史記」地理志に「長堤郡。本高勾麗主夫吐郡。景德王改名。今樹州。」と誌し、「奈堤郡。本高勾麗奈吐郡。景德王改名。今堤州。」等あり、高勾麗の地名吐・土は、新羅景徳王これを堤・隄に改め、奈吐郡は一に大提と言つて居るが、前間恭作氏に據れば、吐は *pat* 堤・隄も *pat* と讀み、更に坪井博士に據れば、() の *pat* は *can pank* "motie" の同語であらうと云はれ、新羅の地名奈吐は、漆は *can dii* "sca" の相通じ、吐は *pat* として隄の訓通、*can pank* "motie" の相通じ、漆堤は沿海の隄の義であり、高勾麗の主夫吐・奈吐・東吐の吐は皆隄である。

今試みに「東國郡縣沿革表」に依り高勾麗時代に吐または土を用ひたる郡縣の沿革を表示すれば次の如くなつて居る。

高勾麗	新羅	高麗	李朝
主夫吐郡	長堤郡	樹州	富平府
奈吐郡 <small>一云大堤</small>	奈隄郡	堤州郡	堤川縣
東土縣	棟堤縣 <small>棟一作棟</small>		
吐上縣	堤上縣	碧山縣	
碧骨郡	金堤郡	金堤縣	金堤郡
	漆堤縣 <small>本漆吐縣</small>	漆園縣	漆原縣

現在全羅南道濟州島右面には吐坪里トヒョンリあり、慶尙北道慶州郡外東面には北吐里ノクトリがあり、また慶尙南道山淸郡丹城面には吐洞店トドンがあり、其の他南鮮地方には部落名を以て、吐または土を附したるものが稀にある。これ等は上述の堤・隄を意味するものにして、古語の殘存せるものと思はれる。現に前掲北吐里の南約一杵の處には堤内里テイルを稱する部落あり、附近に堤防のあつたことを示して居る。尙ほ鮎貝房之進氏に據れば、京畿道高陽郡に在る嶺島トウの嶺トウ（岳）は、堤の意を有するものである。

屈 小倉進平博士著「南部朝鮮の方言」に、「○窪・거렁(細流)」「細流の水」を窪クムも云ふ。慶州・義城地方に於て聽取した。「三國史記」地理志松岳郡江陰縣の條に、「江陰縣本高勾麗屈押縣、景德王改名今因之」云ある。屈クム（音キ）は江に當る語、又古訓に江・河・湖をママ屈クムといへるも屈に當る語で、嶺南方言の窪は此等の古語を傳へたものといふことが出來よう。蒙古語の果勒クム（川）も之に關係ある語であらう。云あるに依れば、屈は江・湖・河に當るやうである。

全羅南道濟州島舊右面の海濱より一杵の處に成屈ソンクムなる小部落あり、黄海道載寧郡北粟面には、屈海里・南屈ナムクム・北屈ベクム・内屈ナムクム及び外屈ヘクムがあり、鳳山郡靈泉面には上屈サムクムあり、江原道洪川郡に在る屈雲里クムウン（化村）・屈決クムツツ（北方）・屈只里クムヂリ（同）及び屈谷クムナク（洪川）がある。皆河川沿岸の部落である。また全羅南道高興郡占岩面には屈幕里クムマあり、江原道春川郡南山面には、北漢江左岸に三九三米の屈峰山クムドンがあり、屈は申の意ならんかこの説がある。新羅の地名屈クムは、坪井博士に據れば、turkilyul; monghol ghol, "lake", と相通じ、韓語名ハム（細流）、も大川をいづた。また關支クム城クムの關は、van khnuli; boh. khul, "canal" である。或は屈クム同義なるやも知れずし、唐津の東邊を漕ぐ挿橋川を牙 van in "river." 云々、屈クムも言クムたにある。

更に金澤庄三郎博士に據れば、古代に賓屈クムがあるが、此の屈は、文クム（例へば召文）・忽クム（買忽）・居里クム（八居里）・加利クム（加

利)・骨(梁骨)等と共に、コルミ類似音の語尾を有するもので、これ等は *pa* (村) と同じく、城塞即ち村邑の古語であると考えられて居る。

梁 橋・高句麗時代の縣名に梁骨縣(新羅・高麗には洞陰縣)・僧梁縣(新羅には陸梁縣、高麗時代には僧嶺縣となる)・新羅時代には新梁縣(高句麗時代には永平郡となる)・高麗時代には新昌郡なり)・高麗時代には梁州(新羅時代の良州、李朝時代には新昌郡なり)・李朝時代には梁山郡あり、現在の郡名にも梁山郡がある。小地名に此の字を用ひたるものが往々散見し、梁項村(咸鏡北道吉州郡東海面)・梁上洞(咸鏡北道明川郡下加面)・安梁洞(咸鏡南道豊山郡里仁面)・彭梁洞(平安北道楊西面)・外吞梁・内吞梁(共に慶尙南道居昌郡神院面)・扶梁面(全羅北道金堤郡)・郡梁里(京畿道利川郡)等の如きはその例である。

梁 (*ra*) は、前間恭作氏に據れば、水路の義を表はす新羅語で、現在到る處に、此の字を附した地名が残存し、孫梁・安興梁などは海の水路であり、西海岸遠淺の處の灣内で、濡筋に接して舟の着く處も亦 *ra* と稱し、仁川の濟物梁(今の濟南陽の花梁、庇仁の馬梁)などがそれで名を得たものであり、また河川でも水の深く、舟着のよい岸をも *ra* と稱へ、漢江岸の警梁津の如きがその適例である。また今西龍博士の説に據れば、慶尙北道慶山郡の押梁の梁は、もみ都邑を意味したる喙(うば)または渌(ろ)から梁(ら)となり、トル・トク・トなど訓みたるを、その後リヤンに變化したるものであると云ふ。この押梁は更に坪井九馬三博士に據れば、押は坤の譌らしく、國語ヤマ(山)に同じく、梁・督は國の意とされ下居り、高句麗の梁骨の梁、僧梁の梁は、地の義を有するものである。

吞 古地名にも別記の如く、於支吞縣(新羅の羽谿縣高麗の翼谷縣)・首乙吞(新羅・高麗の瑞谷縣)があるが、吞 (*su*) は谷間・盆地で、現在に於ても江原道・咸鏡道等には地名が残つて居り、前間恭作氏に據れば、これは多分穢又は秣鞞の語で、高句麗の首乙吞谷は、現在高城郡の南の炭吞院 (*su-tan*) の盆地がそれで、同處の炭屯山 (*su-tan*) もこの名を移したものであら

うに云はれて居る。然るに此の吞に就き坪井博士は、分布の具合から見て北方系の語にするのは都合がよいが、*hano*、*holo*、*hogo*、*loro*、*aldani*、*谷*で、何等の縁故なく、却つて國語タニ(谷) *van tan*, "abyss." で南方系に屬し、眞興王以來、この地を拓くに當り命名したものらしいに云はれて居る。

明治初年頃の作と思はれる、小田省吾氏所藏「地圖」を見るに、江原道麟蹄郡東面に耳吞里があり、平昌郡には味吞面がある。また現在の行政區域名にしても、慶尙北道高靈郡星山面には高吞洞があり、小集落名にして居昌郡神院面には内吞梁・外吞梁がある。

伊 源塘伊(忠清北道永同郡龍化面)・方伊(黃海道載寧郡北東面)・蘇伊面(忠清北道陰城郡)の如きがあるが、主として咸鏡道・平安道及び江原道の部落名中、加德伊・國三伊・塔巨伊・九德伊・明石伊・五木伊・文安伊等、其の終りに伊字を附したるもの散見し、「北塞記略」にも三斤伊・物安伊・豆島伊の如き地名あり、更に全羅南道濟州島に於ては、者伊田(新右)・月角伊(舊右)・明伊(舊右)・龜没伊洞(新右)・道伊池洞(中)等、部落名としてあるのみならず、新右面に在る發伊岳(海抜七六七米の山)を始め於點伊岳(左)・帽羅伊岳(左)・靈阿伊岳(中)の如き山岳名中にも、樂生伊(楸子群島中)・ブレンイ(楸子面青島の左に聳しあり)の如き島名中にも見え、没伊洞(モルイ洞)の如くメーミ發音するところがあるが、殆んど總べてイに發音する。

坪井博士に據れば、高勾麗の地名伊珍買川の伊は、*jak. i*, "Water" "river" 國語井(井)の同語にして、此處では川の名として用ひられて居る。巨濟島には古代に於て買珍伊縣があつたが、買珍伊は *van maiy*, "to step over" + *jak. i*, "water" に當り、川口に跨るか、入江の兩岸に在るより得たる名であらうとされて居る。即ち伊は water 即ち水の意に解して居られる。高勾麗の地名に買伊・水入通があるが、買伊は *van maiy + i* で、新羅の買珍伊に等しく、伊火今縁武

の伊も亦同意である。

ところが百濟の地名馬尸山^{山伊}の伊又は高勾麗の伊文の伊は、同博士に據れば、*Yam i, ik, expletive*. 國語イ・イハ・イカに同じく、前間恭作氏に據れば、百濟の地名古尸伊の伊は「*一*」で、「*の*」の義を有する助詞である云はれて居る。更に小倉進平博士著「咸鏡南道及び黃海道の方言」に據れば、『名詞の語尾にイの音を附するのは、咸鏡南道及び黃海道に或る程度まで共通の現象』にして『就中咸鏡南道に於て顯著なるを認め』得られ、例へば거부(龜)は거북이(北青・甲山・惠山・安邊・新高山)・파(葱)는파이(豐山・惠山・利原)また、하리(德源・安邊・新高山)、하(石臼)는하미(甲山)云ふ。更に同博士に據れば、『咸鏡南道に行はる거북이(龜)・북이(大鼓)に於ける이・히は、其のまゝ主格を表はす助詞のやうにも使用せられるけれども(거북이크다の如く)、該道の多くの人々の感じでは이・히を附して一つの單語の如く考へて居るのである。此の事實は咸鏡北道でも全く同一である。咸鏡南北道に在りては、上述の如く、語尾に이를附するのみならず、가가지(唐辛)를가가지, 가볍다(輕)를가깝다, 헛창(缺唇)를헛창(缺唇)나미, 語中にありても이를挿入する傾向がある。他音の影響に因るものも認められるけれども、兎に角兩道方言の特質として擧げねばならぬ。』(小倉進平著咸鏡南道)として、咸鏡道に於ける音韻の特質に言及せられて居るが、彼の伊も亦、其の儘主格を表はす助詞にも用ひられ、また伊を附し、一つの單語を形成して前掲の如く名詞即ち地名となり、更に其の分布が中部以北の地方に多く存する等より察すれば、右に述べた伊はこのイミ通ふものであらう。尙ほ前掲濟州島の部落沒伊洞^{面新右}・發伊岳^{海拔七六}の伊・伊はmoi即ち山を意味するものではなからうか。

勿 勿は三國時代の水に對する當て字である。

(高勾麗)

新羅

高麗

李朝

德勿縣 一云
仁物

德水縣

德水縣

泗水縣 本史
勿縣

泗州

泗川縣

(百濟)

勿奈兮郡 一云
水入

務安郡

務安縣 憲宗改爲
勿良郡(後略)

務安縣

右の表に依りて明かなるが如く、高勾麗の德勿縣は新羅に於て德水縣と改められ、新羅の泗水縣はもと史勿縣にして、百濟の勿奈兮郡は一に水入とも稱した。現在の地名に就きて之を見るに、慶尙北道盈德郡寧海面に葛勿洞、鳥保面に老勿洞、南亭面富興洞に飛勿洞ありて、日本海に面したる臨海部落である。京畿道楊平郡青雲面に余勿里、平安北道江界郡龍林面に國水勿なる部落があり、其の他於勿里、甘勿里、餘勿里等の地名が南鮮地方に散見する。これ等は何れも水を意味する三國時代の勿ミ意義を同じくするものであらう。また平安北道熙川郡北面に双口物站、江界郡化京面に兩口物洞なる地名があり、兩口物洞と同じく化京面に兩口物嶺と稱する八〇六米の峠があるが、これ等地名に見ゆる物も亦、勿即ち水の當字ではなからうか。尙ほ史勿水の勿は、坪井博士に據れば、 monghol müren; man; muke; oroc. mū. の同系で、書・水・谷川の義であること云はれて居る。

温泉・温井・温川・温水・温陽 これ等は温泉の湧出するより附せられたる名稱である。即ち水安堡温泉は忠清北道槐山郡上毛面温泉里、温陽温泉は忠清南道牙山郡温陽面温陽里、東萊温泉は慶尙南道東萊郡東萊邑温泉里、馬山温泉は黄海道甕津郡馬山面温泉里、平山温泉は平山郡積岩面温井里、信川温泉は信川郡温泉面温泉里、松禾温泉は松禾郡蓮井面温水

里、安岳温泉は安岳郡銀紅面温井里、龍岡温泉は平安南道龍岡郡海雲面温井里、石湯池温泉は平安南道陽徳郡温泉面温泉、温和温泉は寧遠郡温和面温陽里、朔州温泉は平安北道朔州郡朔州面温豊洞、新豊温泉は熙泉郡新豊面温下洞、元興温泉は熙川郡長洞面元興洞温水站到夫々所在して居り、面名または里洞名若くは里洞の下に於ける小員中に、温泉の湧出するこゝを裏書きして居るものである。「東國輿地勝覽」にも温泉、温井の記事見え、其の數十箇箇所あり、現在著名の温泉は四十に達して居る。百濟の地名に湯井があるが、これは後の温水で、當時より既に温泉が世人に知られて居たこゝが解る。

洲 昔チニー(子)で、丁若鏞の「雅言覺非」には『洲者水中可居之地也』とあるが、東北部日本海岸地方には洲上に部落を構へたものも尠くない。殊に咸鏡南道北青附近を流る、南大川・舊南大州及び支城川の相錯綜する所や、東城川江・城川江及び廣浦江の流域、乃至龍興江沿岸に於ては、殊に著しい。部落名として下南洲・上南洲(共に平安北道江界郡曲河面興洲洞)等の如きがある。三國時代の地名に巨老洲コラウがあるが、此の洲は坪井九馬三博士に據れば、海島の義である。

渚 丁若鏞の「雅言覺非」に『洲者水中可居之地也、渚者小洲也、沚者小渚也』とあり、小洲・水涯の意にして、此の字を附したる地名は稀なるも、京畿道金浦郡高村面香山里には牛渚ウソがあり、慶尙北道盈徳郡右保面の海際には下渚洞、黃海道鳳山郡西鍾面には津渚チソの如き部落名がある。また百濟の地名にも于召渚ソウソ縣(新羅・高麗)、金馬渚郡(新羅・高麗の金馬郡、李朝の益山郡なり)の如きが見えて居る。

汀 汀は平也、謂水際平地、また水岸也とあり、水際に此の字を附したる地名が往々ある。新羅の地名にも臨汀縣(もと斤島支縣に島良女に作る、高麗の延日縣、李朝の延日郡なり)の如きがあるが、今は郡名にはなく、慶尙北道盈徳郡丑山面の海濱には景汀洞、江原道春川郡東面には楊汀ヤンテの如き部落がある。また湖南沿線には松汀里があり、鐵道の開通に因りて發達したる主要部落である。

介 介は浦(州)または水邊の意である。尤も浦は一般に浦口・船著場或は港を意味するが、介を用ひたるものは、これ等の場合ニ意を異にし、例へば間浦・小浦(咸鏡北道明川郡河南面)が溪谷或は細流に沿ひて位置するに同じく、沿河地は云へ、多く小流の邊縁に在る部落名に用ひられて居る。小魚池介・大魚池介・沙汰介(何れも平安南道寧越郡大興面に在り)・乾慈介(平安北道江界郡龍林面)等、何れも山間地の間を縫ひて流るゝ小川に沿ひて所在せる部落である。尙ほ一二の例を擧ぐれば長介洞(平安南道大同郡茅山面上里)・五里介(慶尙南道晉州郡大平面)等の如くである。

尾 音ミ(口)訓コリ(辺司)にして、物の末、突端、後端を意味し、聚落名にして此の字を用ひたるものが散見し、馬尾(江原道江陵郡城徳面)・獐尾(江原道平昌郡大和面)・鰲尾洞(慶尙南道晉州郡鳴石面)・魚尾洞(慶尙北道寧越郡召保面)・九内尾(慶尙北道善山郡玉城面)・尾洞(慶尙北道善山郡海平面)・後頭尾(京畿道始興郡西二面)・加里尾(京畿道江華郡仙源面)等は其の例である。また山岳名中にも此の字を附したものがあり、全羅南道濟州島舊右面には池尾峰あり、同島新右面には狗尾岳稱する二百四十八米の小山がある。尾は別に述べたる「頭」に對應するもので矢張り地形より起り其の地形を形容したる名稱であらう。尾を附したる地名は内地に於ても多く見るに可い。

於口・洞口 細川支流が其の本流に合する地點に發生したる部落名に多い。(朝鮮地名の) 咸鏡南道北青郡徳城面に於口、豐山郡天南面に於口庄里、咸鏡北道鏡城郡朱乙温面に僧谷於口があり、洞口の例を擧ぐれば、洞口(全羅北道金堤郡内藏面)・洞口(全羅北道高敞郡古水面)・洞口里(全羅南道長城郡北下面)・洞口(慶尙南道咸陽郡水東面)・雲洞(平安北道厚昌郡厚昌面)等の如くである。江原道平昌郡平昌面に在る窟口の如きは字義通り解すべきであらう。尙ほ前開恭作氏に據れば、高勾麗の Hox(忽次)即ち串は、義字ではすべて口の字を用ひて居る。例へば古斯也忽次は獐項口、要隱忽次は揚口として居るので、現在地名の揚口はも串を意味するものであらう。

渡 渡頭である。禮成江岸の碧瀾渡は、高麗時代の王都開城ニ支那ニの通交の要路ニして有名で、安城川の安城渡は日清役に於て有名ニなつたものである。尙ほ、東國輿地勝覽「山川の條を見るニ、當時の渡名及び所在地其の他が載つて居る。

困・涸 一般に段丘下の沮洳地の部落名に附せらるゝ名稱である。困洞(平安北道清原郡)・困浦(咸鏡南道端川)・上困項(咸鏡南道豐山郡)・困幕(平安南道寧遠郡成龍面)・困坪(咸鏡南道端川郡福真面)・登困里(咸鏡北道明川)の如く、北鮮地方に多い。下困項(咸鏡南道浦里仁面院浦里)・困幕(遠郡成龍面)・困坪(川郡福真面)・登困里(咸鏡北道明川)の如く、北鮮地方に多い。

著名なる部落ニしては、北青・惠山鎮間自動車道路に沿ひて、三水郡に困坪がある。困は時に淵皮ニも書し(朝鮮地名)平安北道楚山郡には淵皮江ニ稱する川がある。山名にも咸鏡南道端川郡水下面に海拔一、四三〇米の困峙山、平安南道北道ニの境に一、五一九米の困在德峰がある。また咸鏡南道北青郡俗厚面の紵琴涸湖(周圍六、五〇〇米)及び大涸湖(周圍六、六〇〇米)、甲山郡鎮東面の困德(周圍一、八〇〇米)の如く、湖池の名稱ニしても用ひられて居る。「北輿要選」には「三水之連涸」の如きがあり、また平安北道江界郡城干面に在る涸洞も亦涸ニ同意であらう。山名ニして平安北道厚昌郡厚昌面には涸山峰がある。尙ほ坪井博士に據れば、新羅の山陰縣(後の山淸郡)はもろ知品川縣ニ稱したが、*cam tuban*, *taban*, "swamp"; *cam cūpion*, "bay"; "that part of river which enters into the land." の同系に "natural swamp" の意であり、高句麗地名の漢城(重) *cam taban*, "natural swamp" の意である。

合江・合水・兩江・兩水・兩合・三水 支那に於ては、合川(Ho-chuan 在四川巴縣西北二百里)・合口(Ho-kow 鎮名、在河北滄縣西、河之口也、又在湖南澧縣西四十里、有市)・合水(Ho-shui 今縣名、在甘肅省、地名、在廣東高明縣西南五十六里、有城。又安)・合江(Ho-kiang 今縣名、在泗川瀧縣東百二十里、鎮名、在廣西邕寧縣西五十里、左右二江合流處也)・合河(Ho-ho 縣名、今山西興縣治、關名、在山西縣西北七十里、即故合河縣)・合流(Ho-lin 鎮名、在今河南臨潁縣地。金史)・合溪(Ho-ki 鎮名、在浙江長興縣西二十五里)・合江口(Ho-kiang-kow 鎮名、在雲南阿迷縣東、地理志：南京路許州、有合流鎮)・合水(Ho-shui 元嘗置巡司于此。明廢)・合江口(Ho-kiang-kow 即三江口、盤江與衆水合流)・合河店(Ho-ho-tion 地名、在湖北隨縣南、七十里、舊置巡司)等があり、また三水(San-shui 西江爲一水、北江爲一水、合流而達省城、又爲一水、故以三水爲名)・三合(San-

ho 地名、在廣東台山縣西南二十七里〇又)・三江(San-kiang 在廣西省、今縣名、縣城介潯江、洛江、融江、三水環繞之中、故名)・三河(San-ho 今縣名、屬河北省、四川江津縣東南百六十里、有三合場)・三水(等が多く見られるが、現在朝鮮の地名中にも、これ等ミ類似の地名は相當に多い。二つ又は三つの川の合流點に位置する部落に附せらるゝ名稱であつて、これ等はもに同様の意を有する。兩江は平安北道に多く、合水の地名は咸鏡道に多い(朝鮮地名の考説)が、全羅南道谷城郡玉果面には合江里、谷城郡玉果面及び慶尙北道青松郡眞寶面には合江洞があり、京畿道楊平郡楊西面には兩水里等の如きがある。

麓 音ロク(辱)、訓サンバル(吐豎)で、江原道洪川郡洪川面の洪川江左岸には、五星山(海拔二三五米)の西麓に堂麓ミ稱する部落がある。これは城隍堂のある麓の意であらう。麓を附したる地名は尠い。尙ほ新羅の地名に古陞耶古昌があるが、坪井博士は 'san kadu; kadun, "to descend"; "to jump down". 國語クダル(下)に同じミし、峠越の麓なるよりいふ。また國名クダラ(百濟)は、此の名を引き伸したるものかミも云はれて居る。

直 漢字の字義通り地形より部落名ミなりたるもので、馬直・松魚直・水直・天上直・周於直・直洞等は其の例であるが、墓番をまた山直ミ稱し、忠清南道扶餘郡草村面には山直里ミ稱する部落名もある。

曲 音コク(辱)、訓クビで、川其の他地形の屈折甚だしき個所の部落名に此の字を附したものが多く、平安北道江界郡立館面には新曲站・江原道横城郡公根面には曲沼、洪川郡南面には水曲の如きあり、江曲・大間曲・桂田曲・射亭曲・梨樹曲・麻田曲・南夕曲・榛曲・長頭曲・曲村等も其の例にして、主ミして北鮮地方に多く見るものである。

岱 音チー(引)で山を意味する。山名ミして咸鏡南道咸州郡下岐川面ミ長津郡新南面ミに跨れる馬岱山(海拔一七四四米)があるが、部落名ミしても積岱德(咸鏡南道端川郡何多面)の如きがある。中村新太郎氏は其の「朝鮮地名の考説」に於て、岱は「家基である。屋敷地即ち宅地である。」ミして隱岱洞・大岱洞・玉岱里・良岱里・場岱里の岱ミ山を意味する岱ミを混同されて居

るが、兩者何れも同音テ一(引)ではあるけれども、本來は意味を異にするものである。しかしながら音を同じうする爲め、兩者を混用するに至つた所もあるらしく、新岱里・昌岱里の如きは其の例であらう。

斗 長斗(全羅北道高)・用斗(全羅北道高)・斗地(全羅南道高)・下斗洞(黃海道長淵)・中斗洞(黃海道長淵)等の如く、部落名中斗の語を附したるもの多く、濟州島には旌義面を舊左面との界を爲せる斗山と稱する山がある。これ等の斗は多く、當字として用ひられて居る。斗は時に頭の當字なることがある。斗・頭は共に音ツ一(斗)で、地名變更に際しては、龍斗里が龍頭里になつたものを見受ける。従つて前掲の全羅北道高敞郡古水面に在る用斗は龍頭の意であらう。地名變更に當り、用が龍と相通ふ所より轉用された例は最も多く、例へば五龍里(もと全羅北道茂長)は五用里となり、龍溪里(もと全羅北道茂長)は用溪里、魚龍里(もと茂長郡)は魚用里になつた。

四街里・四巨里 街はコリミ讀み、街路に發達し、地方に於て要所を占むる聚落である。コリは金澤博士は歩より來たものであらうと云つて居る。全羅北道金堤郡白山面に四街里、長城郡北二面の湖南線に沿へる十字路に四街里があり、高敞郡大山面の四街里は、高敞より靈光に向へる達路と、これに垂直なる聯路との交叉する地點に形成せられ、十字路村を成して居る。また井邑郡梨坪面には四巨里がある。街里・巨里の字を附したる部落には多く市場あり、全羅南道和順郡道岩面源泉里四街市は陰曆二、七の日に、全羅北道高敞郡大山面梅山里の前掲四街里は二、七の日に、全羅南道長城郡北二面四街里四街市は一、六の日に市が開かれて居る。

三巨里 三叉路を中心として發生せる聚落に附したる名稱にして、これが發達すれば、所謂Y字狀路村、或はT字狀路村の形式を採る。咸鏡南道瑞川郡南斗里面には三巨里と稱する部落があるが、中部以南の地方に多い。同じく三巨里の字を用ふるも、三巨里(京畿道江華)・三巨里(京畿道江華郡)・三巨里(松海面率丁里)・三巨里(全羅北道茂)・三巨里(前)・三巨里(京畿道水原)等、その讀

み方は場合に依りて多少の變化があり、また咸鏡北道明川郡西面に三岐、黃海道鳳山郡楚臥面に三去里、江原道寧越郡兩邊面に三街里、江陵郡新里面三橋里に三街洞あり、これ等は皆三百里に於けると同様の場合に附せらるゝ聚落名である。かゝる聚落には多く市場があり、例へば京畿道始興郡秀岩面陵谷里の三百里は陰曆五、十日の日に、同郡新東面良才里の馬弼巨里家畜市は四、九の日、忠清南道唐津郡高面龍頭里三百里は二、七の日に、全羅南道谷城郡三岐面院噓里三岐市は一、六の日に、黃海道黃州郡清水面命里三街浦市は四、九の日に開市あり、また前掲京畿道江華郡河站面の三百里は戸數二二二戸、六四六人の部落にして、陶器工場がある。

巷 音ハン(巷)、訓コリ(거리)にして、も百里中の道を謂ふ。街及び百里と同様に用ひられて居る場合がよくある。慶尙北道安東郡臨東面には韃巷里(中平)ありて、博達川支流右岸に位置し、現在面事務所が置かれ、眞寶より安東に向へる達路二二條の小路より成れる十字路村である。毎月陰曆五、十日の日には市が開ける。平安南道平原郡龍湖面には中巷里あり、江原道洪川郡洪川面には後巷部落がある。尙ほ丁若鏞の「雅言覺非」中、巷に關し次の如く説明して居る。

『巷者里涂也門與巷直故謂之門巷村以巷行故謂之村巷方言所云覺僻居曰僻巷狹小曰陋巷曲折曰委巷皆門巷村巷之謂也』

路 音ロ(路)、訓キル(길)である。も道路の意であるが、更に道路に沿ひて發達せる聚落にも用ひらるゝに至つた。

古來京城に於ける繁華街として有名なる鍾路があり、併合當時の京城府内の里洞名中にも新作路があつた。京畿道江華郡河站面には梅底路あり、江原道麟蹄郡麒麟面には下馬路下馬路と稱する小部落名あるが如きこれである。路下村(咸鏡南道端川郡福貴面)は、字義通り、路の下に在る部落の意であらう。前述の如く路は音豆なるも、平安南道に於ては、路機洞(平安南道江西郡星臺面)に於て見らるゝ如く語頭に於ては豆なる。これは單に「路」に於てのみならず、一般に「豆」(中略)は語頭にありては多くは「豆」(中略)となる。例へば「魯國」(豆)を豆、「論語」(豆)を豆(中略)なりといふ。(小倉進平著平安南道北道の方言參照)また「咸

鏡北道國境地方では語頭に在る^三・豆は原音のまゝ發音せらるゝこと多く、咸鏡南道豐山地方に在りても屢々原音を存するところがある。』(小倉進平著咸鏡南道及(び)黃海道の方言參照) 尙ほ三路(咸鏡北道城津郡鶴西面)は別に述べたる三街里・三百里・三岐等と同じく、三叉路に發達したる聚落に附せらるゝ名稱であらう。

位置に關するもの

位置に關する一般的なものとしては、東西南北・陰陽・内外・上下中・遠近・前後の如きものがあり、特殊なものとしては、間・底・地境・地界・程等の如きものがある。

東・西・南・北 位置を示す地名としては最も多く用ひられ、郡名としては南原郡(全羅北道)・海南郡(全羅南道)・南海郡(慶尙南道) 面名としては、河東面(慶尙北道)・江東面(江原道)・南海面(慶尙南道)・龍南面(慶尙南道) 部落名としては、東外洞・西外洞(慶尙南道固城郡固城面)・西里・南里(平安南道大田)等其の數例である。もし新羅の地に、知乃彌知(化)があるが、坪井博士に據れば、orang bukit yinah, "day" yinah と相通じ、東方の意であらうと云はれて居る。

陰陽 支那に於ては、山南曰陽、河北曰陽、日光之所及也(中國地名)とあり、地名にも、宅陽(che-yang, 城名、在河南城村、戰國梁惠王與韓會宅)・柘陽(che-yang, 在江西廣豐縣東五十里、明初置、司築塞、以守平洋之險)・池陽(chih-yang, 縣名、漢置、屬左馮、在池水之陽)・江陽(Kiang-yang, 各所)・江陰(Kiang-yin, 今縣名、在江蘇省)等其の例に乏しくないが、朝鮮に於てもこれ等と類似の名稱往々あり、中村新太郎氏も、陽は南を意味するばかりに云へず、高陽・丹陽・南陽等の郡名や里名があり、陽地といふのは陽の當る側であること云はれるが、(朝鮮地名の考説)陰地といふは、之に反して、北または山陰、日陰地を指すのであらう。部落名として陽地(例へば全羅南道)と稱する地名多く、また陰地若くは陰地洞も處々にある。

内・外 内は音ネー(内)、訓アン(内)で、外に對應する語である。郡内面・郡内里・邑内里・邑内洞の如きは、所謂邑内を表はして居る。尙ほ二三の例を擧ぐれば、浦内(全羅北道茂朱郡雲川面)・松内(慶尙北道安東郡臨北面)・上水内(慶尙南道居昌郡高梯面)・洞内(黃海道義奉州)・狀内(慶尙南道山淸郡矢川面)等の如く、場合に依り音訓何れも用ひられる。而して郡内・邑内・洞内(洞内 tong-nai)は、町・村の普通名詞として一般に用ひられて居る。

尤も古地名に用ひらるゝものには、内は nai 即ち川の意に用ひらるゝことあり、坪井博士に従へば、高句麗の地名仍斤内城、今勿内の内は、*cam nai, river*、即ち川の意に用ひられて居る。新羅の内浦浦の内は、普通の漢語義譯に解すべきで内外の内である。また前問恭作氏に據れば、かの有名なる國內城の國內は、國壤に通じ、壤は平地、低地の義である。外の字を用ふる地名は、内の如く多くない。

上・下 金澤博士は「日鮮古代地名の研究」に於て、高句麗人種に就き、魏志に擧げたるその五部之後漢書の註ミを示したる後、『また日本紀には高麗の使者に上部・下部の名屢々見え、任那の地名にも上哆喇・下哆喇あり、因て思ふに、これ等の上下にも亦前後南北の意あらん。』と論斷され、上は南、下は北なるべしとあるが、現在の地名に就きて見るに、例へば平安南道江西郡江西面の上洞は、下洞の南一杆餘に在り、同郡星臺面星五里上洞は下洞の東南に接し、大同郡龍岳面上里上里は下里下里の南一杆半にして、上が南、下が北に位置せるも、概して言へば上下は必ずしも南北と限られない場合が極めて多く、寧ろ地形或は地勢上より上下を用ひたものである。既に前掲大同郡龍岳面に於ける、上洞・下洞に就きて見るも、下里は上里より更に下れる谷間に在り、平安南道龍岡郡貴城面の路上里路上里は路下里路下里の北に接して地勢は路上里に於て高く、同郡金谷面南上里南上里は南下里南下里の北に接し、地勢は南上里に於て高い。また咸鏡北道明川郡上古面は下古面の北に在り、上加面は下加面の北に在りて日本海に臨み、慶尙南道密陽郡上南面は下南面の北に位置して居る。

中 位置を示す語として中の字を附したものが往々あり、例へば全羅北道扶安郡萬浦面の大東里には大中里、牛浦里には牛中里、卯山里には木中里がある。東西南北の方向に對して中なるものあり、また上下に對して中なるものがある、木中里は木上里・木下里に對した名稱にして、面名としての一二の例を擧ぐれば、京畿道高陽郡に中面、廣州郡に中部面があり、中部面は東部面・西部面・南部面等に對して中部に位置し、もミ廣州山城のあつた位置である。尙ほ新羅の地名狄山都の狄・都は、坪井博士に據れば、*cam toh "center"* の意で、都山は獨立の加羅即ち國を成して居たのであらうといはれて居る。

遠・近 位置を示すものにまた遠近がある。近は遠の如く廣く用ひられざるも、尙ほ處々に散見する。例へば面名として江原道蔚珍郡に近南面があり、もミ近北面もあつた。部落名としては、鎮近洞(全羅南道濟州島 舊右面東明里)・周近洞(同上 舊右)・好近里(同上 右面)・西附近(咸鏡北道吉州 郡東海面龍洞)・三近洞(慶尙北道盈 德郡盈德面)等がそれである。遠は近に對應するもので、郡名としては平安南道に寧遠郡があり、面名としては江原道蔚珍郡に遠南面があり、もミ遠北面があり、部落名としても、遠洞・遠川・遠所里等、其の例に乏しくない。

前・後 前は音チョン(者)、訓アブ(安)、後は音フー(幸)、訓ツイ(引)である。「北塞記略」に「南曰前北曰後」ミ誌し、金澤博士の「日鮮古代地名の研究」に「日本紀に南加羅を訓じてアリヒシノカラミいふ。アリヒは今日の朝鮮語 *ap* の古形 *arp* にして、前の義なり。また朝鮮語にて慶尙・全羅・忠清の三南道を *ap-sa* (前道) ミいふ。而して龍飛御天歌には「北」を訓じて *tui* (後) ミせり。」ミあり、また現在地名に就きて見るに、北の字を用ひたる地名に、北をツイミ讀むものが屢々あり、また前魚洞(平安南道 蔚 岡郡龍面)は後魚洞(平安南道 蔚 岡郡龍面)の南西に在り、前二里(平安南道 蔚 西郡威從面)は後二里(平安南道 蔚 西郡威從面)の南一・五料に位置し、前は南、後は北ミなれるも、慶尙北道安東郡臨河面の川前洞は、洛東江の支流たる半邊川の北に在るから、現在

前・後は必ずしも常に南北の意を表はして居るものではない。

間 間(間)は中を意味し、間洞・間村・間坪等いふ地名が頗る多く、概ね二つの聚落の中間に在る小聚落に附せらるゝ名稱である。江原道洪川郡北川面には中間村あり、試みに間村に就きて二三の例を見るに、京畿道抱川郡一東面・黃海道鳳山郡土城面・江原道洪川郡北方面・南面・橫城郡公根面・咸鏡南道北青郡良家面等に在り、多くはセマル・セーマルと訓よみを爲して居る。間坪は極めて小さき平地の在る處である。京畿道楊平郡砥堤面には間峴、平安南道寧遠郡温和面には間谷あり、清川江流域には間站と稱する聚落もあり、何れも二聚落の中間に在るをを示した名稱である。

底 「下也」・「底者在、物之下是亦止也」なきありて、一般に高き物の下を底と謂ふ。陵底(京畿道坡州郡炭縣面)・瑟嶺底里(咸鏡南道豐山郡天安面)・唐底村(咸鏡北道咸鏡北道咸鏡中面)・嶺底(咸鏡北道咸鏡北道咸鏡中面)等の如く、音訓何れにも用ひられて居る。而して樓底里・城底里・庫底・場底里の底は下または敷地の意、嶺底里・山底里の底は下または麓と解すべきであらう。

地境・境地・地界 も道或は郡界に在る地名であるが、其の後行政區域に廢合、變更が行はれたる爲め、現在に於ては必ずしも道界・郡界と一致せざるものが出来て居る。地境は普通名詞にて地界(口界)即ち土地の疆界を意味するものである。この字を附した二三の例を示せば、地境(江原道蔚珍郡平海面)・内地境(全羅北道茂朱郡茂烈面)・地境里(慶尙北道迎日郡松籬面)・上地境里(下地境里(ともに咸鏡南道)・豊山郡安山面)・地境洞(咸鏡北道慶陽郡有德面)・地境洞(慶尙北道英陽郡石保面)・地境里(江原道楊口郡水入面)・地境里(慶尙北道迎日郡松籬面)等の如きである。而して境地里(黃海道信川郡山川面)の如きも亦、地境と同意であらう。また咸鏡北道明川郡には地境峙と稱する一九四米の峙があり、地境と稱する部落もある。

界 音ケ(界)にして境の意である。平北江界(江界)郡廳の所在地にして、全羅北道全州郡上兩面衣岩里にも江界なる小部落があり、其の他仙界(全羅南道潭陽郡金城面)・鳳界(黃海道載寧郡南梁面)の如く、界字を附したる地名稀に見ゆ。

程 音チヨン(程)にして道程を表はしたるものである。全羅北道南原郡王峙面には程里チヨシリがあり、江原道平昌郡大和面には、上半程里ハナバシチヨシリ・下半程里ヒキバシチヨシリがあり、咸鏡南道吉州郡長白面には、十里程シヨリチヨシリ・内十里程ウチシヨリチヨシリ・外十里程ソトシヨリチヨシリの如きがある。半程里または伴程里は二つの聚落の中間に位置するもので、十里程の如きは、一定聚落よりの距離を示すものであらう。

官衙建築に關するもの

官衙建築に關する聚落名中、一般的なものとしては、城・鎮・營・堡・倉・昌・驛・院・站・亭・宮・寺・庵・堂・橋・舍・烽燧・陵・墳墓等の如きものがあり、特殊としては、伐・幕・館・防禦・洑・屯地・屯等の如きものがある。

城 朝鮮古代の地名を見るに、其の語尾に夫里・卑離・不離・八・巴利・頗利・火・伐・發・比利の如く、ブル類似音の語尾を有するものや、文・忽・居里・加利・骨・屈の如く、コルミ類似音の語尾を有するもの、或は己・兮・支・岐・只・己・尸兮・斯只・首只の如く、キ・シキミ音の類せる語尾を有するものが甚だ多いが、金澤博士の「日鮮古代地名の研究」に依れば、これ等は都邑若しくは城塞の義を有する三韓の古語である。試みに「東國郡縣沿革表」に依り、右の語の内、忽に就き數個の例を擧げて見るに次の如くなつて居る。

高勾麗	新羅	高麗	李朝
迷爾忽縣	峰城縣	瑞原縣	坡州
馬忽郡	堅城郡	抱州郡	抱川縣
童子忽縣	童城縣	童城縣	

首。爾。忽。縣。
 買。召。忽。縣。
 買。忽。郡。
 上。忽。縣。
 冬。比。忽。貴。州。
 奈。今。忽。
 沙。伏。忽。縣。
 仍。忽。縣。
 達。忽。縣。
 也。次。忽。縣。
 冬。斯。忽。郡。
 冬。忽。縣。
 水。谷。城。縣。
 十。谷。城。縣。
 內。米。忽。郡。
 又。長。池。城。

戊。城。縣。
 邵。城。縣。
 水。城。郡。
 車。城。縣。
 開。城。郡。
 白。城。郡。
 赤。城。縣。
 陰。城。縣。
 高。城。郡。
 益。城。郡。
 岐。城。郡。
 取。城。縣。
 檀。溪。縣。
 鎮。瑞。縣。
 湯。池。郡。

守。安。縣。
 仁。州。
 水。州。
 龍。城。縣。
 開。城。縣。
 安。城。郡。
 陽。城。縣。
 陰。城。縣。
 高。城。郡。
 金。城。郡。
 岐。城。縣。
 黃。州。
 俠。溪。縣。
 谷。州。
 海。州。

仁。川。府。
 水。原。府。
 安。城。郡。
 陽。城。縣。
 陰。城。縣。
 高。城。郡。
 金。城。縣。
 黃。州。
 谷。山。府。
 海。州。

第二章 聚落の名稱

息城。	郡 <small>一云漢城郡。又漢忽又乃忽。</small>	重盤郡	安州	載寧郡
冬音	忽 <small>音一作多。一云鼓鹽城。</small>	海阜郡	監州	延安府
伏忽。	郡 <small>(百濟)</small>	賈城郡	賈城郡	賈城郡
也尸忽。	郡	野城郡	盈德郡	盈德郡
比列忽。		朔庭郡	登州	安邊府

即ち高句麗地名の忽(朝鮮音 Ho)は、新羅に入つて多くこれが城に改められたが、「魏志東夷傳には「溝瀆者勾麗名城也」誌し、また「梁書諸夷傳にも「溝瀆者勾麗名城也」あり、忽が城の義の勾麗語であることは疑ひない。百濟の地名伏忽郡も右表に見る如く新羅に於て賈城郡となつて居り、(尤もこの伏忽は坪井博士の説に従へば、伏はcam puk, "village"; "hamlet"; "land"で、忽は manc. holo, "mountain-valley"; orocco. holo, "mountain." 韓語(洞) "hamlet") 國語ホラ(洞)に解せられる)忽を城の義に用ひたのは單に高句麗のみでなく、廣く用ひられて居たものと思はれる。更に「三國史記」地理志に見ゆる鴨綠江以北の未降城・已降城・逃城及び打得城を示すミ次の如くなつて居り、城はも

ミ忽(hor)ラドした、ミが明らかになるであらう。

鴨綠水以北。未降十一城。

北扶餘城本助利非西 節城本蕪子忽 豐夫城本肯巴忽 新城州本仇次忽或云 敦城 桃城本波尸忽 大豆山城本非達忽 遼東

城州本烏列忽 屜城州 白石城 多伐岳州 安市城舊安寸忽或云 九 都 城

鴨綠水以北。已降城十一。椋岳城 木底城 藪口城 南蘇城 甘勿主城本甘勿伊忽 麦田谷城 心岳城居尸坪 國內州

一云兩尉城 屑夫裏城本背利巴利忽 柘岳城本背尸押 樺木城
云尉邦岳城

鴨津以北。逃城七。鈿城本乃勿忽 面岳城 牙岳城本皆尸押忽 鷺岳城本甘彌忽 積利城本赤里忽 水銀城本召尸忽

梨山城本加尸史達忽

鴨津以北。打得城三。穴城本申忽 銀城本折忽 似城本史忽

尙ほ前間恭作氏は、忽(hor)は京畿以北の高勾驪の残した地名に用ゐられてをる語で、新羅語ではないであらう。仍忽

陰奈兮忽白城沙伏忽赤城忽水城上忽又車城忽召忽忽邵首爾忽忽改速爾忽又首泥忽忽韓馬忽忽辟冬比忽忽開息城乃干冬於忽又忽城也次忽

益冬斯忽岐比列忽忽淺城也尸忽忽野城達忽高内米忽忽池城は新羅人によつて、(高勾驪慣用の字に従つたものは多いと思はれる)、

城の字にかゝれて居るが、多知忽又大谷野買且忽又水谷城德頓忽又十谷城瑣于次云忽五閩なごは谷の字で寫して居り、

高勾驪の hro は、女眞の holo 新羅語の kor に對比すべき谷の義を表はすものと思はれるを解釋して居られるが、坪井

博士も言はれる如く、水谷城の谷は買且忽の且、十谷城の谷は德頓忽の頓、五谷の谷は于次云(呑)忽の云(呑)を義譯し

たること明らかで、皆忽を城に譯する例證で、忽を谷の字で寫したことをする説には、尙ほ一段の證明を要するものである。

更に坪井博士は、女眞語即ち manx. holo 山谷 oroc. horo alhani 谷の holo, horo が kol, kor に變るは當然のこ

こであることされて居る。

現在の地名に就きて見るに、城を附したるものは頗る多く、市街地にして發達せるものに、京城・開城・安城・義城・

乃城・寶城・鏡城・城津・鍾城・穩城の如きがあり、城を附したる府郡名は二十箇所に上り、また面名中にも用ひられ、

殊に里洞名、或は里洞の下の小員として用ひられたるものは枚擧に遑がない。試みに二三の例を示すに、坪鳳城(京畿道

義旺(全羅北道茂朱郡雲川面)・水城(全羅北道鎭海郡水流面)・土城(全羅北道鎭海郡金溝面)・琴城(全羅北道全州郡亂田面)・錦城(全羅南道濟州島新右面)・甘城(慶尙北道安東郡東後面)

屈城(慶尙北道慶州郡内南面)・虎城(慶尙南道咸陽郡西下面)・上城洞・中城洞・内城洞・下城洞(共に黃海道信川郡蘆月面)等の如くである。もし山城があつた處には、例へば廣州に於ける如く、よく山城里シ稱する地名がある。また土城の築かれた所には往々土城の名が部落名として残存して居り、京畿道開豊郡中西面の面事務所々在地は土城里であるが、此處の土城は高麗朝のものシ云はれ、また大同江鐵橋より約半里下流の大同江左岸にある土城里(平安南道大同郡大同江面)は、實に樂浪郡治の址で、此處の土城は東西約六町半、南北約五町の地域を土築の城壁を以て圍み、その内より發見されたる漢代の瓦當の中には、「樂浪禮官」、「大晋元康」、「千秋萬歲」、「官」等の文字あるもの、「樂浪太守章」、「誦郎長印」の文字を刻める封泥も出で、また漢魏時代に屬する磚が多數に發見せられた。

尙ほ坪井博士に據れば、「梁書新羅傳に見ゆる健牟羅(城)は、今韓語 K'eun + maeul. maeul = bat, Jav. Mak, nal, sund, tag. nula; çun, mola, "cleared land"; "plantation". 國語トリス同語で、健牟羅は、大城即ち都城の義である。高句麗・百濟の固拔 ko pal (K'eupul) も亦同じ。健牟羅はこの時代の稱へで、最古の名は始林・鷄林・鳩林であつたが、始林・鷄林・鳩林は今音にては吉林シ聊か異なるが、kyorim も Kurim も girin も皆 mane. kurim の同語で、國原の義である。御所を金城シ云ひ、so-pur シ訓んだ如くであるが、所夫里シ同語で、曾戸茂梨シも云つた。曾戸茂梨は金馬シ同じく、所・會は khm. sov, "good", "beautiful", "best", "to worth most." の時代のより更に年代を降りて用ひた名稱であらうシ云はれて居る。

鎮 もミ水陸防備の爲めに置きたるもので、現在地名シしては、釜山鎮・於爾鎮・義鎮等南鮮地方にもあるが、北鮮殊に國境地方に多い。即ち北鮮林業の中心地たる惠山鎮を初め、新聖坡鎮・中江鎮・從浦鎮・滿浦鎮・高山鎮・阿耳鎮・伐登鎮・清城鎮及び清關鎮等は、何れも其の地方に於ける産業・交通、及び警備・國防上の要衝に當り、北鎮は雲山金嶽を

控へて發達した嶺山聚落である。もこ豆滿江岸の主邑茂山・會寧・鍾城・穩城・慶源及び慶興に所謂六鎮を置き、對岸より野人の襲ひ來るに對し警備の軍隊を駐屯せしめたのは既に人のよく知る處である。

營 主として水軍の根據地である。全羅南道海南郡の右水營はもこ全羅右道節度使營のあつた所で、慶尙南道の統營は李舜臣以來三道(所謂三道)水軍統制使の駐在地であつた。京畿道水原郡峰潭面の部落名に水營里があるが、營は常に水軍のみに用ふるのではなく、京畿道漣川郡に軍營里、平安北道宣川郡深川面に古軍營洞があり、慶尙南道蔚山郡下廂面の西部に在る兵營は、慶尙左道兵馬節度使營の置かれた所で、此の營はもこ慶州の東南方にあつたのを、李朝太宗の時、此地に移したもので、陸上防備を主とする城郭であつた。尙ほ新羅の地名骨大^臨川は、坪井博士に據れば、*Yam kal, "low" + dai apheris of rudai, "camp"; "encampment"* に相當し、川傍の營の義である。

堡 站の字と共に滿洲の地名にもよく見られ、もこ鎮堡を置き、又は城郭・城壁の如き防禦設備を有した部落名で國境地方の山間及び沿河地に多く、例へば古堡・破堡・普天堡・仁遮堡・羅暖堡・黃土堡里・營而堡・自作堡等の如くである。而して朱乙温堡は、いま温泉の所在地として有名である。

倉 音チャン(倉)である。朝鮮に於ては一般に自己の所藏物を納るゝ特別の倉庫を有つてこなく、倉は總べて官設倉庫を意味して居る。倉には縣倉・邑倉・郡倉・海倉・東倉・西倉・南倉・北倉・新倉・古倉・浦倉・江倉・津倉・外倉・社倉・上東倉・下東倉・公須倉・兵倉・兵營倉・外城倉・船所倉・舊北倉・舊南倉・屯倉・營倉・鎮倉・假倉・城倉・魚倉・西上倉・西下倉・東上倉・東下倉・古中倉・泉倉・上倉・中倉・待變倉・坪倉・谷口倉等、或は倉の位置地形を示したものがあり、或は其の性質に因つて名づけたものがあり、種々に分れて居るが、これ等の名稱は地名として殘存し、全鮮各地に擴がつて居る。今試みに倉字を附したる主要聚落を擧ぐれば、海倉里^(全羅南道長興郡)・倉坪里^(慶尙南道)・東倉里^(黃海道安岳郡)

谷倉（平安南道）・檜倉（平安南道）・北倉（上）・倉里（平安南道）・召倉里・北倉里・謁倉（共に同道）・新倉里（川道順）・内倉（平安南道）・舊倉里・社倉里（共に寧）・東倉（平安北道）・金倉里・都倉（ともに咸鏡南道）の如きがあり、この外にも部落名として倉字を附したるものは頗る多く、殊に平安南・北道・咸鏡南道及び全羅道の臨海地方に多くこれを見るは、一面備荒或は租穀貢米の貯蔵の爲めに用ひられたものであらうが、其の名からも知らるゝ如く、他方邊境または海防の爲めの軍倉も相當に多かつたと思ふ。部落名に用ひられた二三の例を示せば、縣倉里（京畿道楊州）・社倉（京畿道抱川）・寧城倉（平安北道寧）・倉站（平安北道江界郡立節面）・倉洞（平安北道熙川郡東倉面）等の如くである。尙ほ高句麗の地名原谷縣は一に首乙吞ミ云つたが、前問恭作氏に據れば、新羅で穀倉をヨロミ云ひ、首乙吞の首乙は此のヨロの音字で、穀倉であるミ云ふ。

昌 音チャン（巷）にして、倉（巷）ミ音相類する處から、倉に代ふるに昌を以てしたものではなからうか。全羅南道長興郡及び海南郡には海倉あり、黃海道載寧郡には海昌がある。郡名としては淳昌郡（全羅北道）・昌寧郡・昌原郡・居昌郡（以上慶尙南道）・昌城郡・厚昌郡（共に平安北道）及び平昌郡（江原道）があり、咸鏡南道の金昌はも破金の産地で、新昌は明太魚其の他漁業の一中心を爲して居る。尙ほ二三の例を示せば、新昌（平安南道寧遠郡）・上昌洞（慶尙北道善山郡海平面）・安昌（咸鏡南道南）・昌城里（上）等の如くである。

驛 里洞名または里洞の下に於ける小員中に用ひられ、驛里・古驛里・驛村里・驛村の如きは諸處に散見するところ、も驛が置かれたことを偲ばせて居る。驛には其れに屬した土地があり、其の收入を以て驛の經費に充てたが、これを驛田・驛土又は驛番ミ稱した。驛に於ける馬匹を飼養するが爲めには馬田を設け、大馬七結、中馬五結五十負、小馬四結ミし、緊路は大馬に一結、中小馬に各五十負を加へて給與した。馬田はまた馬位番・馬位田、若しくは驛田ミ稱した。驛田里・馬田里等の地名も亦諸處に於て見受ける所である。尙ほ新羅に刀良安（道）の地名があるが、坪井博士に據れば、良は

吏頭音で、*Yam Yoa; ann. chūa*, "to five hospitality"; "to lodge" 國語(津)に相通じ、水陸の宿驛の意を有するものである。驛に關係した地名として、また停車場(京畿道振威郡 丙南面平澤里)・停車里(忠清南道天安郡 天安邑邑内里)の如きがある。

院 音をラン(梨)に云ひ、我が國に於ける宿に該當し、院の間の小休憩所として站が設けられて居た。院站にはも二種あり、一は年々支那よりの勅使及び韓國大官が來往する際、其の宿泊或は休憩の爲めに供したもので、勅使の行路に當る養州街道、或は支那に赴く使節の海路行程に當りたる南鮮地方、または咸鏡道方面に通ずる沿道に於てのみ存したるに反し、他は一般旅客の宿泊休息に供したもので、全鮮到る處の道路に沿うて設けられ、その設備修理は郡守等が當然の義務としてこれに當つた。現在の地名に就きてこれを見るに、院を稱するものは頗る多く、京釜沿線の烏致院、京義沿線の沙里院の如きは、鐵道の開通に依り、近年愈々勃興の氣運に向つて居り、鐵道沿線の地名には此の外、伊院(京義線)・龍池院(京元線)・佳水院・古幕院(共に湖南沿線)の如きがあり、黃水院は北青・惠山鎮間道路に沿へる主要部落である。これ等は皆もも院を置かれ、今も尙ほ交通の要衝に當つて居るのであるが、小部落にして此の院を附したるものは殆んど數ふるに違がない位である。また陶山書院(慶尙北道 安東郡)を始め、李朝時代には數多の書院が各地に設けられ、以て儒學の盛を致したが、現在地名として書院里・書院村の如き部落名がある。

站 站(内地に於ける往時の宿場に當る)は院の間に於ける飛脚の中繼場で、京畿道高陽郡神道面の舊把撥里(クイババル)は、現在七十一戸、三百七十人ありて、神道面事務所の所在地である。黃海道平山郡安城面には把撥里(ババル)があり、咸鏡南道豊山郡安山面の把撥に於ては、毎月陰曆一・六の日に市が開ける。京畿道抱川郡西面には把撥(ババル)あり、平安南道大同郡龍淵面に在る驛馬街はババル(ババル)と稱して居るが、撥站の意であらう。平安北道渭原郡西泰面には海拔四七八米の把撥嶺がある。尙ほ清川江流域に於ては、驛站所在地にあらざる部落にも、この站字を附し、里洞の下の小員に用ゐらるゝことが多い。水站・直洞初站・直

洞中站・直洞上站・新站・館站・馬站・新興站等は即ち其の例である。

亭 音チョン(亭)である。亭閣(亭閣)・亭子(亭子)または亭樹(亭樹)で、旅館または休み場の意である。亭子木(亭子木)は休憩所たる家宅の附近又は路傍に在る大樹で、其の繁茂せる枝葉の清陰は、來往の旅人が憩ふ處となつて居る。松亭里・栗亭里・朱染亭・二十木亭・石亭里・舟亭里・江亭等の地名が甚だ多く、もつ驛路を點綴した所謂五里の短亭、十里の長亭たりし處であるが、射亭里の射亭はもつ武班の射場より起れる名稱である。(朝鮮地名の考説)

亭(亭)は丁(亭)と音相通するに因り、地名變更の際に、丁が亭となりたるものが多い。例へば大正三年前後に於て行はれた地名變更に就きて見るも、もつ江丁里なりしものが江亭里に、松丁里が松亭里に、公丁里が公亭里に、古丁里が古亭里に、有丁里が柳亭里に、可丁里が柯亭里に、槐丁里が槐亭里に、新丁里が新亭里に改められて居る。

宮 音クン(宮)で、もつ都城または宮殿の在つた處には里名中に宮を用ひたものが屢々見られ、京畿道廣州郡西部面春宮里に在る宮村は、もつ百濟國都の置かれた處と云はれ、平安南道大同郡斧山面南宮里は、高麗大華宮の址だ云ひ、林原面北四里には、大聖山城址の南に安鶴宮と稱する部落もある。其の他宮里・宮洞・宮内里・宮坪里の如き地名散見し、京城府の舊洞名としては、宮内洞・宮内井洞・五宮洞・月宮洞・儲慶宮洞・宮洞・宮基洞・宮基内洞・毓祥宮洞・宮里及び宜禮宮洞の如きものがあつた。また齋宮の語を附したるものは、齋宮洞(黃海道黃州)・齋宮(平安南道龍岡)・齋宮里(全羅南道順天)・齋宮洞(黃海道安岳)・齋宮洞(黃海道鳳山)等諸處に在るが、これは其の地に、或は地方の文廟があるか、或は王(天郡西面)・齋宮洞(郡大遼面)・齋宮洞(郡龍山面)の如き、或は其の地に、或は地方の文廟があるか、或は王その他貴族の胎を納めて守護祭祀を行つた處から起れる名稱で、齋宮(例へば平安北道龍川郡北中面)・才宮洞(山郡桃開面宮基洞)の如きも、齋・才が齋と音を同じくする所から當て用ひられたものであらう。

寺 内地に於ける門前町の如く朝鮮に於ては寺刹附近に大なる聚落の發達したるものは見ないが、小聚落名中、寺字を

附したるものは屢々ある。平壤附近寺洞炭坑の所在地寺洞里を始め、客寺(全州北道全)・開寺里(全羅北道沃)・寺洞(慶尙安東郡)・上千寺(湖郡樂道面)・寺洞(山郡智德面)等は其の例である。而して寺は上掲の如く、音サ(사)・訓チヨル(曄)であるが、平安南北道に於てはチヨル(曄)はトル(忽)を發音する所が多い。例へば寺下(平安南道江西郡新井面新里)・寺巨里(平安南道順)の如くである。單に寺の場合のみならず、小倉博士の調査報告に據れば「더.타는더.타...:타.타...」など連呼する場合にはじ.타.타.타發音するが、語中にありては타.타.타なる。例へば「停車場」(당거당)を타.타.타、「點心」(당심)を타.타、「定州」(당주)を타.타、「鄭氏」(당사)を타.타、「磨田嶺」(마던령) (江界・慈城郡)를타.타.타, 「清亭」(청정) (定州郡内)를타.타, 「天地」(던디)를타.타, 「鐵道」(탈도)를타.타, 「疊々」(탑탑)를타.타.타發音(小倉道の方音)し、更に咸鏡北道鍾城・會寧地方では더.타.타.타.타.타.타.타.타なる。〔例、田畚を던담又は던담, 天地を던디又は던디(咸鏡南道及び黃海道の方言)〕

庵・菴 何れもアム(암)で、僧侶の小舎即ち僧庵の意にして、寺刹所在の附近に此の字を附したる部落名が多い。

佛地菴(平安北道寧)・來雲庵(全州北道全)・玉女庵(慶尙北道盈)・上正菴(江原道橫城郡)等諸處に散見する。

堂 神祠即ち祭祀を行ふ小堂で、堂洞(またぼ타)を稱する部落名は各地にある。二三の例を擧ぐれば、黃海道長淵郡候

南面に一、平安南道江西郡赤松面石一里に一、江西郡星台面には二部落がある。また合堂里・元堂里・新堂里等も頗る多

く、例へば元堂の例を擧ぐれば、元堂里(全羅北道沃)・元堂洞(慶尙北道安)・元堂洞(慶尙北道善)等であ

る。佛堂里・佛堂洞・草堂站など呼ばれる所の多いのは、新羅・高麗時代佛教の盛んなりし所から起つたのであらう。堂峴(原江道金化郡・平安南)・堂峴洞(黃海道瓔津)・堂峴站(平安北道熙)の如きは城隍堂のある時の意である。(朝鮮地名の)

音サ(사)で、客舎里(例へば京畿道)客舎前(忠清南道天)を稱するもの稀に見受けられるが、客舎(司舍)はも

關牌を安置し、出張して来る官員を接待宿泊せしむる館舎を謂ふのである。尙ほ合字を附したる二三の例を示すに、舍基シヤキ洞(全羅南道濟州島大靜面)・池舍(全羅北道全州郡伊西面)・吾舍里(慶尙北道迎日郡竹北面)・上舍里(慶尙北道)・下舍里(慶尙北道)等の如くであるが、中には單に當字として用ひられたるものもあらうと思ふ。

橋 音キョー(kyo)・訓タリ(Tari)・ダリ(dari)にして、例へば石橋(江原道平昌郡道殿面)・挿橋(京畿道坡州郡靑石面)・多橋(全羅南道濟州島)・中扶橋(江原道平昌郡大和面)の如く用ひる。橋字を附したる小地名は頗る多く各地に見える。石橋はまたトルタリ(訓)よみを爲すこともある。橋頭里(訓)と稱する地名屢々見ゆるは、即ち橋畔の部落の意である。尙ほ此の字を用ひたる二三の例を示せば、挿橋(黃海道)・板橋(慶尙道)・泥橋(全羅道)・狐橋(全羅道)・黃橋(慶尙道)・兄弟橋(江原道)等の如くである。

烽燧 ポングシニュー(号令)俗にポングウシウシニ云ひ、邊警を都に速報する爲めに山嶺に設置せられたるにして、朝鮮の烽燧は、新羅時代唐法に擬したるものが嚆矢であらうと云はれ、平時なれば一炬を用ひ、賊の現はれたる場合には二炬、賊の國境に近づく時には三炬、犯境には四炬、而して接戦の際は五炬を揚ぐる定めにしてあり、夜間には擧火し、晝間は煙を以て報じた。烽火を擧ぐる臺を烽燧臺、略して烽臺又は煙臺と云ふ。部落名として此の字を用ひたるもの散見し、京畿道加平郡上面には烽燧里(號令)があり、平安北道朔州郡に煙臺谷、咸鏡南道端川郡利中面に烽燧村(號令)がある。烽火も亦烽燧にして、京畿道金浦郡梧柳洞に烽火村、江華郡仙源面に烟里、江原道横城郡井谷面に烽火岨(號令)がある。また烽洞・烽臺山の如き部落名もある。烽燧は山嶺に置かれた爲め、また山名にも用ひられて居り、咸鏡南道三水郡好仁面の烽燧峰(一、二)・江原道横城郡井谷面の烽火山(六、七)の如きは其の例である。

陵・墳・墓 陵は音号で岡或は島の意を表はせることがあり、また墳墓の意に用ひたこともある。郡名として見ゆる江陵郡(江原道)の陵は、岡の意に用ひたるものであり、坪井博士に従へば、百濟の安陵の陵は島にて、蔚島を一に蔚陵(號令)といふ

は其の適例である。高麗及び李朝都城の地であつた開城及び京城近傍には、王族の陵墓が多く散在し、従つて面名及び里洞名にしても、陵の字を附したるものが頗る多い。新羅時代の陵墓の所在地については名越那珂次郎氏、李朝時代の陵墓に就いては今村頼氏の研究があるが、今試みに「調査資料 韓朝鮮の風水(村山智) (順氏著)」中より、高麗王朝の所在地明らかなる陵墓を左に掲記して見よう。

高麗王朝所在地明なる陵墓

1	元昌王后温鞋陵	開城府滿月町雙瀑洞 <small>廣明寺址</small>	15	順宗王成陵	開豊郡上道面椽川里豊陵洞
2	世祖昌陵	開豊郡南面昌陵里永安城内	16	肅宗王英陵	長湍郡津西面板門里口井洞
3	太祖王顯陵 <small>后肅葬</small>	開豊郡中西面鶴嶺里	17	睿宗王裕陵	開豊郡青郊面排也里聰陵洞
4	神成王后貞陵	開豊郡上道面上道里鳳谷洞	18	明宗王智陵	長湍郡長道面杜梅里智陵洞
5	惠宗王順陵 <small>義和王后林氏附葬</small>	開城府高麗町紫霞洞	19	神宗王陽陵	開豊郡青郊面陽陵里陽陵洞
6	定宗王安陵 <small>文恭王后朴氏附葬</small>	開豊郡青郊面陽陵里安陵洞	20	熙宗王碩陵	江華郡
7	光宗王憲陵	開豊郡嶺南面深川里狄監峴	21	元德太后 <small>康宗坤妃</small>	江華郡
8	景宗王榮陵	開豊郡進鳳面炭洞里	22	高宗王洪陵	江華郡府内面菊花里
9	戴宗泰陵	開豊郡中西面鶴嶺里海安洞	23	元宗王韶陵	開豊郡嶺南面韶陵里内洞
10	成宗王康陵	開豊郡青郊面排也里康陵洞	24	順敬太后 <small>嘉陵</small>	江華郡良道面嘉陵里
11	安宗武陵	開豊郡嶺南面玄化里	25	忠穆王明陵	開豊郡中西面麗陵里明陵洞
12	獻貞王后元陵	開豊郡嶺南面玄化里	26	齊國公主 <small>忠烈王妃</small>	開豊郡中西面麗陵里高陵洞
13	顯宗王宣陵	開豊郡中西面鶴嶺里陵峴洞	27	忠定王聰陵	開豊郡青郊面排也里聰陵洞
14	文宗王景陵	長湍郡津西面景陵里	28	恭愍王玄陵	開豊郡中西面麗陵里正陵洞
	備考	所在地は、其の後行政區域の變更行はれたるを以て總べて現在地名に改めたり。	29	魯國公主正陵	開豊郡中西面麗陵里正陵洞

第二章 聚落の名稱

即ち右に掲げた陵墓二十九の内、里洞名ミして陵字を附するものに十六の多きに達して居るが、李朝王陵所在の部落名にも亦陵を用ひたものが多く、陵里(咸鏡南道新興郡加平面)・陵里(咸鏡南道安邊郡瑞谷面)・陵前里(咸鏡南道文川郡都草面)・陵前里(咸鏡南道成州郡西湖面)及び貞陵(京畿道高陽郡崇仁面)は、夫々德陵(穆祖大王)及び安陵(妃孝恭王)・智陵(翼祖大王)・淑陵(翼祖大王妃貞淑王后崔氏)・純陵(成祖大王妃敬順王后朴氏)及び貞陵(太祖高皇帝神德高皇后康氏)の在る處で、京畿道楊州郡眞乾面には思陵里(端宗大王妃定順王后宋氏)、松陵里(光海王夫人柳氏)に光海墓(光海君及夫人柳氏)及び安嬪墓(安李氏孝宗後宮)がある。其の他兩鮮地方にも陵を用ひた部落名屢々見え、これ等の中には、實際舊時の陵墓を存するこゝも尠くない。

墳は塚であり、京畿道富川郡富内面には馬墳里(馬墳里)があり、振威郡古德面海倉里には長墳里(長墳里)があり、其の他稀に墳を用ひたる地名があるが、今西龍博士に據れば、馬墳里の馬は主で、主墳の意である云ふが、百濟の地名馬山の馬も、坪井博士に據れば、mal. na' maik "mother" "principal". 即ち重要な義を表はして居る。

墓の語を用ひた部落名は誠に尠いが、慶尙北道奉化郡春陽面には女妓墓(女妓墓)あり、京畿道抱川郡西面仙壇里の德興大院君陵所在部落を墓所(墓所)云ひ、また平安南道江西郡江西面三墓里は、高句麗時代の標式的古墳のあるに依りて有名である。朝鮮に於て、墓ミ山ミは最も密接なる關係を有し、墓は主として山に於て營まれ、従つて墓所は俗に山所(山所)又は山ミ云ひ、別記の如く、墓番を山直(山直)稱へ、墓地に關する訴訟は、これを山訟(山訟)呼ぶのである。尤も中には墓が丘岡(丘岡)または原野、田畑中に設けられるこゝも尠くない。

伐 三國時代の地名中、其の終りに伐字を加へたるものが多い。新羅の國都は之を徐耶伐(即ち高麗・李朝の慶州なり)云ひ、新羅の火王郡(もと比自火郡にして、高麗の昌寧郡、李朝の昌寧縣なり)はもミ比斯伐(比斯伐)稱し、當時の尙州(高麗・李朝に於ても尙州なり)は神文王沙伐州(沙伐州)ミなし、景德王の改名に遇ひたるも惠恭王は復た沙伐州(沙伐州)とした。「三國史記」地理志に掲げたる有名未詳地中にも、多伐國・勿伐城・達

伐の如きがある。金澤博士に據れば「伐 (Por) は國語城 (H) に該當する三韓の古語にして、地名の終に加へて城邑の義を表はせるもの」である。

現在の地名に就きて之を見るに、鴨綠江畔には、高句麗の首都國內城の所在地と稱せらるゝ伐登鎮があり、京畿道楊州郡樓接面には樓伐里、同郡和道面には樓伐里、忠清北道丹陽郡丹陽面には伐川里、全羅南道濟州島濟州邑には伐大洞、伐浪洞、麗水郡華陽面には伐九末、江原道平昌郡大和面には伐安、慶尙北道迎日郡神光面に堂伐燈、平安北道慈城郡長土面に伐洞等がある。これ等地名中に用ひられたる伐は、三國時代の城邑の意を表はしたる伐 (Por) を同じくするものと思はれる。

尙ほ此の伐の外に、城邑或は城塞を表はす語としては、三韓の古語に夫里・卑離・不離・八・巴利・頗利・火・發の如き、ブルミ類似音の語尾を有するものが頗る多いが、「東國輿地勝覽」卷二十二蔚山郡の條に「新羅地名多稱火、火乃弗之轉、弗又伐之轉」を註し、「文獻備考」卷七音汁伐國の條に「伐或火、新羅方言坪謂之伐、火謂之弗、變伐爲火、二音相以故也。」を註して、借音及び借訓の轉移を説明して居る。

幕マク (막) を讀み、小屋の意である。山幕里、或は山幕洞と稱する地名は、今は火田の少い南鮮地方に於ても見る所であるが、元來山幕は火田開墾の爲め營まれた小屋の意であり、板幕洞 (例へば平安北道江界郡龍林面) は板を挽く小屋であり、瓦幕 (全南道濟州島新左面の海濱に在り) は瓦製造小屋であり、箭幕金 (全羅南道高興郡金山面) は漁夫の小屋を意味するものであらう。酒幕 (亦막) は舍막に同じく、酒店 (亦豆若しくは舍막) 居酒屋の意味で、新酒幕 (例へば江原道洪川郡南店上善安里) と稱する地名は各地に見る處であるが、新たに街道が開けたが爲めに酒屋が新しく出來たところから生じた名稱で、中には街路交通が衰運に向ふに共に、酒幕即ち居酒屋もなくなつて了ふことが尠くないのである。(朝鮮地名の考説参照) 僻地に在る酒幕巨里に於ては、酒幕は概ね

宿屋をも兼營して居る。鑛山幕クワンサンマク（黄海道載寧郡三江西面）は載寧鐵山の東麓に在り、鑛山關係者の建てた假小屋から起つた名稱で、鑛幕谷クワンマクコ（咸鏡北道鏡城郡梧村西面）は即ち山人琴採取業者が入山して建てた小屋の意から名づけられたものであらう。京畿道抱川郡西面にはまた把撥幕バダハクマクと稱する處がある。

山名や峠の名稱にも幕を附したるものがあり、板幕嶺パンマクリョウ（平安北道朔州郡と義城郡とに跨る）・獐幕山ジャンマクサン（平安北道厚昌郡）・幕間山マクマサン（同上）等其の例である。中村新太郎氏は、『この幕は前記の小屋の意味にしても説明し得るが、又かうも解釋されさうである。平北では谷底の上流へ向つての傾斜が緩であつて、分水嶺下で急に高まつて居る地形が多い。それで谷の下方から行く手の峠の方を仰ぐと、張り布幕の様に柵引く分水嶺の連嶂を見る、之を私は幕の地形と云ひたい。實際幕のついた峠や山はかうした地形を有つて居る。』と云はれて居る。

館 地名として見ゆるものは、客館・或は官吏の駐在若しくは宿泊所であつた。慶尙北道の地名に倭館があり、倭館は日本からの使臣を宿泊せしめた處で、尙ほ外にも數箇所置かれ、例へば釜山にも倭館があつた。平安北道朔州郡外南面に大館洞があり、鐵山郡に車輦館があり、古戰場として著聞されて居る碧蹄館は京畿道高陽郡に在る。

防築・沢 防築（防築）は堤防にして、沢（澤）は伏流也、引水溉田とあり、灌溉の爲め河水を堰きこめた所にして、堰と溝渠とを併せて沢と稱する。朝鮮に於ては、古來堤防を築きて貯水池を作り、以て灌溉に便したる處少なく、爲めに地名としても用ひられ、殊に南鮮地方に多い。京畿道抱川郡加山面に在る坊築里は、防（防）と坊（坊）と音が共通であり、同義に解すべきものである。沢を附したる地名として、沢坪里は京畿道楊平郡丹月面鳳上里・安城郡寶蓋面・忠清北道堤川郡寒水面及び全羅南道海南郡馬山面等に在り、京畿道安城郡孔道面に中沢里、全羅南道和順郡には石沢の如きがある。また方築里と稱するものも防築と音を同じくする所から、借り用ひられたものである。

屯地・屯 も屯田兵を置きて屯田を耕作せしめた防備地を謂ひ、當時に於ける要害の地である。平安南道孟山郡東面には赤屯地（赤ツツチ）があり、江原道江陵郡江東面には眞屯地（眞ツツチ）、同じく江陵郡には加屯地（加ツツチ）と稱する部落名が邱井面（邱井面）と沙川面（沙川面）にある。（邱井面に於てはカツンチー）全羅南道順天郡住巖面には屯堡（屯堡）、慶尙南道居昌郡高梯面鳳山里には屯基洞（屯基洞）、慶尙北道善山郡善山面には北屯（北屯）があり、此の外屯地（屯地）（咸鏡南道豊徳屯地（咸鏡南道豊徳屯地）（山郡天南面））、徳屯地（徳屯地）（咸鏡南道豊徳屯地（咸鏡南道豊徳屯地）（山郡安山面））、古老屯地（古老屯地）（咸鏡南道端川郡福貴面）、驪屯地（驪屯地）（咸鏡南道端川郡利中面））、宜屯里（宜屯里）・新屯洞（新屯洞）・舊屯洞（舊屯洞）（共に黄海道長湍郡慶月面））、佳屯谷（佳屯谷）（江原道平昌郡大和面））、鳥屯里（鳥屯里）（江原道平昌郡平昌面））、嚴屯里（嚴屯里）（江原道寧越郡水周面桃源里））、蔚屯（蔚屯）（江原道井谷面下弓余里）等、其の例に乏しくない。

産業經濟に關するもの

産業經濟に關する聚落名中、一般のものとしては、田・畚・堡・水砦・林・場・市・基・金・銀・銅等の如きがあり、特殊ののとして、斗落・夜味・看坪・蠶室・舍音・沙器・塵・店・所・水鐵・都家・於音・箭・藪・鹽盆等の如きものを擧げることが出来る。

田 田は内地に於ける畑即ち乾田にして、音チョン、訓パツである。田は必ずしも穀物耕作の地のみを謂ふにあらず、各地に見ゆる松田里・松田洞は松林であり、古い「地圖」を見るに蔚陵島の竹林を皆な竹田（竹田）と誌して居り、蘆の生じたる川沿ひの濕地を蘆田（蘆田）と云ふ。例へば江原道麟蹄郡麒麟面に蘆田洞（蘆田洞）あり、濟州島右面に菡田（菡田）があり、琴田里（琴田里）といふは人蔘畑のある所であらう。荏田（荏田）（咸鏡北道明川郡上秀南面））、果梨田浦（果梨田浦）（咸鏡北道鏡城郡朱乙温面））、葛田洞（葛田洞）（慶尙北道安東郡臨東面））、窟田洞（窟田洞）（全羅南道済州島西中面））、方田（方田）（慶尙北道安東郡臨河面））、下雉田（下雉田）（江原道麟蹄郡麒麟面））、葛田（葛田）（慶尙北道迎日郡竹南面））等、田の字を附したる部落名は頗る多い。市街地としては忠清南道廳の所在地大田がある。

また李朝時代の田制中に見ゆる名稱を以て部落名としたものも相當に多く、例へば寺田シラは、衙祿田・公須田・渡田・崇義殿田・水夫田・長田・副長田・急走田・職田・賜田と共に、各自收税田に屬し、佛寺に給したるものであるが、濟州島西中面には寺田洞シラダウがあり、屯田は高麗時代より國屯田・官屯田があり、壬辰文祿役後、殊に丙子南漢役後に於ては、防備の必要から、私に軍事機關を設け、これ等の經費を支辨する爲めに、屯田を設置することが多かつた。現在の地名に此の名を用ふるもの少からず、例へば全羅南道麗水郡突山面に屯田里チュンデムリがある。公須田に就いて、丁若鏞は『縣令の厨田なり』と言つて居り、即ち地方官の生計費に充つるが爲めに與へたるものにして、將來私有地となつたものであるが、江原道楊口郡北面に公須里、慶尙北道盈徳郡寧海面に公須コンヌあり、江原道襄陽郡西面には公須田里がある。

また免税地として陣田チンデムと稱するものがあつたが、濟州島右面には水陣田、同西中面には坪袋陣田ピョクテグチンデムあり、其の他公田の名残を止むる馬田里・馬位里・驛田里の如き部落名は各地に見る處である。

尙ほ内地に於ては、水田即ち稻田のこみを田チと云ひ、朝鮮に於ては、陸田のこみを田チと稱し、彼我互に相違せる所より、李晬光の「芝峰類說」にも、『倭國、田を謂うて島シマ爲し、水田を謂つて田チ爲し、火田を畑ヒタ爲す。猶ほ我國の水田を以て番パン爲す如きなり。故に官名に島山殿あり、地名に畑島ありと云ふ。』と誌して居る。

番 音タブパン、訓ノンパン、朝鮮に於て創製せられたる文字にして水田である。大番テイクパン（全羅南道濟州島右面）・益番洞イクパン（黃海道津郡益洞）・下番ゲパン（江原道麟蹄郡龍麟面）・番洞パン（平安北道寧邊郡龍山面）・番谷洞パンコク（慶尙北道英陽郡石保面）等其の例多きも、田の如くは多くない。番洞パン（ノンコル）またはタツトング、番谷洞は最も多く用ひられて居る。尤も番字を附したる地方一圓が、必ずしも水田の廣く開けた意を表はすにばかりは云へず、却つて山間の谷間等に僅かに生じた番に因みて生じたものも多い。今前記濟州島の大番に就きて其の例を見るに、同島は總耕地面積一二六、九九三・六町歩の内、田面積が其の大部を占め、實に一二六、〇九九・

一町歩に上つて居るに反し、水田面積は僅か八九四・五町歩で、比較にならない程少い。従つて米の年産額も七、〇〇〇石内外で、多くの島民は冠婚葬祭用として、年三、四回米を食用にするに過ぎない。殊に同島は、その地質が玄武岩の裂目縦横に走り、降れば深く岩盤の下を通り、地下水となりて、海岸又は海岸近き丘陵下に至り湧出するので、河水を見るこゝ稀で、水田の開墾は當分望みがない。今より三百年前の作である李健の「濟州風土記」にも「島中の土地は皆是れ砂磧にして、田畝甚だしく瘠せ、黄豆も小豆の狀の如くして其色皆黒し。小豆は菜豆の如きの大きにして、其の色黄豆の如く皆白し。赤豆は絶無なり。牟麥は實らず、稗稗の狀の如し。畚は、則ち、元も無し。故に島中に所貴の者は最も是れ大米なり。官家より年々米を兩湖全羅忠清の境に買ひ、船運して以て來り、只官供と謫客の放料に用ゆるのみ。亦或は田米を以て之を結す。甚だ苦しき者此れ也。大靜縣の間に或は水田ありといふ。島中の饒富の人は、則ち山稻を田に種えて以て米に代用し、山稻所種の田は則ち經年田に糞し、再三翻耕して然る後に乃ち播種すべくして、鋤草の功亦倍を爲し、甚だ苦しむ。」(今西龍博士譯文に據る)と誌して居る位であり、此の島で畚が拓けた場合には、島民は嘸かし狂喜した事であらうから、前に掲げた右面の大畚にしても、面積から見たならば左程大でなくとも、其の地で珍らしい畚がある所から附せられた名稱に違ひない。白村新太郎氏が、畚洞・畚谷洞等は、水田の一般に出来ない地方に、珍らしく畚が出来た爲めに附けた名稱で、地名の反語法である云つて居られるのは至言である。(朝鮮地名の考説参照)而して黄海道鳳山郡楚臥面に在る畚洞はこれをノックミ呼ぶが、此のツクは皆即ち堤で、韓英大字典にある皆即ち The raised border of a paddyfold の義であらう。驛畚(역방)もはも驛に附屬したる水田を謂ふ。

堡 家基即ち屋敷地又は宅地の意より聚落名になりたるものにして、杜茂堡・番伊堡(共に江原道麟蹄郡麒麟面)・應於堡(江原道水周)・後堡(京畿道江華郡吉祥面)の如く、音テを用ふる外、トイ・マルなど、ミ讀むものあり、トイは基なるべく、隱堡洞・大

堡洞・玉堡里・寺堡・故堡・別陽堡・上間堡・尊夫堡・石堡・場堡里・新堡洞・蛛堡里等、堡を附したる地名は多い。

水砧 穀物掲きを云ふ。北鮮山地帯に於て、點々ミ散在せる川縁りの水砧は、山村聚落特異の景觀を爲して居る。水砧

洞(咸鏡南道慶山郡仁面)・水砧洞(咸鏡南道新興郡東上面)の如くムルバン・ムルバンミ讀むを普通ミするも、水砧洞(全羅北道鎭安郡鎭面)の如くスーチ

ムミ音讀せる部落名もある。

林 此の字を附したる部落名は全鮮各地に頗る多い。試みに二、三の例を擧ぐれば、上林里(全羅南道高靈郡豐陽面)・鶴林里(慶

南道固城郡下一面)・長林里(黄海道谷山郡一面)・豐林洞(平安北道泰川郡江東面)等は洞名ミしても用ひられたものであり、民道林(京畿道開豐郡異敷面)・桂林(

魚林(全羅北道高靈郡青松面)・舊青林(慶尙南道居昌郡南上面)・上芳林(江原道平昌郡大和面芳林里)等は、里洞の下に於ける小員ミして用ひられたものであ

る。尤も林ミ書いても、百濟の地名舌林(西林)の林の如きは前掲の意にあらざ、黨字に用ひられたもので、坪井博士に據れ

ば、舌林(西林)は "sam salim, "dew." を意味して居る。

場 市ミ同じく市場の所在を示せる聚落名にして、各地に見られる。即ち里洞名に場を附したるものには、場基里・場

堡里・場基洞・上場洞・下場里・陰德場里・院場里・仲坪場里の如きがあり、この外公稱の里名には場の字なきも實際に

は昔より市場名を冠したるものが多く、また現在の市場名にも、梧根場(忠清北道清州郡梧倉面場堡里)・旺場(忠清北道陰城郡甘谷面)・立場(忠清北

郡老隱面)・新場(忠清南道扶餘郡馬山面新場里)・古場(平安北道楚山郡古面富坪洞)・漢場(平安北道渭原郡崇正面龍淵洞)・靈武場(咸鏡南道洪原郡龍源面)・千佛山場・元平場(忠清

鏡南道新興郡元平面)・古川場(咸鏡南道新興郡東古川面)・加平場(咸鏡南道新興郡初里場)・新豐場(咸鏡南道新興郡下元川面)・元豐場・廣大場(咸

鏡南道新興郡東上面)の如きものがある。而して沙斤場(慶尙南道咸陽郡水東面花山里)・平場(慶尙北道安東郡東後面)・曲場(全羅南道済州島新左面)の如く、中部以南

の地方に於ては、チャング・ヂヤングの音を用ひて居るが、黄海道・平安南道・咸鏡南道北道の地方に於ては、タング・

ダングミ發音して用ひられる。例へば看東場里(平安南道中和郡看東面)・新場洞(平安南道平康郡青山面)・馬山場(平安南道大同郡斧山面)・芒場洞(同上龍

詩面)。

漢場（平安北道樂浪）ニ云ふが如きである。

尙ほ馬場（例へば京城道楊州郡伊淡面馬場坪）は馬市にあらずして馬の牧場を表はし、沙場は砂原の意である。（朝鮮地名の考説）

京城南山の京城神社の下に倭城臺（いふ地名があるが、この地方には浮田秀家の陣したるこゝもあるも、日本軍の城は設けられたるこゝもなく、日本軍の需要を充す爲め當時市場の開かれて居たこゝは、「東國盛時記」の端午の條に、「丁壯年少者於南山之倭場北山神武門後爲角力之戲」）とあるに徴しても明かで、倭城臺と書すべきをいつの頃からか倭城臺と誤り記すやうになつたのである。

市 市場のあるに依り生じた聚落名で、各地に其の例が少くない。平安北道には南市・永山市・青山場市の如き著名なる部落があり、尙ほ二、三の例を擧ぐれば、安子市（全羅北道高敞郡）・盤市（慶尙北道安東郡東後面）・朔市洞（黄海道信川郡）・安市里（咸鏡南道）等の如くである。また二日市（全羅南道海南郡）は陰曆二の日に、五日市（全羅南道珍島郡）は同じく五の日に、七日市（全羅南道海南郡）は陰曆七の日に、十日市（全羅南道珍島郡）は同じく十の日に、現在市が開かれて居るが、朝鮮の市場名及び地名には、内地に於ける一日市（秋田縣）・二日市（福岡縣）・二日町（新潟縣）・三日市（大阪府）・三日町（岐阜縣）・四日市（三重縣）・四日町（山縣縣）・岩手縣（岩手縣）・五日市（東京府）・五日町（新潟縣）・六日市（島根縣）・六日町（新潟縣）・七日市（三重縣）・八日市（滋賀縣）・八日市場（千葉縣）・八日町（福岡縣）・十日町（新潟縣）と稱するが如き市日を冠したものは殆んど無く、今より百餘年前の「林國十六志」に見ゆる市場に、嶺南義城郡召父面に六日場と稱し、六の日に開市するものがあつたが、「増補文獻備考」には、山雲場と稱するものが六の日開市となり、六日場の名は見えなくなつて居る。前掲二日市・五日市・七日市・十日市は、臨時土地調査の際に於ける市場調に於ては、既に此の名となれるも、古き市場名には見當らない名稱であるから、併合後内地流に斯く名づけられたるものであらう。また市場に於ける金貨のこゝを市邊と稱し、そ

の方法や名稱は地方に依りて異なるが、日邊・月邊・年邊・市錢・替計等種々あるも、大體市日から次の市日までを期間として、利率を定むるものが多く、古來朝鮮の市場金融の實權は殆んど開城商人に握られて居る。江原道襄陽郡縣南面及び黃海道金川郡西泉面には市邊里と稱する部落があり、西泉面の市邊里では毎月四・九の日に開市され、當日は開城の金貨業者が多數出店して附近の者に金融を行ふ慣習がある。（拙著朝鮮の市場經濟參照）

坪井博士に據れば、新羅の東安郡はもろ生西良郡と云つたが van, khm. salai; pali; sala, "public hall"; "caravan-berail"; sht. cala. と相通じ、市場の義である。即ち此の地は蔚山の取引所で、國史には草羅・匣羅とあるのがこれであり、歆良州は文武王が生西良に倣つて置き、神文王が城を築いた新興の商業取引所で、今の梁山・伽倻津の商港であり、生西良と同じく市場の意を有するものである。省良も亦、省、金音相通じ、歆良と同じく市場にして、韓多沙の商業取引所であつた。また百濟の沙尸良・上老沙も新羅の生西良・歆良・省良と同義であること云ふ。

基 音はキ、訓はトにして、「基據也、在下物、所依據也」また「門塾之址」なきあり、敷地・址地にして、村落の敷地或は市場の敷地・址地の意味より來れる部落名である。従つて此の字を附したる部落には市場の開かるゝ所が多い。例へば京畿道水原郡松山面沙江里新基市場は陰曆二・七の日に、忠清北道報恩郡馬老面官基里官基市は四・九の日に、慶尙北道清道郡雲門面芝村洞新基市は四・九の日に、慶尙北道金泉郡大徳面館基里館基市は三・八の日に、榮州郡豐基面城内洞豐基市は三・九の日に市が開かれる。新基と書したる部落は最も多いが、全羅南道潭陽郡昌平面の新基はシンキと讀み、全羅北道全州郡蘆田面に於ては、同じく新基をシンギと云ひ、京畿道開豐郡臨漢面丁申里に於てはセットと稱する。此の外漢基（京畿道開豐郡蘆漢面）・垣基（京畿道金浦郡月申面）・中基（全羅北道鐵山面）・車基（咸鏡北道鏡城郡宋乙温面）等、其の例に乏しくない。基はまた漁場の意義に用ひらるゝところがあること云ふ。（朝鮮地名の考説參照）

金 音クム(音)又はキム(音)訓シエー(斗)にして、クム(音)は黄金の意であり、シエー(斗)は金屬、主として鐵を意味する。金谷シエー云ふ小部落のある谷に於ては、も鐵鑛を採掘した處が多く(朝鮮地名の考説參照)、また殷栗鐵山の所在地は金山里(黃海道殷栗郡北部面)と稱し、載寧鐵山も亦金山里(黃海道載寧郡三北面)に事務所を置いて居るが、此の金は鐵を意味するものと思はれる。一方金溝里(全羅北道金堤郡金溝面)・金坪里(全羅北道金堤郡龍池面)及び金昌(咸鏡南道豐山郡)の如きは、古くより砂金の産地であり、現在京畿道驪州郡金沙面は天一金鑛、京畿道安城郡金光面は安城金山の所在地である。これ等の金は正に黄金の意であらう。また金鑛(江原道洪川郡化村面)・金礦(江原道洪川郡南面花田里)の如きは、普通名詞が遂に部落名即ち固有名詞となつたものである。右に掲げたる例は金・鐵等金屬を産出するによりて附せられたものであるが、金山里・金谷里・金角里・金岩里の如き部落が必ずしも金屬を産出するに限りはない。また金氏洞・朴金里・金呂洞・金哥谷及び金姓洞の如き部落名に用ひられたる金は、即ち同族金氏の集團部落を意味するものである。

銀 平安北道江界郡龍林面には銅洞江に沿ひて銀洞ソル洞があるが、一般に銀店・銀洞・發銀洞の如き銀を附したる地名にも銀冶があつた處が多い。黃海道載寧郡銀龍面(もとの銀山面・龍山面の二面より成る)は、銀龍鐵山の所在地であり、また鳳山郡岐川面の銀積山ソル積山北陰には亞鉛鑛の採掘地がある。

銅 銅店と稱する地名が諸所に在りて銅冶である。現在は採掘を休止して居るが、咸鏡南道甲山郡の甲山銅山の所在地を銅店里と稱する。この地は古くより知られた鑛山である。其の他京畿道抱川郡西面に銅店ソル店、楊平郡西宗面に銅店ソル店、慶尙北道盈徳郡南亭面に銅洞ソル洞、江原道三陟郡上長面に銅店里、江原道春川郡新北面に新銅里等の如きが處々に在り、これ等の字を附する地名にして銅鑛存在の疑はしきものもある。

斗落 トウラク(斗落)と讀み、また마지기・두락이或は락이斗落も稱し、田畑の面積の稱呼であつて、一斗落は一斗播

きの田畑の面積であるが、地方に依りて必ずしも一定せず、三南(忠清・全羅・慶尙)地方に於て一斗落の面積は、内地の約八十坪乃至百坪内外、京畿・黄海・江原三道地方に於ては百坪乃至百二十坪内外、平安・咸鏡道に於ては百二十坪より百五十坪、時として二百坪を越ゆることがある。地名として此の字を用ひたものが往々あり、全羅北道南原郡阿英面に在る斗落里の如きは其の例である。

夜味・也味・野味 夜味(야미)は明叫の當字にして、明叫は芒人明叫の略せられたものである。「經濟大辭書」には夜味に就きて、『斐味なる語あり、鮮語に之を明叫(註叫は叫の誤記なるべし)といふ。従つて音便上又之を夜味といふ。夜は叫(註叫)記しあるは叫の誤記なるべし)といふを以てなり。故に日本人は近來之を音讀して「ヤウ」(註ヤウはヤミ、即ち야미の誤記なるべし、味は音叫即ちミなり)と稱し、鮮人中往々之を眞似るものあり。斐味の原義は不明なれども其の意義は田畚一枚の意なり。日本人中往々之を一筆の義に解するものあれども是れ誤れり。朝鮮には一筆の語なく又其の觀念なし、其の之有るは最近日本制度の輸入せられたる以後にして、今日は一筆の語用ひらるれども、是亦土地調査の完結せざる今日に於ては未だ一般の用語と稱すべからず。斐味は耕作上の便を計り一區劃を爲したる田畚の廣袤を云ふものなれば一筆中に數斐味あるものとす。』(河合弘民)とあるに依りて明かなる如く、土地一枚の意である。従つて本來の呼稱はベミ(베미)にして、京畿道坡州郡靑石面多栗里には一夜味なる部落があつて、ハンペーミーと稱ぶ。京畿道抱川郡永北面に夜味里、水原郡半月面に大夜味里あり、全羅北道沃溝郡米面には夜味島里がある。也味も夜味と同意なるべく、京畿道楊平郡西宗面には也味里がある。また外野味の如く野味の字を宛て、地名に用ひられたものの中にはある。一般に狭小の土地の名から起つて聚落名となつたものである。

看坪 カンピョン(간평)と讀み、毎年作物の成熟期に、地主又は其の代理人たる舍音・農監等が小作人立會の上、

畚または田に就き、立毛の儘で作柄を檢見し、收穫豫想高を協定して小作料を決定するものである。この方法は大地主等が多数の小作人を有する場合、または遠隔の地に在る地主が、一々その刈取又は打穀に立會するに代ふるものである。小作料の率は收穫高の五割を標準とするも、多くの場合收穫量を實收額以上に査定するを以て、小作料額は往々實際收穫高の五割以上に及び、中には六、七割を越ゆるものもあるやうである。小地名として看坪みんべと稱するものあるは、其の地に於て常に檢見するところから起つたものと思はれる。看坪法はまた執租法・檢見法或は執穗法とも稱する。(拙著「朝鮮の小作慣習」参照)

蠶室 李朝に於ては早くより養蠶を奨勵し、世祖時代既に各道をして桑樹の栽培に適する場所を選び、植桑を爲さしむるに共に、一面蠶室を設置して、蠶母及び助役人を土地の者の中より選擇し、蠶兒飼育に従事せしめたのであるが、中宗元年には、従來各道に分置せられて居た蠶室を京城附近の東西二箇所に改めた。現在高陽郡蘆島面の蠶室里は當時の東蠶室里、始興郡新東面の蠶室里は西蠶室里の遺跡であらうと稱せられて居る。

尙ほ全羅北道全州郡九耳面の睿宗胎室の東五〇〇米の處には胎室テイシムと稱する部落名があるが、これは胎室が直ちに其の地名になつたものである。

舍音・沙音・沙隱 舍音サオン (사음) は마음即ち地主に代りて田畑を小作人ミを管理する人で、朝鮮に於ては大地主は多く都邑に住居し、舍音が小作人に折衝するを常とする。洪武年譯頌の大明律に律文の管莊佃ミあるを舍主爲頭處干ミ譯して居るが、前問恭作氏の説に據れば、舍主は今の舍音(sar-yum)即ち地頭で、爲頭處干(si-hu-ko-tan)は筆頭の小作人の義であり、また舍音nar-yumの nar は新羅語では宅の義で、これに舍の字を當てたものである。忠清北道報恩郡懷南面に舍音里があるが、また沙音も舍音と音相通じ、同じく사음の當字にして、京畿道利川郡利川面に沙音里があ

る。更に沙隱里ミ稱する部落があり、沙隱も亦即ち含音ミ同意であらう。

沙器 陶器である。古來窯業の行はれたるが爲めに附せられたる地名は、各地に散在して昔の面影を偲ばせて居るが、大正十五年中私の調査した所に據れば、これ等窯業關係の呼稱を有する部落に於ては、今尙ほ操業を繼續せるものも相當に多い。参考の爲め右の内其の數例を擧ぐれば次の如くなつて居る。（拙著「朝鮮の」〔窯業〕參照）

忠清南道唐津郡沔川面沙器所里 明治三十四年頃、瑞山居住姜正先・李德壽・沈正優等が始めて斯業に着手し、其の後張春和・白仁業・金在熙等これを引繼ぎ經營し、年を積むに従ひ技術稍熟練したりと雖も、未だ幼稚の域を脱せず

忠清南道唐津郡唐津面沙器所里 明治二十五年三月頃、江原道の天主教徒五、六名流込みて居住し、始めて斯業を起したるも、資本貧弱且つ技術拙劣なりし爲め、殆んど有名無實の状態を持續せり。越えて明治三十七年に至り相當資産を有する者等これが經營に着手し、爾來漸次改良の緒につきたりと雖も、製品として誇るに足るべきものなし

江原道横城郡公根面陶沙谷 大正十四年より創始せるものにして漸次繁昌の現況に在り、將來も尙ほ有望の見込あり

平安北道龜城郡沙器面 往古鮮瓦製造を以て聲價を得たりしも、時代の變遷に依り内地瓦を要求するもの逐年増加し、鮮瓦要求者激減せるを以て、已むを得ず三、四年間休業中なりしが、大正十四年より日瓦製造を始め今日に至る

黃海道松禾郡雲遊面沙器里 本業は約百年前より始業せられたるものなりと云ふも詳細は不明なり。尙ほ現在にても沙器里内沈防浦に一窰あり

江原道寧越郡西面瓮亭里 明治三十五年八月より開始し、繼續して今日に至りたるものにして、製造高は増加せざるも、品質に於ては漸次改良しつゝあり。最初開業者の氏名詳ならず

江原道江陵郡沙川面沙器幕里 大正十三年より素焼物を製造し來りたるも、特殊なる規模なく、舊式に依りて製造しつゝあり

忠清北道堤川郡水下面沙器里 大正十三年五月開業す

忠清北道槐山郡青川面沙器幕里 大正二年より創業し、大正十年には資金關係にて一時休業の處、大正十一年更に繼續作業し來れり

忠清南道瑞山郡高北面沙器里 三十年前の創業に係る

江原道淮陽郡泗東面沙器店里 二十年前に廢業す

平安北道楚山郡楚山面沙器德里 今を距る百五十年前、窳業（沙器）を試みたる由なるも、その後には此の業を替むものなし

慶尙北道慶山郡河陽面沙器洞 十數年前既に廢止せらる

咸鏡南道安邊郡文山面沙器里 斯業を經營し居るものなし

平安南道中和郡看東面沙器里 該當事項なし

京畿道江華郡下道面沙器里 窳業を替むものなし

廬 京城府の舊洞名中には、米廬上新洞・米廬下車洞・紬廬洞・砂器廬洞・米廬洞・鞋廬後洞・昌廬洞の如きがあり、

平安南道江西郡江西面には鹽廬里があり、またもこの平壤府隆徳面にも鹽廬洞があつた。

廬は市場に對して常設の商店を意味し、また市廬（市尅）・市肆（市々）・廬房（君人宅）・廬舖（君宅）とも云ふ。現在朝鮮人の商店中、廬の名稱を踏襲するものに就いて、その主なるものを擧げると左の如くなつて居る。

毛物廬 毛皮及び毛皮製品並に朝鮮雜貨を賣る店

鞋廬 鞋を賣る店

布木廬 織物類を賣る店

笠子宥巾廬 笠子（平常用ゆる帽子）宥巾（馬毛にて編みたる官員の冠、笠子の下に著く）を賣る店

網巾廬 網巾（馬鬣にて製したる巾、頭髮の亂れざるやう額に纏ふもの）を賣る店

鍮器廬 銅器及び眞鍮製品器・家具等を賣る店

權廬 箆笥・衣盒等を賣る店

瓮器廬 素燒物を賣る店

砂器廬 陶磁器を賣る店

貝物廬 玉製裝身具を賣る店

貨物廬 主として冠婚葬祭の儀式に用ふる衣裝・器具を賃貸する店

李朝時代の京城に於ける市廬に關する最初の施設は、太祖の次なる定宗元年（西曆一千三百九十九年）（後小松天皇の應永六年）にして、開城に於け

る制度に則つて官設塵舗を設けたことが「増補文獻備考」に載せてある。即ち

定宗元年始置市塵。左右行廊八百餘間。自惠政橋至于昌德宮洞口。

こあり、惠政橋は現に光化門郵便局の前に在る橋であるから、當時京城の中央たる今日の鍾路通の左右に設けられたる行廊即ち商店長屋は、實に李朝時代に於ける王都の商業中心を爲したるものと云ふべく、その行廊が幾多の塵舗に區分されて種々の商品を賣いだこは明かであるが、當時官設塵舗を置いた目的は、主として王室の需要を充す貢物上納の必要から來たもので、人民のこれを利用するこは極めて少く、一般の者はこの外にある市場に日常必需品の供給を仰いで居たこと思はれる。而して市塵監督の官衙としては、これより先太祖元年（西曆一千三百九十二年）後小松天皇の明德三年、平市署を置いたこが「増補文獻備考」に見える。

本朝 太祖元年因麗制置京市署掌句檢市塵平斗斛丈尺低仰物質等事有令一員丞二員注簿二員 太宗十四年改承爲注簿後
 改定提調一員令一員直長一員奉事一員後減直長 肅宗元年復置直長 英祖四十年減奉事增置主簿一員 吏屬書員五人庫
 直一名使令十一名

市塵に關する文獻中、京城に於ける市塵の種類・名稱・塵數・各塵の國役負擔額は時代によりて多少の變化はあるが、これを示したものに、純祖の時代に李萬運の編進した「萬機要覽」（純祖元年は西曆一千八百一一年、光格天皇の享和元年、純祖三十四年は西曆一千八百三十四年、仁孝天皇の天保五年）に編成した「六典條例」にも、明白なる記載があるが、各塵の所在地を明かに未だ見るを得なかつた。然るに正祖時代の編纂と認めらるゝ「東國輿地使攷」を稱する寫本中には、左の如く各塵の種類・名稱・塵數・應役額と共に、詳細なる地名が記載されて居る。「萬機要覽」よりも二、三十年以前に出來たものと思はれるが、李朝時代に於ける京城市塵の狀況を最も能く説明してある。

市塵 定宗元年始置市塵行邸八百餘間自惠政橋至昌德宮洞

- 有分各塵 以各塵中稍實者量定分數以應國役稱有分各塵自十分至一分凡三十七塵每當給塵 在典器監洞口東西即鎮樓路北賣四穀俗稱立塵應國役十分 綿布
- 塵 在鎮樓路西廉賣銀子 綿袖塵 在綿布與後典獄 內魚物塵 在里門東西 青布塵 在鎮樓東賣帽子應役三分〇兩處合八分 紙塵 西塵在綿布處或稱銀木塵應役九分 署前塵 應役八分 布塵 在東床處南 煙草塵 應役五分 外魚物塵 在教義門外 床塵 賣馬尾皮物雜南應役 應役六注處乃各處中最大處 應役五年 應役四分
- 李布塵 在真絲與東應役六分〇以上六 布塵 應役五年 應役四分
- 凡十三處門床處應役三分新床處妙床處各應役二分東床處在鎮樓南香進床處各應役一分布床處鐵床處簾床處南門床處寢床處貞陵洞床處九里觀床處紙賞處並無分 生鮮塵 應役三分 米塵 凡五處上塵在教義府西下處在教義門外應役二分 雜穀塵 在鐵物橋西邊 鎗器塵 在內魚物處 衣塵 在雜穀 綿子塵 在廣邊東 履塵 在青布塵西以上西江塵麻蒲塵並無分 雜穀塵 南北應役三分 鎗器塵 在西行邸塵 西行邸塵 衣塵 在雜穀 綿子塵 在西通橋北 履塵 在青布塵西以上
- 樺皮塵 在布塵東賣各 茵席塵 在義禁府 清蜜塵 京鹽塵 鬚髮塵 內長木塵 鐵物塵 桐竹塵 以上九塵並樣彩色等物 門外東
- 匙箸塵 凡二處內外 牛塵馬塵 兩塵並在大平橋南岸各應役一分〇以上四十一塵 無分各塵外長木塵 菜蔬塵 毛塵 賣實果各應役一分 內十塵無分餘三十一塵并上六注比塵為三十七塵
- 松觀毛塵 貞陵洞毛塵門外 惠政橋雜塵 賁物塵 涼臺塵 雜鐵塵 鹽塵 白糖塵 鷄兒塵 卜馬諸具塵 內賁器塵 毛上毛塵 上毛塵下毛塵
- 繩纜塵 上下木器塵 鐙塵 白笠塵 黑笠塵 外賁器塵 佐飯塵 凡四處生〇佐飯塵上米佐飯塵 針子塵 粉塵 凡二外各 簇頭里塵 賣婦女 生雜塵 網巾塵 內氈笠塵 外氈塵 藁草塵 龍山江柴木塵 豬塵 芭子塵 麻浦鹽塵
- 蛤灰塵 箭鏃塵 刀子塵 鹽水塵 種子塵 南門外醢塵 砂器塵
- 書籍舖 有鄭道傳序〇按國初 藥局 在銅觀〇又有訓 懸局 屠牛賣肉之所洋人主 禁御三營藥房 其販賣凡二十四處

(東國輿地便攷)

當時右の諸塵の外に、各種の小塵のあつたこゝは「萬機要覽」の無分各塵中、南門外醢塵の下に 此外小小各塵各色甚煩不比塵價本之資本無分各塵分排添加 註してあるによりても明かである。而して各塵中に於て六矣塵を稱する御用商人のありたるこゝが見えて居る。六矣塵は六昔の御用を達する六種の大塵の意義にして、その種類は時代に依りて異なるが、「萬機要

覽」には

立塵(絹布販賣) 綿布塵 綿紬塵 内外魚物塵 二塵合併 紙塵 苧布塵布塵 二塵合併 (魚物塵は乾魚鹽魚を販賣す、苧布塵は帽子塵なり。)

の六種を擧げ、「青邱示掌」には

繪塵 即立 綿布塵 綿紬塵 内魚物塵青布塵 二塵合併 紙塵 苧布塵

の六種を示し、「増補東國文獻備考」もこれを載せて居るが、李葉末期には

立塵 明紬塵 紙塵 魚塵鞋塵 二塵合併 白木塵 木綿類販賣 布塵

の六種となつて居り、「萬機要覽」に於ても、正宗辛亥内魚物塵青布塵を降して六矣塵の外に出し、布塵を之に陞せ、純祖辛酉には再び之を改め内魚物塵を六矣塵に陞せ、外魚物塵を合して一塵なし、布塵は苧布塵を合して一塵なし、以て六矣の數に備へたることがある。其後尙ほ屢々變更ありしならんは、河合弘民博士の説である。六矣塵は商業上獨占權を有し、亂塵の特權を行使した。亂塵の特權は自己の店舗に於て特權の商品を販賣し得るものにして、他人が漫に其の商品を販賣するときは、直ちに其の者を捕へて、其の物品を沒收し、之を處罰する特權を行ふものにして、政府は此の特權を附與したる代りに特殊義務を負擔せしめ、之を國役と稱したのである。國役は塵の大小に由り其の負擔率を異にする。其の最も多く負擔するものは即ち六矣塵である。六矣塵の應役額も亦時に依りて異なるが、「青邱示掌」には

立塵 十分 綿布塵 九分 綿紬塵 八分 内魚物塵 五分 青布塵 三分、二者合八分 紙塵 七分 苧布塵 六分

と誌してある。即ち其の利益の最も多くして、商業の大なるものに多くの國役を課して居たことは明かであるが、當時の應役塵は

布塵 五分 煙草塵 五分 外魚物塵 四分、内外の別あるは京城門内、門外の別なり 床塵 十三處 床塵にては、馬尾、毛皮、燭等を賣る、多きは三分より、無分に至る、所在地に依り異なる

生鮮塵 三分、鮮魚店なり 米塵五處 三分より無 雜穀塵 三分 鑰器塵 二分 銀塵 二分 衣塵 二分 綿子塵 二分 履塵 二分
 樟皮塵 各種の彩色物を賣る、一分 茵席塵 一分 眞絲塵 一分 清蜜塵 一分 京鹽塵 一分 髻髻塵 一分 内長木塵 薪炭を賣る、一分 鑄物塵 一分
 煙竹塵 煙管竹を賣る、一分 匙箸塵 二處 一分 牛塵 一分 馬塵 一分

にして、都合四十一塵なるも、其の中十塵は無分なるを以て、三十一塵となり、六矣塵を合して三十七塵である。此の外、無分塵四十九塵あり、尙ほ小々塵を稱するものは其の外である。高麗朝滅亡後商業上に發展した開城の商塵に對しても、六矣塵同様亂塵の特權を與へたことは、現存の塵契の記録及び古老の言に徴して明かである。尙ほ京城に於ける市塵に就いて「冽陽歲時記」には

閭閻市塵。皆剪紙寫。立春貼之注楣。或代以詩詞。道祝釐之意。如宮殿春帖子之例。自元日至三日。承政院不入各房公事。内外衙門不開坐市塵。

こあり、また「京都雜誌」には

緞袖紙布諸大舖。挾鐘街而居。餘皆散處。凡趨市者。晨集于梨峴及昭義門外。午集于鐘街。一城三所需者。

東部菜七牌魚爲盛。南山下善釀酒。北部多賣餅家。俗稱南酒北餅。

こあり、今日に於ける京城市街の繁華を對比して感慨無量なるものがある。(拙著「朝鮮人の商業」及び「朝鮮の市場經濟」參照)

店 現在朝鮮の都會地其の他に於ては、店を商店の意に用ふる事になつて來たが、本來朝鮮の店は、工場・工作所または鑛山の意である。

沙器店(河へば全羅北道)は陶器の製造場、磁器店(慶尙北道迎)は磁器の製作場、瓮器店(土器製造場、笠店(全羅南道高)は笠を作る所、鑰店は眞鍮細工を爲す所である。而して江原道淮陽郡泗東面沙器店里は、以前には相當盛んに鑛業の行は

れたる所であるが、二十餘年前に廢業し、また咸鏡北道明川郡上零北面の熊店洞クシヤムトには、熊店陶磁工場があつて、珪・水鉢・砂鉢其の他の生産がある。餅店(黄海道金川郡古東面松峴里)は餅を作る所にあらずして、陶磁か金物を製作したる所なるべく、(朝鮮地名の考説参照)咸鏡南道甲山郡鎮東面には銅店里ありて、現在は採掘休止中なるも、古來銅の生産を以て著名なる甲山銅山の所在地である。店村トヨムラと稱する小部落名は相當に多く、例へば慶尙北道迎日郡杞溪面にも、慶尙北道善山郡海平面の松谷洞及び昌林洞にもあり、其の他店洞(慶尙南道山淸郡丹城面)・店洞(慶尙南道山淸郡丹城面)・吐洞店(慶尙南道山淸郡丹城面)・東口店(全羅北道鎭安郡鎭安面)土店(全羅南道谷城郡木寺洞面)土店(城郡兼面)等其の例多く、前記の餅店や銀店(黄海道新溪郡麻西面)・屯店(江原道三陟郡未老面下巨老里)に於ては、現在毎月陰曆四・九の日に市が開かれて居る。

所 「輿地勝覽」卷七驪州牧の條に、防斤谷處・新堤處・新仍伊所・登神莊の如きが見えて居るが、更に『今按新羅建置州郡時。其田丁戸口未堪爲縣。或置郷。或署部曲。屬于所在之邑。(處を逸す)高麗時。又有稱所者。有金所・銀所・銅所・鐵所・絲所・紬所・紙所・瓦所・灰所・鹽所・墨所・糞所・畜所之別。各供其物。又有稱處者。又有稱莊者。分隸于各宮殿寺院及内莊宅。以輸其稅。右諸所皆有土姓吏民焉。金富弼撰三國史地理志不復具錄。而鄭麟趾撰高麗史亦因之。今既著姓氏則所本之地不可不載。故據固官六翼而質之。當今有所可攷者。纒十之二。竝附入於逐邑古蹟之下。』あり、高麗になつて、前代に設けられたる郷・處・部曲の外に、矢張り邑宰の任命なき村邑に對しては、莊及び所を置いた。前問恭作氏に従へば、所は處と同じく、初め *kot* と稱せられた如く、後には農地に地名を冠して、そのまゝ *kot* と呼び、これを處と書き、工作場は所を物産の名の下につけて音讀で呼ぶ習はしになつて居り、また洪武年譯頌の大明律に、律文の「若強占官民山場湖泊茶園蘆蕩及金銀銅錫鐵冶者」にあるのを、「公私處所屬山枝水梁草枝金銀銅錫鐵冶等庫之奪占爲在乙良」を譯して居るが、庫は *kot* の借音字で、處・所の義であり、同書に律文の「將田土移換換那」あり

るのを、『田地庫員結負乙或多或小互相改易』として居るが、庫員は農地の反別にして *Kot-han* に云ひ、また新羅時代には處の長を處干 (*Kot-han*) に唱へたのである。

現在の地名に就いて見るも、ソミ讀み、工場・製造所の意味を有することが多い。この場合は大體諸處に散見する地名、店タナ同意である。

沙器所サキモノ (全羅北道任) は陶器製造場、石所ソク (全羅北道全州龍進面) ・石所里ソクソリ (平安南道龍岡郡貴城面) は石切場、鹽所里ソルソリ (平安南道龍岡郡新寧面) は製鹽場、紙所カミ (全羅北道任) (安郡馬靈面) ・紙所村カミソク (全羅北道任) (安郡新德面) の如きは、紙の製造場のありたるより起れる聚落名である。此の外、尙ほ所の字を用ひたる地名が多く、京畿道高陽郡神道面には女妓所、全羅南道順天郡黃田面には加所、慶尙南道咸陽郡安義面には月所、慶尙北道善山郡玉城面には農所洞、慶尙北道盈德蒼水面には日暮所あり、これらは前述の意と異なりて、單に處所を謂ひたるものと思はれるが、左程古くない小田省吾氏所藏の「地圖」を見るに、全羅南道濟州島には、一所・二所・三所・四所・五所・六所・七所・八所・九所・十所・別防所・明月所・西歸所・禾北所・涯月所・果所・遮歸所・朝天館所の如き部落名があるところよりすれば、部落に用ひられた所の中には、高麗時代の制度たる邑宰の任命なき部落に附せられたもも残存して居ることを思はれる。

水鐵 水鐵は鉄鐵の意であるが、中村新太郎氏の「朝鮮地名の考説」に據れば、水鐵里には褐鐵礦を産出するを常とする。京畿道高陽郡漢芝面には水鐵里、龍江面新水鐵里、舊水鐵里あり、黃海道信川郡北面部にも水鐵里がある。また慶尙北道迎日郡竹南面には水鐵谷スイテョクと稱する小部落があり、其の他水鐵堡スイテョク (江原道洪川郡化村面) ・水鐵幕スイテョク (同郡北方面城洞里) の如き、各地に此の字を用ひられたる小地名が所在する。

都家 トカ (トガ) に云ひ、慶契附屬の共同倉庫にして、兼ねて慶契の事務所或は集會所となつて居る。も各慶契に

於て之を所有して居たやうであるが、大正十四年私の調査した所では、都家の現存せるものは、開城南大門外の青布慶契都家及び魚果慶都家、南大門内の開城商友會都家である。京城府の舊洞名に都家洞があり、また山中の小地名にも都家洞(例へば平安北道)・都家站(平安北道江界郡立館面)の如きが稀にある。

於音・於隱・於雲・漁隱・於溫 於音は어음の當字にして、金錢の支拂契約の票券である。これには金額並に支拂の約束を記載し、左方上部に票券作製の年月日、下部に債務者の姓名を記入の上捺印するものである。而して之を中央より上下に縦斷し、債務者の記名ある一片を債權者に手交し、他の一片は債務者に於て自ら保存する。また어음도(음)도(음)도(음)稱し、略して어음(음)云ふことがある。

地名にこれ等を附したるものが散見し、例へば全羅南道濟州島新右面に於音里あり、어음はまた於隱・漁隱・於雲・於溫をも當て用ひられ、平安南道江西郡東津面、及び咸鏡南道文川郡雲林面には於隱里、咸鏡南道德源郡内面には於雲里、平原郡永柔面には漁隱里、京畿道楊平郡砥堤面には漁隱の如き部落名がある。어음は어음(음)略することあれば、於物里(咸鏡南道長津郡中南面)も亦、上記約束手形の意より起つた部落名であらう。(拙著「朝鮮人」の商業」参照)

街・巨里 何れも同義にして街路の意より起り地方に於て比較的よく發達した集落名に此の字を用ひたるものが多い。三百里・三街里・四巨里・四街里に就きては別に近べたから、こゝでは省略するが、黃海道載寧郡清川面には末力街、江原道江陵郡江陵邑には玉街里、横城郡隔川面には上街、全羅北道扶安郡白山面には外巨里がある。コリの外、ゴリ・ゴリ一・ゴル・カリ・カリー・ガリ等、場合に依り發音に多少の相違を示せるものがあり、牧巨里(慶尙北道迎日郡竹北面)・塔街里(平安南道寧邊郡)・魚丁街(江原道江陵)・莎草街(江原道平昌郡大和面下安味里)・木街里(全羅北道南原郡二白面)・陽街里(全羅北道南原郡二白面)等の如きは、即ち其例である。尙ほ二三の例を擧ぐれば、院巨里(慶尙南道唐昌郡南上面)・德巨里(咸鏡北道鏡城郡漁郎面)・明地巨里(江原道麟蹄郡麒麟面)・巨里坪(江原道横城郡井谷面)

堡巨里(咸鏡南道端川郡南斗日面)・酒幕巨里(咸鏡北道鏡城郡梧村面城南洞)・西塔街里(黃海道殷栗郡一道面)・長承街(黃海道殷栗郡長連面)・市場街(江原道江陵郡望祥面深谷里)等の如くである。

前 漁魚に用ふる築の意である。全羅南道高興郡錦山面居金島の西端には、箭幕金(ナシヤンマクム)稱する小部落名があり、黃海道載寧郡清川面及び咸鏡南道文川郡には箭灘(ナシヤン)稱する部落あり、其の他箭腰里(平安南道江西郡咸從面)・箭浦(平安南道龍岡郡)等の如きがあり、江原道高城郡新北面の長箭里は、沿海が捕鯨の主要漁場にして、諾威式捕鯨船を用ひ、十月より翌年四月迄を漁期として漁業が盛んであり、最近に鐵道が通じ、外金剛入口(ナシヤン)として著名である。これ等は概して漁業の其の地に行はれたるによりて生じたる名稱なるべく、従つて河川沿岸、殊に臨海地に多く見る地名である。

藪 百濟の地名所非方(森溪)の所非は、前間恭作氏に據れば、sap (金・藪・林)を音字で書いたもので、sap, 鮮初まで、別體の sap, sap (今昔)と兩様に用ひられ、今でも sap, sap は森の義で、遍く用ひられて居る。坪井博士は高句麗の習比吞(サヒ)の習比も亦所非と同じく、金は對 Pagan hop "jungle" akin to kib, Shi "forest" 對島方言サク(採)の同語であるを斷じて居る。現在の地名にも、濟州島其の他各地に藪の字を附した小部落があり、例へば濟州島旌義面には黃茂藪(ワフシマ)がある。

鹽盆 製鹽に用ふる大釜にして、咸鏡南道利原郡南面には鹽盆里(ヨムブンニ)があり、咸鏡北道鏡城郡には、日本海岸に鹽盆(ヨムブン)稱する小地名がある。(朝鮮地名の考説参照)

其 の も の

尙ほ以上に擧げたるもの、外に、哥・部・瑞・只・芝等、部落名中特殊なものが尠くない。その他にも珍らしい名稱があること、思はれるが、際限がないから先づこの位に止めて置く。

哥 場合にカ・ガ・カーなきと讀みて用ひられる。例へば利得哥谷(咸鏡北道鏡城郡朱乙温面)・秋哥洞(咸鏡北道鏡城郡龍城面)・曹哥洞(咸鏡南道豐山郡天南面)と言ふが如くである。哥は姓を意味し、同族部落に用ゐられたる名稱である。朝鮮にてはもて尊稱の場合に氏は用ゐる、賤稱の場合に哥を用ゐるが通例なりしも、今日に在りては、其の用例に於て必ずしも兩者の區分が明らかでない。今二、三の例を擧ぐれば、崔哥嶺・車哥基・趙哥洞・劉哥峰・白哥洞・曹哥皿村等の如くである。また一面國境或は平壤地方に多き所より見れば、或は元來野人若くは移民の同族集團部落に用ゐたものではなからうか。

部 咸鏡道の部落名中、此の字を用ひたものが極く稀に見える。プ・ブミ讀み、また江邊部(咸鏡北道羅南邑)の如く、マルミ讀んだものもある。尙ほ部の字を用ひたる二・三の例を擧ぐれば、下峰部・龍岩部・山堂部・堡坪部・蘆岩部・蘆野部・民屯部(共に咸鏡北道鏡城郡梧村面)の如くである。

瑞 「北塞記略」海路考中に黃瑞があり、咸鏡北道鏡城郡朱乙温面に北河瑞・西河瑞の如き部落名があり、また濟州島西中面に桀瑞岳があるが、瑞の義未だ明らかでない。

只 主としてチ(ジ)であるが、阿只(慶尙南道晉州郡鳴石面の部)の如きは、ギを用ひて居る。長作只(全羅南道濟州島嶽子面)・大納多只・小納多只(全羅南道莞島郡金日面)・沙只洞(慶尙北道東成郡召保面)・斗只坪(黃海道慶津郡交井面)・上富只洞・下富只洞(平安北道江界郡公北面富只洞)・泥室只里(咸鏡南道北青郡德城面)・碑只坪(江原道橫城郡公根面)等の如く、語尾に只を有する部落名が散見する。金澤博士に據れば、古地名に於ける語尾の只は、之を只と讀み、己・兮・支・岐等と共に、都城山塞の意を有するものであつたと述べて居り、悅城はもて悅只(Yoekki)であるが、尙ほまた、坪井九馬三博士に據れば、古地名なり、現行普通語なりに、只が語調を整ふる爲めに用ひられて居り、もてモンク・メール系移民の用語であらうと解して居る。現在部落名の只も亦、語調を整ふる爲めに用ひられて居るものがあるのではなからうか。

芝 内芝トチ・外芝ソチ(黄海道載寧郡西湖面)・朴芝パクチ・宋芝ソンチ・北芝里ノクチニリ・南芝里ナムチニリ(黄海道載寧郡北東面)・洪芝ホンチ(上)等(同)の如く、芝の語を用いたものが散見し、朴芝・宋芝・洪芝の如きは、夫々朴氏・宋氏・洪氏の同族集團部落に用ひられた名稱には相違ないが、芝の意は未だ詳でない。

第二節 部落名の分類

聚落を表徴する聚落名の考察は、聚落の研究上極めて意義が深いので、不完全ながら前節に於て、朝鮮に於ける聚落名の由來に就き概略の説明をしたが、殊に聚落の最小單位たる部落名には、その部落の起源・特色等が最も能く現はれて居るから、茲では更に各地方に於ける部落名を、大體分類して一覽表を作製して見ることにした。勿論無數に存在する部落名を一々引用することは不可能であるが、朝鮮總督府に現存する資料を基礎として、(一)位置・地形に関する部落名、(二)官衙・建築物に関する部落名、(三)道德・信仰に関する部落名、(四)産業經濟に関する部落名、(五)姓氏に関する部落名、(六)景勝に関する部落名、(七)動物に関する部落名、(八)植物に関する部落名、(九)形容に関する部落名に大別して網羅した。しかしながらこの分類は必ずしも嚴密には行ひ難きものであるから、現存の小部落名及び行政区劃の邑・面の下に於ける町・洞・里名に就いて大別したに過ぎない。一々部落の起源沿革に遡つて見るときは、一概に字義通りに取扱ふことの出来ないものもあるかも知れない。總うじて朝鮮は昔から支那文化の影響を受けて、地名には優雅高尚なるものが多いが、地形・位置・動

物・植物・形容を現はすもの、中には、特に詩的情調を含んだものが尠くない。また道徳・信仰に關する部落名の如きも、時代思想と民族文化を反映して頗る興味があるが、産業經濟・官衙・建築物・姓氏に關するもの、中にも、朝鮮の地方色が最も濃厚に現はれて居る。されば部落名を通じて、朝鮮の歴史・文化・經濟・制度・社會事情等を研究する上に、何程かの參考となること、信じ、努めて各地方に亘り種々の部落名を拾つて見た譯である。而してこれが分類の方法は、前記の九門を略ぼ地勢に従ひて平地・山間・沿河地・臨海地に細別した。これに依りて現に朝鮮の各地方に存在する部落名の一斑は推測されるであらうが、頁數の關係上個々の部落名に就き詳しく解説を施し得ないことは、筆者自身に於ても何となく物足らなさを感ずる次第である。

位置・地形に關する部落名

一般的なもの

平地に在るもの、邑内里・上新里・左部里・中島里・上里・陽地里・陰地里・新南里・内村里・水南里・上金里・下金里・上邑里・南町里・西町洞・城東里・洛上里・内地洞・南洞里・南郡里・西郡里・路東里・路上里・上四里・下四里・邑上洞・邑下洞・湖上里・中里・山西洞・下内洞・中面洞・北上里・北下里・北内洞・北外洞・語東里・語西里・上陽里・下陽里・外相里・内相里・内村・外村・上村・城底・風儀底・眞底村・東垣・大間曲・桂田曲・南夕曲・榛田・下曲・曲村。

山間に在るもの、盆地里・東橋里・上里・下里・中村里・臨江里・上南里・三上洞・三下洞・於上洞・於中洞・庄下洞・南洞・北洞・邑

内洞・裏里・南里・北里・上地位・下地位・下新里・上贊屯里・下贊屯里・城南里・上竹田里・下花田里・中里・内村里・西初里・西

中里・西上里・西下里・邑上里・邑下里・岑上里・内洞里・上庄里・洲南里・内上洞・内下洞・南夕村・殿内村・東村・南村・水南村・

琴岑底・南山底・嶺底村・坨底里・小放鶴坨・東坨・松黃坨・漢江坨・上下坨・高烟坨・上部・中部・下部・間部・長古介・古介・眞

長介・新高介・甲古介里・古介洞・長頭曲・南陽里・南上里・西大里・西洞・東洞。

沿河地に在るもの、中里・蒲内里・西岩里・小西里・赤下里・水北里・院南里・院北里・上洞・中洞・下洞・東邊洞・西邊洞・東部洞・

中村里・下村里・山西里・西村里・北部里・城西里・城東里・城南里・上里・中里・下里・大上里・大下里・内里・東里・西里・南里・

北里・北上里・東興里・南興里・西興里・下面洞・北洞・南洞・東洞・上洞・水南洞・水北洞・西南部洞・西北部洞・東南部洞・東北

部洞・上里洞・陵南・金沙上洞・金沙中洞・城中里・中下里・中上里・院上里・院下里・中里洞・東村里・西村里・中村洞・東坪洞・

南上洞・北上洞・内丁里・外丁里・琴岑底里・眞底・城底・東坨里・周路坨里・黨坨・德友坨里・月近坨里・江邊部・古介・松羅・小

間曲・射亭曲・梨樹曲・麻田曲・東吾曲・地方曲・水曲・江曲・黑水曲・馬上坡・城坡・葛阿坡・蕎麥坡・上葛坡・下葛坡・黃鐵坡・

上巨里・下巨里。

臨海地に在るもの、大東里・新陽里・關東里・江陽洞・東部洞・西部洞・東部里・西部里・内里・東邊洞・西邊洞・北邊洞・海南里・休

東里・南上里・南下里・南陽里・南端里・西湖里・海西里・元北里・湖南里・内洞里・東活里・西湖里・興上里・下栗里・東

島里・西島里・新中里・西中里・上松里・新上里・陵西里・西興里・元上里・昌上里・六坨東里・六坨西里・中寶珠里・上寶珠里・城

南洞・城北洞・南部洞・南夕洞・鳳南洞・榕上洞・羅南・羅北洞・南山洞・西水羅洞・北館洞・南館洞・上松峴・下松峴・龍北洞・南

村里・北村里・二上洞・二中洞・二下洞・三上洞・三中洞・三下洞・下村・上後洞・下後洞・上前洞・前一洞・上德洞・下德洞・洞内

村・上炭洞・下炭洞・中里・下端里・上端里・中端里・海東里・岐西里・東端里・北端里・上西湖里・下西湖里・河南里・橋北洞・下

山北・上山北・南山上里・内村・上金洞・下金洞・上隱洞・中隱洞・下隱洞・上休洞・中休洞・中村・西邊洞・東巖洞・東堂洞・西堂

洞・北新洞・東忠洞・西忠洞・上東洞・下東洞・東岩洞・中里・上里・城内里・中基里・汝南里・上黃里・下黃里・上加里・下加里・中

屈里・下屈里・南而里・大中里・知東里・知南里・知西里・界上里・界中里・界下里・中九里・上元德里・下元德里・上巨里・下巨里・

上東里・下東里・元下里・陵内里・長上里・長下里・山北里・月東里・月西里・庫底・南安坨里・下部・龍堂部・山堂部・蘆岩部・蘆

野部・堡坪部・堡谷部・民屯部・三臺部・新鄕部・仲坪部・上坪部・下坪部・嶺底部・蘆田部・陶谷部・西水羅・登山串・柳串・芻串・防頭串・小串・竹岩串・勿岩串・顧雉串・目不里串・夜依串

山・峴・峙・堤・峯・峰

平地に在るもの、官山里・文峯里・松山里・造山里・猪山里・弓峴里・丁峰里・三山里・芝山里・江山里・九山里・仁山里・昇峙里・南山里・岐山里・得山里・黃山里・白山里・華山里・礪山里・龍山里・諸山里・外峙里・亭山里・汶山里・草山里・莢山里・花山里・溪山里・省峴洞・梧山里・瑞山里・沙峴里・碧山里・陽山里・旺峴里・德山里・崇山里・鶴山里・西峰洞・文峰洞・佳山洞・德山洞・良峴里・蓬峰里・南山里・社峴里・最峙洞・阿山洞・新阿山洞・奈山里・遊山里・上山里・沙里峴里・二島峴里・葛峴洞・加大峴洞・五峯洞・象峴洞・柳峴洞・前園山洞・南山洞・造山洞・景食峴洞・照老山洞・砧山里・上峴里・三山里・弓峴里・花峴里・唐山里・下峯里・正峴里・江山里・東山里・妙峯里・梅山里・仁山里・山直里・南山里・尹山里・元山里・平安山里・雙峰里・月峰里・山所里・見山里・中山里・德芝山洞・彥峙里・三岐洞・巨山里・馬山里・雄山里・南山里・文山里・復山里・烏山里・華山里・富巨山里・雲峙里・白山里・阜峴里・南山里・佳岑里・古山里・尺山里・星山里・楮山里・德山里・東山里・外峙里・汶山里・大堤里・五山里・梁山里・草山里・箕山里・連山里・自山里・小山里・挾山里・元峴里・德山洞・黃山里・山洞・德山基里・上開峙里・下開峙里・南山洞・瑞山洞・沙峴洞・皮峴洞・德山洞・玉峯洞・筐山洞・小峴洞・石山洞・松嶺洞・長峴洞・孤山洞・加加山里

平地に在るもの、正峰里・長峴里・雙峰里・秋峰里・德峰里・莢山里・阿山洞・防嶺洞。
山間地に在るもの、金山里・箕山里・道山里・烏嶺里・陽山里・玉峴里・隱峴里・豐山里・德山里・芳山里・詩山里・玉山里・龜山里・橋山里・竹山里・德峙里・蘆峙里・丹山里・馬山里・楓山里・廣山洞・黃山里・龍山里・軍峙里・楡峴里・石峴里・新峴里・沙峙里・五峯里・牛峴里・造山里・龍山洞・加里山里・中山里・馬峴里・南山里・秀山里・石山里・農山里・松峯里・惠山里・紫山洞・南山洞・屈山洞・仲峯洞・玉山洞・周峙里・大峙里・吉峴里・花山里・里・柴花山里・龍山里・舟山里・柳山里・午山里・甲山里・甌山里・松峴里・發岳里・胎峯里・東山里・化峙里・歌峙里・德峯里・中山里・下山里・上山里・蜂山里・食山里・芝山里・獨山里・詩山里・玉山里・鍾峴里・石峴里・舟峙洞・内山里・楊山里・馬峙里・大峙里・扭峙里・兄峙里・獐山里・德峰里・松峙里・三峙里・東山里・粟峙里・蓮峯里・烏山里・虎峰里・德峯洞・赤山洞・砒峴洞・斗山洞・露山洞・鳳山洞・德山洞・鳳山洞・飛山洞・寫山洞・新塔

洞・下山洞・内沙洞・上沙洞・下沙洞・檢峴洞・外峙洞・石峴洞・鶴峴洞・新峴洞・梨峙洞・臥山洞・九峰洞・於峯洞・中山洞・葛峴洞・白山洞・五峯里・牛峴洞・長峴里・山沓洞・灰峴洞・佳峴洞・造山洞・上中山里・下中山里・天臺洞・小峴里・山嶺洞・石山洞・於隱洞・三台洞・果山洞・農山里・山嶺里・鞏岩山里・松峰里・長峴里・惠山里・樂山洞・飢山洞・孟山洞・會山洞

沿河地に在るもの 五峯洞・靛山洞・頭山里・鶴山里・方山洞・都嶺洞・龍峴里・文峰里・西山里・栗山里・龍山里・虎山里・牟山里・會山洞・由山洞・高山里・北山洞・午山洞・雲山里・德山里・月山里・化山里・造山里・佳山里・竹山里・西峰里・三山里・内山里・

黃山里・細山里・坪山里・新峴里・葛山里・元山里・南山洞・松峰洞・龍峰洞・新峙里・金沙上洞・金沙中洞・德山里・南山里・西岳里・寶峰洞・黃山洞・竹山洞・龍山洞・鞍峴洞・梅峴洞・覓峴洞・石峯洞・内虎山洞・外虎山洞・烏峴洞・鶴山洞・華山洞・水山洞・

考埃洞・邱山里・板山洞・新峴洞・午山洞・東山里・化山里・虎山里・鶴山里・月燈里・馬峴里・中山里・月山里・山丁里・正峙里・

蘆峙里・東山里・五山里・岳山里・葛山里・嶺山里・坪山里・愚峙里・新峴洞・岐山里・公山里・姑嶺里・梨峴・夜珠峴・西學峴・獨

甲峴・礪石峴・黃土峴・南征峴・阿峴・慈華峴・松峴・雨零峴・萬里峴・冷峴洞・仁峴洞・小仁峴洞・靛峴・安峴・紅峴・孟峴・堂峴

・大峴洞・葛峴・礪石峴

臨海地に在るもの 長峴里・新峴里・吾尼山里・佳峴里・花山里・三峰里・松山里・安山里・雲山里・卯山里・巴山里・長山里・夢山里・

鳳山里・松山里・水山里・牛峴洞・鶴嶺洞・鶴山洞・斗山里・元山洞・華山洞・日山洞・花嶺洞・石山里・車山里・牙山里・平峴里・

笠峴里・虹峴里・平山里・游山内里・薄山外里・桃山里・金山里・君山里・新嶺里・玉山里・岐山里・松山里・好峴里・鶴峴洞・比山

里・長峴里・常山洞・南山洞・靛山洞・龍峴洞・造山洞・鳥峴里・達山里・新峴里・鑿山洞・藥山里・陶馬山里・佳峯里・靛峴里・寬

山里・高峯里・牛山里・柳峴里・大三峰里・上三峰里・下三峰里・牙峴里・應峴里・松山洞・杏山洞・安山洞・牛山洞・星山里・月峰

里・羅山里・月山里・鏡山里・蛇峙里・新堤里・南山里・堤内里・中山里・島嶺里・東嶺里・巴山里・南山里・長山里・玉山里・長燈

里・大峙里・山峙里・文峙里・永山里・水山洞・鳥山洞・牛峴洞・鶴峯洞・學山洞・牛峰洞・元峰洞・岐山洞・山下洞・堂峴里・石山

洞・馬峙里・於義峙洞・竹山里・平山里・桐峴里・血塘里・隱山洞・龍山洞・鞍峴洞・青山洞・南山上里・馬山里・古峴里・龍山里・

王山里・松山里・稷峴里・圓峯里・葛山里・山里・西臺里・南臺里・井山里・上南山里・中南山里・下南山里・萬山里・長峴洞・下嶺

洞・上嶺洞・南山洞・南靛山里・龍峴洞・造山洞・水峴里

池・井・泉・湖・沼・澤・水

平地に在るもの、福井洞・塔淵里・水井里・山水里・花卉里・源水里・石湖里・平湖里・鶴池里・冷水洞・機池里・盤湖里・馬泉里・坪井里・石井里・林泉里・蓬泉里・蓮水洞・松湖里・月湖里・龍湖里・都井里・上水里・下水里・防水洞・上水邊里・下水邊里・龍湖里・舊井洞・水井里・龜井洞・龍淵里・冷井里・得水洞・石井洞・架井洞・洞井洞・西井洞・錦湖洞・機池里・細淵洞・福泉洞・冷井里・冷水洞・影池里・金池里・水余里・龍井里・石井里・龍井里・濕池里・機池里・内水井里・外水井里・冷井洞・猪井洞・光池院里・清水洞・上柳川・楓井里・靈泉里・澤村・月湖里・長池村・龍湖里・九湖里

山間に在るもの、吉水里・龍水里・水項里・倉泉里・馬水洞・貨泉里・松水里・遠井洞・温井洞里・長淵里・龍泉里・泗水里・通智水里・舊津里・綠水里・麗水里・水南洞・龍潭洞・英湖洞・舉水洞・漢蔡水洞・三水洞・德水村・長水洞・水火洞・南別水里・生水洞・雲水洞・藥水洞・西水洞・細水洞・大沙水里・玉水洞・漢水洞・桃花水洞・泗水洞・龍水洞・冷井洞・玉泉里・花潭洞・大水洞・熊水洞・九井洞・九井洞・水清洞・山水洞・竜池里・蓮池里・藥水里・金井洞・萬水洞・山水洞・干井里・牛井里・汀水里・上水項里・中水項里・下水項里・判水里・石井里・夫水里・五水洞・泉水洞・清水洞

沿河地に在るもの、冷井里・大泉里・三湖里・龍淵里・下井里・花卉里・良池里・大池里・辰泉里・石泉里・坪湖里・松湖里・南湖里・泉甘洞・内淵里・池洞里・藥水里・馬池里・泉洞里・多水里・赤池洞・流長水洞・北水洞・寒泉洞・下池里・上池里・深井里・木池里・寶泉洞・龍湖里・養井洞・君池村・狸井里・温水里・大井里・龍井里・水通里・春湖里・大井里・水清里・瓮井里・莎泉洞・冷井洞・九井里・谷井洞・嘉井洞・甘井洞・麻田井洞・上大井洞・下大井洞・盤松井洞・冷井洞・寒井洞・宮内井洞・朴井洞・填井洞・廉井洞・樓井洞・谷井洞・兄弟井・館井洞・蓋井洞・御水井洞・新井洞・石井洞・香川洞・鑛井洞・藍井洞・窟井洞・槐井洞・富井洞・板井洞・太井洞・絲井洞・堅井洞・笠井洞・愚井洞・練井洞・囊井洞・兄弟井洞・闔井洞・冷井洞・直井洞・坪井洞・温井洞・王井洞・福井洞・古里井洞・大松井・大井洞・鮎井洞・鮎魚井洞・下甘井洞・上大井洞・深井洞・中井洞・上甘井洞・下大井洞・上甘井後洞・下甘井後洞・汗井洞・合井里・土井里・堂井洞・南井洞・紫井洞・加井洞・三井洞・九井洞・金水井洞・秤井洞・干支井洞・文井洞・唐井洞・大水洞・金泉洞・泉洞・清湖洞・法水洞・大泉洞・槐泉洞・水之洞・山泉洞・半泉洞・三湖宮井・三湖井洞・水典洞・水標橋洞・上水邊里・下水邊里・水上里

臨海地に在るもの、石井里・冷井里・雲湖里・文水里・龍井里・月湖里・蓮井里・石湖里・安湖里・平湖里・南湖洞・環湖洞・道泉里。

溪谷

明井里・倉湖里・梅井里・大井里・佳泉里・金水里・龍潭里・西湖里・龍井里・龍池里・濂泐洞・莊湖里・芙湖里・西湖里・呂湖里・新湖里・蓮湖里・石井里・長淵洞・獨淵洞・龍水洞・西水羅洞・西水羅・龍水洞・池明洞・山水洞・龍湖洞・防湖洞・竹湖里・龍池里・惠地里・炭井里・上西湖里・下西湖里・陽井洞・龍井里・樓井里・沙湖里・新湖洞・明井洞・豆湖里・斗湖洞・南湖洞・蓋水洞・流水洞・美水洞・廣潭洞・酒泉里・石井里・月湖里・龍井里・龍水里・井洞・栗池里・熊淵里・冬湖里・大井洞・桃井里・冷井里・西井里・陽池里・石井里・牟井里・碧井里・九井里・穆湖里・上十井里・下十井里・山井里・水輪洞・水觀里・蓮湖里・恩湖里・龍治里・雙湖里・玉泉里・龍泉里・水使里・石湖里・豐湖里・英湖里・西湖里・東湖里

平地に在るもの、寺谷里・唐谷里・鍾谷里・雲谷里・梨谷里・法谷里・新谷里・南溪里・新谷里・月溪里・開谷里・薪溪里・石溪里・興谷里・盤谷洞・書谷里・上金谷里・下金谷里・九溪洞・渚谷洞・盤谷里・松溪里・梅溪里・燃谷里・佳谷里・雲谷里・南谷里・石溪里・進溪洞・鳧溪里・嚴谷洞・尺谷洞・泉谷里・蘆谷洞・新溪里・北溪里・花溪里・松溪里・加谷里・沙谷里・琴谷里・白谷里・井谷里・金谷里・月谷里・韓谷里・松谷里・梨谷里・冶谷里・花谷里・南谷里・松谷里・正谷里・雙溪里・龍谷里・泉谷里・雲谷里・月谷里・

山間に在るもの、大谷・兀谷・上茂谷・下茂谷・間谷・間茂谷・下月谷・上月谷・古谷・上谷・下古谷・篤谷・彥谷・内谷

山間に在るもの、道谷里・連谷里・德文谷里・栗谷里・深谷里・月谷里・竹谷里・德谷里・於谷里・豐溪里・三溪里・茅谷里・井谷里・杜谷里・大谷里・支谷里・赤谷里・宕谷里・双溪里・蟻谷里・多谷里・道溪洞・注谷洞・佳谷洞・道谷洞・地谷洞・茶谷里・松溪里・雲谷里・雙溪里・下沙谷里・上沙谷里・窟谷里・黄谷里・蘆洞洞・東谷洞・五溪洞・豐谷村・東谷洞・花谷洞・鈴谷里・東谷里・金谷洞・池谷里・東溪洞・廣溪洞・蘆洞洞・道谷洞・注谷洞・茂谷洞・上釜谷・後谷里・根谷里・熊谷里・月溪里・上谷里・東溪里・富谷里・鵝溪里・鵝溪里・基溪里・龍溪里・赤谷里・開谷里・井谷里・石谷里・永谷里・清溪洞・陶谷里・造溪里・金谷里・治谷里・華谷里・鳳谷里・小鳳谷里・石溪里・碧溪里・栗谷里・積谷里・基谷里・南雪谷・中谷・西雪谷・躬膺谷・西梓谷・新堂谷・書堂谷・大安谷・上北谷・下北谷・學堂谷・蘆田谷・長生谷・日建谷・舊堂谷・祭谷・古庄谷・下谷・西上谷・城谷里・四谷・六谷・十谷・九谷・八谷・七谷・二谷・一谷・慕道谷・薪谷・雙鷄谷・鶴羽谷・橫山谷・松風谷・於隱谷・青岩谷・瑞谷・栢谷・上谷・自個谷・城谷・小東谷・大東谷・知面谷・院谷・遠谷・仍谷・寺谷・門木谷・萬墟谷・中臥谷・大墟谷・小墟谷・後滿谷・梨木谷・支石谷・南亭谷・嶺谷・栗谷・暮谷・城隍谷・店谷・合群谷・山隅谷・五柳谷・蘆田谷・住哥谷・楡谷・尙明谷・水直谷・沙器幕谷・上重谷・西池谷・李

待郎谷・二郷谷・松魚谷・寺谷・大谷・兵馬谷・洪首谷・昌浦谷・北谷・南谷
 沿河地に在るもの、釜谷里・道谷里・麻谷里・開谷里・南谷里・沙谷里・東谷里・柿谷里・月谷里・酒谷里・富谷里・生谷洞・青谷里・
 巖谷里・間谷里・耳谷里・隱溪洞・黑澗里・間谷洞・東谷洞・巖谷洞・長谷洞・大谷里・孔毛谷洞・後谷洞・別谷里・玉谷洞・尹谷
 洞・水谷里・龍溪里・月谷里・昌溪里・松溪里・富谷里・外谷里・新谷里・細谷里・月溪里・斗谷里・土谷里・琴谷里・西古谷里・東
 古谷里・泥山谷里・土谷里・杏谷里・花溪里・位谷里・井谷里・松谷里・大谷里・德谷里・塔谷里・柏谷里・鳳谷里・龍谷里・
 德谷里・内谷・城谷・岱谷・東上谷・朔西谷・朔東谷・北谷・南山谷・橋谷・煙臺谷・書堂谷・北上谷・東龍谷・采雲谷・西新谷・元
 化洞東谷・東二谷・辨艾谷・西古洞上谷里・於谷里・大山谷里・館谷里・東谷・中谷・南谷・下谷・外谷・西上谷・遼山谷・德大谷・
 水門谷・山亭谷・東中谷・一谷・二谷・三谷・四谷・五谷・上谷・北東谷・元東谷・齊東谷・梨谷・畜谷・藏長谷・葛谷・護谷・鸞谷
 ・寺基谷・院基谷・山登谷・佛堂谷・昇谷・高山谷・大谷・金哥谷・姜哥谷・釜基谷・孫利谷・長谷・於谷・陶唐谷・四德谷・蘆野谷・
 安陣谷・文殊谷・通谷・孝谷・間谷
 臨海地に在るもの、長谷里・城谷里・元谷里・深谷里・藍谷里・柳谷里・東谷里・佳谷里・中溪里・長溪里・蓮谷里・枕溪里・羽谷里・
 龜溪里・牙谷里・柄谷里・金谷里・凡谷里・龍溪洞・草谷里・魯谷里・柳谷里・梧谷里・梧溪洞・武溪洞・寬谷洞・館谷里・龍溪里・
 春谷里・綿谷洞・後谷洞・基谷洞・栗谷村・斗谷里・武谷洞・間谷里・城谷里・家谷里・松谷洞・城谷洞・保谷洞・牙谷洞・保谷洞・
 活谷里・大谷里・清溪里・良谷里・七谷里・金谷里・芙蓉里・隱谷里・泉谷里・斗谷里・佳谷里・大谷里・茅谷里・茂谷里・船谷里・
 鸞谷里・石谷里・鶴裏谷・内谷・後谷・稼谷・遮陽谷・鴈谷・魯谷・吉谷・紫陽谷・寺基谷・小松谷・葛馬谷・杞谷・陽谷・梅谷・廣
 大谷・松谷・仙谷・龍沼谷・雌雄谷・土山谷・寺谷・内谷・項谷・農事谷・南作谷・北作谷・地沙谷・西澗谷・蓮池谷・南夕谷・龜谷
 ・韓相谷・直谷・刀谷・射擊谷・光連谷・山峰谷・幕谷・林舞樹谷・日建谷・成造谷・堡谷・煙臺谷・特谷・萬谷・雲谷・非古谷・尺
 谷・沙谷・鳳谷・巖谷・古谷・米谷・上谷・佐谷耳・桐谷・中谷・巖谷・農谷・耳谷・笏谷・省谷・梧谷・斗谷・默谷・芳谷・梅谷・蓮
 花谷・梨津谷・弓匠谷・將相谷

河・川・江

平地に在るもの、白川里・仁川里・云川里・龍川里・注川里・玉川洞・柳川里・杜川洞・仁川洞・下防川里・上防川里・葛川里・龍川洞・
 碓川洞・小川洞・化川里・新川里・上川村・下川村・甘川・水川浦・智川里・蛤川洞・龜川洞・下柳川・乾川里・蒜川洞

浦

山間に在るもの、 檢川里・笛川里・井川里・錦川里・可川里・曲川里・鶴川里・桃川里・月川里・岩川里・漁川洞・蒼川洞・月川洞・燕川洞・細川村・豊川洞・可伊川・南川橋・防川洞・利川洞

沿河地に在るもの、 道川里・乾川・藥川・銅川・永川・新川里・東川洞・林川洞・深川洞・漁川里・米川・川邊里・長川洞・山川洞・蔡川洞・龍川・慶國川洞・滄川・北川邊洞・下北川邊洞・上北川邊洞・東川邊洞・梨川洞・川南洞・川西洞・川東洞・价川洞・永川洞・東川洞・河回洞・反川洞・漢江・普江里洞・河橋・泥川洞・蘆川里・浙江洞・二松川洞・川前里・鶴川洞・松川洞・高川洞・羅川洞・屠川洞・九川洞

臨海地に在るもの、 伊川里・鳴川里・大川里・中川里・松川里・竹川里・龍川洞・川傍村・道川洞・斗川洞・伊川洞・沙川洞・松川洞・月川洞・新川洞・加川里・漢川村・佛漢川場・麻川里・深川谷・始川里・余川洞・嶺川里・廣川里・長川里・柳川里・玉川里・沙川里

平地に在るもの、 上長浦・下長浦・上虎浦・浦村・白日浦・大乾浦・小泉浦

山間に在るもの、 水清浦・草幕浦・西上浦・西湖菊浦・中雍浦・龍浦・落天浦・源水浦・小泉浦・大泉浦・後浦・乾水浦・中泉浦・下泉浦・直米浦・大浦・細洞浦・潛浦・内頭茂浦・外頭茂浦・瑞洞浦・三浦・堀方浦・社門浦・門内浦・遇風浦・簡浦・楚漢浦・青石浦・上水浦・城水浦・君鶴浦

沿河地に在るもの、 炭浦・興天浦・康寧浦・遠浦・折浦・龍津浦・五浦洞・石榴浦・濕浦・羅山浦・關新浦・襄浦・大也浦・康寧浦・租江浦・麻近浦・羅浦里・西浦里・曲浦里・笏浦洞・長浦里・牛浦洞・艾浦洞・新安浦洞・瑤浦洞・浦里・敏浦洞・龍浦里・南浦里・西浦里・浦内里・蘆浦・雲浦・連浦・上浦・中浦・浦内・蔑浦・前浦・后浦・戊海浦・紫芝浦・上高浪浦・下高浪浦・石浦・大秋浦・梨長浦・麻浦

臨海地に在るもの、 洪湘浦・黃魚浦・深浦・淺浦・獨長浦・下梨浦・興草浦・雙浦・麻田浦・斜落浦・小橋浦・旬月浦・古沙浦・小格浦・新德浦・元浦里・浦里・麻唐浦里・黑浦里・斗浦里・熊浦里・石浦里・雲浦里・旺浦里・堰浦里・洛浦里・馬浦里・火浦里・夢浦里・沙浦里・昌浦里・大浦洞・長浦里・安浦里・唐浦里・浚浦里・達浦洞・花浦洞・荏浦里・蛤浦洞・箭浦洞・浦洞・一銅浦洞・石浦・姑浦・粟浦洞・浦項洞・酒浦洞・泉浦洞・龍浦洞・鐵浦洞・越浦洞・西浦項洞・鮎浦洞・屈浦洞・月浦里・遠浦洞・鹽浦里・尾浦洞・甘

第二章 聚落の名稱

浦里・牛浦里・石灘浦・釜浦里・金浦・龍塘浦・去來浦・浦洞・項浦洞・藏雲浦・碑石浦・金浦・炭浦・堂浦・沙坂浦・石浦里・石湖浦・箭浦・山項浦・下浦・中浦・上浦・上中浦・花浦・小浦・大浦・紫墳浦・藍浦・道尾浦・尾浦・曳承浦・倉浦・漣浦・馬上浦・德山浦・軍令浦・臥浦・内浦・上所浦・下所浦・阿浦・頭浦・小駕龍浦・駕龍浦・翠日浦・細浦・赤浦・檢浦・田浦・大條浦・鳥浦・石回洞・用浦・獨津浦・鱒浦・竹山浦・禾灘浦・佛堂浦・新浦・盤伊浦・月浦・昇天浦・山伊浦・寅火浦・井浦・木浦・貢浦・虎頭浦・濱長浦

津灘

平地に在るもの 新灘津・下松灘

山間に在るもの 上典灘・下典灘・遮灘

沿河地に在るもの 竹津・熊津・堂串津・臨海津・沙灘里・瀑灘里・長灘・栗灘洞・鷹灘・公須灘里・退灘里・蟹灘・馬灘・梨灘里・栢灘・小多灘・廣灘・鶯梁津

臨海地に在るもの 鶴津・飛谷津・羅津・西湖津・都津・燕津・漁大津・泗津・楸津・南夕津・大津・露梁津・注文津・廣津里・沙川津

里・江門津里・見召津里・南項津里・安仁津里・領津里・慶津・龍塘津・津洞・船津・古津・新津・臨院津・飛谷津・上津洞・芳津・小皮津・楡津・梨津洞・山津洞・板津・加津洞・沙津洞・連津洞・温大津・南夕津・汝海津・間津・倉津・沙富津・回通津・丁石津・津村・龍秀津・内津・梨津・三斤津・楡津・厚利津・軍津

石・岩・巖

平地に在るもの 城石里・立石里・碑石里・龍石里・筆石里・碑石巨里・廣石洞・石山洞・鷹石洞・碑石洞・立石洞・黒石里・下石里・瓮巖里・樓巖里・廣巖里・漁巖里・大巖里・倉岩洞・立岩里・雲岩里・鷲巖里・竹巖里・新巖里・羅巖里・卵巖里・首巖里・德巖里・新巖里・黨巖里・熊岩洞・馬岩・九岩洞・熊岩洞・上九雲石・下九雲石

山間に在るもの 積石里・石橋里・巨石里・立石里・石山里・石德里・朴石村・黒石里・龜石洞・石隅・鳳石里・九石里・上巨石里・下巨石里・支石里・古石・石旨・華巖里・龍巖里・花巖里・九巖里・牧巖里・木月巖里・上文巖里・下文巖里・月巖里・陽巖里・白岩洞・釣臺岩・黃岩・馬巖洞・魚巖里・鮎巖里・三岩里・陰岩里・印岩里・塔巖里・船巖洞・廣巖里・朴岩洞・松岩洞・大岩洞・立岩洞・鞏

岩山里・古岩洞

沿河地に在るもの、石灘里・丁汀里・石泉里・石寺里・下石潭里・小黑石里・大黑石里・新石灘里・石北里・石南里・石上里・支石里。

立石里・浮石・三同岩洞・文岩里・黄石・松岩里・俊岩里・文巖里・紅岩里・牛巖里・印岩洞・觀岩洞・龜巖洞・西巖洞・孔岩洞・烏巖・巖岩・杜岩洞・鯨岩洞・蒙岩洞・鳩巖洞・會岩里・東柿岩里

臨海地に在るもの、白石里・石浦里・石橋里・立石里・帆石洞・九石洞・石堂里・石田里・石門洞・松石里・雷石洞・錦岩里・大岩洞。

海岩里・上巖・松巖・幽巖里・檢岩里・月岩里・元岩里・鐘巖里・鳳岩里・南岩里・爭巖洞・赤巖洞・新岩洞・西岩洞・東岩洞・大古

岩・中古岩・小古岩・芝岩村・場岩村・鶴岩洞・虎岩里・雌雄岩・文岩洞・笠岩里・七岩里・龍岩部・鷹岩部・藥岩里・上赤岩里・下

赤岩里・碎岩里

坪

平地に在るもの、幕坪・沙坪・倉坪・下泉坪・上泉坪・北蒼坪洞・文巖坪・内壇坪・長承坪・盤項坪・新廣坪・長坪洞・中坪洞・新坪里。

後坪里・驛坪里・鞦韆洞・莘坪里。

山間に在るもの、蓮笠坪・葛鎮坪・北蒼坪・蒼坪・蒼越坪・蒼坪・大地坪・葛坪・間坪・沙碛坪・新坪・下松坪・黃坪・溫水坪・長基坪。

草坪・仲坪・湯水坪・文略坪・楊柳坪・蓮頭坪・上園坪・下園坪・鷹田坪・十里坪・小沙坪・東京坪・雲坪・春生坪・洗魚坪・龍坪。

上蘆坪・下蘆坪・泉坪・長坪・柳坪・斗坪・莎坪・茅坪・楮田坪・新德坪・蘆田坪・陰地坪・柴田坪・消日坪・杏場坪・士燮坪・三堡

坪・寧城倉坪・西唐坪・東唐坪・長坪・竹沼坪・狎坪・石坪・升坪・奮坪・鳥坪・上廣坪・下廣坪・梨坪・南坪・梧坪・漁大坪・松坪。

葭城坪

沿河地に在るもの、春坪・坪村・仕夫坪・岳沙坪・赤瓦坪・間坪・石建坪・鶴城坪・青山坪・鴻雁坪・五里坪・松坪・三花坪・諸善坪。

甘草坪・藤坪・下坪・丹坪・上坪里・下坪里・後坪里・外加坪・松老坪・蘆田坪・頓坪・茅坪・冠坪・下天坪・遮川坪・東溪坪・仲坪。

古倉坪・愛新坪・新興坪・春生坪・實坪・都地坪・下沙坪・中沙坪・上沙坪・水南坪・仲興坪・安興坪・淵坪・梨木坪・廣大坪・新田坪。

鏡坪・下十里坪・蘭坪・文地坪・下蓮坪・泊舟坪・朱坪・西坪洞・蒼坪洞・城坪里・壯坪里・老坪里・倉坪里・華坪里・沙坪里・東坪

里・於坪洞・走坪洞・瓦坪里・栢坪里・兔坪里・下汝坪洞・仲坪里・竹坪里・化坪洞・坪村里・宮坪里・丹坪里・桑坪里

臨海地に在るもの、九龍坪・沙坪・草坪・蘆坪・青坪・院坪・附三坪・新坪里・蟬坪里・半扶坪・草坪里・金坪里・大坪洞・院坪洞・坪里・下坪里・薄坪里・龍坪洞・德坪洞・新坪・柯坪洞・仲坪洞・松坪洞・驛坪洞・下坪部・南坪洞・倉坪洞・坪村洞・間坪洞・蘆坪里・中坪里・坪里・長坪里

德

德

平地に在るもの、金山德・安春德・信儀德・龍山德・中德・五峯德・大西嶺德・勝地德・小西嶺德・蓬田德・廣臺德・東谷德・九石德・新堰德・芝草德・寺德・長德・捨德
山間に在るもの、松德・大新德・小新德・左隅德・高飛德・斗邑德伊・造龍德・光衫德・外新德・内新德・福進德・加味德・楸德・綠笏德・先達德・函德・月陞德・將軍德・長財德・防函德・草坪德・古花隅德・兀德・軒水德・仲德・細草德・於倉德・朴山德・梨德・新田德・青山德・方儀德・泉德・風德・皮德・客德・窟德・湯馬德・在隅德・掛德・化嬰德・大操德山・敦修德山・伏虎德嶺・葛麻德・飛岩德・富儀德・南峰德・盧項德・劉玄德・鳩岩德・羅里德洞・高巢德山・衫德・利須德・於倉德・坤長德・上長德・下長德・下青德・烟塔德・安間德・山左德・王哥德・石沙德・咸朴德・束新德・嶺德・大竹德・九峯德・安哥德・應德嶺・前德・女虞德・月山德・安班德・訓練德・八峯德・鳳凰德・長德・正寓德・南德・小月山德・豐舞德・頭峴德・中德・八龍德・甌峯德・間城德・小麻德・九十德・外德・金富德・釜山德・長厚德・小竹德・大竹德・梨德・利田德・東德・楊德・梁貴德・明堂德・白雲德・南山德・士夫德・長財德・新德・狗伏德・上柯德・下柯德・積岱德・釜德・栢德村・躬德・方龍德・造龍德嶺・光衫德・栢哥德・魁德・姜登德・上姜登德・馬場德・楸德・明八德・老士德・士居德・林崇德・果樹德・沙草德村・淵德・明水德・衆人德・新草德村・沈哥德・泉德・正成德・小蓋德・千石德・朴山德・金石德・嶺岩德・韓水德・累德・新田德・敏淵德・秋生德・金山德・元德・老松德・察防德・地面德・百日德・瓦千德・嶺德・懿德・前綱德・在德・威石德・峙德・地德・長谷德・馬塔德・緯德・億西德・西火德・黃邊德・佳里德・倉德・勢降德・雍草德里・廣城德・平安德・間伊德・雲德・屏風德・鳳堂德・生草德・小德・大新德・萬孫德・元守德・輝山德・避難德山・屯德・上新德・下新德・龍歸德・黃錢德・朴足德・上德・坪塚德・燕加德山・内井水德・外井水德・高井水德・柑德・伐德洞・雲德洞・龍岩德・西水德・朱雀德・西作德・梨富德・正戴德・灰麻田德・熊德・麥田德・虎君德・高山德・槽仁標山・雍支德・寺德・鳥首德
沿河地に在るもの、二里大西儀德・二里小西儀德・二里仲德・一里葛麻德・三里梨茂德・中德・樺德・敦德・梨茂德・後德・古倉德・栢

田德・大德洞・道乃德・廣德・五柯德・坪德・獨德・天安德・明德・草坪德・興德・山店德里・盤德里・田德・新德里・兀德・福進德・優德・梨德・月隱德・城德・載德・原德・敗儀德・勿方德里・高飛德・玉湖德・寧可德・上化德・下化德・馬山德・黃鐵德・紅桃兒德山・佳木德・松德・上小德・下小德・楸德・小莨德・小松德洞・湖內德
臨海地に在るもの、安春德・新德・原德・楡德・茂樹德・河陽德・小金德・大金德・關德・弘梨德・草介德・赤德・遜德・上德

基

平地に在るもの、小福基・大福基・場基・新基・鳥拂基・新基洞・論基洞・中基洞・下館基・長基
山間に在るもの、陳基・雲基・館基・福基・陳凡基・大基・新基・南新基・田鳳基・上書基・下書基・漢陽基・加甯基・德地基・無時基・新方基・有甯基・鳥籠基・孟山基・車基・胡遊基・車哥基・傑基・韓基・千石基・兀基・秦周基・山竹基・基洞・新基谷・安基洞・院基洞・豐基洞・山基里・伊愛基・肥基・壯子基・道基・都事基
沿河地に在るもの、秦周基・黃基・斤基・新基・古來局基・坦基・猪靈基・水基・朴光基・市基・問基・新基里・通基里・余基洞・新基洞・沙新基洞・寺基谷・下基里・基洞里・白谷里新基・草谷里新基・石里新基・月基・古來基
臨海地に在るもの、傑齒基・竹基・谷山基・古基・漢陽基・書基・鳥拂基・大承基・小承基・新基・雄基・穆迫基・尙伯基・也自基・漢基・洵基村・東基洞・煙基谷・場基・宮基・昆基

伊 (咸鏡道・平安道殊に) (寧邊郡地方に多し)

山間に在るもの、加德伊・國三伊・甘接伊・枯木伊・塔巨伊・果哥德伊・斗邑德伊・後德伊・古長伯伊・內巨伊・陰達伊・登在巨伊・三防伊・文岩伊岳・東巨門伊岳・九德伊・阿直加伊・上德伊
沿河地に在るもの、德伊・明石伊・三巨伊・五木伊

九味・口味・邱味・九非・仇俳・口尾

山間に在るもの、徐九味・獨九味基村・鳥口味・樓口尾・沙口尾・戰場口尾

沿河地に在るもの 大九味・艾田九非・地境九非・下仇非・上仇非・金昌仇非・五仇非・中仇非・楸下仇非・茂昌仇非・榛仇非・紐九非・柳九味里・論九味里・汗九味里・楸九味里・地富九味里・北九味里・方九味里・青魚九味里・於隱九味里・皮馬九味里

臨海地に在るもの 蛤九味・裂口味・小九味・財昌九味・昌九味・池西九味・青魚九味・福徳口味・外口味・嶺邱味・馬口味・通九味・猪口味・栗九味・内口味里。

官衙・建築物に關する部落名

平地に在るもの 貞陵里・雪門里・佛堂洞・亭子里・台城里・蓮亭里・南城里・接亭里・鹿院里・陽亭里・竹城洞・土城洞・城下里・天亭里・柳城里・楠亭里・郷校里・陵村・驛上里・驛下里・館隅洞・堂洞・馬場洞・城隍祭洞・上城洞・東城洞・陽城洞・兵營・小館洞・大館洞・江城洞・校洞・弘門洞・陵洞・書堂里・長堂里・槐亭里・掛陵里・古亭里・漁城里・草堂里・上館里・中館里・下館里・臥亭里・校村里・嚴亭里・新城里・防禦里・濟堂里・仙門里・後宮村・塔洞・里門洞・城隍堂・山境里・塔沼里・城底里・樓底里・官洞・官廳街・碑石里・雪倉里・禾倉里・悟倉里・駕舞院・甫里院・西岳書院・許古院・淡院・仁徳院・廣水院・新院

山間に在るもの 茅亭里・上城里・沙亭里・鳳城里・五亭里・甘城里・鳳亭里・松亭里・龍門里・岩亭里・弓院里・堯城里・錦城里・院響洞・上蘇里・下蘇里・上新院里・城里・古城里・連堂里・斜亭村・長城村・草門洞・森堡洞・粟門洞・雪館里・上本宮・下本宮・院洞村・城隍谷・城峴・明堂洞・城洞・城山洞・馬陵洞・亭洞・馬亭里・内堂里・外堂里・西門洞・襄陵洞・烽臺山・烽洞・遊戯廳・酒水倉・新袋倉・冷倉・北倉里・松倉・外倉・上雨倉・上高飛院・下高飛院・老徳書院・上細周院・新前院・内院・大平院・大秋院・要路院・財利院

沿河地に在るもの 松亭里・鳳城里・奉城里・高亭里・徳城里・高陵里・高堂里・月亭里・元堂里・竹堂里・大城里・玉城里・花亭里・杏亭里・郷校里・王亭里・金城里・校村里・眞亭里・東城里・南城里・浚洞・院洞・巴陵里・柳寺里・石寺里・甫城里・廣城里・新城里・古城里・土城洞・新亭里・社稷洞・柳亭山・書堂峙・影堂洞・本宮村・書院里・遊戯里・坪城洞・柳寺洞・寺洞・上城橋洞・梅城里・陵谷・山城里・甘城里・薪門里・栗寺里・梅堂・東亭子・西門洞・石城洞・馬院・石院・南亭洞・船所里・社稷洞・守養廳・内倉・東倉・金坡倉・守樂倉・郝倉・西倉・社會里・倉里・假倉里・召倉里・倉洞・岐倉・鳳倉里・倉村・藕倉・魚倉・黃水院・山城院・楸木院・朱院・上新院・馬首院・鶴院・石院・平地院・臥柳院・無良院・桐子院・馬院・小洞院・感地院・太廟洞・承門洞。

通化門前・水門洞・内橋・杵橋・新橋・二橋・孝橋・土橋洞・中芳橋・奉常司前・旋門洞・長垣洞・南塔洞・北門洞・紫門洞・内司前・内贖司・備邊司・五官洞・紅門洞・北塔洞・南彌塔洞・里門洞・思樂橋・松橋・小芳橋・十字橋・武橋・義盈庫洞・館前洞・内需司前洞・翰林洞・司倉洞・壯元亭洞・内需司・館後洞・月宮洞・繕工洞・舊巡鹽・魚橋・登橋・鶴橋洞・京橋・廣濟橋・軍器寺・西小門内洞・新門内・中學橋・典獄前洞・水庫洞・司僕洞・鐵物橋・長橋・舟橋・塔洞・上板橋・下板橋・宮洞・毛橋・儲慶宮洞・寫字廳洞・弘門洞・掌藥院洞・典獄後洞・教宰洞・吏判洞・長太郎洞・水閣橋洞・青寧尉洞・小廣橋洞・訓練院・漁橋洞・下都監洞・龍祥宮洞・禁橋・惠化門内・宜禧宮洞・片橋・昌城洞・伏車橋・雨傘閣里・小貞陵洞・東廟洞・典慶里・杏堂里・新堂里・瓦碧洞・鑄城里・梨秦院洞・萬里倉・賑恤倉・西永庫一契・場内陵洞・平倉・射亭洞・武陵洞
 臨海地に在るもの
 佳亭里・官校里・竹亭里・宮村里・金城里・鎮西里・松亭里・錦城里・古城里・右水營・左水營・南亭里・長城洞・羅亭里・大亭里・華亭里・堂莊里・侍郎里・堂洞里・龍門里・大社里・雲城里・館城里・浪城里・土城里・南館洞・北館洞・松陵里・上城底里・豐門洞・寺谷・壽陵里・龍城里・漁城里・大學洞・東堂洞・西堂洞・地陵里・大廳里・山城洞・寺洞里・金陵洞・德城洞・良城洞・新亭里・城洞・草堂洞・蘭亭里・元堂里・佛堂里・篤亭里・青陵・官廳里・烽燧里・防築里・城堡里・外西倉・南倉・船倉・齊船倉・大邊倉・西倉里・海倉・石倉里・臺院

站

(平安北道江界・熙川郡地方)
 (殊に清川江流域地方に多し)

平地に在るもの
 水站

山間に在るもの
 直洞初站・直洞中站・直洞上站・新站・内站里・茂菜站・通寺站・回標站・臥雲站・長林站・章興站・後山站・倉坪站・問站・九峰站・開陽站
 沿河地に在るもの
 新得站・院豐站・問坪站・馬章站・甘站洞・東山站・門岩站・沙下站・開林站・陰地站・城峴站・漁谷站・桂洞站・朴州站・乾浦站・看山站・仁可海站・梁坡站・可也物站・河上站・河坪站・吉下站・倉站・坪站・亭站・問站・湯站・初站・水占站・鎮站・馬站・禾旺站・九峯站・大洞站・福洞站・於口站・下城站・上城站・仲坪站・直洞站・新坪站・新興站・利切站・稟上站・南浦站・草慕站・溫下站・溫上站・浮庄站・斗塔上站・黨站・菊花站・卜竹站・方富站・溫水站・溫於口站・溫初站・溫中站・金坪站・白土站・京沙站・東口站・左浦站・瑞站・法興站・橋站・木田站・新興站・大站・仲站・觀站・東站・向陽側站・向陽初站・初站・草上站・草中站・草初站・上清站・院站・富饒站・清側站・馬足站・番站・堂峴站・北坪站・西興站・長隅站・豐德站・陰地站・鷺峰站・

雲龍站・天登站・泥岬站・蘆中站・水碓站・茄德站・龍興站・柳陰站・洪浦站・前程站・外住站・祖元站・富司站・龍巖站・内住站・道成站・鷹峰站・牛伏站・白雲站・黃城站・院望站・石山站・鶴舞站・嶺大站・柳中站・鷹岩站・菊花站・聖教站・天培站・寶臺站・龍頭站・中站・曲站・永中站・小坪站・下站・箕蔭站・廣巖站・草德站・水寨站・永下站・藏芝站・倉站・空站・長坪洞陽站・鬱漆站・和藥站・串峙站・東沙站・杏古乃站・香山站・寧云站・小巖站・加佐洞下站・方幕站・龍頭站・船沙站・佳藏站・玉泉站・雲鶴站・東上站・奮上站・奮中站・杏江站・九龍站・淵龍站・如雲下站・繁巢站・花坪站・華口站・如雲中站・華中站・華上站・都峰站・武陵站・唐站・青龍站・堀井站・新倉站・沙岬站・蘆田站・龍島站・島站・瓦站・街上站・場井站・問站・萬和站・暮聖站・龍浦站・龍潭站・鳴牛站・龍峯站・國沙站・都直站・山暮站・間雲站・上坪站・釣波陽站・釣波陰站・紫桑站・平站・新開站・馬驛站・都家站・長坡站・側站・利文站・上間站・下間站・清溪站・署山站・沙下站・論中站・論下站・下雲谷站・泰安站・龍伏站・石澗站・三浦站・碎木站・襄德站・月峰站・鷄鳴站・晚項站・水底站・中央站・中間站・憂日站・東倉站・岐陽站

庄 (咸鏡北道地)

平地に在るもの 萬家庄・敬庄・函初庄
 田圃に在るもの 中庄・迎秋庄・西門上庄・西門下庄・紅門庄・南門庄・長城庄・龍坪庄・西洞初庄・西洞中庄・周坡庄・雪館庄・東沙庄・越上庄・越下庄・於口庄・麻德庄・魯洞庄・中庄・上庄・下庄・西庄・陽庄・南上庄・南下庄・柳下庄・水雲庄・高城庄・中興庄・龍水庄・門岩庄・雲水庄・直庄・小德庄・新興庄・大德庄・最香庄・大興庄・南庄・德庄・猪庄洞・良庄洞・巨武所庄
 沿河地に在るもの 上庄里・下庄里・雙青堡庄里・於口庄里・吾村庄・倭庄・倭後庄・巖幕庄・唐隅庄・下佳庄・上佳庄・外斌庄・隈斌庄

鎮

堡

(鴨綠江及び豆滿江) 沿岸地方に多し

山間に在るもの 古堡・破堡・普天堡・舊新堡。
 沿河地に在るもの 菴坡鎮・舊鎮・新聖坡鎮・滿浦鎮・外貴鎮・從浦鎮・平南鎮・蕙山鎮・中江鎮・舊鎮・高山洞・柔院鎮・仁遮堡・黃土堡里・舊堡・魚面堡・西馬慶堡・河山堡・自作堡
 臨海地に在るもの 釜山鎮・於闕鎮・義鎮

幕

平地に在るもの
 新幕・東幕里・笠幕・落洞・無愁幕・内幕洞・外幕洞・把撥幕
 山間に在るもの
 沙器幕・開野幕・倭幕谷・岩廻幕・柯理幕・山幕洞・良板幕・梓幕洞・草幕洞・上幕巨里・間東幕・越東幕・加幕洞・
 山幕洞・新酒幕・櫻幕・加枝幕洞・新炭幕
 沿河地に在るもの
 下主幕・東幕・葛幕・墨幕里・後酒幕・上幕浦・櫻幕・酒幕・孔山幕
 臨海地に在るもの
 東幕・鉢幕・火幕・野幕・瓦幕

道德・信仰に關する部落名

平地に在るもの
 吉祥里・三德里・聖里・佳德里・隱德里・中德里・壽三里・君臣里・安國里・道德洞・德化洞・安昌里・孔子洞・德興
 里・德洞・興法・德洞里・蓬萊里・學究洞・軍德里・諸實洞・居安村・下德里・新德里・憂忘洞・德付里・德音里・昌德里・寶五里・
 信仁里・德洞・望德里・長善里・上德里・隱七里・九良里・多樂里・孔德里・懷墓里
 山間に在るもの
 古德里・吉祥里・三豐里・德洞里・任縣里・大德里・翠住里・厚德里・孝悌里・美良里・公正里・貢進里・傑生里・新
 德里・招賢里・德昔洞・長登洞・生德里・士養坪・興德里・甘德里・壽寧里・東德洞・博士洞・天德洞・福洞・福德源・豐洞・道德洞
 ・蓬萊洞・長興洞・長生村・居士洞・新德村・廣德村・德巨村・孝敬洞・福洞・厚仁洞・逃避村
 沿河地に在るもの
 長安里・加德里・無愁洞・大德里・佳樂里・上德里・新德里・舊德里・新豐里・仁德里・憂忘洞・豐德里・道安里・
 德生洞・孝思・九惠里・富興里・弘德洞・富源峴・孝子洞・保老洞・納德洞・德付・富士洞・豐興里・德雨里・武德里・公德里・君德
 里・孝橋・養賢洞・道德洞・西賢洞・昌禮洞・保民洞・長興洞・美洞・孝谷・葵洞・五壯洞・下車橋洞・禮賓洞・彰義洞・祭基里・瀨
 阿里・興禮洞・詩洞
 臨海地に在るもの
 德巨里・七美洞・德化里・德成里・新德里・壽洞里・德興里・新豐里・應德里・長興里・同樂洞・大學洞・禮啓洞・
 善和里・忠烈里・德基里・德學・達孝里・興德里・望士洞・壽山・富洞・德興洞・富興里・今德里・晚吉里・富吉里・道德里・廣學里・
 新吉里・君子里・古卜

第二章 聚落の名稱

産業・經濟に関する部落名

平地に在るもの 典農里・炭洞・漁隠里・社倉里・廣鏡里・倉村・府倉洞・營庫洞・鑛店洞・管溝洞・站橋洞・馬場村・舍人場・海倉洞・班市洞・蔘圃洞・店洞・釜塊・倉上里・皆舟里・店里・釜上里・倉内里・玉米里・木薪里・倉店里・沙店里・慶店里・庫田里・磚洞里・新幕里・酒幕里・倉前里・船里・米洞里・漁梁里・中茶里・下茶里・酒洞・鳴幕洞・倉岩洞・上牧里・下牧里・永酒里・軍糧洞・開倉洞・團里・土店巨里・曲場・土橋場・南市・土器店・沙器店・山後店・慶店

山間に在るもの 自作里・場基里・土器店街・藏財里・屯田里・瓦川里・倉泉里・茶谷里・召倉里・倉里・上農里・下農里・倉後里・金倉里・瓦浦里・農山里・農事里・水碓洞・典場・倉浦洞・陶店・黑碓洞・直米浦・瓦德・沙器幕谷・鉛店洞・坂幕洞・錢洞・黃錢洞・農村・束薪洞・銅店里・鑛店・店谷・覺店・北倉・新倉洞・釜德洞・舊店洞・舊倉洞・左倉洞・生茶洞・正財洞・發銀洞・場市洞・銀店村・紙幕村・隣造里・店村洞・倉里洞・瓦邱洞・舟庫洞・貢進洞・舍人岩・店村・農所里・店洞・鑛錄洞・倉外村・幕銀谷・鐵店洞・鑛店村・新洞場・朱村後場・朱村前場・内田場・梅場・石場・笠岩場・蟹岩場・新福場・陶店・慶店谷・銅店・銅店嶺・山店德里・沙器店・熊店洞・中店・網巾店・大慶店・黃店里・沙店洞・道店嶺

沿河地に在るもの 蠶室里・炭洞里・麻造里・碓店里・舟津里・小農里・紙村・新倉街・磚石洞・石炭里・糸豆洞・上店村・下店村・瓦坪里・倉里・庫内里・鉢幕里・内舟里・外舟里・店洞・馬場洞・金店洞・小倉洞・沙器幕・土店里・酒幕巨里・米處・新洞・米處下車洞・農圃洞・藥田中架・藥田架・麵洞・西齋洞・紬慶洞・紬洞・砂器慶洞・米處洞・鞋慶後洞・鹽洞・昌慶洞・鑛洞・銀洞・粉場洞・布洞・紙匠里・西會場・古場・豐場・古縣場・河清場・時川場・東谷場・旺津場・漢場・球場里・新場・文岩場・花開場・舟橋場・茂豐場・安城場・香山場市・永山市・大山市・慶店・矢川店・窟殿店・漆店・土店洞・櫃店・大慶店・石隅店・小新店・桶店

臨海地に在るもの 海倉里・農陽里・農事谷・酒幕互里・倉洞・上瓦洞・中瓦洞・下瓦洞・耕田里・店村洞・酒泉里・農村里・酒墳里・米洞・倉里・漁村里・酒廳里・平里場・水魚店・沙器店・慶器店・長城店・牛頭店・陽地魯耕・陰地魯耕

田・畚・岱

平地に在るもの 屯田里・丹笠洞・竹田里・穠田里・樞田里・薪田里・巖田里・新笠里・於田里・新笠里・玉田里・剗笠里・扭田里・營堡里・蘆田里・粉笠洞・於田洞・良田洞・場田洞・薪田洞・麻田洞・花田里・己田里・用田里・菁田里・長田里・松田里・村田里・庫

田里・場袋里・山袋里・黄土袋・中原袋・高陽袋・營袋・斗袋。

山間に在るもの 大田里・勒田里・新袋里・龍田里・法田洞・鳳田洞・花田洞・花田洞・柳田里・花田里・上竹田里・保田里・紐田里・樺田里。

龍田洞・下袋村・堡田村・花田洞・葛田洞・新田洞・竹田洞・花田里・豐田里・德田洞・芝田里・大田洞・佛田里・高袋洞・歛袋洞。

麻田洞・笠田洞・麻田洞・松田洞・蘆田洞・楸田洞・松田里・楊田里・花田洞・元袋洞・黃袋洞・千田里・蝦田洞・花田洞・弓袋里。

沙田里・竹田里・場袋里・平田里・茅田里・中袋里・坪田里・駕田里・楮田洞・拳袋里・栗田里・寺袋・長水袋・高袋・別陽袋・石

堡・尊夫袋・故袋・備袋・上間袋・蓮田里・荷田里・葛田里・下馬袋・口田里・財田里・麻田項里・瓜田里・朴氏袋里・靈田里・田基

洞 沿河地に在るもの 歸田里・松田里・春田里・大田里・莞田洞・葛田里・麻田洞・葛田里・松田里・坂田里・黃田里・薪田洞・新田里。

葛田洞・欣田洞・竹田洞・洞田里・寶田里・長田里・花田里・蒲田里・場袋里・旺袋里・新袋里・迷田里・倉袋里・新袋里・埡袋里。

樓袋洞・館袋・富昌袋・高作袋・小馬袋・斗安袋・小漢袋・竹袋・上間袋・椿袋・野丁袋・指牛袋・大宮袋・院袋・南山袋・龍富袋。

富層袋・富昌袋・水口袋・陵袋洞 臨海地に在るもの 長田里・鳳田洞・松田里・竹田里・田下洞・霧田里・竹田里・耕田里・梅田里・藥田里・麻田里・屯田洞・田中行。

良田里・耕田里・小番洞・大番洞・鹽田里・月田洞・艾田里・新田里・大田里・沈田洞・長田洞・沙田洞・石田里・松田里・高袋里。

梅田里・新袋里・東袋里・於田里・巨勿袋里・德袋・淑袋・蛛袋里・屯田洞

姓氏に關する部落名

平地に在るもの 朴哥洞・孫哥洞・孫哥亭・張村・洪村・裴村・盧村・張村洞・崔村・安村・安洞・韓村・車村・康村・鄭村・徐村・南

村・郭村・金村・羅村・朴余里・朴氏袋里・陰村・墨洞・梁村里・內唐里・外唐里・張哥洞・朴村・李村・魯村・李氏洞・姜村・劉村。

許村・朴洞里・洪洞・趙哥洞・李村洞・趙余里・趙村洞・全村洞・朴丁里・大朴里・朴浦里・洪海村

山間に在るもの 梁村・高洞・黃洞・姜子洞・車哥基・朴氏袋・大宋哥谷・小宋哥谷・崔哥嶺・許哥洞・卞哥洞・崔哥洞・趙哥洞・魯哥

洞・黃哥洞・禹哥洞・姜哥洞・王哥洞・安哥地・嚴氏洞・金氏洞・全村・閔村・蔡村・吳村・成村・高哥洞・沈哥德・朴哥袋・劉哥峰。

宋哥洞・白哥洞・韓村・朴氏袋里

沿河地に在るもの 梁村・洪姓坪・金姓洞・申村・襄洞・朴井洞・白洞里・兩朴村・一里孟哥洞・車洞里・三姓洞・車村洞・金哥谷・姜哥谷・閔哥洞・劉氏洞・趙氏洞・韓哥洞・楊哥洞・吳哥洞・車哥坪・朴洞・宗村・宋洞・朴哥嶋・拿村・表村・柳洞・吳村・任村・黃村・咸村・許村・洪村洞・唐村洞・全村洞・趙全洞・元魯洞・龜村洞・金呂洞・金行洞・齊洞・朱村洞・浩呂洞・趙行洞・張察訪洞・薛氏宋洞・唐人里

臨海地に在るもの 徐村洞・張村洞・白村洞・金村洞・盧村・姜哥洞・徐哥洞・朴哥洞・姜村・曹哥血村・朴下洞・上金洞・禹村・池哥村・南哥洞・張子村・蘆村・頤村・柳村・朴上洞・朴中洞・唐浦洞・唐村、(「哥」字を有する里洞は咸鏡道・平南道に多し)

景勝に関する部落名

平地に在るもの 仙遊里・月溪里・鳳鶴里・九龍洞・舞鳳里・舜琴里・鳳凰里・彈琴里・舞袖洞・歌舞里・月峰里・鳳樓里・月松里・遊山里・清涼里・遇仙里・白鶴洞・江清洞・龍舟里・月岸里・大月里

山間に在るもの 月古里・於鶴里・雲鶴里・鳳鳴里・鶴仙里・雲月里・曲江里・七星里・舞鶴里・金鳳洞・龍沙洞・逍遙里・龍泉里・龍潭洞・鶴浦・龍浦・煙霞洞・蒲月村・清潭洞・君鶴浦・上堂月・下堂月・半月里・月亭里・五龍洞・清溪洞。

沿河地に在るもの 月亭里・龍鳳里・鳳峴里・月尾里・龍淵里・水清里・九龍里・月谷里・鶴鳴里・月松里・月良里・華鶴洞・龍浦里・寶鳳里・鳳樓里・玉江洞・泉甘洞・新月里・月來・月通里・花虎洞・曲浦里・月海村・月谷里・神鶴里・桃源里・月浦里・月登里・月溪里・水月里・仙源里・鳳鳴里・花溪里・龍潭洞

臨海地に在るもの 鶴翼里・新月里・非月里・龍潭里・秋明里・龍雲里・龍溪里・龍遊洞・龜龍洞・月浦里・龍浦洞・白鶴洞・九龍坪・龍湖洞・九鳳里・明月里・鶴舞洞・龍井里・月峰里・龍潭里・小溪里・鳳凰里・鳳樓里・龍虎里・半月里・清溪里・月輪里・月望里・松湖里・幽巖里・七星洞・月潤里。

動物に関する部落名

平地に在るもの 虎里洞・鶴里・龍興里・鳳鶴里・龍化里・雙龍里・魚龍洞・九龍洞・龍下里・龍上里・野鶴洞・鶴洞・清鶴里・虎村洞・龍江里・鳳凰里・新龍里・上魚里・下魚里・烏山里・馬山里・龍宮里・新鶴洞・盤龍里・鳳樓里・上猪山・下猪山・白鶴洞・五龍洞。

二島峴里・龍虎洞

山間に在るもの 放鶴里・雲鶴里・風鳴里・鳥洞里・鶴仙里・鳳甲里・勤龍里・龍化洞・金鳳洞・下龍里・龜龍里・龍浦里・慶德里・龍

源里・龍坪里・鷹德里・龍興里・龍會里・青鶴里・龍岩洞・生龍洞・青鶴洞・鳳德洞・鶴浦・尋鳳洞・青龍村・龍巢谷・每慶洞・慶德

洞・熊洞・四馬洞・龜憶洞・馬蹄洞・蜂村・鳳洞・走馬洞・牛馬洞・鷹斗里・鷹坪洞・馬蹄洞・青龍洞・牛峴洞・君鶴浦・鶴落里・龍

鶴洞・屈魚里・多鶴里・龍洞・鳳鳴里・龍村・回龍里・五龍里・雲龍里・鳳棲里・滑羊洞・回九龍洞・上島里・中島里・下島里・大島

里・新鳳里・上鳳里・中鳳里・興龍里・箕龍里・雙龍洞

沿河地に在るもの 青馬里・馬龍里・新鳩里・鳥洞里・龍洞・龍興里・回龍里・龍洞・馬洞里・鶴鳴里・雁洞里・盤龍里・興龍里・

良馬里・龜洞・馬甘里・龜洞・蛤洞・魚橋・大龍洞・九龍洞

臨海地に在るもの 上馬里・馬浦里・牛浦里・龍洞里・三馬里・巨龍里・虎洞里・熊島・牛登里・龍興里・獐島洞・龜龍里・龍化里・鶴

島里・龍南洞・龍北洞・龍浦洞・龍坪洞・龍洞・回龍洞・鳥嶺・內嶺島・外嶺島・龍一里・龍五里・鷹島洞・牛毛里・鶴東洞・大鳥洞・

上島洞・下島洞・海島洞・上馬島・中馬島・下馬島・馬鳴里・龜洞・龍洞里・牛中里・牛東里・馬洞・中馬洞・齊鶴里・新鶴里・熊浦

里・青馬里・小馬島里・龍洞

植物に關する部落名

平地に在るもの 梧野里・木里・月松里・龍禾里・五木里・杏木里・雲林里・九林里・冷林里・芳松里・蘆沙里・竹林里・梧蘆里・北

枝里・盤松里・楊化里・蓮芝里・東海里・槐巖里・柳亭里・三花里・薪枝里・松陽里・柳樹洞・栢洞・棗木洞・松洞・梨木洞・林村・

梨木街・松橋里・蘭洞・三花里・新艾洞・小麻洞・大麻洞・鶴林洞・平艾洞・菊花洞・柳橋洞・梧村・蓬洞・柳洞・林下里・柴木洞・

蘆洞・枝洞・盤松洞・林助里・下蓮里・上蓮里・山林里・月林里・道林里・華柳里・銀杏亭里・七木里・杏村・柿木洞・上禾里・下禾里

・槐花里・青林洞・盤松里・栗枝里・月松里・梧木洞・草嶽洞・桃花洞・竹洞

山間に在るもの 杏村里・愛蓮里・柳坪里・德木里・晚木里・開花里・桃花潭里・楊新里・蘆基里・德林里・梧里洞・花竹里・梨上洞・

梨下里・桃李浦里・棠木洞・上草洞・中草洞・花新洞・新楊松洞・羅竹里・下嶽洞里・柳洞里・蓬縣里・梨木里・蓮上里・蓮中里・蓮

下里・嶽洞里・開蓮里・檢洞里・林長里・杉里・佳林里・林洞・五柳洞・檀洞・楊柳村・柳巨里・松林里・下梨洞水南・下梨浦水北・

柳洞・多木洞・栢德村・松茸洞・芝蔘洞・松茸洞・桃花水洞・松梨洞・東新洞・梨洞・栗洞・楡洞里・蓮花洞・松島・梨花洞・楸洞・内楸洞・七梨木・下梨木・楡木洞・桃花洞・細松里・上蓬洞・下蓬洞・紅樹洞・大楸洞里・小楸洞里・嚴木洞・楡洞・松洞・草木洞・蓮花洞・竹上洞・竹中洞・竹下洞・蓮坪洞・楸子洞・皮木洞・五花洞・三梗洞・楸洞・栗木洞・草左洞・項林洞・山杏洞・水木洞・鐵竹洞・松洞里・草直里・白蓮里・松蓮里・柯檀洞・香楡洞・梨木洞・若菜洞・桂花洞・榛洞・社務洞・梨木洞・桃元洞・葛洞・楸里洞・上竹洞・下竹洞・松柯里・花柯里・大草里・上竹里・下竹里・楸里・盤松里・栗里・梨木里・新茅里・大木洞・柳坪里・柳木里・桃花洞・三花洞・松柯里・松蘿洞・柳上里・柳中里・柳下里・榛村里

沿河地に在るもの 三栗里・初果里・傍花里・開花里・栢岩里・楊澤里・桑坪里・楸杏里・丹芝里・蘆洞里・松内里・平林里・柳等里・外松里・内松里・長梅里・大松里・北松里・蓮上洞・東草洞・楸洞・梨松洞・柳草洞・柳洞里・杏洞里・柳北里・柳南里・官柳洞・柳洞里・栗木洞・杏洞里・柳洞里・新草里・柳坊洞・浦柳洞・柳陽洞・新葛洞・小梅洞・大梅洞・蘆洞・艾蒲洞・五楊洞・蘆木洞・梅庄洞・蘆花洞・江林洞・桃花里・柳洞里・柳青里・東林洞・三槐洞・竹林洞・蓮花里・夢松里・鶴林里・木果里・槐洞・芳竹里・細柳里・松岩里・蘆洞里・七松里・蕪洞・上松里・下松里・小松里・茅洞・竹活里・下木里・竹洞・小竹里・梨木・竹林・上楸里・下楸里・楸松里・木命里・東栢岩里・麻東里・麻西里・柯梓洞・葛村・梨峴・松橋・松木洞・海洞・銀杏洞・杏花洞・芹洞・倭松洞・桃洞・椎洞・上茶洞・中茶洞・下茶洞・麻洞・棗洞・桑木洞・芋洞・雙林洞・椒洞・大山林洞・山林洞・草洞・桂洞・梨花亭洞・大松井・漆木洞・栗園・七槐洞・桃花内洞・大棗洞・麻根洞・白蓮洞

臨海地に在るもの 木内里・草芝里・玉蓮里・草元芝里・松麻里・三花里・蘭芝島里・草落島里・傑梅里・大草里・五林里・茅島里・草江里・竹島里・梨津里・蓮花里・坪林里・荏浦里・雷林里・蓮橋里・龍林里・蓮野里・桑麻里・柯坪里・梨岩里・蘆坪里・松新洞・花龍洞・梨橋洞・上松洞・松興洞・竹里・梨隅洞・蘆洞・桃洞・桑麻洞・孤松街・上栗里・中栗里・下栗里・栗洞・竹洞・梅花里・柳林里・鵝林里・梅松里・麻洞・藪里・柿木里・五柳里・松上洞・松下洞・松浪洞・桃木里・竹青里・草上里・草中里・草下里・草坪里・果木里・蓮花里・上柳里・下柳里・新林里・竹林里・芹洞・蓮洞・竹洞・杏洞・蘇洞・枳洞・樹洞・内竹里・小竹里・栗里・大竹里・木上里・木中里・木下里・銀杏里・大草里・三花里・内花里・外花里・上草里・下草里・内松里・外松里・竹洞・蘆洞・栗村里・梨木里

形容に關する部落名

平地に在るもの、牛耳里・伏龍里・鶯岩里・壹山里・牛角洞・伏龍里・琴山里・鉢山洞・琴峴・鳳頭洞・冠洞・鉢山里・鳳頭里・龍頭里・子抱里・上鉢里・下鉢里・馬頭里・山頭開・龍頭里
 山間に在るもの、鳳頭洞・臥龍洞・頭龍洞・龍頭里・馬首洞・鳩項里
 沿河地に在るもの、臥龍里・牛頭里・鳥項里・首面里・内猪項里・外猪項里・上羊魚頭・下羊魚頭
 臨海地に在るもの、獐項里・馬項里・背魚嶺・龍頭里・牛形里・龜沒洞・臥龍・龍嶺里

第三節 地名の變遷

「東國郡縣沿革表」を見ると、朝鮮に於ける郡縣改廢の跡を明らかにすることが出来るが、「文獻備考」にも「記以方言吏語雜行名號之厯亂甚矣」とあるが如く、朝鮮古代地名の讀法は音訓種々に用ひられ、難解のものが頗る多く、これが變更に當つても一樣でない。新羅の第三十五世景德王は新羅中興の祖と言はれ、漸次衰へつ、あつた王權の回復に志し、國內の行政區劃を改め、國內を九州に大分し、更に之を五小京、百十七郡・二百九十三縣に細別したが、此の時地名も従つて一齊に變更され、「三國史記」は、舊名及び改名を明記して居るので、當時に於ける地名變更を研究するには最も都合がよい。金澤庄三郎博士は據れば、この當時の地名改稱には、(一)舊地名を類似音の好字に改めたるもの、(二)舊地名に音讀せるもの、義譯、(三)舊地名に訓讀せるもの、義譯、及び(四)舊地名に訓讀せるもの、義譯があることを述べて居る。今同博士が、明治四十五年四月の「朝鮮總督府月報」誌上に掲載された「日鮮古代地名の研究」中より、其の例證を示すと次の如くなつて居る。

(1) 舊地名と類音の好字に改めたるもの

眞寶縣 (Chinpo)	本 深巴火 (Simpha)	禦海縣 (Ōmo)	本 陰 達 (Ūm)
嘉善縣 (Ka-syon)	本 加害縣 (Ka-hai)	道安縣 (Toan)	本 刀良縣 (Toryan)
道同縣 (Totong)	本 刀冬火 (Totong)	嘉壽縣 (Kashu)	本 加主火 (Kachyu)
壽同縣 (Shutong)	本 新同火 (Satong)	金地縣 (Kŏmchi)	本 仇 知 (Thachi)
地育縣 (Chiyuk)	本 知 六 (Chiryuk)	同福縣 (Tongpuk)	本 豆夫只 (Tupuchi)
務安縣 (Muan)	本 勿阿令 (Muan)	積利縣 (Chyŏkri)	本 赤里忽 (Chyŏkri)

(2) 舊地名に音讀せるもの、義譯

兎山縣	本 烏斯合達 (Osŏkamtar)	三陟縣	本 悉 直 (Sirchik)
冠文縣	本 高思曷伊 (Kasŏkari)	清風縣	本 沙熱伊 (Sayŏri)
朔谿縣	本 於支谷 (Ochi-tan)	泗水縣	本 史勿縣 (Sŏ-mur)
松峴縣	本 夫斯波衣 (Pusŏphai)	松山縣	本 夫斯達 (Pusŏtar)
海曲縣	本 波 且 (Phatan)	鉛城縣	本 乃伊忽 (Naimurhar)

(3) 舊地名に訓讀せるもの、義譯

比屋縣	本 阿火屋 (A-pur-ok)	高丘縣	本 仇 火 (Ku-pur)
-----	------------------	-----	----------------

餘善縣

本南 内 (Nan-an)

金壤縣

本休 壤 (Sui-yan)

(4) 舊地名に馴讀せるもの、音譯

密津縣

本推 浦 (Mir-pho)

雲峰縣

本母 山 (Omisan)

陰峰縣

本牙 達 (Om-tar)

翰山縣

本大 山 (Han-san)

尤も地名の變更は、必ずしもこれ等の如く規則だつた方法に依つたものばかりではなく、舊地名の音訓何れにも關係なくして改められたものがあり、殊に別名を以て置きかへられたものも尠くないこと、懸はれる。郡縣名には三國時代より高麗・李朝時代の各時代毎に其の名稱を改めて居るものと、一たび行はれた改稱後永く其の名を變へないで續いて來たものがある。例へば高勾麗の述爾忽縣(爾一作彌一)は新羅時代に峰城縣となり、高麗で瑞原縣、李朝で坡州となつた。百濟の熱也山縣は、新羅・高麗・李朝を通じて尼山縣であり、新羅の永同郡は高麗・李朝を通じて矢張り永同縣と稱して居る。

最近に於ては、日韓併合後、地方制度の改正に依りて、郡面の廢合が盛んに行はれ、明治四十五年一月一日現在の郡三百十七、面四千三百五十一(明治四十三年新官制實施當時の現在数は四千三百九十二)であつたものが、昭和八年一月一日現在では郡島二百二十、邑面二千四百四十六に減じて居り、これが爲めに舊郡・面名の失はれたものが尠くないが、これと同様に、多くの里洞が合併して一里洞を成して居り、例へば、全羅北道全州郡參禮面の參禮里は、もと同郡昌徳面の新后里・上后里・西余里・舊酒里・上酒里・中酒里・萬頃里・馬川里・安座里・新安里・下白里・加仁里の各

全部、及び東余里・西新里・大川里・舊金里・益山郡豆村面鷄淵里の各一部の十七里洞を合併したものであり、益山郡金馬面東古都里は、もとの十九里洞に跨つて居る。尤も北鮮地方の一部等には地勢、戸口、其の他の關係から、一里洞が分裂して二里洞を構成し、其の結果、總里洞數に於て増加を示したやうな特例もあるが、一般に數個の里洞から一里洞を構成したものが多く、爲めに里洞數に於ても、其の當時六萬二千五百三十二(明治四十三年新官制實施當時の現在數は六萬三千八百四十五)であつたものが、昭和八年一月一日現在では二萬八千三百三十六に激減して居るので、舊里洞名の失はれたものは實に多きに上つて居る。またこれと同時に里洞名の様々なる變更が行はれて居るのは、特に注意を要する點である。併合後に於ける里洞名の參考資料としては、明治四十五年一月一日現在に依り、朝鮮總督府道・府・郡・面及び洞里の名稱を輯録した「地方行政區域名稱一覽」があり、里洞廢合の實際を表示したものに、「新舊對稱朝鮮全道府郡面里洞名稱一覽」があり、當時の里洞名中には、現在の如く、里或は洞を附したるものは勿論多かつたが、これ等の外に、里洞の字を附して居ないものも各地にあつた。例へば佐夫川(當時の慶尙南道固城郡葡萄面)・駕龍浦(同上)・上雲岩(當時の全羅南道淳昌平郡大面)・內文峙(當時の全羅南道淳昌平郡德面)・大墨申(當時の黃海道白川郡石山面)・杜音坊(當時の黃海道白川郡雲山面)・板幕站(平安北道江界郡龍林面)等の如くである。また下里漁遊池洞(咸鏡南道安邊郡永豐面)・二里上富坪洞(同上 益面)・二里公須田洞(同上 茅峙面)・鶴橋稼美洞(當時の黃海道白川郡角山面)等頗る長いものもあり、單に面内の里洞全部を數字を以て表したのもあつた。例へば咸鏡北道茂山郡の邑面に於ては、洞里の數十八あるを以て、一洞より順次十八洞までとし、下東面は九あるを以て、一洞より九洞まで、上面は十六あるを以て、一洞より十六洞まで、延面は十

五あるを以て、一洞より十五洞まで順を逐ひて命名せられて居る。

里洞名の變更には種々あつて、單に洞の語を里に改めたものや、里を洞に改めたもの、洞に里を重ねたるもの、里又は洞がなかつたのに里或は洞の語を附したるもの、村に里を重ねたもの、村に洞を重ねたもの、村が里に改められたもの等があり、上長田(當時の全羅南道 寶城郡福内面)が上長里、下津項(同)が下津里、龍池登(當時の全羅南道 寶城郡彌方面)が龍池里、牛臥谷(同)が牛臥里、五道峙(當時の全羅南道 寶城郡安於面)が五道里、皇風亭(當時の全羅北道 錦山郡南一面)が皇風里、沙器所(同)が士基里と改められた如きも處々に見られ、これ等は或は田・項・登・谷・峙等の如き地形を示して居る語辭、或は亭の如き交通に關する意味を有つ語辭、或は所の如き工業に關する意味を有つ語辭が消え失せた例であるが、これと類似の地名變更が廣きに亙つて行はれたことは、尠くとも地理研究に當つては非常な障害を與へて居り、特に當時地方に於ける心なき俗吏の手に依りて、部落と最も密接なる關係を有する由緒深き地名が無雜作に捨てられて、何等縁故なき無意味の地名に改められたことは、歴史に富む古建築の廢棄と同様に遺憾の至りである。

二個乃至十數個の里洞の合併が行はれる場合、これ等里洞名中に見ざる、全く新しい呼稱を附したるものも勿論多く、例へば京畿道安城郡大徳面竹里は、もと安城郡竹村面の敦里・堂里及び外坪一部が合併して出來たものであり、全羅南道寶城郡文徳面龍岩里は、もと寶城郡文田面の可川里・栗里及び長洞里一部が合併して名づけられた呼稱である。また合併されたる舊里洞名中の一里洞名を採りて、其の儘新里洞名としたものや、舊里

洞名中の語より其の一部分宛を摘出して、新里洞名が出来上つたものも非常に多い。更に舊地名を同音若くは類似音の異字に改めたものも多く見られる處であるが、これ亦上場里が上長里、沙器所が士基里となり、場基が章基となつたりして、地名の考説には妨げをなすことが往々ある。と同時に現在の地名を見るに當つても唯單に漢字の字義のみに依りて解釋することが妥當でないことを物語つて居る。里洞名は併合後のみに就きて見ると、一つの地名が屢々改廢され、例へば明治四十五年一月一日現在の地方行政區域名稱一覽では、黃海道白川郡は、三百十五洞里であつたが、大正二年十月二十九日告示第二十四號を以て、里洞の區域を變更して九五洞里に激減せしめ、これと同時に從來の呼稱を改めて一里・二里・上一里・下一里・中一里・中二里等、全部上中及び數字のみを以て里洞名を作つて居たが、現在では或は以前の地名を復活させ、或は以前の洞里と關係あるものを用ふるに至つた。（當時の延安郡と合併し）また前に茂山郡に就いて、數字を以て舊地に置き替へた例を擧げたが、これも現在では總べて改廢されて居る。また徒らに長い里洞名も今では概ね改められ、朝鮮に於ける里洞名は大體に於て三字を以て落付いて居る。唯都會地に在つて内地人の多く入り込んで居る處では、よく町の語が使用され、京町・錦町・港町・柳町・倭城臺町・長谷川町等、長短不揃ひのものもある。而してこれ等内地流の呼稱たる町の語を用ひたもの、内にも、何等かの緣故を辿つて命名されたものが相當に多く、京城に於ける練兵町・古市町の如き命名、及び舊名の鑄字洞を壽町、銅峴を黃金町と改めたる如きを例に擧げ得べく、また花房町・竹添町・兼二浦・長谷川町等の如き緣故深き公使又は將軍等の姓名を取りて命名としたも

のもある。内地人の鮮内移住者は、主として都會地に住んで居るが、農業または漁業を目的として、朝鮮内の地方農村若くは臨海地に移住して生活して居るものも多く、これ等内地人移民部落の名稱にも、山形縣人を以て構成せられた全羅北道沃溝郡米面山北里の山形村及び新山形村(何れも農、黎部落)、廣島縣人を以て構成せる慶尙南道統營郡山陽面美修里の廣島村(漁業、郡落)、岡山縣人を以て組織せる慶尙南道統營郡山陽面道南里の岡山村、廣島縣人湯淺凡平に因める慶尙南道密陽郡上南面禮林里湯淺村の如きがある。各地に在る洋村・支那町・唐人里・唐村里の如きは、外國人の集團居住せる所よりいつとはなく呼び馴れて來た部落名稱である。

舊里洞名と同音若くは類似音の異字に改めたるもの

改	開	楊	杜	福	三	法	石	安	龜
稱	里	里	里	里	里	里	里	里	洞
改	介	陽	杜	福	三	法	石	安	龜
稱	里	里	里	里	里	里	里	里	洞
所	京畿道竹山郡府一面	忠清北道報恩郡西尼面	京畿道竹山郡北二面	京畿道安城郡居谷面	京畿道安城郡居谷面	京畿道安城郡于谷里	京畿道水原郡葛潭面	京畿道水原郡台村面	京畿道水原郡台村面

新 虎 加 牛 孝 珍 上 駕 奉 奉 丑 靈 子 楊 東 新 新 月 云 豐 佳
 盛 頭 福 家 門 庄 長 岩 基 棧 庄 九 抱 亭 化 基 基 岩 觀 舞 庄
 里 洞 洞 洞 洞 洞 里 里 洞 里 里 里 里 里 里 里 里 里 洞
 新 胡 加 牛 孝 陣 上 加 奉 奉 丑 靈 自 楊 東 新 新 月 雲 楓 可
 成 頭 卜 加 文 長 場 岩 巳 西 長 龜 抱 華 起 企 岸 觀 舞 庄
 里 洞 洞 洞 洞 洞 里 里 洞 里 里 村 谷 丁 里 里 里 里 洞 洞

京畿道水原郡玄巖面
 京畿道金浦郡古縣内面
 忠清北道報恩郡思角面
 忠清北道報恩郡山内面
 忠清北道報恩郡山内面
 忠清北道報恩郡朱城面
 忠清北道報恩郡山外面
 忠清北道永同郡南一面
 全羅南道寶城郡白也面
 全羅南道寶城郡蘆洞面
 全羅南道靈光郡元山面
 全羅南道靈光郡元山面
 全羅南道靈光郡六昌面
 全羅南道寶城郡古上面
 全羅南道寶城郡南下面
 慶尙南道蔚山郡内廂面
 慶尙南道蔚山郡下府面
 慶尙南道蔚山郡江東面
 慶尙南道昌寧郡城上洞
 慶尙南道龍南郡閑山面
 咸鏡南道三水郡邑面

洞を里に改めたるもの

防屯方亭光
築堡背大石
里○里○里○里○里○

防屯方亭光
築堡背大石
洞○洞○洞○洞○洞○

京畿道安城郡德谷面
京畿道安山郡北方面
京畿道果川郡上北面
忠清南道公州郡益口谷面
忠清南道連山郡食汗面

里を洞に改めたるもの

明東東鳳九
岩倉薪棲山
洞○洞○洞○洞○洞○

明東東鳳九
岩倉薪棲山
里○里○里○里○里○

平安北道鐵山郡柏梁面
平安北道鐵山郡雲山面
咸鏡南道甲山郡雲興面
咸鏡南道甲山郡雲興面
全羅南道靈光郡六昌面

洞に里を重ねたるもの

本塔粉隱水
洞○洞○洞○洞○洞○
里○里○里○里○里○

本塔粉隱水
洞○洞○洞○洞○洞○

京畿道果川郡下北面
忠清北道清州郡東州内面
全羅北道泰仁郡西村面
全羅南道靈光郡六昌面
全羅南道靈光郡馬村面

第二章 聚落の名稱

里を附して里洞名としたるもの

新沙銅松九
基谷店亭井
里○里○里○里○里○

新 沙 銅 松 九
基 谷 店 亭 井
京畿道安城郡晚谷面
京畿道安城郡北里面
忠清北道黄澗郡梅下面
忠清北道黄澗郡上村面
全羅北道泰仁郡仁谷面

洞を附して里洞名としたるもの

九梅昌場地
禮谷坪基境
洞○洞○洞○洞○洞○

九 梅 昌 場 地
禮 谷 坪 基 境
京畿道安城郡晚谷面
慶尙南道山淸郡車峴面
慶尙南道山淸郡黃山面
慶尙南道居昌郡川内面
慶尙南道居昌郡高梯面

村に里を重ねたるもの

龍前南儀坪
村○村○村○村○村○
里○里○里○里○里○

龍 前 南 儀 坪
村 村 村 村 村
全羅南道靈光郡六昌面
全羅南道靈光郡佛甲面
全羅南道靈光郡佛甲面
全羅南道靈光郡馬村面
全羅南道寶城郡彌力面

村に洞を重ねたるもの

中倉東茂校
村○村○村○村○
洞○洞○洞○洞○

中倉東茂校
村○村○村○村○

慶尙南道山清郡章谷面
慶尙南道山清郡金萬面
慶尙南道宜寧郡上井面
慶尙南道居昌郡古川面
慶尙南道居昌郡加智面

村を里に改めたるもの

閑沙仁本坪新書
里○里○里○里○
里○里○里○里○

閑沙仁本坪新書
村○村○村○村○

京畿道安城郡見乃面
忠清北道清州郡山外一面
全羅南道寶城郡彌力面
全羅南道寶城郡蘆洞面
全羅南道靈光郡六昌面

舊里洞名中の一里洞名を採りて其の儘新里洞名としたるもの

改稱洞名
京畿道坡州郡條里面竹院里

坡州郡條里面竹院里・璋山里・高陽郡沙里大面總門里・芝英里・交河郡支石里・縣内面金陵里各一部

忠清北道槐山郡延豐面柳下里
忠清南道大田郡九則面金灘里
全羅北道全州郡紆東面范山里

延豐郡縣内面柳下里、及び柳中里・楮水洞・積谷洞各一部
懷德郡九則面金灘里、及び公州郡鳴灘面新東里一部
全州郡紆東面鳳岩里・新下里・山亭里・山舟里・明洞里・新屯里、及び龍岩里・范山里・竹洞里

全羅南道和順郡清慶面白雲里

九伏里・鳳翔面九亭里各一部
綾州郡新豐面白雲里・伏龍村

慶尙北道水川郡新村面竹田洞
 慶尙南道統營郡一運面長坪里
 黃海道谷山郡清溪面青松里
 平安南道成川郡通仙面德岩里
 平安北道泰川郡南面新岩洞
 江原道杆城郡高城面松峴里
 咸鏡南道高原郡下鉢面湖坪里
 咸鏡北道富雲郡下茂山面虛通洞

新寧郡新村面竹田洞・稷堂洞・蓮池洞・所逸洞 (一名小日洞)
 巨濟郡一運面長坪里・瀧谷里
 青松里・卦田里
 成川郡仁山面德岩里・泉谷面新溪里各一部
 新岩洞、及び鶴林洞・三峯洞各一部
 高城郡安昌面地境里・松峴里・九川洞
 高原郡下鉢面湖坪里・文潮里・興坪里各一部
 清津府下茂山面虛通洞・廣岩洞・烟臺洞

舊里洞名中の一部宛を採りて新里洞名を作り上げたもの

京畿道始興郡君子面城谷里
 忠清北道清州郡米院面雲岩里
 忠清南道公州郡新下面清興里
 全羅北道益山郡北一面於陽里
 全羅南道谷城郡石谷面芳松里
 慶尙北道義城郡點谷面西邊洞
 慶尙南道泗川郡邑東面盤山里
 黃海道長淵郡侯南面谷井里
 平安南道順川郡殷山面伊莘里
 江原道伊川郡古味吞面龍金里

安山郡瓦里面茂谷洞・城頭里
 清州郡山内二上面窟岩里・雲東里・雲西里・引風里・岱田里・馬項里・華川里・玉湖里・報恩郡
 朱城面鳳凰里一部
 新興里・三清洞・明德里、及び武陵里・旺大里各一部
 益山郡北一面陽池里、及び於串里・弓洞・東一面新良里・龍飛里・豆川面松亭里各一部
 谷城郡石谷面花汀里・芳洲洞・上松里及び龍珠里・下松里各一部
 義城郡點谷面西基洞・西塞洞、及び東邊洞・西後洞・西前洞各一部
 泗川郡東面稗川洞・岱山洞、及び伏象洞一部
 長淵郡侯仙面東谷洞・西谷洞、及び古井洞・撐石洞・浦頭洞各一部
 縣内面莘坪洞、及び鎮江洞・伊倉洞・城内面驪溪洞・楓田面黃鶴洞各一部
 金坪里・龍淵洞里

女 稱 洞 名

舊

里

洞

威鏡南道德源郡府内面三越里
 威鏡北道鏡城郡龍城面龍郷洞
 元山府内面三空洞・水越洞
 龍湖洞・都郷洞

備考 以上の記述及び表は、調査の都合上併合後大正五・六年迄の行政區劃に據りたる爲め、現在のものゝ區劃名稱を異にするものあり。

尙ほ現在の里洞名を見るに、其の語尾に里の語を附するものが多く、洞の語尾を有するものは左表に示した地方に過ぎなくなつて居るが、京城を始め、木浦・群山・新義州・元山・清津の如き市街地に在つては、内地流の「町」の語尾を有するものと其に、洞を用ひたるものが多く、里の名稱のつくものが少い。

里洞名の語尾に洞を附したる地方

道名	府	郡	島
京畿道	京城府(過半)		
忠清北道	忠州郡(一)	清州邑(一)	
全羅北道	群山府(新興洞のみ)		
全羅南道	木浦府(六箇洞のみ)		
慶尙北道	達城郡・慶山郡・永川郡・盈徳郡・英陽郡・靑松郡・安東郡・義城郡・軍威郡・漆谷郡・星州郡・高靈郡・清道郡・善山郡・鬱陵島(以上全部)	醴泉郡(大)	迎日郡・金泉郡(共に三箇面のみ)
慶尙南道	釜山府(二箇洞)	馬山府(二箇洞)	宜寧郡(宜寧面に三箇洞)
	蔚山郡(蔚山面に三箇洞あり)	蔚山郡(蔚山邑の一部)	東萊郡(東萊邑の一部)
		固城郡(固城面の一部)	泗川郡(泗川面の一部)
			南海

郡(南海面)・河東郡(河東面に邑内)・山清郡(山清面)・咸陽郡(咸陽面)・唐昌郡(唐昌面)・陝川郡(陝川面に邑あるのみ)

平安北道

新義州府(三箇洞あり)・義州郡・豊城郡・泰川郡・雲山郡・熙川郡・寧邊郡・博川郡・定州郡・宜川郡・鐵山郡、

龍川郡・朔州郡・昌城郡・碧潼郡・楚山郡・渭原郡・江界郡・慈城郡・厚昌郡(以上)

咸鏡南道

元山府(部)

咸鏡北道

清津府(新岩洞浦項)・鏡城郡(大)・明川郡・吉州郡(全)・城津郡(大)・富寧郡・茂山郡・會寧郡・鐵城郡・慶城郡・慶源郡・慶興郡(以上)

町の語尾を用ふる地方

道名

府

郡

島

京畿道

京城府(部)・仁川府(部)・開城府(部)

忠清北道

清州郡(清州邑)・忠州郡(忠州邑)

忠清南道

公州郡(公州邑)・大田郡(大田邑)・論山郡(江景邑全部、論山面の一部)

全羅北道

群山府(部)・全州郡(全州邑)

全羅南道

木浦府(部)・光州郡(光州邑)・順天郡(順天邑)・海南郡(海南面)・羅州郡(羅州邑)

慶尙北道

大邱府(部)・金泉郡(金泉邑)

慶尙南道

釜山府(部)・馬山府(部)・晉州郡(晉州邑)・昌原郡(嶺海邑)・統營郡(統營邑)

黃海道

海州郡(海州邑)・黃州郡(兼二浦邑)

咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道
清津府(大部)	元山府(半邊)	江陵郡(江陵邑の過半)	新義州府(大部)	平壤府(一)・嶺南浦府(一)
・鏡城郡(嶺南邑の大部)				
・城津郡(城津邑の大部)				

第三章 聚落の種類

第一節 位置に依る分類

聚落の位置は千差萬別であるが、その市街地附近に位置せるもの、臨海地に位置せるもの、沿河地に位置せるもの、山間部に位置せるもの等によりて、その分布・大小・發達・産業・生活等に、それら異りたる特色がある。今試みに各種の位置に構成されたる聚落に就き數種の實例を示し、以て聚落と位置との關係の密接なる理由を明かにして見よう。

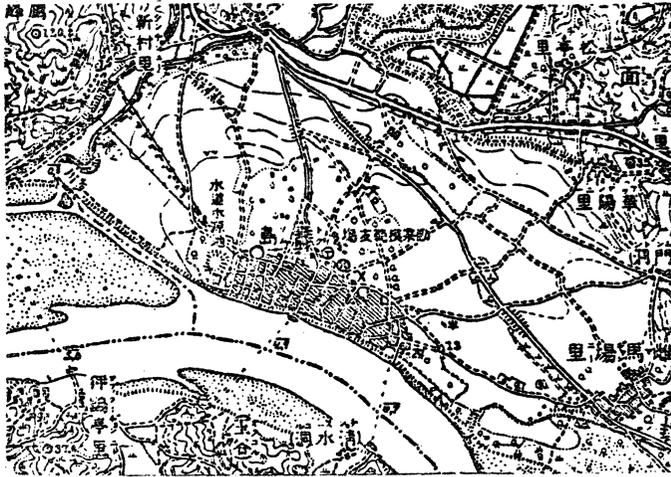
京城近郊の小市街 (京畿道高陽郡蠶島面蠶島)

京城近郊には往十里・清涼里・麻浦・西水庫等の小市街地があるが、蠶島は京城府の東四料の處に在る小市街である。京城市街の中央を貫きて東流せる清溪川は、箭串里東側に於て漢川に合し、北一・五料の處を西南に流れて漢江に注ぎ、京城光熙門より往十里を過ぎて利川・江陵に通ずる自動車道路は、北一料餘の處を東に向ひて走り、また京城驛より元山に至る京元線は、圖中新村里を經、漢川右岸に沿ひて北走し抱川郡・漣川郡に入る。蠶島の南側は即ち漢江右岸に臨み、江原道の森林地帯より舟運に依りて下り來る薪炭は、この地に於て陸上げせられ、また一岸出船の渡場があつて、始興郡に通じて居る。北は一面畑地をなし、林檎其の他の果

樹園あり、蔬菜の栽培が行はれ、陸上げされたる薪炭と共に京城の市街に供給し、大都會附近の聚落としての特色を有して居る。京城水道の水源地は西端にあり、叢島面事務所・普通學校・警察官駐在所等が置かれ、内地人四一戸、二〇三人、朝鮮人九二三戸、五、三九七人、支那人一戸、六人、計九六五戸、五、六〇六人である。

平壤附近の村落（平安南道大同郡南串面地方）

大平壤を中心として附近には小市街が發達しつゝ、あるが、南串面地方は都市近郊の村落としての特色を有して居る。平安南道寧遠郡小白面より出でたる大同江は、妙高山地帯の岩山重疊する處を鑿流し、途中、社倉里・寧遠・徳川の各地を過ぎて南走し、仁川・慈山附近に至るや、地勢漸く開け、樂浪準平原に出で、始めて溶々たる大河となる。大同郡南串面は、この大同江左岸の樂浪準平原中に在り、中和郡古生陽面より出で、西北に向へる昆陽江は、この面の南境界を曲流西走して大同江に注ぎ、附近一帯土地最も肥沃で、古くより農業よく開け、粟の生



（一分萬五） 島森面島森郡陽高道畿京

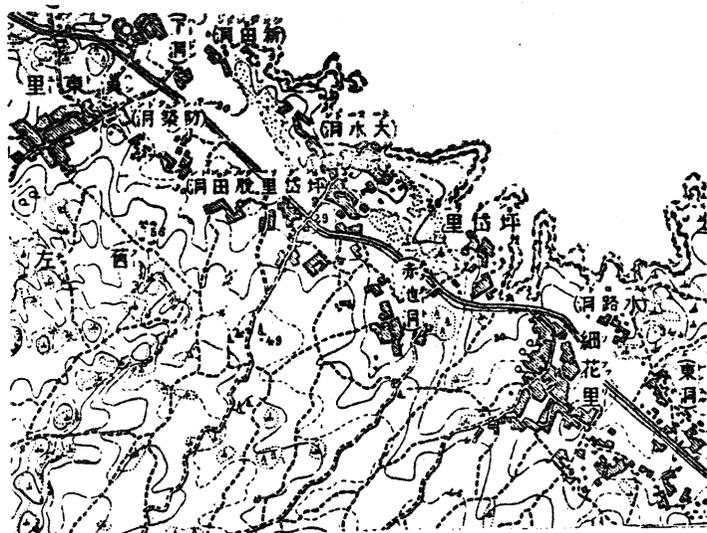
産多く、而かも僅か東四料の處には大需要地としての西鮮の雄都平壤市街を控え、糞尿・汚物・蘆芥等は潤澤に得られて肥料其の他に供することが出来るので、甘藷・大根・白菜・葱・其の他の蔬菜類の栽培が最もよく行はれ、全鮮有数の蔬菜栽培地として著名であるが、また養鶏・養豚も盛んで、養豚の指導部落に指定されて居るところもある。この地方はもと樂浪郡に屬し、樂浪郡治所のありたる大同江面土城里は東約三料にして、當時の遺跡たる古墳は樂浪郡治址を中心として其の數夥しく、圖中長梅里蘆梅洞の西北、大梅洞の西側、小梅洞の周圍、長洞の東方にも點々散在し、往昔の面影を偲ばせて居る。各部落の戸口數を示せば、南串面長梅里は一八五戸、九六九人、猿岩里は内地人二戸、五人、朝鮮人一四一戸、六八五人、計一四三戸、六九〇人、龍浦里は一二二戸、五七一人、大松里は一〇四戸、五三七人、魯南里は一四六戸、八五八人、孝南里は内地人三戸、朝鮮一三三戸、七〇〇人、計一三六戸、七〇六人、坪湖里は八六戸、四六〇人、月内里は一四七戸、七七八人、鯉新里は六九戸、三八〇人、小耳島里は一一八戸、六三四人、古平面文發里は八一戸、四四四人、長光里は七〇戸、四二八人、望日里は九三戸、五〇〇人、大同江面斗團里は一二五戸、七三六人、中和郡唐井面松埧里は九四戸、五〇九人、陽羅里は一一一戸、五八七人、積善里は七九戸、四七五人、間里は五〇戸、二七二人、儉岩里は一一一戸、六三九人となつて居り、戸口最も稠密で、南串面のみに就いて見るに、一方里に付人口數四、〇二〇人に達し、稀に見る標式的聚村の形式をとつて發達して居る。尙ほ大同江の對岸古平面・龍山面・大寶面附近には支那人の來住せる者が多い。



朝鮮の聚落 (前篇)

二一四

(一分萬五) 方地面申南郡同大道南安平



島嶼部 落

(全羅南道濟州島舊左面細花里)

(一分萬五) 里花細面島舊州濟道南羅全

濟州島は地勢の關係上、部落は大部臨海部に形成されて居るが、小部落の密集せる一例として舊左面細花里附近を擧げることが出來よう。細花里は舊左面東北海岸に面し、濟州・金寧を経て海岸に沿ひ東走し來れる二等道路はこの地に來り、漢東里・坪垓里・細花重・上道里の諸部落の間を縫ひて島の東海岸に出で旌義面に入る。また坪垓里及び細花里よりは何れも西南に向へる聯路を出して居る。濟州島は海岸線の灣入屈曲少くして概ね斷壁を成し、僅かに城山浦及び西歸浦の二港が汽船を入れ得るに止まつて居るが、全島火山岩より成り耕地少く飲料水は沿岸地方にあらざれば湧出せず、而かも島民は滿潮の時を利用して小船を出し、また海女により沿海漁業を營むところから、島の周圍を海岸線に沿ひて漁業部落を構成するもの多く、殊に細花里附近は最も戸口密集し、

細花里は戸數三三〇戸、九四九人、上道里は一二八戸、五六八人、坪岱里は三九三戸、一六四〇人、漢東里は三七五戸、一、四九五ありて著しく發達せる聚村を形成して居る。尙ほ西北海岸に在る杏源里は二九四戸、一、五七四人、月汀里は三三六戸、一、八一一人あり、近海は濟州島に於ける有數の漁場に當り、特に鱈の漁業盛んにして、大正五年には月汀里漁業組合創立せられ、漁獲物共同販賣と遭難救恤を行ひ成績優良である。

沿海部聚落（咸鏡南道洪原郡洪原地方）

沿海地方には漁業及び半農半漁の聚落が多いが、洪原地方の如きも聚落密集の一例として見るべきものであらう。この地方は咸鏡南道洪原郡東南端の平野地にして、東は日本海に面し、希賢面龍城里附近に源を發したる西大川は、途中鶴泉面及び州翼面を過ぎて圖の西南方に於て海に注ぎ、北には鶴頭峯あり、その餘脈東に延びて思郎山・鼓岩山をなすも皆高からず、元山より退潮を経てこの地に來れる咸鏡線は、海岸に沿ひて東北に走り、利原・端川を経て咸鏡北道に入る。また一等道路を以て西南十二里の咸興、東北十四里の北青に通じ、日々數臺の自動車この間を往復し、一條の達路は西南に走



(一分萬五) 方地原洪郡原洪道南鏡咸

つて退潮を過ぎ西湖津に至る。海路は前津港により沿海航路汽船の便ありて、新浦・新昌・遮湖・汝海津・西湖津・元山等道内各港に通じ、また遠く城津以北の諸港に到る。咸鏡南道沿海の地勢は東海岸に在りては比較的屈曲に富み、到る處港灣良浦を形成し、漁業根據地として好適の地も尠くないが、前津は元山・新浦・遮湖・六垵と共に五大漁業根據地の一に數へられ、近海は漁族豊富にして多數漁船の出漁を見、殊に近來沖合漁業發達し、明太刺網・延網・擧網・手繰網・逐魚網・鍊壺網等の漁業が最も盛んに行はれて居る。従つて附近平野よりは米その他の農産物を出すと共に、海の天恵に浴する事の多い漁村聚落であり、部落は海岸に近く著しく密集し、所謂塊村の形を成して不規則に發達して居る。尙ほ洪原には洪原聚廳・洪原警察署・州翼面事務所・洪原郵便所・洪原公立尋常小學校・洪原公立普通學校・洪原金融組合・洪原漁業組合等の官衙・團體あり、圖中各部落の戸口を擧ぐれば、壯東里は五〇戸、二六五人、壯亭里は八七戸、三九五五人、方西里は七〇戸、四五二人、穿中里は内地人一二戸、二九人、朝鮮人一五七戸、八七五人、支那人一戸、四人、計一七〇戸、九〇八人、南興里は一六〇戸、八一七人、西興里は四八戸、三三八人、南塘里は一〇八戸、七八〇人、來源里は内地人七戸、二一人、朝鮮人二三三戸、一、〇五一人、支那人一戸、三人、計二四一戸、一、〇七五人、龍川里は四四戸、三四九人、南松里は七九戸、六五四人、岐陽里は内地人六戸、一八人、朝鮮人三一戸、一六一人、計三七戸、一七九人、南山中里は四三戸、二九三戸、回興里は二九戸、一八五人、南山西里は四一戸、二八四人となつて居る。

沿河部落 (江原道春川郡西上面西上里)

沿河地は土地肥沃なると交通の便利なる關係上、聚落の發生を容易ならしむるを通則とし、渡船場聚落としての性質を有するものが尠くない。西上里部落は春川郡西上面の東南部に位し、脊梁山脈の鷹山附近(江原道淮陽郡泗東面)に源を發した北漢江は、途中淮陽・華川を過ぎ、山谷の間を縫ひて、この地に來り、これより西南方に向つて京畿道楊平郡楊西面の西南端に於て漢江の本流に合する。部落は北漢江の右岸に位置し、西七軒餘には八五八米の駕徳山聳え、その東麓の溪谷より出でたる小川は部落の南に於て北漢江に注ぐ。南六軒には春川あり、東南四軒には史上に名高き牛頭山がある。部落の背後には二五二米の小山迫り、住家は北漢江とこの山との間の狹長なる低地に南北に伸びて營まれて居る。對岸には春川から華川を経て金化に至る二等道路が江に沿ひて西北に走り、南は田畠の平野開けて春川に迄及ぶ。部落の西南端に西上面事務所あり



(一分萬五) 里上西面上西郡川春道原江



(一分萬五) 内呂川成郡川成道南安平

り、川には對岸に至る一岸出船の渡場が設けられ、戸數一八二戸、人口九四五人である。尙ほ牛頭山南の新北區牛頭里は、昭陽江右岸の平地に流れに沿ひて南北に狹長に立地し、戸數二〇一戸、人口一、〇二七人である。

沿河市街 (平安南道成川郡成川邑内)

沿河地に多くの市街が發達して居ることは都邑の部に於て詳説してあるが、成川邑の如きも沿河市街の特色を有して居る。成川邑内は成川郡成川面の西部に在り、東は水德里・永陵里に接し、西は沸流江の曲流を以て通仙面と境し、南には順德里・龍仙里あり、北は三徳面と境して居る。四面は丘陵又は小高き山を以て圍まれ、

沸流江左岸の狹長なる低地に南北に長く聚落が形成せられ、順川から般山を経て來た道路が其の中央を縦走し、更に平壤から江東を経て此の地に來つた自動車道路は陽徳を過ぎて元山に向つて居る。對岸の乾骨山はもと山城所在の地であり、又下部里には成川の鎮山たる鶴岑山がある。

陽徳郡吳江面と孟山郡元南面附近から源を發した二川は、陽徳郡化村面白石里に於て合流して沸流江(卒本川)となり、西流して此の地に來り乾骨

山下を過ぎて更に西し大同江に注いでゐる。此の川に沸流の名があるのは、紇骨山底に四石穴があり、水が其の穴中に入りて通過するや、石を衝いた水流が沸騰して西に出るからである。と東國輿地勝覽は誌してゐる。此の地はもと沸流王松讓の故都であり、高勾麗始祖東明王朱蒙が、北方扶餘より來りて卒本川（沸流江）に都し、此地を降して後は松讓は多勿侯に封せられ、高麗太祖十四年剛德鎮を置き、顯宗九年成州防禦使に改め、後知郡事となり、李朝太宗の十五年に成川と改名し都護府に陞し、世祖朝鎮を置かれ代々地方政治の中心であつた。

成川は山河險固と稱せられ形勝の地を占め、前掲紇骨山の東には巫山十二峰あり、朴元亨の詩にも「江上群峰劔樣尖、峰前江水正揆藍」とある如く、江上に峙つ奇峰と沸流江の清流とは、こゝに天然の美景を形成して居るが、一方此の地方は土壤肥美であり、各種産業が行はれ、殊に養蠶・畜産・煙草栽培等は近來頓に好成績を擧げ、特産品としては成川紬・成川煙草・成川粟等があり、爲めに市場も漸次發展し昭和六年の取引高は十七萬二千二百四十七圓に上つて居る。成川郡廳・成川警察署・平壤專賣支局成川出張所・成川郵便所・成川金融組合・公立普通學校・成川郡農會・成川郡森林組合・日本金屬株式會社成川選鑛所・東亞日報社支局・成川酒造業組合・成川煙草耕作組合等があり、内地人四九戸、二五人、朝鮮人四三八戸、三、一三一人、支那人五戸、一九人、計四九二戸、三、三五五人である。尙ほ下流地方の沿岸に靈泉面松江里一一三戸、六〇〇人、龍岩里一四〇戸、七〇〇人、大坪里一八〇戸、九〇〇人、大丁波里一一一戸、六二六人の如き比較的大なる村落が多い。

背 山 臨 流 （忠清北道報恩郡馬老面箕大里）



(一分萬五) 面老馬郡恩報道北清忠

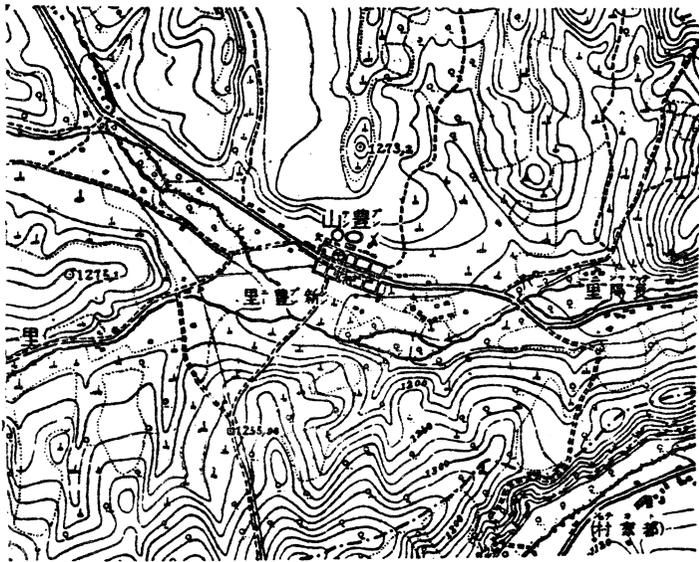
古來朝鮮には、墓地・民居・聚落の選定に就いて風水の迷信があり、従つて聚落に背山臨流の地を選ぶことが盛んに行はれて居る。その代表的のものとしては、慶尙北道の河回・安東・川前・臨河等の諸聚落を擧げ得るが、箕大里の如きもその適例である。報恩郡内地面に源を發したる報青川は、途中、報恩面・炭釜面を過ぎて馬老面に入り青山の南方を西南に流れて錦江に注ぐ。箕大里はこの報青川中流右岸に位置し、東南三軒には五〇五米の甌峰を望み、東北七軒には八七六米の九屏山聳立し、後に四五〇米の雲霧峰を控え、所謂背山臨流の部落である。雲霧峰北麓の大陽里、三竹山北麓の炭釜面城池里、三竹面川南里、五四三米の道德峰南麓の沃

川郡白雲里・芝田里・下西里等は何れも報青川に臨める部落で、また甌峰の南麓に在る閑中里・下屯里・世中里等は、平常は前方の谷に流れなきも、一度び雨季に入れば忽ち背山臨流の地となるのである。

山間聚落 (咸鏡南道豊山郡豊山)

山間聚落に就いては山村の部に於て詳説してあるが、朝鮮には山間の高地に形成されたる聚落が多い。豊山・甲山・長津等の如きはその著名なる

ものに屬する。北青より南大川左岸に沿ひ、北青甲山線二等道路に依りて西北走し、一、三三五米の厚時嶺を踰えて豊山郡に入れば、氣温俄かに低下し、所謂蓋馬高原地帯が展開する。豊山郡廳の所在地豊山(新豊里)は厚時嶺の北方、地境里川左岸に在り、高度一、一五〇米を有し、民家は東西に走れる前記二等道路の兩側に狹長に延びて鏈村の形式を以て發達して居る。この地はもと甲山郡に屬したが、大正三年府郡廢合の際、北青・甲山兩郡の各一部を以て豊山郡が新設せられてよりは郡廳が置かれ、北青・甲山線の外、楊坪里に至る新豊里・江口線(三等)道路を西に出し、豊山館・寶來館の如き内地式旅館ありて、咸南高地帯に於ける交通の要衝を占め、高原地帯の聚落としての特色を現はして居る。附近には火田民の聚落多く、燕麥・馬鈴薯・粟・稗・大麥・大豆の耕作はれ、牛・馬・豚・鶏・蜜蜂等の畜産多く、林産にはカラマツの用材・薪炭豊かに、陰曆三・八の日に開



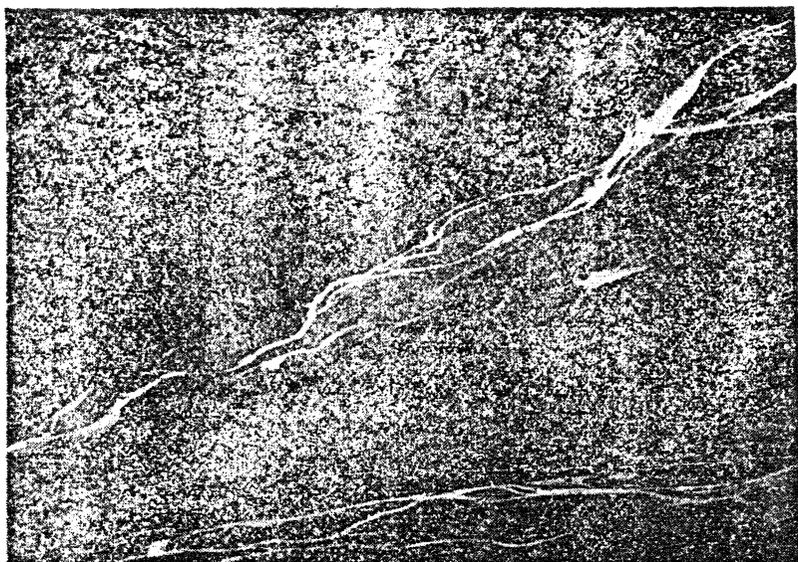
(一分萬五) 山豊郡山豊道南鏡咸

かれる新豊市場の昭和六年中賣買高は四萬七千六百九十五圓によつて居る。

豊山には豊山郡廳の外、警察署・面事務所・郵便所・金融組合・森林保護區・小學校・普通學校が置かれて居り、人口は内地人九八八、朝鮮人一、六四四人、支那人一〇人である。尙ほこの附近は朝鮮に於て最も寒冷厳しき地方に屬し、零下三十四度五分に下れることあり、十月に入れば既に積雪を見、櫻の咲くのは五月末頃である。

國 境 都 市 (咸鏡北道會寧郡會寧)

清津の北方九三・八軒、咸鏡線の終點に位し、國境豆滿江岸に於ける産業・交通上の中心都邑で、町は八乙川及び會寧川の間に在る眞高二百五十一メートルの丘陵地の南斜地に形成せられて居る。附近には沃野開け、粟・大豆・大麥・蔬菜等の畑作が盛んである。咸鏡線はこの驛で潼關鎮に通ずる圖們鐵道に連絡し、圖們鐵道は上三峯に於て天圖鐵道に接續して滿洲國間島に通ずる。慶源(琿春方面に連絡)との間には定期自動車の便があり、また元山會寧線(一等)、會寧穆城線(一等)、茂山慶興線(二等一部未改修)等の諸道路ありて國境各郡との連絡があり、豆滿江の舟筏に依りて製材盛んに行はれ、また附近一帯に亙りて無盡蔵の石炭を産し、對岸間島地方よりは夥しき穀物が齎られる。國鐵の終點が上三峯に移つてからは、稍々その影が薄れたる感はあるが、依然として北鮮の産業交通の中心都邑であつて、商工都市として一層發達する素因を有して居る。會寧はもと會寧開市のありたる處で、清國官吏と立會の上、農牛・食鹽等の交易が行はれたが、現在に於ても附近



飛行機の上より見た寧寧附近

は牛・馬・緬羊・豚・鶏等の牧畜が盛んであり、また慶興・鍾城・穩城・慶源及び富寧と共に六大鎮の一に數へられ、國境都市として鴨綠江岸の義州と共に古來有名である。日滿兩國の關係が密接を加へ鐵道聯絡の行はるゝに至りたる結果、將來會寧の經濟・交通・文化の上に及ぼす影響は甚大なるものがあらう。現在歩兵第七十五聯隊・工兵第十九大隊・憲兵分隊が置かれ、會寧郡廳・警察署・營林署・地方法院支廳・稅關支署・郵便局・衛戍病院・商業學校・金融組合・其他銀行會社あり、電話・電燈・水道等の設備があり、人口内地人二千二百七十餘人、朝鮮人一萬四千八百八十餘人である。特産品としては、特異の雅味と技巧とを以て、最近めき／＼とその眞價を認められて來た會寧燒の逸品を擧げることが出来る。尙ほ顯忠碑・會寧城址・吾音會城址・雲頭城址・雲淵の古碑等の古蹟がある。

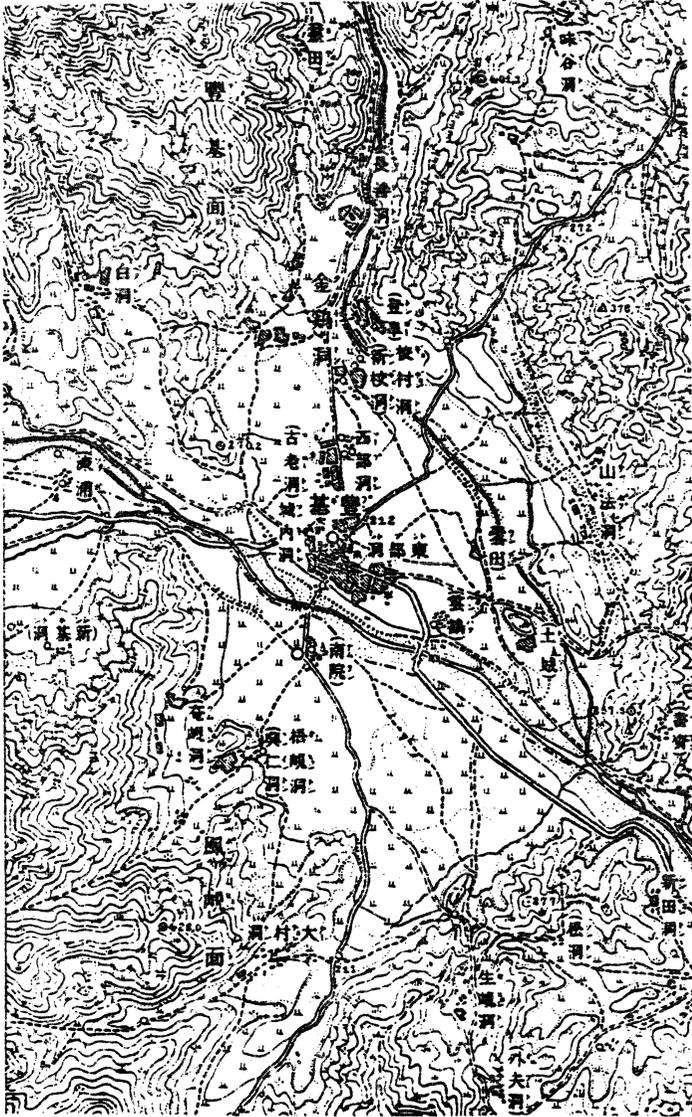
第二節 地勢に依る分類

聚落の地勢に依る分類としては、高原聚落・臺地聚落・丘陵地聚落・盆地聚落・平地聚落・低地聚落・谿谷聚落・濕地聚落・其他種々に分ち得るのであるが、これ等の地勢は、聚落の發生、發達に大なる關係あり、その交通・産業・文化の上に及ぼす影響も亦尠くないのである。

盆地聚落 (慶尙北道榮州郡豊基邑内)

朝鮮に於ける舊市街地は要害の地に發達し、また小山脈が到る處に起伏して居るので、盆地聚落は極めて多く、京城・開城・慶州・彦陽・宣川・吉州の如き市街地を初め、其他に多くの類例を認められるが、豊基邑内の如きも盆地聚落の一である。小白山脈の東麓に源を發したる西川の支流は、水鏡洞に於て既に水田を灌溉し、途中昌樂洞・白新洞・前邱洞の間を東に流れ、この地に來りて豊基の南側を過ぎ東南に向ふ。東は安定面の丘陵にして、西には前記小白山脈中に蓮花峰(一、三九四米)・兜率峰・妙積嶺あり、南には龍巖山聳え、北には遠く一、四二〇米の國望峰を望み、四方が山又は丘陵・小山をめぐらせる盆地中に豊基その他の聚落が發達して居る。豊基はもと豊基郡治所のありたるところにして、また古くより市場あり、米荳・麩麥・海菜・海衣・鹽・綿布・綿花・麻布・明紬・蠶絲・乾柿・茵席・紙地・平涼子・牛犢等出場品多く、現在も尙ほ城内洞に陰曆三・九日を市日として取引が行はれ、豊基面事務所があり、内地人八戸、四四人、朝鮮人五〇〇戸、

二、八二七人、支那人一戸、四人、計五一〇戸、二、八六五人にして、忠州より丹陽を経てこの地に來れる二等



(一分萬五) 内邑基豊郡州築道北尙慶

道路は流の右岸に沿ひて東南に向ひ、榮州を経て盈徳に達し、また南には醴泉、東北には韶川里を経て永春に至れる達路を出し、この地方産業、交通の中心を爲して居る。附近部落の戸口を擧ぐれば、豊基面金鷄洞は二二〇戸、一、一七六人、杖村洞は一八八戸、六三三人、西部洞は一七四戸、九二六人、山法洞は八二戸、四八三人、白洞は一七七戸、六〇〇人、鳳峴面梧峴洞は一八二戸、八九六人、大村洞は一六戸、五五九人、安定面生峴洞は五一戸、二八七人となつて居り、梧峴洞南院には鳳峴面事務所がある。

高原聚落 (江原道鐵原郡鐵原市街)

朝鮮に於ては地勢及び火田耕作の關係上、高原に位置する聚落が多く、従つて高原に發達せる聚落も尠からず、江原道の平康や鐵原の如きもその一である。鐵原は京城驛を發し國有鐵道京元線を北走すること一〇一・三軒、漢灘川支流の流域に在り、海拔三百八十二メートル、もと高勾麗の鐵圓郡治、新羅の鐵城郡治のあつた市街である。後弓裔が兵を起し、高勾麗の舊地を略取し、松都郡より來つて此の地に都し、國を泰封と號したが、其の間僅かに十七年で、高麗太祖即位し、都を松嶽に徙してよりは、東州、次いで鐵原と改められ、永く地方行政の中心地であつた。泰封城址は驛の北八軒の北面古關里に在り、其の外廓は今尙ほ指點することを得賣買高る。附近には米・大豆・粟・小麥・大麥等の農産多く、また牧牛も盛んで、昭和六年中邑内市場に於ける畜類は五二七、五一四圓に上つて居る。この地方は水利事業が普及し、土地改良・農事經營が著しく發達して居る。鐵原には郡廳・警察署・郵便局・金融組合・邑事務所・地方法院支廳・道立醫院・水利組合・穀物檢

查所・金剛山電氣株式會社・農藝學校等が置かれ、舊邑内に對し停車場所在地が新市街を形成して居る。人口内地人一千餘人、朝鮮人一萬二千九百餘人、外國人百五十餘人である。この地を起點とする金剛山電氣鐵道は



（一分萬五）街市原鐵郡原鐵道原江

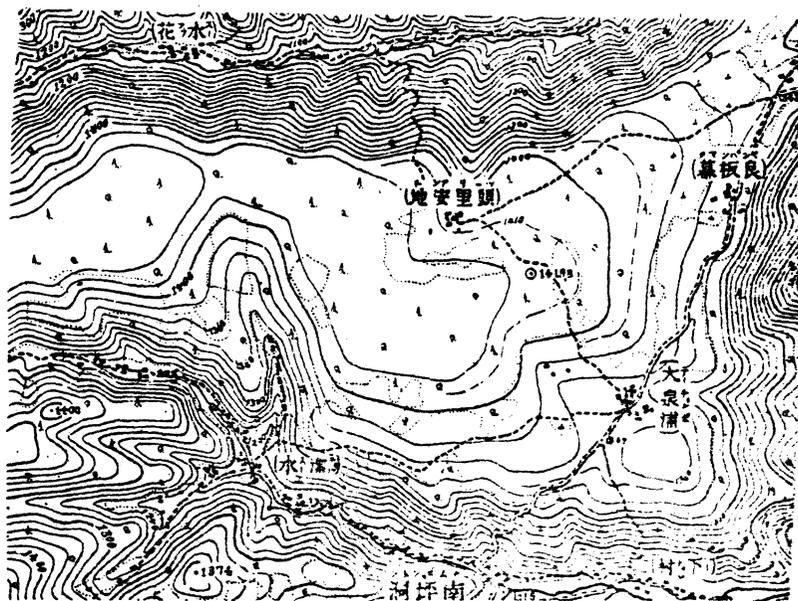
長安寺（内金剛）まで全通し、金剛山探勝への主要徑路に當り、附近には泰封城址の外、到彼岸寺銅佛及び古塔・褒忠祠等の古蹟がある。

臺地聚落

（咸鏡北道鏡城郡朱南面
南坪洞附近）

朝鮮には真高一千メートル以上の山村に富み、その中には臺地に位置せる聚落が多く、就中、蓋馬臺地に屬する地域には徳・徳などの名稱を有する臺地聚落が隨所にある。南坪洞附近も臺地聚落の適例にして、漁郎川の支流た

る大浦川上流沿岸の部落である。東二里に海拔一、五八四米の甘味峰聳えて明川郡上秀北面の境を爲し、西二里半の處には二、一三九米の掛上峰の遠望あり、南約二里には二、二〇九米の萬塔山聳立し、北三里には二、一七一米の冠帽峰あり、附近一帶は所謂蓋馬臺地の一部を成して全くの山間僻地である。住家は大浦川邊の溪谷（海拔一、一一六米）或は河岸段丘を求めて營まれ、例へば南坪洞源水・潔水・下村・上村・下長浦・大板崖・小板崖等の如きはそれで、朝鮮の山地に於ける部落構成の位置はこれが最も普通であるが、良板幕・大泉浦・頭里安地が、これ等溪谷或は河岸段丘から更に上つて臺地上に部落を成して居るのは、この地に於ける大浦川の溪谷が狭少に過ぎ、且又河岸の段丘が散岩に妨げられて部落發生を困難ならしめたが爲めであらう。小泉浦・草坪・廣徳洞・車岩洞・大乾浦・

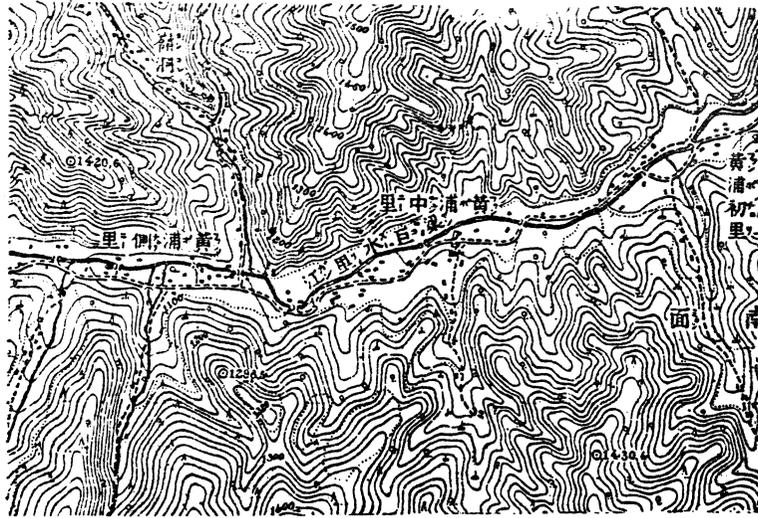


(一分萬五) 近附洞坪南面南朱郡城鏡道北鏡威

大福基・小福基・木國司等も亦大浦川の東流するに平行し、その左岸臺地上に部落が構成せられてゐるのを見受ける。此の外附近には臺地に住家の點在するもの多く、例へば龍潭洞鶴山・咽喉・鶯巢埜は漁郎川支流左岸臺地の南邊縁に立地し、朱北面杜里安地・前杜里安地・土店巨里は漁郎川上流左岸に蟠居する巨務德臺地上に位して居る。これ等臺地に於ける部落は概ねその近くの河流或は溪谷に迄小路を通じて生活に必要な水を求めて居る。即ち頭里安地は漁郎川支流の溪谷に向け小路を出し、良板幕は西南源水に向け一條の聯路を出し、大泉浦は源水への聯路の外、南は下村、西は潔水及び東北は水花の溪谷に向け夫々小路を出し、草坪・木國司・大乾浦は何れも西北の谷間に向け聯路或は小路を走らせて居る。而して大浦川が其の本流たる漁郎川に合し下流に向ふや、部落はまた溪谷・河岸段丘に構成せられる。この事實は部落の發生上、如何に飲料其の他に水が必要なるかを物語つてゐるものであらう。附近一帯は人口の最も稀薄なる地方に屬し、朱南面積五五、四四三方里に一四、六九九人、一方里當り僅か二六五・一人である。

谿 間 部 落 （咸鏡北道長津郡上南面黃浦中里附近）

朝鮮山間部には谿谷部落の形成されたものが多く、長津江支流たる梁巨水里江沿岸溪谷の部落の如きもその一例である。西北三軒には二、〇七七米の白山聳立し、長津江は東四軒餘の處を數多の支流を合せて北流し、南四軒には長津江支流倉坪里江が東流し、附近一帯は全くの山間僻地にて部落は唯、長津江沿岸及びその支流溪谷にのみ發達して居り、その他の場所に於ては全く民家の營まるゝを認めることが出来ない。圖中の黃浦初



(一分萬五) 咸鏡南道長津郡上南面黃浦中里附近

里は二八戸、一五四人、黄浦中里は三五戸、二四一人、黄浦側里は一九一戸、一、一六二人あり、各部落の高度は何れも千米を越え、仙隍堂より流れに沿ひて東走し來れる一條の聯路は、これ等の部落を貫きて更に東し、梁巨水里に於て、咸興より長津を経て慈城に至る二等道路に合する。嶺洞よりは更に小路北に向ひて走り、白山の東側を過ぎて郡内面に入り、西洞江沿岸部落鷹田坪に至り、また黄浦初里より谷底を縫ひて南に向へる小路は倉坪里江岸に達し、臥碓里・倉坪里・馬登里等に至り、各部落間の連絡は聯路又は小路によりて行はれる。

濕地部落

(咸鏡南道豊山郡安水面長坪里附近)

谿谷又は斷層の低地に位置せる濕地部落としては、咸鏡南道豊山郡安水面米田里・江原道平康郡高挿面洗浦里・忠清南道扶餘郡窺岩面扶餘頭里などもその例に屬するが、長坪里附

近も湿地聚落を成して居る。一、八〇九米の明堂峰の東北麓に源を發した黃水院江は、途中法成水・天門洞・姜興里・仲興坪・雲潭・仙遊墟等の諸部落を過ぎてこの地に來り、更に西して黃水院に向ふ。圖中、江の左岸は所々湿地を成し、その邊縁に部聚點在し、下村は湿地の東側及び北側に、倉坪里は湿地の周



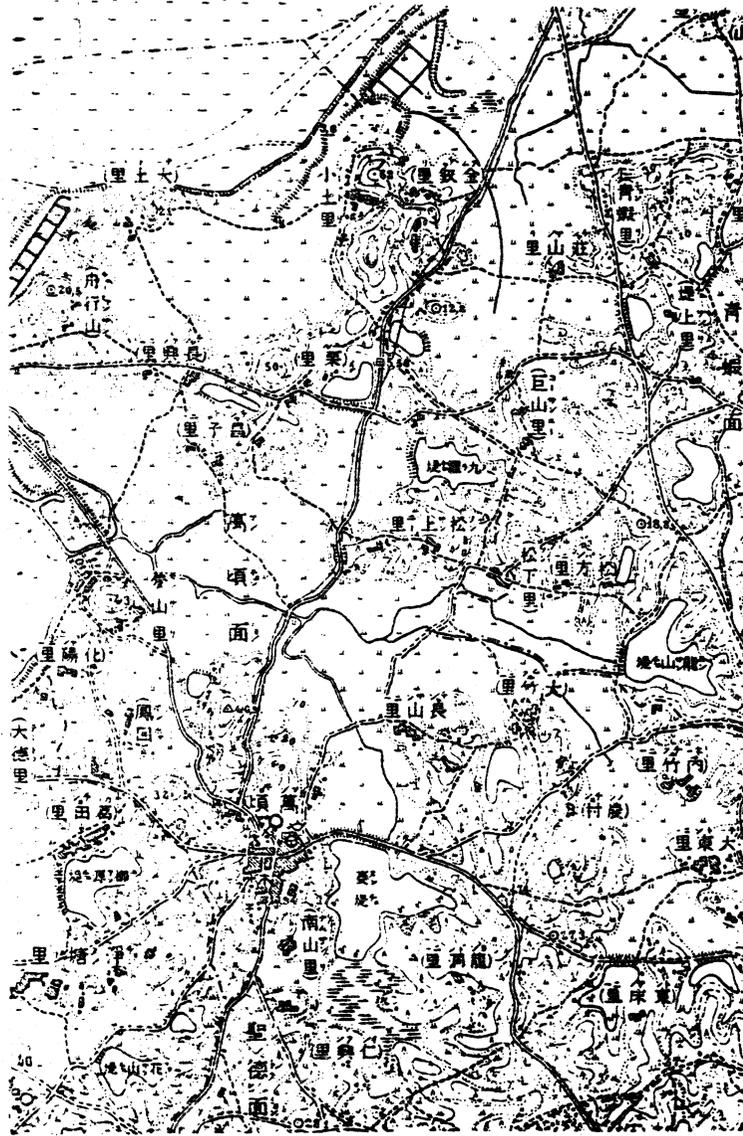
(一分萬五) 近附里坪長面水安郡山豊道南鏡咸

圍に在り、咸興より新興を経て黃水院に至れる二等道路はこれら湿地の間を走る。この江の沿岸には湿地多く、黃水院の西北、後洞附近には南北に狹長なる湿地あり、また圖の西南方には江の右岸に散在し、これらの邊縁に起雲潭・雲潭・漁隱洞・福洞村等の部落がある。北約八料の處には二、一三米の大徳山聳え立ち、附近は高地帯を成し、各部落の立地高度は一、二〇〇米を越えて居り、朝鮮特異の火田民の聚落である。尙は長坪里の戸數は四〇〇戸、人口は二、六一七人

である。

池沼部 落 (全羅北道金堤郡萬頃面地方)

古來米作の盛んに行はれたる朝鮮に於ては、池沼多い地方も尠からず、池沼の附近に聚落の形成せられて居るもの、例を示すと、全羅北道益山郡威羅面附近、全羅南道光州郡飛鴉面・長城郡南面附近・高敞郡星内面・新林面附近・慶尙北道慶州郡西面・永川郡北安面附近、慶尙北道慶山郡珍良面・押梁面附近、黃海道延白郡延安面延安、江原道鐵原郡北面附近などを擧げ得るが、その最も著しきものは萬頃附近の聚落である。即ち萬頃は金堤平野の一部に在り、萬頃江の江口に近く、西方の海中には古群山列島が散在し、海陸共に物産の豊富なるを以て知られ、「新增東國輿地勝覽」には萬頃縣「土産」の條に「青魚、石首魚俱出群山島、鯽魚、真魚、交、蟹、蛤、秀魚、薑、(新增)菱、蓮、蓴、」を誌し、「攷事新書」には「鯽魚、葦魚、芡、菱、蓮、蓴、海物」、邑誌には「青魚、石首魚俱出古群山島、鯽魚、葦魚、真魚、秀魚、蟹、蛤、薑今無、芡、菱、蓮、蓴、(新增)大蝦、烏賊魚、鹽」を擧げて居るが、近年に至つては水田の經營が盛んで米の産地として最もよく知られて居る。萬頃は戸數四〇六戸、人口二、二七四人(内、内地人一二戸、三五人、朝鮮人三九〇戸、二、二五人、支那人四戸、二四人)で、附近の村落が概ね一三〇戸乃至二百一・三十戸なるに比してよく發達し大なる聚落を形成して居るのは地形の關係にも因るであらうが、此の地が古來地方に於ける政治交通の中心地であつた爲めであらう。而して金堤より此の地に來り更に西走する道路と、南方扶安より此の地に來り更に北走して萬頃江を過ぎ地境里方面へ



（一分萬五）方地頃萬郡堤金道北羅全

向ふ道路の交叉する十字路を中心として部落は發達し、爲めに略々十字狀路村の形を取つて居る。附近には大

小數多の池堤が散在し、今其の主なるものを擧ぐれば、東に菱堤、西に柳源堤、南に花山堤、馬堤、岐谷堤、北に九羅堤、東北に龍山堤あり、また菱堤の南邊には濕地があり、一帯は土地低平で畚耕作地の真高四、五米より二十米内外に過ぎず、而かも萬頃江の流れありて灌漑の便よく此の地が水田耕作適地として知られて居るのも當然の事であるが、近くの群山が米穀輸出の良港を成せるも亦天恵の一つである。部落が水田經營可能地區に發生し發達し易いのは、朝鮮も内地に於けると同様で、此の場合、民家は低平卑濕の地を避けて、丘陵或は山麓に營まれるのであるが、萬頃附近に就きて見るも、部落は附近平地から幾分高い場所を求めて立地して居るのを認める事が出来る。尙ほ北方萬頃江右岸の地には臨盆水利組合灌漑地・益沃水利組合灌漑地ありて大々の水田經營が實行されて居る。

第三節 形態に依る分類

聚落をその形態上より分類するときは、集村・散村・路村等種々にこれを分つことを得、更にこれを細別することも出来るが、聚落の形態及び大小は、地形・地勢・人口・交通・産業等の關係によりて種々に成立し、變化し、發達して行くものである。既に從來に於ても集村及び路村中には、市街地に膨脹したものが尠くないが、文化及び經濟の沈滯期の李朝時代と異なり、交通の便開け、經濟文化の進展著しき將來に於ては、人口の増加に伴ひ、各地に大小の聚落が發達勃興すべきことは火を踏るよりも明かである。

集

村

（慶尙南道昌寧郡靈山附近）

朝鮮の社會組織には部族政治の色彩が極めて濃厚であり同族部落が多い關係上、特に集村の形態を有するものが多い。その著例としては、全羅南道和順郡和順面・西面附近（砥不江流域）・慶尙北道達城郡玉浦面・花園面附近、忠清南道扶餘郡玉山面・保寧郡珠山面附近（平野、丘、陵に在り）、忠清南道論山郡連山面・楊村面・夫赤面附近（論山、平野）、京畿道振威郡古德面杜陵里・文谷里附近・咸鏡南道洪原郡龍源面（東大川左岸の平野、海濱には約二軒にして遠す）、咸鏡南道北青郡青海面・坪山面附近（南大川流域、海に近し）等を擧げ得るが、靈山附近及び南原谷城附近も集村の標式的聚落である。洛東江



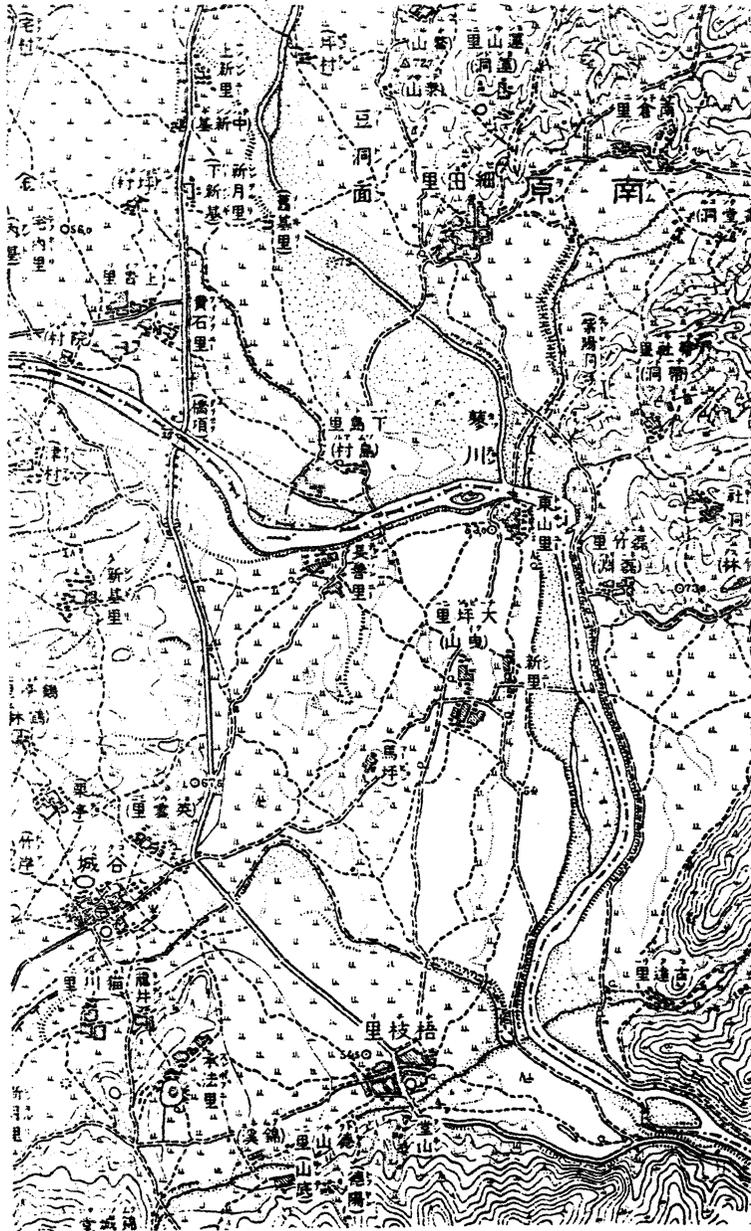
（一分萬五） 近附山靈郡寧昌道南尙慶

中流左岸の平地又は山麓に在り、東北方に六八
 一米の靈鷲山聳え、西には芍藥山を控え、丈尺
 湖・石谷湖・速氣湖その他大小幾多の湖池散在
 し、統營より馬山を経て北走し來れる二等道路
 は咸安郡漆北面徳村里に於て洛東江を渡り、此
 の地に來りて靈山の西側を貫き、西北に折れ昌
 寧を過ぎて大邱に至る。而して又靈山より新反
 里に至る達路を西に出し、靈山の南、竹前里の
 東より一條の達路走り釜谷面に向ふ。靈山は靈

山面の東里・西里及び城内里よりなり集つて一聚落を形成せるものであるが、靈鷲山と芍薬山との間の谷間に西面して立地し、小川が部落の南側を東北より西南に向ひて流れ、更に南して洛東江に注いで居る。戸數四五戸、人口二、三九六人である。都泉面都泉里及び一里が一聚落を成して二七〇戸、一、三一二二人あり、桂城面明里は二一五戸、一、一三六人にして何れも平地、殊に水田に圍まれて居る。各部落よりは數多の小路を放射し、水田中を亂走する。此の地方の聚落は集村の形式をとるもの多く、殊に民家は最もよく一地點に密着して居る。

集 村 (全羅南道南原・谷城附近)

蘆嶺山脈と小白山脈との間に蟾津江中流の兩岸が開けて小平野を成し、こゝに南原・谷城を始め大小數多の聚落が發達し集村のよき一例を示して居る。平野には多く水田が營まれてゐるが、この中を全州より南原を経て南走し來れる二等道路は圖中梧谷面梧枝里の西南方に至りて蟾津江に接近し、これより同江右岸に沿ひて東南に向ひ求禮の南方に於て川の東流するのと分れて順天に至り、麗水へ、又馬山への道を起して居る。而して谷城の東北、英雲里より玉果に至れる一條の達路は蟾津江支流の左岸に沿ひて西南に向ひて走る。部落は平野に在るものではあるが、而も幾分山手よりに立地するものが多く、谷城邑内は平野の中央に在るも、谷城面竹洞里・校村里・鶴亭里は兄弟峰の西麓に在りて東面し、南原郡金池面宅内里・豆洞面蓮山里・水官面南倉里も亦山麓の部落であり、又谷城郡古達面帶社里・磊竹里の一部は丘陵地に在り、牧洞里は東に四〇二米の鷹峯を控



全羅南道谷城附近 (五萬分一)

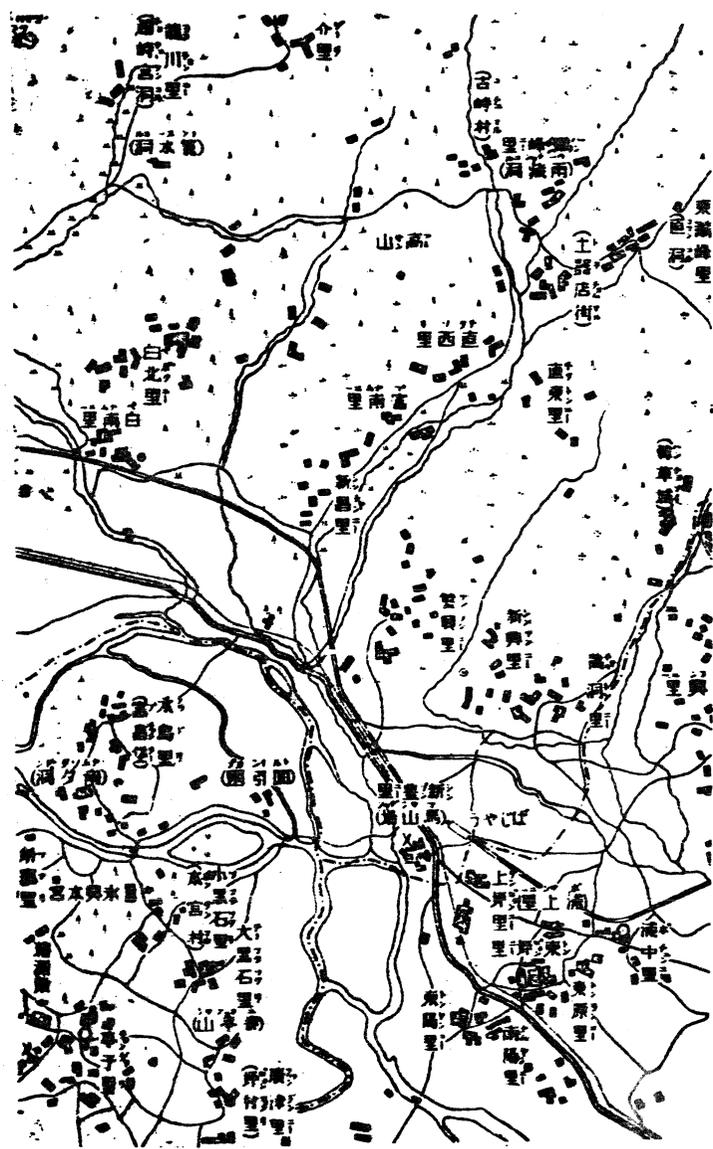
え、古達里も背面は山にして前は蟾津江に臨み、梧谷面徳山里・梧枝里は天徳山麓の部落にして北は平野に面し、東は蟾津江に臨み背山臨流の地である。このことは矢張り蟾津江流域の求禮附近の聚村に於ても同様にて、求禮邑内が背後に鳳城山を控へて南面せるを初めとして、各部落は概ね平野の周圍を取巻く山々の麓又は谷間に近く所在して居るのを認める。かく部落が平野の中央と言はむよりは、寧ろ多く山麓或は丘陵、若くはこれに近き處に發達して居るのは、平野が狭少なると卑濕なるにも因るであらうが、山地に近ければ飲料水・薪炭・その他生活資料を得るに利便多き爲めであらう。

今圖中に見ゆる部落の戸口を見ると、南原郡豆洞面細田里は二四一戸、一、二五七人、金池面上貴里は二四四戸、六〇四人、谷城郡古達面牧洞里は二一五戸、一、〇七八人、谷城面東山里は六五戸、三五〇人、大坪里は一六二戸、八四五人、新基里は一五八戸、七四四人、長善里は一六五戸、七六八人、谷城邑内四〇三戸、二、二七八人、梧谷面梧枝里は三七四戸、二、〇五五人となつて居り、各部落の戸口が相當に大きい。尙ほ圖の北、蟾津江の支流たる麥川流域には同様、相當多數の戸口を有する部落の構成せらるるもの多く、その著しき例として南原を擧げることが出来る。尤も南原の發達は、こゝが古くより交通取引の要衝に當り、光州より安義に至る道路と、全州より順天方面へ向ふ道路との交叉する十字路に在つて、全鮮的に著名なる市場所在地であつた爲めであらう。

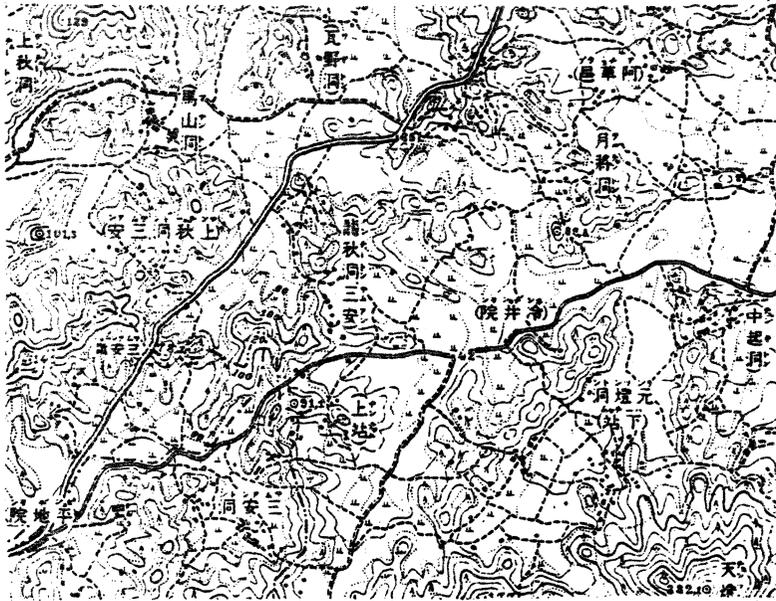
散 村 (咸鏡南道永興郡徳興面附近)

朝鮮に於ける散村形態に屬する聚落は、多く新開地にこれを見、古くから發達して居る聚落には集村が多いが、散村としての適例は咸鏡南道端川郡上雲義里附近、平安北道義州郡松長面雲川洞・冒野洞附近、咸鏡南道永興郡順寧面附近、京畿道江華郡良洞面道場里附近を始め、次に擧げた地方もこれに該當する。龍興江中流々域の平野にして、永興より鎮興を経て柳島に至れる二等道路は、江の左岸を東南に走り、また元山より永興を経てこの地に來れる鐵道、咸鏡線も、同じく龍興江右岸を過ぎて東に進み、仁興面聖峴里附近に於て左折して北向し定平郡に入る。附近は田畚よく開け、龍興江より派出せる大小幾多の支流は平野の間を亂流錯さうし、數多の部落がこゝに發生して居る。而かも各民家は互に密着することなく、各戸の周圍は耕作地を以て繞らし、田畚の間に點々各處に散在し、所謂散村の形式を取つて發達して居る。而して江を更に下るも同様のものが認められ、また圖の西南方の德池江左岸及び箭灘江流域、又は圖の東北方、金津川下流々域の平野にも散村と認むべき聚落が形成せられて居る。尙ほ圖中各部落の戸口を示せば、德興面東鵲峰里は五六戸、三〇六人、鵲洞里は八六戸、四六八人、新興里は一三戸、八八人、双興里は四五戸、二四七人、新豊里(馬山場)は内地人六戸、一五人、朝鮮人一二六戸、六〇八人、支那人三戸、一四人、計一三五戸、六三七人、直西里は三七戸、二四三人、富南里は二七戸、一四六人、新昌里は二九戸、一四八人、白北里は八一戸、五二〇人、白南里は三四戸、二一五人、仁興面鵲洞里は四七戸、二二九人、化興里は二〇戸、一〇九人、浦中里は七〇戸、三六四人、東原里は内地人一戸、五人、朝鮮人四一戸、二八〇人、計四二戸、二八五人、東坪里は四三戸、二一七

人、東陽里は二二戸、一三七人、南陽里は三七戸、二二七人、上坪里は一五戸、六五人、順寧面禾島里は八九



(一分萬五) 近附面與德郡與永道南鏡咸



(一分萬五) 近附面林少郡邊寧道南安平

戸、五三九人、小黒石里は五四戸、二八二人、大黒石里は五七戸、三二七人、廣津里は五四戸、二八五人、亭子里は内地人一戸、三人、朝鮮人九一戸、五三人、計九二戸、五三四人、所羅里は一一四戸、六二八人にして、馬山場には市場あり、浦中里には仁興面事務所、亭子里には順寧面事務所を置かれて居る。

散 村 (平安北道寧邊郡少林面附近)

一、四七〇米の飛來峰の南麓に源を發したる大事江は、途中、青山場市・泰川を過ぎ、西三軒の處を南流し、博川を経て西朝鮮灣にけぎ、東三軒にはまた九龍江が南流し、部落はこれ等の川の流域平野に發達し、廣く點在して散村の形式を取つて居る。孟中里驛より北上し來れる道路は博川より東北に向ひてこの地に來り、平地院・龍山洞を経て雲山に至

り、平地院よりは更に東に走れる達路を出し、九龍江を渡りて寧邊に達して居る。附近には二九五米の鷲峰、一二四米の笠帽峯、九九米の張蓋峯、一八三米の烽燧山等があるが、土地は概ね低平にして、水田が開けてゐる。而して圖の東北方八院面松峴洞附近は矢張り散村ではあるが、民家は餘程密になり、西南方博川附近の部落は多少密集し、集村とならむとする傾向がある。尙ほ圖中各部落の戸口數を示せば、少林面元燈洞は一四七戸、九〇五人、燈山洞は二一五戸、一、三三四人、龍秋洞は二一六戸、一、三一五人、上秋洞は一三三戸、八五九人、博川郡博川面三安洞は一二五戸、七三二人である。

單 線 路 村 (慶尙南道山清郡山清面山清)

路村を地理學的に分類すると、單線路村・片側路村・複線路村・格子狀路村・砦盤狀路村・梯形路村・十字路村・葉脈狀路村・放射狀路村・環狀路村・Y字狀路村等に分ち得るが、朝鮮に於て最も多いのは單線路村にして、慶尙北道山清郡山清・全羅南道光州郡飛鴉面飛鴉里・全羅南道長城郡長城面鈴泉里・平安北道朔州郡九曲面新安洞・黃海道平山道金岩面汗浦里・平安南道中和郡祥原面祥原・全羅北道任實郡任實面任實等はこれに屬し、砦盤狀路村の發達したものとては、慶尙北道慶州郡慶州・同道漆谷郡倭館面倭館・同道尙州郡尙州・忠清北道清州郡清州等を擧げ得べく、十字路村の例に入るべき聚落は、忠清南道天安郡天安面笠場・全羅北道益山郡益山邑裡里・全羅南道潭陽郡潭陽面潭陽・黃海道平山郡細谷面漏川里等を數へ、この十字路村聚落には多く市場が發達して居る。

咸陽郡西山面に源を發したる南江は、途中安義を経て南流し、生草面に於て瀨川を合してこの地に來り、宜寧郡芝上面に於て、洛東江の本流に注ぐ。山清は南江左岸の小平地に位置し、東北方車黃面新基里黃山場より西南走し來れる道路の西側に密集し、單線路村の形式を取つて發達して居る。尙州・全州方面より安義を經、南江左岸に沿ひて南下し晋州に向へる二等道路は、部落の東側に在るも、この沿道には部落が形成されて居ない。東には浮水山・屯鐵山、西には王山、南には熊石峰・北には九仞山・雙轎峯・鷹峯・松義山・龍頭峯等が散立し、附近一帯は山地多く、部落はこれ等の間に生じたる谷間、或は小平地に形成されて居り、南江沿岸の



（一分萬五） 清山面清山郡清山道南尙慶

狹少なる平野は肥沃で、水田耕作が行はれて居る。山清郡廳は山清の西端玉洞に在り、寨洞に山清面事務所が置かれ、その他警察署・郵便所・農業補習學校・小學校・普通學校・金融組各・市場等があり、内地人三四戸、一四人、朝鮮人四六九戸、二、五四〇人、計五〇三戸、二、六五四人である。

十字路村（黃海道平山郡細谷面瀨川里）

禮成江支流たる右岸の平地に在り、新院より麒麟里を經て瀨川に沿ひ東方汗浦里に至る達路と、南川店及び平

山より西南走して、温井里、海州に向へる達路とが、垂直に交叉する處に部落が形成され、所謂十字路村を爲して居る。尤もその發達は未だ不充分で、四方に放射する道路に沿ひて部落が伸長せる部分は極く僅少である。東四軒に鐵峰山、東北一・五軒に五峰山があるが、この地方は禮成江及びその支流の流域にして、土地概ね低平、田畝の耕作が廣く行はれて居る。東十五軒には汗浦里ありて單線路村を成し、京義線はその西を北走して新幕に向ふ。尙ほ漏川里には細谷面務事所があり、二〇七戸、一、一三七人である。

第四節 性質に依る分類

聚落をその性質に依りて分類する方法は學者によりて必ずしも一定しないが、私は本書編纂に當り、村落はこれを農村・山村・漁村に大別し、更に特色ある部落として、同族部落・移民部落・模範部落・特殊部落・新興部落・温泉部落・鑛山部落を選びて取扱ひ、都邑はこれを府・邑・其他の市街地に大別し、更にその性質より生産都邑・消費都邑・政治都邑・交通都邑、商業都邑・工業都邑・鑛業都邑・漁業都邑・軍事都邑・教育



(一分萬五) 里川漏面谷細郡山平黃海

郡邑等に分類した。しかしながら以上の如き分類以外、聚落には各種の特色を有するものがあるから、左にその數例を擧げて見よう。

市場、聚落 (忠清南道論山郡江景)

李朝中朝に一千餘の市場があり、現在一千三百餘の市場を有する朝鮮としては、市場と聚落の關係は極めて密接であり、市場所在地中には著名なる聚落が多い。市場から發達した聚落として代表的なもの、一には江景を擧げることが出来る。江景は錦江下流左岸に位置し、東北十料にして論山、江を下りて西南に向ふこと四十四料にして江口に群山港あり、附近一帶には錦江の灌漑する肥沃なる平野開け、夙に三南寶庫の一に數へられ、農産頗る豊富で、殊に總督府始政以來、當局の保護獎勵に依り米の生産地として最も著名である。この地は三百年來商業地として發達し、市場早くより開け、京畿の沙平場・松坡場・安城邑内場・交河恭陵場・稷山德坪場・全羅道の全州邑内場・南原邑内場、江原道の平昌大化場、黃海道の兎山飛川場・黃州邑内場・鳳山銀坡場、慶尙道の昌原馬山浦場、平安道の博川津頭場、咸鏡道の德源元山場と共に、朝鮮に於ける主要なる市場であつたことを、「萬機要覽」は誌して居る。市場は初め下市場のみであつたが、後また上市場の開始を見るに至りて益々盛況を呈し、市街の戸口もこの前後より著しく増加した。今も尙ほ陰曆四・九の日に開市あり、海産物・織物・其の他雜貨の集散夥しく、一千を超える露店が出来、附近六里四方より五千人、陰曆盆前、正月前の如きは、二萬人以上の人出を見ることがあり、市中は雜鬧を極める。一箇年の賣上高五十萬圓に上り、

商店の取引も主としてこの市日に行はれる。

由來江景は、一方豊沃なる平野の中央に位すると同時に、他方錦江の舟運の便に依りて發達したるもので、上流は水は深くないが、河船を利用して窺岩里、公州を経て美江に至ることが出来、下流群山港には三、四百



(一分萬五) 景江郡山論道南清忠

石積の帆船を自由に往復せしむることを得、米・豆・雜穀の輸移出が盛んである。益山郡嶺山面より西北に向へる江景川は彩雲面に入りて曲流亂走し、江景の西南側に於て錦江に注ぐ。江は潮汐の影響を受けることが大なる爲め、江景川の口に閘門を設け、河水の水位を適當に維持し荷便と灌溉とに便して居る。河岸には精米所多く、道の穀物検査所・江景米穀組合あり、荷爲替もこゝで組むことが出来るから、米穀の移出には極めて都合が好い。道路四方に向ひて放射し、論山・魯城を経て公州に至る公州街道が東北に走り、礪山・參禮を経て全州に至る全州街道東南に走り、その他論山・連山・豆溪を経て大田に至る大田街道、石城を経て扶餘に至る扶餘街道、

龍安・咸悳 臨陂を経て群山に至る群山街道あり、鐵道湖南線は大田より西南走し來りてこの地を過ぎ更に木浦に向ふ。錦江結氷期に於ける貨物の積出は鐵道に依つて行はれて居る。この地内地人の來任に就きて見るに、明治二十年頃よりこの地に來るものはあつたが、何れも釜山を根據として行商を試みるのみで、未だ定住するに至らず、同二十五・六年頃より米穀商人の店舗を開設する者を生じ、日露戦後は著しくその數を増し、現在三七四戸、一、六二四人に達して居る。朝鮮人二、〇二二戸、九、四三六六人、支那人五二二戸、一、三三四人、計二、四四八人、一一、二九四人にして、精米工場地として著名である。商業學校・殖産銀行支店・金融組合・邑事務所・地方法院支廳・穀物以検査所・農業倉庫が置かれて居る。江景市街を中心として、附近には集村部落が點在し、忠清南道に於ける模範的農業地であり、内地人の移民もこの邊に多く分布して居る。目下實施中の河川改修工事成の曉は、この地方の産業は一大發展を見ること、期待されて居る。

驛 村 （京畿道廣州郡慶安面驛里）

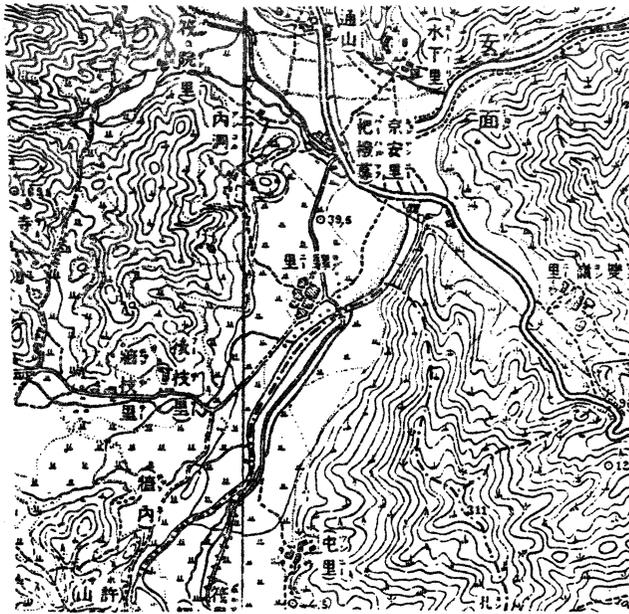
朝鮮に於ては古くより驛政の發達を見、高麗時代の驛數五百二十五に達し、沿道に於ける驛の所在地には、當時聚落として相當に著名なるものがあり、「文獻備考」に據ると、李朝時代の驛數は四百九十七となつて居るが、宣祖三十年に至り百九十二の步撥騎撥の站を置いて居る。されば官營の驛站及び民營の院の所在地は沿道に於ける聚落として發達し、その中には現在著名なる市街及び村落となつて居るものが尠くない。今試みに各地に於ける舊驛所在地聚落の戸口數を示して見よう。

舊驛院名	現在部落	戶數	男	女	計
江原道保安道大和驛	江原道平昌郡大和面大和里	六七〇	一、六七四	一、五五六	三、二三〇
江原道保安道珍富驛	江原道平昌郡珍富面下珍富里	二三九	七三九	六一九	一、三五八
江原道保安道芳林驛	江原道平昌郡大和面芳林里	四三七	一、三九一	一、二八四	二、六七五
江原道保安道橫溪驛	江原道旌善郡道跋面橫溪里	二二二	六〇四	五四〇	一、一四四
京畿道延禧道碧蹄驛	京畿道高陽郡碧蹄面碧蹄里	一二六	三三八	三三八	六五六
忠清右道金井道汝泉驛	忠清南道禮山郡插橋面驛里	八五	二五三	二三八	四九一
忠清右道金井道豐田驛	忠清南道瑞山郡仁旨面豐田里	五四	一五〇	一四四	二九四
全羅左道栗樹道益中驛	全羅南道光陽郡光陽面益中里	一五八	四一九	四一九	八三八
全羅左道栗樹道德陽驛	全羅南道蔚水郡召羅面德陽里	二六二	六九八	七一四	一、四一二
慶尙右道召村道良浦驛	慶尙南道河東郡金陽面良浦里	一二四	三二一	三三一	六五二
慶尙右道昆陽郡鳳溪院	慶尙南道洞川郡昆明面鳳溪里	九九	二八二	二四九	五三一
慶尙右道昆陽郡露萊院	慶尙南道河東郡金陽面露萊里	一七三	五一三	四七九	九九二
慶尙右道南海縣露萊院	慶尙南道南海郡雲川面露萊里	一二五	三六四	三七〇	七三四
慶尙左道安奇道安奇驛	慶尙北道安東郡安邑安奇洞	二一〇	六五八	六一七	一、二七五
慶尙左道昌樂道安郊驛	慶尙北道安東郡豐山面安郊洞	一五五	四〇一	三八二	七八三
慶尙左道安奇道雲山驛	慶尙北道安東郡一直面雲山洞	一〇七	二六七	二八四	五五一
慶尙左道昌樂道通明驛	慶尙北道醴泉郡醴泉面通門洞	一三七	四三五	三七九	八一四
慶尙右道幽谷道洛陽驛	慶尙北道尙州郡尙州面洛陽里	一五八	四二四	四六三	八八七
慶尙左道黃山道朔火驛	慶尙南道蔚山郡凡西面朔火里	一八二	四七四	四五六	九三〇

第三章 聚落の種類

二四九

即ち驛村として聚落に極めて多いが、廣州郡慶安面驛里の如きも、鐵道等の影響を受けず、昔の聚落形態を存して居る。驛里は漢江の支流慶安川の左岸に臨み、背後には平野開けて水田營まれ、部落の北約一軒には廣州



(一分萬五) 里驛面安慶郡州廣道畿京

郡廳の所在地たる京安里(杞撥幕)あり、京城より高陽郡を過ぎて本郡に入れる自動車道路は途中上山谷里・光池院里を経て京安里に來り、これより更に東南に走り、遠く釜山に延び、また京安里より金良場に至る達路は驛里の東側を過ぎ、慶安川を渡りて南に走る。驛里は李朝時代、當時の王都たる京城より南方、忠清左道及び慶尙左道方面に至る、所謂慶南道慶安驛のありたる所で、交通上重要な地點を爲して居た。慶安道には尙ほ德豐(慶州)・牙川(東國輿地勝覽には河川とあり)・留春・吾川(並に陰竹)・楊花・新津・安平(竝に驪州)の七屬驛があり、丞一人を置いてこれ等を管して居た。驛里は現在戸數九九戸、人口四六二人で、圖中の京安里は内地人二九戸、八九人、朝鮮人二五一

戸、一、五七八人、支那人三戸、八人、計二八三戸、一、六七五人、雙嶺里は四五戸、二一六人、墻枝里は九六戸、五三五人である。

寺院聚落 (慶尙南道梁山郡下北面通度寺)

内地には神社並に寺院の門前は一大市街と發展して居るものが多いが、朝鮮には斯かる例は絶無にして、僅に寺院聚落と認むべきものに通度寺がある。通度寺は慶尙南道梁山郡下北面に在り、京釜線の勿禁驛から釜山驛からも、共に蔚山行自動車を利用して寺の大口口まで達することが出来る。新羅善徳女王朝に入唐したる慈藏律師が、肉身文珠より釋迦の頂骨及び舍利百枚を授かり、歸朝してこの地を相し、蔚山郡との境を爲せる一、〇五八米の鷲棲山の南麓溪谷に寺院を建立したるに始まり、爾來長く朝鮮律宗の首刹となつた。李朝に入りても寺運衰へず、文人墨客のこの地に來遊する者も亦多く、今尙は土田に富むこと朝鮮に一二を争ひ、所屬末寺八十五箇寺、僧尼六百三名あり、三十一本山のうちに數へられ、特別の保護監督を爲されて居る。彦陽より梁山に至れる一條の達路は葶池洞を過ぎ、寺の附近より出で



(一分萬五) 寺度通面北下郡山梁道南尙慶

南流せる小川の左岸に沿ひて南に走る。由來朝鮮に於ける寺は、高麗朝には巷街附近に營まるゝもの多く、僧侶も俗人と交渉接觸するを異としなかつたが、李朝に於ては、排佛崇儒の政策を執り、僧侶は漸次俗人との交渉を絶たれ、市街地の寺院は破壊され、概ね深山幽谷に建立せられたものゝみが残存し、内地に於ける如き所謂門前町若くは門前部落は殆んど認められず、現に三十一本山の各寺に就いて見ても、大なる部落の發生するもの殆んど見當らず、寺院の入口たる附近山麓數里の地に在る聚落には、市場があつたり、寺僧の妻や怪しき女の住んで居ることが珍らしからず、また寺有地の小作人の小聚落が、所在に點在することがある。寺院聚落としてこゝに擧げたる通度寺附近の聚落の戸口を見ると、芝山洞は二〇四戸、九八一人、葦池洞は内地人三戸、六人、朝鮮人一七五戸、九四八人、計一七八戸、九五四人、草山洞は八九戸、四九四人である。尙ほ寺院と聚落との關係を見る爲め、左に三十一本山の所在地を示して置くが、寺院が信仰の中心たらずして殆んど民衆と没交渉であり、一種の地主團體として残存したことは、社會組織上特異な例である。

三十一 本山

京畿道廣州郡彦州面	奉恩寺	全羅北道全州郡所陽面	威鳳寺
同 水原郡安龍面	龍珠寺	同 鎭山郡南二面	寶石寺
同 楊州郡椽梁面	奉先寺	全羅南道海南郡三山面	大興寺
同 江華郡吉祥面	傳燈寺	同 長城郡北下面	白羊寺
忠清北道報恩郡俗離面	法住寺	同 順天郡松光面	松廣寺
忠清南道公州郡寺谷面	麻谷寺	同 雙巖面	仙巖寺

全羅南道永禮郡馬山面	華嚴寺	黃海道黃州郡州南面	成佛寺
慶尙北道遂城郡公山面	桐華寺	平安南道平壤府慶上里	永明寺
慶尙北道永川郡清通面	銀海寺	同 平原郡公德面	法興寺
同 義城郡丹村面	孤雲寺	平安北道寧邊郡北新峴面	普賢寺
同 開慶郡山北面	金龍寺	江原道高城郡梧笠面	乾鳳寺
同 慶州郡陽北面	祇林寺	同 高城郡西面	楡帖寺
慶尙南道陝川郡伽倻面	海印寺	同 平昌郡珍富面	月精寺
同 梁山郡下北面	通度寺	咸鏡南道安邊郡文山面	釋王寺
同 東萊郡北面	梵魚寺	同 咸州郡北州東面	歸州寺
黃海道信川郡用珍面	貝葉寺		

迷信聚落 (忠清南道論山郡鷄籠山新都内)

一地域に戸口の定着移住して聚落を形成するは、大抵經濟上の理由に基くのであるが、内地の如く神社・寺院の門前町に相當するような聚落を見出し得ない朝鮮に於ても、迷信の盛んなる關係上、何等の經濟的根據なく、徒らに無稽の傳説迷信によりて、多數の移住者を見た例が尠くない。而してその代表的のものとしては、忠清南道論山郡の鷄籠山新都内、及び全羅北道井邑郡井州邑の普天教本部附近の同教信者、竝に新興部落中に擧げてある大田郡錦屏山麓に於ける雲水教信者の集團部落の如きであらう。

位置 鷄籠山は忠南公州、論山兩郡に跨り、東方の一部大田郡に接したる朝鮮著名の山嶽にして海拔五百七十五メートルあり、其の最高峰(新都内の上)に奇岩あり、公州より望めば其の形鷄の冠に似て居り、また

論山郡より望めば、恰も龍の昇天せむとする形體をなせるより此の名がある。

一 地勢 新都内と稱するは鷄龍山麓論山郡豆磨面中の四箇里、及び大田郡鎮岑面中の二箇里を抱合し、面積一方里に過ぎざる南面の傾斜地にして、東西北の三方は山を以て圍繞せられ、唯僅かに南の一方開瀾して、湖南線豆溪驛に通ずる約一里半の五間道路開通し、人馬の往來至便にして、牛馬車に依り物資の供給を爲し居り、

其の他大田郡敬天方面に通ずる七條の捷徑あるも、急坂にして僅かに里人の來往あるのみである。

移住理由 鷄龍山新都内は、由來迷信の府として全道朝鮮人の腦裡に深く浸潤し、無智の迷信者流が鄭氏の王城と化すべき地なりと言ひ、或は不老不死、羽化登仙の樂天地なりと傳へ、此の迷信に馳られて各道より移住し來る者、大正七年中のみで百數十戸、約八百人に及び、就中、江原道平康に於て白々道教徒が迷信



(一分萬五) 内都新山龍鷄郡山論道南清忠

的妄説を流布してより、一部落擧げて新都内に移住を企て、端なくも教徒と警察官と衝突したる事例さへある。

大正八年三月騒擾以來、鄭姓を樹立して由緒ある王國の建設を爲すは此時にありと、「鄭鑑録」の傳説迷語を時局に附會し、巫女、卜者乃至は宗教類似團體の野心家が宣傳を爲したる結果、移住者は急激に増加し、大正十三年十二月までに八百九十八戸、人口四千五百六十五人の多きに達した。移住者の多くは毫も時勢の推移を覺らず、荒唐無稽の迷説を盲信し、迷信と隠謀に耽ける輩のみなるも、永住するに従ひ當初の豫期に反し、物價の騰貴は貧者をして餓鬼道に陥らしめたるの觀あがる。

移居の際家財を賣却したる若干の財産は、巫女卜術の徒に搾り取らるゝと、無爲徒食の爲め忽ち皆無となりて、已むなく草鞋を造り、又は僅少の山野を開拓して麥粟を耕作し、辛うじて露命を繋ぐの狀態にして、中には迷夢より覺醒して歸郷せむとするも、旅費に窮して進退谷まれる者がある。されど其の大多數の者は深く喰ひ入りたる迷信は、牢として抜くべからず、今尙ほ朝鮮獨立の都は、此の地を措いて他になしとの夢想一般に傳はり、其の腦裡より脱却せざるもの、如くである。

樂教及び類似團體 新都内には宗教及び同類似團體教を興し、中には官憲の目を潜り、窃かに怪しき祈禱をなし、人心を詭惑するの例尠からず、大正十年二月鶴龍山内にある甲寺附屬草庵を借受け、住所不定の公無風（七十年）と名乗る自稱禪宗の行者が、徒弟十七名を率ゐ、（徒弟中には女子四名あり、男子中には瑞山郡泰安面長をなしたるものあり、また京城に於て等程度の學校を卒へたるものがある）參禪と稱し二個月位該草庵

に參籠し居たるを、警官が発見取調べたる處、其の言動恰も水滸傳中の梁山伯を氣取り、諸葛亮・張良の智を説き、架空の妄想殆んど常人として目すべからず、所轄公州警察署に於ては此の集團に解散を命じ、公無風以下三名を警察犯處罰令に依り拘留處分に附して解散せしめたことがある。新都内に於て現在堂宇を建立し布教せるものは左の通りである。

- 一、淨土宗布教所
 - 一、眞宗大谷派論山同朋教出張所
- 一、上帝教總本部
 - 一、檀君教忠南支部
- 一、七星教布教所
 - 一、光華教婦人修養會
- 一、萬人教
 - 一、正道教

移住者總數 新都内に於ける昭和五年現在の移住者總數は左の如くなつて居る。

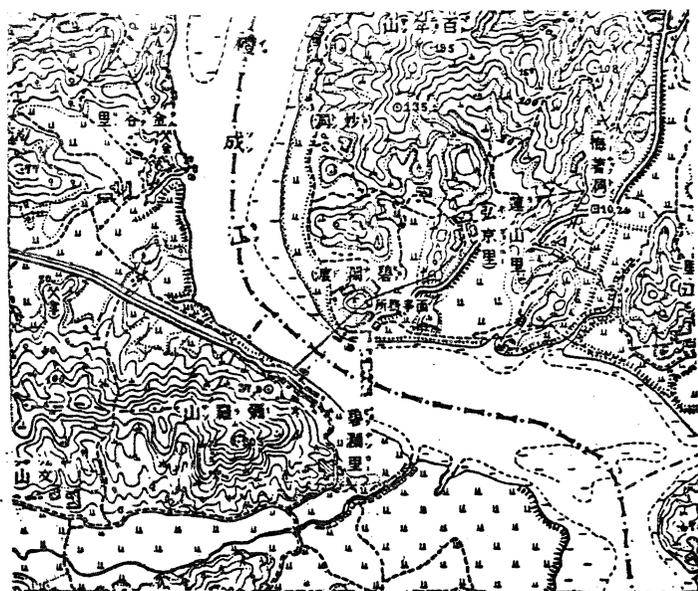
道 別	戸 數	男	女	計
京 畿 道	三五	一三二	一三三	二六五
忠 清 北 道	九八	二七四	二一〇	四八四
忠 清 南 道	二三二	六二九	六一五	一、二四四
全 羅 北 道	四八	一三一	一三一	二六二
全 羅 南 道	四六	一二五	一一七	二四二
慶 尙 北 道	一一二	二六五	二六七	五三二
慶 尙 南 道	三四	八九	八九	一七八

黃海道	一六四	四一七	四一四	八三一
平安南道	三六	一一三	一一四	二二七
平安北道	二四	五九	六一	一一〇
江原道	一一	三六	三五	七一
咸鏡南道	一三	三二	三七	六九
咸鏡北道	二	五	六	一一
計	六八五	二、三〇七	二、二二九	四、五三六

渡船場聚落 (京畿道開豊郡西面蓮山里碧瀾渡)

沿河地に於ける渡船場聚落の數は甚だ多く、浦・津・渡などの名稱の附くものにて小市街を形成せるものは尠くない。碧瀾渡は開城郡西面の西南端、禮成江下流左岸に位置し、北二杆には一九五米の百年山あり、江を隔て、彌羅山を望み、流れを下ること十杆にして禮成江口に出で黃海が開ける。京城より開城を経て此の地に來れる自動車道路は禮成江の渡を渡りて黃海道に入り、延安・海州方面に至り、また京城より新義州に至れる鐵道京義線は東北方五杆の處を右折して北向する。この地は古くより海外交通の要衝を擔し、唐宋時代かの地より開城に齎らされる貿易品は、禮成江を遡りこゝに於て陸上されて居た。碧瀾渡は京畿道と黃海道とを繋ぐ交通の關門に當り、殊に開城は李朝時代を通じて朝鮮に於ける商業の中心地であつた爲め、この地に集まる商人の往復は最も頻繁であつた。權近がその詩に「江接海天。山橫野隴。紆餘渺漫。極目無際。形勢之勝。可謂最矣。然以其爲爭渡之地。而非遊觀之所。故往來者皆芒芒焉。惟利涉是急。故未暇登覽以富目也。」と言ひて、碧

瀾渡を過ぐる者が皆、附近山河の景勝を楽しむの暇なく、



(一分萬五) 渡瀾碧里山蓮面西郡豐開道畿京

唯江を渡るに急に、利を思ひて汲々たるを嘆じて居るのは、當時の面影が偲ばれて興味が深い。今は經濟勢力の中心が開城を離れて京城・平壤・大邱等に移つたので、海外貿易にもまた影響を及ぼし、仁川・鎮南浦・釜山の諸港に於て貿易が行はれ、かつ鐵又道の開通後は陸上交通もこれを利用する者が多くなつたから、昔時の殷盛に引きかへ、此の渡は僅に地方の一渡船場と言ふに過ぎなくなりて、蓮山里（一五一戸、七七三人）中に含まれ、西面事務所が置かれて居る。對岸の碧瀾里は黃海道延白郡海月面に屬し、内地人五戸、一九人、朝鮮人二〇七戸、一、一八九人、計二一二戸、一、二〇八人である。

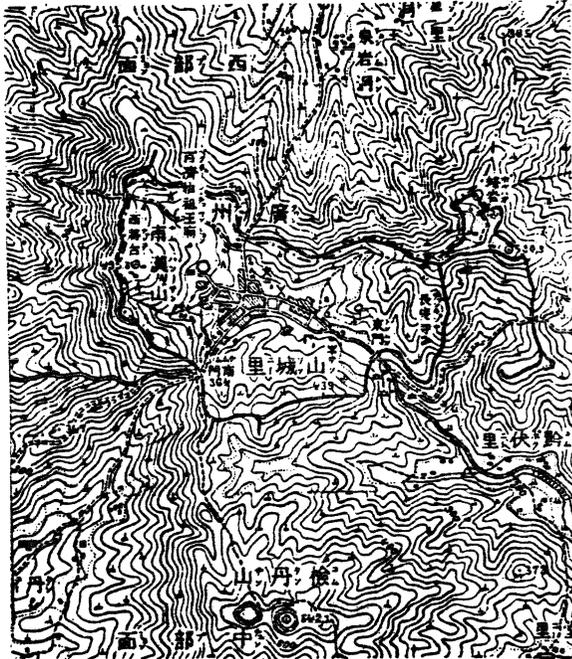
高麗朝以來、渡船場聚落として著名であつた碧瀾渡の不振なるに反し、洛東江沿岸の龜浦、錦江沿岸の江景、榮山江沿岸の榮山浦等は、近年に至りて急

速に進展したが、これは附近に於ける産業の振興と、鐵道の開通に伴ふ需要供給の増大、竝に背後地の人口激増の結果に外ならない。

山城聚落 (京畿道廣州郡中部面廣州)

朝鮮には邑城の外に多くの山城があつたが、廣州の如きは山城聚落としての特色がよく保たれて居る。廣州は京畿道廣州郡中部面に在り、眞高三百四十メートルに形成せる山城聚落である。東四軒餘には京城より利川を経て遠く釜山に向へる一等道路が南走し、西五軒には漢江支流たる炭川が狭長の平野を灌溉して北に流れ、南には近く五四二軒の檢丹山を控え、北は西部面と境し、周圍は城壕を圍らし、一條の達路は東門より出でて東南に向ひ京安里に至り、他方南門より西北に出で京城に至れる達路あり、城壕の西北部に當れる所は南漢山にして頂上に西將臺がある。

この地はもと百濟の南漢山城にして、その始



(一分萬五) 州廣面部中郡州廣道畿京

祖溫祚王十三年慰禮城より移りてここに都し、唐の蘇定方が百濟を滅ぼして還歸したる後は、新羅の勢力下に在り、文武王はここに日長城を築いた。「増補文獻備考」に依れば、此の山城は石築にして周圍四千三百六十歩、李朝四年に改めて石築と爲し、周圍六千二百九十七歩、女堞一千八百九十七、瓮城三、一は周圍三百四十四歩、女堞一百九、一は周圍二百七十六、女堞八十七、一は周圍九十八、女堞三十一、城廊合して一百十五、四



（一分萬五）營水右面内門郡南海道南羅全

門十六暗門あり、内に井八十、池四十五あり、英祖二十年には重修が行はれた。南漢山の東側には百濟始祖の王廟があり、部落の戸口は内地人三戸、四人、朝鮮人二四一戸、一、四〇二人、計二四四戸、一、四〇六人にして、住民は農業を以て主業とし、西北端に中部面事務所が置かれて居る。近代交通及び文化に取残された觀はあるが、歴史上由緒のある地だけに、人情純朴、風俗敦厚の趣きがある。

水 營 聚 落 (全羅南道海南郡門内面右水營)

南鮮地方の沿海には水軍の根據地たりし水營聚落が多いが、その一たる右水營は全羅南道海南郡門内面に在り、海南郡廳の所在地海南より自動車を馳つて西すること四町十四町にして達する。西方海中には牛耳群島・扶南群島・小中關群島が散在し、南には珍島を始めとして獨巨群島・巨次群島・楸子群島が碁布し、濟州海峡を隔て、遠く濟州島漢拏山を望む。港は深く灣入して前に半島を控え、古來國防上重要な地とされて居た。もと全羅右道水軍節度使營の置かれたる所にして、順天南方の海岸、内禮浦に在りたる全羅左道水軍節度使營と共に、全羅道に於ける水軍の根據地を爲し、海洋の防備に當つて居た。現在に於ても門内面事務所を中心にして、壘石の壁障が一周し、更に海岸線に沿ひて南方寶洞の北側に迄延びて居るのを認める。この海岸地方は倭寇の難を蒙りたること久しく、李朝のこれに對する苦心も尋常一様でなく、附近諸島は交戦に關する事蹟に富んで居る。右水營、珍島の間にある鳴津は、壺口の怒濤舂撞して鳴るが如きところから此の名があり、往時李舜臣が、日本軍をこゝに誘ひ寄せ大捷を博したところで、今は對岸郡内面鹿津面との間に渡船の連絡がある。尙ほ右水營の戸口數を擧ぐれば、内地人七戸、二三人、朝鮮人四四三戸、二、四三九人、支那人二戸、七人、計四五二戸、二、四六九人である。

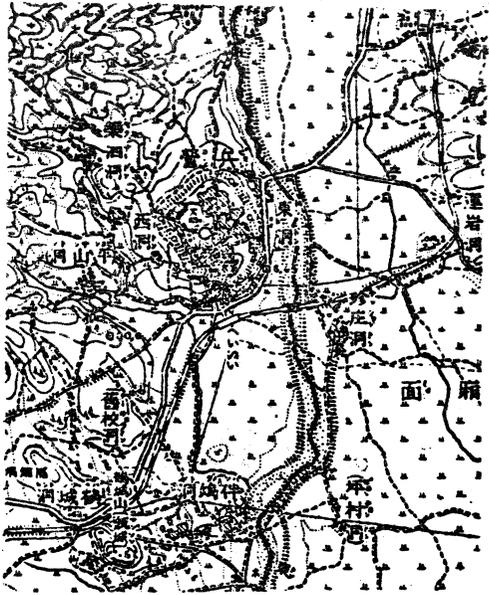
兵 營 聚 落 (慶尙南道蔚山郡下廂面兵營)

兵營は慶尙南道蔚山郡下廂面の西部に在り、東北方の面界には四九二米の舞龍山聳え、西には二〇〇米の小

山を控え、南は平野開け、蔚山郡中南面に源を發したる太和江は、途中凡西面・蔚山面を過ぎて東に流れ、この平野を灌溉して蔚山灣に注ぐ。北は農所面にして、太和江の支流東川は、この面の中央を貫きて南北に狭長なる平野を作り水田耕作が行はれる。釜山より東萊を経て太和江左岸を東走し來れる二等道路は、郡廳所在地たる蔚山を過ぎて兵營の東側を北に向ひて慶州に至り、他方兵營より東南に走れる一條の達路は蔚山灣岸に出で、鹽浦洞を過ぎて南牧・方魚津方面に達する。また蔚山より毛火を経て西岳に至れる朝鐵慶東線も兵營の南

側を過ぎ、東川左岸を二等道路に沿ひて北に向ふ。

兵營はもと慶尙左道兵馬節度使營のありたる所にして、古くは郡の治所にして、石城築かれ、周圍三千七百二十三尺、高さ十二尺、内に井七、渠二あり、軍倉を設置し、また董戎樓・宣威閣・組練庫が築かれて居た。營はこれより先き慶州東南方に在りたるを李朝太宗朝蔚山の治所に移されたものである。由來蔚山郡は對日關係上、軍事國防の要害地にして、李朝時代、附近には左道水軍節度使營・鹽浦營・西生浦營の如き諸營ありて近海の防備を嚴にし



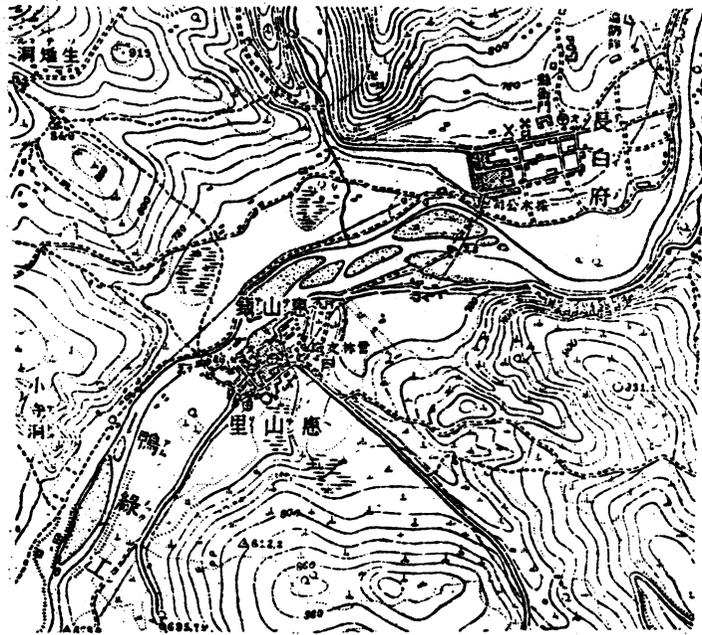
(一分萬五) 營兵面廂下郡山蔚道南尙慶

て居た。「東國輿地勝覽」には、鹽浦營の條に「舊有恒居倭戸。正徳庚午。開齊浦之變。悉入本島。」と誌しあるが、この地は齊浦・富山浦と共に三浦の一として足利時代より通商を許され、日本人が集團して住居し、内鮮相互の關係が深かつたのである。尙ほ圖中諸部落の戸口を擧ぐれば、兵營は内地人八戸、三一人、朝鮮人八六七戸、四、二六一人、計八七五戸、四、二九二人、藥泗洞は一、二八戸、六七七人、蓮岩洞は一九〇戸、一、〇〇九人、珍庄洞は一二〇戸、六八七人であり、兵營には面事務所あり、市場はその南外里に於て毎月陰曆三・八日に開かれて居る。

鎮 營 聚 落

(咸鏡南道甲山郡普惠面惠山鎮)

古來朝鮮に於ては、鴨綠江及び豆滿江方面に鎮堡を設けて守備したる關係上、鎮又は堡の名



(一分萬五) 鎮山惠面惠普郡山甲道南鏡咸

稱を有する聚落が多い。惠山鎮は咸鏡南道甲山郡普惠面の西南端に位し、北は鴨綠江を隔て、滿洲國長白縣と相對し、背後には馬山嶺の高山聳立し、地勢逼迫して小盆地を形成して居る。氣候は寒暑共に甚しく、嚴寒には氷點下三十餘度に降り、酷暑は四十度に達することがある。鴨綠江の開析によりて生じたる甲山臺地の北縁に在り、附近には高山聳立せるも、主要地に通ずる道路は漸次改修せられて、車馬の交通に不便なく、就中大正九年惠山鎮・北青間が自動車の運轉を開始してよりは諸貨物の運搬輸送は勿論、一般旅行者にも多大の便利を與ふるに至つた。この地は國防上、産業上最も重要な地點に當り、李朝世宗十九年、八幡山上に堡鎮を築き、僉節制使を置き軍政の事を兼行せしめた。「東國輿地勝覽」には「惠山鎮は府（甲山都護府）北九十五里に在り、石築にして周二千三百二十尺、高さ九尺、内に一井あり、兵馬僉節制使ありて僉節制使一人」と誌し、「増補文獻備考」にも、「惠山鎮城は北九十五里に在り、北より東に至る石築周二千尺、高さ九尺、東南は高岸にして西北は鴨綠江、内に一井」といひて、此の地の鎮城を説明して居る。置鎮當時は約七十戸の部落であつたが、廢鎮後胡賊の襲ふところとなるや、部落は破壊され、部落民は土窟を穿つて住居したといふ。後世に至り北青より駐屯兵五十名を派して駐割せしめたこともあるが、光武九年（明治三十八年）轉兵解散に依りこれを廢し、翌年軍用木材廠を設置し、此の時始めて内地人の來住を見、明治四十一年木材廠を廢して營林廠を新設し、伐材及び殖林事業が開始せらるや、木材事業の發展を促し、これと同時に、第三守備隊・惠山鎮憲兵隊の設置あり、また、同年從來の惠山面及び普天面を併合して普惠面となし、面事務所をこの地に置いた。か

くして惠山鎮は由來軍事上の要地としての歴史を有して居るが、近年は附近一帯の山林より産出する無盡蔵の木材事業が發展し、牛馬の取引、米粟その他雜穀の取引も盛んに行はれ、従つて住民は頓に増加を來し、大正四年には舊部落の西南に三百餘戸の家屋が新築せられ、大正九年より同十一年の間に於ても二百餘戸が新築せられ、而して目下工事進行中に在る國境鐵道もこの地を通過することゝなつて居るから、大に將來の發展が期待せられて居る。内地人の多きことは咸鏡南道内第三位に在り、二二四戸、七六九人にして、朝鮮人は九二六戸、四、四九八人、支那人五〇戸、二四六人、計一、二〇〇戸、五、五一三人である。現在、營林署・守備隊・憲兵分隊・道立醫院・郵便局・專賣局派出所・金融組合・税關出張所・公立尋常高等小學校・公立普通學校・警察署等がある。惠山鎮は國境都市たると共に、木材事業によりて發展した市街であるが、従つて流筏期たる五月より十月には市中繁昌し、木材業者、筏夫、藝娼妓酌婦などの入込む者多く、季節的に人口は著しく激増する。

第四章 聚落の大小

凡そ聚落の大小は、その聚落の性質、及び地勢、位置・氣候・地味・交通、並に背後地の人口・産業等、諸種の條件に依り、その影響と制限を受けて大小が定まるものであるが、これを朝鮮内に就いて見るに、大體に於て昔も今も、行政官廳や驛院・鎮・市場・停車場・港灣・漁港・鑛山・工場などの所在地の聚落は概して大きい、これに反して純農村の聚落はその戸口の集團が概して小さい。また村落に在りても、鐵道沿線や臨海地には概して大きな部落が多いが、山間や沿河地には比較的小な部落が多く、これ等部落の發達も、前者に顯著で後者に遲緩なるを認めることが出来る。

聚落の大小は通常その人口數に依りて區別さるゝが、またその人口密度に依りて觀察する方法もある。試みに朝鮮に於ける府邑面を人口密度に依りて分類すると、大正十四年の簡易國勢調査の結果では、大體左の如くなつて居り、一方里當一千人以上二千未満のものが八百九十六で第一位を占め、これに亞ぐものは二千人以上三千人未満の六百六十六であり、第三位は一千人未満の四百八十四である。而して一方里當三千人以上のものは、大抵その區域内に市街地を包含するものである。

一方里當人口數府面別分類 (大正十四年十月一日現在)

朝鮮の聚落 (前滿)

二六八

一方里當人口數	府面數	一方里當人口數	府面數
百人未滿	六	二千人以上	六六六
百人以上	一六一	三千人未滿	三六七
五百人未滿	三一七	三千人以上	六一
五百人以上	八九六	五千人未滿	四一
一千人未滿		五千人以上	
一千人以上		一萬人未滿	
二千人未滿		一萬人以上	

備考 當時の面の中には指定面即ち現在の邑を包含す

朝鮮の都會地としては、内地の市に相當する十四府を擧ぐべきであるが、その人口數に依る分類をして見ると、十萬以上のものは僅に京城・釜山・平壤・大邱の四府を算するに過ぎず、五萬以上のものには仁川・木浦・開城、四萬以上のものには新義州・元山・咸興・鎭南浦、三萬以上のものには群山・清津・二萬以上のものには馬山がある。邑の中にも大田・全州・光州、其の他相當大なる市街地を包含するものが尠からずあるが、概して朝鮮には大市街地は多くない。

内地の町村に相當する邑面に就いて、所謂大邑面と稱せらるゝ、その人口一萬人以上のものと見ると、これが分布は左の如くなつて居る。

人口一萬人以上の邑面數 (昭和六年末現在)

忠清北道	二二	平安南道	二四
忠清南道	二三	平安北道	三八
全羅北道	二〇	江原道	三〇
全羅南道	五七	咸鏡南道	五三
慶尙北道	四九	咸鏡北道	二七
慶尙南道	四〇	計	四〇九

右の中、邑に屬するものは四十一あり、他の三百六十八は面に屬する。尤も邑に在りても市街地の人口よりはるかに多し、その村落に屬する人口の多いものがあり、市街は村落の一部分に形成されて居るか、又は市街の附近に多くの村落戸口が散在して居るのを普通とするが、邑の中には、昔からの行政官廳の所在地たる舊邑内、又は併合後發達したる著名なる市街地が多い。人口一萬人以上の面の中にも、京畿道高陽郡龍江面・延禧面・崇仁面・靈島面・漢芝面、平安南道大同郡大同江面・栗里面・南串面の如き、大市街地の一部又は接續地に屬する爲めに戸口の多いものもあり、舊邑内又は市場・停車場及び漁港等の新市街地を包含する爲めに、若くは市街地附近に在りて人口稠密せるが爲めに、戸口の多いものも尠くないが、概して面積廣大なる大村が多い。

聚落の大小はその面積に依りて定めるのではないが、朝鮮に於ては一面の面積三十方里以上の大面は、平安北道九、江原道一、咸鏡南道二十一、咸鏡北道七、合計三十九面あり、就中、咸鏡北道茂山郡三社面の一四六・一方里は最も廣大である。この外咸鏡南道豊山郡熊耳面の九二・二方里、甲山郡普惠面の八九・九方里、咸鏡北道茂山郡三長面の七八・七方里、咸鏡南道長津郡東下面の七四・九方里等も面積廣大である。これ等の諸

面はいづれも山地帯に位置し、人口密度は極めて稀薄であり、部落は遠隔の地に點在し、従つて比較的人口の集團せる部落から面の中心たる面事務所の所在地に至る距離の十里以上に達するものが尠くない。試みに數例を擧げて見ると、面事務所より部落の距離遠きものとしては、鏡城郡朱南面（五十五方里餘）の生龍洞十六里十二町、仙境洞十六里六町、龍潭洞十六里、廣徳洞十一里、新雲洞九里、南坪洞八里、鏡城郡龍城面（二十五方里餘）の富潤洞六里十八町、吉州郡長白面（三十六方里餘）の晦南洞六里二十四町、富寧郡西上面（三十一方里餘）の天仲洞七里十八町、茂山郡三社面（百四十六方里餘）の倉坪洞七里三十町、迎岩洞十二里三十町等であり、斯かる例は極めて多く、平安・江原・咸鏡諸道の山地帯では、市場所在地の部落に出るに途中一泊せねばならぬ所は珍らしくない。

第一節 部落の性質別大小

都邑の大小に就いては市街地の部に於て叙述してあるから、こゝでは主として村落の單位を爲す部落の戸口に關して考察を試みたい。村落の大小を戸口によりて分類する方法は、學者によりて一定しないが、現在の行政區劃たる里洞の下には數個の部落が包含されて居るから、村落の大小を的確に究めんとせば、部落の戸口を調査する必要がある。そこで私は部落の戸數を、三十戸未満、三十戸以上六十戸未満、六十戸以上百戸未満、百戸以上百五十戸未満、百五十戸以上の五階級に分ち、本書の調査に當りて取扱ひたる模範部落、同族部落に就いて分類した結果、模範部落に於ては、總數二百五十七部落中、三十戸以上六十戸未満の部落八十七、

六十戸以上百戸未滿の部落七十六、百戸以上百五十戸未滿の部落五十三、百五十戸以上の部落三十四、三十戸未滿の部落十の順序となつて居り、同族部落に於ては、總數一千六百八十五部落中、三十戸以上六十戸未滿の部落五百九十五、六十戸以上百戸未滿の部落四百九十八、百戸以上百五十戸未滿の部落二百五十一、三十戸未滿の部落百九十一、百五十戸以上の部落百五十の順序となつて居ることが明かにされた。模範部落及び同族部落は、共に多少特殊の事情を有し、現在の行政区劃たる里洞の下に在りて、普通の部落に比し集團性に富んで居るが、大體現在に於ける部落の大小はこれに依りて窺ふことが出來よう。

模範部落戸數別表 (昭和五年)

道名	一五〇戸以上	一五〇〇戸以上	一〇〇〇戸以上	六〇〇戸以上	三〇〇戸以上	三〇戸未滿	計
京畿道	一	三	四	一	三	三	二五
忠清北道	一	一	二	九	二	二	二二
忠清南道	一	六	三	三	一	一	一二
全羅北道	四	五	二	三	二	二	二八
全羅南道	三	一	一	二	一	一	三三
慶尙北道	七	九	七	一	七	一	四三
慶尙南道	七	五	一	七	一	一	二一
黃海道	二	二	五	八	九	一	一九
平安南道	二	一	二	五	三	一	一一
平安北道	二	三	二	九	二	一	一九

朝鮮の聚落(前篇)

江原道	1	2	4	3		1
咸鏡南道	3	3	4	7		17
咸鏡北道	2	2	1	2		7
合計	34	53	76	84	10	257

同族部落戸數別表(昭和五年)

道名	一五〇戸以上	一五〇戸未満	一六〇〇戸以上	一六〇〇戸未満	三〇戸未満	計
京畿道	5	10	45	108	67	235
忠清北道	8	16	48	47	15	134
忠清南道	6	21	51	36	17	131
全羅北道	8	10	26	42	6	92
全羅南道	22	33	66	96	20	237
慶尙北道	35	55	76	62	19	247
慶尙南道	26	32	45	27	19	135
黃海道	6	20	41	62	14	143
平安南道	7	15	26	51	13	112
平安北道	11	18	26	22	1	79
江原道	9	7	17	2		48
咸鏡南道	4	2	3	2	2	79
咸鏡北道	3	2	1	1	6	63
合計	150	251	498	595	191	1,685

備考 本表は同族外戸數をも包含す

第二節 部落の地勢別大小

朝鮮の部落戸数を全般的に調査したものととしては、臨時土地調査局に於て、土地調査の基本資料として、各面長より報告せしめたる、面の地理、洞里及び洞里内の舊洞里又は部落の戸口を調査したものである。該調査書は概ね大正四五年頃の事實に基いたもので、今日に於ては多少戸口數に異動を生じたこと、思はれるが、數百冊に亙る尨大なる資料中、地勢別に從ひ適當と認めたる、二百十四面、八千九十七部落に就き、前記の五階級の下に、更に十戸未滿の部落の一階級を加へて調査した結果、その實數並に比率は左の如くなつて居る。

地勢別部落戸數表

地勢	調査したる面數					調査したる部落數				
	一五〇戸以上	一〇〇戸以上	六〇戸以上	三〇戸以上	一〇戸以上	一五〇戸以上	一〇〇戸以上	六〇戸以上	三〇戸以上	一〇戸以上
平原	四二	二〇	四九	一四八	四四八	六三二	一九九	一、四九六	一、二〇六	一、四九六
鐵道沿線	三六	二八	三八	一三七	三五一	四九五	一五七	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六
沿河地	三八	一五	四五	一四二	三六七	四七八	一八一	一、二二八	一、二二八	一、二二八
臨海地	四二	三一	六五	一九一	五一一	六二八	二五一	一、六八一	一、六八一	一、六八一
山間	五六	八	三五	一七二	五七二	一、二〇二	四九七	一、四八六	一、四八六	一、四八六
總計	二二四	一〇二	二三二	七九〇	二、二五三	三、四三五	一、二八五	八、〇九七	八、〇九七	八、〇九七

備考 調査したる面は便宜上舊行政區域に據る、以下各表同じ。

地勢別部落戸數比率表

調査したる 部落總數	戸数						計
	一五〇戸 以上	一〇〇戸以上 一五〇戸未滿	六〇戸以上 一〇〇戸未滿	三〇戸以上 六〇戸未滿	一〇戸以上 三〇戸未滿	一〇戸未滿	
平野	一、四九六	一三三	三三三	九九	三〇〇	四二二	一、三三三
鐵道沿線	一、二〇六	二二三	三二二	一一四	二九一	四一〇	一、三〇〇
沿河地	一、二二八	一一二	三七七	一一六	二九九	三八九	一、四七〇
臨海地	一、六八一	一八	三九	一一四	三〇六	三七四	一、四九〇
山間	二、四八六	三	一四	六九	二三〇	四八四	二、〇〇〇
總平均	八、〇九七	一三	二九	九七	二七八	四二四	一、〇〇〇

即ち部落の戸數を六階級に分つと、十戸以上三十戸未滿の四二・四％が第一位を占め、三十戸以上六十戸未滿の二七・八％がこれに亞ぎ、十戸未滿の一五・九％、六十戸以上百戸未滿の九・七、百戸以上百五十戸未滿の二・九％、百五十戸以上の一・三％といふ順序となつて居る。而して百五十戸以上の大部落數比率は、鐵道沿線及び臨海地に多く、山間は最も少い。百戸以上百五十戸未滿の部落は臨海地及び沿河地が最も多く、山間が最も少い。六十戸以上百戸未滿の部落は沿河地に最も多く、鐵道沿線及び臨海地これに亞ぎ、山間が最も少い。三十戸以上六十戸未滿の部落は臨海地が最も多く、平野これに亞ぎ、山間は最も少い。十戸以上三十戸未滿の小部落は、山間が最も多く、平野これに亞ぎ、臨海地は最も少い。十戸未滿の細小部落は山間に最も多く、鐵道沿線に最も少いのである。これを要するに、山間には小部落が多く、臨海地及び鐵道沿線には大部落が多いが、平野及び沿河地はこの兩者の中間に位して居る。最近數年間に於ける戸口調査の結果に依りて見るも、鐵道沿線と臨海地の戸口増加は特に著しいから、その方面に於ては、新しい大部落の形成されて居るもの

も尠くない。今左に調査面の地勢別に據る部落大小數を示して見よう。

平野部落戸數別表

道名	郡・面名	戸數別					計
		一五〇戸以上	一〇〇戸以上 一五〇戸未滿	六〇戸以上 一〇〇戸未滿	三〇戸以上 六〇戸未滿	一〇戸以上 三〇戸未滿	
京畿道	高陽郡 崇仁面	四	八	一〇	八	二	三二
	高陽郡 碧蹄面			六	一七	一三	四一
忠清北道	長湍郡 郡内面			三	八	一八	五〇
	忠州郡 江西面			三	二	二一	四〇
忠清南道	鎮川郡 德山面			一	一六	三一	五二
	報恩郡 報恩面			二	一〇	三九	五八
全羅北道	公州郡 灘川面			一	八	二三	四〇
	論山郡 論山面			三	一六	四八	九六
全羅南道	牙山郡 新昌面			三	一五	二七	四六
	淳昌郡 淳昌面	一	四	四	五	八	二六
慶尙北道	益山郡 望城面			三	一六	一一	三四
	長興郡 南上面			五	九	一三	三一
慶尙北道	咸平郡 月也面			一	八	二三	三七
	海南郡 三山面			一	一五	二二	四七
慶尙北道	寬城郡 兼白面			三	九	一一	二五
	尙州郡 尙州面			四	二四	二七	七九
慶尙北道	迎日郡 神光面			三	一〇	三	二四
							計

朝鮮の聚落（前篇）

慶尙北道	醴泉郡	龍門面	一	二	六	一	一	四	三
	奉化郡	物野面	二	二	三	九	五	二	二
慶尙南道	蔚山郡	彦陽面	一	二	二	九	五	一	二
	固城郡	大可面	一	一	六	一	二	一	一
	河東郡	岳陽面	一	七	七	九	二	一	一
黄海道	陝川郡	三嘉面	三	七	〇	一	九	一	一
	載寧郡	載寧面	三	三	四	六	二	四	三
	延白郡	道村面	一	三	四	八	四	一	二
	新溪郡	栗里面	一	一	一	六	一	一	二
平安南道	安岳郡	安岳面	一	七	一	一	四	一	二
	順川郡	舍人面	一	一	一	三	二	一	四
	順川郡	龍化面	一	一	一	七	二	一	三
	平原郡	檢山面	一	一	四	九	二	一	〇
平安北道	江西郡	斑石面	一	一	一	七	二	一	一
	熙川郡	熙川面	一	一	一	七	一	一	一
	鐵山郡	餘兩面	一	二	一	八	一	一	一
江原道	江界郡	江界面	一	二	一	七	一	一	一
	寧越郡	西面	一	一	一	五	一	一	一
	原州郡	地正面	一	一	一	六	一	一	一
咸鏡南道	咸興郡	北州東面	一	一	一	八	一	一	一
	咸興郡	南州東面	一	一	一	五	一	一	一
	永興郡	洪仁面	一	一	一	九	一	一	一

鐵道沿線部落戶數別表

道名	郡・面名	戸數別表							
		一五〇戸以上	一五〇戸以上 二〇〇戸未滿	二〇〇戸以上 六〇〇戸未滿	六〇〇戸以上 一三〇〇戸未滿	一三〇〇戸以上 三〇〇〇戸未滿	三〇〇〇戸以上 一〇〇〇〇戸未滿	一〇〇〇〇戸未滿	計
咸鏡北道	慶源郡		四九	一四八	四四八	六三二	一九九	一、四九六	
	東原面								
	阿山面			一	四	一三	一一	二八	
	合 計	四二	二〇	一四九	四四八	六三二	一九九	一、四九六	
京畿道	振威郡		一	一	一	一	一	三	
	平南面							二六	
忠清北道	開城郡			四	一	一		一四	
	安城郡		三	二	五	四		二〇	
	沃川郡		一	五	三	八		四二	
	伊內面							四〇	
忠清南道	永同郡			六	一六	一七		四三	
	天安郡		一	三	一〇	二〇		三三	
	天安郡			一	一	一		四	
	全義面				一六	三一		五三	
	合 計		一	一〇	二六	三〇	二	七〇	
全羅北道	諭山郡			三	八	四		一五	
	連山面				一	一		二	
	益山郡		一	三	四	一六		二〇	
	益山面			二	一	七		一〇	
	咸悅面				一	二		三	
	井邑郡			五	一三	二七		四三	
	龍北面			二	四	七		一三	
	金堤郡		一	六	一七	三三		五七	
	金堤面			四	一五	二九		四八	
	全羅南道	光州郡		三	二	一		六	
	林谷面			四	二	一		七	
潭陽郡		二	二	一			五		
九岩面			一	一			二		
羅州郡			一	四	八		一三		
羅新面				二	二		四		
慶尙北道	漆谷郡		一	三	一〇	一三		一六	
倭館面					七	二		九	
合 計		四二	二〇	一四九	四四八	六三二	一九九	一、四九六	

朝鮮の棄落（前篇）

慶尙北道	漆谷郡	若木面	1	2	4	15	22	2	45
	金泉郡	金泉面	2	1	2	2	2	1	8
	金泉郡	牙浦面	1	3	3	2	8	1	26
慶尙南道	晉州郡	文山面	2	1	5	2	3	1	26
	咸安郡	伽椰面	4	4	3	3	3	1	14
	東萊郡	沙上面	1	4	5	3	3	1	16
黄海道	黃州郡	黃州面	4	3	4	3	3	1	16
	黃州郡	黑橋面	1	4	5	2	3	1	16
	平山郡	平山面	1	3	4	2	3	1	16
平安南道	中和郡	中和面	1	1	3	7	0	5	25
	安州郡	新安州面	1	4	8	1	7	6	47
	平原郡	永柔面	1	1	3	2	1	1	7
	平原郡	肅川面	1	1	4	2	1	1	7
平安北道	義州郡	威遠面	1	1	3	1	1	1	7
	鐵山郡	站面	1	2	3	1	0	1	7
江原道	金化郡	金化面	1	2	3	1	1	1	7
	鐵原郡	西邊面	2	3	6	1	1	1	7
咸鏡南道	安邊郡	衙益面	1	1	3	7	2	2	26
	安邊郡	衙益面	1	3	6	1	1	1	26
	安邊郡	培花面	1	3	6	1	1	1	26
咸鏡北道	富寧郡	石幕面	1	1	3	7	2	2	26
合計			36	28	38	137	351	495	157
									1,206

沿河地部落戸數別表

道名	郡・面名	一五〇戸以上	一〇〇戸以上 一五〇戸未満	六〇戸以上 一〇〇戸未満	三〇戸以上 六〇戸未満	一〇戸以上 三〇戸未満	一〇戸未満	計										
京畿道	漣川郡			三	一〇	八		二二										
	江華郡			七	四	六		一七										
忠清北道	沃川郡			三	九	八		二〇										
	青南面			三	七	一		二四										
忠清南道	沃川郡			三	九	八		二〇										
	東二面			三	七	一		二四										
忠清南道	陰城郡			三	七	一		二四										
	甘谷面			三	七	一		二四										
忠清南道	論山郡			三	七	一		二四										
	城東面			三	七	一		二四										
忠清南道	唐津郡			三	七	一		二四										
	唐津面			三	七	一		二四										
全羅北道	公州郡			一	一	三	六	三五										
	牛城面			一	一	三	六	三五										
全羅北道	牙山郡			二	一	四	一	三五										
	仙掌面			二	一	四	一	三五										
全羅北道	高敞郡			二	一	四	一	三五										
	高敞面			二	一	四	一	三五										
全羅南道	沃溝郡			三	六	一	一	三五										
	羅浦面			三	六	一	一	三五										
全羅南道	南原郡			一	八	一	一	三五										
	南原面			一	八	一	一	三五										
全羅南道	光陽郡			三	一	四	一	三五										
	津月面			三	一	四	一	三五										
慶尙北道	康津郡			七	二	一	一	三五										
	康津面			七	二	一	一	三五										
慶尙北道	善山郡			九	二	一	一	三五										
	善山面			九	二	一	一	三五										
慶尙南道	義城郡			三	九	一	一	三五										
	點谷面			三	九	一	一	三五										
慶尙南道	宜寧郡			五	一	一	一	三五										
	華陽面			五	一	一	一	三五										
慶尙南道	梁山郡			三	一	一	一	三五										
	上 面			三	一	一	一	三五										
黃海道	咸安郡			三	一	一	一	三五										
	代山面			三	一	一	一	三五										
黃海道	昌原郡			五	一	一	一	三五										
	代山面			五	一	一	一	三五										
黃海道	延白郡			二	一	一	一	三五										
	雲山面			二	一	一	一	三五										
計				三〇	四三	三三	二九	二五	五四	三八	七五	五八	三四	四一	二四	二〇	一七	二二

臨海地部落戸數別表

道名	郡・面名	戸數別							計
		一五〇戸以上	一五〇戸未滿	六〇〇戸以上	六〇〇戸未滿	一〇〇戸以上	一〇〇戸未滿	一〇戸未滿	
黃海道	載寧郡	1	1	1	1	1	1	1	7
	南粟面	1	1	1	1	1	1	1	7
	黃州郡	1	1	1	1	1	1	1	7
	三田面	1	1	1	1	1	1	1	7
	平安南道	2	2	2	2	2	2	2	14
	大同郡	2	2	2	2	2	2	2	14
	南串面	2	2	2	2	2	2	2	14
	中和郡	2	2	2	2	2	2	2	14
	海鴉面	2	2	2	2	2	2	2	14
	江西郡	2	2	2	2	2	2	2	14
草里面	2	2	2	2	2	2	2	14	
平安北道	3	3	3	3	3	3	3	21	
義州郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
加山面	3	3	3	3	3	3	3	21	
博川郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
嘉南面	3	3	3	3	3	3	3	21	
江原道	5	5	5	5	5	5	5	35	
楚山郡	5	5	5	5	5	5	5	35	
光城面	5	5	5	5	5	5	5	35	
義州郡	5	5	5	5	5	5	5	35	
旌善郡	5	5	5	5	5	5	5	35	
旌善面	5	5	5	5	5	5	5	35	
咸鏡南道	2	2	2	2	2	2	2	14	
永興郡	2	2	2	2	2	2	2	14	
順寧面	2	2	2	2	2	2	2	14	
咸鏡北道	3	3	3	3	3	3	3	21	
三水郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
江鏡面	3	3	3	3	3	3	3	21	
會寧郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
會寧面	3	3	3	3	3	3	3	21	
穩城郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
穩城面	3	3	3	3	3	3	3	21	
慶源郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
慶源面	3	3	3	3	3	3	3	21	
慶興郡	3	3	3	3	3	3	3	21	
慶興面	3	3	3	3	3	3	3	21	
合計	38	38	38	38	38	38	38	38	280

道名 郡・面名 一五〇戸以上 一五〇戸未滿 六〇〇戸以上 六〇〇戸未滿 一〇〇戸以上 一〇〇戸未滿 一〇戸未滿 計

慶尙南道		慶尙北道		全羅南道				全羅北道			忠清南道											
統營郡	蔚山郡	蔚山郡	盈徳郡	迎日郡	盈徳郡	慶州郡	高興郡	濟州島	海南郡	珍島郡	麗水郡	扶安郡	扶安郡	金堤郡	高敞郡	牙山郡	唐津郡	唐津郡	保寧郡	富川郡	金浦郡	
統營面	溫山面	東面	初谷面	浦項面	南亭面	陽北面	道陽面	新右面	花山面	義新面	麗水面	山内面	幸安面	萬頃面	海里面	仁州面	石門面	松山面	大川面	文鶴面	大串面	
五				一		三		三												一		
二		一	二	一	三	四	四	七	一	一	三	一			一							
一九	五	四	五	六	五	五	一	一	七	四	四	一	三	四	三	一	一	四		四	一	五
二二	一四	八	一三	一三	一〇	一〇	七	七	一四	一八	二六	一九	一三	一四	一四	八	一	一〇	一一	一八	一三	一
八	七	二一	一六	一四	一八	一二	一二	四	一七	一〇	二四	二〇	二二	二一	二七	一七	一〇	三四	二二	一七	一八	一
八	一	五	一	三	一		一	三	五	五	五	〇	六	一	二五	一	一	一	一	一	八	
六四	二七	三九	二七	三八	二七	三四	三五	四一	四一	三八	五九	五三	三五	三九	六八	二七	二六	五五	三九	三四	二六	二

慶尙南道	東萊郡	機張面	三	一	二	六	三	二七
南海郡	南面	九	二	〇	一	一	三	三二
黃海道	魏津郡	龍泉面	一	一	一	一	一	七二
延白郡	海城面	四	二	〇	六	三	二	二二
長湍郡	薪花面	六	四	一	〇	一	一	二二
殷栗郡	西部面	一	一	一	一	一	一	四二
平安南道	龍岡郡	金谷面	二	一	一	一	一	四九
平原郡	漢川面	一	一	一	一	一	一	二一
平安北道	定州郡	安興面	四	一	一	一	一	六三
定州郡	海山面	二	一	一	一	一	一	二〇
江原道	蔚珍郡	平海面	三	一	一	一	一	三三
咸鏡南道	咸興郡	西湖面	一	一	一	一	一	三二
咸鏡北道	鏡城郡	漁郎面	一	一	一	一	一	五三
鏡城郡	梧村面	四	一	一	一	一	一	三二
明川郡	下加面	一	一	一	一	一	一	八二
富寧郡	連川面	一	一	一	一	一	一	八二
慶興郡	蘆西面	一	一	一	一	一	一	三七
合計			四二	三一	六五	一九一	五一五	六二八
								二五一
								一、六八一

山間部落戸數別表

道名	郡・面名	戸数						計
		一五〇戸以上	二〇〇戸以上 一五〇戸未滿	六〇〇戸以上 一〇〇〇戸未滿	三〇〇〇戸以上 六〇〇〇戸未滿	一〇〇〇〇戸以上 三〇〇〇〇戸未滿	一〇〇戸未滿	
京畿道	開城郡	—	—	—	—	—	—	—
	嶺北面	—	—	—	—	—	—	—
忠清北道	槐山郡	—	—	—	—	—	—	—
	延豊面	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	堤川郡	—	—	—	—	—	—	—
	白雲面	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	丹陽郡	—	—	—	—	—	—	—
	魚上川面	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	公州郡	—	—	—	—	—	—	—
	鷄龍面	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	青陽郡	—	—	—	—	—	—	—
	雲谷面	—	—	—	—	—	—	—
忠清南道	論山郡	—	—	—	—	—	—	—
	伐谷面	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	保寧郡	—	—	—	—	—	—	—
	湄山面	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	鎮安郡	—	—	—	—	—	—	—
	富貴面	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	茂朱郡	—	—	—	—	—	—	—
	安城面	—	—	—	—	—	—	—
全羅北道	任實郡	—	—	—	—	—	—	—
	任實面	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	淳昌郡	—	—	—	—	—	—	—
	双置面	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	寶城郡	—	—	—	—	—	—	—
	文德面	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	和順郡	—	—	—	—	—	—	—
	内北面	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	長興郡	—	—	—	—	—	—	—
	有治面	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	羅州郡	—	—	—	—	—	—	—
	茶道面	—	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	英陽郡	—	—	—	—	—	—	—
	日月面	—	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	星州郡	—	—	—	—	—	—	—
	金水面	—	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	星州郡	—	—	—	—	—	—	—
	伽泉面	—	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	開慶郡	—	—	—	—	—	—	—
	開慶面	—	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	咸陽郡	—	—	—	—	—	—	—
	西上面	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—

第四章 聚落の大小

朝鮮の梁落（前篇）

咸鏡南道		江原道							平安北道				平安南道			黄海道		慶尙南道				
豐山郡	長津郡	綏川郡	高原郡	伊川郡	率越郡	淮陽郡	麟蹄郡	厚昌郡	慈城郡	江界郡	楚山郡	朔州郡	寧邊郡	寧遠郡	孟山郡	成川郡	孟山郡	谷山郡	谷山郡	遂安郡	居昌郡	加北郡
熊耳面	郡内面	水下面	山谷面	山内面	上東面	長楊面	麟蹄面	東興面	慈城面	干北面	東面	兩山面	百嶺面	小白面	東面	天成面	鶴泉面	西村面	東村面	水口面	加北面	加北面
				—																	—	—
三		二											四			二					—	三
—		三		五		—	四	—			—	二	四		—	六		二	—	—	二	八
一五	六	三〇	—	〇	〇	—	三	六	三	九	四	七	九	八	六	八		四	八	八	八	五
二二	一八	七五	四〇	—	三二	七九	四六	一八	一九	一三	二六	二〇	二八	二一	—	—		一九	八	三二	二一	—
	一六	二七	一六		一九	四二	五四	三	二	三	三	—	四	二	—	—		二		七	五	
五一	四〇	一三七	六七	一七	六一	一三五	一一〇	二五	三〇	二〇	三七	三二	二八	四八	三〇	八	二五	一八	四八	三八	三八	一八

合	計	茂山郡	東	西	鶴	西	面	津	郡	永	忠	面	鶴	西	面	古	邑	面	鳳	儀	面	三	長	面	朱	南	面	泥	谷	面	天	南	面	普	惠	面	羅	德	面	
八	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一七二	一七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五七二	五七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、二〇二	一、二〇二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四九七	四九七	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	
二、四八六	二、四八六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第三節 里洞及び部落の戸口

部落の大小は右の調査に依りて略ぼ窺ひ得られようが、私は更に各地勢に従ひ數面づつを選び、面の地勢、面内の洞里名、部落名、並にその戸口數を示し、以て各地方に於ける部落の大小と、部落名の一斑を知るに便したいと思ふ。

平野

京畿道高陽郡崇仁面

朝鮮の聚落 (前篇)

道 路 一 等 道 路 京 城 東 小 門 よ り 來 り、本 面 敦 岩 里、彌 阿 里、水 踰 里 を 經 て 揚 州 郡 蘆 海 面 に 入 り、更 に 北 向 し て 議 政 府、元 山 方 面 に 向 ふ。

二 等 道 路 京 城 東 大 門 よ り 來 り、本 面 崇 仁 洞、龍 頭 里 を 經 て 鐵 道 京 元 本 線 を 踏 切 り、九 里 面 に 入 り、更 に 東 走 し て、

加 平、五 湖 里 方 面 に 至 る

山 脈 三 角 山 脈 本 面 牛 耳 里、加 五 里、彌 阿 里 の 北 に 連 亘 す

山 岳 北 漢 山 本 面 の 西 北 界 に 在 り、頂 上 白 雲 臺、海 拔 八 三 六 米) は 神 道 面 に 屬 す

河 川 漢 川 漢 江 の 支 流 漢 川 は 京 元 本 線 に 沿 ひ て 流 し 下 し 來 り、本 面 の 東 側 を 更 に 南 し て 蘆 島 面、漢 芝 面 の 面 界 を 爲 す

洞 里 名 舊 洞 里 名 又 は 部 落 名

戸 數 人 口

長 位 里	徵 慶 里	新 設 里	園 里	祭 基 里
石 下 上 長	清 懷 里 徵	塔 遇 安 新	小 大 安 安 園	龍 祭
串 月 月 位	涼 墓 門 慶	岩 仙 設 新	岩 鍾 鍾 宮 中 上	頭 基
里 谷 谷 里	里 洞 洞 園	洞 里 里 契	岩 岩 里 里 里	里 里
四 五 一	三 八 九	二 五 〇	二 八 六	一 七 四
一 二 四 三 一	一 四 九 五 六	一 四 九 九 六	二 六 八 五 〇	一 七 〇 二
二 三 三 三	一 九 九 二 二	一 四 九 九 七	二 六 八 五 〇	一 七 〇 二
二、一、三、五	一、六、三、二	一、二、〇、八	一、一、六、七	八、二、八
五 二 一 一 一	五 三 四 二 二	二 四 四 四 二	一 二 二 六 一	三 一 三 一
四 三 九 六 二	八 三 三 二 〇	四 二 九 四 七	一 五 九 四 〇	三 一 三 一
七 〇 六 二	四 八 三 三 〇	二 四 四 五 七	一 五 九 四 〇	三 一 八 〇

京畿道高陽郡碧蹄一面

城	貞	典	教	彌	加	牛	樊
北	陵	農	岩	阿	五	耳	
里	里	里	里	里	里	里	里
城	孫濟小大		踏典		三教		小植彌
北	哥	貞貞	十農		仙岩		水
洞	水	陵陵	里里		坪里		松阿
	亭		里里		里里		窟
	里	洞	里里		里里		里里
			二五四		二一〇		一五九
			一五一		一三九		六九三
			一五二		六二九		六六三
			一〇三七		一〇六		七八二
			一八三		三七六		四五八
			五〇六		三七六		三二四
			五八九		九八四		三八六
			二一八		九八七		二一八
			五五五		九八七		六七

道 路 一 等 道 路 義 州 道 路 は 京 城 西 大 門 よ り 北 北 走 し て 本 面 に 入 り、 曲 陵 山 左 岸 に 沿 ひ、 龍 伏 院、 酒 幕 を 過 ぎ て 條 里 面 春 日
 川 に 向 ふ 邊 路 龍 伏 院 よ り 碧 蹄 館 を 過 ぎ 惠 陰 嶺 (一 六 四 米) を 越 え て 坡 州 郡 廣 灘 面 に 入 る
 山 巒 開 明 山 脈 本 面 の 西 南 に 連 亘 す
 山 岳 大 慈 山 高 陽 里 西 方、 高 峰 山 城 石 里 西 方、 鷹 峰 遊 仙 里 西 方、 鳴 鳳 山 奈 遊 里 北 方 に 聳 立 す、 本 面 北 界 に 德 坡 嶺 あり

第四章 聚落の大小

朝鮮の聚落(前篇)

文	沙	奈	官	大	高	仙	碧	洞
峯	里	遊	山	慈	陽	遊	蹄	里
里	里	里	里	里	里	里	里	名
文水書 峯 里 (俗稱上一牌)	沙書新新 里 院 峯	遊奈 山山	下仕侍 基 古浦洞 (俗稱深川)	大越賓龍古 慈亭伏 里川里院谷	酒邑舊新 内校校 慕里洞洞	仙佛上 遊彌山 洞地里	碧上木 蹄岩 里谷里	舊洞里名又は部落名
八三	一〇九	一二九	一四三	一六六	一三四	一〇二	一三七	戸
四一二 二七四	二一三二 九五七五〇	七五 四四	三六四 〇六七	五一四三 一五五八七	七三一 三一九	六二一 四八〇	五一六 五七五	數
五〇〇	六二九	七三四	六六三	八一〇	七〇五	六四二	八三〇	人
二一一 五〇四 五三二	一二一 二九三 一五七 四七八	四三 〇二 八六	一三二 五一九 六五二	二二一 六三三 七四七 七八七	四一 二三八 七二四	四一 八一五 〇五一	二四 九八五 四四二	口

京畿道長湍郡内面

城石里	雲門里	芝英里
内新泥城甘	君彦馬竹雪	篤芝屬
溪	子場院里(俗稱下院)	英場
谷村田洞川	里谷洞里	谷洞峴
一九七	一一二	七五
一三三四五 六七八九	五三 五五 五七 五九	三三 三四 三五
一、二、三、四、五	六、三、四	四〇、八
二二二二三 九二四九四 七九七五七	三一 四二 三三 二九 三七	一一 二〇 二一 二四

道 露 一 等 道 路 京 城 西 大 門 よ り 北 走 し、 本 面 に 入 り、 白 蓮 里、 邑 内 里、 點 元 里、 松 山 里、 造 山 里 を 過 ぎ て 開 城 に 向 ふ

山 島 三 等 道 路 本 面 點 元 里、 邑 内 里 を 經 て 芳 木 里 に 至 る 線 と、 點 元 里 よ り 西 南 走 し て 津 南 面 に 入 れ る 線 あり

河 川 白 鷄 山 津 西 面 金 陵 里 と 郡 内 面 邑 内 里 中 と に 跨 り て 鑿 立 す、 海 拔 二 二 九・ 三 米 あり

臨 津 江 下 流 本 面 の 東 南 側 を 流 下 す
板 門 川 本 面 を 南 北 に 流 る
大 川 本 面 を 南 北 に 流 る

邑 内 里	同 里 名	戸 數	人 口
梧 西 加 桃 五 西	舊 洞 里 名 又 は 部 落 名	三 三 七	一、 六 二 二
木 下 峴	上 峰 花 峴	二 七 〇	三 九 七
洞 洞 洞 洞 洞		九 六 二	四 一 一
		二 七 〇	三 九 七
		九 六 二	四 一 一
		二 七 〇	三 九 七
		九 六 二	四 一 一
		二 七 〇	三 九 七
		九 六 二	四 一 一
		二 七 〇	三 九 七
		九 六 二	四 一 一

第四章 聚落の大小

點	白	亭	芳
元	蓮	子	木
里	里	里	里

點猪景白元	江上坊栗馬水孔	新開栗南盧五瓦	郭金坊日浪梨	前草葛柳天獨	海東五望
井食觀 洞(俗稱 天字)洞	席 浦(俗稱 天字)洞	味 洞(俗稱 天字)洞	築元 洞(俗稱 天字)洞	岡山 洞(俗稱 天字)洞	鏡 里 洞(俗稱 天字)洞
二 四	一 三 〇	一 九	二 二		
三 二 三 五 八 一	四 二 五 五 五 八 〇	二 一 二 〇 五 〇 七 〇 五 二	一 二 五 三 五 一 三 五 〇 五 三 五 一 六		九 二 五 九 二 六
五 五 六	六 二 九	五 四 二	五 二 五		
一 五 一 二 四 〇 五	二 一 二 七 七 一 四 九 〇 〇 八	一 九 七 五 三 四 七 六 八 三 八 三 八 二 〇	一 七 〇 二 二 五 五 六 四 二 五 八 二 三 五 八		四 二 八 二 五 五 七 〇

忠清南道牙山郡溫陽面

造山里	松山里	
招賢洞 (俗稱 招賢洞) 台賢洞 (俗稱 台賢洞) 造山洞 (俗稱 造山洞)	冷井洞 (俗稱 冷井洞) 光明洞 (俗稱 光明洞)	軍老山洞 (俗稱 軍老山洞) 照老山洞 (俗稱 照老山洞)
七八	八七	
五二 二一五	五五 一五三	一 三五七
三四二	四二三	
二 二九 九四九	二二 五七 二六三	六二 三五 五三

道 路 二等道路 天安より來りて豐基里に入り、溫泉里を過ぎて新昌面新昌に向ふ

山 脈 荒山 本面西北に連亘す

山 岳 雪華山 本面東南に聳立す

河 川 濯錦溪 本面の南から北に流る

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

左 部 里	邑 内 里	
大新左 花部 里里里里	中下上松柳城 前亭邊器内 里里里里里里里里	
一三六	一九九	戸
一七二 三八一四	一一三 一五八 一四〇 一九	數
八二四	一一〇六	人
四一一 六七三 八八二六	二 九八一 五七三 七八六 五	口

第四章 桑落の大小

慶尙北道尙州郡尙州面

朝鮮の聚落(前篇)

豊	實	防	龍	岐	信	草	溫	長	法
基	玉	築	禾	山	仁	沙	泉	存	谷
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里

仙清豊	得新實	長黒希防	板龍下上	地新城岐	文笠信	興閑草	溫	長	歌法
-----	-----	------	------	------	-----	-----	---	---	----

門堂基 璞基玉 在石安築 橋井禾禾 羅坪山山 山岩仁 基興沙 泉 存 舞谷

里里里 里里里 里里里里 里里里里 里里里里 里里里 里里里 里 里 里里

四五	七四	六五	五九	四八	六一	六五		三二
----	----	----	----	----	----	----	--	----

一一二 七七一	一二四 二七五	一三三 五九四七	二二一 一七一九	一一二 七八一二	一二二 二四五	二二三 三九三	五九	三三 一一三九
------------	------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	----	------------

一六〇	三六六	三九四	三七一	二三六	三四二	三一		一四三
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	--	-----

五二八 七二一	一一三 二四〇	三八一 五七七四	一一一 七四三〇〇	一一一 三三六〇 〇六八二	一一一 六二五 八三一	一一一 一四五 〇三八	三四〇	一九三 五八五
------------	------------	-------------	--------------	---------------------	-------------------	-------------------	-----	------------

第四章 聚落の大小

仁	城	伏	冷	武	西	南	西	城	洞	河	山	山	道
鳳	東	龍	林	陽	門	町	町	下	里	川	島	巖	路
里	里	里	里	里	里	里	里	洞	里	里	里	里	里
城舞仁	城東	栗伏	林冷	鳳陽	土下	洛上南南	英倉西	城	城	城	城	城	城
上鳳	東	所龍	下井	陽洞	城	南門城	洞内	城	洞内	洞内	洞内	洞内	洞内
里里	里里	里里	里里	里里	里里	里里里里							
二三	四五	五九	一四	一四	一〇五	一一三六	二五八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
六一三七	八八	二二五〇	一四三六	五六〇四	一九〇五	一一三六	一〇五九						
五五〇	七九〇	二五〇	七八〇	六四八	五二五	一、一〇五							
三五〇〇	一七二〇	二五〇〇	三四六〇	六四七一	四四〇五	一二三〇	四二五〇						

尙州邑より三方に放射せり、一は草山里を経て成昌に向ひて北走するもの、一は新鳳里、佳庄里、梁村里を經て金泉に至れるもの、今一は外番里、仙郎峙を過ぎて遠く釜山方面に向へるものなり

俗離山脈 本面の東南に連亘す

屏風山 面の東界に在り、海拔三六五米なり 仙郎峙 屏風山の南一軒に在り、海拔九〇米なり 甲嶺山 八〇五米ありて面の東南界を爲す 天鳳山 午裏里南方に變立して尙州の鎮山なり

外西川は洛東江の支流にして面の東北部を東南に向ひ、南川は尙州東南の平野を東北に向へり

互	興	午	智	梁	佳	新	開	洛
洞	角	臺	川	村	庄	鳳	雲	陽
里	里	里	里	里	里	里	里	里
申長互	興	新五	臥五智	九登梁	梨昌道五	佼鳳鳳鳳新	新大大小大	南坳洛
木洞而	角	禮大	禾山川	浦村山	木洞庄佳	村元頭大安	基堤方開開	山所陽
里里里	里	里里	里里里	里里里	里里里里	里里里里里	里里里里里	里里里
九三	六四	一九	一六	九四	一〇六	五九	一〇七	
一二五 二三八	六一 四〇	一〇 六三〇	二四四 七四五	二五 四九三	三 七五七 三二 二五	一一 七〇六 一一 六一	一八 五四八	
四七〇	三五二	六四〇	六五七	五五〇	九四六	二四五	五四八	
一一九 六一〇 三〇七	二七三 〇一	三 二六一 三六四 五〇五	一二二 一五五 四七五	一三 二五三 四五〇	三 四三 四四五 〇六五 〇五	六一 四二六 五〇五 〇五	四 一八五 八〇〇	

第四章 聚落の大小

花 菱 竹 釜 草 中 洛 道 屏 軒 外 花 書 仁

山 山 田 院 山 德 上 南 城 新 番 開 谷 坪

里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里

花 自外内 竹 釜釜 箕草雙連鉢 中於 洛 道 屏 屏内 外 花 花道書 遊月仁

山田 山汝汝 田 上院 山山岩山山 德 上 南 城 上 番 番 開 溪中堂 上坪通

里里 里里里 里 里里 里里里里里 里里 里 里 里 里里 里 里 里里里 里里里

七二 一五八 八六 九七 一三五 五四 八一 九七

五二〇 一九五四 五二〇 四四六 一二二〇 四二五 八五三 八三 八二 九四 三二四〇 一三二 四〇 三四九 二一九五

二九五

四〇八 九九八 五七〇 五七〇 七二六 三一〇 五二八 五二〇

三〇〇八 六三二〇 二九〇 二二五六 一〇三〇 二四五六 四二七〇 六六九 五〇七 五四〇 一一九二〇 七二〇 二〇五 二二五〇 一九七六〇

黄海道載寧郡載寧面

溪山里	新祀山溪里	八八	二二五	五〇四	二二四
			三八五		〇四〇

道路

二等道路 碧山里より新笠里、柳化里、楠亭里、日新里、文昌里、壽昌里、石井里を経て林泉里、漢川里に至る
 二等道路 柳花里より菊化里、陽山里を経て既峴里に至る
 三等道路 柳花里に在り
 筐山と稱する鐵嶺山は本面陽山里に在り

山脈

新笠里

舊洞里名又は部落名

戸

數

人

口

新笠里	柳花里	菊化里	楠亭里	壽昌里	日新里	文昌里	石井里	郷校里	碧山里
新笠洞(俗稱신리)	架井洞(俗稱리자우동)	菊花洞(俗稱자화동)	楠亭洞(俗稱남정동)	壽洞(俗稱수동)	小館洞(俗稱작고개동)	大館洞(俗稱대고개동)	石井洞(俗稱시정동)	校井洞(俗稱교정동)	玉峯洞(俗稱옥봉동)
二一六	一三九	一六九	一九一	八〇	八四	一六八	一三六	八五	一〇〇
九三一	五七四	七三三	八五三	五〇四	三七九	四一九	五六〇	四〇九	一〇〇

平安南道順川郡舍人面

道 踏 二等道路 平壤より北向し來れる二等道路は本面に入り、新院、坪里、舍人場、保徳巨里、碑石巨里、鳳鶴里、松橋

第四章 聚落の大小

旺	蓬	内	陽	漢	林
峴	泉	野	山	川	泉
里	里	里	里	里	里
注上東	竹艾新	内石	陽平堂	小蛤新	大泉鶴月
城城	井	山	山	川	林陰
洞(俗稱)	洞(俗稱)	洞(俗稱)	洞(俗稱)	洞(俗稱)	洞(俗稱)
乙基	堡	野	城艾	峴	麻
洞	洞	洞	洞	洞	洞
一〇七	九六	五八	一一五	八四	九九
二三二二	一五	三二	一一	二四一	二
二八七〇	三九八六	五三	三四五九	八七〇二	三九四一
六五五	四七九	三二	六一四	五一〇	四四八
二一	二	一一	一	一	一
七三五八	七七四八	一九	六二七二	八八五八	〇二六七
五六九五	三四八四	四八	一三九二	六四六四	八九五七
					九
					一
					三
					五
					八

里、泥橋を過ぎて慈山面に入り、慈山を経て寧遠に至る
 三等道路 一は坪里より東して三花里を過ぎ厚灘面に入り、他は舍人場より西に向ひ、上硯、臣陪洞を過ぎて大同郡
 龍岳面に入り順安に至る

山 山
岳 嶽

妙香山脈支系 本面の東界をなして南北に走る

蘇射山 蘭洞の東南に在りて面の東境をなし海拔三五四・二米あり

百足山 隱密洞の東北、城隍祭の東南に在りて本面の東境をなし海拔三九三・九米あり

高峯 本面の最南端に在り、海拔三四三米あり

杜茂山 臣陪洞の東に在り、海拔二六八・六米あり

鳳麟山 安國里粉登洞の北に變え、本面の西北界を爲し、海拔五五一・三米あり、山の南麓寺丘里には安國寺あり

將帥峴 上硯の南に在り、大同郡龍岳面との界に在り

三峯山 君臣里の西北に變立す

鷹峯山 社倉里東方に變立す

鷲峰 青玉里の東北に變立す

仲徳山 舍人場南方に變立す

蛇川 大同江の支流にして杜茂山下に源を發し、臣陪洞、上硯、坪里、三花里を過ぎて厚灘面に入れる小川なり

洞 里 名

齋洞里名又は部落名

戸 数

人 口

舍人里	君臣里	德山里
合陽	君陪	院德
上陽	洞遊	里俗
地人	洞(俗稱舍甘)	稱坪
場洞	洞	里洞
二五五	一〇九	七五
一一〇	五八	三五
三四	五一	一七
一、四二〇	六四九	三九二
一、二六四	三〇五	一七九
一一八	三四四	一九四

第四章 聚落の大小

風	社	青	玉	三	松
鶴	倉	玉	田	花	嶺
里	里	里	里	里	里
乾馬裏松車間群		冷榻社翠榮亥		上學鄭大新中	
洞洞村里村洞里		里洞里串隅洞		里洞村洞村洞	
場橋下井倉石究		洞(俗稱新村)村峴洞		洞洞里洞洞村洞洞	
一〇四		六九		一〇六	
一一二 二一一一		二一一二		二二一一三	
九一七〇三三一		六五一一三三		三八六九四六	
一〇四		三五三		四八六	
七九四九八五六		三二〇六一一		二八七三二四	
七六四五〇八四		六三七〇三四		八五五六二〇	
五七九		五三三		六二四	
〇四六六九		六五一八二三		四二二六五	
九二〇九九		八二二三		九三三四五	

安國里	石隅里	盤松里
粉寺連石陰處崔	立書石碑獨安新炭保	張韓榮泥
堡巨漢進	石 德 密隅 將大 巨 巨	哥
洞里洞殿村村村	巖洞洞里洞洞村村	洞村觀橋
一六〇	一三三	八一
三二一三 三一 六四一一七八三	一三一 一一 一 七九四九九〇八二五	四一 七六九九
七七七	六四四	四一六
一一 一五 三三 五五 六六 四七 五一一 八四八	一 三九四八五六八一六 七三三八九三三八一二	二 四三九三 六四七九

咸鏡南道咸興郡南州東面

道 路

二等道路 沙浦里、龍湖里、舊灘里を經て營登里に至り、咸興西湖間鐵道に平行して西湖津に至る

山 麓

途 路 咸興より珊瑚礁川を渉り、漢川右岸を東し、面界草高台嶺を越えて退潮面に入り洪原に至る

山 島

草高臺山脈 本面の東方に連亘す
懸花峰 湖南、湖上、舊灘四里分界中央に聳立す
龍鳳山 大興里中央に聳立す 蓮臺峰 大興里東方に聳立す

天柱峰 東興里東南方一・三杆の處に聳立す、海拔五六一・七米にして、本面、退潮面及び西湖面の面界をなす

舞子峰 草興里東方に聳立す

綠豆峰 仁興里中央に聳立す

河房宮徳 豊東里北方に聳立す

宕巾峰 上保里東方に聳立す

釜峯 自興里中央に聳立す

雲柱峰 本面の東北界をなし、東高台嶺の西北一・二軒にあり、海拔六一七・八米あり 雲峰山 豊東里の北一・三軒に在り、本面の北界を爲し、山陰(北州東面に屬す)には歸州寺あり 朴萬嶺 海拔二六六米あり、雲谷里の南

一軒に位し、本面の南界を爲し、小路此の嶺を過ぎて雲田面に通ず 佳七峰 海拔三一二米あり、本面、西湖面及び

雲田面の三面に跨る 陵嶺 佳七峰の東に位し、雲谷里より東南走し來れる一條の聯絡は此の嶺を越えて、西湖面

陵前里に至る 徳嶺 海拔三七五米あり、陵嶺の東北一・二軒に位し、面界をなす、小路ありて西湖面に入る 蓋

來峰 雲谷里の東北、草興里の西南に在り、海拔三六三・六米あり

好綠川 北より東面西方一部を通過す

城川江 東面西方極邊より南方を抱流す

漢川 雲柱峰南麓に源を發し、本面東方より西方に向ひて流れ、好綠川に注ぐ、兩岸に奮開く

河川

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

戸 数

人

口

柵田里 柵田里(俗稱 柵田)

二八

一七五

湖南里 湖陽(俗稱 柵田)

三八

二四七

湖上里 湖上里(俗稱 柵田)

二六

一七五

膏灘里 塘内(俗稱 塘内)

二七

一六一

塘北里 塘頭(俗稱 塘頭)

二二

九八

塘興里 村(俗稱 塘頭)

一四

二四

興里 村(俗稱 塘頭)

二四

六六〇

第四章 聚落の大小

大興里	蓮峰里	自興里	雲谷里	東興里	草興里	新興里	仁興里	邊東里	中保里	上保里	中保里	保古里	新保里	沙浦里	龍湖里	營堡里
大芳村(俗稱芳村)	坪村(俗稱坪)	大紫芝洞(俗稱紫芝洞)	咸春洞(俗稱咸春)	고키밧치(俗稱키밧치)	히이(俗稱히이)	新西興里(俗稱新西)	三柳亭(俗稱三柳)	奇히이(俗稱奇히이)	中里	德斗洞(俗稱德斗)	龍洞(俗稱龍洞)	保新寺村(俗稱保古里)	保新寺村(俗稱保古里)	玉山沙浦村(俗稱玉山)	龍湖里(俗稱沙浦里)	營堡里
四四	三〇	六一	二七	一八	四二	一八八	三七	六二	三〇	一七	一五〇	四二	三九	一〇七	六〇	三七
二八〇	四五七				二三四						一六二	二七八		六四六		
一一五〇	一八一	三七八	二〇六	一五〇	三三六	一一四〇	一八二	四一七	二〇一	一一二	九七二	二五八	二四〇	二〇八	二一三	三一五

鐵道沿線

京畿道振威郡内南面

鐵道 京釜線 釜山より北向し來りて本面に入り、木浦里、同浦、平澤、通伏里、銀室里を過ぎて松炭面に入り京城に至る

道路 一 等道路 天安、成歡方面より北向し來りて本面に入り、鐵道線路に沿ひて松炭面に入り水原に向ふ。

二 等道路 一は平澤より西南に走りて芙蓉面に入り、他は三巨里より碑前里、始井里を経て元谷面に入り安城方面に向ふ。

等外道路 一は三巨里より東北に向ひ毛山里を経て松炭面七院里に至り、一は細橋里、銀室里より西北に走りて古徳面に入る

本面の南界を曲流西走す

舊洞屋名又は部落名

河川	芝制里	新望里	細橋里	通伏里	平澤里
安城川	芝蔚里	新望里	細橋里	通伏里	平澤里
本面の南界を曲流西走す	芝蔚里	新望里	細橋里	通伏里	平澤里
舊洞屋名又は部落名	芝蔚里	新望里	細橋里	通伏里	平澤里
戸數	九一	七七	六〇	一一	一一
人口	四八四	三八七	三〇一	五四四	七〇五

第四章 聚落の大小

三〇三

京畿道開城郡中西面

東	柳	蛤	碑	軍
朔	川	井	前	門
里	里	里	里	里
永東毛西	水上下	島夜蛤	山於碑	間軍軍
新朔山	柳柳	山味井	仁	浦門勿
里里里	浦川	里里里	直前	里里里
一一〇	八六	一四二	九二	六三
一三二二二	一三三三	三二七	一三四	一二二
五一〇九五	五五九二	八八六	一六五	〇九四
六四六	三九二	七二九	五二四	三〇三
一一一	一一一	一一四	一一二	一一一
七七九五四	七五六四	八〇四五	〇七四一	四五〇
五八六三四	二六四	〇四五	八一五	五四四

道 路 一 等 道 路 義州街道は開城より西走して本面に入り、館前里、鶴嶺里を経て嶺南面に入る
 二 等 道 路 麗陵里より京義線土城驛を經て西面に入り、禮成江岸碧湖渡に向ふ

山 脈 松岳山脈 本面の東北に連亘す
 山 岳 鳳鳴山(四一一米)は面の北界、松岳山(四八八米)は東北界に聳立し、禮成江左岸に五峰山(一七二米)あり

庭	洞	山	山	庭
陵	里	岳	脈	里
里	名	鳳鳴山(四一一米)は面の北界、松岳山(四八八米)は東北界に聳立し、禮成江左岸に五峰山(一七二米)あり	庭	里
社午新明高太	瀉洞里名又は部落名	庭	庭	庭
正 祖	戶	庭	庭	庭
樓 井陵陵	數	庭	庭	庭
門	一六四	庭	庭	庭
洞	六〇三	庭	庭	庭
	一、三五三	庭	庭	庭
	三〇四	庭	庭	庭
	五〇一	庭	庭	庭
	四八二	庭	庭	庭

志清南道天安郡天安面

館	煙	土	鶴
前	霞	城	嶺
里	里	里	里
早牛王	篠武乘存大	馬山疊	七海鳳雀啼月彌帆福
起峰粧	項台鶴以國	踏伊寺	陵安鳴 馬老 近奉堂
洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞洞
二二八	二六〇	二五九	二五六
四四四 一五二	四五五五五 六八四〇二	八八八 八五六	二四二二二二二 七二八三〇八五五八
六四七	一、三〇六	一、二九二	一、二六二
二二二 〇二一 九八〇	二二二二二 三九七五六 一〇五〇〇	四四四 五一一 一〇一	一一一 三〇三 二八五 一一九 四七二 一五三

鐵道 京義線 釜山より北向して本面に入り、天安を過ぎ星井里、樊里、新酒幕、業成里を過ぎて稷山面に入り京城に至る
 道 京南鐵道 天安より西南に向ひ富昌里、雙井里を過ぎて牙山郡排芳面に入る
 道 一等道路 木浦、公州より來れるものと大邱、鳥致院方面より來れるものとが、廣徳面に於て相合し、北走し來りて本面に入り、鐵道線路に沿ひて更に北し、平澤、水原に向ふ
 二等道路 天安より京南鐵道に沿ひて西南に向ふ

山 岳 太祖峰 留穢里の東に聳立し、海拔四二四米あり
 河 川 天安川 本面の東南に流る

第四章 聚落の大小

朝鮮の聚落(前篇)

舊洞里名又は部落名

洞	安	業	富	星	邑	院	新	斗	新	聖
里	樓	成	堡	井	内	城	富	井	堂	城
名	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里

安新上中下 光立業温 富内 樊紙 東中 西 客 停 院城 新驛 上斗 新斗 新 新 沙靈 聖

樓 殿 殿 珠 城 陽 土 井 舍 車 富 斗 斗 酒 堡 羅 城 人

洞 里 里 堂 里 幕 井 井 井 里 里 里 里 里 里 里 里 里 堡 洞 里 岩 里 里 里 川 洞

五	六	七	五	五	三	九	五	一	八	戸
九	八	六	六	六	七	五	六	〇	六	
二	二	二	二	二	二	三	一	七	二	
八	二	三	三	三	三	五	四	一	二	數
九	〇	三	三	三	七	八	一	一	二	
〇	二	八	三	三	二	七	五	五	四	
二	六	三	三	三	八	二	一	二	七	

二	三	三	一	二	一	四	二	五	四	人
九	四	五	九	八	六	一	七	〇	八	
五	二	八	八	〇	一	一	五	三	六	
三	二	八	九	二	二	三	七	二	八	
四	二	八	九	八	二	二	五	七	八	
〇	二	三	〇	〇	五	二	〇	〇	〇	
二	六	八	一	一	三	二	四	一	二	
〇	二	三	三	三	二	四	二	三	〇	
二	六	八	五	五	二	五	七	二	七	
〇	二	三	五	五	二	〇	五	〇	〇	口
二	六	八	五	五	二	〇	五	〇	〇	
〇	二	三	五	五	二	〇	五	〇	〇	
二	六	八	五	五	二	〇	五	〇	〇	
〇	二	三	五	五	二	〇	五	〇	〇	
二	六	八	五	五	二	〇	五	〇	〇	
〇	二	三	五	五	二	〇	五	〇	〇	
二	六	八	五	五	二	〇	五	〇	〇	
〇	二	三	五	五	二	〇	五	〇	〇	

全羅北道益山郡益山面

留	楸	里	堂校	坪	後	里	村	里	里	里	里
鳳	鳴	里	蟻	項	昌	里	里	里	里	里	里
			四八	三九	九九	二二	二二	二二	二二	二二	二二
			二三五	二四五	二四五	五二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
			四九五	四九五	四九五	〇八〇	〇八〇	〇八〇	〇八〇	〇八〇	〇八〇

鐵道 湖南線 大田より來りて本面に入り、古縣里の東、南中里の西を南走し、裡里を過ぎて更に南に向ひ金堤郡白鷗面に入る

群山線 裡里より西に向ひて五山面に入る

全北輕便鐵道 裡里より舊裡里、銅山里を過ぎて東南に向ひ全州に至る

三等道路 全北輕便鐵道及び群山線に沿へるものと、裡里の中央を南北に貫くものとが、裡里の南に於て十字路を爲し、また裡里より東北に走り益山に至れるものと、西北に向ひ臨陂に至れるものとあり

山岳 鷄山峯 雲龍里の西北に聳立す
 河川 萬頃江 本面の南部を東より西に迂回流下し、本面には奮よく開く
 湖池 銅山里の南、上柳里の北に一あり、また馬洞の北に一の小池あり

馬 洞 名 舊洞里名又は部落名 戸 數 人 口

后新裡	馬沙堤	高峯	川内峯	洞里	里	里	里	里	里	里	里
一	四	二	三	八	三	三	三	三	三	三	三
一三七	一四三	一〇八	一〇三	一四三	一〇八	一〇三	一四三	一〇八	一〇三	一四三	一〇三
一五七											

銅	石	大	金	新	裡
山	灘	場	江	興	
里	里	村	里	里	里
上新月古銅	潤九龍桑柳石	水九新大	雲望石新富金江	新龍龍新長草	新后長葛
			佛 坪	才	
柳洞潭棧山	伏浦林川灘	坪潭月場	龍山里成里	衣岩飛興里谷	新興山
			(部落なし)	(部落なし)	
里里里里里	里里里里里里	里里里里	里里里(里)谷鏡	里里里里(里)	里里里里
二七	八四	三四	三三	一九	三六三
四一四 三八一八七	四二二 四五 一一一 九二	二二二五 五五六八	一四一 二三 五三 一 八六	二七 七六四一 一	五五五 〇八六六
五一	九二五	五五二	五九四	四八五	一、四〇四
二二二 一一二二二 六二九二二	一一一 二二 六一二 六六 九一〇 〇五	一一一 二二 一〇〇三 五〇四三	一 一一 七七三 一八 九四 九 八四	三 二九 一一九 六 八三九六 九	一二 二 七四一三 二〇九〇

慶尚北道漆谷郡倭館面

木川里

水木龍新新下新回回木

月工子坪龍新福龍福川

里里里里里里里浦

二六六

六三一 二六
五 | 一〇二〇七二四八

一、二二九

二一 二
一八三三八一 二三八
四七四九五六八五〇一

鐵道 京釜線 大邱より西北走し來り、倭館を過ぎて若木面に入り金泉に向ふ
 道路 一等道路 大邱より來りて本面に入り、錦南洞、洛山洞、倭館洞、石田洞を経て若木面に入り金泉に向ふ
 二等道路 三清洞、梅院洞、倭館洞を経て石田洞に至る
 三等道路 倭館洞より西南に走り異州に至る
 等外道路 倭館洞、錦山洞、洛山洞を経て錦南洞に至る

山 小鶴山 本面の東北に連亘す
 山 左額峯 石田洞の東北に聳立す
 山 錦舞峯 錦山洞の東南に聳立し、海拔二六八米あり
 河川 洛東江 本面の西界を南流す

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

洛山洞

江秋慶歩釜

蒼湖兵

洞洞洞洞

一三六

七二 三
| | 一九六

八四七

四一 二六
| | 二五八三

鳳	梅	石	倭	三	錦	錦
溪	院	田	館	清	南	山
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
壯冠座	西新中上盤竹	上耳館古	耳回平斗月	月中上大完長沙越	步蘆粟秋	江楮大

者	鳳	梅	梅	梅	松	谷	石	堤	章	鳩	鳩	梅	谷	亭	達	羅	梅	兵	湖	蒼	洞	谷	
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞

八	一九六	一三八	四〇一	一〇三	八四	一一二
一五	二二四七二	二三四三	二七二一八	五一三	一四二	二二五
八九四	三一八八二四	〇五八五	一三九八	一三七一	四三七	九四九

四五四	一一一九	七三一	一、六九五	五三四	四三二	四八六
三	一一二四一	二一二	九一五	二一	二一	一一二
八五二	四〇七六〇二	八五八一	五三八一	八九五	四二六	一一四
一二一	五九九四一	三二二三	九七八一	四二〇四	四二六	八一七

黄海道黄州郡黄州面

里名	户数	人口
鐵道	京義線	沙里院より北走して本面に入り、天泉里を経て中和に向ふ
道	一等道路	天泉里より西に向ひ兼二浦に至る
	三等道路	京義線の東側を南北に走る
	等外道路	齊安里より起り天泉里を過ぎて西北に走り兼二浦に達す
山岳	天柱山	天泉里より東に向ひ天柱面に入る
河川	天柱山	掛岩里の北方に在りて本面の東北界を爲す、海拔三八五米あり
湖池	黄州川	本面の東南より西北に向ひ、面界を劃して迂流す
	女姫池	本面禮洞里南方に在り
	蓄酒里名又は部落名	
萬崗里	内内	一八九
德月里	内内	一四四
赤壁里	外外	二〇八
碧城里	外外	一二三
齊南里	外外	二一八
禮洞里	禮社	一四五
天泉里	禮社	二五三
新上里	和土	九五
城北里	和土	七九
雲峰里	下掛	一一九
	下掛	九八
	禮社	二、一、二七
	禮社	一、一、二七
	外外	六〇〇
	外外	九五〇
	外外	四八五
	外外	八九八
	外外	五四九
	外外	七四二
	外外	四三〇
	外外	四〇五
	外外	五三四
	外外	四六〇

第四章 聚落の大小

平安南道中和郡中和面

鐵道 京義線 黃州郡黑橋面より駒峴峙を越えて本面に入り、楸唐里、中和、樂民里、江老里下閣老洞を過ぎて龍頭面に入る。

遺蹟 一等道路 平壤より鐵道線路に沿ひて南走す

三等道路 龍岡より來り新興面より本面に入り、密陽、館里を過ぎ、中和、青鶴里、獨山里沃野洞を経て東頭面に入り祥原に至る。

山 浮水峰 本面の東南に連亘す

山 駒峴峙 本面の南界に在り一八六・二米あり

山 舞音山 本面の南界、楸唐里崔生洞の西南、新牛里白楊洞の東南に在り

山 玉露峯 面の東端に在り、海拔二四〇・二米あり

山 烽火峯 樂民里の東北に在り、海拔一五一米あり

山 太子峯 江老里下閣老洞の南に在り、海拔一一四・五米あり

山 雲峯山 牛臥里の南に在り

山 雲峯里の北約一・五軒に在り、海拔九五米あり

山 青龍山 中和の東北方に聳え、海拔一八七・七米あり

山 老郎峰 葛谷の南に在り

山 獨山 獨山の西北に聳立す

山 風景臺 正板の西北に聳立す

山 德山 明月洞南方に聳立す

山 栗山 明月洞北方に聳立す

山 白鳥山 楸井南方に聳立す

河 昆陽江 (正陟川) 本面の東北を流る

樂民里 舊洞里名又は部落名 樂民洞(三洞里四五洞) 館下洞(館下六里)

戸数 三三三 二九一 四三 人口 一、七六一 一、五三二 二二九

第四章 聚落の大小

新	雲	館	江	山	長	正	獨	下	回	楸	新	青	草
牛	峯	老	開	山	山	山	山	明	橋	唐	橋	鶴	觀
甲	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
白朱牛新	雲	館	上下	孫長山	山自	才正	葛沃	獨回明	橋鄭	楸	白李洗	燕吉訓	倉草
楊染臥昌	峯	閣閣	吳村	陰起	野	山洞	洞	井村	井	生	蓮	觀	觀
洞亭里洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
七二	六九	七四	五三	八七	四八	一二	二二	五二	六八	一一	一三	二九	二九
二七五	二一七	四三六	四二九	一一四	四七六	一七三	一三七	三二〇	二二〇	五一七	四二九	一五八	一五八
三四四	三一八	三九六	二八〇	三八二	二五八	五七八	二三〇	三一四	五九〇	六三七	六八七	六八七	六八七
一三〇	一七一	二〇六	三〇五	二三七	五三九	三〇四	四一八	一六六	一〇九	一四五	一三九	二四二	二五七

葛	唐	眞	峙	石	金
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里
梅里	密里	栗里	山里	磚里	水井里

平安南道安州郡新安州面

鐵道 京義線 本面西城里、甌岩里、新安州、元一里を過ぎて平安北道博川郡南面に入る

道路 价川輕便鐵道 新安州より清川江に沿ひて東北に走り价川に至る

一等道路 京城より蔚川を経て北走し本面に入り、面の東南部を東北に走り巽峴を過ぎて安州に向ふ

二等道路 元興里より東北に向ひて安州に至る

三等道路 元興里より西南に向ひ五里、大橋を過ぎて龍花面に入り立石里に向ふ

馬頭山脈 本面を東西に走る

香山峯 清川江左岸、雲鶴里の北方に在り海拔六六・五米あり、西麓を京義本線北向す

小巖峴 面の東界、蒼松里の北方に在りて一〇七・九米あり

窟寺山 蒼松里の東に在り海拔二一九・一米あり

青山峯 甌岩里の西に聳え海拔一一〇・八米あり

聖旨峰 新院里の南方に聳立す

將臺峰 蒼松里の東南に聳立す

河川

清川江

本面の北界をなして東北より西南に向ひて流れ、江の左岸には松竹里、元一里、樂萬里、新興里、南七里の部落あり

大橋川

(三山川)面の西南を東南より西北に向ひて流れ、南七里に於て清川江に注ぐ、また大尼面、龍花面、燕湖面との境界をなす

新松雲元元樂萬樂松新南上觀東龍青明龍新蒼雲雲

竹鶴一興鶴林萬 鶴成七七八岩七雲松巖溪院松松興里

里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里

新松雲元元樂萬樂松新南上觀東龍青明龍新蒼雲雲

竹鶴一興鶴林萬 鶴成七七八岩七雲松巖溪院松松興里

里里里里里里里里里里里里里里里里里里里里

六五四三二一 八六六三三五七二五〇六一四九八三四五五六一六六五三三五三三七

四三三三二二二一 〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一

第四章 村落の大小

三一五

名 戸 數 人 口

舊洞名又は部落名

雲興里(俗稱 三里)

雲松里(俗稱 松城)

七里(俗稱 松城)

河地

京畿道漣川郡官仁面

道 路 等外道路 面の西南端釜谷里より東北に向ひて曲走し、四條の支線を出して冷井里に至る

山 嶽 金鶴山脈 本面の東北に連亘す

山 岳 面の中央に古南山、香煙峰、南部に種子山、西界に寶蓋山、地蔵峰(八七七米)聳立す

河 川 漢漣川 本面の東南側を西南に向ひて流下し、三栗里、中里を過ぐる細流を出せり

洞 名 舊洞里名又は部落名

戸 数

人

洞名	戸数	人口
釜谷里	一〇三	三三〇
葛項洞(地蔵洞を補ふ)	三一〇	三三〇
深興洞(俗稱新邑洞)	七七六	一一一
大興洞(俗稱新邑洞)	七二四	一一一
麥木洞(新浦洞を補ふ)	二二五	一一一
河浪洞(南幕を補ふ)	二二五	一一一
塙安洞(可子洞を補ふ、馬甘)	三九八	一一一
馬甘洞(可子洞を補ふ、馬甘)	二二五	一一一
槐安洞(洞の俗稱南倉越境里)	六四三	一一一
龍潭洞	五五二	一一一
炭井洞	一五六	一一一
炭井洞	一五六	一一一
蜂姑洞(俗稱二番洞)	三二〇	一一一
沙泉洞	二七二	一一一
射陵洞	二二〇	一一一
新川(補)村	一〇六	一一一

忠清南道論山郡城東面

道 路 三等道路

河 川 論山江

洞 里 石城川

論山より圓峰里、定止里、院北里を経て扶餘に至る、また江景より公州に至るものは蓋尺里佛岩里、瓶村里、牛昆里を通る

本面を西に流る、東北より西南に向ひて流れ、面界を劃し面の西端に於て錦江に注入す

嶺洞里名又は部落名

戸 數

人

院北里	院南里	蓋尺里	瓶村里	月城里	牛昆里	三山里	三湖里
葛陰陽壯	山下中	元佛蓋	大小元	東西	浦月書上	大小	大小
山上上上	竹東西	尺岩宮	宮中中	上上	堂外田	下下	山山
里里里里	里里里里	里里里里	里里里里	里里里里	里洞里	里里	里里
一三三	一一二	一三二	一〇二	一〇〇	一四二	一〇一	一五六
五〇三〇九一	三二二〇四	一二九七三二	六二八五八	四九一	三三三三三	三六三三八	七三四五七
七六六	五八一	四〇六	四八〇	四七九	六七二	五〇三	九〇四
三一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
五六五九〇	八一五二七	五七七五七	三一一三〇	九八二〇八	五五五九九	六三三九九	三一五七二

第四章 聚落の大小

三一七

朝鮮の部落 (前篇)

三一八

花亭里	定止里	園峰里
花中里	立上里	中立里
石亭里	石亭里	石亭里
七六	一〇五	一四九
一三二	一九四	五五六
四三七	五九九	六二二
一八二	七八一	二二一
九六八	五七二	五二一
二二三	八一	四三五

忠清南道唐津郡唐津面

道路

三等道路

唐津より五線を放射せり、一は東門里、栗寺里、正安里、下木谷、西新村、東新村、立殿洞を過ぎて松嶽面横池市里に至る。

唐津邑内里より塔洞を貫き臺城里の南を過ぎて高大面に入る。

唐津より校洞、無愁洞、五柳洞を過ぎて順城面城北里に入る。

唐津邑内より東南に向ひて走り松亭里を過ぎ、練雲峰を越えて汚川面松鶴里金鶴里に通ず。

唐津邑内より玉石峰を過ぎ玉觀里を経て自美面大雲山里に通ず。

盛堂里の東に疊え、本面の南界をなし二四三米あり。

柿谷里の西南に疊立す。

上松里の南一軒に在り。

本面の東部を南より北に流れて海に注ぐ、左岸に狭長なる水田開け、右岸の杏亭里、彩雲里、琴谷里、臺

城里は何れも小山の西麓に位置す。

順城面下城北里附近に發し道路に沿ひて西北に流れ、邑内里の西南に於て右折し北に向ひ漁里の東北部に

於て海に注ぐ、下流の兩岸に水田開く。

本面の東北界を西北に向ひて流る。

邑内里	海里	河川	山岳
本谷川	邑内川	練雲峰	同
城門里	東門里	西門里	南門里
一三四	二一一	二八八	二五
五九二	一〇三	二六	二九
戸數	人口		

舊洞里名又は部落名

戸數

人口

第四章 聚落の大小

	水	柿	元	牛	彩	
	清	谷	堂	頭	雲	
	里	里	里	里	里	
	於土	土水茅東西	上下上自西東柿立	下竹元如黎石正栗	牛漁台	塔琴彩白 無校北
只	古	古				
谷	谷清	公公木隱新新谷巖	木 堂士 狀安寺	頭 城	谷雲巖	愁 門
谷	谷	谷				
	里	里里洞	里里洞村	里里洞	里里洞	里里洞
	一〇五	一五二	一五五	一六九	一三三	
	一一〇八	二二三二二一七二二八六	二四一一一一二四〇二七五六八三	一三三一一二二一一二八二四四〇四一	六六三三六九五五	四二二二三九四一一一八六七
三一九	五五八	七九四	八一六	七五六	五五三	
	四一九六	二二六六七二八六六五三	一八七九八七七七一五〇〇七二六四七	二一五〇五六二二三六二六七四三一一三〇	二二一八四一八二五七	三一三二七二〇

黄海道延白郡雲山面

九	沙	杏	龍	大
龍	器	亭	淵	德
里	所	里	里	里
道道九	器盛竹東沙	下泥玉杏	鉢龍新	松上下小大五
谷 龍	年堂活山	坪 嶺亭	山淵村	亭松松松德柳
里洞里	洞里里里里	里里里里	里里里	里里里里洞
一四五	一一二	一一一	一二七	一四八
四三六 七七一	四一二二 三三四九三	二四三 四五五七	二五四 八一八	三一 一四二 一八八
七四九	五六六	五九一	五四九	七九四
二一三 三九二 七一	二一一 一六〇六 二四七七六	一一一 一二四九 六九七九	二二 八二三 七七五	一 六七八〇九九 九八四二九九七

道 路 三等道路 白川、助浦間道路は銀川面より本面に入り、虎山里新基を経て高洞北方に至る

山 脈 高井山脈 本面の中部に連亘す

山 島 高井山 都台里の北に聳立す

龍鬚山 内虎洞の北に聳立す

廣石嶺 本面の北界を爲し、一條の達路本面より北向して平山郡に入る

第四章 聚落の大小

都	虎	大	石	巴	牛	江	河
合	山	也	山	陵	浦	西	川
里	里	里	里	里	里	里	里
新玉塔都南	梅月新外富内高	艾大長富島	鉢石景	佛巴金	芝枕歌牛龍	杜江	本面の東界を南流す
田遠	虎 居 山 山	也連興観	山湖樹	堂陵野	恵花 浦倉	音 西場	舊洞里名又は部落名
洞山洞里洞	里洞基洞空洞洞	洞浦洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞	
二三	三四	九五	四二	九八	三一	八九	戸
一一二六一 四五二二〇	五 一 一一一 六四五六三三七	二一二二二 二七三四九	七五一 三四五	三三二 六六六	一一一三五 九八〇一三	三五 五四	数
六六七	七〇一	四四三	七〇五	四八七	六九五	五〇八	人
一三 六七〇六五 七九〇六五	二 六一七四七 八九九〇四七	一一 七六二二五 七五四二七	三二 七五七 九一五	一一一 八八二 四一二	一二 八九五八七 六七六三三	二二 一九四	口

舟	岩	里	國	興	嶽	橋	川	洞	洞	洞
			護梵舟江							
			二一九							
			二三五							
			六一六六							
			六二九							
			一一二							
			一八八							
			四八五							

平安南道大同郡南串面

河川 大同江 本面の北界を西南に流る

柳亭江 大同江支流にして長梅里西方を經て本流に注ぐ

龍浦江 孝南里、坪湖里を經、龍浦里、蟬洞を過ぎて大同江に注ぐ

昆陽江 本面の南界を曲流西走して碧只鳥里の南に於て大同江に注ぐ

山 嶽 五峯山 本面南井里北方に在り

松泰山 本面坪湖里西南間に在り

長谷山 本面長梅里北方に聳立す

洞	里	名	洞	里	名	洞	里	名	洞	里	名	洞	里	名
南	井	里	南	井	里	柳	寺	里	石	寺	里	閔	里	黃
			舊洞里名又は部落名											
			戸											
			八二											
			三四五											
			五六											
			五〇											
			一三〇											
			七三											
			一〇四											
			七六											
			六〇											
			一四九											
			四〇七											
			二七											
			七三七											
			二四七											
			二六											
			二七											
			三五七											
			二四											
			二七											
			五											
			一											
			一											

第四章 表落の大小

市	魯	長	大	猿	龍	孝	月	坪	姫	艾	小	大	曼
城	南	梅	松	巖	浦	南	内	湖	新	浦	耳	耳	今
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
南音洞(俗稱ト音洞)	長音洞(俗稱ト音洞)	長谷洞(俗稱ト音洞)	大梅洞(俗稱ト音洞)	休松岩(俗稱ト音洞)	猿坪(俗稱ト音洞)	牙坪(俗稱ト音洞)	孝子洞(俗稱ト音洞)	月内洞(俗稱ト音洞)	坪湖洞(俗稱ト音洞)	艾基洞(俗稱ト音洞)	小耳洞	大耳洞	曼今里
一〇四	一三七	一八二	一〇四	一一二	一一五	一一五	一五四	一五四	六五				
五五九	三九八	五五五	五五〇	六四七	七七八	七七八	三〇四	三〇四	七九	五八	一三二	一二〇	一三〇
五三四	七五一	一〇四八	五八一	五〇六	七一〇	七一〇	七五一	七五一	三一七				
二五〇	二七三	三三〇	二九七	二八五	二七五	四三五	一四〇	四三七	二七七	六五〇	七一七	六八〇	九四四

平安北道義州郡加山面

磐 只 島

桃新江 磐

浪 只

島島島島

二九五

二五〇
二一九〇

一、四九九

一、二二五
二九六
〇二二

道 路 二 等 道 路

義州より蕙山鎮に向ふものにして、水鏡面より加陰嶺を越えて本面に入り、鴨綠江の左岸を西北に走り、

山 脈 三 等 道 路

鴨綠江左岸の玉江洞より木川に沿ひて東南に走り、玉尙面に入る

山 岳 龍 舞 山 脈

本面の東南に連亘す

山 岳 燭 臺 峯

方山洞の東南に聳立す

山 岳 道 人 峯

玉江洞の西南に聳立す

山 岳 兄 弟 峯

都嶺洞の東北に聳立す

山 岳 寺 谷 山

泉甘洞の北に聳立し五四一米あり

山 岳 柯 木 嶺

本面の東界に在りて海拔三二五米あり

山 岳 加 院 嶺

本面の西南界に在り、海拔一七二米ありて國境地方交通の要衝に當る

山 岳 鴨 綠 江

本面の北界を西南に流る

山 岳 木 川

玉尙面より本面に入り、梨松洞を過ぎて西北に流れ鴨綠江に注入す

山 岳 内 玉 川

玉尙面の西南端に源を發して本面南部に入り、楸洞を過ぎて木川に注ぐ

山 岳 長 池

方山洞間谷里西方に在り

洞 里 名

舊洞里名又は部落名

戸

數

人

口

德造河

山北南

里里里里

一一二一
三三三四八

一一〇八七
五八〇二

第四章 聚落の大小

都 泉 梨 穢

嶺 甘 松

洞 洞 洞 洞

現間榎下中上 瓮番上水下窟嶋堡小 上上大算倉小英西 英番下上松 小嶺中中院院

寺寺

龍谷月 砧 岩 嶽 嶽項 寺大岳 大 溪 嶽田下上下上 下上

里里里谷谷 里里里里里里里里 里里里里里里里里 里谷谷谷里 里里里里里里

一
一〇

九
二

八
七

一
五
四

二一一 一 二〇一三八一 四六〇四三九二四 二一一二二 一二一 一
八〇〇八四六 七八四八三三七一二 四六〇四三九二四 〇七四〇六 九四七九八九

三二五

八
五
一

八
七
〇

六
四
四

一、
一
三
九

九六八四八四 五一二四八七四八一 二五二一一七三二 七一八七八 三五三五一六
一六二八八六 七八四〇七五九七四 四六〇五七九五四 四八九八五 五九七九二二

平安北道楚山郡城一面

柳	加	西	德	深	瑞
草	興	公	仁	臺	東
洞	洞	洞	洞	洞	洞
中柳	加 新均興 泥	新才西 院巡公	德仁仁 山	深臺 觀	東 采
草	里(後屯里、 奴陽)里	里里里	里(文山里) 里(石潭)	里(周村)	里(鄉村)
洞	里(空中草)	里里里	里	里	里
六五	一一八	一四七	六五	一三一	八四
三三五	四六九	二二八二 〇五〇二	二二一 一四二九	四三八 五二二	三四八 六
三八一	七七二	八六九	四三二	七四九	四八八
一二〇 七八三	二四六 四六三	一一四 〇五九	一一二 二五七	二一三 五三四	二二六 二八〇

道 路 二等道路 義州より惠山鎮に至れるものにして、雪時面より本面南部に入り、炭嶺を過ぎて郡面に入る

山 脈 白頭山脈 本面の東南に連亘す

山 岳 烟臺峰 安贊里下洞西南、阿耳鎮の北に屹立し鴨綠江に迫り五一九米あり

河 川 鴨綠江 本面の北界を西流す

湖 池 龍池 城南里陽貴川上洞の南に在り

忠滿江 本面の西界を曲流北走す

第四章 聚落の大小

朝鮮の柔落（前篇）

舊洞屋名又は郡落名

戸

数

人

口

城	城	城	内	安	竟	洞
南	東	西	温	賀	巖	里
里	里	里	里	里	里	名
古金金新倉陽陽 沙沙 貴貴 滿 里坪川川 上中 上下		許城走 雙雙雙 項内坪 下中上		外内 下中上 嶽火中上		洞洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞
一〇二		六五		三九		七四
二二二二二二 〇八一九二〇二		二二二二二二 〇〇五〇		二二二二二二 九一九		三四四〇 三三五五 一〇七〇
六二一		三九八		二三六		四五〇 六六三 四三三
一一一 〇一六四六四八 七二〇八八〇六		一一一 二一九六 五八一四		一一一 四二六 九三三		一一二 九二五 二七四 九七三 九三三七

臨海地

京畿道始興郡君子面

山 道 嶺 等外道路 正往里、去毛里を経て仙府里に至るものと、瓦里、元時里、城谷里の海岸線を迂回せるものとあり

山 嶺 君子峯 君子里東南に在り
 洞 里 名 舊洞里名又は部落名

草	元	木	城	新	竹	正	月	長	長	君	去	
芝	時	内	谷	吉	栗	往	串	谷	観	子	毛	
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	
〔草 浦 里 (俗稱초비지)	〔時 雨 里 (俗稱시우물)	〔元 木 里 (俗稱비나무)	〔城 頭 里 (俗稱잔머리)	〔新 赤 吉 里 (俗稱성안나)	〔新 角 里 (俗稱서늘)	〔竹 栗 里 (俗稱타안)	〔正 往 里 (俗稱오위성)	〔月 東 里 (俗稱달창)	〔長 下 里 (俗稱지마루)	〔長 上 里 (俗稱안두일)	〔山 北 里 (俗稱산티)	〔去 毛 里 (俗稱자모리)
一一一	一〇一	一〇二	七二	一五八	一四八	一一八	一一三	七六	一三六	一七六	一七六	
七三四	二七二	四六一	四二五	二二四	一三三	一〇七	五六〇	一四六	四九七	四三三	一〇七九	
五八四	五九七	六一一	四三五	八七八	七七四	六九一	六〇七	三九七	八〇三	一〇〇一	一〇〇一	
三六七	一四六一	三〇七	二七七八	一一二八九	三五二	一五九五	三三七	二八〇	二六五	二〇〇一	六二七	

第四章 聚落の大小

忠清南道保寧郡大川面

元谷里	仙府里
〔元谷里(俗稱寺지말)〕	〔仙府里(俗稱대모산)〕
七五	一〇七
二五四	三七一
四〇三	五四一
一二七九	一三八四

道 路 二等道路 保寧より群山に至るものにして、周浦面より本面に入り宮村里を過ぎて藍浦面に入る

三等道路 宮村里より大川に沿ひて東北走し、青蘿面に入る

山 嶺 烏栖山脈 本面の西に連亘す

山 嶺 翠住山脈 本面の東南に連亘す

山 嶺 蘇豆山 花山里東方に聳立す

山 嶺 鳳凰峯 竹亭里西方に聳立す

河 川 大川 本面の東南端に在り、本面、嶺山面、藍浦面の三面に跨つて聳立し、六〇二米あり

洞 里 青蘿面より本面に入り面の中央を西南に流れて海に注ぐ

舊洞里名又は部落名

戸

數

人

口

鳴川里	東塗里	花山里
〔興於鳴松伊〕	〔平侍木東〕	〔東大花〕
一一一	一三五	一一四
一一一	一六三	一一二
一一一	一三九	一一三
一一一	一四九	一一三
一一一	一五五	一一三
一一一	一六八	一一三
一一一	一八五	一一三
一一一	二〇二	一一三
一一一	二二〇	一一三
一一一	二三八	一一三
一一一	三〇四	一一三
一一一	三二二	一一三
一一一	三三九	一一三
一一一	三五七	一一三
一一一	三七五	一一三
一一一	三九三	一一三
一一一	四一一	一一三
一一一	四二九	一一三
一一一	四四七	一一三
一一一	四六五	一一三
一一一	四八三	一一三
一一一	五〇一	一一三
一一一	五一九	一一三
一一一	五三七	一一三
一一一	五五五	一一三
一一一	五七三	一一三
一一一	五九一	一一三
一一一	六〇九	一一三
一一一	六二七	一一三
一一一	六四五	一一三
一一一	六六三	一一三
一一一	六八一	一一三
一一一	六九九	一一三
一一一	七一七	一一三
一一一	七三五	一一三
一一一	七五三	一一三
一一一	七九一	一一三
一一一	八二九	一一三
一一一	八六七	一一三
一一一	八九五	一一三
一一一	八九三	一一三
一一一	九三一	一一三
一一一	九四九	一一三
一一一	九八七	一一三
一一一	一〇二五	一一三
一一一	一〇六三	一一三
一一一	一〇九九	一一三
一一一	一一三七	一一三
一一一	一二七五	一一三
一一一	一三七三	一一三
一一一	一四七一	一一三
一一一	一五五九	一一三
一一一	一六四七	一一三
一一一	一七三五	一一三
一一一	一八二三	一一三
一一一	一九一一	一一三
一一一	一九九九	一一三
一一一	二〇八七	一一三
一一一	二一七五	一一三
一一一	二二六三	一一三
一一一	二三五一	一一三
一一一	二四三九	一一三
一一一	二五二七	一一三
一一一	二六一五	一一三
一一一	二七〇三	一一三
一一一	二七九一	一一三
一一一	二八七九	一一三
一一一	二九六七	一一三
一一一	三〇五五	一一三
一一一	三一四三	一一三
一一一	三二三一	一一三
一一一	三三一九	一一三
一一一	三四〇七	一一三
一一一	三四九五	一一三
一一一	三五八三	一一三
一一一	三六七一	一一三
一一一	三七五九	一一三
一一一	三八四七	一一三
一一一	三九三五	一一三
一一一	四〇二三	一一三
一一一	四一三一	一一三
一一一	四二一九	一一三
一一一	四三〇七	一一三
一一一	四三九五	一一三
一一一	四四八三	一一三
一一一	四五七一	一一三
一一一	四六五九	一一三
一一一	四七四七	一一三
一一一	四八三五	一一三
一一一	四九二三	一一三
一一一	五〇一一	一一三
一一一	五〇九九	一一三
一一一	五一八七	一一三
一一一	五二七五	一一三
一一一	五三六三	一一三
一一一	五四五一	一一三
一一一	五五三九	一一三
一一一	五六二七	一一三
一一一	五七一五	一一三
一一一	五八〇三	一一三
一一一	五八九一	一一三
一一一	五九七九	一一三
一一一	六〇六七	一一三
一一一	六一五五	一一三
一一一	六二四三	一一三
一一一	六三三一	一一三
一一一	六四一九	一一三
一一一	六五〇七	一一三
一一一	六五九五	一一三
一一一	六六八三	一一三
一一一	六七七一	一一三
一一一	六八五九	一一三
一一一	六九四七	一一三
一一一	七〇三五	一一三
一一一	七一二三	一一三
一一一	七二一一	一一三
一一一	七二九九	一一三
一一一	七三八七	一一三
一一一	七四七五	一一三
一一一	七五六三	一一三
一一一	七六五一	一一三
一一一	七七三九	一一三
一一一	七八二七	一一三
一一一	七九一五	一一三
一一一	八〇〇三	一一三
一一一	八〇九一	一一三
一一一	八一七九	一一三
一一一	八二六七	一一三
一一一	八三五五	一一三
一一一	八四四三	一一三
一一一	八五三一	一一三
一一一	八六一九	一一三
一一一	八七〇七	一一三
一一一	八七九五	一一三
一一一	八八八三	一一三
一一一	八九七一	一一三
一一一	九〇五九	一一三
一一一	九一四七	一一三
一一一	九二三五	一一三
一一一	九三二三	一一三
一一一	九四一一	一一三
一一一	九四九九	一一三
一一一	九五八七	一一三
一一一	九六七五	一一三
一一一	九七六三	一一三
一一一	九八五一	一一三
一一一	九九三九	一一三
一一一	一〇〇二七	一一三
一一一	一〇一〇	一一三

全羅南道麗水郡麗水面
第四章 聚落の大小

宮	内	董	葛	新	大	竹
村	項	谷	庵	黒	川	亭
里	里	里	里	里	里	里
興宮	宮疎外内	外塔董葛大	大徒金葛寺新	寺新黒軍高	冠雙大新葛	地竹中篤回

村項松松 松 谷 庵 堡 堡浦入岑 岩川坪頭 庄 嶽亭頭

洞村 里里里里 里洞里洞洞 洞洞洞洞洞洞 内里里里里 村里里里里 洞洞里里里

九七	一二五	九四	一四一	二二五	一四九
八七	三二三	二六三	一三三	一	一五三二
七	六九二	六七	三五	九六四	六一一七六
				三一七二一	三七七五〇
				九九九五七	

五〇五	六九六	六六三	七八一	一、二五二	五四二
三五二	一一一	一三	一一二	一	一
八五六	三九	一六二	二四七	八四七九七	〇七八三五
五五五	五九	五七	一〇五	八五二八八	二一五九五
					七一五五三
					九五七九二

朝鮮の衆落 (前篇)

道 嶺
山 脈
山 岳

二等道路 麗水港より起り、五林里、文水里、往十里を過ぎて雙鳳面に入り、光陽海岸に沿ひて西北に走り順天に至る
虎狼山脈 本面西北に連亘す

烽火山 萬聖里の西北に在り、本面の西北境をなす、海拔四六四米あり

天聖山 烽火山の東南に接し、萬聖里萬興部落の東北に聳立し、山上に森燧臺あり

馬來山 德忠里德空部落の北約一軒の處に在り、海拔三八六米あり

虎狼山 本面の北界、三日面の南界を爲す

屯德峙 虎狼山の南一軒に在り、麗水より順天に至る二等道路は此の峠を越えて雙鳳面に入る、海拔一二七米あり

鼓樂山 海拔三三九・七米ありて文水里小美里部落の西北方に聳立す、吉城、石窟あり

九鳳山 三八七・八米ありて新月里の東北方に聳立す、山上に祈雨の處あり

將軍山 三二四米ありて九鳳山の東北に接す

鍾鼓山 麗水の北に控え、海拔二一九・六米にして、山腰に祈雨の處あり

蓮壁川 本面を南に流る

河 川
里 名

舊洞里名又は部落名

戸

數

人

口

櫻石雅后竹蘇莊南枳杏竹齊井樹

洞 (俗稱水莊洞(今才六))
洞 (俗稱姑蘇台洞)
洞 (俗稱貳衙洞)

二二三
一一八八 | 一七三三三
一一八八 | 五五九一〇
一一八八 | 八八一一

二、六六九

一一三
九一六三 | 三一一
九四一六 | 〇八三四〇
九四一六 | 六一九二

東

町

第四章 聚落の大小

五	文	慶	新	鳳	西				
林	水	西	月	山					
里	里	里	里	里	町				
五	小許小	大墓	鳳新 陽	菊鳳 樓	蓮城龜岩秋喬石下上園川石鐘	鐘蓮平石銅内芹			
林	崎文美	崎	里 (俗稱 坊老里)	浦 (俗稱 沙鐘洞)	樓 (六洞 又は 東横 腕洞)	岩 (俗稱 岩水 岩洞)	橋	洞 (俗稱 東梅 洞)	洞 (俗稱 四 洞)
里	里里里	里洞	里	里岡	洞洞洞 洞洞洞	洞洞洞 洞洞洞	洞洞洞 洞洞洞	洞洞洞 洞洞洞	洞洞洞 洞洞洞
	一〇五	七四	一七〇	一七八	四一八				
五九	二二五 七八〇	四三二	一三五 三五五	一三三 三三八	四二五 二七八	一一三 二八九	一一三 二八九	一一三 二八九	一一三 二八九
	五九二	四一九	九八九	九三六	一、九六二				
三七四	一一七 五六一 一七四	二一三 一八七	一七九 九三六	一七四 七三九	二〇一 〇一八 〇一六	一一一 一八八 一八八	一一一 一八八 一八八	一一一 一八八 一八八	一一一 一八八 一八八

全羅南道珍島郡義新面

德	萬	五	美	往
忠	黎	川	坪	十
里	里	里	里	里
瓦德	萬萬萬	毛中	新陽平竹	新文龍
		里里	竹里	星里
	興中平	沙川	のの	林(俗稱星洞)
洞	里里里	里里里	部里里	部里里
八五	一四三	八〇	一一九	四八
二五八七	五四三五	三八八	一一三三九	三九九
四八七	七六二	五二二	六四二	二六二
一三五八九	二二〇七	二四二〇	一一〇八五	二四一八

三三四

道 路 等外道路 面事務所々在地教地里より四條の等外道路を出せり

山 脈 光寮山脈 本面の中央を東西に連亘す

山 岳 天馬峯 教地里の南方に聳立す

德深山 古郡面との境に在り、海拔四〇一米あり

尖寮山 本面の北界に在り、四八五米あり

河 川 雙溪水 枕溪里、昌浦里、西里を経て教地里南方海中に流入す

島 嶼 甲 島 金甲里の南方に在り

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

斜 川 里 下上 里

八八

三五〇八

四九五

一三六三〇五

戸 數 人 口

第四章 聚落の大小

晚	互	茅	草	蓮	青	玉	教	昌	枕								
吉	龍	島	四	珠	龍	笠	地	浦	溪								
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里								
⏟ 島桃桃晚元		⏟ 路新互		⏟ 茅 松群草草草		⏟ 連應加		⏟ 青九九		⏟ 中玉		⏟ 郷教		⏟ 昌加		⏟ 枕永	

明洞木頭吉	上亭龍	島	川浦坪中下上	珠德香	龍溪龍	笠	校地	浦丹	溪山
里里里里里	里里里	里	里里里里里里	里里里	里里里	里里	里里	里里	里里

⏟ 二六		⏟ 九三		⏟ 一五六				⏟ 六四		⏟ 四八		⏟ 一三二		⏟ 一三三		⏟ 五二		⏟ 一〇二	
一八 七五九九六		二二四 七〇六		四一 一一 一三三三三 二〇四八				二三一 三一〇		三一 三五〇		五七 八四		四九 〇三		三一 三九		六三 八四	

三三五

⏟ 七二		⏟ 四七二		⏟ 八〇六				⏟ 三四五		⏟ 二二九		⏟ 六一八		⏟ 六八五		⏟ 二四五		⏟ 五一三	
一四 四二四二七 九七三一		一一二 四〇二八 三一八		二五 四六七四四二 六三九五八五				一一 三五五 一九五		一 五三四 〇一九		二三 九二七		二四 七一四		一 四九六九		三一 五六二	

七	狗	金	松
田	子	甲	亭
里	里	里	里
中	狗	甲	松
下	子	金	竹
屈	田	島	谷
屈	田	甲	亭
里	里	里	里
里	里	里	里
一八六	九四	一三一	
一三八	三五	三五	
一三〇	五六	三九	
	七		
九四二	五一六	六九六	
一七一	三二五	二八九	
九三五	一九一	二九五	
	四三		

全羅南道濟州島新右面

三等道路 北海岸に沿ひ濟州より大靜に至るものにして濟州面より本面に入り、下貴里、錦城里を経て舊右面に入る

三等道路 濟州より西南走して本面に入り、光令里、院を經、猫岳の西を過ぎて舊右面に入る

漢拿山脈 本面の東南に連亘す

漢拿山 本面の東南界に在り、本面、右面、左面、濟州面の四面に跨る、海拔一九五〇米あり

赤岳 漢拿山の西方、老路岳の東方、本面の東南端に聳え、海拔一〇六一米あり

老路岳 老路岳の西南、石岳の北に在り

石岳 本面の東南に聳立し、一〇六九・九米あり

多栗岳 本面の南界に在り

猫岳 漢大岳の西方、猫岳の東に在り、海拔六九三米あり

新屋岳 本面の南部に在り

發伊岳 猫岳の西方、於香里の東南方に聳立す、海拔五二四米あり

鹿古岳 院部落の東南方に聳立す、海拔七六五米あり

發伊岳 發伊岳の東北に在り、八四一米

河川	湖池	渚里	郭支里	錦城里	於道里
三山岳 於道岳 郭支岳 高内峰 破軍峯 鼎字川 鴨動川 屏風川 藻浦川 院洞川 蓮池	蘆古岳の東北方、今德里の東南方に聳立す 本面の西界、於道里の北に在り、一四三・二米 郭支里の東、納邑里の北に在り 上加里の北、高内里の南に在り、海拔一七五・三米 水山峯 水山里北方に聳立す、二二一・五米 下黄里東南方に聳立す、八五米 本面錦城里と舊右面歸德里兩境界に在り 下黄里西方に在り 下黄里中央に在り 本面下黄里と濟州面外都里兩境界に在り 舊巖里東方に在り 下加里の南、上加里の北に在り	漢潭 泥潭	郭支里 沙郭	錦城里 沙錦	於道里 乾者祝龜於
舊洞名又は部落名					
戸	二六九	三三一	一七三	三五八	
數	二五二	二二一	七九五	一六九五	一八一五
人	一、三九二	一、六七九	八一三	一、七二二	
口	一、三一八	一、〇七〇	三、四七六	三、八〇七	四、五〇〇

舊	水	下	上	光	古	令	長	召	下	上	納	於
巖	山	貴	貴	令	城	德	田	吉	加	加	邑	昔
里	里	里	里	洞	里	里	里	里	里	里	里	里
舊	禮大水	蓋可美君	昭禮光上	比有光	古	流今	長	源召	下	源上	細	夫月於
巖	貴山	水文水朗	王貴	田信令	城	水德	田	吉	加	加	邑	面角昔
洞	山洞洞	洞洞洞洞	洞山洞洞	洞洞洞洞	洞	洞洞洞						

	二五七	四九一	一一二	三七一	二〇六	一一七	一八二	二七六
一六〇	一三七〇	一五九六	四三三	三〇〇	一〇六	一五四	一六七	三五〇
	一七五〇	一六七五	六三〇	二四〇	一九六	一四三	一七四	六四七
		二二三	六三〇	一〇一				二〇七
			三七五	〇〇				四七五

	一、一四七	二、四四二	五六三	一、七八一	一、一一二	五九三	八三九	一、三六二
七四三	一七二	五二四	一七五	一四一	六四二	五二〇	八三〇	二〇六
	一三八	七四一	七五三	四八一	六五〇	七三〇	九〇	二七三
	二二五	一七五	一三〇	一五六	五三六	六九三	一、六五三	〇六二
		四七五	八三〇	四一		七五四		二七三

慶尙北道慶州郡陽北面

新	高	新	高	新	高
嶽	内	松	内	浪	内
里	里	中	浪	洞	洞
		嶽	洞	洞	洞
		三五六			
		一一八			
		一一六			
		五八			
		二一三			
		一			
		五七六			
		七九八			
		五三二			
		二四六			
		一〇九三			

道 三等道路 慶州より東走し來り内東面を過ぎて本面に入り、凡谷里、安邑洞、魚日里、八助里等を経て甘浦里に至る

山 蓮臺山 龍堂里東方に聳立す

鳥頭山 竹田里西方に聳立す

兄弟山 甘川里西方に聳立す

吐含山 凡谷里西方に聳立し、一四五米あり

嶽 本面の西界、吐含山の北に在り、海拔三三二米にして三等道路此の地を東西に走る

河 大鍾川 本面の中央を東南に流れ、安洞里、外邑里、魚日里、龍堂里、九吉里を過ぎて海に入る

洞 魚日里 舊洞里名又は部落名

臥邑里 (舊名蓮臺、中) 一〇五

龍洞里 (舊名下川、洪溪、烏岩、柿谷里を包含す) 二一八

權伊里 權里 洞 七一

虎岩里 (舊名寺洞) 六一

安洞里 (舊名築岩、也夫川、洗手場、芝田を包含す) 一九二

戸 數 人

一一八 七〇 六四八 四五四

四〇 四〇 四五 二八〇

四五 四五 五三六 二五六

七一 七一 三五〇 三一〇

六一 六一 四七 四〇

一九二 一九二 一四 四〇

九二 九二 一四 四〇

九二 九二 一四 四〇

慶尙南道蔚山郡東面

五 廿 典 典 虎 魯 八 羅 菴 奉 九 龍 斗 竹 松 甘 凡 錄
 柳 浦 村 洞 洞 洞 助 亭 本 吉 吉 堂 山 田 田 川 谷 項
 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里

朝鮮の聚落 (前篇)

運倉五 安 長法典 典 虎 魯 八 古上 家菴 奉 九 龍院 斗 竹 松 甘 凡 錄

洞沙柳 浦 津洞村 洞 洞 洞 助 羅亭 谷本 吉 吉 潭堂 山 田 田 川 谷 項

里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里 里

一七四 一三三 九三 一八九 一〇九
 三七五六一 二七四九七 五四三 一〇八四 三七五
 三四五五八 二八五〇七 七四九三 八六 一八四 三五四 七五 四七 一九〇 八二 一二六

九二 六九九 五〇〇 九六九 六一七
 一四八二 一三一九 三〇三 四一五 一四二六
 一八七三 一〇八 六一九 五五五 一九一
 六六二 三二二 四六五 五七三 二五九 一〇四三 二二七 二七〇 六九一 五五九 四八三 七一二

三四〇

第四章 聚落の大小

東部	西部	大	尾	田	日	華	山	山	道
部	部	便	浦	下	山	亭	山	山	道
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
金城瓦柿藪	堂玉大	山(大里(西部里(編入さる)	外内	田縁	大	三	大	大	三
坪谷 木	峴峴	幕	下	下	浦	互	互	互	互
里里里里里	洞洞洞	里	里	里	里	里	里	里	里
戸	二八	六〇	二〇	五八	八〇	六六	二九	二八	二八
数	一一二二五一	五	一	二二	六一	六	七三	一一	一一
	三二五八〇	四五	三七	七一	一九	三三	二七	一六	一六
人	六六四	三四〇	一三六	二九七	三三五	三三一	九六二	六六四	六六四
口	一一二	二	一	一一	一一	三	三	一一	一一
	六一四七六	二三八	二二	四五	二二	一三	〇八	二	二
	五二五九三	四二四	一五	二五	三二	七四	一八	二	二

慶尙南道統營郡統營面

花嶺洞	方魚洞	鹽浦洞	朱田河
上下	大地	新新中城艾大	新大上中下
花花	陵	口 田内 場田 頭	田
嶺嶺	里里	里里里里里里	里里里里里里
五五	一五三	二三三	九四
四一三二	一三一八五	一一七五二五 一二〇九六五	一一一〇二二 九五七〇二一
二三九	一、〇七一	一、一五一	四四〇
二〇三四 五	九一六〇 六五	一三二一一二 七〇五五二三 九四七一三三	一〇七二四九九 五五七五八〇

道路

二等道路 固城より南走し來れるものにして曙町を經て章門里に至る

嶺嶺山 本面大和町の北に聳立す

每日峰 貞梁里の東北に聳立す

南望山 (又はナムマンシ) 統營の南端に在り

太平峴 本面の西界に在り、これより等外道路山陽面に入る

明井峙 明井里の西北に在り

東山東岩、北頂台、西山、孤岩山、天岩峯

第四章 聚落の大小

遺	明	新	吉	歌	曙	朝	大	洞
泉	井		野	島		日	和	里
里	里	町	町	町	町	町	町	名
川道泉	明	明西東仙	西仙東	東松仙倉	枕海松	同松下上北新東	東西倉西同	
理	井	井橋橋	忠	忠	忠亭	北松亭	樂亭東東門上部	部蓄 部樂
洞洞洞	洞	洞洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	
二五〇	二三九	二七五	二八一	二八七	五六六	二九七		戸
七〇七八一一	一八二	一一四二二	一七九〇三	一六八二九七三	一一二九六五六六	一一二九一一九六四七一一七二九	九三七九二〇八六一	數
一、二七三	一、一九九	一、三七二	九三一	一、四五四	二、九九〇	一、四五二		人
四五三〇一五九一一二九	九四四二五五六五一一九二七	三四五八四五六七	一二五〇一八三〇五五〇一	六四三三八三二七五	一四五六六五二二九八五〇〇九五二五一一〇八	四一三四六九四五〇五〇一		口

蓄洞里名又は部落名

三四三

長院三章	東	花	務	坪	仁	北	堂	貞
坪坪和門	遠	三	田	林	平	新	洞	梁
里里里里	里	里	里	里	里	里	里	里
運新院三章	飛遠達東	下花三	章馬霧將	魯大鷹	紙太仁	新北	大西東	枕面貞
基和坪和門	羅大浦巖	三浦法	門峙田埕	坪林	陽平	興新	坪堂堂	北梁
洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞	洞洞洞洞
一六六	一二三	一〇三	一〇九	一四五	一六一	一三八	一七九	三九四
七八八	二二四 四一二六	三二四 二四七	一五四 一八〇〇	六四三 六五四	九二四 六〇五	四九七 四七一	三三三 四六九	一一八 九七八
九五六	七〇〇	五二五	五九九	七六六	九三〇	七六二	九一七	一、九八一
四五六〇	一三二 三一〇五 〇四〇六	一一二 六二四 〇五〇	二二二 九七二 五五四五	三二一 四四八 五〇一	五一二 四一六 九一七	二四六 六九六	一七二 二九〇 三二二	九九四 四九四 〇七四

黄海道兗津郡龍泉面

紙島	紙島洞	九一	六二九
倉湖	新倉湖洞	一七八	四九〇
於義里	於義峠洞	二一	一三四
			一、四六一

道 陸 三等道路 本面大槓里と馬項里を経て兗津郡廳に至る

山 巖 高祭峯山脈 本面の西北に連亘す

山 島 開龍山 本面の北部、龍岩里の西南に在り、海拔一九〇米あり

河 川 翰 川 龍山外里の東南に流る

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

大井里	孫梁里	龍岩里
孫梁里	龍岩里	龍岩里
孫梁里	龍岩里	龍岩里
孫梁里	龍岩里	龍岩里

孫梁里 龍岩里 龍岩里
 龍岩里 龍岩里 龍岩里
 龍岩里 龍岩里 龍岩里
 龍岩里 龍岩里 龍岩里

龍岩里 龍岩里 龍岩里
 龍岩里 龍岩里 龍岩里
 龍岩里 龍岩里 龍岩里
 龍岩里 龍岩里 龍岩里

戸 數 人 口

一〇五	二四	七九
三一五	一五八	三三
四二九	八四三	一一一
六八五	六五五	三八七
四九七	一九一	一五
九三九	〇一	一一
九	三〇	七

七九	二四	七九
三三	一五八	三三
一一一	八四三	一一一
三八七	六五五	三八七
一五	一九一	一五
一一	〇一	一一
七	三〇	七

第四章 聚落の大小

蒲	蒲	麻	猪	龍
山	山	給	作	門
外	内	里	里	里
里	里	里	里	里

綿龍瓮小大	斗嶺高下大小壘大後隠護	目麻九閑天	後諸互鶴	隱羅江間竹世龍瓮
武	鷲	下給石雲碧	谷作里	義橋 筋菓匠
谷山店翰翰	項竹 番番田 谷山	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞
洞洞洞洞洞	項 峯	と松は麻 稱三普給 寸里通里	と松は猪 稱三普作 寸里通里	と松は龍 稱二普門 寸里通里

七二	一四八	一三〇	九四	一五二
三 一 二	一 一 四 三	七 四	二 五	二 一 四 一 三
一〇六五〇	三二六二二九三八九六八	一五三五六	三四八九	四七四六六五二八

三五七	七四〇	六四九	四八〇	七一四
一	二 一	三 二	一 二	一 二 一
六三七九	二 六 四 七 五 四 七 四	七 一 三 二	一 二 九 四	二 三 六 二 二 七 六 二
二〇〇二三	九七九七〇三四四一六〇	三 一 二 七 六	三 六 四 七	二 五 〇 三 〇 四 〇 〇

威鏡南道威興郡西湖面

鐵	院	馬	大
嶺	山	項	機
里	里	里	里
<p>大 新鞍院古下上高 馬上下福柿間浦分新上下 小坪塘定青大</p>			
<p>松松 楸楸 嶺山郎長長祭 項 還木 土基 基 基龍機 潭潭 村村</p>			
<p>洞 洞洞洞洞村村洞 洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞 洞村村洞洞洞</p>			
<p>一三一 一二五 一四</p>			
<p>一一 八 一 三 一 三 一 四 〇 五九〇四八七九 五五四七六七三九六三〇 三六五六五九</p>			
<p>六五六 七一八 五四七</p>			
<p>五二 四 一 一 一 一 一 二 四 二四〇六四三三四 三一〇三三三七四三六四 一六二二七二二三 三四七〇三四五 八〇三三九四五一七五三 〇八三九二五</p>			

鐵道 威鏡線 威興より東南に走りて本面に入り、西湖津、豊西里、興慶里、雲洞里、麻田里、大厚里三街、小嶺、田腰、西中里、伐桂、上松里、元上里、呂湖里馬口味を過ぎ、北向して退潮面に入る

道路 二等道路 西湖津より西北走して威興に至る

三等道路 退潮より西南に向ひ朱仁非嶺を越えて本面に入り、新興里の南よりは鐵道線路に沿ひて雲田面に入る

山 山

赴戰嶺山脈支系 本面の北を東西に連互す

三徳峰 西中里伐桂の北二軒餘の本面北界に在り、海拔三八五米あり

朱仁非嶺 獨洞村の北約一・五軒に在り、退潮面との境にして二四一米あり

牛日嶺 新上里より退潮面雲器洞に通ずる聯絡は此の嶺を過ぎて東走す、海拔二四八米ありて面界なり

天柱峰 牛日嶺の西北一・五軒に在り、本面、退潮面及び南州東面の三面に跨りて聳立す

德嶺 僧房村の北一・七軒に在り、南州東面との間に小路を通じ、海拔三七五米あり

陵嶺 純陵の北一軒餘の處に在り、陵前里より西北に走る聯絡は此の嶺を過ぎて南州東面雲谷里に至る、海拔三

一二米あり

大嶺 陵西里上炭洞より西走して雲田面徳里に至れる聯絡は此の嶺を過ぐ

馬登嶺 下炭洞の西一・五軒に在り、聯絡を以て雲田面厚農里に通ず

小嶺 大厚里三街の東一・三軒、成鏡沿線に在り、西に保留金嶺あり

鳳凰峯 興上里の東に在り

草峰 鶴島里西南海岸に在り

龜景台 鶴島里の東南に在り

鷗峰 中興里の東南海岸に在り、海拔五六米あり

塞時 雲洞里の東南海岸にあり、海拔三二米あり

純陵 陵前里の西北一・二軒に在り

烽火臺址 西湖津の東南方海岸に在り

燈臺 西湖津燈臺 鶴島里南方の海岸に在り

洞 里 名

舊洞里名又は部落名

戸 数

人

西 湖 里

西限里街村
湖南里山塾洞村

三一七 } 三〇五

一、四三二 } 一、三六〇
七二〇

第四章
聚落の大小

新上里	新慶里	新前里	新成里	新西里	麻田里	西興里	雲洞里	中興里	興上里	興慶里	豊西里	鶴島里
僧堂雙 房村	臥牛 城村	陰陽 地地 壇村	梨峙 下村	興慶 德西 里里 下上 炭炭 洞洞	峙樹内 門村	康堡 山村	孤堡塞 哥 松峙 峙 皿 村	木九 富 津村	九洞 富 津村	水中 内 街村	新原 基 村	湖鶴 上島 里里 傘洋 棠 村
八〇	二八	二二	六五	二八	三六	三五	一七	一七	一八	七〇		
五 七 六 七	三 七	一 一 〇 八	二 〇	二 四 〇 五	一 九 一 二 六	二 七 九	二 一 二 五 三 四	四 八	一 六	一 六	一 七	六 六 四
五 五 〇	一 九 九	一 三 六	三 六 九	一 七 〇	一 九 四	二 二 六	一 〇 八	九 二	一 一 四	三 七 〇		
三 一 五 八 〇 八	二 二 四	一 一 六 三 六	一 一 二 〇 六	二 九 七 三 六	六 八 二 三 七	一 三 五 八 六	一 一 二 三 三 三 三 三 三 三	二 三 三	一 〇 四 四	八 六 六	一 一 四 〇	三 二 六 四 六

咸鏡北道鏡城郡漁郎面

里	東島里	西島里	大厚里	豊陽里	新興里	新中里	西中里	上松里	吉興里	元上里	呂湖里																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="0"> <tr> <td>洞</td> <td>田</td> <td>洞</td> <td>新</td> <td>西</td> <td>成</td> <td>陽</td> <td>獨</td> <td>桑</td> <td>津</td> <td>池</td> <td>西</td> <td>東</td> <td>西</td> <td>中</td> <td>上</td> <td>松</td> <td>德</td> <td>東</td> <td>呂</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>島</td> <td>成</td> <td>街</td> <td>陽</td> <td>染</td> <td>獨</td> </tr> <tr> <td>洞</td> </tr> <tr> <td>內</td> </tr> <tr> <td>村</td> </tr> </table>	洞	田	洞	新	西	成	陽	獨	桑	津	池	西	東	西	中	上	松	德	東	呂	中	島	成	街	陽	染	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	<table border="0"> <tr> <td>二</td> <td>五</td> <td>一</td> <td>三</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>一</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>一</td> <td>二</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>八</td> <td>六</td> <td>七</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>八</td> <td>六</td> <td>七</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>八</td> <td>六</td> <td>七</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>八</td> <td>六</td> <td>七</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>二</td> <td>三</td> <td>一</td> </tr> </table>	二	五	一	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	<table border="0"> <tr> <td>八</td> <td>三</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>一</td> </tr> </table>	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
洞	田	洞	新	西	成	陽	獨	桑	津	池	西	東	西	中	上	松	德	東	呂																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
中	島	成	街	陽	染	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
二	五	一	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	八	六	七	三	二	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

鐵道 咸鏡線 明川郡東面より本面に入り、龍岡洞、龍川洞、鳳河洞、河陽洞、龍坪洞、湖陽洞を經、海岸に沿ひて北向し朱北面に入る

道路 一等道路 鐵道線路に沿ひ北上し來りて本面に入り、龍岡洞、長淵洞を過ぎて朱南面朱村後場に向ふ

梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞
梨岩洞	五常洞	武溪洞	河南洞	龍川洞

三等道路 鳳阿洞より海岸に向ひて東走し漁大津港に至る
 白頭山脈 本面の東に連亘す
 編濟山 漁大津港の南に控え海拔二〇八米あり
 無載峰 梨岩洞の北に聳立し日本海に臨み海拔三六〇米あり
 江陵山 五常洞の西南に聳立し明川郡東面との境をなし七〇八米あり
 朴達嶽 花龍洞の南方に聳立し明川郡東面との界にして三七〇米あり
 漁郎川 壇城郡朱乙温面に源を發し東南に向ひて流れ、本面に入りて橋郷洞、花龍洞、二條洞、龍阿洞、龍川洞、
 長源湖 大部分本面に屬し西北部の一部は朱南面に屬す、周囲二六、四〇〇米、面積七四八・一町歩あり
 武溪湖 芝坊洞の東に在り、周囲七、三〇〇米、面積一六四・八町歩あり

舊洞里名又は部落名

戸数 人口

長	鳳	龍	河	湖	松	松	芝
淵	岡	坪	隅	場	新	興	坊
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞
上上仲下	弓松傑常九	上仲龍	河古茨匡	川防河	楸洞昌漁	池大上復塞水	新安上
	齒 德				西 興		
仲	匠坪 基里里 馬又岐 岐は陽 叩洞	坪坪湖	塙棧魚隅	連湖陽	九大	松洞 中 (俗稱也)	芝
淵淵淵淵	谷洞	洞洞洞	洞里浦洞	洞洞洞	津津味津	味洞洞 浦洞	德郊場
九	一 二八	一 二二	一 〇二	一 〇八	二 〇〇	一 〇三	一 三四
一 一三 〇九八〇	二四二一 二九二八七	二二六 七九五	七 一 〇九六七	二五二 三六九	七 一 四四二〇	二二二一一 八〇〇三九〇	三九 三九二
五 八一	七 九四	八 一〇	九 二九	七 三三	一、 二、 四、 七	七 四八	八 七九
一一 五九一八 二〇五三	一一一一 一九七八三 一一五七〇	一一四 九九二 一六三	四 三 九五三 〇四二三	一三二 七四一 三二八	五 六 二五六〇 三四五五	一一一一 四四六七三七 五二五九九八	二五 二五九 五九五

橋	花	宮	龍	二	龍
炮	龍	山	陽	嶋	岡
洞	洞	洞	洞	洞	洞
下梨水獨橋石水		安水水德登突		水原内芸山淺深三	
龍龍龍興南		上下		將水 始大草	
春 巨 邊		於水		灣灣	
梨滿 長 磯	德南北里凌峯		南德谷直洞浦浦峯		水草陽 嶋嶋 相 末
龍山 花臺 龍山		仲山 富		水水	
浦谷南浦德谷北	洞 洞 洞	洞 洞	洞 洞	南北峙浦洞 洞洞	谷北 村洞坪
一〇八		六七		一三九	
一〇六		五八		七七	
一四	二	二	二	一四	一六
二九〇八六四九	五四九四七八	五一五二〇一七八	二二二一一三	七一	三四
一	一	一	一	一	一
八	四三〇	九二九	六四〇	三〇六	四七一
二	一	一	一	二	三
四六七五四二九	二一五六一六	二四九四三三五九	三五〇六八	八二	七五
八一五九三六九	六三〇三八〇	三三七七八七〇四	五〇三七五	四二	五六
					三五四
					七九五

咸鏡北道慶興郡雄基面

道 路 一 等 道 路 鏡 城 以 北 向 西 來 り て 本 面 に 入 り、 寬 谷 洞、 雄 基 洞、 白 鶴 洞 を 經、 雄 基 嶺 を 超 え て 慶 興 面 に 入 る

三 等 道 路 雄 基 洞 以 北 向 西 來 り て 本 面 に 入 り、 寬 谷 洞、 雄 基 洞、 白 鶴 洞 を 經、 雄 基 嶺 を 超 え て 慶 興 面 に 入 る

白 頭 山 脈 本 面 の 北 部 を 東 西 に 連 亘 す

松 真 山 白 鶴 洞 の 北 に 聳 立 す

劉 玄 德 白 鶴 洞 の 東 北 に 聳 立 す

獨 谷 嶺 雄 基 洞、 白 鶴 洞、 雄 尚 洞 境 界 の 中 央 に 在 り

白 鶴 山 白 鶴 洞 の 北 に 在 り

華 盛 山 雄 尚 洞 の 東 北 に 在 り

圓 峯 雄 尚 洞 の 南 に 在 り

倉 德 雄 基 洞 の 南 に 在 り

下 蘇 峯 龍 水 洞 の 西 南 に 在 り

西 下 蘇 峯 雄 基 洞 の 西 南 に 在 り

廣 臺 德 (廣 大 德) 寬 谷 洞 (江 陵 洞) の 西 に 在 り

馬 堂 嶺 寬 谷 洞 の 北 に 在 り

雄 基 嶺 白 鶴 洞 の 東 北 方、 慶 興 面 と の 面 界 に 在 り

越 浦 洞 川 本 面 雄 尚 洞 の 中 央 を 流 れ 雄 基 灣 に 入 る

雄 尚 川 同 上

雄 基 川 白 鶴 洞 以 北 出 源 し 雄 基 洞 を 經 て 雄 基 灣 に 入 る

寬 谷 洞 川 寬 谷 洞 中 央 を 流 れ 龍 水 湖 に 入 る

龍 水 湖 雄 基 洞 の 西、 龍 水 洞 の 北 に 在 り て 雄 基 灣 に 續 く

湖 池

洞 里 名

戶

數

人

口

雄 尚 洞

鐵 浦 洞 (俗 稱 鐵 浦 洞)
越 浦 洞 (俗 稱 越 浦 洞)
大 雄 津 (俗 稱 大 雄 津)
萬 隆 端

九 三
一 二 四
三 六 三 七 四

六 八 一
一 三 二 六 四
七 七 一 七 〇 五

山間

黃海道谷山郡西村面

靛龍	寬	松	雄	白
苞水	谷	坪	基	鶴
洞	洞	洞	洞	洞
靛龍	南 北	江 龍	白 沙	下 上
苞水	館 館	拓 陵	坪 (俗稱오서불이)	基 洞 (俗稱동대)
洞	洞	洞	洞	洞
	四 四	七 五	二 八 五	六 五
四 〇	四 三	一 五	一 六	一 一
		二 六 〇	一 六 九 〇	四 七 二
三 六 一	三 一 七	三 九 三 六	二 四 七 〇	一 一 八 八 五

道 驛 等外道路 助仁里を經て桃李浦に至る
 山 嶺 大角山脉 本面東北に連なり
 河 川 桃李浦川 本面南方を流る
 洞 里 名 舊洞里名又は部落名

助	仁	里
葛上塘九龍場	靛龍	苞水
洞	洞	洞
一 七 七	戶	
二 一 〇	教	
八 二 二	人	
二 〇 三	口	

平安南道孟山郡東面

錦 城 里	貨 泉 里	桃 李 浦 里
比花堡美錦白笛	綾談杜樓古	桂車興金樂新
岩潭 城沙	銀 霧 申	花井泉谷水堡
洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞
一一三	九五	一七〇
三〇 三二 二三 〇八	六四 三一	二六 三〇 二一
六〇八	五七三	八一六
一五九 一九九 一二四 七九	三五三 二二〇	一一四 二八八 九六二

道 路 等外道路 大興里を経て芳坪里に至る

山 脈 白頭山脈 本面の北を東西に連ぎす

山 岳 朴竹山 (朴竹嶺) 本面蘆田里の東に聳立す

雲 峰 本面の南端に聳立し、本面、吳江面及び咸南水興郡橫川面の三面に跨り、海拔一、一三五米あり

巨山峴 芳坪里の東、咸南水興郡との境界に在り、等外道路を以て横川面新興里に通ず

伏虎徳山 坪地里の南に聳立し、八二七米あり

車 險 峴 雲峰の西方、本面の南界に在り、長湍洞より南走せる等外道路は此の峴を過ぎて吳江面内洞に通ず

河 川 東面江 本面中央に源を發し、松水里、蘆田里、大興里、道遙里を過ぎて智徳面に入る

湖 池 蓮 池 本面の蘆田里前邊に在り

第四章 聚落の大小

芳	松	新	蘆	大	坪	追	洞						
坪	水	中	田	興	地	邊	里						
里	里	里	里	里	里	里	名						
民長君城長梨		上松他松		魚自康吉		自上丁		八尾栢東		鶴瑞重坪		香食於追洞赤道	
鶴水勢芳		水 距		頭個		作		作		落 水地		岩岩懸邊所屯邊	
峯坪浦浦洞洞		浦德里田		伊谷村峴		洞谷浦		村洞谷倉		里谷口洞		谷食谷項修地洞	
二二九		七一		一〇七		九四		一三五		八九		六三	
三三三三 二九四九〇五		一四 六六七二		三二二二 七〇五五		一四四 〇〇二二		八四 八〇七〇		二二二二 四二二〇		一一一 四三九四三	
八一六		五二五		六三四		六三〇		九九九		五七〇		三八六	
一一二二 二二七〇七 六七八〇三二		一一二 五二五九 二三八二		一一一一 四八四五 五九五五		一一二 七七八 五五〇		四三 七九五 二九九九		一一一一 八三四二 〇〇〇〇		一一一 一八五二 八七五五	
												戸	
												数	
												人	
												口	

舊洞里名又は部落名

平安南道寧遠郡小白面

道 路

等外道路 直線は東香里より臥龍里、士養里、甘德里、新德里を經、寒奉嶺を越えて咸南長津郡に入る

第一支線 東香里より直里を經て平北熙川郡界に至る

第二支線 臥龍里より鯨水里を經て鯨水里嶺、馬登嶺を驗え、咸南長津郡界に至る

第三支線 上南里を經て平北江界郡界に至る

山 脈

狼林山脈 本面の北部に東西に連亘す

檀阜山 新德里正東に聳立す

香羅峯 士養里、臥龍里間に聳立す

大徳山 士養里、鯨水里間に聳立し、一、五八八米あり

吉重山 甘德里の東北に聳立す

岡峯山 新德里の東南に聳立す

老狼峯 鯨水里の東南に聳立す

臥龍山 臥龍里、鯨水里間に聳立す

竹 峯 直里の西南に聳立す

玉峯山 鯨水里の正東に聳立す

小白山 本面、咸南長津郡舊邑面、平北江界郡龍林面の三面に跨つて聳立す、二、一八四米あり

寒奉嶺 小白山の東方、長津郡舊邑面との界に在り、等外道路を通ず、一、三六二米あり

廣城嶺 上南里の西方、平北江界郡龍林面との界に在り、七二六米あり

柴柴峰 臥龍里の北に聳立し、一、四一九米あり

成池山 臥龍里の南、直里の東に聳え、一、三三九米あり

雄魚水山 本面、江界郡龍林面及び熙川郡新豊面との界に在り、二、〇一九米あり

黒洞嶺 一、五〇二米にして、本面の西界に在り

第四章 聚落の大小

河川	洞	東	直	隊
里	香	香	里	里
名	名	名	名	名
<p>北洞嶺 本面の東北、威南長津郡との界に在り、一、七〇九米にして等外道路を通ず</p> <p>東白山 本面、威南長津郡舊邑面、及び新南面の三面に跨つて聳立し、海拔二、〇九六米あり</p> <p>馬笠嶺 三笠坪の東方、面界に在り、等外道路東西に走る</p> <p>黄峰 本面の南界に在り、東北麓に大東洞部落あり</p> <p>鯨水江 本面の正東を流る</p> <p>香楡川 本面の東南を流る</p> <p>臥龍江 本面の中央を流る</p>	<p>長香 洞(俗稱分母)坪</p> <p>小香 洞(俗稱分母)坪</p> <p>白香 洞(俗稱分母)坪</p> <p>栢香 洞(俗稱分母)坪</p> <p>水香 洞(俗稱分母)坪</p> <p>東香 洞(俗稱分母)坪</p> <p>獨香 洞(俗稱分母)坪</p>	<p>直初 洞(俗稱分母)坪</p> <p>直中 洞(俗稱分母)坪</p> <p>直漢 洞(俗稱分母)坪</p> <p>直上 洞(俗稱分母)坪</p>	<p>西唐 洞(俗稱分母)坪</p> <p>水唐 洞(俗稱分母)坪</p> <p>新項 洞(俗稱分母)坪</p> <p>隊興 洞(俗稱分母)坪</p> <p>隊德 洞(俗稱分母)坪</p> <p>隊龍 洞(俗稱分母)坪</p>	
<p>舊洞里名又は部落名</p>	<p>自</p> <p>香</p> <p>香</p> <p>山</p> <p>洞(俗稱分母)</p> <p>子</p> <p>唐</p> <p>唐</p>	<p>初</p> <p>中</p> <p>漢</p> <p>上</p>	<p>唐</p> <p>唐</p> <p>唐</p> <p>唐</p> <p>唐</p> <p>唐</p>	
戸	六八	七六	一一七	
數	一八五三七五七八一六	三九九五三	二三八五七二六四七	
人	五〇五	四六四	七〇六	
口	四一三三三三八四	三五八八七七八一	四五〇〇六四七六	

平安北道寧邊郡百嶺面

山 嶽 妙香山脈 本面の北部に連亘す
 山 岳 加馬峯 寶月洞の東北、本面の東北界に聳立し、三〇五米あり

新 德 里	上 南 里	甘 德 里	士 焚 里	諒 水 里
青印箕大小東 石桂隱新新德 浦洞洞德洞德 八四	上蒜小内 南寧龍南 洞浦里洞 五六	甘武陵 德洞(俗稱말이) 里洞洞 五六	士大小 南南焚 洞洞坪 五一	諒生三柯中直北大小新細生 德堡樓 德洞(俗稱말이) 里坪洞 庄洞洞谷谷里 이고洞稱は諒 洞又諒舊水 里總里洞 東東豐 浦德 一六九
三六一 四一五 二二五 三六四	二〇四 一四八 一〇四 二一四	一三八 一八八 一〇三 一三八	三一〇 〇三八 二〇〇 〇四三	二〇〇 四九六 三三六 六〇二 二九八 一六一 一五九 一三六 一〇二
四七一	三八六	三三九	三四七	九五二
一九二 二八二 二二三 三四二 二六六 〇三〇	二九六 〇八〇 一〇八 〇八〇	一〇三 〇三三 一〇三 一〇三	九八六 七七三	〇四九 二八二 二二二 三九一 一六一 一五九 一三三 一四三 一五一

第四章 聚落の大小

洞名	戸数	人口
龍水磨洞	九二	五四〇
鐵牛峴洞	一〇一	三二〇
寶塔洞	一〇一	二九〇
灰栗洞	一〇一	二二〇
吉山洞	一〇一	一五〇
山峯洞	一〇一	一三〇
長豊洞	一〇一	一〇〇
大南洞	一〇一	一〇〇
佛安洞	一〇一	一〇〇

隱 峯 寶月洞の北方に聳立す
 兄弟峯 項林洞の北に在り、本面の北界をなし一、二二九米あり
 牛 峴 牛峴洞の東方、平南徳川郡大極面との界に在り、等外道路東北に走る
 卓 峴 徳川郡豊徳面との界にして、吉洞の東に在り、等外道路を通ず
 於 業 嶺 海拔六二五米にして北新峴面との界に在り、等外道路を通ず
 妙 香 山 本面の北界に在り、一、三六五米あり
 虎 狒 嶺 妙香山の東方、北新峴面との界に在り、一、〇五一米
 百 嶺 川 加馬峰の西麓に發し、本面の中央を西に流れ、牛峴洞、寶月洞、造山洞、大豊洞、上草洞、龍瀧洞を過ぎ
 て龍山面に入る

龍	中	上	下
淵	草	草	龍
洞	洞	洞	洞
灰日	栗墨	項杜	新炭
峴仰	沙	林門	德逆
洞洞	洞洞	洞洞	洞洞
一一九	一三五	一四五	九一
七四〇	四五〇	三〇五	二七一
六八五	七八三	八三五	五四一
四二七	二三五	一六八	一四〇
一七五	五八〇	五〇〇	四〇一

平安北道朔州郡兩山面

遼 路 二等道路 外南面水龍洞より本面に入り、奮風洞、德上洞、院豐洞を過ぎ、佳峴嶺を越えて昌城郡に入る

三等道路 德上洞より東南に走り、龍山洞、書興洞を經、草頭嶺を過ぎて昌城郡に入る

山 岳 頭龍山、飛嶺山、甄舞峯 龍山洞の北方に聳立す

富貴山 料大洞の東方に在り

文龜山、月明山 龍昌洞の西方に在り

昌々山 龍昌洞の東方に在り、海拔八〇五米あり

舞章山 德上洞の西方に在り

大幕嶺、小幕嶺 庄下洞の北方に在り

草頭嶺 書興洞の東方に在り、院豐洞より青山場市に至る三等道路あり

浴洞嶺 書興洞の北方、甄舞峰の南に在り、七〇六米

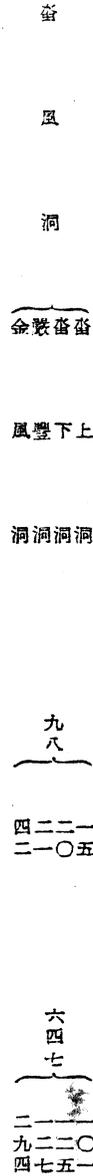
佳峴嶺 院豐洞の東方、昌城郡界に在り、二等道路東西に走り、海拔六一九米あり

第四章 聚落の大小

書	龍	金	龍	庄	庄	料	院	德	洞
興	昌	豊	山	上	下	大	豊	上	里
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	名
風書草	龍龍昌	金直	左松龍頭	庄	佐庄	榮料大	寝宮學院右新佳	驛元新	舊洞里名又は部落名
化興左	頭岩★	上豊	谷風淵龍	上	下興	木	上興園里金豊観	只上德	
洞洞洞	洞洞洞	洞洞	洞洞洞洞	洞	洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞	洞洞洞	
八二	七八	五二	八八	七九	二一八	三一	二四	戸	
四一一 八九五	四一一 六三九	三二 二〇	一二二二 九〇二七	六一 二七	五一五 一二五	一一二一 五五三四	一四 四三七	二三五 九三二	教
四八五	四四九	三一六	五〇七	四三〇	七三三	八五三	六七三	人	
二一九 二〇〇	二七一 〇五四	一一九 二六〇	一一二二三 四〇二九	三七九	三一 二〇八二	三〇七 一六二〇	一一三 七九〇 四八〇	口	

三六三

平安北道楚山郡東面



道 路 二 等 道 路 楚山より雲山及び元山に至るものにして、本面に於ては、龜龍洞、陽徳洞を過ぎ多樂嶺を越えて南面に出

山 岳 三 等 道 路 多 樂 嶺 更 東 に 走 り 化 豊 洞 を 過 ぎ て 古 場 に 至 る
角 高 峰 陽 徳 洞 の 南 に 聳 立 し、 海 拔 九 二 一 米 有 り て 南 面 と の 界 を な す
天 頭 標 峰 花 薪 洞 の 南 に 聳 立 す
鳳 凰 山 化 豊 洞 の 北 に 聳 立 す
龍 臺 峯 化 豊 洞 の 南 に 聳 立 す
五 鳳 山 化 豊 洞 の 西 南 に 聳 立 す
五 峰 山 建 陽 洞 の 東 南 に 聳 立 す
七 星 峯 花 薪 洞 の 東 北 に 聳 立 す
鶴 來 峰 花 薪 洞 の 東 南 に 在 り
鷲 岩 峯 花 薪 洞 の 西 北 に 在 り
祭 峰 新 楊 松 洞 の 東 北 に 在 り
高 山 德 峰 龜 龍 洞 の 東、 新 楊 松 洞 の 南 に 在 り、 海 拔 八 七 二 米 有 り
多 樂 嶺 化 豊 洞 の 西 方、 南 面 と の 界 に 在 り、 二 等 道 路 を 通 じ 交 通 の 要 衝 を 扼 し、 海 拔 八 五 九 米 有 り
鶴 來 峯 新 楊 松 洞 の 西 北 に 聳 立 す
七 星 江 本 面 西 南 に 流 る
新 坪 江 本 面 東 北 に 流 る

河 川

新坪江 本面東北に流る

楡面江 本面西南に流る

洞 里 名 又 は 郡 落 名

戸 数

人 口

花	化	陽	龜
新	壘	德	龍
洞	里	洞	洞
新三花山江鷲 古 街谷路庄岩 介 洞洞洞洞洞	四三五倉龍皮白會 源 壁 洞 洞 寺梗花坪 木 英 洞(俗稱) 洞(俗稱) 心 母 洞洞洞洞洞(洞)洞	標花陰山陽江駕大 村 田澤暮道庄馬 洞 洞洞洞洞洞洞洞(洞)	場青原栗黃陰龜冷 石洞(俗稱) 井 龍士木哥地 洞洞洞洞洞洞洞(洞)
一七五	一四九	一一〇	一五四
二一三二四三 八八五八三三	三一 二一一三 七八八七五一一二	一 一一二一一 二三四四三三七三四	五二二一一一 三二二二一〇三一
一〇七〇	九四九	五九二	八二五
一一一 五〇五六八九 一八九七八七	二一一 一 三五一四六八六九 九六二五四〇〇三	一 五一八七三七八七 〇六六八一五〇六	二一一 五一一一七六六六七 一九三七九〇六〇

第四章 聚落の大小

三六五

平安北道慈城郡慈城面

道 路 二 等 道 路 自 作 嶺 より 邑 内 洞 に 至 り こ の 地 に 於 て 分 岐 し 一 は 花 田 洞 へ、 一 は 常 坪 洞 に 至 る
 山 脈 紅 桃 山 脈 本 面 西 南 に 連 貫 す
 荷 山 嶺 山 脈 本 面 東 北 に 連 貫 す

第四章 聚落の大小

北	南
洞 (俗稱北里)	洞 (南洞俗稱南里)
舞公赤成世嶺	雲嶺白栢洞蛇嶺赤茂全倉集總
仙貴堂浦良文嶺	洞沙岩子陽野浦藥坪倉田
洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞
二二七	二六四
四一三三二二	二二三三三三三三三三三三三三
七九一三五三九	一八一〇一七七九三〇九八三
七二九	一、〇三二
二三六九三九八	一四二二〇一三四九七六九
九八四二〇〇六	二八〇四一八七三六四一

河 川 千 北 川 本 面 の 西 部 を 南 より 北 に 流 れ 赤 木 洞、 栢 子 洞、 秋 派 洞 を 過 ぎ て 城 干 面 に 入 る
 道 摩 峰 本 面 の 南 端 に 在 り、 本 面、 龍 林 面 及 び 城 干 面 の 三 面 に 跨 る
 龍 木 山 人 在 白 山 の 西 南 方、 龍 林 面 と の 界 に 在 り、 一、 八 一 六 九 米
 人 在 白 山 本 面 の 東 南、 龍 林 面 と の 界 に 在 り
 洞 界 名 又 は 郡 落 名
 戸 數
 人 口

朝鮮の聚落 (前篇)

山

文筆峰 本面東方に聳立す

紅桃兒標山 本面の南、三豊面との界に聳立す、一、〇八九米

自作嶺 紅桃兒標山の西方面界に在り、海拔七一〇米にして慈城より義州に至る二等道路南走す

鶴城山 本面の東北界に在り、一、二七六米

慈城江 本面の中央部を貫通して西北に流る

河川

里名又は部落名

戸

数

人

色

内

洞

新城城舊新水

門 下上 豊碓
外

洞洞洞洞洞洞

一八六

一三四二三三
〇〇三七七九

九七五

一一二
五五〇五九九
七九五八九七

花

田

洞

杏浩瓮棒花

禮 場 城 田 坪
洞 洞 外

坪口洞洞洞洞

一四七

一一三四三
三一八八七

七六三

二二二
七五〇三九
一〇七六九

浩

證

洞

看直古大馬嶺乾三南大小竹舊蘆

岩 店 田 場 城 田 坪
洞 洞 洞 洞 外

峯洞村洞洞洞洞里洞岩岩口洞洞

二四二

一一三一一二二
九四六〇七六六一〇七三七七

一、二四九

二 一 一
四六三九八一八一九一九六七六
八四一一九七〇九六〇六九四五

平安北道厚昌郡東興面

常坪洞

龍回黃朴

歸湯錢足仁

樓洞樓洞樓洞

一〇四

一一二二一
二二九三二

六三八

一一一
一八七八八
二〇五七四

道 路 二等道路 羅竹里を経て古邑里蓮坪洞に至る

山 嶺 原州嶺山脈 本面を南西に連亘す

山 岳 衝天嶺 古邑里麻田洞の西南に聳立す

八 峰 倉坪洞の東北に聳立す

河 川 鴨綠江 本面北界を曲流西下す

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

古邑里

朴江釜西織 鐵西織 門德 城門 坪城 坪城 田田 田田 蓮倉 松麻 麻松

一七八

一一一 二二一 三三二 四四三 五五四 六六五 七七八 八八八 九九九 〇〇〇

九五〇

一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六 七七八 八八八 九九九 〇〇〇

雙南里

下文中輝新洞 里里池項上倉口 洞洞洞洞洞洞

一〇八

一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六 七七八 八八八 九九九 〇〇〇

五五四

一一一 二二二 三三三 四四四 五五五 六六六 七七八 八八八 九九九 〇〇〇

第四章 聚落の大小

三六九

羅竹里

竹竹竹大明小大坪

下中上堂羅坪羅標

洞洞洞洞洞洞洞洞

一一一

六二二四四二二
一一一八八七〇七

一、二七九

三二五二八
三二六一八
三〇三二六
一〇七九八
九一〇七九
五〇三二六

江原道麟蹄郡麟蹄面

道 路 二等道路 京城より東走し來れるものにして南里、東里、上道里、合江里、消日坪、友唱里を経て泥坪里に至る

山 脈 雪岳山脈 本面の東に連亘す

山 岳 成朔山 北里西方に聳立す

草堂峰 草堂坪東方に聳立す

起龍山 上道里北方

福注峰 草堂坪西方

苾 峰 上道里東方

加里峰 内加里山北方に在り、一、五一九米あり

占豊山 貴屯里龍水洞の東方

點風山 本面、麒麟面及び襄陽郡西面の三面に跨つて聳立す

寒溪嶽 本面の東北界に在り、九三五米

寒石山 徳積里の南に聳立し、一、一一九米あり

昭陽江 下歇洞里、黒石里、長水堡、合江里、上東里、南北里を過ぎて南面に入る

麟北川 本面の中央を南に流れ、合江里に於て昭陽江に注ぐ

河 川

第四章 聚落の大小

古	合	北	南	東	上	洞
沙	江				道	里
洞	里	里	里	里	里	名
李心中皮房盧蔘登	筈柴消合	知仍院遠旺北	斗禮寺琴乾沙南	寺東	左上	舊洞里名又は部落名
木崩院也 空田	田日江	面光 伊	陸 發又口		岡道	
谷登堡市谷崎崎洞	浦坪坪里	谷登谷谷登里	霧里登里尾尾里	登里	德里	
六六	一〇四	七九	一二二	五六	九二	戸
三四五八一四〇九	二一七 〇一〇三	六 二三五二一〇	一七 四〇五五三三一	五 一五	八 三九	數
三一八	五九二	三八九	五六七	二五一	三三八	人
二二四三三四二五六 二一五六三三九六	一四 二六〇 〇七〇五	二八 一二二 九四五六四九	三 二五二二一七六 〇〇五五五〇二	二 四七	三 一 二六	口

加	泥	車	長	德	德
兒	坪	坪	承	積	山
里	里	里	坪	洞	里

半新笠大蘆小松草	友泥	樓栗車	新蘆中舊陰瓦	上陽間高門	龍寺仍邇上陽下陰漢
----------	----	-----	--------	-------	-----------

場村田墟田墟亭堂	唱坪	屯坪坪	坪田臥墟地伊	間地	木富	花地	地湯
----------	----	-----	--------	----	----	----	----

里里洞谷坪谷里坪	里里	地里里	里坪谷谷坪村	村村村堡谷	堡谷谷洞村村村洞
----------	----	-----	--------	-------	----------

一 五 一	二 三	五 六	二 七	五 六	一 二 三
〇七五五六三七四	三〇	一四 五一〇	二六五四六四	一四二三六	四一一三〇五八〇〇

八 〇 四	一 三 三	二 四 四	一 五 五	二 九 九	六 四 三
五三二二二一三一 三六五九九七八九	一一 八五	一 三五六 〇〇四	一三二二三二 三二八四五四	三七七七三 七八三五六	二二〇〇五 五六六九〇五〇〇一

第四章 聚落の大小

院	下	加	
益	楸	里	
里	洞	山	
	里	里	

水元間内	長黒樓加間栗柢嶺弄梨泊南楢	内支大遇檢下嶽内窟	梨街後龍新仰長多
------	---------------	-----------	----------

砧	挿	水石口八	項	金木水亭田	外石陸風田英茂	加	阿	木	滿水徳金坪所
						里			

洞觀村觀	益里尾里村	谷里谷益谷益谷坪	清谷里蒲洞山益山隅	谷村谷洞坪田里洞
------	-------	----------	-----------	----------

一三八	一四四	一四六	
-----	-----	-----	--

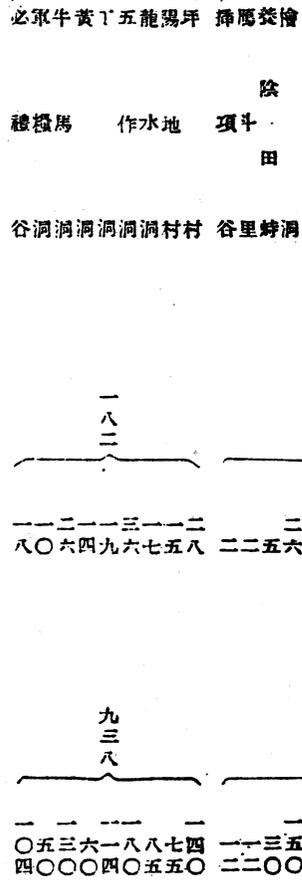
三三三 六一四二	二二二 八二二五	一一一 一六二六	一一一 六五二五	二二二 九四四八	二二二 四四七七	二二二 九九九二	一一一 九二一五	一一一 五二六四
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

三七三

七六二	八四八	七五七	
-----	-----	-----	--

五九九 六六四二	六三二 八一二〇	四二四 〇六六二	三七一 二二二〇	一一一 一九七三	一一一 三三三〇	一一一 四二二四	一一一 四四四〇	一一一 四四四一	一一一 四四四四	一一一 四四四七	一一一 四一四七	一一一 五五五三	一一一 六三六六
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

貞屯里



江原道淮陽郡長楊面

道路 三等道輿

揚口より杆城郡新北面焚珍里に至れるものにして、揚口郡水入面より馬佩嶺を越え、本面に入り、上馬佩、下山坤里、下縣里、上縣里、下北占里、下新院里、上新院里、末輝里、金剛院里、新院里を過ぎ、温井嶺を経て新北面に入り西走す

三等道路 末輝里より豊浦嶺を過ぎて化川に至るものあり

山岳

瓶峰

一、二六七米にして本面、安烈面、泗東面の三面に跨つて聳立す

豊浦嶺 八五〇米ありて泗東面との境をなし三等道路西方に向ふ

玉田峰 一二四一米ありて金化郡通口面との界をなし、東麓には石哥洞あり

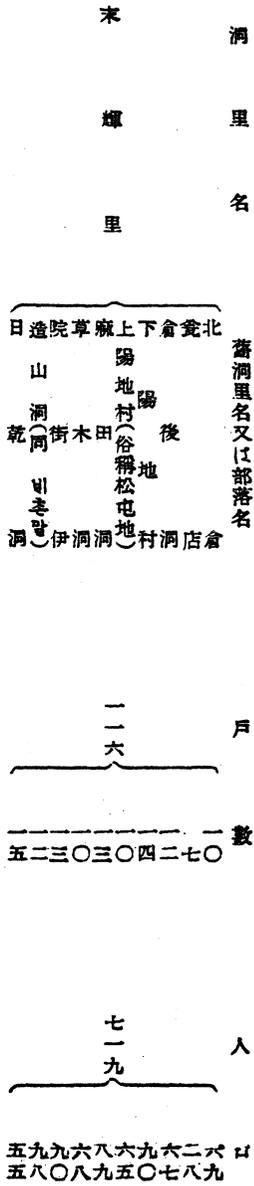
斷髮嶺 八二四米ありて金化郡通口面との界をなし、等外道路を通ず

舊斷髮嶺 一、二四一米ありて下新院里の西方、金化郡との界に在り

徳嶺谷嶺 上繪耳里直水の北方、金化郡通口面との界に在り、等外道路を通ず

馬峰 九六八米あり、金剛川左岸、峨地嶺の南方、揚口郡水入面との界に在り

馬佩嶺 上馬佩部落の南方、面界に在り、六九七米



河川

東金剛川 内金剛の水を兼ね、竝伊武只里、上北占里、下北占里を過ぎ、下小坤里に於て金剛川に合す

小坤里を過ぎて楊口郡水入面に入る

酒里名

智恵山 東沙洞里の南方、楊口郡水入面との界に在り、一、一九一米

檜田嶺 本面の東南、麟蹄郡瑞和面との界に在り、等外道路を通ず

竹葉山 上小坤里の北に聳立し、一、〇九〇米あり

國士峰 述口洞の東方境界に在り、一、三八五米

外霧外嶺 國士峰の北方境界に在り、西面に等外道路を通ず

白馬峰 長淵里の東方境界に在り、一、五二九米あり

内金剛 本面の東部を構成す

毘盧峰 一、六三八米にして金剛山中の名峰なり、杆城面、新北面との界に在り

玉女峰 本面の東北界に在り、一、四二四米あり

温井嶺 玉女峰の北方境界に在り、楊口より養珍里に至れる三等道路東走す

五峰山 本面、杆城郡新北面及び通川郡臨南面との界に在り、一、二六四米

栢徳嶺 八二四米あり、蓬田の西北方に在りて等外道路を通ず

金剛川 (金剛水) 本面の中央を南流し、金剛院里 末輝里、上新院里、下新院里、下北占里、上縣里、下縣里、上小坤里を過ぎて楊口郡水入面に入る

正	並	中	溫	金	柳
陽	伊	山	井	剛	洞
洞	武		洞	院	里
里	只	里	里	里	
西枯	草德天甘葛	間下上	金蓬該硯樓酒新問孟陽茅	獻上朴冷加篤新泥北大梨	社登
水木	德接蘿	中中 山山	陽川(俗稱外△△洞) 傳田三	地 堡 樓井德岩昌	松亭(俗稱△△亭) 木 陵湖
濟伊	峴峴洞伊峙	洞里里	洞里伊洞村	洞坪洞洞伊洞洞峴面	亭 洞堡
二三	二三	二八	一一	一三六	四二
三〇	一九 四〇三五〇	一九八	二五五八九九七八七三	九一九〇八九〇九九九四	一二 九二
一八〇	一〇四 一	一九二	八〇四	八八六	二七三
八九 五五	八 三五四四六 〇一七八五	八五四 六七九	一一九四 八四八九八九九九八四	六六五六四五六五五二 三九八九三〇八九八四四	一 八八 六七

第四章 聚落の大小

順	下	上	三	長
甲	北	北	億	淵
里	占	占	洞	里

中上走高三卓 下上安後吉松草 走世水後座 古直世間於 正中摩婁長拜霧南寺金朴塔

順順 高高
 馬堡街 慕 馬上砧 上 介 上 口 陽 觀 詞 訓 安 再 在 普 藏 音 巨
 甲甲 飛飛

里里洞洞里洞 院院焚觀洞洞洞 洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞 寺洞衍寺洞洞洞 洞洞洞洞洞 伊

二 三	一 三 七	八 三	一 二	一 二 七
五 四 七 七	一 三 三 〇 〇 二	三 一 三 五 五 九 五 二	一 二 二 一 〇 八 九 五	二 二 二 一 一 九 〇 五 九 八
八 八 五 八 〇 八 三 五 四 八 二 八	一 二	一 二	一 二	一 二

三七七

一、 四 八 五	九 八 二	四 八 七	七 五 八	六 八 六
三 二 七 七	一 二 五 三 五 四 二 四	二 一 一 〇 八 九 八	〇 七 六 五 六	四 四 三 〇 六 二 三 二 五 七 四
四 一 三 三 二 一	一 九 五 九 六 二 〇	二 〇 八 九 八	三 〇 七 八 〇	九 八 〇 八 三 七 八 〇 四 六 五 八

上	下	嶽	下	上	東	
槍	槍		小	小	沙	
耳	耳	洞	坤	坤	洞	
里	里	里	里	里	里	

紅白 晚開幕 立松小大盤風 柳雪 鞍梁黃長馬如 奮直槍内器碑地笠小外 東述白

樹雲	項	案 嶽嶽	坪 松吹	木地場島佩雲	立 小	地 甲 堡 坡口嶺
洞洞	洞洞洞	洞洞	洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞

俱 洞洞 街 堡

九二	三六	四〇	五〇	一六〇	二四六	
四四八四	一一六九一	一八八五二三四	二二一九	二二一三二二 九六九〇九七	二 二一四五二二二 〇九五〇九九五〇八一	一四七三

五四〇	二四三	二四三	三九五	一一二〇	一七二〇	三七八
二二四九二八	一〇七五七八八	三四九二二 九六九九一九	一一五四〇五	二一一一一 九八二九六五 六五三七五四	一 一四四一一 〇四三〇九〇八〇六五 四八五七七九一七七五	二四九七九五

江原道寧越郡上東面

新	上	下	上	下	蓬						
豊	新	新	縣	縣	縣						
里	院	院	里	里	里						
寒細栢翰小大石 東東耳 德峙 沙沙岩		萬泉新内 哥 德		番松坪内福 亭 陸台		城城天 陸台		中芳縣 蓬蓬		下上 洞洞	
泉洞洞洞洞洞洞		塊伊村村		洞里村洞洞		覬堂洞		堡洞倉		洞洞	
一三九		一〇一		七七		五二		七九		三九	
三二二二二二		二二二三		一一二		二一一		二二二二		一一二	
五〇六〇七七四		二九六四		九八三八九		〇九三		三七九		九〇	
九三六		六七六		五二五		三七一		五三五		二三五	
三二		二二二		一		一一		一一		一一	
一二七八五六一		二五五五		九八五五八		五四六		九八五		二一	
九九〇一四八五		一〇四一		九七五五九		四八九		四四七		二二	

蓬 踏 等外道路 内德里、碌磧里、梨木里、禾羅里、蓮上里、蓮中里を経て蓮下里に至る
 山 巖 太白山脈 本面を東西に通貫す
 山 岳 每峰山 本面内德里の東北に聳立し、一、二六八米あり
 頭流峰 本面震洞北方に聳立す、一、四六六米の斗圍峰は即ち是れなり

望京臺山 本面小味院北方に聳立す

白雲山 本面の東界に在り、花折峙部落の東約三裡に在り、一、四二六・二米あり

花折峙 花折峙部落の北約二・五裡の界面に在り、聯絡を以て旌善郡東面に入る

織雲山 大田里の北方界面に在り、一、一七一・八米あり

女美山 九八九・二米あり、可伊川部落の北方界面に聳立す

倍峙 本面の北界に在り、女美山の東に位置す

完潭山 蓮下里蓮池洞の北方界面に聳立し、九一六・一米あり

味邱峙 蓮上里外遜道隅の北方、旌善郡との界をなす、七〇八米

高古山 味邱峙の西方界面に在り、八五三・六米あり

鷄足山 本面の西南、下東面との界に在り、八八九・六米

鷹峰山 一、〇一三米にして、本面の南界をなす

載鹽峙 本面の南界に在り、八五二米あり

望京臺山(望京臺山)載鹽峙の東、望田里の西南方面界に在り、一、〇八七・九米あり

雲橋山 本面の南界、禾院里、場廣里の南に在り、九二〇米

壯山 一、四〇九・三米あり、細松里の南方に聳立す

會稽山 本面蓮下里西方に聳立す

三良川 本面を西南に流る

行軍川 本面の西方に流る

上東川 本面の西方に流る

河川

第四章 聚落の大小

梨木里	柳田里	礫磧里	稷洞	九來里	内徳里	洞里名
可檜古下上 木洞 (俗稱) 伊里木	桃下上 花柳柳 洞田田	松應詩平 鯁鯁樓 (俗稱) 里地	斗大幕大 田 洞務 (俗稱) 基(俗稱) 里(俗稱) 谷	細高法伊汝大 弓 里松頭 (俗稱) 乃里	閃義佛大三遠可鑿 良里 (俗稱) 巨田利 三城 池里里洞川里	新洞里名又は部落名
三二二	五〇	二二五	一五七	一〇〇	一四一	戸
一一三二四 五七〇六三	一二二 〇〇〇	三二二四 三五七〇	四三三三 七一三六	二一一二一 〇五五〇五	一一三一一 五八九五八	數
六〇一	三三三	六九三	九三八	五七〇	七三五	人
一一二 七七五六三 五九〇三四	一一一 六三三 五三三	一一二 九三四二 〇五五三	二一一二 七八九七 八六八六	一一一 一八八八〇 八四七二七	二一一 七四四七〇 五〇五五〇	口

咸鏡南道高原郡山谷面

朝鮮の聚落(前篇)

蓮 下 里	蓮 中 里	蓮 上 里	禾 羅 里(俗稱齊拉利)	小 味 院
南花蓮盤新斗炭初	烏風溪福	石味錦弓高外內	莎覬店德梧新陽	城德場芝
田池 (俗稱吳安工亭) 庭	山村 (俗稱이달부리) 德	岩 (俗稱이달부리) 覬(俗稱善五리) 德	遜遜 莊飛 道道	田里基 鹽葛廣田
里蓮	里里	沙源	邱洞德隅隅	岸洞谷洞基洞村·谷村村里
八 五	六 七	六 四	三 四	四 二
六四四六〇五五五〇	一六〇〇	四〇五二四五四	一八四七六二六	八二二〇
四 八 五	四 四 〇	二 八 八	一 五 二	二 三 八
三八二三七九九二五〇〇〇〇〇〇五〇	二一 七二〇五〇〇〇〇	一五二七一六五六〇〇〇六〇六	三一四二二 六二六二四八四	一 四一二五 三〇〇五

道 山 山 島

三等道路 陽徳より高原に至れる三等道路は、本面に入り、新興里、城南里、倉里、秀山里、高串里を経て東北に走る

白頭山脈 本面の西南に連亘す

九龍山 院巨里の西南に聳立す

飛雨峰 院巨里の西方面界に在り、水洞面に接す、一、一四〇米あり

松魚直山 飛雨峰の西南、面界に在りて一〇一六米あり

屹陽嶺 乾川里の西方面界に在り、七七一米にして等外道路この嶺を過ぎて雲谷面に入る

碑頭山 九〇四米ありて乾川里の東方に聳立す

幕登山 文川郡との界、茅野嶺の南方に聳立す

鶴巖山 城主浦の東南、文川郡との界に在り

留雲嶺 陽徳より高原に至る三等道路は、この嶺を過ぎて都草面に入る、六一六米

八峯山 本面の東北界に在り、一、〇五四米

泊舟山 九三七米にして八峯山の西北方、水洞面との界に在り

德池江 本面の中間を南より北に向ひ流れて、秀山里、下景屯里、上景屯里を過ぐ

河 川 里 名

舊洞里名又は部落名

戸 數

人

院 巨 里

南書門遮 仁屯香斗

内情田 邑 德

夕洞 灘洞 村洞 伊洞

一一〇

一三一 一三二 一三三

六五七

一七九 一四九 一四四 一四三 一四二 一三一 一三〇 一二九 一二八 一二七 一二六 一二五 一二四 一二三 一二二 一二一 一二〇 一一九 一一八 一一七 一一六 一一五 一一四 一一三 一一二 一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九十九 九十八 九十七 九十六 九十五 九十四 九十三 九十二 九十一 九十 八十九 八十八 八十七 八十六 八十五 八十四 八十三 八十二 八十一 八十 七十九 七十八 七十七 七十六 七十五 七十四 七十三 七十二 七十一 七十 六十九 六十八 六十七 六十六 六十五 六十四 六十三 六十二 六十一 六十 五十九 五十八 五十七 五十六 五十五 五十四 五十三 五十二 五十一 五十 四十九 四十八 四十七 四十六 四十五 四十四 四十三 四十二 四十一 四十 三十九 三十八 三十七 三十六 三十五 三十四 三十三 三十二 三十一 三十 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

上 景 屯 里

倉龜 嶽 後

憶 德

伊洞 洞

七六

一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九九 九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九十 八十九 八十八 八十七 八十六 八十五 八十四 八十三 八十二 八十一 八十 七十九 七十八 七十七 七十六 七十五 七十四 七十三 七十二 七十一 七十 六十九 六十八 六十七 六十六 六十五 六十四 六十三 六十二 六十一 六十 五十九 五十八 五十七 五十六 五十五 五十四 五十三 五十二 五十一 五十 四十九 四十八 四十七 四十六 四十五 四十四 四十三 四十二 四十一 四十 三十九 三十八 三十七 三十六 三十五 三十四 三十三 三十二 三十一 三十 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

三六六

一八三 一八二 一八一 一八〇 一七九 一七八 一七七 一七六 一七五 一七四 一七三 一七二 一七一 一七〇 一六九 一六八 一六七 一六六 一六五 一六四 一六三 一六二 一六一 一六〇 一五九 一五八 一五七 一五六 一五五 一五四 一五三 一五二 一五一 一五〇 一四九 一四八 一四七 一四六 一四五 一四四 一四三 一四二 一四一 一四〇 一三九 一三八 一三七 一三六 一三五 一三四 一三三 一三二 一三一 一三〇 一二九 一二八 一二七 一二六 一二五 一二四 一二三 一二二 一二一 一二〇 一一九 一一八 一一七 一一六 一一五 一一四 一一三 一一二 一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九九 九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九十 八十九 八十八 八十七 八十六 八十五 八十四 八十三 八十二 八十一 八十 七十九 七十八 七十七 七十六 七十五 七十四 七十三 七十二 七十一 七十 六十九 六十八 六十七 六十六 六十五 六十四 六十三 六十二 六十一 六十 五十九 五十八 五十七 五十六 五十五 五十四 五十三 五十二 五十一 五十 四十九 四十八 四十七 四十六 四十五 四十四 四十三 四十二 四十一 四十 三十九 三十八 三十七 三十六 三十五 三十四 三十三 三十二 三十一 三十 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

下 景 屯 里

長島 倉月

屈 坪(俗稱)

洞(里) 洞

四七

一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九九 九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九十 八十九 八十八 八十七 八十六 八十五 八十四 八十三 八十二 八十一 八十 七十九 七十八 七十七 七十六 七十五 七十四 七十三 七十二 七十一 七十 六十九 六十八 六十七 六十六 六十五 六十四 六十三 六十二 六十一 六十 五十九 五十八 五十七 五十六 五十五 五十四 五十三 五十二 五十一 五十 四十九 四十八 四十七 四十六 四十五 四十四 四十三 四十二 四十一 四十 三十九 三十八 三十七 三十六 三十五 三十四 三十三 三十二 三十一 三十 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

二九〇

一五九 一五八 一五七 一五六 一五五 一五四 一五三 一五二 一五一 一五〇 一四九 一四八 一四七 一四六 一四五 一四四 一四三 一四二 一四一 一四〇 一三九 一三八 一三七 一三六 一三五 一三四 一三三 一三二 一三一 一三〇 一二九 一二八 一二七 一二六 一二五 一二四 一二三 一二二 一二一 一二〇 一一九 一一八 一一七 一一六 一一五 一一四 一一三 一一二 一一一 一一〇 一〇九 一〇八 一〇七 一〇六 一〇五 一〇四 一〇三 一〇二 一〇一 一〇〇 九九 九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九十 八十九 八十八 八十七 八十六 八十五 八十四 八十三 八十二 八十一 八十 七十九 七十八 七十七 七十六 七十五 七十四 七十三 七十二 七十一 七十 六十九 六十八 六十七 六十六 六十五 六十四 六十三 六十二 六十一 六十 五十九 五十八 五十七 五十六 五十五 五十四 五十三 五十二 五十一 五十 四十九 四十八 四十七 四十六 四十五 四十四 四十三 四十二 四十一 四十 三十九 三十八 三十七 三十六 三十五 三十四 三十三 三十二 三十一 三十 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 二十三 二十二 二十一 二十 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

第四章 聚落の大小

瓦	城	鏡	德	秀	高	乾
字	南	岩	山	山	串	川
里	里	里	里	里	里	里

遠長古龍巨	城窄高栗茅龜瓦	郷城	社	寺	載石岩	閑細院柳下	屹吉大橋長長門
淵 長 憶	洞 主	洞 野	洛	宇	校	南	門
伯	洞 伊	洞 洞	洞 洞	洞 洞	洞 洞	洞 洞	洞 洞
洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞	洞

	七八	四二	五四	六〇	二〇四
二一四 一五二八二	一三一 五三五六六一二	三九 一八	三二 六九九	一一二 六四五三二	三三二 六二五八九四九一
	四九七	二二一	二八二	三四三	一〇八〇
一一二 二二八二二 八九九〇三	三八二 〇三七一八〇八	一〇 九二	二 九二	一 四七六 一九二	一 六一八八三 〇一六八九五六五

咸鏡南道端川郡水下面

下 竹 田 里	檜 洞 里	上 竹 田 里	倉 里	新 興 里	花 南 里
大野粟 野	檜洞 里(俗稱 당외시말)	内大 上 上	倉 里	新 興 里	新古嶺黃嶺寺
七〇	七二	六三	五五	二〇四	
一一三 七一	二四 四六	五一 〇三	二二 八三	一一一 三四	三二一 八九四
四三五	三九三	三七九	三九八	一、二〇八	
一一二 〇二 二六七	二一四 一七四	三〇七 一七八	一一六 五七九	一五七 九七〇	五九六 八七〇

道 路

三等道路

端川より鎮東面楊柳里に至れるものは、何多面達田里より廉守元德嶺を過ぎて本面に入り、上農里、仲坪里、龍源里、古城を經、西北に向ひて走る

三等道路

古城里より西南に走り、滿德里を過ぎ、新洞嶺を越えて新滿面に入る

三等道路

新洞嶺より西北に走り、黃水院に向へるものあり

山 岳

因峙山

黃谷中村の東に聳立し、一、四三〇米あり

大徳山

内村里守義驛の西方、豊山郡天南面との界に在り、一、〇一一米

大徳山

松亭の西方に聳立し、本面、豊山郡天南面、及び北青郡星岱面の三面に跨る、一、四四七米

朝鮮の聚落 (前篇)

へモグ嶺 北青郡星岱面との界に在り、新洞嶺より黄水院に向へる三等道路この嶺を過ぐ、一、一〇二米
 新洞嶺 本面の西南界、鷹德里の東南に在り、三等道路三方に走り、交通の要衝なり、九九七米
 獐項峴 鷹德里の南、松亭の北に在り、三等道路南北に走る
 徳巨嶺 獐項峴の東南方に在り、一、一〇七米にして等外道路を通ず
 金庫嶺 仁貴里の南に在り、七一九米にして等外道路を通ず
 廉守元徳嶺 上農里の東南方、面界に在り、端川より甲山郡鐵東面楊柳里に向へる三等道路の通過地にして六二七米あり

河川

里名

舊洞里名又は部落名

戸

數

人

口

高山嶺 外山頭の西南に在り、等外道路を通じ、海拔六六七米あり
 荷田嶺 本面の東南端に在り、三九八米
 蓮花山 荷田嶺の東北方、面界に在り、九五一米
 楡徳嶺 蓮花山の西北方、面界に在り、上零承里の東に在り
 覆蓋峰 本面の東界に在り、一、五六五米
 山峰山 殷興里の東北方、本面の東界に在り、一、二六四米
 赤木嶺 殷興里の北方、本面の東北界に在り、一、〇八五米
 南大川 本面の中央を曲流して東南に向ふ

洞	里	名	戸	數	人	口
許文	洞	洞	一七〇	一三四	一、八七八	二三四
新造	葛下	洞		一三		三九
豐龍	田哥	洞		五		〇二
洞	徳洞	洞		四		九
洞	洞	洞		一		〇
洞	洞	洞		七		六
洞	洞	洞		七		六
洞	洞	洞		九		九
洞	洞	洞		七		九

舊縣章
筆落の大小

古 城 里	龍 源 里	慶 德 里
-------------	-------------	-------------

方高倉島瓦福黃水王	春仲松秋長望崇哥島柏内外水洗小島慶柳崔	光水直苓陵盛
于 谷		
龍岩坪内屯通 北匠 中 地	生野草 古相利子内古新新 魚屯 薪	杉雄 底遠項
德村村村德村村村	坪村洞洞介洞洞烈村致德德直坪地内村洞洞	德洞洞村村村

二三〇	三七八	一五〇
一一三三一一五三一 〇九九二〇八三一八	×××一 二一三二一一一一一一一一一一一 九二七三四七二一一三六八八七二〇一三四九	一一一 二二三 一三〇五三〇

三八七

一、四〇四	二、四六一	一、〇四五
二二 一三一一 五七四八八〇五一 〇〇〇三八一〇二〇	××× 一八一一 一一一一 一一一一 一一一一 七五九九七〇八七八一一五一一八一九四三七 一五三四一六三九二三六六四二八二一九九	一一二 七九五二五二 四七五三九七

股
興
里

内
村
里

黄
谷
里

新天四國龍碧直武沙松釜

草揪錢先線加乾紐居黃守内發沈

西開元束君桃東玉自

信興秀馬

溪 坪

幕

達筒味浦

士錢義

根

陽洞

以幕

安連寬

花
水

洞洞岩洞德山洞洞村亭洞

洞德洞德德洞洞洞洞廳村坪德

洞村洞洞洞洞洞洞村

二二七

二七三

二五一

一一三三 一三 一三三
五八四九一三五九四一四八

一一三三三三三三三三三三
一〇五九七三三二四九二二一五

二五一 三三三四
七六一〇八八三八〇

一、六三一

一、九六八

一、七八一

一二二 一二 二八
三五七四〇五三五六九四八
一七一三二六七六八一三一

一一三三三三三三三三三三
五七九五五二九五二〇七五九一
七一三三九八〇〇三三八六八〇

一三 三三三三
四六三五五九四三五九
三五二五四九五七一

第四章 栗原の大小

上

仁

仲

森

登

坪

里

里

里

栗加長 松越幕内倉森 大寺栢葉徳防河東仲 細高廣外間長登九趙漢南斗新坪將下月

口多岩 草哥洞巨 峰 洞城徳方巨因多莎野 洞山徳山洞財谷徳哥水子武徳野軍越陸

徳洞村 洞洞村伊村村 村洞村浪村徳洞洞村 村沢村頭村徳村洞洞石畑村村徳村徳

一五八

一四八

二九五

二二六 一一二五 四 二二三 二二 三 二二二
九〇六 三二四〇三六 二二一三七八九六〇 一〇六〇一〇七八九一二四二一〇九四

三八九

一〇二一

九三九

二、一〇五

一一三 一一三 三 二二一 二 一一一
七三八 七一八二八三 九六七七〇五五二〇 四一一七七六八三六二八九五五七五九
九六六 九六四二四六 四四九〇九〇一六〇 七〇二二五八九六三七四六四一〇三八

下
巖
里

芝右新寺

藤德洞

洞村

一七九

三九〇

一、二六二

四二
八二七
七三六

上
雲
承
里

高元荷大洲長致孝姜間多花倉

沙 忠塙 龍 敬子 木田 洞德俊藤伊

村洞向洞村洞洞洞洞村洞洞村

二七二

四一 一一一 一六三 一 二 一六 一三
一八九七九五 一五七四五六

一、八九六

四二
八三〇〇五九〇四四九二三七
二二八一六九三三七四〇八五一

下
雲
承
里

小雲玉東普水浦

沙承水京哥南月

坪村洞坪洞村

一三一

一一 一三三
五九七八〇六六

八五八

二二
三二〇六六三二
八二七五九七〇

咸鏡南道長津郡内面

道 嶺 二等道路

新架坡嶺より浦浦嶺に至れる二等道路は長津江に沿ひて本面に入り、周坡里、長津邑内、才阿里、島蔓里

を經、牙得嶺を越えて江界郡公北面に入る

同

才阿里より三浦里江に沿ひて北向し、東門互里、潛灘里、東沙里、三浦里を經、加賤嶺を越えて平安北道

厚昌郡七坪面に入る

山 岳

新徳山

長津の東方約四軒の處に聳立し海拔一、五八四米あり

温通山 雪館里の東方に聳え、本面、北面及び上南面の三面に跨り海拔一、七六〇米あり

白山 鷹田坪の南方に聳立して上南面との境界をなし、二、〇七七米あり

兄弟峠 小洞の東に在り面界にして北面兄弟大洞に通ずる等外道路あり

厚州嶺 大洞の北方、平安北道厚昌郡東興面との境に在り、三浦里より北向せる等外道路は此の嶺を過ぎて東興面

新館院に通ず

加陵嶺 三浦里の北約六軒に在り、平安北道厚昌郡七坪面との境界を爲し、二等道路此の嶺を南北に走る

舍郎嶺 上新院の西北約五・五軒に在り、平安北道江界郡從南面との境をなし、海拔一、五七三米ありて驛路を通ず

沙器峠 沙器洞の西北三軒に在り、一、七七七・三米あり

牙得嶺 沙器峠の西約三軒の處に在り、長津より清浦鎮に至れる道路は此の嶺を過ぎて江界郡公北面に入る

民塞峠 平安北道厚昌郡七坪面との境界をなし、舍郎峠の東北約六・五軒にして一、六八八・四米あり

舍郎峠 本面、前揚七坪面、江界郡從南面との三面に跨りて聳立し、海拔一、七八七・二米あり

總曲嶺 平安北道江界郡干北面との界に在り、二、〇六六・三米あり

猛扶山 總曲嶺の東南三軒餘の處に在りて面界をなし、二、二一四・一米あり

鷹田嶺 本面と江界郡干北面及び龍林面の三面に跨りて聳立し、二、〇八四・三米あり

臥馬峠 本面の南界に在り、本面、上南面及び平安北道江界郡龍林面の三面に跨りて聳立し、二、二六一・七米あり

長津江 上南面より本面に入り雪館里、互武所里を經て北面に入る

三浦里江 三浦里附近より南下し、東沙里、滑灘里、才阿里、連堂里、龍坪里、周坡里を過ぎ面界に於て長津江に注ぐ

西洞江 (西洞川) 鷹田嶺の東麓に源を發し東北に向ひて流れ、西上里、西中里、西初里を過ぎ、龍坪里に於て三浦

里江に注ぐ

五萬洞江 (鳥葦川) 牙得嶺の東麓に源を發し、上新院、下新院を過ぎて東流し、才阿里に於て三浦里江に合す

里名	戸數	人	口
舊洞里名又は部落名			
迎秋庄	二二	二三八	二二七
西門上庄	二二	二三八	二二七
下庄	二二	二三八	二二七

邑	上	里	庄	戸數	人	口
迎秋庄	二二	二三八	二二七			
西門上庄	二二	二三八	二二七			
下庄	二二	二三八	二二七			

第四章 家落の大小

朝鮮の聚落（前篇）

東	港	東	才	連	雪	巨	周	西	西	西	龍	長	邑												
沙	灣	門	阿	堂	館	武	坡	と	中	初	坪	城	下												
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里												
東	廣	店	東	東	民	蓮	雪	凡	山	巨	高	東	周	鷹	猛	十	世	西	西	龍	南	長	南	紅	
沙	灘	門	阿	阿	堂	堡	梅	羊	武	坡	庄	作	田	嶺	里	避	中	洞	洞	坪	城	川	庄	門	
庄	灘	互	門	物	堂	堡	館	物	武	庄	作	田	嶺	里	避	中	洞	洞	坪	庄	城	川	庄	門	
(俗稱東沙坪)	里洞	里	洞	里	坪	坪	洞	庄	里	洞	所	岩	洞	坪	洞	坪	洞	庄	庄	(俗稱寺亭)	庄	川	庄	庄	庄
	三〇	二九	一六	二五	一三	一八	一八	六〇	四六																
	一六	一四六	二一八	三三	一七一	五八	四四	〇一七	〇七三	四	三九	二〇	一八	二〇	五四	三									
	一八五	一五九	九五	一五二	一〇二	一〇	一一五	三三五	二五三																
	一二四	一八〇	一五	一七八	四九	四八八	四九三	三七六	四三二	一六	一六	七五〇	七八六一	二	五九	一五	九	九	一六	二二	二二	二二	二二	二二	二二
	四	三二	四	七八	八	八	三	七	三	二	〇	一	六	〇	八	四	九	九	二	八	二	二	二	二	二

咸鏡南道豊山郡熊耳面

嶺	島	越	三
上	莖	上	浦
里	里	里	里
		越上庄(俗稱 越洞)	三浦
	新高洞(下新院或は)	鳥莖洞(鳥莖里一名)	
長	坂		
鈴	新		
芝	店		
洞	院		
		二五	
		四〇	
		三二	
		二四	二四
		八	
		二七	
		一〇	
		二五九	
		一九六	
		一四八	一五一
		一〇三	
		二〇五	
		四	
		一三六	
		〇二	
		九五	

道 路

豊山より北向して葱山鎮に至れるものにして、里仁面より面界鷹徳嶺を過ぎて本面に入り鷹徳里、館坪里、禹哥里を經、面界呼麟嶺を越えて山南面に入る

三等道路

倉坪里より熊耳江左岸に沿ひて西南に走り、於隱里、山高峯、楊坪里、西上里、西昌里、利川洞、鉢峰を經、雪隣嶺を過ぎて長津郡東下面に入る

同

楊坪里より東南に走り天立山洞嶺を越えて里仁面に入る

同

楊坪里より熊耳江上流に沿ひて西に走り、林長里、都下里、都上里、龍門里上村を過ぎて長津郡東下面に入る

山 嶺

白頭山脈 本面の西界に連亘す

三峰山 本面の東界に在り本面、里仁面、甲山郡山南面の三面に跨り、海拔一、七二五米あり

鷹徳嶺 一、五四六米あり、本面と里仁面との面界に在り、北青惠山間道路通過す

鷹徳山 鷹徳嶺の西に接し面界に在り、海拔一、八三八米あり

天立山洞嶺 鷹徳山の西南八軒に在り、海拔一、六四三米、面界をなす

大徳山 本面と安水面との境に在り、二、一一三米あり

長 嶺 本面と安水面との面界を爲し、海拔一、六三五米にして瑞里の東南約五軒に在り

黄 峯 青鶴里部落の西、三台里部落の西北に位置し、二、〇三一米あり

北水白山 雲水洞の南方に在りて二、五二二米あり

遮日峰 二、五〇六米あり、北水白山の西四軒にして新興郡東上面との而界をなす

東谷山 二、三三〇米ありて雲水洞の西約六軒に聳立す

白山 雲水洞の北約五軒に在り、海拔二四七六米あり

雪隣嶺 一、六五〇米あり、長津郡東下面との界に在り

大岩山 雪隣嶺の北方に聳立し、海拔二、二〇五米あり

鉢 峯 鉢峰部落の北に聳え一、八五一米あり

頭雲峯 面の西北長津郡東下面との界に在り、海拔二、四八七米あり

北水山 合浦里の西方に聳立し、新興郡東上面との境に在りて海拔二、三四七米あり

雨水峙 合浦里の西南約十軒に在り、新興郡東上面との境にして等外道路を通じ海拔一、九七五米あり

白山 本面の南端に在り、本面、安水面、新興郡東上面の三面に跨りて聳立す

熊耳江 北水白山の南麓に源を發し、三台里、青鶴里、瑞里、羅興里、楡岩里、文藻坪里、楊坪里、林長里、都下里、蓮頭坪里、於隱里、因坪里、倉坪里、翰坪里、草坪徳を過ぎて甲山郡山南面に入る

西洞川 雪隣嶺下に源を發して西に向ひ、鉢峰、利川洞、西上里、西下里を過ぎ林長里の南に於て熊耳江に注ぐ

藥水川 遮日峰の北麓に源を發して東流し、雲水洞を過ぎ羅興里の南に於て熊耳江に注ぐ

洞 里 名	舊洞里名又は部落名	戸 數	人	口
宣 興 里	草 坪 德	四六	二九四	一四〇
鑿 德 里	采 洞	二六	一五四	一四〇
倉 坪 里	德 洞	三三	一八三	一八三
館 坪 里	倉 坪 洞	四八	三〇八	二〇〇
	館 坪 里	六四	三三三	二〇〇
			三七六	三七六

第四章 聚落の大小

倉	西	西	西	楊	林	合	龍	都	都	蓮	龍	龍	於	國	石	禹
後	昌	上	下	坪	長	浦	門	上	下	頭	會	興	隱	坪	山	哥
里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里	里
倉	西利	西	西	楊	林佳	合	上龍新	都	都	蓮	龍東	龍西	於	上下	石屹	禹防

後	水川	上	下	柳	長庄	浦	門	上	下	頭	會作	興作	隱	國	國	山立	哥川
洞	洞	洞	里	里	坪	洞	洞	里	村	洞	村	里	里	坪	洞	洞	洞

	九〇				六六		一八〇			二五	三八		三五		一五五	五五
二四	七一	二八	三六	九四	二四	二五	六六	六六	九三	五二	四四	一一	二一	二九	一一	二〇
	四六				六〇		〇〇	〇〇				五〇	〇八		七八	〇五

三九五

	六二六				三九三		二一八七			一六七	二七一		二四二		九八八	三〇三
一四六	五九	一九一	二四七	五七五	一四三	一七四	三八	四〇	四〇	六四	三三	三一	八七	一〇	二〇	七三
	七二				五〇		〇〇	〇〇	〇〇	四九	四四	五五	七〇	一〇	二二	五〇

咸鏡北道鏡城郡朱南面

道 路

一等道路 元山より北向せる一等道路は漁郎面長淵洞より本面に入り、水南洞、朱村後場を経て朱北面に入る。
 三等道路 朱乙温場より延岩に至れる三等道路は、朱北面より本面に入り、煙霞洞を経て更に西し雪嶺を越えて三社面に入る。

山 脈

咸鏡山脈 本面の西界を南北に走る。
 煙台峰 七郷洞の西北六軒の處に在りて北は朱北面界に近し、海拔八六七米あり。

山 峰

机山峰 面の北界に在り、本面、朱乙温面及び茂山郡延社面の三面に跨りて聳立し、二、二七七米あり。

新 洞 場 里	俗 新 里	文 藻 坪 里	楡 岩 里	羅 興 里	藥 水 里	瑞 雲 里	三 台 里	青 鶴 里
新東洞	赤俗洞	生文柳洞	霧岩文洞	興興洞	水水洞	瑞雲洞	三台洞	青鶴洞
三二	一九八	一七三	七九	六四	一〇八	一八八	四〇	三八
一一〇	一〇八	六〇	二〇	二〇	五〇	一三五	二五	二五
一九六	三一五	一〇七	四九七	四二〇	七五五	一三五	二五	二五
一〇九	一〇五	二〇七	一〇七	四二〇	三五〇	四三五	二五	二五

兜 峠 馬足洞の北方、机山峠の西南方に聳立し、茂山郡延社面との境をなす

雪 嶺 本面、茂山郡延社面及び三社面の三面に跨る

雪 嶺 朱乙温場より延岩に至れる三等道路は此の嶺を過ぎて更に西走す

樺床峠 雪嶺の三等道路の南に聳え、二、三三三三米あり

冠帽峰 二、一七一米ありて樺床峠の南方に在り

掛上峯 二、一三九米あり、茂山郡三社面との境をなす

甘吐峰 巨門直の西南方に聳立し、海拔一、五八四米あり

三春峰 三郷洞部落の東に在り、海拔四八五米あり

萬塔山 本面の南、賜社面との境に在り

鶴長項 本面の最南端に在り、茂山郡賜社面との界をなす

大浦川 龍潭洞及び南坪に發源して廣徳洞、新妻洞を経て森浦洞に至り、南流して漁郎面橋郷に下る

朱南川 朱北面嚴光洞白沙峯に發源し本面二郷洞に至る

松魚谷川 七郷洞に發源し大門洞發源の支流を合す

河川	洞名	戸數	人口
花 川	島中下	三二	一
	内	二二	一
	部	九二	一
富 川	戦古	八一	五
	場花	六八	五
	口	三八	五
水 川	土館	七二	四
	幕	一三	九
	里前	七三	八

第四章 聚落の大小

大	所	禁	龍	香	
門	婆	山	田	上	
洞	洞	洞	洞	洞	
英瓦龍	草滿上沙下陵都水陵間場尙	駕凌楡住下上	倉朱中墻	下中朱陵龍	五山合
岩 (俗稱書龜岩)	器	所	部	村	
田	甫金 金地家直達 明	達 哥要所	村近 (俗稱地堡基)	龍龍 達田 柳隔祥	
德谷	幕	南	村	後	
	坪浦谷谷谷岩村谷村郭隅谷	洞村谷谷夕要	洞場 (内)	田田場村谷	谷谷谷
	一一六	八九	六六	一五一	五六
二四五八	五〇六七六七三六六〇六四	一一二二二二 六四三三五七	一一二 八五四九	三三二四二 三一五〇三	一一一 八一七
	七六八	五三九	四四六	八四六	三二一
一八二六 八五九	四六四一四四九三九六四八	九七二一四九 四二一五六一	一七八七 六八〇二	一六一七七 七七八一三	二七一 七七七

第四章 聚落の大小

森	七	龍	三	二	一
浦	郷	岩	郷	郷	岩
洞	洞	洞(俗稱日堰)	洞	洞	洞
乙細 邑仲 湯軒 下下		松谷 洪内 外内 外		五水 兵柳 仲陶 大曉 寺	
梨梨		首		松風 葛	
沙草 水水 浦浦		谷頭頭		二李 西柳 南	
水水		(俗稱 洪摩 首谷)		侍	
堂德 水德 坪德 北南		林於 田田		魚 郷池	
		里口 浦浦 場場		郎	
		村村		谷岩 陰	
		谷里 坪店 谷項 谷		谷 谷 谷 洞 夕	
一〇八		七六		九五	
一〇六 一〇三 〇四 三七		九五〇 三九 三三七		三五九 六一 一八 五七 二五 一	
七六八		四九四		七四五	
五五 四九 三六 六四 八二 二一 四四 八二		五三 五八 六九 一八 七六 〇二 一〇		四六一 六九 八六 二六 八三 九九 八	
三九九		七〇九		七五六	
一		二四 六四 六		五一 三六 九 六〇〇	
三八 八二 三		一		一	

南		廣				新										
坪		德				雲										
洞		洞				洞										
大小放鶴 坨坨(俗稱산의골)	綠深南源小大良草	後木福甘中南北乾中下	南	北	間	大	直	大	細	昌	於	瀨	間	新	森	龍
	水				泉				倉							
	浦(俗稱麒麟坪)	國吐			浦(俗稱車岩)				德(俗稱산의골)							
	林				水泉				米洞							
	洞水谷)	浦浦幕坪	浦司基峯坨浦浦浦浦	浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦	谷谷水水浦浦浦浦
	二六〇		一三六						一二九							
三二〇五	一三二六二五一一三	一一二二一三	九二七四七〇七五六九	二一三	二一一	一一二	二一	一一二								
	八九五三三〇〇〇				三七七四四九九七二九				七四二六							
	一、七五五		九一一						四五六							
二一三八〇五	一一一四一三二	一一一	五八一二四四三〇	一一二	二二五五七二六八三				六三八三〇七九一							
	一七七二五五四二		四四〇四七〇九五三五		九〇一四六八八八六											
	八三五一一三〇五〇															

威鏡北道吉州郡長白面

龍潭洞	仙猿洞	生龍洞
水落石	長草黒東元	龍天陶煙北
火天間	水砧	上霞
洞浦池	洞坪洞	浦直店洞岩
九四	一三三	一四九
二六一	一五二	七二〇
二六	一五五	〇〇五
六九二	八六六	九七八
一五四	一三五	四一六
七二七	一五九	〇〇三
七八	一五〇	〇〇五

道路 一 等道路 元山より會寧に向へるものにして、徳山面上下洞上部より本面に入り、州南洞をすぎて英北面營基洞に入

山 岳 二等道路 本面英湖洞中木城より本面新洞外十里程、内十里程を過ぎて賜社面に入る
 小盤徳(一、六六四米)、千石徳(一、〇四八米)、金石徳(七九九米)は何れも面の南界を爲す
 鶴舞山(一、六四二米)、雙鳥嶺(一、二二二米)は面の北界に在り

河 川 刃山 本面英湖洞北端に聳立し、海拔九四七米あり
 南大川(鶯瑞川)本面新洞より合浦洞末端まで東南に向ひて流る
 上八川 本面上八洞より洲南洞中部に向ひ、南大川に合して南流す

洞 里 名 舊洞里名又は部落名 戸 數 人 口

中東十	里	村	程	戸	數	人	口
三	一	一	三	五	三	一	一
三	一	一	三	三	一	一	一

第四章 聚落の大小

龍	坪	桃	洲
潭	六	花	南
洞	洞	洞	洞
龍草南勝堡	探南檀柯上南下新青	朴英柳才文九	島上内楊南
沼門夕芳田	陽面 坪三 三洞龍	山巖亭宮會德	柳
洞洞村洞村	洞洞洞村村夕村村村	德村村洞洞村	村村村浦村村村村村
	二 一 三	一 七 〇	二 五 三
〇八一六六	九〇九三〇七一二三	一四四一二一 七九五四六九	四三二二一一三三三 〇一五一二九六四五
	一、 四、 五、 五	一、 一、 六、 六	一、 一、 〇、 一
六四六二八 〇三三一九	四 四五三八三一三五〇 五二九五四四二一七	一三二一一一 三二七〇八三 四九八三八四	二二一一一三三三三 四一六三六一四二二 六四八六六四九〇九
			七九九一七 一五九〇八

	時 南 洞	林 洞	上 八 洞
第第第	鷹雙黃大小灰草小	西東長揆汝紅上下長道龍長寺堡	新館館梨孟勝立金
九九九九	洞 洞	浦	
上下南中	臺島 灰灰 暮 於 於	益谷門浦洞貧矢金金城庄山基 於	興 陽地巖塘
村村村村	洞鏡坪洞洞口浦口	洞洞内洞口洞村村村村村坪洞田	村基洞德洞村村村
	一四〇	二〇〇	二六三
三三三三 一七六七	一一二二二 一七〇四六三一四	二二 一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 三二五七一五〇一八四四三三〇四	二二二二二 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 九八八三五四七八
四〇三	八八八	一、三、一、一、一	一、八、六、九
二一二二 一三〇六 六一四九	一一一一 四七二六三一七三 九一五六九七四三	一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一四五四六二六七五一九九八二〇 八五〇三五七八六五六四二三九二	二二二二 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 四一〇八七九〇七 二九五二五二四四

十	英	十	合
四	湖	一	浦
洞	洞	洞	洞
倉永永青永青南南南秋秋 林直斜最上中下 新葛最温閔月新下南浦勝荷			西西西西西
春 春 夕夕 芝 西			湖湖湖湖湖
浦 春 嶽 島 山 九 洞 芝 春 洞 亭 洞 木 木 木 勝 水 仙 田 松			土 上 中 菊 洞
中 內 新 浦 億 下 於			
洞 村 村 洞 村 德 村 村 村 洞 洞 村 村 口 城 城 城 坪 洞 洞 坪 村 洞 德 坪 夕 村 地 川			屯 村 村 浦 村
一五三			三〇七
二八四			
二二一			
一、八六三			四〇四
九六七			一、八六三
一、八四七			
一、六三五			
一、八六三			
六五二二三三二四六四七 七九二三二六一〇四二二			四一三 七一四六三 八九四五七
四四三三四四五二 六五三三〇四三			三二二二三三一 〇六五〇三四四 五四三二八四一
二一一三 四三〇五三七五五二八八八			一一三 三四六一九四二九八一 一一八九一六一一六八五二
一一二 八一三三五五六九八〇			二二二 一七二二二 二〇三六五

咸鏡北道茂山郡三長面

新洞

方巖	零南	內外	德清	樂泉	東嶺	水	水	銀
二十							東	東
儀內	鳳夕	水浦	山浦	幕項	北	山		
里里							下	上
德村	洞村	程村	洞村	洞村	洞村	洞村	洞村	洞村
二 八 三								
一	二	一	二	二	二	三	二	三
一〇	三一	一八	一〇	四四	〇〇	四一	五	六五
一、七 七 七								
一	一	一	一	一	一	二	二	二
六	一八	七八	三六	七	一六	三六	〇	二四二
〇	一〇	三七	〇八	四二	六四	四三	二	六五〇

道 路 等外道路 三上洞より農事洞に至る六里二十六町あり
 山 脈 白頭山脈 本面を東西に連亘す
 山 嶺 三下洞(十洞)西北に聳立す
 三 峰 三上洞(二洞)東北に聳立す、甌山、大盧稷山、小盧稷山
 河 川 西頭水 本面を東南に流る
 豆滿江 本面を西北に流る

洞 里 名 舊洞里名又は部落名

二	上	下	江
四	四		
洞	洞	洞	洞
三	一	三	數
八	〇	二七	
四	〇	五	人
二	三		口
四	五	六	
〇	三	五九	

咸鏡北道會寧郡鳳儀面

道 路 除外道路 南山洞、五柳洞、雲基洞を経て茂山郡界に至る

山 川 白頭山脈 本面の西に連貫す

五鳳山 本面東に聳立す

農	三	三
事	下	上
洞	洞	洞
<p>小簾新農紅三二上下 泰葛六小厚間十九八 三三上中下上下</p>		
<p>紅 開事岩 一一 秋 洞 (舊稱大洞) 仁 一 面上六六六五五</p>		
<p>燐岩拓洞洞所所所 洞坪 洞洞坪洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞洞洞</p>		
一五七	一四六	一七一
一一三三二一 二四六六三六〇八二	一一二二一一 二九八五四九八九六六	一一一一一一 九四八三〇六四
九一九	九七一	一一、二、二
二二一 五二二七六五〇七五 〇〇五三九二〇五五	一一三一一 四四二七四六六一〇 八五〇〇〇〇二六五五	一一一一 一八二一五八二 四四八五〇〇四

成鏡北道鍾城郡古邑二面

道 路 一 等 道 路 南 は 會 率 郡 界 よ り 行 營 洞、壽 洞 を 經 て 豊 谷 面 東 浦 洞 に 至 る

第 四 章 聚 落 の 大 小

河 川	南 山 洞	南 乙 洞	五 柳 洞	雲 基 洞 四 里
玉城山 本面東南境に在り 民沙峰 本面の南界をなす 南乙川 本面の中央を東北に向ひて流る	一 里	二 里	地 五 地 四 白 沙 玉 鳳 柳 玉 器 城 德	椽 雲 鞍 深 葛
獨 設 仲 南 芭 弁 治 山 基	獨 設 仲 南 芭 弁 治 山 基	便 三 德 鴻 仁 坊 飽 山	境 境 柳 玉 器 城 德	
洞 向 坪 底 田 洞	洞 向 坪 底 田 洞	洞 洞 洞 洞	洞 洞 洞 洞 洞 洞 洞 洞	洞 洞 洞 洞 洞 洞 洞 洞
戸	九〇	一〇〇	一〇〇	二二
數	四九九〇一七	一一〇二七	一一二二四 一〇二七	一一四三 六七九二七
人	六〇九	六八八	六六二	八〇三
口	二四三七六七一 〇八六四〇一	一一三 六三四五 二二四〇	一一一 六四九六 二二四九三	一一二 九五一六七 四一四八六

朝鮮の村落 (前篇)

二等道路 行營洞より東は龍溪面書院洞嶺(殿仲洞嶺)に至る
 山 窟山 は本面正北方に、梨峴は本面正西に聳立し、小川は本面東南を沿流して龍溪面五龍川に入る

行營洞	洛生洞	龍山洞	仲峯洞	屈山洞	蕪皮洞	蕪里名
孤南水蘆西内内外外	南洛水揚	富貧臥	仲梨西	窟窩瓦舉梨	客皮禾漢	蕪洞里名又は部落名
峯(俗稱也子) 夕浦洞 洞洞洞洞洞洞	生馬 夕洞洞洞洞洞洞洞	岩山龍 洞洞洞洞洞洞洞洞	秋原 洞洞洞洞洞洞洞洞	德(同) 子(俗稱) 上洞洞洞洞洞洞洞	水雪 德德洞洞洞洞洞洞	榛
二三三	一一〇	一五〇	一四二	一三三	八八	戸
三二二七五 二六四二九三一五一	一八一 一三五一	四七三 二〇八	三三六 八五九	一七一 六五四七	一一三 〇八四六	數
一、 一九四	八四九	九四三	八六六	八一〇	五八四	人
一一四二 一三二一八三九二七 二九二六三〇九〇三	六一八六 七七八七七	二四二 六〇七 七六〇	二一四 二九四 八七一	四一 二八九〇八 八九八六九	一三 六〇三七 八五九二	口

威鏡北道穰城郡永忠面

道 路

一等道路 會寧より穰城に至れる一等道路は豊谷面より本面に入り、北蒼坪洞南便河川邊を過ぎ、懷徳洞の西を経て北向し、一里十八町にして永瓦面界に至る

山 脈

靛山脈 本面を東西に連亘す

山 岳

靛山 懷徳洞の東南に在り本面、豊谷面及び慶源郡慶源面の三面に跨る

河 川

永忠川 懷徳洞の東に在り
七星峯 本面の南界を西に流る

洞 里 名

舊洞里名又は部落名

戸

數

人

口

懷 徳 洞

鶴洞村(俗稱姜屈浦)
朴石院洞村

一〇一

四二一

六〇八

三一八
〇三九
二九〇
七

北 蒼 坪 洞

北乙只大洞(俗稱설기리洞)
新草徳村(同 설기리洞)
莎草 徳村
巨乙只大村(同 설기리洞)

一六六

一五七
一六六
二六六
三五二

七六八

一一二
一〇〇
一〇〇
二八四
二七三
一〇〇

永 遼 洞

靛城坪洞(小童岩け靛城坪に含入す)
城洞(外内)
城洞(外内)
水口浦村(俗稱介子洞)
逃避村(胡洞把守里は逃避村に含入す)

七二

一八二
一七六
一七九

四五二

一三七
一五六
一〇九
七九

第五章 聚落の高度

第一節 著名聚落の眞高

聚落の發生及び發達には、地勢・氣候・風土・飲食物・防禦・資源・生産・政治・交通・商業・教育・治安・衛生・信仰等に影響さる所が極めて多いが、就中・水・食物・燃料は聚落形成の第一要件である。人類が集團生活を營むに當り、これ等の條件に對する選定の標準は、時代の變遷と、文化の進歩とに依りて、必ずしも一樣でない。しかしながら聚落が、漸次小部落より發達して大都市となり都邑を形成するには、交通、其他の條件よりして、平地や沿海に比し高地は不便である。朝鮮に於ける都城の盛衰を見るに、平壤（二二米）、金海（九米）、慶州（三九米）、扶餘（四〇米）、開城（三九米）、京城（三二米）の如き平地は、永く王城の地として繁榮した。これに反し百濟王の一時居城とした廣州（三四〇米）は、他にも原因があつて後らに公州（二〇米）に移つたのであるが、地理的に見て餘りに高地であつた爲めに、到底都城の地としては發達しなかつたであらう。各時代を通じて地方政治の機關たる道治郡治の官衙の如きも概ね平地に多く設置され、高地に在るものは僅少である。これと同様に今日の經濟上に重要なる地位を占むる都會も、仁川（三三米）、大田（五二米）、全州（三九米）、裡里（一三三米）、群山（七米）、光州（四五米）、木浦（一〇米）、大邱（三八米）、釜山（三〇米）、馬山（七米）、沙里院（一八米）、鎮南浦（八米八分）、

新義州(五米)、元山(七米)、咸興(二二米三分)、羅南(二二米)、清津(八米五分)等、多くは平地や沿海に分布し、その高地に在るもの、少いのは、人口の集中、物資の需給、交通の關係等より見て當然と謂はねばならぬ。

主要聚落眞高表

眞高	聚落	名
一〇米未満	平澤・永登浦・汝山・論山・大川里・唐津・群山 <small>(漢陽都廳の附屬)</small> ・木浦・咸平・浦項・馬山 <small>(慶原都廳の附屬)</small> ・金海・河東・鎮南浦・新義州・龍巖浦・杆城・三陟・蔚珍・元山・清津・鏡城	
一〇〇米以上	京城・仁川・議政府・楊平・驪州・安城・水原・官廳里・金浦・江華・長湍・開城・清州・公州・鳥致院・扶餘・舒川・洪城・禮山・瑞山・溫泉里・天安・全州・井邑・扶安・金堤・裡里・光州・潭陽・求禮・光陽・麗水・順天・高興・長興・海南・靈巖・羅州・靈光・莞島・濟州・西歸浦・大邱・盈德・慶州・高靈・星州・倭館・尙州・道洞・釜山・晋州・宜寧・咸安・密陽・梁山・蔚山・東萊・統營・固城・泗川・南海・金川・平山・馬山・長湍・殷栗・安岳・信川・載寧・黃州・沙里院・平壤・江東・中和・龍岡・江西・安州・義州・博川・定州・鐵山・通川・襄陽・江陵・咸興・定平・永興・高原・文川・德源・安邊・洪原・利原・端川・羅南・城津・鍾城・慶興	
一〇〇米以上	漣川・抱川・加平・利川・金良場・鎮川・忠州・大田・青陽・南原・淳昌・高敞・谷城・和順・康津・長城・珍島・軍威・義城・安東・永川・慶山・金泉・善山・醴泉・昌寧・海州・新溪・松禾・瑞興・順川・成川・永柔・价川・泰川・宣川・昌城・琴浪・北青・穩城・慶源	
五〇〇米以上	碧恩・沃川・永同・槐山・陰城・丹陽・清道・榮州・山清・遂安・德川・龜城・雲山・熙川・朔州・春川・原州・橫城・洪川・華川・伊川・興京里・明川・吉州	
一五〇〇米以上	錦山・茂朱・寶城・香松・開慶・乃城・咸陽・屏昌・陝川・谷山・寧遠・楚山・渭原・麟蹄・楊口・富寧	
二五〇〇米以上	任實・英陽・北鎮・孟山・寧越・金化・鐵原	

- 二五〇米以上 堤川・鎮安・陽德・寧邊・平昌・會寧
- 三〇〇米以上 廣州・平康・長水・江界・慈城・淮陽・旌善・茂山
- 五〇〇米以上 厚昌・長津・甲山・惠山鎮・新楚坡鎮・厚州古邑
- 一〇〇〇米以上 新豐里・仲坪場
- 一五〇〇米以上

朝鮮には山地帯の多い爲めに、小市街の高地にあるものも尠くない。即ち真高二〇〇米以上の位置に在る市街地は左の二十九箇所を算し、その最も高きは咸鏡南道豊山郡新豐里の一五〇米にして、これに亞ぐは咸鏡南道三水郡仲坪場の一〇二五米、咸鏡南道長津郡長津の九五〇米、咸鏡南道甲山郡甲山の八一〇米等である。尤も地勢の關係上、真高の高いものでも必ずしも山岳地とは稱し難い所もあり、中には高原若くは沿河地に屬して居るものもある。

真高二〇〇米以上の位置に在る市街地

市街地名	道名	郡名	真高	戸数	人口
廣州	京畿道	廣州郡	三四〇・〇 ^米	二四四 ^戸	一、四〇六 ^人
堤川	忠清北道	堤川郡	二五三・九	五〇九	三、八二五
鎮安	全羅北道	鎮安郡	二九〇・〇	五一六	二、九三八
任實	同	任實郡	二二五・〇	三二七	二、三二九
英陽	慶尙北道	英陽郡	二二五・〇	四四五	二、四一一

茂山	慈山	甲山	新架坡	仲坪場	新興里(豊山)	平康	鐵原	金化	寧越	平昌	旌善	淮陽	麟蹄	厚州古邑	厚昌	慈城	江界	北鎭	寧邊	寧遠	陽德	孟山
咸鏡北道	同	同	同	同	咸鏡南道	同	同	同	同	同	同	同	江原道	同	同	同	同	同	平安北道	同	同	平安南道
茂山郡	甲山郡	甲山郡	三水郡	三水郡	豊山郡	平康郡	鐵原郡	金化郡	寧越郡	平昌郡	旌善郡	淮陽郡	麟蹄郡	厚昌郡	厚昌郡	慈城郡	江界郡	雲山郡	寧邊郡	寧遠郡	陽德郡	孟山郡
四七〇・〇	六八六・〇	八一〇・〇	五七〇・〇	一、〇二五・〇	一、一五〇・〇	九五〇・〇	三八二・〇	二二〇・〇	二三五・〇	二〇七・〇	二九五・〇	三〇七・〇	三四五・二	五〇〇・〇	五三五・〇	三三〇・〇	三一八・〇	二〇〇・〇	二六〇・〇	二〇〇・〇	二五二・〇	二二五・〇
六六九	八〇一	三四九	六四二	二八八	二八二	五三八	一、六六九	四三四	四一九	三七七	二三〇	一九二	二九〇	三八一	七四〇	五二三	九四七	五三七	八三四	二九二	二九五	二〇九
四、二七六	四、七七八	二、一四七	三、一〇三	一、六一六	一、七五二	三、一四九	八、一九五	二、四八三	二、二四八	二、〇〇〇	一、五一九	一、三〇七	一、九八七	二、六七八	三、八四八	二、八五五	五、二五〇	三、三〇〇	四、四五三	一、九二七	一、六九四	一、一五三

聚落の發達には高度以外の條件も勿論強く働くけれども、右の主要聚落の眞高を一瞥しても明瞭なる通り、聚落の發達して市街地となるに最も適して居る高度は、大體に於て五〇米未滿にあるが如く、一〇〇米以上になると、地勢、其他の關係もあらうが、概して大なる市街は尠いのである。以上の二〇〇米以上の山地帯に於ける市街の大部分は鐵道の恩澤に浴して居らぬが、將來鐵道の開通されたる曉は、縱令高地聚落と雖もその戸口數は必然増加し、地形上の束縛はあるにしても、或る程度迄市街は膨脹して行くこと、思はれる。

第二節 聚落の高距限度

文化の進み生活の複雑となるに従つて、人類は高地より平地に移動し、聚落の發達は概して平地及び沿海地方に於て盛んに行はるゝ傾向を有して居るが、朝鮮に於ては平地に對する山地の面積が廣大にして、文化の進歩尙ほ幼稚なる地方が多い上に、住民の生活程度一般に低く、粗放なる農耕方法が行はれ、殊に農民中生活の窮迫に陥れる者の多い結果、平地帯の住民にして耕作地の得易き山地に深く分け入り、火田耕作によりて生活を營むものが甚だ多い。これが爲めに高地聚落の數は著しき數に上り、山地住民の多い點に於て、朝鮮は地理上竝に經濟上特色を有して居る。火田聚落に就いては山村の部に於て説明してあるが、近年諸種の事情によりて高地聚落の數は次第に増加し、地圖の上に明記されず、公の部落名を有しない小部落が、到る所の山地に存

在する。大聚落の發達には自ら高度に限りあるも、小聚落の發生にはその束縛少く、従つて平地帯に於ける生活の敗殘者は、取締の比較的寛にして自由に耕地の得らるゝ山地に侵入して住居を構へ、一〇〇〇米以上の高地聚落數も甚だ多いのである。されば火田民問題の解決に悩む朝鮮としては、聚落の高距限度を實地に就いて究むることは極めて大切なことであると信ずる。

由來朝鮮の地形は、京元鐵道に沿へる竹駕嶺地溝帯を境界線として、これを南鮮と北鮮とに區分されるが、南鮮には日本海岸に近く、半島の東側を元山附近より南に向へる大白山脈あり、金剛山（一六三八米）、大白山（二五六一米）等を起し、更に南走して朝鮮海峽に達し、大白山脈の西方には小白山脈、蘆嶺、車嶺等の山脈ありて北東より南西に進み黃海に没する。北鮮には白頭山より東南に走れる摩天嶺山脈、平安北道及び咸鏡南道の境界をなせる狼林山脈、蓋馬臺地の東稜たる赴戰嶺山脈を始めとし、咸鏡北道に小長白山脈、鴨綠江の左岸に江南山脈、その南にはこれと略ぼ平行して狄踰嶺山脈、妙香山脈ありて地形頗る錯雜せるも、概して言へば高山峻峯と稱すべきものは北鮮地方に多く、例へば摩天嶺山脈には小白山（二二七四米）、南胞崙山（二四三五米）、將軍峯（二二〇八米）、黃峯（二〇四七米）、白砂峯（二〇九八米）、大角峯（二一三一米）等が聳え、狼林山脈には稀塞峯（二二八五米）、猛扶山（三二二四米）、臥碣峯（三三六一米）、大紅山（二二五二米）、元宜勿山（二〇三一米）、小白山（二一八四米）狼林山（二〇一三米）等の諸峯散立し、赴戰嶺山脈には赴戰嶺、黃草嶺の如き諸嶺が屏立し、小長白山脈には冠帽山（二五四一米）、萬塔山（二二〇五米）あり、これ等の地方に二〇〇〇米を超える山峯が相當多數に上つて居る。それ

が爲め自然聚落も、高處に立地するものは南鮮よりも北鮮の山地帯に多く、眞高一〇〇〇米以上の高度に在る聚落に就いて見ても、南鮮に於ては僅に慶尙南道河東郡花開面德坪が智異山脈の南麓(二〇二〇米—二二〇米)に、江原道三陟郡上長面草田村が一五七二米の咸白山東南二軒の谷間(九七〇米—一〇七〇米)に在るのみで、その殆んど總べては竹駕嶺地溝帯以北の山地帯に散在して居る。今眞高一〇〇〇米以上の高度に在る部落數を郡別に擧ぐれば次の如くなつて居る。

豊山郡	三二五	長津郡	一九九	甲山郡	一七四	端川郡	一五〇	三水郡	一三二	吉州郡	六七	鏡城郡	六二
新興郡	四二	寧遠郡	三三	茂山郡	二一	明川郡	一九	北青郡	一八	江界郡	六	洪原郡	五
厚昌郡	三	咸州郡	二	孟山郡	一	定平郡	一	河東郡	一	三陟郡	一	計	一、二六二

即ちその最も多いのは北鮮に於ける、狼林山脈と摩天嶺山脈との間に廣く蟠居する蓋馬臺地の中樞、豊山郡の四郡のみにて八二〇に達し、總部落數の六割五分を占め、摩天嶺山脈の南側を包含する端川郡の一五〇これに次ぎ、小長白山脈の冠帽峯(二二七一米)、雪嶺地方を包含する鏡城郡には六二あり、新興郡四二、寧遠郡三三、茂山郡二二等の順序となつて居る。これ等部落の立地せる地形を見ると次の如く、谷間に在るもの最も多くして四六六を數へ、沿河の三三四これに次ぎ、沿道一〇八、平地八八、臺地八一、山腹七七であるが、平地及び濕地は河川沿岸の低地に多い。而して谷間、沿河、河岸段丘、濕地及び平地に位置する部落の總數は九五

榮州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
順天	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	五六	四四	四〇	六六	三三	九	七	二	一〇	一三

備考 一、濕地及び平地は河川の附近に在るもの多し

二、地形の區分中「沿道」の欄には、假令部落が谷間、平地等に在るも道路との關係最も密接なるものを掲記す

三、本調査中には純粹の聚落に非ざるも孤立莊宅及び二三の寺を含む

四、本調査は秘密地圖の分を除く、以下各表同じ

次に右部落の高度を見ると左表の如く、一一〇〇米—一二〇〇米未滿の三三六最も多く、一二〇〇米—一三〇〇米未滿の二九七これに次ぎ、一〇〇〇米—一一〇〇米未滿の高度に立地するものは二七二にして前二者よりも少いのであるが、これは部落の最も多き蓋馬臺地一帯の高度が異常に高いことを物語るもので、この地方には河床に在りて而かも一〇〇〇米、一一〇〇米を超えるものも屢々見受けられるのである。それから一三〇〇米—一四〇〇米未滿は一九五、一四〇〇米—一五〇〇米未滿は一二二で相當に多いが、一五〇〇米—一六〇〇米未滿になると僅に四五で俄に激減し、一六〇〇米以上のものは吉州郡陽社面大澤（一四八〇米—一六二〇米、同面板橋洞（一五七〇米—一六二〇米）、豊山郡熊耳面水通洞（一五八〇米—一六四〇米）、同郡安水面水上里洪成水（一四四〇米—一六〇〇米）、及び豊山郡安水面石場の一部（一五六〇米—一六三〇米）の五部落で、大澤及び板橋洞は、何れも摩天嶺山脈中に突起する大角峯の東北方、咸鏡北道茂山郡三社面臺地の南邊縁に在りて、南方には南大川が東南に向ひて流れ、部落は南面の緩傾斜を成して居り、後の三者は何れも蓋馬臺地最高地方の部落にして、水通洞

及び石場は谷間、洪成水は河岸段丘に在る。右の内、水通洞の一五八〇米—一六四〇米が最も高く、これより以上の高度に立地するものは未だ見受けることが出来ない。

聚落の高距限度

圖	縣	名	一〇〇〇米— 一〇〇〇米未満	一〇〇〇米— 一〇〇〇米以上	一〇〇〇米— 一〇〇〇米以上	一〇〇〇米— 一〇〇〇米以上	一〇〇〇米— 一〇〇〇米以上	一〇〇〇米— 一〇〇〇米以上	一〇〇〇米— 一〇〇〇米以上	計
甲	山	山	九	三	一〇	三	三	三	三	三
洪	原	原	九	三	一〇	三	三	三	三	三
長	津	津	三	三	三	三	三	三	三	三
惠	鐵	鐵	三	三	三	三	三	三	三	三
北	山	山	三	三	三	三	三	三	三	三
羅	南	南	六	三	三	三	三	三	三	三
吉	州	州	二	三	三	三	三	三	三	三
熙	川	川	九	三	三	三	三	三	三	三
厚	昌	昌	七	三	三	三	三	三	三	三
成	興	興	七	三	三	三	三	三	三	三
寧	遠	遠	一	三	三	三	三	三	三	三
江	界	界	一	三	三	三	三	三	三	三
榮	州	州	一	三	三	三	三	三	三	三
順	天	天	一	三	三	三	三	三	三	三
總	計	計	三三	三三						

更に部落の傾斜度を知ることが容易でないが、試みに各部落に就きて其の最低部と最高部とを測定し、其の

間に幾何の距りを有するかを調査すると、適確なる傾斜度には非ざるも、略々其の程度を察することが出来るであらう。これに據れば三〇米—五〇米未満の二九二が最も多く、二〇米—三〇米未満の二五三これに次ぎ、一〇米—二〇米未満一八〇、五〇米—七〇米未満一六四等の順序であるが、一〇〇米—一五〇米未満二二〇、一五〇米—二〇〇米未満二三、二〇〇米以上一九の如く、最低部と最高部の開きの大なるもの多きは、北鮮山地帯に於ける部落が、主として火田民の聚落で、谷間、河岸、山麓、山腹等到處容易に耕作地が得られ、民家が廣く點在し、一地點に凝集する力が弱いのに因由するところが多いであらう。

高地聚落の傾斜

圖幅名	同一高度	一〇米未満	一〇米以上	二〇米以上	三〇米以上	五〇米以上	七〇米以上	一〇〇米以上	一五〇米以上	二〇〇米以上	計
甲山	三	七	七	二六	二二	四	四	六	七	八	一〇〇
洪原	一	七	七	二六	二二	四	四	六	七	八	一〇〇
長津	九	九	七	三三	二二	五	一〇	一五	四	一	一〇〇
惠山嶺	六	四	六	二八	二二	九	四	五	一	一	一〇〇
北青	一	一	一〇	二二	二二	九	一〇	一〇	二	一	一〇〇
福南	五	二	三	二二	二二	四	四	四	一	一	一〇〇
吉州	一	一	二	六	二	六	四	九	一	一	一〇〇
照川	一	一	二	一	八	七	三	三	一	一	一〇〇
原昌	二	一	一	一	三	四	三	三	一	一	一〇〇
咸興	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇

寧遠	江界	榮州	順天	總計
1	1	1	1	天
1	1	1	1	言
1	1	1	1	一〇
1	1	1	1	三三
1	1	1	1	三三
1	1	1	1	二五
1	1	1	1	一六
1	1	1	1	三三
1	1	1	1	三〇
1	1	1	1	三三
1	1	1	1	一九
1	1	1	1	一三
1	1	1	1	三三

備考「同一高度」の欄には、無傾斜の台地又は平地に立地せるもの、外、同一高度の段丘上に在る部落、傾斜地に於ける孤立住宅、二三の寺を含む

第三節 高地聚落の戸口

眞高一〇〇〇米以上の高地聚落に就き、その圖幅名、部落、眞高、較差、戸數、人口、地勢を見ると左の如くなつて居る。これを見ると、この地帯に形成せる相當大部落の少くないことがわかるが、また高地聚落に於ける一部落の較差には甚だ大なるもの、多いことが知れる。即ちその二〇〇米以上に及ぶものは、長津郡南面最香庄の三四〇米を始め、寧遠郡小白面小東洞の三〇〇米、豐山郡安山面長洞の二七〇米、甲山郡同仁面西便洞の二六〇米、三水郡別東面三興里の二五〇米、長津郡新南面大興庄の二四〇米、甲山郡會麟面南向里の二〇〇米等一九あり、一〇〇米以上の較差を有するものに至つてはその數が甚だ多いのである。

高地聚落の眞高、較差、戸口、地勢表

圖幅名	部落名	眞高	較差	戸數	人口	地勢
甲山	三水郡別東面(盤洞)	二〇一	一三〇	〇	—	〔谷間に在り、西北三軒に一五八六米の雲柱峰、南四軒に一七六
仲坪場	三水郡別東面(屹立里)	二〇一	一三〇	〇	—	〔五米の白鳥峰聳え、北四軒の處を甲山慈山間二等道路北向す
	三水郡別東面(屹立里)	二〇一	一三〇	〇	—	〔谷間に在り、西一軒餘に雲柱峰聳立し、東三軒の處を甲山より
	屹立洞)	二〇一	一三〇	〇	—	〔慈山嶺に至る二等道路北向す

三水郡 好仁面 (重興寺)	1100	1	1	1
三水郡好仁面菰田里	1050—1100	5	5	1
三水郡好仁面國恩里	1000—1050	5	5	1
三水郡邑館面龍川里	1000—1100	5	5	1
三水郡邑館面桂梅徳里	1000—1050	5	5	1
三水郡邑館面(麻田)	1050—1000	5	5	1
三水郡三南面仲坪場	1050	1	26—26	1
三水郡三南面檜洞里	1000—1050	5	5	1
三水郡邑館面 (成自浦)	1000—1100	5	1	1
三水郡別東面上發里	1050—1000	5	5	1
三水郡別東面三興里	950—1000	5	5	1
三水郡邑館面新成里	1050—1000	5	5	1
三水郡邑館面長項里	1000—1050	5	5	1
三水郡邑館面龍川里 (中村)	950—1000	5	5	1
甲山郡會麟面直洞里 (變化徳)	1100—1200	5	5	1
甲山郡會麟面南向里	1050—1100	5	5	1
甲山郡會麟面壯佳里	1100—1200	5	5	1

第五章 聚落の高度

部落には非ざるも参考の爲め掲記す、好仁面の東端にして別東面に接す
 谷間に廣く散在し、北一籽には一二七三米の銀洞嶺ありて小路を造す
 西北より東南に向へる一條の聯絡部落を貫く、三水城内里に南四籽の處に在り
 仲坪場より高岩浦に至る二等道路部落を貫きて西北に向ふ
 仲坪川左岸の傾斜地に在り、部落の北側を一捺の小路曲走す、南二・五籽に仲坪場あり
 仲坪場より別東面に向へる一條の連絡は部落を貫きて東北に向ふ、西〇・五籽に仲坪川北流す
 仲坪川沿岸に密集す、三條の連絡及び三條の聯絡を放射せり東北二籽には一四三四米の闊起峰あり
 北三籽には一四三四米の闊起峰あり、東南側を一條の聯絡東北に向ひて走る
 仲坪川上流右岩仲坪場の北三籽に在り、部落は東に山を負ひ西向き、川に臨んで點在す
 仲坪場より北向し來れる連絡は部落の西側を過ぎて更に北し、東二・五籽の處には盧川江曲流北向す
 雲龍江支流の溪谷に東西に長く點在す、南三籽には一七六五米の白鳥峰、西北四籽には一五八六米の雲柱峰聳ゆ
 仲坪場の北三籽、仲坪川上流右岸の地に在り、部落は闊起峰西麓の谷間に西向きに狭長に散在す
 仲坪場より別東面に向へる連絡は部落の東側を過ぎて東北に走り、南二籽には一四三四米の闊起峰あり
 仲坪場より高岩浦に至る連絡部落を貫きて東北に向ふ、北には南北に狭長なる濕地續く
 北四籽には一四三四・五米の闊起峰あり、部落は山腹の傾斜地に散在す
 直洞里の東端に在り、部落は東南より西北に向ひ約二籽の谷間に點在す
 西四籽の處を盧川江北流し東南四籽には一三二四・二米の節徳山聳立す

朝鮮の聚落(前篇)

甲山
院徳寺

甲山郡會麟面(乾洞)	二四〇—二五〇	二〇	一	一	西北方三軒にして戰天峰あり、盧川江は北二軒の處を流北走し部落は山陰中腹に在り
甲山郡會麟面田基里	二五〇—二六〇	二〇	八	三	谷間に在り、西に一四三四米の瀾起峰聳え、東西・五軒に三一三四米の節徳山あり
三水郡三南面華山中里	二〇〇—二一〇	二〇	三	三〇	小川の沿岸に點在し、部落の西側を北に向へる一條の驛路あり
三水郡三南面華山上里	二〇〇—二一〇	二〇	三	二〇	東南二軒の處には一五九三米の華蓋峰聳立す
三水郡三南面麟岩里	二〇〇—二一〇	二〇	七	三〇	小川の左岸に沿ひて點在し、一條の驛路部落の東側を南北に走り、東南二軒の處に一五九三米の華蓋峰あり
三水郡三南面下石里	二六〇—二七〇	三	三	二七	仲坪川左岸の傾斜地に在り、西一軒には一五九三米の華蓋峰あり
三水郡三南面中石里	二六〇—二七〇	三	三	二九	小川の沿岸に在り、南には濕地續き、西北二軒には一五九三米の華蓋峰あり
三水郡三南面石隅里	二〇〇—二一〇	二〇	九	二〇	下石里の西隣、小川の沿岸に在り、西北一・五軒に一五九三米の華蓋峰を築む
三水郡三南面新興里	二〇〇—二一〇	二〇	二〇	二〇	小川の沿岸に點在し流れに沿ひて東西に走れる一條の驛路あり、西北一軒餘の處に一五九三米の華蓋峰あり
三水郡三南面柳洞里	二〇〇—二一〇	二〇	一	二〇	小川に沿ひて東西に走れる一條の驛路の兩側に在り、北一軒には一五九三米の華蓋峰聳立す
三水郡三南面院徳場里	二〇〇—二一〇	二〇	七	三三	一條の小路部落を貫く、北には濕地あり
三水郡三南面川坪里	二〇〇—二一〇	二〇	六	三三	仲坪川の沿岸に在り、上里より北向し來れる一條の達路は此の地を過ぎ流れに沿ひて西北に走り仲坪場に至る
三水郡三南面檢坪里	二〇〇—二一〇	二〇	六	三三	仲坪川右岸に在り、上里より仲坪場に至れる一條の達路は部落を貫き流れに沿ひて北走す
三水郡三南面南邊里	二〇〇—二一〇	二〇	三	二二	仲坪川右岸に在り、上里より仲坪場に至れる達路は部落を貫き流れに沿ひて北に向ふ
三水郡三南面南淮里	二〇〇—二一〇	二〇	三	二二	仲坪川右岸に在り、上里より北向し來れる達路は此の地を過ぎ流れに沿ひて更北し仲坪場に至る
三水郡三南面新昌里	二〇〇—二一〇	二〇	八	二九	南淮里の南、仲坪川の上流に跨つて立地す。南四軒の處に一七五一米の紫星嶺あり小路によりて通す
三水郡三南面花溪里	二〇〇—二一〇	二〇	八	三三	仲坪川の上流右岸に在り、流れに沿へる一條の驛路は部落の北を過ぐ

三水郡三南面北水里	1120—1130	10	10	六
三水郡三南面(東新)	1100—1120	20	1	1
豊山郡 熊耳面 (屏風河)	1210—1234	24	1	1
豊山郡熊耳面(南峯)	1230—1260	10	1	1
甲山郡山南面(大福)	1100—1110	10	1	1
甲山郡山南面會福里	1120—1100	20	1	三六
甲山郡山南面(三浦)	1120—1130	10	1	1
甲山郡山南面(曹毎)	1200—1210	20	1	1
甲山郡山南面草坪里	1120—1120	10	1	二七
甲山郡 山南面 (下草坪)	1120—1130	10	1	1
甲山郡山南面(新豊)	1120—1130	20	1	1
甲山郡山南面圓峰里	1020—1040	10	1	一四
甲山郡山南面丹原里	1030—1120	20	1	一四
甲山郡山南面於隠里	1020—1030	10	1	一七
甲山郡山南面隱崎里	1040—1100	20	1	四六
甲山郡山南面(伐河)	1100	1	1	1
甲山郡 山南面 (柯幕河)	1120—1130	20	1	1
甲山郡山南面時化里	1060—1080	20	1	二三

第五章 聚落の高度

仲坪川上流左岸に在り
 仲坪川支流沿岸溪谷に在り、南二・五軒には一七五一米の紫屋嶺あり小路によりて通ず
 北四軒の處に一七五一米の紫屋嶺あり
 谷間に在り、北二軒にして甲山郡山南面と界す
 熊耳江上流の谷間に在り、北五軒の處に一七〇二米の喜色峰あり
 熊耳江上流の溪谷に在り、江に沿ひて化走し來れる遠路に此の地を過ぎて仲坪場に向ふ
 會福里の西南に在り、西北約五軒には紫屋嶺あり
 熊耳江上流溪谷に在り、北二軒にして會福面と界す
 山南面の北端に在り、部落の南には驛路ありて西惠文嶺を経て院徳場里に至る
 虚川江支流の上流溪谷に在り
 一七〇二・一米の喜色峯の南三軒半、虚川江支流の谿谷に介在す
 虚川江支流の谿谷に在り
 熊耳江支流の谿谷に在り、部落の中央を走る驛路一條あり
 熊耳江上流の谿間に在りて、部落の中央には東西に貫通する驛路一條あり
 於隠里の約一軒西北に在り
 背後に一七三四・四米の山を控へ部落は山の中腹に於て南面に立地す
 南方二軒の處に虚川江の流れあり。東方約三軒の處に大徳嶺少
 虚川江支流の上流谿谷に在り、東北三軒にして一五五八・二米の大徳山嶺少

朝鮮の聚落（前篇）

甲山郡山南面 (拖嶽谷)	1120	1	1	1	喜色峰の東北二軒の處に數戸の民家あり
甲山郡山南面石幕里	1100—1130	1	1	1	大徳山南麓に在り部落は南北一・五軒に互つて狭長に敷在す
甲山郡會麟面東水里	1120—1100	10	10	10	仲坪川支流沿岸の谷間に在り、東南三軒の處に一七〇二米の喜色峰あり
甲山郡會麟面別興里	1120—1100	10	10	10	仲坪川上流右岸の緩傾斜地に在り、部落の東側に南北に走れる一條の小路あり
甲山郡會麟面 (翠人里)	1120—1110	10	10	10	仲坪川支流右岸の傾斜地に在り、東北二・五軒の處に一三九一 米の慈文嶺あり
甲山郡會麟面陸浦里	1100—1130	10	10	10	谷間に在り、東一・五軒に一三九一米の慈文嶺あり、部落を東 西に貫く聯絡は此嶺を過ぎて山南面に入る
甲山郡會麟面 (明堂里)	1120—1130	10	10	10	仲坪川右岸の平地に在り、北〇・五軒の處に一三七〇米の利泰 嶺あり
甲山郡會麟面羅山里	1120—1130	10	10	10	仲坪川右岸の平地に在り、部落の西南側に一條の聯絡あり
甲山郡會麟面檜山里 (内羅山)	1100—1100	10	10	10	仲坪川右岸の平地に在り、部落を南北に貫く一條の聯絡あり
甲山郡會麟面(檜洞)	1110—1130	10	10	10	仲坪川右岸の平地に在り、東西に走れる一條の小路は部落の中 央を貫く
甲山郡會麟面上里	1010	1	1	1	谷間に在り、東三・五軒には一三二九米の觀山嶺あり
甲山郡會麟面 (寺岳里)	1100—1120	10	10	10	谷間に在り、一條の小路部落を貫く、東二軒に一三八六米の蓮 頭峰あり
甲山郡會麟面 (長徳里)	1000—1030	10	10	10	谷間に在り、東一軒除の處には一三八六米の蓮頭峰あり、一條 の小路部落を南北に貫く
甲山郡會麟面新興里	1110—1120	10	10	10	谷間に在り、東北一・五軒に一三八六米の蓮頭峰、東南一軒に 一五五八米の大徳山嶺立す
甲山郡長平面東興里	1130—1130	10	10	10	支那人一戸八人あり、谷間に在り、流れに沿へる一條の聯絡は 部落を東西に貫く、東南三・五軒に觀峰あり
豊山郡里仁面内里	1100—1110	10	10	10	小川に沿ひて南北に狭長に敷在す、部落より三條の聯絡及び一 條の小路を出せり
豊山郡里仁面 (清龍内)	1120—1130	10	10	10	谷間に在り、谷底には一條の小路あり、東二軒の處を黄水院江 曲流北走す
豊山郡里仁面(水砦)	1110—1130	10	10	10	谷間に在り、部落より三條の小路を出せり、東二軒の處には黄 水院江曲流北走す

甲山
都倉

豊山郡里仁面山店徳里	110-1120	七	六	二七
豊山郡里仁面(院邊)	100-1010	七	一	一
豊山郡里仁面(草坪里)	110-1120	七	一	一
豊山郡里仁面新昌里	100-1110	七	二	一〇六
豊山郡里仁面	130-1320	七	一	一
豊山郡里仁面(明堂里)	100-1020	七	一	一
豊山郡里仁面新明里	100-1020	七	一	一
豊山郡里仁面(小上里)	110-1100	七	一	一
豊山郡里仁面舞金里	110-1120	七	九	三〇
豊山郡里仁面(新加財洞)	130-1320	七	一	一
豊山郡里仁面(蘆田項)	110-1100	七	一	一
豊山郡里仁面(魯欲徳)	110-1120	七	一	一
豊山郡天南面新興徳里	110-1120	七	三	四三
豊山郡天南面麻土里	100-1020	七	三	一八
豊山郡天南面(長徳)	130-1320	七	一	一
豊山郡天南面(黄城洞)	100-1100	七	一	一
豊山郡天南面(如雲洞)	100-1010	七	一	一
豊山郡天南面水洞里	110-1120	七	四	三二
豊山郡天南面果山里	110-1120	七	九	二七
豊山郡天南面(東新里)	110-1120	七	一	一
豊山郡天南面陽坪里(新昌洞)	100-1020	七	三	三三

第五章 聚落の高度

〔黄水院江左岸の谷間に在り、部落より三條の聯路及び一條の小路を出せり〕
 黄水院江右岸に在り、部落を東西に貫く聯路あり
 黄水院江右岸の傾斜地に在り
 谷間に在り、東一籽にして一五八九米の黄土嶺の臺地あり
 一五八九米の黄土嶺臺地西側の谷間に在り、部落を東西に貫く一條の聯路あり
 谷間に在り、部落は流れに沿ひて東西に狭長に點在す
 谷間に在り、東北四籽に一八三九米の觀峰聳え立つ
 谷間に在り、東北三籽の處に一八三九米の觀峰を望む
 西北方約一籽高度一五〇六米の處に数戸の民家あり。一五八九米の黄土嶺南麓に在り
 緩傾斜地に在り、西三籽の處を黄水院江曲流北走す
 緩傾斜地に點在す、部落の西南に一條の聯路あり
 小川右岸段丘上に點在す、端川より都倉を經て甲山に至る連路は部落の東一籽の處を北走す
 谷間に在り、端川より都倉を經て甲山に至れる連路は北二籽の處を北走す
 台地上に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり
 谷間に在り、西一籽の處に一五八九米の黄土嶺あり
 間谷に在り、一條の聯路部落を南北に貫く、北六籽には二一五〇米の檢徳山聳ゆ
 谷間に在り、南二より五籽に一七〇六米の鶴峰あり
 西に一七〇六米の鶴峰聳ゆ。谷間に在り
 谷間に在り、一條の小路部落の南に走る。西南三籽一三三一米の烽火山あり
 谷間に在り、南北に走れる一條の小路は部落の東側あり

朝鮮の聚落 (朝鮮)

地名	標高	方位	備考
豊山郡天南面寺里	1100-1080	西	谷間に在り、流れに沿へる一條の驛路部落を南北に貫く
豊山郡天南面樺德里	1100-1100	西	〔谷間に在り、流れに沿へる一條の小路部落の南側を東西に走る、又南に小路を出す〕
豊山郡天南面(去無德洞)	1100-1100	西	段丘に在り、部落の西を南北に走れる一條の小路あり
豊山郡天南面(正富徳)	1100-1100	西	〔南大川左岸の段丘に在り、部落を貫く一條の小路あり、東北六籽には二一五〇米の檢徳山あり〕
端川郡北斗日面(新川洞)	1100-1100	西	谷間に點在す、西南二・五籽には二〇〇三米の萬塔山聳立す
甲山郡雲興面鳳頭里	1080-1080	六	雲龍江右岸の谷間に在り
甲山郡雲興面生長里	1080-1080	西	〔雲龍江岸の谷間にあり、西南二籽には一五六四米の雲頭峰あり〕
甲山郡雲興面(東吾曲)	1100-1120	西	雲龍江岸に在り、部落の背後は類岩を成す
甲山郡雲興面(細洞)	1100	西	建物の配號二あり。雲龍江支流の豁谷に在り
甲山郡雲興面東興里	1100-1100	西	憲兵出張所を置かれたることあり
甲山郡雲興面雪嶺甲	1100-1100	西	〔南方三籽の處に一六二七米の長徳峰あり、部落は雲龍江右岸に在り〕
甲山郡雲興面(水研洞)	1100-1100	西	雲龍江の上流に沿ひて民家數在す
甲山郡雲興面(南湯洞)	1100-1100	西	〔北一籽の處には東西四籽南北一籽半の濕地あり、其の中央は池をなす〕
甲山郡雲興面(峯下)	1100	西	東方四籽の處に一八三六米の雲嶺峰あり
甲山郡雲興面(小樺洞)	1100-1100	西	一七二二米の山南麓に二、三戸あり
甲山郡雲興面(大樺洞)	1100-1100	西	〔谷間に在り、東には柳峴ありて、柳峴の特近くに巳に民家見ゆ〕
甲山郡雲興面(柳洞)	1100-1100	西	北三籽の處に二〇四二米の小大角峰あり。南三籽にして端川郡北斗日面と界す。谷間に在り
甲山郡雲興面龍岩里(場水)	1100-1100	西	北一籽半にして一五五三米の高徳山聳立す

甲山
東興里

甲山
倭巨里

甲山
惠里

甲山郡 雲興面	1100—1100	50	115
端川郡南斗日面 (遠峯洞)	1100—1100	50	115
端川郡南斗日面 (黃雲洞)	1100—1100	50	115
端川郡南斗日面 (水蒸洞)	1100—1100	50	115
端川郡南斗日面 (嶺)	1000—1100	50	115
端川郡南斗日面 (東山)	1000—1100	50	115
端川郡 水下面 (炭釜洞)	1000—1100	50	115
端川郡南斗日面 (大福洞)	1000—1010	50	115
端川郡南斗日面 (探藥洞)	1000—1000	50	115
端川郡北斗日面 (大西谷)	1100—1100	50	115
端川郡北斗日面 (小西谷)	1100—1100	50	115
端川郡北斗日面 (別有洞)	1100—1100	50	115
端川郡北斗日面 (女眞坪)	1010—1000	50	115
端川郡北斗日面 (柏田)	1100—1100	50	115
端川郡北斗日面 (小麻德)	1100—1100	50	115
端川郡北斗日面 (麻德庄)	1000—1100	50	115
端川郡北斗日面 (九十嶽)	1100—1100	50	115
端川郡北斗日面 德應里	1100—1100	50	115

第五章 聚落の高度

靈頭峰南麓の谷間に部落あり
 部落の南側を東北に走れる一條の小路あり、北〇・七杆に一五九七米の龍淵山あり
 部落の西側を南北に走れる一條の驛路あり、南一杆に一五六五米の覆蓋峰聳立す
 一五六五米の覆蓋峰の東南側に在り、部落の中央を南北に走れる一條の驛路あり
 南一杆に一五六五米の覆蓋峰聳え、部落は谷間に在りて一條の小路谷底を走る
 東に赤木嶺あり。部落は谷間に在り、東南三杆に一二六四米の山峰山聳ゆ
 東北二杆の處に一五九七米の龍淵山あり。部落は谷間に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり
 大福洞の西隣の地なり。部落は谷間に在り、部落を貫きて南北に走れる一條の小路あり
 谷間に在り
 谷間に在り、一條の小路部落を貫く
 南方五杆半の處に一五〇六米の德滿山あり。部落は谷間に在りて谷底に一條の小路走る
 東城津より北惠山鎮に至る二等道路沿ふ
 龍岑より倭巨里を経て新徳場に至る遠路部落を貫きて北す
 龍岑より倭巨里を経て北走し來れる遠路は部落の東を過ぎて更に北向し新福場、惠山鎮に至る
 傾斜地に在り、一條の驛路部落を貫く、龍岑より倭巨里を経て新福場に向へる遠路は部落の西を過ぐ
 北大川支流右岸の台地上に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり
 北には城津より惠山鎮に至る道路あり

端川郡北斗日面 (新興洞)	1120—1130	20		
端川郡北斗日面 (元水洞)	1010—1011	10		
端川郡北斗日面 (南別里)	1020—1020	20		
端川郡北斗日面南別里 (南節谷)	1080—1120	100		
端川郡北斗日面 (南城德)	1110—1120	20		
端川郡北斗日面 (陰地洞)	1080—1090	20		
端川郡北斗日面 (陽地洞)	1120—1130	20		
端川郡北斗日面 (大檢)	1120—1120	20		
端川郡北斗日面 (小檢)	1110—1110	100		
端川郡北斗日面 (金洞直谷)	1090—1100	20		
端川郡北斗日面 (盤峰)	1120—1120	100		
端川郡北斗日面 (新節谷)	1090—1100	20		
端川郡北斗日面 (林野洞)	1090—1120	20		
端川郡北斗日面 (臥洞)	1100—1120	20		
端川郡北斗日面 (東新德)	1100—1120	20		
端川郡北斗日面 (長山)	1120—1120	20		
端川郡北斗日面 (市井浦)	920—1010	20		

谷間に在り、部落より四條の小路を放射せり

谷間に在り、東一軒半にして威鏡北道城津郡鶴西面と界す

城津より新福場を経て蕙山鎮に至る道路に沿ふ

東二軒の處に一五〇六米の德滿山あり

東北二軒の處に德滿山聳ゆ

德滿山南麓の溪谷部落なり

德滿山南麓の溪谷部落なり

谷間に在り、東北三・五軒の處には一五〇六米の德滿山聳え立

谷間に在り、谷底を南北に走れる小路あり又東に一條の小路を

出せり

谷間に在り、一條の小路部落を貫く

東南方二軒の處に一二八九米の烽燧あり

東一軒にして威鏡北道城津郡に境す

城津郡鶴西面と境す

谷間に在り、谷底を南北に過ぐる一條の小路部落を貫く、南に

一四二四米の山を風近く控ゆ

溪谷に在り、谷底を東西に過ぐる小路部落を貫く

一條の小路部落を南北に貫く、東三軒の處には一五〇六米の德

滿山聳立す

台地の北邊線に在り、西一軒餘の處を北大川南流す

甲山
魚坪里

端川郡北斗日面龍陽 甲委足里	1000—1010	〇	五七二、七五	谷間に在り、龍峯より堡互里を經て北走し來れる遂路は部落を貫きて更に北し龍福場、惠山鎮に至る。
端川郡北斗日面 (慶田)	1100—1100	〇	—	部落を東北に貫く一條の小路あり、東〇・五軒には龍峯より堡互里を經て惠山鎮に至る道路北走す。
端川郡北斗日面 (黃鐵洞)	1010—1020	〇	—	南方二軒に銀鈴の鎮山あり。谷底を走れる一條の小路部落を東西に貫く。
端川郡北斗日面 (芝草庄)	1100—1100	〇	—	北大川支流右岸台地の邊縁に在り。
端川郡北斗日面 (東村)	1110	—	—	北大川支流右岸台地に在り、部落の西には南北に走れる一條の聯路あり。
端川郡北斗日面 (仲德)	1010—1020	〇	—	小川左岸の段丘上に點在す。一條の小路部落を東西に貫く。
端川郡北斗日面 (新德)	1100	—	—	北大川右岸の台地に在り、南北に走れる聯路と東西に向へる小路とが此の地に於て交錯す。
端川郡北斗日面 (白岩洞)	1020—1110	〇	—	谷間に在り、東西に谷底を走れる聯路部落を貫く。
豊山郡里仁面廣下里	1020—1100	〇	五	黃水院江の左岸に在り。
豊山郡里仁面 (安樂里)	1020—1020	〇	—	黃水院江左岸に在り。
豊山郡里仁面(涌泉)	1080—1020	〇	—	盤德里の對岸、地境里川左岸の地に在り。
豊山郡安山面 (盤德里)	1110—1120	〇	—	黃水院江と地境里川との合する所に近く部落あり、南には濕地あり。
豊山郡安山面 (屏風洞)	1020—1020	〇	—	地境里川岸の溪谷に在り。
豊山郡安山面 (老龍峰)	1124—1100	〇	—	東南方三軒の處には一六六〇米の老龍峰聳え、北に草德坪の濕地續く。
豊山郡安山面 (細長嶺)	1120—1100	〇	—	黃水院江左岸に在り。
豊山郡安山面 (安浦洞)	1120—1120	〇	—	黃水院江左岸に在り。
豊山郡安山面 (德屯地)	1120—1120	〇	—	黃水院江左岸に在り。

第五章 聚落の高度

豊山郡安山面 (興利洞)	110—120	5	—	—	黄水院江左岸に在り
豊山郡安山面 (砂草坪)	1000	—	—	—	黄水院江の右岸、莫德坪の濕地の北に在り
豊山郡里仁面 (水碓洞)	1010—1080	5	—	—	黄水院江左岸に在り
豊山郡安山面 (麻田洞)	1080—1000	5	—	—	黄水院江右岸、莫德坪の東に在り、東方二軒には老龍峰變ゆ
豊山郡里仁面 (厚嶺洞)	1010—1010	5	—	—	溪谷に在り、北二軒には一四〇〇米の烽燧峰變ゆ
豊山郡里仁面 (院浦里)	1150—1150	5	七	三	烽燧峰西麓、黄水院江右岸に在り
豊山郡里仁面 (上函項)	1200—1150	5	二	五	烽燧山の北二軒に在り
豊山郡安山面 (圓峰)	1180—1130	5	—	—	烽燧峰の東北二軒に在り、部落は廣く散在す
豊山郡安山面 (深浦)	1100—1100	5	—	—	黄水院江の右岸に在り
豊山郡安山面 (斜陽別)	1100—1100	5	—	—	黄水院江支流の溪谷に在り、北二軒半の處には一六六〇米の老龍峰、東三軒には一七六〇米の希砂峰あり
豊山郡安山面 (滋幣)	1100—1130	5	—	—	黄水院江右岸に在り
豊山郡安山面 (長洞)	1100—1150	5	—	—	黄水院江右岸に在り、部落は廣く點在す
豊山郡安山面 (叡防洞)	1150—1150	5	—	—	〔東に長洞嶺ありて天南面との境をなす、南三軒の處には一六二二米の頭雲峰あり〕
豊山郡安山面 (雙浦)	1100—1180	5	—	—	小路に沿ひ西三軒にして一三九五米の叡防洞嶺あり
豊山郡安山面 (水邊村)	1020—1180	5	—	—	黄水院江右岸に在り
豊山郡安山面 (昭洞)	1100—1180	5	—	—	黄水院江右岸に在り
豊山郡安山面 (東興村)	1100—1130	5	—	—	黄水院江支流の溪谷に在り
豊山郡安山面 (東新洞)	1100—1130	5	—	—	黄水院江支流の溪谷に在り
豊山郡安山面 (東新洞)	1100—1130	5	—	—	一四三〇米の蘇徳山の南に在り

甲山
新瀧場

豊山郡安山面(鶴洞)	1150—1150	〇	—	—	〔西方二軒の處に一七六〇米の希砂峰あり。東北三軒にして巖徳山あり〕
豊山郡安山面(九嶺徳)	1050—1100	105	—	—	西方三軒に希砂峰あり
豊山郡安山面(直洞)	500—1010	〇	—	—	長洞嶺の東一軒に在り
端川郡北斗日面(麻谷)	1100—1100	〇	—	—	溪谷に在り
端川郡北斗日面(西谷)	1150—1100	〇	—	—	溪谷に沿ひて狭長に散在す
端川郡北斗日面(春芳洞)	1150—1100	〇	—	—	丘陵に在り
端川郡北斗日面(上芝洞)	1100—1150	〇	—	—	溪谷に在り
端川郡北斗日面(鳳凰徳)	1150—1150	〇	—	—	小路に沿ふ
端川郡北斗日面(東谷)	1150—1150	10	—	—	北大川上流に誇つて部落散在す
端川郡北斗日面(釜嶺元)	1150—1150	〇	—	—	一五九六米の山西の傾斜地に在り
端川郡北斗日面(上西嶺)	1150—1100	〇	—	—	西川嶺の南に在り
端川郡北斗日面(茅道里)	1150—1150	110	—	—	西川右岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面(下西川)	1110—1150	〇	—	—	西川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面(坂田洞)	1110—1150	〇	—	—	一六九八米の山南の緩傾斜地に在り
端川郡北斗日面(養野洞)	1100—1150	〇	—	—	一六八二米の山の南中腹に在り
端川郡北斗日面(觀峯)	1150—1150	10	—	—	一六七〇米の山の南中腹、緩傾斜地に在り
端川郡北斗日面(西川)	1050—1050	〇	—	—	西川と流の溪谷に在り

第五章 聚落の高度

朝鮮の渠落（前篇）

端川郡北斗日面 (洞芝洞於口)	1080—1020	三	—	—	西川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (白岩洞)	1120—1050	三	—	—	一六〇五米の山の南中腹に在り
端川郡北斗日面 (合水)	1120—1100	三	—	—	西川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (洞芝洞)	1100—1010	二〇	—	—	西川支流の溪谷に在り。後に一七八一米の山を控ゆ
端川郡北斗日面 (大興洞)	1000—1110	二〇	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (上草坪)	1120—1080	八	—	—	溪谷に在り
端川郡北斗日面 (丁木嶺)	1120—1100	80	二三	四一	西川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (勝地徳)	1080—1080	三〇	—	—	聯路に沿ひ臺地上に在り。南に聖人堂嶺あり
端川郡北斗日面 (上西川)	1000—1080	三〇	—	—	聯路に沿ひ聖人堂嶺の西南に在り
端川郡北斗日面 (舞鶴洞)	1120—1120	三〇	—	—	溪谷に在り、小路を四軒餘東すれば嶺山嶺あり
端川郡北斗日面 (朴洞知機)	1080—1020	三〇	—	—	臺地の邊緣に在り
端川郡北斗日面 (大華陽洞)	1120—1080	180	—	—	後に一七三〇米の山を控へ部落は南面す
端川郡北斗日面 (觀峯徳)	1120—1000	180	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (負上洞)	1120—1020	100	—	—	小路の兩側に在り
端川郡北斗日面 (中村)	1000	—	—	—	西川に沿ふ
端川郡北斗日面 (西川)	1010—1020	80	—	—	西川に沿ふ
端川郡北斗日面 (東谷徳)	1120—1120	三〇	—	—	臺地上に在り

端川郡北斗日面 (五峯徳)	1110—1110	110	—	—	臺地に在り
端川郡北斗日面 (下東谷)	1010—1080	110	—	—	北大川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (鳩岩洞)	1120—1110	110	—	—	一五八〇米の臺地の西邊縁に在り
端川郡北斗日面 (九石徳)	1100—1100	110	—	—	北大川左岸に在り
端川郡北斗日面龍川 (石面)	1010—1080	110	二六二、三三五	—	北大川に沿ふ
端川郡北斗日面 (藤芳洞)	1080—1020	110	—	—	北大川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (四月鼻)	1020—1100	110	—	—	北大川上流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (九龍沼)	1110—1140	110	—	—	西側に驛路あり
端川郡北斗日面 (黄哲洞)	1180—1170	110	—	—	西方に驛路あり
端川郡北斗日面 (南節水)	1100—1180	110	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (八龍徳)	1110—1120	110	—	—	北大川右岸の段丘に在り
端川郡北斗日面 (東波)	1100—1180	110	—	—	臺地上にあり、部落を南北に貫通する驛路一條あり
端川郡北斗日面 (新興洞)	1100—1180	110	—	—	臺地上に在り、一條の小路部落を貫通す
端川郡北斗日面 (仲坪)	1100—1110	110	—	—	臺地上の緩傾斜地に在り、小路南北に通ず
端川郡北斗日面 (洪水洞)	1120—1120	110	—	—	臺地邊縁の西南傾斜地にあり
端川郡北斗日面 (朱徳浦)	1110—1120	110	—	—	臺地上に在り、部落の東北方に城津より新福場を経て銅店に至る道路通ず
端川郡北斗日面新徳 (芝草徳)	1100—1120	110	三〇二、二八五	—	臺地上に在りて一條の小路南北に通ず

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落（前篇）

端川郡北斗日面 (樺田河)	1150—1250	10	—	—	臺地上に在り、部落の中央を驛路南北に通ず
端川郡北斗日面 (路下村)	1100—1150	11	—	—	臺地邊縁の東南傾斜地に立地し小路通ず
端川郡北斗日面 (清潭)	1080—1080	10	—	—	路下村の東南傾斜地に在り、一條の小路部落を貫通す
端川郡北斗日面 (西村)	1120—1170	16	—	—	女眞徳の臺地の西南邊縁傾斜地に在り
端川郡北斗日面 (女眞徳)	1120—1180	10	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (上村)	1150—1180	10	—	—	臺地上に在り、部落の東北に新福場より銅店に至る遠路あり
端川郡北斗日面 (下村)	1110—1180	10	—	—	女眞徳の臺地の南邊に在り
端川郡北斗日面 (東村)	1110—1180	10	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (中徳)	1100—1120	10	—	—	女眞徳の臺地の東邊縁に在り
端川郡北斗日面 (月山徳)	1080—1110	10	—	—	臺地上に在り、一條の小路部落を南北に貫通す
端川郡北斗日面 (大客村)	1100—1130	16	—	—	臺地の中央に在り、四條の小路部落の中央より放射す
端川郡北斗日面 (小月山徳)	1180—1120	10	—	—	一三二二米の山南傾斜地に在り
端川郡北斗日面 (璋洞)	1020—1120	10	—	—	北大川右岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面 (梨木港)	1100—1120	10	—	—	龍嶺より葱山鎮に至る道路の北、緩傾斜地に在り
端川郡北斗日面 (上橋)	1000—1080	16	—	—	北大川右岸の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (獨杖谷)	1120—1180	10	—	—	小路通ず
端川郡北斗日面 (善齋村)	1180—1180	10	—	—	龍嶺より葱山鎮に至る道路の南に在り

第五章 聚落の高度

端川郡北斗日面 (順鏡徳)	1150—1110	〇	—	—	臺地上に在り、一條の小路に沿ふ
端川郡北斗日面 (新福場)	900—1010	〇	50	20元	龍嶺より恵山嶺に至る道路部落を貫通す、又大遠山嶺を経て吉州に至る道路あり、部落は小河に沿ふ
端川郡北斗日面 (東徳)	1120—1180	〇	—	—	臺地上に在り、小路あり
端川郡北斗日面 (豊輝徳)	1150—1150	〇	—	—	東北方二軒の處に一七二二米の火蟻峯聳立す、東南一軒に新福場より大遠山嶺を過ぎ吉州に至る遠路東北に走る
端川郡北斗日面 (入鷹洞)	1120—1180	〇	—	—	臺地上に在り、小路錯綜し、東北二・五軒に一七二二米の火蟻峯聳立す
端川郡北斗日面 (城東)	1000—1010	〇	—	—	溪谷に在り、新福場の東北一、五軒に點在し、流れに沿ひて遠路あり
端川郡北斗日面 (中村)	1050—1050	〇	—	—	溪谷に在り、流れに沿ひて一條の道路あり、北二軒餘の處に一七二二米の火蟻峯聳立す
端川郡北斗日面 (柳亭)	1050—1130	〇	—	—	溪谷に在り、流れに沿ひて一條の遠路あり、西北二軒に一七二二米の火蟻峯聳立す
端川郡北斗日面 (間甲山洞)	1130—1180	〇	—	—	溪谷に在り、新福場より流れに沿ひて西北走し來れる一條の遠路は大遠山嶺を過ぎて吉州に至る
端川郡北斗日面 (朱洞)	1120—1100	〇	—	—	溪谷に在り、流れに沿ひて一條の遠路あり、東南三軒に一八二九米の安班徳の台地あり
端川郡北斗日面 (甲山谷)	1130—1130	〇	—	—	溪谷に在り、流れに沿ひて新福場より西北走し來れる遠路は此の地に於て東南に折れ吉州に至る
端川郡北斗日面 (海州坪)	1130—1180	〇	—	—	小河の右岸段丘上に在り、新福場は西二軒の處に在り
端川郡北斗日面 (下甲山洞)	1110—1180	〇	—	—	北方四軒の處に一九〇四米の嶺山嶺あり、台地の南邊縁に在りて南、海州坪の溪谷に小路を出せり
端川郡北斗日面 (釜子沼)	1100—1100	〇	—	—	西二軒に一七二二米の火蟻峯あり
端川郡北斗日面 (張洞)	1150—1150	〇	—	—	火蟻峯の北中腹に在り、西川の支流北に流る
端川郡北斗日面 (火蟻峯後)	1180—1180	〇	—	—	西川支流左岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面 (草坪)	1100—1130	〇	—	—	

甲山
合水

端川郡北斗日面 (訓練徳)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	西川支流左岸の段丘上に在り
端川郡北斗日面 (小華陽洞)	二二〇—二二〇	〇	—	—	〔西川支流の溪谷に在り、南二軒半の處に一七二二米の火燧峯あり〕
吉州郡陽社面 (小西門洞)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	南二軒に一九〇四米の嶺山嶺あり
吉州郡陽社面 (間谷)	二二〇—二二〇	〇	—	—	南大川支流の溪谷に在り
吉州郡陽社面 (朔沙洞)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	南大川支流の溪谷に在り
端川郡北斗日面 (東谷)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (潤芝洞)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	臺地上に在り
端川郡北斗日面 (上草坪)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	臺地上に在り
吉州郡陽社面 (列結水)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	〔南大川上流の溪谷に在り、南四・五軒の處には一二二二米の大角峯北五軒半には一九八七米の高頭山あり〕
吉州郡陽社面 (南夕白岩)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	茂山郡三社面の一八〇六米の臺地南邊の傾斜地に在り
吉州郡陽社面 (東塔村)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	茂山郡三社面の一八〇六米の臺地南邊の傾斜地に在り
吉州郡陽社面 (箱燈)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	茂山郡三社面の臺地南邊の傾斜地に在り
吉州郡陽社面 (自致洞)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	茂山郡三社面臺地の南邊縁に在り、東二軒には大澤池あり
吉州郡陽社面(大澤)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	大澤と稱する池の西南一軒餘の處に在り、大澤の周圍は東西三軒半、南北二軒の濕地なり。民家は台地の傾斜地に散在す
吉州郡陽社面(元洞)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	南大川左岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(館基)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	南大川左岸の溪谷に在り
吉州郡陽社面(北溪水)	二二〇—二二〇〇	〇	—	—	〔南大川左岸の溪谷に在り、東南には吉州より茂山に北向する道路あり、西北方二軒餘の處には大澤(池)及び濕地あり〕

吉州郡陽社面(西嶺)	1400—1200	〇	—	—	南大川支流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(東嶺)	1400	—	—	—	南一籽半にして南大川東南方に流れ、吉州より延岩を経て茂山に至る道路は西一籽の溪谷を北走す
吉州郡陽社面(板橋洞)	1400—1200	〇	—	—	南大川より小路來る、台地上に在り、南三籽の處を南大川東南に流る
吉州郡陽社面(合水)	1100—1100	三	—	—	南大川上流の溪谷に在り
吉州郡陽社面(蓬田德)	1200—1300	〇	—	—	南大川左岸の傾斜地に在り
吉州郡陽社面(館西)	1300—1200	〇	—	—	南大川上流左岸の溪谷に在り
吉州郡陽社面(屬地白岩)	1200—1220	〇	—	—	南大川上流右岸の傾斜地に部落散在し、東南より西北に走る聯路一條あり
吉州郡陽社面(安古方)	1200—1200	〇	—	—	南大川上流右岸段丘上に在り
吉州郡陽社面(北村)	1300—1300	〇	—	—	南大川上流右岸段丘上に在り
吉州郡陽社面(南山中村)	1300—1200	〇	—	—	南大川上流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(東村)	1300—1200	〇	—	—	南大川右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(南村)	1300—1200	〇	—	—	南大川上流右岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(後洞)	1300—1200	〇	—	—	南大川上流右岸の臺地に在り、部落の北に聯路一條あり
吉州郡陽社面(内庫房)	1400—1200	〇	—	—	南大川上流右岸の臺地上に在り、一條の聯路部落を貫通す
吉州郡陽社面(下南溪)	1300—1300	〇	—	—	南大川上流右岸の臺地に在り
吉州郡陽社面(上南溪)	1300—1300	〇	〇	〇	南大川上流右岸の臺地に在り、部落より聯路三條出づ
吉州郡陽社面(南夕)	1200—1300	〇	—	—	南大川支流左岸の段丘上に在り
吉州郡陽社面(小桃花洞)	1200—1200	〇	—	—	南大川支流左岸段丘上に在り
吉州郡陽社面(桃花洞)	1200—1300	〇	—	—	南大川支流溪谷に在り
吉州郡陽社面(新興洞)	1200—1200	〇	—	—	南大川支流右岸の谷間に在り

第五章 聚落の高度

郡	聚落名	標高 (m)	方位	地形	備考
吉州郡	陽社面 (上徳)	1150-1180	西	臺地上に在り	南大川支流右岸の臺地上に在り、部落の西を南北に通ずる一條の驛路走る。
吉州郡	陽社面 (鐘山)	1100-1180	西	臺地上に在り	南大川支流右岸の臺地上に在り、部落の中央を南北に通ずる一條の驛路走る。
吉州郡	陽社面 (洗興洞)	1100-1180	西	臺地上に在り	東五百米にして咸鏡南道端川郡北斗日面に境す
吉州郡	陽社面 (小登嶺)	1100-1180	西	臺地上に在り	南大川右岸の臺地上に在り、部落の中央を南北に貫通する一條の驛路あり
吉州郡	陽社面 (大登嶺)	1100-1180	西	臺地上に在り	南大川右岸の臺地に在り
吉州郡	陽社面 (南徳)	1100-1180	西	臺地上に在り	北一軒半の處に南大川東南に流る
吉州郡	陽社面 (慶峯)	1100-1180	西	臺地上に在り	南一軒にして咸鏡南道端川郡北斗日面に接す、部落の北は類岩なり
吉州郡	陽社面 (新陽坪)	1100-1180	西	臺地上に在り	南大川沿岸の溪谷に在り、川に沿ひて吉州より茂山に至る道路あり
吉州郡	陽社面 (廢橋洞)	1100-1180	西	臺地上に在り	南大川左岸に在り
吉州郡	陽社面 (館登)	1100-1180	西	臺地上に在り	北二軒にして茂山郡三社面に界す、部落は南向きなり、台地に在り
吉州郡	陽社面 (東山埜)	1100-1180	西	臺地上に在り	南大川左岸の溪谷に在り
吉州郡	陽社面 (大岩洞)	1100-1180	西	臺地上に在り	部落は南向きにて、背後一帯は露岩なり
吉州郡	陽社面 (小岩洞)	1100-1180	西	臺地上に在り	大岩洞の東南一軒に在り
甲山	天南面 (燧燧洞)	1100-1180	西	臺地上に在り	黄谷川上流谷間に在り、一條の驛路南北に走りて此の部落を横斷す
甲山	天南面 (扭洞)	1100-1180	西	臺地上に在り	西南三・五軒の處に一五九五米の希砂峰あり、部落は西面傾斜地に點在す
甲山	天南面 (大竹徳)	1100-1180	西	臺地上に在り	一五九五米の希砂峯の西麓谷間に在り、部落は東西に狭長に延ぶ
甲山	天南面 (小竹徳)	1100-1180	西	臺地上に在り	一五九五米の希砂峰の西方四軒の處に在り、北三・五軒には南大川あり

甲山
上里

端川郡 木下面 (西陽洞)	1180—1100	08	1	1	松花洞の北、豊山郡天南面の界に接す
端川郡 木下面 (松花洞)	1010	1	1	1	一條の聯路部落の西を南北に走る、西南四軒には一五九五米の希砂峰あり
端川郡 木下面 (元洞)	1180—1130	10	1	1	南大川上流の谷間に在り、一條の小路は部落を南北に貫通す
端川郡 木下面 (桃花水)	100—1000	10	1	1	部落の北は豊山郡天南面界なり
端川郡 木下面 (東沙洞)	100—1010	08	1	1	南大川上流の溪谷に在り
豊山郡 熊耳面 (新洞場里東作洞)	1130—1180	08	1	1	南四 五軒に一四二九米の因峙山あり、黄谷川は西二・五軒の處を南流す
豊山郡 熊耳面 (樺田洞)	1100—1180	08	1	1	東西に走る聯路に沿ふ、東一軒には一三〇九米の東作嶺あり
豊山郡 熊耳面 (屹立洞)	1100—1180	08	1	1	部落を南北に貫く小路あり
豊山郡 熊耳面 (虎岩)	1100—1130	08	1	1	東西に狭長なる谷間に點在し、之れを貫く一條の聯路あり
豊山郡 熊耳面 (防川洞)	1000—1000	08	1	1	部落を南北に貫く小路あり
豊山郡 熊耳面 (水站洞)	1180—1130	08	1	1	熊耳江左岸に在り、咸興及び北青より甲山に走る自動車道路は東一軒の處を北走す
豊山郡 熊耳面 (山岩洞)	1130—1180	08	1	1	熊耳江支流沿岸に在り、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る
豊山郡 熊耳面 (西作洞)	1100—1130	08	1	1	熊耳江支流左岸に在り、一條の小路部落を東西に貫く
豊山郡 熊耳面 (東作洞)	1000—1110	08	1	1	北一軒に一三〇五米の山高峙あり
豊山郡 熊耳面 (水采洞)	1000—1010	08	1	1	熊耳江支流沿岸溪谷に在り

第五章 聚落の高度

豊山郡熊耳面鷹徳里	100—100	0	元	4
豊山郡熊耳面(倉洞)	20—100	0	1	1
豊山郡里仁面新元上里	10—100	0	三	三六
豊山郡里仁面(徳村)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(間村)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(守文水洞)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(金盤形)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(鶴里)	10—100	0	三	三
豊山郡里仁面(直里)	10—100	0	三	三
豊山郡里仁面(絲達洞)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(三峰里)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(蓮花洞)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(廣上里)	10—100	0	五	六
豊山郡里仁面(中府郡)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(土遊洞)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(甘土洞)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(梨花洞)	10—100	0	1	1
豊山郡里仁面(深浦里)	10—100	0	三	三
豊山郡里仁面(財利院)	10—100	0	三	三

熊耳江支流沿岸に在り、部落の西には北青及び威興より甲山に至る二等道路北向す
 熊耳江右岸の谷間に在り
 小河の沿岸に在り、西北二軒には一六四三米の天立山洞横あり
 小河の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は部落を縦貫す
 小河の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は部落を縦貫す
 南向緩傾斜地に立地す、北一・五軒には一八三七米の鷹徳山變ゆ
 北青及び威興より黄水院を経て甲山に至る道路は部落の西を北向し、北三・五軒にして一五四六米の鷹徳嶺に達す
 北青及び威興より黄水院を経て甲山に至る道路は部落の西を北向す
 北青及び威興より黄水院を経て甲山に至る道路に沿ふ
 東北一・五軒に一五一五米の絲達洞横變ゆ
 小河に沿ふ、部落より三方に聯路を出せり
 小河に沿ふ、部落の南を東西に走る一條の聯路あり、南一軒には一五二八米の圓峯變ゆ
 小河に河ふ、部落を東西に貫く一條の聯路あり、南一軒には一五二八米の圓峯變ゆ
 小河に沿ふ、部落を貫く一條の聯路は江に沿ひて南北に走る
 緩傾斜地に在り、南には濕地あり、東一軒の處に北青及び威興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路あり
 小河に沿ふ、西一軒の處に一五二八米の圓峯あり
 熊耳江右岸の平地に在り、部落より三方に聯路を出す
 熊耳江右岸の谷間に在り、部落を南北に貫く聯路あり、南四軒には一七二五米の三峰山あり

甲山

豊山郡里仁面 (南興洞)	1130—1130	0	1	1
豊山郡里仁面 (古木洞)	1080—1100	0	1	1
豊山郡里仁面 (斗地洞)	1130—1130	0	1	1
甲山郡山南面 (黒江)	1110—1110	0	1	1
甲山郡山南面 (東新洞)	1080—1080	0	1	1
豊山郡里仁面 (豊南洞)	1100—1120	0	1	1
豊山郡里仁面新元下 里	1120—1100	0	1	1
豊山郡里仁面土雅里	1101—1110	0	1	1
豊山郡里仁面 (榮文洞)	1130—1120	0	1	1
豊山郡里仁面新豊里 (豊山)	1120—1120	0	1	1
豊山郡里仁面長陽里	1110—1110	0	1	1
豊山郡里仁面(福田)	1110—1130	0	1	1
豊山郡里仁面(勝田)	1080—1080	0	1	1
豊山郡安山面 (榮辰洞)	1135—1120	0	1	1
豊山郡安山面(寶坪)	1080—1080	0	1	1
豊山郡安山面 (都地坪)	1020—1100	0	1	1
豊山郡安山面(間村)	1020—1100	0	1	1

第五章 聚落の高度

部落を南北に貫く一條の小路あり

〔溪谷に在り、部落を貫く一條の聯絡は西南より部落に來りて右折東向す〕

〔西二籽の處に一七二五米の三峰山嶺ゆ、部落の東に一條の小路を通ず〕

〔東南三籽にして一七二五米の三峰山嶺ゆ、北二籽餘の處を熊耳江東流す〕

〔一條の聯絡部落を貫きて東西に走る。部落の南に黃水院より甲山に向ふ道路あり〕

〔一條の聯絡部落を東西に貫く、南方六籽の處に二一三米の大徳山嶺ゆ、谷間に在り〕

〔地境里川支流沿岸に在り、流れに平行して東西に走る聯絡は部落を貫く〕

〔地境里川支流沿岸に在り、一條の聯絡部落を貫く、南三籽の處に一五四二米の榮星山あり〕

〔部落の東を南北に走る一條の聯絡あり、東南二・五籽の處に一五四二米の榮星山あり〕

〔地境里川支流左岸の平地に在り、豊山郡廳、里仁面事務所、普通學校、小學校あり、甲山に至る二等道路あり〕

〔地境里川支流に沿ふ、北青及び威興より黃水院を経て甲山に向ふ二等道路は部落を貫通す〕

〔豊山の東北四籽の谷間に在り〕

〔小河の沿岸に在り、一條の聯絡部落を貫通す〕

〔地境里川支流沿岸に東西に長く立地し、東北二籽の處に一五四二米の榮星山あり〕

〔地境里川右岸の平地に在り、部落の南を東西に走る一條の聯絡あり〕

〔地境里川右岸に狹長に點在す。南三・五籽の處に一六七一米の高足峯あり〕

〔地境里川右岸の平地に在り、威興及び北青より黃水院を経て甲山に向ふ自動車道路は部落を貫きて西北走す〕

豊山郡安山面(鹿洞)	二〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(郷家村)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(馬底村)	二〇〇一三〇〇	〇	三九二〇〇元
豊山郡安山面(長津洞)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(安母徳)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(新興)	二〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(橋楊)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(平豊洞)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(元地)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(湧泉洞)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(沙徳村)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(黄水院)	二〇〇一三〇〇	〇	105, 115
豊山郡安山面(斜陽別)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(田徳)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(後洞)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(泉水洞)	二〇〇一三〇〇	〇	
豊山郡安山面(行岩洞)	二〇〇一三〇〇	〇	

地境里川右岸の谷間に在り、南二・五軒には一六七一米の高足峯あり

地境里川右岸の平地に在り、北青及び威興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路は部落を縦貫す

地境里川沿岸に在り、北青及び威興より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路部落を南北に貫通す

東北三軒の處に一六七一米の高足峯あり、部落を貫きて東西に走る一條の聯絡あり

部落に沿ひて一條の聯絡東西に走る、西北二軒にして一六七一米の高足峯聳立す

地境里川沿岸に在り、威興及び北青より黄水院を経て甲山に向ふ自動車道路に川に沿ひて東北に走る

地境里川に沿ふ、威興及び北青より黄水院を経て甲山に至る自動車道路は部落を南北に縦貫す

地境里川左岸の平地に在り、一條の聯絡は部落を東西に縦貫す

地境里川支流沿岸に在り、南一軒に一六三六米の烽燧峯聳立す

威興及び北青より黄水院を経て甲山に向ふ二等道路側に在り、東一軒餘には一六三六米の烽燧峯あり

安山面事務所あり、黄水院江岸の平地に在り、威興及び北青より來れる二等道路は此地に合して甲山に向ふ

黄水院江左岸の傾斜地に在り、北三軒にして一六三六米の烽燧峯聳立す

黄水院江左岸に在り、南一軒の處に北青より黄水院に至る自動車道路走る

黄水院江支流沿岸に南北に狭長に點在す。部落の北は濕地なり

黄水院江左岸の谷間に在り、部落の南二・五軒の處を威興より甲山に向ふ二等道路東走す

黄水院江支流沿岸に在り、南二軒の處を威興より新興を経て甲山に向ふ二等道路東走す

豊山郡安水面 (新興坪)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (愛新坪)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面(下村)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (安興村)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面長坪里 (倉坪)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (會生洞)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (朴根洞)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (陽地村)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (太陽村)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (水府村)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面(水曲)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (水架洞)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (烽燧洞)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (草幕洞)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (金山嶺)	二七〇—二七〇	〇	—	—
豊山郡安水面 (水碓洞)	二七〇—二七〇	〇	—	—

第五章 聚落の高度

〔黄水院江右岸の平地に在り、咸興より新興を過ぎ黄水院に向ふ二等道路に此地を東に走る〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、咸興より新興を廻りて黄水院に東走する二等道路の兩側に在り〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、西には濕地あり、北には咸興より新興を廻りて黄水院に向ふ道路あり〕
 〔黄水院江左岸の平地に在り、部落の北には濕地続く〕
 〔咸興より新興を廻りて黄水院に向ふ二等道路の左側に點在し、東には濕地あり〕
 〔黄水院江右岸の傾斜地に在り、江を隔て、咸興より黄水院に至る自動車道路東走す〕
 〔黄水院江支流沿岸の傾斜地に在り、南に一四五一米の朴根嶺あり〕
 〔黄水院江支流左岸の平地に在り、西二籽の處に一四五一米の朴根嶺あり〕
 〔黄水院江支流沿岸に在り、西二籽餘の處に一四五一米の朴根嶺あり、北三籽にして咸興より黄水院に至る道路東に走る〕
 〔黄水院江支流沿岸の平地に在り、一條の聯路南北に走る〕
 〔黄水院江支流沿岸に在り、東一籽の處を北青より黄水院に向ふ二等道路北走す〕
 〔黄水院江支流沿岸に在り、西四籽には一六三六米の烽燧臺、北四・五籽には一六七一米の高足峯あり〕
 〔黄水院江支流沿岸の平地に在り、西三籽の處に一六三六米の烽燧臺の餘あり〕
 〔黄水院江支流沿岸に點在す〕
 〔黄水院江支流左岸の平地に點在し、部落の南を東西に走る一條の聯路あり〕
 〔黄水院江左岸の谷間に在り〕

地名	標高	人口	備考
豊山郡安山内中里 (武廳洞)	1100—1110	10	〔黄水院江左岸の平地に在り、木橋を以て對岸に通じ、對岸は濕地をなす〕
豊山郡安山面(樺徳)	1100—1110	10	〔黄水院江左岸に在り、部落の西方には江に沿ひて東西に狭長なる濕地あり〕
豊山郡安山面 (蓬田)	1100—1110	10	〔黄水院江左岸の平地に在り、東南三・五軒の處には一四二一米の希砂峰聳ゆ〕
豊山郡安山面 (小濃洞)	1100—1110	10	〔黄水院江左岸の平地に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり〕
豊山郡安山面(島内)	1100	10	〔黄水院江左岸の平地に在り、江を隔てて東二・五軒の處に一四二一米の希砂峰聳ゆ〕
豊山郡安山面 (眞木亭)	1100—1110	10	〔黄水院江右岸の緩傾斜地に在り、部落北邊より江邊迄は濕地あり、南二軒には一四二一米の希砂峰あり〕
豊山郡安山面 (小作水洞)	1100—1110	10	〔西に一條の聯路南北に在り、部落は濕地の邊縁に點在し、黄水院江支流沿岸の谷間に在り、部落を貫く一條の聯路あり、東南に一四二一米の希砂峰を控ゆ〕
豊山郡安山面 (大作水洞)	1100—1110	10	〔黄水院江右岸の谷間に點在し、東北一・五軒には一四二一米の希砂峰聳ゆ〕
豊山郡安山面 (會士洞)	1100—1110	10	〔黄水院江支流右岸に在り〕
豊山郡安山面(内洞)	1100—1110	10	〔黄水院江支流左岸に在りて會士洞と相對す、江に沿ひて一條の聯路あり〕
豊山郡天南面 (泉谷)	1100—1110	10	〔溪谷に在り〕
豊山郡天南面(雲谷)	1100—1110	10	〔谷間に在り〕
豊山郡天南面(文略坪)	1100—1110	10	〔小河の沿岸に南北に狭長に點在し、南〇・五軒の處に金鏡あり、又一條の聯路は小河に沿ひて走る〕
豊山郡天南面 (玉浦洞)	1100—1110	10	〔谷間に在り〕
豊山郡天南面 (銅店洞)	1100—1110	10	〔谷間に在り、一條の小路は西北走して甲山郡鎮南面楡浦里に向ふ〕
甲山郡鎮南面内楡浦里	1100—1110	10	〔小河の沿岸溪谷に南北に狭長に點在し、北四軒にして二〇〇二米の活基峯聳ゆ〕

甲山郡 鎮東面 (大天上水)	1400—1455	金	1	1	谷間に在り、北方二・五軒の處には二〇〇二米の活基峯變り
甲山郡 鎮東面 (小天上水)	1400	1	1	1	大天上水の東南に隣す
甲山郡 鎮東面 (水碓洞)	1300—1300	10	1	1	谷間に在り、東二軒餘の處に銅店里あり
甲山郡 鎮東面 (大龍里)	1300—1300	10	1	1	溪谷に在り
甲山郡 鎮東面 (大龍浦里)	1270—1280	10	1	1	小河の沿岸に在り、流れに沿ひて甲山より銅店里を経て城津に至る二等道路東に向ふ
甲山郡 鎮東面 (南大里)	1100—1180	10	1	1	小河の右岸に在りて東西に狭長なり、流れに沿ひて甲山より銅店里を経て城津に向ふ二等道路東に走る
甲山郡 鎮東面 (面上里)	1200—1200	10	1	1	小河の沿岸に在り、流れに沿ひて甲山より銅店里、石浦を経て城津に向ふ二等道路東に走る
甲山郡 鎮東面 (東谷)	1300—1330	10	1	1	小河の沿岸に在り、東三軒の處に一七二七米の南大嶺ありて小路を以て之に違す
甲山郡 鎮東面 (掛山雲谷)	1250—1100	10	1	1	小河の沿岸に在り、部落は東西に伸ぶ
甲山郡 鎮東面 (別鶴洞)	1100—1100	10	1	1	小河の沿岸に在り、部落は西北より東南に狭長に點在す
甲山郡 鎮東面 (水測里)	1100—1180	10	1	1	小河の沿岸に在り、部落は東西に伸ぶ
甲山郡 鎮東面 (蓬井水)	1200—1180	10	1	1	二一・二二米の山西中腹に點在す
甲山郡 鎮東面 (周暮里)	1180—1180	10	1	1	甲山より銅店里を経て東走し來れる二等道路は此地を過ぎて、一六九六米の天火嶺を越え城津に至る
甲山郡 鎮東面 (銅店里)	1200—1180	10	1	1	甲山より東せる二等道路は小河に沿ひて此の地に達し城津に至る、北には甲山銅山、道路に沿ひて東北に銅店嶺あり
端川郡北斗日面 (大陽洞)	1180—1180	10	1	1	小河左岸の谷間に在り、部落の南に小路あり
端川郡北斗日面 (農桑洞)	1200—1260	10	1	1	小河右岸の段丘上に廣く敷在す
端川郡北斗日面 (銀鶴洞)	1200—1230	10	1	1	小河右岸の谷間に在り、部落を貫く一條の小路あり
端川郡北斗日面 (潘採洞)	1180—1180	10	1	1	小河右岸の段丘上に在り、南一軒餘の處を甲山より銅店里を経て城津に至る二等道路東に向ふ

第五章 聚落の高度

甲山

端川郡北斗日面(上水板)	1100—1130	10		
端川郡北斗日面(新興徳)	1150—1160	10		
端川郡北斗日面(江洞)	1120—1130	10		
端川郡北斗日面(鳶洞板)	1140—1150	10		
端川郡北斗日面(新酒幕)	1110—1120	10		
端川郡北斗日面(勝芳洞)	1110—1120	10		
端川郡北斗日面(魚化洞)	1100—1110	10		
甲山郡長平面(石得里)	1120—1130	10		
甲山郡長平面大盛里	1110—1120	10		
甲山郡長平面大興里	1100—1120	10		
甲山郡長平面(嶽峙里)	1100—1110	10		
甲山郡長平面(青芝坪)	1120—1130	10		
甲山郡長平面細洞里	1120—1130	10		
甲山郡長平面(委福寺)	1100—1120	10		
甲山郡長平面(側里)	1100—1120	10		
甲山郡長平面常淵里	1110—1120	10		
甲山郡長平面(瀾岩洞)	1120—1130	10		
甲山郡長平面笠德里	1100—1120	10		

小河の左岸に沿ふ、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る

小河に挟まれたる台地上に在り、南二軒の處を甲山より石浦を経て城津に至る二等道路東に走る

小河に沿ふ、流れに沿ひて南北に走る一條の聯路は部落を貫く

小河の右岸に在り、甲山より銅店を経て東走し來れる二等道路は部落の北を過ぎ城津に向ふ

小河の左岸に在り、甲山より銅店を経て東走し來れる二等道路は部落の南を過ぎ石浦、城津に至る

小河の沿岸に在り、江に沿ひて一條の聯路南北に走る

小河に沿ふ、流れに沿ひて南北に走る一條の聯路あり、又東三、五軒には一五五四米の馬匂嶺あり聯路を以て通す

谷間に在り、一條の小路西に走る

小河沿岸の溪谷に在り

小河の沿岸に在り

谷間に在り、一條の小路は西北より東南に谷底を縫ひて走り部落を貫く

濕地の北邊縁に東西に長く點在し、部落の南を一條の小路東西に走る

小河の沿岸に在り、甲山より銅店を経て城津に至る二等道路は部落の南二、五軒の處を東に向ふ

東南一、五軒にして一四〇六米の天鳳山勢え、委福寺より西に走れる一條の小路あり

盧川江支流の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の小路あり、又部落より西北に小路を出す

盧川江支流の沿岸に東西に狹長に點在す

盧川江支流沿岸の谷間に在り、流れに沿ひて小路走る

小河の沿岸に南北に狹長に點在し、流れに沿ひて一條の小路あり

地名	標高	方位	距離	備考
甲山郡山南面(梨徳)	1010—1020	南	—	東一杆にして一二八五米の腰山を控ゆ、部落より三條の聯路を出せり
甲山郡鐵東面陸十坪	1100—1100	南	三〇	
甲山郡鐵東面乾庄里	1010—1020	南	三〇	
甲山郡鐵東面中里	1010—1010	南	三六	
甲山郡鐵東面(南野洞)鶴岡(三ノ里)	1000—1110	南	三六	
甲山郡鐵東面新陽里(三ノ里)	1100—1100	南	三六	
甲山郡鐵東面蓮興里	1010—1020	南	三六	
三水郡別東面(赤岩洞)	1000—1100	南	—	
三水郡別東面(東草坪)	1100—1110	南	—	
甲山郡會麟面中興上里	1010—1010	南	三三	
甲山郡會麟面中興下里	1010—1010	南	三六	
甲山郡長平面(圓峰)	1100	—	—	部落の東北側に一條の小路あり
甲山郡同仁面(東方洞)	1020—1030	南	—	
甲山郡同仁面東西里(西便洞)	1020—1000	南	—	
甲山郡同仁面(東便洞)	1000—1100	南	—	
甲山郡同仁面蔭蓮里	1020—1120	南	—	
甲山郡同仁面蔭店河	1010—1020	南	—	
東二杆の處に一四五三米の大徳山聳え、部落は南面段丘上に點在し、甲山より惠山に至る道路は部落の西側を走る				
小河沿岸の谷間に在り、一條の小路は部落を貫きて東西に走り西南一・五杆の處に一五八五米の錦邊峰聳ゆ				
谷間に在り、一條の聯路は部落を貫きて南北に走る				
谷間に南北に長く點在す、西四杆の處に一五八五の錦邊峰聳ゆ				
小河沿岸の谷間に在り、一條の聯路は流れに沿ひて東西に走り部落を貫く				

甲山郡同仁面浮橋里 (地主堂)	1010—1020	5	二	一〇三三
甲山郡同仁面連安里	1100—1130	20	六	三九
甲山郡同仁面駒項	1080—1080	六	一	一
甲山郡同仁面	1040—1044	五	一	一
(明德洞)				
甲山郡同仁面(南夕)	1080—1080	0	一	一
甲山郡同仁面	1090—1100	5	一	一
(新興洞)				
甲山郡同仁面	1130—1100	5	一	一
(甘坪嶺)				
甲山郡同仁面	1130—1135	5	一	一
(林城洞)				
甲山郡同仁面終浦里	1120—1130	5	二	六六
甲山郡同仁面	1130—1130	5	一	一
(大筋守)				
甲山郡同仁面	1125—1125	5	一	一
(小筋守)				
甲山郡同仁面碧山里	1120—1120	5	七	五九
甲山郡同仁面	1100—1130	5	一	一
(中壇)				
甲山郡同仁面	1125—1125	5	一	一
(中岩)				
甲山郡同仁面壯洞里	1020—1100	5	三	一七
甲山郡同仁面内山里	1020—1040	5	六	三三
甲山郡同仁面(後巷)	1130—	一	一	一
甲山郡同仁面中興里	1010—1100	0	三	三八

小河沿岸の谷間に在り、一條の聯絡は流れに沿ひて東西に走り部落を貫く

谷間に西北より東南に狭長に點在す

小河の沿岸に東西に狭長に點在し、流れに沿ひて東西に走る一條の聯絡は部落の中央を貫く

小河右岸に在り、河に沿ひて東西に走る一條の聯絡は部落を貫く

小河の沿岸に在り、流れの右岸に沿ひて東西に走る一條の聯絡は部落を貫く

小河左岸の緩傾斜地に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり

小河右岸の傾斜地に在り、部落の北を東西に走る一條の聯絡あり

裏地の南邊縁に在り、一條の小路部落を貫く

小河に沿ひて狭長に點在す。流れに沿ひて走れる一條の小路は部落を貫く

小河沿岸の溪谷に在り、部落の南側には流れに沿ひて東西に走る一條の聯絡あり

小河沿岸の溪谷に在り、流れに沿ひて走れる一條の聯絡は部落を貫く

小河の沿岸に點在す、流れの右岸に沿ひて走る一條の聯絡あり

谷間に在り、小川に沿へる一條の小路は部落を南北に貫く

谷間に在り、一條の小路部落の南を走り、東二・五軒の處には一九〇一米の圓峰聳ゆ

小河の沿岸に在り、流れに沿ひて一條の聯絡南北に走る。

小河の沿岸に在り、流れに沿へる一條の聯絡は部落を貫く

一四〇一米の山の西中腹に在り、一條の小路部落より西に向ふ

小河右岸に狭長に點在し、流れに沿へる一條の聯絡は部落の南

を走る。

郡名	地名	標高	備考
新豊原	甲山郡 同仁面 (七夕洞)	1000—1060	〇
	甲山郡 同仁面 (初東便洞)	1020—1120	〇
	甲山郡 同仁面 横洞里	1000—1020	〇
	甲山郡 同仁面 厚陽里	1010—1120	〇
	甲山郡 同仁面 朴達里	1000—1070	〇
	甲山郡 同仁面 成閉里	960—1010	〇
	甲山郡 同仁面 (姜哥洞)	1000—1100	〇
	新興郡 下元川面 (小茂芝所)	1100	〇
	新興郡 下元川面 (大茂芝所)	1110—1160	〇
	新興郡 下元川面 (籠岩)	1080—1120	〇
	新興郡 下元川面 (中製司)	960—1020	〇
	新興郡 下元川面 (明堂洞)	920—1100	〇
	洪原郡 好賢面 (小盤徳)	1130—1180	〇
	洪原郡 好賢面 (東庭洞)	1100—1130	〇
	洪原郡 平浦面 (香波寺)	1150	〇
洪原	洪原郡 平浦面 (南石)	920—1020	〇
	洪原郡 平浦面 (小白面)	1010—1020	〇
	遠郡 水項洞	1010—1020	〇

第五章 聚落の高度

小川の左岸に点在す、南三軒餘の處に一五七五米の覆蓋峰、谷間に在り、小川に沿へる一條の小路は部落を南北に貫く、西二・五軒には一五七五米の覆蓋峰あり

南川の沿岸に東西に狭長に点在す、流れに沿へる小路は部落を貫く

谷間に在り、北二軒の處に一五七五米の覆蓋峰、谷間に在り、谷底を縫ひて西北より東南に走れる一條の聯絡路は部落を貫く

谷間に在り、部落の南には小川に沿ひて東西に走れる一條の聯絡あり

東一軒には一五八五米の稀養峰、南一・五軒には一四五三米の大徳山、西二軒には一四七六米の發義峰、南一軒半には一五二三米の山あり

東南一軒には一五二三米の山あり、部落は傾斜地に南北に狭長に散在す

南二軒半の處に一六八一米の八峰ありて部落は一五三七米の山の東中腹に散在す

東西に走る聯絡路の西側に在り、西に一・二六五米の檀嶺あり、部落より此嶺に來れる路は更に東に向ふ

谷間に在り

西南三軒には一三七八米の中徳山、東二軒には一六八一米の八峰あり、西南五百米の處に一・一五〇米の長峙嶺あり

北二軒に一六八一米の八峰、西四軒に一三七八米の中徳山あり

部落に非ざるも參考のため掲記す。一六八一米の八峰、東南中腹に在り

北一軒に一四七六米の發義峰、西四軒に一六八一米の八峰あり

部落は南面し傾斜地に廣く點々散在す

南一軒にして一五〇六米の水項嶺ありて部落より南に走る小路は此嶺を過ぐ、部落は北面し點々散在す

朝鮮の聚落 (前篇)

洪原		洪原	
東白山		禁牌嶺	
寧遠郡	大興面 (小黒水谷)	210—1080	110
寧遠郡	大興面 (德丘里)	1000—1100	100
定平郡	高山面 (細洞)	1100—1120	110
咸興郡	下岐川面 (新芳洞)	1110—1100	80
豊山郡	安水面 (石湯)	1125—1120	85
豊山郡	安水面 (法成水)	1120—1100	110
豊山郡	安水面 (三水坪)	1125—1120	85
豊山郡	安水面 (天門洞)	1130—1120	110
豊山郡	安水面 (大恩洞)	1120—1120	120
豊山郡	安水面 (姜興洞)	1120—1120	110
新興郡	下元川面 (會陽洞)	1130—1100	110
新興郡	下元川面 (務投洞)	1120—1130	110
寧遠郡	小白面 (直洞)	1130—1120	110
寧遠郡	小白面 (北谷)	1130—1100	110
寧遠郡	小白面 (大東洞)	1120—1110	110
寧遠郡	小白面 (小東洞)	1000—1100	110
寧遠郡	小白面 (北洞)	1120—1120	110

〔小河沿岸の溪谷に在り、部落は河に沿ひて西北より東南に狭長に點在す〕
〔小河沿岸に在り、小河に沿ひて東西に走る一條の聯絡路は東一・五軒にして一三〇六米の山峯嶺に達す〕
〔東北三・五軒の一七三五米の黃峰聳立し、西南三軒には一一二七米の劍山嶺あり、咸興より新安州に至る二等道路此嶺を過ぐ〕
〔溪谷に在り〕
〔黃水院江左岸の段丘上に在り、部落は個々散在す〕
〔黃水院江左岸の段丘上に廣く點々散在す、東南方三軒の處には一六八二米の火蟻峠あり〕
〔黃水院江兩岸の低地に在り〕
〔黃水院江左岸の緩傾斜地に廣く散在す〕
〔黃水院江左岸に在り、江に沿ひて西南より東北に三軒に互る濕地あり、部落は濕地の西側邊縁に在り〕
〔黃水院江右岸の段丘上に在り、黃水院より咸興に至る二等道路は此部落を過ぎ一六七六米の禁牌嶺をへて更に南す〕
〔山の南中腹に在り〕
〔山の南中腹に在り〕
〔溪谷に在り、溪谷に沿ひて一條の聯絡路東西に走る〕
〔谷間に在り〕
〔溪谷に在り、溪谷を傳ひて一條の聯絡路あり〕
〔谷間に在り〕
〔溪谷に在り、溪谷を傳ひて一條の聯絡路あり、東北方二軒、一七〇九米の北洞嶺を過ぎて大南里に至る〕

寧遠郡	小白面 (興德里)	三〇一—三〇〇	〇	—	—	〔鯨水江上流沿岸の溪谷に在り、東二籽の處に南北に走る狼林山脈の分水嶺あり〕
寧遠郡	小白面 (生茶洞)	一八〇—一七〇	〇	—	—	〔東三籽の處に一七八四米の馬笠嶺あり、狼林山脈の分水嶺は此の嶺を過ぎ南北に走る〕
寧遠郡	小白面 (生德里)	一〇〇—一四〇	〇	—	—	〔鯨水江支流右岸の段丘上に在り、東二・五籽の處を南北に走る狼林山脈の分水嶺あり〕
寧遠郡	小白面 (三益坪)	一〇七—一〇〇	〇	—	—	〔鯨水江左岸の小平地に在り、江に沿ひて一條の聯絡南北に走る〕
寧遠郡	小白面 鯨水里 (三里)	九〇—一〇一〇	〇	一八	九六	〔鯨水江右岸の溪谷に在り、西北方二・五籽の處に一五八七米の大徳山聳立す〕
寧遠郡	小白面 (柯檀洞)	一〇〇〇—一三〇	一〇〇	—	—	〔鯨水江右岸の谷間に在り、西一・五籽の處に一五八七米の大徳山聳立す〕
寧遠郡	小白面 (武陵洞)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔溪谷に在り、南二籽の處に大徳山聳す〕
寧遠郡	小白面 (大新徳)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔小河右岸の溪谷に在り、東南三籽の處に一九七三米の三耳岩あり〕
寧遠郡	小白面 (東徳洞)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔東二籽に一九八四米の散岩の山あり〕
長津郡	新南面 (洪洞)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔一三九二米の山の南中腹に在り、部落の中央を小路東西に走る〕
長津郡	新南面 (直洞)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔小河に沿ふ、小河に沿ひて一條の聯絡あり〕
長津郡	新南面 (南庄)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔溪谷に在り〕
長津郡	新南面 西直里	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔小河の沿岸に在り、西北方一・五籽の處には一四八〇米の圓峰あり〕
長津郡	新南面 (下庄)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔溪谷に在り、西北一籽には一四八〇米の圓峰あり〕
長津郡	新南面 (徳庄)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔一四八〇米の圓峰南麓の傾斜地に點在す〕
長津郡	新南面 西峙里	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔溪谷に在り、東北方三籽の處には一四八〇米の圓峰あり、部落は南北に狭長なり〕
長津郡	新南面 (新興庄)	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔小河右岸の小平地に立地す、東南二籽餘の處には一四八〇米の圓峰あり〕
長津郡	新南面 龍興里	一三〇—一三〇	〇	—	—	〔溪谷に在り、部落は南北に長し〕

第五章 聚落の高度

洪原
雲潭

長津郡新南面大南里	二三〇—二三〇	一〇〇	三〇	四八	〔溪谷に在り、小河に沿ひ東北方より來れる聯絡は此の地を過ぎ西南四籽の北洞嶺を經て寧遠郡に入る。〕
長津郡新南面 (龍水洞)	一三〇—一三〇	一三〇	一	一	西方四籽の處に二〇九六米の東白山聳立す
長津郡新南面大興里	一三〇—一三〇	一〇〇	元	三三	谷間に在り、西南方五籽餘の處に二〇九六米の東白山聳立す
長津郡新南面閣上下里	一三〇—一三〇	三〇	三	三三	谷間に在り、南方三籽の處に長津江の流れあり、西二籽には釜岩あり
長津郡新南面新上里 (雲潭)	一三〇—一三〇	一三〇	三	三三	〔西方より南下し來れる聯絡は此の地を過ぎ東南方、長津江左岸に達す〕
長津郡新南面中興里 (大興庄)	一三〇—一三〇	一三〇	三三	一八一	〔長津江の左岸より西北に進める谷間の底部に部落は狹長に散在す〕
長津郡新南面 (樓居洞)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	部落は南北に狹長に延び、部落の中央を貫通する一條の小路あり
長津郡新南面 (水砦洞)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	長津江左岸の緩傾斜地に在りて南向きなり
長津郡新南面(北洞)	一三〇—一三〇	一〇〇	一	一	溪谷に散在す
長津郡新南面萬豐里	一三〇—一三〇	三〇	三	三九	長津江岸の小平地に在り、長津江に沿ひて走る一條の聯絡あり
長津郡新南面新中里	一三〇—一三〇	三〇	四	三六	長津江岸に東より西に狹長に延ぶ、江に沿ひて一條の聯絡あり
長津郡新南面 (小馬袋)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	長津江左岸の谷間に在り、部落は東南より西北に狹長に延ぶ
長津郡新南面 (水項洞)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	長津江上流右岸の段丘上に點在す
長津郡新南面新下里 (平庄)	一三〇—一三〇	三〇	三七	三三	長津江岸に在り、江に沿ひて一條の聯絡東西に走る
長津郡新南面 (加利洞)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	〔長津江上流の谷間に在り、長津江に沿ひて來れる一條の聯絡は此の地を過ぎて西南方五籽の馬袋嶺に達す〕
長津郡新南面 (南水洞)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	小河の右岸段丘上に在り
長津郡新南面 (新興洞)	一三〇—一三〇	三〇	一	一	小河の沿岸に在り、南三籽より一七四四米の馬袋山あり、又小路に依りて西南方五籽の小馬袋嶺に達す
雲山郡熊耳面合浦里	一三〇—一三〇	三〇	七	六	熊耳江左岸に在り

豊山郡熊耳面(北水)	1200—1220	10	—	熊耳江支流の溪谷に在り
豊山郡熊耳面(南水)	1200—1220	10	—	熊耳江左岸に在り、南 ⁵ 軒には二三七九米の白山あり
豊山郡安水面	1100—1130	10	—	黄水院江右岸の平地に在り、部落は江と平行に狭長に延び、其の中央を一條の聯路縦貫せり
豊山郡安水面(仙渡城)	1100—1124	14	—	黄水院江右岸の平地に在り、西南には南北に狭長なる濕地あり
豊山郡安水面(玉山洞)	1100—1130	12	—	黄水院江右岸の平地に在り、部落の西北には南北に狭長なる濕地あり
豊山郡安水面(藪洞)	1100—1210	10	—	黄水院江左岸の段丘上に在り
豊山郡安水面(鐵環洞)	1100—1120	10	—	黄水院江左岸の平地に在り、成興より黄水院に至る二等道路は江と平行に走る
豊山郡安水面(福洞村)	1100—1120	10	—	黄水院江右岸の平地に在り、部落の中央を南北に走る一條の聯路あり、部落近傍には濕地多し
豊山郡安水面(中村)	1100—1120	10	—	黄水院江右岸の平地に在り、成興より黄水院に至る二等道路は江と平行して北に走る
豊山郡安水面(雲澤)	1100—1120	10	—	黄水院江右岸、一四八九米の西麓より南麓に擴がる
豊山郡安水面(大岩洞)	1100—1120	10	—	東南一・五軒には一四四五米の通八嶺ありて聯路を以て通じ、部落は山麓にありて西面す
豊山郡安水面(通八嶺)	1100—1120	10	—	東二軒半の處には一四四五米の通八嶺あり、部落は平地に立地し東側は濕地を成せり
豊山郡安水面(漁隱洞)	1100—1120	10	—	黄水院江右岸の小平地に在り、部落の東側には濕地あり
豊山郡安水面(起磐潭)	1100—1120	10	—	黄水院江右岸の平地に在り、部落は成興より黄水院に北向する二等道路の兩側に在り
豊山郡安水面(下平府近)	1100—1120	10	—	黄水院江沿岸の平地に在り、部落は成興より黄水院に北向する二等道路の兩側に點在す
豊山郡安水面(上平府近)	1100—1120	10	—	黄水院江支流沿岸に在り、部落は南北に著しく延長せり
豊山郡安水面(小山洞)	1100—1120	10	—	黄水院江左岸の平地に在り、部落の南側には成興より黄水院に北向する二等道路あり

第五章 聚落の高度

豊山郡安水面(大山洞)	1300—1360	6	1	251, 263
豊山郡安水面(路善坪)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(大水砮洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(小水砮洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(水南坪)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(南坪水)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(大森洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(仲興坪)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(小森洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(安興坪)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(藤洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(淵坪)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(西江水)	1300—1360	6	1	252
豊山郡安水面(玉蓮洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(大兄弟洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(小兄弟洞)	1300—1360	6	1	1
豊山郡安水面(背溝洞)	1300—1360	6	1	1

〔黄水院江支流沿岸の平地に在り、河に沿ひて東西に延長に點在す〕

〔黄水院江左岸の平地に在り、部落の中央を咸興より黄水院に向ふ二等道路貫通せり〕

〔黄水院江左岸の段丘上に在り〕

〔黄水院江左岸の段丘上に在り、部落の南側には東西に向ふ一條の小路あり〕

〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の中央を北に走る咸興より黄水院への二等道路あり〕

〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の西側を北に走る咸興より黄水院に至る二等道路あり〕

〔黄水院江支流沿岸の溪谷に東西に狭長に散在す〕

〔黄水院江右岸の平地に在り、部落の東側には咸興より黄水院に北向する二等道路あり〕

〔黄水院江左岸を西に進入せる谷間に在り〕

〔黄水院江右岸の低地に在り、江に平行して咸興より黄水院に向する二等道路あり〕

〔黄水院江右岸より東南に進入せる谷間に介在して狭長に散在す〕

〔黄水院江左岸の平地に在り、部落の東側を江に平行して黄水院に向へる二等道路あり〕

〔黄水院江支流沿岸に在り〕

〔黄水院江支流の溪谷に在り、部落は東西に狭長に延ぶ〕

〔黄水院江支流の溪谷に在り〕

〔西三・五軒の處に二〇五七米の天恩山あり、西北六軒の處には二一六三米の玉蓮山あり〕

〔黄水院江右岸の平地に在り、東端には一六七一米の山を控え、西五・五軒の處に二二一六米の希沙峰あり〕

洪原
柳潭

豊山郡 安水面 (南徳洞)	1100—1200	5	1	1
豊山郡 安水面 (吳哥坪)	1100—1200	5	1	1
長津郡 舊邑面 (松落洞)	1100—1200	10	1	1
長津郡 舊邑面 (小徳)	1120—1200	5	1	1
長津郡 舊邑面 (西中里)	1120—1200	5	1	1
長津郡 舊邑面 (柳潭里)	1020—1034	10	1	1
長津郡 舊邑面 (波洞里)	1030—1020	10	1	1
長津郡 舊邑面 (樺香里)	1000	1	1	1
長津郡 舊邑面 (閣下里)	1030—1020	5	1	1
長津郡 舊邑面 (閣上里)	1100—1100	5	1	1
長津郡 舊邑面 (黒水)	1110—1120	5	1	1
長津郡 舊邑面 (石碓坪)	1100—1120	5	1	1
長津郡 舊邑面 (廣城)	1100—1120	5	1	1
長津郡 舊邑面 (新浦里)	1120—1100	5	1	1
長津郡 舊邑面 (東開洞)	1120—1120	5	1	1
長津郡 舊邑面 (門岩里)	1120—1120	5	1	1
長津郡 舊邑面 (新興里)	1110—1110	100	5	1
長津郡 舊邑面 (困水里)	1030—1100	5	1	1
長津郡 舊邑面 (湊潭里)	1080—1080	10	1	1

第五章 聚落の高度

黄水院江右岸に在り、江に沿ひて咸興より黄水院に至る二等道路あり。部落は道の兩側に在り。
 黄水院江右岸の平地に在り、江に平行して咸興より黄水院に至る二等道路あり。
 北水里江支流の溪谷に在り、部落の南側には東、柳潭里より西、一四二七米の雪寒嶺を経て平南鎮に至る達路あり。
 北水里江左岸の谷間に在り。
 西水里江上流の溪谷にあり、部落は東西に狭長に延ぶ。
 北水里江下流左岸の平地にあり、部落は江に沿ひて走れる達路の兩側にあり、南と北に濕地續く。
 舊邑里江左岸にあり、部落の南は東西三軒、南北三軒の濕地を成せり。
 舊邑里江右岸に在り、部落の周圍は濕地を成す。
 舊邑里江左岸の平地に在り、部落の中央を南北に走る一條の達路あり。而して部落の附近には濕地多し。
 舊邑里江左岸の平地に在りて南北に長し、江に沿ひて社會より舊鎮に至る達路あり。
 舊邑里江左岸の平地に在りて東西に狭長なり、部落の東部を東北に走る社會より舊鎮への達路あり。
 舊邑里江左岸に在り、江に平行して社會より舊鎮に至る達路あり。部落附近には江に沿へる濕地あり。
 舊邑里江支流に沿ひ、部落は西北より東南に狭長に點在す。
 舊邑里江左岸に在り、江に沿ひて社會より舊鎮に至る達路あり。
 部落附近には江に沿ひて濕地あり。
 舊邑里江上流の溪谷に在り、南一軒餘にして狼林山脈の分水嶺に達す。
 舊邑里江支流の沿岸に在り、部落は南北に長し、東南二・五軒の處には一八五二米の門嶽山聳立す。
 濕地の北邊傾斜地に在り、西北方より來れる一條の聯路は此の部落を過ぎ一五一九米の死鷹嶺に達す。
 舊邑里江支流の沿岸に在り、東南方には濕地あり。
 舊邑里江左岸の平地に在り。

朝鮮の聚落（前篇）

夷原
右土木

長津郡齊邑而(船所)	1040	1	1	1	齊邑里江岸の平地に在り
長津郡中南面障項里	1080—1030	5	7	2	〔長津江右岸の平地に點在す。東方二籽半の處には咸興より内洞嶺を経て長津に至る二等道路あり〕
長津郡中南面荷坪里	1080—1030	10	6	1	長津江左岸の平地に在り、部落の西側には南北二籽の濕地あり
長津郡中南面文川里	1100—1100	10	6	2	濕地の北邊に在り、西南方五籽には一六五二米の德洞山あり
長津郡中南面長興里	1100—1100	10	4	3	〔東西六籽に互る濕地の中央北邊に在り、東三籽には長津江北流し、西方五籽には一六五二米の德洞山登ゆ〕
長津郡 中南面 (蔽九億)	1084—1084	10	1	1	長津江岸の平地に在り、部落の西南には濕地あり
長津郡新南面京下里	1080—1040	10	6	6	〔長津江左岸の平地に散在す、部落の南側には濕地あり。又南二籽には一二八〇米の笠峰登ゆ〕
長津郡 新南面 (國初庄)	1111—1111	5	1	1	濕地の邊縁に在り、北二籽の處には一二八〇米の笠峰あり
長津郡新南面紅門里	1120—1100	10	5	2	〔部落の中央には西南より東北に走る一條の聯路あり。東北には濕地、東一籽には一二八〇米の笠峰あり〕
長津郡新南面水鐵里	1110—1100	10	6	2	長津江支流沿岸に在り、河に沿ひて一條の聯路あり
長津郡 新南面 (最香庄)	1100—1100	10	1	1	小河に沿ふ、西四籽には一八五二米の門巖山あり
長津郡 新南面 (小德庄)	1130—1130	10	1	1	傾斜地に在り
長津郡 新南面 (大德庄)	1120—1120	10	1	1	傾斜地に在り、西北二籽の處に一八五二米の門巖山あり
長津郡 新南面 (新興庄)	1130—1130	10	1	1	西北三・五籽には一八五二米の門巖山あり
長津郡新南面新興里	1120—1120	10	4	3	長津江支流沿岸に在り
長津郡新南面丙武里	1130—1130	10	5	2	北二籽には一八五二米の門巖山あり
長津郡新南面西興里	1110—1110	10	3	2	〔濕地の北邊に東西に狹長に點在す、西二・五籽の處には一五一九米の死鷹嶺あり〕
長津郡 新南面 (障項里)	1120—1120	10	1	1	西二籽には一六五二米の德洞山あり
長津郡新南面(東洞)	1130—1130	10	1	1	谷間に在り

長津郡新南面高盛里 (乾磁附)	1100—1100	2	1	
長津郡新南面化被里	1100—1100	2	3	1100
長津郡新南面小民泰里	1100—1100	2	3	1100
長津郡新南面 (小安洞)	1100—1100	2	1	
長津郡新南面 (大安洞)	1100	1	1	
長津郡新南面 (古土水)	1100—1100	2	3	1100
長津郡新南面古興里	1100—1100	2	3	1100
長津郡新南面在院里	1100—1100	2	3	1100
長津郡新南面(高龍)	1100—1100	2	1	
長津郡新南面 (高城庄)	1100—1100	2	1	
長津郡新南面水南里	1100—1100	2	3	1100
長津郡新南面 (水雙庄)	1100—1100	2	1	
長津郡新南面 (祥在洞)	1100—1100	2	1	
咸興郡下岐川面 (門岩庄)	1100—1100	2	1	
長津郡新南面 (水油里)	1000—1000	2	1	
長津郡新南面 (下礪隔里)	1000	1	1	

長津江岸の平地に在り、江に沿ひて咸興より長津を経て慈城に至る二等道路あり

長津江支流の沿岸に東西に狭長に點在す、東六籽の處に一八一二米の高峰聳立す

長津江支流の沿岸に在り

長津江左岸の谷間に在り

長津江左岸段丘上に在り

長津江兩岸に擴がる東西二籽、南北一・五籽の濕地の邊縁に點在し、江の南側に沿ひて驛路あり

長津江支流に沿ひ、北、長津に至る二等道路の兩側に密集し、南北に狭長なる單線路村を成す

長津江支流の沿岸に東西に長く點在す、支流に沿ひて一條の驛路あり

咸興より長津、慈城に北向する二等道路の兩側に點在し、南一籽の處には一二〇〇米の黃草嶺あり

長津江支流沿岸に點在す、東に咸興より長津に向ふ二等道路あり

長津江支流沿岸の溪谷に在り、東二籽の處には一二〇〇米の黃草嶺あり

長津江支流沿岸の緩傾斜地に在り、西三籽の處に一二〇〇米の黃草嶺、南三籽に一一三四米の密峰あり

一一三四米の密峰の北陰、緩傾斜地に點在し、一條の小路部落を東西に貫く

部落は南面し、一五三五米の山の西南麓に點在し、南四籽の處には一一三四米の密峰あり

東三籽餘の處を、咸興より長津に至る二等道路北向す

長津江右岸の平地に在り、咸興より慈城に北向する二等道路の兩側に點在し、附近に濕地多し

長津江右岸に在り、咸興より慈城へ北向する二等道路の兩側に密集し、南北に狭長なり、部落の南には濕地續く

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落 (前篇)

長津郡 新南面 (上礪隅里)	1030—1020	10	1	1
長津郡 新南面 (島内里)	1036—1020	8	1	1
長津郡 新南面 (松亭里)	1020—1040	10	1	1
長津郡 新南面 (上坪里)	1030—1040	10	1	1
長津郡 新南面富盛里	1031—1034	3	3	3
長津郡 中南面新岱里	1030—1034	14	3	10
長津郡 中南面泗水里	1030—1020	3	3	3
長津郡 中南面 (後洞里)	1030	1	1	1
長津郡 中南面(後浦)	1030	1	1	1
長津郡 中南面竹洞里	1020—1036	6	3	3
長津郡 中南面白巖里	115—1100	10	6	4
長津郡 中南面 (大沙水洞)	1130—1120	10	1	1
長津郡 中南面 (青場)	1130—1110	6	1	1
長津郡 中南面福洞里	1110—1130	3	3	1
長津郡 中南面(福洞)	1120—1130	3	1	1
長津郡 中南面 (赤浦洞)	1110—1130	10	1	1
長津郡 中南面新興里 (新岱倉)	1120—1030	10	3	3

長津江右岸濕地の邊縁に在り、江に沿ひて二等道路南北に走り
東北三軒には一四四八米の三徳峰聳ゆ

長津江左岸の平地に散在し、北には濕地多し
長津江右岸の平地に在り、江に沿ひて南北に走る二等道路は部落を縦貫す、周圍は濕地にして東北一軒に獨秀峰あり

長津江右岸の平地に在り、部落に平行せる二等道路は部落の西端を南北に走る

長津江右岸濕地の邊縁に在り、江と平行せる感興より長津に向ふ二等道路は部落の中を通る

長津江右岸の平地に在り、部落は面事務所の所在地にして部落の東側には感興より長津に至る二等道路あり

白巖里江左岸の平地に在り、部落を南北に貫通する二等道路あり、部落の南は濕地續く

白巖里江左岸の平地に在り、部落を東西に貫通する一條の聯絡あり

白巖里江右岸の平地に在り、部落の西及び東には濕地あり、東北三軒には一四七三米の高峰聳ゆ

白巖里江右岸の平地に在り、江に沿へる一條の聯絡は部落を貫通す、北三軒には一四七三米の高峰あり

白巖里江右岸の段丘上に在りて南面し、東北五軒には二〇六二米の門巖山あり

白巖里江上流沿岸に在り、南五軒の處には二〇六九米の北山東四軒には一九一六米の孟山あり

一四六一米の山の中腹に在り、北二軒には白巖里江西北流す、東南六軒には二〇六二米の門巖山あり

一四四八米の三徳峙の北陰の谷間に在り、谷を下りて一軒の處より濕地となる

東南方五軒には二〇六八米の北山聳立し、西三軒には一四四八米の三徳峙あり、長津江は西南五軒餘の處を北流す

豊流里江支流の沿岸に在り、南二軒には一四七三米の高峰、北〇・五軒には二〇六四米の赤浦峙あり

豊流里江右岸の平地に在り、部落の北には南北二・五軒の濕地あり

洪原
扶物里

洪原
赴戦嶺

長津郡中南面(細水)	1100—1180	5	—	—
長津郡中南面(小徳)	1100—1110	5	—	—
長津郡上南面大南里	1110—1120	5	天	111
長津郡上南面	1100—1100	5	—	—
(深浦里)	1100—1100	5	—	—
長津郡上南面天宜水	1100—1100	5	三	111、112、113、114
長津郡上南面(東倉)	1111	—	—	—
長津郡上南面扶物里	1100—1100	5	六	115
長津郡中南面通寄水	1100—1100	5	六	116
長津郡中南面(於物里)	1100—1100	5	—	—
長津郡中南面豊流里	1115—1120	7	六	116
長津郡東上面	1120—1120	5	—	—
(有隣洞)	1120—1120	5	—	—
長津郡東上面	1120—1120	5	—	—
(水碓洞)	1120—1120	5	—	—
長津郡東上面	1130—1130	5	—	—
(玉洞洞)	1130—1130	5	—	—
長津郡東上面	1130	—	—	—
(退水洞)	1130—1130	5	—	—
長津郡東上面	1130—1130	5	—	—
(新興里)	1130—1130	5	—	—
長津郡東上面	1140—1140	5	—	—
(泉水里)	1140—1140	5	—	—

第五章 聚落の高度

豊流里江左岸の平地に在り、部落の北は濕地なり、南西一軒の處に一二六四米の赤浦峙ありて小路を以て通じ赤浦洞に至る。南一軒には一六一八米の五峰あり、部落は豊流里江右岸に在りて東西に長し。

東南二軒に一九八九米の大南山、西六・五軒に一九九五米の慈山嶺登入、部落は長津江支流の沿岸に點在す。

長津江岸に在り、江に沿ひて咸興より長津を経て慈城に至る二等道路北向す。

長津江兩岸に點在し、江の左岸には之と平行して咸興より長津を経て慈城に至る二等道路あり。

長津江左岸に在り、咸興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫通す。

長津江左岸の平地に點在し、一岸出船の人渡あり、部落を貫通して北に走る二等道路あり。

長津江支流の沿岸に在り

長津江支流の沿岸に在り

小河の沿岸に在り、東七・五軒の處には一六九七米の有隣嶺ありて部落より聯絡あり

西二・五軒には一六九七米の有隣嶺あり、聯絡を以て通ず、北二軒には一九二四米の有隣山聳立す

溪谷に在り、西北四軒には一六九七米の有隣嶺、西五軒には一九三八米の水碓山あり

溪谷に在りて部落は東西に長く點在し、西五軒の處には一九三八米の水碓山聳立す

赴戦江上流の沿岸に在り、東南三軒の處には一七四〇米の白巖山聳立す

赴戦江上流左岸の谷間に敷在し、南北に貫く一條の小路あり、東南五・五軒には一七四〇米の白巖山聳立す

新興より北向して凌口及び中江に至る連絡の兩側に在り、部落の南は一四四五米の赴戦嶺あり、西三軒に八五五米の白赤山あり

朝鮮の聚落 (前篇)

地名	緯度	経度	備考
新興郡 東上面 (天火峙)	33°-13'0"	126°-10'	新興より北向して、山口及び中江に至る遠路の兩側に點在し、西
新興郡 東上面 (威地院)	33°-13'0"	126°-10'	南六軒には一七四〇米の白巖山聳り
新興郡 東上面 (文川里)	33°0'	126°-10'	赴戦江上流濕地の間に在り、新興より山口及び中江に至る遠路
新興郡 東上面 (九勝橋)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江右岸の平地に在り、江に沿ひて北行する遠路は部落を貫
新興郡 東上面 (小泉)	33°0'-15"	126°-10'	き、南には濕地續く
新興郡 東上面 (大泉)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流沿岸に廣く點在し、部落の西側は濕地を成す
新興郡 東上面 (乾洞)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流左岸の傾斜地に點在す、江に沿ひては濕地多く、北
新興郡 東上面 (小達阿峙)	33°0'-15"	126°-10'	一軒の處には一五二九米の内洞嶺あり
豊山郡 安水面 (石場の一軒)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江右岸に在り、部落の南は濕地にして、部落には憲兵出張所
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	あり、威興より北向して、山口及び中江に至る遠路は此の地を過
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流の沿岸に在り、小路を西すること四軒餘にして、豊山
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	郡との界をなせる一九〇一米の三水嶺に達す
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流の沿岸に在り、部落は點在して、東南方一七七一米の
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	山の北中腹まで達す、西側は濕地を成す
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	南二軒の處には一八〇九米の明堂峯あり、又部落より驛路によ
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	り南すること四軒にして、一四六三米の新嶺に達す
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流右岸の平地に東西に長く點在す、西方二軒には赴戦
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	江に沿ひ新興より山口及び中江に北行する遠路あり
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流左岸の溪谷に在り、砂金鑛を産出するに因りて發生
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	したる部落とす
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流右岸に東西に長く點在す
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江左岸に在り、江との間には南北に狭長なる濕地あり、江
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	の南岸には新興より北向して、山口及び中江に至る遠路あり
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江左岸に在り、部落と江との間には南北に狭長なる濕地あ
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	り、江を隔て、南北に走る一條の遠路あり
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江右岸の平地に在り、西には江を隔て、濕地あり、東北に
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	は一四五九米の山迫り背山臨流の地に在り
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	赴戦江支流左岸の谷間に點在し、西南六軒の處には一九三八米
新興郡 東上面 (漢空里)	33°0'-15"	126°-10'	の水砦山聳立す

洪原 廣大里

洪原
舊嶽

新興郡 東上面 (内洞伊)	1100-1100	10	
新興郡 東上面 (黒水曲)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (上徳伊)	1100-1100	5	四元二、〇六
新興郡 東上面 (元洞)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (中洞)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (面道安里)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (鷹田洞)	1100-1100	5	六元二、三六
新興郡 東上面 (鷹田洞)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (店社)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (曲長嶺)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (小別洞)	1100-1100	5	
新興郡 東上面 (上洞)	1100-1100	5	
長津郡 上南面 (漢宜水)	1100-1100	5	
長津郡 上南面 (雲水庄)	1100-1100	5	
長津郡 上南面 (雲水庄)	1100-1100	5	
長津郡 上南面 (高介洞)	1100-1100	5	

赴戦江支流沿岸に南北に長く点在し、部落の東側は濕地を成す

赴戦江上流右岸の段丘上に長く点在し、新興より此向して陵口及び中江に至る達路は此部落を貫く

赴戦江右岸より北進せる谷間の奥に在り、東北方六籽には一八五八米の合浦嶺、北方五籽には二〇九九米の龍巖山聳ゆ

赴戦江支流右岸に在り、東南方三・五籽にして一六二八米の樓鷹山あり

赴戦江右岸の谷間に廣く散在し、東南五籽の處には一六二八米の樓鷹山聳ゆ

赴戦江支流の溪谷に在り、西四籽の處には一六二八米の樓鷹山あり、西北一籽の處には濕地あり

赴戦江右岸に在り、新興より北向して陵口及び中江に至る達路は部落の南側を東西に走り、北には濕地あり

赴戦江支流左岸に在り、南側には濕地あり、南四籽の處には一六二八米の樓鷹山聳え立つ

赴戦江支流の左岸に在り、部落の西一籽にして遠阿里砂金嶺あり、南、北及び東には濕地多し

赴戦江支流右岸に在り、江に沿ひて東北に走る一條の聯路は此の南側を過ぐ

赴戦江支流沿岸に狭長に散在す。西方二籽の處には南北二・五籽に亘る濕地あり

赴戦江支流沿岸に在り、西方五籽の處には一六二八米の樓鷹山聳立す

倉坪里江支流の左岸に在り、南一籽半にして一七二〇米の雲水山あり、小河は東四籽にして本流に合す

倉坪里江沿岸に在り、西四籽には一七二〇米の雲水山、南四籽には一七二二米の兄弟物山あり

小河の沿岸に散在し、西北三籽には一七二二米の兄弟物山、西南四・五籽には二〇四八米の姉岩の聳立するあり

溪谷に在り、南北に通ずる一條の聯路は部落を貫く

部落は谷間に南北に長く散在し、部落を貫く一條の聯路は南一籽にして一四五〇米の高介時に達す

多岐路 西寄り 高介

朝鮮の聚落（前篇）

長津郡 上南面 (西片洞)	1100—11000	10	1	1
長津郡 上南面島田里	1000—10000	0	3	3
長津郡 舊邑面北水里	1120—11000	天	六	三
長津郡 舊邑面 (大四洞)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面 (小西洞)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面(直庄)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面 (役避無里)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面赤水里 (中庄)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面 (坪塘)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面西木里	1100—11000	0	六	六
長津郡 舊邑面(承地)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面(陽地)	1100—11000	0	1	1
長津郡 舊邑面舊邑里	1100—11000	0	六	六
長津郡 中南面舊津里 (舊嶺)	1100—11000	0	七	二
長津郡 中南面内洞里	1100—11000	0	六	二
長津郡 中南面(後洞)	1100—11000	0	1	1
長津郡 中南面高別洞	1100—11000	0	六	三

部落を南北に貫く一條の聯路は南一・五軒にして一四九五米の西片峠に達す

咸興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫通し西二・五軒には一三七一軒の後龍山登立す

西北方六軒の處に二〇四八米の岫岩あり、部落は北水里江の沿岸にあり、部落を貫く聯路は北向して上南面に達す

北水里江支流の溪谷に在り、北方五軒の處には二〇四八米の岫岩登立す

北水里江段丘上に在り、部落を南北に貫く一條の聯路あり

部落の北一軒足らずにして一四九五米の西片峠あり、部落は南北に進める谷間に長く散在し、中央を一條の聯路縦貫す

谷間に在り、部落を貫く一條の聯路あり

小河の沿岸に在り、東五軒には一三七一米の後龍山登立す

小河の沿岸に在り、東五軒には一三七一米の後龍山、南二軒には一四六八米の蛇陽地山あり、又部落の南に濕地あり

東一・五軒の處に一四六八米の蛇陽地山あり、部落は小河の沿岸に在り、東及び南には濕地多し

小河の右岸に在り、部落と小河の間は南北に狭長なる濕地あり

又東北二・五軒には一四六八米の蛇陽地山あり

一小河の左岸に在り、部落を貫きて一路の聯路走る、北三軒の處には一四六八米の蛇陽地山あり

柳潭より舊嶺に至る遼路と之と垂直なる一條の聯路との交叉する十字路を中心として部落密集す、西四軒に蛇陽地山あり

長津江岸に在り、咸興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落の側を過ぎ、一岸出船の人渡あり、西北二・五軒に後龍山あり

長津江右岸の平地に在り、咸興より慈城に至る二等道路は此の地を過ぐ、部落の東南及び西北には濕地あり

柳潭より舊嶺に至る遼路の左側に在り、部落の東長津江に至る二軒の間は濕地をなし、北四軒には後龍山あり、部落は長津江支流の溪谷に在り、一條の聯路は河に沿ひて南北に走る

長津社
長津新館院
蓮花山

長津中江里

厚昌郡 東興面 (華三洞)	1180—1200	50	1	1
厚昌郡 東興面 (新館院)	1130—1150	8	1	1
長津郡 上面 東沙里	1010—1030	0	10	8
長津郡 上面 扶物中里	1000—1020	0	5	5
長津郡 上面 大南里	1100—1120	0	6	3
長津郡 上面 扶物側里	1110—1130	8	1	6
長津郡 東下面 西於水里	1020	1	7	7
長津郡 東下面 (斗安院)	1000—1020	0	1	1
長津郡 東下面 紫霞里	1030—1050	0	7	3
長津郡 東下面 (鷄山洞)	1100—1120	0	1	1
長津郡 東下面 (梨木坪)	1080	1	1	1
長津郡 東下面 (龍浦洞)	1100—1120	0	1	1
長津郡 東下面 (先孫德里)	1100—1120	0	1	1
長津郡 東下面 (杜隱洞)	1010—1030	0	1	1
長津郡 東下面 盤石里	1000—1020	0	7	0
長津郡 東下面 (古介)	1000	1	1	1

第五章 聚落の高度

〔厚州川上流溪谷に在り、東方七籽の處に一八七三米の黃野嶺、え、威鏡南道との界をなす〕

〔厚州川上流右岸の地にあり、東北七・五籽には一四八四米の暮間山東南八・五籽には一五八七米の中峰山あり〕

〔長津江右岸に在り、北方三・五籽には一六五〇米の雷洞山、東方五籽には一六七二米の東嶺山あり〕

長津江支流後洞江に沿ひ、部落の南部は濕地に接す

長津江支流たる後洞江に沿ひ南北に狭長なる部落を成す

〔長津江支流後洞江に沿ひ、西北三籽には一七五〇米の西坪山、東南五籽には一九六九米の小南山聳立す〕

〔赴戦江に沿ひ、又新興より中江里に至る遠路に沿ふ。一岸出船の人渡あり〕

〔赴戦江左岸に在り、江には一岸出船の人渡しあり、北には江に沿ひて濕地續く〕

赴戦江岸に在り、又新興より北方中江里に向ふ遠路あり

〔新興より陵口に至る遠路の東側にあり、西南一籽の處に赴戦江南流す〕

赴戦江に沿ひ、部落の南には江に沿ひて濕地あり

東二籽に赴戦江の流れあり

〔赴戦江左岸の段丘上に在り、西方五籽の處には一六五〇米の芝草嶺あり〕

〔赴戦江支流の溪谷に狭長に散在す。小路を西すること四籽にして芝草嶺あり〕

〔赴戦江左岸の溪谷に在り、西三籽の處には一七四五米の白山あり〕

〔赴戦江に沿ふ、新興より江に沿ひ北上し來れる遠路は此地に於て西折し、雪梅嶺を過ぎ中江里に至る〕

朝鮮の聚落（前篇）

長津郡東下面黃哲里	1010—1010	10	三	二元	赴戦江に沿ふ、江に沿ひて達路南北に走る
長津郡東下面（浮坪）	1000—1000	10	一	一	赴戦江右岸に在り
長津郡東下面（斗無所）	1000—1000	10	一	一	赴戦江左岸の段丘上に在り
長津郡東下面（上加物）	1000—1110	10	一	一	赴戦江支流の溪谷に在り
長津郡東下面（玉湖徳）	1000	一	一	一	赴戦江に沿ふ、江には一岸出船の人渡ありて新興より來り更に北上する達路をつなぐ
長津郡東下面雲山里	1100—1110	10	四	二八	赴戦江支流の谷間に在り、西南に一二七九米の兩傘峯あり
長津郡東下面（甬羅洞）	1170—1110	11	一	一	赴戦江支流の溪谷に在り
新興郡東上面（小漢袋）	1180—1180	10	一	一	赴戦江左岸に在り、江を隔て濕地あり
新興郡東上面漢袋里	1180—1180	10	一	一	赴戦江支流の溪谷に在り、河に沿ひて東北三籽の處には漢袋里砂金嶺山あり
豐山郡熊耳面（雲水洞）	1180—1180	10	一	一	藥水川岸の溪谷に在り、南方五籽餘の處には二五二二米の北水白山聳ゆ
長津郡東下面新興里	1000—1110	10	七	三	赴戦江支流の溪谷に在り
長津郡東下面（萬孫徳）	1000—1000	10	一	一	赴戦江右岸の段丘上に在り
長津郡東下面（等地）	1000—1000	10	一	一	赴戦江右岸の谷間に在り
長津郡東下面（大立岩）	1180—1180	10	一	一	赴戦江左岸の段丘上に在り
長津郡東下面（小立岩）	1000—1000	10	一	一	大立岩の西南二籽に在り
三水郡自西面	1000—1000	10	一	一	東南二籽に長津江あり
三水郡自西面李萬里	1000—1000	10	一	一	東三籽の處に長津江の流れあり
三水郡三四面（長蛇里）	1110—1110	10	一	一	部落の中央を南北に貫通する一條の驛路あり

長津
羅興里

三水郡自西面 (水碓里)	二〇一三〇〇	〇	一	一四〇七米の山南中腹に在り
三水郡三西面(洞谷)	二〇一三〇〇	〇	一	一條の聯路部落の中央を貫く
豊山郡熊耳面 (豊水洞)	二〇一三二〇	〇	一	薬水川上流の溪谷に在り
豊山郡熊耳面 (瑞洞浦)	二〇一三三〇	七	三	薬水川沿岸に在り
豊山郡熊耳面 (梅香洞)	二〇一三二〇	〇	一	薬水川右岸の緩傾斜地に在り
豊山郡熊耳面 (安文洞)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江左岸の溪谷に在り
豊山郡熊耳面 (水通洞)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江左岸の溪谷に在り
豊山郡熊耳面 (掛草)	二〇一三三〇	〇	一	溪谷に在り
豊山郡熊耳面 (高野洞)	二〇一三三〇	〇	一	南一軒の處に薬水川東流す
豊山郡熊耳面 (廣大平)	二〇一三三〇	〇	一	間項の西隣に在り
豊山郡熊耳面 (間村)	二〇一三三〇	〇	一	東三軒に薬水川あり、谷間に在り
豊山郡熊耳面 (掛草)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江岸に在り
豊山郡熊耳面 (高野洞)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江岸に在り
豊山郡熊耳面 (廣大平)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江支流の溪谷に在り
豊山郡熊耳面 (間村)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江沿岸に在り
豊山郡熊耳面 (掛草)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江沿岸に在り、西方四軒には二〇三一米の黄峯聳立す
豊山郡熊耳面 (高野洞)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江沿岸に在り
豊山郡熊耳面 (廣大平)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江沿岸に在り
豊山郡熊耳面 (間村)	二〇一三三〇	〇	一	熊耳江岸に在り、江に沿ひて南下し來りたる一條の聯路は此地に於て左折し安水面に向ふ
豊山郡熊耳面 (掛草)	二〇一三三〇	〇	一	北一軒の處に一六三五米の長嶺あり、部落より北向せる一條の聯路は此地を過ぎ熊耳面に入る
豊山郡安水面 (明堂古峠)	二〇一三四〇	〇	一	

第五章 聚落の高度

朝鮮の聚落 (前篇)

豊山郡 安水面 (靑田洞)	1120-1100	10		
豊山郡 安水面 (長嶺洞)	1100-1100	80		
豊山郡 安水面(間村)	1120-1124	14		
豊山郡 安水面 (周興洞)	1100-1124	14		
豊山郡 安水面 (發田洞)	1120-1110	80		
豊山郡 安水面 (星水洞)	1120-1110	80		
豊山郡 安水面(窟洞)	1111-1120	11		
豊山郡 安水面 (鐵環洞)	1100-1120	80		
豊山郡 安水面(北水)	1100-1120	110		
豊山郡 熊耳面(上村)	1100-1120	80		
豊山郡 熊耳面 (地窰洞)	1100-1120	80		
豊山郡 熊耳面 (鳳嶺洞)	1100-1110	100		
豊山郡 熊耳面 (元水洞)	1100-1120	80		
豊山郡 熊耳面 (樺田洞)	1100-1120	80		
豊山郡 熊耳面 (利得洞)	1100-1120	10		
豊山郡 熊耳面(草坪)	1120-1120	80		
豊山郡 熊耳面(赤嶺)	1100-1120	80		

小河岸の段丘上に在り

小河に沿ふ

小河に沿ふ、部落の南北は河れも河に沿ひて濕地を成す

小河に沿ふ

濕地の邊縁に在り

濕地の邊縁に在り

部落は小河に沿ひて西走する聯路の兩側に狹長に伸び、東端には成興より新興を經て黃水院に至る道路あり

部落は小河に沿ふ、東一軒餘の處には成興より黃水院に至る道路あり、部落の東側は濕地を成す

溪谷に在り

小河に沿ふ、一條の聯路河に沿ひて東南北に走る。部落は此の聯路に沿ひて狹長なり

部落は南面し傾斜地に在り

東二軒には一七九三米の鳳雲嶺あり、一條の小路此地を過ぎて元水洞に至る

溪谷に在り、西二軒の處には一七九三米の鳳雲嶺あり、又背に一四七三米の新道嶺迫る

溪谷に在り、東方三軒の處に一六〇八米の三水嶺ありて三水郡三南面との界を爲す

溪谷に在り

小河の兩岸に狹長なる部落を成す、河に沿ひて一條の聯路南北に走る

溪谷に在り

長津
豊山郡

長津
楊坪里

第五章 聚落の高度

豊山郡熊耳面俗新里	1250—1300	50	162	162	162	溪谷に在り
豊山郡熊耳面 (三水嶺)	1250—1300	50	—	—	—	西北二軒の處には一六〇八米の三水嶺あり
豊山郡熊耳面龍門里	1250—1300	50	27	27	27	溪谷に在り、部落を貫く一條の聯路あり、北五軒の處には一七九三米の鳳雲嶺あり
豊山郡熊耳面(新村)	1250—1300	50	—	—	—	小河沿岸の溪谷に在り、小河に沿ひて西北向し來れる一條の聯路部落を貫く
豊山郡熊耳面 (成地洞)	1250—1300	50	—	—	—	溪谷に在り
三水郡館興面(院里)	1300	—	—	—	—	小河に沿ふ、西南方五軒の處には一七八二米の青山嶺あり、部落より一條の聯路あり
三水郡館興面間嶺里	1250—1300	50	31	31	31	臺地上に在り
三水郡館興面仁淳里	1300—1350	50	21	21	21	小河岸の段丘上に在り
三水郡館興面 (建昌洞)	1300—1350	50	—	—	—	小河に沿ふ
三水郡館興面(門岩)	1250—1300	50	—	—	—	山陰に在り、南には一九二七米の山を控ゆ
三水郡館興面東和里	1300—1350	50	5	5	5	溪谷に在り、部落は南北に狭長なり
三水郡館興面(上村)	1300—1350	50	—	—	—	溪谷に在り、東二軒にして三南面に達す
三水郡館興面石谷里	1250—1300	50	8	8	8	南方三南面より北向し來れる一條の聯路は面界をなせる一六二七米の館洞嶺を過ぎ北地に來り更に北す
三水郡館興面大西里	1300—1350	50	—	—	—	溪谷に在り
三水郡三南面館洞里	1250—1300	50	—	—	—	小河に沿ふ、南一軒半には一六〇八米の三水嶺ありて豊山郡熊耳面との界を爲す
三水郡三南面北水里	1250—1300	50	—	—	—	小河に沿ふ
三水郡三南面新豊里	1250—1300	50	—	—	—	溪谷に在り、部落は西南より東北に伸ぶ
豊山郡熊耳面倉後里	1250—1300	50	3	3	3	西洞川支流の溪谷に東西に狭長に部落散在す
豊山郡熊耳面西昌里 (西水洞)	1250—1300	50	9	9	9	西洞川支流左岸の地に在り

豊山郡 熊耳面 (新田坪)	1121-1110	7	1	
豊山郡 熊耳面 西上里	1080-1080	10	2	12
豊山郡 熊耳面 西下里	1110-1110	5	1	15
豊山郡 熊耳面 (深浦里)	1110-1110	10	1	
豊山郡 熊耳面 (利川洞)	1110-1110	10	1	
豊山郡 熊耳面 楊坪里	1081-1080	4	1	18
豊山郡 熊耳面 文藻坪里	1080-1081	4	1	19
豊山郡 熊耳面 (生水洞)	1080	1	1	
豊山郡 熊耳面 (柳洞)	1130	1	1	
豊山郡 熊耳面 (内基)	1110-1110	5	1	
豊山郡 熊耳面 (道洞)	1110-1111	2	1	
豊山郡 熊耳面 (孟春洞)	1111-1110	1	1	
豊山郡 熊耳面 (内洞)	1080-1080	10	1	
豊山郡 熊耳面 (曷地村)	1080-1100	10	1	
豊山郡 熊耳面 梅岩里	1080-1100	5	3	13
豊山郡 熊耳面 林長里	1000-1010	10	6	16
豊山郡 熊耳面 (佳庄洞)	1080-1080	10	1	
豊山郡 熊耳面 (麻田洞)	1150-1110	10	1	

西洞川左岸に沿ひて在り、川に沿ひて一條の聯路東西に走る。

西洞川左岸に在り

西洞川右岸の平地に在り、左岸は峻阻なる山迫る。

西洞川に沿ふ

西洞川に沿ふ、川と平行に一條の聯路走る。

熊耳江左岸に在り、西に一三二四米の峭奇峰迫る。

熊耳江左岸の平地に在り、北二軒の處に一三二四米の峭奇峰聳立す、部落は江に沿ひて南北に狭長なり

熊耳江左岸の畑地に在り、部落は密集す

熊耳江右岸の畑地に在り、背後に一三七〇米の山を控え、部落の西側を南北に走る一條の聯路あり

熊耳江支流左岸に在り、部落は背後に山を控えて南面し東西に狭長なり

熊耳江支流左岸の段丘上に在り、部落の東南側に一條の小路あり

熊耳江支流左岸の段丘上に在り、部落は一條の小路を中に點々散在す

熊耳江支流沿岸の溪谷に在り、西北一軒半の處に一八八一米の山聳ゆ

熊耳江支流左岸に在り、部落は背後に山を控えて南面し東西に狭長なり

熊耳江右岸に在り、部落の中央を南北に走る一條の聯路あり

熊耳江左岸の平地に在り、部落の西側には江に平行して南北に走る一條の小路あり

東南より西北方に進める谷間に部落は狭長に散在す。一條の小路は谷の底を走る

三方に放射する小路の交叉する處に部落あり

長津
三郷里

豊山郡熊耳面 (林長洞)	1040—1100	50	1	—
豊山郡熊耳面都下里	1000—1010	10	6	二六
豊山郡熊耳面新洞場里	1000—1030	10	11	二四
豊山郡熊耳面 (谷新洞)	1030—1100	5	1	—
豊山郡熊耳面都上里	1030—1030	17	11	四七
豊山郡熊耳面 (元順洞)	1130—1100	40	1	—
豊山郡熊耳面(南谷)	1160—1130	30	1	—
三水郡自西面松田里	1030—1130	40	4	六
三水郡自西面小殿洞	1030—1030	30	12	七三
三水郡自西面廣巖徳里	1030—1030	30	3	七
三水郡自西面 (覆蓋峯)	1230—1230	11	1	—
三水郡自西面 (大壯洞)	1010—1010	100	1	—
三水郡自西面龍水里	1000—1130	30	11	二五
三水郡自西面白山里	1000—1130	30	11	二五
三水郡自西面 (丁木洞)	1030—1130	30	1	—
三水郡自西面足橋里	1030—1100	40	7	三

第五章 聚落の高度

熊耳江左岸より西北に入込める谷の奥に在り

熊耳江左岸の平地に在り、部落の西側に一條の聯路南北に過ぐ南流する小河左岸の地に在り、河に沿ひて南北に走る聯路の兩側に密集す

南流する小河の右岸に河に沿ひて狭長なる部落を成し、部落の西側には南北に走る一條の聯路あり

熊耳江左岸の平地に敷在し、部落の中央を東西に走る一條の聯路あり

東流する小河の溪谷に在り、部落は一五五六米の山を背ひて南面し、東西に狭長に伸ぶ、一條の小路小河に沿ふ

東南流する小河の西側より西に進める谷の奥に在り、小河より部落まで谷底を過ぐる一條の小路あり

西北三軒に長津江北流す、部落の南を東西に走る一條の小路あり

部落の中央を一條の小路東西に走る、南四軒に一五七米の一字峯あり

部落の西に小路あり

台地に在り、部落の東に濕地あり、北一・五軒に一五七米の一字峯聳え立つ

部落を南北に貫く一條の小路あり、西側は巖岩を成す

谷間に點在し小路あり

谷間に在り、恵山嶺より三水を経て西走し來れる二等道路は一・二七八米の白山嶺より此部落に來り更に西走す

谷間に在り、恵山嶺より三水を経て長津に至る二等道路は部落の南〇・五軒の處を小川に沿ひて西走す

小川右岸の傾斜地に在り、恵山嶺より三水を経て長津に至る二等道路は部落の南半軒の處を小川に沿ひて西走す

三水郡自西面太平里	二二〇—二五〇	一七〇	一七	一〇七	谷間に在り、部落より南に一條の小路を出せり
三水郡自西面蓮花里	一〇〇—一三〇	一〇〇	二	三六	谷間に在り、南北に走る一條の小路部落を貫く、南一・五籽を惠山より長津に至る道路西走す
三水郡自西面福守里	一一〇—一二〇	〇〇	九	七五	谷間に在り、惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路は部落の南一籽の處を小河に沿ひて西走す
三水郡自西面東洞里	一一〇—一二〇	一〇〇	九	七五	谷間に在り、谷底を繞ひて小路通ず
三水郡自西面龍橋里	一〇〇—一二〇	一〇〇	〇	二四五	小河左岸の台地に在り、一條の小路部落の中央を南北に貫く、北一籽の處に惠山鎮より長津に西走する道路あり
三水郡自西面(南德里)	一〇〇—一〇〇	〇〇	一	一	台地上に在り、南二籽半の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路西走す
三水郡自西面新豊里	一〇〇—一〇〇	〇〇	一〇	一〇	南一、五籽の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路小河に沿ひて西走す
三水郡自西面西佳里	一一〇—一二〇	〇〇	〇	一〇六	台地上に在り、南二籽の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路小河に沿ひて西に向ふ
三水郡自西面廣嶺里	一〇〇—一三〇	〇〇	六	九	台地上に在り、南二・五籽の處には惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路西に向ふ
三水郡館興面(城隍村)	一〇〇—一〇〇	〇〇	一	一	小川の左岸に在り、惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路は部落の西側を北向す
三水郡館興面上杜陵里	一一〇—一二〇	一〇〇	七	一七	谷間に在り、東三籽には一六一二米の杜陵峰聳え、一・五籽には惠山鎮より長津に至る二等道路北向す
三水郡館興面中杜陵里	一一〇—一二〇	〇〇	四	二二	谷間に在り、東北四籽に一六一二米の杜陵峰聳え立つ
三水郡館興面小嶽里	一一〇—一二〇	一〇〇	一〇	一〇六	谷間に在り、東北二籽餘の處に一六一二米の杜陵峰聳え、〇・五籽の處を惠山鎮より長津に至る道路北向す
三水郡館興面西德里	一〇〇—一三〇	〇〇	六	一〇三	谷間に在り、部落の東には惠山鎮より長津に至る二等道路北向し、北二・五籽に一六一二米の杜陵峰あり
三水郡館興面下杜陵里(書齋村)	一〇〇—一〇〇	〇〇	二	三三	谷間に在り、北四・五籽に一六一二米の杜陵峰聳え、惠山鎮より長津に至る二等道路は東一籽の處を北向す
三水郡館興面(威池洞)	一〇〇—一〇〇	〇〇	一	一	書齋村の西一籽の谷間に在り
三水郡館興面上清溪里	一一〇—一二〇	〇〇	六	三三	谷間に在り

三水郡館興面大清溪里	1000—1100	六	四	三
三水郡館興面小清溪里	1010—1040	四	三	二五
三水郡館興面(馬岩里)	1100—1180	四	一	一
三水郡館興面(天坪)	1180—1230	三	一	一
三水郡館興面高西里	1000—1100	三	六	二七
三水郡館興面彩佳里	1100—1130	六	八	二〇
三水郡館興面生陽里	1020—1030	四	五	三三
三水郡館興面(南嶺里)	1100	一	一	一
三水郡館興面清鶴里	1010—1020	三	四	一六
三水郡館興面上銀山里	1000—1130	四	三	三三
三水郡館興面下銀山里	1080—1000	四	六	四〇
三水郡館興面(炭釜洞)	1180—1180	三	一	一
三水郡館興面三浦里	1080—1030	三	六	二五
三水郡館興面大藏里	1030—1120	一七	七	二六
三水郡館興面藏修里	1120—1130	五	三	九
三水郡邑館面西應里	1010—1120	四	四	三六

第五章 聚落の高度

〔上清溪里の東一・五軒の谷間に在り、部落を東北に貫く一條の聯路あり〕

〔小川に挟まれたる平地に在り、部落の南は濕地なり、北一軒の路を恵山鎮より三水を経て長津に至る道路北向す〕

〔小川右岸の谷間に在り、恵山鎮より長津に至る二等道路は部落の北一軒に在り、北五軒に一六一二米の杜陵峰聳ゆ〕

〔台地上に在り、西南より東北に至る一條の聯路は部落を貫く、東北〇・五軒に一四九三米の天坪嶺あり〕

〔小川の左岸の谷間に在り、流れに沿ひて南北に走れる一條の聯路は部落の東に在り〕

〔小川左岸の谷間に在り、一四九三米の天坪嶺より、東し來れる聯路は部落の南を過ぎ小川に達す〕

〔小川の沿岸に在り、流れの右岸に沿ひて南北に走れる一條の聯路は部落を貫く〕

小川左岸の傾斜地に在り

小川の沿岸に在り、南北に走れる一條の聯路は部落を貫く

谷間に在り、部落の東南には濕地有り

谷間に在り、上銀山里の北に隣す

西面傾斜地に點在し、東北に走れる一條の聯路は部落を貫く

〔恵山鎮より三水を経て長津に至れる二等道路は部落を南北に貫く、北三軒には一六一二米の杜陵峰あり〕

〔部落の西南端を貫きて恵山鎮より長津に至る二等道路北向す、北二軒には一六一二米の杜陵峰聳ゆ〕

〔大藏里の北隣にして二等道路部落を南北に貫き、北一・五軒の處に一六一二米の杜陵峰聳立す〕

〔谷間に在り、西北より東南に狭長に立地す、南三軒の處を恵山鎮より三水を経て長津に至る道路西に向ふ〕

朝鮮の村落(前篇)

三水郡邑館面 (兩栢洞)	二〇二—二四〇	〇	一	〔谷間に在り、南二・五軒の處を惠山鎮より長津に至る二等道路西に向ふ〕
三水郡邑館面鳳德里	一〇〇—一三〇	〇	一七	〔谷間に在り、西廳里の西南に隣す〕
三水郡邑館面南山里	一〇〇—一三〇	〇	〇	〔谷間に在り、部落を貫く小路あり、南二軒の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路西に向ふ〕
三水郡邑館面新興里	一〇〇—一〇六	〇	四	〔谷間に在り、部落の西に南北に走る一條の聯路あり〕
三水郡邑館面 (桃花洞)	一〇〇—一三〇	〇	一	〔谷間に在り、東南三・五軒に一六二二米の杜陵峰あり、西南二・五軒に一二七八米の白山嶺ありて二等道路通す〕
三水郡邑館面 (文進洞)	一〇〇—一三〇	一	一	〔谷間に在り、西南一軒の處に一六一二米の杜陵峰聳立す〕
三水郡邑館面下三興里	九〇—一〇〇	〇	三	〔谷間に點在し、部落を貫く一條の聯路あり、東北三軒に仲坪川西南四軒に一六一二米の杜陵峰聳す〕
三水郡邑館面上三興里	一〇〇—一〇〇	〇	九	〔下三興里の南隣にして西南三軒の處に二六二二米の杜陵峰あり〕
三水郡邑館面東沙里	一一〇—一二〇	〇	七	〔谷間に在り、西一・五軒に一六一二米の杜陵峰あり、一四九八米の白山嶺は部落の西三軒の處に在り〕
三水郡邑館面 (板財洞)	一〇〇—一三〇	〇	一	〔谷間に在り、部落を東西に貫く一條の聯路あり〕
三水郡館興面黒硯里	一一〇—一二〇	〇	七	〔谷間に在り、西二軒の處を惠山鎮より三水を経て長津に至る二等道路北向し、西北二軒に杜陵峰あり〕
三水郡好仁面孝洞里	九〇—一〇〇	〇	五	〔仲坪川右岸の谷間に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり〕
三水郡好仁面下大福里	九〇—一〇〇	一〇	三	〔谷間に在り〕
三水郡好仁面上大福里	一〇〇—一三〇	〇	三	〔谷間に在り〕
長津郡東下面(銅谷)	九二—一〇〇	二	一	〔赴戦江支流沿岸に在り、江に沿ひて遼路南北に走る〕
長津郡東下面如雲中里	一〇〇—一〇〇	〇	八	〔赴戦江支流の沿岸に在り、江の左岸を遼路南北に走る〕
長津郡東下面如雲上里	一〇〇—一〇〇	〇	三	〔赴戦江支流の沿岸に在り、江に沿ひて遼路南北に走る〕

長津
陵口里

長津郡 東下面 (魚隠洞)	1100—1180	10	1	1	赴戦江支流の沿岸に在り、江に沿ひて道路南北に走る。
長津郡 北下面 (兄弟大洞)	1010—1080	10	1	1	〔西洞川右岸に在り、流れに沿ひて一條の聯路あり、北一・五軒の處に一八五米の鉾峯あり〕 〔大兄弟洞江の沿岸溪谷に在り、北六軒の處に二一八五米の稀塞峰登ゆ〕
長津郡 北下面 (兄弟小洞)	1020	1	1	1	長津江支流の溪谷に在り、流れに沿ひて一條の小路東西に走る
長津郡 北面東深里	1020—1100	10	7	10	〔谷間に在り、西二軒の處を長津江北流し、部落の北を一條の小路東北に走る〕
長津郡 内面三浦里	1020—1100	10	3	3	〔三浦里江左岸に在り、威興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫く〕
長津郡 内面東沙里	1020—1020	10	6	2	〔三浦里江岸に在り、威興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を貫きて北に向ふ〕
長津郡 内面越上里 (越上庄)	1020—1100	10	1	3	〔三浦里江支流の沿岸に在り、流れに沿ひて一條の小路東西に走る〕
長津郡 内面越下庄 (越下庄)	1020—1020	10	1	1	〔三浦里江支流左岸に在り、流れに沿ひて東西に走れる一條の小路は部落を貫く〕
長津郡 内面沼灘里 (沼灘洞)	1020—1020	10	3	2	〔三浦里江沿岸に在り、威興より長津を経て慈城に至る二等道路は部落を南北に貫く〕
長津郡 内面(小洞)	1020—1020	10	1	1	〔三浦里江支流沿岸溪谷に在り、東三軒の處に一六二六米の兄弟峙あり、小路によりて通ず〕
長津郡 内面(大洞)	1020—1020	10	1	1	〔三浦里江上流の溪谷に在り、流れに沿ひて南北に走れる一條の聯路あり〕
長津郡 内面西中里 (西洞中庄)	1010—1080	10	1	1	西洞江沿岸に在り、流れに沿ひ一條の聯路ありて部落を貫く
長津郡 内面 (世遊洞)	1020—1100	10	1	1	谷間に在り
長津郡 内面西上里 (十里坪)	1080—1080	10	5	3	西洞江沿岸に在り、流れに沿へる一條の聯路は部落を貫く
長津郡 内面 (赤坪地)	1020—1020	10	1	1	西洞江沿岸に在り、流れに沿ひ一條の聯路あり。西興寺あり

第五章 聚落の高度

長津
徳實里

長津郡 郡内面 (猛獠洞)	1110—1110	10	1	1	西洞江左岸に在り、流れに沿へる一條の聯絡は部落を貫く
長津郡 郡内面(廣灘)	1010—1080	10	1	1	{三浦里江沿岸に在り、威興及び惠山鎮より來れる二等道路は部落を南北に貫き、流れに沿ひて北向し慈城に至る
長津郡 郡内面 (東門洞)	1010—1080	10	1	1	{三浦里江左岸の谷間に在り、部落の東側を一條の小路南北に走る。南に一一六三米の白水峰あり
長津郡 郡内面(島里) (板幕洞)	1010—1080	10	1	1	{五萬洞江岸に在り、惠山鎮及び威興より滿浦鎮に至る二等道路は此の地を貫く、東南には濕地あり
長津郡 郡内面(新院)	1010—1014	10	1	1	{五萬洞江岸に在り、惠山鎮及び威興より滿浦鎮に至る二等道路は此の地を過ぎて西走す
長津郡 郡内面(嶺上里) (鈴店洞)	1010—1040	10	1	1	五萬洞江岸に在り、岸に沿へる聯絡あり
長津郡 郡内面 (長芝洞)	1010—1080	10	1	1	五萬洞江支流の溪谷に在り、流れに沿ひて一條の小路北走す
長津郡 郡内面 (新高介)	1010—1030	10	1	1	{五萬洞江支流の谷間に在り、流れに沿ひて一條の小路あり、部落の南を江界に至る二等道路西走す
長津郡 郡内面 (麻田坪)	1110—1180	10	1	1	西洞江左岸に在り
長津郡 上南面(黃浦初里)	1010—1010	10	1	1	{巨水里江岸に在り、流れに沿へる一條の聯絡は部落を東西に貫く
長津郡 上南面(黃浦中里)	1010—1020	10	1	1	巨水里江沿岸に在り、江の右岸を東西に走れる聯絡あり
長津郡 上南面(黃浦側里)	1010—1010	10	1	1	巨水里江沿岸に在り、江の右岸を東西に走れる一條の聯絡あり
長津郡 上南面(横洞)	1110—1110	10	1	1	{巨水里江支流沿岸の溪谷に在り、流れに沿へる小路は南北に走る。西北四軒に二〇七七米の白山あり
長津郡 上南面 (虎山洞)	1110—1100	10	1	1	谷間に在り
長津郡 上南面 (下草洞)	1110—1100	10	1	1	巨水里江支流の谷間に在り、部落より一條の小路を北に出せり
長津郡 上南面 (仙隱堂)	1110—1110	10	1	1	{巨水里江沿岸溪谷に在り、流れに沿ひて東西に走れる一條の聯絡は部落を貫く

蕨山鎮
延岩

蕨山鎮
蘆坪
檜坪

長津郡上南面馬登里	1000—1000	0	1	1
長津郡上南面 (獨洲隔)	1000—1000	0	1	1
長津郡上南面倉坪里	1000—1000	0	1	1
長津郡上南面(福洞)	1000—1000	0	1	1
長津郡上南面 (馬場里)	1000—1000	0	1	1
長津郡上南面西德里	1000—1000	0	1	1
長津郡上南面 (蘆安浦)	1000—1000	0	1	1
未詳				
茂山郡三社面 (長沙得)	1000	1	1	1
茂山郡三社面 (黃十峯)	1000—1000	1	1	1
茂山郡三社面 (馬轉坪)	1000	1	1	1
茂山郡三社面倉坪洞	1000—1000	0	1	1
茂山郡三社面 (上等峯)	1000	1	1	1
茂山郡三社面 (天水洞)	1000—1000	0	1	1
茂山郡三社面 (羅跡洞)	1000—1000	0	1	1
茂山郡三社面 (官灘洞)	1000—1000	0	1	1
茂山郡三社面 (上坪)	1000—1000	0	1	1

第五章 聚落の高度

倉坪里江沿岸に在り、江の右岸に沿ひて一條の驛路あり
 倉坪里江沿岸に在り、流れに沿ひて一條の驛路あり、又西北の
 谷間に小路を出せり
 倉坪里江右岸に在り、流れに沿へる一條の驛路に部落を貫き、
 又東前に向つて驛路を出せり
 倉坪里江左岸の谷間に在り、谷底を繞ひて南北に走れる一條の
 小路は部落を貫く
 倉坪里江沿岸に在り、江の右岸に沿ひて一條の驛路東西に走る
 倉坪里江右岸に東西に狭長に點在し、流れに沿へる一條の驛路
 は部落を東西に貫きて走る
 長津江左岸に在り、威興より慈城に至る二等道路に部落の東隅
 を流れに沿ひて北向す
 西頭水左岸の谷間に在り、吉州より延岩を經て此地に来れる二
 等道路は流れに沿ひて更に北向し茂山に至る
 黃土岩水に沿ひて東西に長く散在す、一條の小路部落の南を走
 る
 西頭水の沿岸に在り
 西頭水右岸に在り、吉州より延岩を經て北走し來れる二等道路
 は此地を過ぎ、流れに沿ひて更に北向し茂山に至る
 西頭水右岸に在り流れに沿へる一條の小路は此地を過ぎて南
 北に走る
 西頭水左岸の谷間に在り、吉州より延岩を經て北走し來れる二
 等道路は此地を過ぎ、流れに沿ひて北向し茂山に至る
 谷間に在り、東四軒の處を九雲水北流す
 西頭水左岸の谷間に在り
 西頭水右岸に在り、流れを隔て、吉州より茂山に至る二等道北
 向す

朝鮮の部落 (前篇)

茂山郡 三社面 (屈松坪)	1150	1	1	1	西頭水右岸に在り、流れを隔て、吉州より茂山に至る二等道路 北向す
茂山郡 三社面 (西溪水)	1150—1160	0	1	1	西頭水左岸に在り、吉州より合水を経て北走し來れる二等道路 は部落の東側を過ぎ茂山に北向す
茂山郡 三社面 (富坪洞)	1100—1150	0	1	1	東溪水右岸の谷間に在り
茂山郡 三社面 (下村)	1100—1150	0	1	1	東溪水の沿岸に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路は此 の地を過ぐ
茂山郡 三社面 (中村)	1100—1150	0	1	1	東溪水右岸の谷間に在り、流れに沿ひて東西に走る一條の聯路 は部落の中央を貫く、南四軒に一六七五米の迷山峯あり
茂山郡 三社面 (上村)	1150—1100	0	1	1	東溪水の上流右岸の溪谷に在り、一傍の聯路は此の地に起り流に 沿ひて東す、北に一五一六米の將軍峯を控ゆ
茂山郡 三社面 (道蔭坪)	1100—1150	0	1	1	西頭水左岸に在り、吉州より合水を経て此の地に來れる二等道 路は流れに沿ひて更に北走し茂山に至る
茂山郡 三社面 (延坪)	1100—1150	0	1	1	大礮川水の沿岸に在り
茂山郡 三社面 (南陽洞)	1100—1150	0	1	1	西頭水の沿岸に在り、吉州より合水を経て北走し來れる二等道 路は此の部落を過ぎ、流れに沿ひて更に北向して茂山に至る
茂山郡 三社面 (山羊台)	1100—1150	0	1	1	西頭水の沿岸に在り、吉州より合水を経て北走し來れる二等道 路は部落の西を過ぎ、流れに沿ひて北向し茂山に至る
茂山郡 三社面 (黄土岩)	1100	1	1	1	西頭水の沿岸に在り、吉州より茂山に至る二等道路は此の地を 過ぎ、流れに沿ひて更に北向す
未詳					
甲山郡 普惠面 (合川)	1000—1050	0	0	0	佳林川の沿岸に在り
甲山郡 普惠面 (乙龍洞)	1000—1050	0	1	1	佳林川沿岸の谷間に在り、南二軒の處に亡致峰あり
甲山郡 普惠面 大興里	1100—1150	0	0	0	谷間に在り、北方六軒の處に亡致峰あり
甲山郡 普惠面 (大岩里)	1150—1100	0	1	1	小川に沿ふ、東三軒の處に一七二一米の象背山嶺あり、流れに沿 へる一條の聯路は部落を過ぐ

第五章 聚落の高度

地名	高度 (m)	備考
甲山郡 普恵面 (新奥洞)	1100—1150	小川の右岸に在り、東南及び西北には濕地あり、西南三籽の處に一七六〇米の長鳴山聳え立つ
甲山郡 普恵面 (上草坪)	1100—1100	小川右岸の傾斜地に在り、一條の聯絡部落を貫き、北一籽餘にして一五六〇米の擁兒山あり
甲山郡 雲興面 大田坪	1100—1100	小川に沿ひ東西に長く延ぶ、東北三・五籽にして一五八五米の四地嶺、西北三籽にして一八八〇米の望南山あり、何れも之に通ずる聯絡あり
甲山郡 雲興面 (石開洞)	1150—1150	小川に沿ふ、西方二籽にして一八七七米の石開嶺、北四籽にして二〇九八米の白沙嶺聳ゆ
未詳		
甲山郡 普恵面 (北溪水)	1150—1150	谷間に在り、流れに沿ひて西南より東北に狭長に點在す
甲山郡 普恵面 胞胎里 (合水)	1150—1150	小川の沿岸に在り、恵山鎮より茂山に至る二等道路は途中此地を過ぎて北向す
甲山郡 普恵面 (大坪里)	1100—1100	車哥水右岸に在り、南に一二四四米の花開山聳ゆ
甲山郡 普恵面 胞胎里 (上村)	1150—1150	谷間に在り、北三籽の處に二四三四米の南胞胎山聳立す
甲山郡 普恵面 (中村)	1150—1150	東北三・五籽の處に二四三四米の南胞胎山聳立す
甲山郡 普恵面 (下村)	1100—1100	貫く一條の小路あり
甲山郡 普恵面 (南別水)	1100—1100	小川の右岸に在り、一條の小路部落を東西に貫く
甲山郡 普恵面 (新村)	1100—1100	谷間に在り、小路は谷底を經ひて部落より西に走る、西三・五籽の處に二一〇八米の將軍峰あり
甲山郡 普恵面 (中土場)	1010—1010	小川の右岸に在り、恵山鎮より茂山に至る二等道路は部落の南を東西に走る
甲山郡 普恵面 緑水里	1100—1100	鴨綠江左岸の谷間に在り、部落を南北に貫く一條の小路あり
甲山郡 普恵面 (興成洞)	1100—1100	東四籽の處に一八五三米の郭沙峯あり、西一・五籽には恵山鎮より茂山に至る二等道路北に走る
		部落より三條の小路を放射す、東北四籽の處には一八五三米の郭沙峯聳え立つ

朝鮮の聚落 (前篇)

甲山郡普惠面寶奉里	1000—1100	20	10	60	小川の右岸に在り、恵山鎮より茂山に至る二等道路は部落を南北に貫き通ず
甲山郡普惠面(虎岩)	224	1	1	1	部落より四條の小路を放射す、西北方五軒の處には一八五三米の郭沙峯磐ゆ
甲山郡普惠面(五溪洞)	1110—1110	10	1	1	小川の右岸に點在し、西北五・五軒には一八五三米の郭沙峯あり
甲山郡普惠面(華岩山里)	1100—1100	20	1	1	傾斜地に在り、部落を南北に貫く小路あり、西四軒の處には一八五三米の郭沙峯磐ゆ
甲山郡普惠面(麗水谷)	1000—1000	10	1	1	溪谷に在り、西四軒の處に一四四六米の普峯磐ゆ
甲山郡普惠面(門岩)	1000—1010	10	1	1	小宋哥谷に在り、小川に沿ひて東西に走る一條の聯路は部落の南側を通る
甲山郡普惠面保栗里	1000—1000	4	1	1001	東西に走る一條の聯路部落を貫く、北二軒の處には一二五二の觀峯磐ゆ
甲山郡普惠面(下村)	1010—1010	10	1	1	東西に走る一條の聯路部落を貫く、西北四軒の處には一二五二米の觀峯あり
甲山郡普惠面(上村)	1000—1000	10	1	1	小川の右岸に在り。流れに沿へる一條の聯路は此の部落を通り
甲山郡普惠面(栢子洞)	1100—1100	20	1	1	東一軒にして一二七七米の春山嶺、南一軒にして一二六八米の九鷄物嶺、北二軒にして一二〇六米の作藏開峯あり、一條の間路部落より西に走る
甲山郡普惠面(春化洞)	1000—1110	20	1	1	東北二軒に一二〇六米の作藏開峯、南二軒に一二六八米の九鷄物嶺あり
甲山郡普惠面(鷹洞)	1000—1000	20	1	1	一一〇五米の栢德嶺の西に在り、北に烽守峯を控ゆ、恵山鎮より茂山に至る二等道路は栢德嶺を過ぎて更に北向す
甲山郡普惠面(新閉洞)	1000—1100	20	1	1	烽守峯の西南二軒に在り、一條の間路部落を貫く
甲山郡普惠面(瀾浦里)	1000—1000	20	1	1	緩傾斜地に在り、東一軒餘の處を恵山鎮より茂山に至る二等道路北に向ふ
甲山郡普惠面(九不章)	1000—1100	20	1	1	恵山鎮より茂山に至る二等道路部落を南北に貫く、東南二、五軒に九鷄物嶺、北一、五軒に一一〇五米の栢德嶺あり
甲山郡雲興面五山里	1000—1000	20	10	10	

甲山郡 普恵面 (五登洞)	1080—1250	〇	—	—	〔東一籽にして一二六八米の九鷄物嶺あり、西一・五籽の處を意山鎮より茂山に至る二等道路北向す〕
甲山郡 普恵面 (小五山)	1080—1200	〇	—	—	〔東北二籽餘の處に一二六八米の九鷄物嶺あり、西一籽の處には恵山鎮より茂山に至る二等道路北に向ふ〕
甲山郡 普恵面 (水東徳)	1180—1100	〇	—	—	小河右岸の傾斜地に在り、一條の小路部落を南北に貫く
甲山郡 普恵面 (泰陽徳)	1080—1320	〇	—	—	〔谷間に在り、西は一一五七米の新大新嶺にして普恵面との界をなす〕
甲山郡 普恵面 (巖峯嶺)	1080—1020	〇	—	—	谷間に在り、東西に走る小路部落を貫く
甲山郡 普恵面 (狭有苗谷)	1020—1120	〇	—	—	小川右岸の傾斜地に在り、一條の小路部落の南側を東西に走る
甲山郡 普恵面 (鑄徳)	1120—1100	〇	—	—	〔小川右岸の谷間に在り、東西に走る間路と、南北に走る小路とが此の地に於て交叉す〕
甲山郡 普恵面 (徳東新洞)	1000—1280	〇	—	—	小川に沿ふ、部落より三條の小路を出す
甲山郡 普恵面 (徳士門洞)	1020—1180	〇	—	—	谷間に在り、東西に走る間路の西側に在り
甲山郡 普恵面 (内三文洞)	1020—1100	〇	—	—	谷間に在り
甲山郡 普恵面 (柳下洞)	1100—1120	〇	—	—	〔小川の右岸に東西に狭長に點在す、流れに沿へる一條の間路は部落の南側を走る〕
甲山郡 雲興面 新徳里	1110—1130	〇	三	一八〇	小川左岸の段丘上に點在す
甲山郡 雲興面 市安所 (上福安水)	1100—1180	〇	七	六三	〔五是川支流沿岸に在り、江に沿ひて一條の小路あり、又部落の西側を南北に走る一條の聯路あり〕
甲山郡 雲興面 (新草坪)	1120—1120	〇	—	—	〔雲龍江支流沿岸の溪谷に在り、一條の小路流れに沿ひて部落より西に走る〕
甲山郡 雲興面 (東草坪)	1120—1110	〇	—	—	雲龍江左岸段丘上に在り、一條の聯路ありて部落を南北に貫く 台地上に在り、東南〇・五籽にして里仁面に界す

第五章 聚落の高度

朝鮮の部落 (前篇)

甲山郡雲興面白岩里	1000—1020	55	6	37	谷間に在り、西一籽の處に一二三五米の大門嶺あり
甲山郡雲興面(南山)	1300—1380	55	—	—	傾斜地に在り、南〇・五籽にして里仁面に接す
甲山郡雲興面大門里	620—1050	55	5	16	谷間に在り、東一籽の處に一二三五米の大門嶺ありて驛路を以て之に通ず
甲山郡雲興面脊上里	620—1000	55	—	—	谷間に在り、東西に走る驛路部落を貫き、部落の西を南北に走る一傍の驛路あり
甲山郡雲興面鳳樓里	620—1020	55	3	26	谷間に在り、部落の南側に一條の驛路あり
甲山郡雲興面(瓦德)	1020—1100	55	—	—	雲貴江右岸の台地上に在り、部落より三條の驛路及び一條の間路を出せり
未詳					
甲山郡普慈面(鳳樓洞)	1300—1370	55	—	—	西二籽の處を鴨綠江南流す、部落を南北に貫く小路あり
三水郡好仁面椴哥里	620—1010	55	9	37	谷間に在り、谷底を走れる一條の驛路は部落を貫く、北三籽の處に三水川あり
三水郡好仁面大岩里	1020—1120	55	3	26	一一九八米の水嶺洞嶺の西に立地し、東北二・五籽に一二六三米の高連峰聳え、北五籽に鴨綠江西流す
三水郡好仁面(檜洞)	1020—1020	55	—	—	北一籽にして一二六三米の高連峰あり、北二、五籽の處を鴨綠江曲流西走す
三水郡好仁面新德里	620—1020	55	3	27	西一籽餘にして一一九八米の水嶺洞嶺あり、北一・五籽に高連峰あり、鴨綠江は北三籽の處を西流す
三水郡好仁面峰三里	620—1000	55	3	26	北三籽の處を鴨綠江曲流西向す、北二籽にして一二六三米の高連峰聳ゆ
端川郡水下面(周釜洞)	1120—1120	55	—	—	一一三八三米の山北中腹に在り、部落より北に小路を出東し、一籽の處には一一〇七米の德巨嶺あり
端川郡水下面(光彬德)	1120—1120	55	—	—	一條の小路部落を南北に貫通す、西南は北青郡星堡面に隣す
端川郡新滿面(將軍德)	620—1010	55	—	—	南一籽の處に端川より甲山に至る遠路あり、西、新洞嶺を過ぎて北す
端川郡新滿面(屏風洞)	1010—1020	55	—	—	谷間に在り、北一籽にして一二一七米の牛項峙、東南二籽にして一四九〇米の冠岩山聳ゆ

北青
上農里

惠山鎮
惠山鎮
惠山鎮
小白山

北青
直洞

端川郡 新滿面 (皮坡洞)	200—1000	5		
豊山郡 安山面 (小田洞)	1100—1000	5		
豊山郡 天南面(鷹峰)	1100—1100	5		
豊山郡 天南面(竹洞)	1100—1100	5		
豊山郡 天南面 (華松洞)	1000—1100	5		
豊山郡 天南面 (樺田洞)	1100—1100	5		
豊山郡 天南面 (天上洞)	1100—1100	5		
豊山郡 天南面(徳嶺)	1100—1100	5		
北青郡 星岱面 (光才洞)	1000—1100	5		
北青郡 星岱面 (上姜谷徳)	1100—1100	5		
北青郡 星岱面(靛徳)	1000—1100	5		
北青郡 星岱面(外洞)	1100—1100	5		
北青郡 星岱面 (甘長洞)	1000—1100	5		
北青郡 星岱面(盧橋)	1000—1100	5		
北青郡 星岱面 (柏柯徳)	1100—1100	5		
北青郡 星岱面 (柏柯洞)	1000—1100	5		
北青郡 星岱面 (賣水安)	1100—1100	5		

第五章 聚落の高度

- 〔部落より東北に一條の小路を出せり、西一・五軒にして一四九〇米の冠岩山聳え立つ〕
- 一五三九米の山西の谷間に在り
- 谷間に在り、一條の小路部落の南側を東西に走る
- 西北二軒に一六九一米の楸洞山あり
- 〔東南三軒にして一六八四米の靛徳山聳え、西北二軒の處に一〇九五米の直洞嶺あり〕
- 〔東南二・五軒にして一六八四米の靛徳山聳え、華松洞の東北一軒に在り〕
- 前一軒の處に一六八四米の靛徳山聳ゆ
- 〔一三七七米の烽燧峰の西二・五軒の處に在り、部落を南北に貫く一條の驛路あり〕
- 東北三軒の處に一三七七米の烽燧峯あり、部落は廣く點在す
- 西南二軒に一六八四米の靛徳聳え、一條の小路部落を貫く
- 一六八四米の靛徳山の東中腹に點在す
- 一六八四米の東靛徳山の東南中腹に點在し、西南一軒の處に一四七〇米の靛嶺聳ゆ
- 〔北一・五軒に靛徳嶺、西北二・五軒に一六八四米の靛徳山聳え立つ〕
- 〔西北二軒に一四七〇米の靛徳山嶺ありて驛路を以て通じ、北一・五軒には一六八四の靛徳山聳え立つ〕
- 〔一四七〇米の靛徳嶺の南一軒の處に點在す、西南一軒には一四二九米の別鶴嶺あり〕
- 〔谷間に在りて柏柯徳の東に隣す、西南二・五軒の處には一三〇九米の角基嶺あり〕
- 〔一三〇九米の角基嶺の東一軒に在り、北一軒足らずにして別鶴嶺あり、三軒にして一六八四米の靛徳山あり〕

朝鮮の聚聚 (前篇)

北青
北青
厚峙嶺

北青郡	星岱面	120—1280	0		
北青郡	(利田德)	120—1280	0		
北青郡	(梁景德)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(安陵村)	120—1280	0		
豊山郡	(有龍村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(項城村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(新福村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(太陽村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(盤谷村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(三浦村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(興林村)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(初府近)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(平府近)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(守義洞)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(梅放洞)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	(中府近)	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		
豊山郡	安水面	120—1280	0		

東南二・五籽にして一三三〇米の狼洞嶺、北四・五籽にして一四四七米の大徳山嶺也

部落を貫く一條の小路あり

小川の沿岸に在り、西南四籽餘の處に一七〇八米の玉山洞嶺、南三籽也

小川の沿岸に在り、西南三籽に一七〇八米の玉山洞嶺、南三籽に一六六八米の積水嶺也

小川左岸の傾斜地に在り、西南二籽に一七〇八米の玉山洞嶺、東南三籽餘に一六六八米の積水嶺也

小川の左岸に在り、一七〇八米の玉山洞嶺は部落の西一籽餘の處に聳立す

小川左岸の平地に在り、東四籽に一四六〇米の大圓峰、南四籽に一六六八米の積水嶺あり

小川の左岸に沿ふ、部落の南側には一條の聯路東西に走り、東は濕地を隔て、一四六〇米の小圓峰を窺む

小川に沿ふ、西二・五籽には一七〇八米の玉山洞嶺、南二・五籽には一六六八米の積水嶺也

小川左岸の谷間に在り、西北一・五籽の處には一七〇八米の玉山洞嶺聳立す

小川の沿岸に在り、部落の南には流れに沿ひて濕地續く

小川の左岸に在り、部落の東側には流れに沿へる一條の聯路あり、北及び南は濕地を爲す

小川沿岸に在り、東南に進める谷に沿ひて狭長に散在す、部落の南一籽足らずにして一五二七米の松洞山あり

小川の右岸平地に在り、北邊縁は濕地なり、東南三・五籽の處に一五二七米の松洞山聳立す

小川の沿岸の平地に在り、部落の東側は濕地をなし、東北三籽に一四六〇米の大圓峰、東南四籽には松洞山あり

小川の沿岸に在り、西三籽餘の處に一六六八米の積水嶺、東北四籽にして一四六〇米の大圓峰あり

豊山郡安水面 (三浦村)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面(積水)	二四〇—二四〇	〇		
豊山郡安水面(徳坂)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面(嶺底)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (間居洞)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面(蒼洞)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (長村浦)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (芳花村)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面(把撥)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (三幕洞)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (老陽村)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (小梅興洞)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (中梅興洞)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面(平村)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面 (裏玉洞)	二四〇—二三〇	〇		
豊山郡安水面(老隠里 (明基洞))	二四〇—二三〇	〇		

第五章 村落の高度

小川の左岸に在り、部落の南には流れを隔て、濕地續く、北二・五軒の處には一四六〇米の大圓峰聳ゆ

南一軒にして一六六八米の積水嶺聳え、部落は小川邊縁の傾斜地に東西に狭長に點在す

小川左岸の谷間に在り、西一・五軒に一六六八米の積水嶺、西南三軒に一八五六米の隻峰聳え立つ

小川の沿岸に在り、流れに沿へる一條の小路は南一軒餘にして一五三一米の龍水洞嶺に達す

谷間に廣く散居し、西一・五軒の處に一五二七米の松洞山聳ゆ

小川左岸の傾斜地に在り、南四軒の處に一五二七米の松洞山聳ゆ

小川に沿ふ、北青より樟興里を經て黄水院に至る二等道路一三・三五米の厚峙嶺をすぎこの地を通りて西北に向ふ

小川に沿ふ、北青より黄水院に向ふ二等道路は部落の西南一軒餘に在り

小川の右岸に沿ふ、北青より樟興里を經て黄水院に向ふ二等道路は此の部落を貫きて北走す

小川の左岸に在り、部落の西は谷間に延延ぶ

小川に沿ふ、北青より樟興里を經て黄水院、甲山に至る二等道路は部落の北を走る

小川の右岸に廣く點在す、東南一軒の處に一五二四米の蓮花峰

西三軒に一五二七米の松洞山聳ゆ

小川に沿ふ、東二軒に一五二四米の蓮花峰あり

小川に沿ふ、東三軒には一五二四米の蓮花峰、西二・五軒に一五二七米の松洞山あり

小川の左岸を西に進める谷間に在り、西南〇・五軒に一五二七米の松洞山聳ゆ

小川の沿岸に在り、部落の南及び北は濕地にして東北三軒に一五二四米の蓮花峰、西北三軒に一五二七米の松洞山あり

朝鮮の聚落（前篇）

豊山郡	安山面	七香洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	椽島	二三〇—二三三	三		
豊山郡	安山面	上端村	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	樟田洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	利洞只洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	松洞只洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	上七香	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	樟田洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	南嶺	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	仁弼洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	會士洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	下田洞	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	安山面	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	沙得村	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	新商店	二三〇—二三〇	〇		
豊山郡	安山面	新商店	二三〇—二三〇	〇		
北青郡	泥谷面	厚峙嶺	二三〇—二三〇	〇		

小川左岸の平地に在り、十文字に交又する聯絡の十字路を中心として部落は立地す

小川に沿ふ、部落の南と北には川に沿ひて湿地多し、西四軒の處には一六八四米の南山峰變え立つ

小川に沿ふ、又東南に進める谷間に延ぶ、部落の東南一軒足らずにして、一四七四米の郭開嶺あり

谷間に廣く點在す、南一軒餘には一四七四米の郭開嶺、東北二軒に一三五五米の安得非嶺あり

小川左岸の傾斜地に廣く點在す、西南二・五軒に一六八四米の南山嶺あり

谷間に在り、西北一・五軒に一五二七米の松洞山變え立つ

小川の沿岸に東西に狹長に點在す、部落を貫く一條の聯絡あり

東南一・五軒に一六八四米の南山峰、西北三軒に一五三一米の龍水洞嶺あり

谷間に在り、一條の聯絡は東南一軒にして一三五五米の安得非嶺に達す

谷間に東西に狹長に點在す、北三軒の處に一五二四米の蓮花峰あり

谷間に狹長に點在す、南四軒にして一五二四米の蓮花峰あり

谷間に在り、北青より獐項里を経て黄水院、甲山に向ふ二等道路は部落の西南一軒の處を西北に走る

小川の右岸に在り、北青より黄水院、甲山に向ふ二等道路は部落を貫く、西南一・五軒にして一五二四米の蓮花峰あり

小川の右岸に在り、北青より獐項里を経て黄水院、甲山に向ふ二等道路は部落の北側を通る

部落の西は小川に沿ひて湿地多し、北青より甲山に向ふ二等道路は部落の西一軒の處を北向す

西〇・七軒にして一三三五米の厚峙嶺あり、北青より獐項里を経て來れる二等道路は部落の西を通る

北青郡 泥谷面 (明堂徳)	北青郡 上車書面 (明八徳)	北青郡 上車書面 (石巻洞)	北青郡 星岱面 (白嶋)	北青郡 上車書面 (馬項)	北青郡 上車書面 (因徳)	北青郡 上車書面 (因徳)	北青郡 上車書面 (梨木亭)	寧遠郡 錦城面 (小東所)	寧遠郡 錦城面 (大東所)	鏡城郡 朱南面 (長興洞)	鏡城郡 朱南面 (馬足洞)	鏡城郡 朱南面 (龍水谷)	鏡城郡 朱南面 (保恩水)	鏡城郡 朱南面 (大昇浦)	鏡城郡 朱南面 (大黒谷)
250—1000	1100—1200	1100—1200	1100—1200	250—1000	250—1000	250—1000	1000—1100	1000—1200	250—1100	1100—1300	1100—1300	1100—1200	1000—1200	1100—1200	1100—1300
六	三	二	二	三	三	三	三	三	二	三	三	三	三	三	三

第五章 聚落の高度

一三三五米の厚嶺の南二軒に在り、北青より甲山に至る二等道路は此の地に於て最も曲折甚だし

東三軒に一七〇八米の馬山聳立す、一條の聯路は部落の南を東西に走る

東北三軒に一七〇八米の馬山あり、一條の小路部落を貫く

一七〇八米の馬山の南三軒に在り、部落を南北に貫く一條の聯路あり

部落の西に小路あり

部落の東を南北に走る一條の聯路あり、東南一軒に一六五米の因徳嶺あり

一一六五米の因徳嶺の南に在り、部落の東側を南北に走る一條の聯路あり

山腹に在り、部落より三條の小路を出せり

谷間に東西に狭長に点在し、部落の南側を走る小路あり

谷間に在り、一條の聯路西北より來りて此の地を過ぎ、東南一・五軒にして一四一五米の毛都嶺に達す

谷間に在り、谷底に小路あり、東南二軒に一五四四米の冠帽峰聳立す

谷間に在り、谷底を走れる一條の小路部落を東西に貫く、北四・五軒の處に二三四四米の兜嶺聳え立つ

谷間に在り、谷底を走れる一條の小路部落を東西に貫く、北五・五軒に二三四四米の兜峰聳ゆ

谷間に在り、部落の西を南北に走れる一條の小路あり、南二・五軒に巨務徳、東五軒餘に一五四四米の冠帽峰あり

谷間に在り、部落より三條の小路を出せり

谷間に在り、東南三軒に巨務徳あり

朝鮮の聚落 (前篇)

鏡城郡 朱南面 (小黒谷)	二六—二七	〇		
鏡城郡 朱南面 (天上直)	二〇—二四	〇		
鏡城郡 朱南面 (煙霞洞)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱南面 (天上洞)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (葛梅洞)	二〇—二〇	〇	六	六
鏡城郡 朱北面 (源水洞)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (廣河洞)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (車抱洞)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (鐵店洞)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (杜里安地)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (前杜里安地)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱北面 (土店巨里)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱南面 (小岩)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱南面 (南水)	二〇—二〇	〇		
鏡城郡 朱南面 (大岩)	二〇—二〇	〇		

羅南 廣德洞

緩傾斜地に在り、部落より四條の小路を出す、東南三軒に二二七米の自知峰あり

谷間に在り、部落より四條の小路を放射す、東南一軒餘の處に巨務徳の台地あり

谷間に在り、東西に走れる一條の聯路部落を貫く、東一軒の處に巨務徳の台地あり

谷間に在り、南に一條の小路あり、西方六軒の處に二二四二米の雪嶺あり

谷間に在り、谷底を走れる一條の小路は部落を南北に貫き、又西に一條の小路を出せり、東北二・五軒に一五四四米の冠帽峰あり

谷間に在り、部落より四條の聯路及び一條の小路を放射せり。東北三軒に一五四四米の冠帽峰あり

谷間に在り、一條の聯路を南に、一條の小路を北に走らす、西北五軒の處に二三三四米の兜峰聳立す

谷間に在り、一條の聯路部落を東西に貫き、又西へ小路を出せり、北四軒に一五四四米の冠帽峰聳立す

緩傾斜地に西面して立地す、谷底を東西に走れる小路部落の南側を過ぐ

谷間に在り、南北に走れる聯路の西側に部落狹長に點在す

巨務徳の台地上に在りて西に一二二七米の自知峰を控ゆ、部落より三條の聯路及び一條の小路を出せり

巨務徳の台地上に在り、部落より三條の聯路及び一條の小路を出せり

巨務徳の西南邊縁に在り、部落より三條の聯路及び小路を放射せり

谷間に在り、谷底を走れる一條の聯路部落を東西に貫く、西北六軒に二一七一米の冠帽峰聳立す

谷間に在り、部落より三條の小路を出せり

谷間に在り、谷底を東西に走れる一條の小路あり

鏡城郡 朱南面 (鷲巢台)	1150	1	1
鏡城郡 朱南面(咽喉)	1100—1140	1	1
鏡城郡 朱南面(北水)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (石間池)	1170—1110	1	1
鏡城郡 朱南面(水花)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面(龍潭洞) (鶴山)	1100—1130	1	3
鏡城郡 朱南面 (良板墓)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (頭里安地)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (大泉浦)	1130—1135	1	1
鏡城郡 朱南面(深水)	1120—1130	1	1
鏡城郡 朱南面(南坪洞) (源水)	1120—1130	1	1
鏡城郡 朱南面(馬踏)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面(上村)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面(下村)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (小板嶺)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (大板嶺)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (鱗山洞)	1100—1130	1	1
鏡城郡 朱南面 (大南洞)	1100—1130	1	1

第五章 聚落の高度

台地の南邊緣に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり
 台地上に在り、部落より三條の小路を出せり
 谷間に在り、谷底を南北に貫く一條の聯路あり、西北五軒に二
 一七一米の冠帽峯聳立す
 谷間に在り流れに沿ひて一條の聯路走る
 溪谷に在り、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る、又北に一條
 の小路を出す
 緩傾斜地に南面して點在す
 台地上に在り、南北に走れる一條の聯路は部落を貫く、大浦川
 東〇・七軒の處を東流す
 台地上に在り、大浦川左岸の部落より三條の小路を出せり
 大浦川左岸の台地上に在り、西南より東北に向ひて走れる聯路
 部落の中央を貫く、又二條の小路を出す
 大浦川上流の溪谷に在り、流れに沿ひて東西に狭長に點在す
 大浦川上流の溪谷に在り、南北に走れる一條の聯路あり
 大浦川上流の谷間に在り
 大浦川上流の溪谷に在り、流れに沿ひて一條の聯路南北に走る
 大浦川上流左岸の谷間に東西に狭長に點在す、流れに沿へる一
 條の聯路は部落の南側を過ぐ
 谷間に在り、部落より谷底を北に進める一條の小路ありて大浦
 川右岸に達す
 大浦川支流右岸の谷間に在り、流れに沿ひて南北に走れる一條
 の聯路あり
 谷間に在り、谷底を縦ひて走れる一條の聯路は部落の南側に在
 り、東南二・五軒に一六四五米の鱗山嶺あり
 谷間に在り、谷底を走れる一條の小路は部落を貫く、東南三軒
 に一六四五米の鱗山嶺あり、小路によりて通す

鏡城郡朱南面 （小南洞）	1100—1200	100	—	—
鏡城郡朱南面 （上長浦）	1100—1200	0	—	—
鏡城郡朱南面 （居頭洞）	1100—1200	0	—	—
鏡城郡朱南面廣德洞 （草坪）	900—1000	0	二元	九〇豆
鏡城郡朱南面 （大福基）	1180—1200	5	—	—
鏡城郡朱南面（白岩） （大乾浦）	1000—1010	10	—	—
鏡城郡朱南面 （小福基）	1100—1110	10	—	—
鏡城郡朱南面 （木岡司）	1110—1130	10	—	—
鏡城郡朱南面南坪洞 （草坪）	1130—1160	0	—	—
鏡城郡朱南面 （小泉浦）	1130—1160	0	—	—
鏡城郡朱南面（洛星）	1130—1160	0	—	—
鏡城郡朱南面（絶水） （元水）	1100—1120	0	五	五三
鏡城郡朱南面（東地）	1100—1120	0	—	—
鏡城郡朱南面（龍岩）	1080—1090	0	—	—
鏡城郡朱南面（長水）	1080—1100	0	—	—

〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路あり、北一籽に大浦川東流し、東南二・五籽に一五八三米の月梅嶺あり〕
 〔谷間に在り、此の地を過ぎて南北に走れる小路あり、南一籽の處には一五八三米の月梅嶺あり〕
 〔山陰に在り、部落より三條の小路を出し、東南二籽に一五八三米の甘吐峯聳立す〕
 〔北面傾斜地に立地し、南に一五八三米の甘吐峯を控ゆ〕
 部落より三條の小路を出し、北三籽の處を大浦川東流す
 〔大浦川左岸の台地上に在り、北一籽には漁郎川支流東走す。部落の北を東西に走れる聯路あり〕
 〔谷間に在り、西北より東南に走れる聯路部落を貫き、又西南は一條の小路を出し、西北一籽に大浦川あり〕
 大浦川と漁郎川によりて挟まれたる台地上に在り
 〔大浦川左岸の台地上に在り、北一籽に漁郎川支流東走し、部落の北を東西に走れる一條の聯路あり〕
 〔大浦川左岸の台地上に在り、部落の北側を東西に走れる聯路あり〕
 〔大浦川左岸の台地上に在り、北には西南より東北に走れる一條の聯路あり〕
 〔大浦川左岸台地の緩傾斜地に北面して立地し、部落の南に一條の聯路あり〕
 台地上に在り、部落を東西に貫く一條の小路あり
 〔谷間に在り、一條の小路部落を南北に貫く〕
 〔谷間に在り、部落より三條の聯路及び三條の小路を放射せり〕
 元水の東北一籽餘に在り、一條の小路部落を東西に貫く
 〔谷間に在り、谷底を走れる一條の小路部落を南北に貫く〕
 〔谷間に在り、谷底を縫ひて東西に走れる一條の小路部落を東西に貫く〕

吉州	雄州洞	鏡城郡 朱南面 (北水)	1100—1160	〇		
吉州	明川	鏡城郡 朱南面 (金井谷)	1100—1130	〇		
吉州	明川	鏡城郡 朱南面 (北岩)	1100—1100	〇		
吉州	明川	鏡城郡 朱南面 (新興坪)	1100—1100	〇		
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (泉坪)	1100			
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (月梅洞)	1100—1100	〇		
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (南溪水)	1100—1100	〇		
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (高畑地)	1100—1100	〇		
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (利柯峯)	1100—1100	〇		
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (内直洞)	1100—1100	〇		
吉州	明川	明川郡 上 零北面 (外直洞)	1100—1100	〇		
吉州	吉州郡	吉州郡 賜社面 (元徳)	1100—1100	〇		
吉州	吉州郡	吉州郡 賜社面 (小連魚洞)	1100—1100	〇		
吉州	吉州郡	吉州郡 賜社面 (大連魚洞)	1100—1100	〇		
吉州	吉州郡	吉州郡 賜社面 (福連洞)	1100—1100	〇		

第五章 聚落の高度

〔東面傾斜地に在り、一條の聯路此の地を過ぎて東西に走り、又南に一條の小路を出せり〕

谷間に在り、谷底を一條の小路東南に向ひて走る

〔漁郎川右岸の台地上に在り、一條の聯路部落を貫きて南北に走り、外に小路を東南に出せり〕

〔漁郎川左岸の傾斜地に在り、部落の東側を南北に過ぐる一條の聯路あり〕

〔谷間に在り、部落より三條の小路を出し、西北一・五籽の處には一五八三米の甘吐峯聳ゆ〕

〔谷間に在り、谷底を縫ひて走れる一條の聯路部落を東西に貫く又北に小路を出せり〕

〔部落の南側を西南より東北に走れる聯路あり、西四籽の處に一六四五米の嶺山嶺あり〕

〔北二・五籽にして梨坪川あり、部落は谷間に在りて之れを南北に貫く一條の小路は川に達す〕

東北二、五籽に一二五一米の登岱山あり

東北一、五籽に一二五一米の登岱山あり

北一籽の處に一二五一米の登岱山を控ゆ

〔北三籽の處に二二〇四米の萬塔山聳立し、南北に走る一條の聯路は部落を貫き萬塔山の東側を北向す〕

小川左岸の台地上に廣く點在す

小川に沿ふ

小川に沿ふ

小川右岸の谷間に在り

吉州 優
 古州 優
 江界 優
 牙得 優
 寧遠 郡
 寧遠 郡
 寧遠 郡
 新邑
 照川 郡
 南興 郡

吉州郡 陽社面	1100—1140	110			台地上に在り
吉州郡 陽社面	1010—1080	110			〔東二籽の處に一六四一米の鶴舞山聳え、西南一籽にして一二二 二米の雙鳥嶺あり〕
吉州郡 長白面	1100—1110	110			台地上に在り、東西に走る一條の聯路は部落を貫く
吉州郡 長白面	1100—1130	110			山南中腹に在り、部落の西側を南北に走る小路あり
吉州郡 長白面	1100—1100	110			北一籽の處に一二二米の雙鳥嶺ありて聯路を以て通す
吉州郡 長白面	1100—1100	110			小路、部落より三方に向ふ
吉州郡 長白面	1100—1120	110			部落より四方に小路を出す
吉州郡 長白面	1100—1120	110			一條の聯路部落を東西に貫く
明川郡 上等南面	1100—1100	110			傾斜地に在り
明川郡 上等南面	1100—1100	110			谷間に在り
明川郡 阿問面	1000—1100	110			西三籽に一六六四米の小盤嶺あり
吉州郡 德山面(安香)	1000—1120	110			小川左岸の平地に在り、西北三籽に一七七七米の沙器峰聳ゆ
長津郡 郡内面	1000—1060	110			〔谷間に在り、東北二籽の處に一五九五米の熱峰、西三籽に一三 四四米の德仁峰聳立す。部落名記載なし〕
長津郡 郡内面	1000—1100	110			一二二米の山頂に近く傾斜地に點々民家散在す
孟山郡 藤田面	1000—1100	110			秀魯江左岸の谷間に在り、谷間を縫ひて走れる一條の小路あり
寧遠郡 錦城面(都興里)	1000—1100	110			秀魯江右岸の溪谷に在り、東六・五籽の處に二一八四米の小白 山聳立す
寧遠郡 錦城面(山伏浦)	1000—1100	110			
江界郡 龍林面	1010—1010	110			
江界郡 龍林面	1010—1110	110			
江界郡 龍林面	1010—1110	110			
江界郡 龍林面	1010—1100	110			

第五章 聚落の高度

黒川倉里

黒川倉

江界郡	龍林面	1000—1020	㉔		
江界郡	(柏子坪)	200—1000	100		
長津郡	龍林面	1200—1250	㉓		
長津郡	(下内幕)	1200—1250	㉓		
長津郡	舊邑面(新興)	1200—1300	㉓		
長津郡	舊邑面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(鼎田里)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	大興面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(上齊丹)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	成龍面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(萬昌洞)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	成龍面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(造山洞)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(古介洞)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(小新徳)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(武陵里)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(内南洞)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(栢串峴)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(大香榆里)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(白山洞)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(小香榆里)	1200—1300	㉓		
寧遠郡	小白面	1200—1300	㉓		
寧遠郡	(山幕洞)	1200—1300	㉓		

〔小川の沿岸に在り、平南鎮より舊鎮に至る達路は流れに沿ひて東に向ふ。南四籽に一七〇〇米の笠峰嶺あり〕

〔秃魯江左岸の谷間に在り〕

〔谷間に在り、西北一・五籽の處に一七〇〇米の笠峰嶺あり〕

〔谷間に在り、南一籽餘の處に一三六二米の素泰嶺あり〕

〔谷間に在り、南一・五籽に一三六二米の寒泰嶺あり、西六・五籽の處に二一八四米の小白山聳立す〕

〔谷間に在り、西北三籽の處に一八八七米の黃峰嶺あり〕

〔谷間に在り、東北二籽に二〇一三米の狼林山、西北四籽に一九〇四米の香羅峰あり〕

〔谷間に在り、東北三籽に二〇一三米の狼林山、西北三籽に一九〇四米の香羅峰あり〕

〔谷間に在り、社倉より舊鎮に至る達路は大同江に沿ひて北流し此の地を過ぎて更に北す〕

〔大同江上流左岸の谷間に在り、一條の小路部落を南北に貫く、西南二籽に一一一三米の圓峯山聳立す〕

〔谷間に在り、西北三籽に一一一三米の圓峯山あり、西一籽の處を大同江の上流南に流る〕

〔溪谷に在り、西三・五籽の處に一七二六米の廣城嶺あり。西南三籽に一一一三米の圓峯山あり〕

〔大同江支流の谷間に在り、部落を貫きて東西に走る一條の小路あり〕

〔大同江支流の谷間に在り〕

〔東南四籽に一一五八米の山幕嶺あり、西四籽の處を大同江南流す〕

〔白山洞の南隣の谷間に在り、東南三籽に一一五八米の山幕嶺あり、西四籽に大同江南流す〕

〔東に一一五八米の山幕嶺あり、西四籽の處を大同江南流す〕

厚川
平南鎮
厚昌
新聖城鎮

厚昌
松田洞

江界郡城干面(嶽洞)	1030—1100	5		
三水郡自西面阿安里	1100—1150	100		
三水郡自西面(陶唐洞)	1150—1200	100		
三水郡自西面(屏風洞)	1100—1200	100		
三水郡自西面高永里	1010—1025	5		
三水郡江鏡面因徳里	1150—1160	5		
三水郡好仁面(院洞)	1100—1120	5		
三水郡好仁面春芳里	920—1010	5		
三水郡好仁面新豊里	1100—1120	5		
三水郡好仁面三兄弟里	1080—1100	5		
三水郡好仁面上屏風里	920—1010	5		
三水郡好仁面下屏風里	1010—1120	100		
三水郡好仁面(三火洞)	1100—1100	100		
三水郡好仁面(二火洞)	1050—1100	5		
三水郡好仁面立岩里	1050—1020	5		
三水郡好仁面(寺洞)	1050—1020	5		
三水郡三西面啓陽里	1100	100		

第五章 部落の高度

〔谷間に在り、東北二軒に一三七五米の赤木嶺、南四軒に一五九八米の雲岩山、西三軒に一二一一米の鷲洞嶺あり〕
 〔谷間に東北に狭長に點在す、部落の南側に沿ひて小路あり、北四軒餘に鴨綠江東流す〕
 〔一三五八米の山南麓に在り、南北に走れる小路部落を貫く、北三軒餘に鴨綠江西流す〕
 〔谷間に東西に狭長に點在す、一條の小路部落を貫く〕
 〔谷間に在り〕
 〔山陰に在り、南北に走れる一條の小路部落を貫く、西一軒半に恵山鎮より義州に至る二等道路西に走る〕
 〔谷間に在り、東一軒に永城嶺あり〕
 〔谷間に在り、部落より東に小路を出せり〕
 〔傾斜地に在り、南一軒の處を恵山鎮より義州に至る二等道路西北に向ふ〕
 〔谷間に在り、南一、五軒に恵山鎮より三水を経て義州に至る二等道路西北に向ふ〕
 〔谷間に在り、部落より四條の小路を出す〕
 〔谷間に在り、一條の駱路部落を貫く、北に一一四二米の利方嶺あり〕
 〔谷間に在り、部落より三條の小路を出す、東南二軒に仲坪川あり〕
 〔谷間に在り、部落より南に一條の小路を出せり、東南二軒に仲坪川あり〕
 〔緩傾斜地に在り、東二軒に仲坪川あり、南一軒餘の處に恵山鎮より義州に至る二等道路西北に向ふ〕
 〔谷間に點在す、谷底を縫ひて走れる一條の小路あり〕
 〔緩傾斜を爲せる台地上に在り、一條の駱路部落を貫きて南北に走る、東北四軒餘に一四六二米の衝天山あり〕

三水郡自西面 (登岩洞)	105-110	80	1	谷間に在り、東北二・五籽に長津江あり
三水郡自西面太陽里 (全水洞)	105-110	105	1	谷間に點在す、谷底を縫ひて走れる小路部落を南北に貫く
三水郡自西面 (太陽洞)	100	1	1	谷間に在り、東北一籽餘に一二四三米の天塔嶺あり、小路によりて達す、西北二・五籽に一四六二米の衝天山あり
厚昌郡東興面 (坪豐樓)	95-100	110	1	山陰に在り、北一・五籽に一〇八七米の烽火山あり、四籽にして鴨綠江西流す
順天 花開場	100-110	100	1	智異山脈南麓に在り、北二籽餘の處に京都帝國大學演習林あり、東三籽に散岩地があり、東南四籽餘に九州帝國大學演習林あり
榮州 西碧里	95-100	100	1	一五七二米の咸白山の東南二籽の谷間に在り、部落より三條の小路を出せり

備考 一、戸口数は昭和四年末現在の町洞里別戸口調によりて記入せるを以て、必ずしも部落の戸口と一致せず

二、部落名中楯孤を附したるものは行政區劃たる里洞の下に於ける小字名なり

三、右表は部落としての集團に重きを置きたるを以て、眞高、較差に於ても一集團と認めらるべきものに就き調査せり

以上は土地調査當時に於ける一〇〇〇米以上の聚落であるが、これ等の聚落は、行政官廳、市場等の所在、又は交通の要衝、物資の集散等の關係上、中には小市街地を形成せるものもあり、交通機關の普及と、資源の開發に依將來發展を期待されて居るものが尠くない。最近數年間に於ける火田民の入山者は激増して居るので、右の外、各地に大小の高地聚落が形成されて居り、殊にその一〇〇〇米以下の高地聚落は、實に夥しい數に達するのである。勿論火田民の跳梁跋扈の如きは好ましからざることであるが、山地帯の多い朝鮮に於ては、從來寒地高地として顧みられなかつた山地帯の天然資源を、科學的に征服し利用し、以てこれに適したる産業を興し、交通、水利、衛生、教育、治安、金融、取引等の上に於て、集團生活を營み得るやうな施設を行ふことは極めて大切なることに屬する。

第六章 聚落制度

第一節 聚落制度の變遷

坊 里 制

朝鮮の現行地方制度に於ける行政区劃としての府・邑面を見るに、大體に於て府は内地の市に、邑は町に、面は村に相當し、邑の市街地に屬する部分を除きたる地域と面とは、通常これを村落と見做されて居り、府・邑面は行政上、國の行政機關たると同時に、公共團體としての機能を發揮して居る。行政区劃としての府・邑面の下には土地區劃としての町洞里があり、更に村落に於ては洞里の下に數個の部落がありて、聚落の細小單位を成して居る。聚落を市街地と村落に大別すると、古來市街地たる州・京・府・邑等は、幾多の部・坊・契・町・洞里等に分れ、村落たる邑・面・村は、幾多の里・洞・村等の部落に分れ、聚落の名稱及び行政組織には屢々變革があつた。

古代に於ける朝鮮民族の間には部族政治が行はれ、部落的に各地に土族酋長に類したものがあつて部族の統一をして居たことは、「後漢書」東夷列傳に誌されたる、東夷九部の制度に依りても窺ふことが出来る。即ち朝鮮民族は元來東九夷（赤夷・黃夷・白夷・玄夷・藍夷（風夷）・于夷（或云于夷）・暘夷・方夷・吠夷）の種族であり、

夷字は大弓又は仁人の義であるから、部族の服色又は行事等に依りて斯かる名稱を生じ、彼等が九部に分居して、部族生活を營んで居たことを示すものである。夫餘には五加と云ふ世襲的官名があり、五加大人は各々その部落の豪民を統率したが、この夫餘の五部制度は東夷の部族制度に淵源して居るのであらう。「後漢書」には高句麗に五部制度の行はれたことに就いて、『凡有五族、有消奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部』按今高麗五部、一曰内部、一名黃部、即桂婁部也、二曰北部、一名後部、即絶奴部也、三曰東部、一名左部、即順奴部也、四曰南部、一名前部、即灌奴部也、五曰西部、一名右部、即消奴部也』と誌し、また「舊唐書」にも『高麗國、舊分爲五部』といつて居る。而して史家申采浩も、この高句麗五部の名稱を以て、蒙古語の東・西・南・北・中部の意義であると考證して居り、夫餘族（蒙古族）より南遷して國家を建設したる高句麗の五部制度が、夫餘の五加制度を模倣したことは偶然でない。

百濟にも五部の制度が行はれたことは、『隋書』百濟の部に、『畿内爲五部、部有五巷、士人居焉』北史には士庶居焉とあり五方各有方領一人、方佐貳之、方有十郡』とあり、『周書』には『都下有萬家、分爲五部、曰上部・前部・中部・下部・後部、統兵五百人、五方各有方領一人』と誌し、『北史』に、『東西四百五十里、南北九百餘里、其都曰居拔城、亦曰固麻城、其外更有五方、中曰古沙城、東方曰得安城、南方曰久知下城、西方曰刀先城、北方曰熊津城』とあり、また「南史」には、『百濟謂邑曰擔魯、國土土、南本、殿本作之有二十二擔魯皆以子弟宗族分居之如中國之言郡縣也』とあるに徴しても明かである。而して百濟も高句麗と同じく夫餘族の南下して國を建てたものであり、その國王は夫餘を以て氏とした程であるから、その五部制度が、高句麗と同じく夫餘の五加制

度に准據して居るのは當然であらう。

太古のことは獯として知るに由なきも、三韓時代の朝鮮民族は狩獵農耕を以て衣食し、山谷の間に分居して部族生活を營み、「後漢書」に載する所の馬韓五十四國、辰韓六部十二國、弁韓十二國の如きも、要するにその地方に勢力を張る部族社會の名稱と見るべきものと思はれる。辰韓に於ては、初め六部即ち楊山部・高墟部・大樹部・于珍部・明活部・加利部の六部より成立して居たのであるが、この六部の民族が遂ひに朴赫居世を國王に推戴して國家を組織した。これ即ち新羅が部族政治より國家政治に進展した楷梯である。新羅第三世儒理尼師今の代に至り、六部の名稱を變更し、楊山部を梁部、高墟部を沙梁部、大樹部を漸梁部(又は牟)、于珍部を本彼部、加利部を漢祗部、明活部を習比部とした。高麗太祖天授十八年に、新羅敬順王金傳は高麗に歸順して新羅王朝亡び、同二十三年新羅の古都を慶州と名づけ、六部の名稱を變更して、梁部は中興部、沙梁部は南山部、本彼部は通仙部、習比部は臨川部、漢祗部は加德部、牟梁部は長福部とした。而して六部の位置に就いては、「増補文獻備考」では楊山部を曇巖寺、高墟部を兄山、大樹部を伊山、于珍部を花山、加利部は栢栗寺の北山、明活部は金剛山附近と推定して居る。

馬韓五十四國 愛襄國(東國通鑑 作愛襄國) 牟水國 桑外國 小石索國 大石索國 優休牟涿國 臣漬沽國(三國志作 臣漬沽國) 伯齊國(通鑑作 伯濟國) 速盧不斯國 日華國 古誕者國 古離國 怒藍國 月支國 治離牟盧國(通鑑作 離牟盧國) 素謂乾國 古爰國 莫廬國 卑離國 占卑離國 占覺國(通鑑作 臣覺國) 支侵國 狗盧國 卑彌國 監奚卑離國 古蒲國 致利

鞠國 冉路國 兒林國 朔盧國 內卑雜國(通鑑作內卑離國) 感奚國 萬盧國 辟卑離國 舊斯烏朝代國(三國志作白斯烏朝國)
 一離國(文獻通考作不彌國) 友半國(三國志作支半國) 狗素國 棲盧國(通鑑作提盧國) 牟盧卑離國 臣蘇塗國 古騰國 臨素半國 臣雲新國 如來卑離國 楚山途卑離國 一難國 狗奚國 不雲國 不斯濱邪國 爰池國 乾馬國 楚離國(大者萬餘家小者數千家)

辰韓十二國 已抵國(東國通鑑作已抵國) 不斯國 弁辰彌離凍國 弁辰接塗國 勤耆國 難彌離彌凍國 弁辰古資彌凍國

弁辰古淳是國 冉爰國 弁辰半路國 弁樂奴國 軍彌國(大者四五千家小者六七百家)

弁韓十二國 弁軍彌國 弁辰彌烏邪馬國 如湛國 弁辰甘路國 戶路國 州鮮國 馬延國 弁辰狗邪國 弁辰

走漕馬國 弁辰安邪國 弁辰濱盧國 斯盧國

高麗太祖二年、松嶽郡を都城とし、これを開州と名づけて宮闕を營み、市廛を立て、坊里を五部に分けて居たが、成宗十四年に開州を開城府とし、顯宗九年五部三十五坊に改定し、東部に坊七、里七十、南部に坊五、里七十一、西部に坊五、里八十一、北部に坊十、里四十七、中部に坊八、里七十五を置いた。

東部七坊 安定坊 奉香坊 令昌坊 哲令坊 楊墨坊 弘仁坊 倉令坊

南部五坊 德水坊 德豐坊 安興坊 德山坊 安申坊

西部五坊 森松坊 午正坊 乾福坊 鎮安坊 香川坊

北部十坊 正元坊 法王坊 興國坊 五冠坊 慈雲坊 王輪坊 堤上坊 舍乃坊 獅子巖坊 內天三坊

中部八坊 南溪坊 起元坊 弘道坊 鷲溪坊 由巖坊 變羊坊 廣德坊 星化坊
李朝に於ても高麗王京の規模に倣つて漢陽を王都とし、五部坊里の制度を定めたのである。而して「東國輿地勝覽」には、左の五部、四十九坊の名稱を載せてある。

中部八坊 澄清 瑞麟 壽進 堅平 寬仁 慶幸 貞善 長通

東部十二坊 崇信 蓮花 瑞雲 德成 崇教 燕喜 觀德 泉達 興盛 彰善 達德 仁昌

南部十一坊 廣通 好賢 明禮 太平 薰陶 誠明 樂善 貞心 明哲 誠身 禮成

西部八坊 仁達 積善 餘慶 皇華 養生 神化 盤松 盤石

北部十坊 廣化 明德 嘉會 安國 觀光 鎮長 明通 俊秀 順化 義通

また正祖時代の編纂と推定さる、「東國輿地便攷」には、部坊及び契の名稱・位置が明記されて居るが、契は當時京城に於ける部落團結の單位を成して居たものらしく、例へば、吏曹内契・漢城府内契・戶曹内契・艦司契・備邊司契・上魚物鷹契・上米鷹契・典醫洞契・中魚物鷹一牌契・金萬年契・兪士益契・原州主人契・清州主人契・倭館洞契・板井洞契・小川邊契・箭串一契・西水庫契・水鐵里契・奉常寺内契・栗島契・驛契など、各種の契が、各坊の下に幾つも存在して居たのである。

尙ほ高麗時代以後の五部の沿革、職制、及び官員に就いては、「増補文獻備考」に左の如く記載されて居るから、原文の儘引用して置く。

五 部

高麗太祖置東南西北中五部文宗定使一人副使一人錄事各二人甲科權務高宗改置判官二人錄事二人搜檢亡卒忠烈王改副使爲副令後併於開城府忠惠王復置五部令

本朝 太祖元年置五部掌管內坊里居人非法事及橋梁道路頒火禁火里門警守家址打量檢屍等事有令各一員錄事各二員後改定主簿各一員參奉各二員後各減參奉一員 英祖十八年改主簿爲都事參奉爲奉事〔續〕正祖十六年五部各置令一員奉事改爲都事

吏屬書員各四人使令各八名大廳直各一名軍事各二名

英祖十八年備局啓曰部官專掌坊民責任至重而官員疲殘隸屬些少有不可責之以號令董飭之效從長變通不容已自令五部主簿改號爲都事依禁府都事例定爲六品詞訟之職過六朔遷轉以作守令階梯時任官員爲先相換另擇五部參奉皆陞爲奉事隨窠陞差部參奉革罷之代不可不移設於他司禮賓寺別提兩窠典獄署奉事兩窠竝降爲參奉初仕之職而此四窠有關則以時任部參奉姑爲單望移差爲宜並以此定式分付該曹部屬亦宜量加額數稍增廩料以爲略成規模之地令漢城府參量磨鍊就議廟堂後施行何如從之

二十八年因左議政李天輔所啓五部奉事依禁府參下都事漢城參軍例一體用詞訟

村 里 制

〔三國史記〕に據ると、高句麗には酒桶村があり、百濟には海村・井村・猿村・武介村・只多村・本源村・古

沙夫村・尸伊村・伐音村等があつたが、その聚落制度を窺ふべき文獻に乏しきを以て當時の村制は明かにし難い。しかしながら、三韓の一たる辰韓即ち新羅に於ては村里の制度が備はつて居たものと見えて、「三國遺事」に、『辰韓之地、古有六村、一日關川楊山村、長曰謁平、二曰突山高墟村・長曰蘇伐都利、三曰茂山大樹村・長曰仇禮馬、四曰鶯山珍支村・長曰智伯虎、五曰全山加利村・長曰祇沓、六曰明活山高耶村・長曰虎珍。』と載せてあり、新羅の村主は、四頭品と同等の地位を有し、また村には大監、弟監といふ名稱もあつた所より見て、略ぼ村制の一斑を想像し得る。

高麗朝の初期に於ける村里の制度は、新羅の舊制を襲用したのであるが、成宗王の六年九月、新羅の古制たる村主・村大監・村弟監を、村長・村正と改正したことが「高麗史」に載せてある。新羅時代の村主・村大監・村弟監と、高麗時代の村長・村正の制度は、概ね現今の邑・面長の制度と類似して居るやうであるが、「高麗圖經」には、高麗時代に民長と稱するものがあつたことを、『民長之稱如鄉兵保伍之長也、即民中選富足者爲之、其聚落大事則赴官府、小事則屬之、故隨所在、網民頗尊事焉、其服文羅爲巾、阜細爲裘、黑角束帶、烏革句履、亦與未預貢進士服飾相似也。』と誌して居る。

李朝時代に於ては京城に五部、四十九坊を置き、京外各州・府・郡・縣には面・社(成鎮道)・坊(兩西)を置くの制度あり、高麗時代の村長・村正の名稱は里長・里正と改正され、俗稱上ではこの里長・里正を洞長・洞任と云つて居た。また聚落の單位を爲す村・里・洞等の名稱も汎く行はれて居た。

行政區劃

部族政治が次第に進化發展して、遂ひに國家組織となり、諸般の政治機構が整頓してからは、郡縣の制度を見るに至り、更に地方自治も發達し、中央の政治機關の外に、地方行政に當る外官及び胥吏・郷吏の制度が起つて來た。外官は京官と別個の存在として、國の行政事務を取扱ふと同時に、地方自治を監督せしめたのである。而して外官の制度も時代に依りて種々の變遷あり、留守（高麗時代西京・東京・南京に置く）・經歷（新羅の州助）・觀察使（新羅の遣使又は）・州主・郡主、高麗の按廉使、李朝（新羅の）・都事（長史）・府尹（新羅の大尹・高麗の留守を改め府尹）・庶尹（新羅の伍大全）あり、大都護府使（新羅の）・牧使（新羅の州主）・都護府使（新羅の郡主・高麗の中都護府使・副使）・判官（新羅の外司正）・郡守（新羅の郡太守少）・縣令・縣監（高麗の監務）等は各品階に高下があり、官吏の名稱にも定員にも屢々變更が行はれた。李朝の制度では、外官を分ちて、監司及び守令と通稱し、監司は、初めは都觀察黜陟使・都巡問使なども稱したが、後には觀察使と稱し、今の道知事に相當して居り、守令は、府尹・牧使・大都護府使・都護府使・郡守・縣令・縣監・其他の總稱で、監司の下に在りて諸般の行政事務を掌り、今の府尹・郡守に當る。

行政區劃にも時代に依りて變更が行はれたが、地方官衙は大體二級に分れ、各州又は各道の下に、京・牧・大都護府・都護府・郡・縣・部曲を置いて居た。新羅神文王の時代に初めて九州を置き、元聖王の時代に都督を置いた。高麗太祖の時代には、諸州・府・郡・縣名を改め、成宗時代にまた改號し、疆域内を十道と爲し、所管の郡縣五百八十縣に對し、初めて十二牧を置いたが、顯宗の時代に十二牧節度使を廢し、都護安撫使を置

き、尋いでこれを廢め四都護・八牧を置き、後ちまた五道と爲し、京四・牧八・府五十・郡一百二十九・縣三百三十五・鎮二十九を置いた。李朝「經國大典」の規定では、全國を京畿・忠清・慶尙・全羅・黃海・江原・永安(咸鏡)・平安の八道に分ちて各々監司を置き、その下に、四府・四大都護府・二十牧・四十三都護府・八十二郡・百七十五縣が屬し、各々守令があつて地方の行政事務を司つて居た。地方行政區劃の制定や、外官の品階は、概ね戸口及び結數を基準にして定めるのであるが、往々にして王妃・寵嬪・宦官・孝子節婦などの郷貫又は王子の胎室の所在地なるが故に昇格されたり、謀判人・不孝者の郷貫である爲めに貶格され、甚だしきは請托情實に依りて昇降さるゝ例が少くなかつた。

郷 吏

地方官廳たる監司及び守令の下に在りて、直接行政事務に携はる屬僚に地方人の胥吏があり、これを郷吏と稱する。郷吏は守令の補助機關又は行政糾察機關としての郷廳の事務を執り、高麗時代及び李朝時代を通じ、一面地方自治の任に當つて居たのである。郷吏の沿革に就いて「増補文獻備考」に詳しく載せてあるから、左にこれを掲げて説明に代へることとする。

郷 吏

高麗置事審官(以下) 郷

國初以金傅爲慶州事審官成宗定制五百丁以上州置四員三百丁以上州置三員以下二員使本州舉望忠肅王罷

成宗六年置諸村長正自新羅以後村有大監少監以掌其村之政令至是改爲村長村正

顯宗初判父及親兄弟爲戶長者勿差事審官

十年判凡差事審官從其人百姓舉望其舉望雖小如朝廷顯達累代門閥者並奏差會坐謫曲奸邪之罪者勿差

肅宗十一年判事審官歸鄉作弊者按廉使監倉使推送京師科罪仍令事審主掌使啓達遞差

仁宗二年判鄉吏子孫雖免鄉其親黨猶爲鄉役者勿差事審官

十二年判宰樞內外鄉妻鄉祖會祖妻鄉等外鄉內三鄉兼差上將軍以下三品以上內外鄉祖會祖妻鄉等四鄉內二鄉兼差四品以下叅上以上內外鄉祖妻鄉等三鄉內一鄉差叅外員內外鄉內一鄉差各以文武平均交差

忠烈王九年權罷諸州事審官

忠肅王五年罷州郡事審官國初設事審官本爲宗主人民甄別流品均平賦役表正風俗令民舉望其鄉貫之仕朝有名望者爲之累朝以來其選甚重其後名存實非擅作威福占匿田民王以爲有害於鄉無補於國盡革其所匿田戶刷還民甚悅之未幾權豪復自爲之害甚於前

恭愍王十八年辛晡欲自爲五道都事審官令三司上書請復事審官王曰我皇考值旱焚香告天罷此官天乃雨寡人可忘先王之意乎大盜莫如諸州事審焚其書

密直提學白文寶劄曰鄉曲皆正則國家可理唐鄉置大中正國初置事審官今宜州縣置事審官料察非違

陽川許氏世譜曰始祖許宣文世居孔巖務農積穀高麗太祖征甄責時乏食宣文輸穀以濟軍餉麗祖嘉之命曰假父仍封

孔巖村主賜爲食鄉孔巖歸陽川別號遂爲陽川許氏。

咸安尹氏世譜曰高麗時咸安人相聚爲盜王以尹敦爲郡事治郡數歲頑民咸服敦請以子孫在咸安者爲留鄉品官以鎮之王許之一境遂安

本朝置留鄉所

國初置郡縣留鄉所旋罷尋復 成宗二十年立鄉正稱座首別監推年德高者爲座首其次爲別監管一鄉風俗州府五員郡四員縣三員擇鄉中文學才行具備者爲之

權五福醴泉鄉社堂記曰 殿下卽位之戊申令所在復立留鄉所有座首別監焉推年德高者謂之座首其次稱別監料管一鄉風俗所員府四人郡三縣二之留鄉所卽古黨正之遺意也鄉有頑嚚自恣不孝悌不睦不姻不任恤者此堂得以議之吏有包藏奸慝憑假城社侵漁百姓者此堂得以議之推周官三物之教行汝南月朝之評以礪一鄉之風俗者亦莫不於堂焉

金駟孫金海會老堂記曰 己酉春朝廷慮鄉俗之古特復留鄉所立鄉正而定令州府五員郡三員縣三員各推一邑之望以任其責卽古之鄉大夫三物八刑所以教而料者自有其事其或父而不父子而不子兄而不兄弟而不弟夫而不夫婦而不婦不睦者不姻者下許上者吏漁民者皆在所察提撕焉警覺焉其甚者告于有司

臣謹按權金二記同時所作而但州縣所員多寡少異以今考之金說似是

李滉曰今之留鄉卽古鄉大夫之遺意也得人則一鄉肅然匪人一鄉解體而况鄉俗之間遠於王靈好惡相攻強弱相軋使

孝悌忠信之道或尼而不行則棄禮義捐廉耻流而爲夷狄禽獸之歸此實王政之大患也而其糾正之責乃歸之鄉所嗚呼其亦重矣

李睟光曰安東風俗最重座首之任非有德行門望爲一鄉所推服者則切不許焉世傳舊有政丞退老後爲座首近世金誠一以舍人還家鄉論舉爲座首辭病不出俄有朝命以執義見召誠一喜曰吾乃今始知宦味矣

李濟臣曰外方生進各其官門近地設司馬所儼然一衙門壓倒留鄉所至凌駕土主兩南尤甚宜廟癸卯筵臣柳成龍啓革之

鄭經世尙州鄉案錄序曰鄉有案辨世族也將使之綱紀一鄉而正民俗也然則取其賢足矣必求之世族何爲鄉人所尊畏能彈壓吏民非巨室則不可也嶺之南爲邑六十餘州福州與吾尙最盛而與其選最難世族多故也國初以來名公鉅卿姓名錯落相望於其中夫其仕於朝者既能以左右聖明爲政於內外不仕而淪迹於鄉閭者猶足以綱紀于一鄉而正其俗國欲無治得乎此嶺南所以爲國家根本而國家之取材恆於此也

李宜顯曰嶺南之俗以鄉族爲重必以內外妻家表著之人入於鄉案鄭公琢以寒門之故官高而猶不得入爲吏曹判書時受暇下鄉大供俱請鄉老爲三日宴蓋諷使入鄉也鄉老旣受餽乃議于一鄉曰鄭琢秩登正卿爲國重臣家世雖微似不可不入鄉人皆許之一人曰是則然矣但旣入之後如欲與吾輩爲婚姻則奈何一時傳笑鄭公入世後其兄爲本郡座首倭寇之亂監司以軍兵不繼將刑之以年七十除監司責之曰年已老而事則疎對曰鄭琢之兄也年安得不老監司驚而特免之

孝宗己亥和順縣監金克亨諭鄉所里約帖曰人恒言鄉所爲官心腹里約爲官耳目鄉所里約得其人則其邑治不得其人則其邑亂誠哉是言鄉所里約官之副貳輔佐也苟得其人則民之苦樂事之誠僞雖在千里之遠瞭然只在吾心目間而知無所不盡明無所不照而况於百里之近耶夫情僞苦樂旣已洞燭則苦者去而無所不樂僞者去而無所不情於是乎民得其所而事無不實故其邑治不得其人則反是故其邑亂然則官之有賴於鄉所里約而鄉所里約之有關於官豈不重且大哉

英祖四年逆賊起嶺南勢甚鷓張時居昌適值空官賊脅座首李述源使之納款卽令發兵述源奮罵不屈賊亂乃以殺之朝廷屢贈述源至大司憲亦命建祠祀之

三十六年司宰奉事李存誠疏請選郡佐曰臣嘗見守令自專一邑人莫敢矯其非守令曰可座首以下皆曰可守令曰否座首以下亦皆曰否如其可惡而苟欲殺之殺之而後已此無他下無敢諫之人惟意所欲故耳朝家後雖隨聞重繩而已殺之人不可復生旣誤之政責之無及則朝家之不可不矯弊者臣請各邑座首改其名號使守令擇邑中之閥閱望士于銓曹銓曹擬望受點一如京職之例守令盡誠敬待相議政事監司別星毋敢侮辱限以六十朔爲期而監司褒貶依守令例亦書等第十考以上者必使銓曹超遷京職而三百邑之郡佐不可盡爲付職鄉多士夫之邑則定爲應遷之窠其餘則拔其治績之卓異者除職似可矣土人習知民俗助治不少且其坐地尊而名位不輕則必與守令並相可否規警闕失不如前日之俛首聽命此非但祛守令專擅之弊亦大有補於治道矣

高麗置州府郡縣鄉吏職(以下)

成宗改定州府郡縣吏職爲司兵（兵部）司倉（倉部）堂大等（戶部）大等（副戶部）戶正（郎中）副戶正（員外郎）史（執史）兵正（兵部）副兵正（兼倉部）倉正（倉部）顯宗定州府郡縣置戶長副戶長兵正副兵正倉正副倉正史兵倉史公須食祿史客舍藥店司獄吏員額皆有等殺

韻玉曰麗祖統合之初諸州郡戶長之能團結鄉兵率先歸順又有功於車陣者俾登于朝有至侍中大匡者

歷代年表成宗二年初置十二牧鄉吏職號以堂大等爲戶長以大等爲副戶長郎中爲戶正員外郎爲副戶正

穆宗元年判諸州縣戶長年滿七十屬安逸

顯宗朝定州鄉吏千丁以上邑戶長以下並八十四人五百丁以上邑戶長以下並六十一人三百丁以上邑戶長以下並五十一人百丁以下邑戶長並三十一人諸防禦使鎮將縣百丁以上與三百丁以上邑同

李粹光曰高麗太祖以長民者稱戶長統兵者稱將校此鄉吏之始也前朝時鄉職九品曰軍尹八品曰甫尹七品曰正朝六品曰侯尹五品曰正甫云其戶長之後多爲顯族

九年判諸道外官戶長舉望時考其差年久近壇典行公年數具錄申省方許給牒

十三年崔士威奏鄉吏稱號混雜自今諸州府郡縣吏仍稱戶長鄉部曲津驛吏只稱長從之

十六年判諸州縣長吏病滿百日依京官例罷職收田

文宗五年判諸州縣吏初職後壇史二轉兵倉史三轉州府郡縣史四轉副兵倉正五轉副戶正六轉戶正七轉兵倉正八轉副戶長九轉戶長其公須食祿正准戶正副正准副兵倉正客舍藥店司獄正准副戶正副正准州府郡縣史以家賦不及戶

正副兵倉正者差云若累世有家風子息初授兵倉史其次初授後壇史

十六年判各州縣鄉吏爲僧者直子禁副戶長戶長職孫以下許通

二十三年年判別將則副戶長以上校尉則兵倉正戶正食祿正隊正則副兵倉正副官正諸壇正弓科試選兼差

國初選鄉吏子弟爲質於京且備顧問其鄉之事謂之其人文宗三十一年判凡其人于丁以上州則足丁年四十以下三十以上者許選上以下州則半足丁勿論與倉正以下副兵倉正以上富強正直者選上其足丁限十五年半足丁限十年立役半丁至七年足丁至十年許同正職役滿加職

高宗四十年詔其人加村分職

忠烈王二十四年命撥還外吏之在京者別將以下勒還本役

忠宣王四年禁鄉吏之子冒受伍尉

忠肅王五年教其人役使甚於奴隸不堪其苦逋亡相繼所隸之司計日徵直州郡不勝其弊多至流亡以事審官及除役所蔭戶代之全亡州郡其除之

十二年教本國鄉吏非由科舉不得免役從仕近者逋亡附勢濫受京職又令子弟不告所在官司投勢免役內多濫職外損戶口今後外吏及其子弟毋得擅離本役其受京職者限七品罷職從鄉

恭愍王十二年教比年外吏規免本役多以雜科出身以致鄉邑凋廢自今只許赴正科毋令與於諸業

辛禩九年左司議權近等上疏曰比年以來外方州縣吏輩規免本役稱爲明書業地理業醫律業皆無實材出身免役故鄉

吏日減難支公務至於守令無所役使諸業出身者退坐其鄉恣行所欲莫之誰何故州縣僅存之吏皆生覬覦之心恐州縣因此益衰乞東堂雜業監試明經一皆罷之

禍下旨以外吏上京因各司促納貢物及徵拖欠稱貸私錢倍償其直害及於民命置常平備用二年只取其本以便借用外方亦令置之以除任領倍償之弊

恭讓王元年大司憲趙浚等上疏曰比年以來紀綱陵夷爲鄉吏者或稱軍功冒受官職或憑雜科謀避本役或托權勢蓋陞官秩官不可勝記州郡一空八道凋弊願自今雖三丁一子三四代免鄉而無的實文契者軍功免鄉而無特立奇功受功牌者雜科非成均典校典法典醫出身者自添設奉翊直差三品以下勒令從本以實州郡自今以後鄉吏不許明經雜科出身免鄉以爲恒式

三年中郎將房士良疏曰其人之制世無傳史憲廟至元之間五道州郡抄得三百人分屬版圖司造成都監各一百五十人爲常額自庚寅倭寇以來州郡蕩然失所邑無子遺而官有定額主家雇人代立借貸利布日徵一疋歲月如流且不能支又侵擾本貫人物劫以官威據奪奴婢輪次立役當次者亦盡買財產以就役其弊甚鉅母循舊弊一切罷之

本朝置州府郡縣衙前驛日守鎮羅將

府書員三十四日守四十四大都護府牧書員各三十日守各四十都護府書員二十六日守三十六郡書員二十二日守三十二縣書員十八日守二十八驛日守大路二十中路十五小路十鎮羅將主鎮三十巨鎮二十諸鎮十差備軍主鎮二十巨鎮十四諸鎮四衙前仕滿報吏曹受攝戶長正朝戶長安逸戶長帖。

郷 廳

郷廳の變遷 郷廳の變遷に就いては、郷吏の記述に於て略ぼ明かになつて居ると思ふが、「高麗史」の誌す所に據ると、高麗太祖新羅を併呑するや、新羅の故國を慶州と名づけ、元の新羅王を慶州の事審官に任じ、ついで其他の州郡にもこれに倣つて事審官を置き、高麗建國の功臣をして、その出身諸州郡の事審官に任命し、以てその地方人民の宗主と爲し、流品を甄別し、賦役を均平し、風俗を矯正せしめたとある。而して事審官は、その州郡の人口に比例して定員が定められ、其人、百姓の選舉せる候補者、又は朝廷に顯達せる累代の門閥者を任命し、その地方の戸長以下の郷職を推薦監督し、地方自治を行ふの權限を有して居た。こゝに於てか、歷朝その選を重んじたのであるが、政治の腐敗と共にこの制度は次第に紊亂を極め、事審官は威福を擅にし、田民を私役し、又は奴隸と爲す等、弊害愈々増長して底止する所を知らず、遂に忠肅王の五年に至りこれを廢止したけれども、その結果は良好なるを得ず、權臣豪族は自ら事審官を以て任じ、私かに留郷所と稱するものを置き、郷曲に武斷するの弊害は終熄するに至らずして、その儘これが李朝に繼承されたのである。

第三代の太宗は一旦留郷所を廢し、第四代世宗はまたこれを復活し、第五代文宗の代に至つて更に全廢し、第九代成宗の二十年之を復立しその制を革正して郷廳と爲し、座首、別監の職を置き、爾來これを踏襲し、李太宗の健陽元年地方制度改正に際して郷廳を廢し、郡守の下に郷長を置き、光武十年の地方官々制改正に依りまたこれを廢したのである。即ち留郷所及び郷廳の制度は屢々廢置あり變遷常なきも、守令の管下に在りて地

方行政の補助となり、顧問となつて、一種の自治的機能を發揮し、相當の働きをして居たことは事實である。
郷廳の組織 郷廳は郡衙に對し貳衙と稱し、座首は郡守に對しこれを亞官と稱し、また郷丞とも稱せられた。
年長高德其の郡に冠たるものを座首とし、其の次を別監と爲し、共に文學才行を具備する者を公選し、守令が之を任命する。其の員數は座首は一・とし、別監は一人乃至四人にして、府郡縣の別に依り其の定員を異にし、座首別監の下には、都監又は風憲又は掌議、書員等の職目あり、これ等の職目の繁簡、員數の多寡は、時と所とに依りて異なるのである。

座首・別監には、一定の任期なしと雖も、一箇年を以て遞代するを例とした地方もある。
郷廳の職務權限

一、風俗を糾管すること 郷廳は一郡の風俗を糾管し、民に不倫、悖德、不正の輩あり、吏に官權を濫用し民を侵漁するものあらば、郷廳に於て審議の上之を警覺し、その甚だしき者又は改悛せざる者は上司に摘發する等、郡内の紀綱を維持し、風俗を矯正する上に於て實に重大の職責を有したのである。

一、守令の諮問に應ずること 租稅及び徭役の賦課分配等、一郡人民の利害休戚に關する事項は、守令は必ず郷廳に諮問し、其の協贊を経るにあらざれば之を決行することを得なかつたのである。

郷廳に於て如上の事項に關し守令の諮問に接したる時は、座首は郷民の重なる者を其の廳に集め會議の上事を決し、之を郷會と稱する。郷會に列席し得るものは座首・別監・都監等の主なる職員、及び嘗て座首・別

監・都監等の職に在りたるもの、並に郡内各面長、その他地方儒林より推選せられたる儒生等にして、庶民は多く之に參與することを得なかつたのである。

三、上意を下達し、民意を上達すること 政令を下達し、民情を上達し、以て上下に間隔疎滞なきを圖り、又人民より官に提出する請願を審議し其の採否を決定する。これ等の事項にして事の重大なるものに關しては郷會を開催する。

以上は郷廳の重要な職權であるが、座首は守令を補佐し其の行政の事務に任じ、守令不在のときは其の事務を代決處理する、但し代理の權限は有しない(守令の代理は隣接地の守令之を勤むるを例とす)、守令死亡其の他の原因に依り欠缺するときは、其の印章及び兵符を觀察使に封送し、又守令の失職非行に對し代りて其の責に任することあり、守令に犯罪ある場合に留郷上使(立會の役目)となることあり、又郡内の面長の選任を要する場合に其の候補者を推薦するが、これ等の職務は各地一定しない。

別監は座首を補佐する。

都監は常時之を置くあり、臨時必要に應じ之を置くもあり、田制都監・戸籍都監・官廳都監・民庫都監・堤堰都監等、其の擔任事務に應じ各種の名稱を附して居る。即ち田制都監は結稅を、戸籍都監は民籍を、官廳都監は廳内人事會計を、民庫都監は社還米出納を、堤堰都監は堤堰の管理を掌る。

風憲・掌議・書員等は、亦座首・別監を補助し、其の命を承け庶務に従事する。

郷廳は地方土著の人士を以て組織し、之をして一郡を綱紀し、民俗を正し、人民の利益を代表して地方官の專横を牽制し、上下の意思を疏通して官民の融和を圖り、守令を補佐して其の行政事務の處理に任ずる等、職權の重且大なる殆んど一郡の實權を掌握するに足るものあり、李退溪は「郷廳其の人を得れば一郷肅然、其の人を得ざれば一郷解體す」と曰つて居る。元來郷廳の制は支那の古制に倣ひ、高麗の遺制を酌みたるものであるが、其の地方官との關係を律する點に於ては兩者に比し頗る用意の周到なるものがあつたけれども、其の人を重しとし其の法を重しとせざるは專制政治の一弊習にして、郷廳の制も何時しか此の弊習の侵す所となり、或は地方官の壓迫に遇ひ、或は地方儒林の凌辱を受け、遂に有名無實に歸し、又或は地方官の權限を蹂躪して郷事を左右せる等、郷廳の權限は其の勢力の消長に伴ひ時と所とに依り廣狹一ならざるに至り、従つて座首別監以下の職目勢力も各地一様でなかつた。郷廳の制は斯くの如くにして遂に曠廢に歸し、建陽元年の地方制度改正に依りて其の制を改め、郡守の下に郷長を置き、専ら稅務を補佐し、且つ郡守と地方人民との意思の疏通を圖るを以て其の職務となさしめ、これが任命に關しては、該郡に七箇年以上入籍居住し、聲望と才能の顯著なる者に就き郡守之を選択し、該郡の大小民人が之を投票し、其の多數を得たるものを任命することになつたのであるが、此の制度も遂に完全なる運用を見るに至らず、光武十年の地方官々制の改正に依り遂に全く廢せらるゝに至つた。

高麗朝は事審官を選むに當り、人民の輿望を第一とし、朝廷の顯達門閥の士を次となし、李朝も郷廳を置く

に際し頗る其の制を重んじ、座首・別監の職は德行門望地方第一流の兩班中より選任することゝし、安東の如きは近世に至るまで最も其の任を重んじたと稱せられるが、概して制度の廢頽と共に其の人物が低下し、或は守令と結托し、或は守令の頤使に甘んじ、共に私曲を營む者あり、これが爲め郷廳は地方行政上の一弊變と目せらるゝに至り、門望有徳の者は座首別監の職を卑みてひれを忌避し、遂に土班の專有となるに至つたのである。「磻溪隨錄」の祿制には

座首四孟朔四斛五斗

別監四孟朔三斛

毎歲大府都護府米四十五斛黃豆十五斛米三十六斛府黃豆十二斛郡米二十七斛黃豆九斛縣米十八斛黃豆六斛分爲春秋兩等支下郷所廳以爲廳中經用(即郷所在官時支供米留儲廳中以爲經用其饋物燈油之類則自官廳分支○有閏月則加下一朔米豆)とあり、安東に於ける郷廳の經費に關する記録には、座首別監其他任員の報酬を左の如く定めて居る。

座首 無報酬

別監 同上

掌務 二人分一箇年金十二圓(葉六十兩)

廳費 一箇年二十八圓(葉百四十兩)

計 一箇年經費金四十圓(葉二百兩)

とし、五縣を遂(一萬二千
五百家)とし、六遂は七萬五千家である。

周代以降の支那古法が朝鮮に入つたのは可なり古い時代のこと、既に坊里制の項で説明してある。五家統に就いては李朝國初以來屢々問題となつたが、これが制度として完備したのは肅宗の時代にして、肅宗元年、人民に家座の次第によりて統を作らしむること、し、備邊司はその施行に就き「五家統節目」を發布した。

備邊司五家統節目

- 一、凡民戸隨其隣聚不論家口多寡財力貧富每五家爲一統而以五家中有地位年歲者爲統首以掌統內之事
- 一、凡五家必聚居作隣使之耕耘相助出入相守疾病相救其或勢有不便者雖不得隔離居生亦必鷄犬相聞呼召相應無或如前獨戸離居以爲相保相資之地
- 一、每五家作統而如有餘戸未準五數則不必越合他面以致混錯只以餘戸添統
- 一、每一里自五統以上至十統者爲小里自十一統以上至二十統者爲中里自二十一統至三十統者爲大里又差里正里有司二人如統首之制以掌一里之事
- 一、有統有里以屬於本面面有都尹副尹各一人所統多少各隨民戸之多寡殘盛而稱之以某面第一里以至二三四五六亦隨其里之多寡
- 一、即今郡邑中鄉品固難選擇而至所謂里正者則又每以庶孽賤類差之故人多謀避今後則里正及面尹必皆以有地位開望於一鄉者雖文武陰職者亦得差之以爲管攝諸統之地如有謀避者論以徒配之律

- 一、每統將一統民戶列名或作爲一牌或書諸一紙以爲輪次照閱之地
- 一、其統牌式某邑某面第幾里第幾統某戶某役（列書五戶）統首某從某家坐次第書之而賤人則降一行某戶某役之下各書率男子幾丁某差職役某業某技藝某無役某幼婦女幾口門屋幾間或借人生存物故有無
- 一、每季朔各統查正此牌具呈於里任里申報於守令每年終轉牒於道臣統內里內如有來歷不明行止可疑不可容隱者不拘季朔登時報知如有年歲加減牌內落漏役名不以實者依戶籍事目論罪
- 一、統內之人男丁十六歲以上者又必其身上戶口書某道某縣邑某面某里某役某姓名年歲幾許書之一厚紙里正里有司着衙官司印之每出入囊佩之無此者不得入官門就訟庭以爲身符其或見失者具由呈官納紙一張自官改給之若元不持此者論以制書有違之律
- 一、自今戶籍戶口中亦必以某里某統第幾家書諸戶單以便考閱以防奸僞
- 一、流民之類遷徙不常行止不適然既有男女家口亦不可不隨衆作統而必令元居近統爲其主統使得常常照檢統牌亦令於元統牌端列書自某方移來居住幾年男女幾口
- 一、凡姓名不載統牌者歸不在人民之數訟不得理死無殺罪
- 一、凡統里之民相保相司婚喪相助患難相恤善相勸勉惡相告戒息訟罷爭講信睦務爲良善之民如有不孝不悌叛主殺人傷風敗俗盜賊不道等事必告于里面聞于本縣以爲隨罪犯輕重而懲治之地
- 一、統內如有奸僞偷竊之類來歷不明之人亦令登時報自統里轉報於官守以爲查治之地若或漏報欺隱事終不發

覺則統任重究統內連罪若係本統已先報知而里中掩覆不告者並論以制書有違之律

一、避役之民移來移去不定厥居爲即今大害既已立此統之後則凡民之移去他邑者必須具呈因何事理指何地方自統報里自里報官許其移去而後始去新移地方亦見其舊居官許移文書然後始爲容接無此者即係奸民依法囚推仍爲區劃安插之地其不當容受而容受者以兩界人物容隱之律罪之

要するに、昔時に於ける地方行政に關する下級制度は、隣保相接の五家を結束し、依りて以て相扶け相治めしむる一種の自治的團體たらしむると同時に、國家行政の補助機關たらしめたことは明かである。而して統主・里正・管領等は、何れも年長謹直にして操行德望衆の推服するものを選びて之に任じ、職務權限としては政令の傳達、租税の取立、戸籍の整理等、其の部内に於ける行政事務の執行機關たると同時に、各其の團體を代表し共同の事務を掌り、團體内に於ける争訟を裁斷し、風教の取締に任ずる等、團體自治の統率機關であつたことは想像される。しかしながら、當時果して以上の制度が完全に實行せられたか否か、また如何なる變遷を遂げたかは、事蹟の微すべきものがないから不明であるが、恐らくは完全なる運用を見るに至らずして、諸般制度の頽廢と共に曠廢に歸したものとされる。舊慣を重んずる朝鮮に在りて、いづれの部落に於ても、斯かる組織の殘存して居らぬ所より見て、この制度が内地の五人組制度や、清朝の保甲制度に比すべき、働きをしたかどうかは疑ひなきを得ない。

甲 午前 の 面 洞 組 織

五家統制時代の面洞の機關は頗る單純なるものであつたが、制度の不實行と、地方官の專横、及び兩班專制の風習とは、面又は洞里の如き村治行政の上に幾多の變遷と影響とを及ぼしたらしく、地方に依り面洞制の機關も頗る複雑となつて居る。今試みに甲午改革前に於ける面洞の機關及び面洞行政執行の概要を述べて見よう。

一、面又は洞行政の執行を監視し部内の風教を掌るもの 面に在りては都尊位・都執綱・都料憲・別料憲・上有司・面首等と稱し、洞に在りては尊位・執綱・頭民・洞首等と稱し、面又は洞内の長老を以て之に任じ、其の選任は面又は洞民の公選に依る。

二、面又は洞行政の執行に當るもの 面に在りては執綱・風憲・面任・都尹・約正・檢督・坊首・坊長等と稱し、洞に在りては里正・洞首・尊位・統首・約首・領座・座上・頭民等の稱ありて、面又は洞の事務を擔任し、其の選任は面又は洞内有力者の推薦（洞に在りては）に依り、守令之を任命する。

三、面又は洞行政の執行を補助するもの 此の機關は常時之を置くあり、又臨時必要の場合に之を置くもあり、而して面に在りては公有司・都注比・風憲・社首・約正・副尹等と稱し、多くは租税の取立、社還米の出納等、主として財務を分擔する。其の選任は面民の推薦に基く守令の任命、又は人民の公選に依る、

洞に在りては掌務・任員・公員・都有司・句管・注比等の稱あり、其の選任方法は大略面に同じ。

四、郡衙と面との間に於ける公文書の送達に任ずるもの 而主人・坊主・食主人等と稱する。郡衙の使令輩之を兼ね、面主人、坊主人、又は食主人の下に、挾主人、又は使喚主人を置くことあり、此の場合に前

者を元主人、後者を小主人とも稱する。

五、面又は洞の雜役に任するもの 面には勸農・有司・下有司・下所任・所任・小任・使喚・面隸・房子・面掌・面庫子等あり、洞には所任・下所任・有司・下有司・使喚・里隸・里任・洞下・洞掌等の稱がある。

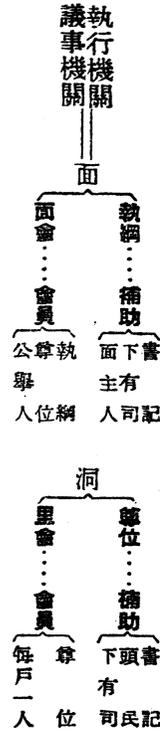
六、面又は洞に於ける重要な事項に關し協議機關たる會議に列席するもの 面に在りては面會と稱し、洞に在りては洞會と稱する。面會には面の長老、面及び洞の重なる職員、嘗て面の職員たりしもの、竝に知事人、解事人等と稱する面内有力者にして、洞に在りては洞内の長老、洞職員、其他洞内の有力者である。

以上は最も普通の機關を示したのであるが、尙ほ都鄙の別に依り繁簡の差あり、即ち邑を成せる面に於ては概して以上各種の機關を具備するも、鄙の面に在りては多く「三」の補助機關を缺き、又「一」の長老監視機關も之を缺くを普通としたやうである。

甲午の面洞制改革

徒らに古例舊慣に則り、加ふるに權門勢家の專制の下に經過し來れる李朝末葉の面洞行政の腐敗紊亂はその極に達し、甲午の革新に際しては、地方行政の改善を期し、面及び洞に關する制度として、郷會條規竝に同辨務規程なるものを發布した。該制度は面及び洞を以て地域團體として其の自治を認め、里會、面會を設けて公共事務を議決し、里には尊位、面には執綱を置き、各團體の事務を統轄せしめ、且つこれ等機關の組織權限を明にする等、整然として見るべきものがあつた。今該制度の内容を摘示すれば左の如くなつて居る。

一、機關の種類及び組織



二、職員の任免及び其職務權限

イ、洞

一、尊位 尊位は名譽職とし、該里人民之を公選し、其の任期を一箇年にして、執綱に屬し、該里の大小事務を掌る。

二、書記 書記は名譽職とし、尊位の推薦に依り里會之を選定し、一箇年を遞期とし、尊位の命を受け、記簿報告文件を掌る。

三、頭民 該里内年老解事の人を公選し、尊位事故あるときは其の事務を代理し、又該里内の事務上考證し難きものあるときは、尊位或は執綱は之を頭民に諮問する。

四、下有司 下有司は尊位遞任に當り里會之を議定し、該里の事務使役に任じ有給とする。

ロ、面

一、執綱 執綱は名譽職とし、該面内各里尊位及び公舉人之を公選し、其の任期は一箇年とする、郡

守の命を受け、該面大小の事務を掌り、所屬尊位を監督する。

二、書記 書記は執綱の命を受け、記簿報告文件を掌る、其の任期を一箇年とし、執綱遞代の時面會之を選定する。

三、下有司 下有司は該面事務使役に任じ有給とす、其の任期は一箇年にして、執綱遞代の時面會之を選定する。

四、面主人 面主人は面會に於て選定し、本郡所屬各里に公文發送の使役に任じ有給とする。

三、郷會にて會議すべき事項

- 一、教育に關する事項
- 二、戸籍に關する事項
- 三、衛生に關する事項
- 四、社會に關する事項
- 五、道路橋梁に關する事項
- 六、殖産興業に關する事項
- 七、公共山林及堤堰淤港難に關する事項
- 八、諸般税目及納税に關する事項
- 九、軟荒及患難の救恤に關する事項
- 十、公共服役に關する事項
- 十一、踏般議會に關する事項
- 十二、新式令防に關する事項

尙ほ會議に關しては十箇聯條の議事に關する規定がある。

四、聯合議會 面内數里又は數面に關涉する事項あるときは、關係各里又は各面聯合會議を開催する。(假りに稱して聯合議會といふ)

一、聯合里會 數里に關涉する事項あるときは、關係各里會員及び該面執綱之を合議する。

二、聯合面會 數面に關涉する事項あるときは、關係各面執綱及び尊位之を會議する。

五、面及洞の事務費 面及び洞の事務費は其の面及び洞の負擔とする。

鄉會條規及び同辨務規程に依れば、面及び洞の性質、機關の組織權限等より、議事の方法に至るまで、頗る明確にして整然たるものがあつたが、當時の中央政界は變轉常なく、諸般の政令は朝令暮改の状態に在りたるを以て、該法令も亦其の渦中に投せられ、一度發布されたるも忽ち政界の變動に遇ひて其の實行を停止されたのである。該法令は元より深く古例舊慣を調査し、當時の實況に鑑みて制定せられたるものであらうが、亦一面内地の町村制に模倣したる所も尠からず、實際の發達と未だ相伴はざるものがあつたことは、その實行を見ざりし一因であるまいか。

甲午後に於ける面・洞

甲午の制度は遂に空文に歸したりと雖も、其の後に於ける時勢の推移は我が顧問制度となり、又統監政治となり、諸般施政の改善に伴ひ、面洞行政にも亦多少の影響を來し、權門勢家は漸次其の翼を收め、郡衙の吏屬

使命派の面事務に干渉するものも亦其の跡を收めんとするに至り、これが結果として機關の組織を簡易ならしめ、又其の名稱に變更を來し、其の他從來の弊害にして漸次除去せられたるものも亦尠くない。今甲午の制度を基礎とし、其の前後の面洞の組織を對照し、併せて日韓併合前の狀況を審かにしたいと思ふ。

機關の組織

區分 甲午前 甲午制度 甲午 後

一、面行政を監視し風教を掌る	都尊位、都執綱、都糾憲、別糾應、上有司、面首	甲午前	甲午制度	甲午	後
二、面行政の擔當者	執綱、風憲、面任、都尹、約正、檢督、坊首、坊長	甲午前	甲午制度	甲午	後
三、面内租稅徵收事務のもの	公有司、都注比に之に當る	甲午前	甲午制度	甲午	後
四、面行政の執行を補助するもの	公有司、都注比、風憲、社首、約正、副尹	甲午前	甲午制度	甲午	後
五、面の雜役に服するもの	勤農、有司、下有司、下所任、所任、小任、使喚、面隸、面庫子、房子	甲午前	甲午制度	甲午	後
六、都衙と面との間に於ける公文書の送達に任ずるもの	面主人、坊主人、食主人	甲午前	甲午制度	甲午	後
一、洞行政の執行を監視するもの	尊位、執綱、頭民、洞首	甲午前	甲午制度	甲午	後
二、洞行政の擔當者	里正、洞首、約首、領座、座上、頭民	甲午前	甲午制度	甲午	後
三、面又は洞行政の詰問に應ずるもの	面又は洞行政の執行を監視するもの之に當る	甲午前	甲午制度	甲午	後

仁川府内面にては書記、通譯、幹事等を置き、山附近の面にては書記、履、事務員等を置く。雖も多数の面に於ては之等の補助機關なく只臨時必要の場合に面に於て履儲することあり甲午前に同じく種々の名稱を用ゆ

四、洞事務の執行を補助するもの

〔掌務、任員、公員、都府司、
勾管、注比
〔公員は之に當る
〔所任、下所任、小任、有司、
下有司、使喚、里隸、里任、洞掌
下有司
甲午前と同じく種々の名稱を用ゆ

書記

〔釜山附近の面内洞に於て書記又は事務員を置く
も他は多く之を置かず
任員、公員等と稱し公錢領收員の補助をなす

五、租稅徵收事屬のもの

六、洞の雜役に服するもの

議事機關

甲 午前 前 甲 午前 條 規 甲 午後 後

面會 面長及洞長に相當する者及び各洞頭民、解
事人等會合す人員の定めなし

執綱及所屬各里尊位及び各里二人宛
の公舉人を會員とす

甲午前の如く面長、洞長、解事人、頭民、
有力者等の會合にして人員の定めなし

洞會 洞長に相當する者及び洞内頭民、解事人等
會合す

尊位と該里内毎戸一人の出席者を會
員とす

洞長（里長）頭民、解事人、有力者等の
會合

職員の任免及職務權限

一、面の機關

面長 面は新羅及び高麗の初代に在りては村と稱したるが如く、其の機關としては新羅時代には大監小監
あり、高麗時代には村正村長ありて其の村の政令を掌り、後ち郷と稱せし時代に於ては郷正ありて其の郷
の大小公事を掌つた。李朝の初め面に勸農官を置き、其の後何時しか前掲の執綱以下種々の名稱を用ゆる
に至り、甲午後面の代表者たるの意味を以て又變じて面長と稱するに至り、遂に一般の稱呼となつたやう
である。面長は或は官選とし或は民選とし、時と所とに依り一定せず、甲午條規は之を民選と定めたけ

れども、該條規の不實行と地方官の私曲により何時しか其の任免を専らにした。顧問制度以來財務官との協議を経て、郡守が之を任命する慣例を生じた。其の任期は之を定めざるを普通とするも、一箇年を濶期とせる慣習の地方もあり、面長は俗に百執行と稱し、諸般行政事務の執行に任じ、其の職務の重なるものを擧ぐれば

一、法令の傳達 事の重要なものは之を揭示し、其の謄本を各洞長に交付し之を揭示せしめ、尙は其の法令の趣旨を洞民に口達せしむ、或は面長更に面内を巡回し洞民を集合し（開市日等を利用し）法令の趣旨、其の遵守方法を訓諭し、事輕易にして揭示を要せざるものは洞長の口達に止む。

當時は別に揭示場の設けあるにあらずして、市場其他交通の頻繁なる街衢に當る家屋の壁等に貼附した。

揭示文は國文を以てすることが一般の例になつて居る。

二、租税及驛屯賭の納入告知及び徴收 租税の徴收は國稅徵收法制定以來公錢領收員の職務に屬するも、多くは面長其の職を兼ね。公錢領收員を置く處に在りても實際の徴收は面長及び洞長之に當り、其の徴收金を公錢領收員に回付する例があり、租税の徴收は其の手續區々に涉り統一がない。

三、租税賦課標準の調査申告 土地の結數・煙草税・家屋税・酒税の調査申告にして土地の結數申告は、土地の所在・地目・地番・結價、土地の所有者及び納稅義務者（土地所有者と納稅義務者とを別つは、朝鮮に在りては地主必ずしも納稅義務者ならず、小作人との契約

に依り小作人に於て納税義務を負担する慣習あるに由る）の住所氏名を記載したるものにして、一に之を結數連名簿の調製と稱し、主として納税義務者の申告に基き（實際は面長又は洞長之を作製し納税義務者の捺印を求め面長に提出す）之を舊來の帳簿と對照し、尙ほ實地に就て調査し其の當否を査定するは面長の重大なる職務である。

結數連名簿は隆熙三年度に各地共完成したるも、尙ほ不完全を免れざるを以て、引續き調査々定した、其の經費は一結に付三十錢を附加せしも、各地共五六十錢を附加せざるを得ざる實況であつた。

〔附〕書員 甲午前より近時に至るまで面に書員なるものあり、郡衙の吏屬にして「考卜債」と稱する手數料を徴し、毎年一回面内土地の異動結數及び結價の査定、納税者の移動を調査するもので、之を作佚と稱する。蓋し地稅賦課の基礎を爲すものなるが故に、作佚は經驗智識を要するを以て、その事務は書員の獨占する所となり、従つて弊害も尠くなかつたが、後に納税義務者をして結數申告書を提出せしむること、なし、書員は之を廢止した。

四、土地家屋證明規則に依る認證 法の規定に依れば本事務は洞長に專屬すべきも、面長を経由せしめ、其の確實を期し、各地共其の取扱を同じうしたやうである。

五、民籍の異動報告

六、面内情況の報告

七、請願書類の進達

八、其他郡衙・警察署・憲兵隊・守備隊等、地方諸官憲より臨時命を受け面民に關する事務を處理する。面長は又面の公共的團體としての事務を處理するも、都邑の面を除きては其の事務甚だしく、殆んど國の行政專屬機關となつて居る。

公錢領收員 國稅徵收法に規定せる面の徵稅專屬の機關であるが、實際の徵收は先に一言せる如く或は面長・洞長之に當り、或は別に任員なるものが、徵稅に従事する地方もありて、公錢領收員が實際に徵稅に従事せる例は少い。

書記 仁川府内及び釜山附近の面にては書記・通譯・幹事又は事務員・雇等を置けるも、他は多く事務繁忙の際臨時に備ひ入る、の外常時之を置けるを聞かない。

下有司 面の小使である。

面主人 面に隸屬するものにあらずして寧ろ郡衙に屬する。從來は郡衙の使令が之を兼ねたが、當時は郡衙に多數の使令を置く能はざれば、嘗て使令を勤めたる者等が之に當り、郡衙の所在地に居住し、郡衙より面に發送する書類を傳發するを以て其の職務とした。地方に依りては其の擔當面の面長又は面民が、郡衙所在地に宿泊する時、面主人の家に寢食するの慣例があつたと云ふ。

二、洞の機關

洞長 洞長は洞民之を選定す、近時は洞民の推薦に依り面長之を選定し、郡守の認可を得るを一般の例と

したやうである。洞長は國の行政事務に關しては、土地建物證明規則に依る認證の外は、面長の補助機關として實際其の事務を處理し、又洞公共事務に關しては其の執行の任に當り、洞民公私に關する世話役である。

頭 民 洞民の解事者中より年長人望ある者を推舉する、洞長を補佐し、洞公共事務に與り洞民の争訟を裁斷する等、事實上の洞の統率者なるのみならず、面公共事務の協議に參與し面事を決する。

解事人・知事人・有志者・有力者 等と稱するは、比較的才識あり人望と資産とを有する者にして、洞公共事務に關しては常に其の協議に參與し洞事を決するのみならず、面の公共事務に關し其の協議に參與すること頭民に同じ。

任 員 洞に任員又は公員なるものを置ける地方あり、公錢領收員に屬し租稅徵收の任に當る、洞長之を兼ねる場合が多い。

下有司 下有司は洞の小使にして、地方に依り洞民が一箇年交代に之に任するものもある。

三、面會・洞會 昔時は春秋二季に開催する慣例ありたりと稱すれども、當時は必要に應じ隨時集會した、從來に於ける面會の議事々項は、結稅雜稅の増課又は新課治道堤堰淤の修理工事に關する夫役、面職員の推舉及び面經費の職課等に止まり、當時と雖も都邑を除くの外は從來と大差がない。

面の議事々項にして利害關係の數面に涉るものは、關係各面の面長及び有力者が會同議事し、而して之を六

面會と稱する。

洞會の開催も亦面會と大同小異にして、比較的自治事項の議事が多いといふ差があるのみである。

第二節 地方自治制度

府 郡 の 廢 合

日韓併合後幾何も経たない明治四十五年一月現在の府郡面洞里數は、別表の如く府十二、郡三百十七、面四千三百五十一、洞里六萬二千五百三十二にして、それが大正二年まで、併合前そのままの状態を持續し、その行政組織に於ても、區域及び面積に於ても、また内地人、朝鮮人間の行政に於ても、極めて雜然たるものであつた。これを地理的に見ても、面積百五六十万里を越ゆる郡があるかと思ふと、その隣りには四万里にも足らぬ郡があり、面及び洞里にも甚だしき廣狹があり、従つて一郡・一面・一洞里といつても、その實力には大なる懸隔があり、これ等が大小參差して入り亂れて居ることは行政の統制上極めて不便であつた。更にこれを人的方面より見ると、内地人側に於ては、舊韓國時代より存在した居留地制の上に建てられた日本人會なるものがあつて、内地人だけの特別なる自治機關を構成して居たのである。即ち現在の府制施行地には、朝鮮人のみの行政機關（舊來の府）と、内地人のみの行政機關（日本人會）とが對立してあつて、その數が十二に及んで居た。そこで速かに郡面の廢合を行ふて、大凡一定の面積、一定の人口を有する郡面となし、行政上の不便を

除き、その統制を保つ必要があると同時に、府に於ても内鮮人を同一行政組織の下に置き、所謂併合の聖旨に基き、内鮮一家の親を爲さしむる上より見ても、これを融合調和した統一的行政組織となすことが緊急の要務とせられ、大正三年三月一日府郡廢合の大事業が斷行せられたのである。朝鮮の地方制度には、新羅・高麗・李朝を通じ、數千年の長き沿革あり、一部廳の位置の變更でも種々の問題の起るところへ、併合後間もなき當時に在りて、全鮮的大廢合を行ひ、その結果、郡は約百郡、面はその半ばに近いまでに廢合したのであるから、關係當事者の苦心と努力は非常なものであつた。當時郡面の廢合に關係した林茂樹氏は、昭和六年一月號の「朝鮮」に、その廢合の顛末に就き左の如く述べて居る。

郡面の廢合に至つては、當時全鮮三百十七郡、四千三百五十一面あつたのであつて、これを一郡づゝに就き其の面積人口及び地物、慣習等を調査するには、仲々骨が折れたのである。當時は、第一今日の様な參謀本部の地圖がないのみならず、土地調査も完了して居ないので、準據すべき正確な地圖が一もなく、此の點調査上非常に苦心した所である。而して郡の面積は大凡四十万里、面は約四万里、一郡は約十面位とし、人口に付ては兩鮮は一郡大凡十萬、北鮮地方は其の半、又新郡廳及び新面事務所は出來得る限り、舊來のものを使用する事と云ふ、大體の方針に依つて調査せねばならぬのであるから、憲兵の實地踏査圖・稅務官吏の見取圖を中心として實地見聞者の意見を參酌し、時には古い鳥瞰圖式の朝鮮地圖まで引張り出して調査し、又實地の踏査も度々やつたものである。然し地物の工合及び舊來の慣習等の爲めに、必ずしも根本方針で進

まれない場合が深山あつて、一々課長以下が集つて相談したが、仲々議論が多くて、決定するまでには餘程の日子を要する有様であつた。最も初めは郡は二十方里、面は二方里の方針で調査したが、種々の支障があつて、遂に郡四十方里、面四方里と云ふことになつたのである。一道の成案を得るまでには、餘程の日子を費した。漸く案を具して上司へ出すと、課長・局長・長官の所で一々直される、幾度か書き直して出して漸く通ると云ふ有様で、此の状態を幾度か繰り返して、約一箇年の日時を要して漸く完成し、大正二年十二月二十九日、十二府、二百十八郡、二千五百七十七面といふ、現行の府郡面の行政區域が府令で公布せられた。

その後、部分的に面及び洞りの廢合が行はれ、また大正四年五月一日には濟州郡及び鬱陵郡を島となし、昭和五年十一月一日には、開城及び咸興の二府を増し、從來の指定面が邑となり、その後も面にして邑に指定されたものあり、また名稱及び區域の變更も多少行はれた。而して現在は行政上朝鮮全土を、京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道及び咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十四府、二百十八郡、二島、四十九邑、二千三百九十一面、二萬八千三百三十六町洞里と爲し、之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き、官廳事務の執行者たらしむると共に又公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・財務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計等の事務を、財務部は稅務、理財の事務を、警察部は警察、衛生の事務を分掌せしめ、産業の特に發達せ

る京畿道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道の四道には内務・財務・警察の三部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に関する一切の事務を産業部の分掌たらしめて居る。

府郡面洞里表 (明治四十五年一月一日現在)

道	府	郡	面	洞	里
京畿道	二	三六	四九二	五、〇八一	(五、一三五)
忠清北道	一	一八	一九九	三、七二八	
忠清南道	一	三七	三九三	七、五二五	
全羅北道	一	二七	三七八	七、一六六	
全羅南道	一	二八	四四八	一〇、一八四	
慶尙北道	一	四〇	五二四	七、二二〇	(七、四二七)
慶尙南道	二	二七	四五八	四、五一五	(四、八八八)
黄海道	一	一九	三四八	三、八八四	
平安南道	二	一七	三〇四	二、三四九	(三、〇二八)
平安北道	一	二〇	二六〇	三、〇三八	(三、〇二八)
江原道	一	二五	二三三	三、〇八七	
咸鏡南道	一	一三	一八九	三、二七九	
咸鏡北道	一	一〇	一二二	一、四七六	(六、二二五)
計	一二	三二七	四、三五一	六三、八四五	(六三、八四五)

備考 本表括弧内に記入せる数字は、明治四十三年十月一日新官制實施當時の現在数を示せるものにして、これ等記入なき分は、其の後廢合なく、又は廢合ありたるも其の數に於て異動なきものに係る。

府郡島邑面町洞里數 (昭和八年一月一日現在)

道	府	郡	島	邑	面	町	洞	里
京	三	二〇	二	二	二四六	二、七三〇		
忠	一	一〇	一	二	一〇四	一、五〇四		
忠	一	一四	一	五	一七〇	二、二六三		
全	一	一四	一	五	一八三	一、八一三		
全	一	二一	一	五	二四九	三、一〇一		
慶	一	二二	一	五	二六七	三、二二八		
慶	二	一九	一	八	二三八	二、五九〇		
黃	一	一七	一	三	二一八	二、〇六六		
平	二	一四	一	一	一四六	一、九三八		
平	一	一九	一	四	一八九	一、四八〇		
江	一	二一	一	三	一七三	一、九七一		
鏡	二	一六	一	二	一三七	二、九四一		
鏡	一	一一	一	四	七七	七、一〇		
計	一四	二一八	二	四九	二、三九七	二八、三三六		

地方制度の沿革

甲午改革までの朝鮮に於ける地方制度に就いては前に述べた通りであるが、更に併合前後より行はれたる地方制度の沿革を簡単に叙述して見よう。(改正地方制度實施概要に據る)

一、併合前より行はれたる地方制度

朝鮮の地方制度中、併合前より施行の端を開けるものは左の如くなつて居る。

- 一 水利組合條例 (光武十年(明治三十九年)度支部令第三號)
- 一 水利組合は土地の灌漑・疏鑿・開拓保護に關する事業の爲め設置する
- 二 組合を設けんとするときは規約を定め度支部大臣の認可を受ける
- 三 組合の役員評議會の組織等は規約を以て定める
- 四 組合は度支部大臣の認可を得て負債することを得る
- 五 組合は稅務監督局長の監督を受ける

備考 併合前設置せし組合は南鮮地方に二三ありしのみ。

二 地方費法 (隆熙三年(明治四十二年)法律第十二號)

- 一 地方費は漢城府及び各道に設ける
- 二 地方費は財産收入事業收入及び賦課金を以て之に充てる
- 三 地方費を以て支辨する費目は、土木、衛生、勸業、教育に關する經費及び法令に依り地方費の支辨に屬する經費とする
- 四 地方費の事務は漢城府尹及び觀察使之を擔任する但し賦課金の徵收は國稅の例に依り財務署長之を行ふ
- 五 地方費法は隆熙三年(明治四十二年)の中途より施行する (當時の豫算は各道を通じ約七十萬圓)

三 漢城衛生會(隆熙二年(明治四十一年)法律を以て制定)

一 京城市内の屎尿汲取、塵芥除去及び傳染病豫防事務の處理の爲め之を設ける

二 會は主として朝鮮人及び外國人を目的として設けたる團體なるも、内地人も從來居留民團に於て處理せし同事務を、一定の負擔金を民團費より支出し、之に委託せしに依り、會は京城市内に於ける同事務の全體を統一處理した

三 會は明治四十年皇太子殿下御渡韓の際の御下賜金三萬圓を基本財源とし、尙ほ國庫補助金及び民團負擔金を以て經費に充て、仍足らざる分は朝鮮人及び外國人に賦課する

四 會の事務は便宜警務總長が之を擔任する

二、併合前條約に依り行はれたる居留地制度

併合前開港地には條約に依り居留地を設け、治外法權の下に居留外國人をして、自治的に居留地内の行政を行はしめた。

居留地制度の行はれたる地は左の如くである。

各國居留地

仁川・鎮南浦・群山・木浦・馬山・城津

日本專管居留地

釜山・仁川・元山

支那專管居留地

釜山・仁川・元山

居留地制度は大正三年府制施行まで存続した。

三、併合前にはれたる日本の制度

右の外、併合前より日本の法令を以て、在留日本人に對し左の如き制度を施行した。

一 居留民團法（明治三十八年）
（法律第四十一號）

居留民團法施行規則（明治三十九年）
（統監府令第三號）

- 一 居留民團法は明治三十九年七月より之を施行する
- 二 民團は主として居留地雜居地に之を設ける（但し居留地中城津には之を設けず）
- 三 民團に民長を置く、任期は三年とし民會が之を選擧し統監の認可を受ける
- 四 民團に居留民會を置く、議決機關とし議員の定數は八人以上二十四人以下とする
- 五 議員の選舉資格は二十五年以上の男子にして民團税五圓以上を納むる者とする
- 六 民團制度は大正三年府制施行まで存続した
- 七 併合當時民團を設置せる地は、京城・仁川・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州

及び元山の十一箇所とする

二 學校組合令(明治四十二年
統監府令第七號)

- 一 學校組合令は明治四十三年一月一日より之を施行する
- 二 學校組合の設置に付ては規約を作り統監の認可を受ける
- 三 學校組合は教育事務を處理し、土地の情況に依り附帯事業として衛生事務を處理することを得る
- 四 學校組合に管理者を置く、任期は三年とし理事官が之を任免する
- 五 學校組合に組合會を置く、組合會の組織選舉等は組合規約を以て之を定める

附記

在留日本人は民團法及び學校組合令施行以前より種々の團體を設け、自治的に行政を行つた沿革がある。古きは明治初年、明治二十年前後、明治三十年前後より團體を組織し、保長、頭取、惣代、民長、會長と云ふ如き執行機關を設け、其の下に惣代会、民會、日本人會と云ふ如き議決機關を置き、教育衛生其の他の事務を處理したる慣行を有する、即ち公式の制度は上記制度の施行に始まるも、不文の制度は久しき以前より行はれ來つたものである。

四、併合後に於ける地方制度の推移

一 道地方費

道地方費は、上掲隆熙三年（明治四十二年）より施行の地方費法を前身とする

地方費法は併合後も引續き施行し、大正九年道地方費令發布まで及ぶ

地方費法は併合前は漢城府及び各道に施行せしが、併合の際行政区劃たる漢城府を廢し、其の區域を京畿道に編入したるを以て、漢城府地方費は之と同時に自然廢止となる

併合の際府郡に下賜せられたる臨時恩賜金の利子に依る施設即ち授産・教育・凶歉・救濟事業は各道毎に地方費の外に別に豫算を設けて經理せしが、大正六年度より其の利子を地方費豫算に編入經理すること、なる、但し事業の目的は變更しない

地方税は地稅附加税、市場税、屠場税の三種なりしを、大正八年度より從來の國稅中より戸稅・家屋稅を地方費財源に移讓する、大正九年度より從來國稅中より漁業稅及び船稅を地方費財源に移讓する

道地方費令（大正九年七月
制令第十五號）

本令は大正九年十一月一日より之を施行し、同時に地方費法を廢する、其の改正の要點は左の如くである

一 地方費を道地方費と改める

二 諮問機關として道評議會を設ける（従前官制を以て道に道參事三人を置き、道知事の諮問機關とした

が、之は一般行政に關するものにして地方費の機關に非らず、然れども道評議會制度を設くる以上重複の嫌があるので同時に之を廢する）

道評議會員は定員の三分の二は府郡毎に府面協議會員の選舉したる候補者に就き道知事之を任命し、三分の一は學識名望ある者より道知事が直接之を任命する

三 道地方費に吏員の設置を認める

四 道地方費に起債能力を認める

五 右の外制度の不備を補修する

大正十年度より土木事業に對する夫役廢止の財源として車輛稅の新設を認める

大正十四年度より從來國の經營たりし中學校、道立醫院、及び測候所を地方費事業に移す

昭和二年度より市場稅を廢し之に代はる財源として、特別市場稅、及び不動産取得稅の新設を認める

昭和四年度より所得稅を認める

地方費歳入出は併合當時全道を通じ百萬圓に過ぎなかつたが、昭和四年度には三千三百萬圓に上つて居る

二 府

府 制 (大正二年
制令第七號)

府制は大正三年四月一日より之を施行する

府制施行地には併合前より居留民團、居留地會、漢城衛生會の如き特殊の制度が行はれ、これ等の團體相對立し各別個の行政を行つて居た。この制度は併合と同時に廢止すべきであつたが、當時之に代はるべき

制度がなかつたので併合後尙ほ當分其の効力を存する

府制の施行は、右の特殊團體を整理し、市街地行政の統一を圖るに在りしを以て、其の施行と共に居留民團、居留地會及び漢城衛生會の事務及び權利義務は府に移屬せしむ、但し居留民團事務中、教育事務は別に學校組合を設けて之を承繼せしめ、居留地會の事務中墓地に付ては依然在留外國人をして之を管理せしむ府制の綱要は左の如くである

一 府の事務は府尹が之を統轄する

二 府に府協議會を置き府尹の諮問機關とする

府協議會員の定員は六人乃至十六人とする

府協議會員は府住民中より朝鮮總督の認可を受け道長官が之を任命する

府協議會員の任期は二年とする

三 府に吏員を置くことを得る

四 府は府税として國税及び地方税の附加税を賦課し且特別税を設けることを得る

五 府は起債を爲すことを得る

府制中改正 (大正九年
制令第一二號)

本改正は大正九年十一月一日より之を施行し、改正の要點は左の如くである

一 府協議會員の官選を民選とする

年齢二十五年以上の男子にして一年以來府住民と爲り、朝鮮總督の指定したる府税五圓以上を納むる者を選擧權者とする

二 府協議會員の定員八人乃至十六人を、十二人乃至三十人に増員する

三 府協議會員の任期二年を三年に改める

府の歳入出は府制施行當時、即ち大正三年度は各府を通じ二百十五萬四千圓なりしも、大正十年度には四百二十一萬四千圓となり、昭和四年度には一千六百二十五萬圓に増加して居る

三面

面の沿革

併合前に於ては面は單に行政區劃たるに過ぎざりしも、面長・洞里長等の手當を協議費として徴收し、又土木工事等に夫役を課するの慣例があつた

明治四十三年十月「面に関する規程」(府令第八四號)を設け、之に依り面長の手當及び事務執行に要する費用の徴收を公認した

大正二年「面經費負擔方法」(府令第十六號)を設け、面經費賦課の種目制限及び徴收方法を定めたが、其種目及び制限は左の如くである

- 一 戸別割 平均一戸に付 三十錢以内
- 二 地稅附加稅本稅一圓に付 平南北、咸南北八十錢以内
其他 五十錢以内

面制(大正六年
制令第一號)

面制は大正六年十月一日より之を施行する、其の要旨は左の如くである

一 面は法令に依り面に屬せしめたる事務を處理する

二 面の事務は面長擔任する

三 朝鮮總督の指定したる面に相談役を置く(當時二十三面を指定す)

相談役は面内に住所を有する者より道長官が之を命ずる

相談役の定員は總督の認可を受け道長官が之を定める(其の定員は四人又は六人なり)

相談役の任期は三年とする

四 面に吏員を置くことを得る

五 指定面に起債を認める

六 面賦課金は地稅割、市街地稅割、戸別割、家屋割とし、尙ほ必要ある面には特別賦課金を認める

面制中改正(大正九年
制令第十三號)

本改正は大正九年十月一日より之を施行する、其の改正の要點は左の如くである

一 指定面・普通面を通じ、面に諮問機關として面協議會を置く(同時に指定面の相談役を廢す)

協議會員の定員を八人乃至十四人とする

協議會員の任期は三年とする

二 指定面には協議會員の選舉制度を認める、但し普通面は郡守島司の任命とする

指定面の選舉に付ては、年齢二十五年以上の男子にして一年以來面内に住所を有し、朝總總督の指定したる面賦課金五圓以上を納むる者を以て選舉權者とする

三 指定面に副長の設置を認める

昭和二年制令第十五號を以て面制中改正を加へ、從來起債能力は指定面に限り認めたるを、普通面にも之を認める、以上の外、國稅及び地方稅の稅制整理に伴ひ、且つ面の財源補充の趣旨に依り、營業稅割、所得稅割、特別所得稅割の賦課を認める

指定面は面制施行當時二十三面なりしを、其の後漸次増加し現在四十三面に及ぶ

面の歳出は初めて面制の實施したる翌年、即ち大正七年度に於て總計四百五十萬圓に過ぎざりしも、昭和四年度に於ては二千百七十萬圓に上つて居る

四 學校組合

學校組合令は明治四十三年以來統監府令を以て施行せられ、併合後も引續き之を施行し大正三年に及んだ

大正二年制令第八號を以て學校組令を改正し、大正三年四月一日府制施行と同時に之を施行する、其の改正の要點は左の如くである

一 組合の目的を教育事務に限り従來附帶事業として認めたる衛生事務處理を廢する、但し現に經營せる水道墓地、火葬場に限り當分繼續經營を認める

二 府制施行地にも學校組合を設けしめ、従前の居留民團事務中教育事務を承繼せしめる

三 府所在地の學校組合の事務は府尹をして管理せしめる、其の他別に管理者を置き道知事之を任免する

四 組合會の組織等を法令を以て定む、即ち左の如くである

議員の定數を六人乃至十八人とする

議員の任期を三年とする

議員の選被選舉資格は規約を以て定める

五 其他法規不備を補修する

學校組合は改正學校組令施行當時は二百五十二組合なりしが、昭和四年五月末には四百三十七組合を算するに至り、學校組合歳入は改正組令施行當時、即ち大正三年度に於ては總計百十九萬圓に過ぎざりしが昭和四年度に於ては六百六萬圓に上つて居る

五 學校費

併合當時普通學校の設立及び經費の支辨に關しては何等據るべき法規がなかつたので、明治四十四年十月制令第十二號を以て「公立普通學校費用令」を發布し、同年十一月一日より之を施行し以て之が制度を創設する右制度の要旨は左の如くなつて居る

一 公立普通學校の設立維持は府尹郡守之を管掌する

二 公立普通學校の設立區域は、關係區域内の面長の意見を聽き、朝鮮總督の認可を受け府尹郡守が之を定める（實際概ね府郡を區域と定める）

三 設立維持の費用は其の區域内の朝鮮人の負擔とする

四 負擔金は左の種目及び制限に依る

戸税及家屋税の附加 本税の十分の一

地税の附加

平南北、咸南北本税の百分の二
其の他 本税の百分の一

大正九年制令第一四號を以て「朝鮮學校費令」を發布し、同年十月一日より之を施行し、同時に公立普通學校費用令を廢する

右制度に依る改正の要點左の如くである

一 朝鮮人教育に關する費用支辨の爲め府郡島に學校費を設ける

二 學校費の事務は府尹郡守島司が之を擔任する

三 學校費は起債を爲すことを得る

四 學校費は地稅、市街地稅、家屋稅の附加金を賦課するの外、必要あるときは特別賦課金を賦課することを得る

五 學校費に諮問機關として學校評議會を置く

府の學校評議會の定員は六人乃至二十人とし、郡島の學校評議會の定員は郡島内面の數と同數とする。府の學校評議員は選舉し、郡島の學校評議員は面協議會の選舉したる候補者に就き郡守島司が之を命ずる、府の學校評議員の選舉人の資格は、年齢二十五年以上の男子にして一年以來府内に住所を有し、學校費賦課金五圓以上を納むる者とする

學校評議員の任期は三年とする

昭和二年施行規則中改正し地稅附加金の賦課を廢する（同時に地方費の地稅附加稅を増率し其の增收を以て學校費に補助することとする）

學校費歳入は舊制度施行當時、即ち大正元年度に於ては九十三萬圓に過ぎざりしも、現行制度施行當時、即ち大正九年度に於ては八百十五萬圓となり、昭和四年度に於ては一千四百三十八萬圓に上つて居る

六 水利組合

上記併合後制定の水利組合條例は、大正六年制令第二號水利組合令の發布に依り廢止せらる

水利組合令は大正六年十月一日より施行せられたるが、制度の要旨は左の如くである

- 一 水利組合は灌漑排水又は水害豫防の爲め必要あるとき設置する
- 二 組合を設置せんとするときは、組合員たるべき者五人以上創立者となり規約を作り、組合員たるべきもの二分の一以上、關係土地面積三分の二以上の所有者の同意を得、朝鮮總督の認可を受ける
- 三 組合に組合長を置き道長官が之を命じ任期を四年とする
- 四 組合に吏員を置くことを得る
- 五 組合に評議會を置き諮問機關とする
評議員は組合員中より互選する
- 評議員の任期は四年とする
- 評議員の選任は道長官の認可を受ける
- 以上の外、評議員の定數、選任方法、被選資格等は規約を以て之を定める
- 六 組合は組合員に對し組合費及び夫役現品を賦課することを得る
- 七 組合は起債することを得る

地方制度の改正

以上の如く朝鮮の地方制度には種々の變遷があつたが、大正九年の地方制度改正以來十年を経過し、この間

に於ける朝鮮の民衆教育は大に向上し、地方行政の發達著しく、自治制度實施に對する民衆の訓練が充分積まれたので、昭和五年十二月一日地方制度改正に關する制令が發布せられ、府制、邑面制、學校費令、學校組合令は、昭和六年四月一日より、道制は同八年四月一日よりその實施を見たのである。今左に地方制度改正の要點を叙述して見る。（今村内務局長の説明に據る）

府制 府制は從來比較的進歩したる法制を採用して居つたのであるが、諮問機關たる府協議會を議決機關たる府會となせることと、三團體を統一したることを、最も著明なる改正の要點とし、之に關聯して種々の條章を改め各團體中最も完全に近き自治制となつたのである。即ち

府會 府會は府に關する重要な事件を決議し、副議長を選擧し、府の公益に關する意見書を府尹其の他の關係官廳に提出し、會議規則を設くること、官廳の諮問に答申すること及び府の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、事務管理・議決の執行及び出納を檢査することを得るの權限を有する。

府會の議長は府尹を以て之に充てるが、副議長の制度を設け府會議員中より選擧し、議長故障あるとき議長の職務を代理することゝなつた。

府會議員 府協議會員の任期は三年であつたが、府會議員の任期は四年に延長し、其の定数は從來十二人乃至三十人なりしものを、二十四人乃至四十二人に増加せられた。其の選擧權及び被選擧權の要件は、從來府協議會員の選擧に於けると殆んど同様にして、納稅要件は從來の如く五圓であるが、別項に述ぶる如く三團體統

一の結果、從來の府税の外、内地人は從來の學校組合費、朝鮮人は從來の學校費賦課金に相當する府税の納額を加算したるものに付資格を定むるが故に、選舉權者は相當増加することとなり、結局選舉權を擴張せられた結果になるのである。

三團體の統一 三團體の統一は制度として先例に乏しく、且つ各其の沿革上随分困難なる事業にして、立法技術上にもかなり面倒なることが多かつたのである。即ち府の學校組合及び府學校費を廢して府に之を統一するも、未だ其の教育機關を全然單一化する時期には達せざる爲め、主として内地人教育を目的とするもの、主として朝鮮人教育を目的とするものとは、各其の經濟を府の一般經濟より分別し、特別經濟として從來の如く學校の施設經營を爲すこととなつたのである。從て特別經濟の費用は各特別經濟毎に其の財産より生ずる收入、使用料、手数料其の他の收入を以て之に充て、仍不足あるときは府税及び夫役現品を賦課徴收することを得ることになつたのである。故に府民は一般經濟に屬する府税の外、内地人は内地人教育を目的とする特別經濟の府税を、朝鮮人は朝鮮人教育を目的とする特別經濟の府税を、夫々負擔することになつたのである。

斯く特別經濟となせる以上、之に關する事件の議決を府會に於てするは適當でないので、第一教育部會・第二教育部會を置き、第一教育部會は議長及び内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長及び朝鮮人たる府會議員を以て之を組織し、第一教育部會は内地人教育を目的とする特別經濟に關する事件を、第二教育部會は朝鮮人教育を目的とする經濟に關する事件を議決するのである。

教育部會は府會の例により副議長を選舉し、其の他事務検査・意見書提出等、府會と殆んど同様の權限を有するのである。斯くの如く府に於ては府會及び第一・第二の各教育部會が、各別個の職務權限を有するのであるが、之を組織する議員は府會議員として選舉せられたる者が之に當るのである。故に府會議員は府會を組織するの外、別に何れかの教育部會をも組織することになるのであるから、府會議員の選舉は單に選舉の自然の結果に放任し難き場合がある。假に極端なる場合を想像すると、内鮮人議員何れかの當選者が皆無又は非常に少數であつたならば、何れかの教育部會の組織が困難になる虞あるが故に、之を救済するの必要があるので、内鮮人何れも議員定數の四分の一を下ることを得ざることを規定したのである。此の規定の結果として、府會議員中に闕員を生じたる場合に於ける補闕選舉に付ても特別の規定を要し、府會議員の闕員が議員定數の六分の一を超ゆるに至りたるとき、内地人議員若は朝鮮人議員の數が議員定數の四分の一の、更に其の六分の五に滿たざるに至りたるときは、補闕選舉を行ふことを要するのであつて、他の團體の規定に於て類例を見ざる所である。

三團體の統一に依り、議員選舉の煩を除き事務の簡易化を圖り、事務費を節約し得るのであつて、從來に比し餘程合理化したるものである。尙ほ此の結果從來に比し、府の學校組合の區域であつた隣接地域が、何れの組合にも屬せざるに至るも、之が過渡的規定は別に府令を以て之を定め、著しき困難を生せしめざるやう取計はれて居る。

監督制度 府の重要事件は、府會又は教育部會の決議を経べきこと前述の通であるが、其の議決が權限を越え、法令若は會議規則に背き、明に公益を害し又は府の收支に關し不適當と認むとき等の場合に於ては、府尹は其の意見に依り又は道知事の指揮に依り、再議に附し又は其の議決を取消すことを得、又道知事は府會又は教育部會の停會を命じ、朝鮮總督は府會の解散を命ずることを得る等の規定を設けられ、尙ほ府に於て法令に依り負擔し、又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に載せざるときは、道知事は之を豫算に加へることを得るのである。

邑面制 邑面制は從來の面制を改正して、邑面制としたのであつて、從來の面制に指定面と、普通面との區別ありし如く、邑面制に於ては、從來の指定面を邑となし、普通面を面とする豫定を以て、規定せられたのである。從來の指定面との間には、協議會員を一は選舉し一は任命せることと、副長を置くことと置かざるとの差異あるのみであつたが、邑と面とは制度として非常なる差異を存することとなつた。以下邑・面の制度上の差異と、竝に從來の制度と異なる要點を述べれば

能力 從來の面は法令に依り面に屬せしめたる事務を處理し來り、明に法人なることを規定せず。其の事務の範圍は頗る限定的なりしも、邑・面は明かに法人なることを規定し、且つ汎く法令の範圍内に於て其の公共事務及び法令に依り邑・面に屬する事務を處理し得るに至つた。

住民及其の權利義務 從來面には其の住民に關する規定なく、從て住民の權利義務に關する規定がなかつた

が、邑・面共に府と同様の規定が設けられた。

邑・面規則 従來の面は規則制定權は認められなかつたのであるが、邑面制に依り、邑・面は、邑・面住民の權利義務、又は邑・面の事務に關し、邑面規則を設けることが出來、且つ邑面稅、使用料、手数料及び營造物の使用方法等に關する邑面規則には、十圓以下の過料を科する規定を設けることを得る。

邑會・面協議會 面は従來の如く面協議會を置き議長及び面協議會員を以て之を組織し、邑には邑會を置き議長及び邑會議員を以て之を組織する。邑會は副議長を置かざるを以て其の選舉を行ふことなきも、其の他の點は府會に於けると殆んど同様の權限を有し、従來の指定面に比し大なる進歩と謂ふべきである。面協議會は従來の如く諮問機關であつて、此の點が邑と異なる最重要點にして、此の差異に依り他の各種規定にも自然差異を生ずるのである。面協議會も面の公益に關する事件に付、意見書を面長又は關係官廳に提出し、官廳の諮問に答申する等の點は従來に比し權限を擴張せられた。

邑會議員・面協議會員 邑會議員及び面協議會員は共に選舉する。其の定數は従來の如く八人乃至十四人にして、任期は従來に比し一年延長し府會議員と同様四年とす。議員及び協議會員の選舉權及び被選舉權は、大體府會議員のそれと同様にして、従來の指定面協議會員の選舉權及び被選舉權と大差はないが、従來面の協議會員は任命なりしものが選舉することになり、大なる進展である。

邑面長の權限 邑面長は従來の通り、地方官官制に依る待遇官吏なるも、其の邑・面代表者としての職權は

相當擴張せられたのである。即ち從來郡守・島司の有したる吏員の任免權を邑面長に移し、吏員に對する懲戒權をも有せしめ、尙ほ此の外、吏員の給與・名譽職の費用辨償額等も、郡守・島司の職權を以て定むる處なりしも、邑面規則を以て之を定むることになつたのである。

監督制度 監督制度は大體に於て府に於けると同主義を以て規定せられて居るのであるが、邑會又は面協議會に停會を命ずるの規定はなく、又面協議會は諮問機關なるが故に、再議又は議決の取消し等の規定のない點を異にするのである。

以上の外、邑・面は基本財産を設くべき積極的規定を設け、邑面稅の賦課に關し必要なる場合に於ては、當該邑面長又は吏員は、家宅若は營業所に臨檢し、又は帳簿物件の檢査を爲すことを得るの規定を設け、其の他從來施行規則中に規定せられたる事項を併せて規定せられたる爲め、相當條章が多くなつたのであるが、面賦課金を邑面稅と稱するの外、邑面稅賦課の要件に付いて變化はないのである。

道制 道制は全然新に制定し、道地方費令は廢止されたのであるが、其の改正の要點を擧ぐれば、左の通りである。

能力 從來の道地方費は一の財政主體として、一定範圍の經費の支辨を認められて居たるに過ぎなかつたが、道は法人として汎く法令の範圍内に於て、道の公共事務及び法律・勅令又は制令に依り、道に屬する事務を處理することを得、府縣と殆んど同一の能力を有するに至つた。

道會 道に道會を設け、道に關する重要な事件を議決するの外、道の公益に關する事件に付、意見書を道知事其他關係官廳に提出すること、會議規則を設けること、官廳の諮問に答申すること、副議長を選舉することの權能が認められた。道會の議長は道知事を以て充てるが、副議長は道會議員中より選舉し議長故障あるとき議長の職務を代理することとなつた。

道會議員 道評議員は任期三年であつたが、道會議員は之を四年とし、定數の三分の一を道知事の自由任命とするの制は、從來と同様であるが、定數の三分の二の議員は從來は候補者選舉に依る任命制度であつたのを廢して、府會議員・邑會議員及び面協議會員が之を選舉することとなつた。議員の定數は從來十八人乃至三十七人であつたが、之を二十人乃至五十人とし、各道の定數は府令を以て定めらるゝのである。道會議員の被選舉權は、大體從來の通りであるが、道内の邑面の邑面長及び有給吏員を無資格とし、反面に於て神職・僧侶其他諸宗教師には、資格を與ふことに改められた。

過料 道税・使用料及び手数料の賦課徴收並に營造物の使用に關しては、道知事は道會の議決を経て十圓以下の過料を科する規定を設けることを得る。

監督制度 監督制度は府に於けると同主義を以て規定せられて居るが、道會には停會を命ずるの規定を設けなかつたのである。

以上の外、基本財産積立金等を設置するの規定を設くる等、從來の道地方費令二十箇條が六十四箇條となれ

るも、以上概述したる事項の外は、従來道地方費令施行規則中に規定せる事項を、他の規定との均衡上制令を以て定められたるに依るものにして、地方税の賦課要件等に付ては、殆んど變化はないのである。

學校費 學校費令は一部改正であつて、府の三團體統一に因り、府の學校費を廢したると、郡島の學校評議會を選舉に改めたる等を、主なる改正要點とする、其の内容は左の如くである。

學校評議會 從來の如く諮問機關にして、其の成立せざるとき臨時急施を要する場合等に於ける郡守・島司の處分權は、面に於ける面長の權限に於けると略同様である。

學校評議會會員 學校評議會會員は、從來選舉に依る候補者中に就き郡守・島司之を命じたるも、之が朝鮮人たる邑會議員、又は面協議會員の選舉に依ることとなり、其の任期三年を四年に延長せり。其の被選舉權は學校費賦課金の負擔及び住所に關する要件を除くの外、大體道會議員の被選舉權と同様であつて、賦課金年額は從來の如く五圓である。

吏員 學校費には從來吏員を置くことを認めざりしも、新に有給吏員を置き得ることに改められ、從て吏員の懲戒に關する規定を加へられたのである。

學校組合 學校組合は從來自治團體として存立せるが故に、議決機關の制度には變化はないのであつて、府の三團體の統一の結果、府の區域を學校組合の區域と爲すことを得ざることとし、將來學校組合の區域が府の區域と爲りたる場合、其の組合の全區域なるときは其の組合は消滅する等必要の規定を加へ併せて組合員數

寡少等特別の事情ある組合に於ては、組合員の總會を以て組合會に代ふることを得るの規定を設け、組合會の権限中に意見書の提出、官廳の諮問に對する答申等、府・邑會等に於ける規定と同趣旨の規定を加へ、尙ほ再議・議決の取消・専決處分等の規定も從來存せざりしを以て、府・邑の例に依り新に規定したのである。

地方制度に關する制令

府制改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子 爵 齋 藤 實

制令第十一號

府制左ノ通改正ス

府 制

第一條 府ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ府ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 府ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、教育部會、邑會、面協議會、學校評議會及學校組合會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ道知事之ヲ定ム

第四條 府ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ府ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 府内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ府住民トス

府住民ハ本令ニ依リ府ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ府ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 府ハ府住民ノ權利義務又ハ府ノ事務ニ關シ府條例ヲ設クルコトヲ得

府條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第七條 府ニ府會ヲ置キ議長及府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 府會議員ヘ之ヲ選舉ス

議員ノ定數左ノ如シ

一 人口三萬未滿ノ府 二十四人

二 人口三萬以上五萬未滿ノ府 二十七人

三 人口五萬以上十萬未滿ノ府 三十人

四 人口十萬以上ノ府 三十三人

人口十萬ヲ超スル府ニ於テハ人口五萬ヲ加フル毎ニ議員三人ヲ增加ス

前二項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非ザレバ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ

此ノ限ニ在ラズ

内地人議員及朝鮮人議員ノ數ハ何レモ議員定數ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ關員ヲ生ジタル場合ニ於テ次ノ補關選舉ヲ行フ迄ノ

間ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來府住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル府稅年

額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ府ニ於テ府會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 禁治産者及禁禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第六章 濠 洛 制度

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未ダ入替セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク）又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

選舉權ヲ有スル者府稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セラルルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ府ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル邑面制第九條第一項ニ規定スル邑面稅及學校費賦課金又ハ學校組合費ハ之ヲ第一項ニ規定スル府稅ト看做ス

第十條 府會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ニシテ在職中ノモノ及前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 所屬道及當該府ノ官吏及有給吏員

二 判事、檢事及警察官吏

三 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 府會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十二條 府會議員中副員ヲ生ジタル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補關選舉ヲ行フベシ

一 副員ノ新議員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ

二 内地人議員又ハ朝鮮人議員ノ數第八條第六項ニ規定スル最少員數ノ六分ノ五ニ滿ザルニ至リタルトキ

三 府尹必要アリト認ムルトキ

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員中副員アルトキハ併セテ補關選舉ヲ行フベシ

補關議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十三條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外府ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス但シ特別經濟ニ關スル事件ハ此ノ限ニ在ラズ

一 府條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歲入出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ニ關スルコト

四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外府税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徴收ニ關スルコト

五 府債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

十一 訴訟及和解ニ關スルコト

府尹必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外府ニ關スル事件ヲ府會ノ議決ニ附スルコトヲ得

第十四條 府會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ

第十五條 府會ハ府ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得但シ特別經濟ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

府會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ニ規定スル府會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條 府會ハ府ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ府尹其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 府會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

府會ノ意見ヲ徴シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ府會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ府會ヲ招集スルコト能ハザルト

キハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 府會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スベシ

副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十九條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 府會ハ會議規則ヲ設クベシ

第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外府會、府會議員並ニ府會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第二十二條 府尹ハ府ヲ統轄シ府ヲ代表ス

府尹ハ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他府ノ事務ヲ擔任ス

第二十三條 府尹ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十四條 府會又ハ教育部會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ
道知事ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮

ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

府會ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ府尹ハ道
知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十五條 府會又ハ教育部會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ道知事
ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消ス
コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル府會又ハ教育部會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ府ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ府尹ハ道知事ノ
指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ附スルコトヲ妨ゲズ

第二十六條 府會又ハ教育部會成立セザルトキ、召集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザル
トキハ府尹ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事項ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ府會又ハ教育部會ノ議決ヲ取消シタル
トキ亦同ジ

第二十七條 府會又ハ教育部會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ府會若ハ教育部會成立セザルトキ又ハ府尹ニ
於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府尹ハ之ヲ率決處分スルコトヲ得

第二十八條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府會又ハ教育部會ニ報告スベシ

第二十九條 府會又ハ教育部會ノ權限ニ關スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ府尹之ヲ率決處分スルコトヲ得

第三十條 府ニ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ有給トス但シ府條例ノ定ムル所ニ依リ名譽職ト爲スコトヲ得

吏員ハ府尹之ヲ任免ス

吏員ハ府尹ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第三十一條 府ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ府尹之ヲ命ズ

出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第三十二條 官吏ノ府ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中那段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第三十三條 吏員ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 府會議員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職吏員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ府條例ヲ以テ之ヲ定ムベシ

有給吏員ニハ府條例ノ定ムル所ニ依リ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第三十六條 收益ノ爲ニスル府ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スベシ

府ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十七條 府ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

府ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 府ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 府ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ府ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

府ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手數料其ノ他府ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ府稅及夫役現品ヲ賦

課徵收スルコトヲ得

第四十條 府稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國稅及道稅ノ附加稅

二 特別稅

第四十一條 三月以上府内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ府稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第六章 聚落制度

第四十二條 府内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ府内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、府内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ府内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル府稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 納稅者ノ府外ニ於テ所有シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ府外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ府稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

府ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザルモノニ對シ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滞在府ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ府稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十四條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラルヘキ府稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續人又ハ相続財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ府稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十五條 府稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第四十六條 府稅其ノ他府ニ屬スル徵收金ハ道ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第四十七條 府稅、使用料、手数料及營造物ノ使用方法ニ關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモノヲ除クノ外府稅例ヲ以テ之ヲ定ムベシ其ノ府稅例中ニハ十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外府稅、夫役現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十九條 府ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、府ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り府債ヲ起スコトヲ得

府ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第五十條 府ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ定ムベシ

府ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 府費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ教年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第五十二條 府ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 府ノ收入金及支拂金ニ屬スル時效ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十五條 府ノ經濟中内地人教育ヲ目的トスルモノト朝鮮人教育ヲ目的トスルモノトハ各之ヲ特別經濟トシ一般經濟ヨリ分別ス

特別經濟ノ費用ハ其ノ特別經濟ニ屬スル財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ府稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

特別經濟ニ屬スベキ費用中特ニ必要アルモノハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ一般經濟ニ於テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第五十六條 前條第二項ノ府稅及夫役現品ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ内地人ニ、朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ在リテハ之ヲ朝鮮人ニ賦課ス

第五十七條 特別經濟ニ關スル事件ヲ議決セシムル爲第一教育部會及第二教育部會ヲ置キ第一教育部會ハ議長及内地人タル府會議員ヲ以テ、第二教育部會ハ議長及朝鮮人タル府會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第一教育部會及第二教育部會ノ議長ハ府尹ヲ以テ之ニ充ツ

第一教育部會ハ内地人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ、第二教育部會ハ朝鮮人教育ヲ目的トスル特別經濟ニ關スル事件ヲ議決ス

第五十八條 第十三條乃至第二十條ノ規定ハ教育部會ニ之ヲ準用ス

第五十九條 本令ニ規定スルモノノ外特別經濟及教育部會ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十條 府ハ第一次ニ於テ通知事、第二次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス

監督官廳ハ府ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 府ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ道知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ府ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ削減スルコトヲ得

第六十二條 朝鮮總督ハ府會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

府會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ノ選舉ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

第六十三條 道知事ハ期日ヲ定メテ府會又ハ教育部會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得

第六十四條 本令ニ規定スルモノノ外府ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十五條 本令中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

道制施行ノ日迄ハ第四十條中道稅トアルハ地方稅、第四十六條中道ノ徵收金トアルハ道地方費ノ徵收金トス

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

面制改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵 齋藤 實

制令第十二號

面制左ノ通改正ス

邑 面 制

第一條 邑面ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事業及法令ニ依リ邑面ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 邑面ノ設置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財產アルトキハ其ノ處分ハ關係アル府會、邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ朝

朝鮮總督ノ認可ヲ受ケテ道知事之ヲ定ム

第四條 邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ邑面ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ヲ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 邑面内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ邑面住民トス

邑面住民ハ本令ニ依リ邑面ノ營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ邑面ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第六條 邑面ハ邑面住民ノ權利義務又ハ邑面ノ事務ニ關シ邑面規則ヲ設クルコトヲ得

邑面規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スベシ

第七條 邑ニ邑會、面ニ面協議會ヲ置ク

邑會ハ議長及邑會議員ヲ以テ、面協議會ハ議長及面協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

邑會ノ議長ハ邑長ヲ以テ、面協議會ノ議長ハ面長ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 邑會議員及面協議會員ハ之ヲ選舉ス

議員及協議會員ノ定數左ノ如シ

一 人口五千未満ノ邑面 八人

二 人口五千以上一萬未満ノ邑面 十人

三 人口一萬以上二萬未満ノ邑面 十二人

四 人口二萬以上ノ邑面 十四人

前項ノ人口ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

議員及協議會員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場所ニ非ガレベ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ道知事必要アリト認ム

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮總督特ニ必要アリト認ムル場合ニ於テハ邑又ハ面ヲ指定シテ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來邑面住民ト爲リ且一年以來朝鮮總督ノ指定シタル邑面

稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ邑面ニ於テ邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

第六章 部落制度

- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未ダ入營セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク）又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

選舉權ヲ有スル者邑面稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府邑面ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セラルルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ邑面ノ區域ト爲リメル地域ニ於テ負擔シタル第一項ニ規定スル邑面稅又ハ府制第九條第一項ニ規定スル府稅（府制第五十五條第二項ニ規定スル府稅ヲ除ク）ハ之ヲ第一項ニ規定スル邑面稅ト看做ス

第十條 邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉權ヲ有スル者ハ各其ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ニシテ在職中ノモノ及前條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 所屬道郡島ノ官吏、待遇官吏及吏員
- 二 當該邑面ノ邑面長及有給吏員
- 三 判事、檢事及警察官吏
- 四 小學校及普通學校ノ教員

第十一條 邑會議員及面協議會員ハ名譽職トス

議員及協議會員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ邑面長抽籤シテ之ヲ定ム但シ副員アルトキハ其ノ副員ヲ以テ之ニ充ツ

第八條第五項ノ規定ニ依リ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用シタル邑又ハ面ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ府制第十一條第三項ノ規定ヲ準用ス

議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員又ハ協議會員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員又ハ協議會員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十二條 邑會議員又ハ面協議會員中副員ヲ生ジタル場合ニ於テ其ノ數議員若ハ協議會員ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リザルトキ又ハ邑面

長必要アリト認ムルトキハ補闕選舉ヲ行フベシ

第八條第五項ノ規定ニ依リ府制第八條第六項ノ規定ヲ準用シタル邑又ハ面ニ付テハ府制第十二條第一項第二號ノ規定ヲ準用ス
議員又ハ協議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲選舉ヲ行フ場合ニ於テ議員又ハ協議會員中闕員アルトキハ併セテ補闕選舉ヲ行フベシ
補闕ノ議員又ハ協議會員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十三條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外邑ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス

一 邑規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ニ關スルコト

四 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外邑税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

五 邑債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

十一 訴訟及和解ニ關スルコト

邑長必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外邑ニ關スル事件ヲ邑會ノ議決ニ附スルコトヲ得

第十四條 邑會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ

第十五條 邑會ハ邑ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得

邑會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ニ規定スル邑會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條 邑會ハ邑ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ邑長又ハ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十七條 邑會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

邑會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ邑會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ邑會ヲ招集スルコト能ハザルト

第六章 聚落制度

キハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 面長ハ法令ニ規定スルモノノ外面ニ關スル左ノ事件ヲ面協議會ニ諮問スベシ

一 面規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入出豫算ヲ定ムルコト

三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外面税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徵收ニ關スルコト

四 而債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第四十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

五 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

六 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

七 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

八 特別會計ヲ設クルコト

九 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

十 訴訟及和解ニ關スルコト

面長必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外面ニ關スル事件ヲ面協議會ニ諮問スルコトヲ得

面長ハ面ノ決算ヲ面協議會ニ報告スベシ

第十六條及第十七條ノ規定ハ面協議會ニ之ヲ準用ス

第十九條 本令ニ規定スルモノノ外邑會、面協議會、邑會議員、面協議會員竝ニ邑會議員及面協議會員ノ選舉及之ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十條 邑長ハ邑ヲ統轄シ邑ヲ代表ス

邑長ハ邑會ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他邑ノ事項ヲ擔任ス

第二十一條 面長ハ面ヲ統轄シ面ヲ代表ス

面長ハ面ノ事務ヲ擔任ス

第二十二條 邑面長ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、十圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十三條 邑會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ邑長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ

理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル邑會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十四條 邑會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ邑ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ邑長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル邑會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ邑ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ附スルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 邑會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ邑長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ邑會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第二十六條 邑會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ邑會成立セザルトキ又ハ邑長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ邑長ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十七條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次ノ會議ニ於テ之ヲ邑會ニ報告スベシ

第二十八條 面協議會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ諮問ニ應ゼザルトキハ面長ハ郡守又ハ島司ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經ズシテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第二十九條 面協議會ノ諮問ヲ經ベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ面協議會成立セザルトキ又ハ面長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ面長ハ諮問ヲ經ズシテ之ヲ處分スルコトヲ得

第三十條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ面協議會ニ報告スベシ

第三十一條 邑會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ邑長之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十二條 邑面ニ有給又ハ名譽職ノ吏員ヲ登クコトヲ得

吏員ハ邑面長之ヲ任免ス

吏員ハ邑面長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第三十三條 本令ニ規定スルモノノ外邑面長、吏員並ニ其ノ賠償責任、身元保証及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 邑會議員、面協議會員及名譽職吏員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受タルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十五條 有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十六條 收益ノ爲ニスル邑面ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スベシ

邑面ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金等ヲ設タルコトヲ得

第三十七條 邑面ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

邑面ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十八條 邑面ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 邑面ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ邑面ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

邑面ハ其ノ財産ヨリ生ズル収入、使用料、手数料其ノ他邑面ニ屬スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ邑面稅及夫役現

品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四十條 邑面稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國稅及道稅ノ附加稅

二 特別稅

第四十一條 三月以上邑面内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在中ニ初ニ遡リ邑面稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十二條 邑面内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ邑面内ニ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、邑面内ニ

營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ邑面内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ

賦課スル邑面稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 納稅者ノ邑面外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ邑面外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ

收入ニ對シテハ邑面稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

邑面ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザルモノニ對シ附加稅ヲ賦課スル

場合及住所滞在邑面ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ邑面稅ヲ賦課スル場合ニ

付テハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十四條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併ノ事實ニ付賦課セラルベキ邑面稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續人又ハ相續財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ邑面稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十五條 邑面稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該邑面長又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該邑面長又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第四十六條 邑面稅其ノ他邑面ニ屬スル徵收金ハ道ノ徵收金ニ次デ先取特權ヲ有シ其ノ追徴及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第四十七條 邑面稅、使用料、手数料及營造物ノ使用方法ニ關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモノヲ除クノ外邑面規則ヲ以テ之ヲ定ムベシ其ノ邑面規則中ニハ十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外邑面稅、夫役現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十九條 邑面ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ、邑面ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲メ又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り邑面債ヲ起スコトヲ得

邑面ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第五十條 邑面ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ定ムベシ

邑面ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十一條 邑面費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續償還ト爲スコトヲ得

第五十二條 邑面ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十三條 邑面ノ收入金及支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第六章 聚落制度

第五十四條 本令ニ規定スルモノノ外邑面ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十五條 邑面ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アルトキハ道知事ハ關係アル邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ組合規約ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ邑面組合ヲ設クルコトヲ得

邑面組合ハ法人トス

道知事ハ組合ヲ組織スル邑面ノ邑面長中ノ一人ヲ指定シ其ノ組合ノ事務ヲ管理セシムベシ但シ道知事必要アリト認ムルトキハ郡守又ハ島司ヲ指定シ組合ノ事務ヲ管理セシムルコトヲ得

組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル邑面、組合ノ共同事務、組合事務所ノ位置、組合協議會ノ組織、組合事務ノ管理方法及組合費用ノ支辨方法ヲ規定スベシ

邑面組合ヲ解散シ又ハ組合規約ヲ變更セントスルトキハ道知事ハ關係アル邑會及面協議會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ
前五項ニ規定スルモノノ外邑面組合ニハ本令中面ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ外邑面組合ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十六條 邑面ハ第一次ニ於テ郡守又ハ島司、第二次ニ於テ道知事、第三次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督ス
監督官廳ハ邑面ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 郡守又ハ島司ハ吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第五十八條 邑面ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ道知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

道知事ハ邑面ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第五十九條 朝鮮總督ハ邑會又ハ面協議會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
邑會又ハ面協議會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ邑會議員又ハ面協議會員ノ選舉ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

第六十條 郡守又ハ島司ハ期日ヲ定メテ邑會又ハ面協議會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得

第六十一條 本令ニ規定スルモノノ外邑面ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ面協議會員ノ職ニ在ル者ハ其ノ職ヲ失フ

道知事必要アリト認ムルトキハ當分ノ内朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第九條第一項ニ規定スル面協議會員ノ選舉權ノ要件中面稅年額ヲ低下スルコトヲ得

道制施行ノ日迄ハ第四十條中道稅トアルハ地方稅、第四十六條中道ノ徵收金トアルハ道地方費ノ徵收金トス

別ニ定ムルモノヲ除クノ外他ノ制令中面トアルハ邑面、面長トアルハ邑面長トス但シ面制第四條ノ三ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ指定シタル面トアルハ邑トス

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮學校費令中改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵 齋藤 實

制令第十三號

朝鮮學校費令中左ノ通改正ス

第一條中「府郡島」ヲ「郡島」ニ改メ「府尹」ヲ削ル

第三條中「府郡島内」ヲ「郡島内」ニ改ム

第六條中「道地方費」ヲ「道」ニ改ム

第七條ノ二「學校費ニ基キ財產ヲ設ケ又ハ特定ノ目的ノ爲積立金等ヲ設クルコトヲ得

第八條ノ二「學校費ヲ以テ有給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ郡守又ハ島司之ヲ任免ス

第六章 聚落制度

吏員ハ郡守又ハ島司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八條ノ三 郡守又ハ島司ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第九條 學校費ニ關シ郡守又ハ島司ノ諮問ニ應ゼシムル爲學校評議會ヲ置ク

學校評議會ハ議長及學校評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ郡守又ハ島司ヲ以テ之ニ充ツ

第九條ノ二 學校評議員ハ各邑面ニ於テ朝鮮人タル邑會議員又ハ面協議會員之ヲ選舉ス但シ朝鮮人タル邑會議員又ハ面協議會員三人

以下ノ邑面ニ於ケル選舉ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第九條ノ三 學校評議員ノ定數ハ郡島内ノ邑面ノ數ト同數トス

學校評議員ノ定數ハ各邑面ニ一人宛之ヲ配當ス

學校評議員ノ定數及配當ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非ザレバ之ヲ増減セズ但シ郡島ノ區域變更又ハ邑面ノ廢置アリタル場合ニ於テ朝鮮

總督必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條ノ四 帝國臣民タル年齢二十五歳以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來郡島内ニ住所ヲ有シ且一年以來其ノ郡島ノ學校費

賦課金年額五圓以上ヲ納ムル者ハ其ノ學校費ノ學校評議員ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲戒又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者又ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ者並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者

六 所屬道及當該郡島ノ官吏、待遇官吏及吏員ニシテ在職中ノ者

七 當該學校費ノ吏員ニシテ在職中ノ者

八 當該郡島内ノ邑面ノ邑面長及有給吏員ニシテ在職中ノ者

九 在職ノ判事、檢事及警察官吏

十 普通學校ノ教員ニシテ在職中ノ者

第一項ニ規定スル一年ノ期間ハ府郡島ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中断セラルルコトナシ此ノ場合ニ於テ新ニ郡島ノ區域ト爲ラタル地域ニ於テ負擔シタル學校費賦課金又ハ府制第五十五條第二項ニ規定スル府税ハ之ヲ第一項ニ規定スル學校費賦課金ト看做ス

第九條ノ五 學校評議會員ハ名譽職トス

學校評議會員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス
補闕ノ學校評議會員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

學校評議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

學校評議會員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル學校評議會員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル學校評議會員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第十條 郡守又ハ島司ハ法令ニ規定スルモノノ外學校費ニ關スル左ノ事件ヲ學校評議會ニ諮問スベシ

一 歳入出豫算ヲ定ムルコト但シ豫算ノ追加更正ニシテ賦課金又ハ使用料ニ増減變更ナキモノヲ除ク

二 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外賦課金、使用料又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

三 起債ヲ爲シ或ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第八條第二項ノ借入金ヲ除ク

四 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

五 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

六 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

郡守又ハ島司必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外學校費ニ關スル事件ヲ學校評議會ニ諮問スルコトヲ得

郡守又ハ島司ハ學校費ノ決算ヲ學校評議會ニ報告スベシ

第十條ノ二 學校評議會ハ學校費ニ關スル事件ニ付意見書ヲ郡守、島司其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第十一條 學校評議會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

學校評議會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ學校評議會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ學校評議會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 學校評議會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ閉クコト能ハザルトキ又ハ諮問ニ應ゼザルトキハ郡守又ハ島司ハ

道知事ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經ズシテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第十二條ノ二 學校評議會ノ諮問ヲ經ベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ學校評議會成立セザルトキ又ハ郡守若ハ島司ニ於テ之ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ郡守又ハ島司ハ諮問ヲ經ズシテ之ヲ處分スルコトヲ得

第十二條ノ三 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ學校評議會ニ報告スベシ

第十三條 本令ニ規定スルモノノ外學校評議會、學校評議員並ニ學校評議會員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十四條中「府尹、」ヲ削ル

第十五條中「學校評議會ノ諮問ヲ經テ」ヲ削ル

第十七條 郡島ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル學校費ノ財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル學校評議會及府ノ教育都會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ通知事之ヲ定ム

第十八條 郡島ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ學校費ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第十九條 吏員ノ服務紀律、賠償責任及身元保證並ニ學校費ノ財務ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ改正規定ハ道制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府ノ學校費ノ事務及財産ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府之ヲ承繼ス

本令施行ノ際現ニ學校評議會員ノ職ニ在ル者ハ其ノ職ヲ失フ

通知事必要アリト認ムルトキハ當分ノ内朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第九條ノ四第一項ニ規定スル學校評議會員ノ被選舉權ノ要件中學校費賦課金年額ヲ低下スルコトヲ得

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

學校組合令中改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子爵齋藤 實

制令第十四號

學校組合令中左ノ通告正ス

第二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ府ノ區域ハ之ヲ學校組合ノ區域ト爲スコトヲ得ズ

第四條ノ二 學校組合ノ區域ノ全部ガ府ノ區域ト爲リタルトキハ其ノ學校組合ハ消滅ス

學校組合ノ區域ノ一部ガ府ノ區域ト爲リタルトキハ其ノ區域ハ學校組合ノ區域ヨリ離脱ス

學校組合ノ區域ノ大部分ガ府ノ區域ト爲リタル爲學校組合ヲ存續セシムルコト不適當ナリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ學校組合會ノ意

見ヲ徵シ其ノ學校組合ヲ廢止スルコトヲ得

第四條ノ三 前條第一項ノ場合又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ學校組合ヲ廢止シタル場合ニ於テハ學校組合ノ事務及財産ハ朝鮮總督ノ定

ムル所ニ依リ府之ヲ承繼ス

前條第二項ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル學校組合會及府ノ教育部會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督ノ許可ヲ

受ケ道知事之ヲ定ム

第四條ノ四 學校組合ノ分合、消滅又ハ區域變更ノ場合ニ於テ學校組合ノ事務ニ關シ必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督

之ヲ定ム

第七條第二項第七號中「使用料」ヲ「使用料、手数料、」ニ改ム

第七條ノ二 學校組合會ハ學校組合ニ關スル事件ニ付意見書ヲ郡守、島司其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得

第七條ノ三 學校組合會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ

學校組合會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ學校組合會成立セズ招集ニ應ゼズ、若ハ意見ヲ答申セズ又ハ學校組合會ヲ招集

スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條中「及組合會議員ノ選舉」ヲ「並ニ組合會議員ノ選舉及其ノ取締」ニ改ム

第九條ノ二 特別ノ事情アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ總會ヲ以テ組合會ニ代フコトヲ得

組合員ノ總會ニ關シテハ組合會ニ關スル本令ノ規定ヲ準用ス

第十條第二項中「道長官」ヲ「道知事」ニ、「三年」ヲ「四年」ニ改メ同條第四項ヲ削ル

第十二條 組合會ノ議決其ノ權限ヲ越ニ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル組合會ノ議決仍其ノ權限ヲ越ニ又ハ法令ニ背クト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スベシ

第十二條ノ二 組合會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ其ノ意見ニ依リ又ハ郡守若ハ島司ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル組合會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ組合ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ附スルコトヲ妨グズ

第十二條ノ三 組合會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ管理者ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ組合會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

第十二條ノ四 組合會ニ於テ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セザルトキ又ハ管理者ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ管理者ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第十二條ノ五 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スベシ

第十五條 削除

第十六條中「道長官」ヲ「道知事」ニ改ム
第十七條中「道長官」ヲ「道知事」ニ改ム
第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

組合ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得
第二十三條中「當該官吏員」ヲ「當該管理者又ハ吏員」ニ改ム
第二十五條中「組合費及使用料」ヲ「組合費、使用料及手数料」ニ改ム

第二十六條中「地方費」ヲ「道」ニ改ム

第三十一條第一項中「郡守」ヲ「郡守又ハ島守」ニ、「道長官」ヲ「道知事」ニ改メ同項但書ヲ削ル

第三十三條中「道長官」ヲ「道知事」ニ、「使用料」ヲ「使用料、手数料」ニ改ム

第三十六條中「道長官」ヲ「道知事」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十六條ノ改正規定ハ道制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル學校組合ニシテ府ノ區域ヲ包含スルモノハ之ヲ廢止ス

前項ノ學校組合ノ事務及財産ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ府之ヲ承繼ス

本令施行ノ際現ニ學校組合ノ管理者ノ職ニ在ル者ノ任期ハ從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

道制明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和五年十二月一日

朝鮮總督 子 爵 齋 藤 實

制令第十五號

道 制

第一條 道ハ法人トス官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律、勅令又ハ制令ニ依リ道ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 道ノ廢置、名稱及區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條 道ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ處分ヲ要スル財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル道會ノ意見ヲ徵シ朝鮮總督之ヲ定ム

第四條 道ノ廢置又ハ區域變更ノ場合ニ於テ道ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本令ニ規定スルモノノ外朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 道ニ道會ヲ置キ議長及道會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ道知事ヲ以テ之ヲ充ツ

第六章 聚 落 制 度

第六條 道會議員ノ定數ハ二十人以上五十人以下ノ範圍内ニ於テ朝鮮總督之ヲ定ム

第七條 道會議員ノ定數ノ三分ノ二及定數ヲ三分シ難キ場合ニ於ケル其ノ端數ニ相當スル員數ノ議員ハ之ヲ選舉ス

第八條 道會議員ノ選舉ハ各選舉區ニ於テ府會總員、邑會議員及面協議會員之ヲ行フ

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スベキ議員ノ配當ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第九條 帝國臣民タル年齡二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ一年以來道内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ道ニ於テ道會議員ノ被選

舉權ヲ有ス但シ左ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者（未ダ入營セザル者及歸休下士官兵ヲ除ク）又ハ戰時事變ニ際シ招集中ノ者竝ニ志願ニ依リ國民軍

ニ編入中ノ者

六 當該道及其ノ道内ノ府郡島ノ官吏及有給吏員ニシテ在職中ノ者

七 當該道内ノ邑面長及有給吏員ニシテ在職中ノ者

八 在職ノ判事、檢事及警察官吏

九 小學校及普通學校ノ教員ニシテ在職中ノ者

前項ニ規定スル一年ノ期間ハ道ノ廢置又ハ區域變更ノ爲中斷セララルコトナシ

第十條 道會議員ノ定數ヨリ第七條ノ規定ニ依リ選舉スベキ議員ノ員數ヲ控除シタル員數ノ議員ハ學識名望アル者ニシテ前條ノ被選舉

權ヲ有スルモノ中ヨリ道知事之ヲ命ズ

第十一條 道會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

相關議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十二條 道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ノ外道ニ關スル左ノ事件ヲ議決ス

- 一 歳入出豫算ヲ定ムルコト
 - 二 決算報告ニ關スルコト
 - 三 法令ニ規定スルモノヲ除クノ外道税、夫役現品、使用料又ハ手数料ノ賦課徴收ニ關スルコト
 - 四 道債ヲ起シ或ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第五十一條第二項ノ借入金ヲ除ク
 - 五 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
 - 六 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
 - 七 特別會計ヲ設クルコト
 - 八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
- 道知事必要アリト認ムルトキハ前項各號ニ掲グル事件ノ外道ニ關スル事件ヲ道會ノ議決ニ付スルコトヲ得
- 第十三條 道會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ關スル選舉ヲ行フベシ
- 第十四條 道會ハ道ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ道知事其ノ他ノ關係官廳ニ提出スルコトヲ得
- 第十五條 道會ハ官廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スベシ
- 道會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ道會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ答申セズ又ハ道會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該官廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十六條 道會ハ議員中ヨリ副議長一人ヲ選舉スベシ
- 副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル
- 第十七條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ
- 前項ノ假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十八條 道會ハ會議規則ヲ設クベシ
- 第十九條 本令ニ規定スルモノノ外道會、道會議員並ニ道會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
- 第二十條 道知事ハ道ヲ統轄シ道ヲ代表ス
- 道知事ハ道會ノ議決ヲ經ベキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行シ其ノ他道ノ事務ヲ擔任ス
- 第二十一條 道知事ハ道ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ府郡島ノ官吏若ハ吏員、邑面長又ハ邑面吏員ニ補助執行セシメ又

ハ委任スルコトヲ得

道知事ハ道ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ道ノ官吏又ハ吏員ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 道知事ハ吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

第二十三條 道會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ附シ又ハ再選舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ニ附シ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十四條 道會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スベシ

第二十五條 道會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ朝鮮總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル道會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ道ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得但シ前項ノ規定ニ依リ更ニ再議ニ付スルコトヲ妨ゲズ

第二十六條 道會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ議決スベキ事件ヲ議決セザルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得前二條ノ規定ニ依リ道會ノ議決ヲ取消シタルトキ亦同ジ

ハ朝鮮總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ道會成立セザルトキ又ハ道知事ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ道知事ハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

第二十七條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ道會ニ報告スベシ

第二十八條 道知事ハ期日ヲ定メテ道會ノ停會ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條 道會ノ權限ニ屬スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ道知事之ヲ專決處分スルコトヲ得

第三十條 道ニ有給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

吏員ハ道知事之ヲ任免ス

吏員ハ道知事ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第三十一條 道ニ出納吏ヲ置キ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ道知事之ヲ命ズ

出納吏ハ出納事務ヲ掌ル

第三十二條 官吏ノ道ノ行政ニ關スル職務關係ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外國ノ行政ニ關スル其ノ職務關係ノ例ニ依ル

第三十三條 吏員ノ服務紀律並ニ出納吏及吏員ノ賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十四條 道會議員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

費用辨償額及其ノ支給方法ハ道會ノ議決ヲ經テ道知事之ヲ定ム

第三十五條 吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ道知事之ヲ定ム

第三十六條 吏員ニハ退職料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料及其ノ支給方法ハ道會ノ議決ヲ經テ道知事之ヲ定ム

第三十七條 道ハ基本財産ヲ設ケ又ハ特定ノ目的ノ爲積立金等ヲ設クルコトヲ得

第三十八條 道ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

道ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十九條 道ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第四十條 道ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ勅令ニ依リ道ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第四十一條 道稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國稅附加稅

二 特別稅

道ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ府邑面ニ分賦スルコトヲ得

第四十二條 道内ニ住所ヲ有スル者ハ道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

三月以上道内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十三條 道内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ道内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、道内ニ營

業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ道内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課

スル道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十四條 納税者ノ道外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ道外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ道稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

道ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザルモノニ對シテ附加稅ヲ賦課スル場
合及住所滞在道ノ内外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シテ道稅ヲ賦課
スル場合ニ付テハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十五條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラル
ベキ道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續人又ハ相續財團ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ道稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十六條 道ハ其ノ事業ノ爲特別ノ必要アルトキハ夫役又ハ現品ヲ道内一部ノ府邑面又ハ一部ノ納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得

第四十七條 道稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第四十八條 道稅其ノ他道ニ屬スル徵收金ハ國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第四十九條 道稅、使用料及手数料ノ賦課徵收竝ニ營造物ノ使用ニ關シテハ道知事ハ道會ノ議決ヲ經テ十圓以下ノ過料ヲ料スル規定ヲ
設クルコトヲ得

第五十條 本令ニ規定スルモノノ外道稅、夫役現品、使用料、手数料其ノ他本令ニ依ル徵收金及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ朝
鮮總督之ヲ定ム

第五十一條 道ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、道ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り道債ヲ起スコ
トヲ得

道ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第五十二條 道ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ定ムベシ道ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十三條 道費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スベキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲ス
コトヲ得

第五十四條 道ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十五條 道ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第五十六條 本令ニ規定スルモノノ外道ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五十七條 道ハ朝鮮總督之ヲ監督ス

朝鮮總督ハ道ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 道ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用ヲ豫算ニ載セザルトキハ朝鮮總督ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

朝鮮總督ハ道ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第五十九條 朝鮮總督ハ道會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

道會解散ノ場合ニ於テハ三十日以内ニ議員ノ選舉及任命ヲ行フベシ但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ハ其ノ期間ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

第六十條 本令ニ規定スルモノノ外道ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十一條 本令中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

附 則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮道地方費令ハ之ヲ廢止ス

道地方費ノ事務及財産ハ道之ヲ承繼ス

本令施行ノ際必要ナル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三節 同 郷 團 體

地方自治の補助機關とも目すべきものに、契及び郷約がある。その發生及び發達を助長したものは地方自治

の不振並に腐敗に刺戟された點が尠くあるまいが、古來地方的に相當の活動を爲して居るものである。

契

契の起源

契の組織は支那にも内地にもなき朝鮮獨特のものにして、その性質は部落又は一定地域を單位とせる一種の組合と認むべきものである。これが起源は頗る古く、高麗朝時代既にその發生を見たのであるが、李朝時代に於て漸く發達を來し、殊に最近に及びて多數の契が各地に普及するに至つたのである。これが目的もまた時代に依りて、多少の變化はあつたが、要するに同一地方に於て數人若くは數十人より多きは數百人が相合して、同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、互ひに多少の金品を醸出して資本と爲し、或は經濟上の福利を増進し、或は社會共同の利益を計る等、この目的の範圍は極めて廣汎にして、例へば殖産興業の發達、地方自治の改善、教育知識の普及、風教道德の向上、勤儉貯蓄の奨勵、金錢物品の融通、隣保相互の扶助、同族同宗の和親、同郷同業の協調、趣味娛樂の一致等、凡そ社會生活に必要な各種の目的に對して、それら機能發揮して居る。現に朝鮮各道に存する契の數は約二萬に達し、加入者總數實に八十餘萬を算し、その名稱のみにも約三百に及んで居る程であるから、これが團體的活動の社會上並に經濟上に及ばず影響は、決して閉却することは出來ぬのみならず、その改善發達を計るに於ては、將來實に大なる勢力に爲ると信する。されば契の沿革・性質・分布・組織・取締等に関して充分なる調査研究を行ひ、以てその善導利用に努むることは、施政上甚だ大切なることである。

然るに從來、契に關する精確なる資料を缺いて居たのは、その種類の餘りに多數に上り、これが爲め調査に非常なる困難があつた結果であると思はれる。が、拙著「朝鮮の契」調査資料第十七輯はこの缺陷を補ふ爲めに、大正十五年に命を受けて執筆したものである。契に關する文獻としては、比較的古いものには、高麗史・李朝實錄・貢弊・六典條例・大典會通・栗谷全書・芝峰類說・牧民心書・增補文獻備考等があり、比較的新しいものには、「經濟大辭書」中の河合弘民氏の論文、今村軼氏の「朝鮮風俗集」中の記事、「朝鮮彙報」第一卷第五號の資料、李覺鍾氏竝に慶尙南道廳の「契に關する調査」等がある。これ等はいづれも契の研究を行ふ上に於て参考とすべき有益なる記録であるが、近來は私達の調査研究を參考として、契に關する論文を執筆した學者も尠からずあり、今尙ほその資料を需めらるゝ人が頗る多いのは、學界に於て契が興味を惹くに至つた結果であらう。

契は稷とも書し、多人數の集りて酒宴を催す場合に指して謂ひたるものらしく、それが遂ひに一種の組合的意味に用ゐらるゝに至つたのである。その起源は、高麗朝の末葉、戸布の負擔に應ずる爲め、人民の組織したものに端を發し、軍布契なる納税團體として普及し、李朝末葉迄、これが持續されて來た。擔税力乏しき人民が組合を作りて納税に備へた如く、李朝時代に於ては、生産力弱き商工業者等が、官府へ納むる貢物を纏める爲めに各種の契を組織し、それが後には同業者の組合として發達して來たのである。貢物契の多數に上つて居たことは、備邊司編纂の「貢弊」や「六典條例」などを見ると明白なる如く、その種類はあらゆるものを網羅

して居る。納税團體として又同業組合として民間に普及して來た契の精神は、李朝末葉頃に至りて、部落活動の機關として利用せられることとなり、所謂洞裏契の發生を見るに至つたものである。地方行政の幼稚なる當時に在りては、この種の契は、自治の一作用を爲して居たものと認むべく、「六典條例」に、坊里を分ちて、中部八坊九十一契、東部七坊五十三契、南部十一坊七十一契、西部九坊九十一契、北部十二坊四十四契とあるに徴し、契はその當時に於ける行政区劃の一單位とも見做される。

納税・貢物・自治の團體として發達して來た契が、遂ひに保險の性質を備ふるものに迄及び、更に公共事業を經營し、或は殖産興業、或は相互扶助、或は貯蓄金融等の目的に利用せられるに至つたのは、遙かに後世のことに屬し、恐らくは最近七・八十年來のことであると思ふが、娛樂若くは集會の機關としての契、即ち酒宴・詩賦・書畫・射的・山遊等の爲めに設けられたのは、その沿革極めて古く、新羅・高麗の時代に、既に此事のあつた記録が尠くない。同族同宗の契にも随分古いものがある。契の普及と共に、契房の弊害の甚だしくなつたことは牧民心書などに論せられて居り、憲宗元年には外邑契房の弊を禁ずるの布令が出た程である。古來朝鮮に於て各種の契が行はれたのは、官治行政の不備を補ふ爲めに、人民の自治的活動が行はれた結果である。と見るものもあるが、國民の經濟力が發達しない時代に於ては、特に相互救済と協力一致を必要とし、加ふるに儒教思想の普及して居る朝鮮民族の間に於いては、夙に約束の觀念が發達して居ることが、契の發達を助長した所以であらう。契の普及に依る利益は決して尠少でないが、一方に於てはこれあるが爲めに、却て人民を

して依頼心を助成せしめ、その個人的活動を薄弱ならしめ、黨派根性を増長させ、排他的感情を旺盛ならしめて居る傾向もないとは云へまい。

大院君時代に全鮮に勢力を張つて活動した裸負商の團體の如きも、之を契の一種と見れば見られる。契は大體に於て善良なる目的を有したものであるが、時には社會の良風美俗に相反する如きものも組織されたる例無しとせず、仁宗七年には南原の賊人等が私かに殺人契なるものを結びたることがあり、肅宗時代には兇徒等が屢々劍契なるものを結びて窃盜殺人を行つた。近來は斯かる物騒な契は勿論存在の餘地はないが、富黨及び賭博類の契が、官憲の眼を潜りて行はれて居たことは、往々耳にする所である。契の中には既に組合に名稱を變更したものもあり、併合後に至り、内地の産業組合及び報徳社の如き制度を取り入れ、内地人官吏の地方行政に務に携はるやうになつてから、契の規約の如きも次第に内地流に變化し、體裁の整つたものが尠くないやうになつて來たが、多くの契は形式的の規約などはなく、一定の不文律が遵守されて居る。大典會通には、新憲新契を組織する場合には官の允許を受くる規定があるが、李朝末葉に至つてこの制度は紊れ、契は各地方にて自由に設立され、従つて各種の弊害もこれに伴つて發生した。そこで併合以來總督府に於ては、地方廳をしてその監督取締に當らしめ、或種の契に就いてはその組織を奨励し、殊に咸鏡南道の如きは明治四十四年道令を以て、全道に洞契の設立を命じ、一面府郡をしてその主旨徹底に努めしめた結果、一時全道に之が普及を見たことがある。また牛契及び農事改良契の如きは本府及び地方當局の指導保護の下に全鮮到る所に設置され

て居る。

契の目的 現在朝鮮各地に於て行はれて居る契の中、各道の調査に係るものを、假りに（一）公共事業を目的とするもの、（二）扶助を目的とするもの、（三）産業を目的とするもの、（四）金融を目的とするもの、（五）娯樂を目的とするもの、（六）其他の契に分類して見ると、左に掲ぐる如く公共事業を目的とする契は六十三種、扶助を目的とする契は百七種、産業を目的とする契は五十八種、金融を目的とする契は三十二種、娯樂を目的とする契は十三種、其他の契は四種、合計百七十七種となつて居る。然しながら尙ほ此外にも類似の名稱及び目的の契は尠くあるまいから、各種の目的を有する契の種類は實に夥しき數に達する譯である。

一、公共事業を目的とするもの

洞契・大洞契・里中契・中契・共力契・部落契・洞中應役契・保安契・橋梁契・道路契・道契・社契・社倉契・均賦契・船舶契・船契・船介契・佛亭契・惡少年契・成新契・禁酒契・斷酒契・救濟契・派興契・美風契・慈善勸學契・揚善契・一心契・名勝保存契・幼年學費契・書堂契・齋契・書齋契・洪範契・教育契・學契・學文契・遊學契・論矜契・同窓契・幼學契・學校契・冊契・硯池契・夜學契・補公契・儒林契・文廟契・百源契・井戸契・修井契・沢契・溜池契・堤堰契・戶稅契・戶布契・納稅契・市賦貯蓄契・洞祭契・洞山祭契・山祭契

二、扶助を目的とするもの

補助契・四崇契・供役契・進班契・婚喪契・四寸契・公助契・爲親契・冠婚契・扶助契・喪具契・喪制契・章服契・乘轎契・轎子契・遮日契・屏風契・喪布契・慎終契・博義契・初喪契・喪補契・喪輔契・喪中契・喪助契・廣成契・喪鑿契・畫綵契・弔慰契・護喪花契・歲饌契・祭齋契・喪契・花契・面人契・擔軍契・勸孝契・灰契・慰親契・老人契・報春契・保佐契・無憾契・保信契・相信

三、産業を目的とするもの

契・碎石契・燭籠契・孝信契・相信契・互信契・信心契・大米契・白米契・酒契・酒煙草契・永興契・簡清契・冠帶契・婚具契・婚姻契・加冠契・結義契・崇倫契・金蘭契・胎誕契・有物契・守信契・誠信契・和親契・賭儀契・喪表契・回甲契・新舊任契・補助契・親睦契・飲義契・附近契・蘭竹契・樂友契・誼契・圓契・五倫契・永睦契・補友契・植契・尙德契・共樂契・鄉約契・老人契・養老契・老送契・南種契・追遠契・十二人契・九人契・永慕契・祭祀契・追遠契・宗親契・香祀契・慕賢契・文學契・師學契・門契・宗契・宗親契

四、金融を目的とするもの

農務契・農民契・講農契・自治農契・農桑契・農事改良契・勸友契・石磨契・土地契・小作契・振興契・社契・種牛契・種牝牛契・購牛契・犏牛契・畜牛契・豚契・養蠶契・養蜂契・副業獎勵契・大木契・勸業契・鄉友契・勞働契・植農契・副業契・興業契・製契・叭契・建織叭契・團中契・草履契・私契・水碓契・打場契・農夫契・大豆粒選紀念農業資金契・貯蓄穀物契・貯穀契・鐵店契・漁業契・秋林契・禁松契・松禁契・植木契・松契・農林契・森林契・造林契・務本契・火禁契・養林契・林業契・養松契・松林保護契・山林保護契・優良契

五、娛樂を目的とするもの

詩契・詩傳契・射亭契・弓術契・甲契・同甲契・音樂契・山遊契・遊山契・永明契・昇平契・綠丹契

六、其の他

墓所契・建築契・狐網契・祈禱契

以上は契の名稱を有するものを便宜上分類したのであるが、最近まで契の名稱を附したるもので、既に組合の名稱に變更したるものも随分多いのである。されば事實上契の思想は、朝鮮人の間に於て想像以上に普及し、その利用範圍は極めて廣く、契の活動は社會上組合勢力として相當有力なるものであることを窺ひ得るであらう。殖産興業の振興、社會教育の普及、國民生活の向上等の爲めには、民衆の共同團結は益々必要であるから、現に朝鮮人の間に涵養されて居る契の思想を大に助長せしめて、各種の組合事業の進歩改善を計ることは實に緊要なることである。

契數・加入者數 現在各道に分布せる契を、その目的の種類に依りて、(一)公共事業を目的とするもの、(二)扶助を目的とするもの、(三)産業を目的とするもの、(四)金融を目的とするもの、(五)娛樂を目的とするもの、(六)其他に大別して見ると、大正十五年の調査では、公共事業を目的とする契は、契數一千六百二十三、加入者八萬二千三百十二人、この財産三十一萬七千四百九圓(財産中、金銭以外の動産及び不動産は除外せり以下同じ)、扶助を目的とする契は、契數一萬一千六百九十六、加入者三十五萬一千百七十二人、この財産九十萬二千五百九圓、産業を目的とする契は、契數二千百八十七、加入者十萬一千四百四十三人、この財産五十萬六千百四十一圓、金融を目的とする契は、契數二千七十三、加入者十三萬四千百三十九人、この財産百八萬四千九十五圓、娛樂を目的とする契は、契數二百六十四、加入者五千四百十四人、この財産一萬七千八百十圓、其他の契は契數一千二百二十四、加入者七萬二千四百二人、この財産三十七萬九千四百七十六圓にして、以上の契を合計すると、總契數一

萬九千六十七、加入者總數八十一萬四千百三十八人、財産總額三百四十九萬百二十五圓に達して居る。今試みに各道別に就き契の種類別に依り、その契數、加入者數を示せば、即ち左表の如くなつて居る。

道別契數及契加入者數 大正十五年調

道別	公共事業を目的とするもの		扶助を目的とするもの		産業を目的とするもの		命融を目的とするもの		娛樂を目的とするもの		その他		合計	
	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數	契數	加入者數		
京畿道	77	3,333	3,833	149,531	39	7,099	30	7,668	1	597	2	33	4,643	138,100
忠清北道	13	7,076	37	7,777	9	2,999	7	2,333	1	3	1	26	3,000	30,000
忠清南道	17	3,333	10	18,233	8	3,999	1	2,333	1	1	1	37	1,000	49,100
全羅北道	3	5,555	6	17,077	3	3,666	4	1,000	1	1	3	67	1,000	36,800
全羅南道	3	1	1	1	3	1	1	1	1	1	3	1	2,000	67,333
慶尙北道	3	9,777	1	2,333	1	2,777	1	3,333	1	1,233	1	6	1,000	10,000
慶尙南道	3	10,111	1	2,777	7	9,000	4	3,666	1	1,233	1	1	2,000	11,000
黃海道	10	5,555	5	2,999	3	1,000	1	3,333	1	1	6	2	7,000	3,000
平安南道	3	5,999	1	2,333	3	1,111	1	3,666	1	1	1	1	9,000	10,000
平安北道	6	2,333	1	1,000	3	1,000	2	9,000	1	2	3	1	1,000	10,000
江原道	6	10,111	1	2,333	3	1,000	1	3,666	1	2	3	1	1,000	10,000
咸鏡南道	1	8,222	5	3,333	3	9,777	3	7,111	3	1,777	5	1	1,000	10,000
咸鏡北道	2	4,667	1	7,667	1	7,667	1	1,667	1	1	1	1	1,000	10,000
總計	1,130	63,333	11,233	1,177,777	1,137	1,101,000	1,130	1,130,000	1,130	1,130,000	1,130	1,130	1,130,000	1,130,000

契の出資 契は契約に依りて成立する一種の組合的組織にして、契員の共同出資を以て一定の事業を爲すを目的として居る。契員相互の關係は契約に依りて成立するものにして、その契約の形式は書面を以てすることもあるが、多くは慣習に依りて規約が實行されるのである。契の出資は金銭を以てすることあり、又は穀類を以てすることあり、又は勞力を以てすることあり、或はその中の二種乃至三種を併せて出資することあり、各契員の出資額は平等均一なるを普通とするも、契の性質によりては等差を設けて不均一の出資を爲すこともある。而して出資の金穀は、入契の際一時に納むるものと定期（年一回、春秋二季）に納入するもの、及び入契の際出資を要せずして、必要の場合に隨時金穀勞力を醸出提供する方法もある。契の出資額は大體に於て少額にして、要するに零碎の金穀を集め共同の負擔を以て目的を遂行せんとするに在る。

契の組織は、慣習上その範圍を一定の地域内に限らるゝを普通とし、洞契・里中契の如きは、多くは一洞里内に行はれ、中には面契の如き一面を單位として一契を組織するものもあり、或は宗契、門契の如く一族一門に行はるゝものあり、若くは同志數人の間に於て組織さるゝものもある。契の加入には、洞里契、其他公共事業を目的とするものゝ如く強制するものあり、貯蓄契、娛樂契の如く個人相互の利益を目的とするものに在りては任意なるものもある。

契の財産 契には概して契員の出資に係る金穀、其他の財産あり、契はこの財産を基本として利殖を計り、その利潤を以て目的を遂行し、或は出資金穀を以て直ちに目的の爲めに消費し、従つて財産を有せざるものも

ある。契の財産は契員の共有とし、各員の持分は平等なるを普通とするも、中には出資額に應じ持分を定むるものもある。財産を利用して利殖を計るものは、その利用を契員に限るものと、また契員外にも利用せしむるものと、或は契員輪番に利用するもの等あり、契員外に利用せしむる場合はその洞里内の者に限り他部落の者とは貸借を爲さざるを普通とするやであるが、これは多く信用貸を爲す關係からであると思はれる。契の金貸借の利率は地方に依りて一樣でないが、一箇月五分を普通とし、米穀の貸借は多く長利と稱し、一箇年五割を普通とするもの、如く、元利金の精算回数は、一箇月なるあり。春秋二季なるあり、或は四季なるあり、年一回なるものあり、利率・償還方法等は一定しない。契の財産は役員が之を保管し、一般契員の監視に依る外何等の監督機關がない結果、その管理は往々にして無責任に流れ易い弊害があるけれども、契の管理者は如何なる場合と雖も、獨斷を以て契の負擔に歸すべき負債を爲すことは許されて居らぬ。契の財産に對する各契員の持分は、大體に於て之を相續するを許し、契の機關の承認を得るにあらざれば之を讓渡することが出来ないことになつて居るが、箇契・作罷契の如き自由に賣買し得るものもある。契の財産處分及びその利用方法等は、契員總會の決議に依るを普通とし、總會は多く精算期に於てすることになつて居る。

契の機關 契の執行機關は簡單なもので、契に關する重要なる事項は契員の主なる者に諮つてこれを爲し、別段議事機關は置かぬを普通として居る。役員・契長・有司・掌財・書記、または契長・副契長・評議員・幹事、或は契長・掌議・色掌、若くは組合長・理事・會計・評議員・監督と云つたやうに各種の名稱があるが、

要するに役員は、契の代表者、事實上の理事者・會計・書記等の事務を分擔するもので、大抵契長・右司の如きは契員の互選によりて就任し報酬を受けないが、會計・書記の事務を執る者には少額の報酬を給する場合もある。尤も無盡講に類する契には勿論斯かる組織はなく、また農契の如きは大方、座首など、稱する頭目があるのみで、外に何等の役員を置かぬを普通とする。

契の解散 契には存立期間を定めないので普通とするが、中にはを定めて居るものもあり、またその期間にも、五年、十年、十五年といふやうに區別あり、概して利殖を目的とするものには存立期間あり、公共・共濟・娛樂等の契には、存立期間を定めないのでが通例である。契の解散は或は財産が無くなり、或はその目的を達し、或は存立期限が満了すれば自然解散する。中にも娛樂契の如く任意に解散し得るものもあり、この場合にも契員過半數の同意を要するのである。

以上は契の組織内容の一斑を述べたものであるが、契の種類及び性質は甚だ多く、従つてこれが組織の方法も、また地方に依り勿論一定しない。今試みに各道の調査に係る契の現状一斑を述べて見よう。

契の現状 契の地方別調査に依りて、その現状の一斑は示したから、更に契の種類に依る、その加入者・基本財産・出資方法・事業經營方法等に関し、現に各地方に存在せる數種の契に就いて、その事業概況を示して見よう。左に掲ぐるものは、僅に里洞契・門宗契・教育契・冠婚喪祭契・扶助契・産業契・金融契・貯蓄契の數種に過ぎないが、その中に在りて加入者の最も多いものは、寧遠郡儒林契の一千四百四十三人にして、蔚山

郡温山面救荒共同貯蓄契の九百二十九人、江西郡東津面婚姻契の七百人、海州郡青龍里漁業契の六百人、安州郡立石面門契の五百九十五人等である。また加入者の最も少いものは、新溪郡赤餘面書齋契の五人にして、安岳郡安岳面誼契の九人、信川郡枝塔里殖産契の十一人、梁山郡東面斐布契十一人等で、契の性質によりて組織に大小あるは云ふ迄もない。

里 洞 契

名 稱	所 在 地	目 的	加入者數	基本財産	出 資 方 法	備 考
洞 契	〔黃海道金川郡古東面九岬里〕	部落の公共費用に充當	四	三〇 ^円	共有地の樂草を刈取之が代金を積立つ	李太王三年の設立、存続期限なし基金を月三分にて貸出す
洞 契	〔黃海道平山郡馬山面陸村里〕	民 風 改 善	六	三	加入の當時は三十錢宛出資	開國三百年十二月二日の創設、存立期限は無限、本里農民にて組織され契長は年高者を任命し契の主なる事務は區長之を行ひ毎年十二月二日に區長の選舉等を行ふ
大 洞 契	〔黃海道瑞興郡九圃面雲川里〕	洞 中 雜 費 支 辨	二五	三	每人毎年一圓宛出資	純祖三十一年創立永久存続、従前は戸税納入を目的とせしが數年前現今の如く改正せり
大 洞 契	〔平安南道中和郡中和面〕	部落の公共費に充當	四 ^四	不動産三、〇三三基金 九六	—	當部落の有力者の寄附による存続年限永久

門 宗 契

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
全氏大宗契	〔黃海道金川郡西泉面洪墓里〕	祖先奉祭	三〇	二〇兩	設立當時大豆一斗宛鎌出せり	宣祖二十五年十一月十五日の設立、存立年限は無限、祖先奉祭費を補助し基本財産の増殖を計り年一回總會を開き契の状況報告をなす
金氏宗契	〔黃海道平山郡馬山面石手里〕	祖先奉祭相互親睦	七〇	三〇〇	設立當時十錢宛出資せり	設、存立年限は永久、遠近の家族を問はず相互親睦を圖り毎年祖先奉祭を行ふ、契長は門中の年長者を推戴す
道遠契	〔黃海道松禾郡七里面道隱里〕	祖先享祀	三〇〇	現金 五十五斗落	創設當時各宗派中所任四人を定め每人分として三十錢宛徴收す	約三百年前の設立、永久存続、奮を他人に小作せしめ粗十二石の小作料を賣却し、代金は年三割にて貸出す、契長は宗中長年者を以て定む子孫は永遠に契員たる事
林氏宗契	〔黃海道殷栗郡一道面樓里〕	同	三〇	四斗十斗落	同	二百五十年前の設立、永久存続、田奮は小作せしめ以て年々祭祀を行ふ
李氏大宗契	同 同九陽里	同	〇	三〇	同	四百年前の設立、永久存続
金氏宗契	同 同寶林里	同	〇	奮三斗落 林野五町	同	約四百年前の設立、永久存続、奮は契員に小作せしめ祖先の祭祀を行ふ
光山金氏大門契	〔平安南道順川郡殷山面〕	同	〇〇〇	不動産 一、〇〇〇 基本金 三、〇〇〇	同	存続年限は永久なり
門契	〔平安南道安州郡立石面〕	同	五五	同 一、四〇〇	各門人の貧富に應じ金品を夫れ々出資す	同

教育契

名稱	所在地	目的	加入者數	基本財産	出資方法	備考
幼學契	〔黃海道金川郡好賢面古陵里〕	教育費補助	三〇	二〇 ^坪	各人毎年三十錢宛出資す	大正四年十月十日設立、存続年限は三十箇年、契員の子弟は家庭の事情如何に拘らず書堂に入學せしめ契員總會時に出資を怠るときは退契せしむ
興學契	〔同郡宿仁面杏亭里〕	同	三〇	田五日耕	設契當時二圓宛鎌出	明治元年一月の創設にして存立年限は無限、基本財産たる田より生ずる生産物を處分し之を以て契員子弟の教育費用を補助す
書齋契	〔黃海道新溪郡赤余面大井里〕	子弟教育	五	田五日耕 半日耕	一	純祖二十四年十一月十五日設置、存続年限は無限、本契は設置以來規約文證憑書なく由來の田地より毎年收穫をなし教育費用を補助し其殘金積りて百圓となれり
養正齋契	〔黃海道瓮津郡龍淵面雲山里〕	兒童教育	二五	田六、四〇坪 三、三八坪	各人二十錢宛契創設當初に鎌出	約三百年前の創設に係り、存続年限永久、不就學兒童を收容し教授しつゝあり、契員にして不正なる行爲あらば脱退せしむ
嚴齋契	同 同漢鳳里	同	四〇	田一八、〇六坪 八、八三坪	故嚴先生の弘碑の寄附に依る田畝を基本財産とす	肅宗三十四年十二月の創設、存続年限永久、康熙四十七年嚴先生は子孫なく其財産を寄附され一部は教育費に充て一部を祭祀費として使用す、本契財産中には嚴先生の遺書並に参考書をも保存せり
養學契	〔慶尙南道東萊郡西面穀裡里〕	教育費の一部補助	一	一	一	光武元年本里に養學契二ありしも大正八年併合して現今のものとなれり
儒林契	〔平安南道寧遠郡〕	教育の普及儒學の隆盛等を圖る	一四四 ^三	田一、六六〇	入契者より出資金十圓以上を納付せしむ	基金利子を以て文廟享祀費及契員子弟中優秀なる者には普學通校以上の修學費を補助す、存続年限は永久

第六章 聚落制度

冠 婚 喪 祭 契

名 稱	所 在 地	目 的	加 入 者 數	基 本 財 産	出 資 方 法	備 考
冠 禮 契	〔黃海道金川郡 金川西面岩寺里〕	冠婚費用の補助	三	契資當時三十錢宛出資せり	大正八年十一月設置、存続年限は永久、父母死亡のときは五圓三十錢宛集金し之を扶助す、脱契は許さず、他郡面に移るも會集日又は契員中の葬儀には必ず出席せしむ	憲宗十一年の創設、存続年限は無限、資金は月三分にて貸出し、年一回の總會時には契事業の報告をなす
永 興 契	〔黃海道新溪郡 麻西面銀店里〕	喪費の補助	三	一、六〇〇	創設時に各人五圓三十錢を繰出し爾後二箇年間に毎年一圓宛を出資せり	大正十一年四月十日創立、存続年限は永久、出資金は利殖しつ
喪 布 契	〔黃海道釜津郡 興帽面掛岩里〕	父母喪事に扶助す	三	三〇〇	一人當り五十錢を創立當時に出資せり	憲宗十一年四月十日創立、存続年限は永久、出資金は利殖しつ
永 陸 契	〔黃海道山谷郡 貧美面新坪里〕	喪 費 補 助	三	三、五〇〇	第一回五圓、二回六圓、三回六圓の三回繰出	大正十一年十一月二十五日創立、契員全部葬式の補助を受けたるを以て解散す
嶺 南 契	〔慶尙南道密陽郡 那密陽面城内里〕	父 母 葬 補 護	三	一〇〇	一	大正六年十一月一日成立
喪 布 契	〔慶尙南道梁山郡 那東面法基里〕	契員の夫婦及父母喪事の扶助	二	五〇	當初五十錢宛繰出せ	明治二十六年の創立當時は契員二十名たりしも明治三十六年の凶作にて内九名外へ離散せるも尙ほ繼續して今日に及べり
婚 姻 契	〔平安南道江西郡 那東津面〕	子弟結婚のとき扶助す	七〇〇	一、〇〇〇	各人二圓宛繰出	契員子弟悉く結婚を了するを以て解散時期と定む
喪 布 契	〔平安南道安州郡 那立石面聖法里〕	契員遺喪のとき一定金額を支給	四七	二、三〇	契組織のとき株金を各自繰出す	存続年限無限

婚喪契 慶尚南道蔚山 婚姻又は喪事のあるとき契金を以て扶助す
 一時必要に應じ出資す
 二十年前より設けられ存続年限無限なり、尙ほ儀式の場合には契金出納し無故不参者には一回各五十錢の罰金を科す

扶 助 契

名 稱	所 在 地	目 的	加入者數	基本財産	出 資 方 法	備 考
敬義契	黃海道海州郡 海州面南旭町	相互扶助及契員間親睦	七	田 三、八三坪	一人當り百圓とし十年賦を以て出資す	哲宗五年の創設に係り、存立期限は無限にして年一回總會を開き契務の概況を報告す
誼契	黃海道安岳郡 安岳面碑石里	同	九	一〇〇坪	契成立時に五圓宛出金せり	大正九年十一月十五日創立、存立期限は永久

産 業 契

名 稱	所 在 地	目 的	加入者數	基本財産	出 資 方 法	備 考
漁業契	黃海道海州郡 青龍面迎陽里	漁業發展	六〇	五、〇〇〇坪	一口に付二圓とし、五口宛出資せるもの三百八十人にして一時拂込とす	大正十四年一月十二日創設され存続期限は十年なり、本契の事業としては漁業資金の融通、物品共同販賣及共同購入を行ひつゝあり

禁松契 黃海道平山郡 金岩面汗浦里
 契 松 一〇〇
 三 設立當時五十錢宛拂込む

農務契 慶尚南道晉州 郡晉州面内城
 農具改良、打穀場修理、田植除草の共同作業
 七
 三〇〇

第六章 聚落制度

鐵店契 (平安南道陽德郡) 鐵物工場にて共同 三〇〇

作業資金中より月五十錢宛繰出 六
存續年限永久

金 融 契

名 稱 所在地 目的 加入者數 基本財産 出資方法

備 考

長夏殖産契 (黄海道股栗郡一道面九陽里) 金錢の融通 六〇

一、〇〇〇
契設立時に一人宛十
五圓、其の後毎月五
十錢宛繰出

大正十二年六月創設、存立年限
十箇年、大正十二年六月畜産契
と稱せしが同十三年六月更に殖
産契に変更せり

農資契 (黄海道信川郡文化面西亭里) 農資融通 三〇

五、〇〇〇
一口に五圓宛拂込

大正十三年九月創設、存立年限
十年、農業資金の融通を行ふ

殖産契 (同郡信川面校塔里) 金錢の融通 二〇

六、〇〇〇
設契當時各人二百
圓、以後毎月五圓宛
出資す

大正十一年十二月二十五日成
立、存續年限五箇年

殖利契 (慶尙南道蔚山郡蔚山面) 契員間の金錢融通 〇

一
毎月一人五十錢宛出
資

大正十一年創設毎月一回開契し
抽籤にて貸付希望者に最高利子
を附し貸付け二年毎に利益配當
を行ふ

殖産契 (平安南道价川郡中西面) 産業資金の融通 〇

一、八〇〇
各人二十三圓宛繰出

存續年限十箇年にして解散は總
會に於て決定す

貯 蓄 契

名 稱 所在地 目的 加入者數 基本財産 出資方法

備 考

貯蓄契 (黄海道股栗郡股栗面南川里) 消費節約金錢貯蓄 三〇

三、二〇〇
第一回は百圓、其の
後十回は五圓宛出資

大正十三年九月成立、存立年限
十箇年、基金は二割乃至三割に
て利殖し貸付期限は一箇年間

普信契 (黄海道黄州郡黄州面城南里) 勤儉貯蓄 三〇

一〇、〇〇〇
毎月各人五十錢宛繰
出

大正六年七月二十日成立、滿十
四箇年存立、契員は耶蘇教信者
にして勤儉貯蓄、精神修養、産
業の繁榮を圖る

救荒共同貯蓄（慶尚南道蔚山
郡温山面）
勤儉貯蓄を行ひ荒
年には契資金にて
救済す

六三

二〇〇

大正二年十月創設

貯穀契 同 郡西生面
穀物の貯蓄をなし
凶年には救助す

入契時に各人扱一斗
宛出資す
大正五年創設、契員に對し希望
あらば低利にて扱を貸付く

泥山貯金契 同 郡斗東面
勤儉貯蓄

三六

出資金は株式として
一株三圓と定め毎月
一圓當り十錢、三十
箇月に分納す
大正十三年五月の創立に係り契
金は契員中の貧弱なる者に農資
として低利貸與す

契の監督取締 市街地に於ては往々にして富籤賭博類の契が行はれ、取り退き無盡に類した營業契中にも

屢々不正が行はれ、詐欺横領の訴訟事件を起した例も尠からずある。契の監督取締に関する各道の方針は必ずしも一定しないが、大抵道令を以て周密を極めた講習會契取締規則を發布して居る。然しながら契はその性質より見て、社會上並に經濟上に及ぼす影響が重大であるから、一方に於て善良なる契の普及發達を計ると共に、他方に於てその弊害あるもの、監督取締を嚴にすることは、極めて喫緊のことに屬して居る。また總督府報告例中に、契に關する項を加へ、統計年報中に、各種の契に就いて、その契數・目的別・加入者數・財産等を明かならしむることも、甚だ必要なことと信ずる。

郷 約

契の如く一般的ではないが、地方に於ける有力なる士林及び儒生がその一族・門徒・隸民を以て組織し、儒教を基礎として團結せる自治的團體に郷約なるものがある。郷約は宋の呂藍田の創案に係り、その後朱子が補

訂して、朱子増損呂氏郷約を作りたるもので、朱子學の盛んに行はれたる朝鮮に於て、これを輸入したのは當然である。郷約の沿革を尋ねるに、李朝中宗の乙卯十四年大司憲趙光祖・大司成金湜等の進言に依り、中外に命じて郷約法を行はしめられ、京城五部官に命じて呂氏郷約を分給せられたが、當時郷約が果して郷閭に實行せられたか否かは明でなく、趙光祖・金湜等は「化民成俗莫善於郷約、呂氏以匹夫不得推行天下、而但施之一郷、觀周禮、立黨正族、帥以相勸導者、實郷約之法也、今宜倣周制、大立規模。」（國朝寶鑑）と言つて居り、宣祖六年三司の言に従つて將に呂氏郷約を行はんとしたが、李珥（栗谷）の諫に會つて中止した事實がある。文獻備考には、「六年、上從三司言、將行呂氏郷約、儒臣李珥奏曰、郷約是三代之法、而今將行之、近代所無之盛事、但凡事有本有末、人君正心以正朝廷、正朝廷以正百官、正百官以正萬民、郷約乃正萬民之法也、朝廷百官未抵於正、而先正萬民、則捨本治末、事必無成矣、上從之。」とあり、多くの學者がこれを試みたが、最も完備した郷約を作つたのは李栗谷である。彼は清州牧使たりし宣祖四年辛未（正親町天皇元龜二年）に西原郷約を作り、坡州に於ても海州に於てもこれを作りて行つたが、最も有名なるものは、石潭に隱棲中の宣祖十年丁丑（正親町天皇天正五年）に立案實行した所謂「石潭郷約」である。

栗谷郷約

凡契中之約有四。一曰德業相勸。二曰過失相規。三曰禮俗相交。四曰患難相恤。

德業相勸

德業謂孝於父母

孝謂實心愛親所得甘旨皆以奉親。承順其志。不敢違逆。常時恭敬應對必順。不惜己財。任親之用。父母有病。憂念不弛。必求其藥盡心救療。臨喪盡哀。守制以禮。祭祀以誠之類○庶賤則父母忌日書紙楮以祭。四名日祭于墓。無墓則亦書紙楮以祭。餘孝親之事則同上。

忠於國家

忠謂盡誠事君。守職奉公。忘身許國之類○下人則事上典以誠。不敢所有欺隱。有所使令奔走服役。不憚勤苦。凡有所得之物。必欲獻于上典之類。

友于兄弟

友謂同生相愛。有無相通。所得飲食必與分食。凡事相救助。無異一身之類。

弟子長上

謂恭敬年長者。二十歲以長則見之必拜。十歲以長則不敢爾汝之類○下人則敬長者如右。而又恭敬士族。見士族則知與不知問必拜。言語恭遜。若騎牛馬。則必下跪于路側。凡事無慢。雖非同契待之皆當如此。

男女有禮

謂夫妻相敬。不相鬪詰。且不昵狎。亦不疎薄之類○下人則不敢淫姦他人妻女。里中男女路次相遇則相避而行。不相親狎之類。

言必忠信 行必篤敬 懲忿窒慾 見善必行 聞過必改 睦族交鄰

愛族黨 和鄰里 有無相假貸 疾病患難相救助之類。

教子有方

謂教子必以善行。使之修身勤事不敢嬉遊。若與人相詰。則勿論曲直必撻詆其子之類。

御下有法 貧守廉介 富好禮讓 不貪他物

謂見人之物不生毫髮欲心。路中若有遺棄之物。則必推其主而給之。

能勤事功

謂己事他事皆盡心用力。毋敢怠忽之類。

能踐約信

謂契中約令一一遵行。無敢少緩之類。

能受寄託 能救患難 能廣施惠 能導人爲善 能規人過失 能爲人謀事 能爲衆集事 能解鬭爭 能決是非

能興利除害 能居官舉職 能畏法令 能謹租賦之類。

右件德業可觀者。同契之人各自進修互相勸勉。有能行者則同契隨所聞。告于有司。有司私作置簿。講信時告于約長。詢于衆得其實。然後表特異者報官請褒獎。其餘則書于善籍以憑後考。

過失相規

過失則謂持身不謹。事上無禮。接下無恩。不違約令之類。凡有大過惡者及累次論罰。終不自悔。壞敗約令者。皆告官治罪。後黜契。契中絕之不相接話。悔過需改自新則許復入如初入例

大過惡謂不孝父母者。毆打及擠跌父母舅姑者。下人背逆上典者。兄弟不和者。毆打同生兄及三寸五寸叔父者。下人凌辱毆打士族者之類。

上罰 士類則立庭議事罷後乃止飲食時使別坐末端以示罰○長者則滿坐面黃○下人則答四十

次上罰 七類則滿坐面黃長者半減○下人則答三十

中罰 士類則西壁以上面黃長者半減○下人則答二十

次中罰 士類則尊位及有司以上面黃○長者出位坐罰一觥○下人則答一十

下罰 士類則出位坐罰一觥○長者則避席出坐受規責○下人則下人處面黃

凡尊者有過。則使子弟代受其罰。無子弟則答奴。其罰如右例。

凡稱尊者長者。皆以約長年次計之。

下人年老及有病不堪受答者。則贖以罰酒。每答一十贖酒一盆。以次加等。

與父者變色相詰者。叱辱三寸叔父及同生兄者。不從父母教令者。親貧子富而不養者。親死不哀一月內飲酒者。

右五過。約長以下無時會集召而責之。請改過則上罰後書于籍。以俟若爭辨不服無改過之意。則告官治罪。

居喪醉酒者。祭祀不敬者。下人不行忌祭墓祭者。叱辱五寸叔父及外三寸從兄者。右上罰。

父母所見處踞坐者。騎牛馬過父母所見處者。右次上罰。凡舅姑同於父母妻父母同於外三寸

下人於上典前言辭不恭者。外處罵上典者。右上罰。

不順從上典之教令者。行上典之令而凡事不直。欺罔取利者。右次上罰。

上典所見處騎牛馬過者中罰。

士族前下人言辭不恭者中罰。

下人見士族而不拜者。騎牛馬不下者。士族所見處踞者。右次中罰。

與三寸叔父及同生兄變色相詰者次上罰。

與五寸叔父及外三寸兄變色相詰者中罰。

三寸叔父及兄所見處踞坐者。騎牛馬過者。言辭不恭者。右中罰。

外三寸及五寸叔父從兄所見處踞坐者。騎牛馬過者。言辭不恭者。右次中罰

扶執長者下手者上罰。

叱辱長者者中罰。

長者所見處踞坐者。騎牛馬過者。言辭不恭者。右下罰。

兄以私嫌打弟非出於教誨者中罰。

下人妻打夫者上罰。傷打則告官。

無罪而打妻者中罰。傷打者則上罰。

妻於衆中罵夫者中罰。

不能教其妻子。使作惡者。重則中罰。輕則下罰。

疎薄正妻者上罰。不悛者告官。

不能睦族相與鬪詬者中罰。

里中男女無禮。發昵狎淫戲之言者次中罰。

與他人妻女扶執相狎者中罰。

凡下人相鬪毆打者。察其年齒老少情理曲直。被毆輕重論罰。

年長者理直而所毆無傷則下罰。治撞打之罪

理直而傷打則中罰。

理曲而傷打則上罰。

理曲而所毆無傷則次中罰。

年少者不論曲直傷打則告官。

理直而所毆無傷則次上罰。

理曲而所毆無傷則上罰。

年次相敵則理曲而傷打者上罰。

不傷打者次上罰。

理直而傷打次上罰。

不傷打者次中罰。大抵傷處重大則皆告官。

士人敵者相詬罵則次中罰。

士人敵者相扶執毆打則次上罰。

士人私打下人者中罰。重傷則許其告官。

士人者毆打幼少者中罰。

潛姦他人妻及女者告官。若悔過願受罪自新者上罰。

誘納他人逃奴婢。及止接荒唐人者次上罰。

潛盜他人之物。及草竊者上罰。輕則次上罰。皆徵其物還本主不悛者告官。

放牛馬于田禾者。初犯中罰。再犯次上罰。三犯上罰。有司錄其度數伍長則遞減一等。若田穀已盛後。則量宜徵給其

主。

好訟而可已不已者中罰。

非理好訟者上罰。

盜人溝水者。侵耕他人田界者。右中罰。田則遠陳

醉酒酗罵者次中罰。

言語不實者中罰。

誣毀他人者上罰。輕則次上罰。

構會人使相鬪者次上罰。輕則中罰。

凡自占便利。營私太甚。不恤他人之利害者中罰。

歛故時不限子母相當之法。徵管過分者亦營私太甚也。

太愷吝。不以器具相假借。凡事太鄙俗者次中罰。

懶惰不事事浪遊度日者下罰。

受賂而干請者中罰。

崇信異端。好行淫祀者次上罰。若有父母不能自斷者。勿論巫女則上罰。

侵奪他人及山僧之物者上罰。

用度不節。自取貧乏者下罰。

不謹納租賦。後時怠緩者中罰。

衆會處坐起不端。喧嘩妄笑戲言譏人。及發不美之言者。重則中罰。輕則下罰。

凡向人發惡言者下罰。重則次中罰。

社倉穀納不以實者中罰。備改

斗升減縮者次中罰。加條
準納

有司不能任事者。不能檢舉他人者。教訓不教下人者。伍長不告五家內善惡吉凶者。右次中罰。

凡論議不公平者中罰。

凡憑公作弊者上罰。

凡見人過失不直規戒。而私自非議構成嫌隙者次上罰。

惡聞規戒者次上罰。

非約長有司而擅論是非。有所譏議使衆心不安者上罰。

使令掌務庫直糞。不稟畏有司不從教令者中罰。

撻人時不用意者次中罰。

下人有不平之事。而不告有司私自怨言者中罰。

凡會集時晚到者下罰。

凡一切不應爲而爲之者。最重者次上罰。次則中罰。輕則次中罰。

凡不從契中約令者。約長有司論議處
說之事皆爲約令初犯次中罰。再犯中罰。受罰後心不服而有
怨言者論以再犯三犯上罰。四犯則告官治罪黜契。有

司記其犯約度數。每於講信時憑考。三度以下已論罰而。請改者爰其記。

凡上罰受罰後。皆記于惡籍。不服而怨怒者則黜契。

右件。過失同契之人互相規戒。不聽則告于有司。有司私作置簿。會集之日告于約長。約長以義理誨諭之。

謝過請改則隨輕重論罰。上罰則記其過以俟。若其爭辨不服。怨咎記過之人。終不悔悟者黜契。

凡有過者。許其自明。辭順理直則棄之勿論。若飾辭強辨者。添罰加一等。又不服然後黜契。

禮俗相交

凡長於我二十歲以上則為尊者。十歲以上則為長者。路中過同契尊者則下馬。尊者強請乘馬則俯伏馬上凡見尊者則必拜。長

者則恭揖。洞內年長十五歲者亦拜

契中員年雖不高。若有德位可尊者。則待以尊者亦抗禮。

歲時同契人相往還致歲謁。尊長則不必往幼少者之家。子女婚嫁時率居孫子女同給米三斗。下人則半減臨時出回文各出柴木

一駄給之。下人則不出柴亦不給柴男則行新婦禮時給之。男之醮也各出炬軍一名。自備炬以往。士類出於士人婚時下人出於下人婚時若契員家在

十里外。則只給米而不給柴木及炬軍。渠亦不出。同居同生婚嫁時則依古例半減而下人則給一斗

契中人有年滿八十七以上者。及登科司馬得官者。則各持壺果會于空處賀之。下人則否下人年滿七十以上者使下人持壺果賀之

契員有過三年喪者。則亦如賀禮慰之。下人或能行三年喪則喪畢下人會慰且記其善

契中有喪。則契中人皆往弔之。下人喪則否若當身及父母之喪。則成服永葬小祥大祥皆往弔慰。妻子喪則弔於成服永葬往慰子未成人則否各

持米多少多少隨力多不過五升少不下二升往助之。有司掌收斗量納于喪家。雖有故不往亦送米○下人則不出米

契員當身喪。則有司出回文于同契。各出米一升具奠物。有司撰祭文齊進致奠。下人

凡于喪事聚會時。毋得飲酒。喪家亦不可以酒食饋客。路遠則客當自齋點心以往。違此者客主皆論以犯約。

若喪家略饋奠病餅果之類則無妨

下人葬時亦不許醉酒。違者論以犯約。下人則三虞祭後許飲。而喪人則過一月後乃許飲。士人則喪中非有病不可飲。

患難相恤

若大火盡燒其家及資產。則給米五斗。下人半減契中人皆出壯丁一名。自齋一日糧各持蓋草三編材木一條藁索十把

往役。下人則給半量若盡燒其家而得出資產。則只持物往役。不給米。若不盡燒則隨其輕重各出空石二葉或一葉給之。

只燒少許而全家得免則否。

凡失火時。同契之人勿問上下皆當奔往救之。

契中人遇盜賊。則同往救之。同力追捕。若財物盡被偷則僉議給米。多少臨時議定

契中人有疾病重者。則有力人寬當藥以救之。有司使使令傳命。若闔家病患廢棄農事者。則同契之人量。宜出

力耕耘使免飢困。

契中之人。有被誣枉得罪不能自伸者。則同契連名報官救解。

契中人有年壯處女。而家貧未嫁者。則報官請給資裝。契中亦隨宜扶助。下人則不出

契中有貧乏絶食者。則會議隨宜賑救。

契中當身之喪。則給米六斗。父母喪。則給四斗。妻子喪及同居妻父母喪則。給二斗。下人皆半減若當身及父母妻

子之喪。同居妻父母同妻喪則葬時各出壯丁一名持炬一柄刺燭一柄。下人則不持刺燭發引前夕往喪家。因護至喪所就役。夕始還。

士人則給全軍。下人喪則給半軍。下人願受役價則每

契中父子兄弟皆參約。則賻米各以其名疊給役使。則不疊役。凡役軍有司問于喪家定送

凡契中急難之事。同契聞知則不待伍長之報。急往救之。且告諸人。能如此者亦書于善籍。

講信時連三無故不參。黜契雖有頃狀連三不參上罰。

右の外、講信儀・會時坐次をも定めて居るが、栗谷郷約の眼目は、徳業相勸・過失相規・禮俗相交・患難相恤の四大綱に歸すべく、尙ほ栗谷は朱子の備荒貯蓄を目的とした社會法をも實行した。この郷約及び社會法は、儒學の普及と共に各地に於て行はれ、その實行機關としては、邑に在りては、都約長（都約正）・副約長（副約正）、各郷に在りては、約正及び直月・里正・色掌などの役員あり、郷約會は郷校・書院に於て、一定の儀式に従ひ、郷約條規を講讀し、併せて善惡二籍に依り徳業過失の勸糾を論議し、其の勸獎糾罰を執行し、また酒果を設けて約員相互の親睦を計り、集會は邑に在りては春秋二季、各郷に於ては毎歲四時の初月上旬（毎月一回集會）に行はれ、集會の際は各自晝食を齎らし、秋冬の會には或は各自に米一升を聚め酒と爲し菓者一（毎月一回集會するものあり）小皿を齎らすこともあり、務めて簡略にすることになつて居た。要するに郷約は約員の道徳的訓練に重きを置

いて居り、進んで訴訟の裁断を爲し科罰を行ふ等、極めて有力なる制裁力を有して居たが、李朝時代に於ける儒學が全く形體のみとなりたると、學派の争ひの渦中に捲き込まれ、一黨一派に偏して排他的となり、團結の力を利用して横暴跋扈したことは、汎く一般社會に普及するに至らなかつた主因であるまいか。

關北郷約 併合以來郷約を熱心に研究したる行政官は、現成鏡北道知事富永文一氏で、既に「關北郷約」を作つてこれを實行して居る。郷校書院を範圍とし、同教同族を中心に組織せられたる郷約を、今日の時勢に適用して成績を擧げんとするには、一段の工夫を要すること言を俟たないが、「關北郷約」はこの點に深き考慮が拂はれて居る。即ち李朝時代の郷約は、兩班儒林を中心とした階級的のものであつたが、「關北郷約」は地方の集團部落を中心とし、區域内に於ける獨立の生計を營む成年以上の者は何人でも加入し得ることとし、徳業相勸・過失相規・禮俗相交・患難相恤の四大綱を改めて、徳行相勸・風俗改善・産業獎勵・公共奉仕・患難相恤・過失相規の六大綱として居る。未だ創始後間もなき同郷約の成績は、これを今後に徵せねばならぬが、汎くこれを世間に普及せしめんとせば、須らく俚耳に入り易きよう、一層平易に解説することが肝要であらう。

關北郷約

郷約立議

郷黨相親睦し、醇風美俗を濟すは、治世の根基にして、古來文運の隆替一に之に依らざるものなし。今や庶政益更張し、治安の維持、産業の興隆、交通の整備、教育の普及等、着々として其の進展を見るに雖も、動もすれば不健不穩な

る思想の浸潤となり、吾が東洋道德の基礎を脅かし、數千年來人性の自然に社會の必然に依り造成せられたる、秩序に倫の大綱を破滅せむとするが如き傾向あるは、寔に痛嘆に堪へざる所なり。歴代施政の局に在る者皆之を憂へざるなく、施設怠る所なし。雖も、今に至りて未だ著しき效驗を見る能はず。蓋し化民成俗の事たる、獨り官司の施設に依りて成就するものに非ずして、地方郷黨の自發的奮勵あるに非ざれば、到底其の效果を納むる能はざるなり。本道夙に洞契の設置あり、道内各洞に之を設立し、地方民風の改善に産業の發達を期する所ありしが、而制の制定に共に其の事業を面に統一し、更に産業契を作りし。雖も、其の實效見るべきもの少く、年々共に頽廢に歸せり。其の後郷約を基礎とし、洞郷約等の設置を勸説したる迹あり。雖も、今其の實を存するもの稀なるは甚だ遺憾とす。

輓近社會の風潮は日々共に輕佻浮薄に趨き、奇矯なる思想の浸汎は實に恐るべきものあり、今にして之を匡正するに非ざれば、遂に救ふべからざるに至らむ。而して之を救ふの道は、先づ地方郷黨の覺醒に依り、協力一致民風の改善に地方の教化を行ふを以て急務とす。而して之が實現は、主として郷黨父老の強固なる團結、熱誠なる努力に依り、道德を基礎とし、正義に則り、中正穩健なる思想の確立、協同一致、勤儉力行、以て地方の開發、民風の改良を期せざるべからず。茲に郷約綱領、及郷約節目を示して郷黨の父老に謀らむ。敢て各郡邑面に強制せむするに非ず、眞に時務を憂ひ、時弊を匡正するの誠意ある郷黨父老の協贊を得、其の奮發經營に委せむとするなり。

昭和二年六月一日

威鏡北道知事 富 永 文 一

郷 約 綱 領

第六章 聚落制度

六二一

- 一、郷約の目的は、地方の美風良俗を維持助長し、産業經濟の向上發達を勸奨すると共に、公民として奉仕的精神の涵養に務む。
- 二、郷約の區域は、主として地方に於ける集團的部落を中心として之を定む、但し必ずしも一洞里に限定するを要せず。
- 三、郷約員は、區域内に於て獨立の生計を営む成年以上の者とす。
- 四、郷約職員左の如く定む。

約長	一人
掌務	五人乃至十人
幹事	二人

約長は約員を統率し郷約の事務を監理す、約員中徳望最も尊き者一人を選擧し、郡守の認可を受けて就任す。

掌務は約長を補佐す、約員中より之を選擧す。

約長掌務は、特に任期を定めざるものとす。

幹事は約長の命を承け、郷約の事務に従事す、約員中より選擧し一年毎に更選す。

五、郷約の例習は、毎年四五月初旬日とす、約長以下約員一同適當の集會場に集合し、讀約禮(約長郷約節目を朗讀するの禮)を行ひ、善行の表彰、過失の戒飭を爲し、又は講筵を開く、之を鄉會と稱す、鄉會は右の外必要あるときは臨時集會を爲すことあるべし。

六、約長は郷約籍及徳過籍を備へ、幹事之を保管すべし、郷約籍は約員の氏名住所職業及其の家族氏名職業を記入し、徳過籍は約員中徳業顯著なる者及過失戒飭を要すべき者を記入す、以上二籍の記入は凡て約長及掌務の意に依り幹事之を爲す、徳過籍に記入されたる者に付ては鄉會に附議し其の決議に依りて表彰及戒飭を行ふ。

七、善行の表彰は鄉會に於て善行者を招じ之を上位に就かしめ、約長其の善行を賞す、約中の表賞三回に及ぶ者は之を官に報告す。

八、過失の戒飭は鄉會に於て過失者を呼出し約長之を面責す、約中の戒飭三回に及ぶ者は之を官に報告す、而して尙改めざる者は之を黜約し約中の交を絶つ。

九、郷倉を設けたるときは郷倉簿(郷倉原簿、郷倉出納簿、郷倉賣買簿等)を備へ、約長の指揮を受け幹事之を保管記入す。

十、郡郷約

郡内の各郷約職員(約長掌務幹事)を以て郡郷約を組織す。

郡郷約は郡内各郷約の履行を指導獎勵し其の進展を圖るを以て目的とす。

十一、郡郷約には左の職員を置く。

郡 約 長	一 人
副 約 長	一 人
有 司	若干人
幹 事	二 人

郡約長副約長及有司は約員の互選に依り、郡守之を道知事に推薦し、道知事の指命を受く、三年を以て任期とす、但し再任を妨げず。幹事は約員の互選に依り之を定め、一年を以て更任す。

十二、郡郷約總會は、春秋二期文廟釋奠の日郷校に於て會同し、讀約禮及講筵を興く。

郷 約 節 目

凡そ約長は各々左の節目を格守し、協同相淬礪して約中の美風を成し、地方の發展に貢獻せしむことを約す。

一、德行相勸

父母に孝なること

吾等の今日あるは皆父母の賜なり、誠心父母を敬愛し其の意を安ずるを念とすべし、父母の喜ば即ち吾等が無上の喜なり、父母在すときは克く之を奉養し、父母喪きときは之を禘祭す。

國家に忠なること

吾等の平和なる生活は國家の力に依りて保障せられ、吾等の向上發展は國家の力に依りて促進せらる、吾が國家ありて初めて吾等が安全と進歩ありと謂ふべし、故に誠を盡して君に仕へ職を守りて公に奉じ、一身を忘れて國家に盡さむことを期す。

兄弟に友なること

同生相愛するは自然の情にして人類相愛の派基なり、兄は弟を愛し弟は兄を敬ふ、有無相通じ事に當りて相救助す一身と異る所なかるべし。

夫婦相和すること

夫婦は社會の第一歩なり、異性相結んで一家を爲す、夫唱婦和琴瑟相和し徒に狎昵せず、夫は妻を愛護し妻は夫を助けて其の貞を盡す。

長上に悌なること

社會に秩序あり地位に上下の別あり、長上に對しては常に恭敬以て其の意に従ふべし、身を持つること謙讓苟くも驕慢の振舞らるへからず、官公衛の命令勸獎する所に服従し克く之を遵奉す。

年齢尊長なる者に對しては亦克く禮を失はず。

少幼を諭ふること

子女少幼なる者は一知半解正道を脱し易し、父母尊長者は常に克く之に教ふるに道を以てし其の誤迷を匡正し、以て社會有用の人材たらしむることを期す。

郷黨に交はること

吾等は一人にて世に生き得るものに非ず、隣里郷黨と親和し協同して相互に其の福利を増進し、共に喜樂を分かち共に其の艱難を慰む。

國法に遵ふこと

國家は外他國の侵害を禦ぐと共に、内國內の秩序を保持し、善を勤め不善を罰し國法を正して吾等の擲ふ所を知らしむるなり、吾等は國法に遵ひ官公同の命を守り、勤儉産を興し、克く租賦を納め、帝國の忠誠なる國民として、秩序ある社會の健實なる發展を期す。

約信を踐むこと

約中の約束は一一之を遵行し苟も違背せず。

二、風俗改善

衣服は華美を貴しとせず、儉素にして禮節を失せざるを良とす、平常用ふる衣服は色衣色服を着用す。衛生を重んじ、家宅内飲料井泉の清潔を保持するは勿論、道路溝渠其他公共使用の場所を汚損せず。

淫逸遊惰、浪費賭博は惡弊なり、約中相戒め互に之を排し、勤儉力行以て業を勵み産を治む。

凡そ事を爲すに時を定めたるときは其の時刻を嚴守す。

年始には同約の者相往來し年賀の禮を述ぶ、酒食を供せざるを定とす。

冠婚の禮、還甲の祝、其の他吉慶に當りては、其の身分に應じ簡素なる祝宴を以て近親知友を招き、祝意を表するに止め、形式虚禮を廢し、力めて冗費を節す、約中よりは各々任意粟多少を出し、幹事之を集めて送る、返禮せざるを定とす。

男女早婚を廢す、男は十八歳、女十六歳以上に非ざれば婚せず。

約中喪あるときは成服永葬に皆往きて弔問し其の用務を助く、約中任意に粟多少を出し幹事之を集めて喪家に送る、喪家に弔問する者は喪家に於て飲酒することを得ず。喪家も亦酒食を供することを得ず、但簡素なる菓果の類は之を供するも妨げず、弔問に時を要するときは皆自ら點心を持して往く。

迷信を排す、迷信は人心の弱點に生ず、世間往々迷信に乗じて不淨の財貨を貪り、或は迷信を惡用して人心の動搖を謀らむとするものあり、怪力亂神は孔子も之を語らず、確乎たる信念を以て正道を踏まば天地恐るゝ所なし。

三、産業獎勵

産業の振興は國家繁榮の大本にして、生民安堵の基礎なり、克く官司の指示に従ひ、拮据其の業を勵み其の産を興す。

農作は優良種子の選擇を最先とす、耕耘播種其の法に従ひ、施肥除草除蟲收穫及調製等、皆其の足らざるを恐れ、日夜作物を擁護し土地を愛護す。

耕作は多手を可とす、婦女童幼と雖皆其の分に應じ助勢共働す。

養蠶は農家副業の首位なり、桑樹を培養し飼養は主として婦女之に當る。

蔬菜、製繩、製繩、機織其の他農閑を利用し、家に遊衣徒食なからしむ。

牛馬鶏犬羊豚は農家必須の家畜なり、廢物を利し用役を増す、務めて之を飼育増殖を圖る。

山林の荒廢は風水を狂亂し河川を濫流せしむ、國土の廢類人畜の被害頗る大なるものあり、其の濫伐を禁じ樵樹を愛護し造林を獎勵す。

商賈は誠實を旨とし薄利多賣估客の爲に勞を惜まず。

勞働に當りては徒に暇を盗み休息を事とすることなく、善く事功を擧げ善く收入を大にす。

四、公共奉仕

身を修め家を齊へ而る後隣里郷黨の爲に力を致し、進んでは國家社會の公益に貢獻するは、是れ人倫の公道なり。

凡そ約員は特約中の事務に獻身し模範部落の完成に努力す、邑面の事務より府郡並廳家の施設に至るまで、皆是れ地方開發の公共事業なり、約員は常に其の分に從ひ其の力を盡して、此等公共の事業に協力貢獻す。

道路鐵道河川堤防橋梁の安全を保持し、公園山野湖沼及海面等の公共事物の保護利用を全うす。

邑面其他公の選舉に當りては、選舉權者は皆選舉會場に往き其の與へられたる公權を行使し、適良なる議員を選舉するの責任を遂行す。

邑會議員面協議會員其他公職に選出せられたる者、其の公職を行ふに當りては公心以て地方の開發を念とし、苟も私心私益を挾むが如きことなきを期す。

郷中の學校に對しては常に其の教職員と親近し、子弟の教育を視察し、教職員と協力して庭訓を嚴にし、學校教育と家庭教育との連絡を密にす。

地方青年團少年團等の善良なる修養團體に協力し、其の着實なる發達を助く、約員は率先して租稅公課の期限内納付を勵行す。

五、患難相恤

水火盜難其他急難あるときは、約中の者皆往いて防衛救助に努む、殊に水火災に依り住家資財の烏有に歸したるときは、適宜現物を出し力役して其の難を救ふ。

約中の者一家疾病其他災害を蒙り、農耕の時を失する虞あるときは、約員適宜共力して其の耕作を代行し飢困を免れしむ。

貧に安んじ分を守り勞を努むと雖尙生計大に足らざる者あれば、約中財を與へ又は財を貸して之を償はしむ、老幼廢疾不具重病にて之を扶助する者なきときは約中共助して之を救助す、約中に於て力足らざるときは之を官に告げ其の賑恤を請ふ。

年壯の男子又は妙齡の女子にして未婚者あるときは、約中周旋して其の婚姻を助成す。

外來不良の徒又は怪疑ある者郷内に潜入したるときは速に之を官に内報す、豊年に際し約中協議して毎戸粟一斗以上を其の分に應じ

醸出し、郷倉を設く、郷倉の粟は毎年春期約中の受給を求むる者に保を立てしめ、一戸一石以内を貸與し、秋收期に至りて一割の増量を以て納穀す、受給を求むる者なきときは之を放賣し、秋收期に至り新穀を購入して郷倉に納る。

六、過失相規

約員にして身を持する謹嚴ならず、地方の風俗を害し、國憲を尊ばず、其の他約目約令に違はざるを過失とす。

過失者に對しては約中居常互に之を戒む、而して尙改めざるものは、郷會の議に依り約長之を滿座面責して戒飭を行ふ、郷會の戒飭三回に及ぶときは之を官に告ぐ、過失重大なるときは之を官に告げ其の處置を請ふ、郷會の戒飭三回以上に亘るも尙改めず、身を持する不諱にして郷中の良風を害すと認むるときは、郷會の議に依り之を黜約す。

黜約者に對しては郷中交を絶つ。

父母長上と争ふ者は之を戒む、父母祖父母老いて之を養はざるもの、父母祖父母死して之を祭らざるもの亦同じ。

兄弟姉妹相争ふ者は之を戒む。

夫婦相詰り夫淫逸なる者又妻貞節無き者は之を戒む。

長上の教命に従順ならざる者、又は長上の教命を行ふに欺罔して利を取る者は之を戒む。

妻子を教ふる能はず惡を爲さしむる者は之を戒む。

隣佑と睦しくする能はず相闘詰する者は之を戒む。

郷中の男女禮無くして狎昵淫戯する者は之を戒む。

衆人の面前に於て猥褻の行爲を爲す者は之を戒む。

竊に他人の物を盜む者は之を戒め、其の物を舊主に還す、悔めざるもの、又は情重きものは官に告ぐ、不正の行爲を以て私利を圖る者は之を戒む。

生業なく諸所を徘徊する者は之を戒む。

惡戲等を以て他人の業務を妨害する者は之を戒む。

牛馬羊豚を他人の田に放つものは之を戒む。

濫りに山野に火を放つ者は之を戒む。

淫訴を好むものは之を戒む。

泥酔狂態を爲す者は之を戒む。

他人を誣阿罵罵する者は之を戒む。

懶惰遊逸する者は之を戒む。

奢侈放漫自ら貧を招く者は之を戒む。

請託を受けて事を謀る者は之を戒む。

妄に迷信を説き人を惑はしめ、又は徒に流言風説を爲す者は之を戒む。

人の過失を見て之を規戒せず徒に誹謗排撃する者は之を戒む。

犯罪ある者を庇護隠匿し官に告げざる者は之を戒む。

郷倉の納穀實を以てせず、又は納期を過ぎ督促を爲すも尙滞納するものは之を戒む。

會衆の時遅刻する者は之を戒む。

郷中約目に背き約令に従はざる者は之を戒む。

参 考

内地の村里制（古事類苑に據る）

郷 里

〔類聚名義抄田〕里音理〔同六〕郷音香

〔伊呂波字類抄左〕地隣郷故郷里訓同五家爲隣、五隣爲里 閭里也、閭也、南平與里門曰里巷 邪閭 衆 衰 邑 邦已上

〔運歩色葉集佐〕里

〔書言字考節用集一〕乾坤 郷村（同二） 郷向也（同） 衆所向也（同） 里（同） 止也（同） 衆所止也（同） 邑（同） 閭門（同）

〔莊園考一〕郷を里と云し證は、東大寺正倉院文書に、大寶二年戶籍を舉て、御野國味蜂間郡春部里、また御野國本箕郡栗栖太里、また御野國加毛郡半布里、山方郡三井田里、肩縣郡肩々里、各務郡中里、またその斷簡（美濃國） 戶主弟古湏兒人波自年廿一、正女、大寶二年籍後、嫁出往郡内郡上里戶主君子部波尼多戶々主同族阿佐磨爲妻、また戶主大田部赤麻呂年廿五、正丁、大寶二年籍、郡内郡上里戶主大田部伊湏伎戶主子、今爲戶主、全戶移來、また筑前國島郡川邊里、大寶二年戶籍、また（同） 豊前仲津郡丁里上三毛加自久也里とみえたり、この内に丁里は和名抄にみえねど、筑前國郡川邊里は川邊郷、御野國加毛郡半布里は加茂郡埴生郷、また味蜂間郡春日里は安八郡にて、春日部は後に池田郡に隸られしにや、この郡に春日郷ある是にてあるべし、また本箕郡栗栖太里は本巢郡栗田郷とあるものと聞ゆ、これ孝徳より以後、この大寶の頃には、いまだ郷といふ稱なく、後の郷といふをば、此の時は里といへりし事を知るべし、常陸風土記に、新治郡云々、昔美麻貴天皇馭宇之世、爲平討東夷之荒賊、遣新治國造祖名曰昆奈良珠命、此人罷到即穿新井（今在新治里） 自郡以東五十里、在笠間村、また信太郡高來里云々、乘濱里東有浮島村、また行方郡、自郡西北堤賀里云々、從此以北曾尼村云々、男高里、また郡南二十里、香澄里從此以南十里板來村、また當麻郷（此に郷とあるは、里を郷と書るものなるべし） 云々、相鹿大生里、また香島郡云々、郡南廿里濱里、郡北三十里白鳥里、また那賀郡茨城里云々、片岡之村、久慈郡河内里、靜織里、小田里、また多珂郡道前里飽田村あり、この内新治、高來、乘濱、堤賀、

會尼、男高、麻生、香澄、當麻、相鹿、大生、濱、白鳥、茨城、河内、靜織、太田、道前は和名抄に新治、高來、乘濱、堤賀、會禰、麻生、香澄、當麻、逢鹿、大生、幡麻、白鳥、茨城、河内、倭文、大田、道口の郷これなり、かくあるによりて古への里は郷なり、里の下にある村は、後の里といふものなる事を知るべし○中略また上野國金井澤村なる神龜三年酉寅二月十九日に建たる碑文に、上野國、群馬郡下賛郷高田里とある里は、後の村に當るべきか、其證は河内西琳寺文書に、天平十五年張云とて、僧沙彌の貫屬を記せる條に、僧行會、攝津國住吉郡大國里云々、戊申和銅元年年四月二十八日、飛鳥寺受戒、受公驗、また僧願忠伊豫國宇麻郡常里主金集史族麻呂弟、得麻呂、己酉和銅二年年三月二十八日、飛鳥寺受戒、僧神耀云々、河内國古市郡下新居郷宮處里戸主文忌寸足閉戸口、神龜三年三月廿三日、藥師寺受戒、僧智藏、河内國丹比郡余戸郷余戸里戸主依網政男廣岡、養老六年三月廿三日、於藥師寺受戒、僧延達、河内國古市郡尺度郷鴨里戸主縣犬養連弓足姓乙麻呂、神龜四年三月廿三日、藥師寺受戒、僧永基、和泉監大鳥郡大村郷山田郷戸主比志貴造牛手男廣田、養老五年十二月廿三日藥師寺受戒采要大館高門所藏无題名古文書○律書殘篇に、國郡郷里の數を擧たる中に、郡五百五十五、郷四千十二、里万二千三十六左京條九、坊卅六、右京條九、坊卅三などあるに依て、古く郡郷の下に里と書るは、後世の村なる事を辨ふべし。

〔潤背上〕一疑問云、國衙何義乎、衙廳字訓如何、庄保郡郷等、其差別并字訓如何云々。

答曰、○中略郷、有通別名云、通者、凡其人之所生地謂之郷、樂府傳、我人詩云、涼源郷井、又云、古郷迢遼、是

皆通名也、云別者、天子畿内方千里内、中心有百里者四謂之鄉也、郷地制、一方五十里短一方百里長是爲一郷、一郷中有方一里者五百、如此六郷中有方一里三千也、又方一里中有廿五家、十里中有二百五十家、百里有二千五百家、五百里有萬二千五百家、是爲一郷制、總六郷中有七萬五千家、是爲六郷家數、云一家者方六十步也、六六而有卅六丈、六尺爲步六十步有六行、則六六而有三千六百步、是爲四面三十六丈地、今田舎一町是也、三百六十步爲一段、即三千六百步當一町步數也、天子或出軍或出獲之時、促六郷之民、一家出一人、則自七萬五千家出七萬七千人也、是爲郷地之制也。

〔日本釋名地理〕 里 さは小也、せばきなり、とは所也、せばき所也、里は都にあらずしてせばき所也。

〔東雅地輿三〕 里サト 郷の字、讀むこと亦同じ、郷といひ、里といひ其字同じからねど、共に讀てサトといへば、相通じ用ゆる事ありと見えたり、たとへば和銅の詔に、諸國郡郷名著好字とありしに、延喜式には、諸國の郡郷里名、並用二字必取嘉名と見えしが如きは也、郷里の字共に讀て、サトといふは、サは狹也、トは所也、其狹き所なるの謂なり、又大化の詔、及び其後代々の令式に見えし、造戶籍之法によれば、凡五十戶爲里と見えたり、郷には寛狹の同じからぬありと見えて、凡居狹郷、有樂遷就寛を處置すべきの法なり、又度地之法、五尺爲步、三百步爲里とも見えたり、さらば汎く言ひてサトといふには郷里の字通じ用ひぬれど、凡造戶籍度地等の法に至りては、里の字を用ひて、讀むで其字の音を用ゆると見えたり。

〔倭訓栞前編十佐〕 さと 郷里をいふ、狹處の義なるべし、真名伊勢物語に、京をよめるは、日本紀に本けり、○中略

邑は二里四方なるをいふ。

〔延喜式五十〕凡天下百姓、親勤農業、貯積雜穀、救濟孤獨、戶口增長、夫婦和順、名聞鄉里、親疎相識者、○中

申送官。

〔日本國郡沿革考一總說〕按中古鄉里之制、亦有可疑者、國史靈龜以來、往々有以鄉係郡之文、則與出雲

風土記之說合矣、然延喜式猶稱鄉爲里未得其說、○下

〔日本書紀二十五〕大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、○中其三曰、初造戶籍計帳班田收授

之法、凡五十戶爲里、每里置長一人、○下

〔令義解二〕凡戶以五十戶爲里、謂若滿六十戶者、割十戶立一里、置長一人、其不滿十家者、隸入大村、不須別置也每里置長一人、掌下檢校戶口課種農桑、禁察非違催賦賦役

若山谷阻險、地遠人稀之處、謂縱山谷阻險、而人居稠密、或雖人居稀疎、而地理平坦者、並不在此限也隨便量置、謂若滿十戶者、依上法立別里、若不滿者、令伍相保、附於大村也

〔出雲風土記〕意字郡鄉壹拾里三十

右件鄉字者、依靈龜元年式改里爲鄉、其鄉名字者、被神龜三年民部省口宣改之。

〔通典三食貨〕大唐令、諸戶以百戶爲里、五里爲鄉、四家爲鄰、五家爲保。

〔出雲風土記〕意字郡○中以上壹拾壹鄉、別里參。

〔令義解三〕凡國郡界內所部受田悉足者爲寬鄉、不足者爲狹鄉。

凡狹郷田不足者、聽於寬郷遙受。

〔律書殘篇〕日本國六十七、郡五百五十五、郷四千十二、里萬二千卅六、左京條九、防卅六、右京條九、防卅三

〔南海通紀一〕四國王制記 通考

或書に曰、倭國中略郡を以て郷を統ぶ、郷は凡て三千七百七十二也。

〔山州名跡志五變〕糺所下加茂トモ。本名藁倉也、源順載和名集、藁倉里是也、總じて彼書に所載の村里の號

は、其本郷の名なり、今民間に云處の親里オヤマトなり下略

〔山州名跡志六〕於郷爲其郡名所、俗是云親里オヤマト。列左、愛宕アヲタケ在同郡、宇治ウヂ在同郡、久世クニセ在同郡、相樂

在同郡、乙訓オトノ在同郡、綴喜ヅヅキ在同郡、葛野カヅノ在同郡、紀伊キイ在同郡

〔東海道名所圖會二〕桑名 桑名郡に桑名あるは、これを親里オヤマトといふ、山州宇治郡に宇治あり、愛宕郡に愛宕

あるが如し下略

〔倭名類聚抄六〕山城郡宇治郡餘戶、綴喜郡餘戶、大和國葛上郡餘戶下略

〔秋苑日涉三〕屠兒藍染家

蘇名類聚鈔曰、漢語鈔云、屠兒、中略越多即越都利之轉訛耳、其種落謂之何麻別、按蘇名鈔所載、諸國郷名

稱餘戶者、一國或及十餘所、餘戶此續云阿麻別、蓋在昔王化之盛、唐土三韓之民來歸者、國史不絕記、姓

氏錄所載、蕃部氏族之繁、可以概見已、其陋者、當時分置之諸國、各自爲郷、不與土著者相雜、故謂

其種落爲餘戶、大抵外國人、慣屠獸肉、故以屠爲業、後世佛教盛行、人忌食獸肉、遂見屠戶、如非人類者、故執工靴匠、雖在市廛中、不敢通問。

村

〔類聚名義鈔三〕村音尊ムラサト〔同六〕邑依立反ムラサト俗邑

〔伊呂波字類抄允地〕村ム邑四井

〔運歩色葉集〕村ム

〔書言字考節用集一〕村本字、訥會、人所聚居、謂之村落、同字彙、村也、善見律、有市名聚落、無市名村、同墅訥會田廬也、同邑

〔日本釋名地理〕村むらむらはむらがる也、人のむらがりすむ所也。

〔東雅三〕村ムラムラとは聚也、群黎の聚をいふ也、邑の字讀てムラと云ふ亦同じ、日神、天邑君を定められ

しと見え、又成務天皇の御時、國郡邑里を定められしなど見えしが如きは、邑と村と其字同じからねど、其

實は異なるにあらず、景行天皇紀に村亦讀てフレといふは、ムラといふ記の轉せしなり、又安閑天皇紀に、竹

村の地讀て、タカフといふは、猶孳生せし地をヲフといひ、茅生せし地をチフといふが如し、後にタカムラとい

ひしは卽是也、村亦讀てスキといひ、スクといふが如きは、百濟の方言也、また古時人名姓字等に 村主の字

見えて、讀てスクリといふが如きも、亦百濟の方言也、凡姓字に村主と稱せしは、皆は大漢三韓等の諸蕃也、

それが中に、漢人の如きも、其祖先三韓の地に流寓し、彼土の村主などいふものになりしが、我國に歸化せし

に、かへりて姓となりし所なりと見えたり。

〔倭訓栞前編三〕十一 村邑をよめり、群居の義也、村里を通じいへど、靈異記に、越前國加賀郡大野里畝田村と見えれば、村は里の内たるべし、又相模集に、あと村の里とよめり、されば五十戸、爲里の説によれば、村中の里と云ふ、村もと郷に作る、正字通に經史に村字なしといへり。

〔安齋隨筆前編〕十五 村 農民の住居する所をムラ村ノと云、又物の平均ならざるをムラノ不平といふ、物の一處に集るをムレと云、ムレと云はムラと云は、ムラガルなり、郡ノ群也、ムルガルは物の多く集るを云也、略、〇下

〔日本國郡沿革考一〕總說 按略 又國史處々有某郷某村之文、然令式倂不見以村係里之制、是亦可疑也、今以

臆度推考當時之形勢、在昔初建郷里、大抵據山河之位置、算戸口之多寡而定之、然一郷之民素不居一處、或取便詳居於幾處、於是不能不爲之區別、已有區別、不能無之稱呼、是村名之所以因起也、村之訓本出群之義、國訓相通、村名之起、非必在立里之後、雖未立里之前、民所群處、即有之稱呼也、蓋立里之制出于朝廷之法、群處之名、出于自然之勢、而當時民間或村里相通稱之、故如今義解、以里直爲村之解、雖然本是非朝廷之制、故令式無

明文也、及于中世、禍亂相踵、朝綱弛紊、所在土豪、爭占土壤、或分割郷、各有其地、隨便多以村名呼之、於是昔時之制度皆廢、遂以郷名爲贅物、至於今世、海內通制、以村直係郡、續紀、和銅六年、攝津國河邊郡、類稱以里爲村、自與今制異、郷里之遺名、有纒存土人之口碑耳、是皆出不得止之勢也、左々村、日本紀略、天元元年、

〔日本書紀神代〕一書曰、伊弉册尊生火神、時被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、

〔播磨風土記安永〕比治里〇中 宇波良村、葦原志許乎命、占國之時、勅此地小狹如室戸、故曰表戸、

〔日本書紀七景行〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞以授日本武尊曰、朕聞、其東夷也、識性暴強、凌犯爲宗、
村之無長、邑之勿首略○下

〔柳亭記上〕不入計

武州荏原郡不入計村他國にも此村名ありて、或は計を斗に作ると云々、いりやます村とよめり、按に惠空編節用大全、以行姓氏の部に、人不讀と記て、いりやますとかなをつけたり、算ふるを讀といふは古言なり、計も又算ふる意なり、さればいりやますは、いれよますの音便、かぞへいる、程にもなき小村といふ義なり、伊庭氏曰、和名抄に餘戸とある則是なり戸は家なり、一村算へいれべき程にもあらず、餘りし家ある所をいひしなり。

字・組・坪・分

〔日本國郡沿革考一總設〕今時昇平日久、民口繁毓、一村中、亦因民之所群處爲區別、俗稱之爲字、或小名、履之以組、曰某組、又曰某坪、某分、而儘有私稱某村者、遂呼其本村爲親村、呼其所區別爲枝村、或枝郷、是亦宛然似往時郷與村生區別之形勢。

〔護草小言三〕今村中の小地名を坪名と稱す、坪を以て地に名つくる彼○支にもあり、字書に平也とあり、さらば無高低地に名つくる歟。

剝兒坪三國志秦桑坪北魏書世宗本紀坪國朝林原坪懲懲錄、コレ蓮花坪、白溝坪續志紀略二康家坪、金漆坪同猶この外にもあるべし。

〔増訂豆州志稿一〕 郡郷

貞享中、國中を分て十二組とす、増、十二組ハ三島組二十七宿村、自三島至南條、谷田組二十村、自伊豆佐野至奈古谷、田中湯島、大見組二十七村、自牧郷至袋場、東浦組五村、自赤澤至片瀬、川津組十七村、自梨本至見高、稻生澤組十九村、自茅原野至白濱、加納組二十二村、自大賀茂至伊濱、松崎組二十村、自雲見至江奈、宇久須組八村、自宇久須至門野、組ニ入ザル村三十九村、是郷莊亡する多きを以ての故か、此組は甲斐にて筋と云、上總にて郡と云類にして、皆古の郷に準ず然レドモ一組ト分タルニ非ズ、只モヨリニ因テ立タルナリ。

〔但馬考三地理〕 朝來郡〇中

村數二十八、分て三となる。

生野浪山也 猪野、奥野、小野以上皆浪山之内 竹原野、上生野、麩野、丸山、菖蒲澤、岩屋谷、津村子

右廣谷庄と云。

黒川枝村也 魚籠、大外

右黒川谷と云。

山口、口田路、奥田路、立野、新井、羽淵、口八代、奥八代、山本、土肥、平野、老波、神子畑、佐中

右山口組と云。

〔紀伊續風土記六十三日高郡〕 總論

元和封初以後十八莊の地、或は分ち、或は合せ、更に海部郡由良衣奈兩莊の地を南海部と名づけ、當郡に加

へ、志賀組、入山組、天田組、南谷組、江川組、中山中組、山地組、切目組、南部組の九組とし、各長を置いて保管す。

莊 庄

〔書言字考節用集二莊一〕註、韻略、田舎也、又道路交會之盛也、俗作庄者非 庄同見

〔潤背上〕一疑問云、國衙何義乎、衙廳字訓如何、庄保郡郷等、其差別、并字訓如何云々。

答曰、中庄說文作莊、解曰、從艸庄云々艸ハ是草也 又曰、田舎也云々、徐鉉曰、作庄非也云々、今按日本風俗、

不從國衙、不輸官物云庄、故名之曰別庄、又曰山庄、又曰別業、相傳云、陽成院脫屣之後、分國司所治之地、始名庄、爲太上皇封戸田、置院司等云々、庄號之稱始于此矣云々、既爲太上皇封戸田、故不輸國衙之貢物也。

〔倭訓栞前編十一志〕 老やうゑん 莊園と書り、地を封せず、田を賜ふをもちいふ、湯沐の田外家に譲り、功田子

孫に至り、寺に施入せし類、私領と名け、官より給賜するにあらざるものを莊園とする也、これ郡にあらず、境界も定まらずなりしより、諸國に何の庄といふは、其名の遺り也といへり、正統記に、中古となりて莊園多く立られ、不輸の處出來しより亂國とはなれり。

〔南留別志四〕 庄といふ物を、郡のやうに思へるは誤なり、庄は莊園にて私田にあるべし、公田にはあるまじ、私田の内にも都に居給へる高官の人か、又は神社の封戸なるべし、是を司る代官の様なるものを庄司とい

ふなり、されば庄の名無き地もあるべし、何の國何の郡何の庄何村とかならずいふ事は誤なるべし、國郡郷と次第すること本法なり、郷の名は和名類聚に出たり。

〔南留別志の辨〕庄は庄園にて、私田にあるべし、公田にあるまじ、私田の内にも、都に居たまへる高官の人が、又は寺社の封戸なるべし。

庄園とは、わかれあることなり、また私田にありて公田になきにあらず、何れの地にも置くべし、後三條院の延久の記録所を初ておかれたりけるは、諸七道の所領の官符もなく、公田をかすめたり、宇治殿頼藤の原通の時一の所の御領々々とのみ云て庄園諸國にみちて、さまたげ多きを聞しめして、宣旨を下されて、諸人領地の庄園の文書をめされける、宇治殿へ仰られたりけるに、返事に、みなさ心得られけるや、所領もちて候もの、強縁にせんなど、おもひつゝよせたび候ひし、なんじやう文書が候べき、たゞそれがしが領と申候はん所のしかるべからぬをば、かすをつくしてたをされ候べきなりと申されし、此ころのことは、續よつぎ、愚管抄などにくはし、庄園封戸のわかちを見るべし、封戸は食封なり、從三位以上に賜はる、令に見ゆ、おはやけにしれぬる事にて、所領もちし者の心儘におくるべきにあらず。

〔隨意錄二〕我方中古、郡縣之外、有稱某庄者、庄莊之俗字、而大夫士庶人、或私買得之、或爲親故所與、非其采邑賜田、而更所、有之地、稱之莊園、掌其莊園者、謂之庄司庄宣、而士民多有莊園者、以日至奢傲、故及後朱雀帝寬德中、乃禁新置莊園、又至後三條帝延久中、後更禁之、而後雖世々督之、然置之猶不

止、富民豪家、每國不寡、驕僭愈生、而遂爲亂階云、今村里長、稱庄屋者、亦原乎庄司名也。

〔干祿字書平〕 庄莊並上俗、中 通、下正

保

〔書言字考節用集一乾坤〕 保郷里之義

〔潤背上〕 一疑問云、國衙何義乎、衙廳字訓如何、庄保郡鄉等、其差別并字訓如何云々。

答曰、○中 保、說文曰、安也、保守也、周禮五家爲鄰云々、按注疏意、四家人保安其一家也、今按、一家有

夫婦、四家有八人、人有喪則四家人保守其一家也、故毛晃保字注曰、篆作𠄎、從子也從八、從人、言子

八人爲保字也、今按本朝京城圖、方一町者四爲一保、其保守者四家而被保守者一家也、今只取四家爲一

保之義又按、一家者地方六十步也、以杖長六尺計之、六々而得三十六丈、是爲一家之地、今當方一丁之地

也、是李唐一家、與日本一丁其數同、據此按之、日本所立庄保者、雖不定其地量謂之保、其職人

云保司、保名從此起歟。

〔但馬考一制度〕 保と云ものあり、これは唐令に五家を保とすと云によりて、和令にも載らる、類聚三代格にいへ

る、結保にて、今の五人組なり、其かしらを保長と云、後は京都にても置れて、其家の雜掌やうのものを保長

とせしこと、三代實錄にあり、中頃よりは、是も村とひとしくなりしにや、御成敗式目には、郡郷庄保と云、

正統記には、庄園郷保とつづけたり。

〔新編常陸國誌七〕保

東鑑に元久元年十月十八日丁未、諸國庄園郷保地頭等、寄事於勸功賞構非例、濫妨所務之田、國司領家訴訟出來之間、今日有其沙汰之、名田之所職任本下司之跡、可致沙汰、背御旨者可改職之旨、被仰下云々あり、又承元四年五月廿五日壬子、陸奥國平泉保伽藍等興隆事、故右幕下御時、任本願基衡等之例、可致沙汰之旨、被殘御置文之處、寺塔追年破壞、供物燈明以下事已斷絶之由、寺僧各愁申、仍廣元奉行、如故不可有懈緩儀之趣、今日被仰寺領地頭之中云々、此を以て觀れば、鎌倉より以前、保といふもの必ずしも五家には限らず、たゞ村々一組に立し名となり、鎌倉の時に至ては、庄と同じ程の大きな地になりたること知るべし。

第七章 農 村

第一節 村落の發達

村落の地勢別戸口

一國地方に於ける戸口の増減は、その文化、民度、經濟等の消長を測定する上に極めて重要なものであるが、特に一定の聚落到に就いて、數年間の戸口趨勢を考察する如きは、併合後の朝鮮のやうな、過度時代通有の社會狀態の變化甚だしく、經濟の進展顯著なる地域に在りては、一層意義深いことであると信ずる。

聚落を都會と村落とに大別して見ると、朝鮮に於ては、總人口の約八割が農業に従事して居る關係上、戸口の大部分は村落に分布して居ることが判るのである。朝鮮に於ける村落の發生、村落の形相、村落の經濟等に關しては、内地と大に趣きを異にし、頗る興味ある事例を有して居る。村落と云つても、地勢に依りて、その形相の状態を異にし、民家の集團及び散在の大小粗密も一様でないが、私は試みに朝鮮に於ける聚落調査に當り、行政區劃の單位である府邑面中、府及び邑を都會に入れ、一面を村落と見做し、これ等の面を大體地勢別に、平野地、鐵道沿線、沿河地、臨海地、及び山間地に區分した。尤もこの類別は、先年「朝鮮の人口現象」(調査資料 第二十二輯)の編纂に際して用ゐた方法で、平野地と、沿河地、鐵道沿線、臨海地などの間には、劃然たる區別

をつけることは困難であるから、大勢觀察に據つたものであり、また邑に屬する地域には都會以外の村落に屬する部分があり、村落に屬する面の地域中にも小市街地を包含する例は多いが、この二大別は左まで不都合はあるまい。而してこれ等の面の中には、數十戸乃至數百戸の幾つもの里洞あり、その一里洞の中にも、小は數戸より大は數十戸の部落が、或は集團し或は散在して居るのである。

全鮮の村落を悉く地勢別に分類し、その戸口の消長を見る如きことは、時間と勞力の上より、到底容易の業でないから、茲には調査の便宜上、各地勢に就き約四五十面を擇び、その大正十年末と昭和四年末の現在戸口數を比較對照することとした。これは最近の數字とその十年前の數字を知らうとしたのであるが、本府所藏の大正九年の統計に不揃ひのものあり、已むを得ず大正十年と昭和四年の統計を用ゐたに止まり、別に意味はないのである。即ち各地勢別の村落名、面積、戸數、人口數の大正十年末と昭和四年末の消長は左の如くなつて居る。

京畿道	面	積	大正十年末		昭和四年末	
			戸數	人口	戸數	人口
長湍郡内面	方里	三、〇三五	一、〇五七	五、二四三	一、〇一八	五、六四二
高陽郡崇仁面		三、八〇八	三、一五四	一五、八六三	四、二七四	一三、一六〇
同 碧蹄面		四、三二四	一、四五六	七、九〇五	一、四三八	七、八二七

	廣州郡中部面	四、二八四	一、二〇四	六四二五	一、二一九	六〇一一
忠清北道	清州郡江西面	二、六七七	一、四九三	八七〇五	一、三六八	九六三二
	報恩郡報恩面	二、八七一	一、六三二	八四九二	二、〇〇一	三〇、一四六
	鎮川郡德山面	三、一五四	一、四八五	七七八二	一、五三八	八、三三四
忠清南道	公州郡灘川面	五、五四三	一、八二〇	九、八五二	一、八二七	一〇、三三九
	論山郡論山面	〇、四三三	一、〇八二	五、二二五	一、三四一	六、六九七
	瑞山郡普岩面	三、二四四	一、七八三	七、三〇六	一、五八二	八、二四七
	牙山郡新昌面	二、八八九	一、〇九三	七、二五六	一、二〇四	七、二六二
	同 溫陽面	二、二一〇	一、三三三	五、九八二	一、四四五	八、四八〇
全羅北道	禮山郡禮山面	二、七九六	一、五八八	八、四七五	二、二一六	一、二七七九
	錦山郡錦山面	一、四〇四	一、三八四	六、九七〇	一、四七四	九、一一一
	淳昌郡淳昌面	一、三八九	一、四〇七	七、二二八	一、六五三	八、六八九
	益山郡礪山面	二、三八〇	一、三三一	五、八六八	一、三七七	六、五七〇
	同 望城面	二、〇八三	一、四一七	七、三三五	一、六一九	九、〇三六
全羅南道	寶城郡袋白面	三、二二〇	九四〇	五、二二〇	九二六	五、四四九
	海南郡三山面	三、二九八	一、一〇八	五、四七八	一、〇四八	五、五〇三
	咸平郡月也面	二、二〇八	一、三九三	七、九二五	一、五八二	八、七二六
慶尙北道	慶州郡外東面	七、二二四	二、五六六	一、三五七〇	二、四七七	一、三、五三八
	奉化郡物野面	七、二四三	一、七三六	八、五五四	一、五八一	九、〇一八
	迎日郡神光面	五、一七四	一、七七一	九、〇六八	一、六六〇	八、六三〇
	醴泉郡龍門面	四、五六六	二、二一四	一〇、〇九五	一、七五八	一〇、二六〇
慶尙南道	蔚山郡彦陽面	三、一六一	一、七五四	八、八四一	一、七二七	八、九八六

第七章 農 村

朝鮮の聚落 (前篇)

河東郡岳陽面	三四五三	一七六九	八六六八	一九九五	九六五九
固城郡大可面	三三八七	一〇九九	五八一〇	一一四三	六〇九六
陝川郡三嘉面	三九五五	二〇五八	一〇三六	二九六	九四八六
安岳郡安岳面	三八八六	三二五九	一三七〇七	二九八	一六七二五
新溪郡栗面	二八三三	六一九	三二〇五	六三七	三三七二
延白郡漢村面	一七四六	八二三	四二八九	八二六	四四八三
載寧郡載寧面	二二二三	一八〇一	八九七一	二四二四	一三二八四
平安南道 順川郡舍人面	五七四八	一三三七	六五二	一五三	八〇〇一
江西郡班石面	二五九二	八九四	四〇四六	一一二	五五三二
平原郡檢山面	二六八一	八二六	四七〇	七八六	五二四九
平安北道 鐵山郡餘閑面	三二四一	一一四九	六六〇二	一三六	八二三三
熙川郡熙川面	五五三〇	一一九二	六〇八二	一三四	七三五〇
江原道 原州郡地正面	六二四四	一一九一	六二〇一	一一四九	五七三七
寧越郡西面	五三七四	九〇二	四九〇九	九五三	五二六六
江陵郡邱井面	五三三九	一〇五七	六二三〇	一〇九六	六四八九
咸鏡南道 咸興郡北州東面	三〇五四	九四六	五七三三	一〇三八	六三二八
同 南州東面	三二三三	八〇四	五〇二〇	八九七	五六六八
永興郡洪仁面	〇八一九	一一四三	五五三	一一六一	六三八九
咸鏡北道 慶源郡東原面	六五七四	三三三	二四六〇	四九九	三〇七九
同 阿山面	七九六〇	四九九	三〇六五	七三〇	四三八八
計	四十五箇面	六三三三三	三三三三六九	六六四三八	三六七四三五
平均密度	一方里當	三八〇	一九七	四〇六	二二四八

鐵道沿線

道	面	積	大正十年末		昭和四年末	
			戶數	人口	戶數	人口
京畿道	振威郡西南面	一三五五	一五八六	七五〇一	一三三四	八二四四
	安城郡邑内面	〇九五〇	一六六五	八五〇七	一四一八	九六八三
忠清北道	開城郡中西面	四二二七	一二七〇	六三九九	一二七一	六八四四
	富川郡多朱面	一六一五	一一九五	六二三九	一五七四	八〇〇七
忠清南道	永同郡永同面	七六五〇	一九四三	一〇二六五	二四九一	二二四一七
	清州郡江外面	三〇三六	一五三三	七八三〇	一四八三	九一四五
全羅北道	論山郡連山面	三三七三	一八七七	九三七一	二二一七	一〇九〇八
	大田郡北面	二八四八	一一〇五	六四〇一	一一八一	七三五三
全羅南道	燕岐郡全義面	三・三五	一・〇〇〇	六七二四	一三三八	七五五〇
	同 西面	二四二三	一・六五二	九三二六	一九一八	一〇三六一
慶尙北道	同 東面	二〇九六	一三三九	七四四五	一一八四	七〇四九
	益山郡咸悅面	一・三三九	九七一	四八〇四	一・〇五〇	六・〇二五
慶尙南道	金堤郡金堤面	一四六一	一・八五	九〇〇〇	二・三七六	二・九三三
	井邑郡龍北面	一四三七	一・八六五	八九八三	二・五三三	三・二二八
慶尙南道	光州郡林谷面	二・一五〇	一・〇八九	五三〇四	一・三三一	六・二七九
	潭陽郡九岩面	一四六五	一一〇七	六二八七	一一三三	六・五九〇
慶尙南道	漆谷郡倭館面	三・〇五四	二・〇二三	九三四七	一九〇六	九・六〇九
	金泉郡牙浦面	三・四四三	一四八一	八五七八	一・三七一	九・九二三
慶尙南道	昌原郡東面	三・九五七	二・五三	一一二四二	二・三八三	一一二六六
	同 西面	三・三三	一・三三	六二八七	一・三三	六・二七九

第七章 農

村

六四七

朝鮮の聚落（前篇）

	東萊郡沙上面	二四七八	一、三一九	六九二	一、五五九	八二〇七
	晉州郡文山面	二、二三三	一、二二四	六一一	一、一九三	六一九七
黃海道	平山郡平山面	二、五三三	七〇三	三四五四	六五二	三、五一一
	金川郡金川面	五、七七八	一、三六四	六七四	一、三〇八	六、四三〇
	黃州郡黃州面	二、六六六	一、九〇四	六八三	一、九五八	九、七三二
	同 黑橋面	五、七〇三	一、七六一	八二七	一、八四一	九、一五〇
平安南道	安州郡新安州面	四、三三四	一、七八五	一、〇二七四	一、七七一	一、四四二四
	中和郡中和面	七、二六九	一、八〇四	九六五七	二、三四六	一、三三〇一
	平原郡永柔面	四、三三三	一、六八六	九二〇	一、八五三	一、〇六二四
	平原郡肅川面	三、二二四	一、三三六	六五八三	一、四三三	八四〇一
平安北道	鐵山郡鐵山面	三、八一九	一、四七五	八〇四九	一、五三三	一、〇一八〇
	義州郡威遠面	三、三三四	九六〇	五、四九四	九八三	六、八〇五
	博川郡博川面	三、〇三三	一、九四一	一、〇四五三	一、九四〇	一、二二〇九
江原道	金化郡金化面	三、一三四	一、〇七三	五、四九八	一、二九三	六、九九五
	平康郡平康面	七、〇三三	一、八六八	九、〇七六	一、六〇八	八、九三七
咸鏡南道	安邊郡衛益面	二、三四四〇	二、五二八	二、三七四	二、四六二	一、四、〇三三
	同 培花面	二、八六〇	一、三三四	七、七四四	一、四四〇	八、七三七
咸鏡北道	富寧郡石幕面	一、〇四四	三三三	二、二七九	一、四〇三	二、七〇八
計	三十七箇面	一、四六、六九二	五、五三、三三七	二、八五、六六三	五、九〇、七六一	三、三九、六七四
平均密度	一方里當	一、四六、六九二	三七七	一、九四七	二、四〇三	二、二四七

沿 河 地

道	郡	面	大正十年末		昭和四年末		
			戸数	人口	戸数	人口	
京畿道	高陽郡	露島面	二六三三	二,三六四	二,三四四	二,三〇九	
	楊平郡	葛山面	一六〇八	八,二四七	一,四五五	八,三四六	
	漣川郡	官仁面	七五九	四,二八一	七五八	四,一九二	
	江華郡	佛恩面	八七七	四,六六三	九一〇	五,三三二	
	金清郡	陽西面	七二五	三,六五三	七三〇	四,三三二	
	同	霞城面	一一〇八	六,〇五〇	一一三三	六,二五〇	
	同	月串面	一二四八	七,〇三九	一二九三	七,〇七四	
	忠清北道	陰城郡	甘谷面	一,五五〇	七,八六二	一,四八一	七,八五五
	沃川郡	東二面	一,四三三	七,六〇九	一,三八二	七,五七一	
	忠清南道	公州面	牛城面	一,九二八	一〇,〇三四	一,七五五	一〇,四八四
全羅南道	唐津郡	唐津面	一,五七七	八,二五九	一,八〇三	九,八二八	
	論山郡	城東面	一,三五二	七,七四一	一,六一四	八,六三一	
	牙山郡	仙掌面	九三三	五,〇九八	九八八	五,六二六	
	扶餘郡	扶餘面	一,七六五	九,二二八	一,七〇〇	一,一三〇	
	舒川郡	華陽面	一,五五九	八,三三八	一,六二七	九,四〇九	
	高敞郡	高敞面	一,二二八	五,九六〇	一,二五七	七,二二九	
	南原郡	南原面	二,二一七	九,八一	二,〇〇三	一〇,九三三	
	羅州郡	洞江面	二,二五三	六,六九二	二,一九三	七,二二七	
	康津郡	康津面	一,八三五	九,三〇九	一,七七一	一〇,一七〇	
	光陽郡	津月面	一,二三五	六,一六三	一,三八五	七,三三九	
第七章 農					六四九		

朝鮮の聚落（前篇）

六五〇

慶尙北道	達城郡玄風面	一五五八	一七三二	八二六〇	一七四七	九二一九
	義城郡點谷面	四二九七	一三三三	五三四五	九七四	五三〇八
	善山郡善山面	三〇〇三	一六六〇	九五二	一七四八	一〇四〇四
	醴泉郡豐壤面	四〇七三	一五三二	九七九八	一六〇一	九六九五
慶尙南道	咸安郡代山面	三四六四	一四六一	七四八五	一三三四	七〇〇五
	宜寧郡華陽面	一、二四九	六五八	三、五八九	六七三	三四一七
	昌原郡大山面	二〇九一	一五九一	七四七一	一、九六八	九五二〇
	梁山郡上西面	三、一〇八	一、二八八	六〇九八	一、三二一	六七七
黃海道	延白郡雲山面	四七〇三	八六九	四四六三	八〇四	四二四六
	黃州郡青龍面	三七四三	一〇八一	五、九六一	一、四七八	七、七六七
	同 三田面	三、三二四	一、〇七九	五、八三〇	一、〇九〇	五、六四三
	載寧郡南栗面	一、二〇四	一、二一八	五、五五五	八〇七	四、二二五
平安南道	安岳郡安谷面	六、二七六	一、八〇〇	九、九〇二	一、四八一	一〇四六
	大同郡南串面	三、二九九	二、四九	二、七九〇	二、四九三	三、一〇一
	中和郡海鴨面	四、四九八	二、一五二	一、二、三九	二、一八〇	一、二、三、七
平安北道	江西郡草里面	一、五五二	八八六	四、六六〇	九〇五	四、八六八
	博川郡北面	二、九五三	九六六	五、四四二	九二七	五、三八九
	同 嘉南面	二、三三八	一、二四九	六、六六八	一、四八〇	七、八七一
	義州郡加山面	八、〇六一	九〇〇	五、七二六	九六九	六、三三七
	同 光城面	三、九〇七	二、〇三三	一〇、九〇八	一、五五八	一、二、四八五
江原道	楚山郡城面	五、七六一	四六八	二、七四五	四七	三、〇四九
	旌善郡旌善面	五、二八五	八七八	四、七二〇	七七七	五、一九四

咸鏡南道	永興郡順寧面	一〇六八四	一九八五	九八〇七	二〇三七	一三〇一一
	三水郡江鏡面	三三五三	一九六九	一一四〇〇	二〇五三	一一九四八
	穩城郡穩城面	九八五九	二四六七	六四八一	一六二五	八七九三
成鏡北道	慶源郡慶源面	二二四六	七六一	三五七四	八二四	五三二四
	慶興郡慶興面	二二四八九	八六八	五五二五	一一八七	七二九九
	慶興郡慶興面	二二九〇	一一五四	五八五四	一〇九九	七七四〇
計	四十八箇面	一九、六〇八	六五、七五	三六六、七二六	六六、七八〇	三七八、九九七
	平均密度	一方里當	三四一	一七九五	三四六	一九六五

臨海地

京畿道	富川郡文鶴面	一、五〇一	八二	四二九九	八四〇	四四五三
	同 西串面	二、三四四	八六〇	四四七六	八三三	四五九三
	金浦郡大串面	三、七六七	一、一四六	六四七三	一、一五五	七、二八三
	始興郡君子面	三、四九七	一、七四〇	九、一六二	一、七五九	九、一四八
忠清南道	唐津郡石門面	二、六五一	一、〇五五	五、一七二	一、〇〇九	五、四〇三
	唐津郡松山面	二、五九八	一、二二三	六、三三六	一、二八二	七、〇九二
	牙山郡仁州面	三、六九九	九〇三	五、一五七	九、九三	六、〇三四
	保寧郡大川面	二、六七三	一、三〇九	六、四二一	一、三九四	九、一八六
全羅北道	扶安郡幸安面	一、五二七	一、〇六五	五、三五七	一、二三八	六、〇六六
	同 山内面	七、八〇八	一、四九二	七、八二六	一、六四九	九、一八一
第七章 農	村		六五一			

朝鮮の聚落（前篇）

扶安郡乾先面	一、三五四	一、四三三	六九六〇	一、七二四	八、五九三
高敞郡海里面	二、四九〇	一、四五二	七六七	一、五〇〇	八、二三四
金堤郡萬頃面	一、六七六	一、三九三	七、八三九	一、五二六	八、六七〇
高興郡道陽面	三、二八九	二、〇三六	一、一八八〇	二、三一一	一三、〇三三
海南郡花山面	三、一八八	一、四六八	七、八一九	一、四八九	七、七七七
珍島郡義新面	四、二二六	一、五二〇	七、三三一	一、六〇五	九、八四二
濟州島新在面	一三、一三六	四、六三三	二〇、八三九	四、九七七	二二、八五五
慶尙北道 慶州郡陽北面	一〇、六八九	三、三一九	一、八〇八	三、七七九	一、九四七
盈德郡桐谷面	四、二九〇	一、四六四	七、五三三	一、三九二	七、九四〇
同 南亭面	四、七七二	一、四四四	七、三六〇	一、四二四	八、七四五
慶尙南道 東萊郡機張面	二、八九八	一、三三〇	七、一六一	一、四一八	七、六九四
同 日光面	二、三五二	八、七四	四、七六〇	九、七	五、二九三
蔚山郡東面	二、四七九	二、〇〇八	九、九二九	二、一五〇	一、〇八〇
同 溫山面	一、四三九	一、三三五	七、二八九	一、二六九	七、七四二
黃海道 延白郡海城面	二、七〇〇	一、三三九	五、四四一	一、〇九三	六、二四六
襄津郡龍泉面	六、九五五	一、四四七	七、〇四四	一、五七二	七、八九八
同 西面	六、二五一	一、三七四	六、五六六	一、四三三	六、八七四
殷栗郡西部面	三、〇〇五	一、一三〇	五、五三六	一、一九九	六、二九五
長淵郡薪花面	八、五八二	一、三九三	六、七八八	一、四二〇	七、五七九
同 大教面	七、三二〇	一、三一一	六、三〇五	一、五七〇	八、一一一
平安南道 龍岡郡金谷面	二、五〇八	一、三三四	五、七三六	一、五四〇	七、九六一
平原郡龍湖面	三、五六四	一、一七〇	六、七九七	一、三三三	六、九二四

山 村 間 地

同	漢川面	三五二〇	一四五七	七三九五	一五五三	八八一七
同	安州郡立石面	四四九八	一九九〇	一一六六五	一八八四	一一四七
同	燕湖面	五七九七	一七三三	七六二八	一三三七	七〇〇五
同	龍川郡龍川面	三〇三四	一六四八	八四五七	二〇〇五	一一三四
同	定州郡安興面	二六五六	一〇六四	六二五七	一三〇〇	七三三三
同	海山面	二一七一	一七八四	五六九二	一一四七	六一七六
同	蔚珍郡平海面	四〇八四	一四六七	七八三一	一一九四	九三三七
同	江陵郡望祥面	二四九八	六四一	三五八四	七七	三九八八
同	三陟郡遠德面	三三五〇	二二七〇	二二七八	二二九六	一四一七
同	咸興郡西湖面	三三五一	一〇一一	七六一	一一八七	七二七四
同	安邊郡安道面	五三六五	一〇〇三	六〇一〇	一一三一	六九〇〇
同	北青郡新浦面	四九三	三二七	一一三六四	二五〇七	三三六
同	鏡城郡梧村面	二四一八七	二二八六	一四四三六	二二四六	一五七二
同	漁郎面	一四五九六	二二六六	一三八七一	三〇五六	一八七六九
同	富寧郡漣川面	九三七八	五四八	三六七六	七八五	五三三三
同	明川郡下加面	二二九九七	一三三九	六八七〇	一一五五	七四〇一
同	慶興郡蘆西面	一一〇三三	六四九	三六八九	一〇六一	七〇九
計	四十九箇面	二五九四二七	七二七七	三八二二五四	七〇四四	四三三三三
平均密度	一方里當	二六	二六	一四七三	二六	一七七一

朝鮮の聚落 (前篇)

面積

大正十年末

戸數

人口

昭和四年末

戸數

人口

六五四

道	郡	大正十年末		昭和四年末	
		戸數	人口	戸數	人口
京畿道	開城郡城北面	九三	四三九〇	七九〇	三三二九
	堤川郡白雲面	一四二	七二九	一三九八	七三三三
忠清北道	昌寧郡魚上川面	一三三	五八〇	一〇九二	六〇五八
	鎮山郡延慶面	一四四	六六二五	一三九二	六六九二
忠清南道	公州郡鶴龍面	一六六八	八九九三	一九二六	八八八六
	保寧郡嶺山面	一九一七	八三六	一五九七	八五四七
全羅北道	青陽郡雲谷面	一〇七	五九〇〇	一〇五五	七〇三三
	論山郡伐谷面	一〇七	六四〇九	一三〇五	六九八七
全羅南道	茂朱郡安城面	一八三	九五五九	一九四三	一〇三三五
	鎭山郡秋富面	一〇一四	五四〇〇	一一〇六	六二八四
慶尙北道	任實郡任實面	一四四	六六三	一三〇七	七三三五
	淳昌郡雙座面	一七三	八八八六	一六八四	九一六五
慶尙南道	鎭安郡富貴面	一四三	六七二	一三八三	七五〇四
	寶城郡文德面	一四三	七七二	一四三一	七八〇二
慶尙東道	羅州郡茶道面	一三六	八二七	一四五五	八二六六
	和順郡內北面	九五	四四六五	八八二	四七七四
慶尙西道	星州郡伽泉面	一〇一	九三七	一六七四	八〇七五
	英陽郡日月面	一五一	五五〇二	一〇〇五	五二八五
開慶郡開慶面	開慶郡開慶面	一三二	六三六	一四〇六	八二四六
	開慶郡開慶面	一三二	六三六	一四〇六	八二四六

慶尚南道	成陽郡西下面	四五六八	九七八	四九〇一	九七三	四九三四
	居昌郡加北面	六・四一	一四六五	七二六二	一四三八	七二二四
黄海道	谷山郡西村面	四・五〇	五三三	二七五〇	五〇〇	二八六六
	同 東村面	一六四五	九六七	五二〇八	八三五	五二一四
	遂安郡城洞面	五・五五	一〇,〇三三	五,三四三	一,二五〇	五,八四二
	同 水口面	七・四四	八五五	四,四九七	一,〇七五	五,六五七
平安南道	寧邊郡小白面	二六・三〇	五七三	三,三五五	五五九	三,五七一
	孟山郡東面	八・五二	七七七	四,五五三	六三三	三,九四四
	同 鶴泉面	五・〇〇	五四一	三,二八四	五五五	三,〇八一
平安北道	義州郡玉尙面	一七・三六	一,四五一	八,二三八	一,四二二	九,五五四
	楚山郡東面	九・八三	八八七	五,五四八	七二九	五,八〇六
	江界郡干北面	三・四・四〇	八二六	三,七三〇	九〇一	五,〇八五
	厚昌郡東興面	五・四・六九	一,二八八	五,九四八	一,二八八	七,六〇九
	慈城郡慈城面	一〇・七・〇	一,二三八	五,四〇一	一,一〇六	六,五六七
平安北道	寧邊郡百嶺面	一・四・七八	一,二八三	六,九〇三	一,二七二	七,五六一
	朔州郡兩山面	一四・三五	八九三	六,二〇九	九七六	六,七七六
江原道	金化郡近南面	八・三七	一,〇六五	五,三三九	一,三三〇	六,七六五
	伊川郡山内面	二・二・二六	一,〇五五	五,六四五	一,〇五二	四,四三七
	寧越郡上東面	一五・二・五	一,三三〇	七,〇七八	一,五三八	七,八九三
	淮陽郡長橋面	三・三・五八	三,〇七五	一七,二八一	二,五五二	一七,六二七
	麟蹄郡麟蹄面	二〇・六・四	一,八三三	一〇,〇一四	一,七八六	一一,二〇六
咸鏡南道	甲山郡普惠面	八・九・九六	二,六六九	三,三三三	三,三八二	二〇,八五六

朝鮮の聚落（前篇）

高原郡山谷面	一九五六四	一三五二	八三七六	一四六四	八七三二
永興郡耀德面	二九五五三	一九二八	一〇八二九	二〇六〇	二二四〇五
豐山郡天南面	六三九四六	二四一九	一五五三一	二四七一	二五九一九
同 熊耳面	九二二四八	二二六九	一四〇七五	一八〇一	二一五九八
長津郡中南面	三八五八六	六八七	四四八一	七四六	五二二六
同 郡内面	五二二六二	七八九	四二一八	七一九	四八六四
端川郡水下面	四六二三〇	三五〇四	三三九五六	三一九三	三三一一三
北青郡泥谷面	三四七〇五	二二二五	一四四〇三	二八七五	一六六五〇
咸鏡北道 咸鏡北道 咸鏡北道	二〇八一四	一七六六	二二五五〇	一八二二	二二九一九
鏡城郡朱南面	五五・四四三	二〇七五	三・四五二	二・一〇二	一四六九九
吉州郡長白面	二六八一八	二九〇八	一七九四九	二・八四三	一八六六六
茂山郡三長面	七八七四四	五四〇	三三〇六	八九九	五七九八
同 東一面	三二六四九	四六四	二四二九	七三七	三九三三
穩城郡永忠面	五二七三	三二四	二・〇〇三	四〇二	二七〇四
鏡城郡古邑面	九八八五	八二七	四・九二一	九二五	五六八九
會寧郡鳳儀面	一四三三五	四二八	二・八四四	四四一	三二二八
計	一・一三二・一七〇	七七五九九	四三三・〇八九	七九五二六	四七〇・三三六
平均密度	一方里當	六八	三六四	〇七	四一五

村落發達の動向

右の如く、朝鮮の村落二百三十七面に就いて、地勢別の調査を行つた結果、戸數人口共に増加せる面は百三十九面の多きに達し、人口は増加せるも戸數減少せるもの五十九面、戸數は増加せるも人口減少せるもの八

面、戸数人口共に減少せるもの三十一面となつて居る。更にこれを地勢別に就いて見るに
 平野地は四十五箇面中

戸数、人口共に増加せるもの
 人口は増加せるも、戸数減少せるもの
 戸数は増加せるも、人口減少せるもの
 戸数、人口共に減少せるもの
 鐵道沿線は三十七箇面中

戸数、人口共に増加せるもの
 人口は増加せるも、戸数減少せるもの
 戸数は増加せるも、人口減少せるもの
 戸数、人口共に減少せるもの
 沿河地は四十八箇面中

戸数、人口共に増加せるもの
 人口は増加せるも、戸数減少せるもの
 戸数は増加せるも、人口減少せるもの
 戸数、人口共に減少せるもの
 臨海地は四十九箇面中

戸数、人口共に増加せるもの
 人口は増加せるも、戸数減少せるもの

二十六箇面
 九箇面
 十箇面
 二十四箇面
 十箇面
 三箇面
 二十七箇面
 九箇面
 四箇面
 八箇面
 三十五箇面
 十一箇面

戸数は増加せるも、人口減少せるもの

二箇面

戸数、人口共に減少せるもの

一箇面

●●●
山間地は五十八箇面中

戸数、人口共に増加せるもの

二十七箇面

人口増加せるも、戸数減少せるもの

二十箇面

数増加せるも、人口減少せるもの

二箇面

戸数、人口共に減少せるもの

九箇面

となつて居る。即ち地勢上、戸口の増加率最も大なる地方は、小市街及び集團部落の分布多き鐵道沿線並に沿海地の村落である。平野及び沿河地の純農業村落は戸口の増加率は概して幾分低く、山間村落に至つては戸口の増加率が極めて微弱である。元來村落に於ける農業戸口は、他の市街地に於ける商工業戸口などに比して、遙かに定着性を有して居るが、それでも各種の經濟的理由に基いて、機會ある毎に農家が商工業や労働者等に轉業し、または生活の安易なる方面へ戸口の移動して行く性質を持つて居る。従つて近來朝鮮に於ては、一方に在りては農村人口の都市へ向つて漸次集中し、また一方に在りては内地及び滿洲・西伯利亞方面へ移住出稼する數が決して少くない。殊に山地帯の火田民や平地の窟民は、無雜作に住居を移轉し、到る所に土幕土窟を構へて生活し、内地人の如く墳墓の地に執着しない共通性を持つて居る。斯かることが原因となりて、純農村部落に於ける戸口増加率の低いことは争はれない事實であるが、一面より見れば、これ等の地方が、近代文化

の惠澤を蒙ること少くして、産業の經營や生活の様式等が、尙ほ原始的狀態を相距ること遠くない爲めに、何年経つても、その戸口數に大なる變化を來さないであらう。

従つて戸口の減少せる面は、鐵道沿線及び臨海地村落には甚だ少いが、山間地村落、及び平野地、沿河地村落には相當多い事實を見るのである。尙ほ各地勢別の村落戸口の一方里當平均數に就いて、大正十年末と昭和四年末を比較すると左表の通りである。

一方里當平均戸口數

種別	調査面數	大正十年末		昭和四年末	
		一方里當戸數	一方里當人口	一方里當戸數	一方里當人口
平野地	四五	三八〇	一、九七二	四〇六	二、二四八
鐵道沿線	三七	三七七	一、九四七	四〇三	二、二四七
沿河地	四八	三四一	一、七九五	三四六	一、九六五
臨海地	四九	二七六	一、四七三	二九六	一、六七三
山間地	五八	六八	三八四	七〇	四一五

朝鮮の村落一方里當平均の戸口數は、平野地に最も多く、鐵道沿線、沿河地、臨海地の順序になつて居り、山間地は最も少いのである。而してその戸口増加數の著大なる地方は、鐵道沿線を第一位とし、臨海地これに亞ぎ、平野地は中間に在り、沿河地、及び山間地の戸口増加數は極めて少數である。これを要するに、交通機關の普及が聚落の發達に影響する所尠少なからざるを示し、依りて以て朝鮮の經濟力が、如何なる方面に伸び、

社會組織の變化が奈邊に及びつゝあるかを明確に物語つて居る。

第一節 村落の發達は、農村のみならず村落全體に關係あるものであるが、朝鮮に於ける村落の大部分は農村であるから、便宜上この章に於て記述した。

第二節 農業人口と耕地

拙著「朝鮮の人口現象」では、都會地、都會接續地、平野、河川流域、沿海地方、島嶼、山地帯、鐵道沿線の人口密度を綿密に調査して表出してあるが、これを通觀するに、朝鮮の人口分布は、都會地は別として、平野及び鐵道沿線に於てその密度最も高く、これに次いで河川流域、著名なる島嶼、沿海地方の順序に、人口密度の差があり、山地帯に於ける人口密度は甚だしく稀薄である。人口密度の濃薄は以てその地方に於ける、文化の進歩と經濟の發達の程度を卜知することが出来るから、人文地理の研究上頗る興味あるものである。元來朝鮮人は住居地に對して比較的執着心強からず、生活の必要に應じて轉々その生活本據を他に移し、特に下層民に在りては、洪水・旱害等の饑饉に際し、古來國境を越えて滿洲・西伯利亞方面に出でたる例多く、併合後は一家を擧げて内地へ出稼ぎする者も頗る多くなつて來た。また國內に於ても甲地より乙地に部落的の移住を爲すこと珍しからず、就中火田民の如きはその傾向の最も著しきもので、水草を追ふて生活したる遊牧時代の原始的狀態が、今尙ほ西北部の山地帯に残存して居るのは、特に注目すべき現象である。

右の如く人口の分布は地帯に依りて濃薄あるを免れないが、朝鮮の人口は大都會又は市街に集團せるものは極めて少く、その大部分が地方農村に大小の部落を形成して生活して居るのである。云ふ迄もなく農村部落の生命たる農業の對象となるものは耕地であるから、先づ各道に於ける農家戸數及び耕地面積の狀態を統計に就いて一瞥しよう。

農業者戸數調 (昭和四年末現在)

道	内地人	朝鮮人	支那人	其の他の外國人	計
京 畿 道	一四七七一	三三六、〇〇八	四四四	八	三三七、九二二
忠 清 北 道	二〇三三	三三六、四四六	四二	一	三三六、六七一
忠 清 南 道	八三九	一八二、六六七	一〇〇	一	一八二、六三六
全 羅 北 道	一五九〇	三三三、四二二	三三	一	三三三、四四一
全 羅 南 道	一七九三	三五〇、一〇五	四九	一	三五〇、二八七
慶 尙 北 道	一、三三九	三五〇、八七一	一八	四	三五〇、一三三
慶 尙 南 道	二、〇〇二	二六四、〇四四	二六	一	二六六、〇四四
黃 海 道	六八四	三三〇、一六二	三五	一	三三〇、二六一
平 安 南 道	一八八	一六八、〇〇〇	四四	一	一六八、四四三
平 安 北 道	四三	一九六、五〇一	六二〇	一	一九七、一六七
江 原 道	一九一	二〇一、九六八	四八	四	二〇二、一八一
咸 鏡 南 道	三三	一四〇、一七一	三〇	一	一四〇、七七八
咸 鏡 北 道	一〇九	一七四、八二二	四〇	二	一七五、一七三
總 計	一〇、三九〇	二、一〇二、一七〇	三、〇三二	二二	二、二八二、五七二

第七章 農 村

耕地面積調 (昭和四年末現在)

道別	畝 (田)		田 (畑)	合計
	一毛作	二毛作		
京畿道	一九九七九八四 <small>町歩</small>	三一九六四 <small>町歩</small>	二〇二,九四八 <small>町歩</small>	一八五,七二〇 <small>町歩</small>
忠清北道	五六,一九四八	一四八四二六	七二,〇六四	八八,二七八
忠清南道	一四〇,〇六五五	二二,一九七	一六二,二八五二	八三,三九六二
全羅北道	二七六,〇三三	五〇,八七二	一六八,四七四五	六七,三四七三
全羅南道	二七六,七四七	七七,四三〇八	二〇五,一〇五〇	一九九,六二〇五
慶尙北道	一〇三,一〇一〇	九〇,三六一七	一九三,四六三七	一九五,七〇八九
慶尙南道	八七,五七三	八四,八三八一	一七二,四三五四	一五〇,七三三三
黃海道	一三〇,五九三四	九三七	一三二,五六一	四〇九,七三三八
平安南道	六九,五九一一	〇六	六九,五九一八	三三四,九一六〇
平安北道	八三,三七九二	〇六	八三,三七九八	三三四,三〇七八
江原道	八六,五五二二	一〇,八五七	八七,六三七九	二五六,二八二八
咸鏡南道	四九,五五九	二五七	四九,五五二六	三四三,二〇六三
咸鏡北道	一二五,五九	一	一二五,五九	一九九,三四四三
總計	一,二六四,一八二	三四七,〇五八	一,六〇八,八八一	二,七八三,七七五

備考

上掲の外昭和四年末現在の土地帳帳未登録耕地見積畝一六、五九七・五町、田四六、七五八・五町あり。

即ち農家總戸數は二百八十一萬五千二百七十七戸にして、耕地面積は畝百六十萬八千八百八十八町歩、田二百七十八萬三千二百二十七町歩、合計四百三十九萬二千百十五町歩に達して居るが、更に耕地面積と人口密度

の關係を見ると次のやうになつて居る。

耕地面積と人口密度 (昭和四年末現在)

道 別	總面積に對する 耕地の千分比	耕地面積に對す る畝の千分比	耕地面積に對す る田の千分比	一方里平均人口
京 畿 道	三〇三	五二三	四七七	二、三七一・六
忠 清 北 道	二一四	四四六	五五四	一、七四四・三
忠 清 南 道	三〇一	六六〇	三四〇	一、四六三・九
全 羅 北 道	二七八	七一七	二八三	二、五〇二・三
全 羅 南 道	二九七	四九八	五〇二	二、三六六・五
慶 尙 北 道	二〇四	四九七	五〇三	一、八三九・一
慶 尙 南 道	二二六	六二一	三七九	二、四六〇・八
黃 海 道	三二四	二四四	七五六	一、二九四・一
平 安 南 道	二六二	一七七	八二三	一、三二一・一
平 安 北 道	一四二	二〇五	七九五	七七四・五
江 原 道	一三二	二五四	七四六	七六二・二
咸 鏡 南 道	一二六	一二三	八七七	六七五・九
咸 鏡 北 道	一一〇	六二	九三八	五一一・七
平 均	二〇〇	三六五	六三五	一、三五〇・六

これを要するに、耕地と人口密度の關係を見ると、大體に於て人口密度は、畝の割合の多い地方に濃密であり、田の割合の多い地方に粗薄であることが窺はれ、殊に氣候の温暖にして二毛作の行はれ、又は水利灌漑の

便良き地方には、人口密度が一般に高いことを示して居る。近時朝鮮の農村に於ては、開墾・干拓・土地改良等の行はる、結果、文化の進歩・交通の普及・衛生の改善・經濟の伸展と相俟つて、人口の増加は著しいものがあり、従つてこれ等の地域内に於ける部落の發達は大に面目を改めて居る。

第三節 農村部落の分布

行政區劃たる邑・面の下に在る町洞里の中には、數戸乃至數十戸より多きは百餘戸に及ぶ幾つもの集團部落を包含して居り、その部落の形態には、或は民家の密集せる所謂集村に屬するものあり、或は民家の所々に散在せる所謂散村に屬するものあり、地勢及び地形上、沿道、沿河、沿海、平野、山麓、山腹、山上等に民家の集團せるものには、附近の氣候、天然資源、政治、産業、交通、警察、衛生、文化、要害等の關係等、生活條件の良否よりして自然部落に大小あり、その形状も亦一樣でない。朝鮮に於ては元來部落の發生には部族政治の色彩が極めて濃厚であり、従つて同族の集團せるものが甚だ多いが、(一)耕作地、燃料及び飲料水の供給、(二)水害の關係、(三)風水思想の影響、(四)同族の團結、或は部落民の自治、相互救濟などの理由から、新開地以外には、民家の集團は平地よりも山腹・山麓に位置せるものが多く、散村に屬するものは極めて少いのである。農村部落の構成には、その性質上、同族部落、雜姓部落、又は兩班部落、常民部落、特殊部落、(薩白丁、僧侶、在家僧、土著民などの集團せる部落)或は農村部落、火田部落、漁民部落、鑛山部落、溫泉部落、若くは移民部落、新興部落等があり、市街地以外

のものは大部分農業に従事して居るが、市街地附近のものには、普通農業の外に、果樹、蔬菜、養鶏、花卉等を營み、或は專業に或は農業の傍ら商業、交通等に従事せるものも少くない。また沿海、島嶼の住民は漁業若くは半農、半漁の生活を爲し、山地帯及び山間若くは山麓の住民には火田耕作を爲すものが多い。邑の町洞里中には、村落よりは市街又はそれに近いものが多いが、府を除いた郡・島に於ける町洞里分布の状態を調査した所に據ると、一町洞里の平均戸數は百十四戸餘、一町洞里當耕地面積は百五十四町步餘、一方里當町洞里數は一・九八になつて居り、その各道別は左の通りである。

郡島に於ける部落分布調 (昭和四年末現在)

道名	町洞里總數	總戸數	耕地總面積 <small>町步</small>	一町洞里 平均戸數	一町洞里當 耕地面積 <small>町步</small>	一方里當 町洞里數
京畿道	二七三〇	二八四,九四四	三八八,二九〇	一〇四・四	一四・二	三三〇
忠清北道	一五七	一五〇,三三二	一五九,二六四・二	九九〇	一〇四・九	三一五
忠清南道	二二五〇	二〇八,七七五	二四四,四八・四	九二・八	一〇八・七	四二八
全羅北道	一七七八	二五三,九三七	二五八,〇二二	一四二・八	二二・〇	三三三
全羅南道	三〇八八	三九一,五〇〇	四〇四,七〇七・五	二六・八	三三・一	三四四
慶尙北道	三三三八	三八八,九一〇	三八八,八〇八・〇	三〇・五	二二・四	二六一
慶尙南道	二五九四	三四三,〇〇三	二七二,三三八	三二・七	一〇・三	三二五
黃海道	二〇六八	二六五,六六四	五四一,二四九・九	二八・五	二六・一七	一九一
平安南道	一九九八	一七四,三〇二	三九四,二三八・三	八九・九	一〇・三四	二〇一
平安北道	一四八一	二二七,八三〇	四〇七,四八二・八	一五三・八	二七・九一	〇八〇

第七章 農

村

江原道	一、九七一	三三三六〇	三四三二〇七	一一三五	一七四・四	一・二六
咸鏡南道	二、九四〇	三〇五九六	三九一六二〇	七五・三	一三三・五	一・四二
咸鏡北道	七二〇	九八八四六	二二一六〇六	一四〇・六	二九〇	〇・五四
總計	二六、二八三	三三三三、三三〇	四三、七九四二〇	一四三・三	一五四・六	一・九八

即ち南鮮地方に於ては、北鮮・西鮮地方に比し、一部落當の耕地面積が狭く、これに反して一方里當の部落數が遙かに多いのである。以上の部落は現在の行政區劃たる町洞里を指し、通常謂ふ所の部落より遙かに大きいのである。聚落の大小の部に於て調査せる所に據ると、二百十四面の八千九十七部落を、部落の大小別に分ちて見た結果、十戸未滿の部落一五・九％、十戸以上三十戸未滿の部落四二・四％、三十戸以上六十戸未滿の部落二七・八％、六十戸以上百戸未滿の部落九・七％、百戸以上百五十戸未滿の部落二・九％、百五十戸以上の部落一・三％となつて居るが、農村部落に就いて見ると、耕地の面積、その肥瘠、水利の關係は、部落の大小を來す上に、最も強い力を有して居る。

第四節 農村部落の經濟

朝鮮に於ては、近年中農以下の疲弊甚だしく、小地主及び自作農の小作農に轉落するものが多いので、當局は、土地兼併の防止、自作農創定等、種々小農保護の施設を講じて居るが、今試みに全鮮農家階級の推移狀況を示すと、大正三年には、地主一・八％、自作二二％、自作兼小作四一・一％、小作三五・一％であつたもの

が、昭和五年には、地主三・六%、自作一七・六%、自作兼小作三一%となり、自作、自作兼小作の減退著しく、その結果、地主、小作が激増し、純火田民も亦近年漸増して居る。

農家階級の推移状況

年次	農家階級				純火田民	計	千分比例		
	地主	自作	自作兼小作	小作			地主	自作	自作兼小作
大正三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同八年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同九年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同十年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同十一年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同十三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同十四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
昭和元年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同三年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
同五年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—

備考 大正八年に於て地主の激増し自作農の激減したるは、調査上地主の意識を變更したるに依る

拙著「朝鮮の小作慣習」(調査資料)には農家の收支を調査した資料を掲載してあり、その後各方面に於て、農家經濟調査を行った例は尠くないが、未だ多くの部落に就いて、系統的にこの種の調査を行ったものはないやうである。この點より見て、昭和七年中、慶尙北道農務課に於て行つた、農家の收支、農家の負債、自作兼小作農以上の移動狀況調査は、部落の農家經濟事情を推測する上に、參考となることが多いから、左にこれを掲げて見ることにした。

農家收支概況表 (其一) (昭和七年)

郡	各部落調査	戸数	同人家族数	收						入		計
				粟	麥	大豆	雜穀	蔬菜	其他	同上見 積價額	副業其 他雜 收入	
連城	4	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
軍威	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
養城	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
安東	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
青松	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
英陽	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
盈徳	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
迎日	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
慶州	2	1,213	1,333	1,000.00	1,866.00	225.00	1,271.00	1,271.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00

即ち農家の收支を見るに、収入は一戸當平均百四十圓四十錢、一人當平均二十三圓十八錢にして、支出は一戸

郡	支	入	差	總計
軍	1,216	1,216	0	1,216
義	1,216	1,216	0	1,216
安	1,216	1,216	0	1,216
青	1,216	1,216	0	1,216
英	1,216	1,216	0	1,216
盈	1,216	1,216	0	1,216
迎	1,216	1,216	0	1,216
慶	1,216	1,216	0	1,216
永	1,216	1,216	0	1,216
慶	1,216	1,216	0	1,216
山	1,216	1,216	0	1,216
道	1,216	1,216	0	1,216
高	1,216	1,216	0	1,216
星	1,216	1,216	0	1,216
漆	1,216	1,216	0	1,216
金	1,216	1,216	0	1,216
善	1,216	1,216	0	1,216
開	1,216	1,216	0	1,216
醴	1,216	1,216	0	1,216
祭	1,216	1,216	0	1,216
奉	1,216	1,216	0	1,216
總	1,216	1,216	0	1,216

當平均五十七圓七錢、一人當平均八圓九十二錢となつて居り、差引一戸當平均八十六圓三十三錢、一人當平均十四圓二十六錢となるが、これが一箇年の生活費及び教育費等を支出して行くのでは、勢ひ農家は疲弊し、負債の増加を來すのは、洵に止むを得ないこと、思はれる。

農家負債狀況

郡別	調査部落數	自作農		自作兼小作農		小作農		合計	
		昭四年	同七年	昭四年	同七年	昭四年	同七年	昭四年	同七年
澁	4	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
軍	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
養	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
安	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
香	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
英	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
海	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
隆	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
永	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
慶	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
澁	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
高	2	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

第七草 農 村

州	星州	漆谷	金泉	善山	開豊	醴泉	榮州	本化	計
自作農	三六,二〇〇	四六,七〇〇	三三,七〇〇	四一,七〇〇	三三,〇〇〇	四三,〇〇〇	四九,〇〇〇	二二,〇〇〇	三三,七〇〇
自作兼小作農	二二,二〇〇	八,七〇〇	七,三〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
小作農	一〇〇	九六	三三	九	六	七	七	三	一三,〇〇〇
小作	七,七〇〇	二,一三三	四,〇〇〇	三,〇七〇	三,〇七〇	六,七〇〇	一〇,九〇〇	〇	一三,〇〇〇
計	四六,一〇〇	五七,五〇〇	四七,〇三三	四八,七七九	三九,〇七六	五三,七〇〇	六二,六〇〇	二五,〇〇三	一〇〇,〇〇〇

即ち農家の負債は地方により、農家階級により、多少の相違はあるが、一戸當負債額は昭和四年に比し、昭和七年に於て、いづれも左の如く激増して居る。

一戸當負債額

年	自作農	自作兼小作農	小作農	小作
昭和四年	八八 ^円	八〇 ^円	五一 ^円	六八 ^円
昭和七年	一四八	一一六	六五	九七

また地主、自作農、自作兼小作農の移動状況を見ると、農家の負債増加に伴ふ、各階級の没落状況が明かに看取されるであらう。

農家移動状況

郡名	調査部	昭和四年農家戸數		昭和七年農家戸數		土地賣買狀況			
		地主	自作兼小作兼	地主	自作兼小作兼	賣	却	買	收
連城	三	三	一四	三	一八一	可反 田 三・五	可反 田 一・一	可反 田 三・六	可反 田 一・〇
軍威	二	二	二〇	一	七〇	可反 田 五・九	可反 田 二・四	可反 田 二・四	可反 田 〇・六
義城	八	八	二〇	七	七〇	可反 田 六・一	可反 田 五・六	可反 田 六・四	可反 田 三・一
安東	七	七	一三	五	一四	可反 田 五・四	可反 田 三・四	可反 田 一・六	可反 田 一・一
青松	七	八	二四	二	一四	可反 田 五・一	可反 田 三・五	可反 田 二・四	可反 田 三・〇
英陽	五	五	一六	八	一四	可反 田 一〇・四	可反 田 六・一	可反 田 九・七	可反 田 三・六
盈徳	三	三	一〇	二	七	可反 田 六・七	可反 田 二・一	可反 田 六・七	可反 田 二・六
迎日	三	三	一〇	九	一〇	可反 田 一六・〇	可反 田 三・四	可反 田 一・四	可反 田 〇・六
慶州	六	六	一六	八	一四	可反 田 一六・五	可反 田 一三・四	可反 田 一五・三	可反 田 一三・六
永川	五	五	一六	五	一六	可反 田 一〇・〇	可反 田 四・一	可反 田 五・九	可反 田 一・九
慶山	五	五	一六	三	一六	可反 田 五・一	可反 田 一・六	可反 田 一・四	可反 田 〇・一
清道	五	五	一六	三	一六	可反 田 六・一	可反 田 二・四	可反 田 五・四	可反 田 三・一
高靈	一	一	六	一	三	可反 田 一一・八	可反 田 二・八	可反 田 〇・八	可反 田 〇・四
星州	一	一	二	一	三	可反 田 三・五	可反 田 二・五	可反 田 三・五	可反 田 〇・七
漆谷	八	八	二一	五	一三	可反 田 一〇・五	可反 田 二・一	可反 田 二・一	可反 田 一・六
金泉	一	一	三	一	三	可反 田 三・〇	可反 田 一・六	可反 田 一・六	可反 田 〇・六
善山	二	二	三	二	三	可反 田 三・六	可反 田 一・四	可反 田 一・四	可反 田 〇・三
開山	三	三	三	三	三	可反 田 三・六	可反 田 一・四	可反 田 一・四	可反 田 〇・三
醴泉	三	三	三	六	三	可反 田 三・六	可反 田 一・六	可反 田 一・六	可反 田 〇・三

第七章 農

村

六七三

磐州	2	18	55	17	15	7	6	36	168	346	34
奉化	2	9	27	3	8	3	3	20	71	28	12
總計	3	23	82	20	23	10	6	56	168	374	46
一部落平均	1	7.7	27.3	6.7	7.7	3.3	2	18.7	56	118	15.3

即ち昭和四年に於ける五十三部落の地主は一二一戸、自作農九六七戸、自作兼小作農一、五七三戸であつたものが、昭和七年に於ては、地主一一二戸、自作農七八〇戸、自作兼小作農一、四三九戸となり、地主は九戸、自作は一九七戸、自作兼小作は一三四戸の減少となり、また一部落平均の農家階級を見ても、昭和四年には、地主二・三戸、自作農一八・二戸、自作兼小作農二九・七戸であつたものが、昭和七年には、地主二・一戸、自作農一四・七戸、自作兼小作農二七・三戸に減少し、特に自作農及び自作兼小作農の衰頽が眼につくのである。更に一部落平均の土地賣買状況に於ても、賣却は畚七町二段歩、田三町六段歩なるに對し、買収は畚三町七段歩、田二町六段歩にして、土地所有權が次第に不在地主に移り行き、農村部落の疲弊困憊せる實狀を窺ふことが出来る。苟くも朝鮮の農村經濟問題を解決せんとするの士は、須らく農村疲弊の根本原因を具さに診斷して、然る後に處方し投藥すべきである。

第五節 農村の團體活動

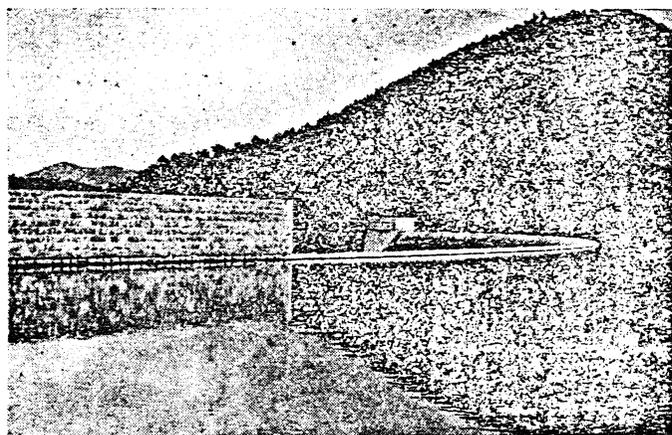
朝鮮の農村には契及び郷約の如き古來の組合的機關の外に、近來各種の新しき團體が起りて、各その目的に

向つて活動して居るが、今その主なるものに就いて概説することとした。

農業團體

朝鮮に於ては、從來農村部落又は面を區域として設立した、契、又は會と稱する、恰も今日の組合の如き各種の團體が存在し、農業の改良、農業資金の融通、共同事業の經營等を行ひたる慣習があるが、その多くは經營維持の方法宜しきを得なかつた爲め、農業團體として成績の見るべきものは僅少であつた。

施政以來、農事の改良獎勵に關し各般の施設を爲すと共に、如産組合、繩叭組合、苧布組合等、



大雅里貯水池

その數五百八十を算し、會員數三百三十九萬一千餘に達し、これが經費總額

上の各團體に對し内容の改善を促し、畜産・養蠶・棉作等、各當業者を恣意して適當なる組合を設けしめ、官廳の施設と相俟ちて斯業の圓滿な發達を遂げさせることを期した結果、大正十四年末に於ては朝鮮全體を區域とせる朝鮮農會、朝鮮畜産協會、朝鮮蠶絲會等の外、道を區域とせるものに道農會、畜産同業組合聯合會、棉作組合等十五あり、郡又は島を區域とせるものに、郡農會、農事獎勵會、勸農會、地主會、養蠶組合、畜

は大正十四年度に於て五百十餘萬圓に及んだのである。これ等の團體中、朝鮮農會は官民有志の團體にして、本會を京城に置き、會報の發刊、農事に關する圖書の出版、質問の應答、講習會・品評會等の開催、團體又は個人の表彰等を主なる事業とし、明治四十四年以來、毎年國庫より補助金を交付しつゝあり、道農會以下の團體は何れも總督府施設の趣旨を體し、地方廳獎勵の下に設立したもので、多くは専門の技術員を置きて組合の指導に當らしめ、施設事業の如きも、或は米作の改良、或は養蠶に、棉作に、副業固なる新團體に改造し、農業者の自覺的活動を促し、地方官廳の施設と相俟ちて、農業の改良發達を助長せし



植田の民落部

に相當成績の見るべきものがあつた。しかしながらこれ等の團體は過渡時代の傾向として、各部門毎に分立したる結果、事業の遂行上連絡統一を缺き、時には官廳の施設獎勵と互に杆格を生じ、農民をして適從する所に迷はしめ、尙ほ團體員たる資格並に經費の負擔に關しても重複を來し、會員をして種々の煩累を感せしむるに至つたのである。茲に於てこれ等農業に關する各種團體を整理統一して、これに法の根據を與へ、基礎の鞏

むる必要を生じ、總督府に於ては、大正十五年一月二十五日朝鮮農會令を發布し、同年三月一日よりこれを實施した。新農會令の實施に伴ひ、從來の各種農業團體中、畜産協會、畜産組合、及び朝鮮蠶絲會を除くの外、總て一旦解散の形式に依り、新生する農會の成立と共に合併統一して、現在に於ては朝鮮農會一、道農會十二、郡島農會二百二十の設立を了するに至つたのである。

農會 即ち朝鮮農會、道農會、郡島農會は、いづれも官廳の施設と相呼應して、朝鮮農業の振興發展の爲め活動しつゝある。その主なる事業は

一、農業の指導獎勵に關する施設

二、農民の福利増進に關する施設

三、農業に關する調査及研究

四、農業に關する紛議の調停及仲裁

五、其他農業の改良發達を圖るに必要なる事業

にして、これに要する經費は、朝鮮農會に於ては概略年額四萬六千圓、道農會に於ては平均年額六萬七千圓、郡島農會に於ては平均年額二萬圓に達する。

畜産同業組合並聯合會 始政以來設立せられたる任意團體の畜産組合を、大正四年より朝鮮重要物産同業組合令に依りこれが組織を變更し、現在は府郡島を區域とする畜産同業組合二百六、道を區域とする聯合會十二にして、何れも官廳の施設と相呼應し、朝鮮畜産の振興發展の爲め活動しつゝある。その主なる事業は

成興果樹組合
元山果樹組合
安邊果物組合
定州果樹組合

朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體にして、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を目的とし、全鮮に互り會員三千六百六十一名の蠶絲業者を以て組織し、左の事業を行ひ、事務所を京城府光化門通二一〇番地に置く。

- 一、蠶絲業に關する必要なる調査
- 二、蠶絲業に關する意見の發表及び其筋に對する建議
- 三、蠶絲業に關する講演會、講習會、品評會の開催
- 四、蠶絲業に關する功勞者表彰
- 五、會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
- 六、以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項

農業部落團體 以上の外、産米改良組合を組織して倉庫其他の設備を爲すもの、或は面の種穀用又は農家の共同倉庫を設置するもの、又は部落内の地主及び自作農が、農事改良を目的として團體を作る等、いづれも事業上並に金融上に便益を得て居る。更に部落民は改良品種の普及、苗代の改良、肥料の施用、稗拔、乾燥調製の改良、害虫の驅除豫防、品種の改良、共同耕作、玄米の調製、小作米の納入、農具の購入等に協力一致し、その目的を達する爲め獎勵指導部落を設けて居る。畑作に於ても、一般農家に改良増殖の範を實地に示すと

共に、四隣に增收法の實際を周知宣傳する爲め、畑作物主要栽培地方二百郡島に對して、一箇面一箇所の割を以て毎年指導圃を設置し、これに對し三箇年間繼續して助成並に實地指導を行ひ、附近農家をしてこれに倣はしめ、以て一般的改良増殖を圖り、該指導圃設置部落には必ず畑作改良組合を設置し、部落の畑作改良を實行せしめて居る。また棉作にはその改良、増殖、販賣上、農民の利益を保護する爲め、道知事の指導監督の下に棉作組合を設けて居り、一方集約的栽培法の徹底的普及を期する爲め、棉作の集團せる里洞を劃して指導里洞と爲し、專任指導員を配置してその手當を補助する外、栽培者には反當二圓の肥料代を補助して周到なる指導を加へ、以て模範棉作里洞たるに至らば更に他の里洞を選定し、同一の方法により指導里洞と爲すことゝして居る。従つて全鮮に於ける棉作指導里洞の數は極めて多數に上つて居り、昭和三年度に於ては二百五十箇所の指導里洞を設置したが、試みに一郡の状況を見るに、慶尙南道統營郡に於ては、大正十二年度以降昭和六年度迄に、三十三箇所の棉作指導里洞を設置し、棉作改良契を組織せるもの二十箇部落に及び、また婦人棉作共同作圃の設置されたるもの三十七箇所を算して居る。果樹には、果樹栽培者の集團せる地方に於て果樹組合を組織し、その改良増殖、並に販賣上の便益を計つて居るが、就中、京畿道仁川、素砂、忠清南道大田、烏致院、慶尙北道大邱、倭館、慶尙南道三浪津、金海、鎮海、全羅南道羅州、黃海道黃州、海州、平安南道平壤、鎮南浦、咸鏡南道元山、咸鏡北道鍾城附近の如きは、苹果・梨・桃・葡萄等の果實の主産地と目されて居る。蠶業上に於ても、地域的團體として蠶業組合を設け、斯業の改良進歩を計る爲め、稚蠶の共同飼育を行ひ、殺蛹

乾繭場（器）の普及を計り、産繭の共同販賣を行ふ等、團體的に活動して居る。昭和六年度には稚蠶共同飼育所數一千七百九十一、共同飼育戸數六萬九千九百九十四戸に達し、昭和五年末現在の大型乾繭場數七百七十一箇所、乾繭能力三萬七千五百四十七石に達し、昭和六年度の産繭の共同販賣高は總生産額の約五割四分に及んで居る。畜産に於ては、畜産同業組合及び同聯合會の外、畜牛の斃死に依る農家の損害を補填し、兼ねて畜牛の増殖を圖る爲め、各道に於て共濟を實行しつゝあり、全道各地に從來の慣習に依り部落單位の牛契が組織されて居り、その數は現在二千八百七十四を算し、獨力を以て牛を購入し得ざる細農が合同して一定期間一定の契金を齎出し、順次各自に成牛又は犢を所有して居る。忠清南道小作官久間健一氏の調査に従へば、忠清南道唐津地方に於ては、内地の阿讚地方に於ける借牛かりごに類したる晉斗ソト（雇牛）制度が存し、地域的にその借出部落と借入部落が明かにされて居る。また牛契に類したる豚契の組織されたる部落も多く、畜牛、養鶏、養豚の指導部落、模範部落を設置し、その改良増殖に付集團的指導獎勵を計つて居る。肥料の方面に於ても、綠肥の栽培法とその成績を一般農家に周知せしむる爲め各郡に指導里洞を設置して居り、その數は忠清以南の六道には一郡當五箇所乃至六箇所、京畿以北の七道には一郡當四箇所ある。各指導里に指導員を置き、合理的栽培法を普及し、また堆肥の増製に就いても指導里洞を設置し、南鮮六道には一郡當六箇所乃至七箇所、北鮮七道には一郡當八箇所の指導里洞を順次變更して、農家全般に堆肥増施の慣習を馴致して居る。副業に於ては、繩・吠莖の製造に關し、莖織機の普及と共に傳習會・競技會を開催し、囊細工品製造に對する觀念を誘導すると共

に、製品の増産及び統一を圖り、或は共同販賣を爲し、機械の共同購入を爲さしむる等、部落又は面單位の奨励指導を行つて居る。

勤農共済組合 朝鮮總督府に

於ては、半島住民の大部分を占むる細小農民の生活を安定せしむる爲め、昭和三年度より小農に對する小額生業資金の貸付事業を創始して居るが、本資金の貸付は、各邑面が起債に依り資金を準備し、邑面より小農に對し一人當二十圓以上の小口資金を低利に而も最も容易に貸付けしめ、之に依り彼等に生業を奨励し、生活の改善を促し、勤儉の美



婦女の棉摘み

は二百四十萬一千餘圓の巨額に達し、その事業實施邑面數は千七百餘、勤農共済組合數は四千二百餘、組合員風を馴致する等各方面より指導鞭撻して、彼等自らの努力を以て其の生活の安定を圖らんとすることに最も意を拂ひ、指導の便宜上、資金借受者三十名内外を一團として、部落單位の勤農共済組合なる申合組合を組織せしめ、その部落に於ける老農其他の有力者中より一名の勤農輔導委員を命じ、専ら組合員の指導誘掖に當らしめて居る。而して昭和七年度迄に各道より小農資金として面に貸出した金額

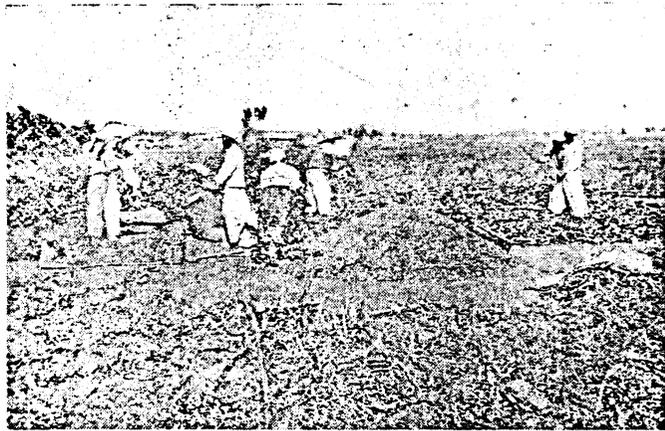
數十二萬五千餘人である。事業の成績を見るに、昭和七年三月末の調査に依れば、實際貸付金額二百二十七萬九千餘圓の内、六一%迄は農家に必要缺くべからざる購牛資金として利用せられ、他は繩刈蒔の製造一二%、養豚七・六%・肥料三・〇九%・織物・土地購入・小作料前納・養鶏・アンペラ莞蘆草・農糧・農具・小商賣・漁業・竹木工細工・薪炭・養蠶・製紙・牛馬車・種苗・製綿・萩細工・養蜂等の資金に充てられて居る。

勤農共済組合數別面數 (昭和七年十月現在)

道別	組合の種類							面數	組合數
	一組合あるもの	二組合あるもの	三組合あるもの	四組合あるもの	五組合あるもの	六組合あるもの	七組合あるもの		
京畿道	10	10	1	1	1	1	1	10	
忠清北道	6	2	1	1	1	1	1	10	
忠清南道	1	8	1	1	1	1	1	10	
全羅北道	1	8	1	1	1	1	1	10	
全羅南道	1	6	1	1	1	1	1	10	
慶尙北道	1	1	1	1	1	1	1	10	
慶尙南道	2	3	1	1	1	1	1	10	
黄海道	4	2	1	1	1	1	1	10	
平安南道	4	7	1	1	1	1	1	10	
平安北道	1	1	1	1	1	1	1	10	
江原道	3	3	1	1	1	1	1	10	
咸鏡南道	3	3	1	1	1	1	1	10	

咸鏡北道	二六	元
計	五七	五七
	一六	八
	五	二
	三〇	四
	一	八
	一	一
	三	一、七三
	四、八〇	一、六八

右の如く勤農共済組合の数は全鮮多數の部落に普及し、小農は本事業の恩澤に感じ、喜んで指導に服し、漸次其の窮状を打開すべく、生活に緊張味を加へ、資金利用事業に勵む外に、組合員相互申合に依つて冠婚葬祭費の節約、婦人の屋外労働、納税の勵行、色服着用、ゴム靴廢止、斷髮、節酒、節煙等の生活改善を實行すると共に、農閑期夜間等の小暇を利用して桑細工、其の他副業に勵み、其の收入の一部を割きて毎月若干の



農家の桑打

ると共に、一面本事業に直接携はり、熱心指導に當り、其の成績顯著にして、他の模範となるに足る、邑面吏

貯蓄をも勵行するに至つた。今試みに昭和七年三月末調査の組合員貯金の状況を見るに、貯金総額は三十三萬五千餘圓に上り、その人員は十萬七千餘人に及び、總組合員の八六%迄は貯蓄して居り、此の貯金額を同期現在の貸付金額に比すれば、正に一四・七%を示して居る。

尙ほ朝鮮總督府に於ても、本事業に對する助成の一方法として、昭和四年度より邑面の經費に對し、若干の補助金を交付す

員、勤農輔導委員、及び勤農共済組合、同組合員等を選奨せしむる爲めに、これが經費を道地方費に補助して居る。

金 融 組 合

金融組合 農村に於ける金融機關としては、朝鮮殖産銀行、東洋拓殖株式會社金融部もあるが、特に庶民金融機關として、明治四十年金融組合規則を公布して以來、毎年各地に數十の組合が設立せられ、農村の經濟を緩和し、産業を助長せることは尠少でなかつた。然るに時勢の進運に従ひ、大正三年に至り新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明かにし、業務の範圍を擴張し、次で同七年六月更にその一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限りたる組合員の資格を擴張して、商工業者其の他の者にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認め、更に昭和四年四月、組合の組織及び業務の内容に互り準據法を改正して整備する所あり、これが運用に依りて庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至つた。組合の組織、事業の大要は左の通りである。

- 一、組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ
- 二、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上(一口金額十圓以上五十圓以下)を負担せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す
- 三、組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得しむ、而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ理事及副理事は朝鮮總督之を任免す
- 四、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得しむ

五、組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては外に政府の下付せる一組合一萬圓以内の基本金を有す)左に掲ぐる業務を營む

- (一) 組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
- (二) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること
- (三) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること
- (四) 組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及び無盡會社又は無盡管理會社より預り金を爲すこと
- (五) 他の金融組合若し銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと
- (六) 供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと

尙ほ都市組合は右第一號の資金の爲手形の割引を爲すことをも認めらる

金融組合業務概況 (昭和六年度末現在)

組合別	組合數	文所數	組合員數	拂込済出資金	積立金	借入金	預ヶ金	預り金	貸出金
村落組合	201	181	6,214	6,909	11,136	53,830	39,977	59,201	101,718
都市組合	2	1	3,866	2,700	2,336	4,646	15,666	29,746	33,334
計	203	182	10,080	9,609	13,472	58,476	55,643	88,947	135,052

金融組合聯合會 金融組合は創立以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展して來たが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは、組合の積極的活動を促進する上に遺憾な點が尠くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會の設立を認めたのである。その結果として、同年十一月に至り各道にこれが設立を見たが、その組織及び事業の概要は左の通りである。

一、聯合會は一道を區域とし、其の道内の金融組合を以て組織す。但し産業に關する法人にして朝鮮總督の指定したるもの加入をも認む。

二、會員の責任を有限責任とし、出資（一口の金額五百圓）を負擔せしむ。之に對しては年七分迄の剩餘金の配當を行ふ。

三、聯合會には理事長一人、理事一人又は數人、監事二人以上を置く。理事長及理事は朝鮮總督之を任免し、監事は總會に於て之を會員の役員中より選任す。而して理事長は聯合會を代表して其の業務を執行し、理事は理事長を輔佐し、理事長事故あるとき其の職務を代理す。

四、聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、借入金及各種積立金より成り、左に掲ぐる事業を營む。

- (一) 會員に對し必要なる資金を貸付すること
- (二) 會員より預金を爲すこと
- (三) 會員に對し業務上の指導を爲すこと
- (四) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
- (五) 貯蓄銀行又は信託會社より預金を受入ること

金融組合聯合會業務概況 (昭和六年度末現在)

會 數	所屬會員數	拂込済出資金	積立金	政府借入金	借入金	預ヶ金	預り金	貸出金
11	717	511,100,000	21,100,000	2,200,000	10,100,000	10,100,000	511,100,000	2,200,000

水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日施行せられたが、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令施行に伴ひ、その改正を見るに至つた。組合の内容は即ち左の通りである。

イ、水利組合の目的 水利組合は法人にして官の監督を受け灌漑排水、水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とす。尙土地改良を目的とする水利組合は當分の内組合區域内の農事改良に關する施設を爲すことを得

ロ、水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては舊及舊となさんとする田若は未開墾土地の所有者を以て組合員とし、水害豫防を目的とする組合に在りては田畝の

所有者及建築者爲利益を蒙る家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員と爲し、又固有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約を爲したる者並に公有水面埋立の免許を受けたる者は之を土地所有者と看做し組合員と爲す

ハ、水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者五人以上創立者と爲り、組合規約を作り組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受くるを要す。但し公有水面を組合區域に包含する場合に在りては尙其の他の土地の所有者の三分の二以上にして、其の他の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることを要す。而して其の合併、分割、廢止又は組合區域の變更を爲さしめるときは組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けざるべからず

ニ、水利組合の機關

一、組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲組合長を置き書記及技士をして其の事務を補助せしむ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長、理事、出納役、技士長又は委員を置くことを得

二、評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し組合規約の變更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算、組合費、夫役現品、使用料、加入金の賦課徴收、起償其の他重要事項の諮問機關とす、評議員は組合員中より互選し道知事の認可を受くるを要し其の任期を四年とす

ホ、水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し經費を支辨す、之が爲組合員に對し組合費又は夫役現品を賦課す。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す。尙夫役に在りては水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者と雖組合區域内に居住し其の利益を享くる者に對しても之を賦課することを得。又組合區域を擴張したる場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收す。其の他營造物の使用に對し使用料を徴收し、或は積立金を爲し起償等を爲すことを得

ヘ、水利組合聯合會 組合區域の近接せる場合に於て用水引用の施設其の他に關し、他の組合と共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得。聯合會は法人とし其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものとす

ト、水利組合の監督 水利組合の監督は第一次に府尹、郡守、島司、第二次に道知事、第三次を朝鮮總督とす。但し府尹、郡守又は島司組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督とす。又組合の區域二以上の道

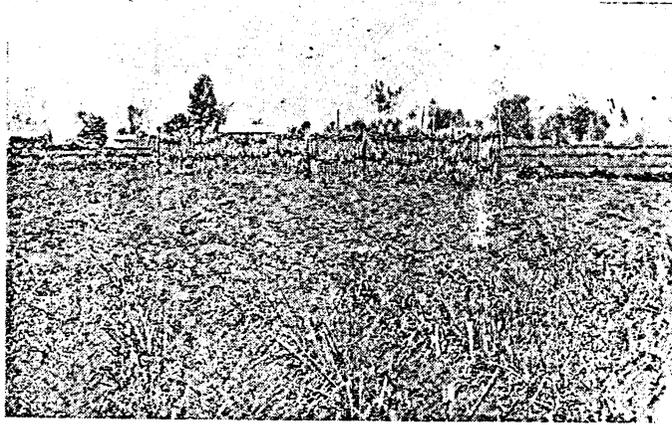
に互るときは第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二次を朝鮮總督とす。尙二百町歩を超えざる水利組合に對する朝鮮總督の監督權は道知事に委任せらる。

尙ほ昭和七年三月三十一日現

在に於ける組合數は百九十一箇所にして、組合蒙利面積總計二十二萬二千六百四十三町歩、事業費合計一億三千八百十八萬餘圓に達し、産米増殖上寄與する所が多く、水利組合の發達せる地方に於ては戸口數も濃密となり、部落の發達せるものが極めて多いのである。

産業團體

農業團體及び水利組合、金融組合以外の農村に關係ある産業費豫算及び定款の變更等、主要事項に付て地方長官の認可を受けしめ、



根大燥乾と畠根大の嶋角羊

團體としては、重要物産同業組合並に産業組合がある。

重要物産同業組合 從來朝鮮に

於ても同種の業を営む者相集り、其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以て、申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして、成績の觀るべきものが尠い上に、却つて諸種の弊害を醸成する虞れがあつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として、同業組合の設置、役員の選任、經

夫々必要な指導監督を加へて來たが、

法規上の根據なく、これが爲めに組合の基礎は薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上に不利不便が多く、官廳の監督も亦充分なるを得ない憾みがあつた。そこで大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を發布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得る業の種類を、現に米、大豆、家畜、家禽及び其の畜産物、毛皮及び毛皮製品、棉花、繭、蠶種、桑苗、果物、織物、紙、醸造品、白蔘及び其の製造物、木炭、製材等の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限つて居る。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるは、昭和七年十月末現在に於て、畜産同業組合二百六、同聯合會十二、及び織物、酒造、紙物、穀物輸移出、木炭、蠶種同業組合各一、果物同業組合六、同聯合會一、合計二百三十二に達し、何れも或は製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の軽減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲め相當活動を爲して居る。

産業組合 産業組合制度は、朝鮮に於ける産業の現状に照らして最も緊要なる施設であることを認め、大正十五年一月制令第二號を以て、朝鮮産業組合令を發布し、同年三月一日よりこれを施行した。本令は大體其の範を内地の産業組合法に採つたのであるが、その中の信用事業は、既に金融組合制度が施行せられて居り、相當の發達を示して居るので、これと重複するを避け、朝鮮の産業組合は、その業務の範圍を、販賣、購買、及び利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度はこれを除外した。而して組合の設置方針は、制度

創始の際徒らに數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且つ設立後に於けるこれが監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期すること、したのである。同令に基きて設立を許可せる産業組合は、昭和七年十月末に於て合計四十七組合に達して居る。

x x

x x

以上に於ては、農村に關する一般的事項を概説したに過ぎないが、農村の一部分を構成し、且つ部落として特色を有する、同族部落、移民部落、模範部落、特殊部落、新興部落、温泉部落、鑛山部落等に就いては、中篇及び後篇に於てそれ／＼詳述してあるから、本章に於ては、これ等に關する部分の説明を省いた次第である。



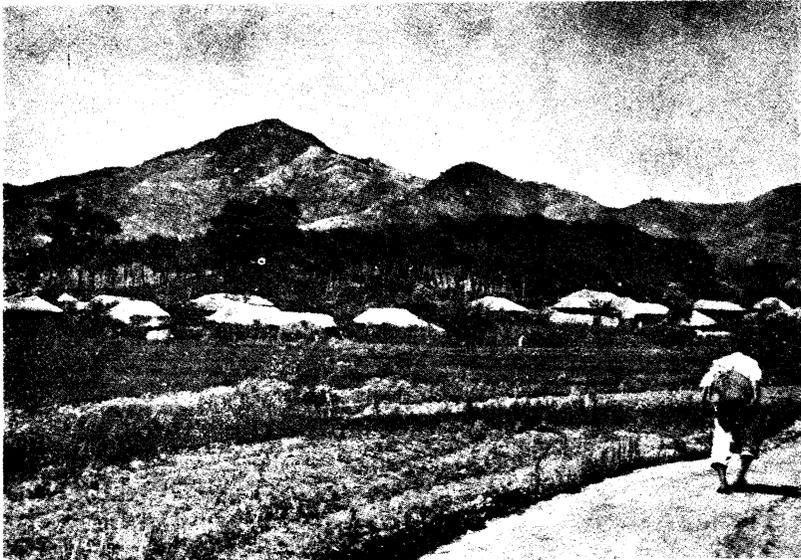
(村農開新) 落家野平州全るた見りよ里裡



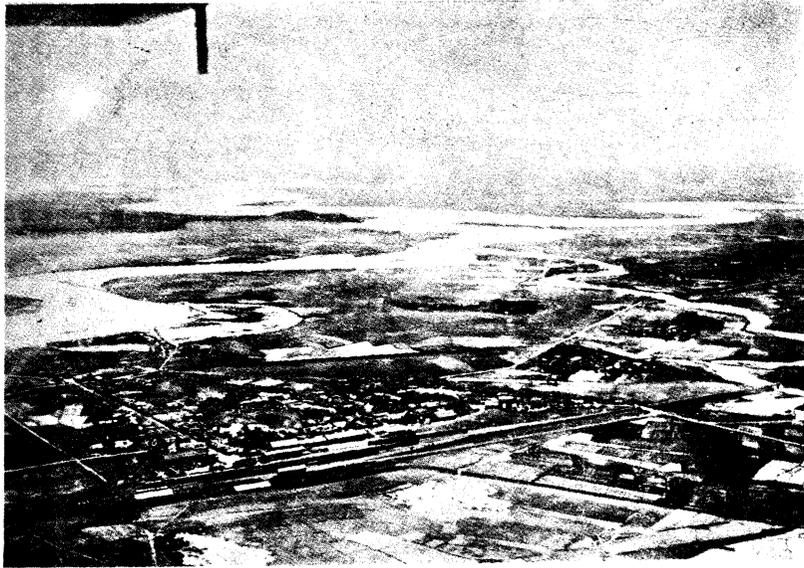
(村驛) 里蹄碧面蹄碧郡陽高道畿京



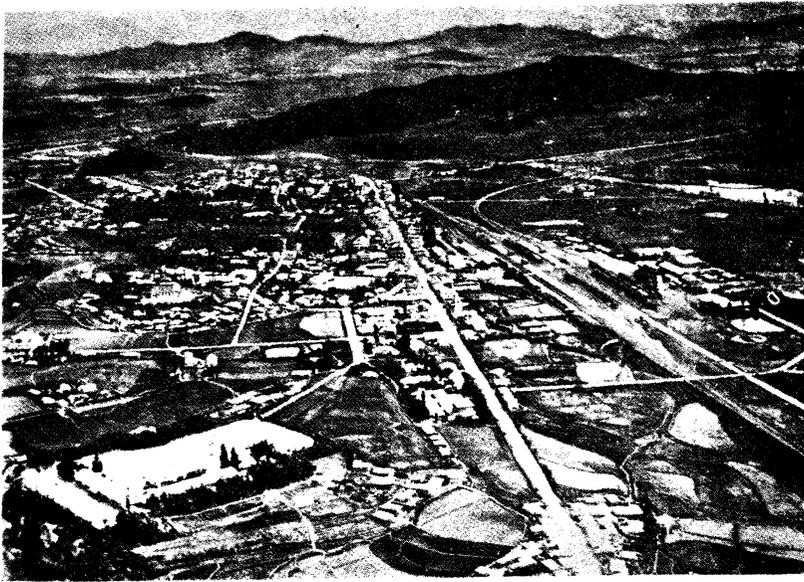
(村農範模) 里川松面水長郡水長道北羅全



(村農の外郊城京) 里子君面島蘇郡陽高道畿京



（落案の地澤沼）里澤平面澤平郡威振道畿京



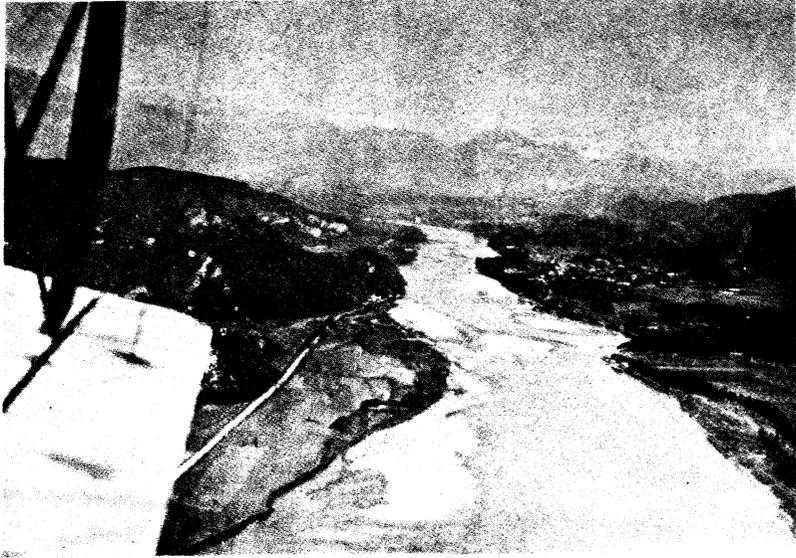
（落案の線沿道鐵）近附安天郡安天道南清忠



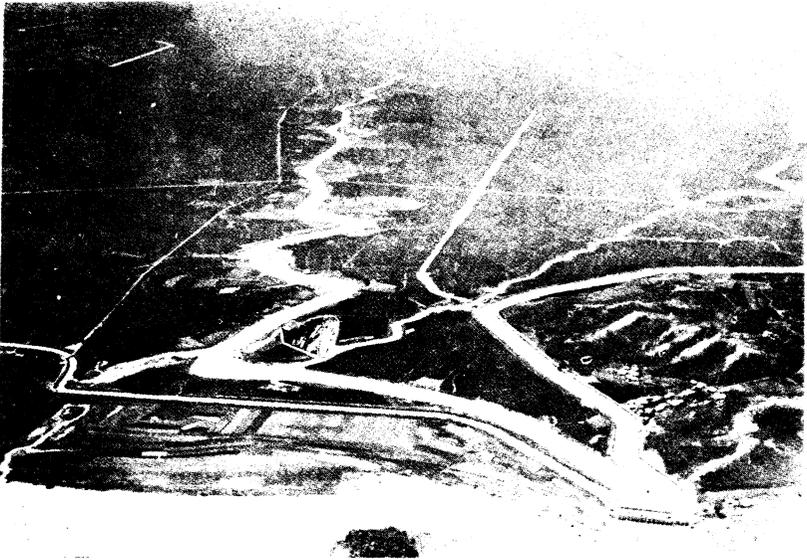
落聚の外郊城開い多の畑蔘人



落聚の麓山るけ於に外門小東城京



落衆の近附剛金外るた見りよ上江壁赤郡城高道原江



落衆の近附口入取水用合組利水平富郡浦金道畿京



(邑舊の地河沿) 館倭面館倭郡谷漆道北何倭



(村街の線沿道鐵) 落衆の近附以成面以成郡安天直雨清忠



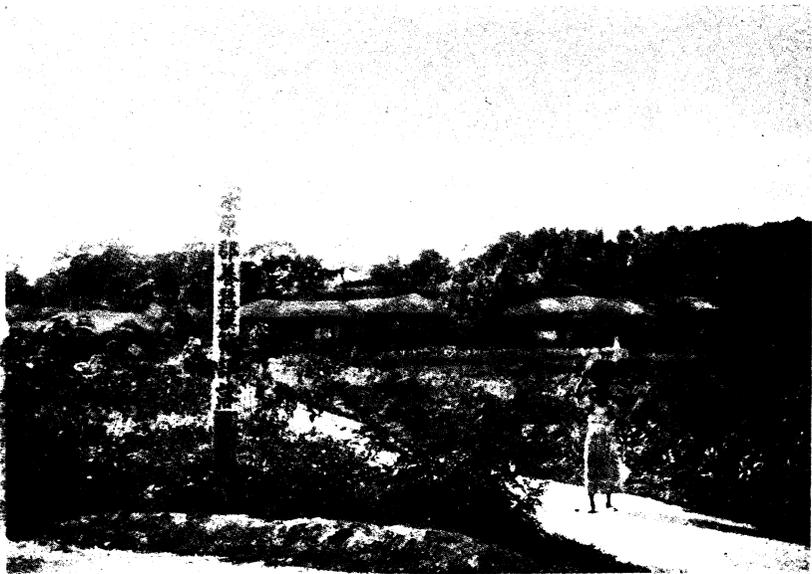
(落部村農純) 里養培面龍安郡原水道畿京



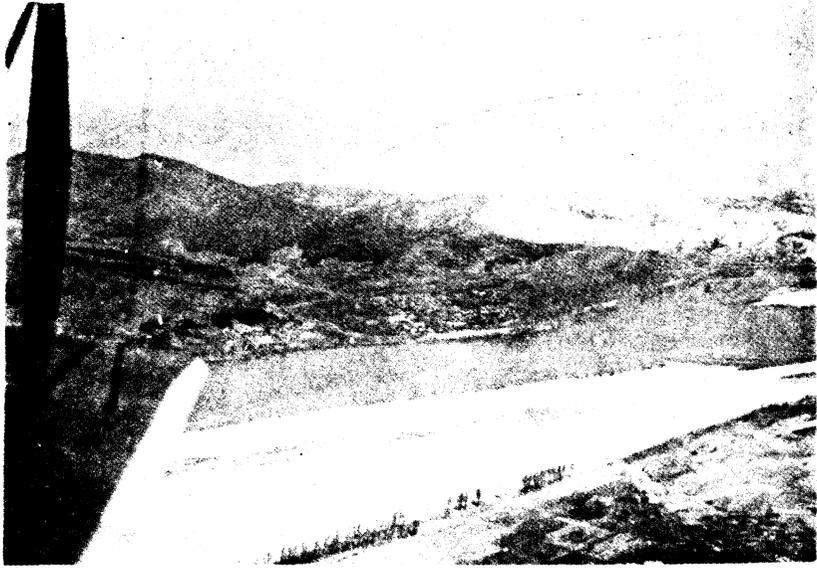
(落聚場船波) 島蘇西島蘇郡陽高道畿京



全 縱 南 道 濟 州 島 山 間 部 の 桑 落



京 畿 道 水 原 郡 安 龍 面 梧 木 川 里 (養 蠶 模 範 部 落)



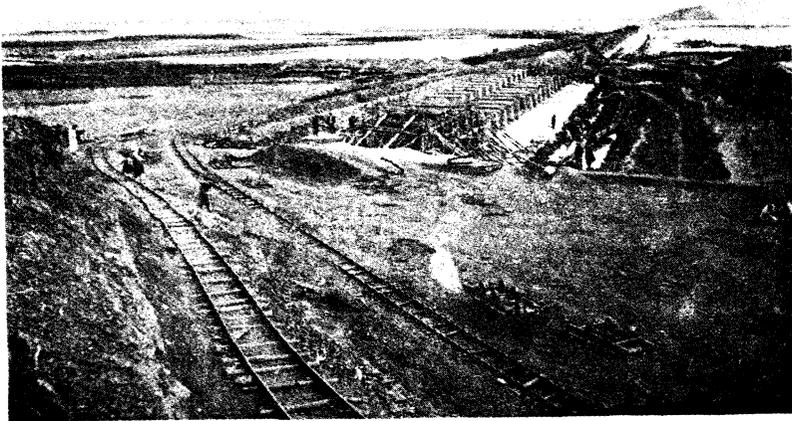
(洛聚河沿) 近 附 庫 米 西 外 郊 城 京



(村路) 場 球 面 山 龍 郡 邊 寧 道 北 安 平



門開水排るけ於に地拓干西江道南安平



事工堰流溢吐水餘るけ於に地拓干西江

第八章 山 村

第一節 火田及び火田民

茲に山村と謂ふのは、一般山地帯を意味するのではなくして、朝鮮特有の火田地帯を指すのである。朝鮮に於ける火田及び火田民の問題は、近時大に世上の注目を惹き、朝鮮内に在りては勿論内地に於ても、これが性質に就いては、新聞、雑誌、著書などに紹介されたものが多い。朝鮮總督府に於ては、昭和三年以來、火田調査委員會を設けて調査を爲し、今や北鮮開拓事業計畫に依る火田民指導計畫を樹立し、その實行に着手して居る。拙著「火田の現状」(調査資料第十五輯)には、火田の面積、火田民戸口、火田の耕作、火田の慣習、火田民の生活、火田の整理等に關して叙述してあるから、詳しくは同書を参照されたいが、火田民戸數と火田面積は年々變化し、最近數年間の趨勢を見ると漸増の傾向を辿つて居るから、最近の調査に係る數字を擧げて見よう。

火田面積及び戸口種類別調

	火田のみを耕作するもの			火田と熟田とを併耕するもの			合 計			調査年月
	面積	戸數	人口	面積	戸數	人口	面積	戸數	人口	
要存確定林野内	20,000	3,300	13,300	6,000	1,000	10,000	26,000	4,300	23,300	昭和二年九月
不要存林野内	1,000	700	3,000	6,000	1,000	10,000	7,000	1,700	8,700	昭和三年十二月
民有林野内	1,000	300	1,000	10,000	1,000	10,000	12,000	1,300	13,300	同
計	22,000	4,300	17,300	12,000	2,000	20,000	34,000	6,300	30,300	

火田面積及び戸口道別調

道名	要存豫定林野内				不要存林野内				民有林野内				合			
	面積 可	戸数	人口	戸数	面積 可	戸数	人口	戸数	面積 可	戸数	人口	戸数	面積 可	戸数	人口	
京畿道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
忠清南道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
全羅北道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
全羅南道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
慶尙北道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
慶尙南道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
黄海道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
平安南道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
平安北道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
江原道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
咸鏡南道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
咸鏡北道	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	
計	10,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	10,000,000	1,000,000	10,000,000	

備考
 要存豫定林野の分は昭和二年九月末調査
 不要存及び民有林野の分は昭和三年十二月末調査
 面積町未満は四捨五入せり

即ち最近の調査では、火田のみを耕作する純火田民五萬二千四百四十三戸、火田と熟田とを併耕する兼火田民十八萬七千九百四十八戸、合計二十四萬三千九百九十戸に達し、火田民總數百二十一萬三千百六十人、その耕作する火田面積三十九萬三千餘町步となつて居るが、實際に於ては、調査洩れのものも無きにあらず、その後の増加もあるから、火田民戸口及び火田面積は、右の數字よりも遙かに増大して居ること、思はれる。而して火田民の最も多いのは、平安北道、咸鏡南道、江原道及び平安南道、咸鏡北道、黃海道の山地帯、就中、蓋馬臺地に屬する高地帯には濃密に火田民が分布し、従つてこれ等の地方には火田民部落の大なるものが尠くない。尙ほ昭和四年末現在の農家戸口調査に依る郡島別の火田民戸數は左の如くなつて居る。この數字と、前記の調査とは、調査の時期及び方法が異なつて居るので、兩者一致しないものがあるが、地方別の火田民分布狀況を知る上に參考となるから、併せて掲げて置く。

郡島別火田民戸數調 (昭和四年末現在)

京畿道

郡名	兼火田民	純火田民	郡名	兼火田民	純火田民
廣州郡	六七	一	利川郡	一	一
抱川郡	二〇	一	坡州郡	一八	一
加平郡	二九三	一六〇	長湍郡	八〇七	二二八
楊平郡	九三	一	開豐郡	三一八	一
驪州郡	五	一	計	一、六二二	三七八

第八章 山

村

忠清北道

沃川郡 兼火田民 三一

永同郡 兼火田民 九九

槐山郡 兼火田民 二八六

忠清南道

忠州郡 兼火田民 三七四

兼火田民

公州郡 兼火田民 四二

論山郡 兼火田民 七一

扶餘郡 兼火田民 六三

全羅北道

兼火田民 九八

兼火田民

鎮安郡 兼火田民 一

錦山郡 兼火田民 三九六

茂朱郡 兼火田民 一

長水郡 兼火田民 三一四

純火田民

兼火田民 一

兼火田民 一三三

兼火田民 五七

兼火田民 一五

兼火田民 一三

兼火田民 一

兼火田民 三五二

兼火田民 一〇一

兼火田民 一二三

兼火田民 八一

堤川郡 兼火田民 六五三

丹陽郡 兼火田民 四三八

兼火田民 一、八八一

兼火田民 一

兼火田民 六三

兼火田民 一

兼火田民 一一

兼火田民 四〇〇

兼火田民 六五

兼火田民 八一

兼火田民 一八八

兼火田民

兼火田民 二九六

兼火田民 七三

兼火田民 一〇一

兼火田民 九

兼火田民 二

兼火田民 一

兼火田民 一〇一

兼火田民 四九

兼火田民 一三二

兼火田民 八三八

全羅南道

光州郡 兼火田民 一三 純火田民 一三

求禮郡 兼火田民 二五九 純火田民 一〇八

光陽郡 兼火田民 三〇三 純火田民 |

順天郡 兼火田民 一一八 純火田民 |

和順郡 兼火田民 五八 純火田民 |

長興郡 兼火田民 二二七 純火田民 一一一

慶尙北道

義城郡 兼火田民 八二 純火田民 一四二

安東郡 兼火田民 一七九 純火田民 |

青松郡 兼火田民 二七 純火田民 七六

英陽郡 兼火田民 六五二 純火田民 二二〇

盈德郡 兼火田民 二〇八 純火田民 二七

迎日郡 兼火田民 四五 純火田民 二九

金泉郡 兼火田民 三 純火田民 |

慶尙南道

河東郡 兼火田民 六四 純火田民 五

山淸郡 兼火田民 三二 純火田民 一〇

羅州郡 兼火田民 二二五 純火田民 |

咸平郡 兼火田民 | 純火田民 二一五

鎭光郡 兼火田民 二四 純火田民 二三

長城郡 兼火田民 九六 純火田民 一三九

濟州島 兼火田民 一、三四三 純火田民 六〇九

計 兼火田民 一、三四三 純火田民 六〇九

尙州郡 兼火田民 三 純火田民 |

開慶郡 兼火田民 三九 純火田民 三四

醴泉郡 兼火田民 一 純火田民 一一

榮州郡 兼火田民 一七一 純火田民 一二二

奉化郡 兼火田民 三二三 純火田民 二〇八

彭化島 兼火田民 一、九四六 純火田民 八四九

計 兼火田民 一、九四六 純火田民 八四九

計 兼火田民 九六 純火田民 一五

計 兼火田民 九六 純火田民 一五

高麗書

寸

六九七

黄海道

金川郡	兼火田民 五一三	純火田民 二七三
平山郡	兼火田民 三六五	純火田民 三七
新溪郡	兼火田民 二四八	純火田民 四八
松禾郡	兼火田民 三八	純火田民
殷栗郡	兼火田民 一三	純火田民 七
安岳郡	兼火田民 三	純火田民
戴寧郡	兼火田民 四一	純火田民
鳳山郡	兼火田民 一四一	純火田民 三
瑞興郡	兼火田民 五一三	純火田民 二九七
途安郡	兼火田民 一、一七一	純火田民 三五六
谷山郡	兼火田民 一、七七三	純火田民 一九二
計	兼火田民 四、八一九	純火田民 一、二一三

平安南道

順川郡	兼火田民 三九二	純火田民 一四四
孟山郡	兼火田民 五四八	純火田民 三一七
錫德郡	兼火田民 九七六	純火田民 六〇三
成川郡	兼火田民 四、二〇五	純火田民 一、一九二
江東郡	兼火田民 三四九	純火田民 五〇
中和郡	兼火田民 一五六	純火田民
价川郡	兼火田民 二三四	純火田民 三四三
德川郡	兼火田民 八九四	純火田民 六一九
寧遠郡	兼火田民 五七五	純火田民 五三二
計	兼火田民 八、三二九	純火田民 三、八〇〇

平安北道

義州郡	兼火田民 四二二	純火田民 二〇八
龜城郡	兼火田民 二四八	純火田民 四一
泰川郡	兼火田民 九七一	純火田民 二九二
雲山郡	兼火田民 四〇四	純火田民 一八
熙川郡	兼火田民 五、五八五	純火田民 四二九
寧邊郡	兼火田民 一、五九八	純火田民 二二二

江原道

渭原郡	二,〇〇四	六三二	江界郡	二,〇六二
楚山郡	四,八二九	四五	慈城郡	二,五五八
碧道郡	二,三九八	二三七	厚昌郡	一,五五七
昌城郡	一,六二五	五三三	計	三〇,五九四
朔州郡	二,〇五九	二二二		八,四二七

兼火田民

純火田民

兼火田民

純火田民

春川郡

平昌郡

平越郡

三〇一

二五九

麟蹄郡

寧越郡

寧越郡

二,一五五

五〇八

楊口郡

原州郡

原州郡

三六三

一四二

淮陽郡

橫城郡

橫城郡

一,〇一八

三四四

通川郡

洪川郡

洪川郡

二,一五六

七七九

高城郡

華川郡

華川郡

五八九

二三五

襄陽郡

金化郡

金化郡

一,〇五八

六四三

江陵郡

鐵原郡

鐵原郡

一四〇

一一一

三陟郡

平康郡

平康郡

四四五

四二一

蔚珍郡

伊川郡

伊川郡

二,〇九六

一,四〇三

旌善郡

計

計

一八,八四四

八,一〇九

咸鏡南道

咸州郡

兼火田民

定平郡

九四九

四六

第八章 山村

六九九

咸鏡北道

郡名	兼火田民	純火田民	兼火田民	純火田民
永興郡	九一一	九二五	二、九一九	一、二〇三
高原郡	八四一	八四六	一、六七二	一、三四九
文川郡	三九七	一三六	二、九一三	二五六
徳源郡	六七三	三三八	一、七三三	五二二
安邊郡	一四八	二二二	一、〇八四	一、〇五五
洪原郡	四九一	二三七	一、三八八	七八四
北青郡	一、三七三	六五〇	一七、八一九	八、六八六
利原郡	三三三	一		
計				
兼火田民	三六〇	三二二	五四四	一四九
純火田民	八一二	九三	四四一	二
兼火田民	一、一五七	二二三	一九八	二
純火田民	二七一	二二二	二五	四一
兼火田民	一六五	七	三、九七三	七七一
計				
兼火田民				
純火田民				

第二節 火田の農業方法

火田の農業方法、火田地帯に於ける農作物季節、火田地帯の農作物収量に付、火田調査委員の調査せる報告書は、各方面の専門家の合同調査に係るを以て、權威あるものとされて居るから、左にその一節を抄出する。

火田耕作の順序

- 一 土地選定 火田として選ぶ土地は如何なる處を目標とするかに付各地の實況より考察するに、(一) 地味の豊饒、(二) 傾斜の緩、(三) 受光的位置を以て最上とすものゝ如し。而して(一)乃至(三)の何れを最も重しとするかに付ては、四圍の狀況に依り必ずしも一樣ならずして、往々傾斜の緩なるより稍急峻なるを好み、土壤の粘質なるより寧ろ礫質なるを好むが如き事例無きに非ず、更に又人文的地理的關係は必ずしも是等最上の土地のみを選ぶことを許さざるを以て、地方に依りては右の理想に甚しく遠かる土地を耕しつゝあるを見る。即ち古く開けたる平北の照川、江界、咸南の北青、豊山、咸北の吉州郡等に於ける火田は、瘠薄なる急斜地又は石礫累々たる急斜地にして、且つ西又は北に面せる處迄殆んど餘すところなく利用し盡されたるも、平北の慈城、厚昌、咸南の三水、甲山、新興郡の奥、密林地帯にありては、緩傾斜地にして土層深く石礫少く立木鬱蒼たる針闊混生林乃至モミ、タウヒ屬等の針葉樹林を選び、最も收益ある火田耕作を營み、而も尙ほ數年にして收穫稍衰ふるに至れば之を放棄し去りて他を新墾するの狀況にあり。
- 二 火入れ 適當なる土地を選定せば、大體左の方法により火入れを行ひ、其の燒跡に播種するを普通の順序とす
 - イ 八、九月頃森林を伐採し其の稍乾燥するを待ちて火入れを爲し直に開墾をなす
 - ロ 同前なるも翌春燒け残りの丸太を諸所に寄せ集めて之を燒きて後開墾す
 - ハ 前年秋季伐採し翌春解氷後火入れ開墾す
 - ニ 四、五月頃解氷を待ちて森林を伐採し約二週間後樹木の枝梢等稍乾燥するを待ちて火入れを爲し直ちに開墾す
- ホ 樹木大なる場合は地上數尺の所に於て皮を剥ぎ 所謂卷枯しと名し雜草灌木のみを伐採して火入開墾を爲す

へ 灌木雜草のみなる時は周圍の刈拂ひのみを行ひ火入開墾をなす（多く休閑地に行はるゝ所也）

火入れの方法は、先以て周圍の刈拂ひを行ひ、晴天無風の日を選び下方より數箇所に火を放ち他に類焼せしめざるを通則とするも、現に國有林を冒耕するもの

のありては極めて粗放にして、直徑一尺内外の樹木を伐採して林内に叢生する小木荆棘の上に倒伏せしめ燃焼に便し、徑一尺五、六寸の大木は其儘存置して焼枯ししなし、火入れ後尙ほ焼枯ししならざる時は所謂巻枯ししなす。火入れの際に於ける森林の焼くる有様は實に凄慘



況狀培栽菜甜の場驗試事農堡天普

其物にして火勢猛烈なり、燒跡に横はる大木の殘骸は累々として算を亂し、宛然大伽藍の火事跡を見るに異ならず、斯くて千古斧鉞を入れざるの密林も一朝にして燒野ヶ原に化し終るなり。其の慘憺たる様を目のあたり見る者誰か能く平然たるを得べきや。

此の心無き火田民の所爲は、洵に幾百千年積み來れる無盡の富を一朝にして燒燬するものにして、惜みても尙ほ餘りあるもの云ふべし。一度火入れを終りたる時、燒残りたるものを諸所に掻き集めて再び燃焼するか或は其の儘置きて耕作をなし、以後毎年春毎に若干つゝ之を掻き集めて燒燬し耕作を續く、更に残りた

る根株も數年間其儘放置し自然の腐朽に任ぬるか、或は毎年若干宛之を掘り取りて燒燬し、早きは五六年にして全く之を除去し終るものあり。

(三) 開墾及耕作 秋季火入れをなしたるものは翌春解氷後、春期火入れをなしたるものは一雨ありて地に十分なる濕氣を得るに至れば直に耕作するものにして、特に開墾名つくべき作業なく單に犁を用ひ牛耕し、或は犁を用ふるこまなくホミを用ひて手耕して馬鈴薯又は燕麥を播種す。其の方法は極めて粗笨にして、馬鈴薯の如きは燒跡にホミを以て點々埋め置くに過ぎざる状態のもの多し、而して燒残りの樹木を或程度迄片付けたる後に於ては、普通田に於けると同様頗る巧妙なる技術を以て二頭曳きの犁を用ひて耕作を行ふも、傾斜急峻にして三十七、八度を越へ山の中腹以上に在りては、牛耕する能はざるを以てホミを用ひて手耕するを普通とす。

火田耕作は前述の如く甚だ粗放なり。雖も、樹木の伐採及火入れに多大の勞力を要するを以て、通例の火入れ開墾をなすものに在りては新墾面積は著しく制限せらるゝも、國有林の冒耕をなすものにおいて森林火災を惹起せしめ其の燒跡を耕すものなるが故に、粗放極まれる方法を以て當初より相當面積の耕作をなす。今普通の場合に於て火田一段歩を耕作するに要する勞力を調査するに左表の如し。

種	別	中江營林署管内	厚昌營林署管内	備考
伐採	及火入	六人	五人	
播種(開墾と同時に)	行はる)	二	一・五	江界種苗場の調査に依れば耕鋤は初墾の場合牛二頭曳の犁を用ひ一日一段乃至一反七畝、再墾の場合二段乃至四反とす(熟田は普通四反歩)
除草	(二回)	三	二・五	
收穫	及調製	二一三	二・五	
合	計	一三一・四	一一・五	

尙ほ火田に於ける耕種法の特徴は、混作を行はず、殆んど全く單作なるにあり、これ火田耕作が熟田に比し一層粗なるを示すものにして、又勞力の不足も一原因なりとす、今各種作物に付耕種に要する勞力を調査するに大概左表の如し。

種別	燕		麥		馬鈴薯		大麻		備考
	三水郡	豊山郡	三水郡	豊山郡	三水郡	豊山郡	三水郡	豊山郡	
耕種及播種	二人	一人	一人	一人	一人	一人	二人	二人	新興郡に於ける馬鈴薯の栽培は積集約たるによる
除草	三	一	一	二	三	二	二	二	
收穫及除草	四	二	一	二	五	二	二	二	
其他(主として運搬)	一	一	一	一	一	一	一	一	
計	九	五	七	一	六	二二	八	八	

以上は新墾後相當年時を経たるか、又は比較的小面積にして且つ集約なる火田耕作にして、國有の大森林に火を入れ大規模の開墾を爲す場合は、前述せる如く當初の年に於ては殆んど犁を用ひず、又除草の如きも殆んど之を行はざるを常とす。

作付の方法

新墾地に作付する作物は地方により多少異なるに非ず、雖、肥沃地に對しては大概馬鈴薯を播き、次年以後に於て江界、慈城、厚昌等平北各郡に在りては主として先づ粟又は稗(濕地)を、次に大豆、玉蜀黍等を作付するも、三水、甲山、豊山、新興等咸兩の各郡及び咸北茂山地方に在りては二三年燕麥を連作するか、馬鈴薯と交互輪作をなし、或は其間に大麥を數年毎に挿むものあり、肥沃ならざる地にありては當初より禾穀類又は小豆等を作付し、地力枯れ作物の數量著しく劣退し當初に比し大約五乃至七割程度の減收を見るに至れば、蕎麥の如き肥料分に對し最も掠奪的なる作物を作り、

遂に其の翌年より休閑するを普通とし、其の耕種式は單純なり。勿論是等栽培作物は耕地の位置即ち其の傾斜面の受光の方位並に標高及び地味等に依り相異なるべきも、其の區別は判然たらず。唯海拔一千二百米以上の高地に在りては粟、大豆等の生育良好ならざるを以て、多く燕麥、馬鈴薯等短期間に收穫し得るもののみを作る。今各地に於ける作付方式を表示すれば左の如し。

火田に於ける作付方式調

地方別	地味の良否	作付方式										備考
		第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	第九年	第十年	
黒川郡	上の新墾地	粟	小豆	粟	大豆	粟	小豆	粟	大豆	糯粟	蕎麥	約一五箇年休閑す
同	上の新墾地	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	粟	大豆	蕎麥	休閑				約一〇箇年休閑す
同	山の新墾地	小豆	粟	小豆	粟	大豆	蕎麥	休閑				約五箇年休閑す
同	熱田に近きもの	粟	小豆	粟	大豆	蕎麥	休閑					約一〇箇年休閑す
同	馬鈴薯火田	粟	小豆	粟	大豆	蕎麥	休閑					約一〇箇年休閑す
同	粟火田	粟	小豆	粟	大豆	蕎麥	休閑					約一〇箇年休閑す
同	粟火田	粟	小豆	粟	大豆	蕎麥	休閑					約一〇箇年休閑す
江界郡	最上	粟	大豆	粟	小豆	蕎麥	休閑					五箇年乃至一〇箇年休閑す
同	上	粟	馬鈴薯	大豆	粟	蕎麥	大豆	蕎麥	休閑			同
同	中	小豆	粟	大豆	粟	蕎麥	休閑					同
同	下	粟	大豆	粟	小豆	蕎麥	休閑					同
同	中	小豆	粟	大豆	粟	蕎麥	休閑					同
同	下	粟	大豆	粟	小豆	蕎麥	休閑					同
龍林郡	中	粟	小豆	粟	燕麥	蕎麥	大豆	休閑				同
平原郡	中	粟	小豆	粟	燕麥	蕎麥	大豆	休閑				同
同	上	粟	大豆	粟	大豆	又	玉蜀黍	同	同	同	同	第七年より漸次減收するも休閑する迄は二十餘年を要す
同	上	粟	大豆	粟	大豆	又	玉蜀黍	同	同	同	同	
同	上	粟	大豆	粟	大豆	又	玉蜀黍	同	同	同	同	
同	上	粟	大豆	粟	大豆	又	玉蜀黍	同	同	同	同	

一町歩に對し大豆二町歩、小豆五五町歩、計七六町歩、即ち前者三に對し後者一の割合にして、更に禾穀類と豆類との比較をなすに、前者三〇三町歩に對し後者七七町歩なるを以て其の割合は四對一なり。

熙川郡南面圓明洞に於ける作物作付反別表

禾穀類		豆類		其他	
作物種類	作付反別	作物種類	作付反別	作物種類	作付反別
粟	二四一・〇	大豆	二〇・五	蕎麥	三三・〇
稗	〇・三	小豆	五五・四	馬鈴薯	五五・〇
黍	〇・七	菜豆	一・〇	大根、白菜	一〇・七
玉蜀黍	三三・一			大麻、棉	二・二
蜀黍	二七・七			胡麻、苳	一・七
計	三〇二・八	計	七六・九	計	一〇二・六

又咸南北各地に於ては馬鈴薯、燕麥を主要なるものとし、他の作物は極めて少きを以て、自然的地方維持方法としては何等見るべきものなし。

更に廣く各地の實況より総合的に考察するに、火田に於ける耕種法は極端なる掠奪的農法にして、特に肥沃なる土地を除き、開墾後普通五、六年にして既に地方の減退を來し、十年内外にして休閑するに已むなきに至る。爾後五年乃至十年の休閑により、稍々恢復するに及び之を再墾して、作物の栽培を爲し前回に比し更に速かに收量を減じ、數年にして休閑するの已むなきに至る。斯くて數回反覆する時は地方全く涸れ、遂に能く雜草すら繁茂せざるころの荒廢地たらしむるのみならず、保水力を失ひ土層固結するを以て、傾斜地にありては降雨毎に水は地表を流下して多くの小溝を穿ち、次第に

その深さを増し幅を廣め、幾條の涙痕となりて地皮を剥ぎ肉を削り、遂に山骨を露出せしめざれば已まざるの實情を示せり。其の適例は隨所に之を認むべく、花崗岩地帯は勿論片麻岩地帯にありても、傾斜十八度にして既に涙痕を生じ、地表の漸時崩壊しつつあるを見たり。更に傾斜急なるに従ひ其の弊益々甚だしき幾多の實例に遭遇し、之が將來の影響に想到し慄然たらざるを得ざるに共、一面玄武岩地帯に於ける火田の石礫累々たる間に掠奪的耕作を續けたる爲、降雨毎に其の土を流失せしめて止まるどころなく、遂に溪谷は全く石礫化せんの状態を示せるものあり。火田民か斯くせしむるが如きこみなきを以て、如此方法を講ずるは單り農業上の利益を増進するのみならず、實に國土保全の見地より最も



(一の其) 具農の用使民田火

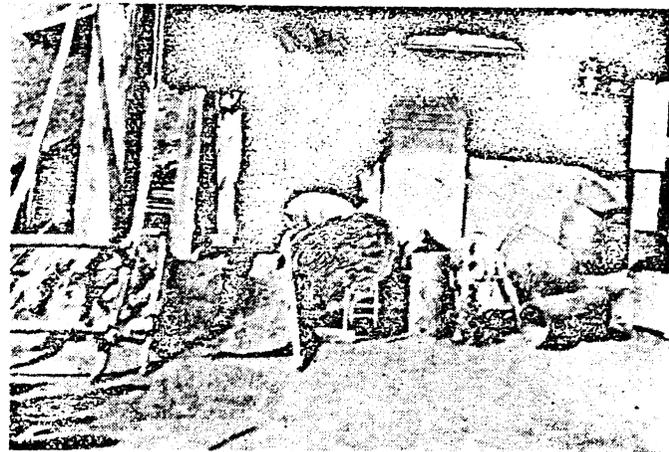
の如く國土を荒廢せしめて已まざるに對し、之を默過するこゝは實に國家將來の爲め忍ぶ能はざる重大事項たるを覺ゆるなり。

火田に依る國土の荒廢は傾斜の急峻なるもの程甚だしき雖、傾斜二十度内外のところに在りては、適當の土止め作業、連年適當の有機質物を補給するこゝ、即ち堆肥厩肥等の肥料を施用するに於ては、地力の維持増進を來し、久しきに亙り作物の收量劣らざるのみならず、保水作用増大するが故に、前述の如く土砂を流し涙痕を生じ遂に土地を荒廢に歸

も緊密なる事項なりと思料せらる。然るに現在の火田にありては何等土止的作業の行はれ居らざるのみならず、牛糞、厩肥等を恣々河畔等に運びて遺棄しつゝあるの實例を、咸南甲山郡、咸北茂山郡管内に於て隨所散見せり。

火田の地方消耗及び崩壊荒廢等を防がんこせば、火田民をして施肥及び簡易なる土止作業等を行ふこゝを學ばしめざるべからず、而して火田地方は、野草其他自給肥料の原料、土止作業材料等の蒐集、及び之が實行に關する利便甚だ多きを以て、適當の方法を以てせば、火田民をして之等の事項を實行せしむるこゝ敢へて望みなき

其の回数を重ね、遂に全く雜草すら能く繁茂せざるに至り之を放棄す。火田中には平北慈城・厚昌兩郡に互る烏首標、咸



（二の其） 具農の用使民田火

の難事にあらざるなり。

休閒及廢耕

火田は火入開墾後早きは數年遅きも十數年にして著しく地方の消耗するに至り、一旦其の耕作を止め、數年乃至十數年甚だしきは二十有餘年間も休閒し、地方漸く恢復するに至れば更に之を燒きて耕作し、再び地方衰ふるに及びて休閒す。斯の如きこゝを繰返し行ふも、再墾したるもの、耕作年數は處女地を開墾せるものに比し著しく短縮せられ、之に反し次で來る休閒年數は著しく延長す。斯くて

南三水郡開雲城里等に見るが如く、極めて肥沃なる高臺の國有林を侵耕せるものありて、之等は何等普通の耕地と異なるなく、十數年を経るも猶ほ能く相當數量ありて、二十餘年耕作を繼續するものあり、老農の云ふところによれば、耕地に餘裕ある爲め數年に一、二年休耕し、地方の恢復を計りつゝある故、永年栽培を續行し得るなり。然れ共多くの火田民にありては其の耕作地に餘裕なく、飽く迄端的に地方の剝奪を圖りて已まず、遂に荒廢するに至りて之を放棄す。故に咸南北青・豊山郡地方の如く早くより開け、火田耕作の行はれたるころに在りては、曩に行はれたる土地調査に際し、之を耕地として登録し課税せるものにして、已に所有者の之を放棄して他に移轉せるもの尠からざる地方あり。豊山郡安山面老隱里は即ち其の顯著なる實例にして、大正十一年迄約七百戸の居住者を有したりしが、昭和三年三月末に大約五百戸となり、更に同年六月末現在の戸口調査に依れば四百三十戸に減少せり。而して耕地を其の儘放棄して移轉せるを以て、地稅の徵收不可能となる地少からず、其の面積は大約百五十筆、二百日耕即ち八十町歩に達せり云ふ。

咸北茂山郡三長面管内農事洞より三上洞に至る一帯の高臺に於ける耕地の二分の一、或は詳細に調査せば三分の二位も休耕地として放棄せられ居るを見たるが、是等は何れも表土淺く二、三寸にして一尺内外累積せる火山灰地層に達するを以て、作付四、五年乃至十年に及ぶときは殆ど地力を消耗し盡して、十年乃至二十年間休閑せざれば再墾出來ざるのみならず、再墾したるものは二、三年にして殆ど作物の栽培に適せざるに至り、其の後少くも二十年間休耕を要する地少からざるが爲めなり云ふ。而して斯る土地に於ても尙人家附近に牛糞等の遺棄せられたる田地は麥、粟等著しく良好なる生育を遂げつゝあるを見る、故に施肥を行ひ其の他の農事改良を行ふに於ては、斯の如き速に不毛の地と化し去るべき火山灰地に在りても、尙能く休閑年限を短縮し得るは勿論、其の地力を維持し更に増進し永く耕作を持續し、是等地帯の農民

の生活安定を期し得べきの確證を得たり。

北鮮火田地帯に於ける農作物季節調

地方別	馬鈴薯			燕麥			粟			大豆		
	播種期	收穫期	生育日數	播種期	收穫期	生育日數	播種期	收穫期	生育日數	播種期	收穫期	生育日數
江界	自四月上旬	上、中旬	一六三	中、下旬	一三三	一三三	上、中旬	自四月上旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三
江界	自四月上旬	上、中旬	一六三	中、下旬	一三三	一三三	上、中旬	自四月上旬	自四月上旬	一三三	上、中旬	一三三
龍林	自四月上旬	上、中旬	一三三	自四月中旬	自四月中旬	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三
慈城	上、中旬	中、下旬	一六三	中、下旬	一三三	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三
厚昌	上、中旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三
厚昌	上、中旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三	自四月上旬	自四月上旬	一三三
一昌	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三
三水	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三
雲山	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三
甲山	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三
善慈	上、中旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三
茂山	上、中旬	中、下旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三
三長	下、中旬	上、中旬	一三三	中、下旬	一三三	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三	中、下旬	中、下旬	一三三

調査地名	標高	馬鈴薯	燕麥	大麥	稗	蕎麥	麥	粟	玉蜀黍	大豆	備考
新東	自前月上旬至前月中旬	自前月中旬至前月中旬	自前月上旬至前月上旬								
安山	中五旬										
一豊	中五旬										
賜吉	下四旬										
三社	下四旬										
茂山	下四旬										

北鮮火田地帯に於ける農作物收量調

調査地名	標高	馬鈴薯	燕麥	大麥	稗	蕎麥	麥	粟	玉蜀黍	大豆	備考
平北	300*	300	1,200	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
龍林	300	300	1,200	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同熱	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同延	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
咸南	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同西	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同三	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同興	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同雲	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同甲	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同雲	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする
同雲	300	300	?	?	?	0.800	0.700	1,000	?	0.800	開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする

開墾後二三年間は粟、大豆、燕麥を作る馬鈴薯は稍肥沃地にする。濕地多く該地は稗、大豆を、其の他は粟、大豆、玉蜀黍を主作とす。開墾後四年目迄は減收せず十箇年後に約三割減收となる。粟、大豆等は肥沃に過ぎ早稲の爲結果不良。

道	別	耕牛を使役し得る火田の傾斜極度	備	考
咸鏡南道		二五乃至三五		
江原道		四五		
平安北道		四〇		
黄海北道		五〇		
慶尚北道		三五乃至四五		
慶尚南道		四〇		
全羅北道		四〇		
全羅南道		四五		
忠清北道		四五		
忠清南道		四五		
京畿道		四五		
江原道		四五		
平安北道		四五		
平安南道		四五		
咸鏡南道		二五乃至三五		

火田に於ては、地勢の關係上、隨分傾斜の甚だしい所に於ても牛耕が行はれて居るが、火田地帯の耕牛使役に關し、朝鮮總督府技手吉田雄次郎氏の調査せる所に據るに左の如くなつて居る。

一、耕牛を使役し得る火田の傾斜極度

道	別	耕牛を使役し得る火田の傾斜極度	備	考
咸鏡南道		二五乃至三五		
江原道		四五		
平安北道		四〇		
黄海北道		五〇		
慶尚北道		三五乃至四五		
慶尚南道		四〇		
全羅北道		四〇		
全羅南道		四五		
忠清北道		四五		
忠清南道		四五		
京畿道		四五		
江原道		四五		
平安北道		四五		
平安南道		四五		
咸鏡南道		二五乃至三五		

地方に依り又地形及び土質並に供用畜牛の如何に依り多少の差異あり

馬鈴薯は施肥し最も肥沃地に作る稗を作るも早霜の爲め收穫なし

二、耕牛使役功程

道別	耕作地別	間		使		田		耕		除		草	
		一日	半日	一日	半日	一日	半日	一日	半日	一日	半日	一日	半日
慶尚北道	平地	0.5	1.0	0.3	0.6	0.5	1.0	0.3	0.6	0.5	1.0	0.3	0.6
	十五度未満傾斜地	0.8	1.6	0.4	0.8	0.6	1.2	0.4	0.8	0.6	1.2	0.4	0.8
	十五度以上傾斜地	1.1	2.2	0.5	1.0	0.8	1.6	0.5	1.0	0.8	1.6	0.5	1.0
	最極度(四〇度)傾斜地	1.3	2.6	0.6	1.2	1.0	2.0	0.6	1.2	1.0	2.0	0.6	1.2
慶尚北道	平地	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1
	十五度未満傾斜地	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2
	十五度以上傾斜地	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3
	最極度(五〇度)傾斜地	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4
黃海道	平地	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1
	十五度未満傾斜地	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2
	十五度以上傾斜地	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3
	最極度(五〇度)傾斜地	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4
平安北道	平地	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1
	十五度未満傾斜地	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2
	十五度以上傾斜地	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3
	最極度(四〇度)傾斜地	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4
江原道	平地	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1	0.1	0.2	0.05	0.1
	十五度未満傾斜地	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2
	十五度以上傾斜地	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3	0.3	0.6	0.15	0.3
	最極度(四〇度)傾斜地	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.4

第八章 山村

七一五

咸鏡南道	最極度(四五度)		傾斜地		平地	
	最極度(三五度)	傾斜地	最極度(三五度)	傾斜地	最極度(三五度)	傾斜地
十五度未滿傾斜地	0.7	0.8	0.1	1.0	0.8	0.1
十五度以上傾斜地	1.0	0.4	0.1	0.8	0.4	0.8
最極度(三五度)	0.7	0.8	0.0	1.0	0.1	0.1

三、耕作地別に於ける耕耘法

慶尙北道 イ 平坦地は田の長徑に従ひ一側より平起をなし又は高畦合起法に依る

ロ 傾斜十五度未滿は田の下側より水平に従ひ上側へ平起を爲す

ハ 傾斜十五度以上は下側より上側へ鋤き起し階段を設く

黃海道 イ 平坦地及び十五度傾斜地は畜牛二頭立縦列（股粟・安岳・信川郡）又は横列とし、二十度以上の地は一頭立にして階段式に耕耘す

ロ 十五度未滿の傾斜地は一盤を、往復二回左右に切り分け畦幅二尺五寸乃至三尺と爲す

ハ 十五度以上の地は畦を高さ方に二回に盛り上げ畦幅は二尺七八寸乃至三尺一二寸と爲す

平安北道 イ 開墾、平坦地、傾斜地共在來の大形犁を牛二頭に曳かしめ七寸位の深さに左側に反轉しつゝ耕起す

ロ 田耕、犁先を前年作條の中央部より入れ約六寸位の深さに耕鋤す

ハ 除草、一回は除草犁（鏟二枚付）を牛一頭に、二回よりは小形犁（鏟一枚付）を牛一頭に曳かしめ中耕す

江原道 イ 十五度未滿の平坦地は尖端尖銳なる鋤

ロ 十五度以上の傾斜地は鈍圓なる鋤を使用し牛二頭を役使す

咸鏡南道 イ 十五度未滿の平坦地は前年作成の畦を中央より割り其の側方に新畦を作る

ロ 十五度以上の傾斜地は犁柄の彎曲甚だしく犁柄・犁轅共に短小のものを使用す

四、耕作地別耕牛の体重及農具の重量

道別	耕牛の體重		農具の重量	
	自己牛を平地地・傾斜地を問はず使用す	平地地は六牛 傾斜地は小格牛を使用す	犁	馬鉄
慶尚北道	牝 七〇貫	牝 七〇貫	四貫乃至八貫	二貫乃至四貫
黄海道	八〇貫乃至百二十貫	八〇貫乃至百二十貫	開架及田耕用犁 七貫一頭立	除草犁 十貫
平安北道	八〇貫乃至九〇貫	八〇貫乃至九〇貫	平地地 十四貫	傾斜地 十二貫
江原道	牝 一〇〇貫	牝 一〇〇貫	平地地 十四貫	傾斜地 十二貫
咸鏡南道	牝 八〇貫	牝 八〇貫	平地地 十四貫	傾斜地 十二貫
	牝 九〇貫	牝 九〇貫	平地地 十四貫	傾斜地 十二貫
	牝 六〇乃至七〇貫	牝 六〇乃至七〇貫	平地地 十四貫	傾斜地 十二貫

第三節 火田部落の生活

火田民の生活状態に就いては、拙著「火田の現状」に於て、各道中火田民の最も多き、谷山・成川・寧遠・熙川・碧潼・江界・慈城・麟蹄・金化・長津・豊山・三水・甲山・高原・新興・茂山の諸郡に於ける、(一)入山



熟田耕作農家
生活程度中位に属す。右下方に丸太を
くりかき貯蔵する器なり

者の主なる出身地方、(二)一戸當り耕作段別、(三)一戸當り耕作物の種類及び收穫量、(四)主なる副業の種類、(五)收穫物の賣却並に日常品の購入方法、(六)常用食物の種類、(七)其他参考となるべき事項に互り調査してあるが、今試みに二三の火田地帯に於ける火田民の生活状態並に家計の一斑を示して見よう。

定着火田部落 火田の開けて十年以上も一定の地に土着せる火田民部落は、農耕、施肥はもとより、生活の方法も熟田地帯の山農と大差なく、中には指導部落として副業、其他に見るべき成績を擧げて居るものもある。

◎平安北道江界郡城干面別河洞側站火田部落

一、總面積	六五〇町步	國有地	五九〇町步
一、戸數	六八戸	有地	六〇町步
一、世帯數	七四戸	國有地のみ耕作する戸數	一四戸
一、耕作面積	二三五町步	國有地及民有地併耕戸數	五四戸
		人	三七一人
		區域内耕作面積	一七〇町步
		區域外耕作面積	六五町步

區域外六五町步に依り殆んど生活安定を計りつゝあり

一、薪炭備林 百町步 營林署に於いて植林せるもの二七町步あり

火田開墾の來歴 今より三十八年前、江界出生金日龍、及び平壤よりの入山者金友善の兩人によりて開墾を始められ、

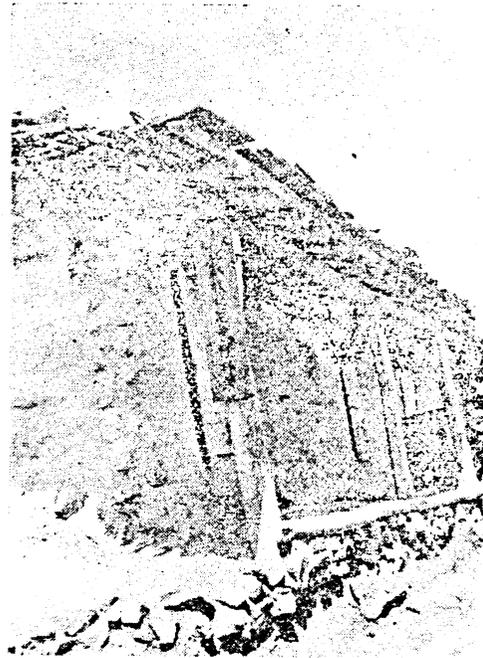
爾來今日に及びたりと云ふ。現住の老農者にして、相當古き養成必、及び金利奎の供述に徴するに、今日より二十年前には現耕火田の約七割内外は既に開墾し、殘部三割内外は未だ開墾せざりしに、當時は休耕火田無くして、收穫率も現

在の數倍なりしと云ふ。火田民激増は大正八年、凶作により南鮮地方より多數入山し來りて今日の如く増加す、即ち二十年前二十五戸内外なりしに、現在は六十八戸に及べり。

現況に至る迄 今より約二十年前迄は三十年前に比し河岸の一部を開墾したるのみにして、山頂迄は開墾せざりしも、大正八年の入山者増加に依り、翌大正九年に現況の如く開墾せり。現在の

火田中岩石の露出せるは、今より約五六年前より露出し始めて、今日は如斯歴然として露出せるものなり。

一度入山して退出したる戸數は現住古農の言に徴



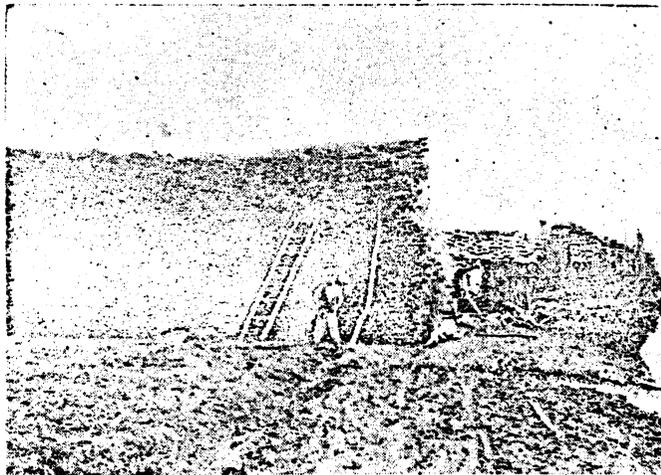
火田民の仰信

するに、約二十年内に僅かに二十戸内外の移動あるのみなりし。入山者家屋移轉狀況は、大部分は入山と同時に居住せし家屋なるも移轉の數多き者三四戸あり。

國有民有別査定測量を爲す時の狀況 右國有民有區別査定測量は、當時の測量員より筈及び家屋に連續せる田を併せ一人前二筆宛に測量し、一筆に付一圓八五錢宛の料金を徴せり。當時二筆以上私有に測量方異議を申立たるに付、現丁繼善所有に係る土地に對承活なる者一人ありたるのみにして、面積五日耕内外なり。

火田賣買の實況 國有火田の賣買の行はるゝは今より約二十年來のこゝにして、價格は開墾人夫賃に過ぎざる料金を支拂ひたり。其他は貸借關係に係る。

- 火田小作契約成立要素 火田小作せしむるには小作人家族に相當する火田面積を提供し、且つ家屋の手配、牛の手配、並に食糧品、及び種子等を貸與す。この貸與費に對しては二割乃至五割内外の利息を附するも、火田の肥瘠に依り利率異なれり。
- 1 肥沃火田なる場合は貸金利子は月三分にして穀利は三割乃至五割なり
- 2 右に少々劣れる場合は貸金利子は



火田民の燃料

は月二分五厘にして貸穀の利子は二割乃至三割なり

3 劣悪なる場合は金穀の貸付利子なきのみならず、穀收穫物の分配は三分の一を地主の持ち三分の二を小作人所得す、此の場合の種子は小作人負擔し、然らざる場合は種子は一切地主負擔とす

火田賣買價格

- 上田 一日耕 七圓内外
- 中田 一日耕 五圓内外
- 下田 一日耕 二圓内外

火田等級別收穫率（各一日耕に對して）

作物名	上田			中田		下田
	粟	馬鈴薯	大豆	二石—三石	一〇石内外	
馬鈴薯	六石乃至八石	一五石内外	二石内外	一〇石内外	耕作せず	
大豆	二石内外	一石内外	二石内外	二石内外		
蕎麥	三石内外	二石内外	二石内外	一石内外		
燕麥	三石内外	二石内外	二石内外	一石内外		

輪作關係 火田の輪作關係は主に左の方法に依り行はれ來り。

例	輪作年次											
	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	十一年	十二年
一例	粟	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	大豆又 は小豆	燕麥	蕎麥	燕麥	蕎麥	燕麥	蕎麥	燕麥
二例	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	粟	馬鈴薯	粟	大豆又 は小豆	燕麥	蕎麥	燕麥	蕎麥	燕麥

以上燕麥又は蕎麥を輪作し收穫極少に減じたる時は休耕す
 更に玉蜀黍又は大小豆並に菜豆等は家屋附近の民有地帯並に平坦地帯に局部的に僅に栽培するのみにして高原地帯には適せず
 休閒狀況 地勢並に地味に依り異なるも、普通十年内外繼續耕し、荒地作物たる燕麥・蕎麥等の作物に在りても收穫減少する時は休耕す。休閒地は五年乃至十年間程の期間を休閒し、相當雜草並樹木繁茂したる時は又耕作を始む。耕地減少場合は地力増進の見込確定せざる場合も耕作することあるも、以上の如くして數年耕作し又荒廢し來たる時は休閒す

作物名	播種期	播種量	播種法		管理	收穫期
			種	方		
粟	四月中旬	六升乃至 一斗	火入して三四年間に於て犁使用不能の場合ホミを以て 二尺作條し條播又は點播	二回の除草 土	二回の除草 土	十月中旬
馬鈴薯	五月上旬 同月中旬	芽 一石	犁使用は粟と同一にして他は畦幅二尺に株間一尺五寸 内外	二回の除草 土寄	二回の除草 土寄	十月中旬 下旬

燕麥	三月下旬	五斗四升	散播	雜草繁茂する時録にて除草	十月下旬
蕎麥	同月中旬	三斗内外	播種前即ち十日前耕耘し置き畦幅五寸となす點播	同	同月中旬
玉蜀黍	七月上旬	三升内外	二尺に作條し株間一尺五寸、點播、肥料は牛糞・糞灰	同	同月中旬
大豆	四月中旬	三升内外	畦幅二尺、株間一尺、點播 一株四五粒	同	同月中旬
小豆	立夏後	二斗内外	同	同	同月中旬
大麻	立夏後	二升内外	同	同	同月中旬
白根	初伏	八升内外	肥料を撒布したる後耕耘し十日内外にして播種す	同	同月中旬
大根	初伏	?	玉蜀黍及馬鈴薯田に間作散播す	同	同月中旬
蕎麥	初伏	?	同	同	同月中旬
蒜	十月下旬	?	冷床にて苗を養成し夏至に至り移植す	同	同月中旬
南瓜	立夏	?	前年の大麻又は蔬菜類の栽培跡地に栽培す	同	同月中旬
胡瓜	立夏	?	玉蜀黍の間作、即ち株間に播種支柱を立て栽培す	同	同月中旬
甘藍	四月下旬	?	高畦に依り株間一尺二三寸、支柱を建て栽培す	同	同月中旬
大麻	穀雨	?	冷床に依り差苗し葉三四枚伸たる時二尺の畦幅に株間一尺五寸内外にて移植	同	同月中旬
胡麻	立夏前後	?	粟栽培と同じ	同	同月中旬
干羅物	處暑	?	大麻收穫後散播の上耕耘す	同	同月中旬

火田民部落 一般觀察

氣候 當部落は海拔一千里の位置に在り、四方山岳に圍まれたる地帯にして、氣候は普通平坦地に比し寒氣一箇月早く、且つ春一箇月遅し、尙ほ一般家屋の日照時も平坦地に比し朝夕二時間宛早遅あり

土質 土壤は何れも腐植質壤土にして柔軟なり

作物 作物は一般に早熟種を選定し播種す

家屋 一帯に亙り家屋は皆材木を積みて建築したる極簡略式家屋なり。就中、普通の平建せし家屋三棟六間以外は皆前記の式なり

平南、徳川郡竝に寧遠郡より移居せしもの大部分なるが、移住動機の主なる原因は生活困難、或は事業に失敗したる者にして、犯罪其の他の爲に入山せし者全然なし。以上の外、先入山者が、生活安定及び耕地豊富なる旨を同志に知らせたる爲め、移來するものあり

學識の程度 一般に無學者多く、僅に漢字を解する者及び諺文を解する者あり、國語を解する者三人あり

教育機關 昭和五年までは二個所の書堂、約二十人内外の兒童を收容し、専ら漢學を教へたるに、最近は都合に依り一箇所廢止され他の一箇所のみ殘存せり

醫療機關 醫生は部落内に無く、僅に賣藥商二軒あるのみにして、漢藥の一部分の賣却に過ぎざる現状なり

飲食店 常部落は平北河南洞に通ずる道路の中央にあるが爲め、通行者の要求に依り麵屋二戸あり。但し許可を得たる飲食店にあらず

面及官公署との連絡 部落民より代表者たる站長を選擧し、各部落民との連絡を取りつゝあり。站長には部落民より每一戸に付粟一斗宛據出して報酬す。各税金及び各團體費、其他總て部落民より納付する税金等は站長に於て徴收す
農業の經營 營農方法は殆んど粗放的農業にして、集約的農業は認められず。使用農具は在來のホミ・鎌・斧・連架の如きものにして、犁所持者は稀なり

精米は在來の水車に依るもの約九割五分にして、五分内外は牛曳石臼(田杵)なり

水車設置個所

牛曳石臼設置個所

一七

家畜 家畜は牛・豚・鶏にして、これ等は普通一般平地帯に大差なく、牛は小數なるが、豚これに次ぎ大多數は鶏にして一戸當平均二十羽内外を飼育す

薪炭 薪炭は年々立木代金を支拂ひて採取し、一戸平均七二尺縮なり

飲料水 飲料水は何れも山間より流るゝ谷水にして、僅に湧水を使用するものあるに過ぎず

火田民燃料調

割 木

調査せる民家	長 尺	高 尺	幅 尺	立方尺	材	主なる樹種
中龍瑞	一八・五	六・〇	五・五	六一・〇五	五〇・八七五	シナ・カヘデ・ナラ
崔炳浩	一五・〇	七・〇	四・五	四七・二五	三九・三七五	シナ・カヘデ・カンバ
金炳浩	一八・〇	七・五	六・〇	八一・〇〇	六七・五〇〇	同
崔在贊	一八・五	七・〇	五・〇	六四・七五	五三・九五八	同
丁永杰	二〇・〇	七・〇	五・五	七七・〇〇	六四・一六七	シナ・カヘデ・ナラ・サクラ
金世允	二八・〇	七・〇	五・五	一〇七・八〇	八九・八三三	シナ・ナラ・カンバ
金時泰	二四・〇	七・九	六・〇	一一三・七六	九四・八〇〇	シナ・カンバ・ナラ・ミバツ
崔公烈	二四・〇	八・六	六・〇	一二三・八四	一〇三・二〇〇	
金永律	一八・〇	六・六	四・七	五五・八四	四六・五三三	
金世逸	一七・〇	七・一	四・八	五七・九四	四八・二〇〇	
金永珠	一九・〇	七・八	四・二	五六・二二四	五一・八六六	
裴成必	二四・〇	七・二	五・〇	八六・四〇	七二・〇〇〇	
平均尺縮	七八尺縮					

◎平安北道熙川郡南面圓明洞火田部落

一、位 置 本洞は熙川郡南面の東部に位し、西南清川江を以て境し、熙川面驛坪洞に臨むの外、他の三方は全部山を以て圍まれ、東は眞面草洞、南は南面富成洞、北は熙川面驛坪洞に接す

二、沿革 距今三百六十餘年前、始めて移住者ありて農耕を營み、其後漸次移住者の數を増し、火田を耕作するに至り、現在に及ぶ。而して約三百年前圓明寺の建立を見、朝鮮紙、圓明紙の製造を以て其の名顯はる。圓明洞は今の

熙川面驛坪洞（従前は里ミ稱す）ミ供に一箇里を爲したりしが、約二百年前に分離し現在は南面に屬す。

三、地 勢 廣袤二方里、妙香山脈の支脈に依り、東西四里餘の長き狹谷を形成し、其の間を流るゝ小溪流の邊に極小面積の耕地點在するの外、殆んミ平地ミ稱すべきものなく、山巖高く概ね急傾斜を爲す

四、土地

(昭和二年十二月末現在)

種別	畝	田	火田	寺有林	私有林	其他	計
面積	一町	八一町	四〇〇町	一、五六三町	二、〇〇八町	一〇町	四、〇六三町
農家一戸當面積	—	〇・五二町	二・五八町	一〇・〇八町	一二・九五町	—	—

五、戸口

部落名	戸數	人口	農家戸數	耕作地別農業者數				
				田作	火田作	田、火田兼作	計	計
初富站	一三	六五	一一	—	—	—	一一	一一
聖教站	一九	九五	一九	—	—	—	一九	一九

朝鮮の聚落 (前篇)

六、作付反別及收穫高

作物名	作付反別	一反步收穫高	總收穫高	同上價額
廣濟站	一九〇〇	一八	一八	一八
天台站	二四〇〇	二四	二四	二四
鳳巢站	一三〇〇	一三	一三	一三
寶台站	二六〇〇	二六	二六	二六
仙源站	四四〇〇	四四	四四	四四
計	一五八七九五	一五五	一四二	一五五
蜀黍	二七	四〇〇	二	二二
玉蜀黍	二七	四〇〇	三	三六
蕎麥	三三一	五五〇	一八二	一七一
大豆	三三〇	四八〇	一五八	一八二
小豆	二〇五	六〇〇	一二三	二、〇五四
大豆	五五四	四四〇	二四四	一、四七六
菜豆	一〇	四四〇	四	三、九〇四
棉花	八	三六斤	二八〇斤	四〇
大麻	一四	二六斤	一八〇斤	六二
胡麻	八	二二斤	一六八斤	三三六
米	一〇反	八八〇合	三五八石	七五
粟	二、四一〇	三六〇	八六八	八、六八〇
稗	三	五八〇	二	二二

四二	壯	出	}	計	七四	生
三二	牝					
四二	壯					
一	壯	屠	}	計	一	屠
一	牝					
一	壯					
一	壯	殺	}	計	一	殺
一	牝					
一	壯					

九、畜牛異動

七五	壯	}	計	二二	騾	馬	豚	雞
一六四	牝							
二二	壯							
三三九	計			九四				三四七

八、家畜及家禽

計	秋	春	種	飼育戶數	種立枚數	數	價	純桑園	散植桑園	山桑別用	計
五七	一〇	四七	別	一〇	一二七	四七	一、八八〇	八反	一二〇	三、一〇八反	三、二三六反
一二九	一二	一二七		五七	一二九	五一	二、〇〇〇	八反	一二〇	三、一〇八反	三、二三六反

七、養蠶

計	葉	白	大	馬	鈴	苧	類	菜	根	薯
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
二〇、九九一	四一四	四八八	五〇九	二六	二九〇	二九〇	一五〇	二〇〇	一〇一、七五〇	二九〇
二、三〇〇	六、九〇〇	一二、二〇〇	一〇、七五〇	五五〇	六一	四六	四六	六一	五五〇	七

一〇、牛豚賣買及價額

畜類	賣買頭數
牛	一〇六
豚	五六
	賣買總價額
	四、七七〇
	四四八

一一、畜產物

牛	皮
數	價
二〇斤量	六圓價

一二、林野面積

成林地	椎樹地
一、二四五町地	八九〇町地

無立木地
一、四三六町

計
三、五七一町

一三、所屬別林野

薪炭材	價額
三三、二九〇	八、三三二

一四、森林副產物

木炭	樹皮	枝葉	樹實	菌	草	計
三〇	一二	一	〇	八	六	六〇

一五、朝鮮紙製造

經營者 製造場位置 一箇年の生産高 同上生産價額
 復 南面圓明洞初富站 一〇〇〇 四、〇〇〇

一六、交通 交通は地勢の關係上一般に便利ならざれ共、溪流に沿ひて東西に貫通する等外道路ありて、人馬の通行に差支なく、入口に於て清川江渡船場に依り、安富線二等道路と連絡す。而して各站間及び郡廳との距離左の如し。

照川郡廳	初富站	聖教站	廣濟站	天台站	鳳巢站	寶台站	仙源站
一、〇〇〇町	〇・一八	〇・一八	一・一九	一・一九	〇・一〇	一・三〇	
一・一八町	一・〇〇	一・一八	二・〇四	二・〇四	一・二八	一・二八	
二・〇〇町	二・〇〇	二・一八	二・〇四	二・一〇	一・二五	一・二五	
三・〇〇町	三・〇〇	三・〇〇	三・〇八	三・〇八	三・〇九	三・〇九	
四・〇〇町	四・〇〇	四・〇八	四・〇八	四・〇八	四・〇九	四・〇九	

而して本洞に於ては火田耕作改善奨励として、左の施設事項を實行しつゝあり。

(一) 火田民の指導を集中的に行ひ、施設の徹底を期せんが爲め、本洞火田民中極貧者百戸を選定の上、指導部落となし居れり

(二) 火田の周圍にして傾斜面の下部より凡そ三分の二餘の個所迄、桑及び楮を植栽せしめ、其の上部に牧草ルーサンを栽培し、火田の荒廢を防止し、耕作の改善を圖ると共に楮及び養蠶の收入に依り、生活の安定を得せしむることに努め居れり

(三) 一戸當楮三百本、桑二百本を無償配付し、これを二箇年にて植栽せしめたり

(四) ルーサン栽培の普及を計る爲め、林種圃六反歩、模範作圃一町歩を設置せり

(五) 堆肥増製は、一級農家百二十駄、二級農家百駄、三級農家八十駄、四級農家六十駄、五級農家五十駄、六級農家四十駄以上を勵行せしむる爲め、堆肥場を各戸一箇所宛一齊に築造せしめたり

新火田部落 火田の耕作は低地部より漸次高地部に進み、最近に在りては高山の密林地帯に於ける國有林中に大規模の火田冒耕が行はれ、近々數年間に一大火田部落が出現する例が頗る多い。

○咸鏡南道三水郡館興面開雲城里火田部落

咸鏡南道三水郡館興面開雲城里杜陵峰の山麓に展開せられたる一帶の臺地は海拔一千五百米内外にして、比較的新しく國有林を侵耕せるものなり。本地域は曾て鬱蒼たる針葉樹の密林地帯にして、未だ斧鋏を入れたる處無かりしも、今を去る約二十年前明治四十三年頃、秘密裡に冒耕せるものあり、其の後大正三年に至り森林火災を起し、四十餘日に互

り火燄天を焦したりしが、爾來火田民蛸集し、更に大正十三年北青・端川地方に水害ありしより、該地方民の來住する者激増して今日に及びたるものに係り、最近五箇年間に於ける農家及び耕地面積増加の趨勢を示せば左の如し

年 別	農家戸數	耕 地 面 積		農家一戸當 耕地面積	備 考
		火 田	熟 田		
大 正 十 三 年	八 七	一 一 六 一	四 五 〇	一 七 〇 一	火田民中數年間を經過し休閑することなく繼續して作付するものを熟田と云ふ
大 正 十 四 年	一 一 二	二 八 五 一	一 四 〇 四	四 二 五 五	
昭 和 元 年	一 九 〇	五 三 六 一	二 七 六 四	八 一 二 五	
昭 和 二 年	三 一 三	八 〇 七 〇	四 二 四 八	一、二 三 一 八	
昭 和 三 年	三 六 六	一、〇 九 九 四	六 〇 六 四	一、七 〇 五 八	
				四 六 六	

而してこれ等火田は十層深く地味極めて肥沃にして、無肥料耕作を以てして當初數年間は殆んど收量を減ずること無く、大約二十年間も耕作を繼續するも尚ほ相當の生産あり。即ち新墾當初のものは、反當馬鈴薯三〇〇貫、粟二石を納め得るもの少なからず、平野部地方の田に比し收量著しく多し。農家一戸當の耕作面積も相當廣きを以て、農民の生活状態は大體に於て裕福なり。又家屋の構造は極めて大型にして、見事なる丸太材を以て組み立て居れり

◎甲山郡雲與面東薪里南陽洞火田部落

開雲城里より東方に當り東薪里なる部落あり、大正三、四年頃營林廠の伐木運材夫によりて、國有林内に秘密裡に冒耕を始め、其の極めて有望なる風評の廣く傳はるや、火田民漸次蛸集し來り、偶々大正十二年森林火災を起し、附近一帯を焼き拂ひたる以後は、特に急激なる増加を來し、今や五百有餘戸の大部落を形成するに至れり

此の地帯は大正十二年前に在りては、火田民の住家は僅かに點在するに止まり、一帯に亙り一大密林を成し、當局の踏査に困難を來したるが、僅々數箇年後の今日は僅かに燒残りの根株を見るのみにして、一木を餘すところなく全山悉く火田化せられ、一見荒涼の感を起さしめ、森林の消滅するこゝの極めて速かなるを知る。

火田民は水を求めて居を定むるを常とし、此の地帯に於ても同様にして、南陽洞の人家は丘陵の頂點を下りたる溪谷部に集團して部落を形成せり。部落建設の當初は、尙ほ森林ありて自然に湧出せる泉水は溪流をな

て特に移動せしむる一の有力なる原因と見做さるゝものにして、火田民の定住に對する施設中相當考究を要する事項な



粟と薯で立つて往く雜貨商

し、所々に水車を設置せる程なりしも、森林の減少と共に漸次流水の減退を見、火耕數年に及び、地表を覆へる腐敗質の缺乏するに至り、土地の保水力を失ひ、水は全く涸れて溪流の水車は空しく其の形骸を止め、春季乾燥せる年の如きは井水すら之を掬し得ざるの慘狀を呈せり。又燃料も缺乏し、之を得るの困難少からず、斯くて火田民は地力消耗に伴ふ食糧の缺乏に先ち、これ等水及び燃料の缺乏に依り他に移動するの已むなきに至る。斯の如きは實に火田民をし

るべし

燃料は新墾の部位は極めて豊富に蓄積せられあり、一箇年の使用量一戸當五〇櫛（一櫛二尺縮）即ち百尺メ（七千貫内外）にして、多きは百五十尺縮（一萬貫餘）に達すべしと言はる。而も其の燃料たるや、悉く柁目の大木を割りて用ひ、枝梢等を用ふるものなき状態なり。然れども空しく喰へば山も空しこの俗俚に漏れず、如何に原生の美林ありし雖も、遂に燃料たる樹木の漸減を來し、年々火を放ち頻りに隣接森林を侵耕するを以

帶は、長津郡方面に連り大約一萬町歩を稱せらるるも、今日の狀勢を以て推移せば、總て一面火田化するの時機遠きに



火田部落の商行を商する

で、早く開けたる部位は、漸次薪炭に缺乏し來れるの情勢にあり
火田取締に任ずる森林主事は、一人にして數萬町歩の山林を擔當し居るを以て、火田防止に對しては、その實効不充分にして、森林保護組合員の如きも火田民自身にして、其の森林は私有にあらず、之を冒耕せば却て自身の利益なるものなるを以て、山火事ある際に於ては、之を機會として隨所に友火を放ちて火田耕作地の擴張を企圖するが如きこゝなきを保せず。現在此の地方に於ける密林地

あらざるべし

◎甲山郡雲興面大五是川里

鴨綠江上流に於ける唯一の都市惠山鎮より、咸北吉州に通ずる道路を、惠山鎮より大約三里の地點に大五是川なる部落あり。戸數二百十八戸を有し、極めて最近の發達にかより、大正八年迄は僅かに八十戸内外に過ぎざりしもの、今は其の三倍に膨脹し、市場取引の如き頗る殷賑にして、酒類販賣飲食店の數三十戸を下らず。而して以前に於ては部落を去るこゝ四里許りの窟川江流域に伴橋里なる部落ありて、地方の中心市場をなしたるも、今や全く其の繁昌は大五是川に移り、伴橋里は唯僅かに往昔の名残を止め、人家の稍々密集せる農村部落として知らるゝに過ぎざるに至れり。

大五是川の斯くも急激なる發達を致せる原因は、實に附近に於ける火田民耕作者の激増に歸す。即ち新火田地域の奥地に進むに従ひ、地方取引市場も之に伴ふて移動するを知るべきなり。

●●●●●
 鳥首總火田部落 平安北道慈城郡閻延面及び長土面は所謂鳥首總火田地帯にして、その中心地鳥首總は中江鎮

市街より東南約七キロの地點に在り、八百九十二米の廣大なる臺地にして、この附近には、火田民の集團部落が極めて多く、閻延・長上兩面に屬する火田民數は一千九百四十五戸、一萬三百六十二人、火田面積三千八百餘町歩に達して居る。古老の言に徴するに、この地方は今より四十餘年前まで火田耕作盛んに行はれたるも、濕地多く風土病の流行により一時住地が他に轉じたが、更に二十年程前から段々移住者が増加して現

在に至つたものである。

この地方は冬期朝鮮中で最も寒氣酷烈なる中江鎮地方に屬するも、無限の國有大森林地帯にして、國境の高山地帯たる關係上官憲の取締行届がざらざら、地味肥沃なるを以て火田民の入山に最も都合なり。濕地多きを以て、該地には稗、大豆を、其他の地には粟、大豆、玉蜀黍を主作す

農作物季節

種別	播種期	收穫期
馬鈴薯	五月上旬	十月中旬
燕麥	四月中旬	八月中、下旬
粟	五月中旬	十月上旬

火田民の戸口及火田面積 (昭和二年八月現在)

西里名	火田民戸數		火田民人口		現耕火田面積	備考
	國有林内居住	國有林外居住	國有林内居住	國有林外居住		
中上	六	四	三七	二七	四三六・〇〇	休耕火田はなし
中德	三	五	九	三	二六・〇〇	
上長	二	一六	六	一八一	三三六・〇〇	
乾下	一三	六	五七	一七	四〇二・〇〇	
計	二二	二六	一一一	一〇四	一、一〇一・〇〇	

第八章 山

村

七三五

國有林内居住火田民戸数の最近數箇年間消長

年 度	火田のみ耕作するもの				火田と熟田を併耕するもの			
	戸数	人	戸数	人	戸数	人	戸数	人
大正十三年十二月末現在	六一	一七六	三	三三	二二	二〇九	二二六	二二六
大正十四年十二月末現在	七八七	二六一	九	三三	二二	二〇九	二二六	二二六
昭和元年十二月末現在	一、〇四八	二六六	三	三三	二二	二〇九	二二六	二二六
昭和二年十二月末現在	一、三九五	三三七	三	三三	二二	二〇九	二二六	二二六
計	一、三三三	三三七	三	三三	二二	二〇九	二二六	二二六

基本調査簿の入山年月日に依り推算せり以下同じ

火田民總戸數一、九四五戸に對し國有林内居住者は其の七割強を占む

- 右に依れば管内火田民は逐年増加の趨勢にあり、而も其の増加率の異數なるを知るべし、之が主たる原因は左の如し
1. 本管内は隣接厚昌郡と共に平安北道に於ける國境の鼓奥地帯にして、他の各營林署管内より追放せられたる火田民及び定住地なき普通貧民等の最終集合地に衝れること
 2. 土地比較的肥沃なるのみならず、國有林の保護取締十分行届かざる爲め侵入冒耕容易なること
 3. 近年折角支那領地内に移住したる農民の歸國するもの多きこと

火田民の原籍地を闊延面晩興洞に付調査するに

道	内	他	
道	<ul style="list-style-type: none"> 慈城郡 四八九戸 昌城郡 四戸 碧潼郡 一〇戸 義州郡 一五戸 宣川郡 七戸 熙川郡 三戸 龜城郡 五戸 	<ul style="list-style-type: none"> 厚昌郡 一二三戸 定州郡 一一戸 渭原郡 二五戸 雲山郡 九戸 寧邊郡 三戸 龍川郡 二戸 博川郡 二戸 全羅北道 二戸 全羅南道 二戸 慶尙北道 三戸 慶尙南道 七戸 黄海道 一戸 咸鏡北道 一三戸 	<ul style="list-style-type: none"> 江界郡 八五戸 泰川郡 一戸 楚山郡 二六戸 鐵山郡 一戸 朔州郡 四戸 博川郡 二戸 全羅北道 二戸 全羅南道 二戸 慶尙北道 三戸 慶尙南道 七戸 黄海道 一戸 咸鏡北道 一三戸
京畿道	八戸	忠清北道 三戸	
平安南道	一五三戸	咸鏡南道 九六戸	
計	三六五戸		

備考 平地民及び火田民を含む

移轉整理計畫一覽表

國有林名	移轉地としての區分	面積	現耕火田面積	農耕適地面積	現住火田民戸數
白雲峰の二	鳥首嶺	二〇,九三六.三五	七,九五〇.〇〇	七,三三六.〇〇	七戸
同	小中江	三四,七九九.〇〇	二六,三三八.九〇	二四,七五六.〇〇	四〇戸
同	南山嶺	四,五八二.〇〇	二,七四一.六〇	二,四五七.三六	五戸
同	南三坪	二,三八〇.〇〇	一,三八二.〇〇	一,三八二.〇〇	六戸
同	中支峯	一五,六二二.三五	三〇,一二九.〇〇	八,六八七.二四	一九戸
同	陳支峯	一三,四七〇.〇〇	一四,七〇〇.〇〇	八,四〇二.三三	二〇戸
同	灰麻田嶺	一五,九〇〇.〇〇	九,六五二.〇七	九,七九〇.〇〇	一九戸
同	熊嶺	三四,〇〇七.〇〇	三,四〇七.〇七	二〇,三三七.〇〇	一〇戸
同	龍岩洞	七三,八〇三.〇〇	二八,一〇二.一五	四八,七四二.〇六	四八戸

同	十	實 京 總	一七九三〇〇	一五〇〇〇〇	二八〇三〇〇	六
同	十一	芝草洞の一	三七七一九	三七七一九	三七七一九	七
同	十二	芝草洞の二	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一
同	十三	芝草洞の三	四二五〇〇	四二五〇〇	四二五〇〇	四
合		計	七四四〇四三四	四四〇七三〇四	三三三三三三三	六七九
備考	1	現地を認容すべきものに於て、處分面積が所定面積に不足するもの三戸一町二二二一歩				
	2	現地を認容すべきものに於て、處分面積が所定面積より大なるもの二戸二段五畝歩				
	3	新に收容すべきものに於て、處分面積が所定面積に不足するもの五區一町二二〇七歩				
	4	新に收容すべきものに於て、處分面積が所定面積より大なるもの五區一町四四一〇歩				
	5	現地認容不可能にして他區へ移轉收容せしむべきもの二區七戸なり				
	6	全區を通じて農耕適地不足にして他に新適地を選定し移住せしむべきもの一八五戸（國有林内居住者）				

第四節 火田民の經濟狀態

火田調査の進捗に伴ひ、火田民の經濟狀態に關する調査は各方面に於て行はれて居るが、最近の調査としては、恵山鎮營林署に於て調査したものが、火田の耕作費、收穫高、火田民の收入、支出、資産、負債に就いて簡單ながら能く纏まつて居るから、參考の爲め左にこれを掲げることとした。尤も火田の地勢、地質、耕作年次、耕作面積、副業の種類等により、火田民の經濟狀態は必ずしも一様でないが、これに據りてその一斑は窺ひ知ることが出来ようと思ふ。

火田一反步當耕作費調

保護區別	耕作地別	同 第一 年			同 第二 年			同 第三 年			平均
		人夫賃 員數 金額	種子代	器具 損料 計	人夫賃 員數 金額	種子代	器具 損料 計	人夫賃 員數 金額	種子代	器具 損料 計	
甲 山	立木地	三・七〇 10・三三	0・一七	九・〇〇	四・〇〇	0・一七	四・〇〇	四・九〇	0・一七	四・〇〇	六・〇〇
	散生地	一・〇〇	0・一七	九・六六	四・二五	0・一七	四・〇〇	四・九〇	0・一七	四・〇〇	六・〇〇
	未立木地	一・五六	0・一七	八・〇〇	四・〇〇	0・一七	四・〇〇	四・九〇	0・一七	四・〇〇	六・〇〇
仲 坪 場	立木地	二・〇〇	0・七〇	一・〇〇	一・一〇	0・一〇	二・〇〇	一・〇〇	0・一〇	二・〇〇	三・一〇
	散生地	七・三三	0・七〇	六・六六	一・一〇	0・一〇	二・〇〇	一・〇〇	0・一〇	二・〇〇	三・一〇
	未立木地	七・三七	0・七〇	六・六六	一・一〇	0・一〇	二・〇〇	一・〇〇	0・一〇	二・〇〇	三・一〇
三 水	立木地	二・〇〇	一・六七	三・三三	三・七〇	一・六七	二・〇〇	三・〇〇	一・六七	一・三三	四・三三
	散生地	二・〇〇	一・六七	三・三三	三・七〇	一・六七	二・〇〇	三・〇〇	一・六七	一・三三	四・三三
	未立木地	二・〇〇	一・六七	三・三三	三・七〇	一・六七	二・〇〇	三・〇〇	一・六七	一・三三	四・三三
惠 山 嶺	立木地	二・七〇	0・三三	二・三三	三・〇〇	0・三三	二・六六	三・〇〇	0・三三	二・六六	三・三三
	散生地	二・七〇	0・三三	二・三三	三・〇〇	0・三三	二・六六	三・〇〇	0・三三	二・六六	三・三三
	未立木地	九・〇〇	0・三三	八・六六	三・〇〇	0・三三	二・六六	三・〇〇	0・三三	二・六六	三・三三
雲 龍	立木地	一・〇〇	0・七〇	〇・三〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・一〇
	散生地	二・一〇	0・七〇	一・四〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・一〇
	未立木地	二・一〇	0・七〇	一・四〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・一〇
五 是	立木地	二・〇〇	0・七〇	一・三〇	二・〇〇	0・一〇	一・九〇	二・〇〇	0・一〇	一・九〇	二・一〇
	散生地	二・一〇	0・七〇	一・四〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・一〇
	未立木地	二・一〇	0・七〇	一・四〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・〇〇	0・一〇	〇・九〇	一・一〇
火災跡地	二・六〇	0・七〇	一・九〇	二・〇〇	0・一〇	一・九〇	二・〇〇	0・一〇	一・九〇	二・一〇	

種	平均				大横坪				胞胎				普天候			
	稗	蕎麥	粟	大豆	燕麥	馬鈴薯	稗	粟	大豆	燕麥	馬鈴薯	稗	粟	大豆	燕麥	馬鈴薯
一・五五	—	一・〇六	〇・九六	〇・五五	一・二七	七・七三	—	〇・七六	〇・八〇	〇・八〇	一・九〇	一・三〇	一・五〇	—	—	一四・六七
一・二四	—	一・六	一・四	〇・七五	一・三	八・二五	—	〇・八〇	一・三〇	一・三〇	—	—	一・五〇	—	—	一五・〇〇
一・四	—	一・三	一・六	〇・七	二・二	九・三五	—	〇・九	一・三〇	一・八〇	一・九〇	一・三〇	〇・六〇	—	—	一四・八〇
一・七	—	一・〇	一・七〇	一・三	二・〇	七・六	—	〇・八〇	一・〇	一・三	—	—	一・五	—	—	二二・七
一・八	一・〇	〇・五	一・四九	〇・六	一・九	八・〇	—	〇・六〇	一・七	四・九	一・〇	〇・九	一・五	一・五	一・八	一・〇
〇・五	—	〇・六	一・七	一・六	一・九	六・四	—	〇・七	一・三	四・七	—	—	一・〇	一・〇	一・〇	一・二
〇・九	—	〇・七	一・七	〇・三	一・六	七・四	—	〇・七	一・〇	四・七	一・一〇	—	〇・九	一・三	九・五	一・二
〇・九	一・五	〇・六	一・五	〇・七	一・五	五・七	—	〇・六	〇・七	三・四	—	—	一・〇	一・三	九・三	九・三
〇・六	一・〇	〇・六	一・〇	〇・九	一・三	三・七	—	〇・六	〇・五	三・〇	—	—	〇・九	一・〇	六・七	六・七
〇・六	〇・三	〇・七	〇・八	〇・四	一・七	五・一	—	〇・六	〇・五	三・〇	〇・九	—	〇・六	一・〇	四・七	四・七
一・〇	一・一	〇・八	一・三	〇・七	一・九	六・四	—	〇・八	〇・八	三・〇	〇・九	—	〇・六	〇・八	四・七	四・七

火田民一年間の収入調（二戸當）

保護區別	農産額	副業収入（家畜、麻布産）	労働収入	其他の収入	計	備考
甲山	三二二・二三	五・〇〇	一五・六六	二・三三	五五・二二	平均家族五人
仲坪	四六・六五	一三・一一	一七・八三	一・七〇	七九・二九	同
三水	一二五・三四	一・〇〇	一二・〇〇	—	一三八・三四	同
惠山	二六〇・一〇	八・三〇	二二・三〇	二七・〇〇	三一八・七〇	同
雲龍	四〇・四〇	—	六・七二	—	四七・一二	同
五天	五四・六〇	二・四四	三三・三三	八・二二	九八・五九	同
普天	二八・二九	八・九二	九・二五	三・四一	四九・八七	同
胞胎	一四二・一三	一・六六	七・三三	五四・一〇	二二五・二二	同
大鏡坪	四三・四八	三五・四四	四〇・四八	一・六六	一二一・〇六	同
計	七七三・二二	八五・八七	一六五・九〇	九八・四二	一一二三・四一	同
平均	八五・九一	九・五四	一八・四三	一〇・九四	一二四・八二	同

火田民一年間の支出調（二戸當）

保護區別	主食物代	副食物代	被服料	諸税金	教育費	其他	計	備考
甲山	二四・三三	二・六四	七・六六	一・九一	一・四四	四・三三	五二・〇七	平均家族五人
仲坪	四六・〇三	九・八八	三・〇〇	三・六二	四・九一	五・〇八	八二・五二	同
三水	三六・〇三	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	—	三・〇〇	五二・〇三	同
惠山	一四七・七七	二・九三	三・一七	七・八五	—	四七・六一	二〇八・七〇	同
雲龍	四三・〇〇	三・三三	一〇・二六	三・三〇	—	二・〇〇	六二・九〇	同

保護區別	家 (見積價格) 屋	土地(同)	家畜(同)	其他(同)	計	負債(見込)	差引
五 是	七〇・七三	一〇・八一	一八・六元	一八・六	—	二一〇・四四	七・〇
普 天 保	三六・二六	二・七五	八・四〇	一・三三	六・五九	一七・七六	六・三
胞 胎	九三・六	一三・三三	七・七五	五・七五	四三・七五	一三・一〇	八・〇
大 旗 坪	四六・六四	一・七五	四六・〇	一〇・三三	一〇・三三	一七・一四	九・六
計	三三・八四	一三・九一	一四・七五	四・四三	一五・八三	一〇・八四・〇	六・六
平 均	五九・〇九	一三・一〇	三三・四	一八・八	一七・七	二一〇・四四	七・六

備考 右火田民一箇年間の收支差引殘餘四圓三十七錢なり

火田民の資産及負債調 (一戸當)

保護區別	家 (見積價格) 屋	土地(同)	家畜(同)	其他(同)	計	負債(見込)	差引
甲 山	一三・四四	三・六六	二九・六	一〇・六七	五九・五〇	一三・五	四五・九九
仲 坪 場	五〇・六六	三・七五	一〇・三三	—	六四・七四	三・二	(一〇・四)
三 水	一八・三三	—	二九・〇〇	—	四七・三三	四・〇〇	四三・三三
惠 山 鎮	六六・三三	—	六・七五	八・七	八二・八五	四・一七	七八・六八
雲 龍	六・六七	—	—	一・六	八・二七	一四・三三	(三三・〇六)
五 是	一〇・三三	—	—	七・六	一七・九三	一四・二	三・七三
普 天 保	九・五〇	—	—	四・〇	一三・五〇	三・一四	一〇・三六
胞 胎	五五・〇〇	六・三三	一〇・八	—	七二・一三	一四・七	(五七・四〇)
大 旗 坪	四三・三三	七・〇	四・四	一〇・三三	六四・一〇	一四・七	四九・四
平 均	三〇・八	一三・三	三三・三	八・六	六九・〇	一〇・七	(五八・三)

第五節 火田民指導と森林保護

朝鮮總督府に於ては、昭和七年度以降同二十一年度迄の十五箇年繼續事業を以て、大規模の北鮮開拓事業計畫を樹立し、森林の利用、拓殖、開墾、營農、鐵道の敷設、其他必要なる事業を實行して居る。この計畫に基く火田民指導及び森林保護施設の概要は左の通りであるが、これを要するに昭和七年度以降十五箇年間に、所要經費五百九十八萬二千餘圓を以て、火田民の指導並に整理、農耕適地の解放處分、森林保護の實現を期するのが、その施設の眼目である。

北鮮開拓事業
計畫に依る 火田民指導及び森林保護施設の概要

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯たる平安北道江界、慈城、厚昌、咸鏡南道豐山、甲山、三水、長津及び咸鏡北道茂山の八部は所謂山地帯に屬し、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩（約一千四百方里にして内地四國地）は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林地は鮮内隨一の密林を成し、原生林たる優良林木に富み、其の蓄積は實に三億七千七百六十萬尺縮の多きを算してゐる。併し乍ら、交通運輸の便頗る不良であるが爲め、現在伐採利用せられつゝあるは極めて一少部分に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であつて、速に之が利用開發の方途を講ずべきである。殊に要存豫定國有林野の經營が本地方に於ける重要な産業に屬するは地勢其の他地方の實狀に徴し明であつて、地方開發の實を擧げんには、先づ以て之が合理的施設經營の歩を進むるを肝要とするは更に説明を要せざる所である。

然るに、右林野内には近時火田民の跋扈跳梁甚しきを加へ、保護取締機關の手薄に乘じ隨所火耕を恣にし廣大なる美林を燒燼しつゝあるは甚だ遺憾とするところである。元來彼等火田民は他に生途を求め難き者であり、而も性懶惰にして定住性に乏しく好んで森林地帯を追ひ移動するの習性あるに鑑み、結局之が對策は彼等を善導し其の定着を圖るこゝを要件とする。蓋し火田民に對する施策の遂行は、森林の開発利用の目的を達する上に於て不可缺の關係あるのみならず、浪々去就定まらざる火田民の善導定着を策するは統治上喫緊の事項である

い。即ち當分間は、官の善導に服せず、更に取締の手行届かざる森林地帯に逃避し火耕を企圖し、又は現耕區域の擴張



民田火人那支住移

尙林野内には相當大面積の農耕適地等を存するが、此等の土地に付ては、火田民の指導に關する施設の遂行に伴ひ、彼等の定着用地として必要なる箇所の外は、廣く之を一般に開放處分し殖民興業の用に供するを刻下時宜に適せる策と信ぜらる。

而して火田民の指導に關する施設の遂行に方りては、主副業の指導獎勵其の他の方法に依り極力其の目的を達成するに努むべきは勿論であるが、彼等の懶惰の習癖を匡正するは容易の業ではな

を敢行せんとするが如き者續出すべきは、過去の事例に徴し豫測し得る所である。而も近時新規の入山者激増しつつあるの趨勢であるが、開拓事業實施の曉は更に風を聞き蛸集すべきは火を睹るよりも明であつて、今後森林の被害は一層増大するに至るであらう。現に昭和五年中に於ける森林火災面積のみにも三萬八千町歩の多きに及ぶ状況であつて、若し此の情勢を以て推移せば、無盡の寶庫と稱せらるゝ美林も將に廢滅に歸するは勿論、肥沃なる農耕適地も遂に荒蕪地化するに至るべきは明である。殊に森林の荒廢は、直に國土の保安を危うし、更に又治水及び氣象上に悪影響を及ぼす等寒心すべき事態を招來すべく、斯くては一般開拓事業の成果を收むること能はざるに至るべきは必然であつて、此の際森林保護機關の擴充整備を圖るは洵に焦眉の急務に屬する。

以上の如き事情に據り、曩に樹立に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、夫々之が對策の實行を企圖した次第であるが、此等の事業は、昭和七年度以降同二十一年度迄十五箇年間に完成を期する豫定である。而して右の内火田民の指導及び森林保護の兩施設は相互不可分の關係を有し、而も其の事業の實效を收むること困難なる事情を存する等の事實に鑑み、特に萬全なる用意と統制ある實行を期する爲め、開拓計畫に基き更に具體的實行案を樹て、目下銳意所期の目的達成に努めてゐるが、今之が施設の概要に付述べれば左の通りである。

因に右兩施設の所要經費總額は五百九十八萬六千四百四十四圓の見込であるが、内昭和七年度の豫算額は三十萬八千五百十八圓である。

一 火田民の指導

本施設は、大別して火田民に對する指導及び整理の實行に之に關聯する農耕適地等の開放處分との二に成す。

(一) 指導並に整理 此の事業は、現に要存豫定國有林野を冒耕する火田民に付漂動懶惰の惡癖を匡正し勤勉なる自作農たらしむべく善導定着を策せんとするものであるが、之が實行に方りては、現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要ある等の場合は、他の國有林野内農耕適地に就き替地を選定供與するこゝとし、此等の火田及び替地に付ては實査の土夫々當該耕作者に貸付し、爾後耕作者が定着したるときは、該地の讓與を爲す方針である。而して、本計畫に依り實施豫定の火田民及び其の耕作火田は左表の通り戸口三萬五百七十戸、十七萬七千八百八十四人(全住民の約三分の一を占む)、面積七萬四千九百七十八町歩であるが、其の後事業者手迄に新規の入山者意外に増加せる等の事情もあり、目下營林署森林保護區備付の臺帳に登載済の者を基礎とし、指導を必要とする火田民の實數に付嚴密精査中である。

郡 名	火 田		人 口	火 田 面 積	備 考
	戸 數	人			
江 界	八、二五五	四六、八五〇	三一、七三七	本調査は昭和五年九月末現在に	
慈 城	三、五二〇	一八、八〇七	一〇、三六三		
厚 昌	二、一七六	一一、七三五	四、二三七		
豐 山	二、九〇〇	一八、八六九	四、四六一		
甲 山	六、六〇〇	三五、〇〇八	九、七八四		
三 水	二、四七六	二五、三六九	三、二三四		
長 津	四、二〇六	二七、八四三	一〇、五三七		
茂 山	四三七	二、七〇三	六三五		
計	三〇、五七〇	一七七、一八四	七四、九七八		

イ、指導獎勵 火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策に付ては、今後調査試験の結果等に基き萬全を期する方針であるが、元來彼等は地方の剝奪を事し施肥等の手数を要せざる火田農法を安易にし、集約農法に進まざるの習性あるに鑑み、差向之が革新を期するを第一義とし、極力地力の維持増進及び農耕法の改善に關する指導獎勵(指導獎勵の實を擧ぐる爲持に施せ獎勵金給與の罰を設く)を勵行し、又之に關聯し副業の指導獎勵に付ても徹底を期するこゝとし、殊に長期に亙る冬閒期に付ては從來の如き無爲徒食の弊を匡正し一般副業の普及に努むる外、森林勞働其の他就役の斡旋に付ても特に十分留意する方針である。又本地方は氣候寒冷なるが爲め多量の燃料を必要とするが、彼等は濫伐暴採の惡癖を有し、忽ちにして森林を荒廢せしめ、而も附近に燃料を得るの途なきに至らば既に居住上の條件を缺くが爲め、他の森林地帯を追ひ移居するを常とするを以て、愛林思想の普及に努むるの一而薪炭備林の造成(薪炭備林は森林令第十條の保護命令に依る場合多かるべし)其の他燃料の需給に付周到なる指導を加ふる豫定である。但し此等の方針に基く施策の實行は、燻風及び教化に關する施設を併行し、其の實效を収むるに努むべきは勿論である。

而して右指導獎勵の實行は道の管室(但し國有林野の保護命令に依る請渡關係に屬するが、之が周到適切を期するが爲めには、現場に指導員を配置し直接其の衝に當らしむる必要がある。故に火田民五百戸内外を標準とし山農指導區を設け各區に指導手一名宛を配屬し、又十指導區に付一箇所の割を以て山農指導區監督事務所を設置し、之に監督技手を配置するこゝとし、昭和七年度以降二箇年間に指導區六十一、監督事務所六を充備(但し火田民中將來定着者を生ずるに依り此等の指導區は評次整理改廢を行ひ其の數を減する豫定である))するこゝとなつたが、昭和七年度に於ては咸鏡南道三水郡及び平安北道厚昌郡の各全部、咸鏡南道甲山郡及び平安北道慈城郡の各大部分並に咸鏡北道茂山郡の一部に就き指導區三十、監督事務所三の設置を了した。

今昭和七年度に於ける指導機關配備の状況を示せば左の通りであつて、其の指導の下に屬すべき火田民は一萬七千二百三十九戸の見込である。(左表中括弧内の数字は各指導區内に於ける火田民の見込戸數を示す)

道名	山農指導區監督事務所	山	農	指	導	區	備	考
平	北厚昌(六、二六三戸)	厚昌(八五九戸)	東新(五〇一戸)	南社(五五五戸)				昭和七年九月二日道告示第五四號を以て設置
		五佳(七四一戸)	烏首(七七四戸)	陳坪(六九三戸)				
		長土(六九八戸)	龍城(六二六戸)	梨坪(八一六戸)				
		合井(七九二戸)	龍岩(五〇〇戸)	生長(四八九戸)				
		東薪(七四五戸)	大上(六六五戸)	春山嶺(八四一戸)				
		新興(七七五戸)	普天堡(五八三戸)	保興(五九〇戸)				
		大興(五〇一戸)	大嶺坪(二八四戸)	大坪(三二〇戸)				
		寶泰(四七一戸)	靈山(三二六戸)	仲坪場(四〇一戸)				
		銅店(四七三戸)	太陽洞(五三九戸)	堡城(四二〇戸)				
		仲坪場(三、三二九戸)	開鑿城(五〇九戸)					
威	南	惠山嶺(七、五五六戸)						指導區は昭和七年九月二日道告示第八一號、監督事務所は同月十九日道告示第八七號を以て設置
		威北(道直轄) 延岩(九一戸)						

尙は火田民は從來の如き粗放なる掠奪農法を安易にし本件施設を嫌忌するが如き者あるべきを感り、豫め施設の趣旨を周知徹底せしめ、其の理解に努めたる上施策の實行に着手したが、特に昭和七年度に於ては各指導區共左記事項に付必行を期するこゝし目下天々實行中である。

- 1 各指導區毎に施策の實行に關する基本調査を行ひ實際的實行計畫を樹立するこゝし

- 2 自給肥料の増産施用を奨励することとし特に堆肥場の設置に主力を注ぐこと
- 3 矯風教化の實を擧ぐるに努むることとし特に活動寫真等を利用して其の啓蒙を圖ること
- 4 各指導區を單位とし組合を組織せしめ彼等の自治的活動を促すこと

ロ、整理調査並に移住援助 本事業は前述の通り現住火田民に對し定着し必要なる七地を供與せんことを以て、之が爲には各戸別に火田民の現況を精査したる上當該耕作火田に付各筆毎に之が整理區分(現耕地中國土保安法に據りて整理區分は廢耕せしむるは其の備作を認容し然らざるは廢耕せしむる)に關する査定を行ひ、其の結果現地の耕作を認容すべき火田に付ては地域を測定し兼ねて殘存林野との境界を明にするの一面、新に供與すべき替地選定及び其の選定地區に對する各戸別割當區劃調査を行ひ、更に又薪炭備林其の他附帶地に付ても調査測定を爲す等火田の整理に關する基本調査を遂ぐるの必要がある。

仍て昭和七年度以降五箇年間に本府に於て之が調査を了することとし、各年技師一名、技手六名及び雇員十四名を置き之に當らしむることとなつたが、本調査は現行林野園五萬分の一縮尺を六千分の一縮尺に改測するの必要があるので、調査の連絡進行を期する爲には集中的に同一地帯より順次之を行ふの外なき事情にある。故に昭和七年度は咸鏡南道甲山郡普惠面及び雲興面に於ける一帯の地域に就き調査することとし目下實行中である。

次に前記調査の結果、現耕火田を廢耕せしめ新に替地を供與する者の中移轉收容を要する者は全戸數の一割即ち三千餘戸の見込であるが、其の移轉收容は昭和七年度以降五箇年間に之を了する計畫である。而して右火田民の移住に付ては移轉料の支給及び家屋建築用材の讓與等出來得る限りの援助斡旋を爲す方針であるが、之が實行は營林署の擔當とし、整理調査の結果を俟て逐次進行を圖る豫定である。

因に火田民に供與すべき土地の貸付處分は整理調査の進行に伴ひ、昭和七年度以降五箇年間に之を了せんとするものであるが、火田民の定着に因る土地の讓與處分は大體昭和十二年度の見込である。

(二) 農耕適地の開放處分 要存豫定國有林野中には、相當多數の農耕適地等(牧畜適地等を含む)を包含するが、此等は國土保安及び營林上特に存置の必要ある箇所の外は、努めて要存を解除し之を開放する方針であつて、此の面積は三十萬町歩の見込である。而して右林野に付ては豫察調査を行ひ、火田民の定着用地として必要なる地域(約十萬町歩の見込)を一般に開放し得べき地域(約二十萬町歩の見込)を明にし、以て該地に對する處分計畫の遂行に資するの必要があるので、昭和七年度以降二箇年間に之が豫察調査を了するこゝとし、現に恵山鎮營林署所轄林野を中心として調査中に屬する。

又右豫察調査の結果判明せる農耕適地中一般に開放處分し得べき箇所には、殖民興業の趣旨に基き昭和九年度以降十箇年間に一定計畫の下に處分を行ふ豫定であるが、其の毎年の處分面積は二萬町歩の見込である。

尚ほ以上の調査及び處分は何れも本府に於て主宰するものであるが、豫察調査に従事せしむる爲め、技手及び雇員各二名を配置し、又處分に付ては各年屬一名、技手二名及び雇員九名を置き之に當らしむる豫定である。

二 森林保護

從來に於ける森林の保護取締機關は頗る手薄であつて、保護員一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩(十五方)、又一森林保護區の擔當面積は平均四萬一千町歩(三十一方)の多きを算する状態である。故に森林保護の目的を達せんには、速に保護取締機關の擴充整備を緊要とする次第である。

併し乍ら、全林野に對し此の際齊しく之が充實整備を圖るこゝは困難なる事情もあるので、本計畫に於ては保護の必

要緩急度等を考慮し、全林野二百十六萬町歩を三區に分ち、第一區及び第二區に對してのみ増置し、第三區に付ては現在の保護機關を督勵し、保護取締の勵行を期することとなつた。林野の種別面積を表示すれば左の通りである。

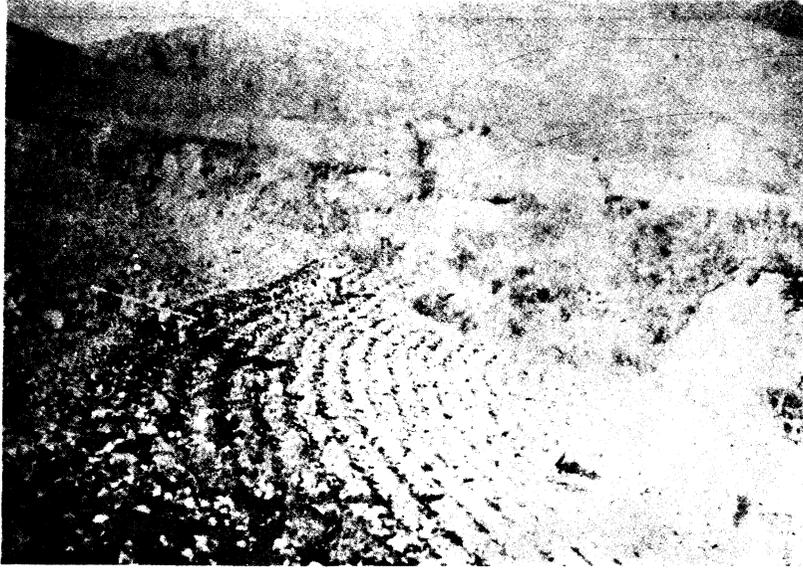
管轄別	第一區			第二區			第三區			計
	面積	人員	經費	面積	人員	經費	面積	人員	經費	
江界	九二、〇一六	—	—	九一、八一七	—	—	一五〇、三四七	—	—	三三四、一八〇
中江鏡	四八、〇〇二	—	—	二四、二七一	—	—	四〇、九八九	—	—	一一三、二六二
厚昌	五〇、〇九四	—	—	五二、〇〇〇	—	—	一〇七、四一一	—	—	二〇九、五〇五
成興	—	—	—	二四、〇七七	—	—	四六、五九七	—	—	七〇、六七四
營林署	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新架坡鏡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
惠山鏡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茂山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
會寧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	五〇〇、〇六三	—	—	五〇〇、二九九	—	—	一、〇七四、六九〇	—	—	二、〇七五、〇五二
咸鏡南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	五〇〇、〇六三	—	—	五〇〇、二九九	—	—	一、一六一、五一四	—	—	二、一六一、八七六

而して第一區及び第三區に對しては、左に依り保護員を増置し、且つ一保護區の擔當面積を平均二萬町歩程度に縮少することとなつたが、右の森林主事及び保護區は現在の設置數に所要數との差數を増置せんとするものである。

第一區 面積五十萬町歩 面積一萬町歩に付森林主事(司法警察官補 務取指命)一名及び森林主事補(司法警察官補 務取指命)五名の割を以て配置す

〇、一〇、一〇

第二區 面積五十萬町歩 面積二萬町歩に付同斷



(一其) 況 状 の 作 耕 田 火



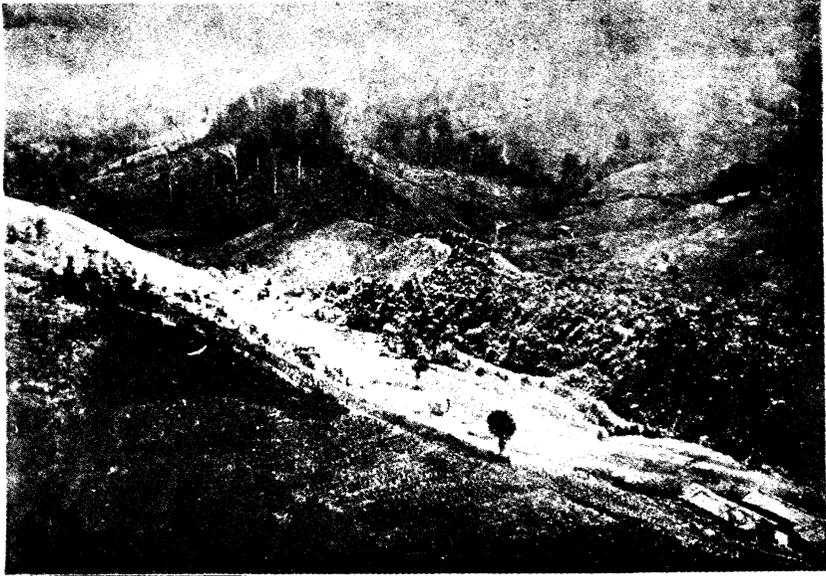
其シラナマヤに地跡るせ耕廢前年十三、二約は近附 (二其)況状の作耕田火
状るせ培栽を粟し耕冒入火に之、し倒伐を所個るせ生密當相消棍木雜他の
(内管署林營遠寧)。るあで況



火 田 民 畜 牛 飼 養 の 状 況



普 天 堡 附 近 に 於 け る 火 田 民 の 馬 鈴 薯 收 穫



るす動移ひ追を帯地林密でん好は民田火 (二其)帯地林森のあつし化田火
 眞高²るあつし化田火處る到も林美るざれ入を鉞斧古千にめ爲¹、でのも
 (内管署林營原涓)。るあで況狀の耕冒るけ於に帶樹葉潤は



退衰の力地後の年數で法農奪掠きなこの等肥施は作耕田火 田火き近耕廢
 火も尤¹る至にす爲を耕冒規新て於に帶地林森の他²し耕廢を之はせ來を
 野林近附³、上保滿るす要を料燃の量多⁴、め爲がるな冷寒候氣ね概は帶地田
 先⁵にるざせ退衰だ未力地の田火耕現⁶、ばれなと難困にる得を料燃し廢荒の
 (内管署林營原涓)。すと膏をふ追を帶地林密の他てし棄地を之ち



鈴馬て建を屋家てし倒伐を木材し入侵に内林内國は民田火 況狀の壁開田火
 を絡連てし信通すえ絶ばと者縁類親、ひ飼を鶏・豚、し作耕を等麥燕・薯
 森は眞寫、るす成構を落部一ばに途てし加増を數戸に第次ひ誘を己、り計
 (内管署林營興成)。るあで況狀るす入侵の民田火へ地跡災火林



於に徳山南 興晩面延岡郡城慈道北安平 (一其) 帶地林森るあつし化田火
 頃年二和昭 歩町百二約積面轟波、てしに望遠の害被る依に墾侵田火るけ
 耕、し化と原野燒帶一りよに入侵の民田火がたつあで林森大るた蒼鬱は迄
 。るす復反を墾侵し動移に林良優の他ばれ終取擇の力地てしに年數作



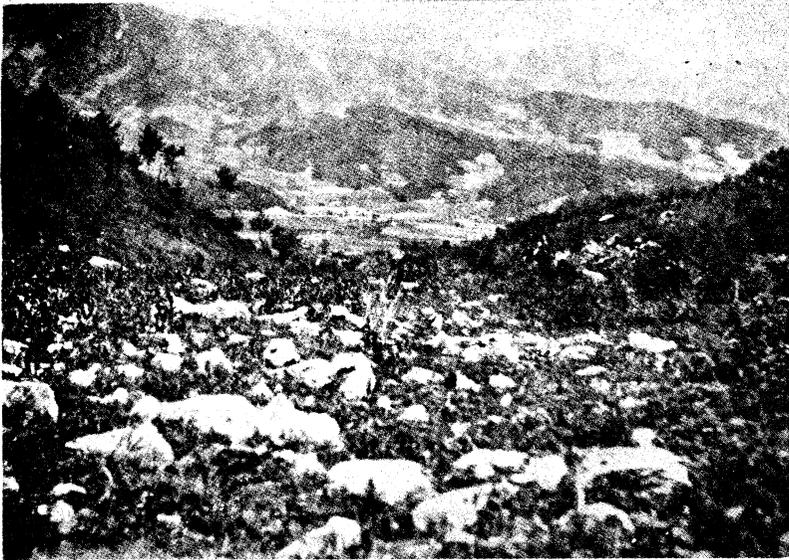
元面上東郡興新道南鏡威は落衆の央中 望遠の落部田火と田火るた湧荒
 人那支・人一三六六戸〇九〇一人鮮朝・人〇六戸八一人地内、で里豊
 のもるせ長生の樹権ツマカカに地耕廢は端左、りあ人九三戸五



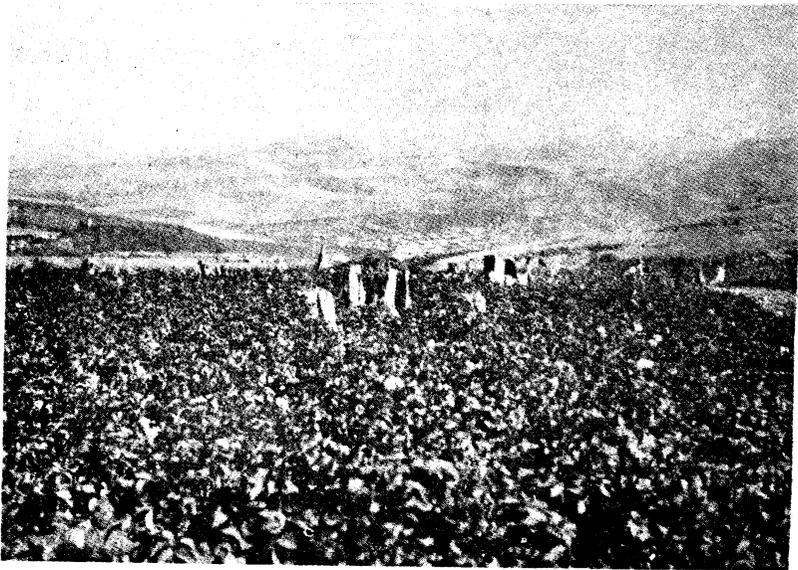
落部峰字一里城雲開面西自郡水三道南鏡威



落部田火洞明圓面南郡川熙道北安平



景遠の田火るけに里和面和大郡昌平道原江



落部田火と田火の洞陽南區業事堡天普

前記に依り増置すべき保護員は、總數森林主事十七名、森林主事補三百七十五名であつて、又保護區は十四區であるが、昭和七年度に於ては森林主事補百八十七名及び保護區七區を増置し、爾餘は昭和八年度に充實配備の豫定である。但し右に依り保護員を配置せる林野中には、昭和九年度以降開放處分せらるべき農耕適地等二十萬町歩を含むが故に、當該林野に配置せる保護員は林野の處分に伴ひ漸次減員し、又其の他の地域に配置せる保護員中森林主事補は十箇年間は其の儘とし其の後は遞減廢止の見込である。

尙ほ保護取締の指導監督に當らしむる爲め、關係營林署を通じ屬及び雇員各六名を配置することとし、又保護取締の統制に各種處務に當らしむる爲め、本府に山林事務官一名、屬二名及び雇員二名(但し本府職員は開拓事業中山林に關する施設全般に亘る統轄事務を兼掌)を置くこととなつたが、此等の職員は全部昭和七年度に於て充員を了した。(下略)

所要豫定額一覽

年度	指導並に整理	農耕適地開放處分	計	森林保護	計
1 昭和七年度	一〇八、七一二	九、〇九〇	一一七、八〇二	一九〇、七二六	三〇八、五二八
2 昭和八年度	一八一、九三九	九、九四五	一九一、八八四	三七四、七二六	五六六、六〇〇
3 昭和九年度	一八三、七〇二	二六、五八六	二一〇、二八八	三四五、四一八	五五五、七〇六
4 昭和十年度	一八四、〇〇二	二五、八七二	二〇九、八七四	三三六、九一六	五四六、七九〇
5 昭和十一年度	一八四、〇九二	二五、八七二	二〇九、九六四	三二八、五六四	五三八、五二八
6 昭和十二年度	一一四、三五二	二五、八七二	一四〇、二二四	三二〇、五一〇	四六〇、七三三
7 昭和十三年度	一〇六、七〇九	二五、八七二	一三二、五八一	三一三、八七八	四四六、四五九

朝鮮の棄落（前篇）

七五六

8	昭和十四年度	一〇二、八一六	二五、八七二	一、二八、六八八	三〇六、三三七	四三五、〇二五
9	昭和十五年度	一〇二、八一六	二五、八七二	一、二八、六八八	二九九、五九七	四二八、二八五
10	昭和十六年度	一〇二、八一六	二五、八七二	一、二八、六八八	二九二、三一二	四二一、〇〇〇
11	昭和十七年度	一〇二、八一六	二五、八七二	一、二八、六八八	二六四、三一二	三九三、〇〇〇
12	昭和十八年度	一〇二、八一六	二五、八七二	一、二八、六八八	二一四、三一二	三四三、〇〇〇
13	昭和十九年度	八六、〇二八	—	八六、〇二八	一六五、九七二	二五二、〇〇〇
14	昭和二十年度	五九、二九五	—	五九、二九五	一一八、七〇五	一七八、〇〇〇
15	昭和二十一年度	三六、二六九	—	三六、二六九	七〇、七三一	一〇七、〇〇〇
	計	一、七五九、一七九	二七八、四六九	二、〇三七、六四八	三、九四二、九九六	五、九八〇、六四四

火田民指導及び森林保護機關は共に昭和八年度に於て夫々擴充整備の豫定なりしも、財政の關係上之が實現を見る能はざるに至れり、即ち八年度所要經費豫定額は五六六、六〇〇圓なりしも、右の如く前年度の施設を其の儘踏襲することとなりたる結果、豫算額は三三〇、三九五圓となれり

以上は朝鮮總督府に於ける北鮮開拓計畫に依る火田民指導及び森林保護施設の概要にして、既にその實行に入つて居るので、これが完成の曉は北鮮地方に於ける山地帯の聚落は必ず面目を一新するに至るべく、山農の經濟生活も一段と向上すべきことが期待されて居る。斯くて山地の開拓、寒地の利用が行はるゝに於ては、人口及び食糧問題の解決にも貢獻する所が尠くあるまいと思ふ。

第九章 漁 村

第一節 臨海地の部落

朝鮮は本土及び島嶼を合せ、海岸の延長四千三百餘里に達し、地勢・氣候・潮流等の關係上、頗る水産物が豊富で、漁業は産業上極めて重要な地位を占めて居る。即ち昭和五年の調査に據ると、鮮内の漁業戸數は八萬七千六百八十一戸(内地人三千百三十三戸、朝鮮人八萬四千五百四十八戸)、養殖業戸數二萬四千二百三十六戸(内地人七十九戸、朝鮮人二萬四千百五十七戸)、水産製造業一萬一千九百七十四戸(内地人七百三十八戸、朝鮮人一萬一千二百三十六戸)、水産販賣業一萬七千五百九十二戸(内地人一千三百六十八戸、朝鮮人一萬六千二百二十四戸)、合計十四萬一千四百八十三戸(内地人五千三百十八戸、朝鮮人十三萬六千六百六十五戸)に達し、沿海に於ける漁業は幾分内地及び他道よりの出漁もあるが、大部分はその地方沿岸の漁村部落民の手によりて行はるのである。由來沿海地方は、地勢・交通・産業等の關係によりて人口密度が高いが、殊に併合以來漁業の發達に伴ひて漁村の繁榮は極めて著しく、從來は名もなかつた沿岸に一大漁村が出現し、數年前までは僅に數戸の一漁村に過ぎなかつたものが、今では繁華な市街地となつて居る例は、枚擧に遑がない程ある。漁村部落の發達は、云ふ迄もなく、その部落の地勢・交通・漁獲等に影響さるゝが、漁業戸數の大部分は左の臨海地に、點々數十戸乃至數百戸の部落を爲して集團し、彼等は主として、漁業を以て生計を支え、中には地勢の關係上、半農半漁の生活を営むものもある。

臨海府郡島調 (昭和七年末現在)

道名	府郡島名	包含府・邑・面名	陸地部	島嶼部	包含里洞數
京畿道	仁川府	青北、浦升、玄德、梧城、西	九,000	—	—
同	振威郡	—	—	—	—
同	水原郡	鄉南、楊甘、半月、梅松、飛鳳、隱德、麻道、松山、八灘、雨汀、長安、西新	二〇,〇〇〇	—	—
同	始興郡	君子、秀岩	二七,000	—	—
同	富川郡	南洞、文鶴、多朱、西串、大阜、靈興、德積、北島、龍遊、永宗	七,000	—	—
同	金浦郡	大串、陽村、黔丹、月串	三九,000	—	—
同	江華郡	吉祥、下道、良道、內可、河帖、兩寺、三山、松海、仙源、佛恩、西島、水晶、華善、府內	二一,000	—	—
同	開豐郡	大翠、光德、南、興教	二,000	—	—
合	計	—	三三,000	—	—
忠清南道	舒川郡	西、馬東、鍾川、庇仁、西南	九,000	—	—
同	保寧郡	川北、青所、鰲川、周浦、大川、菱浦、熊川、珠山	一五,000	—	—
同	洪城郡	高道、結城、西部、銀河	八,000	—	—
同	瑞山郡	遠北、泰安、南、存石、近興、高北、貞美、大湖芝、仁旨、瑞山、海美、所遠、大山、翠淵、地谷、八峰、梨北、安眠	二六,000	—	—
同	唐津郡	泛川、新平、松嶽、石門、松山、唐津、高大	一八,000	—	—
同	牙山郡	屯浦、靈仁、仁州	二七,000	—	—
合	計	—	一〇〇,000	—	—
全羅北道	群山府	—	一,000	—	—
同	高敞郡	海里、上下、心元、富安、興德	二七,000	—	—

道	郡	村	面積 (町)	人口 (人)	世帯 (戸)		
全羅南道	合 計	扶安郡	山内、東津、幸安、下西、保安、苗浦	九九,000	一一,900	三	
		金堤郡	進鳳、萬頃、聖德、竹山	三三,000	五,000	三	
		沃溝郡	聖山、開井、米、沃溝、滄縣、大野	三三,000	一三,000	六	
		慶尙北道	合 計	津月、骨若、玉谷、光陽	三三,000	四,000	一
				三日、麗水、栗村、召羅、雙鳳、華陽、突山、南、三山	一〇,000	三,000	一
				別良、道沙、海龍	一〇,000	一,000	一
				道陽、過驛、豆原、大西、東江、南陽、高興、占岩、浦頭	一〇,000	一,000	一
				道化、豐陽、錦山、蓬萊	一〇,000	一,000	一
				會泉、得積、島城、茂橋	一〇,000	一,000	一
				安良、南下、冠山、大德	一〇,000	一,000	一
				大口、七良、郡東、康津、道岩	一〇,000	一,000	一
				山二、花源、花山、三山、海南、馬山、黃山、溪谷、北平	一〇,000	一,000	一
				松旨、縣山、門内	一〇,000	一,000	一
三湖、郁浦、始終、郡西、西湖、德津、靈巖、美岩	一〇,000	一,000	一				
一老、三鄉、二老、清溪、玄慶、東雲、海際、黑山、安佐	一〇,000	一,000	一				
荏子、長山、荷衣、飛禽、押海、智島、岩泰、都草、慈恩	一〇,000	一,000	一				
咸平、孫佛	一〇,000	一,000	一				
靈光郡	鹽山、白岫、郡南、弘慶、法聖、甥島、落月	一〇,000	一,000	一			
莞島郡	葦花、郡外、青山、所安、莞島、古今、新智、金日	一〇,000	一,000	一			
珍島郡	郡内、智山、臨淮、珍島、古郡、義新、島島	一〇,000	一,000	一			
濟州島	楸子、栗中、中、齊右、大靜、左、右、西中、旌義、舊左	一〇,000	一,000	一			
南亭、盈德、烏保、丑山、寧海、柄谷	一〇,000	一,000	一				
南亭、盈德、烏保、丑山、寧海、柄谷	一〇,000	一,000	一				

朝鮮の聚落 (前篇)

慶尙北道	迎日郡	滄洲、峯山、長登、東海、大松、兄山、興海、曲江、清河	六、五〇〇	—	一〇
同	慶州郡	松羅、烏川	二、一〇〇	—	九
同	蔚陵島	陽北、陽南	—	—	—
同	蔚陵島	西、北、南	—	—	—
合	計		—	—	—
慶尙南道	釜山府		一六、二〇〇	四、〇〇〇	二六
同	馬山府		一、七〇〇	二、〇〇〇	—
同	蔚山府		六、三〇〇	一、〇〇〇	—
同	蔚山郡	江東、東、下照、大峴、溫山、青良、西生	一六、六〇〇	—	—
同	東萊郡	南、西、長安、日光、機張、沙下	一三、五〇〇	四、〇〇〇	六
同	金海郡	鳴旨、茶山	六、〇〇〇	四、〇〇〇	—
同	昌原郡	熊川、龜山、熊南、鐵東、鐵海、鐵田、熊東、天加、內四、昌原	一七、三〇〇	一〇、〇〇〇	一〇
同	統營郡	統營、道山、巨濟、二運、延草、沙等、光道、一運、東部	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一四
同	固城郡	屯德、閑山、遠梁、龍南、山陽、河清、長木	一六、五〇〇	三、〇〇〇	一七
同	泗川郡	固城、三山、巨流、東海、會華、馬巖、下一、下二	一八、〇〇〇	三、〇〇〇	一六
同	南海郡	南陽、龍見、西浦、三千浦、昆陽、泗南、泗川、扭洞	—	—	—
同	河東郡	雪川、古縣、西、南海、南、二東、三東、昌善	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一三
合	計	金陽、辰橋、南	一〇、〇〇〇	—	—
黃海道	海州郡	日新、青龍、來城、松林、東江、沐東、西邊、席洞、茄佐	二〇、八〇〇	四、〇〇〇	二七
同	延白郡	秋花、代車、海南	三〇、三〇〇	—	—
同	襄津郡	溫井、湖南、海龍、龍道、海月、湖東、松達、海城	一一、〇〇〇	一、〇〇〇	一六
同	長淵郡	鳳鳴、興帽、東南、龍淵、富民、馬山、北、西、龍泉、交	四七、七〇〇	一〇、〇〇〇	一五
同	松禾郡	井、茄川	一六、一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇
同	殷栗郡	速達、候南、海安、龍淵、葦澤、薪花、大救、白翎	一〇、〇〇〇	—	—
同	殷栗郡	上里、雲遊、豐海、鳳凰、泉洞	一〇、〇〇〇	—	—
同	殷栗郡	長達、二道、西部、北部	六、六〇〇	九、〇〇〇	一三

黃海道	安岳郡	西河、大杏	1,164,000	1,164,000	三
合	計		1,164,000	1,164,000	三
平安南道	鎮南浦府	大代、新寧、瑞和、海雲、貴城、金谷、多美、吾新、陽谷	4,000	4,000	一
同	龍岡郡	赤松、新井、甌山、咸從	117,000	117,000	一〇
同	江西郡	龍湖、青山、漢川、西海、檢山、海蘇	110,000	110,000	九
同	平原郡	立石、燕湖	18,000	18,000	七
同	安州郡		124,100	124,100	七
合	計		333,000	333,000	三
平安北道	定州郡	安興、觀舟、臨海、海山、西、南、阿耳浦、葛山、古德	117,000	117,000	一
同	宣川郡	深川、水濟、台山、南	41,000	41,000	一
同	鐵山郡	雲山、丁惠、扶西、西林、餘閑、栢梁、鐵山	118,000	118,000	一
同	龍川郡	府羅、外下、外上、龍川、新島	111,000	111,000	一
合	計		387,000	387,000	三
江原道	通川郡	歙谷、鶴一、踏鏡、順嶺、通川、婁婁、臨南	224,000	224,000	一〇
同	高城郡	高城、縣內、梧笠、新北、杆城	96,000	96,000	一
同	襄陽郡	道川、隆峴、襄陽、襄陽、縣北、縣南、竹旺、土城	224,000	224,000	一
同	江陵郡	江東、玉溪、望祥、新里、連谷、沙川、丁洞、江陵、城德	224,000	224,000	一
同	三陟郡	遠德、北三、三陟、近德	224,000	224,000	一
同	蔚珍郡	平海、箕城、遠南、蔚珍、近南、北	224,000	224,000	一
合	計		912,000	912,000	四
咸鏡南道	元山府	連浦、雲南、西湖、三平、西退朝	4,000	4,000	一
同	咸州郡	春柳、歸林、宣德	100,000	100,000	一
同	定平郡		100,000	100,000	一
合	計		104,000	104,000	二

第九章 漁村

朝鮮の聚落 (前篇)

七六一

咸鏡南道	永興郡	憶岐、虎島、古寧、鎮坪	六、三〇〇	一〇、三〇〇	三
同	文川郡	明孝、龜山	六、〇〇〇	三、八〇〇	三
同	德源郡	北城、縣、府内、赤田	四、四〇〇	三、六〇〇	二
同	安邊郡	安道	一〇、〇〇〇	—	一
同	洪原郡	甬青、龍宴、州裏、景浦、雲浦、龍源	六、〇〇〇	七、三〇〇	一
同	北青郡	新浦、陽化、青海、新昌、居山	五、九〇〇	一、七〇〇	二
同	利原郡	東、南、西	四、〇〇〇	四、一〇〇	七
同	端川郡	利中、福貴、波道	三、七〇〇	三、〇〇〇	六
同	合 計		四一、六〇〇	九、三〇〇	八
咸鏡北道	清津府		四、〇〇〇	—	—
同	鏡城郡	朱乙温、朱北、龍城、漁郎、梧村	六、〇〇〇	—	一
同	明川郡	下加、下古、上古、西、東	一〇、七〇〇	七、八〇〇	三
同	吉州郡	東海	三、七〇〇	三、〇〇〇	一〇
同	城津郡	鶴上、鶴中、鶴城、城津、鶴南、鶴東	七、八〇〇	三、〇〇〇	三
同	富寧郡	觀海、三海、富居、連川、青岩	一〇、一〇〇	三、〇〇〇	五
同	慶興郡	澄西、雄兵、新安、學海	一四、一〇〇	一〇、〇〇〇	三
同	合 計		五〇、〇〇〇	二〇、三〇〇	三
總 合 計			九一、六〇〇	二九、六〇〇	六

第二節 著名なる漁村部落

朝鮮に於ける臨海部落は右の如く多數に及んで居るが、臨海府邑面の人口密度を見るに、大正十四年十月一

日現在國勢調査の結果に據ると、一方里平均人口數は、黃海方面北部一千八百六十八人、黃海方面南部二千五百八十人、多島海方面二千七百三十五人、對馬海峽方面三千四百二十三人、日本海方面南部一千百三十五人、日本海方面北部一千二百六十六人となつて居り、海岸線の屈曲に富み、良港及び漁場の多い、即ち漁業の盛んな對馬海峽方面及び多島海方面が、一方里當の人口密度が高い。従つてこの方面には漁村部落が發達して居るが、濟州島を始め多島海方面の漁村には、男の數よりも女の數の多い地方が相當に多い。

朝鮮の臨海地に於ては多數の漁村部落が點在し、或は漁業を以て或は半農半漁により、或は漁民を相手に商業を營み、などして生活するもの多く、漁村部落中には土着の朝鮮人のみならず、内地人漁業者の移住せるものも尠からず、移住者の出身地により、廣島村・岡山村・香川村・愛媛村といったやうに稱せられて居るものもある。彼等は朝鮮人の漁業者に比すると、漁船・漁具・漁業の方法及び取引状態も進歩して居り、團體的統制がよく取れて居るので、その移住によりて、土着の漁民を刺戟し、漁村を發達させたことは極めて大であり、中には漁村經營上模範とすべきものも相當に多いのである。今試みに著名なる漁村部落に就き、昭和四年末現在の内鮮外人別戸口數を見ると左の如くなつて居る。

著名漁村部落戸口調 (昭和四年末現在)

道 名	部 落 名	内地人		朝鮮人		支那人		計
		戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
京畿道	富川郡德積面鏡里	1	1	27	76	1	1	76

朝鮮の聚落（前篇）

京畿道	富川郡北島面信島里	一〇〇	八七	一〇	七	一〇	七
同	江華郡西島面注文里	一九八	一〇六	一	六	一九	六
忠清南道	舒川郡西面都屯里	一九九	一一四	一	四	一九	四
同	保寧郡鰲川面鹿島里	一四九	七三	一	三	一四	九
同	保寧郡鰲川面外烟島里	一七〇	六三	一	三	一〇	六
同	瑞山郡近興面程竹里	一五五	〇〇	一	〇	一五	〇
同	唐津郡石門面通丁里	一七九	九四	一	四	一七	九
全羅北道	高敞郡心元面下田里	一〇二	一〇	一	〇	一〇	二
同	扶安郡下西面衣服里	三三	一三	一	三	三	三
同	扶安郡山内面鎮西里	一五	一八	一	八	一	五
同	沃溝郡米面於青島里	二九	二六	一	六	二	九
同	沃溝郡米面壯子島里	四	三	一	三	〇	四
同	沃溝郡米面京場里	一〇	〇七	一	七	一	〇
全羅南道	靈光郡落月面上洛月里	一一	六八	一	八	一	一
同	靈光郡蜆島面鎮里	二	七五	一	五	一	二
同	濟州島蕨左面月汀里	三六	一一	一	一	三	六
同	濟州島楸子面大西里	一六	二一	一	一	一	六
同	濟州島濟州面三徒里	三三	六六	一	六	三	三
同	濟州島右面西歸里	四〇	二六	一	六	四	〇
同	濟州島新左面威德里	一	二〇	一	〇	一	一
同	濟州島舊右面翰林里	一八	三三	一	三	一	八
同	濟州島大靜面下基里	九	三三	一	三	一	九

朝鮮の聚落（前篇）

同	全羅南道	珍島郡島島面倉柳里	四	一六	一六一	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		珍島郡珍島面城内里	六	二〇	一〇一	一、四〇〇	三	三	一	一、四〇〇
同		務安郡黑山面苔島里	一	一	一〇〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		務安郡朴谷面明山里	七	六	二	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		高興郡高興面玉下里	四	一七〇	一〇〇	一、四〇〇	二	二	一	一、四〇〇
同		高興郡蓬萊面新錦里	三	〇〇	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		高興郡浦頭面吉頭里	一	五	三〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		高興郡錦山面新村里	一	五	三〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		高興郡道陽面鳳岩里	二	七	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		康津郡大口面馬良里	四	二	一〇〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞島郡莞島面都内里	三	〇	三三	一、四〇〇	二	二	一	一、四〇〇
同		莞島郡金日面花木里	三	七	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞島郡蘆花面都廳里	一	九	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞道郡郡外面院洞里	三	九	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞島郡青山面道清里	七	六	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞島郡古今面德洞里	三	三	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞島郡薪智面大谷里	一	一	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		莞島郡所安面樵子里	二	三	三三	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		光陽郡津万面船所里	一	七	一〇〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		光陽郡骨若面中洞里	一	七	一〇〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		海南郡北平面前倉里	一〇	三	一六	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇
同		海南郡松旨面於蘭里	五	三	三〇	一、四〇〇	一	一	一	一、四〇〇

同	統管郡 關山 面頭 億洞	一	二	一六	〇一〇,一	一	一	〇七一	三三〇,一
同	統管郡 山陽 面道 前里	六	三九	一七	一四〇,一	一	一	三七	〇四〇,一
同	統管郡 巨濟 面小 浪里	一	一	七	七〇	一	一	七	七〇
同	統管郡 巨濟 面烏 首里	二	二	四〇	七六	一	一	一〇	八八
慶尙南道	統管郡 巨濟 面東 上里	二	三	七	七六	一	一	一〇	九八
同	盈德郡 烏保 面葛 浦洞	一	一	三	七六	一	一	七	九〇
同	盈德郡 丑山 面丑 山洞	九	三	四	〇七,一	一	一	三	一〇〇,一
同	盈德郡 盈德 面江 口洞	七	一六	一六	三〇,一	三	三	三	一〇一,一
同	盈德郡 寧海 面大 津洞	二	六	三	一三,一	一	一	三	一〇二,一
同	慶州郡 陽南 面下 西里	七	〇	一七	一三,一	一	二	〇〇	一〇三,一
同	慶州郡 陽北 面甘 浦里	一六	三	八	〇三,三	五	三	七	一〇四,一
同	迎日郡 曲江 面七 浦洞	二	一〇	三	一六,一	一	一	三	一〇五,一
同	迎日郡 滄州 面九 龍浦里	一四	二	四	一六,一	九	二	三	一〇六,一
同	迎日郡 長馨 面良 浦里	七	七	一	一〇〇,一	一	一	三	一〇七,一
同	迎日郡 松羅 面芳 石里	一	一	一〇	三七,三	一	一	一〇	一〇八,一
同	迎日郡 清河 面月 浦里	五	三	一	一三,一	一	一	一	一〇九,一
同	迎日郡 浦項 面浦 項洞	四	一八	一〇	一〇,三	三	五	九	一一〇,一
慶尙北道	慶尙 島南 面道 洞	一〇	二〇	一六	一三,三	三	一〇	三〇	一一一,一
同	海南郡 山二 面草 松里	四	一	一	一六,一	一	一	一	一二〇,一
同	海南郡 門内 面東 外里	三	九	一	一六,一	一	一	一	一二一,一
同	海南郡 花山 面方 丑里	三	二	一	一六,一	一	一	一	一二二,一
全羅南道	海南郡 黃山 面南 利里	三	一〇	一七	一六,三	一	一	一	一二三,一

第九章 漁 村

同	慶尙南道	河東郡南面葛四里	一	五	二九六	一、六六	一	三〇〇	一、六九
同		南海郡三東面彌助里	一	一六八	一三八	一、六一	三	一三七	一、八一
同		南海郡三東面知豆里	二	五	一六〇	一、六一	一	一六一	一、六六
同		固城郡東海面壯佐里	三	一六〇	一三〇	一、三〇	一	一四九	一、三九
同		固城郡三山面豆布里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		金海郡鳴旨面中里	四	一六	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
黃海道		長淵郡海安面夢金浦里	七	一	一三三	一、三三	三	一三三	一、三三
同		長淵郡白翎面大奇里	五	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		長淵郡東南面龍湖島里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		瓮津郡東南面葛項里	一	一	一〇六	一、〇六	一	一〇六	一、〇六
同		瓮津郡龍泉面諸作里	一	一	一三三	一、三三	二	一三七	一、三七
同		瓮津郡龍泉面麒麟島里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		松禾郡豐海面泥靛里	七	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		海州郡青龍面龍錄里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
平安南道		平原郡漢川面甘八里	三	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		平原郡西海面蛇山里	二	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		平原郡龍湖面蓮橋里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		平原郡海蘇面金鶴里	三	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		安州郡立石面立石里	四	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		龍岡郡貨城面金井里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		江西郡靛山面聚龍里	四	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三
同		江西郡新井面龜蓮里	一	一	一三三	一、三三	一	一三三	一、三三

朝鮮の聚落（前篇）

平安南道	江西郡赤松面石三里	二	二	六	一	一	六
平安北道	定州郡海山面濂湖洞	一	一	三	一	一	三
同	定州郡葛山面艾島洞	一	一	三	一	一	三
同	定州郡觀舟面觀掃洞	一	一	三	一	一	三
同	鐵山郡扶西面善里洞	三	三	一	三	一	一
同	鐵山郡鐵山面中部洞	二	三	一	三	一	一
同	龍川郡新島面南洲洞	一	一	七	二	二	七
同	龍川郡龍川面龍岩洞	一	一	七	二	二	七
同	宣川郡南面身湖洞	二	五	二	一	一	二
同	宣川郡台山面五星洞	一	一	一	一	一	一
同	義州郡威化面下端洞	四	六	三	七	三	三
同	博川郡博川面南湖洞	一	一	一	一	一	一
江原道	三陟郡透德面臨院里	一	一	一	一	一	一
同	三陟郡三陟面汀下里	三	一〇	一	一	一	一
同	江陵郡新里面注文里	三	二	一	一	一	一
同	江陵郡泉祥面曇湖津里	七	七	一	一	一	一
同	江陵郡沙川面沙川津里	一	一	一	二	一	一
同	江陵郡江東面安仁津里	一	三	一	一	一	一
同	江陵郡玉溪面金津里	一	一	一	一	一	一
同	蔚珍郡蔚珍面竹炭里	二	七	一	一	一	一
同	蔚珍郡平海面厚浦里	一	一	一	一	一	一
同	蔚珍郡透南面烏山里	一	一	一	一	一	一

第三節 通漁部落の盛況

朝鮮の島嶼・沿海は、漁業期節に於ては非常に活況を呈し、内地及び鮮内各地より臨時に、多數の漁業者及びこれを目當てに商人等の入り込むを例とする。假にこれ等の地方を通漁部落と名けるが、昭和五年中各道警察部長に照會を發して調査した所に據ると左の如くなつて居る。

漁業期節に多數の漁業者及び商人等の入込む地域

地 名	漁獲種類	盛漁季節	漁業季節に入込む								
			内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	用品商人	料理屋	飲食店	藝妓酌婦	
京畿道 富川郡德積面北里	鯧、大口魚	自七月上旬至九月下旬	約三〇〇	約三〇〇	約六〇〇	三	二	飲料	露店	三	三
同 振威郡西面老陽里	鯧、鯧	自四月初日至五月初日	二〇〇	三〇〇	三〇〇	一	一	飲料	露店	三	三
同 江華郡西島面亮島	蝦	自五月中旬至八月中旬	一〇〇	一〇〇	九〇〇	一	一	飲料	露店	三	三
同 江華郡西島面望音島	蝦	自五月中旬至七月中旬	一〇〇	一〇〇	四〇〇	一	一	飲料	露店	三	三
同 江華郡西島面注文島	石首魚	自七月中旬至八月中旬	一〇〇	一〇〇	一、四〇〇	一	一	飲料	露店	三	三
同 江華郡水晶面西漢里	蝦	自九月下旬至十月上旬	一〇〇	一〇〇	三〇〇	一	一	飲料	露店	三	三

朝鮮の粟落（前篇）

道	郡	面	里	産物	時期	数量	単位
全羅南道	濟州島	旌表面	城山里	鯖、鱒	(1) 自四月中旬至五月下旬	100	斤
				鱒	(2) 自九月中旬至翌年二月上旬	100	斤
慶尙北道	迎日郡	浦項面	項里	鯖、鱒	自十一月至四月	80	斤
				鱒	自十一月至四月	10	斤
同	迎日郡	兄山面	(汝南洞、環湖洞)	鱒	自十一月至四月	2	斤
				鱒	自十一月至四月	3	斤
同	迎日郡	滄洲面	九龍浦里	鱒	自十一月至三月	100	斤
				鮑	自十一月至三月	200	斤
同	迎日郡	東海面	九萬洞	鮑	自九月至三月	100	斤
				鮑	自九月至三月	200	斤
同	滄洲面	大甫里		鮑	自九月至三月	100	斤
				鮑	自九月至三月	200	斤
同	迎日郡	東海面	村全	鱒	自十一月至三月	100	斤
				鱒	自十一月至三月	200	斤
同	慶州郡	陽北面	甘浦里	鱒	自十一月至三月	100	斤
				鱒	自十一月至三月	200	斤

朝鮮の聚落(前篇)

同	慶尙南道	統營郡二運面長承浦里、菱浦里、玉浦里	鯨、鱈	自十二月上旬 至翌年二月上旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡二運面玉浦里 德浦里、杜母里	鯨	自六月上旬 至十一月中旬	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡沙等面城浦里	鯨	自七月中旬 至十一月下旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡沙等面城浦里 舍湖里	鯨	自十一月中旬 至翌年二月中旬	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡東部面鶴洞里	鯨	自九月中旬 至十一月下旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡長木面大錦里 外浦里	鯨	自九月初旬 至十月下旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡一運面知世浦里 (欲知島)	鯨、鱈	自四月中旬 至六月中旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	統營郡遠梁面東港里 (欲知島)	鯨、鱈	自五月中旬 至十一月中旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	固城郡東海面内山里 外山里、壯佐里	鯨	自七月上旬 至十二月上旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	南海郡三東面彌助港	鯨、鱈	自五月上旬 至六月中旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	黃海道 海州郡西邊面龍塘里 結城浦	鯨、鱈	自六月上旬 至十月下旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同	海州郡青龍面龍妹島	鯨、鱈、蛤	自八月下旬 至六月上旬	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

巡船一名
に
より
入り
込
む

支那人

飲食店
六

三人

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
海州郡松林面大延坪里、大延坪島	海州郡松林面大延坪島、大延坪島	延白郡海城面梅井里								
石首魚	石首魚	鯨、鯢、鯪								
自四月下旬	自四月下旬	自七月中旬								
至六月上旬	至六月上旬	至七月上旬								
200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 200	朝鮮人 200	朝鮮人 100								
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100	朝鮮人 100

第九章 漁村

朝鮮の棄落（前篇）

平安北道	龍川郡龍川面龍岩洞 魚市場（小野町）	鮠、河豚、 太刀魚	自五月上旬 至六月下旬	一〇〇	二〇〇	七〇〇、一、三〇〇	一 （支那人） 一三	一	一	一	一	一	一
同	定州郡葛山面艾島及 其の附近島嶼	石首魚、白 魚、小蝦、 鮓、蚌、蛤、 貝、蛤	自四月 至十月	一〇〇	一〇〇	支那人 一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一
同	鐵山郡扶西面善里洞 圓島及長島	石首魚、火 魚、鱈、鱈、 鱈、鱈、鱈、 鱈、鱈、鱈、	自五月上旬 至六月下旬	一〇〇	一〇〇	一三〇	一	一	一	一	一	一	一
同	鐵山郡丁惠面登串洞	同	自五月上旬 至六月下旬	一〇〇	一〇〇	一三〇	一〇	一	一	一	一	一	一
江原道	高城郡新北面長箭里	鱈	自十月中旬 至十二月上旬	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇	一	一	一	一	一	酒賣
同	江陵郡新里面注文里	鱈	自五月中旬 自九月下旬 自十一月下旬	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一	一	一	一	一	一	一
同	江陵郡沙川面沙川津 里	鱈、明太魚	自十一月初 至翌年七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
同	三陟郡三陟面汀瀾	鱈	自五月初 自八月初 自十一月初	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一
同	蔚珍郡蔚珍面竹邊里	鱈、鱈、鱈、 其の他	自五月 至三月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
同	蔚珍郡遠南面厚浦里	同	右同	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一

同	同	同	同	同	同	同	咸鏡南道
北青郡新浦面六台東	北青郡新浦面六台西	北青郡新浦面馬梁島	北青郡新浦面遼湖里	北青郡新浦面新浦里	洪原郡前津	洪原郡三湖	咸鏡南道 咸州郡西退湖面
鰯	蟹	鱈	鰯	明太魚	鰯	蟹、鱈、鯖、平	明太魚
自四月	自十一月	自十一月	自十一月	自十一月	自四月	自五月	自十一月
至五月	至十二月	至十二月	至十二月	至十二月	至六月	至八月	至十二月
發動機	船	船	發動機	發動機	發動機	發動機	—
船	船	船	船	帆	帆	帆	—
100	100	100	100	100	100	100	100
漁業者に	漁業者に	漁業者に	漁業者に	漁業者に	漁業者に	漁業者に	漁業者に
飲料	飲料	飲料	飲料	飲食店	飲食店	飲食店	飲食店
2	2	2	2	6	6	6	6
内鮮人共抱養	内鮮人共抱養	内鮮人共抱養	内鮮人共抱養	朝鮮人	朝鮮人	朝鮮人	朝鮮人
6	6	6	6	3	3	3	3
19	19	19	19	—	—	—	—

朝鮮の聚落 (前篇)

七八二

咸鏡南道	利原郡東	面文星里	明太魚	自四月上旬																		
			蟹	自十一月下旬																		
			蟹	自七月下旬																		
			蟹	自十一月下旬																		
			蟹	自三月下旬																		
			蟹	自五月上旬																		
			蟹	自十一月下旬																		
			蟹	自十一月下旬																		
同	利原郡東	面長遠里	明太魚	自十一月下旬																		
			明太魚	自十一月下旬																		
			明太魚	自十一月下旬																		
			明太魚	自十一月下旬																		
			明太魚	自十一月下旬																		
			明太魚	自十一月下旬																		
同	文川郡	明孝面魚項里	海鼠	自二月																		
			海鼠	自四月																		
			海鼠	自九月																		
			海鼠	自十二月																		
			海鼠	自十一月上旬																		
			海鼠	自三月末																		
			海鼠	自十一月上旬																		
			海鼠	自三月末																		
同	元山府	明太魚	明太魚	自十一月上旬																		
			明太魚	自三月末																		
			明太魚	自十一月上旬																		
			明太魚	自三月末																		
			明太魚	自十一月上旬																		
			明太魚	自三月末																		
咸鏡北道	慶興郡雄基洞沿岸	魚肥製造	魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造	自十一月下旬																		
			魚肥製造	自六月下旬																		
			魚肥製造																			

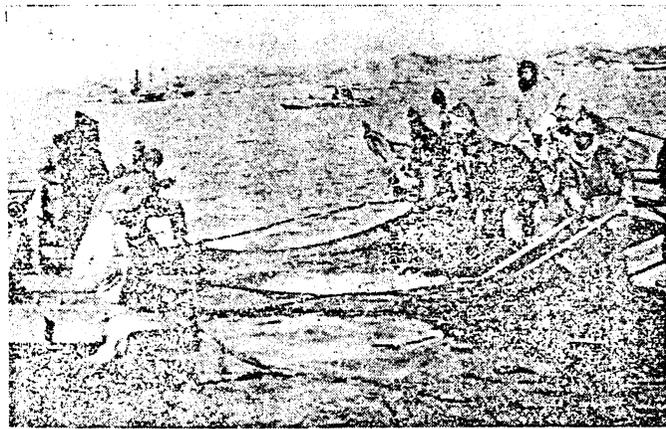
乃至二十日位で、北より南に、又は南より北に移動し、これに伴つて漁業者中には、漁場を逐ふて通漁するものもあり、これに附随する商人等も、その後に従ひ、バラツク建ての日用品店・料理屋・飲食店・湯屋などを轉々と移動し行くものが多かつたが、近來は漁港及び漁村部落の發達と、漁獲物の沖賣買が盛んになつて、この種の季節商人の活動は漸次衰退する傾向がある。僅に數年前までは、方魚津や甘浦や九龍浦の如きも、この通漁部落に過ぎなかつたが、今日では定着漁業者によりて立派な漁港市街を形成して居る。しかしながら、この數年間に互る不景氣と、漁業の不振により、各地方とも漁港及び漁村の疲弊は甚だしく、漁民竝に一般商人は非常なる窮境に陥つて居る。一般漁業者の通漁の外に、濟州島の海女も沿岸各地に春の初めから秋の終りにかけて季節的に出漁して居り、これ等の海女中には漁村に一家を構へて定住して居るものも尠くない。

第四節 漁村部落の經濟

朝鮮に於ける總漁獲高は一箇年六千五百餘萬圓（昭和四年）にして、一面漁業の經營費を按ずるに、精密なる調査を缺くも、諸種の材料より推算して、漁船費一千萬圓、漁具費約千二百萬圓、仕込費約六百萬圓、計二千八百萬圓に達し、此の内、漁船費の約三分の一（三百三十萬圓）、漁具費・仕込費約二千三百三十萬圓と、使用資金の利息約六百五十萬圓（千四百萬圓の三割六分）、合計二千七百八十萬圓は毎年償却を要するを以て、漁家の收入となるべき額は約三千六百萬圓となるに過ぎない。而してこれ等漁獲物中、比較的有産者に依りて經營

せらる、曳網漁業・旋網漁業・建網漁業・及び捕鯨漁業等の漁獲高(總漁獲高の約四割)を控除すれば、一般漁民十三萬戸、四十五萬人の漁獲に屬するものは僅に二千百六十六萬圓にして、一年一戸當百六十六圓、一人當四十八圓に過ぎぬと觀察されて居る。漁民は之を以て諸税、其の他の負擔に應じ、子弟の教育を爲し、生活を維持せねばならぬが、魚價の極度に低落せる最近に於ては、漁民の収入は一層激減し、其の生活状態は想像も及ばざるものがある。されば金融其他の方法により、當面の窮狀を救済すべき

法律上の保護に乏しく、爲めに其の基礎薄弱にして、事業遂行上困難があるので、内地水産會法に準じて、大



漁

必要に迫られて居るが、更に進んで漁港の改良、交通機關の普及、漁獲物の價格維持、水産品製造工業の經營、副業の奨勵等、漁村經濟の振興を計るべき餘地も亦尠くないのである。

漁

朝鮮水産會 漁民經濟の利益を計り漁村の進歩を促す爲め、主要漁村には漁業組合を設置して居るが、從來存せし朝鮮水産組合は、全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設をして來たが、

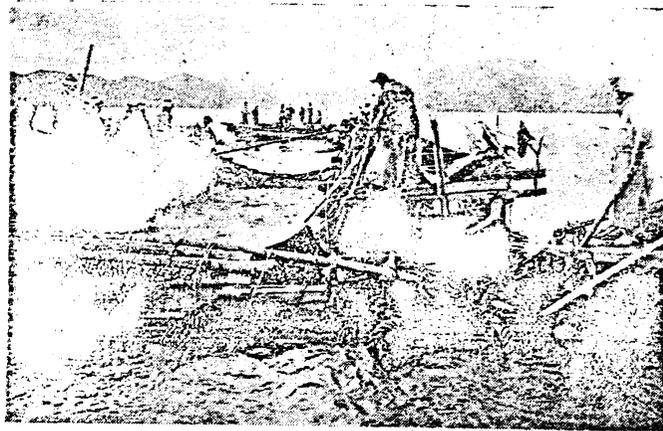
正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、同年四月一日より實施した。水産會は道水産會とこれが聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分せられ、従来の朝鮮水産組合各道支部は道水産會とし、本部はこれを朝鮮水産會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外、新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水産行政の補助機關たる使命を完うせんことを期して居る。昭和六年度の事業としては、道水産會に於ては、水難豫防救済、醫療、施藥、各種の試験及び調査、水産業の指導獎勵事業、講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催、水産物輸出獎勵、道水産會事業獎勵補助、水産製品販路擴張、水産業に關する各種仲介斡旋等が其の主たるものにして、朝鮮總督府はこれに對して年額二萬四千圓の補助を爲して來たが、昭和七年度に於ては財政の關係上これを一萬五千二百圓に減額補助した。

漁業組合 漁業組合は一定の地域内に居住する漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむるため漁業權を取得し、又は其の貸付を受け、組合員の漁業又は之に關する經濟、若は救済に必要な共同の施設を爲すを目的とするものにして、昭和六年度末に於ける組合數は二百十一に達した。由來漁村の堅實なる發達は、漁業組合の振興に待つ所が尠くないが、現時の状態は其の普及全からざるのみならず、既設組合にありても經費に乏しく、理事者に其の人を得る能はざる等の關係上、未だ充分に其の機能を發揮する能はざるものが多いので、大正十一年度より國費補助の計畫を樹て、既設組合に對しては、理事者の給料補助として一箇年五百四十圓宛三箇年間、新設の場合は設立費として一組合五百圓の外、既設組合に準じ理事者の給料を補助すること

とし、地方費に於ても亦相當補助を爲し來り、尙ほ一層その徹底を期する爲め、十四年に於て補助規則を改正し、設立費補助を廢止し、之に代ふるに各種共同施設事業に對し補助すること、し、理事者給料の補助と相俟つて益之が發達を促進し、更に昭和四年度より優良なる理事を得る爲め、理事見習給料補助を爲すこと、した。

尙ほ昭和五年五月一日より施行せられたる朝鮮漁業令に於ては、漁業組合聯合會並に水産組合及び同聯合會の制度を設けられ、茲に水産團體の體系的整備を完了し、漁業組合聯合會は道

該水産業の改良發達を圖り、營業上の弊害を矯正するを以て目的とし、



巨濟島鑿漁業

の區域に依り其の道の漁業組合を以て之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲め必要なる施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、漁業組合聯合會の消長は直に所屬組合の振否に影響する所あるを以て、聯合會の役員には最適切なる者を得る爲め、その給料に對し國庫補助を爲し、水産組合は一定の地域内に居住する漁業者又は水産物の製造、取引若は保管を營業とする者を以て組織し、當

水産組合聯合會は水産組合の聯合團體

第九章 漁村

道別	組合数	組合員数	漁船数	捕獲高	取上共同 費高	基金及資産			組合の専有 する漁業権 件数	同上行使 料收入
						基 金	事 業 資 金	全 確 立 金		
京 隆 道	1	2,000	10	1,000,000	100,000	1,000,000	1,000,000	1	100,000	
徳 海 南 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
全 羅 北 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
全 羅 南 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
慶 尙 北 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
慶 尙 南 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
黄 海 南 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
平 安 南 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
平 安 北 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
江 原 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
咸 鏡 南 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
咸 鏡 北 道	1	1,000	5	500,000	50,000	500,000	500,000	1	50,000	
合 計	11	11,000	55	5,500,000	550,000	5,500,000	5,500,000	11	550,000	

道別漁業組合調査 (昭和六年度末現在)

尚ほ左に道別漁業組合調査並に漁業組合一覧表を示すことしたが、これを見るときは、最近に於ける漁村部落の大勢と漁民経済の一斑は窺ひ得らるゝであらう。

十、漁業組合聯合會は五を算して居る。

にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲め必要なる施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とすることになつたのである。而してこれ等の團體中、水産組合は既に設立せられたるもの

即ち朝鮮に於ける漁業組合数は二百十一、これが組合員数は十一萬五千五百七人に達し、各道中その漁船數二萬六千五百二十九隻、一箇年の漁獲高二千七百七十八萬九千圓、共同販賣高百二十四萬九千圓に及び、その最も多いのは全羅南道の六十一組合、組合員數六萬四千四十六人にして、慶尙南道の三十五組合、組合員一萬五千八百二十六人これに亞ぎ、咸鏡北道の二十六組合、組合員五千八百四十五人、江原道の二十二組合、組合員六千九百二十五人、慶尙北道の十三組合、組合員五千五百五十人等はい方に屬し、漁船數に於ては、慶尙南道の六千八百九十九隻が第一位を占め、全羅南道の五千九百七十五隻これに亞ぎ、漁獲高に於ては、慶尙南道の六百九十八萬五千圓を最高とし、慶尙北道の三百八十五萬圓が次位である。また共同販賣高に於ては、組合員の多い全羅南道の二百二十五萬五千圓が首位を占め、慶尙北道の二百二十萬圓がこれに亞いで居る。更に各道漁業組合の基金及び資立積立狀況を見るに、基金二十六萬一千圓、事業資金五十五萬九千圓、救恤資金十二萬八千圓、計九十四萬九千圓に達し、組合の享有する漁業權は二千七百五十六件に及び、一箇年間の漁業權行使料收入八十四萬五千圓に上つて居る。多數の組合員を有する漁業組合としては、完島郡海苔組合の九千四百二十一人を第一位とし、濟州島海女組合の八千六百六十六人、高興郡海苔組合の三千五百三十一人、金日漁業組合の三千九百九十一人、光陽郡海苔組合の二千七百三十四人、長興郡海苔組合の二千四百三十三人等も多い方であり、この外、一千人以上の組合員を有する漁業組合は、突山・羅老島・海倉灣・居金島・北平・莞島・青山・郡外・蘆花・古今・所安・鳥島・機張・巨濟・泗川灣・西浦面・河東海苔などの諸組合を算する。

漁業組合一覽表

道名	組合名	組合員數	漁船數	總漁獲高	基金及資金積立金					漁業資金貸付		共同購入		組合の所有する漁業權の種別	向上行使料收入
					同業基金	事業資金	救恤資金	計	人員	金額	種類	金額			
京畿道	德積面	150	2	1,212,000	1,000	100	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100
同	北島面	108	20	107,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	西島面	303	20	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	東島面	303	110	1,342,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	鹿島面	113	14	1,410,000	1,000	100	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100
同	外島面	22	—	117,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	安島面	402	8	1,410,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	石門面	303	1	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	計	1,806	120	1,342,000	1,000	100	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100
全羅北道	於南島	110	8	1,140,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	古跡山西部	110	8	1,140,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	米面	108	108	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	文眼里	124	14	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	邊古	124	8	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	高敞沿海	100	100	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	計	1,180	148	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全羅南道	光陽郡	1,000	100	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	奇活	1,000	100	1,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

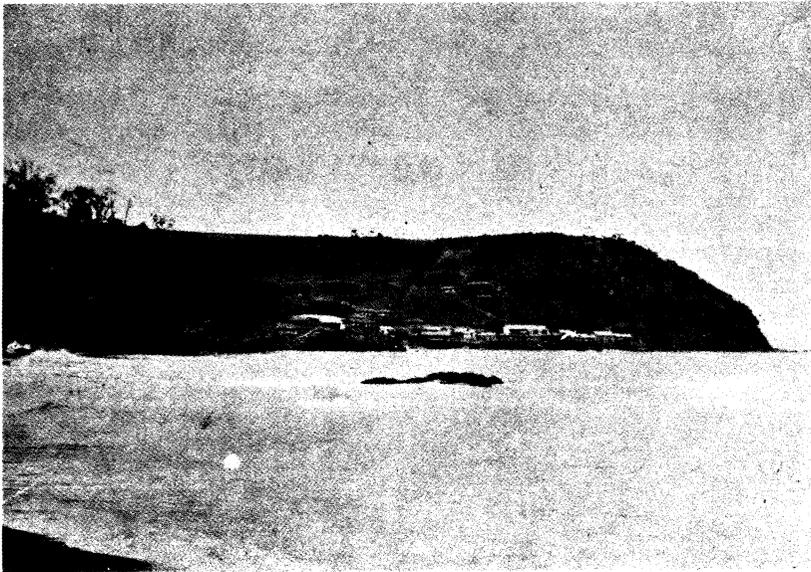
朝鮮の漁業（前篇）

道名	組合名	組合員数	漁船数	総漁獲高	取寄高	基金及資金積立金			漁業資金貸付	共同収入	組合の専有する漁業権の種類	同上行使料収入
						基金	事業資金	救済資金				
咸鏡北道	日新	200	10	100,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同	龍台洞	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	達川	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	富居	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	三浪	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	梨津	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	雄基	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	道山海	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
同	西水羅	100	10	50,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
計		1,000	100	5,000,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
總計		1,000	100	5,000,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

漁村の疲弊窮状を根本的に打開するには、獨り組合活動のみならず、(一)漁業金融の充實改善を計り、當業者をして容易に生産資金を得せしむると共に、高利に苦しむ小漁業者を救済し、(二)且つ漁獲及び生産品の販賣統制を講じて、一部商人の利益壟斷を制し以て生産者を保護し、(三)漁業のみに依りて生計を支えたるもの、爲め、農業・其他の副業を行はせて、從來の如き單一収入の弊を避けしめ、(四)現に各地に於て生産されつゝある罐詰・鯷油・トマトサイジン、其他の水産工業を振興奨励し、(五)港灣の修築・航路の開拓 鐵道及び道路の開通等に依り交通機關を完備するなど、經濟上幾多の施設が残されて居る。



江原道三陟郡遠德面遮湖港



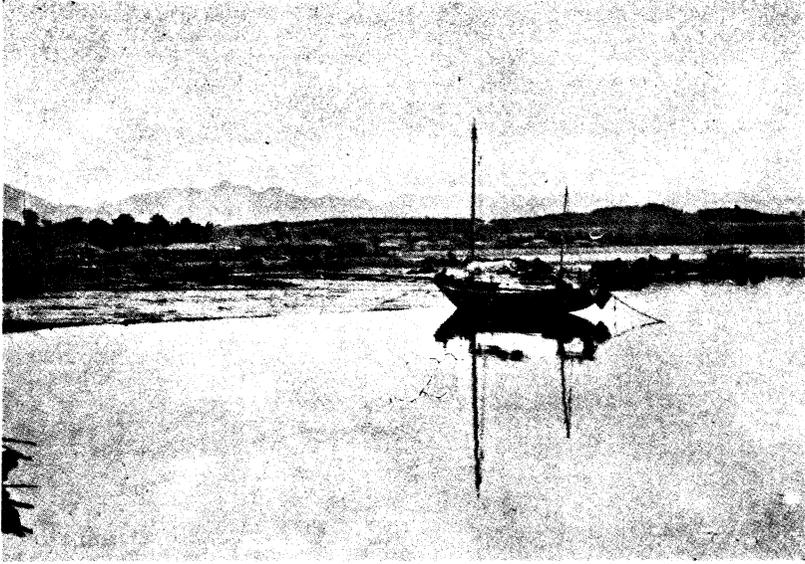
江原道陵郡望祥面墨湖津港



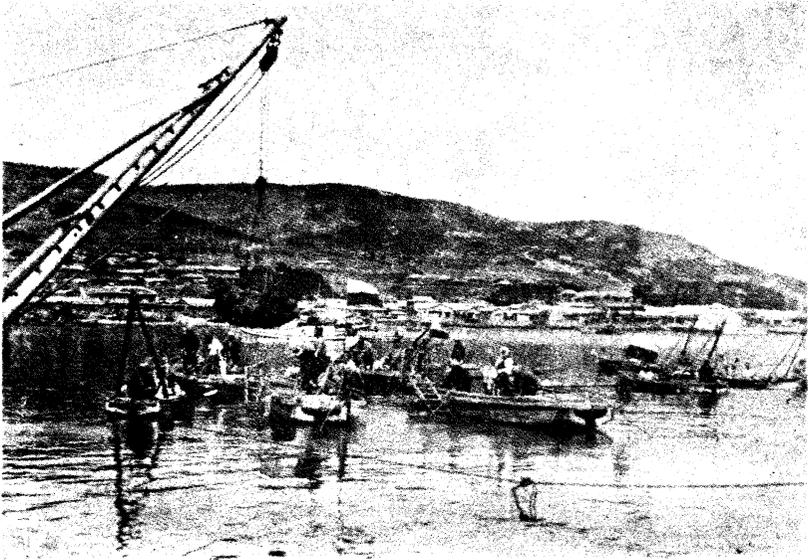
江原道陵江郡東面安仁津港



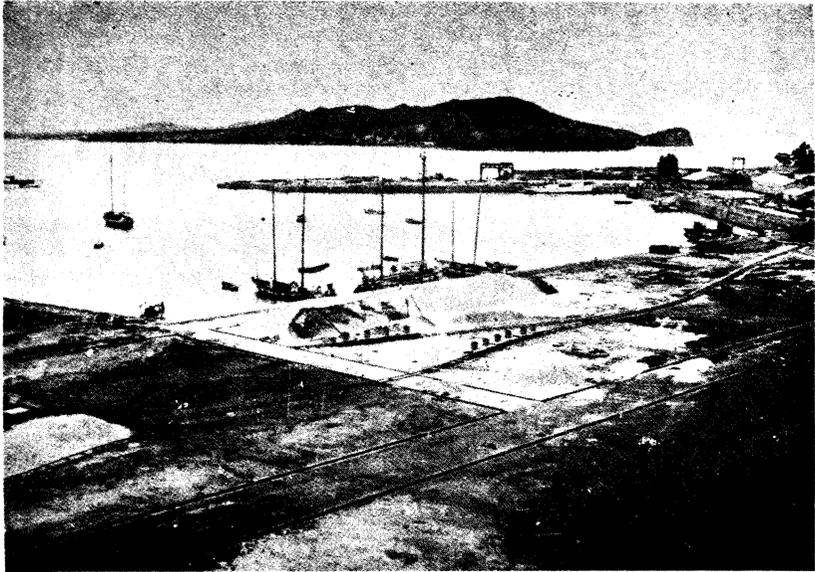
江原道高城郡梧笠面巨津港



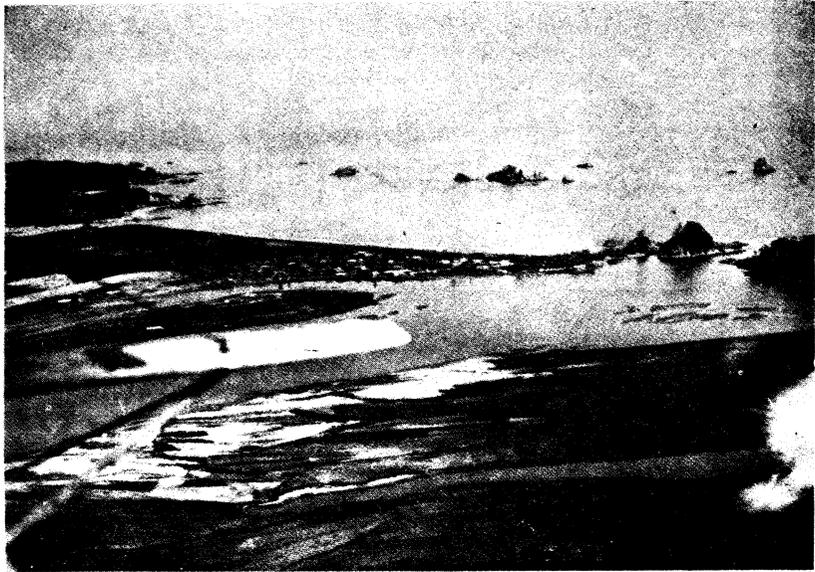
黃海道長淵郡大救面九味浦



慶尙北道慶州郡陽北而甘浦港



港 浦 塘 龍 面 邊 西 郡 州 海 道 海 黃



村 漁 里 邊 峰 面 城 高 郡 城 高 道 原 江



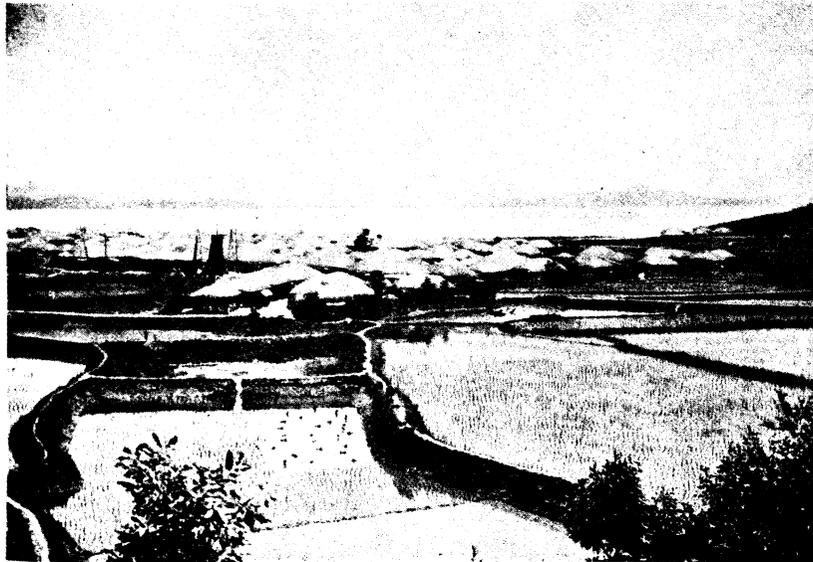
全羅南道濟州島山城浦港



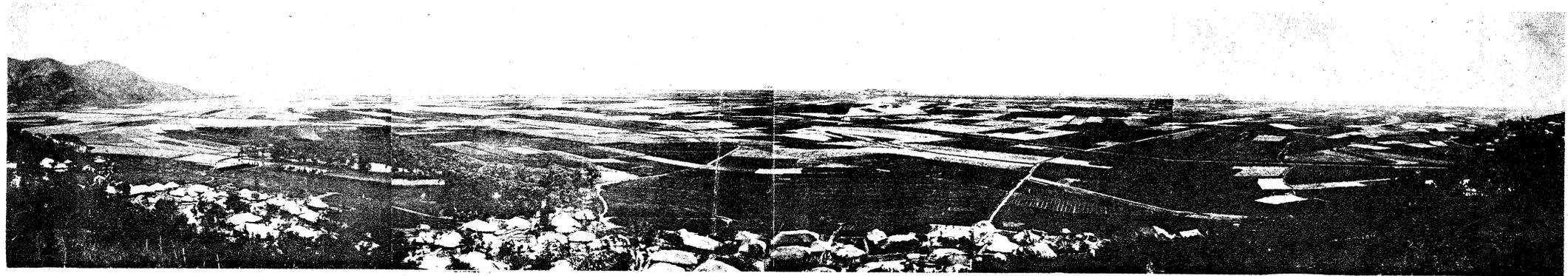
全羅南道濟州島濟州山地港



慶尙南道蔚山灣岸の漁村聚落



牛底半の漁京畿道開豐郡教面頭里(前見ゆる江華島なり)



(む望を面方里山外、里禮明方東りよ山裏里山栢) 落聚の内城區合組利水南下郡陽密道南尙慶



全羅南道靈光郡法聖浦川崎農場附近の農村(干拓地築落)



觀概の出火るけ於に標首烏洞興晩面延間郡城慈道北安平

第十章 都 邑

第一節 都邑の變遷

都 邑 の 沿 革

都市は村落に比して一段文化階梯の進みたる聚落であり、經濟・文化・交通・住居・衛生・娛樂・其他の設備に於て、村落に比し優る所多きを普通とし、その地方の經濟が發達し、人口が増加するに於ては、その中心を爲す都市は自然發達膨脹するを通則とする。朝鮮に於ては内地に比して都市の發達頗る幼稚なるものあり、嚴密に都市と稱すべきもの少く、多くの市街は田園都市の色彩を濃厚に保有して居るので、都市と稱すべきを茲では都邑と名づけることにした。本書に於て都邑と稱するのは、内地の市に相當する府、並に町に相當する邑、及び人口三千人以上集團せる市街地を含み、時にはそれ以下の舊邑内及び新興地をも、市街地として取扱ふことがある。

古來朝鮮は農業を以て國を樹て、今も尙ほ總人口の約八割が農耕に従事し、未だ商工業は幼稚である。これが爲めに、人口の大部分は地方農村に散布し、従つて都邑の分布は極めて少數であり、大市街地として見るべきものは首都を外にしてはなかつたのである。古くより郡縣制度が發達して居たので、地方行政官廳の所在地

は自ら都邑を形成し、この行政官廳所在地以外には、殆んど都邑として見るべきものは無かつたのである。されば各時代に於ける郡縣の沿革を見ると、自らその時代に於ける都邑の分布を知ることが出来る。併合以來行政區劃に變更あり、屢々郡の廢合及び郡治の移轉が行はれたが、郡廳所在地及び舊郡廳の所在地は、今も尙ほ市街地乃至準市街地を形成して居り、この外にも併合以來、世態の變遷に伴ひ、交通・産業・行政・軍事等の關係に依り、又はその影響を受けて新市街地が隨所に勃興して居り、今や朝鮮は都邑の數に於ても、その規模に於ても、將た經濟勢力に於ても一大變革を來し、併合前に比して全く面目を一新して居る。

郡縣沿革表

東 畿 道

高 勾 歴	新 羅 高 麗	李 朝	現在府 郡島名 備 考
南 平 壤 郡	漢 陽 郡	京 都 郡	京城府
買 省 郡	來 蘇 郡	楊 州 郡	楊州郡
骨 衣 叡 縣	荒 壤 縣	豐 壤 縣	世宗元年入楊州
内 乙 買 縣	沙 川 縣	沙 川 縣	
七 車 縣	重 城 縣	積 城 郡	連川郡に入る
漢 山 郡	漢 州 郡	廣 州 郡	廣州郡
南 川 縣	黃 武 縣	利 川 郡	利川郡
			陰竹郡を合す

駒城縣(一云減島)
泉井口縣(一云屈火郡又於乙買串)

巨委縣
交河郡

龍駒縣
交河郡

龍仁郡
交河郡

龍仁郡
坡州郡に入る

陽智郡及び竹山郡の一部を合す

述爾忽縣(爾一作彌一云首泥忽)

峰城縣

深嶽縣(顯宗置縣尋入漢陽)

交河郡

坡州郡

交河郡を合す

坡害平史縣(一云須達)

坡平縣

坡平原縣

坡州郡

坡州郡

交河郡を合す

達乙省縣

高烽縣(烽一作峰)

高烽縣(顯宗入楊州)

高陽郡(太祖三年合)

高陽郡

高陽郡

皆伯縣

遇玉縣(一云王逢)

幸州縣(一名德陽)

太祖三年入高陽

高陽郡

高陽郡

馬忽郡(一云命旨)

堅城郡

抱川郡

抱川郡

抱川郡

永平郡を合す

梁骨縣

洞陰縣

洞陰縣

永平郡

抱川郡に入る

永平郡を合す

主夫吐郡

長堤郡

樹陰州

富平郡

富川郡

富平郡と仁川郡と合して富川郡となる

平淮押縣(一云北史押一云別史推兒)

分津縣

通津縣

金浦郡

金浦郡

通津郡及び陽川郡を合す

童子忽縣(一云驢山縣又仇斯波衣)

童城縣

童城縣(後入通津)

通津郡

金浦郡に入る

通津郡及び陽川郡を合す

首爾忽縣

成城縣

守安縣(後入通津)

通津郡

金浦郡に入る

通津郡及び陽川郡を合す

栗木郡(一云冬新吟)

栗津郡

果安州

果川郡

始興郡に入る

始興郡に入る

高木根縣 <small>(各縣改稱云々)</small>	扶蘇	冬比	貞勿	長淺城縣 <small>(又云耶耶)</small>	辟項縣 <small>(一云古斯也忽次)</small>	若豆恥縣 <small>(朔頭又衣頭)</small>	津臨城縣 <small>(阿忽)</small>	骨乃斥縣	述川郡 <small>(一云省知買)</small>	楊根郡 <small>(又云恒陽又云斯斯)</small>	竹次山郡	奈兮	奴音竹縣	沙伏	功木遠縣 <small>(一云藤四山興覽作工木遠縣)</small>	所邑豆縣	
喬桐縣	松嶽郡	開城郡	德水縣	長湍縣	臨江縣	如熊縣	臨津縣	黃驪縣	泝川郡 <small>(泝一作沂)</small>	泝陽縣	介山郡	白城郡	陰竹縣	赤城縣	功成縣	朔邑縣	
喬桐縣	開城郡	開城郡	貞水縣	臨江縣	松林縣	臨津縣	黃驪縣	楊根縣	迷原郡	迷原郡	竹州郡	安城郡	陰竹縣	陽城縣	淳州縣 <small>(淳一作璋)</small>	朔寧縣	
喬桐郡	開城府	開城府	豐德郡	長湍郡	世祖入長湍郡	長湍郡	後入長湍郡	驪州郡	楊根郡	楊根郡	竹山郡	安城郡	安城郡	利川郡	安城郡	連川郡	朔寧郡
江華郡に入る	開城府	開城府	開豐郡に入る	長湍郡				驪州郡	楊平郡	楊平郡	安城郡に入る	安城郡	利川郡に入る	安城郡に入る	連川郡	大部分連川郡に入る	
	郡廳は開城府南山町に在り							もと楊根郡と砥平郡とより出る			竹山郡及び陽城郡を合す			麻田郡・積城郡の全部及び朔寧郡の一部を合す			

第十章 都

邑

僧梁(興寬一作非勿縣) 檀梁縣 僧徽縣
 砥平縣 嘉平郡(嘉加) 砥平縣 太宗入 楊平郡となる
 斤平郡(斤並) 嘉平郡(嘉加) 加平郡 加平郡
 深川縣(一云伏) 凌水縣(水川) 加平郡 太祖五年入
 麻田(沙波忽) 臨湍縣 麻田郡 連川郡に入る

忠清道

百濟 新羅 公州 麗 公州 朝 郡 現在府 備考
 龍川郡(武夫) 清州縣 新豐縣(公州入) 公州郡 郡島名 占む
 代管支(武夫) 清州縣 新豐縣(公州入) 公州郡 郡島名 占む
 奴斯只(斯叱) 儒城縣 儒城縣(公州入) 公州郡 郡島名 占む
 所比浦縣 赤烏縣 德津縣(公州入) 公州郡 郡島名 占む
 熱也山縣 尼山縣 德津縣(公州入) 公州郡 郡島名 占む
 雨述縣(一云) 比豐郡 懷德郡 公州郡 郡島名 占む
 所夫里郡(泗沘) 扶餘郡 扶餘郡 公州郡 郡島名 占む
 珍瑟山縣 石餘縣 扶餘郡 公州郡 郡島名 占む
 悅己縣(城又豆凌尹) 悅山城縣 石餘縣 公州郡 郡島名 占む
 黃等也山郡 黃山城縣 石餘縣 公州郡 郡島名 占む
 眞覬縣(眞一作貞) 眞覬縣 石餘縣 公州郡 郡島名 占む
 大田郡に入る
 論山郡に入る
 青陽郡に入る
 一部は扶餘郡、一部は論山郡に入る
 全部大田郡に入る
 大部分論山郡に入り一部は扶餘郡に入る

上黨縣(一云娘子谷)

西原京清

青州(入清州)

清州郡

清州郡

文義郡一圍及び清安郡西面を合す

一山縣

都西縣

道安縣(顯宗入清州)

文義郡

清州郡に入る

全義郡一圍、及び公州郡の一部を合す

仇大未豆

金池(縣作池地)

金義縣

金義郡

燕岐郡に入る

もと天安郡・木川郡・槐山郡の全部より成る

甘賈縣

馴雄縣

豐歲縣(一名穉川顯宗入天安)

溫陽郡

牙山郡に入る

溫陽郡及び新昌郡を合す

牙述縣(牙麗志作述)

陰峰縣(峯一作峯)

牙州郡

牙山郡

牙山郡

京畿道振威郡に入る

河八直縣

新梁縣

興陽縣(古名遼寧顯宗入洪州)

洪州郡

洪州郡

もと洪州郡の大部、結城郡の全部よりなる

蛇山縣 <small>(本百濟慰禮城)</small>	仍忽縣	今勿奴郡 <small>(一云萬奴号或云新知)</small>	上笔縣	仍斤内郡	國原城 <small>(一云末乙省託長城)</small>	加知奈縣 <small>(一云新浦)</small>	德近郡	省大城縣 <small>(號今)</small>	知六縣	莖郡	比來縣	寺浦縣
蛇山縣	陰城縣	黑壤郡 <small>(黑一作黃)</small>		槐壤郡	中原京	中市	德殷郡	蘇秦縣	地育縣	富城郡	庇仁縣	藍浦縣
慶陽縣 <small>(本阿陽倉)</small>	稷山城縣	鎮州	長豐縣	槐州郡	裂安縣 <small>(入忠州)</small>	津市縣 <small>(顯宗入公州)</small>	德恩郡	蘇秦郡	地谷縣 <small>(入瑞山)</small>	富城縣	庇仁縣	藍浦縣
太祖入稷山郡	稷山郡	鎮川郡	入延豐郡	槐山郡	忠州郡	恩津郡	恩津郡	泰安郡	瑞山郡	瑞山郡	庇仁郡	藍浦郡
	天安郡 <small>に入る</small>	鎮川郡	槐山郡 <small>に入る</small>	槐山郡	忠州郡	全部論山郡 <small>に入る</small>	瑞山郡 <small>に入る</small>	瑞山郡 <small>に入る</small>	舒川郡 <small>に入る</small>	保寧郡 <small>に入る</small>		
		もと鎮川郡一圓及京畿道竹山郡南面の一部より成る		もと槐山郡一圓、延豐郡一圓、清安郡、清州郡及清忠郡の一部より成る		もと忠州郡の大部を占む			もと瑞山郡一圓、泰安郡一圓及び海美郡一圓を含む			

奈 社 郡（一云大提） 奈 堤 郡 堤 川 郡
 赤 山 縣（一云赤城） 丹 山 縣 丹 陽 郡 丹 陽 郡
 清 風 縣 清 風 郡 清 風 郡 全部堤川郡に入る
 三年 郡（本三年山郡） 保 齡 郡 報 恩 郡 報 恩 郡
 春 山 縣（本春山郡） 青 山 縣 青 山 郡 沃川郡に入る
 永 同 郡（本吉同郡） 永 同 郡 永 同 郡 永 同 郡
 黃 澗 縣（本召羅縣） 黃 澗 郡 永 同 郡 に入
 管 城 郡（本古戸山） 沃 川 郡 沃 川 郡
 陽 山 縣（本助比山） 陽 山 縣（忠宣王入沃州） 沃 川 郡
 利 山 縣（本所利山） 利 山 縣（忠宣王入沃州） 沃 川 郡
 安貞 縣（本阿冬縣） 安 邑 縣（忠宣王入沃州） 丹陽郡に入る
 士 春 縣（本乙阿朝縣） 永 春 縣 永 春 郡 丹陽郡に入る

全 羅 道

百 濟 新 羅 高 麗 李 朝 現在郡名 備 考
 完 山 州（一名比斯伐又比自火） 全 州 全 州 郡 全州郡及び高山郡の全部を含む
 伊 縣（一云往武） 伊 城 縣（入全州） 伊 城 郡 全州郡

もと堤川郡一圓、清風郡一圓及び忠州郡
 もと丹陽郡及び永春郡の全部より成る
 もと報恩郡及び懷仁郡の全部より成る
 もと黃澗郡一圓、永同郡一圓、慶北尙州郡の一部より成る
 もと青山郡沃川郡の全部より成る

道	境	任	居	古	岡	只	金	只	高	也	仇	乃	千	所
實	坪	實	斯	龍	也	良	馬	伐	山	西	只	利	召	力
郡	(縣作境一)	郡	勿	郡	山	肯	渚	只	(縣一云藤)	伊	山	阿	清	只
淳	九	任	杏	南	野	彌	金	雲	高	野	金	利	紆	沃
化	阜	實	雄	原	山	良	馬	梯	山	西	溝	城	洲	野
(郡作淳一)	縣	郡	縣	小	縣	(縣良陽一)	郡	縣	縣	縣	縣	縣	(縣紆一)	縣
淳	九	任	居	南	明	彌	金	雲	高	臣	櫟	利	紆	沃
昌	阜	實	寧	原	山	良	馬	梯	山	野	南	城	洲	野
郡	縣	縣	(寧城一巨別號)	府	(縣入全)	縣	郡	(縣入全)	縣	(縣入全)	(縣入全)	(縣入全)	(縣入全)	(縣入全)
淳	任	任	南	南	入	彌	益	興	高		金			
昌	實	實	原	原	彌	山	山	祖	山		溝			
郡	三年入	郡	郡	郡	山	郡	郡	入	郡		郡			
淳		任	南	南	益	益	益	全州郡に入る			金			
昌		實	原	原	山	山	山				堤			
郡		郡	郡	郡	郡	郡	郡				郡			

もと威悅郡・龍安郡・益山郡及び彌山郡一面並に臨陂郡東一面の一部より成る

もと南原郡の大部及び雲峰郡の全部より成る

もと任實郡の大部及び南原郡の一部より成る

もと淳昌郡の全部及び任實郡靈溪面より成る

朝鮮の棄落（前篇）

磧坪縣赤城縣赤城縣（後入淳昌）

雨坪縣高潭縣長水縣（別號長世後入長水）

伯海郡（一作海伊）壁溪郡長溪縣（別號長世後入長水）

魏珍阿縣（一作月良）鎮安縣鎮安縣

馬突縣（一云馬珍又馬等良）馬靈縣（別號魏川郡）

古沙夫里郡古阜郡古阜郡

皆火縣扶寧縣（或稱戒殺）扶寧縣

欣良賈縣喜安縣保安縣（扶安郡）

上漆縣尙質縣尙質縣（扶安郡）

大尸山郡大山郡（一作秦）泰山郡（扶安郡）

寶屈郡斌城縣（斌一作武）仁義縣（太宗入）

井村縣井邑縣井邑縣

屎山郡（一云屎文又屎良及屎山）臨陂郡臨陂郡

馬西良縣沃溝縣沃溝縣

沃溝縣沃溝郡

沃溝郡

入淳昌

長水郡

鎮安郡

鎮安郡

古阜郡

扶安郡

扶安郡

扶安郡

興德郡

泰山郡

井邑郡

臨陂郡

沃溝郡

沃溝郡

沃溝郡

群山府

沃溝郡はもと沃溝郡・臨陂郡の大部・咸悅面・全南智島郡・忠南熊川郡の一部より成る。郡廳は群山府昭通に在り

古阜郡の大部、井邑郡全部及び秦仁郡全部より成る

全部高敞郡に入る

もと扶安郡全部及び古阜郡の一部より成る

大部分は井邑郡に、他の一部は扶安郡に入る

もと龍潭郡及び鎮安郡全部より成る

朝鮮の聚落（前篇）

所非兮縣 <small>（一云所乙夫里）</small>	古祿只縣 <small>（一云開婆）</small>	阿老縣 <small>（一云葛草又加位又谷野）</small>	武尸伊郡	菓支支縣	栗支支縣	秋子兮郡	居知山縣 <small>（一云安院又作居知山縣）</small>	阿次山郡 <small>（一云海島）</small>	阿老谷縣	半奈夫里縣	水川縣 <small>（一云水入伊）</small>	豆盼縣	伏龍縣 <small>（一云杯龍）</small>	發羅郡 <small>（一云迺莪）</small>	
森溪縣	鹽海縣	礪島縣	武靈郡	玉菓縣	栗原縣	秋成郡	安波縣	歴海郡	野老郡	潘南郡	繪嶺縣	會津縣	龍山縣	錦山郡 <small>（一云錦城）</small>	
森溪縣 <small>（光入）</small>	臨淄縣 <small>（光入）</small>	陸昌縣 <small>（光入）</small>	靈光郡	玉菓縣	栗原縣 <small>（州入）</small>	潭陽郡	長山縣 <small>（州入）</small>	歴海郡 <small>（一作海後）</small>	安老縣 <small>（州入）</small>	潘南縣	榮山縣 <small>（縣後）</small>	黑山縣 <small>（州入）</small>	繪嶺縣 <small>（州入）</small>	會津縣 <small>（州入）</small>	伏龍縣 <small>（州入）</small>
			靈光郡	玉菓郡	潭陽郡 <small>（太祖朝入）</small>	潭陽郡								羅州郡	
			靈光郡	玉菓郡	潭陽郡	潭陽郡								羅州郡	
			靈光郡	玉菓郡	潭陽郡	潭陽郡								羅州郡	

もと南平郡・羅州郡の全部、咸平郡・光州郡の一部より成る

もと潭陽郡の全部、昌平郡・光州郡・長城郡の一部より成る

もと靈光郡の大部及び智島郡の一部より成る

助 助 禮 忠 烈 高 興 郡 興 陽 郡 高 興 郡
もと興陽郡全部、莞島郡及び突山郡の一部より成る

比 史 縣 稻 舟 縣 南 陽 縣(入寶) 興 陽 縣(入寶) 世宗二十三年入
豆 吟 縣 竹 軍 縣 登 原 縣(入寶) 興 陽 縣(入寶) 世宗二十三年入

欲 乃 郡 谷 城 郡 道 化 縣(他州郡曲) 興 陽 縣(入寶) 世宗朝入
欲 夫 只 縣 同 福 縣 同 福 縣 入 同 福 縣 和 順 郡 入 入

仇 次 知 縣(知禮) 求 禮 縣 鴨 谷 村 縣(福入同) 求 禮 縣 求 禮 郡 求 禮 郡
古邊面を含まず
もと順天郡及び樂安郡より成る

欲 平 郡 昇 平 郡 求 禮 縣 求 禮 縣 求 禮 郡 求 禮 郡
もと麗水郡全部、突山郡の一部より成る

猿 村 縣(作村平) 富 有 縣 順 天 府 順 天 郡 順 天 郡
もと麗水郡・高興郡及莞島郡に入る
もと光陽郡全部及び突山郡の一部より成る

突 山 郡 盧 山 縣 麗 水 縣 麗 水 郡 麗 水 郡
麗水郡・高興郡及莞島郡に入る
もと光陽郡全部及び突山郡の一部より成る

義安郡 <small>(本屈自郡)</small>	金海小京	機張縣 <small>(本甲火良谷縣)</small>	東平縣 <small>(本大魏縣)</small>	東萊郡 <small>(本居漆山郡)</small>	虞風縣 <small>(本子火縣)</small>	東津縣 <small>(本栗木浦)</small>	河曲縣 <small>(屈一作西本屈阿火縣)</small>	新寧縣 <small>(本史丁火縣一名花山縣)</small>	臨川縣 <small>(古竹火國)</small>	道同縣 <small>(本刀冬火縣)</small>	臨寧郡 <small>(本切也火郡)</small>	餘模縣 <small>(本麻珍良縣珍一作彌)</small>	慈仁縣 <small>(本奴斯火縣一名其火)</small>	嶺山郡
義安郡	金州	機張縣	東平縣 <small>(顯宗入梁州)</small>	東萊縣	蔚州 <small>(太祖初入)</small>	蔚州 <small>(太祖初入)</small>	蔚州	新寧縣	入永州	入永州	永川郡	降爲仇史部曲入慶州	慈仁縣	嶺山郡
昌原郡	金海郡	機張郡	後入梁州	東萊郡	蔚州	蔚州	蔚州	新寧郡	永川郡	永川郡	永川郡	慈仁	慈仁郡	慶山郡
昌原郡	金海郡	東萊郡に入る		釜山府	蔚山郡	蔚山郡	蔚山郡	永川郡に入る			永川郡	慶山郡に入る	慶山郡	慶山郡
				東萊郡はもと機張郡全部を合す										もと慶山郡・慈仁郡及び河陽郡の全部より成る

第十章 都

色

玄驥郡 (本推良火縣 推一云三)	火王郡 (本比自火郡 一云比斯伐)	大城郡 (古伊西國)	蘇山縣 (本南伊山縣)	荆山縣 (本鷲山縣 一云茹山)	烏嶽縣 (本烏嶽山縣 云九道及鳥嶽山又鳥乃山)	尙藥縣	嵩津縣 (本推浦縣 一云竹山)	密城郡 (本推火郡)	漆隱郡 (本漆吐縣)	熊神縣 (本熊只縣)	合浦縣 (本骨浦縣)
玄	昌	入清道	入清道	入清道	清道	靈山縣	三國志今未詳 興實載密陽	密城郡	龜山縣 (恭讓王入漆原)	莞浦縣	合浦縣
豐	寧				道	城	顯宗入 密城縣	密	漆原郡	熊神縣	入昌原
玄	昌				清	靈		密	漆原郡	文宗朝 入熊川	太宗朝 入昌原
風	寧				道	山		陽	郡	郡	郡
郡	郡				郡	郡		郡	郡	郡	郡
遼城郡に入る	昌寧郡				清道郡	郡		密陽郡	咸安郡に入る		
	もと昌寧郡の全部及 び靈山郡の大部を合						大部分は昌寧郡に、 他の一部は咸安郡に 入る				

大邱縣 (本遼句火縣 一作遼弗城)

大邱縣

大邱郡

大邱府

遼城郡はもと玄風郡を合す、遼城郡廳は大邱府東城町に在り

壽昌郡 (本遼弗只縣 一作遼弗只縣 遼火郡二云 上村郡)

壽昌郡

大邱十三年入

河濱縣 (本多斯只縣 一云沓只縣)

河濱縣 (別號奉湖 後入大邱)

後入 大邱

花園縣 (本古火縣 別號錦城)

花園縣

後入 大邱

上火村縣

豐角縣

顯宗朝入 大邱

雄省火縣 (美里 一云美里)

解頴縣

後入 大邱

八里縣 (本八居 里縣)

八莒縣

漆谷郡

漆谷郡

もと漆谷郡及び仁同郡の全部を包む

巨濟郡 (本雲郡 海島郡)

巨濟縣

巨濟郡

漆谷郡

もと巨濟郡及び龍南郡の大部分を以て統營郡となる

南垂縣 (本松邊縣)

松邊縣 (入巨濟)

巨濟郡

鵝洲縣 (本巨老居 巨一作居)

鵝洲縣 (入巨濟)

巨濟郡

溟珍縣 (本質珍 伊縣)

溟珍郡

關巨濟

尙州 (古沙 伐國)

尙州

尙州郡

尙州郡

もと咸昌郡の全部及び尙州郡の大部より成る

青驥縣 (本昔里 火縣)

青理縣 (入尙州)

尙州

尙州郡

もと咸昌郡の全部及び尙州郡の大部より成る

化昌縣 (本乃彌 知縣)

功成縣 (顯宗入 尙州)

尙州

尙州郡

もと咸昌郡の全部及び尙州郡の大部より成る

永順縣 (入尙州)

永順縣 (入尙州)

尙州

尙州郡

もと咸昌郡の全部及び尙州郡の大部より成る

三國志今未詳 輿覽載尙州

功成縣 (顯宗入 尙州)

尙州

尙州郡

もと咸昌郡の全部及び尙州郡の大部より成る

化寧郡 <small>(一本杏達七郡 一云杏達)</small>	道安縣 <small>(本刀 良縣)</small>	嘉猷縣 <small>(本近馬 一作作市 一作作市 一作作市)</small>	單密縣 <small>(一作作市 一作作市 一作作市)</small>	開寧郡 <small>(古甘 文國)</small>	金山縣	粟梅縣 <small>(本今勿縣 一云陰達)</small>	知禮縣 <small>(本知品 川縣)</small>	萬善郡 <small>(本一 善郡)</small>	竝井縣 <small>(波澄 一名)</small>	爾同令縣 <small>(爾高 弟郡)</small>	軍威縣 <small>(不取同 加豆一云)</small>	孝靈縣 <small>(本老分縣 一令)</small>	古寧郡	冠山縣 <small>(本港云 本港云一 本港云一)</small>	嘉善縣 <small>(本加 本加)</small>	虎溪縣 <small>(本虎側縣一 云拜山城)</small>
化寧郡 <small>(入尙)</small>	中牟縣 <small>(入尙)</small>	山陽縣 <small>(後州入 尙州入)</small>	單密縣 <small>(州入尙)</small>	開寧郡	金山縣	粟梅縣 <small>(顯宗入 尙州入)</small>	知禮縣	一善縣 <small>(後入 善山)</small>	海平縣 <small>(後入 善山)</small>	三國志今未詳	軍威縣	孝靈縣 <small>(後入 軍威)</small>	咸昌郡	開慶郡	加恩縣 <small>(後入 開慶)</small>	虎溪縣 <small>(顯宗入 尙州入)</small>
				開寧郡	金山郡	金山 <small>太祖朝入</small>	知禮縣	善山郡	善山郡		軍威郡	咸昌郡	尙州郡 <small>に入る</small>	開慶郡	開慶 <small>太宗朝入</small>	
				金泉郡 <small>に入る</small>	金泉郡		金泉郡 <small>に入る</small>	善山郡			軍威郡	尙州郡 <small>に入る</small>	開慶郡			
				開寧郡 <small>と金山郡・知禮郡・ 開寧郡の全部及星州 郡新谷面の一部より 成る</small>							軍威郡 <small>もと義興郡及び軍威 郡より成る</small>	尙州郡 <small>もと開慶郡全部及び 龍宮郡西宮より成る</small>				

第十章 郡

玄武縣 (武一作正 本召多縣)	開韶郡 (古召 文國)	高丘縣 (一云高近 本仇火縣)	比屋縣 (本阿火屋縣 一云并屋)	安賢縣 (本阿尸令縣 尸一作乙)	康州 (本居烈州 一名居陸)	屈村縣	班城縣 (別號 片月)	尙善縣 (本一 善縣)	天嶺郡 (本逆含縣 一云合城)	泗水縣 (本史 勿縣)	嘉壽縣 (本加主 火縣)	
入威州今召多部曲	義城縣	後入義城	比屋縣	安貞縣	晉州	三國去今未詳 輿覽載晉州	班城縣 (顯宗入 晉州)	彰善縣 (後入 晉州)	永善縣 (顯宗入 晉州)	合陽縣	鎮海縣	嘉壽縣
	義城郡		比安郡	義興郡	晉州郡		咸陽郡	咸陽郡	咸陽郡	泗川郡	馬山府	嘉壽郡
	もと義城郡の全部、 比安郡大部及び龍宮 郡の一部より成る		世宗五年 入比安	軍威郡に入る	もと晉州郡の大部、 威安郡の一部より成 る		もと咸陽郡全部、安 義郡の一部より成る	もと咸陽郡全部、安 義郡の一部より成る	もと泗川郡全部、昆 陽郡大部及び晉州郡 の一部より成る	昌原郡府	昌原郡府	大部分狭川郡に、一 部は居昌郡に入る

三岐縣 (本三岐縣、一云麻枝縣)
河東郡 (本韓多沙郡)
嶽陽縣 (本沙郡、少多)

三岐縣 後入三嘉
河東郡 河東郡
嶽陽縣 後入河東

もと河東郡全部、昆陽郡の一部より成る

河邑縣 (本浦木縣、府在沿)

三國志今未詳 入昆陽郡

大部分泗川郡に、一部は河東郡に入る

省良縣 (本大良州、草未詳)

三國志今未詳

江陽郡 (本大良州、郡良一作野、耶又作)

陝州 陝川郡

もと草溪郡の全部、陝川郡の大部及び三嘉郡の一部より成る

冶澗縣 (本火縣、本關)

草溪縣 陝川郡に入る

關城郡 (本支縣、本關)

江城郡 陝川郡に入る

丹邑縣 (本赤村縣、本赤)

丹溪縣 (後入江城)

山陰縣 (本知品川縣、本知品)

山陰縣 山清郡

もと山清郡及び丹城郡の全部より成る

居昌郡 (本居烈郡、一名居施)

居昌郡 居昌郡

もと居昌郡全部及び安義郡及び三嘉面の一部より成る

咸陰縣 (本加召縣、本加)

加祚縣 (後入居昌)

宜寧縣 (本韓含縣、本韓)

宜寧縣 宜寧郡

もと宜寧郡全部及び陝川郡の一部より成る

辛水縣 (一云未鳥村、又東川縣)

新築縣 (後入宜寧)

もと宜寧郡全部及び陝川郡の一部より成る

奈己郡(奈一作捺) 奈 聖 郡
 買谷縣 善 谷 縣
 宜仁縣(安入禮) 禮 安 郡
 禮 安 郡
 榮川郡
 安東郡に入る

もと榮川郡・豊基郡の全部及び順興郡の大部より成る

古斯馬縣 玉 馬 縣
 奉 化 郡
 奉 化 郡
 奉 化 郡

もと奉化郡全部、順興郡の一部より成る

也尸忽郡 野 城 郡
 盈 德 縣
 盈 德 郡
 盈 德 郡

もと盈德郡及び寧海郡の全部より成る

助 攬 縣 眞 寶 縣(本漆巴) 甫 城 府
 眞 寶 郡
 眞 寶 郡

大部は青松郡に、一部は英陽郡に入る

青 已 縣 積 善 縣 合 眞 寶 爲 甫 城 府
 青 松 郡
 青 松 郡

もと青松郡全部、眞寶郡の大部より成る

併火兮縣(併一作伊) 練 武 縣 安 德 縣 太 祖 朝 入
 子 尸 郡 有 郡 郡 禮 州 寧 海 郡 盈 德 郡に入る

もと英陽郡の全部及び眞寶郡の一部より成る

阿 兮 縣 海 阿 縣 清 青 縣 英 陽 郡 英 陽 郡
 迎 日 郡 に入 る

江 原 道

高 勾 麗 新 羅 高 麗 李 朝 現在名 備 考
 河 西 良 一 云 何 溟 州 溟 州 江 陵 郡 江 陵 郡

備 考

道	休	穴	翼	信	達	猪	達	波	子	波	滿	竹	悉	仍	東	羽	支
臨	壤	山	峴	山	城	達	達	朝	珍	利	若	峴	直	置	土	谷	山
縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	縣
<small>乙浦</small>	<small>一云</small>	<small>伊文</small>	<small>忽達</small>	<small>羅忽</small>	<small>斯押</small>	<small>一云鳥</small>	<small>忽</small>	<small>波</small>	<small>一云古</small>	<small>一云郡</small>	<small>生於</small>	<small>一云宗</small>	<small>作實</small>	<small>一云</small>	<small>玉堂</small>	<small>一云</small>	<small>一云</small>
臨	金	洞	翼	京	守	蒙	高	海	蔚	海	滿	竹	三	旌	棟	羽	支
道	壤	山	嶺	山	城	瑕	城	曲	津	利	卿	嶺	陟	善	堤	谿	山
縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣	郡	縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	縣
臨	金	洞	翼	烈	杆	蒙	高	與	蔚	與	與	諺	與	三	旌	羽	連
道	壤	山	嶺	山	城	瑕	城	國	國	國	國	傳	覽	三	善	谿	谷
縣	郡	縣	郡	縣	郡	縣	縣	志	志	志	志	是	之	今	今	今	今
<small>川入通</small>	<small>入通</small>	<small>襄陽</small>	<small>顯宗</small>	<small>入杆</small>	<small>入杆</small>	<small>入杆</small>	<small>入杆</small>	<small>今未</small>	<small>今未</small>	<small>今未</small>	<small>今未</small>	<small>沃原</small>	<small>今未</small>	<small>今未</small>	<small>今未</small>	<small>今未</small>	<small>入江</small>
道	川	郡	襄	杆	高	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚
道	川	郡	襄	杆	高	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚
道	川	郡	襄	杆	高	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚	蔚

第十章 都

邑

文	大	猪	管	赤	各	玉	猪	三	楊	狹	橫	斤	都	奈	習	王	吐
峴	楊	守	述	木	運	岐	足	峴	口	川	川	乙	鳥	生	比	珍	上
縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
(戶波云斤)	(斤押云馬)	(一云鳥生波衣又猪關)		(非一斤乙)	(各一加今牙)	(次丁一皆)	(新回一云鳥)	(波今一云密)	(隱忽大)	(戶一云也戶買)	(新買一云於)	於	(郡子)	郡	(谷一作吞)	(遷峴一云)	
文	大	狹	峽	丹	運	馳	蹄	嶺	麓	川	川	白	奈	習	習	備	堤
登	楊	嶺	雲	松	城	道	蹄	嶺	麓	川	川	鳥	城	露	險	上	
縣	縣	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	郡	郡	縣	縣	郡	縣	縣	縣	縣
文	長	興	三	興	三	嵐	交	瑞	麟	方	楊	狼	橫	平	平	寧	欽
登	楊	覽	國	覽	國	谷		禾	蹄	山	溝	川	川	海	昌	越	谷
縣	縣	載	志	載	志	縣	州	縣	縣	縣	縣	縣	縣	郡	郡	郡	縣
(後州入)	(陽入)	今未詳	今未詳	今未詳	今未詳	(陽入)											(川入通)
							淮	麟	世	楊	世	華	橫	平	平	寧	欽
							陽	蹄	宗	口	宗	川	城	海	昌	越	谷
							郡	郡	朝	朝	朝	郡	郡	郡	郡	郡	郡
									入	入	入	郡	郡	郡	郡	郡	郡
																	通川郡に入りたる
																	か?
																	寧越郡
																	平昌郡
																	蔚珍郡に入る
																	橫城郡
																	華川郡
																	楊口郡
																	麟蹄郡
																	淮陽郡

黄 海 道

第十章 都 邑

酒 漣 縣	平 原 郡 (北云)	冬 斯 忽 郡	丹 城 縣 (大忽云也)	伐 力 川 縣	基 知 郡	昔 達 縣 (昔一作舊)	斧 壤 縣 (斯内云於)	夫 如 郡	伊 珍 眞 縣	阿 珍 押 縣 (嶺云)	鐵 原 郡 (乙云毛冬非)	水 入 縣 (伊縣云眞)	藏 狹 川 縣 (藏川云)
酒 泉 縣 (舊城)	北 原 小 京 郡	岐 城 郡	益 城 郡	鉄 驥 縣	蘭 山 縣	朔 州	廣 平 縣	富 平 郡	伊 川 縣	安 映 縣	錦 城 郡	孟 溝 縣	藏 川 郡
酒 泉 縣 (顯宗入)	原 州 郡	岐 城 縣 (入金)	金 城 郡	洪 川 縣	基 麟 縣 (基一作麟入春川)	三 國 志 今 未 詳 州	春 康 縣	平 化 縣	伊 川 縣	安 映 縣	東 州	孟 溝 郡 (陽入淮)	和 川 郡 (陽入淮)
鬱 島 郡	原 州 郡		金 城 郡	洪 川 郡		春 川 郡	平 康 郡	金 化 郡	伊 川 郡	安 映 郡	鐵 原 郡		
	原 州 郡		金 化 郡 に入	洪 川 郡		春 川 郡	平 康 郡	金 化 郡	伊 川 郡	伊 川 郡 に入	鐵 原 郡		

もと鐵原郡及び京畿道朔寧郡の一部より成る

もと安映郡及び伊川郡の全部より成る
もと金城郡及び金化郡より成る

朝鮮の聚落（前篇）

高 勾（忽一云于冬於忽） 新 城 羅 高 盧 李 朝 現在名 備 考

水谷城縣（且忽一云買） 檀 溪 新 恩 縣 新 溪 郡 新 溪 郡 もと新溪郡及び兎山郡美原面より成る

十谷城縣（忽一云多） 鎮 瑞 谷 峽 川 谷 山 郡 谷 山 郡

大谷郡（知忽一云多） 永 豐 平 山 郡 平 山 郡

五谷郡（于次存忽） 五 關 洞 瑞 興 郡 瑞 興 郡

羅 塞 縣（所於一云古） 障 塞 遂 安 郡 遂 安 郡 もと金川郡全部及び兎山郡の大部より成る

屈 押 縣（江西一云） 江 陰 縣 江 陰 縣 金 川 郡 金 川 郡

牛 岑 郡（云牛嶺一） 牛 岑 郡 孝 宗 朝 入 金 川 郡 大部分は金川郡に、美原面は新溪郡に入る

烏 斯 舍 遼 縣 兎 山 郡 兎 山 郡

内 米 忽 郡（一云池城） 瀑 池 郡 海 州 郡 海 州 郡

息 城 郡（漢忽又乃忽） 重 盤 郡 安 海 州 郡 載 寧 郡 載 寧 郡

冬 昔 忽（昔一作多） 海 州 郡 載 寧 郡 載 寧 郡 太祖六年入

刀 腫 縣（岳城） 雁 澤 縣 白 川 郡 延 安 郡 延 安 郡 延安面延城里に郡廳あり

嶋
島
郡
(又租波衣)
嶋
城

鳳
山
郡
長
連
郡
股
栗
郡
入
長
縣

楊
栗
口
(粟川云)

安
股
栗
郡
安
股
郡
安
股
郡

關
山
口
郡

信
州
縣
信
州
縣
信
州
縣

麻
耕
山
郡

青
州
縣
信
州
縣

板
麻
串
伊
郡

嘉
禾
縣
松
禾
郡
松
禾
郡

熊
閑
伊
郡

永
寧
縣
松
禾
郡

長
淵
(長潭云)

長
淵
縣
長
淵
郡
長
淵
郡

鶴
珍
伊
島
郡

豐
川
縣
豐
川
郡
豐
川
郡

乙
澤
(一云)

康
翎
縣
康
翎
郡
康
翎
郡

高
勾
新
羅
郡

豐
川
縣
豐
川
郡
豐
川
郡

比
烈
忽
城
(云)

豐
川
縣
豐
川
郡
豐
川
郡

備
考
永豐面・下道面の内
慶島を含まず

長
嶺
鎮(或稱長嶺一
作長嶺一
德平郡)

陸守(入高) 永興郡 永興郡
もと永興郡の大部よ
り成る

和州 入永興

長平 鎮

羅德 鎮(本顯)

寧仁 鎮(一云清源)

靜邊 鎮(入永興)

永興 鎮

定州(古稱巴只)

預州 鎮

長州(一云椶林)

元興 鎮

文州 鎮

雲林 鎮(顯宗築城)

威州 鎮

德州(入威)

福州 鎮

吉州 鎮

英州(入吉)

もと定平郡の大部よ
り成る

威州郡は洪原郡及び
安邊郡の一部をも含
む、威州郡廳は威興
府新昌里に在り

慶	慶	長	洪	三	甲	利	北	明	城
興	源	津	原	水	山	原	青	川	津
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
慶	慶	長	洪	三	甲	利	北	明	城
興	源	津	原	水	山	原	青	川	津
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

雄 宣 通 平 崇 眞 公
 州 州 州 州 州 州 州
 (入吉) (入吉) (興覽作) (宗寧鎮)
 化 戎 嶽 嶽 嶽 嶽 嶽
 鎮 鎮 鎮 鎮 鎮 鎮 鎮

もと明川郡全部及び
 鎭城郡の一部より成
 る
 もと北青郡の大部及
 び洪原郡龍源面の内
 馬養里より成る
 甲山郡はもと甲山郡
 のの大部を占め豊山郡
 は北青・甲山兩郡の
 各一部より成る
 仲坪上里に郡廳あり
 もと洪原郡の大部及
 び北青郡平浦面より
 成る
 もと長津郡の大部よ
 り成る
 もと慶興郡及び鎭城
 郡豊海面より成る

平安道

高 勾 慶 新 羅

鏡 會 鍾 硯 富 茂
 城 寧 城 城 寧 山
 郡 郡 郡 郡 郡 郡
 鏡 會 鍾 硯 清 茂
 城 寧 城 城 津 山
 郡 郡 郡 郡 府 郡

東面及西面を除く
 觀海面を除く
 豐海面を除く
 富寧郡には會寧郡觀海面を含む

平 高 慶 李 朝
 壤 府 平 壤 郡 郡
 平 壤 郡 郡
 平 壤 郡 郡

備 考
 大同郡にはも中和郡の一部をも含む

江 江 平
 東 東 平
 縣 縣 壤
 (本 (本
 平 平
 壤 壤
 地 地)
 地 地)
 江 江 江
 西 東 東
 縣 縣 縣
 (本 (本
 平 平
 壤 壤
 地 地)
 地 地)
 江 江 江
 西 東 東
 郡 郡 郡
 江 江 江
 西 東 東
 郡 郡 郡

大部分江西郡に、他の一部は平原郡に入る。
 もと江西郡全部、觀山郡大部及び平壤郡の一部より成る

順 和 縣 (本平壤西村地)
 順 安 郡
 平 原 郡 に入 入 入

一部は鎮南浦府となり、他は龍岡郡に入る

三 和 縣
 三 和 郡
 鎮 南 浦 府
 江 東 郡 に入 入

もと安州郡の大部及び平安北道博川郡の一部より成る

順	博	郭	安	龜	泰	嘉	延	威	宣	樹	陽	安	太	通	剛	安
州	州	州	鎮	州	州	州	州	鎮	州	鎮	鎮	郡	州	鎮	鎮	鎮
順	博	郭	龜	龜	泰	嘉	後	雲	宣	陽	陽	价	慈	龜	成	入
川	川	山	世祖朝入龜城	祖朝入龜城	川	山	入雲山	山	川	朝入	朝入	川	山	川	川	安州
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
順	博	大部分定州郡に、他は宣川郡に入る	龜城郡	泰川郡	大部分博川郡に、他は定州郡に入る	雲山郡	宣川郡	陽徳郡	价川郡	内南面を除く大邱面を除く	内南面を除く	永柔郡の全部及び平壤郡・龜山郡の一部より成る	もと順安郡・肅川郡・	もと成川郡の大部及び陽徳郡大邱面より成る	成川郡	
り成る	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も
及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	及
順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順	順
川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南
面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面	面
よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ
り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り
成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成

平	永	渭	隨	清	泥	昌	寧	鐵	朔	柳	龍	撫	德	孟	歸	長	股
虜	清			塞	城		遠			等					化	興	
(鎮柔遠) (後改)	縣	州	州	鎮	府	州	鎮	州	州	(縣入龍) 州	州	州	州	(州孟) (作猛)	(鎮詳未)	(鎮詳未)	州
永柔 大祖五年入	永柔郡	寧邊郡	定州郡	熙川郡	昌城郡 即州南地	昌城郡	寧遠郡	鐵山郡	朔州郡	龍川郡	龍川郡	德川郡	孟山郡				股山郡
	平原郡	寧邊郡	定州郡	熙川郡		昌城郡	寧遠郡	鐵山郡	朔州郡	龍川郡	龍川郡	德川郡	孟山郡				順川郡に入る

もと定州郡全部、郭
山郡大部及び嘉山郡
の一部より成る
もと寧遠郡の大部及
び平南安州郡の一部
より成る
もと順安郡・肅川郡
永柔郡の全部及び平
壤郡・觀山郡の一部
より成る

加 火 押 唐 嶽 縣 中 和 縣 中 和 郡
 夫 斯 波 衣 縣 松 舘 縣 入 中 和
 郡の大部及び平壤郡の一部より成る

都 邑 の 發 達

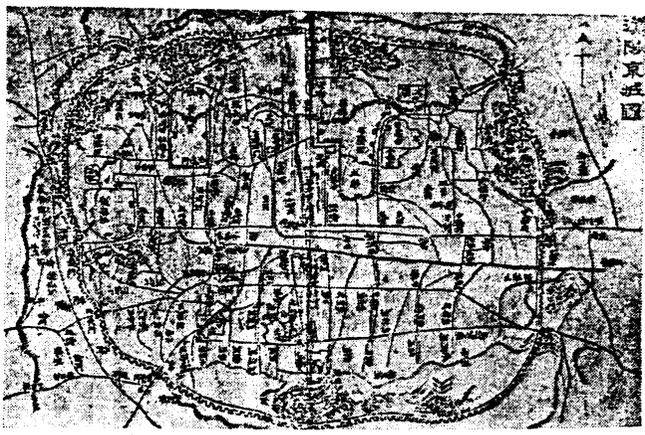
都邑發達の經路 都邑の盛衰は世態の變遷、交通機關の消長等各種の原因に左右さるゝが、都邑發達の經路を見るに、村落が地勢・交通・産業・交易・其他各種の條件に依り次第に戸口の増加を來して小市街地に膨脹し、更にそれが大きな都邑に發展する場合が多いが、時には人煙稀れな平野・山間・山麓・沿河・臨海等に、都城・行政官廳・兵營・軍港・停車場・港灣・鑛山・工場等が設置されて新に市街が出現し、若くは鐵道・軌道・航路などの開けた爲めに、從來の小聚落が遽かに戸口の激増を來して市街地を形成し、或は小市街地が段段繁榮して立派な都邑となる例もある。例へば多くの郡廳・警察署・邑・面事務所・市場・漁港・温泉の所在地・沿道・沿河・鐵道沿線・都邑附近の小市街地は前者に屬し、龍山(兵營)・永登浦(工場)・溫陽(温泉)・大田(鐵道)・裡里(鐵道)・祥山(鐵道)・木浦(鐵道)・馬山(鐵道)・鎮海(港)・兼二浦(製鐵所)・鎮南浦(鐵道)・寺洞(海軍製鐵所)・勝湖甲(セメン工場)・雲山(鐵道)・新義州(鐵道)・官衙工場)・溫井里(温泉)・興南(製糖工業)・羅南(鐵道)・兵營官衙)・清津(鐵道)及び將來の發展を豫想さるゝ羅津(鐵道)の如きは後者に屬する。

都邑と交通機關 鐵道、其他の交通機關の關係、及び行政官廳・工場など、又は軍隊の移轉・廢止等に依りて、從來相當に股販を呈して居た都邑が次第に衰頹して行つた例は尠くない。例へば義州・晋州・公州はその

道廳が、新義州・釜山・大田に移轉した爲めに、前者は戸口も減じ、經濟勢力も著しく不振に陥つたが、後者は聚落の膨脹を來し、市況活潑を極めて居る。また鐵道 道路の開通の爲めに、舊市街が衰へて新市街が出来た例は到る所に於て見ることが、厚州古邑と厚州、价川舊邑と价川、北青と新北青を始め、驛前・港町と舊邑内との場合にその例が頗る多く、就中都邑の盛衰は交通機關の消長に影響さるゝ所が最も大である。

邑内と新市街 朝鮮の市街には

古來からある市街、即ち行政官廳 浦・新安州・龍巖浦・新義州・鐵原・溫井里・興南・城津・惠山鎮・清津・雄基等は、併合後に至りて新に出來又は急速に發展した市街である。また古い市街も内地人及び外國人の移住に依り大に發展して居る例が多い

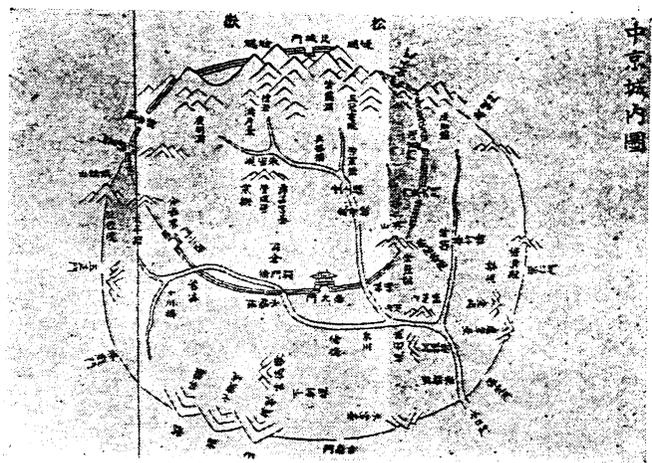


日清戰役頃の京城市街圖

の所在地、又は舊行政官廳の在つた邑内・縣里・古縣里、若くは驛院・市場・兵營・水營・鎮などの所在地の市街と、併合後に至り鐵道・港灣の發達、政治上若くは軍事上の必要、産業の勃興等に依りて新に建設され、或は急激に發展した新市街とがある。例へば永登浦・天安・溫陽・大田・裡里・群山・松汀里・木浦・浦項・九龍浦・甘浦・方魚津・鎮海・馬山・沙里院・兼二浦・寺洞・勝湖里・鎮南

が、その場合には新に内地人又は外國人の集團市街が出来、自ら土着人と新來人の市街に一定の區域を生ずることが多い。これを京城について見るに、黄金町通を界として、南部は内地人町、北部は朝鮮人町と稱し得べく、西小門町附近は、支那人町、

貞洞及び竹添町の一部は西洋人町の觀があり、城外の龍山は主として内地人に依りて新しく發展した。平壤の城内たる舊市街は主として朝鮮人及び支那人を以て市街を構成し、驛前及び城内の新市街は内地人によりて發展し、山手の一部には西洋人の學校・教會・住宅・病院等の集團せる洋村がある。一市街で大體内地人町と朝鮮人町に區別し



李朝中期の開城城內圖

得る著しい例は、馬山府にこれを見られ、その舊馬山は大部分朝鮮人が集團し、新馬山は多く内地人が集團して居り、斯かる例は到る所の市街地に於て、住宅及び店舗の構造等により一目瞭然たるものがある。

都邑の機能 都邑をその機能本質より見て、或は生産都市・消費都市に分ち、或は政治都市・交通都市・商業都市・工業都市・鑛山都市・軍事都市・教

育都市・保養都市等に分類する方法が、地理學者の間に行はれて居る。しかしながら、斯くの如きは極めて迂

遠なる觀察であつて、實際に於ては都市の機能は複雑を極め、政治・教育・軍事・工業・交通等、數種を兼ねる市街は尠くないから、これを何都市など、判然と分類することは困難である。

生産都市・消費都市 強いて言へば、朝鮮の都邑は少數のものを除き大部分は消費都市に屬し、生産都市に屬するものは僅少であり、且つ朝鮮には大市街地として見るべきものは、僅に京城及び平壤・釜山・大邱等を算するに過ぎず、其他の都邑の大部分は所謂田園都市に過ぎないのである。而してこの消費都邑の多いといふことは、朝鮮に於ける市街地發展の遅々として進まざる所以であり、市街地住民に貧困者が多い譯である。

政治都市 一つの時代にも、首都及び地方官廳即ち道治及び郡治の所在地は、これを政治都市（この言葉は朝鮮では少しく大仰である）と稱し得るが、併合以前の朝鮮では、交通・經濟の發達が幼稚であつたので、この政治都市若くは官廳町を外にしては殆んど市街らしき市街は無かつたのである。而してこれ等の行政官廳又は舊行政官廳の所在地には、極めて歴史に富む古都乃至古邑が存在し、普通これらの市街は邑内と呼ばれて居た。

交通都市 新羅時代には蔚山方面が、高麗時代には碧瀾渡が、李朝時代には義州・慶源・東萊方面が交通の要衝に當つて居たが、現在に於ては鐵道・港灣の便の最も良い所はこれを交通都市と稱し得べく、釜山・大田・京城・平壤・新義州等は他の機能も含んで居るが、一面また交通都市と目し得べく、裡里や沙里院や群山や清津の如きは全く鐵道・港灣によりて發展した市街であり、麗水も新航路の開拓と商港の完成により、交通都市とし發展の見込多く、將來羅津築港完成の曉は、滿洲及び朝鮮と裏日本とを船車聯絡する交通都市として

一大發展が期待されて居る。

商業都市 高麗時代以降最近まで朝鮮の商業都市としては開城が存在した。今日では交通機關の關係と、京城・平壤・仁川の商權擴張により、開城は出商賣と金貨の本據であり、且つ人蔘耕作及び取引の中心となり、

商業都市として京城・

平壤・釜山・大邱・仁

川等が擡頭して來た。

この外、群山・木浦・

馬山・鎮南浦・新義州・

元山・清津等の貿易港

も商業都市に數ふるこ

とが出来るが、大體に

於て朝鮮には商業上に



李朝後期の平壤邑城圖

發展して居る市街が僅少で、従つて各地方に多數の原始的日限市場が存在し、今尙ほ盛んに賣買が行はれて居る。

漁業都市 李朝時代に

於ては、漁港の設備も無

く、漁業の方法も幼稚で

あつたので、純然たる漁

業都邑は見ることを得ざりしも、日清戰爭後に至り、内地人の通漁が次第に盛んとなり、併合後に於ては各地に漁港が設置せられ、沿海各地に内地人漁業者の移住を見るやうになつてから、人煙稀れなる漁村にして急速に發展し、遂ひに市街を形成するに至つたものが多い。即ち統營・巨濟・麗水・三千浦・莞島・方魚津・甘浦・

浦項・注文津・城津・雄基等の如きはこれに屬し、尙ほこの外にも沿海及び島嶼には漁業の發展に依り、將來市街地として伸び行く可能性あるものが尠くないが、これ等漁村部落に就いては中篇に説明してある。

工業都市 李朝時代に在りては朝鮮に於ける工業生産品は殆んど見るべきもの無く、従つて工業都市と稱すべきものは一も存在しなかつたのである。併合以來各種工業の振興を見つゝあるも、未だ工業都市又は工業町と目すべきものは、永登浦・平壤・兼二浦・寺洞・勝湖里・咸興・興南等を數へ得るに過ぎない。この外、群山の精米工業、木浦の繰綿工業、大邱の生絲工業、釜山の紡織及び製陶工業、馬山の清酒工業、新義州の製材工業等の如きは、それ〴〵代表的の主要工業に屬するが、一般的に見ると未だ都市の工業生産力は貧弱なものである。されば將來は豊富なる勞力・原料・動力・燃料等を利用し、各地方に於て工業經營を行ふにあらざれば、朝鮮の經濟力を伸張し民度を向上させることは不可能である。

鑛山都市 朝鮮には鑛山都市といふやうな市街は見當らないが、各地に金鑛・沙金鑛・炭鑛、其他の鑛山があり、その中には既に小市街地を形成せるものもある。朝鮮には内地に於ける三池・八幡・大牟田・別子・足尾・日立・室蘭・夕張等の如き大鑛業都市は見出し得ず、その生産力及び需要關係より見て大なる期待を懸け得るものは少いが、將來發展を豫想さるゝ鑛山部落は相當に多い。これ等に關しては中篇に鑛山部落として詳述してある。また兼二浦・寺洞は一面鑛業都市であり、同時に工業都市とも稱し得るものである。

軍事都市 昔の軍事關係の市街としては、兵營・水營・鎮の所在地を數ふるのであるが、現在では軍事都市

としては、京城・羅南・平壤・大邱・鎮海等を擧げ、江界や會寧や茂山の如きも守備隊の駐屯により繁榮して居る市街である。近く朝鮮に師團が移駐することになれば、その駐屯地は市街の殷賑を見ること必定である。

教育都市 京城は朝鮮の首都にして、行政機關・經濟機關・軍事機關・交通機關・衛生機關も完備して居るが、同時に教育機關は

大學・專門學校・中等學校・師範學校・實業學校・初等學校一切のものが整頓し、名實共に教育都市として恥しくない。また西鮮の平壤、南鮮の大邱、其他各道廳所在地はその地



李朝後期の寧邊山城圖

方では教育機關が備はつて居り、教育都市と稱し得べきものである。

保養都市 保養都市の一種として溫泉町があり、東萊・溫陽・朱乙・溫井里・信川・陽徳、其他將來相當に發展し得べき溫泉聚落も尠くない

が、これ等を一括して溫泉部落として中篇に詳述してある。季節聚落に屬する、夏期の海水浴場としては元山・仁川・海雲臺・馬山・大川・夢金浦、避暑地として智異山・金剛山、冬期のスキー場としての溫井里・三防等もあるが、未だその設備に於ては不充分なる點が尠くない。また遊覽地としては慶州・金剛山・平壤等が

あるが、未だ觀光事業の不振の爲めに、名勝絶景を普く紹介して、多数の旅客を誘引する用意が充分でないのは、各地の旅館の設備・待遇・料金等に於て、内地に比し著しく遜色あること、共に遺憾の至りである。

以上の外、市場から發達した市場町、驛院から發達した宿場町の如きものも無いではないが、これ等は多く行政官廳の所在地である。朝鮮には内地の如き信仰の中心たる神社佛閣が無かつた(寺はあつても民衆の參詣少し)ので、門前町に類するものは見當らない。要するに朝鮮在來の都邑は、その機能の上より見て、極めて單純であることを特質として居る。

都 邑 の 形 態

都邑の地形 朝鮮に於ける上代の都城は、要害を重んじて天險の山地または盆地に築かれ、郡縣所在の都邑も、要害若くは風水の觀念より山河襟帶の地に選定せられ、平野に發達したる市街は比較的少數であつたが、近代に至り交通經濟等の關係上、都邑の形成には一大變革を來しつゝある。勿論近代の都邑は眞高五十メートル以下の所に多く發達し、高地に至るに従ひ都邑の分布も少く、また大市街の形成も困難となることは、既に前述した通りである。試みに朝鮮の主要都邑を地勢に依りて分類して見ると、平野の市街としては、大田・大邱・尙州・沙里院・黃州・信川・咸興・鏡城等を、山麓の市街としては、全州・光州・東萊・海州・春川・江陵等を、盆地の市街としては、京城・開城・慶州・義州・吉州等を、沿河の市街としては、驪州・江景・公州・論山・群山・榮山浦・安東・龜浦・兼二浦・平壤・成川・安州・江界・惠山鎮等を、臨海の市街としては、

麗水・木浦・浦項・釜山・馬山・統營・鎮南浦・龍巖浦・元山・城津・清津・雄基・羅津等を、山間の市街として、茂山・寧越・旌善・麟蹄・鎮安・淮陽・陽德・孟山等を、高原の市街としては、會寧・甲山・仲坪場・平康・鐵原等を、島嶼の市街としては、江華・濟州・珍島・莞島・巨濟・道洞等を算し、また山上の市街としては、廣州があるが、尙ほ都邑の位置に就いては後に説明する。

山城と邑城 朝鮮の

昔の都邑は多く城郭を以て市街を圍繞し、その城郭には山城と邑城とあるが、山城市街の代表的のものとして、



李朝後期の統營市街圖

廣州と寧邊を數ふことが出来、その他の舊市街は概ね石築又は土築の高き城壁を以て市街が取り圍まれ、交通は城門を開きて行はれたのである。最近までは城壁及び城門の残つて居る市街が多かつたのであるが、近時都

邑の區劃整理、交通機關の普及等の影響を受けて、これを取り毀ちたものも多く昔の名城が漸次失はれつゝある。城壁内を城内又は邑内と稱し、城内に住居するには或る種の制限の行はれた時代もあり、風習等にも區別のあつた例が多く、時に城内と城外との民衆が互ひに嫉視反目した如きことも珍らしくなかつた。この邑城制

は支那の制度を模倣したものであるが、早くより郡縣制度の行はれたる朝鮮に於て、國內に多數の邑城を有することは、全く無意味の裝飾にして、地形それ自體の拘束も受けたが、これが爲め郡邑の自然的發達を阻害したことは尠くなかつた。

市街の整理 平壤に於ける箕子の井田の跡と稱せらるゝものは、漢の四郡時代の都市計畫の址であらうと見る學者もあり、慶州の古都も相當規模の整つたものゝやうに想像され、高麗・李朝の都城には、多少都市計畫として見るべきものがあるが、古い朝鮮の地方市街は、大體に於て不規則に發達し、橋梁・道路・排水等に就いて、殆んど考慮が拂はれて居なかつたのである。従つて京城・平壤の舊市街等を除けば、大部分の邑内は、街衢の體裁も民屋の構造も、其他都邑としての設備は極めて不完全であつた。そこで戸口の増加・民度の向上・經濟の發達に伴ひ、市區の改正を必要とし、これを實行したのも尠くない。併合後に新しく興つた市街は、大體に於て交通・商業・軍事等の必要から發達したものであるから、豫め將來を豫想して都市計畫が行はれ、大田・群山・木浦・鎮海・新義州・羅南等の如きはいづれもその例で、或は平地に棋盤狀に、或は公園を中心として、又は港心を基準に放射狀に街衢を作り、これに都市の各機關を配置したものもある。既に京城・平壤を始め重なる市街には都市計畫が行はれ、商業地・工業地・住宅地等に一定の區域を定め、また教育・歡樂・公園・市場地域等に就ても注意が拂はれ、交通・水道・衛生等の施設に努め、漸く近代都市の面目を發揮せんとして居る。

多くの港町に於ては、海岸を埋立して市街を擴張することが盛んに行はれて居るが、麗水に於ては從來の市街の背後に新港灣と停車場を設けて新市街地をつくり、新市街と舊市街間の山を開鑿し一大道路を以て聯絡して居る。また統營に於ては海岸を埋立して一大新市街地をつくりたるのみならず、古くよりありたる太閤堀を開鑿して汽船の出入自由なる運河を掘り、その下に隧道を設けて對岸の山陽面との交通を便ならしめて居る。多くの市街はその發展に伴ひ、附近の村落を市部に編入して居るが、就中、平壤府がその工業的・軍事的發展より、大同江を隔て、對岸の諸村落に市街の膨脹し、咸興が工業及び電氣事業等の發展により市區の擴張を行ひ、隣接の興南が一大市街となりて邑制を實施したるなどは注目すべき現象である。

第二節 都邑の分布

李朝末葉の市街地

李朝時代に於ける市街地は殆んど行政官廳の所在地に限られ、それ以外の地には市街地として認むべきものは無く、この外に稍戸口稠密せる所としては、市場・驛院所在地・兵營・水營・鎮・渡船場等を數ふるに過ぎなかつたのである。明治初期の編纂に係る「輿載撮要」には、各地方行政官廳別の地誌が極めて要領良く載せてある。試みにこれに據りて當時の市街地・邑城・管轄面數・戸數・結數を表出するに即ち左の通りである。これを見ると、當時百三十八の市街は、城壁を以て圍繞せられて居たことが判るが、その後邑城の多くは自然

に類廢し、又は交通等の關係から城壁・城門を撤去したのも多く、現在に於てはその面影を留めて居るものは極めて僅少である。尙ほ「輿載撮要」記載の數字は學務局所藏の「廣輿圖」及び小田省吾氏所藏の「地圖」の記述と略ぼ一致して居る所より見ても、當時に在りては、これ等の地理書並に地圖は、信憑するに足るものであつたと推定される。

李太王時代初期の市街地 (「輿載撮要」に據る)

府郡縣牧	郡名	府城邑城	管轄面數	戸數	結數
英州牧	南京・漢陽・廣陵	周九千九百七十五步 高四十尺二寸石築	東部十二坊 西部八坊 中部八坊 南部十一坊 北部十坊	四〇、五〇五	一〇、二六三
高陽郡	遇正・德陽			二、八九〇	三、九三七
交河郡	宣城・原火			二、二六一	一、九四八
坡州牧	坡平・瑞原・曲城			三、一〇九	二、五二一
豐德府	海豐・德水			二、七七四	二、八六〇
朔城府	皇都・松京・松都	石築	四部七面	一一、四五〇	二、七〇八
長湍府	夜牙・燕湍			五、四一八	五、七〇八
濱城縣	重城・乃別			一、四一八	一、〇二〇
麻田郡	泥沙・波忽			九二〇	八八〇
朔寧郡	安朔・非勿			一、二四九	八〇〇

富	陽	始	廣	果	安	南	水	龍	陽	振	陽	安	竹	陰	利	驪	砥	楊	加	永	梅	礎
平	川	興	州	川	山	陽	原	仁	智	威	城	城	山	竹	川	州	平	根	平	平	川	川
府	縣	縣	收	縣	郡	府	府	縣	縣	縣	縣	郡	府	縣	府	收	縣	郡	郡	郡	縣	縣
安南·桂陽	孔岩·巴陵	穀壤·黔州	南沃·廣陵	栗林·富安	蓮城	益州·江寧·隆中	沃南·隋城	駒城·瓦黍	陽山·秋溪	淵塗	赤城	白城	陰平·延昌	雪城	黃武·永昌	永義·驪興	砥堤·砥峴	恒陽·永化	嘉平·斤平	洞陰·梁骨	堅城·清化	熊閃·功成

石 築

一五	四	六	二三	一四	六	一一	四〇	一六	一〇	一一	一四	一九	一七	七	一四	一三	六	九	四	七	九	五
二、七五七	一、〇三九	一、五五七	一六、〇五〇	三、六一二	二、三一〇	六、三二六	一四、五八八	四、三〇〇	一、五一〇	二、〇五一	二、四六〇	四、四五九	三、七二三	二、二八〇	四、九六七	六、二〇〇	二、二二三	四、四七八	二、七〇〇	一、六〇〇	二、四七〇	一、三五三
三、二二二	九八〇	一、二七五	六、〇七五	一、五六五	一、一五三	三、七〇三	五、八八四	四、七一九	一、〇一〇	二、四九三	三、〇六三	二、五八三	二、二七三	二、五〇四	三、〇五一	四、七〇〇	一、一七四	一、九九八	二、六〇〇	二、八六九	七五八	

朝鮮の聚落(前篇)

益	彌	珍	錦	高	三	永	丹	堤	濟	忠	延	槐	陰	濟	報	青	黃	永	沃	漢
山	山	山	山	山	州	春	陽	川	風	州	豐	山	城	安	恩	山	澗	同	川	仁
郡	府	郡	郡	縣	府	縣	郡	縣	府	牧	縣	郡	縣	縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣
命馬・益州	研良・益山	玉溪・黃山	道乃・景陽・錦溪	鳳山・雅等良	豐城・完山	赤山・丹邱	奈堤・蕤川	沙熱伊	昌化	大原・國原・襄城・	上老・長延	槐壤・始安	仍忽・雪城	清淵・道安	保令・三山	春山・書山・突山	召羅・黃溪	吉同・禧山	管城・沃州	未谷・陟谷
			土		石					石						石	石			
			築		築					築						築	築			
一〇	一一	八	一二	八	三六	六	七	八	六	三八	四	一二	四	六	一〇	六	六	七	一一	六
三、九八六	三、八六四	二、三五九	六、八二八	三、八二〇	一九、六〇〇	二、三〇〇	二、〇二六	二、八七二	二、六三六	一八、一二四	一、六二七	三、七八八	二、二四五	二、八〇五	四、七四八	二、五四〇	二、一五五	二、四九二	六、〇三二	一、二八九
三、九七三	四、四三七	一、一一〇	五、九〇〇	三、四一〇	二〇、九二〇	一、一五〇	一、一五〇	二、五一六	一、八七八	一五、三九〇	一、二九七	三、〇一九	一、四六二	一、四三〇	四、一〇七	一、八三七	二、六六〇	二、二四四	五、三三九	一、一五九

全羅道

龍安	成悅	臨陵	沃溝	萬頃	金堤	金溝	泰仁	扶安	古阜	井邑	興德	高敞	茂松	靈光	長城	光州	南平	羅州	咸平	務安	靈岩	海州
七城·道乃山	甘勿阿·威羅	跋山·厚山	馬西良·玉山	豆乃山·杜山	翠竹	仇知·只山	大尾山·武城	皆火·保安	湍洲·安南	井村	上柴·尙質	牟陽	茂松·長沙	伊武靈	邱珍·岬城	武珣·海陽	玄雄·鳥山	發羅·錦城	多岐·咸豐	蘇州·勿良	月奈·朗州	翠琴·海珍
縣	縣	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	郡	縣	縣	縣	縣	郡	府	牧	縣	牧	縣	縣	縣	縣
石	石	石	石	石				石	石		石	石	石	石	石	石		石	石	石	石	石
築	築	築	築	築			築	築	築		築	築	築	築	築	築		築	築	築	築	築

第十章 郡

邑

三	九	一二	八	六	二二	二二	一九	二〇	一八	八	八	八	一五	二八	一五	八	二	四〇	一二	三八	四	一二	二二
一、六八一	三、五七一	四、六〇五	三、五〇三	三、四一二	六、〇〇〇	三、九〇〇	七、八三六	七、九三二	六、五二六	二、四六八	一、九五八	二、〇三八	六、八三六	一二、六八九	二、〇三八	七、一二四	五、二五四	一六、六九七	一、九一二	四、一〇三	八、二一六	五、九七八	
一、八五三	二、三五九	七、九六三	二、三五九	四、一三六	一〇、四五九	四、五五三	九、七〇〇	八、七〇〇	八、八一九	二、七九一	二、四四〇	一、三五八	五、〇六七	八、四四八	四、三三七	九、四八二	五、二一五	二五、五五七	五、八九五	四、三〇四	一一、〇〇三	四、八一四	

第十章 都邑

興	迎	慶	長	蔚	彦	橫	東	梁	密	慈	慶	清	雲	昌	玄	大	茂	龍	鎮	長
海	日	州	誓	山	陽	張	萊	山	陽	仁	山	道	山	寧	風	邱	朱	潭	安	水
郡	縣	府	縣	府	縣	縣	府	郡	府	縣	縣	郡	縣	郡	縣	府	府	縣	縣	縣
義昌・曲江	臨汀・烏川	辰韓・樂浪・新羅	只奮・蓬山	河曲・嶋城	猷陽・猷山	車城	箕山・蓬萊	良州・順正	歸化・疑川・密山	其火・仁山	押梁・小國・韓山	道州・伊山	尙藥・茗山	火王・昌山・夏城	苞山・玄豐	遼句火・達城	茂豐・珠溪	勿居・清渠	雞珍・阿越浪	兩坪・長川
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石				
築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築				
八	八	一八	三	一一	六	七	八	六	一六	八	五	一三	七	一三	一七	三〇	一二	四	一三	七
三、三九〇	三、三九〇	一八、一四一	二、二九二	八、三三二	一、〇七九	二、七七九	七、六六二	二、〇七九	一、二、九〇〇	三、一五六	三、一六五	八、二一三	三、五二六	五、七七四	三、四八二	一三、六九四	五、四〇五	三、一五二	五、七二七	二、七二二
八八二	八八二	一七、五三七	一、五〇七	八、九六八	三、一九九	二、四〇二	三、三二七	三、六八九	一、二、四五二	二、九九三	三、九七六	五、五三七	四、二一一	六、四〇〇	四、三二九	一、二、七八三	三、三〇〇	一、三〇八	二、一〇〇	二、六四一

朝鮮の聚落（前篇）

龍	醴	榮	豐	順	奉	禮	安	英	眞	青	盈	寧	義	義	比	軍	仁	漆	新	河	永	清
宮	泉	川	基	興	化	安	東	陽	寶	松	德	海	城	興	安	威	同	谷	壽	壽	川	河
縣	郡	郡	郡	府	縣	縣	府	縣	縣	府	縣	府	縣	縣	縣	縣	府	府	縣	縣	郡	縣
西山・塚山	水酒・襄陽	剛州・奈靈	永定・基州	順正・興窩	鳳城・玉馬	善谷・宣城	古昌・富國	古隱・延陽	眞安・青寶	積善・靈鳳	也尸忽・野城	有隣・禮州・德原	召文・開道	龜山・龜城	屏山・比屋	赤羅	壽同斯・同火	箕城・莒城	史丁火・花山	河洲・花城	臨縣・益陽	海阿・德城
							石				石	石										石
							築				築	築										築
一〇	二三	一三	八	一三	一〇	七	二三	八	六	九	五	四	一九	一一	九	一〇	九	一〇	七	六	一二	五
四、一〇〇	六、二九六	三、三一三	二、四二九	二、三二〇	九、一一二	一、三二二	一六、五〇一	一、八七〇	一、三三七	二、三五三	三、八〇九	三、三〇三	八、三八四	三、六四五	二、八八六	二、四四一	三、八二〇	三、八二〇	四、〇〇九	一、七五〇	八、二二七	三、三九〇
三、五六六	三、二二七	三、二〇〇	二、二二六	二、七五七	一、三二五	一、三九八	一三、九六七	一、五〇二	一、七五七	二、三二七	三、九六四	二、一六一	八、八二三	二、七三七	一、四五七	一、三九四	二、一一四	三、三一〇	二、三二七	二、七四六	八、二九四	八、八二

朝鮮の聚落（前篇）

豐川府	殷栗縣	長連縣	文化縣	信川郡	安岳郡	義亭郡	鳳山郡	黃州牧	達安郡	瑞興郡	平山府	兔山郡	新溪縣	谷山府	平壤府	中興府	江西縣	龍岡縣	三和府	咸從府
仇乙・西河	栗口・栗川	長侖・連豐	關口・儒州	升山・信安・花山	楊岳・楊山	息城・安陵	鶴鷗・城池・栖岩・鳳陵	冬忽・齊安	猪塞・遼山	五谷・隴四・玉谷	大谷・延德	烏斯舍達	新恩・新城	古谷・永豐	朝鮮王儉城箕城樂浪長安西京鎬京加大押・唐岳	舞鶴	烏山・黃龍國・軍岳	平山	牙山・牙善	
石	石							石												
築	築							築												
八	四	五	九	〇	八	一三	一五	一二	一三	一三	一七	九	一三	一一	三六	一一	一一	一一	一一	一三
三、七五四	三、五三七	三、三一八	七、二〇五	五、〇〇〇	一五、四〇〇	七、一五三	八、八七二	八、四一九	三、五九九	六、三八七	八、五三〇	一、二四四	三、〇〇〇	六、二〇〇	二七、〇八一	四、二六二	八、〇一〇	四、〇一八	三、四四三	
一、七七七	一、二三二	一、二九七	二、四九六	六、二二五	八、四七二	四、一八三	五、〇五一	一一、五四二	三、三五七	五、三〇三	四、八〇二	九、九〇〇	四、七五五	三、九一八	一七、八一	五、一一四	五、五一	二、七九七	三、一四二	

泰	嘉	博	雲	熙	寧	介	德	寧	孟	陽	成	三	江	祥	慈	殷	順	安	肅	永	順	甌
川	山	川	山	川	邊	川	川	遠	山	德	川	登	東	原	山	山	川	州	川	柔	安	山
縣	郡	郡	郡	郡	府	郡	郡	郡	縣	縣	府	縣	縣	郡	府	縣	郡	牧	府	縣	縣	縣
光化·寫朔	信都·撫寧	博陵·德昌·博州	雲陽·雲中	威城·清塞	密雲·撫州·藥山	連州·朝陽·官水	遼原·長德	遼遠·永寧	鐵饒·德孟	東陽·樹德·陽春	扶餘·松壤	能成·陽襄	松壤	土山·今達·祥山	慈母·文城	同昌·興德	定戎·順州	安陵·安北	鎮國·平原	清溪·永清	平郊·安定	西河
					土	石		石									石	石				
					築	築		築										築	築			
六	五	五	六	八	一一	八	九	八	六	九	二五	二	七	七	一〇	一二	一五	一二	一四	一四	一〇	五
二、二一五	四、二九九	二、八八七	二、三八三	四、七三六	五、三七九	四、二八〇	一、八〇六	一、八六四	一、一〇八	二、六一五	六、一四四	一、二一八	三、五〇七	三、二五六	二、〇四〇	二、〇五一	四、六八九	七、七九六	六、五〇〇	四、〇一一	三、七九一	一、一七三
七三三	一、一〇七	一、一七八	八四三	一、七〇〇	二、八一二	一、〇九二	一、六一四	六六六	九〇七	二、八二二	三、四六九	八一八	二、八一	三、〇三四	一、八六四	一、七八〇	二、一一一	四、三二七	一、二〇三	二、六一一	一、七八六	一、六〇〇

朝鮮の聚落（前篇）

永興府	高原郡	文川郡	德源府	安邊府	咸興府	厚昌郡	慈城郡	江界府	渭原郡	楚山府	碧瀝郡	昌城府	朔州府	義州府	龍川郡	鐵山府	宣川府	郭山郡	定州牧	龜城府	
博平・唐文・和寫	德寫・洪源・高州	缺城・伊均	泉井・德州・春城	淺城・登州・朔庭	女眞國・咸州・洽爾	河山	慈城	禿魯・江石州・清源	渭城・密山・都乙沃	理川・理山	碧岡・林土	長靜・況城	寧塞	龍灣・咸新	安興・龍巒	長寫・銅山	安化・宣川	長利・定襄	新安・定遠・烏川	萬年・甌州	
					咸鏡道																
					石築			石築	石築			石築	石築	石築	石築		石築		石築	石築	
一二	六	六	二四	二五	二四	八	九	一一	六	六	一〇	七	八	二一	九	六	六	七	一九	二二	
九、八〇〇	二、三三六	一、五一三	二、二〇六	五、二一六	一一、六三四	一、四九四	二、〇六〇	一〇、二一四	五、四六五	七、二〇三	一、七六五	二、〇八五	五、七〇〇	一一、六六八	五、九四三	七、七七四	八、三四六	一、五九〇	一三、一七八	一、五〇〇	
八、四八一	一、九二二	一、六五〇	二、六〇〇	五、七一九	一〇、〇〇〇	一、五七二	二、二七〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇九〇	一、二六三	三、二八一	一、一三九	七、四三八	一、七〇〇	一、八七一	一、三五六	一、二七五	三、一八四	一、六〇〇	

慶	慶	程	鍾	會	茂	富	統	明	吉	長	三	甲	端	利	北	洪	定
興	源	城	城	寧	山	寧	城	川	州	津	水	山	川	原	青	原	平
府	府	府	府	府	府	府	府	府	牧	府	府	府	郡	府	府	縣	府
孔城・禮城	孔州・匡州	檀城	慈州・鎮山	繁山・會山	三山・繁巖	石幕・寫山	秀德耳・雉城	明原	海洋・雄城	長季櫛	三三	虛川・夷山	吳林・福州・端山	時刻多・南阿沙	三撤・安比	洪蘇・洪肯	巴只・宣威・中山
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築	築
七	一二	一二	五	九	九	八	六	七	七	七	三	一三	九	三	一九	六	九
二、三六八	三、三九四	三、三七三	六、〇四五	七、三七〇	四、七〇〇	三、一一〇	七、五六六	八、四四七	六、八六八	二、二五四	二、〇四八	三、七四五	四、五一八	二、一五二	七、五四五	四、〇三四	三、四〇四
二、六七〇	四、一六五	三、二〇〇	四、三七〇	五、七五六	三、一八三	二、四一四	七、九九七	五、二三二	六、〇〇八	一、〇〇五	一、七二三	二、六八四	四、四〇三	一、八九五	六、〇三八	二、二三一	三、六〇七

當時は首都漢城府を除く、地方行政官廳としては、楊州・開城・水原・廣州・江華・公州・洪州・清州・忠州・全州・金堤・靈光・羅州・靈岩・順天・長興・珍島・濟州・南原・大邱・密陽・蔚山・慶州・義城・安東・尙州・星州・金海・晋州・原州・江陵・海州・安岳・黃州・平壤・定州・義州・江界・咸興・永興・北青・吉

州・鏡城・會寧等は、管轄面數・戸數・結數などより見てその地方の大郡であり、従つてその行政官廳の所在地たる市街も相當なるものであつたことは、邑誌及び古地圖等に徴して略ぼ想像される。李太王時代以後行政區劃には屢々變更あり、府郡の廢合も行はれ、現在に於ては右の市街中、道廳・府廳・郡廳及び島廳の所在地は著しく減少し、また新に發達した市街もあるが、大體に於て鐵道・港灣等の如き交通機關の惠澤に浴しない市街は、その發達が緩漫中では却つて衰微したものもある。

併合當時の市街地

李朝時代に於ける朝鮮の市街地は、首都京城を除いては、實に貧弱極まるもので、内地の徳川時代の城下に比肩するやうな繁華な都邑は殆んど數ふるを得なかつた。日清・日露の兩戰役を経て保護政治となり、鐵道・港灣・其他の政治經濟施設が着々として行はれてから、急激に市街地の發展を見たが、それでも、併合當時に於ける人口三千人以上の市街地は、僅に左の數箇所に過ぎなかつたのである。

人口三千人以上の市街地分布表（明治四十三年末）

道	名	五萬人以上	一萬人以上 五萬人未滿	五千人以上 一萬人未滿	三千人以上 五千人未滿	計
京畿道	京城					七
開仁川						
水原城						
江安						
驪州						
清州						

第十章 都

平	平	黃	慶	慶	全	全	忠
安	安	海	尙	尙	羅	羅	清
北	南	道	南	北	南	北	南
道	道	道	道	道	道	道	道

釜

			山				
--	--	--	---	--	--	--	--

	鎮平	海	統東	大	光	全	
	南	州	營萊	邱	州	州	
	浦壤						

江	宣	義	安	安	梁	蔚	咸	密	昌	馬	尙	慶	安	濟	南	群	公
界	川	州	州	岳	山	山	安	陽	原	山	州	州	東	州	原	山	州

新	泰	寧	北	信	長	瑞	沙	谷	戴	黃	晉	七	靈	金	麗	靈	木	兵	康	順	潭	洪	大	江	
義	州	川	邊	里	川	淵	興	院	山	寧	州	州	北	山	泉	水	光	浦	營	津	天	陽	州	田	景

七

九

一
四

五

九

三

四

八
六
九

江原道							
咸鏡南道	元咸	山興	北青	永興	新昌	洪川	七
咸鏡北道			鏡會	城寧	羅吉	南州	四
合計	二	一一	二二	二六	三三	三三	七三

ところが、併合後に於ては、諸般施設の改善、文化の進歩、經濟の發展、特に醫療機關の普及、國民生活の向上に伴ひ、戸口の増加著しく、村落の發達に比して、都市の膨脹の方が遙かに大なるものあり、これは内地人の分布が大部分市街地に集中して居る關係もあらうが、大正十四年の國勢調査の結果に於ては、人口五萬人以上の都會は、京城府・平壤府・釜山府・大邱府・仁川府の五箇所を算し、人口一萬人以上五萬人未滿の市街地二十六箇所、人口五千人以上一萬人未滿の市街地五十三箇所、人口三千人以上五千人未滿の市街地八十七箇所、以上合計百七十一箇所となつて居る。即ち併合當時と比較すると、各市街共、人口數に於ても、街衢の體裁に於ても、商取引高に於ても、悉く面目を一新して居る。

市街地の位置・性質

人口三千人以上の市街地を地勢別に、平野地・臨海地・沿河地・山岳地に分類し、尙ほ鐵道の便ある市街地を示すと、平野地百七箇所、臨海地二十八箇所、沿河地二十四箇所、山岳地十一箇所にして、その中で鐵道の

便ある市街地は百箇所ある。而して市街地の地勢を見るに平壤・扶餘・慶州・開城・京城の地を始め、仁川・清州・全州・公州・光州・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・鎮南浦・新義州・義州・江陵・元山・咸興・羅南・鍾城・清津等の新舊の市街は直高五十米未満の平地に發達して居る。

朝鮮の市街地は、概して消費的都邑にして、商工業の殷盛を極めて居る所は少數である。然しながら産業の發達、交通の進歩に伴ひ、地方都邑の經濟力もまた著しく膨脹しつつある。市街地の主なるものに就きその大體の分類をして見ると、李朝以來商業地として發達した都邑は、僅に開城のみにして、義州・東萊の如きも、李朝時代國使の往來あり、或種の通商貿易が行はれた。政治的關係によりて發達したる都邑には、京城・水原・清州・公州・全州・光州・大邱・尙州・慶州・安東・東萊・晋州・海州・平壤・義州・春川・咸興・會寧を始め邑内と稱する市街はこれに屬する。貿易によりて發達せる市街としては、仁川・釜山・群山・木浦・馬山・鎮南浦・元山・城津・清津・雄基が數へられる。鐵道の開通によりて急速に發展したる都邑として、永登浦・天安・鳥致院・大田・金泉・裡里・松汀里・新幕・沙里院・新義州・鐵原などを算する。前記の貿易港以外に、舟運を利用したまたは漁業の根據地として發展した都邑として、前者に江景・論山・榮山浦・龜浦等があり、後者に浦項・甘浦・方魚津・統營・巨濟・三千浦・麗水等がある。また鎮海は要港、羅南は師團、兼二浦は製鐵所、勝湖里はセメント工場、寺洞は炭礦、興南は窒素工業、永登浦は製造工業の所在地として遽かに發展した都邑である。

近來、平壤附近は、鑛業及び製造工業の勃興に依りて戸口の激増を見つゝあるが、また咸興地方も、窒素工業・水力電気・其他諸事業の勃興によりて一大發展を來し、その奥地の松興里の如きも、數年來戸口の増加が著しいのである。尙ほ溫泉地たる東萊・儒城・溫陽・信川・陽德・溫井里・朱乙なども、この數年來發展を見つゝあり、その或るものは將來小市街地となるであらう。

市街地地勢別分類

全羅北道	忠清南道	忠清北道	京畿道	平野地	臨海地	沿河地	山岳地	計
△△松光 汀里州	△△△△ 屯新裡南全	△△△ 大公德	△△△ 利安開江水	△△△△ 川城城華原	△ 仁	△△ 梁島		
△△ 光陽	△△△△ 扶錦茂泰井金	△△△ 天島瑞致	△△△ 孔阿東往永	△△△△ 里里里浦	△ 川	△△ 江論		
△△ 慶木	△ 群					△△ 京畿		
△△ 水浦	△ 山	△△ 景山				△ 津州里城		
	一三	八	五	一五				

平	黃	慶	慶	全
安	海	尙	尙	羅
南		南	北	南
道	道	道	道	道
△△ 勝寺	△△△△ 南信安新瑞海	△△ 金東晉	△△△△ 豐樂華慶新義金慶大	△△△△ 羅成海長靈和潭
湖洞				
里里	川川岳嘉興州	海萊州	基州陽山寧城泉州邱	州平南興光順陽
△△△ 肅軍中	△△△△ 長黃沙延載	△ 進	△△△△ 寧慈若玄永尙醴善高	△△ 榮靈高珍兵順
隅	里			山
川里和	澗州院安寧	永	海仁木風川州泉山靈	浦岩興島管天
△ 鎮	長	△△△ 鎮三方蔚統馬釜	△ 浦	金成朝禾濟法
南		千魚		寧德天北 舉
浦	連	海浦津山營山山	項	里里里里州浦
△△△ 安箕沿平	△ 兼	△ 密	△△ 優安	求
林橋	二			
州里里壤	浦	陽	館東	禮
	谷			
	山			
一〇	一四	一三	一一	二五

内鮮著名地緯度比較

春川	京城	仁川	清州	公州	群山	大邱	全州	馬山	光州	釜山	木浦
三七五三	三七三四	三七二六	三六三八	三六二七	三五五九	三五五二	三五四九	三五二一	三五〇九	三五〇六	三四四七
新湍	福島	長野	前橋	福井	銚子	名古屋	靜岡				
三七五五	三七四七	三六四〇	三六二四	三六〇三	三五四四	三五一〇	三四四二				
會寧	雄基	中江	清津	羅南	新義州	龍岩	咸興	元山	平壤	鎮南	海州
四二二六	四二二〇	四一四七	四一四七	四一四三	四〇〇六	三九五六	三九二〇	三九〇一	三八四四	三八〇二	三八〇二
		函館				秋田		水澤	石巻	相川	
						三九四一		三九〇八	三八三六	三八〇二	
		四一四七									

第三節 都邑の戸口状態

都邑の人口増加率

凡そ出生死亡に基く人口の増減は、人種、地勢、地形、氣候、風土、生活、政治、經濟、交通、文化、衛生、警察、宗教、道德、風俗、慣習等によりて大小があり、従つて同一國內に於ても、時代により地方によりて、出生率死亡率には自ら差異を生ずるを普通とし、又その一時的原因としては、戰爭の勃發、疫病の流行、天災

の惨禍、凶作饑饉、失業、若くは物價騰貴に基く生活難等の如きは、いづれも出生率死亡率に、直接の影響を及ぼすものである。拙著「朝鮮の人口現象」に於て、朝鮮に於ける累年の出生率及び死亡率、男女別出生率及び死亡率、内鮮外人別出生率及び死亡率、府郡島別出生率及び死亡率等に就いて調査の結果を發表したが、更にその後の調査により、自大正十五年至昭和五年の五箇年間に於ける府・邑・面別の人口増加率を左の如く算出した。従來に於ては、嚴密に市街地と村落を區別して、その出生率、死亡率、人口自然増加率を比較研究した例は少いから、この調査は都鄙の人口現象を觀察する上に於て、多少參考となるであらう。

府邑面別人口増加率調 (人口千
人に付)

年	府			面	計
	出生率	死亡率	自然増加率		
大正十五年 昭和元年	三二・一五	二二・八二	九・三三	三二・六五	三五・八八
	一八・八八	一三・七七	一五・八九	二〇・二九	二〇・三七
	三四・九二	二二・二二	一一・七〇	一六・二〇	一五・五二
同二年	三二・五四	二五・三〇	七・二四	三六・九六	三六・六九
	三一・八〇	二〇・一四	一一・七〇	二〇・七六	二一・六〇
	二四・二〇	二〇・一四	一一・九二	一六・二〇	一五・一〇
凡三年	三二・一五	二二・八二	九・三三	三二・六五	三五・八八
	一八・八八	一三・七七	一五・八九	二〇・二九	二〇・三七
	三四・九二	二二・二二	一一・七〇	一六・二〇	一五・五二
凡三年	三二・一五	二二・八二	九・三三	三二・六五	三五・八八
	一八・八八	一三・七七	一五・八九	二〇・二九	二〇・三七
	三四・九二	二二・二二	一一・七〇	一六・二〇	一五・五二

平均年	同四年		同五年		自然増加率
	出生率	死亡率	出生率	死亡率	
出生率	三二・〇一	三二・二八	三二・〇三	一八・八三	一一・四八
死亡率	二二・九〇	二一・四八	三二・二〇	一九・九三	一六・五二
自然増加率	七・一一	一〇・八〇	一九・一三	二〇・五九	一五・八六
出生率	二九・五一	三二・〇三	一九・九三	一九・八九	一一・七〇
死亡率	一九・九五	一八・八三	一九・九三	一九・七四	一一・七〇
自然増加率	九・五六	一三・二〇	二〇・五九	一九・一五	一一・一〇
出生率	三一・四〇	三二・七九	三二・七九	三三・〇六	一一・七〇
死亡率	二二・二〇	二〇・三一	二〇・三一	二一・五四	一一・七〇
自然増加率	八・二一	一二・四八	一二・四八	一一・五二	一一・一〇

備考 府には現在の十四府、即ち開城・咸興を含み、邑は昭和六年四月一日現在の四十一邑である。

最近五箇年の平均を見るに、その出生率は、府三一・四〇、邑三一・七九、面三八・〇六にして、府が最も低く、面が最も高く、小市街地たる邑は、府と面との中間に在り、朝鮮に於ても、人口現象の通則たる、都邑が村落よりも出生率の低いことを示して居る。死亡率は村落より都會が高いのを普通として居るので、府の二三・二〇に對し、面の二一・五四は不合理を認めないが、邑が二〇・三一にして、面より稍低く、府より遙かに低いのは、朝鮮の村落が醫療衛生機關の不備であり、文化も低く農民の生活状態の不良を示し、これに反し小市街地たる邑は、その點に於て面に比し優る所あり、府の如く市街が大きくない爲め、窮民の割合も少く、職業・住居・生活等より來る衛生状態も府よりは却つて良いので、死亡率は最も低く、従つて最近五箇年平均の人口自然増加率は府八・二一、邑二二・四八、面一六・五二、平均一五・八六となつて居る。されば、醫療衛生機

關の設備に就き當局は考慮を拂はねばならぬ。

更に五箇年間の出生率を見るに、府に於ては累年順次低減を來し、邑に於ても大體低減し、面に於ては年漸次増加し、結局全鮮を通じ、大正十五年昭和元年には三五・八八であつたものが、大正十五年昭和五年には三九・六三に激増し、出生率は大に高くなつて居る。死亡率は府に於ては大體漸減し、邑に於ては大正十五年以降漸増して居たが、大正十五年昭和五年には激減を見、面に於ては大正十五年以降漸増して居たが、大正十五年昭和五年には激減を見、面に於ては大正十五年以降漸増して居たが、大正十五年昭和元年の二〇・三七であつたものが、大正十五年昭和五年には一九・八九となつて居る。人口自然増加率は、府に於ても邑に於ても年により多少の消長はあるが、大正十五年昭和元年の府九・三三、邑一三・七七に對し、大正十五年昭和五年は府九・五六、邑一三・二〇にして、大なる變化なく、面に於ては漸次増加して、大正十五年昭和元年に二五・八九であつたものが、大正十五年昭和五年には二〇・五九となり、大正十五年昭和五年に於ては漸次増加して、大正十五年昭和元年に二五・八九であつたものが、大正十五年昭和五年には一五・五二より一九・七四に進み、朝鮮の人口問題對策は實に重大なるを看取し得るのである。

尙ほ參考の爲め、内地・臺灣・樺太・關東州の最近三箇年平均の出生率、死亡率、人口差増率を見ると左の如くなつて居る。

出 生 率	内 地	臺 灣	樺 太	關 東 州
自 大正十五年	人口	增加率		
至 昭和三年	人 口	增 加 率		
	(人口千 人に付)			
	三四・三	四四・〇	三五・七	二五・七

死	亡	率	一九・六	二二・三	二二・三	一七・二
差	増	率	一四・六	二一・七	一六・二	八・二

更に内地の人口十萬以上の市に於ける出生率平均は二七・三、死亡率平均一七・三であるから、全國平均としても市街地平均としても、朝鮮は内地に比し遙かに出生率と死亡率が高いのである。

都邑の職業別戸數

朝鮮に於ける昭和五年末現在の總戸數、並に職業別戸數を見ると左表の通りになつて居り、これに據るときは、各市街地の有する經濟勢力の一斑をも窺ふことが出来ると思ふ。即ち都邑經濟の特色は、その戸口の上に於て農村・山村及び漁村と異り、商業交通業・工業・公務自由業・雜業に屬するものが多いことは常態とするが、わが朝鮮では、府に於てもこれ等の職業に従事する戸數の比較的多くないものもあり、其他の市街地に於ては未だ商工業の發達幼稚なる爲めか、都邑經濟の特色である商業交通業・工業・公務自由業・雜業に従事するもの、數の極めて少く、農村部落の色彩を濃厚に保有して居るものがある。従つてこれ等の市街地に於ては、その人口移住増加數の如きも自然微弱であり、その經濟力の發展も左まで期待するに足らないのである。

一、市街地職業別戸數調 (昭和五年末現在)

市街名	農林牧畜業	漁業製鹽業	工業	商業交通業	公務自由業	其他業者	無職及職業を申告せざるもの	計
京城	1,044	84	11,841	16,109	14,039	6,101	5,406	68,649
仁川	1,771	111	2,575	11,874	1,549	7,316	6,747	149,336

朝鮮の聚落（前篇）

八八〇

開城	一二四〇	一	五八八	二四九五	九五六	二八三八	五六五	八六八二
群山	八五	三八	六三八	一六七四	七九	一四七五	六一五	五三四四
木浦	一一五	一〇八	九八七	三、〇二	五九六	七〇	二八一	五八九九
大邱	三、四九三	一一	三、九五五	九、〇四五	四六二	一一四二	一、三〇〇	二、三六〇八
釜山	一、二四〇	一、〇五	三、六七〇	七、九四五	四二六三	八、二九二	一、三二七	二、七六五二
馬山	四八八	四〇	四八二	一、四〇一	七六八	一、九四四	四四四	五、五五七
平壤	二、三三七	四七	二、五五二	五、七三三	二、六八〇	七、三三六	三、〇〇〇	二、三六七二
鎮南浦	八一	三〇二	七八五	三、一五八	五四二	一、二九九	三九〇	六、五五六
新義州	三、九四	二七	八八七	二、八四	一、五六三	二、七七六	一、〇、二四	九、四八五
元山	三、三三	一四	五三三	三、五二五	八〇九	一、八五二	三、五四	七、四三〇
咸興	五八〇	一	六六五	二、二三四	一、三七一	一、六四六	三、八四	六、七八〇
清津	二八一	五四二	四、五	一、七〇七	八八八	一、三二七	二、五八	五、四二七

右の十四府に就いて見るに、農林牧畜業戸数の多いのは、大邱・平壤・開城・釜山及び京城の五府で、これ等の市街地には都市の区域内には農林牧畜業に従事する村落戸数を包含することが尠くないのを示して居る。これ等の農林牧畜業者は、主として市民生活に必要な蔬菜・果樹の栽培、牧畜・養鶏等を行ひ、開城に於ては更に人蔘耕作に従事して居るものが多い。これに反して鎮南浦・群山・木浦・仁川・元山・清津の諸府は開港地たる關係上、その地勢地形が農林牧畜業の經營に適しない爲めその戸数は少いのである。漁業製鹽業の戸数が臨海地たる釜山・清津・鎮南浦・仁川・元山・木浦の諸府に多いのは當然で、開城・咸興の皆無、大邱・新義州の少いのも地勢の然らしむる所である。工業戸数の多いのは京城の一萬二千四百五十一戸で、大邱・釜

山・平壤の諸府も工業の盛んなることを示して居るが、清津・元山・馬山・開城の諸府は未だ製造工業の不振なることがその戸數の上に於て窺ひ得る。古來政治の中心たる京城を始め、道廳其他の官廳・軍隊・銀行・會社等の所在地たる大邱・釜山・平壤・新義州・咸興の諸府は公務自由業の戸數が極めて多く、仁川府は道廳や軍隊の所在地ではないが、開港場として樞要なる地位を占め、夙に取引所の所在地として經濟上に重きを爲して居た關係上公務自由業の戸數は相當多い方である。其他の有業者の多いのは、開港場たる釜山府を第一位とし、工業地たる平壤府、開港場たる仁川府、大市街たる京城府にして、その最も少いのは木浦府の七百十人である。無職又は職業を申告せざるもの、中には貧困者や浮浪者の如き素質不良の住民を多く含んで居るが、これに屬するものは概して大市街地に多く、即ち京城府を筆頭とし、これに亞ぐは平壤・大邱・釜山・新義州の諸府である。

以上の府は大體内地の市に相當する市街であるが、更に内地の町に相當する市街地に就いて、その職業戸數を見ると次の通りである。

二、市街地職業別戸數調 (昭和五年末現在)

市街名	農林牧畜業	漁業製鹽業	工業	商業交通業	公務自由業	其他業者	無職及職業を申告せざるもの	計
水原	401	1	75	684	632	219	63	1,973
永登浦	105	1	145	171	198	240	47	936

朝鮮の聚落(前篇)

海州	統營	鎮海	東萊	密陽	晉州	尙州	金泉	慶州	浦項	安東	濟州	麗水	光州	裡里	井邑	全州	天安	鎭山	大田	島院	公州	忠州
八七三	五六二	三三〇	八〇〇	六三一	八一〇	一,五四三	五四九	九九三	三三九	六二六	一,二九八	六六八	八〇一	一五三	九五二	九一六	一八九	三三〇	六二八	七九	三六一	二二三
二	一八三	七	一	五	三	一	一	一	九	二	一	一	一	一	一	五	一	三	一	一	一	一
五〇八	五七〇	一六六	二八二	八八	三五九	六七	二八六	一四一	一三三	二二〇	四一	二九九	三五〇	三三二	一四九	五四六	八三	一八五	五五五	一〇七	一〇一	六六
一,九六一	一,〇三七	三九〇	四〇五	三八七	六二四	一七六	八三三	三〇三	八八一	五九三	一八三	五一	一,〇三七	五九四	五八〇	一,九四七	三九九	八三八	一,〇三九	三四五	五八九	二九三
八七四	四八六	三三三	二〇一	二四八	五六八	一八九	三八〇	六〇九	三七七	三三四	二七七	一七九	九五〇	五六六	二五七	一,二四五	二二四	四七一	一,三三三	二七	六六二	一五三
一	九七六	一六八	二七二	五九二	二六七	一六六	七八六	五七	三三三	一一五	八三	三七七	四二六	四八〇	二三八	九七九	五二五	八〇七	六九二	一八七	三六五	二五
二八一	八五	八	五〇	三五	二〇六	四五	二二	二九	一七二	三三	一	一	一四	二五八	三九	二三三	三	一一	二四	七	三八〇	五〇
四四九九	三八九九	一,三六〇	二,〇一〇	一,九七六	二,八七	二,一八六	三,〇六五	二,二二一	二,二三四	一,八一	一,七四一	一,九六四	三,五九九	二,二九一	二,二一五	五,七七	一,五七一	二,六三四	四,三七一	九三	二,三五八	八二八

る。朝鮮の小市街地には殆んど製造工業の見るべきものは無いが、比較的工業戸数の多いのは、古來嶺東地方に於て自給自足經濟の行はれた江陵の九百二戸を第一とし、製鐵所の在る兼二浦これに亞ぎ、比較的工業の發達せる大田・全州・統營・海州・沙里院・義州の如きも多い方に屬し、その最も少きは、江界・濟州・春川・鐵原・忠州・雄基などである。商業交通業の多いのは、江陵・義州・海州・宣川・大田・全州・光州・統營等にして、江陵・義州・海州・全州・吉州・宣川は昔から地方商業及び交通の中心勢力を有したる市街であり、京釜湖南兩線に沿ふ大田は新興の市街地として、また漁港として著名なる統營は多島海方面の商業交通上重要な市街である。古くから發達して居た朝鮮の市街は、多く道治又は郡治の中心地である爲めに、これ等の市街はその大さや産業の割合に比して公務自由業の多いのを例とし、就中、義州・羅南・大田・全州・光州・海州の如きはその戸数が多いのである。其他の有業者戸数は、全州・統營・城津・大田・金泉等の市街に多く、無職及職業を申告せざるものは、海州・公州・裡里・大田・北青・全州・金泉・宣川・雄基などの比較的大きな市街に多いが、裡里や大田のやうな新市街地は別とし、海州・公州・北青・宣川・晋州などの古い町に、この種の住民の多いことは、市街としての經濟的發展を見ない一因である。

都邑の戸口消長

如何なる時代に於ても、市勢の發展は最も明かに戸口數に現はれるから、朝鮮の主要市街地たる府及び邑に就いて、先づその戸口消長を見ると左の如くなつて居り、大體に於て大正十年末に比し昭和四年末に於ける戸

口増加の勢ひは相當大なるを認むることが出来る。

府及び邑戸口消長

府	面積	大正十年末		昭和四年末	
		戸數	人口	戸數	人口
京畿道 京城府	二・三五	五七、〇二九	二六一、六九八	六九、六五四	三四〇、二九〇
同 仁川府	〇・四一	九、一一三	三九、九九九	一三、三一	五九、五五八
同 開城府	〇・九一	七、七二〇	三七、五九二	八、六〇八	四六、七六一
全羅北道 群山府	〇・二〇	三、六六八	一五、七二二	五、三二四	二五、七一九
全羅南道 木浦府	〇・一六	三、八二一	一七、九四五	五、五四三	二九、九八五
慶尙北道 大邱府	〇・六〇	一一、〇〇五	四六、〇四三	二二、一八一	九四、八〇一
慶尙南道 釜山府	二・一八	一七、七三一	七六、一二六	二四、五四二	一一九、六五五
同 馬山府	〇・六三	三、八七四	一六、九二四	五、二三八	二四、九八八
平安南道 平壤府	一・四九	一九、〇一〇	七八、六二一	三三、七〇五	一五六、四四二
同 鎮南浦府	〇・七〇	五、二四〇	二二、六六七	六、三八七	三五、〇〇三
平安北道 新義州府	〇・四三	四、五一七	一五、九三五	九、〇一二	三九、三七五
咸鏡南道 元山府	〇・二四	七、一二七	二九、七六八	七、七六二	四二、九八八
同 咸興府	〇・一五	四、三三二	二〇、二七六	五、七八一	三三、八一七
咸鏡北道 清津府	〇・九三	二、六七一	一三、七〇七	四、五二七	二五、五四四
京畿道 水原郡 水原邑	〇・二〇	二、一二五	一〇、〇二五	一、九四四	一一、一七一
同 始興郡 永登浦邑	〇・四四	一、一七六	五、八二六	一、一九一	七、〇〇〇
忠清北道 清州郡 清州邑	〇・三二	一、二九四	五、一三二	二、九五〇	一三、一四三
同 清州郡 清州邑	〇・〇五				

忠清北道忠州郡忠州邑	五、九二	三、三〇〇	一五、八二一	三、八二五	一九、六〇六
忠清南道公州郡公州邑	〇、四一	一、七一五	七、四七二	二、二五三	一〇、九五〇
同 大田郡大田邑	〇、三七	一、五〇九	六、三五五	四、〇五四	一九、三四五
同 論山郡江景邑	(〇、〇八)	二、〇三四	八、七九四	二、四四八	一、二九四
同 燕岐郡烏敦院邑	〇、二二	一、一〇五	五、〇八六	一、四〇四	七、〇四九
同 天安郡天安邑	(〇、二二)	一、六〇六	八、〇四二	一、九九四	一〇、七四七
同 全羅北道全州郡全州邑	二、七三	三、五七四	一六、一三七	五、〇七一	二二、六八六
同 益山郡裡里邑	〇、一四	一、九五七	一〇、一四七	三、〇七六	一五、六八四
同 井邑郡井州邑	一、七三	一、九三二	九、三九四	二、八八四	一四、四三六
全羅南道光州郡光州邑	〇、一四	二、六七五	一二、五三三	四、四九六	二五、〇〇〇
同 麗水郡麗水邑	二、六四	二、五五九	一二、七八八	二、九七〇	一七、九八七
同 濟州島濟州邑	一六、五一	七、五一五	三七、一七九	七、九六九	三四、九三一
慶尙北道金泉郡金泉邑	〇、二九	二、〇九一	八、九五四	二、九三一	一三、三四九
同 迎日郡浦項邑	〇、二三	一、七三三	七、五三六	二、二二〇	一〇、〇五九
同 慶州郡慶州邑	二、四〇	二、九一八	一三、四九五	三、一三七	一七、〇八六
同 安東郡安東邑	二、八九	二、〇八〇	一〇、七九九	二、三九五	一三、八四五
同 尙州郡尙州邑	五、八三	四、三一二	二二、三八三	四、一八八	二四、四七六
慶尙南道晉州郡晉州邑	〇、五六	三、〇八五	一三、二三七	四、三二一	二一、一四〇
同 昌原郡鎭海邑	二、八二	三、二九二	一四、九六四	三、三六五	一五、七一二
同 統營郡統營邑	〇、三九	三、二〇六	一四、一二二	三、七九九	二〇、〇三四
同 東萊郡東萊邑	四、〇〇	三、一八九	一五、七四三	二、九九四	一六、二〇八
同 密陽郡密陽邑	一、八八	二、六三八	一一、八五〇	二、六一三	一四、七六四
黃海道海州郡海州邑	〇、七一	三、五六四	一四、八八〇	三、八七三	二〇、二四〇

同	黃州郡蒙二浦邑	〇・八六	三、三一七	一二、七五七	二、三九三	一〇、七六一
同	鳳山郡沙里院邑	二・〇六	二、五一八	一〇、七〇四	三、一八三	一八、八三〇
同	平安南道安州郡安州邑	五・二六	二、七五五	一五、五一〇	二、九五〇	一六、九一一
同	平安北道義州郡義州邑	〇・二五	二、三五三	一四、六四七	一、六三八	九、〇五五
同	定州郡定州邑	一・一七	一、三九三	六、八六七	一、八〇二	八、六四三
同	宣川郡宣川邑	一・一八	一、六五四	七、九二一	二、四八六	一三、六二二
同	江界郡江界邑	〇・六九	一、五九四	六、五五三	二、〇三九	一一、二四四
同	江原道春川郡春川邑	〇・六五	一、一六八	四、八八三	一、六一一	八、三四一
同	鐵原郡鐵原邑	二・九八	二、〇一四	九、三四〇	二、八一四	一三、七七六
同	江陵郡江陵邑	一・三九	一、七八六	九、三六七	二、〇〇五	一一、九一二
同	咸鏡南道北青郡北青邑	五・一七	二、二〇四	一三、〇二六	二、九三二	一五、七三二
同	咸鏡北道鏡城郡羅南邑	一・三三	二、三六〇	一〇、八七〇	二、八〇四	一一、六三二
同	城津郡城津邑	〇・六〇	一、四二九	六、三一一	二、四三二	一一、二九七
同	會寧郡會寧邑	〇・八一	二、二一一	一〇、二七九	二、二七六	一七、一六五
同	慶興郡雄基邑	一・三・四二	一、四一五	九、三二三	三、六一四	一七、七四一
計	十四府	一〇三・六二	二五五、二一四	一、一六〇、〇七五	三四二、九一九	一、六九九、五三〇
平均	人口密度	(一〇一・六七)	二、五一〇	一一、四一一	三、三〇九	一六、四〇一
備考	一、括弧内は大正十年末の面積を示す。					
	二、現在に於ては右の四十一邑の外に、南原・金堤・順天・羅州・金海・蔚山・三千浦・興南の八邑が指定され、合計四十					
	九邑となつて居る。					

即ち右の府及び邑の戸口消長を見るに

戸數、人口共に増加せるもの

十四府、三十四邑

人口は増加せるも戸數の減少せるもの

四邑

戸數は増加せるも人口の減少せるもの

一邑

戸數、人口共に減少せるもの

二邑

となつて居り、更にこれを府及び邑に就いて見るに

人口或は戸數の著しく増加せるもの（約倍加）は、大邱府・平壤府・新義州府・清津府・清州邑・大田邑・光

州邑・雄基邑にして

人口或は戸數の比較的増加大なるものは、仁川府・群山府・木浦府・釜山府・馬山府・全州邑・益山邑・井

州邑・金泉邑・晋州邑・沙里院邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・咸興邑・城津邑・會寧邑であり

人口増加せるも戸數の減少せるものは、水原邑・尙州邑・東萊邑・密陽邑

戸數は増加せるも人口の減少せるものは、清州邑

戸數人口共に減少せるものは、兼二浦邑・義州邑

である。勿論この中には、市街地の行政區域の膨脹に依りて戸口の俄かに増加したるものもあるが、李朝時代に於て萎靡沈滞して居た多くの邑内や、今日の府及び邑は、戸口の上に於て比較的順調な發達を遂げて居ることが窺はれる。斯くの如く併合後に於ける朝鮮の市街地發達は相當著しいが、現在の市街地を第二回國勢調査

の行はれた、大正十四年十月一日現在、内地に於ける市の數百一、人口一萬人以上の町の數三百四十七、合計四百四十八市街の多きに比較すると、その懸隔の甚だしきことを認めざるを得ず、更にその人口數よりも、都市の有する經濟力を比較するに於ては、朝鮮側の貧弱さには、何人も一驚を喫するであらう、またその都市施設を見るに、朝鮮の市街地中、上水道設備あるもの三十箇所、市内電話の通するもの百三十一箇所、電燈の供給を受くるもの六十六箇所、市内電車の敷設あるものは京城・釜山・平壤の三箇所を過ぎず、その文化的施設は甚だ不完全である。

第四節 人口の都邑集中

最近の人口移動

李朝時代までは、朝鮮に於ける人口の増加率は微弱であり、殊に都邑の發達は、交通機關の不備、地方經濟力の疲弊、苛斂誅求の影響等を受けて極めて遲緩なる状態にあつたが、併合以來諸般の都邑施設が次第に完備し、殊に政治の改革、産業の振興、治安の維持、交通の發達、教育の進歩、衛生の改善、生活の向上、社會の改良等著しきものあり、従つて鮮内の人口増加率は驚くべきものがあるが、就中、人口都市集中の趨勢は相當顯著にして、大小都邑の膨脹發展を來して居る。試みに大正十四年末に於ける朝鮮の現任人口總數を見るに、一千九百一萬五千五百二十六人であつたものが、昭和五年末には二千二十五萬六千五百六十三人に増加し、五

箇年間に於て總計百二十四萬一千三十七人の増加となつて居り、實に一箇年平均二十四萬八千二百七十七人の増加に達し居る。今この増加人口の内容を検討して見ると、右の五箇年間に於ける總出生數は三百五十九萬八千四百八人に及び、これに對し總死亡數は二百七萬五千七百三十九人あり、出生増加數より死亡總數を差引たる人口自然増加數は百五十二萬二千六百六十九人となつて居るのである。然るに大正十四年末の現住人口總數に比し、昭和五年末の現住人口總數は前述の如く百二十四萬一千三十七人しか増加して居らないのであるから、結局右の五箇年間に朝鮮全土に於て二十八萬一千六百三十二人の移住減少、即ち鮮外より鮮内に移住した人口よりも、鮮内より鮮外に移住した人口の方が多かつた譯である。凡そ人口は生活の安易なる方面を求めて移動する性質を有し、一定地域内の人口が或る期間に於て移住減少を示した場合には、概してその地域内の經濟狀態が良好ならず、一般の生活が困難であることを推測し得るのである。従つて右の五箇年間に朝鮮の人口が二十八萬一千餘人の移住減少を示したといふことは、畢竟するに朝鮮内の經濟生活が、或る程度の壓迫を受けて居る反映とも見ることが出来る。

更にこの移住人口を内鮮外人別に就いて見るに、最近五箇年間に於て、内地人は六萬一千八百十二人、外國人は二萬二千九百十八人移住増加して居るが、これに反して朝鮮人は三十六萬六千三百六十二人の移住減少を來して居る。内地人の移住増加は、主として公務自由業、商工業等が多く、外國人の移住増加は大部分支那人勞働者であるが、これに對し朝鮮人の移住減少、即ち鮮外への移住者は、大部分農民の内地及滿蒙方面への

移住出稼したものである。この事實に徴しても、近年に於ける朝鮮の農村疲弊の一斑を想像するに難くないのであるが、これが原因の奈邊に在るかは、爲政者の最も考慮を拂ふべき問題である。

内鮮外人別人口動態調

内 地 人	朝 鮮 人	外 國 人	計	大正十四年 末人口		昭和五年 末人口		五箇年 間増加總數	
				出生數	死亡數	自然增加	移住增加 (△は減少)		
4,477,000	1,848,336	27,800	6,353,136	3,434,444	3,918,000	1,533,556	628,133		
3,011,677	1,926,877	1,812,181	6,750,735	3,333,181	3,066,187	1,088,233	266,943		
77,127	1,121,216	33,619	1,231,962	1,099,263	1,066,187	1,088,233	266,943		
77,127	1,121,216	33,619	1,231,962	3,434,444	3,918,000	1,533,556	628,133		
77,127	1,121,216	33,619	1,231,962	3,434,444	3,918,000	1,533,556	628,133		

都邑の膨脹と村落の衰微

以上は最近五箇年間に於ける内鮮外人別の人口動態であるが、更にこれを府部、郡部に分ちて考察するに、昭和五年以降五箇年間を通じて、市街地たる府部に於ては、すべて多少の移住増加を示し、人口の都市集中の傾向を明かにして居る。これに反し郡部に於ける人口の移住増加並に移住減少の状態を吟味するに、移住増加せるものは、京畿道に於ては、高陽・始興の二郡、忠清北道に於ては、陰城郡、忠清南道に於ては、大田・青陽・禮山・唐津の四郡、全羅北道に於ては、全州・井邑・扶安・金堤・沃溝・益山の六郡、全羅南道に於ては、光州・麗水・莞島・珍島の四郡、慶尙北道に於ては、移住増加せるもの一郡も無く、慶尙南道に於ては、

梁山・東萊・統營の三郡、黄海道に於ては、海州・延白・信川・載寧・黃州・鳳山・遂安の七郡、平安南道に於ては、寧遠郡、平安北道に於ては、朔州・昌城・碧潼・楚山・渭原・江界・慈城・厚昌の八郡、江原道に於ては、麟蹄・淮陽・江陵・平昌・横城・金化・鐵原・平康・伊川の九郡、咸鏡南道に於ては、咸州・文川・德原・利原・新興・長津・三水・甲山の八郡、咸鏡北道に於ては、鏡城・富寧・茂山・會寧・鐘城・穩城・慶源・慶興の八郡にして、合計僅に六十八郡に過ぎず、其他の諸郡はいづれも移住減少を來して居る。

府部人口移動調

府名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	五箇年間の増加總數	増加内課		
				自然増加	移住増加	自然減少
京城府	3,017,711	3,000,000	17,711	13,600	4,111	20,133
仁川府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
開城府(松都面)	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
群山府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
木浦府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
大邱府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
釜山府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
馬山府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
平壤府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
鎮南府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000
新義州府	1,000,000	1,000,000	0	1,000	0	10,000

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	增加總數	增加內		
				自然增加	自然死亡	出生
高 郡	12,100	12,100	0	1,117	1,117	0
廣 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
楊 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
連 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
抱 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
加 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
楊 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
羅 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
利 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
龍 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
安 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
城 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
威 郡	10,000	10,000	0	0	0	0
原 郡	10,000	10,000	0	0	0	0

京 畿 道

郡 部 人 口 移 動 調 査

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	增加總數	自然增加	自然死亡	出生
元 山 府	1,000,000	1,000,000	0	100,000	100,000	0
成 府 (成 興 面)	1,000,000	1,000,000	0	100,000	100,000	0
清 津 府	1,000,000	1,000,000	0	100,000	100,000	0
計	1,000,000	1,000,000	0	100,000	100,000	0

全 羅 北 道

郡 名	大正十四年末人口		昭和五年末人口		五年間增加總數	自 然 增 加			移住增加
	男	女	男	女		出生數	死亡數	自然增加	
丹 陽 郡	1,451	1,311	1,615	1,511	164	1,311	1,147	164	164
忠 清 南 道	1,451	1,311	1,615	1,511	164	1,311	1,147	164	164
公 州 郡	12,133	11,833	12,527	12,101	394	12,101	11,833	268	394
燕 岐 郡	7,709	7,029	8,029	7,429	1,000	7,429	7,029	400	1,000
大 田 郡	25,769	24,711	27,101	26,000	2,390	26,000	24,711	1,289	2,390
論 山 郡	11,271	10,900	12,200	11,700	500	11,700	10,900	800	500
扶 餘 郡	9,226	8,926	9,726	9,426	300	9,426	8,926	500	300
舒 寧 郡	12,277	11,977	13,277	12,977	300	12,977	11,977	1,000	300
保 寧 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
青 陽 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
洪 城 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
禮 山 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
瑞 山 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
唐 津 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
牙 山 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
天 安 郡	13,277	12,977	14,277	13,977	300	13,977	12,977	1,000	300
計	117,120	113,120	122,120	118,120	4,000	118,120	113,120	5,000	4,000

朝鮮の棄落（前篇）

郡名	大正十四年末人口		昭和五年末人口		五年間增加總數	自然增加			移住增加
	人口	增加	人口	增加		出生數	死亡數	自然增加	
全州郡	120,623	3,300	123,678	3,050	3,250	120,000	10,000	10,000	1,250
鎮安郡	63,929	2,300	66,229	2,300	2,300	63,000	8,000	8,000	500
鎭山郡	62,326	1,800	64,126	1,800	1,800	61,000	7,000	7,000	100
錦山郡	60,000	1,800	61,800	1,800	1,800	59,000	6,000	6,000	200
茂朱郡	50,000	1,800	51,800	1,800	1,800	48,000	5,000	5,000	300
任實郡	40,000	1,800	41,800	1,800	1,800	38,000	4,000	4,000	400
南原郡	30,000	1,800	31,800	1,800	1,800	28,000	3,000	3,000	500
淳昌郡	20,000	1,800	21,800	1,800	1,800	18,000	2,000	2,000	600
井邑郡	10,000	1,800	11,800	1,800	1,800	9,000	1,000	1,000	800
高敞郡	10,000	1,800	11,800	1,800	1,800	9,000	1,000	1,000	800
扶安郡	10,000	1,800	11,800	1,800	1,800	9,000	1,000	1,000	800
金堤郡	10,000	1,800	11,800	1,800	1,800	9,000	1,000	1,000	800
沃溝郡	10,000	1,800	11,800	1,800	1,800	9,000	1,000	1,000	800
益山郡	10,000	1,800	11,800	1,800	1,800	9,000	1,000	1,000	800
計	1,131,929	101,717	1,233,646	101,717	101,717	1,130,000	120,000	120,000	17,717

全羅南道

郡名	大正十四年末人口		昭和五年末人口		五年間增加總數	自然增加			移住增加
	人口	增加	人口	增加		出生數	死亡數	自然增加	
光州郡	100,000	3,000	103,000	3,000	3,000	100,000	10,000	10,000	3,000

慶尚北道

郡名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	五年間增加數	自然增加			移住增加
				出生數	死亡數	自然增加	
遼東郡	11,111	11,747	636	11,111	11,111	10,611	505
軍威郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
安東郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
松陽郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
英陽郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
盈日郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
迎日郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
慶州郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
永川郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
慶山郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
高靈郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
星州郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
漆谷郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
金泉郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
善山郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
尙州郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0
慶州郡	11,111	11,111	0	11,111	11,111	11,111	0

郡名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	五年間增加總數	移出	自然增加	移住增加
香州郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
宜寧郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
咸寧郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
昌寧郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
密陽郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
梁山郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
蔚山郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
東萊郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
金海郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
昌原郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
統營郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
固城郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
泗川郡	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0

郡名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	五年間增加總數	移出	自然增加	移住增加
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0
慶尚南道	11,211	11,211	0	11,211	11,211	0

移出 自然增加 移住增加

香州郡 宜寧郡 咸寧郡 昌寧郡 密陽郡 梁山郡 蔚山郡 東萊郡 金海郡 昌原郡 統營郡 固城郡 泗川郡

大正十四年末人口

昭和五年末人口

五年間增加總數

移出

自然增加

移住增加

慶尚南道

香州郡 宜寧郡 咸寧郡 昌寧郡 密陽郡 梁山郡 蔚山郡 東萊郡 金海郡 昌原郡 統營郡 固城郡 泗川郡

郡名	大正十四年末人口		昭和五年末人口		五年間總數增加	自然增加			移住增加
	人口	增加	人口	增加		出生數	死亡數	自然增加	
大 同 郡	166,355	△	131,311	35,044	35,044	101,101	66,066	35,035	16,131
順 川 郡	141,111	△	140,752	359	359	111,111	75,222	35,889	11,111
孟 山 郡	131,111	△	131,111	0	0	111,111	75,222	35,889	11,111
陽 德 郡	121,111	△	121,111	0	0	101,101	66,066	35,035	11,111
成 川 郡	111,111	△	111,111	0	0	101,101	66,066	35,035	11,111
江 東 郡	101,101	△	101,101	0	0	91,091	56,956	34,135	10,101
中 和 郡	91,091	△	91,091	0	0	81,081	46,846	34,135	9,101
龍 岡 郡	81,081	△	81,081	0	0	71,071	36,736	34,135	8,101
江 西 郡	71,071	△	71,071	0	0	61,061	26,626	34,135	7,101
平 原 郡	61,061	△	61,061	0	0	51,051	16,516	34,135	6,101
安 州 郡	51,051	△	51,051	0	0	41,041	6,406	34,135	5,101

郡名	大正十四年末人口		昭和五年末人口		五年間總數增加	自然增加			移住增加
	人口	增加	人口	增加		出生數	死亡數	自然增加	
載 寧 郡	66,066	△	66,066	0	0	101,101	66,066	35,035	16,131
黃 州 郡	56,956	△	56,956	0	0	91,091	56,956	34,135	11,111
鳳 山 郡	46,846	△	46,846	0	0	81,081	46,846	34,135	6,101
瑞 興 郡	36,736	△	36,736	0	0	71,071	36,736	34,135	1,000
遼 安 郡	26,626	△	26,626	0	0	61,061	26,626	34,135	1,000
谷 山 郡	16,516	△	16,516	0	0	51,051	16,516	34,135	1,000
計	1,111,111	△	1,111,111	0	0	1,111,111	752,222	358,889	111,111

平 安 南 道

出 自 然 加 內 票
 生 數 然 加 內 票
 死 亡 數 加 內 票
 自 然 加 內 票
 移 住 加 內 票

朝鮮の聚落（前篇）

平 安 北 道

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年末人口	五年間增加總數	增加内訳				
				出生數	自然死亡數	自然増加	移住増加	其他
義州郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
龜城郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
泰川郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
雲山郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
熙川郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
客邊郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
博川郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
定州郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
宣川郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
鐵山郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
龍川郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
朔州郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
昌城郡	111,010	111,311	301	110,311	1,000	1,000	1,000	301
計	1,111,010	1,111,311	301	1,110,311	1,000	1,000	1,000	301

×昭和五年末大同郡人口は行政區劃の變更に依り、その一部が平壤府に編入された結果、自然移住減少を大ならしめて居る。

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年人口	五年間增加總數	自然增加		移住增加
				出生數	死亡數	
都 郡	七六,六三三	八〇,三三三	一,六六三	一〇,三三三	九,九三三	一,三〇〇
春 川 郡	六,六三三	六,〇〇〇	六三三	一,三三三	一,三三三	〇
麟 蹄 郡	六,三三三	六,〇〇〇	三三三	一,三三三	一,三三三	〇
楊 口 郡	四,七三三	四,〇〇〇	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
淮 陽 郡	六,一三三	五,七三三	四〇〇	一,三三三	一,三三三	〇
通 川 郡	四,七三三	四,〇〇〇	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
高 城 郡	四,七三三	四,〇〇〇	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
襄 陽 郡	四,七三三	四,〇〇〇	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
江 陵 郡	六,三三三	五,七三三	六〇〇	一,三三三	一,三三三	〇
三 陟 郡	六,三三三	五,七三三	六〇〇	一,三三三	一,三三三	〇
野 珍 郡	六,三三三	五,七三三	六〇〇	一,三三三	一,三三三	〇

江 原 道

×昭和五年義州郡人口は行政區劃の変更により、その一部が新義州府に編入されたる結果、自然移住減少を大ならしめて居る。

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年人口	五年間增加總數	自然增加		移住增加
				出生數	死亡數	
計	一,三〇,〇三三	一,四三,三三三	一三,三〇〇	一〇,三三三	九,九三三	一,三〇〇
厚 昌 郡	二六,七三三	二七,三三三	六〇〇	一,三三三	一,三三三	〇
慈 城 郡	四〇,〇〇〇	四〇,七三三	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
江 界 郡	二二,〇〇〇	二二,七三三	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
清 原 郡	二六,七三三	二七,三三三	六〇〇	一,三三三	一,三三三	〇
楚 山 郡	四〇,〇〇〇	四〇,七三三	七三三	一,三三三	一,三三三	〇
碧 潼 郡	四〇,〇〇〇	四〇,七三三	七三三	一,三三三	一,三三三	〇

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年人口	五年間增加數	自然增加		移住増加
				出生數	死亡數	
鏡 城 郡	100,000	117,711	17,711	33,333	15,622	6,089
明 川 郡	110,000	133,111	23,111	33,333	10,222	12,889
吉 州 郡	70,000	76,667	6,667	10,000	3,333	3,334
城 津 郡	60,000	63,333	3,333	5,000	1,667	1,667
富 寧 郡	50,000	53,333	3,333	5,000	1,667	1,667
茂 山 郡	40,000	43,333	3,333	5,000	1,667	1,667

威 鏡 北 道

×威州郡の數字には舊威興郡に屬する威興面即ち今の威興府の人口を含む。

郡 名	大正十四年末人口	昭和五年人口	五年間增加數	自然增加		移住増加
				出生數	死亡數	
安 邊 郡	63,333	66,667	3,334	10,000	6,666	3,334
洪 原 郡	60,000	63,333	3,333	10,000	6,667	3,333
北 青 郡	50,000	53,333	3,333	10,000	6,667	3,333
利 原 郡	40,000	43,333	3,333	10,000	6,667	3,333
端 川 郡	30,000	33,333	3,333	10,000	6,667	3,333
新 興 郡	20,000	23,333	3,333	10,000	6,667	3,333
長 津 郡	10,000	13,333	3,333	10,000	6,667	3,333
豐 山 郡	10,000	13,333	3,333	10,000	6,667	3,333
三 水 郡	10,000	13,333	3,333	10,000	6,667	3,333
甲 山 郡	10,000	13,333	3,333	10,000	6,667	3,333
計	1,111,111	1,188,889	77,778	222,222	144,444	77,778

會寧郡	五、〇三三	四六、〇六六	九、九三三	八、九三六	五、三三三	三、七三三	六、三一一
鍾城郡	二六、六八一	三三、四六六	三、九二五	八、〇三三	四、七三三	三、一八〇	六、三一一
任城郡	一九、〇七七	二六、九三六	七、八〇〇	五、九三六	三、五六四	二、〇〇〇	五、八三〇
慶源郡	二六、三三三	三〇、五七七	四、二七七	〇、四七〇	四、八七一	三、七九七	一、四九六
慶興郡	五、六六九	五、三六八	一、九六〇	一、〇三〇	五、八七五	四、三三三	一、五九六
計	五九、七七七	六八、二一九	九、〇七五	二一、三七一	二二、二八八	五九、六六三	三〇、五一一

聚落盛衰の理由

以上の表を通じ、府部は別として、郡部に於ては移住増加よりも移住減少の方が遙かに多いが、特に移住増加多き諸郡と、特に移住減少大なる諸郡を見るに、前者に於ては左記四十九郡を算し、後者に於ては左記六十郡を數ふるのである。而してこれ等の諸郡に就いて冷靜に觀察するときは、自ら移住増加の原因を探求することが出来、聚落盛衰の理由をも窺ひ得るであらう。

最近五年間移住増加多き諸郡

高陽	二二、九四六	沃靜	九、二六四	統營	三、九九〇	昌城	二、〇五六
大田	七、九九一	釜山	四、二六五	海州	七、五一七	碧潼	二、四四四
禮山	二、三二五	光州	一一、七三五	延白	六、〇七三	楚山	二、九八二
唐津	一、五〇六	麗水	四、一四三	載寧	一、二二四	渭原	一、六八七
全州	一四、一五二	莞島	二、一一〇	鳳山	一、一一七	江界	三、五一〇
井邑	三、七二三	珍島	一、二五七	寧遠	一、七五六	慈城	八、八二四
金堤	七、九二六	東萊	四、六九四	朔州	一、六六七	厚昌	六、三七八

伊平鐵平高麟
川康原昌城蹄

一、一七三
一、七七三
一、九七七
四、七一二
五、九四七
三、二七一

長新利德文威
津興原源川州

一三、四五七
三、七六〇
二、二八七
一、二六四
一七、四二一
一、五一四

會茂富鏡甲三
寧山宰城山水

三、六三五
一三、七三九
七、五七三
二、四五五
七、〇五八
六、二一一

慶慶穩
興源城

五、八三〇
一、四九六
一五、二六八

最近五箇年間移住減少大なる諸郡

海長和順公坡江水安龍楊抱鏈廣
南興順天州州華原城仁平川川州

六、四七五
六、三九二
五、九九〇
九、二一〇
五、八二六
五、〇二五
五、四七九
六、五八〇
五、一二五
八、一三三
六、八九一
七、八四四
六、九七四
六、九九八

雲嶽
濟州
遼城
軍威
義城
安東
迎日
慶州
永川
慶山
清道
高靈
漆谷
金泉

五、六七三
二二、六二七
五、四一〇
五、〇五六
九、五二七
九、一六九
一二、二四二
一〇、〇六九
七、四六三
八、二五七
八、一一二
七、一九七
七、五四一
六、四二六

尙州
醴泉
晉州
蔚山
河東
陝川
海州
平山
瑞興
大同
中和
龍岡
江西
平原

七、七三四
五、二五四
一〇、五一五
六、八五四
五、九六〇
九、八一五
七、五一七
七、三二八
五、五九四
二六、四一七
八、〇三四
六、七四六
八、〇七一
八、八四九

洪永定龍鐵宣定博寧泰義德價安
原興平川山川州州川邊川州川川州

九、三八三
五、二一六
五、八七八
一六、八二八
六、三一九
一五、七二二
七、七四九
七、三一
五、二〇三
八、六二七
五、二二九
九、二四〇
五、二〇四
五、八一八

第十章 郡

邑

九〇七

北 青 九、六五六 端 川 二二、三七〇 豊 山 六、三一六 吉 州 七、九四八

大體に於て移住増加の多い郡は、水利灌漑の便良き土地肥沃な農業移民を收容するに足る平野地帯、鐵道の延長した小市街發達の著しき方面、從來人口密度の稀薄な地方に多いやうである。今少しく個々の郡に就いて見るに、高陽郡は京城市街の接續地の發展に依り、新興郡は水力電氣事業の勃興の結果、慶興郡は鐵道の延長の影響を受け、全州郡は鐵道の延長、農業の開發、市街の發達の爲め、甲山郡は森林鐵道の敷設、林業の開發に基き、咸州郡は咸興及びその附近の工業發展に依り、光州郡は鐵道の延長、産業の開發の爲め、沃溝郡は農業移民の増加に基き、大田・金堤・海州・延白・平康の諸郡は區域内の小市街の發達、水利灌漑の便拓け、開墾事業の普及した結果、慈城・鐘城・茂山・厚昌・會寧・穩城の諸郡は奥地の開拓、鐵道の延長等の結果、俄かに人口の移住増加を多からしめたものであるが、其他の諸郡に於ても、右に述べたやうな各種の原因が働いて移住増加を來して居るのである。

翻つて移住減少の大なる郡を見るに、旱害の影響を蒙ること大なる地方、及び純農村部落を多數に包含する地方に、その傾向が濃厚なやうである。大同郡は行政區劃の變更の結果、移住減少の如く見ゆるが、實際に於ては移住増加を來して居るから例外とし、濟州島は内地出稼の最も盛んなる地であり、端川・義州・寧邊・迎日・晋州・慶州・陝川・北青・義城・安東・定平・順天・平原・鐵山・慶山・龍仁・清道・江西及び其他の諸郡も移住減少の大なる方に屬し、これ等の諸郡中には旱害の影響を蒙ること多き地方も尠らず、また、晋州郡

は釜山に、義州郡は郡の一部が行政区劃の變更により、新義州府に編入された結果もあるが、新義州に道廳の移轉し、これに伴ひて行政機關・經濟機關の失はれたるが爲めに市街の衰微し、それに影響されて居る點もある。概して特に水害灌漑の便良く、開墾干拓の行はれた地方とか、又は鐵道の開通に依り小市街の發達した地域とか、或は水力電氣事業又は工業の勃興した方面とか、若くは從來人口密度の稀薄であつた奥地が俄かに開發されたといふやうな例を除いては、多くの郡部は農村の疲弊、生活の困難に伴ひ、人口の都市集中と、鮮外移住を大ならしめて居るのである。これを要するに、鮮内人口の移住減少は、大勢上容易に阻止し難き實情に在る。經濟力より見て、既に南鮮地方の如きは人口の飽和状態に達して居るのであるから、移住減少必ずしも憂ふべきでないが、これを餘儀なくされたる鮮内の經濟状態の改善は刻下の急務に屬する。勿論當局の施設經營に依り多少この形勢を緩和することは不可能にあらず、即ち窮民救濟事業の實行、小農の保護救濟、北鮮の開拓、自作農の創定等々、既に實施し又は將來實施されんとする諸種の企畫に依り、國民生活の安定を計る如きことは極めて大切なることである。

第五節 都邑附近の聚落

市街地附近の發達

朝鮮の都邑は概して小規模であり、生産力も消費力も微弱であるから、その戸口増加力も内地の諸都市に比

すると遙かに劣つて居るが、都邑の發達膨脹に伴ひ、その附近の聚落も自然戸口の増大を來し、接續地の聚落中には既に市街地に編入されたるものもあり、また自ら小市街地を形成して居るものもある。今試みに主なる市街地附近の村落戸口の増加狀況を示し、以てこれ等の市街地の影響を受くること最も大なる附近村落内に包含さるゝ部落發達の一端を窺ふの資料としたい。

市街地附近戸口調

面名	大正十二年末		大正十四年末		昭和三年末		昭和六年末	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
京城附近								
高陽郡崇仁面	三,三三三	一六,九三三	三,三三三	一六,九三三	三,三三三	一六,九三三	三,三三三	一六,九三三
同 延禧面	一,八七六	九,八六六	二,一〇〇	一〇,二七七	二,〇六六	一〇,一七三	二,〇七二	一〇,二七二
同 漢芝面	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	三,三〇〇	一六,九〇〇	三,三〇〇	一六,九〇〇	三,三〇〇	一六,九〇〇
同 龍江面	三,三三三	一六,九三三	三,三三三	一六,九三三	三,三三三	一六,九三三	三,三三三	一六,九三三
同 始興郡永登浦邑	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三
同 北 面	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三
仁川附近								
富川郡多朱面	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三
大邱附近								
達城郡達西面	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同 壽城面	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同 城北面	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇
同 解植面	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一〇,〇〇〇
釜山附近								
東萊郡西 面	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三
同 沙上面	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三	一,三三三	六,三三三

なり、或は貧民、土幕生活者の蝸集し、果樹・蔬菜・牧畜等の經營者や、市街地相手の運送業者行商者等が集團して戸口の増加を來し、市街の發展に伴ひてその附近聚落も、亦自然に膨脹して行く性質を有して居ることは、右の市街地附近に於ける村落の戸口消長を見ても明かである。而してその市街地の商工業の盛んなるに於ては、一層その傾向は顯著であるが、純然たる消費都邑に於ては、その附近村落の發達も亦幾分か微弱であるけれども、開城地方の聚落の如く、概して近年戸口減少の趨勢を辿つて居るものは例外に屬し、注目すべき現象と謂はねばならぬ。

開城地方の聚落

茲に開城地方と云ふのは、開城府及び開豐郡即ち舊開城郡の行政區劃に屬する地域を指すのである。開城地方は、朝鮮の中央部に位置して、西は禮成江に沿ひ、東は臨津江に沿ふ長湍郡に接し、南は漢江に臨み、北に天摩山、國師峰等の山嶽聳え、西南部に至るに従ひ平地多くして地味肥沃、殊にこの邊一帯人蔘の主産地として著名である。開城市街は、高麗時代の王城の地として、長く繁華を極めたが、李朝時代となり都を漢陽に遷してから、一時火の消えたやうに寂びれ果てたのである。ところが、政治上の地位を失ひて仕宦の念を絶ち、經濟的活躍に更生の途を見出した麗朝の遺臣等によりて、地方行商の本據たる商業都市が新しく建設され、五百餘年後の今日に至るも、開城は依然として商業上並に金融上に、重要な地位を占め、殊に金持の多いことは全鮮一と稱されて居る。

開城は高勾麗の扶蘇岬、新羅の松嶽郡、高麗の冬比忽と稱したる地にして、高麗太祖二年鐵原より松嶽の南に移し二郡の地に誇りて開州と名け宮闕を創め市廛を立て坊里を辨じて五部に分ち、光宗十一年改めて皇都と爲し、李朝太祖三年都を漢陽に遷す迄長く高麗朝の國都として繁榮した地である。李朝時代、留守觀察使又は府尹を置きたる地にして、光武十年四部を四面とし、更に大正三年四月四部面を併合して松都面と改稱し、大正六年十月指定面と爲り、昭和五年十月府制を布くに至つたもので、面積〇・九〇七方里あり、部落は十三町に分れ、戸數九千六百四十戸、人口四萬六千七百六人に達し、京義線鐵道は市街の南端を通じて居る。北に高さ四八〇米の松嶽山を負ひ、南は一七七米の龍岾山(南山とも云ふ)に面し、西方二〇三米の蜈蚣山を挟み、三面山を以て圍まれ、地形稍圓形の盆地を形成し、河川は大なるものなきも、源を松嶽山に發して南流する白川、源を蜈蚣山と龍岾山の西端に發する鳥川、源を成均館附近に發する一無名小川とが、訓練院先端に於て合流し、馬尾川に南流して居る。市街は南大門を中心として發展し、府廳・開豐郡廳・警察署・專賣局出張所・地方法院支廳・少年刑務所・郵便局・開城驛・道立醫院・穀物検査所出張所・公立商業學校・私立高等普通學校・豐德水利組合・殖産銀行支店・漢城銀行支店・開城金融組合・松都金融組合・開城蔘業組合・開城電氣會社・開城釀造會社等の諸會社あり、市内は電燈・電話の設備を有し、市内及び附近は名所舊蹟が頗る多いが、中にも、滿月臺・敬德宮・訓練院・觀德亭・崧陽書院・反求亭・善竹橋・穆清殿・成均館・關王廟・壽昌宮址・太祖顯陵・觀音寺・彩霞洞・紫霞洞・琴釣臺・雙瀑洞・松嶽山・朴淵瀑布等は有名である。斯かる歴史的由緒の

多い地だけに、今も尙ほ古い文化の匂ひが残つて居り、この地方の風俗・習慣・傳説などには特殊なものが多く、陰曆四月八日の觀燈會や端午の節句の鞦韆大會などは、高麗時代の昔を偲ぶに足る古俗であるが、各地に於て漸く廢れんとして居る婦人の被衣が、この地方では今も用ゐられ、途行く女は、貴賤を問はず、白い長い布に面を蔽ひて漫歩して居るなど、如何にも古都の地らしき優雅さを感じしめる。

開城市街は高麗朝以來の古い都會であるだけに、いかにも落付のあるどつしりした感じがする市街である。

ここは慶尙北道の安東のやうな兩班の市街と反對に、全然町人の市街たる所に特色があり、その街衢を一瞥したものは、他の朝鮮町に比し、家屋の堂々とした瓦葺屋根の多いことが眼につくであらうが、そこには開城商人が根強き勢力を占めて居るのである。従つてこの市街には土着人以外の活動する餘地少く、戸數九千四百六十戸中、内地人は四百二十戸、外國人は五十五戸に過ぎず、殊に他の多くの市街が内地人によりて發展したるに反し、開城は開城人の努力で築き上げた純朝鮮市街にして、鮮内到的所に地盤を擴めて行く支那商人も、流石にこの町では全く驥足を伸ばし得ないのである。

開城府の職業別戸數を見るに、農業・牧畜・林業一千二百五戸、工業六百五十一戸、商業及び交通業二千六百十戸、公務及び自由業一千百二十三戸、其他の有業者三千四百三十八戸、無職業及び職業を申告せざるもの六百十三戸となつて居り、この市街の商業の盛んなことは充分に窺はれる。交通機關の發達と、京城・仁川・平壤などの商業勢力勃興の影響を受けて、昔と今とは商業取引に變化を來し、開城の商圈が縮小されて居るの

は云ふ迄もないが、由來開城商人は質素勤勉、商機を見るに鋭敏で、殊に團結力強く、信用制度が發達して居ることは驚くべきもので、彼等は相率めて全鮮に地方行商を營み、行商者としての開城商人は恰も内地の近江商人に匹敵し、更に金融上に於ては恰も支那の山西票莊にも劣らぬ働きを爲して居る。従つてその商業習慣や金融方法には、今日に於ても尙ほ學ぶべき幾多の卓越せる教訓を存して居るが、就中、金融上に於ては時邊と稱する獨特の貸出方法が行はれ、その貸出高は銀行や金融組合を遙かに凌駕し、商業制度としては唐貨居間・換錢居間・差人制度等の特殊の組織があり、また各種の慶契(西人組合)、博物契(金貨組合)・蔘業組合などの鞏固なる團結を有して居る外、この地に於て發達した開城簿記は夙に有名である。この地方は人蔘の主産地であるが、人蔘のやうな收穫までに長年月を要し、多額の資本を固定させ、危険率の多い生産は、大資本を有する開城人又はその資金の融通を受け得る地方でなければ、到底今日のやうな發達は期待出来なかつたと思ふ。

開城市街は商業を主として居るが、その附近たる開豐郡の中西面・南面・西面・北面・青郊面・東面・進鳳面・中面・上道面・臨漢面・興教面・大聖面・光德面・嶺南面・嶺北面は、比較的畑地が多く、この地特有の人蔘耕作を行ふ以外は産業上普通の村落と異なつた所は無い。従つてその聚落の形態も、大體他の中部朝鮮地方と同じであるが、行政區劃たる、各面(内地の村)の下に、多くの里(内地の大字)があり、更にその里の下に多くの部落があり、民家は數戸乃至數十戸、多きは百餘戸も一箇所に集團して居るものが多く、村落には藁葺屋根が多いのである。部落の大小竝に部落名の一斑を知るに便せんが爲め、臨時土地調査局に於て、嘗て土地調査の



(一分萬五)

近 附 城 開

◎光

德

洞 里 名

舊洞里名又は部落名

戸

面

人

九二八

光	中	高	黄	寺
德	連	尺	江	盆
里	里	里	里	里

光東東龍龍漢	冷大新黃島護舟	寺問錦西	梅德龍遠柳黃	灘禮早栗堂
山洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞

六	一六〇	九五	二一九	一五二
---	-----	----	-----	-----

二二二二	一一二二二四	三三三三	四二五四三一	四四四二
一五二三八二	七九五七〇八三	三四五三	八六一一五八	一五〇六〇

三二二	八九四	四九〇	一一八一	八六八
-----	-----	-----	------	-----

一一一四〇	一一二二四四九	六一〇〇	二二二二二	三一三三
四二二九八六	六一九八三七一九	三五五七	一五二二四七	六九八三二

口

加 土 尾 里	食 浦 里	龍 峴 里	二 所 里	一 三 所 里	洞 里 名
沃加卯	梨食砧	開龍新梨多	乙鳴筆文蓮琴	井越冷勒馬陵昭漁牧高	將洞里名又以部落名
野土	浦峴	來峴木士	山琴鼻	章歷岩齋	
洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞洞	
一九三	一六一	二五一	二七二	二六五	戶
四八一 八〇一	七七 八六七	二二八 八三三 三五一 四八	四八三 一六二 六二七 七二六	二三 二四一 二一 二八 九二 六七 五九九 〇八	數
	八一〇	一、 三、 三、 三	一、 三、 一〇	一、 三、 三	人
七一四	三三 四八八 二二六	一一四 四一 一七〇 二九 六七六 二二	二四一 三一 三三八 一三 一一六 五六一	一一 一二 一 一八 四〇 二八 二九 四四 四 〇八 四八 九三 二六 三九 〇	口

◎北面

光	錢	蓮	江	開	洞
井	浦	山		城	里
里	里	里	里	里	名
新良光		李廣錢	香弘芳妙	深大石後	舊洞里名又は部落名
堡佐井		齋岩浦	瀾京波	白頭公豐大	
洞洞洞	宮洞洞	里里洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞洞	

◎中

面

七	一	一	一	三
一	一	六	五	〇
一	一	八	二	四

二一三	一二八	四六四	二二三	六二六	一
一六四	〇一〇	〇一七	七〇七	六六〇	四〇四

三	五	七	七	一
九	七	四	三	四
九	六	四	〇	六

一一	一四	一一	一一	三三	一
九〇六	五一〇	九七七	五九五	二二一	三三四
五三一	四七五	七三七	三〇二	四一九	〇二

礪	洞
峴	里
里	名
新羅の聚落(前篇)	
野者灰定礪	
羅	峴
陵洞洞	陵陣

◎西

面

一
〇
六

一二一	四
八七〇	六五

五	九
四	二
四	〇

一	二
九三五	三二
五七三	二七

戸

人

口

朝鮮の衆落 (前篇)

修 照 玉 璋 新 軍 栗

隅 濟 山 山 隱 鷹

里 里 里 里 里 里

寒高大小殿 黑豪鳳下中上 寺 璋 南衣洋東 新金軍 新趙内間蒲栗站
 陵陵 川山 座 岩峰巢坪坪坪 山 神 浦方 塘店隱 基 陵 橋洞(향안다리)
 洞洞洞洞洞 洞洞洞洞洞洞洞 洞 洞 峰洞洞洞 洞洞洞 洞洞洞洞洞洞洞

◎中

西

面

〇七三 一三二 二〇〇 一三〇 二〇五

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 一 〇 〇〇〇一 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
 一二一一一 一四一二二〇 〇 〇七 一二四一 六二四 〇〇三三三九一
 〇九一〇三 五六五五六五 一 〇七三 九五一五 〇五五 五三〇〇三二二

三五五 六八四 一〇〇五 五二五 九二七 九二二

〇一〇〇〇 〇二〇一一〇 五 三 〇一二五 二一一 〇〇一一一四〇
 四四五四六 七三七二二四 五 三六五 九二〇七 八一二 二一四三四一五
 四三六七五 八二七三七七 二 三五七 七五六七 五三七 二〇二五八三七

豐 洞	館	煙	土	鵠	麗	洞
德 里 名	前	霞	城	嶺	陵	里 名
里	里	里	里	里	里	
邑	早牛玉	鐘武乘存大	馬山墨	七海風奮啼月彌帆福	社午新明高太	舊洞里名又は部落名
內	起峰粧	項裏鶴以國	踏伊寺	駿安鳴	勒 馬老 近寧 堂	正 井駿 門 駿
里	洞洞洞	洞洞洞洞洞	洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞洞

聖

戶	二二八	二六〇	二五九	二五六	一六四	戶
面						
一五四 數	四四四 一五二	四五五五五 六八四〇二	八八八 八五六	二四二二二二二 七二八三〇八五五八	六一一一二四 〇三四四〇三	數
人	六四七	一、三〇六	一、二九二	一、二六二	一、三五三	人
九二三						
七七二 口	二二二 〇二一 九八〇	二二二二二 三九七五六 一〇五〇〇	四四四 五一三 一〇一	一一一 三〇三 二八五五二	一一一 一九四七二 一五三一	三 五一二 〇六九六〇一 四四九九八二五 口

柳川里 丁串里 仕洞里 佳井里

松樓 內石上土多乾三古黃 後冠殿弁梨盆治黃 宮釜竹大羊宗細港石通 岐廣東馬粉
 亭 榿 藏文坐尊土 村山浦村洞井谷山 基谷谷村峴山谷洞基洞 土山井土
 洞 谷浦泉洞里洞里城山 新梅新元城雲錦古 蘿后石佳弓姑佳隔間仰 村洞洞洞
 島槐 瓦仕樓聖槐東陽後 塘 水石眞 蘿山 米高己榛
 從 基 河 分 基谷村里內洞洞里 谷谷井伊基洞谷洞村洞 倉
 洞 峴洞里村城洞村谷 基谷村里內洞洞里 谷谷井伊基洞谷洞村洞 井洞谷橋

九六 二〇一 一三四 九五

三一 一一二二九二二二四 一五七三九三二二 一六一二五六三二八四 七一八五二

六八 二〇六五一二三二 九四四八一六六 九六一一四五一二六 四六〇三

五二二 一〇三八 七三二 四八七

七五 五 一五一 二 五七四七一三五二 五三一七二三二五四八 一六三六
 一九 四九九一二二八七八 三〇五二一一九九 〇六一〇四一五七五 一五九七七

三四 一四九二 五七二 四七一〇〇五五三 五四四 一一二五 三 二三三九
 二三 一四〇七二二二四 三三三〇二九一三 三一〇八〇七五九八一 四五九八

朝鮮の聚落 (前篇)

吉	古	吉	洞
祥	德	水	里
里	里	里	名
基元馬下上西	山鳩下上裏古	泉巖德帝清兩	齊洞里名又松部落名
正正	白白	水積積釋水合	
谷堂殿 門 城	陵德 石石	洞洞洞洞洞洞	
慈慈			
洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞	洞洞洞洞洞洞	
一四一	二一八	四二八	戶
二三四一一一	三二四五二六	一一二二二五	數
三二一七三五	一六〇六二一	六〇二二〇七	
六七四	一〇六四	一、一八三	人
一一一	一一二二二	一一八	口
三五九八五七	六二〇七一九	三四〇六九三	
八九二〇四八	一〇七〇〇六	二八九四五五	

下	上
照	祖
江	江
里	里
樓間炭野海內	栗梅加元小
洞洞洞洞洞洞	池弄五道回
自岩桃禁栗漢	洞谷峴洞村
樂 松	斗陵陵大
洞室峴洞谷基	洞洞洞洞洞洞
一三八	一三八
七四五七七一	九〇四九四
一三	一一一
一七八四七〇	九〇二三
七三二	六五五
九二六	
四二九四四六	四五一九一
二四〇二二〇	六三九二九
一二	五五六五
〇〇二四六	四二二三
五一〇四二〇	

◎嶺

北

面

人

一、八

ど村落との間に貧富の懸隔が甚だしいやうに思はれる。従つて戸口の上に於ても、都市の方では膨脹して居るが、郡部の方は却つて減少して居る事實がある。即ちこの戸口現象は、市街地は景氣が好く繁昌するが、村落は疲弊し衰微しつゝ、あることを反映するものであるまいか。獨りこの地方に限つたことでないが、市街の立派なるに比して、村落の見すばらしきことは、識者の看過出来ないところである。序に一言して置きたいことは、開城地方が全鮮第一の女の多いと云ふことである。大正十四年一月一日の簡易國勢調査の結果に據ると、全鮮平均の男女比率は、男一〇〇に對し女九四・八二（内地は男一〇〇に對し女九九・〇〇三）であるが、舊開城郡は女一〇〇に對して男九六にして、昔から女護の島を以て有名な濟州島よりも、尙ほ男に對する女の数の割合が多いのである。これは男の外へ地方行商として出で行く結果でもあらうが、斯かることは男の多い朝鮮としては珍らしい現象である。昔から開城地方には烈女節婦が多く、到る所でその碑石を見受けるが、夫の留守勝なこの地方では部落の婦女子の教訓上、觀察使や郡守の「善政之碑」よりも、この方が遙かに必要であつたこと、思はれる。

舊開城郡面別戸數人口調

面別	面積	大正十年末		昭和四年末	
		戸數	人口	戸數	人口
松	〇・九〇七 <small>方里</small>	七、七二〇	三七、五九二	九、六四〇	四六、七六一
中	四・一二七	一、二七〇	六、三九九	一、三〇一	六、八四四
南	二・九〇二	一、三八六	七、〇六三	一、四三一	七、五九一

西	面	一、八九二	七八三	三、九〇七	七二二	三、五六一
北	面	四、六一二	一、二〇九	六、六九四	一、一五〇	五、九二一
嶺	面	五、四四二	九二二	四、三九〇	七九〇	三、七一九
嶺	面	六、二五一	九四一	五、二七八	九七六	五、一七四
青	面	三、〇一七	一、七二二	九、三四五	一、九八三	一〇、六二九
東	面	〇、八九八	七二二	三、五四五	七三〇	三、六六二
進	面	三、〇一七	九〇一	四、九三八	九七九	五、〇三五
中	面	三、二七九	一、一四二	五、七九三	一、〇五四	五、六八三
上	面	二、三八三	七三六	三、六八五	七〇三	三、五七一
臨	面	三、一六六	一、〇二三	五、四五四	九七七	五、三一八
興	面	二、七二二	九九三	五、五三四	九八六	五、二四七
大	面	二、五七五	八九一	四、七九四	九二七	四、七八〇
光	面	一、九八四	六七八	三、八三五	六九二	三、九〇五
總	計	四九、一七四	二二、〇三九	一一八、二四六	二五、〇四一	一一二、四〇一

即ち舊開城郡(現在の開城府及び開墾郡)の戸口消長を見るに、大正十年末に比し、昭和四年末には、戸數一千九百二十戸、人口九千五百六十五人を増加して居るが、この間に於て開城市街(舊松都面)は、戸數一千九百二十戸、人口九千百六十人を増加して居るから、結局郡部(開墾郡の十五面)に於ては却つて戸口の減少を來したること、なる。その原因としては、鐵道の開通、産業の發展等の關係上、開城附近に於ける村落の戸口中、漸次市街地に移動集中したのも相當に多いと思はれるが、要するに金貨と出商賣と人參耕作に經濟の重心を置く開城地方は、老成の市街で

あつて新興の市街でない。従つて他の商業都市や工業都市並にその附近村落のやうに、戸口増加力の旺盛でないことが判る。斯くの如く、開城附近の郡部が、この數年間に却つて戸口の減少を來したるに對比して、私の特に興味を惹くものは、開城と同時に府制を實施した咸興が、工業都市として近年市街の膨脹著しく、またその附近の村落も戸口の激増を來しつゝありて、何となく新しき生命の躍動して居るやうな、活氣が溢れて見えることである。開城とその附近、咸興とその附近との戸口の消長を冷靜に考察するときは、獨り聚落の研究に止らず、都市及び村落の經營上幾多の暗示が潜んで居るやうに思はれる。

第六節 都邑の經濟勢力

市街地の經濟狀態

主として戸口の方面より見たる、朝鮮都邑の發達の狀態に就いては、前數節に於て叙述したから、こゝではその經濟勢力を考察したいと思ふ。しかしながら都邑の經濟狀態を各方面より調査することは容易の業でないので、便宜上、昭和三年朝鮮總督府に於て、市街地の地價改正に際して調査した、市街地及び準市街地の狀態に據り、朝鮮主要市街地の經濟勢力を比較することにした。

市街地	人 口	戶 數	營 業 稅	旅 客 降 發	貨 物 發 着	郵 便 物 及 報 着	電 話	電 燈	商 工 業 學 校 徒 生	坪 價 時 均
京 城	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
仁 川	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
水 原	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
松 都	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
濟 州	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
公 州	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大 田	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
江 景	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
群 山	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

朝鮮の聚落(前編)

海州	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	10.1km	20.0ha	4戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
海州	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	5km	500ha	1戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
海山	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	10.1km	20.0ha	4戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
海山	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	5km	500ha	1戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
釜山	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	10.1km	20.0ha	4戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
釜山	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	5km	500ha	1戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
金泉	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	10.1km	20.0ha	4戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
大邱	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	5km	500ha	1戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
光州	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	10.1km	20.0ha	4戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
羅州	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	5km	500ha	1戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
木浦	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	10.1km	20.0ha	4戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10
全州	19°42'N 127°42'E	19°42'N 127°42'E	5km	500ha	1戸	19°42'N 127°42'E	11戸	19°42'N 127°42'E	1000	11.10

思ひ半ばに過ぐるものがある。市街の大部分が古來よりの行政官廳の所在地たる所謂消費都邑であるといふことも、その經濟勢力の伸張せざる原因であらうが、概して都邑の背後を爲す村落經濟の不振であることも、亦都市の發達を遅緩ならしめて居る主因であると信ずる。

市街地不振の原因

都市の發達せざる根本原因は素より一二に止まるものでなく、種々の原因が錯綜し影響して居ることは言を俟たないのである。私は未熟ながら、年來各方面より朝鮮の經濟を調査研究した結果、李朝時代に在りて、朝鮮に於ける市街地の發達せざりし原因は、大要左の數點に歸し得るものと考察して居る。勿論各項目それ〴〵大小輕重あり、必ずしも一率に論じ難いが、試みにこれを要約して列擧して見よう。

李朝時代市街地の發達せざりし原因

- 一、朝鮮に於ては古來農業本位の經濟生活を營み、戸口の大部分が村落に分布し、且つ都市の背後地たる村落經濟の貧弱なりしこと。
- 二、内地に於ては封建時代より城下町が發達して居たが、朝鮮は郡縣制度で、内地の諸侯が領民を保護愛撫したやうな例は見出し得ず、觀察使・郡守・府尹等が苛斂誅求をこととし、加ふるに邑城の制もありて、都市の膨脹發達を妨げたる點點からざること。

三、内地に於ては日限市場の所在地が次第に發達して市街になつたが、朝鮮では商業上の保護監督宜しきを得

す、且つ貨幣の進歩を見るに至らざりし結果、依然として原始的取引方法の日限市場が存在し、多くの場合その所在地に常設店舗が餘り増加せず、従つて市街地を形成するに至らざりしこと。

四、内地に於ては幕府も諸侯もまた人民自らも、港灣・道路・橋梁・河川等の交通及び土木工事を勵行して、人口の都市集中と商工業の發達を助成したが、朝鮮には殆んど其點に何等の施設なかりしこと。

五、徳川時代の鎖國政策はありしも、内地人は商業貿易上概して進取的であつたが、朝鮮は徹頭徹尾、退嬰鎖港的で、自ら海外と貿易を行ふ如きことの無かりし結果、港街の發達せざりしこと。

六、内地に於ては各種の地方的特産品生産地が、その生産の發達により市街地となつたが、朝鮮に於ては特産品を官府の貢物として徵發し、又はこれに惡税を課し、或は人民自らも努力せずして、斯かる市街を生ずるに至らざりしこと。

七、内地人は信仰心厚く、神社・寺院・靈場の所在地は四時その參詣者多く、これを目當とした店舗・宿屋・遊廓・料理屋などが繁昌して所謂門前町を爲して居るが、從來朝鮮には神社無く、寺院はその數も少く且つ山奥にありて民衆と接觸せず、従つて市街地の發達に何等關係を有せざること。

八、朝鮮に於ては愚劣極まる風水説の行はれ居る結果、住居地の選定上に制限を受け、經濟的に發展し得る見込ある地にも有力者の定住せざりしこと。

九、朝鮮に於ては同族觀念強く、兩班其他有力者中の同姓のものが、一地方に集團部落を構成しあり、また官

府の誅求を免れる爲め資産家の市街地に定住するもの少かりしこと。

一〇、開城及び平壤商人の如き特殊の例外はあるが、李朝時代に在りては朝鮮の市街地に於ける自治は發達せず、概して共同事業の經營に成功せざりしこと。

一一、内地の都會は獨り商業取引の上のみならず、學問・武藝・美術・工藝の中心で、諸國からそこを訪ひ、そこに修業するものが絶ゆることなく、勢ひ市街を發達せしめたが、朝鮮には斯かる市街は殆んど無かりしこと。

一二、内地の市街には、歌舞伎・淨瑠璃・人形芝居・神樂・相撲等の娛樂競技・溫泉場・遊覽地、其他地方的の祭祀や催しありて市街生活に趣味と潤ひありしも、朝鮮の市街は無味乾燥にして、人口の都市集中に沒交渉なりしこと。

一三、漁業の幼稚にして、漁村又は漁業の根據地の市街地として發達せざりしこと。

一四、内地に比して朝鮮の方が遙かに物資の生産力乏しく、また、口の密度も低きを以て、人口の都市集中を遅々たらしめたること。

一五、内地に於ては幕府及び各藩に經世濟民、殖産興業の學大に興りたるも、朝鮮に於ては、兩班儒林が商工業を卑み、都邑に適當なる指導者たる中心人物の無かりしこと。

一六、都市に商工業興らず、官吏は人民を搾取む、資力あるものが金貸・地主に着眼したる結果、一方農村を

疲弊せしめると同時に都市の發展を妨げたること。

一七、地勢上、水運を利用し得る聚落少く（脊梁山脈以北に於て特に然り）、従つて市街地の發展を見ざりしこと。

一八、氣象及び地勢上、旱魃・水害を蒙ること多く、自然聚落の發展を困難ならしめたること。

一九、住民の多數に愛郷の念乏しく、先天的に一定の地に土着せず、住居を轉々移動する弊あること。

二〇、住民が大部分不生産的にして、勤勉努力せず、貯蓄心乏しく、都市の建設とその發展に適せざりしこと。

以上の外にも、朝鮮に於ける都市の發達を阻害した大小の原因があるかも知れないが、要するに村落の疲弊し、都市の不振なるは、これを構成する住民の素質優秀ならざることが根本の理由を爲して居る。過去に於ける朝鮮經濟の衰頹を以て、その基因を、天然資源の貧弱と、旱害・水害の如き天候の迫害を受くること多きにのみ歸せんとする人あるも、成る程これを悉く否定する譯には行かないが、斯くの如き自然の下に於ては、本來ならば、獨逸・白耳義・瑞西の如き刻苦精勵、質素儉約な、忍耐力強き、發明心に富み、進取の氣象に充ちたる、團結心の鞏き、自主獨立的な、國民性を涵養して、内にあつては巧みに自然を利用征服し、支那・西班牙・伊太利の如く外に出で、は移民に成功し、内外相呼應して政治的・經濟的發展を來したることは、世界の經濟史及び植民史が數多くの實例を示して居る。然るに不幸にして朝鮮民族が、既往數世紀に於て、政治的に

經濟的に歩み來りし道は如何なるものであつたらうか。都市と云はず村落と云はず、その發達せざるに就いては、蓋し由來する所、遠く且つ深いのである。これを要するに朝鮮都市の實質は、僅に數個の市街を除けば、農村聚落の域を脱すること遠からざるものであるまいか。

都市の文化施設

併合以來、諸般の制度は改善され、交通・土木・産業・金融・貿易・商業・教育・衛生、其他各般の都市施設は面目を一新した結果、併合當時と今日とでは朝鮮に於ける市街地の戸口・體裁・經濟力・文化施設等に於ては格段の差異を來して居ることは言ふ迄もない。これを要するに日韓併合を轉機として朝鮮は社會狀態も經濟組織も國民生活も、將に一變しつゝあるのである。従つて何百年の間殆んど變化を見なかつた舊市街たる邑内も、街衢の體裁・民屋の構造・經濟の勢力等一變を來し、戸口の増加驚くべきものがあり、市街の發展は邑城の外に、或は新設の停車場又は港灣附近に伸びて著しく膨脹して居る。しかしながら木浦・大邱・大田・群山・鎮海・新義州・羅南などの新市街地を除けば、多くの市街は雜然と膨脹し不規則に發展したものである。されば京城・平壤・釜山等の大市街地に於ては既に都市計畫が企畫され、大體三十年後の發展を豫想して、市街地・道路・河川・上下水道・電車・公園・市場・火葬場・社會施設等、諸種の計畫が實行されて居ることは、拙著「平壤府」を繙いても明瞭なる如く、區域の擴張、區劃の整理、工場地の設定、河川の改修、交通機關の普及、公營事業等が着々として行はれて居る。その他の地に於ても新しく市街の建設さるゝ場合には、相

當の理想を以て都市の計畫が樹立されて居り、また近く朝鮮總督府に於ては、都市計畫に關する法規を發布することになつて居るので、今後は市街地の計畫に一定の規準が設けられ、交通・經濟・衛生・美觀等の上に、徐々に改善進歩を見ることを期待されて居るが、差當つて左の諸點に就いては、都市と云はず村落と云はず、民家の集團大なるものには是非とも實行すべきである。

一、雜然として不統一なる都邑の膨脹は、交通・經濟・文化・衛生等、市民生活と都邑發達の上に遺憾尠らざるを以て、新市街の設定と舊市街の整理に當りては、財政的にも技術的にも須らく遠大なる根本計畫を樹立すること。

二、朝鮮の市街地に於ては、道路・鐵道・港灣・電車・乗合自動車等の設備に不完全なもの多きを以て、これ等交通機關の普及發達を計ること。

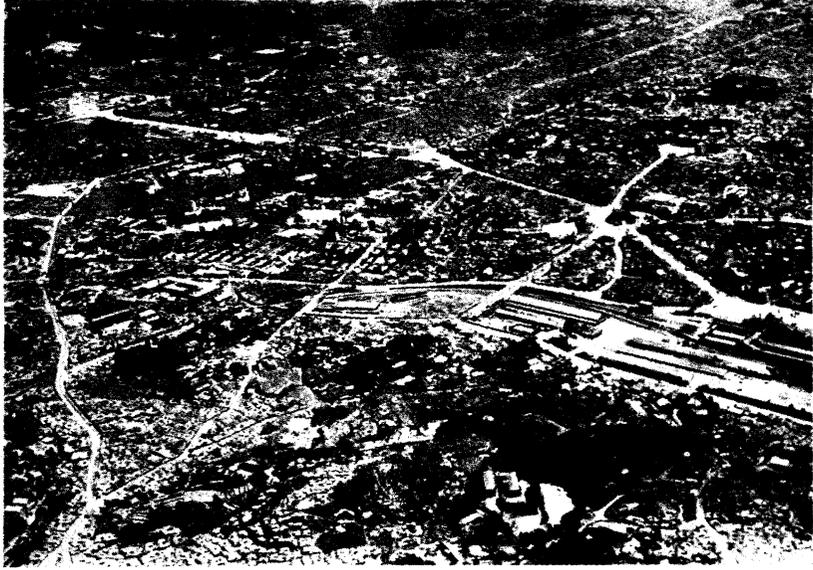
三、朝鮮に於ける都邑の發達せざりし一因は、その地方に特色ある産業が興らず、且つ大量生産の行はれざる結果であるから、その附近の豊富なる原料・勞力・動力・燃料等天然資料を巧みに利用し、適當なる資本・設備を以て、その都邑をして生産的に特殊の地位を占めしむるやう努力すること。

四、都邑及びその背後の生産品に對し販路を開拓し、生産者の利益を確保する爲め、内地及び支那・滿洲・其他需要地との聯絡を便ならしめ、取引上必要なる會社・商店・市場・金融・運輸・倉庫・保險等の機關を充實し、生産及び販賣上の統制協力を計ること。

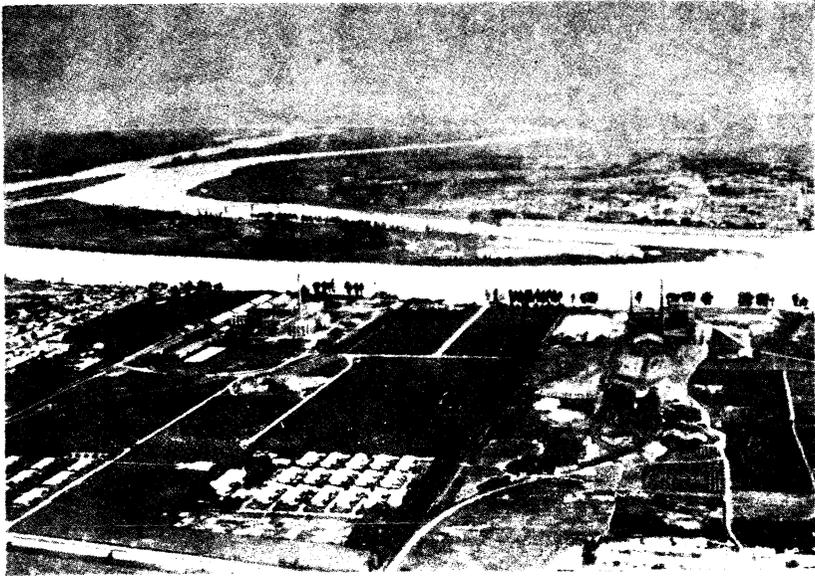
- 五、朝鮮の市街地に於ては、水道の設備あるもの少く、井水又は自然の湧泉等飲料水の良質ならざるものも多
いから、速かに水道を普及し、止むを得ざる場合には簡易水道又は地下水の利用を計り、同時に豊富なる水
力・燃料を利用して電力を起し、燈火及び動力に一大革命を齎らし、生活上並に産業上の利便を計ること。
- 六、朝鮮の市街地は下水・井戸・便所、其他の清潔装置に甚だしき缺陷あり、首都京城に於てすら便所の設備
なき民家數千戸に達する始末である。さればこれ等の清潔装置に對する監督取締を勵行し、速かに進歩した
る衛生施設を實行すること。
- 七、朝鮮の市街地は甚だしく不體裁であるが、特に土幕民家及び不良住宅の整理・住宅地經營・公營住宅・共
同便所・共同浴場・共同洗濯場・火葬場・墓地等の公共設備を完成すること。
- 八、朝鮮の市街地に於ては、數個の都邑を除けば、一般に社會施設が不備であるから、下層民の多い關係より
見て、特に公設質屋・公設市場・職業紹介所・簡易食堂・無料宿泊所・托兒所等の社會施設を完成せしむる
こと。
- 九、朝鮮の市街地は死亡率高く、就中京城の如きは乳幼児の死亡率に於て大阪を遙かに凌駕し世界第一になつ
て居る。これは醫療衛生機關の普及せざるにも因るが、診察料藥價等が一般の民度及び所得に較べて法外に
高い結果、中流以下の府民は充分に醫療を爲し得ざる爲めである。されば藥價診察料等の低減と、實費診療
所・施療施設・巡回診療等を徹底せしむることは、現在の朝鮮に於ては特に緊要である。

一〇、朝鮮の都邑には文化施設に於て大に缺くる所あり、されば神社・寺院・教會・公園・遊園地・運動場・公會堂・圖書館・科學館・博物館・物産陳列館・劇場・活動寫眞館等の設備を完成し、市民の信仰・休養・慰安・修養・娛樂・運動等に便ならしむること。

以上は朝鮮の都市施設上最も急務なりと認めたるものゝみを擧げたに過ぎず、これに市街地を建設するに就いては、都市計畫の規定に準據し、永き將來を豫想して高遠なる理想の下に施設を進めねばならぬが、由來朝鮮は他に比類なき農業地であるから、田園都市の經營に關しては、地勢・氣候・産業・民度・風俗・習慣等を參酌し、獨特の工夫を要することは言を俟たない。而して屬はしき住心地良き大小市街地の出現は、獨り官公の施設に止まらず、住民の心掛如何に依ることが大であるから、市民を都市生活に適するやう教養訓練することも亦極めて必要である。



城 京



壤 平



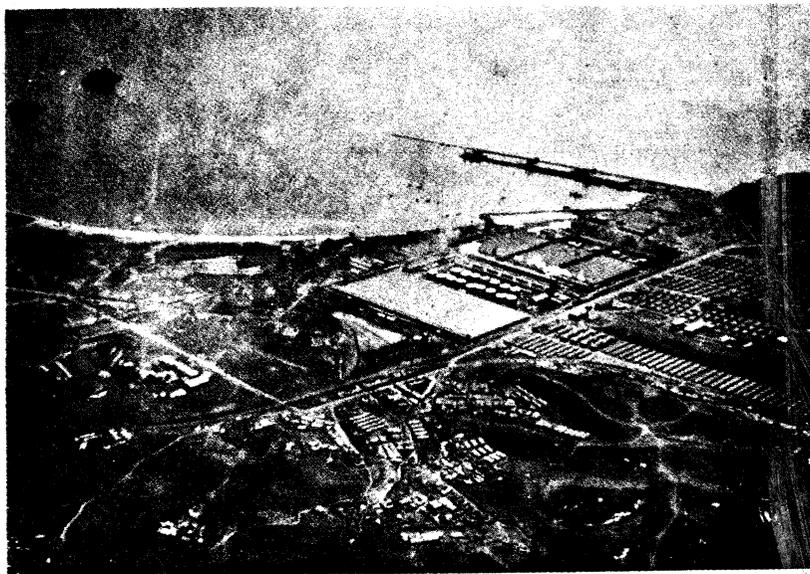
大 邱



大 田



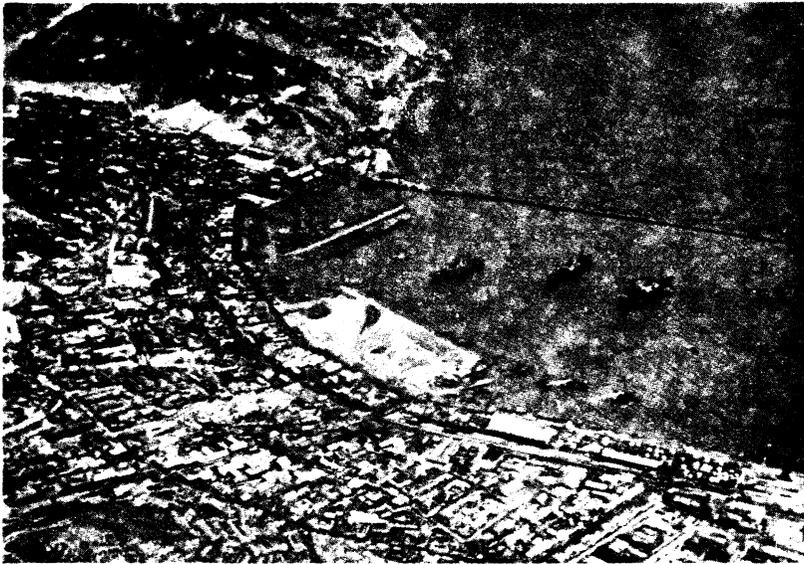
興 成



南 興



川 仁



津 清



原 水



原 鐵



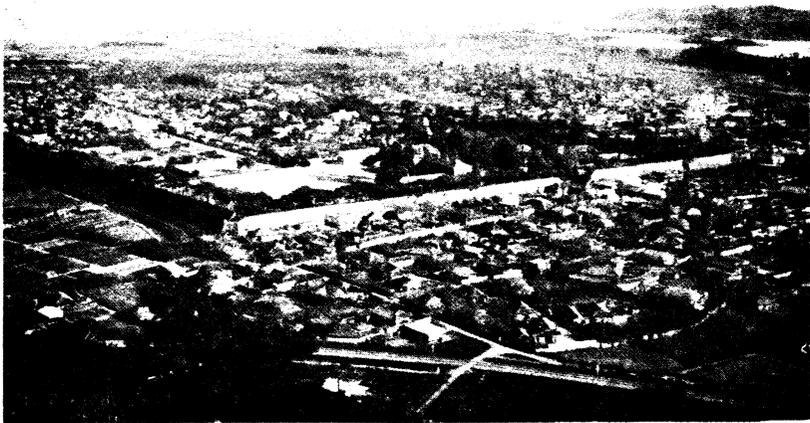
城 開



南 羅



會 亭



鐘 城



鎮 坡 芝 新



鎮 浦 滿



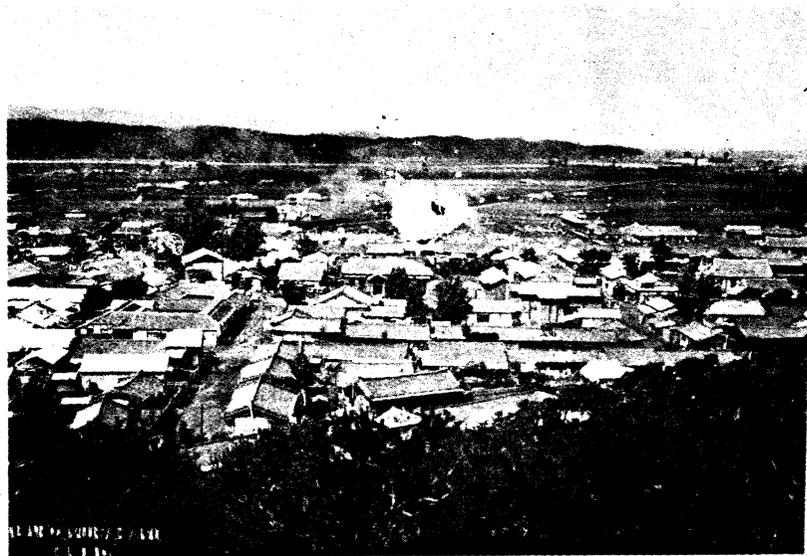
山 蔚



景 江



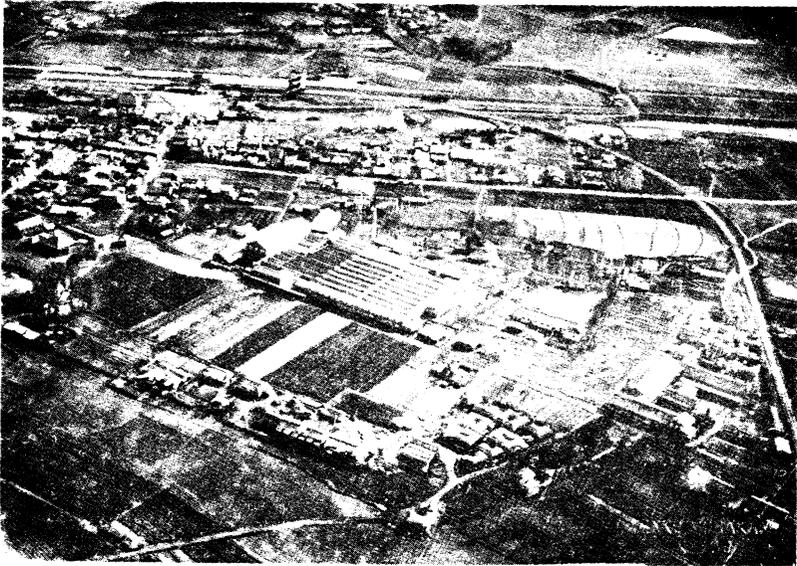
龍 巖 浦



川 价



興 瑞



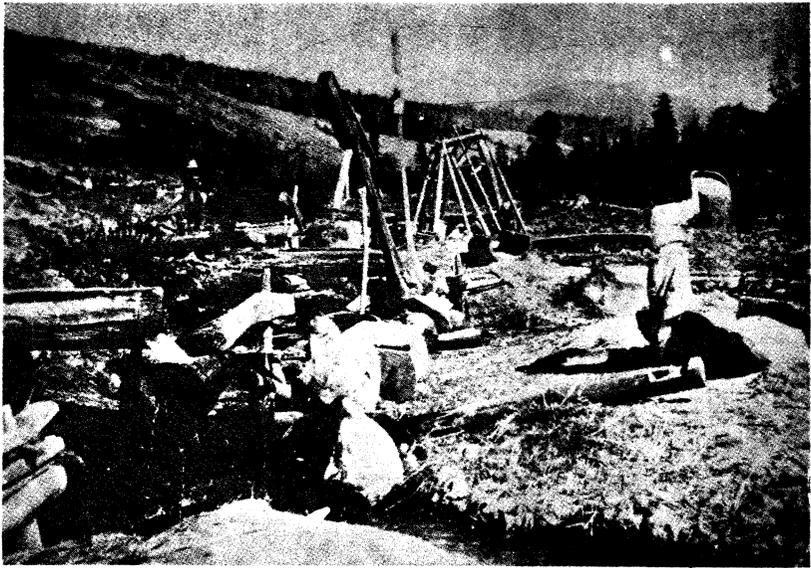
浦 登 水



安 鎮



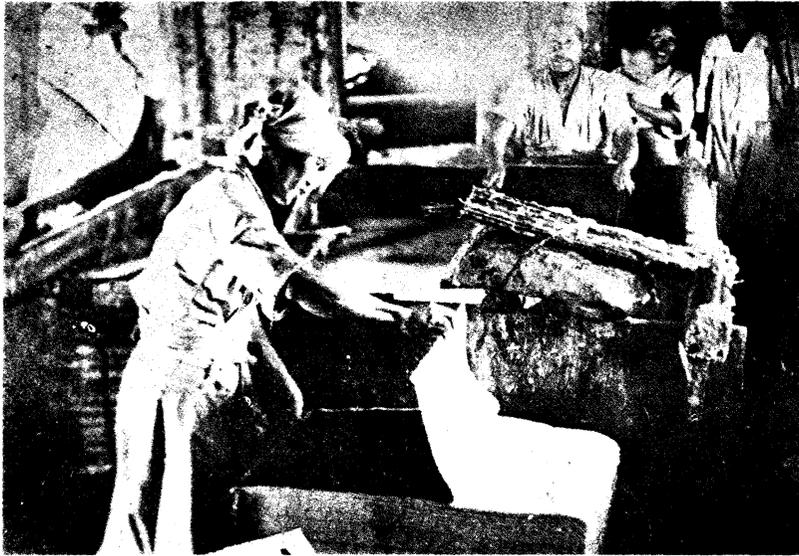
康 平



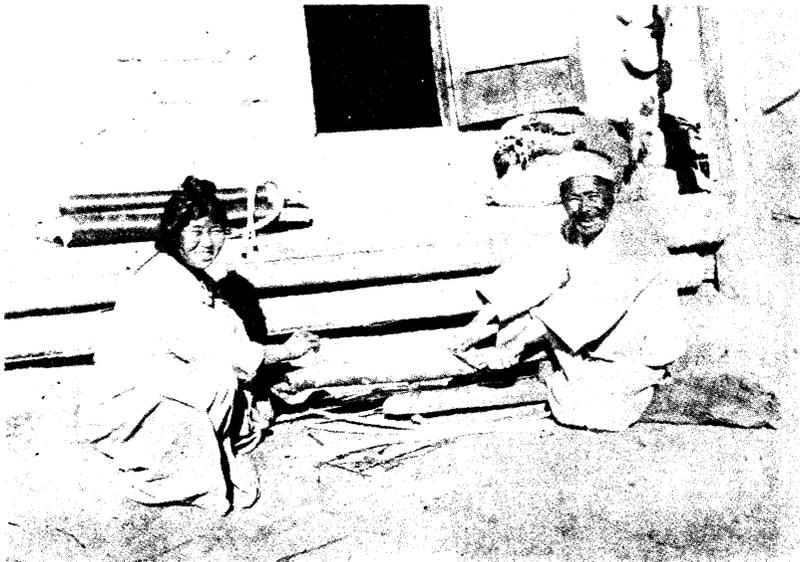
（搗麥燕）碓氷の民田火るけ於に里興保堡天普



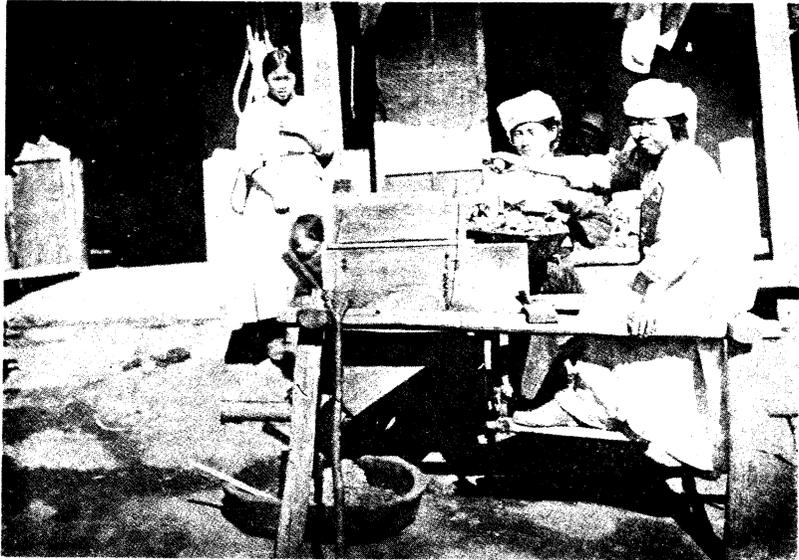
鼠養の民田火洞明圓面南郡川照道北安平



作製(紙鮮朝)紙明圓の民田火洞明圖面南郡川熙道北安平



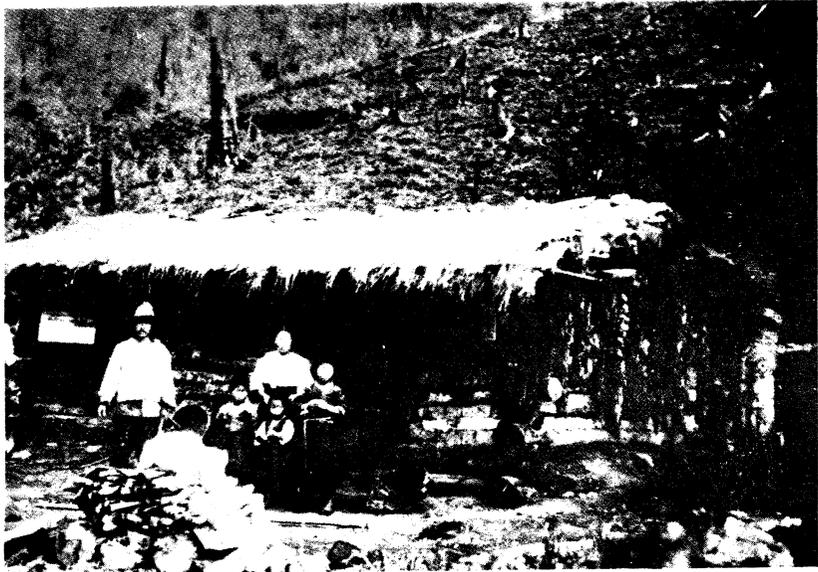
ラシてしと料原の(ラベンア)座英に業副の民田火 産製バンカラシの民田火
(内管署林管興成)。るあで況状るあつし皮剥をバンカ



粉澱るたし造製、るあで況状の造製の粉澱の女婦民田火 造製粉澱の民田火
 。るす供に食常り作を等粉汁・餅・飴・麵粉澱、外るす却賣て於に場市は
 (内管署林管興成)



のもるざひ用を板、がく葦を根屋てに板に般一は屋家の民田火 家の民田火
 火、るせ載を石は又榊に上屋め爲るふ備に風烈、き葦で等稗麻・麥藁・粟は
 を屋家に新次漸後爾、し居同帯世較はき多に内家一ね概は初當山入の民田
 (内管署林管原渭)。るあでのふ行を張擴の域區田火て建



火るな因貧るけ於に谷々澗里坪大面惠普郡山甲道南鏡成 (二其)家の民田火
へ構家の民田



へ構家の(一カーロブ)主地田火るけ於に谷哥末大俣天普 (三其)家の民田火



造製甕用物漬の家民田火るけに里興保區業事堡天普



總他のそ園周の屋部、で場事炊の（下以流中）家民田火 場事炊の家民田火
も最にるとを暖で所寝の同一族家は所個の座莫方後の釜、る塗を土泥てべ
（内管署林營興成）。いよが合都



(四 共) 家 の 民 田 火



(人二十二婦夫六) 族 家 大 の 民 田 火



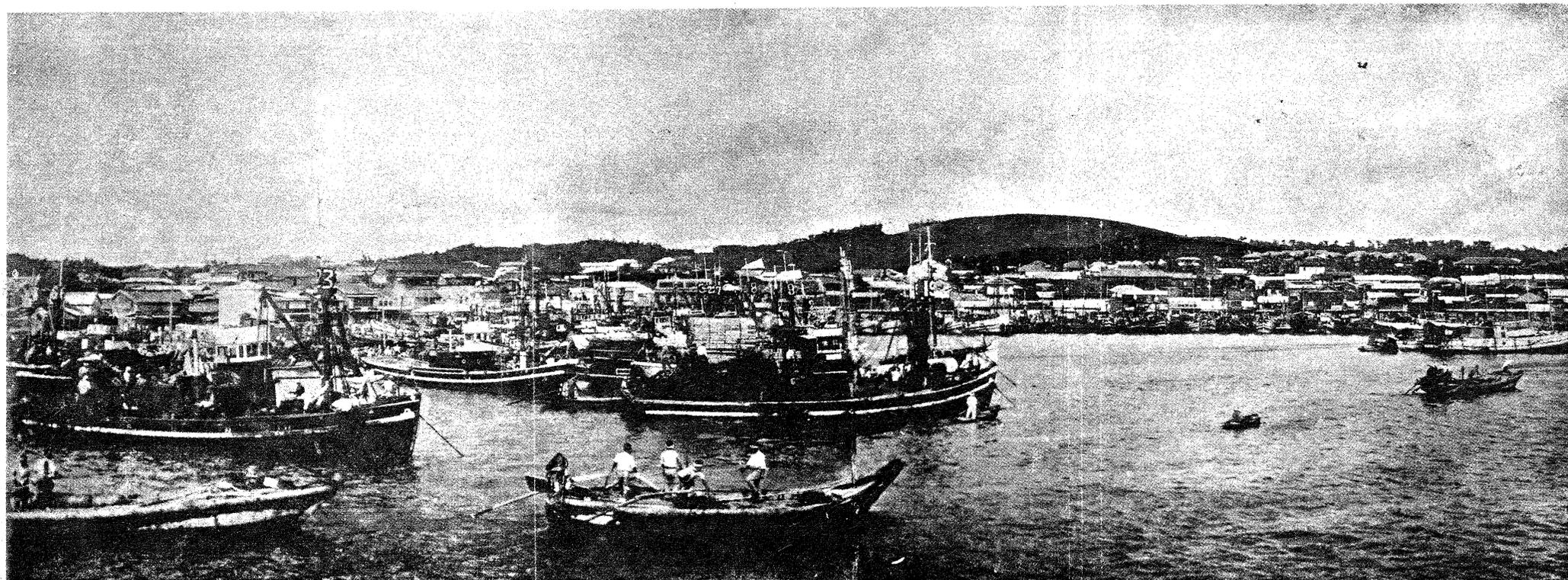
州

光



浦

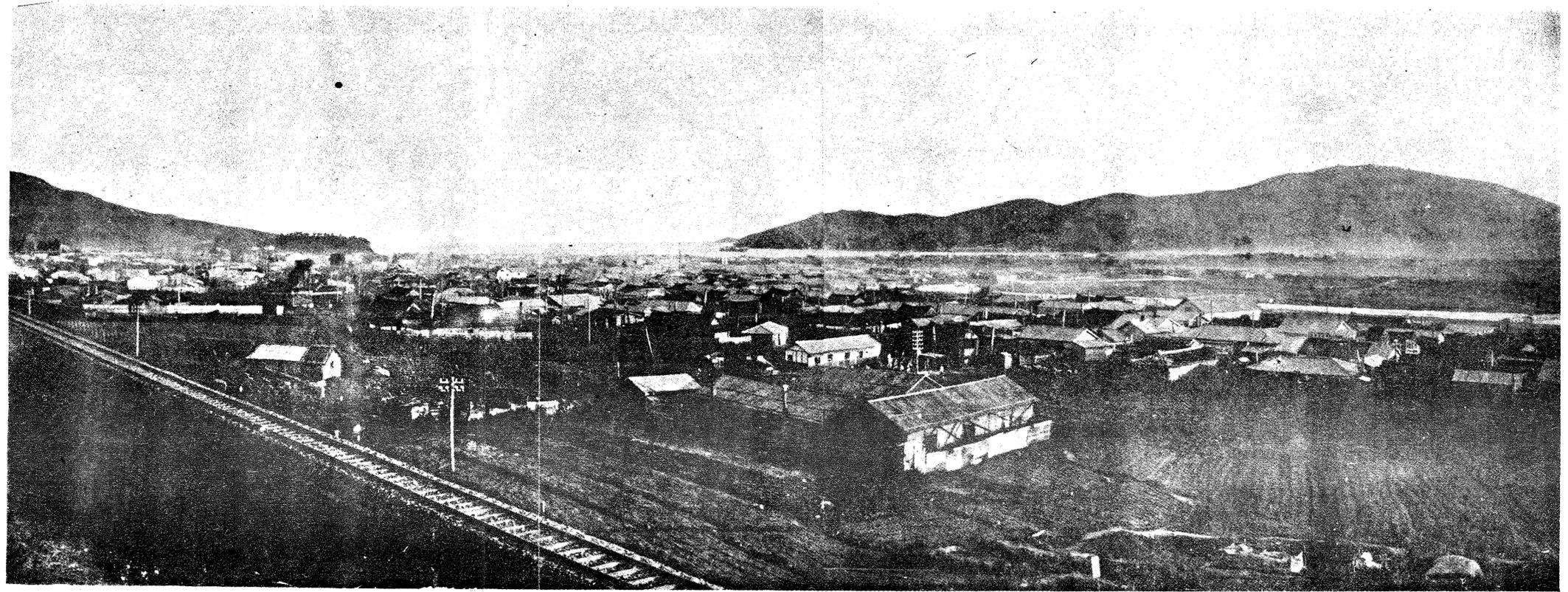
木



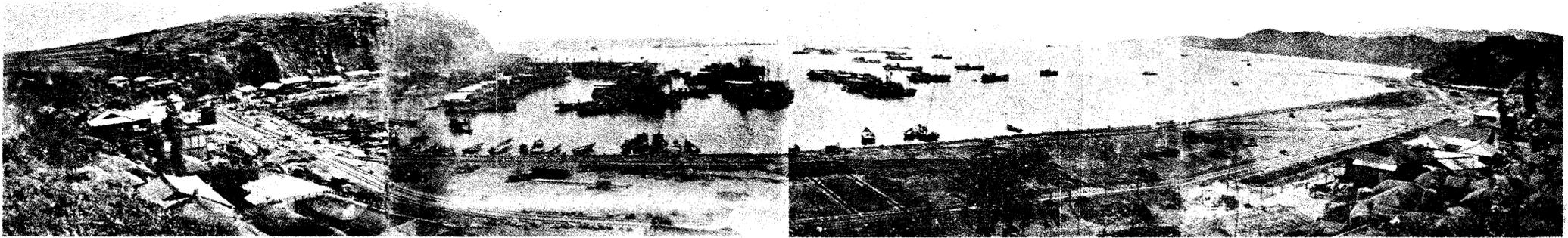
慶 尙 南 道 蔚 山 郡 東 面 方 魚 津 港



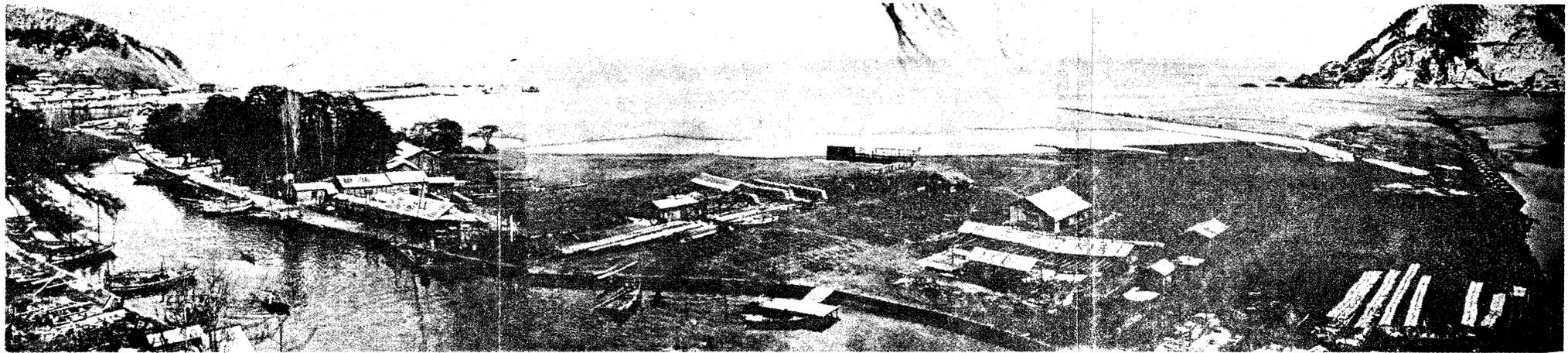
港 口 江 西 德 盈 郡 德 盈 道 北 向 慶



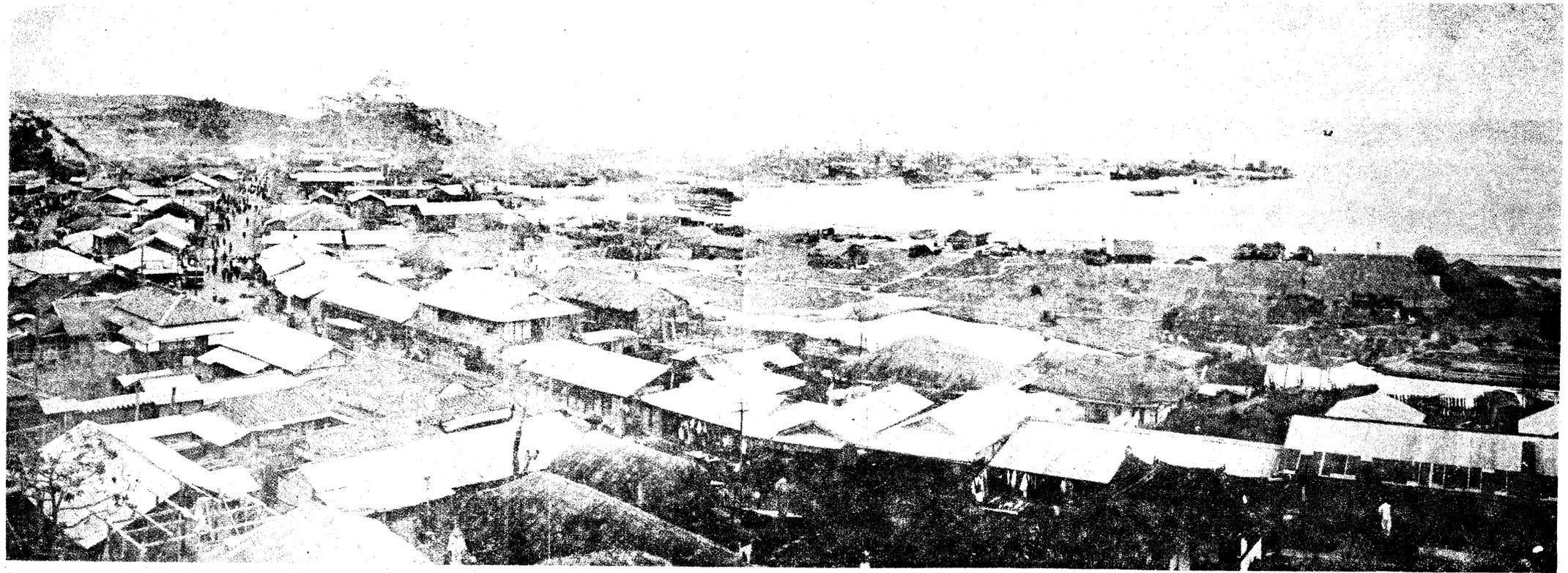
咸 鏡 南 道 慶 興 郡 雄 基 港



江 原 道 蔚 珍 郡 平 海 面 厚 浦 港



江 原 道 三 陟 郡 三 陟 面 汀 羅 港



江 原 道 陵 江 郡 新 里 南 注 文 津 港